明治三十八年十二月二十日印刷
明治三十八年十二月廿五日發行

百家說林續編上卷

著作權所有

編輯兼發行者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
合資會社吉川弘文館
右代表者　吉川半七

印刷者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
本間季男

印刷所　東京市京橋區新榮町五丁目三番地
東京活版株式會社

發行所　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
合資會社吉川弘文館

百家說林續編上卷畢

坐二別殿一歟。これは表筒男中筒男底筒男の三柱の神三社にいまし。今一社には神功皇后をいはひまつるかといふなり。か丶ればむかしよりたしかならざりけるなり。津守國基は。玉津嶋明神をいはひ申たるよし申されけるといへり。玉津しまの明神は和歌をまもらせたまふよし。いふにつけてなるべし。このことふるくはものにみえたる事なし

○貫之家集云。あつよしの式部卿のむすめのもとに。ちひさきくるみの有けるをこひてほるとてよめる。

鶯に花ゑられけはみえねども秋くる道の物にざりける

秋くる道の物とは。くるみをば。胡桃とかけど。また呉桃ともかけば。呉は此國よりは西なれば。さてかくはよまれたるか。古語拾遺云。昔往神代大地主神營レ田之日。以二牛肉一食二田人一。于時御歳神之子至二於其田一。唾レ饗而還。以レ狀告レ父。御歳神發レ怒以レ蝗放二其田一。苗葉忽枯損似二篠竹一。於レ是大地主神令二片巫（志止止鳥）肱巫（今俗竈輪及米占也）占二求其由一。御歳神爲レ祟云々。宜下以二牛肉一置二溝口一。作二男莖形一以加上レ之。以二薏子蜀椒呉桃葉及鹽一。班二置其畔一云々。此中に呉桃葉あればこれらの心もこもれるか。くるみといふことをよみいれたり。

○土佐日記に。仲丸のぬし我國にか丶る歌を（は扶桑拾葉下同）なむ。神代より神も詠給今（たび）は上中下の人も。かうやう（かやう）にわかれを丶しみ（をしみ）。よろこびもあり。悲しびもある時にはよむとて。よめりける歌云々。

河社終

にをさめられたるは。彼卿のかゝれたる物に。古今に長歌を短歌といへるを遺恨とあるに。後成卿も古今に依て。千載集に短歌と載られたれは。長歌といへばこれらをもとき。短歌といはん事はこゝろにかなはねばなるべし。

○古事記序云。曁ニ飛鳥清原大宮御ニ大八洲ー。天皇御世。潜龍體レ元。游雷應レ期。開ニ夢歌ニ而想ニ纂業ー。投ニ夜水ニ而知ニ承基ー。この夢歌夜水の事。日本紀には載られず。

攝津國風土記曰。雄伴郡有ニ夢野ー。父老相傳云。昔者刀我野有ニ牡鹿ー。其嫡牝鹿居ニ此野ー。其妾牝鹿居ニ淡路國野嶋ー。彼牡鹿屢往ニ野嶋ー。與レ妾相愛無レ比。既而牡鹿來宿ニ嫡所ー。明旦牡鹿語ニ其嫡ニ云。今夜夢吾背爾雪零於祁利止見支。又日都須々紀草生多利止見支。此夢何祥。其嫡惡ニ夫復向レ妾可レ往。乃詐相レ之曰。背上生レ草者。矢射ニ背上ー之祥。又雪零者。白鹽塗レ完之祥。汝渡ニ淡路野嶋ー者。必遇ニ船人ー射死ニ海中ー。謹勿ニ復往ー。其牡鹿不レ勝ニ感戀ー。復渡ニ野島ー。海中遇ニ逢行船ー終爲射死。故名ニ此野ー曰ニ夢野ー。俗說云。刀我野爾立留眞牡鹿母夢相乃麻々爾仁德紀には。菟餓野鹿の此夢のことはあれど。それより夢野といふよしはみえず。これによりて夢野ともよむべし。

○拾遺集には。藤を夏部に入らる。萬葉には。春と夏と二部にわたりて載たり。

○忍戀といふにふたつあり。いひ出ずしておもふ人にしのぶと。世の人にしのぶとなり。互忍戀といへるは。あひて後もろともに。世の人にかくしゑのぶなり。文字かはるべけれど通じてかけり

○いにしへの歌は。たとへば書師ならぬ人の堪能なるが用あるとき物にまかせてかけるがごとし。後のうたは書師のかけるがごとし。よけれども心よりおこれるはまれなり。人のやとふにまかせて。草もゆるがずてる日にあせもゑと、にて冬の繪かけるに。見る人をさむからしめ。うづみびのもとに衣を八重にかさねきて夏のゑかゝんに。みるひと涼しくおぼえむをは。上手といふべきがごとく。歌もそのたましひをこめたらんをは。いにしへの人につげりといふべし。

○日本紀私記云。神名帳曰。攝津國。住吉郡。住吉坐神社四座。並名神大月次相嘗新嘗 先師說云稱ニ四座ー者神功皇后

やに侍けるあえものとなんなげき侍給ひし云々。これは近江の君のものをはやくいふことを。みづからいふなり。あえものは。あやかりものなり。貫之集に。藤大納言殿の御さうぞくにて。魚袋をつくろはさんとてたまはせりける。わかむかしよりようすると仰られて。あえものにけふばかりつけよとて。つかひしてたまはせたりしかば。ようしてたてまつる。

拾遺集に

風はやみみねのくゞ葉のともすれば
あやかりやすき人のこゝろか

○景行紀に。日本武尊神さりたまひぬときこしめしてのたまはく。朝夕進退佇ニ待還日一何禍兮何罪兮不意之間倐ニ亡我子一云々。この倐亡を。あからめさすとよめるは義訓なり。あからめとは。あからさまにめをふる心なり。さすとは。ふと物にてつくなり。さればおぼしめしもよらず。此御子を失ひ給ふは。かりそめにめをうごかすとて物にてさゝんがごとしとなり。續日本紀に。能登内親王かくれさせたまへるとき。光仁天皇のみことのりにいはく。安加良米佐須加事久於與豆禮加毛年毛高久成多流朕乎置弖云々。これもまたおなじ。

○二十八宿の中に。牛宿を除て。毎日午時にあつることは宿曜經の説なり。俗説を用べからず。

○神代紀に。天吉葛を。あまのよさつらとよめるは。葛は。かつらなるを。左と加と同韻にて通する故なり。この天吉葛は。匏のことにやとおぼしきなり。延喜式。第八。鎭火祭祝詞云。神伊佐奈伎伊佐奈美能命中略與美津枚坂爾至坐氐所思食久吾名妹命能所知食上津國爾心惡子乎生置氐來奴止宣氐返坐氐更生レ子水神匏川菜埴山姫四種物乎生給氐此能心惡子乃心荒比留波水神匏埴山姫川菜乎持氐鎭奉止禮事敎悟給支云云。この黄泉より立歸りて四種の物を生せたまへる事は。日本紀古事記等にみえず。只此祝詞にのみ見えたり。此四種の中に匏あるによりて。葛といふからかくはおもひよれるなり

○龍田神。廣瀬神を。初ていはゝせ給へるは天武天皇なり。天武紀にみえたり。延喜式風神祭祝詞に。其時神の告させたまへること委しくあり。日本紀には載られず。

○新勅撰に。雜體あれと部をたてずして。これを雜

○佛法僧といふ鳥。ふるき文にみえたるは。性靈集。第十云。後夜聞二佛法僧鳥一。閑林獨坐草堂曉。三寶之名聞二一鳥一。一鳥有レ聲人有レ心。聲心雲水共了了。これはじめなるべし。躬恒集云。延喜八年。八月十三日。左大臣の家に八かうするに。佛ほうそうといふ鳥のなきければ。よみてたてまつるながうた。

あし引の　山にすむらん　この鳥は
たふしやはなく　いかなれば　しげき林も
おほかるを　たかき梢も　あまたあれど
はね打はふき　とひすきて　春夏冬の
時もあるを　君が秋しも　紅葉々の
から紅に　ふりいてゝ　鳴音を里に
聞せそめつる

山にすみまれに聞ゆる鳥なれど里にも君が秋よりぞなく

その日とも君は告しもせし物をいかでか鳥のかねて知りけむ

殿の御かへし。左衞門ぞうみなもとのなかたゞを。御つかひにて

のりを思ふ心し深く入ぬれどさとくも鳥に耳ぞ有けむ

これまたつきにふるし。彼鳥のなくやうは。佛法と。さやかにふた聲三こゑなきて。後にひきく。僧となくとなん申す。大和國室生といふ所にまうで侍し時。彼山里のものに尋侍しかば。こゝには田をうゑ侍る頃。あまたなき侍るとかたり申き。

○竹取物語云。かくやひめのある所にいたりてみれば猶ものおもへるけしきなり。これを見てあがほとけ何ごとおもひたまふぞ云々。あが佛は。ことわざに我家の佛たふとしといふにおなじ。

仲文集に

あがほとけかほくらべせよ極樂の　おもておこしをわれのみぞせむ

源氏。手習に。あがほとけ京に出たまはゞこそあらめ。といへるもこれらより後なり。

○和名鈔云。淡路國。津名郡。平安。阿恵加　これによるに。源氏物語に。あゑかにといへるも。おだひかなるこゝろなれば。此平安の字なるべし。

○源氏物語。床夏に。めうほう寺のべたう大德のうふ

うぢ川とはつゞけたり。しかるをものゝふといはずして。やそうぢ川といへる歌は千載集に。

俊　頼

おちたきつやそうぢ川の早き瀬に
岩こすなみは千世の數かも

これ初にや。定家卿の、たまへるごとく。彼人は堪能なるにまかせて。かゝる事よくたゞさぬ人なればならふまじきことも有べし。さればこのたゞやそうぢ川といへるは荒涼に覺ゆるなり。後撰に

行かへるやそうぢ人のたまかつら
かけてぞたのむあふひてふ名を

忠見集に

やそうぢのいたゞく山の雲なれば
久しけれどもまづはたのまし

かやうによめるはあれど。これはみかどにつかへ奉る氏〳〵の人をいひて今とことなり。まぎらはすべからず。

○散木集に。雨中郭公。

誰きかむこせのさ山の杉かうれに雨もしみゝに
くきら鳴なり

此ほとゝぎすを。くきらとよまれたるやうの異名等。たとひすこしたしかなる物にありともこのみよむべからず。陀羅尼集經に。句枳羅鳥。命々鳥。などある句枳羅は梵語なれば。いかなるとりともしらず。

按句枳羅鳥命命鳥不レ見ニ于陀羅尼集經ニ而出ニ于守護國界王陀羅尼經陀羅尼品第二ニ也恐是以ニ書名相似ニ暗記之誤

○壬二集に

有明のつれなくみえし淺茅生におのれとなのる
松虫の聲

心あてにをらばやをらん夕つく日さすや小倉の
峯の紅葉々

かやうにおき所をもかへず。本歌の詞をおほくとられたる歌かずしらず。

ひくまのに匂ふはぎ原入みだれ鳴やをしかの秋
の白露

これは上句は。萬葉第一の歌をひともじもかへずとられたり。但是は十月の歌にて。はぎ原といへるははりの木なるを。萩と心得られけるは誤なり。きはめたる上手にて。心のひろきよりおこれることなるべけれど。さる歌をば後の集までにとられねば。定家卿のをしへのごとくよむべきなり

にといふによりて。秋さへ霜をおきつ風といへる所に難あるなり。

○新古今集

花さそふひらの山風吹にけり漕ぎ行く舟の跡みゆるまで

立田川嵐や峯によはるらんわたらぬ水も錦たえけり

宮内卿の此二首。本歌をとれるやう。意詞おなじほどに聞ゆるを。初の歌は心たくみに。詞いかめしくして。田村丸の末などいひてやつかひげおひたらん人に。よませまほしうて身におはずや。後の歌は。嵐や峯によはるらんといへるがなつかしげにて。おひたゞしからずきこゆるにや。すべて此宮内卿の歌は。をのこにかへまほしきがおほかり。

色かへぬ竹の葉しろく月さえてつもらぬ雪をはらふ秋風

此たぐひをいふなり。俊成卿女歌に。

露はらふ寐覺は秋の昔にて見はてぬ夢に殘る面影

このうた女の歌めかず。

○續後撰集　寂延法師

もののゝふのやたのゝ薄打なびきをしか妻よぶ秋は來にけり

ものゝふのといふことを。矢の枕詞とするは。もののふは弓を射るをおもてとするゆゑに。弓に矢はかならずそふ物なれば。さてかくはつゞくるなるべし。此まくら詞ふるき歌にはみえぬにや。後の人の詠しいだせるか。又案るに。風雅集に。

ものゝふのやそうぢ川の冬の月いるてふ名をばならはざらなむ

このいるてふとあるは。やそうぢの。やもじを。矢になしてなり。然ればものゝふのやそうぢ川とつゞけたるをば。矢とつゞけたりと。昔は心得たる事しられたれば。矢田野とつゞけたるも。これより轉じけるなるべし。

名のみして山は朝日の影もみずやそうぢ川の五月雨の頃

萬葉に。ものゝふのうぢ川とも。ものゝふのやそうぢ川ともつゞけたるは。ともにものゝふの氏とつゞけて。物部は氏〳〵のおほければ。ものゝふのやそ

てよまれたるにや。それならば又見らくすくなしとは。何のこゝろとかせむ。

五月雨に入ぬる磯の草よりも
雲まの月ぞみらくすくなき

これは五月雨にといひつればことわりあるにや。

○續古今集

はつせめの峯の櫻の花かつら空さへかけて匂ふ春風

にほふとは。色にて有ぬべかりけるを。春風とてはてたるにて。梅が香をやどらせたらん心地するにや。

○新勅撰集

高砂の尾上の花に春くれて殘りし松のまがひゆくかな

おなじ後京極殿の御歌に

泊瀬やまうつろふ花に春くれて
まがひし雲ぞ峯にのこれる

後の御歌になすらへば。初の落句も。色ぞまがへるなどやうに有べかりけるにや。ふる野のをざゝ霜を經てひとよばかりにのこる年かな。とあるかなにはたがひて。これはにはかに末のおくれて聞ゆるにや。

○けさよりは立田の櫻色ぞこき夕日や花の時雨なるらん

今按詞林采葉に内大臣基の歌なりとあり

これはさくらの本色をわすれたる歌なり。たくみをもとむれば。やゝもすればかやうになるなり。

○續古今集

たまきはるいのちもしらず別ぬる人を待べき身こそ老ぬれ

此玉きはるの詞。日本紀。萬葉などに。かなはむことやいかゞ侍らん。

○新續古今集　嘉陽院越前

紀の國や秋さへ霜をおきつ風吹上の月の有明の空

此うた。初の五もじぞ今すこし思ふべかりける。

土佐日記に。

霜だにもおかぬかたぞといふなれど
なみの中には雪ぞ降ける

これは南海なればかくはよまれたれば。今も紀のく

らずとて。旅にいるべかりけるを。
○新古今集夏
　夏衣かたへ凉しくなりぬなり夜や更ぬらん行合
　の空
躬恒が本歌はさることなれど。夏と秋とゝいふ詞な
くして。行合の空とのみいひては。ことのたらぬや
うなるにや。
○新古今集に　　　　　　　皇嘉門院尾張
　なげかじな思へば人につらかりし此世ながらの
　むくいなりけり
これは女の歌に。わが身のとがを思ひかへせる。い
とよし。
○續千載集　　　　　　　　前關白太政大臣
　絶なばとちかひし末の命さへわが僞にながらへ
　にけり
新拾遺集　　　　　　　　　宗　惠　法　師
　逢ごとにかへもこそすれ惜からぬ我命とは人に
　かたらじ
かゝる歌のとられたること。そのゆゑをしらず。
おなじ集に　　　　　　　　法　印　村　基
　さてしもぞ命はいとゞ惜からんあふにはかへじ
　戀はしぬとも
戀はしぬともとは。せちにしのぶこゝろなどにこそ
かなはめ。戀しなむよりはあふに命をかへんといは
んこそほいならめ。
○玉葉集　湖邊松
　よせ歸る浦風あらきさゞ波にしづえをひたすゑ
　がの濱松
浦風のあらきに。猶さゞ波なるは。ことわりおぼつ
かなし。
○新古今集
　みるめこそ入ぬる磯の草ならめ袖さへ波の下に
　朽ぬる
是は萬葉に。鹽みては入ぬる磯の草なれやといふを
とれり。入ぬる磯といふばかりにては。たらひても
聞えぬを。下に袖さへ浪の下にくちぬといふにてた
らひたり。風雅集に。
　　　とまりふねいりぬる磯の波の音に
　　　今宵も夢はみらくすくなし
これは入ぬる磯といふを。入海などいふやうに心得

○新續古今集　　堯　尋

またぬ夜の鳥の初音はさだかにてねざめにたどる時鳥哉

此歌のこゝろは。またぬ鳥のねはさだかにて。待えたる時鳥はほのかなるよしなるを。またぬ夜のといひたるはほとゝぎすをまたぬ夜ときこえ。ねざめにたどるといひつれば。待けりとも聞えず。

○同集　　堯　孝

草枕わがふるさとの外にまた遠津飛鳥のみやこ戀しも

ふるさとの外にまたとて。遠津飛鳥其よせあるはさることなれど。その心まことしからずきこゆ。遠明日香。近明日香となづくるよしは。古事記にみえたり。

○新古今集

聞やいかにうはの空なる風だにもまつに音するならひありとは

此發句を。世にめでたき事にいへど。人をことわりにいひつむるやうにて。女の歌にはとにいかにぞやあるなり。きくや君といはゞまさらんやと申入侍し。

拾遺集

しるや君しらずばいかにつらからむ
わがかくばかりおもふこゝろを

此初の句のたぐひなるべし

見ずやいかに雪のしたなるおもひだに
もゆればもゆるふしの烟を

これはうらやみてうつされたるなるべし

○新後拾遺集

吹にけり我手枕の塵ならでたつなもしるき秋の初風

たまくらの塵。うたがひをつめり。

○　山吹の花にせかるゝ思河色の千しほはしたにそめつゝ

此歌。色のちしほといふわたり。戀の歌とみゆるを。續後撰集に。山吹のうたにいれり。

○玉葉集夏部に。草野秋近

露わけん秋のあさけは遠からで都やいくかまののかやはら　　定　家　卿

この歌題の心にはよくかけあひても聞えねば。題し

五七五五七七と讀る旋頭歌。此ほかにあることなし。
○新古今集に　後鳥羽院御歌
里はあれぬ尾上の宮のおのづから待こし宵も昔なりけり
此尾上宮とよませたまへるはいづくにや。万葉に。高圓の尾上の宮はあれにけりとよめるは。高圓宮の尾上にあればいへり。これは高まどをはなれてはいふべからずとおぼし
○新古今集云。延喜の御時女藏人内匠。白馬節會見侍けるに。車よりくれなゐのきぬを出したりけるを。撿非違使のたゞさんとしければいひつかはしける。
女藏人内匠
大空に照日の色をいさめてもあめのしたには誰がすむべき
かくいへりければたゞずなりにけり
伊勢家集云。中宮のうせたまへりし時かいねりこしとて。けびゐしのやらんとしければ
深草に君まどはしてわぶる身の
なみだにそめる色とやはみぬ
○續千載集。曉聞郭公。　寂蓮法師
郭公有明の月の入かたに山の端出るよはの一こゑ
この歌の落句。おぼつかなし。
○玉葉集。月前旅行。　從二位行家
越やせん夜はふかくとも逢坂の鳥のねまたば月もこそいれ
これは關のことわりをわすれてよまれけるにや。
○續古今集賀に。九月ばかり菊花を。　聖武天皇御歌
百敷にうつろひわたる菊の花匂ひぞまさる万代の秋
此御歌何に出たるにか。おほよそ万葉集にはきくをよめる歌一首もなし。また歌のすがた更に上古のおもむきにあらず
○風雅集　權大納言公宗
うかりける人こそあらめ曉の雲さへ嶺になどわかるらむ
夜ふかくいそぎ出なむこそあらめ。あかつきに歸るはならひなれば。此歌よくよまれたるにとりて。發句を今すこしおもはれざりけるがをしきなり。

足柄の山立かくす霧の上に獨はれたるふじの白
雪

初の歌は家隆卿。後の歌は慶運法師なり。おなじやうにてともにすぐれて見ゆるを。初の歌の空はれてといふより。霧のうへにといへるはおもりかなれば。歌合の歌ならば。ふじの河霧今すこし立およぶまじくやなど。判詞をくはへてかたすべくや。

○新勅撰集に。雨中花　藤原基俊

山さくら袖に匂ひやうつるとて花のしづくに立
ぞぬれぬる

六帖には。雨露のほかにしづくを出せるを。これは雨に用られたり。

○同集戀四に采女まちにて右近のつかさのさうしにまかり出る人を待けるに。行過ながら立よらざりければ。　采女明日香

みかさ山きてもとはれぬ道のへにつらきゆくて
の影ぞつれなき

拾遺雜戀に。まだ少將に侍ける時。うねへ町のまへをまかりわたりけるに。あすかのうねへながめいだして侍りけるにつかはしける。

人しれぬひとまちがほに見ゆるは　小野宮太政大臣
たがたのめたる今宵なるらん

かへし　明日香采女

池みづのそこにあらではねぬなはの
くる人もなし待人もなし

さきの歌も。小野宮殿によめるなるべし。

○新拾遺集。物名。

しやう　ふえ　ひちりき　こと　びは

讀人不知

うしやうし花匂ふえだに風かよひちりきて人の
ことゝひはせず

草庵集にあるを。いかで頓阿法師とはしるされざりけむ。

○續千載集。旋頭歌。　俊成卿

みどり子と。おもひし人も老ぬとて。そむく世
を。見る悲しさは。夢かうつゝか。

かへし　隆信

有てなき。夢もうつゝも。たれにかく。とはれ
まし。きみが見る世に。そむかざりせば。

これは白菊といはざれば。空さえぬ雪もうたがひをのこせり。月令云。菊有黃花。きくは黃なるをもととす。但此國には白菊を賞する故に今のごとくよめる歟。古今集に。

はな見つゝ人まつときは白妙の
袖かとのみぞあやまたれける

これはおなじやうなれど。此時すはまに白菊をうゑられけむ。それにつけてよめらむもしらず。

○金葉集。隣家紅葉

もずのゐるはしの立枝の薄紅葉たれ我宿の物とみるらん

たれわがやどのといへるばかりは。隣家たしかならずや。

○後拾遺集に　和泉式部

津國のこやとも人をいふべきに隙こそなけれ蘆の八重ぶき

拾遺集

津のくにのなにはわたりにつくるなる
こやといはなむ行てみるべく

後拾遺集　中納言定頼

八重ぶきのひまだにあらば蘆のやに
音せぬ風はあらじとをしれ

これは六帖に

津のくにの蘆の八重ぶき隙をなみ
こひしき人にあはぬ頃かな

これより出たり。續後撰集に。女のあしのやへぶきとかけりける手ならひをみてかきそへ侍ける

源　重之

あしのやのこやのしのびのしのびにも
人にしられぬふしをみせなむ

これによれば。六帖にあるは古歌なり。兼盛集に。

蘆のやのこやともいはゞつの國の
なにはのことかいはずあるべき

いづみ式部は。これと二首にてよめるにや

○ある人古今の戀の歌はあはれに。新古今の戀のうたのよきはおもしろしと申き。よめるとつくれるとによれり

○　朝日さす高ねのみゆき空晴て立もおよばぬ富士の河霧

職。紀守亦遷ニ越前一。今上膺ニ堯揖讓一。馭ニ舜寶圖一。照ニ玉燭乎二儀一。撫ニ赤子於八嶋一。簡ニ伴平章事國道一。代撿ニ國事一。幷拔ニ藤廣一任ニ刺史一。兩公撿ニ挍池事一。中略成也不日。畢也不年。云云。藤納言は。右大臣三守。この時中納言なり。紀大守は。末等なり。此池は高市郡にあり。今はあせてその跡のみあり。碑もうせてその立たるあとはのこれりとぞ。人丸集に。はりま。

たちかはりますだの池のうきぬなは
くれどもたえぬものにぞ有ける

これらも。うけがたきそのひとつなり。

○躬恒集

秋の夜の朧にみゆる月よりは紅葉の色ぞ照まさりける

順集。草合の判詞にも。おまへの庭の面をみれば。月影のおぼろなるに。花いろ〳〵に打みだれたり。おぼろ月夜うちまかせては春のことなれど。をり〳〵はかやうにいへることもあり。常にもあることなり。

○新後撰に神祇　　太上天皇

名もしるし色をもかへぬ松の尾の神の誓は末の代の爲

壬二集に。遠村秋夕。次は住吉三十首。

名もしるし雲も一村かゝりけりたが夕暮の秋の山本

名もしるし年も津守の國を經て猶もやそちのさかぞ行べき

これらの發句はこゝろえやすきを。

定家卿新勅

なもしるし嶺の嵐も雪とふる山さくら戸の明ぼの、空

これはいかにおきたまへるにか。嵐山とも。ふる山ともうけたまはりしらず。此卿の歌には。深ておろかなるこゝろはかりかたきおほかり。

○篁。行平。康秀。棟梁。元方。朝康。千里。貞文。深養父。忠房。これら三十六人にえられぬこと。おぼつかなし

○金葉集に

さかりなるまがきの菊をけさみればまだ空さえぬ雪ぞ降ける

○源重之歌に

松嶋やをじまの磯にあさりせし蜑の袖こそかく
はぬれしか

元亨釋書見佛の傳に。此歌によりてうたがひあり。いはく。釋見佛居ニ奥州松嶋一。其地東溟之濱。小嶼千百數。曲洲環浦。奇峯異石。天下之絶境也。其尤者曰ニ千松嶋一。佛結レ茆而居。中略天仁帝聞ニ道譽一賜ニ佛像寶器一。而以旌異之。依レ玆土人改ニ千松一曰ニ御嶋一。蓋境得レ人而顯。又人因レ境而傳也。御嶋は俗說なるべし。

○長明が無名抄に。ある人の水にゑられぬ氷なりけりとよめるとてそしれるは。貫之の空にしられぬ雪といふを。おし出して本歌にはとらずして。ぬすめるやうなるをいへり。おなじ貫之の歌に。春にしられぬ花とも。時にしられぬ秋ともよまれ。また

金葉集　　内大臣

春ごとにまつのみどりにうづもれて
風にしられぬ花さくらかな

千載集　　覺盛法師

あかなくにちりぬる花の面影や
風にしられぬ櫻なるらん

新後拾遺集　　法性寺殿

谷がくれ風にしられぬ山ざくら
いかでか花のつひにちるらむ

かやうによめる歌猶あるべし。

○三代實錄云。貞觀二年。九月十九日。丙寅。詔ニ下野國。正三位。勳四等。二荒神社。始置ニ神主一。延喜式。神名帳云。下野國。河内郡。二荒山神社。名神大この二荒山は。今音を轉じて日光山といへり。性靈集第二云。沙門勝道上ニ補陀洛山一云云。此補陀羅は。二荒の和訓なり。

○益田池は。日本後紀云。弘仁十四年。正月丁巳。朔丙子。新錢一百貫。賜ニ大和國一。充レ築ニ益田池一。性靈集第二。益田池碑銘云。奥有ニ益田池一。兩尊鼻子之洲。八嶋初導之國。地是漢諳之舊宅。號則村井之故名。去弘仁十三年。仲冬之月。前和州監察藤納言。紀大守未等。慮ニ亢陽之可一レ支。歎ニ膏腴之未一レ開。占ニ斯勝處一奏ニ請之一。綸詔即應。爰則令ニ二ト藤紀二公及圓律師等一掫レ功。未レ幾皇帝遊ニ駕汾裏一。藤公從レ之辭レ

ていふなり。おほくはたけ高からんとはかる心よりおこるなり。

○新後拾遺集に　　　　　　　津守國夏

伊勢の蜒の鹽やき衣此ほどや捨とはいはん五月雨の頃

此ほどゝいひて。五月雨の頃といへるたゞおなじ事にや。もしはさみだれの空などにてありけんや。

○續古今集に　　　　　　　後鳥羽院御歌

はしたてのくらはし川に刈草の長き日くらしすずむ頃かな

これは万葉第七。旋頭歌に。

はしだての。倉椅川の。川の〵つすけ。われかりて。笠にもあます。川のしつすけ。

これをとらせたまへば。刈草とは菅なり。もしは菅をうつしあやまりて。草となせるか。菅の根とて。根を長きものにいへど。これは根とものたまはねば。菅のながきによりて。長き日くらしとつゞけさせたまへり。倉椅河は。大和國。十市郡にあり。

○續後撰集

老となるつらさは知ぬ〵かりとてそむかれなくに月をみる哉

古今の篁の歌をとれり。〵かるにそむかれなくには。そむかれぬにといへることなり。万葉に。かやうのなくは。皆不の字にして無にあらず。定家卿のきえなくにまたやみ山をうづむらんとよみたまへるはよくかなへり。此歌はかなはずといふべし。

○新續古今集に。かづさの國に下り侍ける時。人のぬさなどおこせ侍ける返事に。　　　藤原長能

わかるゝもとまるもおなし宮城野の木の下露は笠もとりあへず

かづさに下るとての歌に。宮城野をとり出られたるはおぼつかなし。詞書にはあたらで。心をえてみるべきにや。

○續後撰集　　　　　　　よみ人しらず

白波のよすればなびく萱の根のうき世の中をみるが悲しさ

これは貫之集に。下句。うき世中はみじかからなんとてある歌なり。

あま人の袖匂らしわたつみのかざしの花の春の
　浦風
わたつみのかざしの花とは。後撰集の小町が歌によめるは波なれば。此歌おぼつかなし。
○新勅撰集
　玉藻かる井てのしがらみ春かけて咲や河せの山
　吹の花
はるかけてといひ。河瀬のとあるは不審なり。
○風雅集に
　初瀬山ひばらに月はかたふきてとよらの鐘の聲
　ぞ深行く
はつせは。城上郡にあり。豊浦は。高市郡にありて。其あはひ十市郡を隔て。初瀬は東なれば。此うたは方角たがへり。
新後撰集に
　霧はるゝ伏見の暮の秋風に月澄のぼるを初せの
　山
伏見は。添下郡にて。初瀬はたつみにあたれり。長き夜の月は。東よりうしとらのかたによりて出るならひなれば。又おぼつかなし

○新續古今集
　たのむかなわが藤原の都より跡たれそめし玉つ
　しま姫
允恭紀に。衣通姫のために。藤原に宮を作りてすゑおかせたまへるよしあれど。都といふことは。持統天皇の朱鳥八年より後のことなれば。人うたがひをのこすべきか。
○堀川院中宮上總が歌に
　郭公二むら山や越つらん明はてゝのみ聲のきこ
　ゆる
これは鏡とも玉くしげともいはで。ふたむら山といふをそれになして。明はてゝのみとはよめるか。
○中ごろよりの歌に。腰句にてもじをすゑたるおほし。後の連歌の第三句にせばよかるべきあり。上手の連歌二句ならべてかきたらんにたがはぬもあり。てもじをすゑぬにもあれど。おほくはこれにあるなり。さりとて木の下風はさむからでときゝてかほをあかめられけん人のやうに。ひたぶるにいふべきにはあらず。鹽がまの浦ふく風に霧はれて。みよしのの山の秋風さよふけて。などよめるたぐひをばおき

にかなひたればかゝれけるにや。
○千載集に。みこにおはしましける時。鳥羽殿にわたらせ給へりける頃。池上花といへる心をよませ給ふける。

院　御　製

池水に汀の櫻散しきて波の花こそさかりなりけれ

これを平家物語には。大原御幸の道にてよませ給へりとかけり。又玉葉集に。京極攝政家に百首歌よみ侍りけるに。

寂　蓮　法　師

この中も猶うらやまし山がらの身のほどかくす夕顔の宿

これを紀伊守範光が歌といへり。世に信ずべきことすくなし。
○俊成卿九十賀屏風。春帖。花

有　家　卿

けふまでは梢ながらの山櫻あすは雪とぞふる鄕の空

これは歌はおもしろきを。九十になる人は耳にさはるべくや。
續後拾遺集に。深山曉月

同　　卿

花をのみをしみなれたるみよしの、梢に落る有明の月

此うたはおもしろく聞ゆるを。上句よりきけば。たゞ春月を惜たるやうなるにや。萬葉にも。古今にも。秋の月とよみ。さらでも秋の心をいへるをば秋にいれ。さらぬをば雜部にいれたり。さいはひに秋夜の月といふとも。梢におつるといふにて曉とはなるべきにや。
○位山は。信濃なり。六帖に。

衣手の色まさりつゝ信濃なる位の山は君がまにまに

○新拾遺集　湖上水鳥

にほ鳥はをろのはつをにあらねども鏡の山のかげに鳴なり

萬葉に。山鳥のをろのはつをにかゞみかけとよめるは。をろは。雄にて。ろは。たすけたる詞なり。それぞとはきこえながら。をろとのみいひて。山鷄とせむことやいかゞあるべき。
○續後拾遺集。花のうたに。

これはしほると。しをるとをあやまりて。ともに絞になしてよまれたるにや。かやうにみゆる歌なほあるなり。

萬葉十九

辭繁。不相問爾梅花。雪爾之乎禮氐。宇都呂波牟可母。

菅家萬葉

打吹丹。秋之草木之。芝折禮者。都子山風緒。荒芝成濫。

これらは風の物を吹しをり。草木のそれにしをる、なり

○新拾遺集に冬海雪　　兵衛内侍

漕かへるたなゝし小舟跡もなし難波の蘆の雪の下折

これは建保五年の歌合に。滿坐ほめて勝たる歌なり。もとは腰句。道もなしなり。漕かへるほどに蘆の雪折して舟の道のなきにてこそ此歌はかちたれ。跡もなしとては。蘆の雪をれせずばこぎ歸りたる跡の水の上にのこるべきやうにきこえて。難出來たる上にたましひなくなれること。作者のためにをしむべし。よりて今わきまふるなり。

○新古今集に　　後德大寺左大臣

なこの海や霞のまよりながむれば入日をあらふ沖津白波

此歌上句おとれるよし長明がいへり。入日をあらふは。詩などにはめづらしからずつくれど。歌にはおもしろき詞なり。これは後撰集に　　ふかやぶ

秋のうみにうつれる月をたちかへりなみはあらへど色もかはらず

これをとり用たまひけるにや。

○かくてさは命や限いたづらにねぬ夜の月の影をのみゝて

これは長明が新古今によき歌三首見ゆといへる中の一首なり。今はなし。治定の時のぞかれけるにや。

○方丈記に

月影は入山端もつらかりきたえぬ光をみるよしもがな

これは新勅撰に。十二光佛の心をよみ侍けるに。不斷光佛を。源季廣がよめる歌とていれり。長明の心

皇と申なり。行平のさがの山みゆきたえにしとよめるは。山をもて彼御事をあらはされたり。

○續後撰集に

よしさらば越路を旅といひなさむ秋は都に歸る　右近大將公相
鴈金

これは漢武帝秋風舞に。草木黃落鴈南歸といふによらる

○新續古今集序云。ひだりのおほいまうちぎみ源のあそんえびすをたひらぐるいくさのきみのつかさをかねてあづさ弓やなぎのいとなみしげきはかりごとをとばりのうちにめぐらしあだをちさとのほかにしりぞくる道まですべおこなはれしかば云々。此中にやなぎのいとなみは。周亞父が故事によりて。將軍を柳營といふによれり。しかるに此營は軍營にして。經營の心にあらず。和名鈔に。そことも。いほりともよめるが軍營なり。

○新拾遺集に　大納言通具

とまりするをじまが磯の浪枕さこそはふかめよさの浦風

與謝の浦にもをじまが磯あるにや

○續後撰集に

後にまたあらば逢世のたのみだにわが老樂の身にはまたれず

老らくとよまむほどの戀。いとにげなし。

續後拾遺集に。不遇戀。

たのまじなあふにかへむと契るとも
今いくほどの老の命は

○風雅集雜に。出家のゝち述懷の歌の中に

子を思ふやみにぞまよふくはの門うき世に歸る道はとぢても

この歌はおもしろく聞ゆるを。桑門は。文選にもよすてびとゝこそ義訓しつれ。字につきてくはのかどとよまれたるは。おぼつかなし。

○新後拾遺集雜

やがてはやかくろへぬるか夏野行をしかの角の短夜の月

此うた發句のつゞきつたなきがをしきなり

○新拾遺集戀

袂こそ涙ほすまもかたからめ心をさへにさのみしほらし

いつとなく風吹空にたつ塵の數もしられぬ君が
御代哉

世のさわぎを風塵にたとふるを。濱のまさごならでも。くらぶ山の櫻のちる花びらなども。數おほきものはあらんを。これぞたとへのいまはしくきこゆる。

○新千載集に

吹風のをさまれる世は限ありて
ちるものどけき山櫻かな

此腰句ぞ。かの君が代は末の松山とつゞけたるを。八雲御抄に難せさせたまへるたぐひなるべき。

○後拾遺集

我宿の軒の忍ぶにことよせてやがてもしげる忘
草かな

金葉集

忘草しげれる宿をきてみれば思ひのきよりおふ
るなりけり

千載集

何とかやしのぶにはあらで故郷の軒ばにしげる
草の名ぞうき

續古今集

わするゝもしのぶもおなじ故郷の軒ばの草の名
こそつらけれ

續拾遺集

軒端には誰植おきて忘草今はたつらきつまとな
るらん

玉葉集

あれにける宿の軒端の忘草かくしげれとはちき
らざりしを

新千載集

忘草誰たねまきてしげるらむ人を忍ぶの同じ軒
端に

右伊勢物がたり。大和ものがたりより出たり。業平のおふる野べとはよめるに心をつくべし。みなあやまりなり。

○冬雨といふ題あり冬雨。夏雪は。災變なり寄源氏物語戀といふ題あり。よわくきこゆ。

○園韓神は。園神。韓神とてふたつの神の御名なり。文德實錄第二に見えたり。

○弘仁天子は嵯峨におりゐさせたまへる故に嵯峨天

和歌序終云。臣有二一事一。非レ富非レ壽。家貧親老。庶不レ擇レ官。このときの歌などにや。

○歌合は。寛平御時后宮歌合。是貞親王家歌合名高し。仁和御時中將御息所歌合は。これよりさきなれど。せずなりにけりとおぼし。

○百首は。冷泉院まだ東宮にてまし〳〵ける時。重之が令旨をうけてよめるや初なるべき。

○べらなりは。古今集のさきよりおほくよめる言なり。まことか。何なりは。そのゝちこのめる言なり。ましかばと。とめていひのこせることは。後拾遺より詞花集までにいとおほし。春曙。しろき。あをき。吹嵐かな。などゝいふ詞は。後鳥羽院の御代より人人のこのめるなり。

○後拾遺集に　　道命法師

名に高きにしきの浦をきてみればかつかぬ蜒はすくなかりけり

神武紀に。紀伊國荒坂津を。また丹敷浦といふとあれば。そこなるべし。おなし集に。同し阿闍梨。熊野にまうづとて人に。

わするなよ忘るときかばみ熊野の浦の濱ゆふ恨かさねん

といふもあれば。そのたびの歌歟。初の歌に次で。増基法師か歌をのする詞書にいはく。熊野にまゐりてあす出なんとし侍けるに云々。此つゞきをおもふべし。

○後撰集

かきくらし（つ菅萬下同）霰降しけ（つめ）白玉を（の）しける庭とも人の（は）みるべく（かに）

白雲のおりゐる山とみえつるは降つむ雪の消えぬ也けり

右二首。菅家万葉集にあれば。寛平后宮歌合のうたなるべし。初の歌の發句。後の歌の胸句など。今よまゝしかば難となるべし。されば物を深くいむことは世のおとろへたるゆゑなり。大和物語に。躬恒がかづけ物たまはりてのうたに。

しら雲のこのかたにしもおりゐるは　天津風こそ吹てきつらし

これもまたそしれる人なし

○金葉集賀に

○鴨長明無名抄に後撰集は古今によき歌はみなえらびとられたれば。詞書をふるまひかけるやうにいへり。春たつといふばかりにや。またる丶物は鶯の聲。櫻ちるこの下風。行やらで山路くらしつ。ちりちらずおぼつかなきを。思ひかね妹がりゆけば。夕されはさほのかはら。かやうの名高き歌どもあまたもれて拾遺集にいれり。其後の集にいれるにも秀逸殘るべし。おもふに順朝臣むねと勅をうけたまはりて撰れたるに。彼家集にか丶れたる詞ども。歌のやう。後撰に似たることあるなり。

○又無名抄に。

夕暮はまたれし物を今はたゞ行らんかたを思ひ
こそやれ

顯輔卿これを後拾遺集のおもて歌と申されけるよしあれど。後拾遺にはなくて。

わすらる丶人めばかりをなげきにて戀しきこと
のなからましかは

此詞花集のおもて歌といへるにならへり。おぼつかなきことなり。

○　夕ざれは野べの秋風身にしみて鶉鳴也深草の里

これを俊成卿みづからの歌の中には。執し思ひたまひけるよしかけり。定家卿のかきいだされたる秀歌の中には。此うたを出されず。心〳〵のかはれるにこそ。

○金葉集に。三日月の心をよめる。

山端にあかで入ぬる夕月夜いつ有明にならんと
すらむ

これは三日月を。たゞ夕月夜とよめり

夕まぐれ秋くる方の山端に影めづらしく出る三
日月

これは末の集にあり。三日月は夕に西の空にあらはれ。しばらくありて山にかくる丶にてこそあるを。これは。西の山のあなたより出て。山端にのぼらんやうに聞ゆるにや。

○拾遺集に題しらず　よみ人しらず

我いのることはひとつぞ天川空にしりてもたが
へざらなん

七夕にことをいのるには。ふたつとはいのらぬ習なるを。さして祈ことある人のよめるなるべし。本朝文粹第八。小野美材。七夕代㆓牛女㆒惜㆓曉更㆒。應㆑製

く通するなるべし。
○天笠に天を蘇羅といふ。阿修羅は。舊譯の梵語。新譯は阿蘇羅といふ。阿は。非の義。蘇羅は。天なり。天に似て天にあらぬゆゑの名なり。此國にそらといふ。とほく天笠に通へり。
○那摩といふは。此には名と翻す。上の字を主とす。この國に名の字を那といふ。これらの事おほかるべし。
○甲乙を。幾の叡。幾の登といふは。木兄木弟なり。丙丁等これに准てしるべし。
○古事記。生ν尾土雲訓云具毛八十建云云。此中の土雲は。日本紀に。土蜘蛛とあるものなり。雲のはたてを。蛛にもかよはしてよめることわりあり。蜘の手をひろげたるは。雲に似たることあればかよはして名づくる歟。雲は平聲にいひ。蜘は去聲にいふは。後の約束なるべし。これに准へておもふに。神。守。髮。これらの和語は。もと上の心なるべし。
○万葉第十秋相聞に
紅葉ばにおく白露の色葉にも出しと思へばことのしげゝく
色葉は。たゞ色なり。言を。言の葉といふごとく。色を見て心を知こと。葉によりて草木を知ごとくなれば色葉といへり。色葉にほへどちりぬるをといふも。紅葉によせて。色心の二法の色をいふなり。壬二集に。前内大臣家會に。寄海雜。
あはぢ島なにはをかけて見わたせば
波のいろはのあしでなりけり
○いろはの中にあるつもじは。川なり。川もおなし。片假名に。ッとかけるも。此略なるべし。万葉集第十八。家持の長歌のうちに。あがまつきみがといふを。安我末川君我とかけり。彼集中只此一所のみ此字を用たり。續日本後紀。第十五。尾張連濱主が表の中に載たる歌にも。たてまつるといふを。多天萬川流とかけり。
○常に消て越てなどいふにかくゑもじは。兄の字の草歟。
○疊はひとへふたへなどいふ時。敝の字のごとくかくべき歟。重疊こゝろおなしければなり。しかるをむかしより叡になしてかけるは。いまだ和訓のこゝろをしらず。

これならで山にもよめり。後撰に。

あし引の山におふてふもろかつら
　もろともにこそいらまほしけれ

○同　　慈　圓

思はねど世をそむかんといふ人のおなしかずにや我もなりなん

韋丹が靈徹に贈る詩云。已爲二平子歸休計一。五老峯前必共レ君。靈徹答詩云。相逢盡道休レ官去。林下何曾見二一人一。（論靈溪友議）

○同　　寂　超　法　師

故郷の宿もる月にこと〻はん我をばしるやむかし住きと

此歌に。詞書。あるひは題しらずとあるべきを落たり。よき本をもておぎぬふべし。

○遊仙窟に。呵耐を。あなめとよめり。秋風の吹につけてもあなめ〳〵といへるは。これをかけたる歟。

○延喜式。六月晦。大秡祝詞に。呑を。可可呑といへり。よはきを。かよはき。よるを。かよるなど。源氏にもいへり。いやしきもの、かいといふなるもこれにや。

○古事記。すせりひめの御歌に。打見る揺見るとのたまへる。揺も打も同しほどの詞なり。折はへてといふも。打はへてに通ひてきこゆれば。これら心もなくかやうにいひなれたる詞なるべし。打の字は。もろこしにもこなたのごとく用たることおほくみゆ。

○日本紀に。田心姫。これをたこりひめとよめり。古事記には。是を多記理毘賣とか〻る。こときと五音通ずれば。おなし事なり。心を。こりとよめるは。凝の義歟。心は三際にわたりて凝然として失ぬ物なり。こゝろといふは。こゝにこるといふにや。世界にみちながら。身あればこゝにこりて。ありとしらる〻こと。水の土にあまねけれど。井をほるときはあらはる〻に似たれば。こ〻にこるといへる心にやあらん。天竺に汗栗駄といふは。處中の心なり。草木の心などの類なり。汗栗駄を紇栗駄ともいへば。こりときりと通ひてきこゆ。質多といふは。緣邊の心にて。有情の心なり。質の字を體とすれば。心の字音通ひてきこゆ。質多汗栗駄終には通づるなり。さればもろこしの心の字。こなたの心といふ詞。遠

淮南子曰。若春雨之灌萬物也。中略 無地而不澍
無物而不生。

○同　左近

梅がえに折たがへたる郭公聲のあやめも誰かわ
くべき

金葉集に。後三條院かくれおはしまして後。五月五日。一品宮の御帳にさうぶふかせ侍りけるに。櫻のつくり花のさゝれたりけるをみてよめる。

藤原有祐朝臣

あやめ草ねをのみかくる世中に
折たがへたる花さくらかな

○後撰集に。朱雀院の春宮におはしましける時。たちはきら五月ばかり御書所にまかりて。さけなどたうべてこれかれ歌よみけるに。

大春日師範

五月雨に春の宮人くる時はほとゝぎすをや鶯に
せむ

纈基集に。秋の夜めしありて春宮にまゐりて。かりのなくを

なくかりはくるか歸るかおぼつかな
春の宮にて秋の夜なれば

右いづれも似たる所あり

○新古今集　寂蓮

わかの浦を松の葉ごしにながむれば梢によする
蜑の釣舟

張喬詩云。夜火山頭市。春江樹杪船。この下句すこし似たり

○同　式子内親王

今はわれ松の柱の杉の庵にとづべき物を苔深き
そで

文集云。五架三間新艸堂。石堦松柱竹編墻。

○同　能因法師

足引の山下水に影みればまゆ白たへにわれおい
にけり

莊子天道曰。水靜則明燭鬚眉。

○同　鴨長明

みればまづいとゞ涙ぞもろ（もイ）かつらいかに契てか
けはなれけむ

これは桂に葵をそへたるをもろかつらといへり。又

れまづきえて。いづれさばしのこらんともさらぬを。老少不定などにたとへたり。もしさだめて末の露おちて本の雫となるといはゞ。おくれさきだつためしといかゞいはん。何ゆゑにかくあやまるとならば。露のおちかゝるを。さづくといふとのみ執するよりおこれり。

○同　　　　俊成卿

ちらすなよさの丶葉草のかりにても露かゝるべき袖の上かは

或書に。此歌は釋阿和歌所御會歌なり。人〴〵これを尋られければ。なにといふことはみねども。萬葉集によめるうへに。さの丶は草といへる。やさしき名なればよめるなり。かやうのことあながちに其姿をたゞすべからずとぞ申されけるといへり。此說うたがはし。今のことば書に。入道前關白右大臣に侍ける時。百首歌の中に忍戀とあるを。何ぞ和歌所御會といふや。萬葉集の中にまたくさの丶は草とよめる歌なきを。俊成卿いかでか彼集にありとのたまはん。此さの・は草は。いづくより種もとめられけん。おぼつかなし。新勅撰集。

おきまよふさの丶は草の霜の上に　夜をへて月のさえわたるかな

新千載集

袖ぬらすさの丶は草のかりいほに　つゆの宿とふ秋夜の月

○同　　　　小侍從

待宵に更ゆく鐘の聲きけばあかぬ別の鳥はものかは

此歌によりて。小侍從をまつよひとめされけるよし。平家物語にはかけり。それにつけて後撰集に。あひさりて侍ける人のもとに。返事見んとてつかはしける。　　　　元良のみこ

くや〳〵と待夕ぐれと今はとて　かへるあしたといづれまされる

かへし　　　　藤原かつみ

夕ぐれはまつにもかゝる白露の　おくるあしたやきえははつらん

○同　　　　有家

春雨のあまねき御代をたのむ哉霜にかれ行草葉もらすな

○同　　西行法師

白雲をつばさにかけて行鴈の門田のおもの友したふなる

源氏物語床夏に。いとおほかるつらにはなれておくるゝかりを。しひてたづねたまふらんが。ふくつけきぞかし

○同　　攝政太政大臣

きり／＼す鳴や霜夜のさむしろに衣かたしき獨かもねむ

萬葉第九に。此下句あり。

わがこふる妹にあはずば玉の浦に衣かたしき獨かもねむ

○同　　二條院讃岐

散かゝる紅葉の色は深けれどわたればにごる山川の水

杜荀鶴詩云。古樹藤纒殺。春泉鹿過渾。しもの句。これに似たり。

○同　　康資王母

あづまぢの（しもかれの野路）道の冬草しげりあひて（しをれして）跡だにみえぬ忘水かな

冬草はかるゝにこそあるを。しげりあひてとは。今更にしげるといふにはあるべからず。もとよりしげれるをいふなるべし。

○同　　攝政太政大臣

片敷の袖の氷もむすぼゝれとけてねぬ夜の夢ぞみじかき

源氏朝貌に

とけてねぬねざめ淋しき冬夜にむすぼゝれつる夢のみじかさ

○同　　僧正遍昭

末の露本の雫や世中のおくれさきだつためしなるらん

六帖に。雨露の外にしづくとて題に出せり。しかれば本のつゆ末のしづくともいふべし。さるを久しく此歌を心得損じて。末の露とみればやがてもとのしづくとなるといへり。續古今集に。本末究竟等の心を。　　有家卿

淺茅はら風をまつまの末の露つひにはそれもとの雫を

いづれもこれにおなじ。これは末の露と本の雫いづ

白雲の立田の山の八重櫻いづれを花とわきてをりけむ
　京極前關白太政大臣
しら雲の棚引山の八重櫻いづれを花とゆきてをらまし
山にも八重ざくらよむべきか。おぼつかなし。
○同　寂蓮法師
散にけりあはれ恨のたれなれば花の跡とふ春のやま風
貫之集のうたにならへり。其歌。
春のためあだし心の誰なれば
まつがえにしもかゝる藤なみ
○同　待賢門院安藝
櫻麻のをふの下草しげれたゞあかで別し花のななれば
さくら麻は花の名なればしげれといふべしその下草は花の名なられはあやまれりたゞさくら麻をしげれとぞよむべかりけるを
をふは陰高ければ。その下におふるを下草といへば。
此歌優にはきこゆれど。いかゞとおぼゆ。
○同　皇太后宮大夫俊成
みしふつき植し山田にひたはへて又袖ぬらす秋はきにけり
萬葉第八に
衣手にみしふつくまでうゑし田を
引板われはへまもれるくるし
○同　攝政太政大臣
故郷のもとあらのこはぎ咲しよりよな〳〵庭の月ぞうつろふ
これはみやぎのゝもとあらの小萩露をおもみといふ歌を取て。しげき露に宿かる月の夜をふるまゝに。萩のうつろふにつけて。月もさかりすぎゆく心なるべし。後撰集に。
いくよへてのちかわすれむ散ぬべき
野べの秋はぎみがく月夜を
これも露とはいはねど。露しげし。
○同　攝政太政大臣
雲はみなはらひはてたる秋風を松に殘して月をみる哉
文集云。露竹偸二燈影一。煙松護二月明一。この後句をとりたまへる歟

り。金葉集にも
打なびき春はきにけり山川の
　いはまの氷けふやとくらん
かやうにいひては。おしなべてといはんやうなれば。
秋冬にもよむべくて枕詞とはなりがたければ。あま
た所かんなにかけるを證とすべし。陰ふむ道は。萬葉
に。橘の陰ふむ道のやちまたにとよめり。人のやす
らふは。毛詩菀柳云。有菀者柳不尙息焉。しみづな
がる、柳陰。とよめるもこれにかよへり。
○同　崇徳院
嵐吹く岸の柳のいなむしろをりしく波にまかせ
てぞみる
これは顯宗紀に。いなむしろ川そひ柳とよませたま
へるに付て。私記に注したる一説によりてあそばさ
れたり。此御歌につきて申すにはあらず。彼私記の
説あやまれり。別に注之。袖中抄にもみえたり。
○同　公経
たかせさすむつたの淀の柳原みどりも深くかす
む春かな
これは萬葉第九のうたをとれり

蛙なくむつたの川のかは柳の
　ねもころみれどあかぬ君かも
○同　有家
青柳の糸に玉ぬく白露のしらずいく代の春かへ
ぬらん
拾遺集　元輔
青柳のみどりの糸をくりかへし
　いくらばかりの春をへぬらむ
○同　定家
白雲の春はかさねて立田山をぐらの嶺に花にほ
ふらし
これも彼同巻に。龍田の山の。瀧のうへの。をぐら
のみねに。さきをせる。櫻のはなは云々。俗にくらが
りといふところなり。
○同　季能
花ぞ見る道の芝草ふみ分てよしの、宮の春の明
ぼの
あけぼのまことしからず。夕ぐれなるべき歌なり。
○同　道命法師

冬寒み空に氷れる月影は宿にもるこそとくるな
りけれ

○新後拾遺集　　定　家

それながら春は雲ゐに高砂の霞のうへの松の一
しほ

風雅集　　同

いつもみし松の色かは泊瀬山櫻にもる、春の一
しほ

これらはみづからおなじ心をよめるなり

○新古今集　　俊　成　卿

けふといへばもろこしまでも行春を都にのみと
思ひける哉

續後拾遺集　　同　卿

霞たつよもの山べをみわたせば春は都の物にぞ
有ける

歌はかやうに風情のよりくるにまかせてよむならひ
なり

○同　　定　家

霜まよふ空にしほれし雁がねのかへるつばさに
春雨ぞふる

文選。應德璉詩云。朝鴈鳴二雲中一。音響一何哀。中略往
春翔二北土一。今冬客二南淮一。遠行蒙二霜雪一。毛羽日摧頽。下略

○同　　太政大臣

常磐なる山の岩ねにむす苔のそめぬ緑に春雨ぞ
降る

ときはなる山は。常磐山なり。

貫之集

なべてしもいろかはらねば常磐なる
山には秋もしられざりけり
うつろふをいとふと思ひて常磐なる
やまには秋もこえすぞ有ける

此二首にあはせて知べし

○同　　高　遠

打なびき春はきにけり青柳の陰ふむ道に人のや
すらふ

うちなびきは。春の枕詞なり。萬葉におほし。霞の
打なびく春といふ心なり。第五。第十九等には。打
なびくとあるを。打靡とかける所に。うちなびきと
のみ點じたれば。それによりて後の人みなあやまれ

同　正治二年百首歌中に　式子内親王

ほとゝぎす鳴つる雲をかたみにて
　やがてながむる有明のそら

右これらの中におのづから相似たると。おぼつかなきとあひまじるべし。

○後撰集　忠岑

戀わびてしぬてふことはまたなきを世のためしにも成ぬべき哉

續後撰集　伊勢

戀しきにしぬる物とはきかねども世のためしにも成ぬべき哉

玉葉集　順

いざやまた戀にしぬてふこともなし我をや後のためしにはせん

右三首

○後拾遺集　義孝

君がため惜からざりし命さへながくもかなと思ひけるかな

新古今集　廉義公

きのふまであふにしくはと思ひしを
　けふは命のをしくもあるかな

○後撰集　貫之

わびわたる我身は露をおなじくは君が垣ねの草に消なん

新勅撰集　忠岑

もろくともいざ白露に身をなして君があたりの草に消なむ

これらは古歌の中に相似たるなり

○拾遺集　能宣

紅葉せぬ常磐の山に住鹿はおのれ鳴てや秋を知らん

新千載集　同

花さかぬ常磐の山の鶯は霞をみてや春をしるらん

○金葉集　神祇伯顯仲

夏の夜の庭に降しく白雪は月のいる社きゆるなりけれ

同　同

○千載集　藤原範綱

さゞなみのながらの山の峯つゞき
見せばや人に花の盛を

新古今集　大僧正慈圓

見せばやな志賀のからさきふもとなる
ながらの山の春のけしきを

○新古今集　參議雅經

岩ねふみかさなる山を分捨て花も幾重の跡の白
雲

風雅集　後京極攝政太政大臣

かへりみる山ははるかにかさなりて
ふもとの花も八重の白雲

○新勅撰集　家隆卿

いく里か月の光もにほふらん梅さく山の嶺の春
風

風雅集　定家卿

雲路ゆく雁の羽風もにほふらん
梅さく山の有明のそら

○新古今集　顯輔卿

秋風にたなびく雲の絶まよりもれ出る月の影の
さやけさ

風雅集　後鳥羽院御歌

薄雲のたゞよふ空の月影は
さやけきよりもあはれなりけり

同　清輔朝臣

ひたすらにいとひもはてじ村雲の
はれまぞ月はてりまさりける

○後拾遺集　宇治前太政大臣

有明の月だにあれや郭公たゞ一聲のゆくかたも
見む

金葉集　藤原顯輔朝臣

ほとゝぎすあかで過ぬる聲により
跡なき空をながめつるかな

千載集　後徳大寺左大臣

ほとゝぎす鳴つるかたをながむれば
たゞ有明の月ぞのこれる

玉葉集　千五百番歌合に　丹後

ほとゝぎすゝぎつるかたの雲まより
猶ながめよと出る月かげ

○新古今集　後徳大寺左大臣
さめて後夢なりけりと思ふにもあふは名殘のをしくやはあらぬ

同　攝政太政大臣
身にそへるその面影も消なゝむ
　夢なりけりとわするばかりに

これは源氏若菜下にある歌をともにとれり。
明くれの空にうき身は消なゝん
　夢なりけりと見てもやむべく

○新古今集　大納言經信
山深み杉のむら立みえぬまでをのへの風に花の散かな

風雅集　俊成卿女
高砂の松のみどりもまがふまで
　をのへの風に花ぞちりける

○金葉集　權僧正永緣
聞たびにめづらしければ郭公いつも初音の心地こそすれ

續古今集　寂身法師
まだきかぬ人のためにはほとゝぎす
　いくたびなくも初音なりけり

○千載集　清輔朝臣
立田姫かざしの玉のをゝよはみ亂にけりとみゆる白露

壬二集
白露の野山に風やたつたひめ
　さのみかざしの玉はみだれし

○後拾遺集　上總乳母
天の川とわたる舟のかぢのはに思ふことをもかきつくる哉

新古今集　皇太后宮大夫俊成
たなばたのとわたる舟のかぢのはに
　幾秋かきつ露の玉づさ

○千載集　同
五月雨はたくもの烟打しめり鹽たれまさるすまの浦人

新後拾遺集　知家
難波女のすくもたぐひの打しめり
　あしやの里に春雨ぞふる

續後拾遺集　　前大僧正道玄
あかつきの夜ふかくいそぐ旅人に
おどろかされて鳥やなくらん

○新古今集　　從三位賴政
今宵たれすゞ吹風を身にしめて吉野のたけの月
をみるらん

續古今集　　僧正行意
こよひわれよしの丶嵩の高ねにて
雲もおよばぬ月をみるかな

○後撰集　　よみびとしらず
降雪は消ても丶ばしとまらなん花も紅葉も枝に
なきころ

新古今集　　太上天皇
此ごろは丶なも紅葉も枝になし
丶ばしな消そ松のしら雪

○新古今集　　長明
秋風のいたりいたらぬ袖はあらじたゞ我からの
露の夕暮

續古今集　　順德院御歌
秋風はいたらぬ袖もなきものを
たが里よりか衣うつらむ

○千載集　　大納言長家
春雨にちる花みればかきくらしみぞれし空の心
地こそすれ

續古今集　　一條院御歌
くらき夜の雨にたぐひてちる花を
春のみぞれとおもひけるかな

○新古今集　　權中納言國信
春日野の下もえわたる草のうへにつれなくみゆ
る春の沫雪

俊成卿九十賀屛風。春帖。若草　　御製
丶たもゆる春日の野べの草の上に
つれなしとても雪のむらきえ

同秋帖。月　　同
秋の月白きをみれば鵲のわたせる橋に霜ぞさえ
たる

ちかき世。これに似たる歌。うけたまはりつれども
わすれつ。

此をちの白雲を制すべし。か丶る詞をさへ制せば世にのこれる詞はまれなるべし。

○千載集　　崇徳院

かり衣袖の涙にやどる夜は月も旅ねの心地こそすれ

同　　俊頼

照月のたびねの床やしもとゆふ
かつらぎ山の谷川のみづ

○新古今集　　俊成

昔だにむかしと思ひしたらちねの猶戀しきぞはかなかりける

新續古今集　　權中納言雅世

むかしだに昔といひしうつの山
越てぞしのぶつたの下道

○新古今集　　西行

古はたのそばのたつ木にゐる鳩の友よぶ聲のすごき夕暮

玉葉集　　後京極攝政太政大臣

夕まぐれ木高きもりにすむ鳩の
ひとり友よぶ聲ぞさびしき

○新勅撰集　　道助法親王

春日野にまだもえやらぬ若草の烟みじかき荻の燒原

新續古今集　　前中納言雅孝

もえいで丶けぶりみじかき初草の
まだうらわかき野べの色かな

○千載集　　俊成卿

世中よ道こそなけれ思ひ入山のおくにも鹿ぞ鳴なる

新後拾遺集　　參議雅經

おもひいるやまにてもまたなく鹿の
猶うき時や秋の（は歌合）夕ぐれ

右建保二年。內裏秋十五首歌合に。秋鹿と有。俊成卿の歌は。定家卿百人一首に撰出されざるさきには。おぼえたる人もすくなくや。ひそかにとり用られけん。八雲御抄に。後京極殿の丶たまひしことはまことあり

○新古今葉　　西行法師

を山田のいほちかく鳴鹿のねにおどろかされて驚すかな

○新古今集　定家

消わびぬうつろふ人の秋の色に身をこがらしの
杜の下露

これは六帖にあるうたをとらる。その歌。

人しれぬおもひするがの國にこそ
みをこからしの杜は有けれ

○同　式子内親王

わすれては打なげかるゝ夕かな我のみしりて過
る月日を

これは古今に

人しれぬおもひのみこそわびしけれ
わがなげきをば我のみぞしる

といふうたをとりてよませたまへり。

○千載集　公實

思ひあまり人にとはゞやみなせ川むすばぬ水に
袖はぬるやと

これは伊勢集の歌をとられたるか。いはゆる

秋風の音羽のやまのたにみづの
わたらぬ袖も色こきやなぞ

新勅撰集　殷富門院大輔

またこえぬあふ坂山のいはしみづ
むすばぬ袖をしぼる物かは

○新古今集　家隆

思ひ出よたがかねごとの末ならんきのふの雲の
跡の山風

圓覺經に。生死涅槃猶如昨夢。とある文などよりおもひよられたる歟。千五百番歌合に。後鳥羽院の立春をよませたまへる御製にも。きのふの雲かけふの霞か。とあり。

新千載集　爲成

消がての花の雪ふむ朝戸出に
くもはきのふの春の夜の夢

此雲は。家隆卿の歌より出たりとみゆ

○新古今集　家隆

あけばまた越べき山の峯なれや空行く月の末の
しら雲

末の白雲はゞかるべからず。但心をぬすみてはよむべからず。もしこれを制せば。同じ卿の歌に。

高嶋のかちの、原にやどとへば
けふやはゆかんをちの白雲

玉川のきしのやまぶき影みえて
いろなるなみに蛙なくなり

○新古今集　寂蓮

村雨の露もまだひぬ槇の葉に霧立のぼる秋の夕暮

新千載集　爲氏

明そむる外やまの雲はひまみえて
また立のぼる嶺の秋霧

○同　定家

駒とめて袖打はらふ陰もなしさの丶わたりの雪の夕ぐれ

新古今集　寂蓮

降そむるけさだに人のまたれつる
みやまの里の雪の夕ぐれ

新續古今集　行家

とふ人も秋風までぞまたれける
生田のもりの雪の夕暮

○同　後京極

もらすなよ雲ゐる嶺の初時雨木葉はしたに色かはるとも

玉葉集　定家

いたづらに雲ゐる山の松の葉の
時ぞともなき五月雨のやど

新後撰集　後西園寺入道前太政大臣

をりしれば心やゆきてながむべき
雲ゐるみねに待し櫻を

新後拾遺集　同

たちかくすたえまも花の色なれや
雲ゐるみねの明がたの空

新拾遺集　花園院御製

みやま路を夕こえくれて宿もなし
雲ゐる嶺にこよひかもねん

○詞花集　崇徳院

瀬をはやみ岩にせかる丶瀧川のわれても末にあはんとぞ思ふ

これは伊勢物語に。ふつかといふ夜をとこわれてあはんといふ。といへるをとらせたまへり。また萬葉第十一に。

高ねより出くる水のいはにふれ
われてぞおもふ妹にあはぬ夜は

ぬれつゝぞしひてをりつる年の内に
　春はいくかもあらじとおもへば
○新勅撰集　知　家
淺ち山色かはり行秋風にかれなで鹿の妻をこふ
らん
古今集
みるめなきわが身をうらとしらねばや
　かれなであまのあしたゆくゝる
○新古今集　式子内親王
跡もなき庭の淺茅にむすぼゝれ露の底なる松蟲
の聲
うつほ物語
きくそのにいくらのよはひこもれゝば
　露のそこより千世をのぶらん
露のそこ。霞の底。霧のそこ。雲の底。ぬしある詞
にあらず。かほどのことしらぬものは。無繩自縛お
ほし。
○同集　家　隆
秋夜の月やをしまのあまの原明がたちかき沖の
釣舟

續後撰集　土御門院
　伊勢のうみのあまのはらなる朝がすみ
　そらにしほやく烟とぞみる
續古今集　順　德　院
　あしの屋のなだの鹽やのあまの戸を
　おし明がたぞ春はさびしき
能宣集。あまのはしたてわたりにあまの侍る。
　誰ためにわたしそめけん與謝海の
　うらに世をふるあまのはしたて
忠見集。女のもとに行て物いふに。雨のいみじうふ
ればいとくらうて空もみえぬに。よなかばかりにと
をひきたてゝいりぬれば。
　音にきくなるとの浦にかづきする
　あまよわびしきめをみするかな
此二首は。天と海人とを。ひとつによめる初なるべ
し。
○千載集　俊　頼
　あすもこん野路の玉川萩こえて色なる波に月や
　どりけり
續古今集　後鳥羽院

逢坂や梢の花を吹からにあらしぞかすむ關の杉村
新勅撰集　覺延法師
仕よしの松のあらしもかすむなり
とほ里をの丶春の明ぼの
○新古今集　後京極
吉野山はなの故郷跡たえてむなしき枝に春風ぞ吹く
玉葉集　爲兼
木の葉なきむなしき枝に年くれて
またもめぐむべき春ぞちかづく
○新古今集　俊成
駒とめて猶水かはん山吹の花の露そふ井手の玉川
風雅集　後鳥羽院
山吹の花の露そふたま川の
ながれてはやき春のくれかな
○新古今集　後京極
打しめりあやめぞかをる時鳥鳴や五月の雨の夕暮

金葉集　經信卿
萬代にかはらぬものはさみだれの
しづくにかをるあやめなりけり
風雅集　爲兼
大井川はるかにみゆる橋のうへに
ゆく人すこし雨の夕ぐれ
○續後撰集　定家
小倉山しぐる丶頃の朝な〳〵きのふはうすきよもの紅葉々
これは拾遺集惠慶法師が歌に。
きのふよりけふはまされる紅葉々の
あすの色をば見てや丶みなむ
これをとられたるに似たれど。きのふはうすき。まことにぬしさだまれる詞なり。
○新古今集　家隆
露時雨もる山陰の下紅葉ぬるともをらん秋のかたみに
これは古今に業平の藤をゝりて。人におくるうたあるをとる

本の〱とあかしの濱をこぎくれば
むかし戀しき波ぞたちける

○拾遺集　　　貫之

櫻散この下風は寒からで空にしられぬ雪ぞ降ける

俊成卿は此歌にはゞかりてや。はじめには櫻ちるとはよむまじきよしのたまへり。

古今集　　承均法師

さくらちる花のところは春ながら
雪ぞ降つゝ消がてにする

後拾遺集　　坂上宅成

さくらちるとなりにいとふ春風は
花なき宿ぞうれしかりける

千載集　　能因

櫻ちる水のおもにはせきとむる
はなのしがらみかくべかりけり

新古今集　　惠慶

さくらちる春の山邊はうかりけり
よをのがれにとこしかひもなく

同　　兼輔

さくらちる春の末にはなりにけり
あまゝもしらぬなげきせしまに

貫之集

櫻ちり卯のはなもまた咲ぬれば
こゝろざしには春夏もなし

俊成卿も後にはみづからあまりの事とくいてよみたまへるか。玉葉集にいれるうた。

鳳雅集　　儀子内親王

櫻ちりはるのくれゆく物思ひも
わすられぬべき山吹のはな

さくらちる山下水をせき分て
花にながるゝを田のなはしろ

○金葉集　　俊頼

鶉鳴眞野々入江の濱風に尾花なみよる秋の夕暮

新千載集　　輔仁親王

秋風に尾ばななみよる我宿ぞ
やま里よりも露けかりける

○新古今集　　宮内卿

をこそいへど上手はつまにあるべきなり。

同集　　　　　　　　　　基　　　俊

みごもりにいはでふるやの忍草忍ぶとだにもしらせてしかな

此みごもりは。萬葉に水隱とかけり。いかにして軒のしのぶにはよまれけん。俊頼のみかくれを難しける人にして。

同じ集　　　　　　　　俊　惠　法　師

夕立のまだ晴やらぬ雲まより同じ空ともみえぬ月影

新古今集に　　　　　　　從　三　位　賴　政

庭面はまだかわかぬに夕立のそらさりげなくすめる月かな

同集。隔海路戀　　　　　鴨　　長　　明

思ひあまり打ぬるよひのまぼろしも浪路を分て行かよひけり

これは長恨歌にいへる方士が幻術によそへて。夢をまぼろしとよめる歟。又俗に夢ともうつゝともなくて。はかなきおもかげなどのみゆるをまぼろしといふ。それにや

同集に

みよしの、花の盛をけふみればこしの白根に春風ぞ吹

これは俊成卿の歌なり。清輔朝臣の歌に。

をはつせの花のさかりやみなの川みねよりおつる水のしらなみ

○詞花集　　　　　　　藤　原　道　經

我戀はあゐそめてこそまさりけれしかまのかちの色ならぬとも

新續古今集　　　　　　　俊　　成　　卿

たのまずばしかまのかちの色を見よあひそめてこそふかくなるなれ

萬葉には。以と爲。遠と於。これらをさへかよはせる事なし。まして以爲と比など更にかよはず。後はいにしへにかはれり

○順集に

ほの〴〵と明石の濱を見渡せば春の波ともいづる舟のほ

重之集

てかり侍るなり。
同じ集に　皇嘉門院別當
難波江の蘆のかりねの一よゆゑみをつくしてや
戀わたるべき
續後拾遺集　定家卿
難波なるみをつくしてもかひぞなき
みじかきあしのひとよばかりは
同じ集に　刑部卿範兼
妹があたりながるゝ川の瀬によらば沫となりて
も消んとぞ思ふ
これは萬葉第十一の歌をとられたる歟
河上にあらふわかなのながれきて
いもがあたりの瀬にこそよらめ
同集に　前中納言雅頼
戀すればもゆる螢も鳴蟬も我身の外の物とやは
見る
續後撰集　源家長朝臣
よるはもえひるはをりはへ鳴くらし
螢も蟬も身をばはなれず
これは古今集に

明たてば蟬のをりはへ鳴くらし
よるはほたるのもえこそわたれ
おの〳〵これによりて讀れたるがかよへるなるべし。
うつほ物語に
鳴蟬ももゆる螢も身にしあれば
よるひる物ぞかなしかりける
同集に　季通朝臣
心なき我身なれども津國の難波の春にたへずも
有哉
この歌は。本歌今すこしちかしといふべき歟。能因
のめいぼくといふべき歟。
おなじ集　圓玄法師
難波がた鹽路遙に見わたせば霞にうかぶ沖の釣
舟
これは長明が無名抄に上句夕ぐれになにはの浦をな
がむればとありて。そしれる歌なるを。かくまでよ
き歌とは。撰者の引なほされけるなるべし。歌よみ
ならぬ人の。たま〳〵よき句をまうけたるは。あき
人のよききぬきたるやうになすなり。上手は庖丁に
よき人のよきつまをくはへたらんがごとし。うを鳥

あげむよりは。なつかしかるべし。千載集に。

さゝの葉にあられふる夜の寒けきに　　馬内侍
ひとりはねなむ物とやはおもふ

これはさきの式部が歌とこゝろことば似たるものの。人にかなひてまさりたるものなり。

○千載集に　　俊頼

暮はてぬかへさはおくれ山櫻たが爲にきてまどふとかしる

風雅集に　　後鳥羽院御製

尋いるかへさはおくれほとゝぎす
たれゆゑくらす山路とかしる

同じ集。鳥羽院くらゐおりさせたまひてのころ。庭花年久といへる心をかれこれつかうまつりけるに讀侍ける。　　大納言忠教

ほり植し若木の梅に咲花は年もかぎらぬ匂ひなりけり

むかしはかやうにもよみけるにや。

同集に。　　清輔

龍田姫かざしの玉の緒をよはみみだれにけりとみゆる白露

これは萬葉第九に。泉川にてよめる歌をとらる。其歌

ひこぼしのかざしの玉のつまこひに
みだれにけらし此河の瀬に

壬二集に

しら露の野やまに風やたつた姫
さのみかざしの玉はみだれし

これは清輔の歌をかけるに似たり

おなじ集に　　顯輔

五月雨の日數へぬればかりつみししづやの小菅くちやしぬらん

玉葉集に　　隆祐

降そむるそがの川原のさみだれに
まだ水淺し眞菅からなむ

菅かる頃は。難波に住なれてよく知侍り。五月雨の頃こもなどのやうにかる物には侍らず。みな月のてりにてる頃かりほすに。夕立などしてぬれつれば。色のわろくなる故に。よき日をはからひてかるなり。もしくもりがちにたび〳〵ゆふだつ事あれば秋かけ

いへるにや。
同じ集に
打むれて高くら山につむ物はあらたなる世のとみ草の花
とみ草の花とは。俊成卿九十賀の時の歌に。
権中納言隆房
こゝのそちよはひを君にゆづりおきて猶春秋にとみ草のはな
神樂歌に。あめなるひばりよりこやひばりとみくさもちて。いづれもこれより出たり。
おなじ集に
氷居しゑがのから崎打とけてさゞ波よする春風ぞ吹
此歌こゝろ詞ともにおもしろくおぼえて。をり〳〵思ひ出侍るを。ちか頃よりおもふやう。春風ぞふくといへるや。今すこし春に入たちて後よむべき詞ならむ。春のはつ風などぞあらまほしきとおもひなりぬ。袋草子にもほめていへる歌なり。
おなじ集に。敎長卿歌に。
故郷にとふ人あらば山櫻ちりなん後をまてとこたへよ
千載集には。紅葉。留客といふ題に。腰句。もみぢばの。とて素意法師が歌なり。
同集に
竹の葉に霰降夜はさら〳〵にひとりはぬべき心地社せね
玉川にさらす手作。くめのさら山などにつゞけて。さら〳〵にとよめるこそよけれ。竹の葉に霰の散音によせていへる秀句。ことに女の歌にてうとましうおぼゆるなり。すべて此式部は堪能ながら。人がらにかなはぬ歌のおほければ。身のほどをはからひてこゝろづかひしてよむべき事なり。班昭女誡云。鄙諺有レ云生レ男如レ狼。猶恐ニ其彪一。生レ女如レ鼠。猶恐ニ其虎一。古今集序に。をのゝこまちはあはれなるやうにてつよからず。よきをうなのなやめるところあるに似たり。かくてまたたすけていはく。つよからぬは女の歌なればなるべし。今いはく。伊勢が歌などや。よき女にてなやめる所なきにたとへらるべき。たとひなやめる所ありとも。ちからありていしのうすを

道遠し井手へもゆかじ此里も八重やはさかぬ山
吹の花
忠見集に似たる歌あり。いはく。
やまぶきの花なき里にすまばこそ
ふりはへとほく井手へと思はめ
同集に。三月つごもりに郭公のなくをきゝてよめる
中納言定頼
時鳥思ひもかけぬ春なけばことしぞまたで初音
聞つる
萬葉第十七云霍公鳥者立夏之日來鳴必定。かゝれば
春の中にも夏の節にだにいらばなくべきなり
○金葉集。冬部に。竹風似雨
なよ竹の音にも袖をかつぎつゝぬれぬにこそは
風と志りぬれ
此歌題とゝもに。いづくを冬とて。此部に入たるに
か。おぼつかなし。
同じ集に。後朝戀の心をよめる。
我戀は瀧の清水いはでのみせきやるかたもなく
てくらしつ
此うた。題の心にかなへりや。おぼつかなし

同集に。戀のこゝろをよめる。
山井の岩もる水に影みればあさましげにも成に
けるかな
戀にやつれたる心にや。戀の歌とはみえがたきにや。」
おなじ集に。ものへまかりける道に。はしたもの、
あひたりけるをとはせ侍りければ。上東門院に侍る。
すまひこそとなん申すといひけるを聞て。いひつか
はしける。
源縁法師
名きくよりかねても移心かないかにしてかはあ
ふべかるらん
このはしたものゝ名。すまひは。相撲なる故に。い
かにしてあはんとはいへり。こそは。うつぼのたゞ
こそといふ名のこそなり。
○詞花集に。花を、しむ心をよめる。
春くればあちかたの海ひとかたにうくてふいを
の名こそ惜けれ
これは物志りにいはるゝ匡房卿の歌なれば。風土記
などいふものによりてよまれけるにや。あちかたの
うみは。いづれの國にかあらん。ひとかたにうくて
ふいをとは。櫻鯛などいふにつきて。櫻を、しむと

此ことかき。おぼつかなきことなり。

同じ集に

太山木を朝な夕なにこりつめて寒さをこふるをの、炭やき

文集。賣炭翁云。可レ憐身上衣正單。心憂ニ炭賤ニ願ニ天寒ー。

同じ集に。聖德太子の御歌の次に。日本紀にある長歌を注したるは。後の人のせる歟。

○後拾遺集に。長樂寺にて故鄕霞といふ心をよみ侍ける。

大江正言

山高み都の春を見わたせばたゞ一むらの霞なりけり

能因法師

よそにては霞棚引故鄕の都の春はみるべかりける

これは都より長樂寺へくれば。都をふるさと、いへるにや。公界の會ならねど。都をさして故鄕といはんは禁忌のことにや。こと書にも。春長樂寺にまかりて都をかへりみてよめる。などか、るべかりけるをや。

同じ集に

藤原範永朝臣

花ならでをらまほしきは難波江の芦の若葉にふれる白雪

これはおもしろく聞ゆる歌を。二月餘寒などにふらんをばえらず。打まかせての殘雪は。まだ蘆の下もゆる頃なれば。若葉にふれるとよまむことおぼつかなし。又此歌榮花物語には。高陽院根合には。但馬が歌なり

同じ集に

春夜のやみにしなれば匂ひくる梅より外の花なかりけり

此歌すこしおぼつかなき所あり。萬葉第十に。

うぐひすのこづたふ梅のうつろへば

櫻のはなの時かたまけぬ

かやうによみて。梅を賞する頃は諸花はまだしければ。躬恒がやみはあやなしといへるは。正月より二月のかみの十日ごろまでの夕やみ曉やみをよめるなるべし。二月廿日ごろよりのやみには。梅はおそかるべし。

同集に

名にしおはゞあけの衣はときぬはで
　みどりの糸をよれる青柳
猶そこにての歌どもあり。みをつくしたてたる所を。みをつくしとなづくるごとく。かうふり柳あるところを。やがてかうふり柳と名づけたるなるべし。ふせやにおふるはゝき木の例ならば。冠のなりにしげれる柳ありけるにや。
神樂歌の中に。大嘗會風俗歌に。
　いはくら山　おほくら山　松が崎
　おもの、濱　彌高山　おほくにの里
　よしだの里　いづみ川
以上これらみな近江なり。他國に同名あるところ。まどふべからず。
同じ集に。
　我戀のあらはにみゆる物ならば都のふじといはれなましを
伊勢物語に。ふじの山をいへる所に。その山はこゝにたとへばひえの山をはたちばかりかさねあげたらんほどして。といへるに思ひあはせて。今の人この歌を日枝の山の歌とおもへるは誤なり。此集下に至て。

　戀するにほとけになるといはませば
　　われぞ淨土のあるじならまし
これに似たる心にて。都の戀の山の中に第一なりといはれんの心なり。このみぎに。
天曆御製
　世の人のおよばぬものはふじのねの
　　雲井にたかき思ひなりけり
思ひとよませたまへる所に火あれば。我戀のといへるにも。火によせて。あらはにみゆるは。あらはにもゆるを。うつしあやまてる歟。いかにももゆるにてありぬべくおぼしきなり。
おなじ集に
　雪をうすみ垣根につめるからなつななづさはまくのほしき君哉
催馬樂にも。庭におふるからなつなはよきなゝりとうたへり。
同じ集に。春花山に亭子法皇おはしましてかへらせたまひければ。
僧正遍昭
　まてといはゞいともかしこし花山にしばしとなかむ鳥の音もがな

同じ集に。法皇宮のたきと云所御覽じける御供にて

菅原右大臣

水引の白糸はへておるはたは旅の衣にたちやかさねむ

水引の白糸とは。麻をば水にひたして後。皮を剝ゆゑなり。毛詩云。東門之池可₂以漚₁麻。又云。東門之池可₂以漚₁紵。これなり。次に

道まかりけるついでにひぐらしの山をまかり侍て

日ぐらしの山路をくらみさ夜更て木の末ごとに紅葉てらせる

これは右の詞書をうけたれば。ひぐらしの山。大和なり。おなじ集に。あにの服にて。一條にまかりて。

太政大臣

春夜の夢の中にも思ひきや君なき宿を行てみんとは

かへし

宿みればねてもさめても戀しくて夢現とはわかれざりけり

此返しに作者なし。如何。

○拾遺集

神無月時雨しぬらしくずの葉のうらこかる音に鹿も鳴なり

此うたは。冬も鹿のなく證なり。

おなじ集に。

水の沫やたねとなるらん浮草のまく人なみのうへにおふれば

此歌つらゆきが集にあり

此注は。むかしの貫之の集に。右の歌をある人のよめるよし注して載られたる故に。花山院かの家集を證として注せさせたまへる歟。又後の人。貫之の集にて見出て。貫之の歌なるよしに注したるにや。今の貫之集にはなし。

おなじ集に。

かうふり柳をみて

仲文

河柳糸は緑にある物をいづれかあけの衣なるらん

此歌惠慶法師が集にも載たり。おぼつかなし。うつほ物語菊宴に。なにはのはらへに。かうふり柳にいたりたまひて。

大宮

よみ人しらず

冬なれど君が垣ほに咲ぬればむべとこなつに戀しかりけり

秋はさらなり。冬もまれ〳〵さけば。とこなつとは名をたふせたるなるべし。定家卿の歌に。

霜さゆるあしたのはらの冬がれに
ひと花さけるやまとなでしこ

今の歌を思はれたる歟。よまれても侍るかな。何れの集にか入たるとおもへるに。もれたるぞあやしき。寒草をよめる歌の第一なるべし。

おなし集に。はちすのはひをとりて。

よみ人しらず

蓮葉のはひにぞ人は思ふらんよにはこひぢの中におひつゝ

玉篇云。蔤（美筆切。荷本也。莖下白蒻在㆓泥中㆒者。）芯（同上）延喜式。第三十九。内膳式云。波斐四把半云々。はふ物なれば。用をもて體になづけたるなり。俗にもいふ詞なり。それを今の歌は。わろき身を。蘸はひなどいふやうによせたり。

おなじ集に。ある人いやしき名とりて。遠江國へまかるとて。はつせ川をわたるとてよみ侍ける。

よみ人しらず

はつせ川わたるせさへや濁らんよにすみがたきわが身と思へば

此はつせ川は。大和なるにあらず。東海道に。遠江までにあるべし。

おなじ集に。なかはらのむねきが。みのゝ國へまかりくだり侍りける道に。女の家にやどりて。いひつきてさりがたくおぼえければ。二三日待て（侍イ）。やむことなき事によりてまかりたちければ。きぬをつゝみて。それがうへにかきておくり侍ける。

中原宗興（キ）

山里の草葉の露はしげからんみのしろ衣ぬはずともきよ

このみのしろ衣は。蓑代衣といふをもとにて。みのといふには。國の名をよせ。しろといふには。ぬはぬしらぎぬをよせ。みのしろといふには。かたみの心をよせたり。此集のはじめに。ふる雪のみのしろ衣うちきつゝとよまれたるも。蓑代衣を。身の白ごろもとよせられたりしに似たり。

此二首は。別の歌なるべければ。題しらずといふことのおちたる歟。

おなじ部に

　夏夜はあふ名のみして敷妙の塵はらふまに明ぞしにける　藤原高經朝臣

敷たへは。玉ぼこの道とつゞくるによりて。道をただ玉鉾とのみもよめるごとく。床枕などをよめりとみゆ。萬葉には。敷妙の家とも。黒髮とも。衣手ともつゞけたれば。足引の山。玉鉾の道など外にわたらぬにはたがひて。すこしおぼつかなきやうにも侍れど。おほかたは床の事ときこえ侍り。

同じ部に。五月なが雨の頃。久しくたえ侍にける女のもとにまかりたりければ。女

　つれ〴〵とながむる空の時鳥とふにつけてぞ音はなかれける

次に題しらずとて三首あり。中に萬葉よりとれる歌もあり。おなじ女のうたならねば。よみ人しらずといふことの落たるべし。

同じ集に　紀のとものり

　けふよりや（は六下同）天川原は（も）あせなゝむそこひともなくたしわたりなん

此第四句。家集には。うきせともなく。六帖にはよどむともなくとあり。又或本には。そよみともなくとあり。

躬恒集に

　そよみなく見る君なれどひこぼしのけふ待てたる心地のみして

同じ集に

　草の糸にぬく白玉とみえつるは秋のむすべる露にぞ有ける

文集。天津橋詩云。柳枝嫋嫋風線出。草縷茸茸雨剪齊。いまの歌。西行のよられつる野もせの草など。皆此下句より出歟。同し集に。おほつふねといふ名は。和名鈔に。奴の字を。やつことも。つふねともよみたれば。大奴なるべし。あるみかどの。みこにてをさなくおはしましける時。つぼねを。つふねとのたまひけるより。つふねといふことのはじまりけるよしいふ。おぼつかなし。

おなじ集に。源たゞあきらの朝臣。十月ばかりに。とこ夏ををりておくりて侍りければ。

○續後拾遺集
後新拾遺集
　君が行所と聞ば月見つゝ姥捨山ぞ戀しかるべき
○風雅集
新後拾遺集
　芦の葉にかくれてすめば難波なるこやは夏こそ（の風）涼しかりけれ
○新千載集夏
　題しらず　遍昭
　五月雨にみだれて人を思ふとて夏の夜をさへ明しかねつる
此歌。戀四に。腰句おもふには。結句あかしかねつ。とて作者躬恒なり。おぼつかなし。
新後拾遺集
　わすれじと思ふにそへて戀しきは心にかなふ心なりけり
○續千載集
新拾遺集
　神山に幾世經ぬらん榊葉の久しくしめをゆひかけてけり

○後撰集
　だいしらず　閑院左大臣冬嗣
　なほざりに折つる物を梅の花こき香に我や衣そめてん
此後三首あり。文德實錄第二云。嘉祥三年。秋。七月丙子。朔壬辰。追崇外祖父。左大臣正一位。藤原朝臣冬嗣。爲太政大臣云々。此集に本院左大臣を。贈太政大臣と載たれば。冬嗣公ならば。閑院贈太政大臣と載べきことわりなるによりておもへば。今冬嗣とは。後の人の注して。別人なるべし。
同じ集夏部に。友たちのとふらひまてこぬ事をうらみつかはすとて
　白妙に匂ふ垣ねの卯花のうくもきてとふ人のなき哉
と同く數首のさきの。讀人しらずをうけたり。此うたの次に。
　時わかず月か雪かと見るまでに垣ねのまゝに咲る卯花
　鳴わびぬいづちかゆかむ郭公猶卯花の陰ははなれじ

太后宮大夫俊成女。とて重て載られたり。具定母は。すなはち俊成女なり。

新拾遺集

月中の桂の人を思ふとやなみだの玄ぐれそひてふるらん　光孝天皇御製

伊勢集に。うみたりけるをとこみこは。かつらの宮といふ所におきて。みづからはききさきの宮にさふらひけるに。雨のふる日うちながめてゐたりければ。きさきの宮のよみてたまへける。

月の中のかつらの人をこふとてや（おもふとやイ）

あめに涙のそひてふるらむ

久かたの中におひたる里なればとは。此御かへしなり末の集にも。七條后の御歌にていれり。おなしやうなり。おぼつかなし。

○續後撰集

新千載集

思はじとおもふ物から松山の末こす波にぬれつ（袖はぬれつゝ續後）つぞふる

續後撰雑中には濟時。新千載雑中には朝光とあり。

○續古今集

新拾遺集

たのまれぬ花（す續古下同じ）の心とおもへばやちらぬさきより鶯のなく

續古今春下に元方。新拾遺雑上には興風と有。

續千載集

郭公夜ふかき聲は月まつとおきていをねぬ人ぞ聞ける

續古今夏躬恒。續千載夏には伊勢とあり。ともに家集にある中に。恒躬集には。延喜十五年。内裏屏風歌とあり。六帖にも躬恒なれば。伊勢集に後の人あやまりてくはへたる歟。

新後拾遺集

法の花今もふるえに咲ぬとはもとみし人や思ひ出らむ

○玉葉集

新拾遺集

芦まより難波の浦を引舟（行玉）のつなでながくも戀わたる哉

新千載集

それとだにわすれやすらん今更にかよふ心は夢にみゆとも

新勅撰集

法のためになふ薪にことよせてやがてこのよを（うき世）こりぞはてぬる

○詞花集

千載集

いとひても猶（なしまろヽ詞）ゑのばる、我身かなふた、びくべき此世ならねば

○千載集

新撰六帖

眞柴かるをの、細道跡たえて深くも冬（雪千）のなりにけるかな

新拾遺集

玉ぬきしあやめの糸はありながらよとのはあれん物とやはみし

新拾遺には。あやめの草は。よとこはあれんとあり。玉ぬきしとあれば。あやめの糸といへるまさるべき歟。夜殿を。淀野によす。夜床はおとれり。

新後拾遺集

此世をば雲の林にかどでして烟とならん夕をぞまつ

○新古今集

新勅撰集雜三云。後京極攝政家百首歌に。草歌十首よみ侍りける。　寂蓮法師

風ふけば濱松がえの手向草幾世までにか年のへぬらん

此歌は。初の五もじ白波のにて。萬葉第一には。山上憶良歌。第九巻には。河島王子の御歌と載て。互に異説を注し。奥義抄には。濱成式には。角沙彌が紀濱歌とあるよしひかる。新古今集雜中には。萬葉第九によりて。河嶋皇子とあり。作者もおぼえずしてよみ。撰者もおぼえずして載られけるにや。いたりておぼつかなきことなり。

續千載集

命をばあだなる物と聞しかど（つらきか新古）うき身のためはながくぞ有ける

○新勅撰集

續後撰集　　侍従具定母

ほしわびぬ蜒のかるもに鹽たれて我からぬる、袖の浦なみ

續後撰集戀二には。第四句。我からか、るとて。皇

みてつかはしける。金葉には。對馬守にて小槻のあきみちがくだりけるときつかはしける。共政朝臣妻とあり。

同

うとましや（あさましや拾下同）木の下陰の石清水いくらの人の影を（そ）みつらむ

新古今集

いづかたに行かくれなん世中に身のあればこそ人もつらけれ

新拾遺集

夢のごとなどかよるしも君をみんくる、待まもさだめなき世を（に拾）

○金葉集
千載集

こひ〳〵て今宵ばかりやたなばたの枕に塵のつもらざるらん

同

白雲と嶺にはみえて櫻花ちればふもとの雪にぞ（こそ）有ける（そ見れ金）

同

今はしもほに出ぬらん東路のいはたのをの、をのゝすゝき

新古今集

月影のすみわたるかな天原雲吹はらふよはのあらしに

詞花集

君が代はくもりもあらじ三笠山峯の（に金）朝日のさゝむかぎりは

同

長濱の眞砂の數も何ならじ（ず金）つきせずみゆる君が御代かな

同

ありふるもくるしかりけり（うき世なりけり金）長からぬ人の心を命ともがな

千載集

世中はうき身にそへる影なれや思ひすつれどはなれざりけり

同

吹風にたへぬ梢の花よりもとゞめがたきは涙なりけり

あひみてもつゝむ思ひのわびしき（悲しきは家）はひとまにのみぞねはなかれける
續後撰集
戀しきに（わびて後）忘ぬてふことはまたなきを世のためしにも成ぬべき哉
拾遺集
こふるまに年のくれなばなき人の別やいとゞ遠く成なむ
○拾遺集
同雜上。幷哀傷。
世中をかくいひ〳〵のはて〳〵はいかにやいかにならんとすらん
千載集
谷戸（ぎ拾）をとぢやはてつる鶯のまつに音せで春のく（もす）れぬる
新勅撰集
あだなりとひともときくる物からに花（しもぞ拾）のあたりを過がてにする
續千載集

年月は昔にもあらず成ぬれど（ゆけ拾）戀しきことはかはらざりけり
千載集
極樂はゝるけきほど、聞しかどつとめていたる所なりけり
但拾遺は作者仙慶法師。千載は空也上人
後拾遺集
天川後のけふだにはるけきをいつとも忘らぬ舟出かなしな
千載集
瀧の音（糸拾）は絕て久しくなりぬれど名こそながれて猶聞えけれ
續古今集
いつとてか我戀さらん（やまんちはやふろ拾下同）信濃なる淺間の山のけぶ（たけの）りたゆとも
金葉集
沖津嶋雲ゐの岸を行かへりふみかよはさんまぼろしもがな
拾遺雜上云。對馬守をのゝあきみちが女。おきがくだり侍りける時に。ともまさの朝臣の女。肥前がよ

同
植たて、君が志めゆふ花なれば玉とみえてや露もおくらん

新勅撰集
名にしおはゞ（へば後下同）志ひてたのまむ女郎花（花）人の心の秋はうくとも

拾遺集
夜をさむみねさめてきけばをしぞなくはらひもあへず霜や置らん

同
梓弓春のあら（山後）田を打かへし思ひやみにし人ぞ戀しき

同
よるならば月とぞみまし我宿の庭白妙にふれる（ふりつも）志ら雪（るゆき後）

同
身は、やくならの都になりにしを（と後）戀しきことのふりせさるらむ（またもふりぬか後）

同
あやしくもいとふにはやる心かないかにしてかは思ひたゆべき（やむ後）

同
色ならばうつるばかりも染てましおもふ心を志（え）る人のなき（やはみせける後）（ぞ家）

同伊勢集。信明並家集載此
おもひきやあひみぬほどの（お信下同）（ことをいつよりと後下同）（な）年月をかぞふばかりにならむ物とは（さ）（みも伊勢集）

同
曉のなからましかは白露のおきてわびしき別せましや

同
澤にのみ年はへぬれどあしたづの心は雲のうへにのみこそ（あしたつのさはべに年はへぬれども後）

同
ひとりねし時は（ぬる後下同）またれし鳥の音も（ゐ）まれにあふ夜はわびしかりけり

新勅撰集伊勢。伊勢家集よりえらばる

新勅撰戀二。續後撰戀一に。共によみ人不知と載らる。

第十二

玄かの蜒の釣にともせるいざりびのほのかに妹人（拾下同る）をみんよしもがな

拾遺戀二には。よみ人しらず。同五には坂上郎女おぼつかなし

○古今集の歌を後撰拾遺に重て載られたるは。かの集に注しつけたればこゝに略之。代々の人古今をばもてあそびて。よくおぼえられけるにや。これより後あやまりてふたゝびいることなし。後撰の歌を。拾遺におほく載られたるはわざとにや。後撰より後の集は。たれ〳〵もよく見られざりけるにや。誤て重て入たるうたおほし。集に注したるをばおきて。その外に見およべるを出す。

○後撰集（重出集歌上注之下皆傚之）

拾遺集重出

梅花よそながらみんわぎもこがとがむばかりの香にもこそしめ

同

久しかれあだに散なと櫻花かめにさせれどうつろひにけり

新勅撰集

神さびてふりにし里にすむ人は都に匂ふ花をだにみず

拾遺集

時わかずふれる雪かとみるまでに垣根もたわに咲る卯花

同

ふた聲と聞とはなしに郭公夜ふかくめをもさましつるかな

同

棚機もあふ夜ありけり天川このわたりにはわたるせもなし

新千載集友則。々々集有之。

天川戀しき時ぞわたりぬる瀧津涙に袖はぬれ（せに後）つゝ

拾遺集

朝戸明てながめやすらん棚機の（は後）あかぬ別の空を戀つゝ

第三

くるしくも降くる（け新勅下同）雨かみわの崎（か）さのゝ渡に家もあらなくに

新勅撰。與續古今（續古與今同）。並羇旅採之

同

明日香川かはよどさらず立霧の思ひ過べき戀にあらなくに（なら新千）

續千載雜體。新千載戀四。

第五

我園に（やどごと玉葉下同）（やと新後拾）梅花ちる久かたのあめ（そら）より雪の流くるかも（ふるとみるまで）

玉葉。新後拾遺。共春上載之

第八

うちきらし（かきくらし後）雪は降つゝ志かすかに吾宅（わが家後）のそのに鶯なくも（ぞなく後拾遺）（なきつ六帖）

後撰春上讀人不知。拾遺春家持。元來家持歌也

第九

おくれゐてわがこひをれば白雲の棚引山をけふかこゆらん（や拾）

拾遺金葉。並離別載之。金葉集別誤取之也。

第十

鴈かねのき鳴しともに（鳴つるなへに後下同）（なくなるなへに玉下同）から衣たつたの山は紅葉そめたり（しにけり）（しぬらし）

後撰玉葉並秋下入之。玉葉爲赤人詠。作者未詳歌也。

同

天川遠きわたりはなけれども（にあられども拾）（後與今同）君が舟出は年にこそまて

後撰には讀人不知。拾遺には人丸とていれり

同

たつかねの（の新後拾下同）きこゆるたゐにいほりしてわれ旅なりと妹に告こそ（せ玉同）

玉葉には人丸。新後拾遺にはよみ人志らずにて。共に羇旅にいれらる。此旅なりといふはまことのたびにはあらず。もにすむ所をおきてかりほにゐるほどをいへり。

第十一

かた糸もてぬきたる玉のをゝよはみみだれやしなん人の志るべく

じからず。又宗碩の名所抄に。豐等寺高市郡と注せられたるはよきを。出されたる歌は。

かつらぎやとよらの寺の秋の月
西になるまで影をこそみれ

これまた長明の歌とおなじやうにこゝろえてよめる歌をひかれたれば。ほことたてとをうれるものゝごとし。白壁を。しら玉とうたふは。推量するに。壁を璧と見たがへたるべし。

續日本紀に。五家亘曾とあるを。わはへらそとなせるは。わかへらそを。うたひ損しけるなるべし。今の歌にて紀をみるに。五は。吾の字の下の口の。落たるなるべし。」

河口の歌は。六帖に載たり。妹と我もおなじ。」

無力蝦に。ほねなきみゝずは。淮南子曰。螾無筋骨之强。」

難波海に。つくし津までにとは。地の名なるべし。築紫より京へのぼる人の。舟にてそこのあたりまでくれば。築紫津とはいふ歟。今すこしのぼれ山崎までにといへば。山崎より下のかたなるべし。」

石河のこまうとは。石川は。大和國高市郡にあり。河内にもあれど。むかし高麗等の國より來化せる人は。おほく大和におかる。日本紀に。今來郡といへるは。今大和にはなし。高市郡に今來あり。此名も。異國より今渡り來たるものを。すゑおかせたまひける故の名とみえたり。」

奧山に。木きるやをぢとは。日本紀に。老翁を。をぢとよめり。伯父などを。をぢといふも。別ながら通ずべし

○萬葉集の歌を。後撰より初てぬきとられたるを彼集に注しつ。其中におなじ歌の二部にもとられたるは。

第一

（おふのうみに拾下同）あみの浦にふなのりすらんをとめら（わきもこが）が玉も（あか）のすそに鹽みつらんか

此歌。拾遺雜上にとらる又玉葉雜二に（今の玉葉集になし）

第二

いはしろの野中にたてる結松心もとけずむかしおもへば

拾遺戀四と。雜戀と。兩所に人丸とている。奧麿がうたなり。

なり。ことにといふべきを。ことをこそといへるは。古語の習ひなり。古事記に。仁徳天皇の御歌にも。ことをこそ菅はらとはいはめとあり。日本紀。木梨輕太子の御歌にも。ことをこそた、みといはめとあり。をちかたは。嶋津田ある所をさせり。つまさるは。妻あるなり。あとさと。通ずること上のごとし。せなは。男女の中にていふにかぎらず。せは。兄の字なれば。人をうやまひていふなり。なは。そへたる字なり。さねこしやは。まことに歸りこしとなり。しやすもは。あすもなり。さすと。しやすとおなじ」。葦垣に。まうよこしけらしもとは。日本紀。及萬葉に。譏の字を。よこすとよみたれば。申譏なり。淸き物を汚すを。よごすといふ。譏者は。よき人をいひけがすなり」

　かつらぎの寺のまへなるや。とよらの寺のにしなるや。えのは井に。白玉しづくや。ましら玉しづくや。おしとんと。としとんと。しかしては。くにぞさかえむや。わいへらそとみせんや。おしとんと。としとんと。おしとんと。としとんと。以上。

此葛城の歌は。光仁紀にある。童謠をうたひ損ぜるなり。續日本紀。第三十一。光仁紀曰。天皇諱白壁王。中略又嘗龍潛之時童謠曰。葛城寺乃前在也。豐浦寺乃西在也。於志度止。刀志度止。櫻井爾。白壁之豆久也。好壁之豆久也。於志度止。刀志度止。然爲波。國曾昌由流也。五家曾昌由流也。於志度止。刀志度止。于レ時井上内親王爲レ妃。識者以爲井上則内親王之名。白壁爲二天皇之諱一。蓋天皇登極之徵也。これをもて引合てしるべし。葛城寺のまへ。豐浦寺の西といへるは。葛城寺は西にありて東に向ひ。豐浦寺は南などにむかひて。其西の方にあたりて櫻井は有歟。櫻井。榎葉井。其名大きにたがへり。又昔より葛城寺。すなはち豐浦寺とこころえけるにや。長明無名抄にも。葛城のえのは井尋たるよしか、れたり。すなはち長明歌に。

　かつらぎや豐浦の寺のえの葉井に
　　猶しら玉をしづく月影

豐浦寺は。高市郡なり。此故に萬葉第八に。故郷豐浦寺といへり。元明天皇藤原宮より南良宮へうつらせ給へる故に。彼集には。明日香川の邊をさして。故郷といへり。葛城寺は。葛上郡なれば。更におな

かんがふるに見ゆることなし。まなむすめは。萬葉に。愛子を。まなことよめれば。愛娘なり。」
刺櫛は。たうはりなゝつありしかどゝは。雄略紀に。似を。たうはれりと點じたれば。おなじやうなるさしぐしの。なゝつありしといふなるべし。」
鷹子に。淡津の原のみくるすとは。神功皇后紀に。狹(サ)狹浪栗林(サナミクルス)といへる所なり。」
大芹に。こせりこそゆでゝもうましとあるは。てにをは今にかなはず。萬葉にも。今とたがへるてにをはあり。古今にも。

秋の野につまなき鹿の年を經て
なぞわか戀のかひよとぞなく

とある下句は。顯昭もうたがひをのこされたり。」
いかにせんをしのかも鳥出てゆけば云々。をしかもとて。鴛鳥も。鳧のうちなり。」
あなたふとけふのたふとさいにしへもかくや有けんけふのたふとさ
此たふとは。たのしきをいへり。日本紀に。貴盛を。たのしとも。たふとしとも。兩方に點せり。」
櫻人その舟ちゞめ嶋つたをとまち作れる見て歸りこむやそよやさすかへ(あイ)りこんやそよや二段　ことをこそあすともいはめをちかたにつまさるせなゝ(はあすもイ)ればさねこしやそよやゑやすもさねこしやそよや
櫻人は。櫻は。所の名にて。難波人。須磨人といふたぐひなるべし。和名鈔に。尾張愛智郡に。作良(サクラ)鄕あり。そこの人をいふ歟。萬葉第三に。

さくらたへたづなきわたるあゆちがた
鹽ひにけらしたづなきわたる

此櫻田は。あゆちがたとよめるにて知ぬ。尾張國愛知郡なり。今嶋つたといふは。嶋津田にて。嶋にある田なり。重之集に。

名とり川わたりてつくるをしま田を
もるにつけつゝ夜がれのみする

かゝれば櫻といふところに田おほければ。櫻田ともいへるにや。その舟ちゞめは。ととちと五音通ずれば。其舟とゞめよなり。さすは。あとさと。同韵にて通ずれば。あすなり。あやめを。さやめといふがごとし。そよやは。みな拍子の詞なり。第二段は。櫻人のこたふるなり。ことをこそは。ことばにこそ

伊勢のうみの清き渚に鹽貝やなのりそやつまん
かひやひろはむ玉やひろはん

これは旋頭歌なり。清き渚は。名所なりといへり。後撰集に。忍びてかよひ侍りける人。いまかへりてなどたのめおきて。おほやけのつかひに。伊勢のくににまかりて。かへりまできて。久しくとはず侍りければ。

人はかるこゝろのくまはきたなくて　少　將　内　侍
きよきなぎさをいかですぎけむ

但萬葉第十五に。對馬の竹敷浦にて。玉しける清き渚とよみたれば。いづくにもいふべき歟。又是は所の名によめるやうにきこゆ。第六に。赤人。

ぬは玉の夜のふけゆけば楸おふる
清き川原に千鳥しばなく

此歌。吉野にてよまれたるゆゑ。かしこに清き川原といふ所のあるやうにいへど。同じ集に。佐保川をはじめて。あまた清きかはらとよみたれば。今もたゞ渚のきよきを。清き渚とよみ。少將内侍も名所とはおもはねど。今の歌によりて。何となくよめるにても侍るべし。續後拾遺集に。仁和御時。大嘗會。悠紀方。伊勢國風俗歌をよめる。大友黒主が歌。

伊せのうみの渚を清みすむつるの
ちとせの聲を君にきかせむ

これ清き渚。ところの名ならば。清きなぎさにすむ鶴のとよむべきを。なぎさを清みとよめるにても知べし。鹽貝は。古今集に。貫之の長歌にも。浦のしほがひひろひあつめとよまれたり。海にあればゑほ貝とはいへるなるべし。鹽貝やといひさして。なのりそやつまんといへば。貝をもつむ物のやうにきこゆれど。後にかへして。貝やひろはむと。ふたゝびことわれり」

庭におふるからなつなはよきなゝり宮人のさぐ
るふくろをおのれかけたり

からなつなは。長能もよまれたり。拾遺集に。女のもとになつなの花につけてつかはしける

雪をうすみかきねにつめるからなつな
なつさはまくのほしき君かな

薺の中に別にあるにや。宮人のさぐる袋とは。官位によりてかはるなり。おのれかけたりとは。なつなのみのなれるか。袋にゝたればいへり。」

我門に。あやめの郡とは。いづれの國にかある。今

隕田寸津。走井水之。淸有者。度者吾者。去不勝可聞

此走井歟。いづれの國にありと志らねども。前後大和の名所をよめる中にあれば。大和なるべし。こかやかりをさめとは。かひこをこふには。箔といふ物をあみてそのうへにおきてかへば。其料なるべし。さればこそ。それにこそまゆつくらせてとはいへれ。」

飛鳥井にやどりはすべし陰もよしみもひもさむしみまくさもよし

あすか井は。大和國。高市郡。飛鳥川あるおなじ所なり。蜻蛉日記に云。はつせさまにおもむく。あすかにみあかしたてまつりければ。（中略）にはきよげに井もいとのまゝほしければ。むべやどりはすべしといふらんとみえたり。みもひもさむしとは。景行紀に。冷水とあるを。さむきみもさと點せり。片假名なれば。キの字をあやまりて。サに作りける歟また みもさを。こゝにみもひとうたひ損せる歟。紀云。壬申。自海路泊於葦北小嶋而食食。時召山部阿弭古之祖小左。令進冷水。適是時嶋中無水。不知所爲。則仰之祈于天神地祇。忽寒水從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故號其嶋曰水嶋也。其泉。猶今在水嶋崖也。（下略）肥後國風土記云。球磨乾七里海中有島。稍可七十里。名曰水嶋。嶋出寒水。逐潮高下云々。彼紀。みも井を。みもさとあやまらば。今もみもゐもさむしとかくべし。赤染衞門集に云。またむまつといふ所にとまる夜。かりやにえばしおりてすゞむに。こふねにをのこふたりばかりのりて。こぎわたるを。何するぞとゝはすれば。ひやかなるおもひくみにおきへまかるぞといふ。

おきなかのみづはいとゞやぬるからんことはまなるを人のくめかし

水をばもひといひて。みといひ。おといふは。おなじく御の字なり。和名鈔に。漿を。邇於毛比といへるも同じ心歟。又主水司を。もひとりのつかさといふも。もひは。水なり。盌を毛比といふも。飲水器と注したれば。髮をもとゆひといひ。又髮をゆふ物をも。もとゆひといふごとく。ふたつにわたれる名歟。但もとはのむ水をいひて。海川の水をなべていふにはあるべからず」

「玄かしあらば。やはきの市に。くつかひにかむ。これは男の詞なり。玄かしあらば、。玄かは。さなり。しは。やすめたる詞にて。さあらばなり。ましてうるはしと女のいふにりて。さ思ふならばといふ心なり。矢作市は。参河にて。今の岡崎なり。かんは。いかむの上略なり。「くつかは、。ちかひのほそしきをかへさしはきて。うはもとりきて。宮路かよはむ。此第三段は。又女のいふなり。ちかひとは。俗におほはなをといふなるべし。ほそしきをかへは。ほそきなり。うはもは。下の我門に。うはものすそぬれ。下ものすそぬれといへる。うはもなり。宮路は。和名鈔云。參河國。寶飫郡。宮道。美也知 この所なり。宮路山も。そこなるべし。をとこそこにすめるにこそ」

あづまやのまやのあまりの雨そゝぎわれ立ぬれぬとの戸ひらかせ

和名に。四阿は。あづまや。雨下は。まやなり。今はあづまやを。やがてまやといへば。和名の心にあらず。木を。眞木といふごとく。あづまやをほめて。眞屋といふなり。との戸は。殿戸なり。ひらかせは。ひらけといふ古語なり。「かすかひも戸ざしもあらばこそ其との戸我なゝめおしひらいてきかせわれや人つまとは。かすかひは。和名に。鎹の字なり。かけがねなり。とざしは。鎖なり。我なゝめは。今案に。われなさめの誤れる歟。古事記に。八千矛神の御歌に遠登賣能那須夜伊多斗遠云々。萬葉第五云。遠等咩良何。佐那周伊多斗乎。意斯比良伎云々。なとさと。同韻にて通ずれば。なすは。さすなり。さなすは。をとるを。さをとるといふごとく。そへたる字なり。玄かればかけがねもさうもあらばこそわれささめなるべし。きかせは。かとまと同韻なれば。來ませをかくいふ歟。もしはうたひ損せる例あれば。もとはきませにて有ける歟。われや人つまとは。人の妻とさだまるものこそおそるゝこともあれ。我やは他妻なる。ひとつまならねば。心のまゝに戸をおしひらいてきたれとなり」

走井のこかやかりをさめそれにこそまゆ作らせて糸引なさめ

走井は。萬葉第七云
此小川。白氣結。瀧至。八信井上爾。事上不爲友。

今の歌も時の人のよみて。諷刺をふくめるにや。袖つくばかりとは。あさきをいふ。萬葉第七云。廣瀬(ヒロセ)川袖衝計淺乎也(カハソデツクバカリアサキヲヤ)云々。裝束したる長き袖に。わづかにつきふる、ほどの水なれば。深からぬなり。おなじき十一に。須蘇衝河(スソツクカハ)とよみ。十七には。安夫美都(アフミツ)加須毛(カスモ)とよめり。つきあたるなり。高橋とは。常の橋を高くかくるをいふ歟。神代紀に。大已貴命のために。天安河に。高橋及び打橋を造んと。天神のみことのりしたまふは。高橋は。そりはしのやうに聞ゆるにや。袖つくばかり淺き瀬なれば。かりそめなる橋をわたしても。ことたりぬべきをと。思へる心と聞ゆるにや」

高砂に。さいさごといへるは。小砂にて。ちひさきいさごなり。みぞがけにせんとは。御衣桁にせんとなり」

「夏引の白糸な、はかりありさ衣におりてもきせむましめはなれよとは。夏引の白糸は。麻の糸なり。下にあさきぬといへり。な、はかりは。車七兩を。ななくるまといふごとく。はかりにな、はかりかくるなり。あかは。わかなり。ましは。いましなり。汝をいましともよめり。麻絲をな、はかりはかりうみて。我いましに衣をおりてきすべければ。もとの妻をいなせて。我を妻にせよと。女のをとこをす、むるなり。「かたくなに物いふをみなかな、。ましあさきぬも。わがめのごとく。たもとよく。きよく。かたよく。こくびやすらに。ましきせめかも。ぬひきせめかも。以上は男のこたふるなり。日本紀に。愚癡を。かたくなとよめり。ましは。初のごとし。こくびは。えりなり。おほくびにむかへて。こくびといへり」

「貫河のせ、のやはら手枕やはらにぬる夜はなくておやさくるつまとは。せ、のやはらは。ひぢりこなり。これは枕やはらにといはんために。とりいだせり。おやさくる妻とは。萬葉第十四にも。さの、ふなはしとりはなし親はさくれど、よめり。つまは。今は女の詞にて。男をいへり。おやさくるつまはましてるはしもとは。猶女のいふなり。物はすくなきをもてめづらしとするごとく。親のさくるによりて。ましてうるはしきとなり。うるはしの。うもじを略せり。萬葉に。物思ひを。ものもひといふがごとし。

磨郷の事をかゝれたるには。彼國の風土記を引て。筑紫へおはしましたるやうにみゆれば。今傳る說は。筑前國の風土記などより出けるにや

○催馬樂

催馬樂の名は。諸國よりみつぎ物を大藏省に納し時。そのみつぎものをおふせてはこぶ馬を。かりもよほすとて。民のくちすさびにうたひけるゆゑに。かくは名づくといへり。今案。此歌の中に。大嘗會の時の歌ども、まじれゝば。民の口すさびにはあるべからず。諸社に神馬をたてまつらるゝは。神の愛してのらせたまふなるべし。たとへば人に物を贈にも。その人の好むものをえさするごとくにやあらん。されはこれをまつる時。御駒にめしていたらせたまふべければ。影向をもよほし奉るとて。めしたまふ馬につきて。かくは名づくるにや。ひるめの歌に

さゝのくまひのくま河に駒とめてゑばし水かへ影をだにみん

いかばかりよきわざしてか天てるやひるめの神はゑばしとゞめん

いづこにか駒をつながんあまひこがあさる澤べの玉ざゝのうへに

これら天照太神を祭り奉るに。歸りよらせたまふ御なごりを玄たひてまつる心に。女神なれど。ゑばし水かへとも。駒をつながんともいふ歌をうたへば。ましで住吉三輪などのごとき男神を祭るは。催馬樂あるべきことなり。若は中に我駒の歌は。萬葉第七にあるを。心をえて取て。初の二句を。神の御こゝろになして。うたひそめけるにや。」

澤田川袖つくばかり淺けれどくにの宮人高橋わたす

續日本紀云。天平十四年。八月乙酉。宮城以南大路西頭。與二甕原宮東一之間。令レ造二大橋一。令下二諸國司一。隨二國大小一。輸中錢十貫以下。一貫以上上。以充二造橋用度一。又云。同十五年。十二月己丑。始運二平城器杖一。收二置於恭仁宮一。中略辛卯。初壞二平城大極殿幷步廊一。遷二造於恭仁宮一。四二年於茲一。其功纔畢矣。用度所レ費不レ可二勝計一。至レ是更造二紫香樂宮一。仍停二恭仁宮造作一焉。これによるに。聖武天皇は久しく世を治めさせたまひて。全盛なりしことゝ。唐の開元天寶の頃とひとしかりけり。此時の御事をば。良史すこしそしりたれば。

みなとれる。芦の末葉を。誰かたをりし。
　わがせこが。ふる手をみんと。我ぞたをりし。
すべては此歌に似たり
「いせしまやあまのとねらがたくほのけいそらが崎
にかをりあふとは。とねは。上にもいふがごとし。ほ
のけは。火氣なり。萬葉に。火氣を。けぶりとよめ
り。ほのけといひては。氣に烟をかぬるなり。かを
りあふとは。鹽氣のにほふなり。萬葉第二。長歌云。
　神風乃。伊勢能國者。奥津藻毛。靡足波爾。鹽
　氣能味。香乎禮流國爾。云々
同第九云。
　鹽氣立。荒磯丹者雖在。云々。
これらおのづからなる鹽氣なり。ましてやくには。
猶かをりあふべし。日本紀第一云。伊弉諾尊曰。我
所生之國。唯有朝霧而薫滿之哉。霧にも香あるも
のなり。」
　大君のゆきとる山のわか櫻とりにわれゆくや舟
　　かぢさをかせ
靱に。さくらの木を用る事のあるにや。若櫻は。清
正集に。

　いつしかとうゑてみたれば若ざくら
　　　さかずて春のすぎぬべきかな
　朝倉や木の丸殿に我をればなのりをしつゝ行は
　　たが子ぞ
神樂には。此歌の末を抄略せり。これは天智天皇の
御製といへり。日本紀に。百濟より高麗をせめし時。
高麗より援兵を賜るべきよし。我國にこひしかばつ
かはさるべしとて。軍兵を催したまはんがために。
伊豫國まで行幸して。石湯行宮にとゞまりたまへり。
其時天智天皇は。いまだ中大兄皇子とて。太子にて
供奉したまふ。其年朝倉橘廣庭宮にうつり給ひて。
朝倉神社の木を伐て。此宮を作りたまひしかば。神
いかりをなせりとなむ。齊明天皇は。終に朝倉宮に
て崩し給へり。朝倉神社は。延喜式。神名帳に。土
佐國土佐郡に在と注せり。風土記にも。土佐國朝藏
郷に。朝倉社有とみゆ。四國のうちなれば伊豫國
より土佐國へうつりましゝけるにや。朝倉木丸殿
は。土佐國に侍るを。古來誤て。筑紫にありとはい
へり。黒木にて作れる宮なれば。木丸殿とは申なり。
但三善清行の意見封事の中に。備中國。下道郡。爾

しきのはねおとおもしろきかな

此歌なり。しきはすこしふしはらにうとき物なれば。もしきしのはね音を。かへさまにうたひなせるにや。但六帖に

あさはらにさよ打ふけて立鴫の
羽こそしるらめ獨ぬる夜は

とあれば。おどろかし申ばかりなり。猿丸家集に。

しなかとり猪名のふしはら青山に
ならん時にを色はかはらん

篠波に。あしはら田のいなつきかにのやといふは。蟹の名なるべし」

うゑつきや田中のもりやとは。殖槻は。大和國添下郡なり。かさの淺茅が原にわれをおきて云々。舊事本紀第三云。曾々笠縫等祖天都赤麻良。顯宗紀云。倭者彼々茅原淺茅原云々。これらを引合するに。さきにいふ磯城瑞籬を立られし笠縫邑とおなじくて。添下郡にあるにや」

あげまきをわさ田にやりてやそおもふ(中略)何もせずしてやはる日すらとは。總角は。今はつかふわらはなり。わさ田を治せんとて。わらはを出してやりつるか。長き春日をすら。何もせずしてや遊びをるらんと。心づかひするなり。萬葉第七に

春日すら田に立つかる君はかなしも
つまなききみが田にたちつかる

大宮のちひさことねり(中略)玉ならばひるは手にとりやよるはさねてん

内舎人は。むかしは廿一歳より召仕はる。ちひさこことねりとは。後には年にもよらざりけるにや」

みなと田に。くゝゐやつをりや。とろちなやとは。八ッ居る鵠を取智なきなり。とらんずるやうをえしらぬをいへり。やつなからものもはすをりや。とろちなやとは。ものもはすは。物も思はずなり。日本紀萬葉などの歌は。かやうにおもふを略して。もふとのみいへることおほし。何の心もなく居るをいへり。萬葉十三に。物おもはで道ゆきなむもとよめるも。何ごゝろなくといへるなり」

得錢子に。しもゆふひはを。誰かたをりしとは。もとめと五音通ずれば。標結檜葉といへる歟。また下結檜葉にて。檜葉をもて垣にゆふに。下をゆひて。かみをばさておくをいへる歟。萬葉第七旋頭歌に

へり。たふさは。腕の字をよめり。後撰に。遍昭

　をりつればたふさにけかるたてながら

　　みよの佛に花たてまつる

またさゝを手草にとるといへば。もしはかきたがへたる歟」

弓の歌に

　さつてゝがもたせの眞弓奥山にみ狩すらしも弓のはずみゆ

さつてゝは。さつちゝなり。俗にもちゝをてゝといふは。五音通ずればなり。もたせの眞弓は。持たる弓なり。みかりは常の狩なり。萬葉に。み袖もて床打はらひとよめるは。我袖をいへり。今の世は。みかりといふは。かみにのみいひて。下にはかよはぬなり。たとへば朕とは。いにしへの人は貴賤にわたりていへるを。秦始皇よりこなた。一人の詞となれるがごとし」

　宮人のおほよそ衣ひさとほしきのよろしきもおほよそ衣

古語拾遺云。至二于磯城瑞垣朝一。漸畏二神威一。同レ殿不レ安。(中略)仍就二於倭笠縫邑一。殊立二磯城神籬一。奉レ遷二天照太神。及草薙劒一。令下二皇女豐鍬入姫命一奉上レ齋焉。其遷祭之夕。宮人皆參。終夜宴樂。歌曰。美夜比登能。(宮人也)於保與須我良爾。(終夜也)伊佐登保志。(伊佐夜不レ寢動貌)由伎能(齋也)與(夜也)呂(助語也)志茂。於保與須我良爾。今俗。歌曰。美夜比止乃。於保與曾許侶茂。比(本文作レ伊伊與レ比音通)佐止保志。由伎乃與保志茂。於保與曾許侶茂。詞之轉也。猶その中に由伎の與保志茂を。きのよろしきもとうたふも。また後にたがへるなり。呂と保とは。同韻にて通ぜり。此歌。古事記にも。日本紀にも。載られねども。殘れるは例をいはゞ。王仁が難波津のたぐひなり」

　さいはりに衣はそめむ雨ふれどうつろひがたし

　　ふかく染ては

拾遺には。衣はすらむとあり。さいはりは。榛の木をほめて。幸榛といふ歟。さきはりといふべきを以と幾と。五音なれば。さいはりといふ歟。題に前張とかゝれたるは。すべて此神樂の名。かりてかけることおほければ。これもなずらふべし」

　しなか鳥ゐなのふし原云々

これは拾遺に

　しなか鳥ゐなのふし原飛わたる

右歌仙の歌どもの中筆にまかす。千載集雑中云。大納言實家のもとに。三十六人集をかりて。返しつかはしけるなかに。故大炊御門右大臣の。かきて侍りけるさうしにかきて。おしつけられて侍りける。太皇太后宮云々。ふるき物に。此集どもの事のみえたるは。これはじめにや

忠見集云。うちのおほせごとにて。ちゝたゞみねが歌。たてまつれとめしあるに。かきあつめてたてまつる

言のはの中をなく〳〵尋ぬればむかしの人にあひみつるかな

君が代にさかゆくべしと思ひせばとはまし物をたゞみねの道

かゝれば忠見があつめたるなるべきを。今みればうたがはし。又六百番歌合に。顯昭。寄海人戀の歌に。

藻鹽やく海人のまくかたならねども戀のそめきもいとなかりけり

これにまくかた。まてかたの難陳ありて。俊成卿の判詞の中にいはく。齋宮女御の歌。まてと書たる本はおほかり。彼集にも後撰にも。まくとかける本は皆誤なり。女御の歌に云

まてかたにかきつむ蜑のもしほ草烟はいかに立ぞとや君

(此歌異本卅六人集にみゆ)贈答の歌なり云々。此歌今の本にはなし。後にまたおとせるにや

○神樂の取物の篠の歌に

此篠はいづこのさゝぞとねりらがこしにさかれるとも岡のさゝ

鞆岡は。和名鈔に。山城國。乙訓郡。鞆岡。(度毛平賀)淸少納言に。をかはといへる所に。ともをかはさゝのおひたるがをかしきなりとは。今の歌にていへり。鞆は。弓射る時の具なれば。舍人等が常に腰に著る故に。かくつゞけたり。日本紀に。兵衞を。とねりとよめり。

みづがきの神のみよゝり篠の葉をたぶさにとりてあそびすらしも

萬葉に。みづがきの久しきよゝりとおほくよめれば。今も其意なり。またいにしへのかみのみよゝりあひけらしとよめるも。久しき事を。神のみよとい

人に

袖しきてふし、枕を思ひ出て月みるごとに音を
のみぞなく

人

高砂の尾上にたてる松をだにをればをりつる我
としらなん

かへし

高砂の松はをれども霜枯にまじれる花をしる人
ぞなき

おどろかであらまし物を見もはてぬひるまの夢
の戀しかるらん

七月七日

ほしまよふほどを待とて織女もやすき空なき雲
ゐなりけり

けふとみなしらぬ人なき織女の中さへ更に夜を
ふかすかな

たなばたは。月のいりて後あふといへり」

年月の行らんかたもおもほえず秋ばかりのみ人
のみゆれば

此歌。拾遺には。伊勢が歌にて。第四の句。秋のはつかにとあり。彼家集にもさなり。人の心の秋のみあればといへるは。上句心得やすし。秋のはつかにとは。いとこゝろえがたくや」

よそにのみあふみの海とかひなくて戀しき波ぞ
立わたりける

かひなくて明石の浦の秋風にこひしき波ぞ立わ
たりける

右二首。下句おなじ。戀しき浪は。戀頻浪とつゞけたり。かやうにつゞくることは。いにしへもまれまれありけるなり。萬葉第一に

旅にしてものこひしきのなくことも
きこえざりせばこひてしなまし

見し人をみるやと夢をたのむよはめもあひがた
き物にざりける

ながき夜をいかに明して女郎花けさしもみれば
露けかるらん

山端は池の空にもみえなゝんいるとも月のかく
れざるべく

日くるればまつぬる萩のさをしかの鳴聲にだに
驚やせぬ

こよなくもけふは涼しき袂ゆゑあふぐ風さへ秋
　になりつゝ
中宮の御さうしかゝせたまひけるおくに。たまざゝ
のはわけにやどるといふことをかきて。まゐらせた
れば。宮より
　見れど猶野べにかれせぬ玉ざゝの葉分の露はい
　つもたえせじ
御かへし
　消ぬまをうきことにする玉ざゝの露は風まつ程
　ぞあやしき
六帖さゝ
　玉ざゝの葉わけにおけるゑら露の
　　いまいくよ（韻塞）へん我ならなくに
ほりかはの中宮の。ゐふたきの
夏山のゑげりを分て鳴鹿をいかでともの（しのイ）ゝ人た
　づねらん
とものは。鞆野にて。山城に鞆岡あり。そこにや。」
むらかみのてんわうの御時に。いれもじのおほせご
とありて。上。たきといふもじ。ゑも。あわといふ
ことを。いれさせ給ひて
　代々を經て落くる瀧の白糸はぬける玉とはあ
　わやみるらん
　つきもせずおちくる瀧の白糸もむそぢしあわや
　かずもしるらん
かへるのかれたるを。人のおこせて
　かれにけるかはづの聲を春たちてなどかあかぬ
　と思ひけるかな
かへし
　誰かかくからをおきては忍びけんよみがへるて
　ふ名をやたのみし
さくらの。またはえしたる枝につけて　（源仲正はなはえとよまる。ことわざにも。なはえといへり）
　春過て秋はまだこぬほどなれば花か紅葉かえこ
　そ見わかね
五月。まゆみの紅葉につけて　大納言
　時雨をばまちもつけてや山端のおのれまだきに
　紅葉そめけん
かへし
　咲かねてうつろふ枝のあたりには人にしられぬ
　秋やきぬらむ

此神水といふは。みたらしをいふ歟。又よるべの水とよめる物歟。あはれとやきくとは。山吹の打かたぶきたるを。人の耳をかたぶけてきくらんやうに。神も心にいれて。あはれときこしめすにやとよめりとみゆ。又神山とかきて。萬葉の古點に。みわやまとよめり。水をば。日本紀にも萬葉にも。かはとよめり。三代實錄にも。鴨川を。鴨水とのみかゝれたれば。みわかはにとよみて。三輪の神のまします所なれば。こゝろはさきのごとく見るべき歟」

こしへ行人に。あふぎやるとて

　白山の雪の名殘はさむくともかたみの風はあふぎつゝゆけ

菅家萬葉集に

　夏の風わがたもとにしつゝまれば
　　こひしき人のつとにしてまし

人の家よりたきながれたり。うまひきとゞめたるをとこあり

　いかでかは過て行らん川波のたき（ちイ下同）とまらるゝ宿（前）の花より

おほよそかやうにかける詞がきは。皆屛風障子のゐにあはせてよめるなり。いかでかは過て行らんとは。馬をとめたるをとこの。瀧をいへるなり。川波のたきとまらるゝとは。馬の たづなを たぐりて とむるを。たくといふ。萬葉第十九にも。いはせ野に馬たきゆきてとよめり。古今に あまのなは たきとよめるも。たくるなり。それを瀧にそへて。道ゆく我さへかく宿の花の見過しがたくて。馬の引とめらるゝにとよめるなり。たきとまらるゝは。たきとめらるゝを。うつしたがへたるにもあるべし」

中宮のひゝなあはせ（そひイ）に。かはらのかた。すはまにつくれり。ひゝなのくるまのかた。七月なぬか

　たなばたもけふは逢瀨と關物をかはとばかりや見て歸なん

れいけいでんの女御。中宮にたてまつれたまふ。ひひなのもに。あしでにて

　白波にそひてぞ秋は立ぬらしみぎはのあしもそよといはなん

　なでしこの花の色する川波はいづれのかたに心よすらん

ば。

きのふまでうらみし風は大空のむら雲はらふつかひなりけり

かくおほやけにつかうまつりて。もと住しところへかよひて

いにしへの錦はものかも、しき（九重イ）をきつゝかよふとおもふ心は

かるかやを

白露のかゝるかやがて消ざらば草葉ぞ玉のくしげならまし

此歌。拾遺物名に。忠峯とていれり。彼集にはなし。

○中務集

山里にまれらなりける時鳥またともなかぬ聲をきくかな

まれを。ふるくはまれらといへる故に。もろこしの文にも。ふるき點には乏かあり

拾遺集雜賀にも　　左大臣

岩のうへの松にたとへむ君〳〵はよによれらなるたねぞと思へば

瀧の糸はみなとぢつらんよしの山雪の高さに音をかへつゝ

あやめ草てびきの糸の手にかけてながき日ぐらし人ぞ戀しき

いそのかみ

石上ふるきわたりをきてみれば昔かざしゝ花咲にけり

此歌。新古今集春上には。ふるき都をとて。題不知讀人不知なり」

あかざらば千世までかざせ梅花はなもかはらで春もたえずば

浦（と）ちかく立つる秋のかすみ（春以下異本家集なは）ともやく鹽がまの烟をぞみる

秋の霞は。朝の霞をかき損じたる歟。後撰集に似たる歌あり

浦ちかくたつ秋霧はもしほやくけぶりとのみぞみえわたりける（青柳已上異本家集）

神（澤）水にかげのかたぶく山吹は蛙の聲をあはれとやきく

うつゝには更にもいはずはりまなる
　夢さき河のながれてもあはむ
すはまに。きくうゑて。つるたてり
千年ふる霜の鶴をもおきながら菊の花社久しか
　りけれ
拾遺に。ある人の賀し侍りけるに。
　　　　　　　　　　　　權中納言敦忠
ちとせ經る霜のつるをばおきながら
　　久しきものは君にぞ有ける
むかしかたらひし人の。としごろありて。津の國た
まさかといふところに有けるを。聞つけてまかりあ
ひて。夕ぐれに鈴虫なきければよめる
たまさかにけふあひみれど鈴虫は昔ながらの聲
　ぞ聞ゆる
はりまの。ふな坂山といふ所にて
風おはぬ舟坂山は年月もおなじ所ぞとまりなり
　ける
つのかみの。ふるうたこひたるにやる
難波津のあなたのことは住の江に年ふる松やゑ
らばしらなん

つくしへくだる道に。あきのくにの。あしの山を。
雨ふる日こゆとて
　一たびもまだこぬ道にまどはぬはあめのしたこ
　　そゑるべなりけり
いよにいきたるに。よしあるうかれめのいひたる
　音にきゝめにはまだみずはりまなるひゞきのな
　　だと聞はまことか
かへし
　年ふればくちこそまされ橋柱むかしながらの名
　　だにかはらで
遊女が歌の心は。忠見を歌よみと聞て。忠見が播磨
にすめることあれば。高名を。ひゞきのなだによす
るなり。ひゞきのなだの有ところ。此歌に分明なり。
返しの心は。これよりさき。津の國に住て。ゑづみ
てありければ。ながらの橋によせたるなり。此返し
を。新古今集雜中に。ながらの橋をよめる忠峯とて
載らる。彼集にはなく。これにはたしかなるにより
ておぼつかなし。津國と。はりまとにありけること。
集にみえたり」
きぬふたむらたまふと。おほせごとたまはせけれ

御屛風。春。よしの山に霞たてり。河に舟あり

霞たつよしの、山を越くれば麓は春のとまりな
りけり

こゆるぎの蟹はあさりにやつれつゝいかなる時
かなまめかるらん

拾遺集に。このしまに。あまのまうでたりけるをみ
て

水もなく舟もかよはぬこのしまに
　いかでかあまのなまめかるらん

色〳〵の木葉ながるゝ大井川しもはかつらの紅
葉とぞみる

此歌。拾遺には。たゞみねとていれり。今の集詞書
たしかなり。忠峯集にもみえねば。拾遺をうつす人。
ねもじひとつ。そへたるにや」

年ごとにやらふ名はしてありつるを今年ぞ終に
ゆき消ぬべき

春霞立といふ日をむかへつゝ年のあるじと我や
なりなん

欵冬の花なき宿にすまば社ふりはへ遠く井手へ
と思はめ

後拾遺集に　　藤原伊家

道とほし井手へもゆかじ此里も
　八重やはさかぬやまぶきの花

梅のつくりばな

梅花春待わびて咲にけり今は匂ひのそはるばか
りぞ

行かへり程さへ遠き子日かな千世の松引龜緒の
やま

引人に千世をわくとも龜山に殘るよはひのおも
ほゆるかな

朝ごとにはきけむ庭を櫻花けふより後や散なが
らみん

いくそたび春の櫻にこりぬらんしばしの色にた
のめられつゝ

ゐ手にのみ有と聞つゝ山吹の九重近く咲にける
かな

はりまのくになる。ゆめさき河をわたるとて
　　　　　　　　　　　　　　　　か夫木

別てもぬるとはなしにわれみつる夢崎川を誰に
かたらん

六帖に

花の陰にかくれて。といふをとりて。述懐によめり
冬夜のながきをおくるほどにしも曉がたの鶴の
一聲
新古今集に
冬夜のながきをおくる袖ぬれぬ　　後鳥羽院御製
あかつきがたのよものあらしに
これは。今の歌を取て。よませたまへり」
みち露ははらふばかりのから衣かけてもうすき
心とな見そ
秋野の草葉をみればおしなべてうき身の程にお
ける白露
御祓せしなごしのよゝり人忘れずたのみわたる
と人はしらずや
烟とも雲とも終になりぬべしつれなき人はよそ
に社見め
世のうさも人のつらさも忍ぶるに戀しさに社思
ひわびぬれ
伊勢の海の蜑のぬれぎぬきぬ人は我な（わかるイ）と思へば
殘らざりけり

戀わびて身のいたづらになりぬともわするな我
によりてとならば
我とは。人のわれなり」
虫の音のかずぞまさらんおなじくは君が籬の露
にだにきけ
君こふる夢の玉しひ行歸り夢路をだにも我にを
しへよ
ゆふつけの鳥の一聲明ぬればあかぬ別に我ぞな
きぬる
○仲文集　おほよそ俳諧なり
きのくにのこほりどもをよめる　伊都　那賀　名草　海部　在田　日高　牟婁
いとながき夜はなぐさまずあまりありたえずひ
だかんむろにすまばや
三十一字の中に。七郡十八字をかくしてよめるは。
やすからぬことなり」
ふりまがへ花か雪かとまがふまに我世のいたく
更にけるかな
おなし人の。有明の月の光をまつほどにといふに。
下句おなじ
○忠見集

あしわかのうらにきよする志らなみの
　志らじな君はわがおもふとも
おもふに。これも和歌の浦を。今のあしわかによせてよめる歟
源氏物語。若紫に　　　源　氏
あしわかの浦にみるめはかたくとも
　こは立ながらかへる波かは
めのとの少納言が返し
よる波の心も志らでわかの浦に
　玉もなびかむほどぞうきたる
此返しを證とすべし
春霞たちやどりつるをぐら山おとりのかひに雪
　もみえぬは
此歌おとはのかひをおとりとあやまれる歟
夏草の志げき跡にもみえぬかな野中ふる道いづ
　れともなく
夏夜のみじかきよりも時鳥また二聲となかで行
　らん
打とけていをだにねゝば逢ことは夢路をさへぞ
　隔はてつる

もゝしきに移してうゝる女郎花心をごりのいか
　がせざらむ
六月十餘日。秋のせちにいる。秋のせちめづらし
今宵より荻の葉風の音すらし秋のさかひに入や
　たつらん
おやの。志もつふさになりてくだるに。あにのあふみのかみ。うちいでの濱にてよめる
諸ともに打出の濱に立波の歸らん程を思ひこそ
　やれ
かへし
世人の打出の濱といふことはなみだのさきに立
　名なりけり
人のもとへやる
花薄風にみだるゝ夕暮ぞあしかりけりと思ひ志
　らるゝ
これは。君なくてあしかりけりと思ふにぞ。といふ歌のこゝろばへなり」
卯花の陰にかくれてけふまでぞ山時鳥聲もをし
　まぬ
これは。「なく聲をえやは志のばぬほとゝぎす初うの

駒なへてすさめぬ澤のあやめ草けふにあはずば
　猶やからまし
あやめを駒のすさめぬことは。躬恒が歌に
　おふれども駒もすさめぬあやめ草
　　かりにも人のこぬがわびしさ　き拾
後拾遺集に　　　　　　　　　　惠慶法師
　香をとめてとふ人あるをあやめ草
　　あやしく駒のすさめざりけり
此歌を入られたるを。經信卿の難せられたるは。右
の歌どもをかんがへられざりけるなり。また惠慶集
に。五月菖蒲ふける所を。をとこうまひかへて見る
　わが駒のつねはすさめぬあやめ草
　　引ならべてはけふこそはみれ
　足柄の山にゑげれる玉小菅行かふ駒もすさめざ
　りけり
菅もまた駒のくはぬにや。ゑにつけてよめればか」
　八十嶋の浦のなぎさにかぞへつゝとまれる年も
　あまたへぬべし
順集にも。やそしまのうら
　やそしまを嶋ごとにいかで見てしがな
　　春のいたらぬゑまはありやと
これも國々の名あるところ〴〵をかける障子によめ
る歌なれば。今におなじ。わだのはらやそしまかけ
てとよみ。鹽がまの浦によめるなどは。嶋々おほか
るをいひてことなり」
　音にきくあさかの沼の朝ぼらけたえぬ烟は名の
　みなりけり
六帖に
　いつとてか我こひざらん陸奥の
　　あさかの沼は煙たゆとも
忠見集
　月やどるあさかの沼の水清み
　　よるもけぶりのなびくをぞみる
中にも。六帖なるは古歌にて。いづれもこれによる
なるべし」
　難波潟こげどを舟はあしわかのえさる程社久し
　かりけれ
あしわかとは。蘆のわかきをいふ。あしつのなり。
六帖に

あけてみし影めづらしきます鏡ふたよりみより
ね社ながるれ

ふたよりみよりは。二度三度なり。日本紀に。六齋を。むよりのいみとよみ。十度を。とよりとよめり。時の字を。より〳〵とよむは。よとをと。同韵にて通ずれば。をり〳〵なり」

返事にみゝずがきをしておこせたれば
わびしきに戀にまどへる心にはそのことゝしも
みえずぞ有ける

榮花物語に。ひめみやみゝずがきにせさせたまへる。これいかで。あての御もとにたてまつらんとのたまはするにつけても。ほとゝぎすにやつけましとあはれに御らんせらる。蚯蚓のはへるさまにかけるなり」

中々におぼつかなさの夢ならばあはする人のあ
りもしなまし

拾遺集に
夢よりぞ戀しき人をみそめつる
いまはあはする人もあらなむ

狹衣に
うたゝねを中々夢とおもはゞや
さめてあはする人もありやと

手すさびに火桶のおきやわりてけん戀しき人に
あはぬ頃かな

文集。送二兄弟回一雪夜詩云。對レ雪畫二寒灰一。これも手すさびなり。おきをわればまたあはねば。あはぬころといはむためなり」

かたきなく思へる駒にくらぶれば身にそふ影は
おくれざりけり

年ごとの名をだにかへばよのつねの櫻とのみは
いはずぞあらまし

大別松といふ人の出家したるを。いひやる（大別は氏にて。松は名歟）
いかにして君が衣にたちつらんこ松の山のすみ
染の雲

歌のこゝろ。出家したる人の名によりてなり」

はせをば。長谷寺やけたりときく頃。物名のうたなり
世中のたのみ所にせし物をはせをばかくやゝか
むと思ひし

○元眞集

秋くれど夏の衣もかへなくにありしさまにもあらず成行く

秋風に鹽みちくれば難波江の蘆のほよりぞ舟も行ける

淺ぢふに今朝吹風はさむくともかれ行人を今はたのまじ

信濃なるいなにはあらずかひがねにつもれる雪のとけんほどまて

信濃に伊那郡あり」

その原やふせやにとつくかけ橋も誰ゆゑにかは我はわたしゝ

名取川わたりてつくるをしま田をもるにつけつつよかれのみする

○信明集

色も香もまつ我宿の梅を社心忘れらむ人は見にこめ

おなじ人の歌に

あたら夜の月と花とをおなじくは
あはれしれらむ人にみせばや

行かへり野べにこだかき姫小松これも子日の二葉なりけり

打つけになぎさの岡の松風を空にも波の立かとぞきく

年を經て君に心をつくま山みねは雲井に思ひやるかな

つくば山を。つくま山ともいふ。菅家萬葉に
鹿嶋成(カシマナル)。筑波之山之(ツクハノヤマノ)。筑々砥(ツクツクト)。吾身一丹(ワカミヒトツニ)。戀緒積鶴(コヒヲツミツル)。
拾遺に。此歌を載られたるには。第二句。つくまの神のとあり。はとまとは。同韵なり」

長き夜に君とふたこの山のねはあへども忘らぬ朝霧ぞたつ

神代よりいむといふなる五月雨のこなたに人をみるよしもがな

僞をたれならはして限なきわが誠をもうたがはすらむ

末の山昔よりまつ君をおきて浪たかくともこさじとぞ思ふ

これは中務が歌なり。末の松山を。末の山とのみもよめり。元眞集にも

末のやまゝつ人をのみたのみつゝ
われをばなみにおもふなるべし

ちゝ

千年をばひなにてのみや過しけんこつるの池といひて久しき

和名鈔云。陸奥國行方郡。子鶴。これなるべし」

山（川イ下同）風にふ（まふ）か（わ）る、笛のあればこそつゞみの瀧にあわもわくらめ

こゝにはみちの國にての歌に。かきつらねたれば。つゞみの瀧はそのくにゝやとみゆれど。此集もみだれたることおほければ。かならずとたのむべからず。やがてひごにて。ためちかゞ嶋めぐりにいで、。いみじかりけるところを見せずなりにけるとて。歌よめりとあり。拾遺集によるに。肥後にさだまれり。」

やむごとなきところにめせば。おまへに出たるに。何となく御覧じて。歸さる、につけてきこゆ

天原わたる千鳥のはねたゆみきしをかはともみて歸る哉

たけくまの松一本はかれにけり風にかたらふ聲（きイ）の淋しさ

あしたかくもの。てひとつおちたるが。二三日さてをごくに。（をごくは。うごくなり。神代紀に。動の字。をごくと點せり。）

さゝがにのくものはたてのをごく哉風を命に思ふなるべし

はこかたのいそにて。京にのぼるに。

白川の關よりうちはのどけくて今はこかたのいそがる、かな

みちのくにゝて。このかくれたるに

我爲と思ひおきける墨染はおのが烟の色にぞ有ける

さもこそは人におとれる我ならめおのが子にさへおくれぬる哉

歎てもいひても今はかひなきを蓮の上の玉とだになれ

百首の中　（百首のはじめこれ歟）

春の日のうら〳〵ごとに出てみよ何わざしてかあまはくらすと

鶯のきゐる羽風に散花をのどけくみんと思ひける哉

草も木もうごかぬ夏の照日にも思ふ中には風や吹らん

都いで、けふやいくかぞおぼつかなとまりし人はかぞへ置らむ

山さき川を。たつた川といふを。つくしへいくとて

白波のたつたの川を出しより後くやしきは舟路なりけり

蛙なく苗代水に影みれば時ぞきにける我いかにせむ

山櫻散ゆく春のこのゑたは松もみえぬに玄げりあひにけり

新勅撰に　　後京極殿

たかさごの尾上の花にはるくれてのこりし松のまがひゆくかな

これは右のうたをおもひたまひけるにや」

大嘗會主基方。丹波國くはゞらの里を

くはゞらの里のひきまゆひろひ置て君がや千世のきぬ糸にせん

ひきまゆは。和名鈔に。獨繭。これをよめり。いたりてつよき絲なり」

同方。たまつくり江を。同方とあれば。玉造江も丹波なり。陸奥同名あり

ひとつして萬代てらす月なれば空にみがける玉造江か

信濃のつかまのゆに。をかしかりしかばかきつく。はしらに。これたゞのさい相のをり

いづるゆのわくにかゝれる白絲はくる人たえぬ物にぞ有ける

やがてうまやをたてたりける。おなじやうなれども。をかしと思ひしかば

最上河おちまふ瀧の白絲は山のまゆよりくるにぞ有ける

このもがみ川は。いみじき河なり。よにゝずおそろしきものなれば。人すきがたし。

最上河瀧の白絲くる人の心よらぬはあらじとぞ思ふ

此最上河は信濃にて。古今集によめるとは異なり」

三月ばかりに。みちのくにゝまつりに行ほどに。雪にこうじたるかちなるをのこ。こつるの池をすぐるほどに。こゝはいづくぞといへば。こつるの池の堤といへば。心やりによめといへば。むねちか。重之次男

ちよをすむこつるの池しかはらねばおやのよはひを思ひ祉やれ

へくだられけると。いづれ前後にか。元輔は後にて。重之の今の歌。その頃人のもてあそびて。上の句ばかりを。彼道つらの木に。かきつけゝるにや」

日はてるに我衣手のかわかぬはひとよの露をいかに置しぞ

村雨に立かくれせしかしは木の青葉に夏はあつまりにけり

またみちのくにゝて。かものくひかはに。とらのをたちいれたる。こひにやるとて

冬の池のおなし友にはあそべどもをしとないひそかものくひかは

土佐日記に。「をしとおもふ人やとまるとあしかものうちむれてこそ我はきにけれ。」とよめる歌も。鴛と鴨と。友なふ心あり。今の歌にて知べし。又仲文がかもをもをしと思ふなりけりとよめるも似たり」

春ごとにけふの別はをしめどもあしのうらわはかへらざりけり

くる夏とわかるゝ春となかにゐて玄づ心なく物をこそおもへ

あま雲の別し中にかよへばやよそなる袖のかわくまもなき

いひさしてやみぬと思ふな池水の深き心のよどむとをしれ

年ごとにむかしはとほくなりゆけどうかりし秋は又もきにけり

世中はおとろへゆけど櫻花色はむかしの春にぞ有ける

鶯の隣に我もすむものを聲をわきてぞ人はとひける

いそぐらむ夏のさかひに關すゑて暮行春をとゞめてしがな

あふぐまにきりたてといひしから衣袖のわたりに夜も明にけり

春すぎばいとゞ物をぞ思ふべき花もちらぬにうきよ捨てむ

わたつみのおのがつぎ〳〵尋見ばいとくちみだりいづち行らん

枝もなきうら〳〵にさく波の花風にやどれる春かとぞみる

紅葉々のおつるほどしもから衣錦かくるぞあはれなりける

たゞきよの衞門督。ごせちたてまたしたまふに。たきもの かうばしうあはすとて。そらだきものすこしと。たふのみねにこひ給へるに。橘のなりたる枝に。みをとりうてゝ。それにいれて。たてまたすとて。たてまたすは。奉るなり。みをとりうてゝは。實を取捨てなり。また神代紀云。吹棄氣噴之狹霧云々。須と字と同韻にて通ず。取出を。とうでといへばこれ歟。以と字とも。五音にて通ぜり。橘のなりたる枝に。みをとりすてゝ。皮につゝむなり。

末の世になりもてゆけば橘のむかしの香にはに(なし)るべくもあらず　(も續後拾遺下同)

かへし　衞門督

香をとめてこひしもしるく橘のもとの匂ひはかはらざりけり

○頼基集

子日する野べに小松を引つれて歸る山べに鶯ぞ(ち玉)なく

此歌玉葉集には能宣歌とす。彼集にはなしいかゞ」

うちもともみえぬ扇のほどなきに涼しき風をいかでこめけむ

亭子院の御つかひに。こしへゆく人に。おびをとらするに。たゞなるよりはとて

ゆふ帶のとくはあふともわかれなばこしをめぐらんほどの久(キイ)しさ

○重之集

三位大貳は。故小野宮の大殿の御むまごなり。わらはより殿上し給へり。さいしやうをかへしたてまつられてくだられたる人なり。みちかせおきなだちては。いとかしこき手かきなりとて。おほやけもくだされたることを。くやしきことにおほせられて。御手本は。つくしにくだしつかはしてぞかゝせたまふなるらん

春はもえ秋はこがるゝかまど山烟たえぬや紅葉なるらん

拾遺葉に。つくしへまかりける時に。かまど山のもとにやどりて侍りけるに。みちつらに侍ける木に。ふるくかきつけて侍りける

春はもえ秋はこがるゝかまど山
かすみも霧もけぶりとぞ見る　もとすけ

元輔の肥後守となりて下られたると。重之のつくし

君わかみ我身おいぬる別こそ忘ばしばかりと思
　ひなされね
くらう人所のをのこども。河原にてすゞみしに。ま
かり出て
　吹風は凉しかりけり草忘げみ露のいたらぬ荻の
　　下葉も
これは河原に荻をよまれたる。おほよそもろこしに
は蘆荻とつゞけて。江のほとりなどに。をぎをも作
れり。萬葉にも「妹なろがつかふかはこのさゝらを
ぎあしとひとことかたりよらずもとよみて。蘆に似
たる物の。まじはりおふるよしによめり。伊勢の濱
荻とよめるもこれなるべきを。此國には。軒端の荻・
などよみて。水のほとりにはまれによめば。好事の
もの、伊勢には。蘆を濱荻といひなして。よそには。
濱をぎとは。えよまぬやうになり侍りにけんかし」
つくしへくだる人のおんぞたまへるに
　から國の人にも見せむあしたづのすだつとおろ
　　す千世の毛衣
三月三日。ていしの院にて。ふみなどつくりて云
云。元輔は。和歌のみならず。文章にもこゝろえら
れけるにこそ。」
藤崎の宮にて。子日に　藤崎は。肥後にあり
　藤崎のゝきの岩ほに生る松いま幾千代か子日過
　　ごさむ
○高光集
　たつきしのうはの空なる心にものがれがたきは
　　此よなりけり
うちとけてもあらぬ人を。わりなき所にひきとゞめ
て。かくやはとつまはじきを忘かくれば。あなかま
人きくらんとわぶれば。
　さもあらばあれ人のきくらんこともいざ手の限
　　なる物思ふ身は
手のかぎりとはゆびのかぎりなり。ゆびはおほけれ
ば。おほくものおもふ身といふなり」
　鵲の橋ながれなば藤衣きしより身をや誰も捨つ
　　べき
　たのむよか月の鼠のさわぐまの草葉にやどる露
　　の命を
ある女の。かひねりのきぬを。十月ばかりに。くど
くにつくるに。

鐘の音に涙の玉をそへてだに玉のかざりをそへんとぞ思ふ

玉葉集雜四に。枇杷皇太后宮の御ために。佛つくられけるに。かざりの玉を藤原保昌朝臣。丹後守にて侍りけるに。めされけるをたてまつるとて。

和泉式部

かずならぬなみだの露をかけてだに

玉のかざりをそへむとぞおもふ

今の歌をよみあらためけるにや。玉といひ。そふといふこと句をへだて、又ありて。わづらはしきやうなれど。これはわざといへるなり」

紅葉ちるところなりけり山里にことぞともなく袖のぬるゝは

さねすけの朝臣。こうませて侍し七夜

日のもとをうしろやすくぞ思ひぬるくにのちぶさのたのもしき哉

太上天皇の子日し給ひしに。紫野に出させたまひしに。つかふまつりし

君がひく子日の松はくちめやはいざをのゝえにすきてたのまむ

けむ歟

よとゝもに心ひとつをやく鹽のとくともなしに消ぞゑぬべき

鹽のゑめりてゆくを。きゆといへり」

はやうものいひ侍し女の。あるところに物いふ聲をきゝ侍て。聲ばかりこそといひ侍しかば

住吉の松よりこえし波の音もむかしながらに聞えけるかな

女のこゑばかりこそといへるは。素性が「いそのかみふるき都のほとゝぎす聲ばかりこそむかしなりけれ。とよめる歌にていへり。末の山の波を。住よしの松にかけたる心は。むかしすみけるゆゑに。名によせて。千年といひしちぎりの。むなしき心をいへり」

もとすけがむすめとほくまかりしに

年ふればいたゞきまさる雪ふかみ打はらへども誰にいはまし

もゝしきになびきてみゆる藤浪は幾萬代の春をたゝまむ

夏山のこぐらき道を尋きて法の師にあへるけふにも有かな

こしかたもみえてながむる鴈金も羽風にはらふ
とこよ悲しな

顯昭は。鴈のとこ世よりくるといふことは赤染がわづらひて

おきもゐぬわがとこよこそ悲しけれ
春かへりにしかりも鳴なり

これはじめ歟と申されたれど。元輔はそれよりさきなり

續日本後紀。十九。嘉祥二年。三月庚辰。興福寺大法師等。爲レ奉レ賀三天皇寶算。滿二于四十一。長歌末云。九重能御垣之下爾常世鴈率連天狹牡鹿乃膝折反志候聞止曾言須云々。常世鴈是初歟。」

よしのぶが伊勢へみてぐらのつかひにまかりしに
すべらぎのすゞの限しありければふりで丶行も
をしからぬ哉

驛鈴は。數ありてこれをたまはりてゆくは。めいぼくあることなれば。かくはよまれたり」

秋深みまだきにおゆる菊みれば花のうへともお
ほえぬかな

老のかむなは。於伊なれば。伊と由と。五音通ずれば。さたる菊を。おゆるきくとはよめり」

さだかにもゆき過なやめ故郷の櫻見すて丶かへ
るたましひ

打とけていかでさかぬといふべきを梅はたいは
じ雪をふくみて

思ひ出や人めながらも山里の月と水との秋の夕
暮

この歌の下句。後鳥羽院の御世の體に似たり」

我宿に散ぬる花を丶しむまにうとまれぬらん外
の櫻に

かつら川月の光に水まさり秋のよ深く成にける
かな

水まさりとは。月によりて。桂川の景色のまさるなり。下句は。ながめてふかすを。水まさりといへるによりてふかくなるといへり」

屏風のうた。うめにうぐひすなく

鶯の鳴わたらずば山里のいつの梅とかゑるべか
りける

前の大貳くにのりの四十九日の物。（夜イ）ず經によみてそへて侍る。

まへるくは、れる歌。ゐのこの歌は。平兼盛が家集にあり。
わたつみのうきたる山をおふよりはうごきなき
世をいたゞけやかめ
はつるは。物にかけるはこれはじめ歟。又兼盛が家集みづからかけりとみゆ。今の集にはゐのこの歌なし。後にかきあつめたるにや」
内記ためのり朝臣が。なぎさの松といふ事をよめる
老にけるなぎさの松のふか緑しづめる影をよそ
にやはみる
といへるを
深緑松にもあらぬあさあけの衣さへにぞしづみ
そめけん
右初の歌を。新古今集に。誤て順の歌と載らる。
○元輔集
兵部卿の親王の。はじめていをまゐりける日
あま舟に釣せし人もけふよりや千年を松の江に
わたるらむ
すはうに侍る。かつまのうまやといふ所にて。子日し侍るとて
思ひ出よ千代の子日の春ごとにかつまのうらの
岸の姫松
子をとみはたとつけて侍けるに。はかまきすとて。
世中にことなることはしらずとも(あらずイ)とみはたして
む命ながくて(は拾)
さいさう中将藤原朝臣。子うませて侍る七日夜。梅の花を題にて。
咲そむる梅の花がさいつよりかあめのしたをば
知べかるらん
此天のしたをしるとは。事をとりおこなふを。しるといへば。その心なるべし。後の作者ならば難せらるべし」
菊の花いとおもじろく咲たるにつけて。ときふが(時文)よみて侍り
菊の花さかりの色のわが身にはしろくなるなと
わびしかるらん
もろこしには黄なる菊を賞するを。此國には白きを愛するゆゑに。こと書に白菊ともか、れぬなり」
大貳くにのり。女のなくなりにたるにかりがねのさむき風をとはぬとよみて侍し。返しに

拾遺にいれり。鈴虫には草の枕などいふべくもあらねど。こゝを旅ともなどいへるには。はかなきがかへりてをかしきなり」いかなるくさにか
かまつほ草をよめり。

延喜式旋復花(カマツホクサ)(カマウキクサ)　官本點　丹波
康頼和名集同之(加万豆保久佐)

〇順集

此こきのおひいでゝ。よろづ代のおい木にならんまでの心ばへをよませたまふに云々。こきは。小木なり」
七月十五日。ほむもたせて。山寺にまうづる所。

けふのためをれる蓮の葉をひろみ露おく山に我はきにけり

十二月。佛名おこなふ家

冬山の雪まにこれるあはれ木のうへにぞくゆるがくすづみなく(のこイ本)

あはれ木いまだいかなるをいふにか志らず。歌のやう。炭にやく木などをいふにや」

世中を何にたとへん水はやみかつくづれゆく岸のふじ松

時雨つゝうつろふみれば菊の色を志めじ〳〵とふる雨にざりける

澤水に鳴鶴のねを尋てやあやめの草を人のひくらん

夏草にはらへかくれば久方(人かた大木)のあまつゝみとは露やおくらん

夏衣きもこそまされおなじくは神のひもろぎとき(てイ)てかへらん

わたりかゆの饗おほきにまうけてふみつくる云々。

君きかばなけ時鳥黒髪のふゞきになれば我も(ゐイ本)おとらず

皇極紀云。山背王之頭。斑(フ)雜(ブ)毛(キ)似二山羊一」

野宮にてかゝれたる序に。名に高ききぬ笠岡にちる紅葉ばゝといへり。きぬがさ岡のありどころさだまれり」

君はゝや人なみ〳〵にいでたちて志づみに志づむ我にあゆなよ

あゆなとは。あやかるなといふなり」

天元元年。十月はじめのゐの日。右大臣の女御の火をけにもちひくだ物もりて。内裏の女房につかはす。大臣この火をけひとつたてまつらせたまふ志ろかねしてゐのこのかめのかたをつくりてすゑさせた

昔より名たかきやどのことの葉は
　このもとにこそおちつもるて（とまりィ）へ
か丶れば。此家集もみづからかけるが中に。おぼつかなきこともまじはれり。末にいたりてはことにあらぬ歌どもたほし。
夏の日（にイ下同）のもゆる我身（おもひ）のわびしさに水こひ鳥のね
　をのみぞなく
これはあるをとこの歌なり。水こひ鳥なに丶かあらん」
逢ことのあけぬよながら明ぬれば我こそかへれ
　こ丶ろやはゆく
これはことかきのやう。枇杷殿の歌なるを。新古今集には。伊勢が歌にて載られたるはおぼつかなし」
草のかう色かはりぬる白露は心おきてもおもふ
　べきかな
草のかうをよめるはこれはじめ歟」
すざく院のつるを。人の心にもあらでうちころしたりける。いまひとつのつるの戀て。雨ふる日いみじうなきければ
鳴聲にそひて涙はのぼらねど雲のうへより雨の（と）
　ふる（後撰）らん
鶴は九月九日ぞしにける
菊の上におきゐるべくもあらなくに千年の身を
　も露になす哉
右二首。後撰にいれり。躬恒集に。朱雀院なりけるつるのしにたるをみて
あしたづのよさへはかなくなりにけり
　けふや千年のかぎりなるらん
これおなじ時の歌なり」
やまのべにて。和名鈔に。大和國。添上郡に山邊あり。山邊郡にはあらず
草枕旅としなれば（なりなば後撰下同）山のべに白雲ならで（ぬ）我やと（やど）ま
　らむ（らん）
伏見にて。添下郡にある。菅原伏見なり。山邊につきてあるにて志るべし
名にたちて（てい後）伏見の里といふことは紅葉を床に志
　けばなりけり
後撰集に。二首（こ拾下同）ともにいれり」
いづくにも草の枕をすゞむしのこ丶を（は）旅ともお
　もはざらなむ

第五句は。兼輔集のごとくあり」
時鳥鳴ともしらずあやめ草（れ夫木下同）こそくすりひのしる（る）
しなりけり
此歌。六帖にもいれり。こそくすりひ。いかにいへることにか」
ものへ行人に。ひうちのぐして。これにたき物くはへてやるによめる
をり〳〵に打てたくひの烟あらばこゝろさすかをしのべとぞ思ふ
後撰には。みちのくにへまかりける人に。火うちをつかはすとてかきけゝるとのみあれば。下句こゝろえがたきを。今のことかきによくきこゆ」
糸による物ならなくに別路の心ぼそくもおもほゆるかな
此歌。家集のみならず。古今にも。拾遺にもいれり。古今集の中の歌くづとは。いかなる人の定めけるにか」
こふるまに年のくれなばなき人の別やいとゞ遠くなりなむ
此歌。後撰に入。また拾遺にいる」
草の露おきしもあへじ朝なげに心かよはぬ時しなければ
新古今集に　後徳大寺左大臣
今ぞきくこゝろは跡もなかりけりゆきかきわけておもひやれども
今の歌を本歌にとられける歟。自づからかよへる歟」
春源といふだいとくの。櫻の花をうすがみにつゝみて。
空しらぬ雪かと人のいふときく櫻のふるは風にざりける
とあるかへし
吹風に櫻のなみのよる時はくれ行春を空かとぞおもふ
右春源の歌は。さくらちる木下風はさむからで。といふ歌を思ひて。よまれけるなり
○伊勢集
拾遺集雑秋に。天暦御時伊勢が家集めしければ。まゐらすとて。　中務
しぐれつゝふりにしやどの言の葉はかきあつむれどとまらざりけり
御かへし　天暦御製

ひとまきにちゞのこがねをこめたれば
　人こそなけれ聲はのこれり
　　　　紀　時　文
かへし
　いにしへのちゞのこがねはかぎりあるを
　　あふばかりなき君が玉づさ
紀時文がもとに。つかはしける
　　　　清　原　元　輔
　かへしけむむかしの人の玉づさを
　　聞てぞそゝぐ老のなみだは
かゝるにおぼつかなきことのまじれるは。後にそこなはれけるにや」
　澤べなるまこもかりそげあやめ草袖さへひぢて
　　けふやくらさん
かりそげはかりのくるなり。」
　住の江の朝みつ鹽にみそぎして戀忘れ草つみて
　　かへらむ
戀わすれ草つむは。みそぎのしるしなり。
壬二集住吉三十首に。
　みな月のけふのさかひにみそぎして
　　よはひをのぶるちよの神人

さかひは。堺の浦なり。茅渟といふはこゝなるべし。其ゆゑは。ちぬはいづみなるに。萬葉第六七には津國にもよめり。さかひは今も兩國にわたればかくはおもふなり。」
　水とのみ思ひし物をながれくる瀧はおほくの糸
　　にぞ有ける　さりける六帖
此歌。玉葉雜二には。僧正遍昭と載らる。六帖にもつらゆきなるを。」
　かけとのみたのむかひありて露霜に色かはりせ
　　ぬかへの社が
　梅花おほかる里にうぐひすの冬ごもりして春を
　　待らん
後の歌は。梅の原を題なり。かへのやしろ。むめの原。いづくぞや。日本後紀云延暦二十二年八月乙未遊獵于栢野及水生野　同庚寅幸梅原宮　名勝志云鴨社神領梅原庄云々
　青柳のまゆにこもれる糸なれど春のくるにや色
　　まさるらん
此歌。糸なれば春のくるにぞ色まさりけるとて。兼輔集にあるを。新千載春上には。それによりて載らす。兼盛集には。第四句を。はる〲のみぞとて。

琵琶法師。またびはを。よつのをとよめるは。これはじめなるべし。つけたり六帖に

　むつのをのよりめことにぞ香はにほふ
　　引をとめごが袖やふれつる

これは和琴をむつのをとよめるはじめにや」

旅人いくあひだに。ぬす人あひたり

　旅人はすりもはたごもむなしきをはやくいまし
　ね山のとねだち

すりは。簏。はたごは。箢。また旅籠とかけり。ともに和名鈔に見えたり。山のとねは。ぬす人をさしていふ。催馬樂には。あまをもあまのとねらといへり。すこしよきさまにいふことばにや」

するがにふじといふ所の池には。いろ〳〵なる玉なむわくといふ。それにりんじの祭しける日。よみてうたはする

　つかふべきかずにをとらんあさまなるみたらし
　川のそこにわく玉

駿河なりけるもの、男の。いづといふ所にかよふが。さきに人まうけて。もとの人のもとにはまからざりければ。かみにうれへ侍る。うれへふみには判しはへりける

　よこはしり清見が關の通路にいつといふことは
　ながくとゞめつ

とありければ。しげゆきかへし

關すゑぬ空に心のかよひなば身をとゞめてもかひやなからん

浦なぎにつりのをたれてくる我ぞいたくなたちそ沖津白波

足引の山かたつけるいへゐにはまつ人さきにわかなをぞつむ

水さむく風も涼しき我宿は夏といふことはよそにこそきけ

籬より梢を見つゝ梅花春のとなりにけふはきにけり

夏の日は涼しかりけり河風ははらふることもかくやなるらん

○貫之集

大鏡にみづからかけりといへり

後拾遺雜四云。貫之が集をかりて。返すとてよみ侍りける　　惠慶法師

集にぞ。二葉より今は太田の松のはのいくよか君をこひて經ぬらんとよめる歌のみえたり に。六帖にあり
とて

戀わびぬ太田のまつのおほかたは
　いろに出てやあはんといはまし

といふを引たれど。今の六帖にはなし」

あさしとは思はざらなむわたつみのこふればいとゞおきになる身を

我こひはいをなき淵の釣なれやうけもひかれてやみぬべらなり

つらけれど猶ぞこひつるみなせ川うけもひかれぬ身とはしる／＼

右二首。後の歌は。こひつるを。鯉釣とさへそへたり。」

年を經てたけもかはらぬひら松のあやしやいかでねもみてしかな

大嘗會歌

君が代を待しもしるく大（くにイ下同 くら夫木下同）あらきの里のさかえを（おくて因 なかち）みるがたのしさ

世のとみはいはくら山にをさめ置て萬代までに君ぞつたへん（山夫下同 け）

とみやかのかずまさり行君が代にあへるくに人たのもしきかな

あさつまの三井のこのかげしげりあひてさかえ行世をみるがたのしさ

これら近江なり。いはくら山は。蒲生郡にあり」

降雪に色もかはらでひく物をたがあをを馬となづけそめけむ

大將の家に。すまひのかへりあるじするに

つまづきもなくて今年はかずさしつゐひさまたれてけふは歸りぬ

武烈紀に。沈湎を。ゐひさまたるとよめり」

まつりのつかひのたつ所。つかひ人へいしうなどに中將かはらけとりて物かづく

ゐひにける我らはしらずあやもなしたがかづけたるつみにか有らん

びはのほうし

よつのをに思ふ心をしらべつゝひきありけどもしる人もなし

るとて。その中に大井川

　大井川そまに秋風さむければ

　　たついはなみも雪とこそみれ

とあるはおなじ歌のことばのすこしかはれるのみなり」

つゝみの大宮にものきこえけるに。四月に郭公の聲をふたりながら聞たりけるに。おろかになりたまひにければきこえける

　初聲をふしてや聞し郭公きくにたがはぬ心地社すれ

萬葉集。第十九云。

　つね人もおきつゝきくぞほとゝぎす

　　此あかつきになくはつ聲

これもふしてきけばあしとて。おきて待なるべし

○能宣集

屛風歌　あまのはしだてわたりにあまの侍る

　たが爲にわたしそめけむ與謝の海の浦に世をふ

　るあまのはし立

家隆卿の。月やをしまのあまのはらとよまれたるは。此歌より出たる歟。もしはおのづからかなへる歟。

　こぐれつゝ春のなかばに成にけり今やさくらん

　　山吹のはな

此發句は木闇つゝなり。萬葉に。木のくれやみとも。木のくれしげにともよめるは。皆春にあり。それにおなじ

○兼盛集

　我戀は筒井の濱となりならん心をくみて人はさ

　るべく

筒井濱いづくぞや。をかしきなり

　さゞれ石のうへもかくれぬ澤水の淺ましくのみ

　見ゆる戀哉

拾遺集に

　さをしかのつめだにひぢぬやま川の

　　あさましきまでとはぬ君かな

右二首似たる作なり」

　二葉より今はおほたの松のはの幾世か君をこひ

　てへぬらむ

源氏の胡蝶に。色に出給ふて後は。おほたの松のとおもはせたることなくといへり。源氏抄（源氏抄といへるは萬水一露なり）それにいふ彼歌は六帖にも朝綱集にも重之集にもあり云々源注拾遺に云今案朝綱集はみざればしらず六帖にも重之集にも見えず兼盛家

薄くこき色はまがへど花といへばひとつがほに
もみえわたるかな

あかずして過行春をたゝちあらば（にイ下同より）今年ばかりの
秋をよりなむ（やどやからなん）

大空の月の光を足柄の山のこなた（にイ下同）は秋にざりけ（ぞあ）
る

これは。都の月の明らかなるをいはんとて。あしがらの山のこなたは。西にて秋の方なれば。ことにさやけしといへるこゝろなり。古事記云。倭建命（中略）還上幸時。到二足柄之坂本一。於レ食二御糧處一。其坂神化二白鹿一來立爾。卽以二其咋遺之蒜片端一待打者。中二其目一乃打殺也。故登二立其坂一。三歎詔曰。阿豆麻波夜（自レ阿下五字以レ音也）故號二其國一。謂二阿豆麻一也。日本紀には。上野碓日山にのぼりて。吾妻はやとのたまふと見えたれど。これによらば。足柄山より東を。あづまといふべきなり

○是則集

かつきえぬ涙が磯のあはびゆゑ海てふうみはかづきつくしつ

なみだが磯は。名所歟。いまだゑらず。名所ならば伊勢に涙河あり。そのながれいるうみの磯歟。海てふうみは天下の海ならずともいふべし

○小大君集

信濃野ゝ（のや續古）とくさのうへに置露のみがける玉とみえにける哉

信濃野は。武藏のむさし野のたぐひに。信濃にも。國とひとつ名つきたる野あるにや。末の集に入たるには。ゑなの、やとあれば。あふみのや。はつせのやといふたぐひになれり」

誰にかはこゝらの年をかぞへみん松の一葉を千世と置つゝ

かねもりがおほゐにてよめりし

大井川そま山風のさむけくに岩うつ波を雪かとぞみる

これのみならず。人の歌。連歌をも。おもしろしとおもへるをば。あまたかきのせたるを。此歌末の集に。小大君がうたにていりたるぞこゝろえぬ。又此歌。兼盛が集にはなくて。順集に永觀元年。一條殿大納言寢殿障子に。國々の名あるところ〴〵をゑにかけ

をさなしといふも。智惠のまだいでこねばいへり

　まづちりて後に咲ぬる梅花思ひまどふは雪にざりける

○齋宮女御集

うちにおはせし時。ひゝなあそびに。神の御もとにまうづる女に。をとこまてあひて。物いひかはす

　そのかみはさしも思はでこしかどもおもふことこそごとに成ぬれ

女のかへし

　神代より思ふことだに有物をあたら思ひにいかがなるらん

おなじひな社のまへの河に。紅葉ちる所にて

　風さへや神のあたりをはらふらんはやきをだにも散紅葉々を

ひゝなあそび。物にかけるは。これをはじめか

○清正集

　いつしかとうゑてみたれば若櫻さかずて春の過ぬべきかな

紀の國にて。子日しけるに

　はかなくやけふの子日を過さましなぐさの濱の松なかりせば

天暦の御時の中宮の歌合に。うちかたに富士の山。ちんしてつくりて。いたゞきよりいだせるけぶりの下に。うちの御かたに

　世に人のおよびがたきはふじの山ふもとに高き思ひなりけり

拾遺には。戀四云。ふじの山のかたを作らせたまひて藤つぼの御かたへつかはすとて

天暦御製

　世の人のおよばぬ物はふじのねの雲井に高き思ひなりけり

○與風集

　山風の花の香さそふふもとには春の霞ぞほだしなりける

　山里は春のほだしにとぢられてすみかまどへる鶯ぞなく

初のうたをもて。後の歌をみれば。春のほだしとは霞をいへり

櫻ちる春の末にはなりにけりあやめもしらぬな（あま〻も新古）
がめせしまに

新古今には兼輔の歌とす。醍醐のみかどかくれたまひて後やよひのつごもりに。三條右大臣につかはしけるとあれば。今おとゞといふ下に。字の落たる歟

岩千鳥あやなかるねは行末のなかずの濱のなか
ずもあらなむ

いは千鳥とは。岩のうへにゐるちどりをおもふこゝろをいはぬ心にいへるにや。これは重て出たる歌なり。初には。腰の句何ゆゑに。はての句。なかずまちなむとあり。そこにも發句はかはらず。建春門院北面歌合に。いは千鳥とよまれたる歌判詞にも。此うたをひかれたれば古本もかはらず

岩千鳥今按に建春門院北面歌合とうはぶみしたる印本あり法住寺殿歌合とて寫本あり名は異にして題并歌作者及判者まで同じことなり二本ともにいはちとりとよめる歌も俊成卿判詞にひかれたるもみえず歌合のつかひかきおとせりとも見えれば契沖見られしは異本にや長秋詠康重家集賴政集等に法住寺殿歌合の事は見えたれと建春門院興行の歌合とも見えず今鏡に此門院の事少々みえたるにも歌合の沙汰はみえずもとより歌人にてもおはしまさゞりけるにや作者部類にもみえす此歌合の判者俊成卿の撰れし千載集によるに法住寺殿の殿上歌合とあり勅撰なればこれを正とすべししかるに鴨長明無名抄ニ建春門院殿上の歌合に云々是法住寺殿歌合に出たる賴政の關路落葉の歌をあげつらひしなりかゝればむかしよりふたやうにとなへきたれるにや其ゆゑを知がたし、夫木抄卷八

忠みれ　夏川のいはれをわくる岩ちどりつひにさてやは世をば過さむ六帖第六。山川のいはまかくれに住ちどり（なくイ）人しれねはや聲のきこえぬ是らの歌今の釋の心に似たる歟

箸鷹のとかへる山のしひのえはときはにかれぬ
中をたのまん

是はひのえをかくせる歌なり。これにて椎を昔は日本紀萬葉等とおなじく。しひとかけることを知べし

○敦忠集

すけまさのはゝぎみうみおきてうせたるを。をばのもとにやしなふが。ふたつばかりなるを。見におはしたるに。物がたりなどきこえけるにいみじうなきたまひて。ちごの名は。あづまとなむいひける

むつごともまだいひはてゞ別にし人のかたみは
あづまなりけり

これはむつごとを琴によせて。よみたまへり

○公忠集

みづうみにしほたるばかりをさなくて都に年の
老にけるかな

日本紀に。不賢とも。不肖とも。不敏。不叡などもかきて。みなをさなしとよめり。いとけなきほどを。

きり〴〵すつゞりさせとぞ鳴なれどむらきぬわたる我は聞いれず
きり〴〵すわがきぬつゞれ侘人の宿も秋風よぎず吹けり
秋山に心のいればみかりする鹿をおくまでとむるなりけり
大空に鴈ぞ鳴なるうねび山みかきかはらに紅葉しぬとか
きり〴〵す我宿ちかくよるはなけひるはさわがし物がたりせむ
戀しくばきませぬ君が長月の紅葉の色のすぎはつるまで
白雪の色わきがたき梅が枝にとも待雪ぞ消のこりける
詩に待伴と作るは。雪の消がてにするは。降つかむことをまつやうなればいふ。友まつ雪といふ。これにおなじ
○業平集
宵のまにはやなぐさめよ石上ふりにし床も打はらふべく
伊勢のうみにあそぶ蜑ともなりてしか波かき分てみるめかづかん
たのめつゝあはで年ふる僞にこりぬこゝろを人は忘らなむ
右三首。後撰集にも。なりひらとて載たれど。おもふに。枇杷左大臣こそはじめいせにはかよはれたれ。業平は時代たがへり。伊勢家集にも枇杷殿なれば。ながひらを。なりひらと見損じて。うつせる人のあやまれる歟。在原とかける氏も。藤原をあらためかける歟。いかさまにも。歌はかならず枇杷殿にて。
後撰のかきやううたがはし
○兼輔集
にはたつみこのもと近くながれずはうたかた花をありと見ましや
此歌。小町集にも。小大君集にも。發句たきの水とていれり
立よらんかたも忘られずみつせ川むなしき床に波のさわげば
みつせ川とよめる歌のふるきはこれ歟
三月つごもりにおとゞ三條右大臣實方なり

秋はじめいつとしらぬを月影の窓にいりてもおもほゆる哉

あはである物ならなくにとき丶ぬのさらなる戀も我はする哉

おく山の岩ほの苔の年久にみれどもあかぬ君にも有哉

ひこ星の別て後は天の川をしむ涙に水まさるらむ

天河かへらん空もおもほえずたえぬ別とおもふ物から

戀わたる年のわたりをたなばたの片時もあかず別ぬる哉

君がくる今宵はまれに天河年月のみぞわたるべらなる

銀河あさくふみつ丶わたるせに歸るなみだの淵となりつ丶

天川霧立くもり玉（れイ）くしげ明なばあかず別（かつらイ）まくをし

一年にひとたびわたる天河いくらばかりのひろさなるらん

逢夜しもわたると思へば天河おりたつよりぞうれしかりける

鵲の橋つくるより天河水もひならむかちわたりせむ

天川かはせの浪の打はへてわが立まちしけふぞきにける

秋風に夜の更ゆけば天河かはせに浪のたちゐこそまて

鵲のつばさにかけてわたす橋今もこぼれぬ心（ずイ）あるらし

宵々に天の河原はならせどもよならぶ年（がしとしイ）もあらしとぞ思ふ

よならふは。夜並ふなり。萬葉にもよめり。

我宿のわさ田かりあげてにへずとも君がつかひはたゞにはやらじ

にへずともは。萬葉第十四東歌に。にほ鳥のかつしかわせをにへずともとよめるにおなじ

から衣たつ田の山にあやしくもつゞりさせてふきり〴〵す哉

手もやまずたをりおきてん櫻花散なむ後にあか
ぬくいせし（こひイ）
故郷に花は散つゝみよしの、山の櫻はまださか
ずけり
櫻花こだかき枝の空にのみみつゝやこひむをる
すべもなみ
春雨は降やみぬなり時鳥たつたの山にいまやな
くらむ
夏衣うたしめ山の時鳥今はきどきぞ立かへりな
け
清少納言に。橋はといへる所に。うたしめの橋とい
へり。同所歟。東大寺のあたりに。うたひめといふ
所あり。うたしめなりけるを。いひあやまれるにや。
五月雨は空もとゞろに時鳥夜ふかく鳴つゝ（つゝイ）いやね
かねつる
誰をかは戀（こふイ）の山べの時鳥草のまくらにたび／＼
はなく
郭公都へゆかば立かへり今きぬべしと妹につげ
よく（かしイ）

子規山路にたかく鳴聲をわがひとりねに聞がか（か）
ひなさ（なしきイ）
ゑの、めのひがしになれば（ほがらにきけばイ）時鳥わがまつかひは
なかりけりやは
卯花の匂ふさ月の月清みいねずきけとや鳴ほと
とぎす
わぎも子がきる夏衣白たへに咲る垣根の卯花や
とき
此歌は。躬恒が長歌の初を裁てとれり。彼家集にあ
り。
夏山の梢をたかみ時鳥鳴てとよむる聲のはるけ
さ
時鳥まつに夜ふけぬこのくれのゑづくをおほみ
道やよぐらん
君こふといもねられぬに（ふしゐもせぬイ）郭公青山べより鳴わた
るなり
我宿の花たちばなに時鳥夜深くなけば戀まさる
なり
時は今秋ぞと思へば衣手に吹くる風のゑるくも
有かな

のかもを。くのしもにすゑて。題の心を
やまつらし旅の雲のま鴈がねのらうだにもある
かすみかかはるも
これは法皇宮の瀧御覽じに。おはしましける御供にてよまれたるか。ゑまのかも。所の名歟。やたがらすは。神名帳云。大和國。宇陀郡。八咫烏神社。これ歟。又新撰姓氏錄云。神日本磐余彥天皇。謚神武（鍬靫）欲レ向ニ中洲一之時。山中嶮絕。跋涉失レ路。於レ是神魂（ムスビ）命孫。鴨建津身之命。化如ニ大烏一。翅飛奉レ導。遂達ニ中洲一。時天皇喜ニ其有レ功。特厚褒賞。八咫烏之號從レ此始也。これによるに。賀茂建角身命は。山城國。愛宕郡。久我神社。同郡。三井神社にましして。賀茂別雷命の外祖父なれば。ふたつの題此意歟。ゑまといふもじのそひたるは。いまだつまびらかならず」

○猨丸太夫集
ゑなか鳥ゐな山やどり行水の名のみながれて戀わたるかも
ゑなか鳥ゐなのふしはら青山にならん時にを色はかはらん

○家持集
あは雪の日を經てやがて（きえすイ下同）かくふれ（ら）ば梅の初花散かすぎなむ
打なびく春かと我はけふぞしる我く（しイ）ろかみに梅の花ちる
來て見べき人もあらしを我宿の梅の初花をりつくしてん
これは後撰集にあり。人もあらしなとあり
梅花散にし日より敷妙の枕もわれはさだめかねつも
ゑろ（らイ）髮にさしまどはせる花の色をそれなん梅と人はわかなん
春風の吹にさきだつ梅花君がためにぞこきとゞめつる
我宿のまへの青柳風ふけばをる人なしにぬきみだる絲
青柳の絲ぞあやしき散花をぬきてとゞむる物とはなしに
折てにもて行かほに櫻花咲る山べをわたるゑら雲

たてまつりしとて歌有て。次にまとかた。あじろの濱。うはせ川。はり川有て。又竹川の次に。わたらひ。はみつ。うきしま。長濱などあれば。是にて知べし。又順家集に。貞元々年。初齋宮の侍從のくりやにおはするあひだに。八月廿五日庚申夜。人々まゐりあひてあそぶに。いはひの心を

むかし續後撰下同
神代より色もかはらぬ竹川の　川竹 は 續後ナシ
　よゝを君にぞかぞへわたらん

和名鈔云。多氣郡。多氣。多介　延喜式云。多氣大與杼神社。かゝれば齋宮のおはする。たけの宮のあたりに。ながるゝ川なれば。躬恒も順もかくはよまれたるなり。順の歌の竹川のといへるを。末の集に。河竹のと改て載られたるは。本意を聞得ぬなり。もしはさかさまにうつせる歟」

かへる鴈雲路の旅にふる時は何をか草の枕とは　にイ　せむ　するイ

新勅撰集に　　康資王母

ほとゝぎす花橘のやどかれて
　空にや草のまくらゆふらん

ともにをかし。又重之集に

舟路には草のまくらもむすばねば
　おきながらこそ夢もみえけれ

○素性集

天暦のみかりせさせたまひて。河内國にやすませ給に。まかり歸なんと申しゝを。をしませ給ひて。そせいがあざなを。よしよりとつけさせ給ふに。

旅にしておしことの葉にいひしかどよしより思
　へ心くだけぬ

此天暦のみかりせさせたまひてとあるは。時代相違せりいかゞ。よしよりとは。素性のすまれたる寺。いそのかみの良因院なれば。良因を。和訓してつけさせ給ひて。その心をよし家によりて。今しばしとどまれとの御心なるべし。歌におしことのはとは。萬葉第三に。しひごとゝあることく。おして名づけたまへるをいふ。よしよりおもへとは。かくばかり名殘ををしませたまふも。さるべき宿因なるべければ。そこを思ひて見よと。みづからいへるにや」

しまのかも。やたがらすを題にて。歌たてまつれと仰らるれば。やたがらすを。くのかみにする。しま

たり。六十よくを。物の名によめる歌は。ことに用るにたらぬものなり。さすがに歌のすがたは。延喜天暦の後の作者のしわざなるべし

　ふる道に我やまどはんいにしへの野中の草はしげりあひにけり

これは。拾遺集の物名にも。やまとを。すけみが讀るなり

　あしかものさわぐ入江のみつのえのよにすみがたきわがみなりけり

是は。新古今集雜に。人丸とて入たるは。家集によれるなるべし。津の國をば。いかにかくせるにか。みつのえといへるはたらず」

　とめゆかむつぶさに跡はみえずとも
　　しかのはかりはしるといふなり

はかりは。和名鈔云。續搜神記云。聶友少時家貧賤常照射。見二一白鹿一射二中之一。明晨尋二蹤血一矣。今按。俗云照射。止毛之。蹤血。波加利いまもゐなかには申詞にや。肥前の國のものの申たるをうけたまはりき」

○躬恒集

　久にこぬ人をまつにやあえぬらむ常磐の戀と我は成ぬる

これは。待を松によせ。松にあやかりぬらんとなり」

　かくわぶる人はむかしもありきやとよをしりそめの神にとはゞや

しりそめは。さいふ神のあるにや」

　花の色はちゝこく咲てみゆめれどひとつも枝にあるべきはなし

此物の名によめるちゝこ草は。いかなる草にか」

　立歸り又も見にこむ紅葉々をおとしなはてそ山川の瀧

新古今集に　俊成卿

　立かへりまたもきてみむ松しまや
　　をしまのとまや波にあらすな

右こゝろ詞ともに相似たり」

　紅葉々のながるゝ時は竹川の淵のみどりも色かはりけり

これは拾遺集にいれり。此たけ川を。河内なりといふ說あれど。伊勢なり。詞書云。おなじ年上云延喜十七年伊勢のさい宮の御れうに。くに〳〵の名ある所々をかかせ給へる。御屏風の歌めしありしかば。すゞか山

同あふぎをおとしたまへりけるを。とりてみれば志らぬ女の手にてかくかけり。元良親王のおとしたまへるを。平中興が女のとりてみるなり。

數ならぬ兼輔集　わすらるゝ身は我からのあやまちに
なしてだにこそ君をうらみめ

此歌。兼輔集に。あだなりけるをとこのあふぎをやりけるにかはりてとて。君をわすれめとあり」

同下卷にこやくしくぞ。といひける人。ある人をよばひておこせたりける

かくれぬのそこの下草みかくれて志られぬ戀は
くるしかりけり

かへし。女

みかくれにかくるばかりの下草はながからじと
もおもほゆるかな

伊勢家集に。初の歌は。人とありて。返しの發句。かくれぬにと有。新千載集戀一に。初の歌。枇杷左大臣とて。落句わびしかりけりと有。かへしは伊勢なり。伊勢集によりて載らる」

同

君がため衣のすそをぬらしつゝ春のゝに出てつ
める若菜ぞ

此歌。續後拾遺集春部に。僧正遍昭にわかなをつかはすとて。讀人不知と載らる。春の野に出てを。野澤に出てとす」

○三十六人集

萬葉集云々。古今云々。後撰云々。拾遺云々。このほか大納言公任卿。みそぢあまりむつのうた人をぬきいでゝ。これかれたへなる歌。もゝちあまりいそぢかきいだし云々。

みづからあつめたるもあり。後に人のあつめたるもあり。貫之集などのやうに。みづからあつめたるだに。いかなるゆゑにかあらん。おぼつかなきことまじれゝば。まして後にあつめたるには。うたがひのこらざるにあらず。又康秀。喜撰。黒主。貞文。棟梁。元方。千里。深養父。忠房等を除て。これらに及ましき。後の作者を入られたることおほきもおぼつかなし。これおほよそなり。

○人まろの集は。ひたぶるに信じがたき物なり。むなしく萬葉集の中より。ぬし志らぬうたまでぬき出

立よらんこのもともなきつたの身は常磐ながら
に秋ぞ悲しき

後撰雜二に。おなじみつね

人につくたよりだになしおほあらきの
もりの下なる草のみなれば

同

ならのはの後撰
かしは木に葉守の神のましけるをしらでぞ折し
たゝりなさるな

右清少納言に。木はといへる所に。かしは木いとをかし。はもりの神のますらんも。いとかしこしとかけり。顯昭云。葉守の神とは樹神なり。よろづの木をまもる神なり。さて葉をもる神といふなり。かくは注せられたれど。基俊等の歌に。葉守の神をば。かしはによまれたれば。かしはに居て。あだし木をもまもらるゝにや。仁徳紀に。葉。此云箇始婆と注せられたれば。葉は。かしはをもと、するなるべし。うつほ物語。國ゆづりの巻に

おひてさはもゝかしはになりにける
子日をちよとかぞふべき松

此も、かしは、百葉にて。小松の葉の百ばかりあるをいへるにや」

同

くりこまの山に朝たつ雉よりもかりにはあはじ
と思ひし物を

六帖には。われをばかりにおもひけるかなとあり。おなじ歌なるべし。くりこま山は。山城久世郡にあり。和名鈔に。栗隈久里久末とある是なり。能宣集に。くりこ山なる人の家に。をうなども紅葉見侍り

紅葉みるくりこまやまの夕かげを
いざわがやどにうつしもたらむ

ことかきのくりこ山は。まの字の落たるにやとおもへど。俗にはさいふにや。保元平治物語の歌にも

奈良法師くりこ山までしぶりきて
いかものゝぐをはきぞとらるゝ

同。しげもとの少將

からにだに我きたりてへ露の身の消ばともにと
契おきてき

萬葉集。第十二に

あさな〳〵草のうへ白くおく露の
消ばともにといひし君はも

かしは木の杜の下草おいのよにかゝる思ひはあ
らじとぞ思ふ

此二首を。續古今集に載られたるに。かへしの作者を。僧正遍昭とあるは誤なり。良峯朝臣義方。承平六年に。右少將になられけるを。良少將とはいへり。後撰夏部に。藤原のかつみの命婦に住けるをとこ。人の手にうつり侍りにける又の年。かきつばたにつけて。かつみにつかはしける　良峰義方朝臣

いひそめしむかしの宿のかきつばた
色ばかりこそかたみなりけれ

これにて知べし

同。良少將（續後拾ナシ）。たちのをにすべきかは（なん續後拾）をもとめければ。監命婦なんわがもとに。ありといひて。久しくいださゞりければ（おくらさり上同）

あだ人のたのめわたりしそめかはの色の深さを
見てやゝみなむ

これをも。續後拾遺集雑中に。良峯宗貞と載られたるは。右にいふがごとし

同故右京のかみ宗于の君。なりいつべきほどに。我身のえなりいでぬこと、思ひたまひけるころほひ。亭子のみかどに。紀伊國より石つきたるみるをなむ奉りたりけるを題にて。人々歌よみけるに。右京のかみ（うつほ物語に。春宮の御まへに。なまみるの石貝つきながら有をとりたまひて云々）

沖津風ふけひの浦に立波の名殘にさへや我は志
づまん

この歌。新千載集には。戀に入られたるこゝろおぼつかなし。吹飯浦は。紀の國なり。清正集に。紀のかみになりてまだ殿上もかへり（ゐる新古）せで

天津風ふけひのうらにすむたづの
などか雲井にかへらざるべき

同。亭子の御門に。うきやうのかみよみてたてまつりたりける

あはれ（なる）てふ人もあるべく（やあると續後撰下同）むさしの、草とだにこ
そおふべかりけれ

此歌。續後撰には戀に入て。作者を監命婦とあり。このまへに。おなしうきやうのかみ。監命婦にとてうたありて。さてつゞきたれば。爲家卿見そんじたまひけるにや」

同躬恒が院によみて奉りける

なければ。かりそめなる物語を。そのまゝにかける
なるべし。
戰國策云。齊襄王卒。子建立。后事ㇾ秦謹。與二諸侯一
信。以ㇾ故建立四十餘年不ㇾ受ㇾ兵。始皇嘗使三使者遺二
后玉連環一曰。齊多知。解二此環一不。后以示二羣臣一。
群臣不ㇾ知ㇾ解。后引ㇾ錐推二破之一。謝二秦使一曰。謹以
解矣。」敏達紀云。又高麗上表疏。書二于烏羽一。字隨ㇾ羽
黒。既無二識者一。王辰爾乃蒸二羽於飯氣一。以ㇾ帛印ㇾ羽。
悉寫二其字一。朝廷悉異ㇾ之。これら似たることなり」
同薄をいへる所に。秋のはてこそいと見どころなき
とかけるは。薄をほめむとて。こと草をいへるな
り」　同佛眼の眞言といへる所に。あるもの注すと
て。瑜祇經をひけり。これは秘密の中の極秘の經に
して。俗子のたやすく拜覽することをうる經にあら
ず。おほよそ秘密の經軌は。傳受をへずして。ほし
いまゝにひらくは沙門すら越三昧耶とて。極重罪な
り。源氏物語薄雲に。あなかしこさらに佛のいさめ
まもりたまふ。ゑむごんの深き意をだに。かくしと
どむることなく。ひろめつかうまつり侍り。これは
傳受を經て後の事なり。そのだに分限あることなり。

これほどのことも。はか〲しくみぬよりおこれ
り。いはむや行法ことに。佛眼尊の眞言を誦するこ
とは。瑜祇經によるにあらず。別の經につきて。甚
深のならひあることなり」　同枕草子となづくるよ
しは。彼草子の奥にみづからかけるがごとし。顯昭
いはく。奥義抄出て後。誰かこれをまくらざうしに
せざる人あると。これはまくらは常にもてならす物
なれば。枕にもするばかり。もてあそぶこゝろなり」
○大和物語に

大澤の池の水くき絶ぬとも何かうらみんさがの
つらさは

此さがは。ならひくせなどいふ心を。所の名にかけ
ていへり。おほよそ此詞これなり。神代紀上に。神
性を。かんさがとよめり。此性の字。習而爲性とい
へるこれなり」
同。良少將兵衞佐なりけるころ。監の命婦になむす
みける。女のもとより

かしは木の杜の下草おいぬとも身をいたづらに
なさずもあらなむ

かへし

臣生之歲。正月甲子朔。四百有四十五甲子矣。其季於レ今。三之一也。吏走問二諸朝一。師曠曰。魯叔仲惠伯會二郤成子于承匡一之歲也。中略七十三年矣。本朝文粹。慶保胤。池亭記云。芹田七之一」同ひそくといへり。五雜俎曰。陶器柴窯最古。中略世傳柴世宗時燒造。所司請二其色一。御批云。雨過靑天雲破處這般顏色做將來。然唐時已有二秘色一。陸龜蒙詩。九天風露越窯開。奪二得千峯秘色一來。これによるに。瓷のたぐひなるべし」

○清少納言に。蟻通の神の事をかける所に。へみのめを。木のもとするのことまでは經說なり。雜寶藏經第一云。始略佛言過去久遠有レ國名二棄老一。彼國土中。有二老人者一。皆遠驅棄。有二一大臣一。其父年老。依如二國法一。應レ在二驅遣一。大臣孝順。心所レ不レ忍。乃深掘レ地。作二一密屋一。置レ父著レ中。隨レ時孝養。爾時天神捉二持二蛇一。著二王殿上一。而作二是言一。若別二雄雌一。汝國得レ安。若不レ別者。汝身及國七日之後。悉當二覆滅一。王聞レ是已心懷二懊惱一。卽與二群臣一參二議斯事一。各自陳謝稱レ不レ能レ別。卽募二國界一。誰能別者厚加二爵賞一。大臣歸レ家。往問二其父一。父答レ子言。此事易レ別。以二細耎物一。停レ蛇著レ上。其躁嬈者。當レ知二是雄一。住不レ動者。當レ知二是雌一。卽如二其言一。果別二雄雌一。中略天神又以二一栴檀木一。方レ之正等。又復問言。何者是頭。若臣智力無二能答者一。臣又問レ父。父答言易レ知。放二著水中一。根者必沈。尾者必擧。卽以二其言一。用答二天神一。中略天神歡喜。大遺二國王珍奇財寶一。而語レ王言。汝今國土我當二擁護一。令三諸外敵不レ能二侵害一。王聞レ是已。極大踊悅。而問レ臣言。爲二是自知一。有レ人敎レ汝。賴二汝大智一。國土護レ安。旣得二珍寶一。又許二擁護一。是汝之力。臣答レ王言。非二臣之智一。願施二無畏一。乃敢具陳。王言。設汝今有二萬死之罪一。猶尙不レ問。況小罪過。臣白レ王言。國有二制令一。不レ聽レ養レ老。臣有二老父一。不レ忍二遺棄一。冒二犯王法一。藏二著地中一。臣來應答盡是父智。非二臣之力一。唯願大王一切國土。還聽レ養レ老。王卽歎美心生二喜悅一。奉二養臣父一。尊以爲レ師。濟二我國家一切人命一。如レ此利益。非二我所レ知。卽便宣令。普告二天下一。不レ聽レ棄レ老。仰令二孝養一。終略な、わたの玉の緒をぬけることとは。林氏もろこしの文をひけり。中將なりけるをとこといへり。神代よりこのかた。此國に老たる人をすてられたることとなきに。まして近衞府をおかれし後のことは。猶くま

思ひきやわがまつ人はよそながらたなばたつめ
のあふをみんとは
同祭の使
思ふことなす社神（の拾遺下同）もかたからめゑばしなぐさむ（わするゝ）
心つげなむ
初の歌は。拾遺集戀二に。後のは。五にいれり
○源氏物語。若紫に。山のさくらはまださかりにて。
とかけるを。抄に
故郷の花は散つゝみよしのゝ山の櫻はまださか
りなり
といふをひけり。これは家持集に。まださかずけり
とあればたがへり
玉葉集。春下　　躬恒
里はみな散はてにしを足引の
やまのさくらはまださかりなり
これを引へし。此歌家集にはみえず「萬葉集に一本」
同をよすげといふ詞に。抄に。日本紀に。助及とか
けるよし注す。またくなきことなり」
揚名介あり。揚名目あり。これになずらふるに。揚名
守をばゑらず。揚名掾ありぬべし。揚名といふこと
は。今の世こだくみかぢなどのたぐひに。さる名の
聞ゆるたぐひのものなるべし」
とのゐものは。とのゐする人の夜の物なり。その袋
といへるは。俗に番袋といへる物なるべし」
葵に。そのよさり。ゐのこのもちひまゐらせたり中略
君みなみのかたにいで給ひて。惟光めして。此もち
ひかうかずくに。ところせきさまにはあらであす
のくれにまゐらせよ。中略これみつ中略ねのこはいくつ
か。つかうまつらすべう侍らんと。まめだちて申
せば。みつが一にてもあらんかしとのたまふに。こ
ころえてたちぬ」。此みつがひとつは。此もちひか
うかずくに。所せきさまにはあらでとあるにて
心得べし。假令その時のもちひ百あらば。三十餘な
り。たゞいはひの為るしばかりにて。隱便ならんた
めなり。三夜のもちひの事は。上に文德實錄をひけ
る。母子草の所に。拾遺集の實方朝臣の歌をひける
にみえたり。みつが一は。左傳云。晋悼夫人食二輿
人之城レ杞者一。絳縣人或年長矣。無レ子。而往與二於食一。
有レ與疑レ年。使二之年一。曰。臣小人也。不レ知二紀年一。

新古今集に

なとり川やなせの波ぞさわぐなる　源　重　之

紅葉やいとゞよりてせくらん

同まうけはになくせられたれば。さにつきたまふ御つくゑまゐり。かはらけはじまり。御はしくだりぬ」同おまへにうまふねたて丶。御むまどもに。まぐさかはれなどするに云々」　同中嶋なる五えふにみさこ池よりたちて。三ずむばかりのふなを。くひてをりけるを。あるじのおとゞ。かれいたまへらん人には。このにしの馬ふねの馬。十疋ながらかけむやとのたまふ」　同みん人に心とめられぬべきこ丶ろありて。きちゑやう天女にも。いかゞせましとおもはせつべき大臣なり」　同い丶とせちに思ひたる物から。さらにあはれたるけしきはみえず」。　同吹上巻に

春風の吹上に匂ふ櫻花雲のうへにもさかせてしかな

新勅撰集に　家　隆　卿

時しあればさくらとぞおもふ春風の

ふきあげの濱にたてる白雲　波 建保百首

これは。古の歌にてよみたまへり。又同巻

年を經て波のよるてふ玉のをにぬきとゞめなん

玉出るしま

かやうに三首まで。玉出る嶋とよめり。三代實錄。第四十云。元慶五年。冬。十月廿二日丁酉。授二紀伊國。正六位上。玉出嶋神。從五位下一。これ玉津嶋神なり」

同た丶こそに

吾宿に時〴〵吹し秋風のいとゞあらしとなるが

あやしさ

これは六帖に

われをきみとふや〳〵とまつ風の

今はあらしとなるぞ悲しき

これをとれり。千五百番歌合に

ふく風もあらしになればとこの山　通　具　卿

夕のうづら聲うらむなり

判者定家卿にて。風のあらしとなるといへるを難せられたるは。六帖幷今の歌を。考られざりけるなるべし」

同藤原の君

かくれたまひぬ
金葉集に　　　　藤原成通朝臣
水のうへにふるしらゆきの跡もなく
きえやしなまし人のつらさに
これはおのづからかよへる歟。また兼盛集に
こひしとはいへば更なり水のうへに
降つむ雨と人はしらなむ
同源少將は山にこもりにし日より。こくをたち。鹽たちて。このみ。松の葉をすきて。ろくじまなくおこなひて。なみだをば海とたゝへ。なげきを山とおぼして。なげきわたるを。みかどよりはじめたてまつりて。をしみかなしまぬ人なし云々」　皇極紀に。送飯を。いひをすくとよめり
詞花集に　　　　和泉式部
あしかれとおもはぬ山のみねにだに
おふなるものを人のなげきは
同いきてはたらきたまふほとけといはれたまふに。かちまゐりたまへば云々」狹衣に。いきながら佛にもなりぬべかりける物を。といへるこれに似たり」　同律師。山ぶしは。なにのれうにかし侍らむ。そうのくに。こくのおひさし侍らばこそあらめ」　同大將てづからまかなひして。宮たちにものくゝ（つイ）めまゐりたまひて」　同御くし。せなかばかりなどみるを。つくりつけたるやうなり」　同みな人。ていのことゝひて。あしをさかさまにたふれよろぼひつゝ。御かた〴〵におはしまさむ。おの〳〵御こども。御ともの人。くもの ことつきて いりたまふ云々」人間萬事醉如泥」　同此こひはいきたるやうなる物かな。ほと〳〵ほうちやうのそまんとおもへるとのたまふ」　同つきもしたてまつらば。うけもしつべき御かほつきにて。花をりたることぞなりまさりたまふ。宮のついならびたまへるは。花のかたはらのときは木のやうに見えたまふこそ云々」遊仙窟云。輝々面子荏苒畏㆓彈穿㆒。細々腰支參差疑㆓勒斷㆒。源氏に。花のかたはらのみ山木といへるはこゝのこと葉をとれり」　同おんなかつくりごときこえさするにや。なほ見たてまつりたまへかし」。同おとゞ。やり水のほとりよりおはしすぐれば。うなゐどもあふぎをたゝきて。名とり川にあゆつるおとゞのと。うたひあへり

しすます。（中略）すましはて、。たかきみづしの上に。御ゑとねしきてほしたまふ云々。今もかみをあらふを。女の詞に。御くしすますといふ是なり」　同らてんのおびのはこに。ふくろにいれて。御つゝみにつゝみて。もてまゐれり。おとゞひらいて見たまへば。ていゑんこうのいしのおび。いとかしこきなり」　同こころやりに。いさゝかばかりは。いらへたまへかし。うとき人にもこそなけ（なさけのイ）のことをば（のはイ）いふなれ」　同か（するイ）ばかりのことを。手たゝきてよびたてまつらんよな（わらふイ）どいふ」　同つや〳〵として。はなだのいとうすき。からあやのうちきにかゝりたる御ぐし。尾花のするのやうなり」　同ゐざり入たまふすきかけ。いぬ宮のやうなり」　玉蟲のすよりすきたるやうに。あをなゆでたとみえたり」　同三日。院より忞ろかねのひけこども。忞ろかねこがねして。かゝくり。松のみ。かへ。なつめ。みなど作りいれさせたまひて云々」　同くらう人。みだれあしは。うごかれず侍り。みぎにかつぎたまふものは。みのむしのやうにてや。むくめきまゐらむ」　同また（イナシ）此くらへ（またイ）さきのごとく。すりや有と見侍れば云々」俗にぬす人をすりといふこれなり。和名鈔に。篋をすりとよめり。竹篋なり。さるものもてきて。物とりいれていぬれば。なづけたるにや」　同後のものも。いとたひらかなり（中略）御ちつけ。さえもんの佐どの、北の方云々」後のものとは。胞なり。俗にいふがごとし」　同うちやすみたるねみ（給へイ）ゝに聞て云々」　同夏はほたるを。すゞしの袋（きイ）におほくいれて。文のうへにおきてまどろまず。まいて日など忞ろくなれば。まどにむかひて。ひかりのみゆるかぎりよみ。冬は雪をまろかして。そがひかりにあて、。まなこのうつるまで。がくもむをし」　同物見ぐるまどもかずしらず。殿のおほむ車どもものしたる。忞ちどもたてつゝ。四位五位まきちらしたることたてり」　同は、君は。いたゞきの上（とイ）を。ほうらいの山になさむも。たなうらのうちに。こがねのおほとのをつくらむといふとも。たゝこそかいはんことは。たがへじとやしなひたまふほどに云々」　同すべてわか子のためあしからんことをば。水のうへにふる雪。いさご（さイ）の上におく露と。なしたまへと。きこえおきて

名鈔。造作具部云。辨色立成云。麻柱（阿奈奈比）三代實錄。第三十八に。元慶四年。十二月四日。右大臣基經を。太政大臣としたまふ宣命云。天下政（平）相（安奈奈比）助奉（母久）（奈利奴）とあれば。あななひは。さゝふるこゝろになづけたるべし。」佛の御石のはちは。西域記云。波剌斯國（中略）釋伽佛鉢。在二此王宮一。南山住持感應傳云。世尊初成道時。四天王奉二佛石鉢一。唯世尊得レ用二，餘人不レ能レ持。如來滅度後。安二鷲山一與二白毫光一共爲二利益一。四天王おの〳〵ひとつの石鉢を奉らるゝを。佛よつをかさねて。おしてひとつとゑたまへる鉢なり」蓬萊の山の玉の枝は。うつほ物語國ゆづりの卷に。左大將殿おほひなるうみかたをして。ほうらいの山のゑ（な印本）たのかめのはらには。かぐはしきるひを（ゑ印本）いれたり。山にはくろはうゑゝうくのみかうあはせたきものど（こと印本）もを。つちにてつくり玉のえなみたちたり。文選に。珊瑚を。たまのえだと點せり。」火ねずみのかはきぬは。吳錄（吳錄三十卷張勃撰。見二宋鄭樵通史藝文略一。○本邦此書今既不レ見。不レ可二校訂一也。入江昌熹引二時珍之說一云。火鼠出二西域及南海火州、其山有二野火一。春夏生。秋冬死。鼠產二其中一甚大。其毛及艸木之皮。皆可レ織レ布。汚則燒レ之即潔。名二火浣布一云々。是不レ待二吳錄。而可二以爲レ證也云々）云。日南北景縣有二火鼠一。取レ毛爲レ布。燒レ之而精（キヨシ）。名二火浣布一。搜神記云。崑崙之墟地首也。是惟帝之下都。故其外絕以二弱水之深一。又環以二炎火之山一。山上有二鳥獸艸木一。皆生二育滋長炎火之中一。故有二火澣布一。非二此山草木之皮枲一。則其鳥獸之毛也。漢世西域舊獻二此布一。中間久絕。至二魏初一時人疑二其無レ有。文帝以爲火性酷烈。無二含生之氣一。著二之典論一。明二其不レ然之事一。絕二智者之聽一。（中略）其刊二百十廟門之外及大學一。與二石經一竝以永示二來世一。至レ是西域使レ人獻二火浣布袈裟一。於レ是刊二滅此論一。」つばめのこやすかひは。史記。三代世表第一云。詩傳曰。湯之先爲レ契。無レ父而生。契母與二姉妹一浴二於玄丘水一。有レ燕銜レ卵墮レ之。契母得。故含レ之。誤呑レ之。即生レ契。（索隱曰。按史所レ引出二詩緯一。故曰二詩傳一。殷本紀云。玄鳥翔レ水遺レ卵。娀簡狄取而呑レ之）契生而賢。堯立爲二司徒一。姓レ之曰二子氏一。子者茲。茲益大也。詩人美而頌レ之曰。殷社（詩云土）芒芒。天命二玄鳥一。降而生レ商。商者質殷號也。」天人のよそほひしたる女山の中より出きてゑろかねのかなまりを持て水をくみありくとは。これは天孫の海神の宮に至りたまへる時のさまを。神代紀にかゝれたるをまなべり

○うつほ物語云。宮はつとめてよりくるゝまで。御ぐ

所捨之身。由如生（猶イ）杯。消融入地。即於沒處。而生三竹。金爲莖葉。七寶爲根。於枝梢上。皆有眞珠。香氣芬馥常有光明。所有見者。無不欣悅。其竹生長十月。（日歟）則自剖裂。各於竹內。生一童子。顏貌端正。令人樂見。最勝端嚴。光色殊麗。相好成就。時三童子。即於是地。竹下結跏趺坐。即入正定。至第七日。於其中夜。皆成正覺。其身金色。三十二相。八十種好。圓光嚴飾。時彼三竹。悉皆變成七寶樓閣。云云。くはしくは經にあり。これは寶樓閣大陀羅尼の不思議力をとかれたる經なり。經には男子なるを。女子にとりなして。これをもと、してかき出せる歟。」又後漢書西南夷傳曰。夜郎者。初有女子浣於遯水。有三節大竹。流入足間。聞其中有號聲。剖竹視之。得一男兒。歸而養之。及長有才武。自立爲夜郎侯。以竹爲姓。これまた竹の中より人を出せり。」史記趙世家曰。知伯怒遂率韓魏攻趙。趙襄子懼乃奔保晉陽。原過從後。至於王澤。見三人。自帶以上可見。自帶以下不可見。與原過竹二節莫通曰。爲我以是遺趙母卹。原過既至以告襄子。襄子齋三日親自剖竹。有朱書曰。趙母卹余霍泰山山陽侯天使也云云。竹の中にはか、る事もありけるなり。」智度論第十云。答曰。（中略）眞珠出魚腹中竹中蛇腦中。これは竹に眞珠ある證なり。」かくやひめの名は。古事記。垂仁天皇段云。又娶大筒木垂根王之女。迦具夜比賣。生御子袁邪弁王。これをかれる歟。」かくやひめを思ひかけ、る五人か中のひとり。大ともの大納言みゆきは。文武天皇の御代の贈右大臣大津宿禰御行。これをおもへる歟」五人の人々にかくや姫得がたき物をこふは。詩曰。由醉之言。俾出童羖。註曰。童羖無角之羖羊。必無之物也。史記封禪書曰。齊桓公既霸。會諸侯於葵丘。而欲封禪。管仲曰。（中略）於是管仲睹桓公不可窮以辭。因設之以事曰。古之封禪。鄗上之黍。北里之禾。（索隱曰。韋昭曰。設以不可得之物）所以爲盛。江淮之間。一茅三脊所以爲藉也。東海致比目之魚。西海致比翼之鳥。云云。於是桓公乃止。又刺客傳。荊軻賛。索隱曰。燕丹求歸。秦王曰。烏頭白。馬生角。乃許耳。丹乃仰天歎。烏頭即白。馬亦生角。風俗通及論衡。皆有此說。仍云。廐門木馬生肉足也。これらのたぐひなり。」あな、ひにあげすゑられたりといへり。和

て竹をとりつゝ。よろづの事につかひけり。名をばさるきのみやつことなむいひける。其竹の中にもとひかる竹なんひとすぢありけり。あやしがりてよりてみるに。つゝの中ひかりたり。それをみれば三寸ばかりなる人。いとうつくしうてゐたり。おきないふやう。われ朝ごと夕ごとに見る竹の中におはするにてしりぬ。子になりたまふべき人なめりとて。手に打いれて家へもちてきぬ。めのおんなにあづけてやしなはす。うつくしきことかぎりなし。いとをさなければ。はこにいれてやしなふ。竹とりのおきな竹とるに。此子をみつけてのちに。竹とるに。ふしをへだてゝよごとにこがねある竹を。見つくることかさなりぬ。かくておきなやう〳〵ゆたかになりゆく。此ちごやしなふほどに。すく〳〵とおほきになりまさる。三月ばかりになるほどに。よきほどなる人になりぬれば。かみあげなどさうじて。かみあげさせ。きちやうのうちよりもいださず。いつきかしづきやしなふほどに。此ちごのかたちのけさうなること世になく。屋のうちはくらき所なく。ひかりみちたり。おきなこゝちあしくくるしき時も。此子をみれば。くるしきこともやみぬ。はらだゝしき事もなく。なぐさみけり。おきな竹をとること久しくなりさかえにけり。この子いとおほきになりぬれば。名をみむろといむべのあきたをよびてつけさす。あきたなよ竹のかぐやひめとつけ侍る。此ほど三日うちあけあそぶ。よろづのあそびをぞしける云々。右竹とりと名付たるは。萬葉集。第十六云。竹取翁偶逢二九箇神女一。贖二近狎之罪一作レ歌。昔有二老翁一。號曰二竹取翁一也。此翁季春之月。登レ丘遠望。忽値二煮レ羹之九箇女子一也。百嬌無レ儔。花容無レ匹。云云。此竹取は。たかとりとよむを。「昔はたけとりとよみける歟にて。これをもとゝして名づけたらし。顯昭。六百番歌合の時。いまのたけとりを。たかとりとよまれたるを。判者これを難せられたり。されど大和物語に

たかとりがよゝになきつゝとゞめけむ
　君はきみにとこよひしもゆく

かゝればかよはしてもくるしからぬにや。」竹の中に人あることは。内外典に見えたり。寶樓閣經不空三藏譯弘法大師將來第一云。佛言。乃往古昔乃至有二三仙人一。云云。時彼仙人得レ法觀喜。心生二踊躍一。於二其住處一。便捨二身命一。

秋之夜之。月之影許曾。自木間。
　墮者衣砥。見江亘氣禮

この歌。後撰集秋中には。秋の歌とてよめる。よみ人しらずとて。下句。おちはごろもと身にうつりけれ。とありてこゝろえがたし。此眞名にかゝせたまへるにて。こゝろうべし

○菅家文章第二云。勸吟詩。寄紀才子元慶以來。有識之士。或公或私。爭好論議。立義不堅。謂之癡鈍。其外只醉舞狂歌。罵辱凌轢而已。故製此篇。寄而勸之風情斷織壁池波。更佐通儒四面多。問事人嫌心轉石。論經世貴口懸河。應醒月下徒沈醉。擬噤花前獨放歌。他日不愁詩與少。甚深王澤復如何。これは議論を好むことを嫌ひて。詩にこゝろおかれむことを。すゝめさせたまへるなり。又本朝文粹第一。聖廟傷野大夫雜詩云。紀相公應煩劇務。自餘時輩摠鴻儒。このの鴻儒とのたまふは。上の自注におなじく。第二句のごとし。委は紀納言の。延喜以後詩序にも見えたり。宋儒の詩の。唐よりも遙におとれりといふも。こゝろを議論におけるゆゑなるべし。和歌はことに。京極黄門ののたまへるごとく。はかなくよむを。をかしきことゝすべし

○圓覺經云。雲駛月運。舟行岸移。唐曹松詩云。掬水疑山動。揚帆覺岸行。この下句。おのづから經文にかなへる歟

土左日記に

　　こぎてゆく舟にしみればあしびきの
　　　山さへ行を松はしらずや

此うたは。また曹松が詩に似たり

○諺にいはく。くろき犬にかまれたるものは。灰汁の滓に恐ると。李德裕が詩に云。愁衝毒霧逢蛇草。畏落沙蟲避燕泥。この下句にかなへり。離騷云。懲熱羹而吹韲兮。かみのふたつながら。又此言にかなへり

○土左日記に。かぢとりのいふやう。くろ鳥のもとに。しろき波をよするとぞいふ。蜻蛉日記に。御車の月のわのほどの日にあたりてみえつるはとんいふめり。更級日記に。もろこしが原にやまとなでしこしもさきけんこそなど人〳〵をかしがる

○竹取物語は。源氏に。ものがたりのいできはじめのおやといへり。そのはじめにいはく。今はむかし竹とりのおきなといふもの有けり。野やまにまじり

布二千段。綿五百屯一。

○日本紀云。車形錦。菱形錦。霞錦

○和名鈔。木部云。本草云。紫葳一名陵苕。（葳音威。苕音條。和名末加衣木。一云農世宇。）蘇敬註云。一名凌霄。いまの俗の字是牟といふは。農世宇を。いひあやまれるなり。葛なるに。いかでか木には入ぬらむ

○同船具云。蔣魴切韻云。戽（音故。和名由土利）洩二舟中水一之斗也。唐韻云淦（故紺反。布奈由。漢語抄云。戽。一云二客水一）水和レ物也。歌にゆもとりあへずとも。ゆにかく物は涙なりけりともよみ。舟人もいふはこれなり

○又云。周易註云。衣袽（女余反。作枷。又奴下反。字亦和名夫禰乃能米。）所三以塞二舟漏一也。俗に桶のたぐひにも。能美といふこれなり。能米をいひたがへたる歟。かよはしていふ歟

○又云。釋藥性云。白薇（和名美那之古久佐一云久呂久佐。一云阿未奈）拾遺集。順長歌に。「ふぢごろも。ふたゝびたちし。あさ霧に。こゝろも空に。まどひそめ。みなしご草に。なりしより云々。壬二集に。かべにおふる草を。みなしご草とよまれたるは。おぼつかなし

○萬葉集第六云。天平八年。冬十一月。左大臣葛城王等。賜二姓橘氏一之時。御製歌一首

橘花者。實左倍花左倍。其葉左倍。
枝爾霜雖降。益常葉之樹

此御歌を假名にかけるに。落句に。のもじをおとせる本ある歟。第四の句のとを。落句のはじめにくはへて。とましときは木とよみなせるものあり。眞名によりて。誤なることを。わきまふべし

○菅家萬葉云

郭公。鳴立春之。山邊庭。
沓直不輸。八哉住濫

鵙は。むかし郭公のくつぬひにて有けるよしは。世のふることなり。此歌を證とすべし。くつていたさぬ人とは。もずをいへり

○同集云

戀侘。景緒谷不見芝。玉桂。
殊者根佐倍丹。掘手捐店

後遂丹。何爲與砥歟。玉桂。
戀爲留屋門丹。生增留藍

此二首に。玉桂とあるは。月のことなり

○同集云

丈三尺。高一丈六尺。貞觀四年修造云云
○令に筐柳一把云云。山里のものは略してはこやの木とぞ申なる。白楊といふ木これなるべし
○延喜式第三十。織部式云。師子鷹葦遠山等綾
後撰に
　逢ことはとほやまどりのかりごろも
　　きてはかひなきねをのみぞなく
此うた。遠山鳥を。あるひは遠山すりとあるは。この遠山綾のたぐひに。遠山のやうをすりなせる歟
○又云。韓紅地細落葉錦韓紅地火打錦
○同諸陵式云。惠我藻伏崗陵。（應神天皇）日本紀の雄略紀には。蓬蔂譽田陵（蓬蔂。此云伊致寐姑）とあり。惠我は。崇峻紀。幷に天武紀に。衞我河原とある所なり。餌香市と。雄畧紀。幷に顯宗紀室壽詞の中にあるもおなじ。古事記。應神天皇段には。御陵在二河内惠賀之裳伏（百舌鳥陵也）崗一也とあり。此注不審なり。百舌鳥といふ所。今の世には萬代とかきて和泉國大鳥郡にあり。萬代の八幡とて。陵に似たる山に社おはします。その氏人の習として。毎年正月には元日より三日の間。肉をくふことをかたくたちて。たとひ遠國に行て住つけども。さらにこれをゆるしをこたることなし。仁德。履中。反正。この三代の山陵の外にあり
○延喜式。主税上云。陸奥（中略）祭二鹽竈神一料一萬束
○歌垣の事。武烈紀云。立二歌場衆一（歌場。此云宇多我岐）聖武紀云。天平六年二月癸巳。朔。天皇御二朱雀門一覽二歌垣一。男女二百四十餘人。五品已上有二風流一者皆交雜。其中正四位下長田王。從四位下栗栖王。門部王。從五位下野中王等爲レ頭。以二本末一唱和。爲二難波曲。倭部曲。淺茅原曲。廣瀬曲。八裳刺曲之音一。令二都中士女一縱觀上。極レ觀而罷。賜下奏二歌垣一男女等祿上有レ差。稱德紀云。神護景雲四年。（寶龜元年）三月。（中略）辛卯。葛井。船津。文。武。生。藏。六氏男女。二百三十人。供二奉歌垣一。其服並著二靑摺細布衣一。垂二紅長紐一。男女相並分レ行徐進。歌曰。乎止賣良爾。乎止古多智蘇比。布美奈良須。爾詩乃美夜古波。與呂豆與乃美夜。其歌垣歌曰。布智毛世毛。伎與久佐夜氣志。波可多我波。知止世乎萬知天。須賣流可波可母。毎レ歌曲折擧レ袂爲レ節。其餘四首。並是古詩。不二復煩載一。時詔二五位已上内舍人及女孺一。亦列二其歌垣中一。歌數闋訖。河内大夫。從四位上藤原朝臣雄田麻呂已下奏二和儛一。賜二六氏歌垣人商

これまた上にいへるごとく。御位爭ひなどいふ妄說。平家物語の那都羅にかけるあとなしごとは。か丶る史書の明文を見ざるによれり

○同卷に。十陵四墓を擧る中に。贈太政大臣。正一位。藤原朝臣鎌足。多武峯墓。在二大和國十市郡一といへり。これは推量するに。不比等を。後の人鎌足と書あらためたるべし。大織冠には。今の贈官なし。今の贈官は。淡海公なる上。延喜式。諸陵式も。多武峯墓は。淡海公なり

○同第十八云。所二鑄作一之早穗二十文云云。これ錢にいへり。俗によろづの物を。はじめて神佛にたてまつるを。はつほといふはみなこれなり。大嘗會に。拔穗使をつかはされ。新穀をもて。神を祭りたまふより。初れる言なるべし。俗に初尾と書は。暗推にてたがへり

○同第三十六云。元慶三年。九月四日辛卯。令三美濃信濃國一。以二縣坂上岑一爲中國堺上。縣坂上岑。在下美濃國惠那郡與二信濃國筑摩郡一之間上。兩國古來相二爭境一。未レ有レ所レ決。貞觀中。勅遣二左馬權少允。從六位上。藤原朝臣正範。刑部少錄。從七位上。靭負直繼雄等一。與二兩國司一。臨レ地相定。正範等撿二舊記一云。吉蘇小吉蘇兩村。是惠那郡。繪上鄕之地也。和銅六年。七月。以二美濃信濃兩國之堺。徑路險隘往還甚難一。仍通二吉蘇路一。七年。閏二月。賜二美濃守。從四位下。笠朝臣麿。封邑七十戸。田六町一。少掾。正七位下。門部連御立。大目。從八位上。山口忌寸兄人。各進二位階一。以レ通二吉蘇路一也。今此地去二美濃國府一。行程十餘日。於二信濃國一最爲二逼近一。若爲二信濃地一者。何令三美濃國司遠入レ關通二彼路一哉。由レ是從二正範所一レ定。笠朝臣麿の吉蘇路をひらかれし事は。續日本紀にみえたり。（續日本紀云和銅六年七月七日戊辰美濃信濃二國之堺徑道險阻往還艱難仍通吉蘇路かくありて笠朝臣麿のひらかれしとはみえ所なし）麿は。後に出家して。沙彌滿誓といひし人なり。吉蘇はかく美濃に定めらるゝことわり明らかなるを。いつよりにかあらん。昔より今に至るまで。信濃の國なりとのみおもひあへり。信濃路やきそといふことは。信濃へかよはむがための吉蘇路なれば。美濃にしてたがはず

○同第四十五云。元慶八年。三月五日。丙寅。喚二左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭一覽レ之。とをつらの馬といふことこれにみえたり

○同第四十六云。遠江國濱名橋。長五十六丈。廣一

いふにておもへば。此先祖なるべし。天武紀に。柿本朝臣猨といふ人あり。ともに氏によりてつきたる名なり

○同第四云。仁壽二年春正月戊辰。朔己卯。諸衞府獻卯杖（卯作殺水府本）逐精魅也。卯杖のこゝろこれなり

○同第五云。仁壽三年。九月戊子。朔戊辰。攝津國奏言。長柄三國兩河。頃年橋梁斷絕。人馬不通。請准堀江川。置二隻船。以通濟渡。許之。橋あれば。河あることとなれど。長柄橋とのみ歌によみて。河はよみならはず。よせあらばよむべし

○同第六云。齊衡元年。三月辛巳。有鳥集殿前松樹。俗名古々鳥。其鳴自呼。云云。𛀁かなく鳥のをり〳〵聞ゆるなり

○同第九云。天安元年。夏。四月戊辰。朔庚寅。始置近江國。相坂。大石。龍華等。三處之關剗（剗作棧水府本）。分配國司健兒等鎭守之。唯相坂是古昔之舊關也。時屬聖運。不閉門鍵。出入無禁。年代久矣。而今國守正五位下紀朝臣今守上請加二處關。而更始置之也。相坂の關を始ておかれたるは。桓武天皇。奈良より都をうつさせたまひて後のことにや。古昔之舊關といへる詞は。奈良京なりける時よりの事ときこゆ

○同第十云。天安二年。二月甲子。朔己丑。在河內國。從五位下伯太（ハカタ）彥伯太姬神。並預官社。これは神名帳を考るに安宿郡にあり。稱德天皇。神護景雲四年三月に。河內國由義宮に。行幸まし〳〵ける時。歌垣の歌云

ふちも瀨もきよくさやけしはかた河
千年をまちてすめる川かも

とうたへる所とおなじかるべし

○三代實錄第一云。天皇諱惟仁。文德天皇之第四子也。母太皇太后藤原氏。太政大臣贈正一位良房朝臣之女也。嘉祥三年。歲在庚午。三月二十五日癸卯。生天皇於太政大臣。東京一條第。十一月二十五日戊戌。立爲皇太子。于時誕育九月也。先是有童謠云。大枝（平）超（天）走超（天）走（一本无此三字）超（天）騰躍（止利加利）超（天）我（耶）護（毛留）田（仁）（耶）搜（阿佐理）食（無）志岐（耶）椎雄（伊）志岐（耶）識者以爲大枝謂大兄也。是時文德天皇有四皇子。第一惟喬親王。第二惟條親王。第三惟彥親王。皇太子是第四皇子也。天意若曰超三兄而立。故有此三超之謠焉。

藤ごろもあひみるべしと思ひせば
まつにかゝりてなぐさめてまし

信明家集に

こぞの春枝にてをりし藤の花
衣にきむとおもひけんやは

これら藤衣を藤花によせてよめるはすこし古事記に似たる所あり

○續日本紀云。天平十五年。八月丁卯。朔。幸二鴨川一。改レ名爲二宮川一也。この鴨川は。岡田賀茂といひて。笠置につゞける所なり

○文德實錄第一云。嘉祥三年。五月辛巳。嵯峨太皇太后崩。壬午葬二太皇太后于深谷山一。遺レ令薄レ葬不レ營二山陵一。先レ是民間訛言云。今茲。（三月水府本）三日不レ可レ造レ餻。以レ無二母子一也。識者聞而惡レ之。至二于三月一宮車晏駕。是月亦有二太后山陵之事一。其無二母子一。遂如二訛言一。此間田野有レ草。俗名二母子草一。二月始生。莖葉白脆。每屬二三月三日一。婦女採レ之。蒸擣以爲レ餻。傳爲二歲事一。今年此草非レ不二繁生一。民之訛言天假二其口一。後拾遺集。俳諧歌に。三條太政大臣のもとに侍ける人のむすめを。しのびてかたらひ侍けり。女のおやはらだちて。むすめをいとあさましくつみけるなどいひ侍けるに。三月三日かのきたのかた三夜のもちひくへとていだしけるによめる　藤原實方朝臣

みかの夜のもちひはくはじわづらはし
きけばよどのにはゝこつむなり

莖も葉も。霜のおきたらんやうに白きが。そこのあをくて。花は黃にて。末ごとにつぼめるやうにある草なり。和名鈔云。本草云。菴䕡子（上音淹。和名波々古）今本草を考見るに。菴䕡子にはあらず。鼠麴といふ草なり。其葉鼠の耳に似てその花かふたちのごとくなればなり。麴を常にはかふぢといふを。和名には。かふたちといへり。かひたちの心なるべし。同和名に。餅の下に。䭔の字を。かふたちとよめり

○同第二云。嘉祥三年。十一月甲戌。朔戊戌。惟仁親王爲二皇太子一策命曰。云云清和天皇これなり。世に惟喬親王と。位あらそひといひつたへたるあとなしごと。これを證としてうくべからず

○同第三云。仁壽元年。十一月甲午。（取要）无位源朝臣至。正六位上（中略）紀朝臣有常。（中略）柿本朝臣枝成。並叙二從五位下一。これより後柿本氏の人見えず。又此枝成と

命と申が立ておはしけるが。物におそはれて心ならずとみにゐたまへるをかくはいへり。うつほ物語に。宮のついならびたまへばといひ。平家物語の六代などに。ついゐてとかき。常にもつい、ぬる。ついくるなどいふは。急の字を。兎岐といふを。岐を伊に同韵にてかよはしていふにや。何につけても。ついとは。すみやかなるにいへり

○古事記序云。亦於二姓日下一。謂二玖沙訶一。於二名帶字一。謂二多羅斯一。如レ此之類。隨レ本不レ改。云云。俗に長きことをながたらしといひならへるは古語の遺るにや。帶はながきものにいへり

○古事記中卷。應神天皇段に。天之日矛が此國に渡り來りしことあり。事長ければ初はこれをおけり。故其天之日矛持渡來物者玉津寶云而。珠二貫。又振レ浪比禮。比禮二字以レ音下傚レ此 切レ浪比禮。振レ風比禮。切レ風比禮。又奥津鏡。邊津鏡。并八種也。此者伊豆志之八前大神也 故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也。故八十神雖レ欲レ得二是伊豆志袁登賣一。皆不レ得レ婚。於レ是有二二神一。兄號二秋山之下氷壯夫一。弟名二春山之霞壯夫一。故其兄謂二其弟一。吾雖レ乞二伊豆志袁登賣一不レ得レ婚。汝得二此孃子一乎。答曰。易レ得也。爾其兄曰。若汝有レ得二此孃子一者。避二上下衣服一。量二身高一而。釀二甕酒一。亦山河之物悉備設而。爲二宇禮豆玖一云レ爾。自レ宇至レ玖以レ音下傚レ此 爾其弟如二兄言一。具白二其母一。卽其母取二布遲葛一而。布遲二字以レ音 一宿之間。織二縫衣褌及襪沓一。亦作二弓矢一。令レ服二其衣褌等一。令レ取二其弓矢一。遣二其孃子之家一者。其衣服及弓矢。悉成二藤花一。於是其春山之霞壯夫。以二其弓矢一。繫二孃子之厠一。爾伊豆志袁登賣思レ異二其花一。將來之時。立二其孃子之後一。入二其屋一卽婚。故生二一子一也。このするゑもまた長ければ略之。後撰集云。おやのわざしに寺にまできたりけるをき、つけて。もろともにまうでましものをと。人のいひければ　よみ人しらず

わび人のたもとに君かうつりせば
　藤のはなとぞ色はみえまし

かへし

をそにをる袖だにひぢし藤衣
　なみだに花も見えずぞあらまし

拾遺集に。おもふめにおくれてなげくころ。よみ侍りける　大江爲基

身こそかくふりぬるものを年くれて
　つもるを雪となにおもひけむ

ト部氏の人の歌は。新勅撰に。初て兼直の歌みえたり。

新續古今集。冬　　　　ト部兼敦朝臣

有明ののこるもうすき庭の面に
　それかとばかりおけるはつ霜

同。神祇。吉田祭　　正三位　兼煕

もゝとせをはやよかへりの霜をへて
　絶ぬよし田の神祭かな

おなじ集に。兼直の歌あれど。たゞト部の兼直とのみあれば。朝臣の尸を賜りけるも。先祖までにはめぐらされざりけるなり。右兩氏のやうかくのごとし。委くは家に尋て知べし。かゝればさきの説は。大かたひがことなり。範兼卿の童蒙抄。顯昭法橋の色葉集に。或物にト部は思兼命の裔なりといへり。彼家に兼の字をおきて名のり來れるも。さるゆゑにやとおぼしきを三代實錄の説明らかなればおしはかりなり。又或説に。大織冠藤まきの鎌をもて。入鹿を亡されける故に。みかどより名を鎌足とたまひ。その子孫なればとて。鎌の字の旁をたまはれりなどいふ説いふにたらず。意美麿は。持統紀に。藤原臣麿とある人なり。意は。日本紀。万葉等に。於とおなじく用る故なり。伊とおなじとおもひて。忌麿とよむはあやまりなり。大鏡に。大織冠ならびに淡海公の事をかけるに。あやまれることあり。おぼつかなきことなり

○舊事本紀第一云。伊弉諾尊逃二到黃泉平坂一。則立二隱桃樹一。採二其桃子三箇一待擊者。黃泉雷軍皆悉逃還矣。凡厥用レ桃避レ鬼。尤是其緣也。伊弉諾尊。勅二桃子一曰。汝如レ助レ吾。於二葦原中國一。所レ有顯見蒼生之落苦瀨而。患惱之時可レ助告而。賜二名號一曰二意富迦牟都美命一矣。古事記の説もまたおなじ。桃はもろこしにも邪鬼を避る木といふ。天竺もまた用陀羅尼門の儀軌の中にあり。三國おのづからかなへるかあやしきなり。又此中に。苦瀨といふは。歌にこゝをせにせむ。戀しきせ。あふ瀨などいふ。みなこれなれば。神代よりつたはれる詞なり。俗に瀨こしといふもこれなり。

○崇神紀云。急居急居。此云二菟岐于一これは大倭迹々日百襲姬

宮主外從五位下。卜部雄貞神祇少祐。正六位上。卜部業基等。賜二姓占部宿禰一。これは卜部の文字をも占部と改め。姓をも宿禰とたまひたれば。卜部氏の嫡家なり。今の卜部は庶流なれば。卜部の文字をもあらためず。宿禰の尸をも賜はらず。此故に古語拾遺の奥書には。延久元年。神祇大副卜部兼豊とあり。新勅撰集にも。卜部兼直とのみあり。釋日本紀奥書云。正安四年。二月。大常卿卜部朝臣兼永とあり。正安は。後伏見院御宇の年號なれば。これよりさきに。朝臣の姓を賜りけるにや。何の姓もなかりける家の。俄に朝臣を賜ひたるは。面目なる事なり。續日本紀。第三十九云。延暦七年。七月癸酉。前右大臣。正二位。大中臣朝臣清麿薨。曾祖國子。小治田朝小徳冠。父意美麿。中納言正四位上。云々。これによれば意美麿を。大織冠御子といへるも誤なり。大織冠御子は。定慧和尚と。淡海公となり。或物に大織冠の父をば御食子といひ。意美麿をば。大織冠の甥といへり。甥ならば大織冠と。意美麿の父とは。兄弟にて國子の子なるべし。いづれも日本紀等にみえねば。皆おぼつかなし。天智天皇の御時は。中臣金を左大臣に任じたまひ。持統天皇御卽位の御時は。神祇伯中臣大嶋朝臣。天神壽詞をよみ申されければ。此人々意美麿よりは猶嫡流にて有けるなるべし。清麿を中納言に任ぜられたるは。景雲二年二月なれど。大中臣を賜はれるは。同三年六月十九日なれば。斯時加二給大字一といへるもあやまれり。大中臣は史籍におほくみえ。賴基。能宣等の和歌の堪能さへ出來て。代々の勅撰に歌どもさかりに見えたり。しばらく末の集にみえたるを出して證すべし

新後撰集。神祇　　大中臣定忠朝臣

まきもくの玉きの御代にあとたれて
　宮居ふりせぬいすゞ川かみ

續千載集。雜上　　大中臣永胤朝臣

身のうさをおもへばいとゞ世をあきの
　そでのしぐれのはるゝまぞなき

風雅集。雜上　　大中臣直宣

雪かゝるそとものの梅はおそけれど
　まつ春つぐる鶯のこゑ

新後拾遺集。雜　　大中臣行廣朝臣

宇。雷大臣達龜卜。故始給卜部姓。又常磐大連。奉授中臣祓於欽明天皇。於是改卜部姓。而給中臣姓。天智天皇御宇。至大織冠給藤原氏。大織冠御子意美麻呂。又復中臣姓。神護景雲二年。意美麻呂子清麻呂。被拜中納言。斯時加給大字。又改大中臣。自清麻呂四世。日良麿又給卜部姓。自爾以來代代至今吉田家不改。いまいはく。これは妄傳を受たる說なるべし。卜部の家の說にてあるべからず。先大中臣は。天兒屋命より傳りて。隱なき貴姓。卜部は。忍見命より傳りて。先祖大　に殊なり。凡祭詞は中臣を最として。忌部これに次たり。延喜式等を見るに。卜部は此等の下に屬すとみえたり。令第二云。凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業。これ中臣の外に。卜部氏あることむかしより明らかなり。然るに天武天皇十三年に。八姓を分て。眞人。朝臣。宿禰等の姓を。諸氏に賜ひける時。中臣には朝臣。忌部には宿禰を賜ひけれど。卜部はあづからず。見えたることもなし。三代實錄。第十七云。貞觀五年。九月七日。丙申。壹岐嶋。石田郡人宮主。外從五位下卜部是雄。神祇權少史。正七位上卜部業孝等。賜姓伊伎宿禰。其先出自雷大臣命也。同第二十一云。貞觀十四年。夏。四月廿四日。癸亥。宮主從五位下。兼行丹波權掾。伊伎宿禰是雄卒。是雄者。壹岐嶋人也。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尼命始自神代供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備於卜部。是雄卜數之道。尤究其要。日者之中。可謂獨步。これによれば卜部の上祖は忍見足尼命にて。雷大臣より殊に顯はれたる意をあらはさむために。今の兩文影畧互見して。初には雷大臣より出といひ。後には始祖を擧たる歟。雷大臣は。日本紀にはみえず。神功皇后紀に。中臣烏賊津臣といふ人を。審神者と云たまふとあれば。仲哀天皇の御時。尤此人神職を掌るべし。其上彼御時は。武內宿禰大臣にておはしければ。雷大臣は別の代の人なるべし。烏賊津と。雷と似たれば。烏賊津臣を。雷大臣といひなせるにや。されど神功紀に。中臣烏賊津臣とあれば混ずべからず。又大臣にあらず。又上古より中臣氏は中臣にて。卜部と改たることも。卜部を中臣と改たる事も。日本紀等の史書。古語拾遺などにもすべてなき事なり。用べからず。文德實錄第八云。齊衡三年。九月庚戌。

○下卷云。時味耜高彥根神光儀華艶。映于二ノ丘二ノ谷之間一。この光儀を。てりと點せるは。儀の字の意然るべからず。萬葉には。此兩字を。すがたとよめることかずしらず。よそほひともよむべし。

○垂仁紀云。穴礒は。あなしとよむべし。

○仁德紀云。十四年。冬。十一月。爲二橋於猪甘津一。卽號二其處一曰二小橋一。古事記下。仁德天皇紀云。又掘二小椅江二云云。今小橋村は。天王寺の東。少寅の方に當りて十町許にあり。南よりながるヽ川有て橋あり。橋の東に猪飼野村あり。猪甘津はこれなり。

○繼體紀は。今の本錯亂あり。文の次をよくこヽろえてよむべし。

○崇峻紀。昇二衣揩朴枝間一とあるを。今の本えのきのまたにのぼりて。とのみあるは點おちたり。きぬすりのえのきのまたとよむべし。衣揩は村名にて。河内國澁河郡に今もあり。物部守屋連の所領なりけるよし。平氏が聖德太子傳にみえたり。そこにての事なり。

○舊事本紀第三云。天照太神。高皇產靈尊。勅問二諸神等一曰。昔遣二天稚彥於葦原中國一。至レ今所二以久不レ來者。蓋是國神有二强禦之者一。我亦遣二何神一。問二天稚彥逗留之所由一也。思兼神諸神答曰。可レ遣二無名雉亦鳩一。因遣二無名雉鳩一往就之。此雉亦鳩降來見二粟田豆田一則留而不レ返。是所レ謂雉頓使亦豆見落居鳩是其緣矣。この雉のことは。日本紀にもみえたり。鳩をつかはされしことは。日本紀にも。古事記にも。みえぬことなり

○古事記中卷。垂仁天皇段に。山多和といへり。今も山里のものヽ。山のひきくて。たわみたるやうの所をいふことなり。たわむといふ心に。名づけたる歟

○日本紀に大織冠鎌足を鎌子連とある所は足を子に書あやまれる歟。欽明天皇の御時中臣連鎌子といふは別人なり

○昔は內大臣。左右の大臣の上にありといふ說は然るべからざる歟。天智紀を見るに。左右大臣を次のごとく擧て。次に內大臣をあげて。百寮の上にありといへば。今とおなじくや

○つれ〴〵草を注する者。兼好法師が俗姓卜部なるに付て。系譜を出していはく。卜部姓。仲哀天皇御

加茂川のみなそこすみててる月を
　ゆきて見むとや夏はらへする

これを思ふに。かぎりある公事こそつごもりにはすなれ。わたくしの家にては便ある日するなるべし

○肩拔鹿のこと。匡房卿の歌にいはく

かく山のはゝかゞ下にうらとけてかたぬく鹿は
　妻こひなせそ　と堀川初度百首

これは。舊事本紀。第一云。復令二中臣祖天兒屋根命。忌部祖天太玉命一。而内二拔天香山之眞牡鹿之肩一拔而。取二天香山之天波波迦一而令レ占矣。古事記說同レ此。これらによりてよまれたり。天照太神の天窟にこもらせたまへる時のことなり。龜の占は後の事にて。神代には鹿の肩骨を拔取てうらなひけるなり。はゝかの木は。和名鈔云。本草云。櫻桃一名朱櫻。和名波々加。一云迩波佐久良 この木歟。延喜式云。凡年中御卜料婆波加木皮者。仰二大和國有封社一。令レ採二進之一。これによれば朱櫻にはあらぬか。うらとけては。萬葉集。第十一云

夜占問(ヨウラトフ)。吾袖爾置(ワガソデニオク)。白露乎(シラツユヲ)。
　於公令視跡(キミニミセムト)。取者消管(トレバキエツツ)、

此發句を。六帖には。ゆふとけてとあり。いかにかくはよみおきけるぞとおぼつかなけれど。これによりてうらとひてといふべきをかくはよまれけるにや

○神代紀に。天之瓊矛。この瓊の下に注していはく。瓊玉也此曰レ努。これを世にとぼことよめるは誤なり。古事記に。天沼矛とあれば。ぬぼことよむべし。

○同卷云。妍哉可二愛少男一歟(アナニヱヤエヲトコヲ) 妍哉此云二阿那而惠一可愛此云レ哀 これをあなにゑやをとこをえと。可愛を。得の字のやうによめるはあやまりなり。えをとこをとよむべし。吉の字を。えとよむごとく。よきをとこはの意なり。をとこはといふべきを。をとこをといへるは古語なり。古事記云。阿那邇夜志愛上袁登古袁 此十字以レ音下傚レ此 これとおなじ詞なり。古事記の愛の字は。音を借てかけば。可愛の愛とはおなじからず。萬葉に。梅を烏梅。柳を楊奈疑とかける時の梅楊のごとし

○同卷云。高鞆。これはたかともなるを。今はたかからと點せる。其ゆゑをしらず。八雲御抄にも。たかともとあり。鞆を柄にまがへたる歟

から衣ひもゆふぐれ。例の枕詞なれど。これは贖物のきぬによせたるにやとおぼし。匡房卿。六月祓の歌に云

　かはやしろ秋をあすぞとおもへばや
　　浪のしめゆふ風のすゞしき

此歌は。貫之集をよく心得られたりとみえたり。ふたつのこと。奥義抄。袖中抄。六百番歌合に。顕昭の寄衣戀に。河社をよまれたる難陳の詞。幷俊成卿の判詞等に。古義委しくみえたり。前右近中將資盛朝臣家の歌合に。俊成卿のうた

　五月雨は雲まもなきを河やしろ
　　いかにころもをしのにほすらむ

同卿。諸社百首に

　さみだれはいはなみあらふきふね川
　　河やしろとはこれにぞ有ける

後の歌は。彼卿の河社をこゝろえたまへるやうを。釋し定められたる歌なり。續後撰集に後京極殿

　春がすみしのに衣をゝりかけて
　　いくかほすらん天のかぐやま

同集に僧正行意

　ほしあへぬころも經にけり河やしろ
　　しのになみこす五月雨の頃

風雅集に。兵部卿成實

　かはやしろしのになみこす五月雨に
　　衣ほすてふひまやなからん

壬二集に

　河やしろほすや衣は名のみして
　　なみにほたるの玉ぞちりかふ

これらみなおなじすぢなり。定家卿のうたに

　大井川かはらぬゐせきおのれさへ
　　なつきにけりと衣ほすなり

これも持統天皇の御歌をとりたまへるうへに。衣ほすとは。波をのたまへるは。父の卿の心なるべし。
新續古今集に　前大僧正杲守

　うきせのみまさるなみだの河やしろ
　　ほさぬころものうらみわびつゝ

これは顕昭の意なり。後撰集云。みな月はらへしに。かはらにまかり出て。月のあかきをみて

　よみ人しらず

河社

僧　契沖　著

○河社。同じく夏神樂の事。昔より此道の先達さまざまにいへる事なり。たゞ古き物をよく見て心得べし。貫之家集第四云。天慶三年。内のおほせごとにて。夏祓

　川社しのにをりはへほす衣いかにほせはかなぬかひざらむ

又云。同じ四年三月。うちの御屏風のれうの歌。夏神樂

　行水の上にいはへる河社河波高く遊ぶなるかな

初の歌。新古今集神祇部には。延喜御時屏風に夏神樂の心をよみ侍りけるとていれり。時代はたがひたれど。まことに屏風の歌にて。夏神樂といへるはたがはず。これらによれば。夏祓の繪。夏かぐらのゑの所どもに。河社とよみたれば。皆六月祓の時のことなり。又右二首ともに。六帖冬部神樂の歌に載たり。四季のうるふ月のうたをも。みな冬につけたるごとく。類をもて神樂に入たれども。冬の歌とするにはあらず。此六帖によれば。河社。夏はらへは。やがて神樂なり。忠見家集に云。水のほとりにかぐらする

　みなかみのこゝろながれてゆくみづに
　　いとゞなごしのかぐらおもしろ

これもなごしのはらへを。やがてかぐらとよめる歟。河社とは。延喜式。六月大祓祝詞によるに。天神地祇みな此みそぎをうけたまひ。河の瀬にます瀬織津比咩といふ神。あらゆる罪を。大海の原に持出で。放たまふよしにて。此ゆゑに河原にてはらへをすれば。河をやがて河社といふ歟。もしはむかしは川中に。かりそめに社のかたを引結び。神供などをそなへて。祝詞などして後。別に神樂をもしけるにや。しのにをりはへほす衣とは。祓に贖物（アガ）とて。衣など出すを。小竹にをり懸て。それに麻の葉をもて。水そそぎてきよむるを。繪なればいつもさてあるよしに。いかにほせはかなぬかひざらむとはよめるにや。

新拾遺集に　和泉式部

　けふはまたしのにをりはへみそぎして
　　麻の露ちる蟬のはごろも

此歌を引合ておもふべし。又貫之歌に

　御祓する川の瀬みればからころも
　　ひもゆふぐれに波ぞたちける

○おほよそ此ふみ見むやう條々は圏をもてわかつそれにあげし集物語の歌は一くだりにかく其本歌あるひはこれによりてよめるあるはおのづから似たるまたは今の歌をとかむがために載たるなどは二くだりにかけり見まどはせじとなりもとむるには條々の名を端にかきたるに見合すべし
○引たる書はことく〳〵く見合てたゞしつもとの書といへどもあやまれりとみゆるはかならずしもえたがはず
○撰集の歌をあげたる條には家集或異本のたがへるをかいつけ家集の歌をあげたる條には撰集或異本のかはりめをゑるす見る人に赤き靑きしてかたはらにゑるすのいたつきをたすけむとなり
○註しつけたるにたれ考となきはおほく契沖の說とゑるべし所せければいづれの書にあなりとゑるさずたま〳〵ひそかに考しは今按の字をくはへてわく
○三十六人集に異本あり印本にたがへるを歌のときやすきにつきてゑるすこれそのかみ契沖阿闍梨の頃はうづもれて見られざりしを思ひて忠をつくすなり此釋にもとれる所あるを見てわがさかしらすとおもふべからず

寛政八年正月　　　　　　　　　前波默軒

河社目錄終

卷の四

河社目録

卷の一

卷の二

河社序

しきしまやまとみことは天地ひらけはじまれる時より大みくにゝみち／＼てかぎりなき世々につたはるみちなればさかえおとろふることもあまたゝびなるべしそのさかゆるや心たゞしく言すなほにて六義方狀をいでず身ををさめいへをとゝのへ人をさとしおほやけわたくしに付て世の用をなせりそのおとろふるやえんにもとづき實すくなくたくみをむねとしていつはりおほくひとへにたはふれごとゝなれる成べしこゝにいにし元祿の比阿闍梨契沖（攝津國玉造圓珠庵沙門）ふることの日にけにすたれゆくをなげき日本紀童謠の釋よりはじめてあまたの文をあらはされたりそが中に河社を我ともがら點軒にすゝめて印刻せしむ引書校合三とせをへてこたび功なりぬ河社はあざりの隨筆なり（さるよし物にみゆ）隨筆をしもかくすることは作者のほいにはあらざめれど人の心はいまめかしきにうつりやすくまめにしちやうなる詞はきらはしく思へるならひなるが故に延喜天暦の比の歌といへども撰集にいらぬかぎりは耳うとく聞しらぬさまになりにたりいまだにかゝりはて／＼は我やまとことをしもからさへづりのやうに聞なしつべしこの文はみるにしたがひ聞にまかせてかゝれたればくさ／″＼のこゝろづかざるをおどろかしおぼつかなきをさとしていにしへ好める人のみんに益おほかるべしとてなりそも／＼あざりの說は例證を引てことわりたゞしく自說をあぐるにもしひてつのらずおだやかにさとりやすく名たゝるいにしへの釋にも立まされること年山うちきゝに（水戸安藤新介著）いへるがごとしされはかのあらはされたる文古言好める人のしる所なりしかはあれど梓にのせざればとほつ國にはまた上ふみの名をさへしらぬ人もより／＼聞ゆれば卷の末に書のすおなし心ならん人は板につけて永世につたへられてよかうはしをひらかれしより詞人才子あとをつぎ古言奇說こゝにとなへかしこに聞えてまたくさ／″＼の文をあらはせりそはすでに板につけたればおくれたるはかへりてさきだちてしらぬ人なくなりぬのち／＼はいづれかさきならんなどいぶかる人もいでくべしおくれてすぐれたるもあべけれどなほそのはしをひらきしにはいかでまさらんといふにたよりてさは言そへよとこはるゝにいなぶべき中らひならねばおもへるやうをかいつけ侍になん

寛政九年正月望　小澤蘆庵

はしなりしに保元のみだれより世のなかのさまいたくかはれるにつれてこの死刑もいとおほくなりぬさてのち天の下をさまりぬれど此ことのきようむかしにかへらぬは世の人のこゝろやう〳〵わろくなりてなだめたまひてはあしきわざする人の數そふゆゑにこそあらめいとも〳〵かなしむべきことなりかし

もの知り人はことに善事をすべきこと

こゝの書はさらなりからのにまれ天竺のにまれ書をよみあきらめたるをその道みちのものしり人といふべしさる人はあだし人よりすぐれてわが世のかぎり善事をなさんとおもひつとむべきことになんさいふはいづれの道もあしきことなすをいさめよきことすべきやうをすゝめをしふるひとすぢなるにそれをあきらめしり人の知るべきをもするものゝみづからはさせざらんには天地の神いみじうにくみたまひとがめたまひ世の人もいたくそしるべきことなればなりましてあしきことしたらんはそのつみかいなでの人よりは千重まさりなんかし

此松の落葉よ木かげにつもれるをかきよせいれしによつのかたみにみちてなほのこれるおほし庭のかきねくま〳〵に風の吹よせてあるをもかきあつめなばいまいつゝむつのかたみにもといふやうなれどさておきつ其ゆゑはめでたき玉やめづらしき石やをひろひあつめて見るにさへかずおほければあくこゝちもまじるならひなるをましてかれ葉の年へてつもりにたるは大かたはくちくろみてきたなきをやいと〳〵うるさくなりてぞ

松の落葉 四の卷終

ど大なるいさをのたちぬべくなん同書に以レ見占レ隱以レ往察レ來といひ三軍之災生ニ於狐疑一といへる此ふたつをかよはしおもふにかみにあて何にまれしもなる人にことよせてなさしめんに以レ見占レ隱といへらんやうにその人のつねのさまかう〳〵なればかばかりのことはなしえんとおもひさだめてのちはものうたがひせずさしはなちてなさしむべしうたがはれてはよろづにおもひたゆたひつゝなすからにえしをへぬぞかし上のくだりにいへるやうにかれをこれにかよはしておもひなばをさまれる世のをしへにもなりぬべしさて兵家の書あまたあれども七書をむねとよむぞよからん

驛路鈴

續日本紀三の卷の慶雲二年のくだりに給ニ大宰府飛驛鈴八口傳符十枚長門國鈴二口一と見え續日本後紀二十の卷の嘉祥三年のくだりには賚ニ天子神璽寶劒符節鈴等一奉ニ於皇太子直曹一とあるをおもひわたすに鈴は天子のみしるしにたまふものにぞありけるおほやけごとにてものへゆくに此鈴をならしゆけばうまや〳〵より馬をも人をも出すことゝおもはるさるからに飛驛鈴とも驛路鈴ともいへるにぞ延喜式四の卷に凡驛使入ニ太神宮堺一者到ニ于飯高郡下樋小河一止ニ鈴聲一とあるにてならしゆくとしられたりかくやんごとなきものゆゑに公式令に其驛鈴傳符還到二日之內送納とありておほやけごとをはりかへればすみやかにかへしたてまつることになんいにしへはうまやぢのみのりのかゝりしかばおほやけごとならでは馬も人も出すことなくうまやのをさもいかにこゝろやすかりけん今も大かたのみのりはさやうなれどもいとことしげくゆきゝの人おほくなまかしこくもなりておほやけごとによせてとかくする人かずしらずあればうまや〳〵ものどもたへがたくくるしとぞ

いにしへは死刑いとすくなかりしこと

六國史を見るにわがみかどのいにしへはおもきつみある人のきらるべきをも大かたはなだめて遠流になしたまふことにて死刑はいと〳〵すくなかりきさるは人のいのちはすめ神のみこゝろにふかくをしみたまふゆゑにもあるべし獄令に死刑をおこなふには三度覆奏するよしにいひその日は雅樂寮音樂をやめなどいと〳〵おもきことゝしたまへりきかくよきなら

じ

今の世の武士の兵家の書よむこゝろえ

いとようをさまりてめでたき今の大御代にはたゝかひのあるべきやうさらになけれどもよそのえみしの來ていかなることをしいでんもはかりがたく世にはおもひのほかなることのあるものなれば武士は兵家の書をもよく見てそのすぢをこゝろうべく國々の守につかふるともがらのかろきかぎりは太刀うちふり弓ひくたぐひのわざのみならひてもさてあるべけれどおもきそくなる人何くれのことゝるきはのしらでやはしかにはあれどもめのまへにさしあたりてはやうなげなるわざなればさおもひつゝもあだしわざにうちまぎれなさずしてすぎぬべきことにぞさる人のためにおのれがおもひとれるひとふしをいはんそは兵書にいへるすぢを今の世のことにおもひわたしてこゝろうるになんしかすれば國郡のことおこなふにもさとくかしこくめのまへのことのまなびとなりぬべし孫吳の書によりてそのよしひとつふたついひてんまづ孫子に令レ之以レ文齊レ之以レ武といひ吳子に内修二文德一外治二武備一といふことをつねにわすれずものしたらんには國郡の人どもなびきしたがひもしおそれもしてよくをさまりなん又孫子に知レ彼知レ己百戰不レ殆不レ知レ彼不レ知レ己每レ戰必敗といへるごとく民のやうをよくしらざればことおこなひがたくおのれがなすことのよしあしをよくわきまへしらずしてはおこなひても民したがはず又辭卑而益レ備者進也といへるをおもひて何事のうへにも心をふかくとゞめ見しりて人にはかられぬやうにせなん國を治るは戰とはことなるふしありて人はかるはわろけれども人にはかられては心ならぬあやまちもすべし同書に鳥のたつを見あつまれるをみてつはものゝかくれたるとそらでむなしきとをしるといへるにならはゞ心さとくなりぬべく又餌兵勿レ食のいさめをわすれずば來てはこゝろをとり言よくいふ人にあざむかるゝとあらじ吳子に安二國家一之道先戒爲レ寶といひ又不レ和二於國一不レ可二以出一レ軍といへるなどげにさることにて守のためにことゝる人のなに事をなさんにもしかしてあやふくはあらずやとふかくおもひめぐらしかみしもの中そは〳〵しからぬやうになしえてのちものしたらんははじめははか〴〵しからず見ゆめれ

ならしば　椎しば

楢しば椎しばのたぐひすべてなにしばといふは大木ならずしてひきゝて小枝を折りとり薪とすばかりの木をいへる名なるべしさればちひさきならしひの木にして別にさいふ木のあるにはあらずしばを小枝なりといふあかしは日本書紀に折二取枝葉一のもじをしばをりとりとよみ古歌にしばをりたくといひしば垣もの小枝をあつめゆひたるかきしをりもしばをりにて木の小枝を折かけて山路のめしるしとなすこゝろなるべしこれらをおもひわたしてしるべし

をしね

をしねは小稲なりをはかろくそへていへる詞にて車を小車といふがごとし稲をしねといふは和稲(ニコシネ)荒稲(アラシネ)の例ならずやさるを歌よみのおくてのことゝこゝろえておしねとかけるをり／＼見たりき續後撰集に「かたをかの　もりの木の葉のいろづきぬわさ田のをしね今やからましと爲家卿のよみたまひしもたゞ稲のことゝこそきこゆれ

高砂のをのへ

山の峯を高砂の尾上といふははりまの地名にたかさごの尾のへといふありて名高ければ山の尾のへのまくら詞のやうに高砂とはいへるにて津の國のなにはおもはず石のかみふるとも雨になどいへるたぐひなりさるを後撰集に兼輔の「みじか夜のふけゆくまゝに高砂のみねの松風ふくかとぞきくとよめるははやく心えあやまりてよめるなりみねには高砂といふべきよしなし砂のつもりて高くなりてといふ舊説はいといとつたなしさならば高砂の山とこそいふべけれ

都のつと

うつほの物語吹上の巻に都のつとに何をせんとおもふにかしこになきものなかるべしといへるは京より紀のくにへもてゆくつとなり又同巻にもてあそびものなどの京づとにしつべからん云々といへるは紀の國より京へもてかへるつとなりかなたこなたのたがひあれどかよはしてともにみやこのつとゝいへり

見きり

甲陽軍鑑に山本勘介がいへらくまけ軍にも見きりをよくしてふみとゞまるべしといへりげにさることにてたゝかひのみかは何事をなすにも此見きりといふことを心えてあらんにはいたくあやまることはあら

長六尺廣五尺と見えたり十佐日記には船やかたとありかたは人形のかたと同じことにてまことの屋ならずたゞそのかたちをなしたるこゝろなり月詣集の歌に旅やかたとあるもいにしへの旅にはかりに屋のかたちなるものつくりてやどりけるよりいひそめてさせぬ世となりてもなほいひなれたるまゝにいへるなればこれも車の屋形と同じこゝろなりさるを甲陽軍鑑によき人の家を屋形といへりこはうちは殿づくりにてなほ人の屋のかたちしたるのみとしひてよきかたにいひなしたるにこそこれにならひて今もさいへりいにしへより中ころまでの書には見えぬことなり

一家

今の世に親族どちかたみに一家といふはふるき世よりのいひならはしにぞありけるこはいと〳〵ちかきうからの人どちいふべきことぞかし北山抄三の卷に左大臣跪二長押上一右大臣跪二長押下一兄弟之間其儀不レ同一家之說何異乎と見え榮花物語衣の珠の卷には此大納言殿入道殿は一家にてむつまじき御事ぞかしとあり

猿樂

さるがくのはじめは猿のまねしてをかしきわざしけるよりさる名はいひつらんさてのち此たぐひのをかしきわざ何くれといできぬれどそのおやなるゆゑにすべてをかしきことするを猿樂といふやうにぞなりにけるそは宇治拾遺に陪從はさもこそはといひながらこれは世になきほどのさるがくなりといへるにてしるべし陪從のをかしきことしたるを猿がくとはいへるにてことに猿樂といふわざしたるにはあらずさてさるがくのたぐひのをかしきわざといふは西宮記四の卷相撲のくだりに種々雜藝とあるところに左見二蛇樂散樂一右犬吉干とあるこの四くさの藝などなり同記に散樂侍臣五位六位童相挍走井弄玉と見えたるにてそのさまおほよそにはしられつをかしかりつるよしは三代實錄三十八の卷に右近衞內藏富繼伎善二散樂一令二人大咲一とあるにておしはかられつ蛇樂犬は蛇のまね犬のまねをせしにぞあらん吉干はそのやうさらにしられず今の世には能ノウといふわざをぞすなるそのわざをかしからぬを猿樂といふは此能にそひたる狂言の藝のいとをかしければそれを猿樂といひしを後に能のかたにはいひうつせるなるべし

る人のたまのさらにあらはれぬもおほかればたれもたれもあやしむことになん高尙がおもへるやうをいひてん人死すればその魂神のしります世界にいりてほと〳〵にたふときいやしき神となりてをれば此世にあらはれいづるものにはあらず神のめに見えたまはぬに同じしかにはあれどもいにしへよりいと〳〵まれには神のあらはれたまふことのあるごとく人のなきたまもゆゑありては神のみはからひにてあらはれいづることにこそそのゆゑよしは幽冥のことなれば此世の人の心にはさらにおしはかりしられぬになん春秋左氏傳に趙氏の先祖のなきたまのあらはれて晉景公の夢に見えていへることゞもの中に殺二余孫一不義余得レ請二於帝一矣といひて壞二大門及寢門一而入公懼入二于室一又壞レ戶公覺召二桑田巫一巫言如レ夢とありこれは二とせさきに晉侯の趙同趙括をころしゝによりてぞ此事成公の十年のくだりに見えたりかしこにて帝といへるは神のことにてすなはち幽冥のことゝりたまふ神をさしていへるなりこは大穴牟遲神にぞおはすなる此神の幽事しらせたまふこと神典に見ゆさて此祟りやまずして景公はつひにうせにきうきたることにはあらずされはなきたまのあらはるゝは神のみはからひになんみづからはふかく心のこりても幽冥のこととりたまふ神にこひてゆるしたまはねば此世に來てとかくすることはなりがたく神もたはやすくは然せさせたまはぬことゆゑにこそなき魂のあらはれ見ゆるはいと〳〵まれなるらめ人のなき魂は幽冥の神のしります世界にいりて身のほと〳〵の神となりてありといふことはいにしへの物知人のこゝにもからにもさらにいはれざりしことなればいかゞあらんとおもひうたがふ人のあるべけれどこはかならずさやうなるべし神のあらはれたまふはおほくは夢に見え人にかゝりたまへどまれには加茂明神の翁となりて冬の祭をこひたまへるやうのこともありき人のなきたまも夢に見え人にかゝりかたちをあらはしもするさままたく同じきは神なるにあらずやさることわりと得レ請二於帝一となきたまのまさしくいへることをおもひあはせ三のしるべをも見ておのがいふことのみだりならぬをしりてよ

屋形

やかたといふもじは延喜式十七の卷に腰車一具屋形

むかしは天のしたに人すくなかりしけにや天狗こだま鬼やうのものところえてあやしきことゞもおほくありけんかしおのれはしかおもひとりてあれど天文まなびせざればこゝろもとなくてみやこの小島氏にせうそこしてとひしにいひおこせけるやう星のおつること古き書にも見えたれどこれは星にはあらずみな火氣の所爲なり大流星奔星なども同じ常にみゆる流星も地中より陽物登りて火際にいたり（又熱際ともいふ天地の間をみつに分て地に近きを溫際といひ中天を冷際といひ上天を火際といふ）て火燃つきてとぶになんしたより見れば星に似たるによりて流星と名づく星のあまた隕るやうに見ゆれば天文亂るともいひしならんいにしへより名ある星のうせざるを見て流星はまことのほしにはあらぬをしるといひおこせきげにさやうなるべしたゞし日本書紀に七星俱流二東北一とかきたまひ續日本紀に天衆星交錯亂行无二常所一と見えたるは七星又は常所などゝころとゞめて見しりたるよしをかけるさまなれば火氣ともおもはれずこれらは火氣のしわざをまねびて天狗のことそへてあやしきさまを見せたるにやあらんさて小島氏は名を好謙といひて天文まなびをなしえて世に名高し一とせみやこにありつるころおのが旅のやどりをとひきてあひつるよりしたしくなれる人になん

化物

神代には草木石などものいひさて後も欽明天皇の御代に禹武邑人採二拾椎子一爲二欲熟喫一著二灰裏一炮其皮甲化成二一人一飛二騰火上一一尺餘許經レ時相闘といふ事ありて日本書紀に見ゆこれらはあらぶる神てんぐこだまやうのものゝより來てあやしきさまをなすになんありける又狐狸はさらなりすべて年經たる獸は人になることあり推古天皇紀に陸奥國有レ狢化レ人以歌之と見えたり此ふたくさを世の人化物とぞいふなる

幽靈

世の人の幽靈といふものは人のなき魂のかたちをあらはすことにてやまともろこしの書に見え又今もまさしく見つかう〳〵のさまなりしなどかたる人もありけり大かたはうらみもししたひもし又は何にまれふかく心をのこして死にたる人のたまのあらはるゝにぞありけるされどまれにはさやうならぬもまじり又いと〳〵ふかく心ののこるべきことありて死につ

の卷九日の宴のところに內藏寮給二紙筆一應和二十五 不レ置二紙筆一依レ無二柳筥一也と見え同記に上卿以二在レ前紙筆一入二柳筥一とも見えたるにて紙筆をおきもしいれもするものとぞ志らる丶たゞし紙筆のみにあらず探韻をいれたる土器を居二柳筥一といふこと同記に見えます鏡老の浪の卷には志ろかねの御へぎ柳筥にするゑてともいへり

時もり鐘鼓をうつこと

今の世時をつげてうつに鼓をうつあり又鐘をうつもありてひとやうならずいにしへは時を鼓剋を鐘と志らせうつもの丶かはりてありつるに剋を志らせうつことのやみぬるよりあやまりて時のかたに鐘をもうつにてこれは鼓ぞ正しかりける貞觀式に凡知レ時以レ鼓示レ剋以レ鐘以レ鼓者肇レ九而畢レ九とあるを見ていにしへのやうを志るべし日本書紀天智天皇の卷に置二漏刻於新臺一始打二候時一動二鐘鼓一とあればはじめより鐘鼓して時剋をうちけるなり職員令にも漏剋博士二人掌下率二守辰丁一伺中漏剋之節上守辰丁二十人掌下伺二漏剋之節一以レ時擊中鐘鼓上と見えたり此守辰丁をときもりといへり

山もり

歌にやまもりといふことは續日本紀五の卷元明天皇の和銅三年に初充二守山戸一令レ禁レ伐二諸山木一とある其ころよりいひそめてつぎ〳〵いひあへるなるべし

星隕天文みだるといへる事

日本書紀天武天皇の卷に昏時七星倶流二東北一則隕之庚午日沒時星隕二東方一大如レ瓮逮二于戌時一天文悉亂以星隕如レ雨と見え續日本紀の聖武天皇の天平七年のくだりには五月己未天衆星交錯亂行无二常所一ともみえ同紀光仁天皇の寶龜二年のくだりには有レ星隕二西南一其聲如レ雷といふことあり同三年四年にもうちつゞき星の隕ること見ゆいとも〳〵あやしきことなりかし朝廷の正史にかく志るされたればうきたることならずそのかみまさしくか丶るさまの見えつるにはあるべし志かにはあれども七星まさしく隕たらんには今あるべきやうなきにさだかにそらに見えてあり天文まことにみなみだれなばなほるとももとのごとくにはなりがたからんをいにしへのま丶なるをおもふにかの僧旻僧がながれ星を見て天狗なりといひしごとく天狗のさるさまを世の人に見せたるにぞあらん

る

笠

かさのゑなくさ〲ありよき人のはきぬがさおほがさになんきぬがさのこと衣笠内大臣ときこゆる人のおはせしによりて衣笠（キヌガサ）と心うるはわろし和名抄に華蓋和名岐沼加散 黄帝征ニ蚩尤一時當ニ帝頭上一有ニ五色雲一因ニ其形一所レ造也と見えていろ〱のきぬしておほひたるものにて絹笠なり儀制令にも凡蓋皇大子紫表蘇方裏云々親王紫大纈（ユハ）一位深緑三位以上紺四位縹四品以上及一位頂角覆レ錦垂レ總云々唯大納言以上垂レ總並朱裏總用ニ同色一と見えて衣をおほひたるさまにあらず頂角覆レ錦とあればなべてはそめたる絹もてはれるなりおほがさのことすぎにし文化八年のう月に京にまゐりをりしかばかもの祭見にゆきしに勅使菅のおほがさをもたせられきことしよりはじまれるなりとぞみやこ人いひけるそは久しくすたれたりしをおこしたまへるにぞありける西宮記十一の卷に菅蓋公卿及祭使御禊前驅持之白鳳制云三品已上聽ニ菅蓋一とあるによりて ものしたまへるにこそ菅にてはつくりたれどきぬがさにつぎてはこれもいとやんごとなきかさなりかしゑもさまにてはむかしも今もなべてちひさき菅笠をぞきるひがさは檜にてつくりて柄あるかさなり日笠とこゝろうるはわろし菅笠のたぐひの名になん今もこの國の山里につくりいだすところあり人のえさせければおのれももてり扇につくるやうにものしたるなり榮花物語御著裳卷におきないとあやしききぬきやれたるひがさしてとあるをみるべし又ぼうし笠といふあり帽子に似たるつくりざまゆゑにこそさる名はおひつらめ同物語音樂の卷にぼうしがさきたるものぞゐなか人なめりと見えたるとありいやしきかたちなるからにみやこ人はきぬよしなりさて又世をすてたる人のきる笠にあやはがさといふあります鏡春のわかれの卷にすぎしころ資朝も山伏のまねして柿の衣にあやはがさといふものきてといへりなほなにかさくれ笠といふあれどうるさくてもらしつ

柳筥

柳筥は紙筆をいれもしうへにおきもして歌のまとゐのをりなどにいとたよりよきものになん今の世にやないばといひてほそき木をあみたる臺は柳ばこをはぶきいひ筥をだいにかへたるにぞありける西宮記六

も年久しくうちつゞきさせざりしことよかくいふは文政十とせあまり一とせといふとしの冬高尚六十五にてやまひおほかる身の近きとしごろおもくわづらひてほけ／＼しうなりまされるになん

鹽梅

むかしはものを煮るにしほとうめとの汁をいれ又煮たるものにそゝぎもして味をそふることにてそのしるの加減のよしあしを鹽梅よしともあしともいへるになん今もさやうにはいへども醤油といふものいできてのちはかの汁をものすることはやみぬ西宮記六の巻九日宴給二氷魚一くだりに采女一人持二氷魚一一人執二鹽梅一度二御前一云々以二在前器一分取以レ汁加レ上と見え又各取二氷魚一少許入下在二臺盤一之器上次取レ汁沃レ上ともいへりこれを見てむかしのやうをしるべしさて汁といふは鹽梅のしるにて同じものなり

かんばんといふ衣の色黒き事

今の世にめしつかふ奴にきする衣にかんばんと名づけたるあり其色くろきはいにしへのなごりなり日本書紀持統天皇の巻に詔令下二天下百姓一服中黄色衣上奴皂衣とみえ儀制令にも家人奴婢橡黒衣とあり

扇つかふはなめきわざとする事

檜扇をも夏の扇のかはほりをもともに扇といへるによりていとまぎらはしひあふぎは冬も束帶のをりもつものにてこれはもつをなめしとせずかはほりはもつをなめきわざとしましてつかふはいと／＼むらいのことゝす續日本紀二十四の巻天平寶字のくだりに御史大夫眞人淨三以二年老力衰一優詔特聽二宮中持レ扇策レ杖一と見えたるは年老ては扇つかはずしては夏のあつさのたへがたければむらいのことなれどゆるしたまへるよしなりかはほりを夏の扇といふことは清少納言枕冊子に見るにつけてすぎぬるかたこひしきものこぞのかはほりといひ榮花物語音樂の巻にいろいろのかはほりをひらめかしつかひたるけはひありさまつき／＼しうみゆといへるを見てしるべしさて扇つかふをむかしの書になめきことにいへるは北山抄七の巻に著レ廳之間與レ傍不レ語輙無レ用レ扇大鏡三の巻にうち見いれつゝ馬のたづなひかへて扇たかくつかひてとほりたまふをあさましくおぼせど同八の巻にしたりがほに扇うちつかひつゝ見かはしたるけしき云々などなりみな夏の扇のかはほりにぞありけ

もひてさかなはみつにかぎることゝす

粥

むかしの物語ふみにかゆといふことのあまた見えたるを今の世の粥と思ひてはことたがひぬべし江家次第七の巻解齋のくだりに藏人供二御粥一堅粥也高盛之と見え又立二御箸粥上一入御とあるにておもふべし粥といふは今の飯なりむかし飯といへるはこしきにてむしたるものにて今の世にいはゆるこはいひのことぞ

もちひかゞみ

む月のもちひをかゞみとはむかしもいひきそは榮華物語つぼみ花の巻にむ月にもちひかゞみ見せ奉らせたまふとてきゝにくきまでいのりいはひつゞけさせたまふことゞも云々といへるを見て知りぬさるはむ月にはことさらに神をまつればたてまつりもしいはひのものともすとてもちひを鏡のごとくまろく大にむかしも今もものすればなるべし

五節供

今の世五節供とて一とせのうちに五度いはふ日あり西宮記に七月七日内膳供二御節供一付二釆女一釆女付二女房一五七九日同之但三月不レ入二内膳式一とあり五七九日とは五七も日といふべきをはぶきてかゝれたるにて五月五日正月七日九月九日も七月七日に同じといふことゝきこゆ三月三日は内膳式にはいらねどもこれも同じやうにいはふ日となりぬといふこゝろにこそこれを見れば今の五節供の日を昔よりいはふ日とせしことは知られつ四節は內膳式にありてまたく同じからんには正月七日をはじめにして五七九日同之とあるべきに七月七日をはじめにかゝれ江家次第八の巻にも七日七日のくだりに同日御節供內膳司付二釆女一釆女付二女房一入レ自二鬼間北障子一供二朝餉一と七月七日のことを知るしてほかのせちをはぶきたり知かあればことにおもきにやとおもへば延喜式なる三節五節の中には七月七日三月三日は見えず同式四十五の巻に大儀中儀小儀をわかちていへるうちにも正月七日中儀五月五日九月九日小儀とありてこれにももれたればさやうにてはあらじいかなることにかあらんおもひえがたきは老のならひにて見しこともわすれ考へもらして知られぬにぞあるべきいとくちをし老ほけざりしほどにかきたらましかばつたなくともかうやうにものわすれはせざらましをわが神の宮どころにものさわがしきことゞ

十一巡ニ王公唱哥撃ㇾ笏公宴酒興延長云々と見えたり酒といふものゝめばうれひをわすれくすりとなるをはじめとしてまじらひのむつびにもよろしく何くれとよきことおほかるものなれどゑひすぎてはあやまちもしいで身の病ともなれば三度三獻とかぎりたるさほうありしはうべなりけり酒のみかはすべてよしとおもふこともすぎてはあしきことゝなるぞおほかる胡盧山といへるから人の酒飲微醉花看半開といひしはげにさることぞかし

上戸下戸

酒をよくのむ人を上戸といひえのまぬを下戸といふはいにしへ百姓の戸口をいふにその口の多少によりて上戸中戸下戸といふことのありしかば酒のむことの多少をそれになぞらへていへるになん戸口のことは日本書紀持統天皇の巻に大臣よりつぎ／＼宅地をたまふことをいへるくだりに至ㇾ無ㇾ位隨ニ其戸口一其上戸一町中戸半町下戸四分之一とあるを見てしるべし[illegible]

うちあはび

うちあはびはうす鰒とものしあはびともいひていにしへよりもちひたるものなりきうちてのしてうすくなしたる鰒なればかくいろ／＼にいひつるを今はのしとのみいへり延喜式七の巻踐祚大嘗祭のくだりに薄鰒四連生鰒とありこの薄鰒は生鰒とことにいへればのしてほしたるにこそ西宮記七の巻に御飯よりさきに鮑羹を供すると見え又つれ／＼草にいへらく最明寺入道鶴が岡の社參のついでに足利左馬入道のもとへまづ使をつかはしてたちいられたりけるにあるじまうけられたりけるやう一獻にうち鮑二獻にえび三こんにかいもちひにてやみぬといへり此初獻のうち鮑なると鮑羹を御飯よりさきに供するとを合せておもふに今の世めづらしきまらうどの來てあるじするにまづのし鮑をいだすことは昔よりのならはしのなごりにぞあらんさてついでにいはんかの左馬入道の三獻のさまを見て昔のあるじまうけのおろそかなりしをおもひ今やうのいみじうをごれることをしるべしのみくふものにいたく心をいれてとかくするはいと／＼いやしきわざなればむかしのやうにこそなりがたからめこゝろすべきことぞかしおのれかへでの園にてまらうどにかはらけいだすにいにしへをお

ぬためにものゝかたへにいさゝかかきつくるをむかしは袖書といひき今の世にはそれを袖びかへといひ又そをはぶきててびかへともいひていかなるとゝも忘られぬやうになれり江家次第四の巻に可レ注二付今夜拜任官於申文袖一其上合レ點と見えたるにてものゝかたへにかくを袖にかくといひつることをしるべし又同卷に次攝政下二給申文一各有二短册一大辨置二笏於左方一及レ給レ之置二硯前一選下出可二袖書一申文上と見え又短册の袖にしるすといへることもあり申文にはかたへに短册つきてあればそれにいさゝかかきしるすを袖書といへるなるべし

ふうに墨をひく事

ふうに墨をひくことむかしもありき江家次第二の巻敍位のくだりに以二紙一枚一卷二其上一以二紙搓一結二其中一其上引レ墨と見えたりふうに印をさすばかりのものならぬをしかすること昔今かはらず

起請

續日本後紀十二の卷承和九年のくだりに太宰大貳上二奏四條起請一といふことあり其四條を見るにみなもとしかく〱せしことをあらためてかう〱せんとこへるなり發起して請ふこゝろにぞありける今の世にちかふこゝろにいふはいたくたがへり

酒のむさほふ三度三獻の事

ひと杯の酒のむを一度といひ三度のむを一獻といひきなみゐたる座にてさかづきを一たびめぐらしのむをば一巡といへりさてものゝ儀式にうるはしくのむは三度と三獻とにぞありける西宮記一の巻に藥子嘗之次供御第三度と見え大鏡六の巻に御加茂詣の日は社頭にて三度の御かはらけ空にてまゐらするわざなるをその御時には禰宜神主も心えて大かはらけをぞまゐらせしに云々とあるなどを見れば三度は酒のむさほふになん西宮記一の巻臣下大饗のくだりには三獻間客人不二動座一四獻以後諸卿起レ座獻レ盃と見えて三獻もうるはしく酒のむさほふにぞありける又同記五の巻定考のくだりに三獻後居二粉熟飯一數巡後居二餅餤一と見え北山抄一の巻二宮大饗のくだりには三獻後有二音樂一數巡之後云々とあるをみれば三獻うるはしくのみをはりてのち度々さかづきめぐらすこともありしなりされどこれも大かたのさだまりはありとしられつ北山抄に節會酒巡不レ過二七許巡一而今日及二

のうちに正身固爭天不二承伏一止云止毛子并從者等乎栲訊須留事端既顯天とみゆこれは善男が應天門をやきし罪にて遠流せらるゝをりのことなり善男をさして正身といへるなり

印

印は日本書紀のふるき訓におして又はしるしとも見え符をおしてふみとくにつけたるをおもへばむかしより印はおしてといひしなりけり此印といふものおほやけのやう延喜式に内印一面料熟銅大一斤八兩と見え外印そのほかの印みな料の熟銅いくらといふことをしるされたり公式令には内印方三寸外印方二寸半諸司印方二寸二分諸國印方二寸とあるを見れば銅にてつくりて内印のおもきはいと大につぎ〳〵はことのさまのかろきにしたがひてやう〳〵ちひさくつくらせたまへりさて今昔物語に守硯をとりよせて文をかくかきをはりてふうじてうへに印をさしてそれを文箱にいれてその文ばこのうへにも又印をさゝせてとあるを見ればわたくしにもちひさき印をばもちひしことゝおもはる又文をふうじて印をさすも今の世に同じわたくしの印も人の身のほどにしたがひてちひさきが中にも大小のけぢめはありしにこそさてその印にゑりたるはその人の名の文字なるべしさおもふは源氏物語橋姫の巻に此袋を見たまへばからのふせんれうをぬひて上といふもじをうへにかきたりほそきくみして口のかたをゆひたるにかの御名のふうつきたりといへり御名のふうといへるはふうに名の印をさしたるをいへることなるべければなり又日本書紀持統天皇の巻に神祇官より木印ひとつをたてまつりしこと見えぬればさてのちはたよりよきまゝにわたくしのは木にてもつくりけんかし

白紙

ことのよしはかきても印さゝぬを白紙といひき續日本後紀十四の卷承和十一年のくだりに主水司言司家之政觸レ類繁多而本自無レ印只用二白紙一事渉二輕疎一未レ免二嫌疑一望請准二內膳采女等司一被レ給二件印一者勅宜レ宛レ之これを見てしるべし白紙といふはことのよしはかきてあれども印なければ人のうたがふよしなり

袖書

袖は衣のかたへによりてつきたるものなればわすれ

はなりぬ今の京となりては近江丹波などをこそうちづくにとはいふべきにさやうのことはきこえず

貢を進といふ事

今の世に年の貢をえをさめぬを未進といふこれはいにしへよりゑかいひつることになん延喜式十一の巻に凡諸國例進地子仰二所司一毎年七月以前申二見進未進數一隨即下レ符令レ催二進之一と見えたり東鑑にも諸國莊園免二除兵粮米進一とあり

えうといふ語

むかしのかな文にえう又はふえうといふは字音の語とは見ゆれど要にや用にやさだかにゑられず要はえう用はようにてかなことなればいづれとおもひさだめずばものかくにまどはしかるべし師の玉かつま八の巻には菅原贈太政大臣の書齋記の適依レ有レ用入在二簾中一といふ語をひきいで、用にてもあらんかとおもはるゝよしにいはれたれど日本後紀に長門國部内不要驛家とあるはかな文にふえうとかけるにこゝろもよくかなひ台記には依レ有二急要一とかゝれ東鑑にも尤可レ爲二御要人一之故云々同書に今朝武衛有二御要一召二筑後守俊兼一とかけるなどみな要なればおほきにつきて此字とさだめてえうとかくべしさて要を用と同じこゝろにいひたるはむかしの字音の語のつかひざまにぞあるべき菅家の用の字をかき給へるはから書まなびをたてゝしたまひし君なればそのかたによりてものしたまへるにやあらん五雜俎といふからふみに川中貢野蠶所二吐成一繭織以爲レ帛大僅如レ紙毎供二御用一之後即使棄擲と見えたりこは近き世の書なれどかしこに用の字をかきならひたるゆゑにこそ

げかう

京よりことどころへゆくを北山抄に下向とかゝれ今もみやこ人の關東下向などいふこれなり又ものまうでしてかへるをば還向とぞいふ大鏡八の巻にいなりまうでのことをいへるくだりにえその日のうちに還向つかうまつらざりしかばとかけり還向下向かなにはともにげかうとかくことなればおもひまどふ人のありやせんとてかくぞ

さうじみ

これは正身の字音をなだらかにいへるなり俗語にその本人といふ心なりと師のいはれしはさることなり三代實錄十三の巻貞觀八年のくだりに深草御陵告文

かきたらんをあしととがむべきことにはさらにあらずなんこゝろえおくべし

記錄所　領家地頭

延久のころみかどに記錄所といふところをさだめたまひてはじめは天皇の御みづからうたへごとき、たまひことおこなひたまひさてのちもことゝりたまふ人々そこにつどひてものしたまへりき賴朝卿のころまでもさやうになんそのかみ鎌倉より朝廷に申たまひしことを東鑑にしるせるやう領家は尋常にて地頭不當無極之所多候又地頭尋常にて年貢不ㇾ致二懈怠一所々も候而領家の中にも地頭惡み乘ㇾ勝て訴申事も候之由承及候也然者記錄所へ被ㇾ召候て決二眞僞一御裁許候者不當地頭は成ㇾ恐て云々九月三日賴朝と見えたり領家といふはもとよりその國郡をしれる人にて公家衆多し地頭といふは賴朝卿のはじめて國郡に國司領家のほかに守護地頭とてことおこなふ人をそへたまへるにてそれが年の貢をもとかくして國司領家にさゝげ兵糧と名づけてことにもとりつされば民の貢は此時よりぞおほくなりにける今の世は領家あるところに地頭はなくことのさまたがひてたゞ領主地頭といふ名のみのこれり

莊家　名主

莊家名主といふは守護地頭のしたにありてこれもことおこなふものにぞありけるたゞし莊家は延喜のころにたてられてふるけれども守護地頭いできては其したにあればしたがひてものすべし昔は郡のうちに莊ありてその莊のうちに名(ミヤウ)ありしなりそのしるしは東鑑に新屋莊永平名松永名とかけり同書に鹿島社領名主貞家といふこと見え又同書に予細莊家皆存知とあれば此ころは莊家名主守護地頭にしたがひて貢のこととりつたへつとしられたりさるからにそのなごり見えて今の世にも莊屋名主といふもの貢のことおこなふになん

五畿內

五畿內はいつゝのうちつくにとよむべしはじめは大和山城河內攝津にて四畿內なりしなり日本書紀持統天皇の卷に詔令下京師(ミヤコ)及四畿內(ヨツノウチツクニ)講二說(トカ)金光明經上とありこは大和の飛鳥淨御原宮ちかきあたりの國をいへるなりさてのちならの都のはじめのころ河內國をさきて和泉のくにのいできしより五畿內といふことに

たてにほひの袖にとまれるといふ歌のおのが新釋にくはしうときあかせるを見てしるべしこゝにはたゞおほむねをいふになん

いでや

古歌古文にいでともいでやともいへるは心にかなはぬことありてうちなげきてその事をいひいづるをりの發語にぞありけるさるを六七百年こなたの歌よみはこれをたゞに發語とこゝろえて歌によみ文にかくからにかなはぬぞおほかる古今集の歌に「いで人はことのみぞよき月艸のうつしこゝろはいろことにしてといひ源氏物語帚木の巻にいでやかみのしなとおもふにだにかたげなる世をと君はおぼすべしといへるなどを見考へてしるべし古歌集物語ふみに此詞のあまた見えたる中にはいとかろくつかへるは其こゝろとあらはには見えぬもあれどよく見ればおのが考のごとくにぞありける

むかし人のものいひはことずくななりし事

いにしへのはさらにもいはず中ころのふりなる文をかゝんにも昔人のものいひは言ずくなにみじかゝりしことをおもひてものすべしたとへば今の世に庚申待をす八月十五夜月見をすといふをむかしは庚申す八月十五夜すといふたぐひなり榮花物語花山の巻にわかき人々年のはじめの庚申なりせさせたまへとまをせばさはとて御方々みなせさせたまふ大和物語に院には八月十五夜せられけるにとあるなどを見るべし

歌をつくるといふ事

宇津保物語の吹上の巻に歌つくりなどしつゝよみあげてきんにあはせてもろこゑにずんじたまふといへるはいとたゞしきいひざまなりとぞおもふそのゆゑはよむといふははまのまさごはよみつくすともと古歌にいへるごとくつくりたる歌のみそひともじをひともじづゝよみあぐるよしにてよむとはいふことなれば歌はつくるといふぞ正しき日本書紀顯宗天皇の巻にも詞人のもじをうたつくるひとゝむかし人のくにつけたるはげにさることぞかししかにはあれどもつくりてはよみあぐるものゆゑに中ころよりは歌をばつくるこゝろをよむといひて詩又は文をつくるといひわくなるもわろからねばさてありぬべきことなれどことわりはつくるといふかた正しければ人のさ

かなしうしたまひけりとあるは身にしみてうつくしむこゝろ又同物語に「さりともとおもふらんこそかなしけれあるにもあらぬ身をば忘らずてといひ古今集に「聲をだにきかでわかるゝたまよりもなきとこにねん君ぞかなしきといへるは身に忘みていとほしくおもふこゝろなりかくいろ〳〵につかへるやうかはれども身に忘みておもふこゝろは同じければさるこゝろの詞とおもひて

はやる

はやるといふ詞はやりはやしとはたらきいへり中ころのふみにこれかれと見えたるをおもひわたして考るに今の世のさとび言にていはゞいきほひにのり拍子にのりてすゝむこゝろにいふ詞なりその例おのがおぼえたるかぎりをとりいづみわたしてさるこゝろなることを忘るべしうつぼの物語樓上の卷によろづのがくふえの音をはやしもろ〳〵のおもしろき聲をとゝのへたり蜻蛉日記にはしり井にはこれかれ馬うちはやして大鏡二の卷にみな人忘ろしめしたらめどものを申はやりぬればさぞ侍る同三の卷にいみじうはやる馬にて同五の卷に堀川の攝政のはやりたまひしときに此東三條殿はつかさどもとゞめられさせたまひて増鏡あすか川の卷にさかづきは花にのるとかやはやして

かひ〳〵し

かひ〳〵しとはかひあることにむかしはいへり今の世にいふとはこゝろすこしことなります鏡老の浪の卷にいとかひ〳〵しうわか宮うまれさせたまへればかぎりなくおぼさる今鏡子の日の卷に二人のひめ宮たち二代の帝の后におはしますいとかひ〳〵しき御ありさまなり又つりせぬ浦々の卷におのれなからましかばわれいかゞせましとぞかひ〳〵しくかんせさせたまひけるとあるなどを見わたして忘るべし

うたて

此詞をむかしよりよくときえたる人なし古今集の歌のこのことばの說餘材抄打聽遠鏡みなよろしからず師の古事記傳八の卷にとかれたるもさてこの詞の古書や古歌やに見えたるをつら〳〵おもひわたして考るにかくてはよからず思ふことのすゝみていよ〳〵あしくなるこゝろにいへりとこゝろえてこれかれにもみなかなへりそのことのよしは古今和歌集なるう

るやうになりてもたゞたからとして蓄へたむる人のこゝかしこにいさゝかいできつるのみにて今の世のさまとはいたくことなりきや、のちのものなる今昔物語に金壹兩をもて米三石にうりてそれをもて家をかひてとあるを見るべし金はこのまぬ人のおほかればそれをもて家はかひがたくたからこのむ人にうりて價の米もて家をばかひけるなり北山抄に調布八端を馬代にたまへるよし見えたるも錢金銀もて馬はかひがたきゆゑぞかし上のくだりにふるきあかしをとりいで、いへるにてむかしの世々には錢をはじめ金銀をおほかたの人のこのまざりしことを玄るべしさやうにてはよろづたよりあしかれども金銀をえまほしくしてよからぬ事どもすなる今の世の人にくらべてはこよなく心はなほく正しくありけんとぞおもはるゝか、りける世のさまを玄ればふるき書よむたよりとなることにしあれば錢金銀のことのやうをかくながながといふになん

金百疋

今の世に壹歩金といふものひとつを百疋といへりこれは此金をはじめてつくらせたまへるとき百疋にうりもしかひもしけるによりていひそめたることゝぞおもはるゝ百疋といふは錢壹貫のことになんつれづれ草に師匠死にざまに錢二百貫と坊ひとつをゆづりたりけるを坊を百貫にうりてかれこれ三萬疋をいもがしらのあしとさだめてといへるを見て玄るべし百疋は錢壹貫にぞあたれるさて又ついでにいはん小判壹兩はもと砂金壹兩をもてつくりたるものにて玄かいふになん壹兩ははかりにかけたるめなりさるからに黄金ひとひらを拾兩ともいへり又天武天皇紀に儲用錢一萬斤といふこと見え今昔物語には錢五千兩といへりめづらし錢をかけめにてもうりかひしつることのありてかくはいへるなるべし

かなし

かなしとは身に玄みておもふとにひろくいへる詞なり悲歎の意をいふやうなれどこれはことに身にしみておぼゆればおのづからそのこゝろにいへるがあまたあるゆゑにさおもはるゝになん古今集の歌に「みちのくはいづくはあれど玄ほがまのうらこぐ船のつなでかなしもといへる身にしみておもしろくおぼゆるこゝろ伊勢物語にひとり子にさへありければいと

花さかきといふよし故荒木田久老神主のいひしもここによくかなへり

錢　金銀

錢をもてものにかふるそのはじめはいとふるき代のことにぞありけん日本書紀に顯宗天皇の二とせといふとしとしえて稻斛銀錢一文といふこと見えたれば此御代よりもさきにありつるなり天武天皇の十二年には用二銅錢一莫レ用二銀錢一といふ詔ありて又同年に用レ銀莫レ止といふ詔あり此御代より銅錢をむねとして銀錢をもともに用ることゝはなれりきされど都あたりこそ天の下になべて用ひつるにはあらず其よしはつぎにいふをまちてしるべし續日本紀の和銅三年に錢を蓄ふるものには位階をましたまふ詔あり又同五年には令下二行旅人一必齎レ錢爲レ資因息二重擔之勞一亦知中用レ錢之便上といふこと見えさて又同六年には賣二買絹一以レ錢爲レ價若以二他物一爲レ價田并二共物一共爲二沒官一とも見えたるを思ひわたせばいにしへは米をもて布にかへなどすべてものとものとかへてさてとたりしかば錢をばきらひて世の中に用ひざりしゆゑに天の下をまつりごちたまふ人々心をつくさせたまひてかく年々さま〴〵と錢のいきほひそふべきおほせごとはありしなりけりされば天武天皇の御代などにひろく用ひしことにはあらざりき同紀の養老のころには銀錢ひとつを銅錢二十五に銀一兩を一百鐵にあつべしといふみさだめあり錢ならぬ銀をはじめてかけめにて用ひいまだあらざりし鐵の錢を鑄させたまへりとやかくやして世に用ふるやうにとしたまふになん同紀の天平寶字四年に錢文はじめて見ゆ萬年通寶銀錢のは太平元寶金錢のは開基勝寶みな此年に鑄させたまへり金錢は此たびぞはじめなるさて後をり〳〵新錢を鑄たまひては度ごとにひとつをふるき錢十にあつべしとおほせごとありつるは錢を貴くなさんとのみはからひとぞおしはかる、さるはいやしみて人の用ひざればなり續日本後紀承和五年のくだりに勅畿內諸國雜官稻代收レ錢一切禁レ之と見えたるも民どものきらひて貢に收めてしもざまに用ひじとするゆゑとしられぬ今の京になりてすらか、ればさき〳〵は旅する人のかれいひをもちありきかりいほつくりてやどりしもうべにぞありけるさて年をへてやう〳〵世の中に錢はさらなり金銀をも用ふ

ものをうつしかくにもとの本あやまりていかにともよみえがたきをそのまゝにうつしおきてかたへに本のまゝとかきそふるならひはふるくもさやうになんうつぼの物語の樓の上の巻にか、ぬは本のまゝなりといふ詞みゆむかし本といひしには今いふ手本のごとくおもはるゝもあればこれは手本のまゝなりといふこゝろなり同物語國譲の巻に手などもまだならひたまはざめるを本をこそまづものせさせたまはめとあるも手本をこそのこゝろなり

夾竿　鐵尺

けふさんを今の世にはけいさんとよこなまりいひ見れば鐵尺にて夾竿にはあらず鐵尺は江家次第五の巻列見のくだり請印の事いへるところに外記授レ宮史生開レ文置ニ印盤上一以ニ鐵尺(カチノタバカリチ)一鎭レ之と見え同書十八の巻外記政のくだりに史生取レ文置ニ案上一以ニ鐵尺一置レ之とあるなどをおもひわたしてしるべし今けいさんといふものに同じけふさんは同書四の巻に置レ刀執レ筆書レ之刻(ハサミ)ニ夾竿(ケフサンニ)一置レ之同巻に次改ニ正召名一削除刻ニ夾竿一儀准レ上とあるを見れば紙をはさむものにぞありける其さまは此巻の頭書に夾竿長三寸以レ竹作レ之以レ絲結レ之或以ニ紙捻一結レ之兩說也と見えたるにておほよそにはしられつ又清少納言枕冊子に御さうしにけふさんしてといへるもよみさしたまふところのさうしの紙をけふさんにはさみおくことにて江家次第に見えたるに同じ

門松

かどに松をたつるは千年のものなるからに年のはじめのいはひのこゝろばへかつはかざりにとてすることゝたれもおもふなれどさやうにてはあらじ年のはじめはことさらに神をまつるとてするにこそしかおもふよしは一とせ江戸よりかへるさに小田原の里にて年くれてはこね山をむ月ついたちの日にこえしに此山里にてはしきみの木を門ごとにたてわたしてしめ繩ひきはへゆふしでかけていとかう〳〵しくしなしたり又しきみと松とまじへさしはやしたるところもありこれを見てしりぬ松をたつるもひもろぎとなし神をまつるになん萬葉集の歌に「にはなかのあすはの神に小柴さしわれはいはゝんかへりくまでにといへるをもおもひあはすべしさてむかしさかきとて神わざに用ひし木はしきみにて豐受宮にてはこれを

部日記におまへには御さうしつくりいとなませたまふとてあけたてばまづむかひさむらひていろ〳〵の紙えりとゝのへて物語の本どもそへて所どころにふみかきくばるかつはとぢあつめしたゝむるをやくにてあかしくらすといへり物語の本どもそへてといへるにて此ころまでは物語ふみもまきものなりしことしらるかくはじめは本なるをさうしにうつさせたまふは見るにたよりよければなるべししかのみならずめづらしきをこのむは人の心のならひなればかうやうにつくりいとなませたまふにこそかくてやう〳〵にさうしのかたおほくなりゆきはて〳〵はこれをほんといひもとの本はかたはらになりて今はまきものとぞいふなるあすか川のふちせのやうにうつりかはる世の中のさまぞかし

枕さうし

中ころになにがしの枕さうしくれがしのまくらさうしといふ書見ゆればひとくさのさうしにぞありけるそはいかなるものにかとつら〳〵考るに枕といふは源氏物語の桐壺の巻にやまとことのはをもろこしの歌をもたゞそのすぢをぞ枕ごとにせさせたまふといへるまくらにてつねのもてあそびぐさにすることろなりこれはものかゝぬさうしをつくりてつねにかたへにうちおきて見きゝすることおもひえたることどもをわすれぬうちにそこはかとなくかきつくるれうのさうしにてつねにもてあつかふものなれば枕冊子といひならへるにぞありけることさらにかきあらはせりといふばかりのものならねば書の名もなくただその人の枕さうしといふになんさとび言にて何がしのてびかへといふやうのことなり清少納言のにははやうより注釋もこれかれとあれど枕さうしといふゆゑをみなときえざりきその書に枕にこそはし侍らめといへるは枕冊子にこそはといふべきをはぶきていへる詞にてそのかみの人のものいひには枕とのみもいひたりけんかし榮花物語わか枝の巻にきぬのつまかさなりてうちいだしたるはいろ〳〵のにしきをまくらさうしにつくりてうちおきたらんやうなりと見えたるもものかゝぬさうしをつくりてつねにかたへにうちおくならひのあるによりてかくはいへるにあらずや

本のまゝ

の日記は女のしわざなればそのこゝろざすやう記録の文とはうらうへのたがひにて旅の情をかきあらはすをむねにてあはれを人に見えんとてはものはかなげなることをもいふことになんすなはち土佐日記ぞさやうなるさるは歌をかきまじふればことさらにつくりてこそかゝね歌物語のさまにかよへばなりかゝるを近き世の歌よみのこれかれとかけるを見ればさらにそのこゝろをえずしてものゝことわりなどをわれたけくいひ名どころの考をなが／＼といへることどもおほきはいとこちなくぞ見ゆるかな文の日記のふりにたがへばなり歌よむ人のこゝろえにとていささかいふになん

漢文はことにかざりおほかる事

文といふものは人の見てさもあるかなとおもひこゝろをおこすやうにものせざればいさをのたちがたきゆゑあるによりてありのまに／＼かくとはすれどこころをふかめていふとては詞をかざるもならひにぞありけるからはよろづのとかざりおほかる國ぶりなればまして文の詞のいみじうかざりたるもあるをからふみよむ人の其心えなくてはいたくあやまりて世にことなるとをいひもしなしもすべしたとへば禮記の内則に子婦の父母舅姑につかふるやうをいへるはじめに鷄初鳴咸盥漱しか／＼の身のよそひして父母舅姑のもとにゆくべしといへるはおやは年老てはやくめさめ子はわかくていぎたなきならひなればそれをふかくいさめんとて詞をかざり鷄初鳴しか／＼とはいへるになん詞はかゝれどこゝろは朝いせずとくおきておやのもとにゆかんにもきたなからずなめげならぬやうにといふにぞありけるまことに鷄のはつ聲におきてことさらにうるはしく身をよそひかざりてゆきたらんにはおやはかへりてうるさくぞおもふべき此心得にてから文はよみてよ儒者のとやうにこち／＼しきは漢文のこゝろをよくおもはざるになん

本　さうし

むかしほんといひつるはみなまきものにてのちにとぢたるがいできつるをさうしとぞいひけるかゝればまきものは昔やうにてうるはしくさうしはうち／＼のものにこそさるからにいろ／＼の紙してうつくしくもつくれるなり清少納言枕册子にうすやうのさうしむらこの絲してとぢたるとあるを見るべし又紫式

集にそで大和物語にむつなどなりかくいにしへに例あればかうやうの名つくとて何のさとびたることかあらん

祖のあざなをつく事

今の世にたとへばおやのあざな三左衛門といへば子もうまごもそのあざなをつくなるはみ國ぶりにしていとよきならはしになん云かすれば其家のすぢよくわかれてまざらはしからず神武天皇は彦火火出見尊のうまごの君にして神日本磐余彦火火出見尊と申しもさるみこゝろしらひにこそ中ころよりのちも人の名つくにとほりもじとてふたもじのうち一もじはさき〳〵のによりてものすなるもいにしへよりのみくにぶりに云たがへるにぞから國のふりとことなりとて何のわろきこともあらんさるをみくにのふりをはなれてからのによりたる一もじの名もこれかれと見え云らがへりそはいみじきひがことする人どもになん

男手　女手

むかしの書に男手にかくをんな手にといへることをり〳〵見えたる男手はまな女手はかなをいへりそのよしは宇津保物語の國譲の卷にその次にをとこ手はなちがきにかきて同じもじをさま〴〵にかへてかけりといひて歌ありはなちがきにし同じもじをさまざまにかへてかけるはまなとこそ見ゆれ男手まならんには女手はかななること云られたり女はまなをばむかしもなべてはかゝぬことなりけん榮花物語さまざまのよろこびの卷に女なれどまななどよくかきければといひ同物語殿上の花見の卷にみくしげどのもてかき歌よみまなをさへかゝせたまふといへりこの女なれどまなをさへといへるにて女手はかななることいよ〳〵さだかなり

かな文の旅路の日記

かなふみのたび路の日記は貫之主の土佐日記なん始めなりけるさるからにその日記にをのこのすなる日記といふものを女もして見んとてすなりとか、れき男のにきといふは記錄のまな文にて其をり〳〵ありとありつる事をうるはしく正しくかける文になんそれを女手してか、んとて女の云わざのやうにはいはれけるなりさるは國の守の身におはぬすさみなればぞ此日記の注釋どもみなこのこゝろをときえずかな文

るべしといへることあり最澄は傳敎大師の名當山とはひえの山をさしていへり奇妙をかたるは佛道のこころにあらねばしかいへるにて僧尼令のおきてによくかなへり

儒者の國政をとやかくやといふ事

くにのまつりごとを今の世にとするはわろしかくしてこそとおもふこゝろのさかしらを儒者の人にもいひものにもかきしるしたるをり〳〵見きけり其事とりおこなふそくにもあらぬ人のとやかくやといふはかなはぬことぞおほかりけるさるはからとこゝといにしへと今と同じからざればなり天の下をまつりごちたまふやんごとなききはの大なるみこゝろおきてはさらなり國郡のことゝる人々もみなさき〴〵の例にしたがひてものすなるはいにしへよりの御國ぶりになん此ひとふしもあだし國にすぐれてたふとくからことのはかせどものおもふにはたがへることぞかししかのみならずそのまなびのおやなる孔子も不㆑在㆓其位㆒不㆑謀㆓其政㆒といはれきされば儒者は忠孝をはじめよろず身のおこなひ正しくして人にもさるすぢを敎へてのみありぬべししかすればみづからはことなく世をへ人のためにもなりぬべくなん

男女の名昔やうにつくはひがごとなる事

近き世にふることまなびをしいにしへぶりの歌よむをのこのなに彥くれ麻呂といふやうなるいにしへさまの名をつくなるはいと〳〵心つきなくさはすまじきことになん名はまぎれぬためのしるしなるになに彥くれ麻呂といへばいにしへの人ときこえてさにあらずいとまぎらはしき事ならずやしかつきてのち名のをかしからずとてたび〳〵かふるはことにわろしその人はこれかかれかとまがふべしさて又女の名歌よむ人はなに子といふをみやびたりとこゝろえてたれも〳〵なに子くれ子とぞいふなるいにしへにこそさやうの名はみゆれ今の世のなべてのふりにあらねばわろきことなに彥くれ麻呂のごとししかのみならず大同弘仁のころよりは皇后内親王女王のみ名なに子くれ子といふにさだまれるやうになりぬれば下さまの人は心してさる名はつくまじきことぞかしさていやしき女はむかしはなにめといへる多したゞし此ころのに同じきもありおもひいづるまに〳〵ひとつふたついはん續日本紀に八重古今和歌集にまち後撰

さるからにいにしへのかな文にはゐなかの兵士をばつはものとかきたりきさてついでにいはん今はかろき武士をみなさむらひともいへりこれはよき人につかへてあたりにさむらふよりいひいでたることとなるべし大鏡八の巻に此ころもさやうの人はおはしまさずやはあるとさむらひのいへばとあればふるくもいひつることになん

長上

なにの長上といふを其をさなる人をいふ事とおほかたの人のこゝろえたりげなるはいたくたがへることにぞありける日本書紀持統天皇の卷なる神祇官の長上を古訓にながづかへとよめるそのこゝろなり古書どもに長上番上とならべいひたる其長上は都に常に居てつかへまつる人をいひ番上はをり／＼にゐなかより京にまゐりてかはる／＼つかへまつる人をいへりさるからにむかし人の長上のもじをながづかへとはよめるにぞありける

僧尼の巫術をなす事

なべてにこそあらね世におほかる僧尼のなかには心えあしくて人の病をまじなひやむることをすとて其家のかきつのいづこにうづもれたるもの、ありてそれがたゝりをなすといひあるは人のなきたまのうらみをなすよしなど何やくれやとあやしきことゞもいひもしなしもすなるはかうなぎのわざにていみじきひがごとになん僧尼といふものは佛の道を人にときをしへてあしきをよきになさんとするをおのがわざとしてをこたらずつとむべきことになん續日本紀の元正天皇の養老元年の詔に僧尼輙向二病人一令三家詐禱二幻怪之情一戾執二巫術一逆占二吉凶一云々布二告村里一勤加二禁止一と見え僧尼令に僧尼卜二相吉凶一及小道巫術療病者皆還俗と見えたるにて巫術をなすことのいみじうあしきことをおもふべし中ごろにも佛のみちによらずひがことする僧尼のこれかれとありつるよしにて同令に僧尼上觀二玄象一假說二災祥一語及二國家一妖二惑百姓一云々竝依二法律一付二官司一科レ罪とあるをみれば今の世に人まどはす僧尼のおほかるもうべなりけりよきほうしは心えたるやうことにて和論語といふ書に最澄やみふしてこゝちしぬべくおぼえけるをり弟子のとへるにいらへたる言をしるせる中に當山おとろへば奇妙をかたり俗屋に徘徊し名聞甚しくあ

もよからめどものにかきゑるしおくにはさてはまぎれぬべければ名をさきに官位姓などを後にかき又はなにがし大夫ともかくべくなんさてついでにとりいで、いはん大政官處分唱考之日三位稱㆑卿四位稱㆑姓五位先㆑名後㆑姓自㆑今以去永爲㆓恒例㆒といふこと續日本紀元正天皇の養老五年のくだりに見えたり

五位以上

今の世江戸にて布衣以上といふごとく昔は位おもかりしかば五位以上といふはよき人のつらになん六位以下とはいたく異なり延喜式十八の巻に凡於㆓太政官已下下國已上㆒喚㆓諸王五位以上㆒辭稱㆓大夫㆒同四十一の巻に凡親王大臣及一位二位於㆓五位以上㆒答拜於㆓六位以下㆒不㆑須五位以上於㆓六位以下㆒答拜（低頭高下）（亦同上）同四十六の巻に凡黃昏之後出㆓入內裏㆒五位已上稱㆑名六位已下同稱㆓姓名㆒然後聽㆑之とあるを見わたして五位以上のかろからぬをゑるべし

公家

公家は呉音にくげと昔よりいひき其あかしは榮花物語浦々のわかれの巻にかくてたじまにおはしつきぬれば國の守くげの御さだめよりほかにさしすゝみてつかうまつることおほかりといへるこれなりさて又續日本後紀に幸㆓豐樂院㆒觀㆓諸衞府賭射㆒公家以㆓白布㆒賜㆓勝者㆒云々と見え三代實錄一の巻には無㆑益㆓於公家㆒有㆑煩㆓於職吏㆒と見えたるなどをもおもひわたして考るに公家といふは朝廷のことおこなひたまふ所をさしていへるにぞありけるさるからに朝廷のやうにきこゆるなり又うつりては公家にてこととりおこなひたまふ御方をさしてもいひつ甲陽軍艦に公家近衞殿といへるこれなり今はひたぶるに此かたにかたよりていへり

ものゝふ　さむらひ

世の人の武士をものゝふといふものなりとひたぶるにおもふはたがへり物部は武士の官の名にぞありけるさればものゝふは武士なれども武士はみな物部にはあらず日本書紀雄略天皇の巻に物部兵士三十人と見えたるも兵士にはものゝふならぬもあるゆゑぞかし獄令に凡徒流囚在㆑役者囚一人兩人防援在京者取㆓物部及衞士㆒充（謂㆓三府衞士㆒也）一分物部三分衞士在外者取㆓當所兵士㆒分㆑番防守とあり物部は衞士にたぐへいひゐなかなるは當所兵士といへるにてよくわかれたり

わりはたえてなきことなるをやわが里はゐなかなればむかしよりもの玄れる人なくかゝるひがことはするになんされど年久しくならはしとなりぬれば今はあらためんことたはやすからずおろかなる高尙がいさめたりとも人のきゝいるべくもあらねばたゞおのがおもへるやうをこゝにいひおくになん

服衣は椎玄ばしてそめて黑き色なる事

今の世の人のきる藤衣といふものはねずみいろといふ色になんこれはむかしいとかろき服衣は黑き色のいたくうすかりし其なごりになんありけるいにしへのおもき服衣は椎柴してそめて色いとくろしそは榮花物語玉のかざりの巻に女房の日ごろきぬどもきくや紅葉やとしかさねたるうへに藤のくろものかさなるほとぞまが〳〵しきやと見え同物語月の宴の巻におなじ諒あんなれどこれはいと〳〵おどろ〳〵しければたゞ一天下の人からすのやうなりよもやまの椎しばのこらじと見ゆるもあはれになんと見えたるにて玄られたり

敬ひては名をさきに姓官位を後にいふ事

人をよぶをり又はものにかき玄るすにさきの人をうやまはんには名をさきに姓を後にすべし公式令に凡授位任官之日喚辭三位以上先レ名後レ姓（謂假令喚云レ奏二萬呂宿禰一之類）四位以下（謂二五位以上一也）先レ姓後レ名以外三位以上直稱レ姓（謂直稱奏二宿禰一之類也）若右大臣以上稱二官名一四位先レ名後レ姓五位先レ姓後レ名（謂喚云レ奏二宿禰萬呂一之類也）六位以下去レ姓稱レ名（謂直言レ奏二萬呂一不レ稱二宿禰一也即授任之日及以外井皆通稱也）唯於二太政官一三位以上稱二大夫一四位稱レ姓五位先レ名後レ姓其於二寮以上一（謂二辨官以下一也）四位稱二大夫一五位稱レ姓六位以下稱二姓名一司及中國以下五位稱二大夫一（謂一位以下通二用此稱一）とあるを見ていにしへのさまを玄りてよすなはち續日本紀の詔詞に佐伯今毛人宿禰大伴宿禰益立とみえ續日本後紀の詔詞に藤原常嗣朝臣小野朝臣篁と見えたるなどみな四位と五位とのけぢめにて公式令に以外云々とあるみさだめになん授任の日ならぬをり朝廷にてのことなりあだし處にてはことなることも令に見えたるがごとしさて姓のみならず官をも位をもうやまひては名の後につらねてぞいひける其例は源氏物語の須磨の巻にかの行平の中納言と云ひます鏡おどろの下の巻に有家の二位定家の中將といへるこれなりいたくうやまはんにさきの人にむかひては官姓のみをいひ又大夫とのみいひて

にてたがへり江家次第に東宮の比々奈の事をいへるくだりに比比奈料絹本宮給レ之とあれば絹にてもつくれることしるし上のくだりにときあかせるにてむかし今の比比奈のやう大かたにはしられぬべくなん

小兒のもてあそびもの

をさなき人のもてあそびものは昔も今も大かたかはらず榮花物語月宴の巻に石などりせさせてといへる石などりは今の世に石なごといふわざするに同じやうにおもはる同巻に今のうへわらはにおはしませばつごもりのつゐなに殿上人ふりつゞみなどしてまゐらせたればうへふりきやうぜさせたまふもをかしといへるふりつゞみは今も名さへかはらず大鏡五の巻に此殿は小松ぶりにむらごの緒つけてたてまつりたまへりければあやしのもの、さまやこは何ぞとゝはせたまひければしかゞゝとなん申すまはして御らんじおはしませきやうあるものになど申されければ南殿に出させたまひてまはさせたまふにいと廣き殿のうちに殘らずくるへきあるけばいみじうきやうぜさせたまひてといへる小松ぶりは今はこまといふ緒つけてまはすさまも同じことぞむかしをさなき人の情はさかしらのそはねばいにしへも今もたかきもみじかきも同じくて其もてあそびものもかはらぬになん

なゝつにならぬ子は服なき事

榮花物語月の宴の巻に五の宮はいつゝむつにおはしませば御服だになきをあはれなるおほんありさまよのつねの事にかはらずすぎもていくと見えたるは康保のころのことにぞありける七つにもならぬをさなきはもの、わきまへなければかゝるもげにことわりになん今のおほやけの服紀にもさやうにぞ見えたるさるをわが宮の郷にては神の宮人をはじめさらぬ家家までも昔よりをさなきものに服ありとしても屋にいれず庇にのみすませ何くれのことゞもおとなに同じやうにすそのおやめのとなどたへがたくくるしけれど昔よりのならはしなればねんじてぞものすなる人はさらなり五畜のたぐひまでも死にたる處はほとほどにけがる、ことにておとなもをさなきも其けがれこそ同じからめ服といふものは心ありてきることなるにもの、わきまへなきをさなき人のさることとすべしやはさせざらんには人のいみきらひぬべきこと

めといひそめてつぎ〳〵はさならぬをもしかいふならんといへり高尙おもふにそはむかし人のおしはかりにてまことは阿佐女をよこなまりていふにやあらん江家次第十五の卷踐祚大甞會のくだりに天皇還ニ廻立殿一之後采女進ニ南戸下一申云阿佐女主水夕曉乃御膳平爾供奉止申と見えたる此阿佐女は主水とゝもに夕曉の御膳のことゝりおこなふものなればこゝによくかなへりわが大神の宮所は上つ代よりうごきなければ直會のごとくふることをいひつたへたるたぐひのこれかれとあれば阿佐女にやともおもはるのちの人おもひさだめてよ

比々奈

今の世三月三日に女のわらはのいはひごとゝて比々奈をかしづきまつることあり此事おのれがおもひとれるやうをいひてん上巳のはらへとていにしへ三月のはじの巳の日にせしはらへをはやうより三日にかぎりてなすことゝなり中ころの陰陽師のはらへするやうはらへどに神をまつり人がたをおくなる其人がたのちひさきを比々奈といひて神をまつるかたへにあるからに神のごとくおもひまがへてまつることゝはなりぬるなめりめのわらはのものとすなるは源氏物語の若紫の卷に源氏君の詞にいざたまへよをかしきゑなどおほくひゝなあそびなどするところにといひたまふは紫上のいとをさなきころにて比々奈をもてあそびぐさにしたまふゆゑなりさる世のならひよりめのわらはのものとはなれるなるべしそのはじめをおもへばしかるべくなんあらぬ江家次第十七の卷立大子のくだりに或幼宮時以ニ女房一爲ニ陪膳一云々奉ニ帳中阿末加津一云々但有ニ常阿末加津土器一撤其後供ニ比比奈一とあるを見れば比々奈は阿末加津のたぐひにてをさなき人のかたへにおく人かたなりこれも陰陽師のをしへてなさしむるわざにぞありけるをさなき人のかたへにうちまきをおくと同じくはらへより出たることなるべしいとけなき子のれうなればちひさきをつくれりかたへにあればおのづからもてあそびぐさともなしつるになんたゞしめのわらはの情にかなへるものなればそのかたにはかたよれるにこそさてこの比々奈ふるくは紙にてのみつくれりとみな人いへどそはしもさまにてはむかしは絹もてえつくらざりしゆゑにふるきは紙なるがおほければしかおもふ

べし

むかし人の木の枝にものつけつる事

今の世は貴き人にものたてまつるには臺におくならひなれどいにしへの木だくみは臺やうのものつくらざりしかば木の枝につけて神にもよき人にもさゝげたること、おもはる神代に天石屋戸のまへにて神たちの賢木の枝に玉鏡和幣をかけたまへるもさやうなんを師もこゝろつかれざりしにこそあらめ古事記傳にもときもらされき神學とてそのすぢのみたて、する人のことわりふかげにときなすはかへりていにしへのこゝろにあらじ天石屋戸のまへにてのみゆゑありて神たちのしたまひつるとならんには神わざするにもあらぬをりにならひて人のをり〳〵にすべしやはこれは神にまれ人にまれたふときみまへにさゝぐるものは地にならべおかんはなめげなれば木の枝につくるとにていにしへの禮義にぞあるべきさるからに神代の神たちもしかしたまひさてのち景行天皇の御代には夏磯媛（カシヒメ）賢木の枝に劔鏡瓊をかけてかしこきおまへにたてまつり仲哀天皇の御代には熊鰐といふ人これも賢木の枝に鏡劔瓊とりかけてみまへにたてまつりきみな日本書紀にみゆ伊勢物語にはそこばくのさゝげものを木の枝につけてといひ大和物語にはさゝげもの一枝ふた枝せさせたまへときこえたまひければといへりさて又うつりては木の枝に雉をつけて人におくりつるとも物語ぶみに見えふみをつけてやるは中ころはつねのことなりきこれらも皆あなたをうやまひてものするこゝろばえへののこれるなりされば神代に諸神の賢木の枝にみくさのものかけてさゝげられしも敬ひてしたまへるわざなるとさだかなり此書の二の巻のものまなびのくだりに後をみてはじめをしるべしといひつるはかゝればぞ神道者といふもの、神代のことときたる書を見るにさる心えなくしてたゞそこに見えたることにのみより考てみだりなるおしはかりごといへるぞおほかるなまどはされそものまなびする人

阿曾女

直會の米のくだりにいひつる竈殿の阿曾女といふおうなのことこゝに昔よりいひつたへたるは此國の岩屋山のふもとなる阿曾の村にてむかしより竈殿のかなへはいることとすそこよりまゐりつるおうなをあそ

ねになほりあふといふこゝろなるべしといはれたるぞよろしき延喜式四の巻に凡三節祭解齋直會之日云云とある解齋の文字にてもげにさやうならんとおもはるさてなほりあふ處にておろしのものたまはるからに其物をやがてなほらひなにといへりきそのあかしはこれも儀式帳に禰宜内人物忌川原に出てはらへする處に川原仁侍而奈保良比酒幷菜從ニ禰宜一始皆悉給と見えたるにてゑるべしはらへは神を祭りみきなどたてまつりてものするゆゑにはらへはてゝ奈保良比酒たまふにぞ此奈保良比料稻六十束とあるをみればおろしのみならずとりそへてもたまふにこそわが御社の直會殿にてもさやうになんかく直會のことをときおきてさて直會の米のゆゑよしをいひさとしてん此吉備の國わたりのならひあるはやむ人ありて願たつるをりあるはかへりまをしの時などに御饌たてまつらんとてまうで來てかねてその事かたらふわが神のみや人によりていへばいざなひて廣前にまゐりことのよし申しかへさに竈殿にいりてもろともにをがむ此處にかなへかゝれるかまふたつならびあり西なるはみけたくかま東なるはなるかまなりあそめといふおうなふたりいでゝひとりは東のかまにてかれたる松葉たく今ひとりはそのかなへによりてうへなるこしきのうちにて米ふりちらせばなりとゞろくおとすることはてゝそのちらせし米をかきよせものにいれてはふりのまへにもちくはふりそれを紙につゝみ直會とて願主にえさするは御饌たきてたてまつるには何くれのさほふありて時かはりゆくを願主のまちかねてかへらんとするにかのこしきのうちにちりたる米を直會しろのこゝろにてえさすゆゑに昔よりそれをも奈保良比といひならひたるにて初穗しろのものをはつほといふがごとし

なにはにてはらへする事

大和物語に津の國といふところのいとをかしげなるにいかでなにはにはらへしがてらまからんといへるを見ればむかしはなにはのはらへとてみやこ人のゆきてはらへするならひのありつるなりさるははらへつものなどながしすつるにうみべはたよりよければなるべし三代實錄三十九の巻に前伊勢齋内親王來二月二十二日首途自ニ大和道一經ニ山城河陽宮一到ニ攝津難波海一解除而後可レ入レ都とあるをもおもひわたす

ずく／＼とり出てときあかしたるを見て穢のなほざりならぬことを玄りて神につかふる人々はさらにもいはずさらぬ人もこれをふかくいみさけもしおのが家のうちのけがれたらんにはほかへうつらぬやうにすべくきよまるわざをもなすべし此けがれをなほざりにおもふ人をば神はいみじうきらひにくみたまひて家のうちにわざはひおこりぬべくさる人のおほからんには天の下にもおよぶべし世のため人のためにかく／＼はしういふになん

鹽湯してものをきよむる事

大神宮儀式帳に御調櫃入氏鹽湯持氏清氏御調倉進納畢と見えたるをおもへば今の世に玄ほ水してものをきよむることのあるは古代よりのならはしなりけりこは伊弉諾命のうなしほあみたまひてよみのけがれをきよめたまひしにならへるにこそ延喜式十三の巻に宮主供ニ奉御祓一（御麻並鹽湯案一前解除調度如レ常）と見えたるは中宮の御祓のをりのことなり同式四十三の巻に東宮下御神祇官迎供ニ神麻一灌ニ鹽湯一訖入就レ次と見えたるは平野祭のくだりなり又江家次第十二の巻伊勢大神宮へ勅使のくだりには内人二人（一人持ニ大麻一一人持ニ鹽湯一著ニ衣冠一）灑ニ鹽湯一獻ニ大麻一と見えたりかく古書にこれかれと見えたるみな鹽湯なるに今はなべて玄ほ水にてものするやうに見えきこゆるはたよりよきかたにうつりかはれるしなるべ水にいれたるのみにては湯にわかしたらんやうには玄ほのけみちざるべしげにいにしへのぞよかりける

わが大神の御饌たく竈殿の直會といふ米の事

おのが家遠つ祖より鳴音たかく天の下にきこえたるこゝの竈殿のこととりおこなふぞくをかねたりさるからに此直會（ナホラヒ）の米の事をもいぶかしがりてとふ人のあるに年老てそのをり／＼いらへするものうければおもひとれるよしをこゝにいはんとす直會といふもじ大神宮儀式帳の年中行事正月朔日の所に白散御酒供奉次禰宜内人等直會殿被レ給畢と見えたりこは神にたてまつりたるみきをたまはりていたゞきのむところを直會殿といふよしにきこゆ江家次第五の巻春日祭のくだりにも直會殿といふあり伊勢にかぎれることにはあらずさてなほらひといふ詞は師の考になほりあひのつゞまりたるにて神事はて、みなつ

るにてもきたなきけがれをにくみたまふ神のみこゝろはしられつされば神につかふる人どもはことによくこゝろえていみさくべくもしあやまりてものゝけがれにふれたらんにはきよまるわざしてのち神事はものすべし三代實錄十四の卷貞觀九年十月七日のくだりに大二祓於建禮門前一去月內裏有二犬產穢一不レ發二奉二伊勢太神宮幣一使上明日可レ發故更齋修レ禊とあるを見るべしわづかなるけがれなれども神事のあるによりて大祓をしもしたまへり又同實錄二十五の卷貞觀十六年のくだりには四月廿一日己酉賀茂祭淳和院火穢之人入二於齋院一仍停二祭事一とあり淳和院のやけつるは同月の十九日のことなり其けがれにふれし人の齋院にまゐりたるばかりのことにておもき賀茂祭を停めたまひし昔のやうをふかく考へてなほざりにおもふまじきはものゝけがれになんさて此穢のすぐれて深くおもきは人の死にたる家のなりこれは三轉の穢といひて喪ある家のけがれは三所にうつるよしなり其さだめをしるされたるは延喜式三の卷に凡甲處有レ穢乙入二其處一（謂二著座一下亦同）乙及同處人皆爲レ穢丙入二乙處一只丙一身爲レ穢同處人不レ爲レ穢乙入二丙處一同處人皆爲レ穢丁入二丙處一不レ爲レ穢と見ゆしかしたまへることのものに見えたるは三代實錄二十六の卷に貞觀十六年十一月十六日建禮門前に大祓あり先レ是十月二十七日木工寮史生出雲島成死喪家人入レ寮寮官人參二入內裏一由レ是平野梅宮春日大原野園韓神鎭魂等諸祭皆從停廢とあり內裏の穢となるはすなはち三轉なり諸祭やみ大祓のあるにてけがれのいと〱ふかきことしられたりさてつぎ〱の穢は延喜式三の卷に凡觸二穢惡事一應忌者人死限卅日（自葬日始計）產七日六畜死五日產三日（鷄非忌限）其喫レ完三日と見え北山抄四の卷雜穢のくだりには六畜死忌五日（鷄非二忌限一）產三日六畜落胎三日喫レ完及弔レ喪問レ病忌三日と見えたるなどをたれも〱つねにおぼえをりてさばかりにはえせずともほど〱に穢をいむ心おきてはものすべしついでにいはんけだもの、死にたる處も二轉のけがれはあるなりそのあかしは西宮記六の卷に天德四年九月十一日藏人雅村申云東宮廳有二犬死一而候所人入二交內裏一云々宣命紙幷不レ奏二草清等一と見ゆかくて伊勢の例幣使は八省よりたてられきふた處まではうつりけがるゝ事をしるべし上のくだりにふるき書どもか

たねまくほどになりにけるかな

谷水をせくみな口にいぐしたて

いほしろ小田にたねまきてけり

とよめる歌どもを見ていにしへのさまをおもひやるべしゑめはへいぐしたつるはみな神をまつるさまなり儀制令にも凡春時祭レ田之日集ニ郷之老者ニ一行ニ郷飲酒禮一とあり

千度祓

中ごろの世には陰陽師のものすなるひとくさのはらへありけりそはいにしへの大祓をまねびそれに人かた大ぬさうちまきなどやうのものをかずくくはへたることゝぞおもはるゝふるき物語ふみに見えたるはらへはみなそれになん東鑑に被レ始ニ行御祈禱一大中臣賴隆勤ニ一千度御祓一賴隆大神宮祠官後胤也とある一千度祓は中ごろよりやゝ後のことなるに千度といふかずをおもへばはらへをうるはしくなしつるにはあらじことをはぶけるはらへなるべし人がたをながすなどは川べにゆかずてはなしえがたくいとまいるわざなればなりこは今昔物語におひけん世もゑられざる古き大なる槻の木をきることのありけるにきらんとする人死すある僧をしへていへらく麻苧のゑめをひきまはして中臣祭文をよみてきるべしといひけるとをいひてさてその僧の申ごとく麻苧のゑめをひきまはして木の本に米散し幣たてまつりて中臣祓を令レ讀て杣立のものどもを召て縄墨をかけて令伐に一人死ぬるものなしとあるに同じきわざなるべし米ちらし幣たてまつりて中臣祓をよむなどは陰陽師のなすはらへのうちをひとつふたつものせるにてはぶけるわざながらそれをもはらへとぞいひけんこれは千度もなしつべし今の世のはふりどものなす千度祓はかの東鑑なる鎌倉時代のにならひたるものとおもはれてゑめひきまはしぬさたてまつりうちまきして中臣祓詞をくりかへし千度ぞよむなる今昔物語の槻の木のふるごとをおもへばゑるしあるわざにこそ

穢

むかしはいさゝかなるけがれにても朝廷の神事にはおもくいませたまひき神のにくみたまふことなればなり日本書紀履仲天皇の巻に狩ニ于淡路島一云々先レ是飼部(ウマカヒベノ)黥(メサキノキズ)皆未レ差(イエ)時居(イマス)レ島(シマニ)伊弉諾神託(カヽリテ)レ祝(ハフリニ)曰不レ堪ニ血臰(クサキニ)一矣因以卜(ウラフニ)之兆(ウラハヒニ)云惡(ニクム)ニ飼部(ウマカヒベラノ)等黥之氣(メサキハキズノカヲ)一と見えた

非違使把笏始ニ於此人一とあり同書同三年のくだりには夏四月甲戌詔ニ諸國三位已上名神神主及禰宜祝等一竝預ニ把笏一とあり此齊衡三年の詔によればわが大神の宮人のともは高尚らをはじめおの〳〵笏とりてもよかめれど名神ならぬやしろの無位のはふりどもはゆるしたまふことものに見えざれば笏しろに扇をとりたらんぞ正しかるべき

神にたてまつるものを初穂といふ事

初穂といふことは延喜式の八の巻なる祈年祭の祝詞に奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾皇神等能依左奉者初穂波千穎八百穎爾奉置氐とあるを見てしるべしつくれる稲穂をまづ神にたてまつるゆゑに初穂とはいふにぞありける神をたふとみおもくするになんさてうつりては稲ならねどもつくれるものをまづ神にたてまつるをしかいへりき三代實錄十八の巻貞觀十二年のくだりに今神社件鑄錢所爾近久坐須仍所ニ鑄作一之初穂二十文乎某乎差使天と見えたるにてしらる今の世には錢にまれ金銀にまれつくれるをはじめてたてまつるにはあらでたゞなにとなくたてまつるをも初穂といふは稲の初穂よりやう〳〵うつりにうつりてはつほしろなるをもたゞに初穂といふになん

小忌　大忌

なに、まれおしなべて大はおもきかたにいひ小はかろきかたにいふならひなるに小忌はおもく大忌はかろしそは西宮記十一の巻新嘗會の條に小忌王卿以下著ニ靑摺布袍井日影縵淺履等一云々但大忌王卿以下如レ恆とあるを見てしらる小忌は神事につきてことなるよそひせるはおもく大忌はつねのごとしとあるはかろきにあらずや北山抄新嘗祭のくだりに小忌少納言若不參大忌應レ召有レ例と見えまた小忌五位以上在レ西神祇官列之次大忌東西相分如ニ常儀一と見えたるにても小忌をさきとし大忌は次としたまへることいよ〳〵さだかにしられたり

春田を祭る事

いにしへは稲たねを田にまきそむるときはそこにしめひきはへいぐしたてなどして神をまつりてたねはまくことにぞありける神のまもりなくては苗のよく生たらぬよしあればげにしかすべきことぞかし堀川院初度の百首のうちに

見わたせば小田のなはしろしめはへて

祭(依職延之)馬寮所レ進馬腰損足塞已不レ中レ用云々令レ奏二事由一以二板立御馬一可レ令二牽進一者とあり此板立馬ぞ木してつくりたてまつりしことのものに見えたるはじめなりけるされどこれはえさらぬことにてたゞかりそめにまことの馬にかへたまへるにてつねにたてまつりおく今の世のさまとはことなり又馬代は今は金銀なれども昔はさやうならずこれも同書のおなじ巻に承平四年六月月次祭馬代進二調布八端一上卿令可二進見レ馬之由後後多此例といへりいにしへはさらなり中ごろまでも金銀をば人のなべてはこのまぬものなりしかば布をたまひてこれして馬を買てたてまつれとおほせたまひすなはちしかしてたてまつりけるなりそのころの調布八端は馬にかへぬべきほどのものにぞありけんかゝれば板立馬もうましろもまことの馬をたてまつることをやめてかくしたまふにはあらず今のはひたぶるにやめてたゞそのまねびをなすにぞありける

繪馬

ゑがきたる馬を神のやしろにたてまつるは近き世のならはしになんふるき書には見えずさるは神ののりたまふべきものにあらねばいにしへ人はさやうのかひなきわざはせざりしなりこれは木してつくることもえせざるもの、さてやむべきをなほえあらでいささかそのまねびをなすわざにてそのなごりとはいふべく少しはつみゆるさる、かたもあるを馬よりうつりて今やうはいろ〳〵のもの繪にかきてたてまつるはつゆばかりもか、るところなきしわざなりかし

神の宮人の笏をとる事

今はなべての神の社のはふりどもみな笏をとることなれどいにしへは把笏はおほやけにいと〳〵おもくしたまひて續日本紀天應元年のくだりに令下賀茂神二社禰宜祝等始把上レ笏と見え日本後紀延暦二十年のくだりには始令下住吉社神主把上レ笏と見えたりかものみやしろの禰宜祝住吉のやしろの神主などみなかろからぬゆゑに笏とることをゆるしたまへるなり又續日本後紀承和五年のくだりに春宮家令永預二把笏一とあるをみても把笏のおもきこととしらるるさてのち齊衡のころにいたりてはこれをゆるしたまふもやゝことひろくなりて文德實錄齊衡二年のくだりに乙巳制大和國檢非違使正六位上伊勢朝臣諸繼預二把笏一諸國檢

ぞらへていますがごとくうやまひて神のこゝにおはしますことを人にしらすとてしか申になんついでにいはん稱唯を乎々とかくことは日本書紀の訓點に越越とあるにならへるなれどあやまりにて於々とかくべきゆゑよし於乎輕重義といふ書に見えたり

神にたてまつるものを祝詞によきやうに申す事

今の世にはたかき人にものたてまつるにさゝぐる人のみづからは其もの、すくなくあしきやうにおとして申すならひなるにいにしへの祝詞にはくさ〴〵の物神にたてまつることを横山のごとく置たらはしとおほかるさまにいひみそは明妙(アカルタヘ)照妙(テルタヘ)和妙(ニギタヘ)など、ほめいへるは心えぬことにたれも〳〵おもふめれどゆゑあることぞかし神をたふとみかしづくこゝろざしふかゝらんにはよきものをあまたたてまつるべきことなれば其こゝろざしをいひあらはすにぞありける光孝天皇の御歌に「君がため春の野にいで、若菜つむわが衣手に雪はふりつゝ」とよみたまへるもみづからつませたまふやうにのたまへるはめのとをふかくおもほしめすみこゝろざしをいひあらはしたまへるなればかしこけれど此御歌のみこゝろをおもひ合せてもさとりぬべきことぞかし今の世のならひはわろくぞありけるもろこしのいにしへ人もさやうにこゝろえたりげにて春秋左氏傳といふから書に神にものたてまつりて申す詞をあげて奉レ盛以告曰絜粢豐盛奉二酒醴一以告曰嘉栗旨酒としるせるを見ればこはこのいにしへの心にかなへるを左丘明の絜粢豐盛とは謂二其三時不一レ害而民和年豐一といひ嘉栗旨酒とは謂下其上下皆有二嘉德一而無中違心上といへるはさかしらごゝろのひがごとなるべし政よくて年ゆたけしかみしもの人嘉德ありなど、神に申ほこらんはむらいのことぞかしさやうにてはあらじたてまつるもの、おほくてよきよしにいへるにて祝詞のおもむきに同じ

板立馬　馬代

神の社に馬をたてまつることはいにしへの祝詞に見え今の世にもたゆることなし又木もてつくれるをたてまつり馬しろのものたてまつること此ころは多しそれも中ころのものには見えたりたゞしみなおほやけごとなり北山抄一の卷に天暦三年七月廿二日月次

松の落葉 四の巻

神の宮人の於々といふ聲を高くたつる事

神の宮をあらたにつくりみかたをうつしたてまつり又は御饌たてまつるをりなどに於々と聲を高くたてゝながくいふことありつかへまつる人ども昔よりのならはしにて志かすれども其ゆゑをばこゝろえかぬればおのれときあかしてん於々とはいたくうやひたるいらへにて昔の物語ぶみに見えたるやうたかき人の御前にていらへ申に志かいひきいにしへの祝詞に稱唯といふもじをおゝとまをすとよめるもさやうなりさて聲を高く長くいふはいにしへも志かり續日本紀十一の卷承和九年のくだりに中務大輔從四位下高階眞人石川といふ人の聲のよかりしことをいへるやう除二兵部少輔一俄遷二少納言一父子相襲居二斯職一以レ富二聲音一也時論以爲 稱唯(オトヽマヲスノ)之音細而且高猶勝二於父一といへりながくいはざれば細而且高とはきこえじ少納言はみまへにさふらふ官にて於々と申ことの多かるからに聲よき人をなさせたまへるなりかくしたまふにつけて高倘つら〳〵考るに於々といふはうやまひて申すいらへの聲なるよりうつりて大御殿のうちにてこゝかしこへわたらせたまふをり〳〵にかしこきおまへなる事をかたへの人に志らせてもの、おとたかきをせいし志づめかしこまりをれといふこゝろにもものしつることにてよき聲をえらせたまへるなるべしいらへのみならんにはいかでさやうにやはあるべき清少納言の枕冊子におものまゐるにおし〳〵といふ聲たつることありこれはもとおゝ〳〵とかけるをおし〳〵に見あやまりてうつしひがめたるにぞあらん神の御前にみけたてまつるをりに於々〳〵といふによくかなへりみなかたへの人に志らせてもののおとたかきなどをせいしとゞめかしこまりをれとてするわざになんありける於々といふこと九重のうちにてはかしこきおまへならではなきことなればその聲を高くたつるはおまへなることを人に志らするわざとはなれるなりほそくてよくきこゆるやうにいひたらんはつゝしめる心ばへもこもりてうへなくよければ石川を少納言になしたまふはうべなる事ぞかし神のみかたをあらたなるやしろにうつしたてまつりて於々と申も同じこゝろなりかしこきおまへにな

いひてかしこのかしこきも柔順なるをよしとおもへりき人はこゝろのそこつよくてうはべはものやはらかに大かたのことは世になびきゝたがひておのがたてたるおもむきありてもあらはにけやけく人といひあらそはずおもひのどめてやう〳〵にものすべくなんかくこゝろえてこゝのまなびに孔子のをしへをとりそへてものしたらんにはつゆのなんなくわが身のためはさらにもいはず世のためにもなることぞかしものまなびといふものはする人のこゝろえによりてよしあしいたくことになん

松の落葉三の卷終

いはんはやうなきことのおろかなるわざになんこは神の御名のみにあらずよろづの言のもとをかうがへてあめとはかう〳〵いふ心ならんつちとはしか〴〵ととくたぐひみな同じことぞかし

ものまなびする人のよしあし

ものまなびよこゝのはさらにもいはずからのもかならずすべきことぞ人の身のおこなひのよしあしをわきまへしるをもとゝしていにしへのふみをひろくよみて世の中のよろづのことにおもひわたしこゝろうればよきすぢにさとくかしこくなるものになんいにしへと今とはこと〳〵なることも多かれどものしれば智といふもの、ほど〳〵に大になればおもひはかりせまらずしていにしへか、りつればいまはかうかうしてこそとなみならぬをかしきかうがへもいできぬべくよき人になるわざにしあればうへなくたふときものになんかくめでたきものなるを鳥けだものはすぐれたるもえせずわくらはに人とうまれてまなばでやはあるべきしかにはあれどもまなびたるがなかなかにしらぬよりはあしきこともありおのがものしれるほどを見えしられんとしてかりそめのことゝひにも人のえきゝしるまじきことをいひおもゝちけしきほこりかに人をばおとしめなどすこはなまものしりのうへにあることにていと〳〵にくげなりかし又からことまなびするともがらのかしこのことやうなりし人のまねしてすぐれたる名とらんことを好みては世にことなる身のおこなひをしわれよりかみなる人にへつらはぬをよきことゝおもふよりなめきことどもいひちらし人のきずをもとめてはやくとはしりう言にそしるたぐひぞおほかるかゝるをばみな人にくみてがくもんは人をあしくするものゝやうにいひあへりげにことわりぞかしかのさがな人よそのまなびのおやともおやなる孔子のをしへをいかにこゝろえたるにかあらん其をしへに君子のにくむことゝて惡㆘稱㆓人之惡㆒者㆖惡㆘居㆓下流㆒而訕㆑上者㆖といひ又年四十而見㆑惡焉其終也已ともいはれたりこは論語といふ書に見えたりたとへばなほき木にまがれる枝のあるごとくきずなき人はありがたきをそのきずをとめつゝわろくいふぞはらあしきさて又世の人ににくまるゝはみづからはよしとおもひてもあしき人なればなり易といふからふみに柔順利貞君子所㆑行と

はし用ることのあらんといはれしをはやうはうべなることにおもひしたがひてさきにおのがあらはせる書にはみなさやうにわかちてかきつるを今おもへばいみじきひがごとになんありける萬葉集の歌にもおむかしのおをはぶきてむかしとはいひたれどむをはぶけることとなしさるは音をとゝいふたぐひおははぶく例おほかるゆゑなりそのおをはぶかずてむをはぶくべきいはれなければおむかしのつゞまりたるにはあらざりけりしかのみならず古歌につゝじのをかしからましとおもしろきこゝろをもをのかなにいへる例あるを又そのこゝろの大かたうらうへなるはかよはし用ひがたしといはれしもいかにぞやたとへばかなしは大かたは悲歎のこゝろにいへるを古歌にうらこぐ船のつなでかなしもといへるは身にしみておもしろくおぼゆるよしなればこゝろのうらうへなるにあらずやをかしも同じことぞさればいにしへに例あるにしたがひてをかしはみなをのかなにかくべしとおもひさだめて此ころあらためけるになんいとところおぞしや此書のしたがきをある人の見ていひけらくをかしのかなをひとつにさだむることははやう久老春海などいひし人々も考ていひおける事にてものに見えきといへりそを見ましかばはやうさとりて改めましものをいと／＼くちをし

神の御名のしか申すことのよしをいふ事

神のみふみをよみて道のまなびする人よろづの神の御名のしか申すことのよしのしられぬをとかくにかうがへていふ中にからごゝろ佛ごゝろにとけるはさだめいふにもたらずこゝのいにしへのこゝろをおもひていへるも大かたはあたらじたとへば古事記中の巻神倭伊波禮毘古命のくだりに龜のせにのりて來れる國津神に槁根津日子といふ名をたまひつるは槁をさしわたして御船にひきいれたまひつるよしなりとしらるゝはその事しるされたればなりもしそのよしをしるされずばさることならんとはたれかおしはかりしるべきその國津神のこゝろのなほきを槁のなほきによそへて賜ひたる名ならんとか又さはかろくそへたるにてをは雄々しきこゝろ槁はかりもじならんとかとくべきなればすべて神の御名のしか申すことのよしのあらはに見えてしられたるはしか／＼ともいふべくしられぬをしひてかうがへておしはかりごと

古今集に見えたるながらの橋のふた歌よくはこゝろえられじかし

文臺の筥

今の世歌のまとゐに文臺といふは歌かける懐紙をうへにおくものなりいにしへは文臺筥といひてむねとは詩のまとゐにて韻字を筥にいれおき又とり出てそのふたのうへにおきつるなり歌をもさやうにぞしける古書にあまた見えたる中には筥をはぶきて文臺とばかりもかけるとあるによりてこれは筥にはあらじとこゝろえあやまりて中ころより後に今のやうにはつくりなせるにこそあるらめ今も筥にしたらんには歌の懐紙たにさくをふたのうへにおきなかにもいれていとたよりよきものなるべし西宮記六の巻九日宴のくだりに左少將兼村取二韻器一昇レ自二東階一入二文臺筥一退下といふこと見え又開二韻器封一置二筥蓋一ともあり同記十の巻講二日本紀一竟宴のくだりに取二文臺筥一置二博士前上卿座之上方一次又外記秉レ燭次上卿召二博士一人一（預定二其人一也）爲二講師一人人讀二件和歌一（此間親王公卿出歌）令レ入レ筥と見えたるは文臺筥に歌をいれたる例なり此くだりのはじめに就二文臺一披詠レ詩と見え北山抄二の巻就二文臺下一と見えたるなどは筥をはぶきていへるなるべし其巻々のかみしもにはみな文臺筥とのみあればなり又ます鏡老の浪の巻にその後和歌の披講はじまる爲道朝臣もとをしの袍につぼおひて弓に懐紙をとりぐして上達部の座のうへをとほりて階の間より入て文臺の上におく其外の殿上人どもの歌はひとつにとりあつめて信輔一度に文臺におくとあるは筥といはねばこのころは今の世のさまにつくれるにやあらん又これも筥をはぶきていへるにやあらんしりえがたし明月記には榊の枝松の枝を文臺として歌合をおきたること見えたるは建永二年三月五日賀茂歌合のをりにて神のみまへなればことぐ\なりかし

をかしのかな

今はむかしの人なる田中道麻呂の考に物をほめていふをかしはおむかしのつゞまりたるにておのかななり又笑ふべきことをいふをかしはをこといふ言のはたらきたるにてをのかななりといひつるを故鈴屋大人の聞ていとよきかむがへなりほむとわらふとはそのこゝろ大かたうらうへなるをいかでか同じ言を通

たるこゝろぞさるからに時よのおぼえおとろへたる身のたとへにはしけるなりさて弘仁三年につくられしより延久のころまで二百六十年のあひだのやうをものに見えたるによりていひてさきにいへるおのが考のあかしとすべし日本後紀に弘仁三年六月遣レ使造二攝津長柄橋一とあり文德實錄の仁壽三年には冬十月攝津國奏言長柄三國兩河頃年橋梁斷絶人馬不レ通請准二堀江河一置二二隻船一以通二濟渡一許レ之とあるを見るべし仁壽三年は弘仁に橋を造られて四十とせなるに頃年橋梁斷絶といへれば久しくはたもちがたかりしことをしるべし仁壽より延喜の御代まで五十とせをふるあひだに船にてわたすもたよりあしきにたへずやありけん又あらたにつくられきそは伊勢の御の歌に

なにはなるながらのはしもつくるなり
　今はわが身をなにゝたとへん

とよまれしにてしられたり此歌古今集に見ゆればつくられしは延喜よりさきにぞありけるその後天暦のころに藤原清忠

蘆間よりみゆるながらのはし柱
　むかしのあとのしるべなりけり

とよめり今はわが身をと伊勢の御のいはれしは延喜のさきにてその造られしも天暦にいたりては五十とせをへぬればげに此歌のごとくわづかに柱のかぎりのこるべきことになんかゝれば伊勢の御の歌はまことをよまれしなりけりその事の國史に見えざるはもれたるになんさて又榮花物語松のしづ枝の卷にこゝはいづくぞとはせたまふ東宮大夫ぞつたへとひたまふこれはながらとなん申といふほどにその橋はありやとたづねさせたまへばさむらふよし申すみ船とどめて御らんずればふるき橋の柱たゞひとつのこれりとありこれは延久のころなり伊勢の御のつくるなりとよまれし橋ならんには百七十年をへたれば柱ものこるべきかは一條院の御代わたりに又つくられて八十とせをへてかく柱ひとつ殘りたるにこそあるらめかゝれば弘仁の後もふたゝびまでつくられしことしられたりさてのこりたるひとつの柱もくちはてゝいにしへのあともながらとよみつる歌はあれどつくられしにやあらんとおもはるゝこともたえてなくなりぬ上のくだりにいへることゞもをしりおかざれば

りその匠のうちにやありけんむかし飛彈工といふ名のたくみありけりこは人の名にてひだの國なるたくみといふことにはあらず今昔物語にそのころ飛彈工といふたくみありけり都遷の時のたくみなり世にならびなきものなりとありて武樂院はそのたくみのたてたりといへり日本後紀延暦十三年令下二天下諸國一搜三捕上逃亡飛彈工一とあるも同じたくみなるべし

かはら屋

なべての人の家瓦葺にするははやう聖武天皇の御代神龜のころにはじまれりそは板屋草舍中古遺制難ㇾ營易ㇾ破空殫二民財一請仰二有司一令二五位已上及庶人堪ㇾ營者一構二立瓦舍一塗爲二赤白一奏可ㇾ之といふこと續日本紀に見えたるにてしるべしこれよりさき齊明天皇の御代に大宮をさへ瓦葺にせんとしたまひき冬十月丁酉朔己酉於二小墾田造三起宮闕一擬ㇾ將二瓦覆一又於二深山廣谷一擬ㇾ造二宮殿一之材上朽爛者多遂止弗ㇾ作と日本書紀に見えたりいにしへは寺をのみ瓦葺にせしことなるをいともたふとき大宮をしかせんとしたまひしはいみじきひがことになんよきほどなる木の朽爛たるがおほかりしは神のみこゝろにぞあるべきさるからにやめたまひ御代なゝよへて上にしるせる神龜のころにも大宮を瓦葺にとはたれもおもひよらざりしにこそ延喜式五の卷に齋宮の忌詞をしるされたるに寺稱二瓦葺一とありこはいとふるき代のさまをもてかへ名つけたまへるなりさて寺の瓦葺なりしこと齊明天皇の御代にありつることゞもおもひわたすにいさゝかなる社にても神のゐますところは板屋草舍にすべく瓦舍にはすまじきことになん

ながらの橋

此橋のことおのがおもへるやうをいひてんいにしへのならひものゝつくりざまいと〳〵おろそかなれば橋などは久しくはたもちがたくをり〳〵あらたに作るとにてみやこわたりは板のくちぬるをさておかるることはなけれどながらは遠ければつくりて三そとせ四そとせもつくろはれねば板くちて人も馬もかよひがたくなりたゆることたび〳〵ありつるなりそれをふりぬとはいへるになんながらのはしは用ひらるるあひだはすくなくすてられて久しくあるからにふりぬるものはそのはしとわれとなりけりと歌にもよめるにぞありけるふりぬとは用ひられぬやうになり

かになれる世のさまなり海人藻芥といふ書に疊事帝王院繧繝縁也神佛前半疊用二繧繝縁一也此外更不レ可レ用者也大紋高麗縁親王大臣用レ之以下更不レ用レ之大臣以下公卿小紋高麗縁也僧中僧正以下同有職非職紫縁也六位侍黄縁也諸寺諸社三綱等皆用二黄縁一云々四位五位雲客用二紫縁一也と見えたり

砌

みぎりといふを近世の歌よみは庭のことのやうにこころえて歌によめるありひがごとなりこれはのきのしたにかぎれり西宮記に至二仁壽殿西砌下一拜舞以レ雨不レ立二庭中一とあるを見るべし

さじき

いにしへさずきといひしを中ころよりよこなまりてさじきといへりはじめてものに見えたるは古事記の上巻に於其垣作八門毎門結八佐受岐とありゆひといへるにて志るべしかりにゆひてつくれるものなり同じことを日本書紀には作二假庪假庪此云二佐受枳一八門一と見えたり假庪とかける文字にてもたゞかりそめにつくれるものとぞ志られたる此さずきをなかころの物語ふみにはさじきといへりそれがあまた見えたる中にはかりにつくれるものながらにいとよきもありきとおもはるゝは榮花物語初花の巻に殿は一條の御さじきの屋ながく〱とつくらせたまひてひはだぶきかうらんなどいみじうをかしうせさせたまひてとあればなり又いとかりそめなるはたゞ車をならべてものしたるもあり狹衣物語三の巻にかねてきゝしにたがはず一條の大路つゆひまなく河原までたちかさなりたり車さじきの多さなどすべてかちの人かしらさしいづべうもなきにといへるを見て志るべし

せきと

關は和名抄に世岐度と見えて志かいふぞ正しき名なるさるを萬葉集の歌にとをはぶきてせきとのみいひ中ころの歌文にもみなせきとのみよみもかきもするはいふにたよりよければなるべし此たぐひある事にて猫もねこまといふが正しき名なれどまをはぶきてねことのみいにしへもいまもいふなり

飛彈工

飛彈國には匠多くありつとは賦役令に凡斐陁國庸調倶免毎レ里點二匠丁十人一毎二四丁一給二廝丁一人一一年一替餘丁輸レ米充二匠丁食一と見えたるにて志られた

のしきてうへにしくゆゑにさいへり西宮記十八の巻に設二冠者親王座一（用二土敷二枚一幷表席褥）とあるにてもしられたり大鏡五の巻にたゝみのうはむしろにわたいれてぞしかせたてまつらせたまふねたまふときには大なるのしもちたる女房三四人出きてかのおほとのごもるむしろをばあたゝかにのしなでゝぞねさせたてまつりたまふとありたゝみとはたゝみかさねたるうはむしろをいへるにぞあらんのしなでゝといへるやうきぬのむしろなり又古歌に狭むしろに衣かたしきひとりぬるよしによめるはねやにいらずうたゝねしたるさまにて今の世に小ぶとんといふもののしきてまろねしたるさまなればこれもきぬのならんとぞおもはるるされはいにしへむしろといひつる中には竹なるもあり菅なるもあり絹なるもあることをこゝろえてふるき書をば見るべきことになん

たゝみ

たゝみといふ名は神代よりありされどそのかみのは今のとはいたくことなり古事記上の巻綿津見神之宮のくだりに美智皮之疊敷八重亦絁疊八重敷其上（ミチノカハノタヽミヤヘヲシキマタキヌタヽミヤヘヲソノウヘニシキ）とあるを見るべし何にてもいくへもたゝみてしくものをいへる名にてしなさだまれるにはあらざるを萬葉集の歌に疊薦重編數（タヽミコモカサネアムカズ）といへるは薦をたゝみかさねあみて疊といふものにつくるさまなればいながらをたたみかさねあみてつくる疊のはじめなるべくおもはる奈良のみやこのころにかゝれば今の京となりて後のは今のたゝみなるべし西宮記に紫端縁端のたゝみ見え榮花物語の本のしづくの巻にも錦のはしさしたる長だゝみどもを西ひがし北みなみとまはりてしかせたまへりと見ゆればなり和名抄に薦のことを細堅宜レ爲レ席といへるをおもへば中ころよりはむねとものせしゆゑにたゝみといふは薦をおりたるをおもてにしてつくり出すをいふことゝなりつるになんさるからに薦疊菅疊とはいへど藺疊といへることはなきぞかしたゞし今のやうに長さ大さのひとしくさだまれるにはあらず和名抄に本朝式云掃部寮に長疊短疊和名太々美といひ榮花物語煙の後の巻にちひさやかなるたゝみふたひらばかりしくほどにてといへるをおもひわたしてしるべしさて又中ころより後にはたかきみじかき人のしなによりてその家にしける疊のはしのやういろ／＼にかはれりこはよろづのことこま

たるなどは今ひらき戸といふものとおもはるされば何にまれへだてにものするをみなしやうじといへるになん　からかみとはからの紙のめづらしきをもてはやしていにしへはもの丶へだてにかくることありしをいへりうつぼの物語樓の上の巻に三尺のから紙をかけたまへりとあるを見てしるべしさて後は此からかみを障子にはりて今のさまにはなれるなるべし長門本の平家物語にはから紙のしやうじをたてたりけるをほそめにあけてといへり今のに同じ

天井

今の世の人の天井といふは承塵にぞありけるむかし天井といひしは今の天井竿になんその竿は井のかたちにくみたればいへるにこそ延喜式七の巻踐祚大甞祭悠紀院の條に悠紀院所レ造正殿一宇搆以二黑木一葺以二青草一以二檜竿一爲二天井一席爲二承塵一とあるにて天井と承塵とはさだかにわかれてみゆ

むしろ

むしろはくさ〴〵あり廣筵長筵狹筵小筵はその形によりていひ出雲筵信濃筵あづま筵はおり出す國によりていひたかむしろ菅むしろ綾むしろはしなによりていへり又張筵といふありこれはとにはりて塵のたち來るをふせぐものなり西宮記四の巻相撲のくだりに三府佐著二牀子一給二張筵一云々有二飛塵一者主殿灑レ水掃除撤二張筵一とあり又細貫筵といふもあり江家次第一の巻相撲召合の條に敷二滿廣筵竝細貫筵一とありほそくながき筵なめりさてたゞ筵といへる中に菅なるも絹なるもありこゝろとゞめて見ざればあやまりぬべし西宮記十一の巻に件廂敷二信濃廣筵四枚一中敷二毯代一とあるは竹菅やうのむしろにてあら〳〵しければ毯代をうへにしけるにぞあらん同記十九の巻に夏不レ敷二菅圓座一敷二出雲筵一とあるも同じやうの筵とおもはる　江家次第三の巻に敷二滕突小筵一爲二參議座一とあるはよき人の座なればよきむしろにぞありけん源氏物語夕顔の巻に御車よす此人をえいだきたまふまじければうはむしろにおしくゝみて惟光のせたてまつるしたゝかにしもえせねば髪はこぼれいでたるも云々とあるはきぬのむしろにて萬葉集の歌によめる綾むしろのたぐひなめり夕顔のうへのしきてね給へるものにそのまゝつゝみたるさまにてやはらかなるむしろと見ゆうはむしろといふはしたにも

うへにもゐたるを見てせばからぬほどをしるべし母屋は庇よりはいたく高かりしなりさるゆゑになげしもたかくぞありける源氏物語夕顔巻にも例ならぬ事にておまへ近くもえまゐらぬつゝましさになげしにもえのぼらずと見えて庇より母屋にいるにのみ長押にのぼるといへり母屋のかぎりたかきほどしられたり大鏡六の巻には御病いたうせめて云々御簾のとにゐざり出させたまひしにも長押をおりわづらはせたまひてとありこれにていよ〳〵さなめりとおもはる母屋よりはなげしにのぼりたゞふことなくたゞおりわづらはせたまへり

しきゐはいにしへは坐席のことをいへり日本書紀顯宗天皇の巻に離レ席大智天皇の巻に磐城村主殷之新婦牀席頭端一宿之間稲生而穗其旦垂頴而熟持統天皇の巻に動レ坐而跪とよめるを見わたしてしるべし今の世にしきゐといふものはむかしはしきみといへり和名抄に閾は門限也和名之岐美俗云度之岐美とあるこれなり清少納言枕冊子にもなかのみかどのとじきみひきいるゝほどにといへり

屋のうちの間

今の世に家のうちのかみのましものまといふ間は昔もさいひしことなり萬須鏡秋のみ山の巻に法皇もおなじまのうちにて御しとねばかりにておはします村時雨の巻に震殿の階のまに御しとねまゐりて内のうへおはします第二の間に后の宮その次云々といへるにてしるべし

障子　からかみ

いにしへ障子といへるはへだてにものなるたぐひをすべていへる名なり今の世にしやうじといへるものをばむかしはあかり障子といひたりきそは古今著聞集にあかり障子のやぶれよりきとみればといへるにてしられたり紙ひとひらなるゆゑにやぶれよりものの見ゆるなり同書に清涼殿の弘庇についたち障子をたてゝといへるは今ついたてといふものゝさまなり狭衣物語にかみしやうじによべの御ぞをなんかけてさむらひつるとあるもついたちやうのものにこそかみしやうじとは紙もてはれるをいふきぬにてもはるゆゑにかゝる名はあるなりけり又江家次第五の巻に候ニ於鬼間障子外一暫閉ニ障子戸一と見え宇治大納言物語にへだてのしやうじのかけがねをかけてきにけると見え

それを思ふにもいける世にいよ〳〵神をいつき祭るべきことになん此せかいのうちにていける人のめに見えぬぞ神のせかいにはありける又わらはの死にてこと家の子とうまれかはれることからふみに見えここにもをり〳〵ありそれもみな近きわたりの人どちなるはなきたまの遠くよそへはゆかざればなり此魂のありかよみつのしるべにもいひきあはせ見るべし高尚がおもひとれる事どもくはしういはまほしけれどさてはいみじき長ごと、なればとゞめつそはことにものすべくこゝにはたゞかたはしをなん

四大　五行

天竺の佛經に地水火風を四大といひてよろづのことわり天地のことも人の身のうへも此よつのほかなきやうにいへるはげにさることゝぞかしから國には水火木金土を五行といひておなじやうにもの、ことわりをこれしていふことなれどかの四大にはおとりていと〳〵つたなしこはたとへば五つにいまひとつ石をそへて六行としてもよからんをやつら〳〵おもふに佛書のからくにへわたり來てのち四大をうらやみてかしこの儒者のしひてつくり出たることとなるべし後漢よりこなたのずさのときごとには佛書のふりなることをり〳〵まじりてぞありける

母屋　庇

むかし母屋といひしは身屋ともかきて今の世に家の本間どいふところにぞありける西宮記一の巻ニ宮大饗のところに垂二母屋御簾一卷二庇簾一と見え又同巻臣下大饗のところには下臈辨進跪二庇二間一（去身屋第二柱）とあるにてしるべし母屋のほかはみなひざしといへり同記に又庇孫庇妻庇などいへるは母屋の次の庇よりつぎつぎをいへるなり同記十の巻に始講二日本紀一事といへるくだりに東孫庇小板敷有二聽衆幷云々座一といへるを見れば孫庇にいたりては板敷なるところもありしなり妻庇は簀子の上なり同記十一の巻に御座在二御簾前孫庇一之時王卿候二簀子敷一（以二圓座一各置レ之云々）とあるを見てさなめりとしらる

長押（ナゲシ）　しきゐ

なげしは母屋と庇との中のへだてのうへしたにあるものにてしたなるはゞひろくぞありける西宮記十四の巻に跪二長押下一兩三度膝行昇二長押一同記十九の巻に獻レ盃者跪二於長押上一獻レ之とありのぼるといひ

ば人の家にゆきて神わざするやうのことはなけれど大かたの神部はしかするなりそのわざはみけみきをそなへて神を祭り中臣祓辭をよむこと丶ぞ此詞といふはきたなきつみけがれをはらひきよむるとのあるやうをいへるいにしへのうるはしきみやび詞にぞありけるさる詞は神のき丶よろこびめでたまふことにていはまくもかしこけれど天照大御神の天の磐戸をさしこもらせたまひしをりにもふとのりごとのうるはしきをばき丶よろこびめでたまひしことのありつるその例によりて家のうちの人どもの事なからんをいのるにもまづ神のき丶よろこびたまふことを申てみこ丶ろをとるわざなればしかするもよかめれど祓詞のみやびてたふとくうるはしきをよみひがめていやしくさとびたるさまにいひなさば龍雲せにしのいへるごとくこれもよみてかひなきことなるべしか丶れば神部は岡部翁の祝詞考又師のか丶れたる大祓詞後釋に高尙があらはせる後々釋をくはへてよくよみてことの心をわきまへしりよみさまもそれにしたがひてこそ

人は死にたらん後のためにも神をまつりいのるべき事

いける世のいのりのためにはみな人神をまつれどもなからん後のためにしかすべきことはいにしへよりいひをしへたる人なければたれもしらざる事の心くるしさにそのよしいはんとすこ丶の人は死にてもそのたまみくにの神のしらせたまふせかいにいりいやしき神となりてありよそにゆくものならずしかいふはいかりて死にたる人のたまのあらぶるを神にいはひまつればしづまるにてたしかにしられたればなりそのゆゑは世の人のいつきまつる神となるは神のせかいにてたふとくすぐれたることなればよろこぶよりいかるこ丶ろのなぎてしづまるになんいよの國なる和靈社のゆゑよしをき丶てもしるべしはじめは佛わざしてしづめんとしつれどもいよ／＼あらびまさるまに／＼神とまつりしよりしづまりぬとぞか丶る例いにしへ今に多しされはなきたまは高きみじかきしなのかはりはありなめどみな神のしらせたまふせかいにいりてそのほど／＼にみな神となりたふとき神の御はからひにしたがふものなればなからんのちのことは神をのみひたぶるにたのみたてまつるべし

にこまやかに心とゞめてよみつるよしなり世にすぐれたるからことのはかせなりかしそのなごり見えて今も岡山の里にからふみまなびする人はかならずこのものまなびをもたぐへてぞしけるいとも〳〵よきならはしなりけりはかせとあらんもの丶まづむねとあきらめしるべきわがみくにのいにしへの事をばしらずしてひとのくにのことのみしりてよからんやはむかしの儒者は今の世のかいなでのずさとはこ丶ろざしのいたくことなるものになん

　龍雲禪師のいへること

三十とせばかりやすぎにけんとおもふむかしにき丶つる物語をいまおもひ出るま丶にこ丶にかきしるすちかきわたり蘆守の里の難波なにがしの家に年ごとのむ月にはあまたの僧來て經よみといふことす一とせれいのごとくものするをりにその家の女あるじいで丶まらうどざねなる龍雲禪師にむかひていひけらくとしごとのれいとてかたじけなくも君をはじめこれかれ來ましてこの事なしたまへば家さかえまではこ丶にて身まかりしものどものためよしとうれしう思うたまへをるはまことにさやうにや侍るといひければせにしいらへけるやう佛の經文といふはよきをしへをかけるものなれどもことのこゝろをえずしてよみたらんにはそのみづからのためにもなりはべらぬをまして人にあつらへてよませたまふことなればさやうにかひあることには侍らじしかにはあれどもあしきわざなすにくらべてはこよなくよきことになんといらへきとかの女あるじおのがもとに來てかたりき世にすぐれたるぜにしなるかなかりそめのこと丶ひのやうなれどこは灌頂經といへる經に見えたる七分獲一の心をおもひつ丶心のまことをいひあらはしたるらんとぞおしはからる丶妄語戒をも弘法の志をもわすれぬ人にてよにありがたくなんそのかたのもも千の書をよみあきらめても佛のいさめをおもはずしておのが身のやすく世にへんことをのみねがふ法師どもはいふかひなきことぞかし龍雲禪師といふは此きびのみちの中の井山の寶福寺といふ寺のそのころのほうしざねにて世に名たかくきこえたる人なりき

　人の家にて神部の中臣祓辭をよむ事

おのれは名神のみやしろの事とりて職のかろからね

ころのあるをいとあるまじきわざなりとていみじうにくみそしる人ありたゞしかゝることはみくにゝもひとのくにゝも例なきにしもあらずたとへばからふみ孟子盡心章に古本には萬子曰といふことのあるを趙注とかいふ注釋にはそれにつきてしひたることといへるを朱熹といふ人にいたりてはあらためて萬章曰としたりさて萬子曰恐非などやうのことをだにいひおかざりき此たぐひちかき世には岡部翁の壬生をにぶ深養父をふかやほとやうにうちつけにかゝれしためしもある事ぞとはかねておもひをりつれどよくおもへばよきならはしとはおもはれずいかにといひおこせたりきひがもじとてあらためしといふは一の巻におもひあらばをおもひなくば五の巻にそれをゝその頃と改めたる類をいふにこそそもこれはひがもじなりとおのれはさだかにおもひ定めたればなにの心もなく改めて新釋にそのよしことわりいひおきたればさてよしとおもひをりしはよくおもへばおふけなきわざはさるものにて學びのすぢにもさはすまじき事にぞありけるおのれはかゝらんとおもひさだめても人は又異なる考もあるべきなればひがもじと見えてもその詞はさておきてたゞ注釋にこそしか〳〵といひおくべきことなりけれこたみわが誤りをさとれるはそしる人のありけるゆゑとおもへばさる人こそわが爲にさちえさせたる人なりけれ此事をば京にいひのぼして板のもじをゑりなほさせつれどはやくもとのすり本をのみえてみるらん人のためかつはそのさちえさせたる人によろこびきこえがてらこゝにはたかくなん

湯淺元禎のかける書を見て思へるやう

元禎は湯淺氏字を新兵衞とぞいひける道の口の岡山の殿人にて此わたりにては名たかき儒者なりけりおのれがわかきほどにうせつる人にてあひ見ざりしぞくちをしきそのあらはせる書どもを見るにからことのみかはこゝのまなびもつたなからず師なりし服部なにがしのもとにゆきてもみくにのいにしへのことをとひあきらめんとし師のいへるもわが國のふるき書をよまずばいかでか此日本の萬國にすぐれてたふとき事をしるべきといひてをしへしことゞも見えたり此人々よ六國史はさらなりかなのさうしをもあまた見わたし榮花物語三鏡平家物語やうのものはこと

こそかくものたまはめと見えたるなどを思ひわたして玄るべしこれらもおぼろげならぬ又はおぼろげならずといふこゝろになん

あゆ

血汗乳などやうのものはいづをあゆといへり文かく人のこゝろえおくべきことぞかしその例はうつぼの物語梅花笠の巻につまもとより血をさしあやして落窪物語にちあゆばかり榮花物語鳥邊野の巻に御はな口より血あえさせたまひて本雫の巻に御口はなよりちあえてきえいりたまひぬといへるなどなりこれらを見わたして血はあえあゆあやすといひつることを玄るべし汗乳も同じことにて清少納言枕冊子にあせあゆるこゝちぞしける同冊子に乳あえずなりぬるめのとなど見えたり

高殿　たか屋

此ころの歌よみのたゞ人の家の樓をたかどのとよむはあやまりなり殿とはよき人の家をいふことなり日本書紀には樓の字をよき人の家なるはくに、たかどのとよみたゞ人のをばたかやとぞよみたるされば玄もざまにてはたかや又はたかき屋などぞいふべかりける

堤の柳

つゝみの柳とてつゝみには柳おほかるさまに歌によむなるはゆゑあることぞ雑令に凡堤内外并堤上多殖ニ楡柳雑樹一充ニ堤堰用一（謂レ堰所ニ以畜レ水而流一者也）とありて堤には柳をむねとうゝることなりしかばそのならひのこれるなり

伊勢物語新釋の事

おのれ伊勢のものがたりの新さくといふ書六巻をあらはしつるをみやこ人これかれいひあはせてさくら木の板にゑらせつるより世にひろまりて高尙が弟子なるも遠きくになるは摺本をえてぞはじめて見ることなりけるさる處々より此新釋にあるはときもらせりとおもひえたるあるはとき誤れりと見つけたるなどとかくいひおこするもあるにかへりてひがごとなるはおきてその中にげにさる事なりとおぼゆるをばかきとゞめおきつゝおのがおひつぎ考えたることゞもとあはせて新釋拾遺といふ書をあらはさんとはするなりさてある人のいひおこせけるやう此書に物語の詞をひがもじならんとていさゝか改めたまへると

れたりさるをちかき世のうたよみは同じやうにおもひまがへてひとつこゝろによめるうたおほし栂井氏のてには網びき網蜘のすがきなどいふ書にも同じこころにときてさへはおもくだにはかろしと見えたるなどひがごとなりかく歌よみのおもひたがふゆゑはだにもさへもものふたつをかねていふは同じくふるき歌のあるが中にだにもさへと同じやうに見えまがふもあればなりひとつふたつ例をとり出ていふべし

これも古今集に

み山には松の雪だにきえなくに
　　みやこは野べのわかなつみけり

春やとき花やおそきときゝわかん
　　うぐひすだにもなかずもあるかな

雪とのみふるだにあるをさくら花
　　いかにちれとかかぜのふくらん

はしは春くれば木陰谷がくれにはのこるとも松の雪なりともきゆべきにそれさへ消なくにといふこゝろ中はうぐひすなりともなきなばとおもふにそれさへなかずもあるかなといふこゝろおくはさくら花よしちるとも雪と見るまでちることなりともせずもがなとおもふにまかせず雪とふるなりそれさへあるに此うへいかにちれとか風のふくらんといふこゝろなりみななりとものこゝろにてはあれどもいにしへの歌のふかき情をだにといふにこめてよめるものゆゑにみな人見しらず一わたりに見てはなりともといふこころとはおもはれずさへといふに同じやうなれば見あやまるもうべなりけり

　　おぼろげ

源氏物語末摘花の巻におぼろげならでしいでたまへるわざなればものにかきつけておきたまへりといへるおぼろげならでは此詞のもとのこゝろなり又おぼろげならぬこゝろを中ごろにおぼろげといふことありきそはことなるいひざまなれど中ごろのひとつの詞づかひにぞありけるうつぼの物語俊蔭の巻に山はやしにまじるものは世の中をおぼろげにおもひはなれて身をなきものにおもひなしてするものなりとありおぼろげならずおもひはなれてといふこゝろなり榮花物語浦々のわかれの巻に此ものどもたちこみたればおぼろげの鳥けだものならずはいでたまはん事かたし初花の巻には殿あはれおぼろげにおもほせば

らぎくだらのふたつをおきてこまひとつをもろこしにたぐへていひならへるはこまはあるが中に國もひろくすぐれたるにいにしへ錦あや笛やうのものなにやくれやこまともろこしとよりわたり來れるをもてはやしてこまもろこしのなにとたぐへいひしをならひとなりてさるものゝうへならねどもこまもろこしとはいへるなるべし

歌はいひつくさぬをよしとする事

うたは情をむねとすればこまやかにいひつくしては情あさくなりてわろし六百番の歌合に稻妻といふ題にて

左勝　有家

風わたるあさぢがうへの露にだに
　やどりもはてぬよひの稻妻

右　家隆

ながむればかぜふく野べの露にだに
　やどりもはてぬいなづまのかげ

右方申云左の歌よろしきか左方申云右の歌雖ㇾ似二左方一詞つゞき心ゆかず判云兩首の歌心詞己同等に見え侍るを左は宵の稻妻といひ右いなづまのかげといへることの外おとれるにや以ㇾ左爲ㇾ勝

とあり左の歌のまされるは宵の稻妻といひて影をばいはでしらせ風わたるあさぢがうへといひて見わたすことはいはざるによりてあはれなる情うちにこもりていひしらずをかしければなり

だに　さへ

だには古今集の歌に

ちりぬとも香をだにのこせうめの花
　こひしき時のおもひ出にせん

といへるにてしるべし花のちるはせんかたなし香をなりとものこせといふこゝろなればなりともといふこゝろぞとこゝろえてたがふことなし

さへは同集の歌に

春雨ににほへるいろもあかなくに
　香さへなつかし山ぶきのはな

といへるにてしるべし色にくらべて香もといふこゝろなり萬葉集にさへといふに副の字をかけるものふたつをかねていふこゝろなればなりこのふた歌にてもだにとさへとはこゝろ異なることよく見えわか

今の世の人のことゝひによも山のものがたりなどいふよもやまはさらに山のことにはあらでひろくこゝかしこといふこゝろなりむかしもさやうなりき榮花物語花山の卷に世の中にもがさといふものいできてよもやまの人上下やみのゝしるにとあるは天の下をいへるやうなり本のしづくの卷によもやまのくすしをあつめよるひるつくろはせ給へどゝいひ音樂の卷によもやまの佛神にもいみじきことゞもありつればにやといへるなどはみやこわたりをひろくいへるさまなり又神樂歌に「よもやまのまもりにたのむあづさ弓神のたからに今しつるかもといへるは花山の卷なると同じく天の下をいへりさるを此神樂歌のよもやまを楫取魚彥がよもやもをうつしあやまれるものぞといへるはわろし榮花物語の卷々に見えたるをみなあやまりともいひがたかるべくしかのみならず四方(ヨモ)とはむかしよりあまたいふことなれど八方(ヤモ)といふことはきゝなれずたゞ續日本紀の宣命に天地八方調賜(アメツチヤモトヽノヘタマフ)事者(コトハ)といふひとつあれどこはこゝろも詞もこゝのふりならずおぼゆ岡部翁の神樂歌のよもやまの考に山を楯とたのむやうにとかれつるもわろし天の下のまもりにたのむといふこゝろなるをや

歌まくら

ふる歌によめる天のしたの名どころを世の人の歌まくらといふは歌よみのまくらごとゝするこゝろにやあらん源氏物語桐壺の卷にやまと言のはをももろこしの歌をもたゞそのすぢをぞまくらごとにせさせたまふと見えてまくらごとゝはつねのことぐさをいふよしにおもはるればなり又おもふにしかにはあらでまくら詞のたぐひにてよむうたのたすけに名どころをするこゝろにやあらんいひはじめたるこゝろはさだかにしりえがたけれど名どころを歌まくらといふことはものにも見えつ大鏡五の卷に六十よこくのうたまくらに名あがりたるところ／＼などをかきつゝまゐらするにとありかくあればふるくもいひつることになん

こまもろこし

歌よみのこまもろこしといふことは源氏物語寄生の卷にこまもろこしの錦あやをたちかさねたるめうつしにはといひ同物語若菜の下卷にもろこしこまと此世にまとひありきといへるなどによりたるなめりし

月見のまとゐにあしで歌絵をかゝんには

このかける歌絵のうたは高尚がよめるになん

づゝの文字やうもそれしてつくりかきなせる石のたたずまひもそゝげたる蘆とはひきかへていかめしきをいへりひともじにて石をものしたらんには草書といふゑのさまなればこれはいとまいりぬべきものかなとあるにかなはずしかのみならず蘆も家もひともじしてかきうべしやは鳥をかくこともありきとしられて榮花物語根合の巻に池のかゞり火ひまなきに白き鳥どもの足高にてたてるも蘆手のこゝちしてをかしとあり此とりは鷺なるべし池をゑがけるはれいの水をものするならひなればなり鳥のあしたかきをあしてのこゝちといへるよしは歌のもじをかきつくさんとしてはものゝかたちのたけたかくなることのをり〳〵あるならひなればぞこれもひともじしてかゝぬあかしとすべしさて蘆よりうつりて家石鳥とかけるを見れば水のほとりにつき〴〵しきはなにゝまれかくべきなり水をゑがゝずしてものするは蘆手にあらずとしるべしむかしのにならひてこゝろみにひとつかきいでついと〳〵わろきはくはしうさとさんとしてなか〳〵ものそこなひにこそ

四方山

なりけり昔より手といふはもじのことにぞありけるかく文字を蘆のかたちにかきなして蘆手といひつゝをはじめにてのち〳〵は水のほとりなるいはほのたゞずまひ家ゐのさまをも歌のもじしてかきなすこととはなりけるなりそれをもはじめよりのいひならはしのまゝにあしてとはいふにぞありける水をゑがきていへるよしは昔しの蘆手のやうかならずさやうなればなりつぎにひきいづる住吉物語のことば玉葉集の歌を見てもしらるゝことぞかし歌のもじを蘆のやうにかきなすことなればゑはげに水をものすべきことぞうす墨にかくゆゑはうたのもじゝてはまことに其ものゝやうにはかきえがたければうす墨にかきまぎらしたるものにぞありける住吉物語に南は一むらの里ほのかにみえて苫屋どもにみるめかりほし蘆の屋にこゝろぼそくけぶりたちのぼるけしきうすずみにかける蘆手に似たりとあり遠くてほのかに見ゆる苫屋あしやにみるめを屋のうへにあげてほしもしけぶりのたちそひもしてはそのみるめけぶりにまぎれて屋のさまのいよ〳〵さだかに見えわかれぬをうす墨の蘆手に似たりといへるにてしるべしうみべの繪に歌のもじしてあまの家をうすずみにかくならひもありけるを玉葉集の歌には「夕ぐれになにはあたりをきてみればたゞうす墨のあしてなりけりとありうみべのゑにうすずみして歌のもじ蘆のすがたにかきたるに似たりといふこゝろなり石のかたちにかきなせることも見ゆるは源氏物語梅が枝の巻に蘆手のさうしどもぞこゝろ〳〵にをかしき宰相中將のは水のいきほひゆたかにかきなしそゝけたる蘆のおひざまなどなにはのうらにかよひてこなたかなたゆきまじりていたうすみたるところあり又いといかめしうひきかへて文字やういしなどのたゝずまひこのみかきたまへるひらもあめりめもおよばずこれはいとまいりぬべきものかなときやうじめでたまふとあり此蘆手歌繪よ水のいきほひゆたかにといふはひろき海をゑがけるなりそゝげたる蘆のしか〳〵とはなぎさよりはる〳〵と蘆の生つゞき出たる末は遠くてものゝそゝげたるやうに見ゆるをいふさばかり蘆の生たるところはなにはならんとおもはるゝよしなりこはうすずみにかすかにかけるところ又いかめしうしかしかとはめに近き磯べの石はこき墨にものして一もじ

とつさがしいで、見たりともかならずかやうなりとはいひがたかるべしふるき物語ふみに見えたるやうをおもひわたして考へさだむべきことになんおのれまだはたちにたらざりしほどに京にまゐりて梅ノ宮の宮人橋本經亮の家にてあるじにあし手のことを問しにむかしのをうつしおけりとてとり出て見せけるは繪はなくてたゞ歌のもじをゆがめてあしくかきたるになんありけるこれは西行法師のまことのふでのあとをうつせるなりかゝればあしでは惡手(アシテ)なりといひき今おもへばさらにうけられぬ說なりかしこは和泉式部の歌に「ふでもちびゆがみてものゝかゝれぬはこれやなにはのあしでなるらんといへるによりて事好むものゝかの法師の名をかりていつはりかけるにぞありけん此歌は惡手もゝじゆがみあして歌ゑももじを繪にかきなすからにゆがめてものすればよそへていへるにこそあれことゞゝなりその後又みやこにて蘆菴小澤氏のかけるあしてうたゑを見しにむかしのにたがひて水をもゑがゝず歌のもじのなかにまれ〳〵に繪をまじへてうめがえの枝といふもじをしひて木だちのさまにかきなし鶯といふに其鳥のかたをかきてかの枝にゐさせたるやうのたはぶれがきなりこは源氏物語あしで歌繪の注にあしてとは蘆などを下繪にかき文字をかきそへたるなり歌繪とはやといへば矢を繪にかききわといふに輪をかきといひ中峰和尙の笹の葉かきといふ文字の體笹の葉に似たるがごときなりといへるによりてかけるひがことになんありける注は湖月抄にして此說わろし蘆を下繪にかきたらんには蘆繪とぞいはましなにのよしにか手といふべきやといへば矢を繪にかきなどいへるもむかしのあしてのさまにあらずいと〳〵つたなくいやしそれにならひて名だゝる人のかけるはいかにぞや同じ人の篠の葉かきをまねびてひともじを繪のさまにかきなせるもわろしさやうにては物語ふみに見えたるにたがへり事はおくにいふをまちてしるべしさておのれはさやうのみだりなるおしはかりごとにはよらずあしてうた繪をもてはやしける中ころの物語ふみに見えたるにしたがひてなんあしては蘆手なるべし水をゑがきてかたへに歌のもじをうす墨してほそくつゞけて蘆の生たるやうにかきなせるをしかいひきさるからにものがたりぶみに蘆手歌繪とはいへる

なんふぢばかまに香をむねとよむは袴といふ名によりてむかしははかまにもたきものすることなればその香によそへていみじくいへる歌のならひなるをそのよししらぬ人のかく蘭とはさだめたるにぞありけるかくさだめてのちは菊に和名のなくなりたればからよりわたりたる草の葉のかたち蓬に似たるによりて世の人のからよもぎといひ又かはらよもぎともいひあやまれるをそのまゝとりて新撰字鏡にからよもぎ和名抄にはかはらよもぎとしるしたるになん此ふた書は世の人のいふまに〳〵考へずしてかけるひがごと多し蘭蕙はかの字鏡に香艸平支とかけるぞもとの名にて正しくはあるべき高尚はやうよりかくおもひさだめたればひとりむかしにたちかへりて菊のうたをふぢばかまともよむことゝすよしやあしや

菊のきせわた

菊にわたをきするは花の香を綿にうつしとりてそのうつしの香をもてはやすためにぞありけるそは清少納言の枕冊子に九月九日は曉がたより雨すこしふりてきくの露もこちたくそぼちおほひたる綿などもいたくぬれうつしの香ももてはやされたるとあるにてしられたりさるを春曙抄といへる此冊子のちうさくにきくに綿をきするは菊をもてあそぶあまり寒霜をふせがんとのこゝろざしなりととけるやうのひが説もあれば今くはしくときあかしてん後撰集にとなりに住はべりける時九月八日伊勢が家のきくに綿をきせにつかはしたりければ又のあしたをりてかへすとて詞がきありて伊勢の御の歌をしるしたり九月八日にとなりの菊に綿をきせにつかはすは九日の重陽宴にうつせる香をもてはやさんとてぞ又のあしたその綿をかへすにてもしるべし折てかへすといへるはきくの花にきせたる綿を枝ながら折てかへすにてしかするは道のほどにうつせる香のうすくやならんとおもふこゝろしらひにこそこれを見てしるべしはじめにいへるおのが考のごとくなることを

蘆手

あしでは中ころのたはぶれがきなれば大かたはあとさだまれるやうなれどことさらにいさゝかづゝはかへもしてめづらしきを興じめでけんとおもはるればむかし人のかけるあし手のまことのふでのあとをひ

もてはやす花なり又秋の野におのづからあまた生出てさく菊のはなはならのみやこのころにもあるべくそは萬葉集八の巻の歌にな、くさとかぞへしなかのふぢはかまなりけりそのな、くさは山上憶良詠二秋野花一歌に秋野爾咲有花乎指折可伎數者七種花其一芽之花乎花葛花瞿麥之花姫部志又藤袴朝貌之花其二とよめるにぞありけるかきかぞふればといへば大かた秋の野に咲たる花のあるかぎりをいへる心なるにあまた咲てうつくしききくの花をもらすべしやは朝貌は桔梗藤袴は菊なればげに秋の野のはなのこりなしものしり人はふぢばかまを蘭なりといへどらには生いづる野ばれにして七くさのかずにいるべき花のさまならず類聚國史巻三十一帝王部にも平城天皇大同二年九月のくだりに乙巳幸二神泉苑一琴歌間奏四位已上共插二菊花一于時皇太弟頌歌云美那比度乃曾能可邇米豆留布智波賀麻岐美能於保母能多乎利太流祁布上和之曰遠流比度能己己呂乃麻丹眞布智波賀麻宇倍伊呂布賀久爾保比多理介利と見えたり插二菊花一とありて御歌にふぢばかまとよみたまへば菊はこ、のふぢばかまなることさだかなりさきに延暦の帝はきく

とよみたまひしかども花はすぐれてめでたけれどこ このふぢばかまと同じものなればかくもよみたまへるなりさて插二菊花一とある此菊は蘭の字の誤を寫傳へしなるべしと上田秋成はいひつれどさにはあらじ日本後紀に同じ御代の此事をか、れたるにも插二菊花一とあり二書ともに蘭の字を草の手にかきて菊にあやまるべしやは類聚國史は百巻にあまれる書にてうつす人もかいなでならねばましてあやまらじしかのみならず菊をふぢばかまとすればよくかなへることと上のくだりにいへるがごとしさてのちかの延暦大同ふた御代のみうたによりてみな人きくともふぢばかまともよみあへるうちに言みじかきかたのいひよきま、にやう〱にきくのうたおほく見えしらがへばふぢばかまはこともの、やうに人のおもふ世になりてふぢばかまに香をむねとよめば蘭蕙の香草なるにおもひまよひてこれならんとて六帖にはらにの部にいれ和名本草にも蘭蕙の和名を布知波賀萬とはしるせるにこそかやうにみな人あやまるによりて紫式部もひがご、ろえして源氏物語匂宮の巻に老をわするゝきくにおとろへゆくふぢばかまとはかきつるに

さをしか

故鈴の屋大人のいはれしは萬葉集なる鹿の字はみな加とよむべししかとよみてはいづれも文字あまりてしらべわろししかにはかならず牡鹿と牡の字をそへてかけり心をつくべし鹿の字をしかとよみてよろしきはわづかにひとつふたつなりといはれき此考によりてある人さをしかの事をしかは牡鹿のことさはそへていへる詞にてをは小のこゝろならんといへりかの萬葉集に左小牡鹿ともかきたればげにさることのやうなれどよくおもひめぐらすにさにはあらじさと小とかさねていへる例も見えずさはそへていふ詞をは男にてしかは鹿なるべし和名抄に鹿和名加とあれども昔よりしかともいひつらんとおもはるゝは同書に麞於保之加新撰字鏡に麞久自加又於保自加とあるは皆大鹿のこゝろにて大牡鹿の心にはあらず又萬葉集八の巻三十八丁に呼立而鳴奈流鹿之同巻三十九丁に猪養山爾伏鹿之同巻四十八丁に秋芽子師弩藝鳴鹿毛同巻同丁に山下響鳴鹿之同巻四十九丁に秋野乎旦往鹿乃と見えたる歌どもみなしかとよむべくかとよみてはしらべとゝのはねば鹿をしかともいひしこといよ〳〵さだかにて牡鹿にかぎりていふ名にはあらざるなり萬葉集にしかといふにをり〳〵牡鹿ともかけるはことわりをもて牡といふもじをそへたるものぞさるは鹿を歌によむは鳴聲をめでゝの事にてすべてみな牡鹿のうへをいへればなり故大人はこの事に心つかれずしておもひあやまられたりかみのくだりにもいへるごとく八の巻ひと巻にも鹿といふもじを加とはよまれぬ歌五つあれば萬葉集なるはみな加とよむべしとはいはれぬことなるをや

菊

からくにの菊はこゝのふぢばかまなりそのよしあきらめいひてんきくとよめる歌ならのみやこのころまでは見えずはじめてものに見えたるは日本後紀延暦十六年冬十月のくだりに皇帝歌曰己乃己呂乃志具禮乃阿米爾菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎とあるこれなりかゝれば延暦のころからくにょりきたりしにこそ此菊のはなのいと〳〵めでたくこゝのふぢばかまとはことなるやうに見ゆればからくにの名によりてきくとはよみたまひしなるべしさるゆゑにこれよりさきにきくとよめる歌はなきぞかしこの菊は今の世までも家々のまがきのうちにうゑつぎ來て

あそびはいにしへのにくらべてはこよなくおとりたるものをまれにはよき人のをむなめともなりなどすればなみ〳〵の人のめとなるは多しわが家うみの子の末々までもあそびを妾ともなせそかくいさめおくゆゑは乞兒のたぐひを家あるじのやうにすればいみじきけがれとなり氏神のきらひたまひにくみたまへばよろづのわざはひおこりあひて家おとろへぬべくおもへばなりさてうかれめともあそびともいふは人にさそはれてうかれありきあそぶをわざとするゆゑにこそ

　あふ坂山のさねかづらといふ歌

一とせみやこのゐての屋にて百人一首といふものをかうさくしけるをりに

　名にしおはゞあふ坂山のさねかづら
　　人にしられでくるよしもがな

といふ歌をおのがとけるやうむかし今ありとある注釋にあひてさねといはんためにのみしかいひつゞけたまひしとゝときたれどしかにはあらじもしさやうならんにははじめの五もじわが中はとやうにいふべき詞のすぢにて名にしおはゞとはさらにいふまじきとぞ後撰集の歌にて女のもとにつかはしけるとある此ことばかき例のこの集のくせにていひいたらざるにぞあらんさねといふ女のもとにつかはしけるとかきたらんにはときあやまる人はあらじぞ同集に人の心のつらくなりにければそでといふ人をつかひにてと詞かきして「人しれぬわがものおもひのなみだをば袖につけてぞ見すべかりけるといふ歌の例もありけるをやさてさねといふ名の女ならんとは名にしおはゞとあるにてさだかにしられたりさねといふ名をさねかづらといひなしたるぞ歌なる名にしおはゞいざこととはんみやこ鳥といふうたおもひ合せてもさとりぬべきことぞかしさて此御歌のこゝろはいましが名さねといひてさねかづらの名におふとならばちかきわたりなるあふ坂山のしたはふさねかづらのやうに人にしられずしてしのびてくるよしもがなとのたまへるなりくるはかづらの縁語なりかくときたるをくすし畑の何がしきゝて言の葉の名たゝる殿にまゐりてかみのくだりのことゞももらしきこえしかばいとめづらしげにさることならんとのたまひてかんぜさせたまひきとかの人かたりき

ず源氏物語のみをつくしの巻にあそびのやうをいへるはおのが心をやりてよしめきあへるもうとましうおぼしけりといへり人にめでられんとてことさらによしめくさまのうとましげなるはげにか丶るあそびもの丶くせぞかしいとはなやかなるよそひなりしとは榮花物語殿上花見の巻に江口といふところになりてあそびどもかさに月をいだしらでんまきゑさまざまにおとらじまけじとしたてまゐりたりとあるを見てしられたりいまもみさとなにはに大夫といひてさるたぐひのもの丶つねにかささ丶せてありくはこのならはしのこれるになん大和物語に鳥飼の院にてかしこきおまへにうかれめどもあまたまゐりてさむらふ中に聲もおもしろくよしあるものははべりやととはせたまふと見ゆればこれをよびとりて盃とらせなどするは今やう歌うたはせてき丶はやしこ丶ろをやるすさみになんいまの世に遊女といふものは名にたがひてよる／＼かはるまらうどに枕かはしてぬるをわざとすこれはむかしのやぼちになんむかしの遊女は今の世の藝子といふものにぞ似たりける平家物語にはあそびの中にをとこ舞まふを白拍子といへりこれは此ころの舞子といふものにかよへりかく似もしかよひもするものからむかしのはみなあてなるさまぞこよなきや白拍子にもいづれか秋にあはではつべきといふをかしき歌よみしもありきかしされどいにしへ人はあそびのわざをいたくいやしみて順朝臣の和名抄には遊女を乞盗のたぐひとしてかたゐにならべかきたりか丶れば世にすぐれたるひがきのこもそのわざのいやしければなみ／＼のきはの人のめとだにえならずしてその家の集にかけるやうおいの後すみかもなくなりて手づから水くむきはになりてをけをひきさげていづるにしも國のかみしばし出らるる道にさしあひてめかどなるもの見つけてなどかくはなど見とがむるに名高き檜垣なりと人のいへばはたかくる丶によびいづはづかしけれどかくれどころもなくてをけをきしにおきて居たればいかでいとかくはありしぞあはれなどあればおもひわびて

老はて丶かしらの髮はしら川の
　みづはくむまでなりにけるかな

かくかけるを見れば千とせの後にもなほいとあはれにおぼゆ此ころ今やう歌うたひさみせんのことひく

しなことなり今の世はからのふりうつりてわきなけれど貴賤のしな正しかりしいにしへは良民はまづしくても人につかはるゝことなしこれぞ御國ぶりなりける續日本紀に播磨國揖保郡大興寺賤若女本是讃岐國多度郡藤原鄕女也云々揖保郡百姓佐伯君麻呂詐稱二己奴一賣三與大興寺一而若女之孫小庭等申訴日久至レ是始得レ雪若女子孫奴五人婢十人免レ賤從レ良とあるにてしるべし人につかはるゝものはいたく人のしなことなりしを又同書に案二令條一良賤通婚明立二禁制一而天下士女及冠蓋子弟等或貪二艶色一而奸レ婢挾二淫奔一而通レ奴遂使二民族之胤一沒爲二賤隷一公民之徒變作二奴婢一と見えたるをおもへばいにしへ奴といひしは今の世しもざまにてしとりをいふに似たり

はしたもの　めしうど

むかしはめしつかふいやしき女をはしたものといひき狹衣物語にのきのあやめをひとすぢひきおとしていそぎかきてはしたものゝをかしげなるしておひて奉るといひ古今著聞集には宇治入道殿にさむらひけるうれしさといふはしたものを顯輔卿けさうせられけるにといへるを見てしるべし又めしうどとはむかし物語には妾のやうなるものをいへるに今の世には囚人をいへり囚人をばむかしはとらへびとゝいへり

餌取

和名抄に屠兒（惠止利）と見えて屠二牛馬肉一取二鷹鷄餌一之義也とありかゝれど牛馬の肉をみづからもくふものにぞありける今昔物語に此持來たるものをくふを見れば牛馬の肉なりけり僧これを見るにあやしき所にも來にけるかな我は餌取の家に來しなりとおもひてといへるを見てしるべし今の世にゑたといふはこのゑとりをいひあやまれるなるべし

遊女

つくしへゆく人のわかれにいのちだに心にかなふものならばといふあはれにをかしき歌よみし江口のさとのしろはさらにもいはずこゝろとむなとおもふばかりぞと西行法師にいらへたるおなじ里の君わたつみの中にぞたてるさをしかはとすきものどもの歌の本をいひけるに秋の山べやそこに見ゆらんと末をつけたりし檜垣の子などはすぐれたるきはなればすがたもこゝろもうつくしくよろづたらひてはづかしげに見えけんと思ひやらるれどかいなではさやうなら

き女はみな髪をかしらにまきあげつることをしるべく今はなべて其ふりになりぬることをもしるべしさて又をのこの髪大宮人のほかは大かたひたひの髪をそりおとし髪の末をわげてゆふは中ころのさまにいたくことなりたゞし月しろのことは西行法師の撰集抄無住法師の砂石集などに見えてやゝふるき代よりのことなれどそは今の世の中そりといふさまにて髪のうちをちひさき月のかたちにそりつるにてひたひ髪をばそらざりき此ころのをのこのかしらのさまは足利の末のいみじきみだれ世のころつねに冑きるものゝふのさかのぼるいきをもらすために月しろを大くひたひがみかけてそりおとしつるもありしを見ならひてたれも〳〵しかするやうになりしにぞあらむかし

一 いにしへの男女玉鈴を身のかざりとせし事

神代の書に伊邪那岐大神の左右の御手の手纏の事見えたりそれも玉にぞありけん萬葉集の歌にわたつみのたまきの玉ともいへればなり日本書紀仁徳天皇の巻に勅二雄鯽等一莫三取皇女所レ賚之足玉手玉一と見え又二女之手有レ纏二良珠一といへるをおもふに手にも足にも玉まきてかざりとせしなり同巻に取二得田道之手纏一與二其妻一とある手纏も玉なるべし履中天皇紀に是夜仲皇子忌三手鈴於黒媛之家一而歸焉とあるにてもしるべしいにしへは男も玉鈴を手にまきつることを又くびにもまきつとおもはるゝは神代にしたてるひめの歌にをとたなばたのうながせる玉のみすまるのあな玉はやといひ安閑天皇紀には幡媛偸二取物部大連尾輿瓔珞(クビタマ)一と見えたればなり

一 百姓

いにしへ百姓といひしは大宮つかへせざる人をなべていふことゝしられたり日本書紀持統天皇の巻に詔令三天下百姓服二黄色衣一とあるを見るべし大宮つかへする人はつかさ位のしなによりて衣の色もことなればさらぬなべての人をいへるよしなり又職員令の左京職のところに大夫一人掌下左京戸口名籍字二養百姓一云々事上と見えたるは京のまちにすむ人をいへりかゝればものつくる民にかぎりていふ今の世のならひはかたよれり

一 奴

奴は賤ともいひて人の家につかはるゝものにて人の

けてさやうにおぼしけるよしなりさてはひたひにゆふことはやみにけんをんなの髪はひとつゆひて背にたれたるをさきにいへるごとく天武天皇の十一年にはあげゆへとみことのりありつれども同天皇の十三年には女年四十以上髪之結不ㇾ結及乘ㇾ馬縱橫竝任ㇾ意也別巫祝之類不ㇾ在二結髪之例一といふみことのりもありつひに朱鳥元年には婦女垂髪于背猶如ㇾ故といふみことのりありつみな日本書紀に見えたりかゝれば髪あげはたゞゑばしのあひだせしことにてもとのすべしもとゞりとなりしを又慶雲二年に令下天下婦女自ㇾ非二神部齋宮宮人及老嫗一皆髻髪上と續日本紀に見えたれども度々かはれるみさだめゆゑにやあらんその世のならひのまゝに正しくはあらたまらずして髪あぐるはたゞ大宮のうちにてことゝあるをりのことなりき紫式部日記におものまゐるとて女房八人ひとつ色にさうぞきてかみあげ白きもとゆひして白き御はんもてつゞきまゐる云々もとゆひはえしたる髪のさがりはつねよりもあらまほしきさましてといひ榮花物語初花の巻にその夜になりぬればれいのさとのもみなまゐりつどひたりかたへは髪あげなどしてうるはしき姿なり四十よ人ぞさむらひけるといへりかくことだつをりは髪あげしたるは慶雲二年のみことのりのなごりをさすがにのこせるなりそのさまはからの女の髪ゆへるにぞ似たりけん紫式部日記に内侍二人いづその日の髪あげうるはしき姿からゑををかしげにかきたるやうなりといひ榮花物語にも内侍二人いづかみあげうるはしき姿どもたゞからゑかといへり上のくだりふるき書に見えたることゞもおもひわたしなばいにしへより中ころまでの男女の髪のさまは大かたゑられぬべしついでに此ころのをいはんとす今は女のすべしもとゞりするはよき人もことあるをりの事にしてつねにはあげゆふことゝすそのさまいにしへの髪あげとは異にして伊勢物語に高安の女のさまを今はうちとけて髪をかしらにまきあげてといへるやうにいやしきさまなりすべしもとゞりよりはまきあげたるはたよりよければ賤女のふりのいつしかよき人にうつれるなり日本風土記といふから書にこゝのことをいへるやう女子富貴者披髮綰紒貧常以ㇾ髮束髻以便二二用一といへるは中ころの御國のさまなりこれを見て高安の女のみかはそのかみ貧し

にもかなひて

男女の髪

いにしへはをのこも女もわらはのをりは髪をゆふとなくはなちてうしろにたれてありしなり伊勢物語の歌にくらべこしふりわけ髪もかたすぎぬと云るにてしらるさてをのこの髪をとこになりてはひたひにゆひたりきそのかみしは古事記の景行天皇の巻に小碓命の御事を云るに當此之時其御髪結額と見えたるは此命十六にならせ給ふ時にぞありける又日本書紀崇峻天皇の巻にも是時厩戸皇子束髪於額（古俗十五六閒束ニ髪於額ニ十七八閒分爲ニ角子ニ今亦然也）と見えたるにていよ／＼額にゆへるとさだかなり束髪於額とあるもじをひさごばなにしてと讀めるは瓠花にかたちの似たればなり今亦然とあれば舎人親王の御時もかゝりしなり萬葉集の歌に額髪結在染木綿とあるにてもしるしさて十七八になりてはかしらにふた處にゆひつるなり崇峻天皇紀に分爲ニ角子ニとみえ又同書神功皇后の巻に解髪臨海曰吾被ニ神祇之教ニ賴ニ皇祖之靈ニ浮ニ渉滄海ニ躬欲ニ西征ニ是以今頭潩ニ海水ニ若有驗者髪自分爲兩即入海洗之髪自分也皇后便結ニ分髪ニ而爲髻云々然暫假ニ男貌ニと見えたるはゆひたる髪をときたまひうしほにすゝぎたまふにふたつにわかれたるをそのまゝにふたつにゆひて男のかたちになりたまふよしなりかゝれば上古には女はかしらにひとつゆひ男は十七八よりはふたつゆへるなりさて女の髪わらはのふりわけををとめになりてはかしらにてひとつゆひて背に長くたれたり萬葉集の歌にをとめ子がふりわけ髪をゆふの山とよめるにてしるしさて天武天皇の十一年にいたりては日本書紀にしるしたまへるやう詔曰自今以後男女悉結髪十二月三十日以前結訖唯結髪之日亦待ニ勅旨ニ云々男夫始結髪仍著ニ漆紗冠ニとしるしたまへるをみればをとこの髪はかしらにふたつゆへるをときてひとつにあげゆひて漆紗冠をきたるなりかくてふたつゆふことはかうふりきぬわらはのことゝなれるなり中ころのふみにわらはをあげまきといへるにてもしられたり又源氏物語桐壺の巻に源氏君の元服のくだりに此君の御わらはすがたいとかへまうくおぼせど云々いとかうきびはなるほどはあげおとりやとうたがはしくおぼされけれど、あるもふたつにゆひたる髪をひとつにあげゆへばかたちのかはるにつ

戸の前のかみわざの中に眞賢木の枝に青和幣白和幣をかけてさゝげたるぞことの起りなる古語拾遺に見えたるやう青和幣は麻白和幣は穀木してつくれる木綿なれば麻と木綿とをつくべきことにぞありける此ふたつをかねて木綿ともいひしことなりそは古歌にさかきの枝に木綿とりつけてとはいへど麻とりつけてとはいはぬにてもしるべしさて神にさゝぐる木綿のこと布に織りたるあり萬葉二の卷の歌に木綿疊手取持而如此谷母吾波乞甞君爾不相鴨といひ同集三の卷の歌に木綿疊手向乃山乎といへるなどなり布をたゝみ手にとりもち又はものにおきてもたてまつるをいへり同集三の卷の歌に寧樂乃手祭爾置幣者とあるをおもふべし又絲ながらなるもあり同集三の卷に奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而齋戸乎忌穿居とよめる歌の木綿はしらがつくといへば絲とみゆ賢木の枝につくる木綿のこと磐戸のまへのは和幣とあれば織たる布ならめどならのみやこのころよりこなたは木綿の絲をつくることゝおもはるしらがつくといへる萬葉集の歌をはじめかぐらの採物の歌に「さかき葉にゆふとりしで、たが世にか神のみむろといはひそめけんとあるゆふもしでとはしげくたるゝをいへば絲なりかく絲を賢木の枝につけたるは神にさゝぐるものなるをはやうよりうつりてはさゝげものならで神わざするときにきよまはりをするしるしのものともなしけるなり萬葉集十九の卷入唐使にたまふ御歌に四舶早還來等白香著朕裳裙爾鎭而將待とよみたまひしぞそれなる入唐使の船はやくことなくかへるまでは神をまつりいのりおはしましものいみしてまちたまふそのしるしに木綿の絲を御裳の裙につけたまふよしなりかゝればしらがつけたる賢木も神わざしいみきよまはれるところのしるしのものとす延喜式四の卷伊勢齋王の卜にあひたまへる女王の家に勅使つかはしたまふくだりに遣二勅使於彼家一告二示事由一神祇祐已上一人率二僚下一隨二勅使一共向卜部解除神部以二木綿一著二賢木一立二殿四面及内外門一とあるこれなり今の世にも神わざするところのいみきよまはりたるしるしに賢木をぞたつるたゞし木綿の糸にかふるに紙をほそくきりてつくることゝす糸しろなればほそく長くきりてしげくつけたらんぞよかるべきしかすればさかきばにゆふとりしで、といへるふる歌

六月つごもりの日の大祓に荒たへのみそ和たへの御服を縫殿寮よりたてまつりそれを宮主中臣などのとかくすることのあるによりて荒和のはらへともいふをむかしの歌よみそのゆゑをしらずして荒和のもじをこは荒ぶる神を和すことぞとおもひあやまりけるなめり拾遺集藤原長能の歌に

さばへなすあらぶる神もおしなべて
けふはなごしのはらへなりけり

とよみけるよりそのあやまりを世々につたへてさとる人なかりき六月のつごもりの日のはらへに荒ぶる神をなごすよしはさらになきことなればなごしのはらへといふはらへもともとよりあることなし延喜式一の巻六月晦日大祓のくだりに縫殿寮置二荒世和世御服於席上一と見え又宮主披二荒世一授二中臣一中臣取授二中臣女一即執二量御體一總五度訖次宮主捧レ坩（土器中入小石等如レ鈴）中臣轉執授二中臣女一執奉レ御訖退授二中臣一轉授二宮主一宮主取授二後取卜部一荒世事畢退出亦中臣引二和世一進退如二荒世儀一其荒服者賜二卜部一和服者賜二宮主一訖皆退出臨レ河解除而去と見えたるにておのがいへるごとく荒和祓といふは荒和の御服によりたる名なることを考へしるべし江家次第七の巻六月晦日のくだりにも縫殿寮奉二荒世和世御服一事神祇官奉二荒世和世御贖一事どもあり

神遊巫舞

かみあそびを中ころよりはかぐらといひかみのこをなかころにはかんなぎといへり和名抄に巫（和名加牟奈岐）祝女也と見えて今みこといふものにぞありけるさて此かむなぎ今もろもろの神の社にしてかぐらに舞ふにひと手にはちひささかきの枝あるは竹のはをもちひと手には鈴をもてり此舞は天鈿女命の石窟戸の前にて竹葉飯憩木葉を手草とし手に著鐸之矛をもちて歌舞したまひしをまねぶになん北山抄一の巻園韓神祭のくだりに祝師申二祝詞一上卿以下拍レ手次引廻御馬七疋引出次神遊御巫舞と見え江家次第五の巻大原野祭のくだりには和舞（和舞取二賢木枝一舞也）と見えかぐらの採物の歌に賢木篠のあるをおもふに中ころの巫の舞も大かた今の世のやうにぞありけん

神わざするところに木綿つけたる賢木をたつる事

神のみまへに木綿つけたる賢木をたつるは神代に磐

唯祭事得レ行自餘悉斷と見え三代實錄五の卷には九月に此月伊勢齋内親王入二大神宮一由レ是不レ擧二音樂一亦不レ著レ靴とありかく穢惡と靴とにたぐへいはれたるは音樂をなすはけがれとせしごとくおもはるさるはいにしへは人の死にける家にて棺の前にて音樂をせしゆゑなるべし今はゑかすることのやみぬればおのづからけがれともせざるやうになりつるにこそ

星を祭る事

ほしをまつることはわがみかどのいにしへにさらになきことにてよその國のわざなれば佛をきらひたまへる同じたぐひに伊勢にます大御神はこれをもいたくきらひたまふにこそゑかいふは日本後紀十の卷に禁下今日祭二北辰一擧レ哀改レ葬等事上以三齋内親王入二伊勢一也と見え續日本後紀四の卷承知元年八月のくだりに禁三京畿之内來月供二北辰灯一以三齋内親王可レ入二伊勢一也と見え延喜式五の卷には凡齋王將レ入二大神宮一之時自二九月一日一京畿内伊勢近江等國不レ得下奉二燈北辰一及擧レ哀改上レ葬とも見ゆればなり擧レ哀改レ葬はいみじきけがれのわざなるをそのたぐひとしもゑたまへるはまつるまじき神をまつることを天照大御神はふかくにくみたまふ御心なりけり佛をきらひたまへるもさるゆゑにぞあらんかしされば神の宮人のともはさらにもいはずなべての人もこゝろして星の神をばまつるまじき事なり

齋女

伊勢の齋宮加茂の齋院は内親王のならせたまへばみわざもいと〳〵おもくて國史をはじめいにしへの記錄ぶみ物語ぶみなどにもかず〳〵見えたればみな人よくゑれるを春日大原野の齋女のことはゑれる人まれなり三代實錄十五の卷貞觀十年のくだりに宣二詔内外一曰春日大原野兩社齋女藤原朝臣可多子大政官貞觀八年十二月二十五日下二所司一符注二藤原朝臣須惠子一今追改焉云々勅令二大和國一差二充騎兵四十人執杖士二十人一備二春日齋女參社之威儀一と見え同實錄二十七の卷貞觀十七年のくだりに冬十月藤原朝臣意佳子爲二春日大原野齋女一以二前齋女藤原朝臣可多子遭レ喪也と見えたるにて齋女のやうをゑるべし齋宮齋院に内親王のならせたまふ同じこゝろばへに齋女には藤原氏の女のなれる例なり

荒和祓

つるなり延喜のころに至りてのさまは式にしるされたるやうにぞありける此名神を國史に明神ともかゝれしはさやうにもいひつることなるべし日本後紀弘仁四年のくだりに奉二幣於名神一報二豐稔一也と見え同紀の又の年のくだりには奉二幣於明神一報二豐稔一也と見えたるなどまたく同じやうにおもはるしかのみならず文德實錄仁壽元年のくだりに詔以二近江國散久難度神一列二於明神一と見えたる同じ神社を延喜の神名式には佐久奈度神社名神大としるされたるにて名神明神同じきことといよ／＼さだかなり國々に明神ときこゆるはいと／＼おもき神社にて世々の國史に見えたるやうことゝあるをり／＼には勅使まゐりて幣たてまつりたまひきこの吉備のみちの中に明神ときこゆるは高倚がつかへまつる大神のみやしろにかぎりぬされば此國人のこゝにまうづるをみやうじんまゐりとぞいふいにしへよりのいひならはしなるべし名神も明神も字音にいふべくかゝれし文字と見ゆればげに呉音にみやうじんといふべきことぞかし又いとまれには明神に大といふもじをそへてもいひし例あり三代實錄仁和二年の宣命の文に松尾大明神と見えたりおほといふ詞はいにしへ大御神大神などゝ尊みてそへいひつる例にてしかものしたまへるなりただしこれは文字こゑにだいみやうじんといひしにこそ今もさやうにいへり此ころはかいなでの神のやしろをみななにがし大明神と世の人のいひあへるはいとみだりなることになんついでにいはん大明神といふこと般若心經といふほとけぶみに見ゆるによりてかしこのにならひたまへるならんとおもふはたがへりこゝのは上のくだりにいへるがごとしかの經なるは呪文をほめたる語にてまことの神にはあらず用ひたるやういたくたがへりおのづからいひさまのかよへるのみなり佛道にはいかやうのこゝろにものすともこゝにとやかくやといふべき事ならねどそれによりてみくにの大明神をこゝろえあやまる人のありもぞするとてかくさだめいふになむ

神事には音樂をなさゞりし事

賀茂祭はいと／＼おもき祭なるにあづま遊はあれども音樂はなしいにしへぶりなり神祇令に凡散齋之内諸司理レ事如レ舊不レ得二弔レ喪問レ病食一レ完亦不レ判二刑殺一不レ決二罸罪人一不レ作二音樂一不レ預二穢惡之事一致齋

のふたつの御社の正しきさだめにはあらめあなかしこ

賀茂祭の勅使

賀茂祭はいと〳〵おもきまつりにしてむかしの物語ふみさうしなどにかもといはでまつりとのみかけりさるはほかにたぐひのあらざればなり北山抄四の巻神事のくだりに見えたるやう朝廷にて神をまつりたまふに大祀中祀小祀といふしなありて大祀は踐祚大嘗祭會中祀は祈年月次神嘗毎季大嘗祭小祀といふはあまたありさて賀茂祭は此中祀になぞらふべきよし日本後紀弘仁十年のくだりに見えたりあだし社はかろからぬもみな小祀になぞらへたる祭なればほかにたぐひなくげに祭とのみいひてもさなりとしられたる事にぞありけんかし北山抄四の巻に賀茂祭爲二中祀一諸司齋之園韓神松尾平野春日大原野等祭爲二小祀一とあるを見てしるべしさて此祭の勅使いにしへは内藏頭なる人にて内藏寮より出て大内にまゐり見え奉りてかもにものすることなりきさいふは續日本後紀五の巻承和三年四月乙酉の日のことをいへるくだりに天皇御二紫宸殿一閲二覽賀茂祭使等鞍馬調飾并從者容儀一賜二使等祿一以二播磨守從四位下橘朝臣永雄一爲二内藏頭一令レ供二祭使一と見え三代實錄三十三の巻に賀茂祭如レ常先レ是左近衛官人之染二死穢一者入二侍陣座一是故祭使不レ受二辭見一便自二内藏寮一赴レ社と見えたるによりていへるなり内藏寮にけがれなどあるをりはかはりてこと寮よりまゐれる例もありきかの實錄の五の巻に修二賀茂祭一先レ是内藏寮有二人死穢一仍勅使自二縫殿寮一進と見えたりかゝるに今の祭を見れば内藏寮の人もまゐりてはあれどもみつかひざねのさまにあらず御社のあたりにて勅使何がしの中將殿に紅紙の宣命をまゐらするなんいにしへのなごりとは見えける

名神明神并大明神

名神とは天の下に神社のあまたあるが中に名たゝる神をまつれりといふこゝろにものしたまへるにてすぐれたるかぎりをいへり延喜式に名神大としるされたるこれなり日本後紀に何の神を名神とすくれの社預二名神一などゝかゝれたるを見ればはじめは名神ならざりし神の社もゆゑありてはをり〳〵に名神にあげなしたまへることもありてやう〳〵におほくなり

はあらず下の御社は別雷神の御母神にませばこなたをさきとしたまへりふるくは延暦のころ叙二賀茂下上二社従二位一といふこと續日本紀に見え日本後紀弘仁十年のくだりには山城國愛宕郡加茂御祖并別雷二神之祭宜レ准二中祀一と見えたるにてしるべし下上并になどかゝれたるはおや子といふが如くおやをさきとし子を後とする朝廷のみこゝろしらひにしたがひたるにて大神の御しなことなるにはあらずひとしく従二位になさせたまひしにてもしられたることなりさるからに續日本紀には下上二社とあれども續日本後紀には三ところまで鴨上下としるされたりこはひとしきふた大神なるを下上といふはことやうなりと此紀かける人の思ひてかへたるにぞあらん上下とあれども此御時より下をのちにとさだめたまひしにあらずとは同紀十一卷承和九年のくだりには鴨御祖鴨別雷と見えたるにてしらる延喜のころにいたりても式に加茂下上又は下上兩社下社上社などゝいふ事かず〳〵見えたり加茂に行幸のことをいへるも萬須鏡うち野の雪の卷に申の時にまづ下の宮に行幸くれはてゝ上のやしろにまうでさせたまふ賞おこなはれ

などしてくわん御はあけがたになりにけるとあり江家次第二十の卷賀茂詣のくだりに見えたるもまづ下の社つぎに上の社加茂祭に齋王のまゐりたまふも延喜式六の卷に見えてさやうになん此祭の御使も下をさきにそれより上にまゐりたまふこと昔今かはらずかくよろづのこと下をさきとし上をのちとしたまへるにたゞ江家次第第十の卷に見えたる加茂臨時祭にのみ次使捧二御幣一立先上社次下社松尾等取二加之一とぞありける此臨時祭は亭子の帝いまだみこと申けるときかものみやしろのほとりに鷹つかひあそびありきたまふをりに加茂の明神翁となりあらはれて冬の祭をこひたまへるによりて寛平のはじめの年にはじまれりかく翁とあらはれたまへるはをのこ神にて別雷皇大神ならんとおしはかりおもひたまひてや此祭のみはまづ上社とさだめたまひけんそはとまれかくまれ上社をさきとしたまへるはことなることなれば例とはしがたしおほくの例とおや子の大神のすぢとによりて下の御社をさきに上のみやしろを次にすべくされども神のみしなはひとしくしてさらにかみしもなしとこゝろえつべししかいはんこそ加茂

松の落葉 三の巻

（八） 加茂の御社

かものみやしろは伊勢の大御神の宮になぞらへて朝廷におもくうやまひたまへりいにしへは伊勢には齋宮加茂には齋院とて同じやうに内親王まゐりをらせたまひ又延喜式十二の巻内記の條には凡宣命文者皆以二黄紙一書レ之但奉二伊勢大神宮一文以二縹紙一書加茂社以二紅紙一書と見えてもろ〳〵の神のやしろとはいたくことになんありけるかくことなるによりて玉依姫可茂別雷命のみにてはさやうにはあらじ上社は神武天皇下社は鸕鷀草葺不合尊をあはせまつれるならんといふ人ありこはいと〳〵みだりなるおしはかりごとになん高尙つら〳〵考るに加茂のみやしろをいたくうやまひたまふは大宮の地主の神にますゆゑなるべしいにしへはかみなかしもの人みな氏神につぎては地主の神をいたくうやまひまつるならひなりしかば朝廷にては伊勢大神宮は御氏神にましませば申もさらなりこれにつぎては加茂の御社をおもくうやまひ祭りたまふにぞありける祭る神のみうへは山城

風土記に可茂社稱二可茂一者日向曾之峯天降坐神加茂建角身命也神倭石余比古之御前立坐而宿二坐大倭葛木山之峯一自レ彼漸遷至二山代國岡田之加茂一隨二山代河一下坐葛野河與二賀茂河一所レ會至坐迥見二賀茂河一而言雖二狹小一然石川淸川在上仍名曰二石川瀨見小河一自二彼川一上坐定二坐久我國之北山基一從二爾時一名曰二加茂一也加茂建角身命娶二丹波國神野神伊可古夜日女一生子名玉依日子次曰二玉依日賣一玉依日賣於二石川瀨見小河一遊爲時丹塗矢自二川上一流下乃取插二置牀邊一遂孕生二男子一云々乃因二外祖父之名一號二可茂別雷命一云々可茂建角身也丹波神伊可古夜日賣也玉依日賣也三柱神蓼倉里三井社坐也玉依日子者今賀茂縣主等遠祖也とあるにてしられたり皇大神と申は三代實錄十八卷貞觀十二年のくだりに奉二幣加茂御祖別雷兩社一祈レ止二霖雨一とあるところの告文の中に皇大神御社爾といふこと見えたるを例とすべしゐます屋は大かたは社とあれども續日本後紀一の卷天長十年のくだりに奉二幣於加茂大神宮一と見ゆれば宮ともいひしなり此御社上下といふは地によりていへることにて北なるを上とし南なるを下とせり神の御品の上下に

天皇の十六年のくだりには服色皆用二冠色一とありて衣服のさまもかへたまふことなれば大宮人のはからのにならひてはやくそのころよりぞ右襟にはしたまひけんされど百姓の衣はさておきたまひしを養老三年にこれもかへよとおほせありしにぞありける論語に孔子の管仲がいさをゝほめて此人なくば被髪左レ衽といはれしよししるしたるを御國人の見て左衽をえびすのふりなりといやしみおもふはひがこゝろえぞ右衽も左衽もその國ぐにのならはしにてまことにはよしあしのわきあることなしからには右をかみとし御國にては左をかみとするも同じことなりもろこしにてはその國右衽なるゆゑにうちをたふとむるすぢにてほかのくにをえびすといひ左衽をいやしきやうにいひもすべく御國のいにしへは左衽なればからのえびすの右衽なるをこそいやしみおもふべきすぢにはありけれされどかく右衽となりての世にはこれもまた今のみくにぶりなればよろしと思ひてありぬべし

松の落葉 二の巻終

あり伊勢貞丈の小袖の考にいへらく袖のしたをまろく縫たるを小袖といひて裝束をきるにまづ白小袖をしたにきるよしいへりおのがおもひとれるは小袖のぬひさまかたちは伊勢氏の說のごとくなるべし白小袖をしたにきるといへるはわろし今の世のふりはさやうなれどもむかしの小袖はひとつの禮服にして裝束のしたにきるものならず今の白小袖は禮服にてはなし禮服ならぬつねの衣はさきにもいへるごとくむかしはみな白きをきたることにて其ならひのこれるなり大袖は袍に似てすこしことなるものなるべし小袖もさやうにて小といへるを思へば袖のしたを丸くぬひてちひさくしたるものにてはありなん今白小袖といふものはそでのかたちの似たるゆゑにこそしかいひならひつれいたくことなり北山抄八の巻野行幸の條に舊式近衞大將以下著二小袖一但大臣兼大將不レ著レ之仁和以後總不レ著レ之とあるを見ればうへにきる禮服なることさだかなり大袖のこと西宮記十七の巻に次著二褶裳一自二表袴一三寸可レ上次著二小裾大袖一大袖上仁以レ帶天緩留結天と見えたり小裾の大袖といひ褶裳のかみにきるはこれもひとつの禮服なりけり

中ゆひ　ゆまき

帶は裝束してゆふものにて今の世の人つねにきるもの、うへにゆふはむかしは中ゆひとぞいひける宇治拾遺十四の巻にかたびらばかりきて中ゆひてあしだはきて同巻に僧正中ゆひうちして高あしだはきてといへるにてしるべし

ゆまきといふもの今の世には女のきもの、したに腰にまくものをいへどむかしのはことなり宇津保物語梅の花笠の巻にこゝは湯殿のところすけのおとゞすかしのうちぎゆまきして湯殿にまゐるとありこれはうぶ屋にちごにゆあみせさするところなれば湯のかかりてぬるゝをいとひてうちぎのうへにゆまきといふものしたるなり今の世にいやしき女のまへだれといひて腰にまくもの、さまに似たり

御國人の衣きるは左襟なりし事

みくにのいにしへ人はかみしもなべて衣きるやう左襟なりき續日本紀八の巻元正天皇の養老三年に初令二天下百姓右一レ襟職事主典已上把レ笏といふこと見えたり日本書紀の推古天皇の十一年のくだりに始行二冠位一とて見えたるやうからのさまなるに同紀同

古事記應神天皇の御卷に避二上下衣服一量二身高一而（サリカミシモノキモノヲハカリテミノタケヲ）とあるにて志るべし中ごろにいたりては上下のいろひとしきをぞ志かいへる東鑑に著二紺直垂上下一男といふこと見え今昔物語にはあさぎ上下きたる翁といふこと見えたるを思ひわたすにうへのきぬうへのはかまきたるを上下きたるとはいはずひたゝれ素襖水干などに同じ色の袴きたるをいふことゝ志られたり家忠日記にも慶長十年のことを志るせるところに人のよそひにあさきこもんの上下ゑぼうしといふ事みえたり此日記にはゑぼうしをたぐへいへればいよ〳〵さやうにぞ見えけるたとへばあさぎいろの素襖に同じ色の袴きたりといふべきをあさぎ上下とはぶきて言みじかくいふは中頃よりのちかけての人のものいひのさまなり東鑑なるは直垂といひたればよくわかれたれどあさぎ上下あさぎこもんの上下といひては上は直垂にや素襖にや水干にや今は志りがたけれどその世にはきたるをりのやうによりてさだかにそれと志られたる事にてかくはいへるなるべし此ごろ肩衣小袴を上下といふはむげに近き世よりのことにぞありける慶長のころに上下といへるも今のにはあらじゑぼうしをたぐへきたれば今やうの肩衣小袴も同じいろならんには何の上下ともげにいふべきことぞかし志かいひて肩衣小袴と志らるゝは今の時代のさまなりされば麻の上下といふもかみしもながら麻なればなほ中昔のいひさまなりさて肩衣は萬葉集五の卷の長歌に綿もなき布肩きぬのみるのごとわゝけさがれるかゞふのみかたにうちかけといへり袖もなきものにて昔はいたくいやしくまづしき人の衣をかさねきることかたければさむきをりに肩にうちかくるものなりきかゝればかたぎぬといふにぞありけるさるをたよりよきまゝにたれも〳〵きるやうになりはて〳〵はよき人もきたまひ大内ならぬところにてはつひに禮服のかずにいりたるはめづらしきことになん

小袖

小袖は大袖にむかへたる名にて西宮記一の卷朝拜のところの禮服に大袖小袖といふこと見えてふたつともいにしへの禮服にぞありける今の世に小袖といふものとはことなり同記十七の卷天皇禮服のところには赤大袖縫二日月山形虎猿等形一同色小袖褶縫云々と

にきぬのたぐひを裁て狩衣とすることをとゞめられたる事見えたるをおもへば布にてすべきものなることしられ其ころにいたりてはみな人よきかり衣きまほしがりて布にてのみはせざりし事もしられたりかくとゞめられてもたよりよき衣なるからにやう／＼よき人のきたまふことゝなりてはよきかり衣をきることをせいしたまはぬやうにはなりつるなりはじめは布に木草の花などすりたるをものしてすり狩衣といひしを後にはいろ／＼のぬひものおりものあやにしきのかり衣をぞきたるます鏡うち野の雪の巻にもみぢ御らんじに宇治にみゆきしたまふ上達部殿上人おもひ／＼いろ／＼のかりぎぬきくもみぢのこきうすきぬひものおりものあやにしきすべて世になききよらをつくしさわぐいみじきけんぶつなりといひ煙の末々の巻にはしらぎくのかり衣云々左兵衛のすけ親朝はむすび狩ぎぬにきくをおきものにしてといひあすか川の巻にはさくらのむすび狩衣しろき絲にて水をひまなくむすびたるうへに梅柳をそれも結びてつけたるなまめかしくえんなりといへりかくます鏡の巻まきにいへるを見わたしして狩衣のことやうにはなやかになりたるをしるべしむすびかりぎぬとは糸してものゝかたをむすびなしてそれをぬひつけたるものとぞおもはるゝ後撰集に行平中納言の君のたかかひにてかりぎぬに鶴のかたをぬひてとあるはぬひものゝかり衣なりこはきぬのかり衣きることをとゞめられし延喜よりすこしさきのことなれば布ならぬよきかり衣きるころならめどいまだものゝかたをぬひなどするはことなるさまにぞありけん人の見とがめやせんと思ひたまひて翁さび人なとがめそとはよみたまへるなりのちにはぬひものゝかりぎぬをたれも／＼きたることとます鏡に見えて上にしるせりやうやうにかはりきぬるさましられたりさてついでにいはん今の世のさまを見てかりきぬにはゑぼうしをのみきることゝみな人こゝろえをれどもむかしは冠をもきたりき大鏡八の巻に布衣に冠なる御前したる車のいみじう人はらひなべてならぬいきほひなるがといへり布衣はかりぎぬなり

上下

いにしへかみしもといひしは上にきるきぬと下なるはかまとをいへるにて何とさだまれる事はなかりき

和名抄に白絲布大口袴和名於保久知乃八賀萬一云表袴ウヘノハカマとあり續日本紀に白縛口袴と見えたるも表袴なめればげに大口袴表袴同じものなるべしたゞし布なるよしに和名抄にしるせるは唐令によりたるにてたがへりこゝにはきぬもてものせりさてついでにいはん古書に袴とのみあるはうへの袴なりつぎ〳〵に何くれの袴のことをいひてん　小口の袴といふものいにしへありき西宮記十七巻に小口袴冬時主上著レ之深紅入レ綿或少と見えたり大口袴とつくりさまかよへるものなるべしさしぬきの袴はかりぎぬにたぐへてきるものなります鏡煙の末々の巻に左兵衞のすけ親朝はむすびかりぎぬに菊をおきものにして紫すそごのさしぬききくをぬひたりといへり和名抄に奴袴佐師奴枳乃波賀萬或云岐奴乃加利八加萬とありかりぎぬにたぐふものゆゑにかりばかまともいへるなり此はかまはすそをあげてくゝるゆゑにそのさまいやしげなるによりて奴袴ともじにかきたれどむかしはむねとよき人のきたまへるものなりき西宮記十七の巻に指貫王者以下衆人可レ用也古時有レ制臣下不レ用近代　五位已上昇殿　六位皆用レ之とありさしぬきといふ名のよしは袴のすそに狩衣の袖くゝりのごとく組緒をさしぬきてとほすゆゑなりともものに見えたり今のとはすこしことなり　布袴といふものあり西宮記十七の巻に布袴舊例上下著近年　法官人著レ之と見えたり　長袴といふものむかしもありき古今著聞集に「ぬす人は長袴をやきたるらんそばをとりてぞはしりさりぬるといふ歌見えたるにてしられたりすそながければむかしもあゆむにはそばをとりけるなり　小袴といふものは今の世なほ人のきるはかまに似たり榮花物語木綿四手の巻に殿は小袴きてあしだはかせたまひて杖をつきてとありたよりよきまゝにかくよき人もうち〳〵にはきたまひしなりむかしのしもざまの人は大かた此はかまをぞきたりげなるさて衣はさらなり袴も袷と單とあり和名抄に袷衣和名阿波世乃岐沼單衣比止閉岐沼謂レ衣則袴可レ知レ之とあるにてしられたり

狩衣

和名抄に布衣をかりぎぬといふよししるせれば布にてうじたる衣なり袖口にくゝり緒あるはたか狩のたよりあるやうにものせしなりされははじめは位高き人のきたまふものにはあらざりき延喜式の彈正式

天皇の和銅五年のくだりに制諸司人等衣服之作或褾狭小或裾大長又衽之相過甚淺行趍之時易開如レ此之服大成二無禮一云々と見え榮花物語には見はてぬ夢の巻にかゝる御おもひなれどもあべきことゞもみなおぼしおきて人のきぬはかまのたけのべしゞめせいせさせたまふたゞ今いとかゝらでしらずがほにてもまづ御いみのほどは過させたまへかしともどかしうきこえ思ふ人々あるべし云々人のはかまのたけかりぎぬのすそまでのべしゞめたまひけるを云々とありこれによりて思へばそのをり〳〵の帝のおぼしよるまに〳〵あるはみだりになりつるを制したまへどもおのづからやう〳〵にたがひもしあるはいとまれにはあらたにものしたまふ事どもゝありて御代々をふるまに〳〵すこしづゝはかはれることのありつるなめり

○袖は萬葉集の歌に宮人の袖つけ衣といひひろせ川袖つくばかりあさきをやともいへるを思ひわたせばむかしのたゞ人の衣の袖はつゝ袖といふやうにせばく大宮人のは大なる袖をことさらにぬひつけたもとゆたかにして長くたれたりつらんとおしはからるゝたゞし袖口はせばし續日本紀和銅元年のくだりに制自今以後衣褾口闊八寸已上一尺已下隨二人大小一爲之と見え延喜式四十一の巻には凡衣袖口闊無レ問二高下一同作二一尺二寸已下一とあり和銅のころより延喜のころにいたりては袖口すこしひろくなりつれど今のよりはいたくせばしたもとのいと〳〵ゆたかなりしにぞありける　○したがさねは昔もすそながゝりしなり大鏡八の巻に頭中將したがさねのしりはさみてうつしおきたる馬にのりてといへり今の世の束帶の裾といふものは此したがさねのすそをことさらにいみじうながくしたるにぞありける　○帶は持統天皇の御代より文武天皇の御代までは綺帶なりつるよし其御代々の紀に見えたり和銅四年に皮帶始用といふこと西宮記十七の巻に見えたれば元明天皇の御代よりかはれるなり　○袴は持統天皇紀に上下通用綺帶白袴と見え續日本紀大寶元年のくだりには直冠以上者皆白縛口袴勤冠以下者白脛裳と見えたるに同紀慶雲三年のくだりには又勅令下天下脱二脛裳一著中白袴上とあり今の世のうへの袴もしろしかかれば白袴はいにしへ今にわたりてかはらざりけり

云々とありこれを見て思ふべし大寶令のみさだめを五位已上にはまもられつれど六位より下つかたもなる人はみだりなりしなりか、ればつぎ〳〵の御代々々にいさゝかづゝはかはりきぬるもことわりにぞありける延喜式に見えたるやうはかの令と大かたは同じくてたがへるふしは凡大臣帶二一位一者朝服著二深紫一諸王二位已下五位已上諸臣二位三位竝著二中紫一六位七位朝服同著二深綠一と見えたるばかりなり令と式とはいさゝかなれどかくことなるは年へてかはりきぬればなり一位より初位までの服のいろはさきにとり出でしるせる衣服令にてしられたり無位の人の袍は黃の色なりこれも同令に无位謂庶人服制亦同皆皁縵頭巾黃袍謂裁縫體制一如二朝服一也云々家人奴婢橡墨衣とありこれははやう持統天皇紀七年のくだりに是日詔令下二天下百姓一服中黃色衣上奴皁衣(クロキヌ)とあるみさだめによられたるなりもろこしの隋唐の世にはその天子の服黃袍なるにこゝにては無位の人の服とすいたくたがへりされぱひたぶるの隋唐の世のふりにはあらざることをしるべしさて無位人の黃袍をきたるは朝廷の公事にめしつかはるゝをりの事なるべしすべて黃色衣皁衣きるは公事にめしつかはるゝ時はさらなりさらでもうるはしく身のよそひするをりのことにてうち〳〵につねにものするにはあらずつねにはたかきもみじかきもみなそめぬしろききぬをきたりとぞおもはるゝそのよしはほうしはつねにも墨ぞめの衣きるゆゑにぞそれにむかへて天武天皇紀に道俗のもじをおこなひびとしろききぬとよみ持統天皇紀には還俗のもじをしろききぬにかへすとよみ續日本紀の詔詞には出家(イヘデ)人(ヒトモ)毛白衣(シロキヌモ)毛相雜(アヒマヂリテ)天とあるにてしられたるなり又たちかへり朝服の事をいはんとす延喜式に綾者聽レ用二五位已上朝服一六位以下不レ得二服用一とあり今の世にも六位の袍は綾ならずあさみどり色のこめおりといふきぬなるはいにしへのみさだめののこれるなり令も式も六位の袍は深綠なるを源氏物語をとめの卷にもの、はじめの六位すくせよとつぶやくもほのきこゆ云々かれきゝたまへ「紅のなみだにふかき袖のいろをあさみどりとやいひしをるべきとあれば一條院の御代のころよりは今のごとく六位もあさみどり色の袍をきたること、しられたりいろのみかはつくりさまも御代々々にいさゝかづゝはたがひきにけるなるべし續日本紀の元明

と見えたり明位は淨位の上にあり此御代のははね受色を上のかぎりとしたまへりはねずは萬葉集の歌にはね受色の赤裳のすがたといひもじも朱華とかければあかき色なり八千矛神のみうたに衣のあかき色をめでたまへるにもかなひたれば此みさだめいにしへのこゝろにてこゝのふりなるをあぢきなくも次の御代にはからのにならひたまひてあかきを紫の次としたまへり持統天皇紀四年のくだりに其朝服者淨大壹已下廣貳已上黑紫淨大參已下廣肆已上赤紫正八級赤紫直八級緋勤八級深綠務八級淺綠追八級深縹進八級淺縹とあり此朝服の色のみさだめなん後の御代々々かけて大かたはかはらざりける衣服令なるも延喜式に見えたるもいたくたがはぬにてしるべしたゞすこしづゝ異なるをり〳〵まじれりつぎ〳〵にいふべしそも〳〵朝服はからふみのわたりこざりしいにしへのさまにてさてありぬべき事なるをさきにもいへるごとくめづらしきをこのむ世の人のこゝろのならひのまゝにつかさ〳〵の人々のすゝめ申てからのさまにはなれるなるべしかしこの隋唐などいふ代のに似たること多ししかにはあれどもかしこゝとこゝとおのづからかよへる事もすくなからず八千矛神のみうたに衣の緋の色をよしとしてみどりのいろをよからぬよしによみたまへるは唐の世に紫につぎて緋をたふとびみどりをばいやしめたるになかばゝかよへりさればかしこのに似たるをみなならへりと思ふはたがへりもろこしはいたくは遠からぬ國なれば大かたはこゝのと同じやうなるふりにぞありけんをことごとなるさまのまじりたる珍らしきふし〳〵にはめうつるならひなればかしこのやうにと人々の申すをことかしこといたくはもてはなれぬことゆゑに貴ききはにもうけひきたまひてからさまにはなりしならんとぞ思はるゝさて衣服令にしるされたるは一位深紫衣云々三位以上淺紫衣四位深緋衣五位淺緋衣云々六位深綠衣七位淺綠衣八位深縹衣初位淺縹衣とこまやかにしるされたりかくしるされたるさまはうるはしけれど時うつりてはさやうにのみもあらざりしよしにて續日本後紀七の卷に彈正臺奏朝服之色明在二法條一而今會集之時有レ綠無レ縹僭上之獘遂失二致敬一稽二之朝儀一理不レ可レ然紫緋之品其灼然易レ就而正二綠縹之次一其類猥多難二得而糺一若非二早糺正一恐流遁忘レ返

かたくつくりそめしはいつのころにかありけん續世繼物語に此大將殿はことのほかにえもんをこのみたまひて云々大かたむかしはゑぼうしもこはくぬる事はなかりしなるべし此ころこそさびゑぼうしきらめきゑぼうしなどをり〳〵かはりて侍るめれといへり大將殿といへるは後三條院の御孫花園左大臣有仁公なりそのかみこはくぬらせたまへるよしなればかうふりゑぼうしなど今のさまにやものせられけんさだかにはしりえがたしついでにいはん猿樂の狂言といふわざに大紋といふものきてたてゑぼうしのいみじうたけ高きをきることあり此烏帽子は猿樂にたてゑぼうしをことやかにつくりなせるにぞあらん大紋は布ひたゝれにて紋の大きなるによりてしかいふよし裝束抄に見えます鏡にぬのひたゝれきてをりゑぼうしきたる事はあれどさるたけたかきゑぼうしはものに見えたることなしひがごとにこそあらめ

衣服

古事記の神代のみそぎに伊邪那岐大神の御冠にたぐひて御衣みはかまのこと見えたればそのかみよりうるはしくとりよそひきることありき同卷に八千矛神のみうたにくろき青き色のきぬをふさはずとてぬぎすてあかきいろの衣をよろしとのたまへれば衣の色のよしあしをさだめいふ事もありつるなり神代すらかゝればつぎ〳〵の御代々々にやう〳〵にとゝのひてよき人のみよそひはさらにもまをさず宮づかへ人もたかきみじかきほど〳〵にきぬはかまのやううるはしくそめいろなどもうつくしくよろづめでたくぞなりにけん雄略天皇紀の歌におみの子はたへのはかまをなゝへをしとよめるにてしりつそのころはよくとゝのひたるを七重はたとへ言ならめどしたのはかまうへのはかまとかさねきることのあるゆゑにこそかくはよみつらめはかまのかゝればきぬもうへしたこそかくたらひてあかぬ事なきをめづらしきをこのむ人の心のならひにて推古天皇の御代十九年といふに諸臣服色皆隨二冠色一と日本書紀に見えたるはからのふりにかへたまへるなりされどもひたぶるのかしこのさまにはあらでこゝのふりもそひつとしられて同紀 天武天皇の十四年のくだりに 初定二明位已下進位已上之朝服色一淨位已上並著二朱華（ハネズヲ）一 朱華此云二波泥孺一 正位深（コキ）紫直位淺紫勤位深緑務位淺緑追位深蒲萄（コキエビゾメ）進位淺蒲萄

のさまをかけるなりたゞしこはよそほひかざりてかける繪やうにてゑぼうしをつねにきたる時代にても家にて人にあはぬをりはぬぎてをりき此事はおくにくはしくいふべしよき人ははしりありきしたまふことなく遠き道はものにのりてゆかせたまへばそのきはゝおきてつぎ〳〵はげにひとつをりてゑぼうしかけもひとつむすびたるぞよかりなん風折烏帽子これなり下さまの人はいたく身をうごかすことのあれば折にをりてかけたる緒も結びに結ぶはおのづからさもあるべきことぞかし侍ゑぼうしこれなり今の世はそれをたかきいやしき禮服のさだまりとし給へりさてゑぼうしをきることむかしは門の外へ出るをりはさらにもいはず家にてもあるはふしたるにも人にあふには必らずきたりしことなり榮花物語の初花の卷に此姫君たちのおはすればかたじけながりて御ゑぼうしひきいれてふしたまへりとあるにて志るべしひきいれてといへるにてそのかみの烏帽子のやはらかなりつるとも志られたり又古今著聞集十六の卷に此山ぶしがふるまひ見ゐたるほどにもとゞりとりはてゝねいりたるいもじがゑぼうしをとりてきてけりさて遊女がねたるぬりごめのもとに至りてとありいもじがゑぼうしをきてふしたるもかたへに人のあればなるべしおのが家にてかたへにうとき人のなきをりはきざりきさおもはるゝよしはこれも著聞集の同卷に前隱岐守永親が志たしきものに左衞門尉何がしとかやいふものありけり永親が家とこのぬしが家と向あはせにて近かりければつねにゆきかよひけりつとめてとくたゞひとり永親がもとへ行けるほどに忘れてゑぼうしをせでもとゞりはなちながら門をあゆみいりけるを人々見てふしぎの事かなと笑ひあひけれども詞にいふことなければわが事とは思ひもよらであるほどに朝日のかげにもとゞりのうつりて見えけるにはじめてさとりて頭をさぐるにゑぼうしなかりければあわてまどひてはしり歸りにけりうしろ姿かげさこそをかしかりけめとあればなりつとめてゑぼうしきずしてむかひなる家に行つるは人にあはぬをりはきざりし故にぞありける又人の見てわらひあへるよしにいひあわてまどひてはしりかへりしを思ふにむかし人はかりそめにもゑぼうしをきずして人にはあはざりしこと志られたり此ゑぼうし今のごとく

ていと〱めでたくたふとしこれなんこゝの冠なりけるたゞ御即位のをりの禮服の冠衣のみなんからのふりなるとぞさて中ごろより後の冠もなほきぬにうるしぬりてつくれるものゆゑにやはらかなり古今著聞集に御冠のひらけてえまゐらせたまはぬといふこと見えたり今の世のやうにかたくつくりはじめられしはいつのころよりにかありけん

烏帽子

日本書紀天武天皇の十三年に其會集之日著二襴衣一而著二長紐一唯男子有二圭冠一冠而著二括緒褌一とあるは今の世にかりぎぬさしぬきのはかまきてゑぼうしをかかぶりたるさまに似たり圭冠は私記に今之烏帽子也といへり圭は瑞玉にて上圜下方といへば今の世に大宮人のきたまふたてゑぼうしといふゑぼうしのかたちに似たりたてゑぼうしといふ名はをりたるがいできつるのちにをらぬを志かいひなせるなりはじめはたゞにゑぼうしとぞいひける此ゑぼうしはかく書紀にも見えたればいと〱古きものにぞありけるさて烏帽子も冠と同じくいにしへはきぬをぬひてなしたればうるしぬりにしてもなほやはらかなればをりてもきたるなり折烏帽子のものに見えたるはます鏡月草のはなの巻に別當は道のほどのわりなきにをりゑぼうしに布ひたゝれといふものうちきてとあり緒をかけたりしは古今著聞集に經家水干の袖くゝりて袴のそばたかくはさみてゑぼうしかけしてとありこのます鏡著聞集などに見えたるにて志られたり昔はゑぼうしを折て緒をかくるは常のことにはあらず遠きみちをゆくをり又はいそがはしきをりなどにせし事なりけりこれによりて高尚つら〱考るに風折烏帽子侍ゑぼうしなどゝいふ名の定まれるはいたく後の事にていにしへはことゝある其をり〱のやうによりてひとつ折てもきをりに折てもきかけたるをもひとつもむすびふたつもむすびてさだまれることはなかりしをかくするはたよりよきことなるゆゑによき人は志たまはねどもつぎ〱はつねにをりたるをきる世になりてぞ何くれとゑぼうしの名もいできけんかくてのち身のほど〱にあはせて風折烏帽子をきる人と侍烏帽子をきる人とは志なもおのづからかはれるなるべしふるき職人盡歌合のゑやうは志もざまの人のつねにをりにをりたる侍烏帽子をきる世になりて

らずかざれる玉于受ははなやかにてめにつくゆゑにそれをむねといひて見だてなき冠のことはをさ〳〵いはぬ故になきやうにおもはるゝにぞありけるからふみの北史倭國傳に至レ隋其王始制レ冠以二錦綵一爲レ之以二金銀一鏤レ華爲レ飾とかけるは推古天皇の御代の事をほの〴〵き、傳へてかけるものにてたがへりはじめて冠を制したまへるにはあらず冠もて位のしなをわかつことをはじめたまへるなりさるからに冠位とあり（こは推古天皇紀に始行二冠位一と見えたるをいふ）こゝろをつくべし以二金銀一鏤レ華爲レ飾といへるは宇受のさまにてこれはげにさやうにもしたりきされどけづり華ならぬまことの木の葉草の花など冠にさしつるぞいにしへのふりなる今もかざしとて大宮人のさやうにしたまふはいにしへのふりのこれるにていと〳〵をかしくたふとし孝德天皇紀には制二七色一十三階之冠一とありて又冠をあらためつくらせたまへるよしなりそこに于受もいろ〳〵見えたるは此時にあらたにつくられしぞ多かりつらん又天智天皇の御代三とせといふに冠位の階名をましもかへもしたまふ事ありてこれも日本書紀に見えたるやう其冠有二二十六階一云々とみえたりさ

てのち天武天皇の御代十一年に男夫始結レ髮仍著二漆紗冠一と同紀にあり孝德天皇の御代の冠のみ定めにも冠の背にうるしぬりのうすものをはりたること見えそめたりそれをよろしとしてなべてうるしぬりしたる紗の冠をきる事とはなれるなるべし文武天皇の大寶のころにも四十八階の冠をさだめたまへること續日本紀に見えたりこれもみなうるしぬりなりきそのころいできつる令に見えたるやう冠は禮服につれて親王諸王諸臣みなそのしな位のきざみ〴〵ごとに朝服のをりは一品以下五位以上並皂羅頭巾衣色同二禮服一と見え六位よりしも初位までは皂縵頭巾（謂縵無文繒也）と見えたる此頭巾のいろにならひて中ころより後には冠をみなくろきいろにしたまへるなりつくりざまもこの上古の冠に似たるかの頭巾のかたに大かたはよりすこしはありつる冠のさまをもくはへあはせてひとやうにつくりなされしとぞ思はるゝさてこそ頭巾といふ名はやみて冠とのみいひそのかうぶりも衣も禮朝のわきをさ〳〵見えぬやうにはなりつらめかくなれるはいろ〳〵の冠なかりつる推古天皇の御代よりあなたのみくにのいにしへぶりにたちかへれるに

やうに思はる、ふしをばさておきてよしと忝られたるところ〳〵をわが神道の致のうちにとりいれんぞあつき神のみこゝろにかなひてひろく大なる神のみちなるべければおのれは儒佛のみちをはらひ忝りぞけんとはせざるになん

冠宇受

冠はかゝぶるといふ用言を體言にかゝぶりといひそれを音便にかうふりともいひ又かをひとつはぶきてかふりともいへり新撰字鏡には加々保利とありいにしへはさやうにもいひしなるべしさて此もの神代よりありきそは古事記に伊邪那岐大神の御冠の事見え出雲風土記には大穴牟遲命の御冠のこと見えたるにてさだかなり日本書紀雄略天皇の御卷に朝野衣冠未ﾚ得ニ鮮麗一とあるをみれば此帝の御時まではおろそかにはありつらめどみくにぶりなりしを同紀推古天皇の十一年に始行ニ冠位一とあるはからのをまなびていにしへぶりをあらためたまへりあぢきなきことなりかしそのさま大德小德大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智幷十二階以ニ當色絁一縫之項撮總如ﾚ嚢而著ﾚ縁焉唯元日著ニ髻華一髻華此云ニ于孺一とありこは北史といふからふみにみえたるからのさまなりめづらしきをこのむ人の心のならひにつれてつかさ〳〵の人たちさこそすゝめ申てかうやうにはなりつらめされどさすがにこゝのをもすてたまはずしていみじうことだつむ月ついたちの日には著ニ髻華一とありこれぞみかどのいにしへのさまなる此于受といふものは倭建命の御歌にくまかしの葉を于受にさせとあるにてそのさまおしはかり忝らるちひさき木の枝葉をかうふりにさしかざれるものなりのちには金銀をもて木の枝葉花などをつくりなしてもさせりかゝればからざまならざりし上古の御國のかうふりもかしこのにおのづからかよひてこれもきぬにてものして昔今の頭巾といふものゝ如くにぞありけん于受は其巾を貫ぬきて髻にさしたる者とぞおもはるゝさるからに文字を髻華とかけり孝德天皇紀になにの冠はくれの于受とたぐへいはれたるにてもさやうならんとおしはかり忝られたりそも〳〵冠のあるがうへに玉をかざり宇受をさしなどしたるはこゝの上古の冠は頭巾に似て見だてなき者なればなり師の古事記傳六の卷に上古に冠はなかりしやうなりといはれしはくはしか

しるがむねなればなりさて六國史又はふるき記錄のふみをよみていにしへの事をひろくもしるべししかせざれば道のつたはり來ることのやうしられず後を見てはじめをしることもおほきぞかしものがたりさうしにもいにしへぶりののこりてあればふるきをばこと〴〵くよみしかしていにしへまなびをなしえてのちはあづまかゞみより後かけて家々の記錄ふみをも見るべし北條より足利の末の世までのことをしらずしては今の世にものするよろづの事の中には其ことのこゝろのわきまへがたきふしもまじればなりさて又ものしりても心のきたなく身のおこなひのあしからんにはやくなきいたづらごとなり此すぢも神代のみふみをよくよめばよしあしの見えわかれてあきらかにしらるゝこどにてはあれどもしかして又孔子のをしへのふみをよむなんこまやかにこゝろえられていとよきそは論語をむねとして此ぬしの言行の見えたる書によりてまなぶべし大むねは神のみをしへにたがへることとなし其よしおのれ三のしるべといふ書にくはしくいへり見てしるべし上のくだりにいへるなんものまなびの大かたのこゝろえなりける

おのれあながちに儒佛の道をしりぞけんとせざる事

みくにのものまなびをし神道のこゝろを人にときをしふるにはみ國の道のたふとくすぐれたるよしをとき儒佛のみちのあしき事をいひあらはして此ふた道のをしへをしりぞくる事をつとめとすべきやうにぞ近き世のものしり人は思ひもしいひもすなる高尙つら〳〵考ふに御國のみちのたふとくすぐれたるよしをいふべきはさる事にて儒佛の道とはことなるふしをいふにつけてはそのふた道のあしきふしをいはではえあらぬすぢはいひもすべきとなれどもひたぶるにそれもかれもあしといひてはらひしりぞけんとするはわろしとぞ思ふ其ゆゑはしりぞけてよからんにははやう御國のすめ神たちのしかしたまふべし人のいふをまちたまふべしやは大穴牟遲神の此みくにをつくりをさめたまふときに外國(トツクニ)より少名毘古那(スクナビコナ)神の來たまひてもろともにものしたまひつると神道のあるがうへに外國の道どものわたりきてそひておこなはるゝはまたく同じ事にてみな神のみこゝろなれば人のちからもてしりぞけえんやはふたみちのあしき

息といふものとりえなどするは寺をよくまもるほうしざねなりとて今はよき事するやうに人のいひなせどむかしのさまはいたくことなり同令に凡僧尼不レ得下私畜二園宅財物一及興販出息上とありて義解に興販者賤買貴賣也出息者貸レ物生レ子凡僧尼犯二此法一者其物皆沒官之とみえたりかくむかし今異なるをつらつらおもふにいふべきこと多しむかし妻もたることをあしとせざりしは釋迦の身のおこなひにはたがへどもゆゑある事ぞ此人はおのがえたる法をはじめて世にときひろめしぬしなるからにかなしうする妻子をはなれ家を出て山にいりたへがたき苦行といふものしてなみ／＼ならぬさまを世の人に見せたりしなりその事を龍樹菩薩の智度論にいへるやう若不レ行二苦行一而呵二言非道一者無二人信受一故自行二苦行一過二於餘人一といへりかしこにてはげにありがたくたふときことなれどもやまとごゝろにはかなはずあだし人はさやうにせずともありぬべきことなるゆゑにこゝにならひつたへたるには苦行をせず妻をもてるもありつるになんたゞし今の世は淨土眞宗の法師をはなちてはおほくはつまをばもたぬならひとなりぬるうへにその道にてはもとよりたふときことなればさやうにてありぬべく妻もつはあしき事にこそ又酒のむこと五戒のなかのひとつなれども心のみだれぬほどにのみたらんにはあしきことゝもおもはれねばむかしのやうにあらずともよかめりたゞものたくはへてとかくする今やうのふりぞいたくわろき諸經論にも見えたるごとく貪嗔痴を佛道にはいみじうあしきことゝするに田はたけを買とりたくはへ金銀を人にかしてますわざするは貪なりさるわざすればかへさぬ人ありていかりはらだつこと多し嗔にあらずやさゑりつゝするは痴とぞいはましみづからかく三つのあしき事しつゝ人にはなせそと教ふともきゝいるべしやはいにしへにいさめありしはうべなりけり佛のみちにいるといふともがらのかばかりのことわきまへぬはいかなるにかいとかたはらいたくにくゝさへおもはるゝわざになん

ものまなび

ものまなびは神代のみふみをもとゝしてよくよむとにぞありけるさるは神のみうへのやうをふかく思ひありし事ども心にとゞめてその道のすぢをあきらめ

しこれによりておもへばこゝろのまことこそうへなくたふときものにはありけれ孔子もこれをいみじき事としてかへす〴〵いはれたり論語のうちに主二忠信一といふこと數々見えあるは人のまことなきは車に牛馬をかくるところなきやうなりとたとへてさては車のやりがたきがごとしといひあるは君子といふは信もてなすものぞともいひ中庸には誠者天之道也誠レ之者人之道也といへるなどをも思ひわたしてさきにいへるこゝの神代のふるごとに合せ考て人の身のおこなひはまことをむねとすべきことを玄るべし佛もさやうにおもはれたるよしにて孔子の文行忠信のよつもてをしへられたるごとく殺生偸盗邪婬妄語飲酒のいつゝをいみじくあしきことゝして世の人になせそとをしへられき佛道に戒にいと〳〵おほかれどこれを五戒といひていたくすまじきことゝしたる中に妄語はいつはりいふことなればこれをいさめとどむるは忠信を敎ふるに同じかしこき人々の心はかくかよへるぞをかしきみくにの神代のやういにしへのことゞも思ひわたすにまことなき神も人もありつれどもそはいと〳〵まれなる事にて大かたはまことあるさまなりしはおのづからの國ぶりのよきにぞありけるさるからにことさらにいつはりないひそといさめおくをしへも聞えざりきふるごとに言あげせぬ國といひしはかゝればなりけりこゝのはたゞ事實といふものかけるふみのうへにいつはり言して人はかるさがなものは玄ばしこそ時めきてにぎはゝしくよきやうなれ天地の神のとがめたまふすぢなればやうやうにおとろへてあしくまことあるはさびしげなれど神のこゝろよせたまへばつひにはさかえてよかりし事どものあまた見えたるぞよきをしへにはありける孔子の春秋もさるこゝろをもとゝしてみづからの心玄らへをそへてをしへたるものとぞおもはるゝ

僧の身のおこなひのやう昔今ことなる事

ほうしの身のおこなひのやうむかしとはかはれること多し昔はよきほうしのうちにもつまもたるがありつればなみ〳〵のきはにいたりてはましてさやうなりつらんを今はかたくさはすまじきことゝなれり酒のむことは今はふかくもとがめざれどもむかしはさやうならず僧尼令に僧尼飲酒食二宍五辛一者三十日苦使とありものたくはへ金銀を人にかして年どしに利

はせる春秋といふふみに周魯のあしきふしをさらにか、れず魯昭公の禮にたがへるしわざあるをも人のとへば禮をしれりとこたへられたると同じこ、ろなり伯夷叔齊をほめられつるにて武王をほむるはまことにしか思ひていはれたるにはあらずとしられたる事なりさるは禮記に居二其邦一而不レ謗二其大夫一とあるにもよりたるにてすなはちみづからも惡下居二下流一訕レ上者上といへり此こゝろばへをたてとほされたるになん又湯王をほめられたるは武王と同じしわざなればこれをそしりては周の遠祖の惡をあらはすすぢなるをいみたるにぞあらん又孔子の家の遠つおやなるゆゑにてもあるべし文王を至德ぞといたくほめられしも同じこ、ろなりさるを和漢明辨といふ書に此至德といへるをそしれるは孔子のこ、ろをおもはぬゆゑぞ孔子は心と詞と身のおこなひとそろひてつゆのなんなくはじめよりをはりまでいさ、かもたがへるふしの見えざる人にて世にありがたくなんついでにいはん御國の儒者の湯武をほめからくにを中華といひてたふとみみくにをえびす國のやうにひがこ、ろえしてむげにこ、のいにしへまなびせざるはいかにぞやそは孔子の詞にのみしたがひてその心にはいたくそむくにぞありけるたとへばくしのみくに人ならんには湯武のしわざをあしといひみくにのいにしへぶみをむねとよみあきらめて古事記日本書紀萬葉集などの誤字ひがよみをあらため正し禮儀などもこのふるき例にしたがひてともかくもしそのすぢによりて人をもをしへみくにのたふときふしをいひあらはしほめてからのよからぬ國ぶりをばえびすなればか、るぞといひおとしめらるべしこれぞ孔子のこころなりける高尙は論語をよみてふかくしんじてそのこ、ろにしたがふになん

信僞

神代のみふみに見えたるやうよき神はかりそめにもいつはり言はいひたまはず大穴牟遲(オホナムチノ)神の兄弟(ミアニオト)の八十神はあしき神にてしばしばいつはり言いひて大穴牟遲神をあざむきてからきめ見せたまひしにはてくはあざむかれし神はさかえまし八十神はおとろへたまひぬ人の世の中のさまもさやうにいつはり言いひて人をはかればそのをりはよきやうなれどもつひには身のためあしくなるさまたれも見てしれる事ぞか

ばげに心のあしきをいさめてよきにすゝむるほかにまさるをしへはなきぞかし

論語

からふみのもゝふみ千書あるが中にひとりぬけ出ていはんかたなくをかしくめでたきは此論語といふ書なりとこそ思はるれさるはかしこき心のいたらぬくまなき孔子の身のおこなひと弟子にをしへていはれたる言とをしるしたる書なればなり人の身のおこなひのあるべきやうをこまやかにをしへさとしたるさまはあめ地のうちに又たぐひなかりけりよきすぢとあしきすぢとはたれも大かたは思ひわくなれどその中におもさかろさのある心じらひの人のしりえがたきさかひをのこるくまなくあきらかにいひさとしをしへたる書にぞありける高尚まだいとわかゝりしほどより身のおこなひのこゝろえにとてをり〳〵此ふみをよむたびにそのをしへをげにさることぞと思ひしんじていかで〳〵さやうにせばやとこゝろざして年へにければつたなくてなしえぬものからわが身のためとなりぬる事のおほかるはたれも同じ事ぞと人のためをも思ひてよそのくにの書なれどみつのしるべにもとり出でこれをよめとはいひつるになん

孔子の湯武をあしといはれざりしことのゆゑよし

武王のその君をほろぼさんとていくさ人をひきゐて出たつをりに伯夷叔齊といふふたりがいさめ止めしをきかずしてゆきてその君をころして天の下をうばひしかばさる道なき世にはすまじとてかのふたりはなにがしの山にいりてわらびを折てくひものとしゝばしこそめぐらひつれつひにうゑてしにけるを孔子のほめて仁をもとめて仁をえたりとも又賢人なりともいはれたるはげにさる事なるにひがわざせし武王をもよき人のやうにいはれたるはことわりたがひたる事にてからごとのはかせの中にもうたがひおもへるありこゝのものしり人は孔子のひがことぞといひおとしむれどこれはゆゑある事にぞありけるそのゆゑは孔子の周の世の人にて武王はかの人のつかふる魯君のしうの遠つ祖君なればその惡をいみかくしてほめられたるなりこは父の惡をかくし子の惡をかくすを直しといはれたるたぐひにして臣子の情のふかくおもきによりてかくはいはれたるになんそのあら

のおちいりなどすればにごるがごとく世にふるわざのしげきおもひにつれてきよきこゝろのやう〳〵にきたなくなりよからぬ身のおこなひもまじるになんさるからに神代よりはらへといふわざありてきたなきけがれをばはらひすてゝ清きにかへす事をし身のおこなひのまがりゆくものをばいさめてもとのなほきにとおもむけなほすをしへありきこれぞ神の道のをしへなりけるくはしくはおのがみつのしるべといふ書にいへりこゝにはたゞかたはしをなん儒道のをしへも同じこゝろにて禮記といふからふみの中庸の篇に天命之謂レ性率レ性之謂レ道脩レ道之謂レ教といひ又同篇に誠者天之道也誠レ之者人之道也ともいへりこれらの天といふは天に神靈のあるこゝろをいへるにてこゝにむすびの神のみたまによりてといふと同じこゝろばへとぞおしはからるゝいともたふとき神のみたまによりてなりいづる人にしあればおのづからきよくなほく誠ありさあれば君親をうやまひ女子をめぐみよき事このみあしきことにくむなるその性にしたがひて道をものしてもとよりの心のまゝにあしかるわざなせそといさめをしへたるものぞといふこゝろなるべし佛道教といふもそのとけるやうはことひろけれどもはて〳〵は心ひとつのうへにとゞまりて般若經といふほとけぶみに知二我心一卽身成佛といへるなどや佛のみちの大むねならんかし心をしるといふはまよひてこそあしかることはすれもとよりの心はよければ其もとのよきこゝろをしりうればさとりたる人となるものなりといふこゝろにてこれも性にしたがふ道のをしへなるべしかくいづれの道も同じやうなるはむすびの神のみたまによりて人はなりいづといふつたへ言にみなよればなるべし此つたへ言よ御國にのみかぎるべしやは人の國にもさやうにいひ傳へけんを御國とはやうたがひてから天竺などはいにしへの傳へごとをなほざりにおもひてさかしらいふくにぶりなるからに大かたはまぎれうせつれどさすがになごりのとまれるに事とりそへて聖人または佛などいふかしこき人々のその國ぶりにかなへて道をときひろめ世の人ををしへたるものとぞおもはるゝされはいひもてゆくやうはおの〳〵いたくことなれどもつひにはかくひとつ心となれり身のおこなひはこゝろよりともかくもなりゆくものなれ

今の世に繪にかくさまに似たりかうやうのおそろしきかたちをあらはすをりゝあれどいろ〳〵に變化すればこのかたちのものなりともさだめいひがたし又たけたかき人にへんげしたりしは三代實錄四十九の巻に紫宸殿前有ニ長人一往還徘徊內竪傳照者見レ之惶怖失レ神右近衞陣前燃レ炬者亦復得レ見其後左近衞邊有ニ如レ絞者之聲一世謂ニ之鬼絞一とあるこれなりこは仁和二年七月廿九日の夜のことにぞありける足あとをのこせりしは同書七の巻貞觀五年正月十九日に侍從所庭中鬼足遺レ跡といひ同書二十の巻貞觀十三年六月十七日に太政官候廳前晨見ニ鬼跡一といへるなどなりさて又ある人のかたりけるは女の山にいりて鬼になりたるを見たる人ありとかたりきこれもひとぐさの鬼なり五雜俎といふからぶみにも黔筑有ニ變レ鬼人一能魅レ人至レ死といへり上のくだりものに見えたることゞも思ひわたして鬼のやうをしるべし鬼のたぐひをこさせじとふせぐには桃の木をもてとかくするぞいとよき西宮記に正月卯日以ニ桃杖一作ニ卯杖一厭鬼也と見え同記十二月の追儺には桃弓葦矢もて鬼をおふことあり今昔物語には鬼の來るをふせぐところに門に物忌の札をたてゝ桃の木をきりふさぎてといへりかく桃の鬼をふさぎて人をたすくるゆゑは神代に伊邪那岐命の桃子をもてあしきもの、おひきたるをまちうちたまひしかばにげかへりぬさて桃にのりたまへることを古事記にしるせるやう汝如助吾於葦原中國所有宇都志伎(此四字以音)青人草之落苦瀨而患惚時可助告賜名號意富加牟豆美命(自意至美以音)としるせりこれにてしるべしさて桃は鬼のたぐひのもとよりきらひぬべきゆゑよしある事を伊邪那岐命のよくしろしめしてそのみをもてまちうちたまへるなりか、るにつけて世の人のためにもとおもほしてその桃にかくはのりたまへり此大詔のしるしありてよろづ代の後までもいよ〳〵あしきものをふせぎて世の人をたすくるになんあなたふとしや

三のみちの教

人といふものは高御產巢日神神產巢日神と申二柱の大御神の產靈のみたまによりてなり出ればもとよりの心はきよくあかくなほく正しきをきたなくまがりもてゆきもするはいかにといふにたとへばみづは清くすめるものなれどみさびにとぢられきたなきもの

いだくこゝちのせしを宮ときこえし人のし給ふとおぼえしほどよりこゝちまどひにけるなめりしらぬところにすゑおきて此男はきえうせぬと見しをとあるをりの事にて浮船君のものにとられしさまにてきよげなる男と見えてとりもてきてくひはせざれどもおにといへるにてしるべしてんぐこだまと同じきをむかしてんぐの龍をとりし事ありて一の卷にいへり今の世にも天狗の人をとることをり／＼あり鬼の人をくふよしにいへりしはいせの物語に鬼ひと口にくひてけりといひ宇津保物語藏開卷におにけだものゝくふ山にまじりたる心地してといひ三代實錄五十の卷に仁和三年八月十七日夜亥時或人告二行人二云武德殿東緣松原西有二美婦人三人一向レ東步行有レ男在二松樹下一容色端麗出來與二一婦人一携レ手相語婦人情感共依二樹下一數尅之閒音語不レ聞驚怪見レ之其婦人手足折落在レ地无二其身首一右兵衞右衞門陣宿侍者聞二此語一往見无レ有二其屍一云々時人以爲鬼物變レ形行二此屠殺一といへるなどなりおそろしき形をあらはしたりしは大鏡三の卷に忠平の太政大臣貞信公の御事をいへるにかの殿いづれの御時とはおぼえ侍らずおもふに延喜朱雀院の御ほどにこそは侍りけめ宣旨うけたまはらせ給ひておこなひに陣の座さまにおはします道に南殿の御帳のうしろのほどとほらせたまふほどにものゝけはひして御たちのいしづきをとらへたりければいとあやしくてさぐらせたまふに毛はむく／＼とおひたる手のつめは長くかたなのはのやうなるにおになりけりといとおそろしくおぼしめしけれどおくしたるさま見えじとねんぜさせたまひておほやけの勅定うけたまはりてかためにまゐる人とらふるはなにものぞゆるさずばあしかりなんとて御たちをひきぬきてかれが手をとらへさせたまへりければまどひてもちたる手をはなちてこそうしとらのすみざまへまかりけれ思ふによるの事なりけんかしといひ今昔物語に近江の國安義の橋は鬼ありときゝて人のゆきて見たりしにおに女になりてありさておそろしきかたちをあらはしけるやう面は朱のいろにて圓座のごとくひろくして目ひとつありたけは九尺ばかりにて手のおよびみつあり爪は五寸ばかりにて刀のやうなりいろはろく青の色にて目はこはくのやうなり頭の髮は蓬の如くみだれてといへるたぐひなりこれらは

あらん

鬼

鬼は和名抄に於爾といひ中昔のかな文の書どもにもしかいへり神代紀には鬼といふもじをものとよみ中ごろの書にはもの丶けといひしと見え今の世にもばけものといふは術ある鬼といふとこれらをおもひわたせばものともいひつるなりさて此ものの和名抄に人死魂神なりといへるはからぶみによれるときごとにてこゝにおにといふものはさやうならねばうけがたし日本書紀神代の巻には吾欲レ令レ撥二平葦原中國之邪鬼一と見え同紀景行天皇の巻には山有二邪神一郊有二姦鬼一と見えたるなどをおもふに鬼といふはあらぶる神のたぐひにてしなくだれるものなり古事記中巻に熊野山のあらぶる神は大熊になりしと見え建御雷神の天より降したまへる横刀にきりたふされたる事どもあり景行天皇紀には阿蘇都彦阿蘇都媛の二神人に化しといひ吉備穴濟惡神難波柏濟惡神などあしきいきふきて道ゆき人を苦めしを日本武尊のころしたまへる事あり鬼もおなじく人になりこともものにも變化してみちゆき人をくるしめしことゞもありそれによりて高尚つら〳〵思ふにあらぶる神鬼天狗こだまのよつは同じものなるべし世にすぐれてかしこきかたにつきて神といひおそろしき形をあらはし人をとりくふを見て鬼といひそらをかけるによりて天狗といひふるき樹によるにつきてこだまともいへるにてそのをり〳〵のあらはるゝさまにしたがひて名はかへていへどもみなくすしきわざありてかたちをあらはしもしかくしもしいろ〳〵に變化するをみればことゞなるものにはあらざりけり其中にたふときいやしき品はあるべくすぐれたるを神といひしにもあるべし同紀に巧レ言調二暴神一振レ武以攘二姦鬼一とあるにてもあらぶる神と鬼とのたかきみじかき品はよくわかれてありいにしへは天の下に人すくなかりしかばかゝるものどもところえてかたちをあらはすことのおほかりしなり源氏物語手習卷に鬼か神かきつねかこだまかといひあなさがなのこだまのおにやともいへれば中ごろの人もてはなれぬものとはおもひき同巻に鬼のとりもてきけんほどはものおぼえざりければなか〳〵こゝろやすしといへるはいときよげなる男のよりきていざたまへおのがもとへといひて

るなり今の人牽牛子をのみあさがほとおもへるはたがへり萬葉集十の巻の歌に

あさがほは朝露おひてさくといへど
ゆふかげにこそさきまさりけれ

といへるも桔梗なり牽牛子はゆふかげに花のさくことなし桔梗のはなはあさざきひるしぼみてゆふかげに又はなやかにさくものなれば夕かげにさきまさるやうにはいへるなり源氏物語あさがほの巻にかれたる花どもの中に朝がほのこれかれにはひまつはれてあるかなきかに咲てとあるは牽牛子なり此草は野山におのづから生ることなきはから國よりたねのわたり來てひろごれるにぞあらん其わたり來つるは今の京のはじめのころなるべしさて朝がほといふこゝろをくはしくいはんとすいにしへかほ花といひしはかほのすぐれてうつくしきはなの事なりかほといふは今の世にかほかたちといふ意なりかほかたちのすぐれたる人を中ごろにはかたち人といひきそれと同じこゝろなりされば何にまれ朝さきてかほのすぐれたる花をめでゝあさがほといひはやしたるにて花の名にはあらず桔梗もはなのあしたにさきて美くしきゆゑにめでゝあさがほといひしにて此草の正しき名にあらざることは新撰字鏡に又云阿佐加保としるせるにてもしられたり牽牛子のわたり來てはこれもあしたにうつくしき花さけばしかいひ槿花もさやうなればあさがほとはいへるなり新撰字鏡に木槿似二李花一朝生夕殞可レ食者也保已又保已乃加良又爾夫利とありてあさがほとはあらねども和漢朗詠集に槿と題してあさがほの歌をいだせればしかいひしことしるし蕣も和名抄に和名木波知須朝生夕落也といへるに毛詩にてはふるくよりあさがほとよめりこれらを思ひわたしてあさがほとはあささく花のかほばなをいへるにてひとつの草の名にはあらざる事をいよ〳〵おもひさだむべし拾遺集の物の名にも桔梗朝顔牽牛子とみつ出せるはあさがほは桔梗にも牽牛子にもかぎらざればことにしたるなりかくさだかにしられたる事なれど牽牛子は中ごろにひとの國よりわたり來つるものゆゑに和名のなければあさがほとのみ世にいひあへれば源順朝臣も此草の名なりとのみ心えあやまりて和名抄に牽牛子和名阿佐加保とかゝれしよりたれ〳〵さなめりとおもひてさとる人なかりしにや

まがきは和名抄に籬和名末加岐一云末世以レ柴作レ之とあり水鏡一の巻に此めの女おどろきおそれてえたへずして野干になりてまがきのうへにのぼりてをりといへればむかしのは今の柴垣よりはうへをすこしひろくつくれるものにぞありける　ついぢはむかしのは今の土手といふもの、やうに土をつきあげたるならんとぞおもはる、この頃のしらにぬりたるとはいたくことなり和泉式部物語にう月十日あまりにもなりぬれば木のしたくらがりもていくはしのかたをながむればついぢのうへの草青やかなるも云々といひ大鏡五の巻にはなでしこのたねをついぢのうへにまかせたまへりければ思ひかけず四方にいろ〳〵にからにしきをひきかけたるやうにさきたりしなどをといへるを見てしるべし

雨もよ　雪もよ

古歌に雨もよ雪もよといへるはもはやすめ詞よは夜なり雨の夜雪の夜といふべきをものやすめ詞にかへたるはたとへば月のひかりのあかければとといふべきを月のひかりしあかければとしのやすめ詞にかへたると同じたぐひにて詞をさまりていうにきこゆればしかいへるなり後撰集十四の巻にをとこのまうでこであり〳〵て雨のふる夜おほがさをこひにつかはしたりければこれひらの朝臣の女いまき

月にだにまつほどおほくすぎぬれば
雨もよにこじとおもほゆるかな

源氏物語朝がほの巻に

かきつめて昔こひしき雪もよに
あはれをそふるをしのうきねか

いりたまひてもみやの御事をおもひつ、おほとのごもれるにとあるなどを見て雨の夜雪の夜なる事を思ひさだむべしみな夜の歌なりさるをもよのふたもじをやすめ詞といひあるは雪雨をもよほすこゝろなりといへる説どもありみなひがことぞ朝顔の巻なるは雪はれて月あかき夜の歌なるをや

あさがほ

あさがほとはあしたにさくかほ花をなべていへるにてひとつの草の名にはあらずそのよしつぎ〳〵にときあかすべしまづ新撰字鏡に桔梗加良久波又云阿佐加保とあるもその證なりからくはといふが正しき名にてあしたにさくうつくしき花なればあさがほともいへ

はさらなりゐだしけだものをくふもよからぬ事として續日本紀二十の卷此天皇の御代天平寶字のころの事記せるところに以二猪鹿之類一永不レ得レ進レ御と見えいまはしもざまの人にても心あるは何にまれけだものをばくはぬならひとなりぬるはいにしへにまさりてよき事になんから國は山多く海遠ければ魚はえがたくけだものはえやすきによりてとりてくふにこそあれいかでかこゝにしかすべきけだものは大にして死をかなしむこゝろふかげなるをころすこといといとわろくくひものにてうじてもきたなしさるからにけがれとせり

人をよぶに昔は何がしこそといひし事

今の世には人をよぶになにがしさま何がし殿といふをむかしは何がしこそといひしなりその例は源氏物語夕顔の卷に北殿こそきゝたまふやなどいひかはすも聞ゆ榮花物語さまゞゝのよろこびの卷にはみすのかたそばよりさし出させたまひてやおとゞこそと申させたまへば宇治拾遺五の卷には地藏こそとたかく此家の前にていふなればおくのかたより何事ぞといらふる聲すなり今昔物語二十四の卷には父こそとよべば忠行何ぞといへば兒のいはく云々

ものか　ものは

むかしの文にものかといふはおどろきあやしむこゝろにつかひものはといふもおどろく心あるところにつかひたり榮花物語月の宴卷いとあやし御なやみのよしうけたまはりてなんまゐりつる事と申たまふものか同物語花山卷中納言や惟成の辨など花山にたづねまゐりにけりそこにめもつゞらかなるこほうしにてついゐさせたまへるものかあなかなしやいみじやとそこにふしまろびて同物語玉の村菊卷十月二日びは殿やくるものかあさましくいみじともおろかなり源氏物語明石卷月夜に行道するものはやり水にたふれいりにけり榮花物語見はてぬ夢の卷さるべき二三人ぐしたまひて此ゐんのたかつかさ殿より月いとあかきに御馬にてかへらせたまひけるをおどし聞えんとおぼしおきてけるものは弓矢といふものしてとかくしたまひければ御その袖より矢はとほりにけりこれらの例を見わたしておのが考のごとくなるをしるべし

まがき　ついぢ

りて祖神をば佛といひなして家のうちに佛檀とてくまひもろぎのやうなるものしつらひすゑてまつるならひとなりて里の社にてまことの氏神まつる事はたえたるゆゑなるべしむかしのさまになさまほしきことになん

雞をくふまじき事 すべてのけだものも

今の世の人雞をくふこと常にて何ともおもひたらぬもあるはけがらはしくいみじきあやまりなりいにしへけだものをなべてくひあへる世にても雞をくふ事ははやくいましめとゞめられし事ぞ日本書紀天武天皇の巻に莫レ食ニ牛馬犬猿雞之完一以外不レ在ニ禁例一若有ニ犯者一罪レ之とあるを見るべしたゞし五畜のうちに雞は鳥なるからにやあらむむかしより死にたる處のけがれはなかりき延喜式三の巻に凡觸ニ穢惡事一者人死限ニ三十日一自葬日始計 産七日 六畜死五日 産三日雞非ニ忌限一とみえ北山抄四の巻雜穢のくだりにも六畜死忌五日雞非ニ忌限一と見えたりさるからにみな人かろくこゝろえて雞をはゞからずくふこととはなれるなるべし牛馬はさらなり犬雞なども家にかひて門をまもり時をしらせなどほど〳〵にいさをあるものなるを殺してくふはいと〳〵心なきわざになんありけるいにしへにいさめとゞめられしはことわりなりけり六畜とはからくにゝて馬牛羊豕犬雞をいへるを羊豕はこゝになきけだものなればはぶきて猿をいれられしは人に似たるゆゑにぞあらんこゝなるは五畜なれども人の心得やすきやうにとてからふみにて見なれたる名目をかりて延喜式北山抄などには六畜とかゝれたるなるべしついでにいはん古語拾遺に昔在神代大地主神營レ田之日以ニ牛完一食ニ田人一于レ時御歳神之子至ニ於其田一唾レ饗而還以レ狀告レ父御歳神發レ怒以レ蝗放ニ其田一苗葉忽枯損似ニ篠竹一とあるを見れば御國にては神代より牛馬のたぐひをばくふをよからぬことゝしたりしをよろづのことからのふりのうつれる世になりてはこゝろせずしてみな人のくひあへるゆゑに天武天皇の御代になくひそといさめおほせられしなり神武天皇紀に弟猾大設ニ牛酒一以勞ニ饗皇師一焉とある牛酒は漢文のかざりにてまことにはあらじ御歳神の子のつばきはきしばかりのきたなきものなるをいかでかまめごゝろの弟猾がみいくさにさるものをまゐらすべきさてのち孝謙天皇の御代のころにいたりては五畜

のづからのことなるをいよ〳〵しかしてた丶みにいたるやうにとをしへ人にあひてよろこぶに手ひとつうつはおのづからのことなるをかず〳〵うてとをしへて此ふたつを禮儀のもと丶せりおのづからもなすことをいよ〳〵せよとのをしへはげにさること丶たれも〳〵おもひしたがひて禮儀はさだまりつることぞかくさだめたるいにしへ人ぞかしこかりける

氏神氏子

うぢ神とはおのが遠つ祖神をいへり伊勢物語に二條后の氏神にまうでたまふ事見えたるは此后藤原氏にて遠つおや神の天兒屋命をまつれる大原野社にまうでたまへるをいへるにてしるべし續日本後紀六の卷に勅聽下大春日布瑠粟田三氏五位已上准二小野氏一春秋二祠時不レ待二官符一向中在二近江國滋賀郡一氏神社上とあるは祖神のまつりのいと〳〵おもければばなるべし氏子とは氏の祖神の子孫といふことなりた丶し日本後紀に大神宮にみてぐら奉りたまへる詞に五十鈴乃河上爾稱辭定奉大神乃大前爾申給久氏子親王平大神御杖代止言旦とあり天子に氏はなけれども天照大御神の御子孫におはしますゆゑに氏子とまをせば氏のしれざる人にてもその家の遠つ祖神をば氏神といふべく其人をば氏子といふべきなりこれによりて高尚つら〳〵考るに今の世にゐなかの里々にて地主の神を氏神といふ初はそこの家々のおや神をひとつにいはふとて社をたて丶春秋のまつりもいひあはせてなしひと里の氏神とせしをやがて地主の神ともいはへるにこそ又もとよりありつる地主の神の社に里の家々の祖神をあはせまつりて其神の社の氏子といひしもあるべしかくいひならひて後々は地主の神をみな氏神といひさるからに氏神といふは地主の神のことなりと里人のこ丶ろえてことのたがひはいできつるならんとぞおもはる丶いにしへはおのが家のおや神と地主の神とはともにおもくうやまひてことにいつきまつるならひなりしかばかならずさやうなるべしためしに申はかしこけれど伊勢と加茂とに齋宮齋院とて同じやうに内親王を御杖代となしたまへるをみてもいにしへの世のさまをしるべし今の人のおもへるとは異なり伊勢は天子の御祖神加茂は大宮の地主の神なりさて今は氏神社といふは名のみにてもはら地主の神ばかりをまつるは佛わざの世にひろご

りて手をうちよろこぶこゝろおびたゞしくたかくしてといへるなどなりかみのくだりにいへるなんいにしへより中ごろまでに手うちつることのおもむきなりける此ころの人のまじはりにはよろこびごとあるをりにのみしかするならひとなれりいにしへより中ころまでに手うちつるやうを今の世のならひにかけて思ひわたして高尙つら／＼考るに此手うつことはおどろきよろこぶをりにうつぞもとのこゝろなりける今の世にもさるをりにおもはずも手たつ事のあるはおのづからの事なりさきにいへる一言主大神の手うちたまひしもさやうにぞおもはるゝかくおのづからなるは人にむかひておどろきよろこぶをりの事なりしをしかするは人をふかくめで思ふこゝろのあらはるゝわざなればさきの人もよろこぶなり人のまじはりの禮儀のこゝろをおもへばうはべをつくりかざるは末の事にてふかくめでおもふこゝろをあらはしさきの人のよろこぶやうにとなすぞ本の事にはあるべきかかれば此手うつことを拜むわざにそへてこれも禮儀の事としてことさらにうつ事とはなれるなりからふみに禮之用和爲レ貴とあるをも思ひあはすべし拜むはかしこまりたるさまなりそのかしこまりたるさまにめでよろこぶ心をそへて手うつはたらひたる禮儀なればおもきことゝはなしけるなり周禮の振動とはこゝろことなりさおもひとけば古書にこれかれと事たがひて見えたるも同じ事となれば此考わろくはあらじかしさて手うつこと今はたふとき人のおまへに出てなすことはやみてたゞ神のみまへにてのわざとなれり高尙はつかへまつるみやしろの廣前にてはさらなりすべてうるはしく神ををがむには兩段再拜して八開手うつことゝす朝ごとに何くれの神を拜みまつるにはいとまいりてさはなしがたくなべてはふたつうつならひなれどもそはものに見えねばかの儀式帳に四ッうつを一段とせしにしたがひ江家次第に一段うちし例もあるによりてかろきにつきて四ッうち長短はおもきによりてながきかたをぞものすなるよしやあしやさて此拍手にさきなる拜をあはせていますこしいふべき事あり此ふたつは禮儀のもとにぞありけるさいへばこと／＼しくきこゆれどおのづからなすことをよくせよとをしへてそれを禮儀となしたるなりたふとき人のみまへにてかしらのたるゝはお

王在京潔齋三年卽每朔日著ニ木綿鬘一參ニ入齋殿一遙ニ拜大神一云々別當大夫已下卜食者共再拜兩段云々再拜兩段長拍レ手齋王不レ拍レ手と見えたればいよ〳〵おもき禮儀とおもはる手うつこと周禮といふからふみにも見えたり九拜のうちのひとつに振動といふは注に戰栗變動之拜一云兩手相擊也といへばこれはいたうかしこまりたるさまを見えてしかするよしにてこゝに手をうつとはこゝろことなりそのことなるよしはのちにいふをまちてしるべしもとよりからのをまねびたるにはあらず古事記下卷雄略天皇の御代のところに天皇のものさゝげたまへるを葛城之一言主大神手うちてうけたまふ事ありきされば手うつことはこゝにいにしへよりありつるわざなりけり日本書紀には持統天皇卷に公卿百寮羅列匝拜而拍レ手とあり手うつに短拍(シノビテ)レ手と長拍レ手とのふたつありて古書に見えたりうつかずは延喜式七卷踐祚大嘗祭のところに五位以上共起就ニ中庭版位一跪拍レ手四度別八遍神語所謂八開手是也とあるなん三十二うつなればおほきかぎりなりける八開手(ヤヒラデ)といふははやく大神宮儀式帳にみえて手八ッうつことなり又同儀式帳に手四段拍といふことありこれは四ッを一段として十六うつをいへり江家次第六卷には手うつこと四段とも三段とも一段ともいひ延喜式四卷には短拍(シノビテ)レ手兩段又長拍レ手兩段といひ北山抄一卷春日祭のところには上卿以下拍レ手三度といへりかく〳〵なるはその事のおもさかろさによりておほくもすくなくも手はうちつるなりさて酒のむにはかしこまりよろこぶこゝろにて手うちてのむことあり江家次第六卷平野祭のところに諸司拍手三段先後稱唯酒觴三行之後拍手一段訖各退といひ同書十卷には給ニ同酒臣下一各一度稱レ名給レ之拍レ手飮レ之ともいひ延喜式二卷には喚ニ宮內省一令レ賜ニ酒食一行酒三杯以後拍ニ後手一退出といへるなどを見てしるべし又ものうくるにも手うつことあり延喜式一卷賜ニ出雲國造一負幸物のところに神部取ニ太刀一授レ之拍レ手賜レ之とみえ西宮記六卷例幣のところには先召ニ忌部一參上自ニ南階一拍レ手取レ幣下と見えたりさて又禮儀にはあらでおどろきよろこびて手うつことありき源氏物語玉かつらの卷にわれをば見しりたりやとて顏をさしいでたり此女手をうちてあがおもとにこそおはしましけれあなうれしともうれしといひ水鏡下卷に庭にお

さて拜のかろきは小拜にぞありける一拜はつねのことなり再拜といふはふかくうやまひてなすことなりいと〳〵ふかくおもくうやまひては兩段再拜又八度拜などせしなり神〻をがむにはいにしへはむねと兩段再拜をせしことにて江家次第に本朝之風四度拜レ神謂二之兩段再拜一本是再拜也拜四度故稱二兩段一といひ北山抄にも同じやうにいへれば今も神の宮人の廣前にてをがむなどはかならずさやうにすべきことなりかし此四度拜古事記の安康天皇の卷にみえていにしへよりありつることなり八度拜もふるくは同記の同卷にみえ神ををがむにしかせし事は大神宮儀式帳に見えたり此八度拜ぞ拜のおもきかぎりなりける又三拜といふありこれは兩段再拜よりすこしかろき拜にて西宮記には十二の卷に仁和寺にて三拜のことみえ北山抄には一の卷御齋會のくだりに公卿以下置レ笏三拜といふ事みえたるをあはせおもふに此拜は佛ををがむかたにせしなりさるはみくにの神よりはあだし國の神をばうやまひをひときざみかろくすべきことわりによりてなるべしたゞし兩段再拜も三拜も神ほとけををがむにかぎれることにはあらずさてついでにこ、ろえおくべきことをいひてん劍をおびたらんには神ををがむにはとくべきことなりさおもふは西宮記十二の卷に諸社使帶劍人不レ解レ劍詣二賀茂御社一者可二解放一云々山陵使向レ陵拜禮同解レ之とありて帝の御使の人はもろ〳〵の社にてはおびたる劍をとかずといへるにさらぬ人はとくべきよししられ又氏神の神事にしたがふものおびたる劍をとく事北山抄に見えたるをおもへばうやまふべき神のおまへにてはもの、ふもたちはきながらはをがむまじきことなりかし

拍手

かみの宮人の神わざする時さらでもひろ前にてをがむをりに手をうつはいにしへよりしかせし事にて大神宮の儀式帳にもみえたりその拍ゆゑはつたへなけれどおのれ考ありおくにいふべし日本後紀に延暦十八歳春正月丙午朔　皇帝御二大極殿一受二朝賀一文武九品以上蕃客等各陪位減二四拜一爲二再拜一不レ拍レ手以レ有二渤海國使一也とあるはひとのくにの使もともにことほぎ申に手うつことのそへるはおもき禮儀なるゆゑにはぶかれたりとしられ又延喜式五卷に凡齋内親

を見てもうちまきの米にはあしきもの、おそるべきゆゑあることをしるべしいとけなき子どものほとりにうちまきするならひもおんやうしのをしへしことにぞありけんむかしよねを神にたてまつりしは加之與禰久萬之禰などいひてあらひもしらげもしてこそたてまつりつれうちまきちらし、ことはなかりき

拜

拜はこゝの詞にてはふるくはをろがむといひき日本書紀推古天皇の卷の歌に烏呂餓彌豆兎伽陪摩都羅武とあるを見てしるべしさてのちはろをはぶきてをがむといへり神ををがむにはいにしへよりまづ口手をあらひすゝぐ事にて同紀欽明天皇の卷に下馬洗漱口手祈請曰といひ西宮記八の卷 荷前 班幣のところには供御手水天皇御拜といひ宇津保物語俊蔭の卷にもたゞ御手をかいすまして神ほとけにたひらかに身ことなしたまへと申たまへといへりこれらぞその證なるさて今の世にはひたひに手をあてゝとかくするををがむといへり榮花物語の鶴林の卷によるひるひたひに手をあてゝねんじ奉りたりとあればこれも昔よりせしことにはあれどもいと〳〵いやしき人をんなわらはべなどの神ほとけをねんじをがむとてする事にてこと〳〵なりうやまひてうるはしくをがむさまはからふみに見えたる稽首跪拜などのやうにひざまづきて手にしたがひてかしらもたゝみにつくばかりにせしなりひざまづきたることは延喜式四の卷伊勢太神宮 四月九月神衣祭のくだりに 大神宮司宣祝詞訖共再拜兩段短拍手兩段膝退再拜兩段短拍手兩段一拜訖退出とみえたる 膝退 といへるにてもしられ又江家次第には 九條殿記云 凡拜時先突左膝是爲令懷中扇疊紙不落也とあるにていよ〳〵さだかにしられたり手にしたがひてかしらもといへるは延喜式八の卷の祝詞に宇事物頭根衝拔氐とあるを證とすべし水にうかべる鵜のかづくやうにかしらをたゝみにつくるさまをいへり又同式十二の卷中務省の ところに 女官降座再拜 用扱地拜謂著兩手於地首不至平地他皆放之 といへるは女官ゆゑなり首不至平地 とあるにてをのこの拜は首の地にいたることしられたり又たちてをがむ事もありけり西宮記一の卷には小拜立再拜といひ北山抄一の卷にも小拜起而相共再拜といへり

梅宮社一とみえ同紀に何がしの神一前といふ事も見えたり又延喜式五の巻二月祈年祭のくだりには大宮賣神四前御門神八前忌火神一前庭火神一前竈神二前御井神二前地主神一前とあり今の世にちひさき神のやしろの名になにのごぜんくれのおんさきといふはみな御前のもじにてはじめは何のみまへといひしことにやありけん

神の御使

今の世に鹿は春日神の御つかはしめ鳩は八幡神の御つかはしめといふたぐひのとこゝかしこのやしろにありて鳥獸のたぐひあまた人になれておそれぬは神の御つかはしめといひておひだにせざるゆゑなりつかはしめは使といふ詞をよこなまりたるにぞあらんゆゑかおもふは日本書紀景行天皇の巻に是大蛇必荒(アラフル)神之使(カミノツカヒナラン)也同紀皇極天皇巻に遙見有レ物而聽二猴吟(サルノサマコラオト)一云々時人曰此是伊勢大神之使(ミツカヒナリ)也とみえたるによれりなにの神の御使とはその神のおほせごとをうけたまはりて來てことおこなふをいへる事なるにかの鹿鳩などはさやうのさまならねば御使とはいひがたきことなれどもこれもはじめはひとつふたつ神がきのあたりに見えつるを神の御使ならんといひて人のおそれておひだにせざりしをよき事としてそのともがらのあつまりきてあまたにはなれるなるべしさてのちもいひなれたるまゝにみつかひといひしを御つかはしめといひあやまれるにこそ

散米

今の世の人神の社にまゐりてよねをうちまきちらしてたてまつるいと〳〵なめきさまにぞありけるこはむかしおんやうしのせしわざのうつりてことたがひたるにて昔のは神にたてまつりしにはあらず宇津保物語にはらへすともうちまきによねいるべしといへるはおんやうしにせさするはらへにてそのはらへにはあしきものどものよることにてよねをうちまくなり又うぶ屋にうちまきせしことと中むかしの書にこれかれと見え今昔物語にはめのとの目をさまして兒に乳をふくめてゐたるにたけ五寸ばかりなる五位どものわたるを此めのとおそろしとおもひながらうちまきの米をおほらかにかきつかみてうちなげたりければ此わたるものどもちりてそのなげたるうちまきの米ごとに血なんつきたりけるといへることありこれ

神事のおもきことかくなんありけるさてついでにいはん神主をかばねにいへることもあり荒木田神主某といへるこれなり

神社にてはさきをおはすまじき事

いにしへ神の社にては行幸にもさきをおはせたまはずましてたゞ人はやんごとなききはにてもさきをおはせらるゝ事なかりきさるは行幸に御父おりゐの帝のおはしますところのあたりちかくなりては警蹕をとゞめたまふと同じ心ばへにて神をたふとみ給ひての事なり北山抄八の巻大甞會御禊のところに神社行幸可ㇾ准二大甞會御禊一但至二于社頭一不二警蹕一猶可ㇾ有ㇾ憚也とあるがごとしさるをつれ〴〵草に久我内大臣通基公のものぐるひし給へる事をしるしたるついでによのつねにおはしましけるときは神妙にやんごとなき人にておはしけりとていへるやう東大寺の神輿東寺のわか宮より歸座のとき源氏の公卿まゐられけるに此殿大將にてさきおはれけるを土御門相國社頭にて警蹕いかゞ侍るべからんと申されければ隨身のふるまひは兵杖の家のしる事にてさふらふとばかりこたへたまひけりさて後に仰られけるは此相國北山抄を見て西宮の説をこそしられざりけれ眷屬の惡鬼惡神をおそるゝゆゑに社頭にてことにさきをおふべきことわりありとぞ仰られけるとあり此大將殿の説はうけがたきことなるを兼好法師のうべなへるはいかにぞや北山抄にたぐへて西宮の説といひたまへれば西宮記のことゝきこえたるに此記には十二の巻に神事時供奉人不ㇾ著ㇾ靴不ㇾ稱二警蹕一又十五の巻に不二神事一稱二警蹕一とこそ見えたれ社頭にてさきをおふべきやうのことはさらにみえたることなしおぼえたがへたまひしにやあらんもしは西宮記にはあらで西宮左大臣殿の神泉苑にて變化のものにあひたまへるにさきの聲する時はひきいりけることのありつるをおもひてのたまへるにやあらんとおもへどそれにてもなほうけがたし眷屬の惡鬼惡神をおそるとならばいよ〳〵其ぬしの神をうやまひこびしづめてこそよけれしかせばつきしたがへるおにかみのなすわざはひをばおのづからのがるべき事なりかし

神を一前二前と申しゝ事

續日本後紀五の巻に奉ㇾ授二无位酒解神從五位上无位若子神小若子神竝從五位下一此三前坐二山城國葛野郡

上と見えそれよりさきにも大同のころにか禁二斷兩京巫覡事一云々勅巫覡之徒好託二禍福一庶民之愚仰二信妖言一淫祀斯繁厭呪且多積習成レ俗と同紀にありしをあはせおもへば大同弘仁のころは世の人の心やうやうになまさかしくわろくなりてかんなぎどものいつはりもまさりけるなるべしさるからにかゝるおほせごとはありつるなり一條院の御時にいたりては神のけを人にかりうつしてことのよしのたまふをきくことあり榮花物語玉の村菊の巻にかりうつしたるけはひいとうたてありいかに〳〵とおぼすにきぶねのあらはれたまへるなりけりといへるたぐひなりそはおんやうしかんなぎらのことさらにものをよりこさせてそれが神の御名をかりていひしことゝぞおしはからるゝ大鏡五の巻にそのころよきかんなぎ侍りきかものわか宮のつかせたまふとてふしてのみものを申しゝかばうちふしのみことぞ世の人つけて侍りしといへるは神のつねにかゝりてましますよしにいへるにていつはりのいよ〳〵さかりになれるさまなり今の世にもいなりのつかせたまへる人なりなどいひて人のやまひをまじなひなどとにかくにあやしき事どもすめりそも〳〵神のかゝりたまふはなほざりならぬことにて神代にちかきいにしへすらもいと〳〵まれにて人にかゝりゆめに見えて神のいひをしへたまふはその神のみうへの事あるはみかどの事あるは天の下の人のうへにもかゝれるやうのかろからぬ事にこそありけれいやしき民のみづからのいさゝかなる事どもをとひ申すたびごとに神のいひをしへたまふべきかはかんなぎどものいつはりごと人づてにきくもけがらはしうなん

神主

かん主といふは神をまつる人のあるが中に主なるをいひていと〳〵おもき職なりそのゆゑは日本書紀仲哀天皇の巻に皇后選二吉日一入二齋宮一親爲二神主一といへるを見てもしるべし又日本後紀延暦十七年のところに大政官府應レ任二諸國神宮司神主一事云々自今以後簡二擇彼氏之中潔淸廉貞堪二神主一者上補任限以二六年一相替とあれば神主も國司と同じやうによき人をえらびなしいくとせと年をかぎりてかはらしめたまふ事にてくに〳〵の神わざをも朝廷におもくしたまひしほどしられたりみくにはあだし國とはたがひて

松の落葉二の巻

神の人にかゝりたまふ事

眞須鏡新島守の巻に夜すこしふけしづまりて御社すごくとうろのひかりかすかなるほどにをさなきわらはのふしたりけるがにはかにおびえあがりて院の御前にたゞまゐりにはしりまゐりてたくせんしけりといへるは後鳥羽院の御時にて院の日吉の社にまうでたまひける夜の事なりこれをおもへばあがりたる世にかぎらずいつとても神の人にかゝりていひをしへたまふことはあるべきなれどもそれによりておんやうしかんなぎらのいつはりいふ事の世にしげれるぞいとにくきかし高尚考るにいにしへに神の人にかゝりたまひしは崇神天皇の御代には小兒(ワクコ)に神のかゝりて出雲人鏡と玉とをもてまつれといふ心を詞にあやなしてのりたまへり仲哀天皇の御代には皇后に神のかゝりてたからの國あることををしへたまひ顯宗天皇の御代には日神月神人にかゝりてみおやの高皇産靈(タカミムスビノ)神のために田をこひたまふことありき天武天皇の御代には高市縣主許梅といふ人にはかに口とぢてえものいはず三日といふに高市社神牟狹社神かゝりて此神たちみいくさをまもりたまふにつきては大君のこゝろえたまふべきことゞもくさぐ〵いひをしへたまひ同じ時に村屋神も祝(ハフリ)にかゝりていくさ人どものくべきわが社の中道をふさげといひたまひきみな日本書紀に見えたりこれらはまさしく神のかゝりたまひしにてわが神ぐにのしるしといとも〳〵たふとくなんおぼゆるをのちにはかんなぎども神のかゝりたまふといつはりて人まどはす事おほしいともかしこき事のにくむべきことになんありける皇極天皇紀に大生部多勸二祭レ蟲於村里之人一曰此者常世神也祭二此神一者致二富與一レ壽巫覡(カムナギドモ)等遂詐託二於神語一曰祭二常世神一者貧人致レ富老人還レ少云々於是葛野秦造河勝惡二民所一レ惑打二大生部多一巫覡等恐休二其勸祭一とあるをみればふるき代にもかんなぎどもいつはりて神語にことよせいふならひのまれにはありけるなり日本後紀弘仁三年のところに大政官府應レ檢二察神託宣一事云々勅怪異之事聖人不レ語妖言之罪法制非レ輕云云自今以後若有下百姓輙稱二託宣一者上不レ論二男女一隨レ事科決但有二神宣灼然其驗尤著者一國司檢察定レ實言

たくちひさくてはわろければ今のやうにはつくれるなるべし短籍に歌をかくはいつのころよりにかありけんくはしうはしられず伊勢貞丈の随筆にいへるやう清少納言枕冊子に「みまくさをもやすばかりの春のひによどのさへなどのこらざるらんとかきてこれをとらせたまへとてなげやればわらひのゝしりて此おはする人の家のやけたりとていとほしがりてたまふめるとてとらせたれば何の御たんじやくにか侍らんものいくらばかりにかといへばまづよめかしといふとあり清少納言は一條院の御時の人也此時既に短冊に歌かくことありしなりといへる伊勢氏の說はいみじきひがことなり何の御たんじやくにかとはさとび言に何の御かきつけにかと云意なりこは歌を紙のはしにかきてあるをのこにとらせたるなれどもかたへの人の歌とはいはずしてたはぶれに家のやけたりとていとほしがりてたまふめるといふは何にまれものえさするよしかきつけたるものゝやうにいひなしたるなれば何の御かきつけにか侍らんものいくらばかりたまふよしかきてあるにかといらへたるなりされば人にとらするものゝかずなどいさゝかしるしたるものを短冊といひし例とはすべく歌かきたる例とはしがたし歌とはしらでいらへたるをのこの詞なるをや慈鎭大僧正の拾玉集七の巻に短冊とかたにかきて立春の歌をしるせりこの歌は短冊にかきたりといふことにやあらんこれをはじめとすべしたゞし拾玉集をはなちてはその世の書どもにさらにみえざればめづらしき事にてなべてものせしにはあらず頓阿法師のころにぞもはら短冊に歌かきたりけるその短冊のつたはりたるを見ればながさ一尺はゞ一寸五歩なり今のよのにくらべてはちひさし歌かきはじめしころはこれよりもいたくちひさかりけんをやう／＼大きにはなれるなるべし

松の落葉一の巻終

人ニ左府歌書ニ左大臣一件事奇怪事也とありこれは長德五年のことにて八百年にもあまれるむかしなるにそのしきしうたのやう大かた今のごとくなりけんとおしはからる又明月記に文暦二年云々五月乙未朝空晴云々予不レ知下書ニ文字一事上嵯峨中院障子色紙形故予可レ書由彼入道懇切懃染レ筆送レ之古來歌自ニ天智天皇一以來至ニ家隆雅經卿一入レ夜金吾示送と見えたるこの色紙形はたれもみてしれるがごとく今のとことなる事なしいにしへしきしといひつるはひとくさの紙の名なり和名抄に紙有ニ色紙檀紙云々等名一といへり又延喜式一の卷散祭料の所に白紙廿張色紙四十張と見えてしきしとはいろ〳〵の色の紙をいへるなりそのいろ〳〵の中には白きもありけり宇津保物語國讓卷にはきばみたる色紙にかきて山吹につけたるはしんのて春の詩青きしきしにかきて松につけたるはさうにて夏の詩といひ源氏物語橋姫卷には白きしきしのあつごえたるにふではひきつくろひえりてすみつき見どころありてかきたまふといへるなどを見てむかしの色紙のさまをしるべしそのしきしのやうにてひとうたかくばかりにちひさくつくれる紙をしきしがたとはいへるになんありける形といふはたとへば人のやうにてちひさくつくれるを人形といふがごとし

短籍

たんざくの事玉かつまの十四の卷にいさゝか見えたりこゝにくはしくいはんとす此ものに歌をかきし事はふるき書にはさらに見えずいにしへ短籍といひしはもじいさゝかかきつけたる者になんありける日本書紀齋明天皇卷に取ニ短籍ヒネリフミヲ一トニ謀反之事ヲ一とあるはひねりぶみとよみたるにてももじすくなくかきたるものとしられたり又續日本紀聖武天皇卷に令レ探ニ短籍一（以ニ仁義禮智信五字一隨ニ其字一而賜レ物得レ仁者絶也義者絲也云々）とあるはもじひとつづつかきたるばかりのいと〳〵ちひさきものなり西宮記三の卷に史作ニ短尺一分ニ給使一といひ北山抄六の卷に諸申文等各付ニ短冊一入レ筥といへるはものゝしるしにつくるふだといふものに似たりかゝれば短籍はふだのやうなるものにて歌をかくものにはあらざりしを何事もたよりよきをこのむ世になりて歌をもかきつるそのはじめは小短冊といふものゝごとくにぞありけんさてのちたれも〳〵かきあへるによりてい

もおほくてよろしかるべき

古歌のこゝろをとくべきやう

いにしへの歌のふかきこゝろをときうることはいといとかたきわざにして今の世にありとある古歌集物語ふみのちうさくども歌のこゝろをときあやまれる事いと〳〵おほし人のかしらかたぶくばかりの歌はおほかたときえたるはなし又こともなき歌なりとおもはるゝもこゝろとゞめてよく見ればをかしきふしあるなどをむげにえ見しらぬときごともすくなからず歌は文とはいたくことにして詞のまゝにこゝろえてはたがへるあとさきにいへるはじめに詞をあまたそへざれば心えがたき又ふかき情をいへるものなれば世のつねのことわりにたがひていと〳〵おろかなる事いへるをさるかたのことわりにこゝろうべきなどくさ〳〵ときやうありこまかにいはんにはことながくしてうるさければもらしつさるはおのがあらはせる歌書の注釋をこれかれとみればくはしうしらるゝ事なればなりこゝにはかたはしをいさゝかいひておどろかしおくになん

歌詞をもじにかくにひがことおほき事

なまうたよみのものかくを見るにさはかくまじきもじをさだまれるもじのやうにこゝろえていつも〳〵かくてありかたはらいたきことなり今おもひいでたるかぎりをいはゞしをりを枝折みやまを深山いとゆふを絲遊かくれがをかくれ家やどを宿なごりを名殘いづくを何國そともを外面あづまを東たなばたを七夕みそぎを御祓やまとなでしこを大和なでしこさなへを早苗もみぢばを紅葉々かへでを楓きゞすを雉子たづを田鶴とかくなどなりこれらみなわろしそのわろきよしをいはまほしけれどことながければもらしつそはわきまへしらずともかなにかきたらんにはなんなしかゝるたぐひ此ほかにもあまたあるべし心つくべきことなりかし

色紙形

今の世にしきしといふはむかし歌をひとつかきて屛風障子におすためにちひさくつくりたる色紙形といひし紙なりされば今も色紙形といふべし色紙とは異なり小右記に右大辨行成書二屛風色紙形一華山法皇主人相府右大將右衞門督宰相中將源宰相和歌書二色紙形一皆書レ名後代已失二面目一但法皇御製不レ知二讀

り「はこね路をわがこえくればいづのうみや沖の小島になみのよる見ゆと鎌倉のおとゞのよみたまひたればこれも大路なりけり又阿佛のいざよひの記に廿八日伊豆のこふをいで、はこねぢにかゝる云々あしがら山はみち遠しとてはこねぢにはかゝるなりけりといへるを見れば足柄路はとほくてたよりあしければはこね路にかゝれるにてかなたはゆきゝのすくなくなりてつひにみちたえぬべきさま見えたりされど眞須鏡七の巻にいらぬまの判官といふ者さきの將軍登りたまひしみちもまが／＼しければあとをもこえじとてあし柄山をよぎて登るなどぞあまりなる事にやといへれば正應のころまでもなほ足柄路をたゞしき道とはしけるよしなるにいつのころにかたえて今の筥根路ひとすぢとはなりけんくはしうはしられず

歌よみ　うた人

うたよむ人を歌よみといふは日本書紀に書生畫師をてかきゑかきとよみ萬葉集の歌に笛吹琴引といへる例にもかなひふるくは伊勢の御の亭子院歌合日記にうたよみ是則貫之と見え又大和物語にはあなおもしろの玉のうたよみやとなんのたまうけるとみえ紫式部日記にもはづかしげの歌よみやとはおぼえ侍らずなど見えたればたゞしかりけりさるをわが師の翁など歌人とかゝれたることありそは拾遺集十七の巻に三條大政大臣の家にてうた人めしあつめてあまたの題よませ侍りけるに云々とみえたるによられたるなればおのれもしたがひてさきにあらはしつる消息文例佐喜艸などにはさやうにもかきつれど歌よみとのみかくべきことゝぞ此ころおもひなりぬる拾遺集にこそ歌よむ人をさいひつれ日本書紀天武天皇卷には歌人等賜ニ袍袴一職員令の雅樂寮のところには歌師四人掌レ敎ニ歌人一延喜大嘗祭式には歌人二十人江家次第五卷園韓神祭のところは率ニ歌人歌女一著ニ南座一とみえたるなどみな歌人といふはあそびのうたうたふ人をいひて歌よむ人をいへるにあらず又萬葉集十六卷の長歌にも歌人跡和平召良米笛吹跡和平召良米夜琴引跡和平召良米夜といへり笛吹琴引にたぐへいへばこれも歌うたふ人をいへることさだかなりかく歌人とはうたうたふ人をいへる例おほきに拾遺集のたゞひとつの例によりて歌よむ人をさはいひがたかるべしうたよみとのみいはんぞまぎらはしからず例

てみやこ人のさいはざりしことしられたり紫式部のころまでは字音の語をいやしめたるをおもふべしされば和歌をわかのうらによせてよまんはよからぬことなりかし

祝園の森

歌によむ名所をしるしたる書どもに柞の森を佐保山にありといひて又いづみ川をよみあはするよしにいへるはところたがひてぞきこゆる佐保山は柞の木おほかるよしにふる歌に見えたれば柞の森はそこなりこは柞の木のもりにて森の名にはあらずいづみ川のほとりなるは祝園(ハフソノ)の森なるべし山城國相樂郡に水泉(イツミ)祝園(ハフソノ)といふ地名あり神なみの森生田の森のたぐひにてところの名を森にかけていひて森の名とはなしつるなり柞の木のもりならんにはいづくにもあるべくいづみ川のほとりにかぎるべしやははふそのとは、そといひざまよく似たるゆゑにむかしよりひとつにまがひてぞ定家の中納言も「時わかぬ浪さへ色にいづみ川柞のもりにあらし吹らしとはよみたまひけんかしはやう京にて河本氏の家にてことのはの友だちなる加茂季鷹縣主に此考をかたりしかばおのれもさおもひをりきとぞいひける同じこゝろにおもひよれるはめづらしきことになんさて此ところ古事記に亦(マタ)斬波布理其軍士故號(ソノイクサビトヲキリハフリシユヱニソコヲナヅケテ)其地謂波布理曾能(ハフリソノトイフ)とあればはじめは神をまつれるによりてつけたる地の名にはあらねどものちに祝園とかきなし森ともいへるは神のやしろありとおもはる

筥根路

萬葉集の歌に足柄乃筥根飛超行鶴乃乏見者日本之所念(アシカラノハコネトビコエユクタヅノトモシキミレバヤマトシオモホユ)とよみたるをおもへばはこねもあしがらにてはあれどもその足柄のうちにことに足柄といひし山ありて筥根とはことにいへりそは日本後紀延暦二十一年のところに廢二相摸國足柄路一開二筥荷途一以二富士燒碎石塞レ道也と見え同二十二年のところには廢二相模國筥荷路一復二足柄舊路一とみえたるにてもしられたり筥荷路といふは足柄路と同じくにのうちにてともに東にゆく道なれば今の筥根路なるべしいにしへははこねともはこにともいひたりけん詞したしくかよへり此路延暦のころひらかれてよりのちはちかくてたよりよきまゝに廢二筥荷路一とはあれどもなほたえずしてやう〳〵に人のゆきゝおほくなれるさまな

集をうつしかく人のけふばかりと云歌の詞におもひなづみて又のとしはとほし年は日のあやまりならんとてさかしらにかきあらためたるものなるべし仁和のみかどの芹川行幸は三代實錄に見えて仁和二年十二月十四日なり行平朝臣の致仕の表たてまつられたるは同三年正月十四日なること同書に見えたりされば又のとしとはいへどほどもなきことにてぞありける

玉出島　わかの浦

紀のくにの玉津島は玉出島なるをむかしよりいづるをはぶきていひもしかきもすることなり續日本紀に玉津島と見え宇津保物語にたまつしまにいりたまひてといへるにてしるべし玉津島は玉の島といふ意なり又はぶかずていへることもをり／＼ありその例をいはゞ日本後紀に幸二紀伊玉出島一三代實錄四十の卷に紀伊國正六位上玉出島神竝從五位下など見えたり又宇津保物語吹上の卷にはたまつしまにいりたまひてそこにあそびせうえうしたまひて云々あるじの君「年をへて浪のよるてふたまのをにぬきとゞめなん玉いづる島侍從「おぼつかなたちよる浪のなかりせば玉いづる島といかでしらましとあり

わかの浦ははじめは弱濱(ワカノハマ)といひしところなり續日本紀に神龜元年十月幸二紀伊國一至二海部郡玉津島頓宮一詔曰登レ上望レ海此間最好不レ勞二遠行一足二以遊覽一故改二弱濱(ワカノハマ)一名曰二明光浦(アカノウラ)一とあり岡部大人の此みことのりは弱を明光ともじのみかへさせたまへるなりといはれたるはうけがたし名曰明光浦とあるをいかでかもじのみのことゝいふべきこはわかのはまをあかのうらと地名をかへさせたまへるにぞありけるしかあれどもひさしくいひなれたるはあらたまりがたきものなるにわかとあかとはしたしくかよへる詞なればまぎれもしてたゞ濱を浦にかへたるが詔ありししるしのこれるにてその後もわかの浦とはいへるなりけりさてついでにいはん六百年あまりもすぎしむかしの歌よみたちのわかのうらを和歌によせてうたによみはじめられつる事はよろしともおもはれずそもそもうたをわかとはいにしへはよき人のさらにいはぬことにて源氏物語玉鬘の卷に肥後のくにの大夫の監といへるがみづからよめる歌の事をこのわかはつかうまつりたりとなんおもひたまふるといへるはゐなか人のこち／＼しきもののいひのまゝにかけるよしに

葛野河

かつら川をむかしはかどの河といひけん西宮記十三卷齋宮禊のところに先向二東河一解除云々以二月晦一朱雀門大祓當日西河禊と見えたるに國史には齋宮齋院のみそぎ鴨川葛野河にてありつる例なりされば東川はかも西河はかどのとしられかつら川すなはち西河なれば同じ川なることもしられたり三代實錄五十卷仁和三年八月のところに鴨水葛野河洪波汎溢人馬不レ通と見えたるもかも川かどの河をひんがし西の大川にしていへるこゝろなればかどの川は今のかつら川なることといよ〳〵さだかなり源氏物語賢木卷に齋宮の御禊をかつら川にてしたまふ事ありそのころよりやかつら川とはいひはじめけん葛野郡のかつらと云ところにながれたる川なればげにいづかたにつきていひてもあしからずかし

大堰

みやこの西なる大井をいにしへは大堰とかきたりき日本後紀に度たびの大ゐのみゆきをしるしたるみな大堰のもじなり文德實錄五十の卷に爲下修二理大井堰一使上と見えたるは仁和三年のことにてはじめて大井とかきつこれによりておもふに大ゐはもと大なる堰のあるによりてところの名とはなれるなりけりさればもとより大堰とかくべきことにてしかけれどもまことの大堰と地名の大堰とまぎらはしきによりて地名のかたを大井のもじにはかへたるものなるべし

嵯峨帝芹河行幸の事

後撰集に仁和のみかどさがの御時の例にて芹川に行幸したまひける日在原行平朝臣「さがの山みゆきたえにし芹川のちよのふる道あとはありけりおなじ日たかゞひにてかりぎぬに鶴のかたをぬひてかきつけたりける「翁さび人なとがめそかりごろもけふばかりとぞたづもなくなる行幸の又の日なん致仕の表たてまつりけるとあり嵯峨の御時の例にてとあるを袖中抄に帝皇系圖といふ書をひきてさがの御時に芹川行幸なきやうにいへるはたがへり日本後紀に遊二獵於芹河野一と見えたるは弘仁三年のことにて嵯峨の御時なり後撰集の撰者いかでかなき事をありしやうにかくべきたゞし行幸の又の日しか〳〵といへるはたがひたれどこれは又のとしとありけんをつぎ〳〵此

梧桐ニ而鳳集ニ其上ニ從ニ其樹中ニ起ニ五雲ニ雲上懸ニ悠紀近江四字ニ其上有ニ日像ニ其山上有ニ半月像ニ其山前有ニ天老及麟像ニ其後有ニ連理呉竹ニといへるこれなり主基にも山あれど同じやうの事なればもらしつさてこの山むかしのもひきゆきしなり榮花物語に（きるはわびしとなげく女房の卷）大じやうゑれいの月日の山ひきあやしのものまで青ずりにあかひもなまめかしくいそぎあゆみたふれぬべくあしきみちをつゞきたちてゆくもをかしとあるを見てしるべし

京のまちのみち大路小路といひ分たる事

一條より九條までのまちのさかひのみちをば大路といひつるなり江家次第第五の卷春日祭使途中次第のところに梨子原在ニ二條大路南ニといひ又如ニ一條大路儀ニといへるを見てしるべしその條のうちのみち又北より南へゆくみちをば小路といひし事にて同卷列見のところには宮北路春日小路也といひ同書六の卷石清水臨時祭のところには舞人於ニ匣小路西ニ騎馬とあり今も富小路錦小路などいふ名のこれりいにしへはみなしかぞいひけんさて又ひんがし西北みなみのまちの名をあはせてもいひき同書五の卷に於ニ七條大宮ニ官人行ニ除目ニ又於ニ七條堀川ニ有ニ除目事ニなど見え大鏡八の卷にも物見車ども二條大宮のつじにたちかたまりて見るにといへりさてこの大路と小路とのひろさむかしはいたくことなりき大路のひろさは十丈小路のひろさは四丈なるよし延喜式四十二の卷左京職の京程のところに見えたり

堀川東西にありし事

今は堀川といふはひとすぢのながれなれどむかしは東西にありきと見えて三代實錄十三卷に天下大旱民多飢餓東堀河多ニ鮎魚ニ京師人捕ニ噉之ニとあり東西ともにみさとのうちにながれてあるに東なるをのみいひこれよりさきに文德天皇の天安一年にさみだれいたくふりしかば東堀川の水冷然院にいりて庭のおも池のごとくなりきといひしをりも西なるはいかにともいはざるはいさゝかなるながれにていふにもたらぬ小川ゆゑにこそさるからにはやううづもれてたえにけん今堀川とてあるは東堀川なるべしみさとのまちむかしより東へよれゝばところもさやうならんとおもはるゝなりかの天安二年のことは文德天皇實錄十卷に見えたり

れにて「みるまゝにゆめまぼろしの世の中はしゝのはてこそかなしかりけれせじの君「さもこそはきみがまもりのうせぬともかくやはしゝのはてもあるべき」といへり君がまもりとよめるは安二牀頭一避二鬼魅一といへるこゝろにてあしきものをふせぎまもるよしなり御帳のまへにすゑたるは几帳の風にうごかされぬためにて竝得レ鎭二押氈席一といへるこゝろばへなりされば遊仙窟にいへる牀頭玉獅子にして火闌降命のふる事神功皇后の御代にまつろひし高麗王のことゞもはおもひよるべきすぢならぬを女わらはべなどのこま犬といひしにまよひて犬なりとこゝろえそれによりてものしり人のとかくいへるはをかしかりけりさるはものがたりふみをのみしんじて記錄のふみをこゝろとゞめてみぬあやまりにぞありけるかく獅子形をしゝこまいぬといふよりうつりて獅子舞をもしかいへり榮花物語布引瀧卷に大つゞみかけたるさまこと〲しうしゝこま犬のまひいでたるほどもいみじう見ゆとあり御堂供養の時の事にて江家次第興福寺供養のところに見えたる獅子舞とまたく同じものなればこれも獅子をしゝこまいぬといひし例とすべしさて獅子形の神の社のうちにもあるは內裏のをまねびうつしたるにてことなるヿなし又高麗犬を狛犬とかけるもじのよりところは三代實錄五卷に欽明天皇時百濟以二高麗之寇一遣レ使乞レ救狹手彥復爲二大將軍一伐二高麗一云々珠敷天皇世還來獻二高麗之囚一今山城國狛人是也と見えたるにぞありける催馬樂にやましろのこまのわたりのうりつくりといひ和名抄に山城國相樂郡大狛下狛古來之毛都としるせるなども高麗を狛ともむかしよりかきつることのあかしとすべし

祇園祭の山鉾

京のぎをんまつりに山ほことていろ〱のつくりもののひきゆくことあり中原康富記に嘉吉三年六月七日祇園祭禮也神幸幷鉾山已下風流如レ例渡二四條大路一者也とありこは應仁のみだれよりさきのことなるに大かた今のさまならんとおしはかられぬ山は大嘗會の月日の山をまねびたるものとぞおもはるゝ鉾は神をまつるにいにしへはかならずもちゆくものなるを山になずらへてこれもいろ〱のつくりものをのちにはそへしなりけり續日本紀に二の卷天長十年十一月のところ御二豐樂院一終日宴樂悠紀主基共立レ標其標悠紀則山上栽二

らく考るに獅子狛犬はもとよりこゝにありつるものにはあらずさるからにいにしへより奈良のみやこのころまでの書には見えざるなり今の京のはじめつかたにやありけんひとの國よりわたりきて大宮のうちにすゑたまふことゝはなれり遊仙窟といふからふみの牀頭玉獅子の注に以レ玉刻爲二獅子一安二牀頭一避二鬼魅一竝得レ鎭二押氈席一といへるぞ此ものゝゆゑよしなりけるからくににてかく獅子形をゆかのべにおくこととなりしかばその獅子形を高麗よりたてまつりて大宮のうちにすゑたまふはじめ女房たちは獅子といふことをしらず高麗よりたてまつりて犬に似たればこまの犬なりとおもひあやまりさやうにいひしなるべしされど其中にもこゝろえたるはしゝといふべくしゝともこま犬ともいひあへるによりてしゝこまいぬといひつゞくるやうにもなれるなりさればこま犬とは女わらはべなどのいへるにてまことは獅子なれば物語ふみさうしなどはそのかみ人のいふまゝにかければしゝこまいぬともこまいぬとのみもいへれどたゞしき記錄の書には獅子とのみいひてこまいぬとはいはず江家次第十四卷踐祚上讓位の條に次被

レ渡二殿上新物等一藏人加二監臨一令レ立(於二殿上口一出納受二取之一)日記御厨子二脚大牀子三脚同御厨子二脚師子形二云々十七卷立后の條に大牀子二脚師子形二御挿鞋一足云云 御挿鞋(置二鏡臺下一)師子形(立二御帳南面左右一)大牀子二脚立二帳東頭一といへるを見て內裏にて御帳のまへにすゑたまへるはふたつながら獅子なる事をおもひさだむべし淸少納言の枕册子に宮はじめのさほうしゝこまいぬ大牀子などもてまゐりて御帳のまへにしつらひすゑといへるは定子の君の皇后宮にたゝせたまふをりのこと榮花物語に(かゝやく藤つぼの卷)此たびはふぢつぼの御しつらひ大牀子たて御帳のまへのこまいぬなどもつねの事ながらめとゞまりけりといへるはふぢつぼの君の后にたゝせたまふをりのことなりみなかく御帳のまへにしゝこまいぬすゑられたるはかの江家次第の立后の條に師子形を御帳の南面左右にたつといへるに同じきを見て師子形をしゝこまいぬといひなせるなりとおのれがときたるはひがことならぬをしるべし又榮花物語に(きるはわびしとなげく女房の卷)御帳のまへにいとこと〲しくてむかひさむらひししゝこまいぬの人はなれたるかべのもとにすておかれたるを見るもいとゞあは

さるは犬といふものは門をまもりあやしきもの、いりくるをとがめてなくをつねにてすぐれたるは心ありてあるじのためによき事しつるためしやまともろこしにおほければなりそれが中にしろきはことに心うつくしげなりかししろき狗のいにしへいさをありしためしをいはん景行天皇の御代には日本武尊信濃のくにの山中にて道まよひたまひしにしろき狗きて道しるべつかうまつるさまなればその狗のしりにたちて行まして美濃のくに、いでたまひきとぞ又崇峻天皇の御代には捕鳥部萬(ノヨロツ)といふ人みづからくびさしてしにけるからを八きだにきりてやつの國にわかちぐしさせよと朝廷のおほせを河内國のくにのつかさうけたまはりてしかせんとする時いかづちなりひさめふる萬がかひし白き犬なきからをまもりてなきをりつひにそのかしらをくひもちてふるきはかどころにおきてかたへにふしてうゑしにけり此事をくにの司よりみかどに申し、かばしにける犬をほめたまひてのちのしるしにとておほせごとありてそのからも萬がからもうづめてつかをならべつくらせたまひきとぞ此ふたつのふるごとは日本書紀に見えたり

獅子狛犬

し、こま犬のこと近き世にものしり人どものとやかくやといへれどよろしとおもはる、説なしさるからにおのれが思ひとれるふしをいはんとす此もの大宮のうちにすゑたまひ犬といふによりてあるふみに神代紀に見えたる火闌降命のふるごとの狗人のよしにとけるはさらにうけられずその狗形ならんには獅子とも狛ともいふべきよしなし和漢三才圖會といへる書に高麗犬として神功皇后の御代にかの國の王まつろひてわがすゑ〴〵奴のごとく犬のごとく君をまもる臣とならんとちかひし詞のしるしをとゞめて狗形をつくれるなりといへるはいみじきひがことなり高麗人のさやうにいひしことはものに見えず谷川士清の和訓栞に獅子と狛犬とふたつなりとて類聚雑要に左師子於色黄口開右胡摩犬於色白不レ開レ口とあるをひきいでたるはあかしもありてげにさることのやうなれどこれは獅子狛犬といふにつきてのちにさやうにつくれる形にてむかしのにはたがへり獅子形をこま犬ともいへるにて獅子と狛犬とふたつにはあらずそのよしはつぎ〳〵にいふをまちてしるべし高尚つ

ゆゑにしかなづけたるにこそといらへきあかぢのにしきのしか〴〵といひつゞけたるもふたつとは見えざるに眞須鏡にあかぢの錦のよろひひたゝれにひおどしのよろひきてといへればよろひとはことなる事いよ〳〵さだかなり又同書に大塔の宮もからのあかぢのにしきの御よろひひたゝれといふものたてまつりてといへるさまもよろひとひたゝれとふたつにはあらざりけり

劍は身のまもりなる事

ものゝふはさらにもいはずいやしき民世をすてたる人にても山道をゆくをりさらでもよるなどはちいさき劍をかたはらさけずかくしもつべきことなり身のまもりとなりてわざはひをのがるゝことあるべしためしに申はかしこけれど日本武尊みはかせる御劍を宮簀媛の家におきていぶき山にいりたまふをりに山神大蛇となりて道にふしたるをかみざねなりともしろしめさずしてまたがりこえたまひしにかの神のあしきけにゑひてこゝちわづらひたまひしより日にけにあつしくなりまさりてつひに伊勢の國の能褒野にてかみさりましぬるもみつるぎを宮簀媛の家におきていでましつるみあやまりゆゑとぞおもはるゝ此御劍は草薙劒なり倭姫命よりつたへてつねにはかせたまひしかば駿河にて野にかりしたまふをりあだども火をつけてみこをやきころしたてまつらむとせし時には此御劍おのづからぬけいでゝみこのかたはらの草をなぎはらひしものを其まもりをうしなひたまひしかばあしき神のけを御身にうけたまへるなりこはみつるぎもたふとくことなれどもみこも又たゞ人にてはさらにましまさぬに御身のまもりをうしなひたまひてはかゝる事なればましてたゞ人の身にそふまもりの劍をはなちてよからめや今昔物語にある人のもとに夏ごろわかき侍ふたり南のはなちいでにて太刀などもちていねずしてゐたり鬼いでゝこのふたりの侍のもとにきけるに太刀もちけるゆゑさりて出居にゐける侍をけころしけりといへり今の世にもきつねたぬきなど人にあだすることあり又たけきけだものぬす人などのあだせんをりにも劍なくては

白狗

わが家にしろとなづけてしろき犬をかふことたえず

にもいみじきあたらつはものひとりうしなひつといひ榮花物語浦々の別卷におの／＼つはものどもかずしらずおほくさむらふといへりこれらを見てしるべし今の世には兵器もつ人の中にすぐれてつよきをいへれど中むかしにはさやうにいへる事なし　いくさとはいにしへより中むかしまでは兵士をいへりきとは日本書紀雄略天皇の卷欽明天皇の卷に兵士のもじをしかよみ水鏡にみかたのいくさほかの道よりさきにいたりてといへるにてしられたり今の世にたゝかひをいくさといふはあやまりなりさてついでにいはん垂仁天皇の紀に兵器のもじをものゝぐとよみて弓矢横刀をいひしを今の世に甲冑をのみしかいふはあやまりなり

みかた　かたき

今の世に人の見はやす軍書といふものに我かたなるいくさをみかたといひてもじを味方とかきたるはいみじきひがことなりみかたとは朝廷のみかたといふことなればもじも御方とかくべしされば官軍のかたにのみいふべき詞なりその例は水鏡下卷に大臣その夜にげてあふみの國へ行しにみかたのいくさほかの道よりさきにいたりてといひ（大臣はゑみの押勝にて此人朝廷にそむきてきられけるなりの事なり）眞須鏡新島守卷にあづまの代官にて伊賀判官光季といふものありかつ／＼かれを御かうじのよし仰せらるればみかたにまゐるつはものどもおしよせたるにのがるべきやうなくてはらきりてけりといへり　かたきは物語ぶみにあそびがたき碁のかたきなどいへるはさとび言にあひ手といふこゝろにてこれぞ此言のもとのこゝろなるべきさてうつりてはあひての仇なるをもたゞにかたきといへるなりさるこゝろにいへるむかしの例は源氏物語手習卷によくもあらぬかたきだちたる人もあるやうにおもむけりてといひ大鏡一卷に時平の左大臣の御事を北野の御かたき本院のおとゞの御事なりといへり

よろひひたゝれ

かなぶみの軍書といふものにつはものゝよそひをいふとてはあかぢの錦のよろひひたゝれにしか／＼といへるをこはあかぢの錦はりたるよろひのうへにひたたれをきるをいふとにやと人のとへるにいらへけるやうさにはあらじこはよろひひたゝれといふひたたれなりたゝかひのをりによろひにたぐへきるもの

やうをもおもひはかりてまくまじきたばかりごとをばみづからおもひさだむべきことになんくすしのわざもそののりをしるしたる書にはなづまずてくすりをやみ人にのませこゝろみてかうがへ合るやうこれに同じかるべくよろづのうへにおもひわたすべき事ぞかし

いほり

營といふもじはいほりとよむべし日本書紀仁德天皇の巻に新羅軍卒一人有レ放二于營外一と見えたり和名抄にも營（余傾反日本紀私記云伊保利）軍營也といへり今の世には菴廬のもじをもいほりとよむことなれど和名抄に此ふたもじは和名伊保とありていほりとはなく日本書紀宣化天皇の巻には遷二都于檜隈廬入野一と見え萬葉集十の巻の歌には客乃廬入爾といへるなどいほりといふにはみな入といふもじをそへてかけるにて廬はいほにていほりにはあらざることさだかなりさていほりといほとのけぢめをさだめいはんもとは同じ詞にていほは體言いほりはいほのはたらける言なるを（萬葉集の歌に廬入而見者といへり）又ひとつの體言としていほよりはひときざみかろくつかひていほりてをるこゝろもて人のすみかならずたゞかりそめにつくりてやどる小屋をいへり軍營もさやうの小屋なればいほりとはいふなり萬葉集十巻の歌に秋田苅客乃廬入爾四具禮零武袖沾干人無二とよめるにてしるべしこは同巻の歌に秋田刈借廬作五百入爲而ともいへるごとく秋田にかりそめにつくれる小屋なればいほりともかりいほともいへるなりされば軍營はいほりといへどもいほりといふは軍營にはかぎらざることなりかくまぎらはしき言ゆゑに和名抄にはわかちてあれども今の京になりての後の歌などにはいほもいほりも同じやうによめり清少納言枕册子にも廬山雨夜草菴中といふこゝろを草のいほりをたれかたづねんといへりいにしへまなびするともがらはさるあやまりにはしたがふまじき事なりかし

つはもの　いくさ

つはものとはいにしへは兵器をいひし事なりそは日本書紀神武天皇の巻に凶器崇峻天皇の巻に兵仗などのもじをしかよめるにてしられたりさるを中むかしよりは兵器をもつ人をいへり宇津保物語俊蔭巻に四五百人のつはものにてといひ源氏物語浮船巻にくに

ぞ吉川元春の羽柴氏といなばの國にてたゝかはんとてわがいくさのかへるべき道の橋をきりたゝれしも柴田勝家がいほりのうちなる水いれたるかめをくだきていでゝたゝかひしもみないきてかへらぬ心を人に見するわざにてそれと同じことなり玄かすれば孫子といふからぶみに投二之亡地一然後存陷二之死地一然後生といへるおもむきにもかなひ韓信が背水陣の心ばへなりよきいくさのきみはわがいくさのいたくすくなきときにえさらぬたゝかひあればかならずさやうにぞしけるおろかなるはかたきのおほきをおそれてわがいほりのまへなる川橋をきりたちてわたりこさせじとぞすなるそのためしは天武天皇の御代のはじめに大友皇子瀬田の橋の西にいほりしたまひていくさ人に智尊といへるが橋をきりたちて東より來るみいくさをふせぎたゝかひしに大分君稚臣といふ人川をわたり來てのち西なるいくさみだれて智尊はきられ皇子はくびれうせたまひぬ治承四年には高倉宮平等院にいらせたまひしかば頼政の三位のはからひにて宇治橋をきりたちしに足利忠綱さきにたちてあまたのつはもの川をわたりこしかば宮がたのいくさみだれて頼政卿ははらきりてうせたまひつ元暦元年には木曾義仲の家人根井行親楯親忠などかの宇治橋をきりたちてせめくるかたきをふせぎしに佐々木高綱人よりさきに川をわたりて木曾の軍をおひはらひきこれらをおもひわたして玄かすればかならずまくる事をさとるべし此まけつるいくさのきみたちの心には六韜に濟レ水可レ擊といひ孫子に令二半渡而擊レ之利といへるなどをおもひてかたきの川をわたらん時にとかねてははかりし事ならめどそはかなたこなたひとしき軍のたゝかひにこそわがいくさのいたくすくなからんにはいかでかは高尙まだいとわかゝりし時に六韜孫子吳子などいへるからふみをよみてげにさることゝおもしろくおもひしにその後にやまともろこしにありしたゝかひのことゞも玄るしたるふみをひろくよみわたしてつら〳〵おもへばいにしへのいくさののりにのみかゝづらひてはあやまるふしぞおほかるべきされはいくさまなびはその法を玄るししいにしへのからふみをよみてむかしよりちかき世までにあまたゝびありつるたゝかひのかちまけのやうをかののりにかうがへあはせもし國のさま時代の

のがたりふみにはてんぐこだまとだぐへてもいへりき天狗の中むかしのふみに見えたるやう宇津保物語には俊蔭卷にはるかなる山にたれかもの、音しらべてあそびゐたらんてんぐのするにこそあらめといひ榮花物語には布引瀧卷に白川殿とて宇治殿のとしごろ領せさせたまひし所に故女院もおはしまし、が天狗ありなどいひしところを御堂たてさせたまふ云々供僧にやんごとなきそうがうなどなりてくやうほうおこなひつとめけり天狗えつくらせたまはじとねたがりいふとき、しかどかくてくやうもすぎぬめりといひ大鏡には一卷にいとゞ山の天狗のしたてまつるとこそさま〴〵にきこえはべるめれといへりこれらを見わたして樹神山鬼天狐やうのものなる事をいよいよ思ひさだむべしさるからにみやこわたりにてはむかしも今もあたご山くらま山ひえの山などにありかたちはつねにはかくれて見えずあらはる、をりはいろ〳〵に變化すればそれとさだまれるかたちはしられじを今の世にゑにかくは山伏のかたちにて翼と觜とありおもふにおく山に住て人の如くものいへば山伏のかたちとし大ぞらをとびゆけば翼ありとしつばさあるものは觜ありとおしはかりにさだめてゑしのかきそめてよりつぎ〳〵さやうにゑがくにこそ又さるすがたを山にてまことに見きといふ人もあるはゑにかけるを見おぼえたる人のかう〳〵のすがたならんと思ひをるこゝろのうちをかなたにはやくもしりてさやうのすがたをあらはし見するなるべしへんぐゑのものはいはでおもふ心のうちをしるとぞおのれはやうよりかく思ひとりてありつるにちかきころ天狗にさそはれてそのすみかの山にいたりてかへり來つる人にあひて天狗のやうをとひけるにいらへけるは天狗のかたちはいろ〳〵にて天狐もありはなの高き人もあり又は翼觜あるもゐたりきといらへきさてかたりけるははなの高きは人のなれるなり翼觜あるは鷲鳶などのなれるなりとかたりきまことにやあらんもしさやうならばゑにかける天狗もおのづからのかたちなるべし

すくなき軍して多きいくさとたゝかふ事

すくなきいくさしておほきいくさとたゝかはんにはたとへばかたきのくる道に大なる川ながれて橋あらばかなたへわたりて橋をきりたちてたゝかふべき事

りましてもじのかずすくなきを訓音まじへてよむはいとき丶ぐるし歌の題のもじはなべてくに丶よまんぞよろしかるべきまれにさはよみがたきもじまじりたらんにはみながら音にこそ

天狗

てんぐといふものはからぶみには天狗星ともありてよばひぼしをいひけむやうなるにこ丶にては樹神のたぐひをいへればむかしよりみな人のあやしむ事にてちかき世に物茂卿が天狗說とてかけるものもさらにときえざればおのれくはしくときあかさんとすまづ天狗といふもの丶こ丶にてものに見えたるはじめは日本書紀舒明天皇の卷に大星從レ東流レ西便有レ音似レ雷時人曰流星之音亦曰ニ地雷一於是僧旻僧曰非ニ流星一是天狗也其吠聲似雷耳とありこは史天官書に天狗狀如ニ大奔星一といひ山海經に天門山有ニ赤犬一名曰ニ天狗一其光飛レ天流而爲レ星長數十丈其疾如レ風其聲如レ雷其光如レ電といへるなどによりたる說にて中むかしに天狗といへるものとはことなるやうなれどもさにあらじ天狗はいろ〳〵に變化するものなればかかることもありつるなるべし日本書紀に天狗のもじをあまつきつねとよめるは天狐といふきつねはよのつねのとはことにして空をかけりもしいとも〳〵あやしきわざすればむかし人のそれならんと思ひてよみつるなりてん狗もいろ〳〵に變化するを思ふにげに天狐やうのものもまじりてあらんかし山海經に見えたる赤犬も狐なりしをかたちの似たるもののゆゑに犬と見まがへてあやまりいひつたへたるにぞあらん犬にはつきなし五雜俎には俗云天狗所レ止輒夜食ニ人家小兒一故婦女嬰兒多忌レ之とありこれかれとからふみに見えたるやうを考へわたすに山にすめるあやしきもの丶いで丶そらをとびゆきおほきなるよばひぼしのかたちを見すれどもまことの星ならぬからにたかくこゑをたてとゞまるところにては人の家のちごをとりくひなどするよしなるは樹神山鬼天狐やうのものにてこ丶に天狗といふものとことなる事なしさぬきの國万能池にすむ龍の堤のほとりに小蛇の形となりてゐたるを天狗のとりけること今昔物語に見えたるも食ニ人家小兒一といへる五雜俎の說とあへりさて和名抄に樹神山鬼をこだまといへり此こだまのたぐひをてんぐともいへるにて同じやうのものなればも

ればめづらしくはなやかにとて今やう歌はうたへるなりけり紫式部日記に月おぼろにさしいで、わかやかなる君だち今やう歌うたふも云々といへるにて玄るべしわかき人は今めかしきをこのめるよしなり狭衣物語に此ころわらはべの口のはにかけたるあやしの今やう歌どもをいとしら〳〵しき聲にてうたひてすぐるけしきとあるをみればうるはしくたゞしき歌にはあらざりけり宇津保物語藏開卷にうなゐども扇をたゝきて名とり川にあゆつるおとゞのとうたひあへりといひ住吉物語に船にのりたるものどものあやしき聲々してつまもさだめぬきしの姫松とうたひてといへるなども今やう歌にてはじめはもじのかずもさだまらずそのかみおもふふしをたゞありにうたへるさまなりさてのち今めかしきをなべてこのむ世のならひになりあそびに白拍子といふものいできてもはら今樣歌をうたひまひあへるにつけてうたふたよりのよきように七五の句八句ともじのかずをさだめてひとつのふりとはなしけるなるべしされはかく八句とさだまれるは永久のころよりのちにこそ承安四年に今樣合のありつる事百練抄に見えたればそのころはさかりにつくりいでけるなりこれもその同じ時代の事にて平家物語に佛祇王などがうたへる今樣歌の詞を玄るしたるをみれば八句なればあはせられたるいまやうもさにぞありけん佛がつくりてうたへるは「君をはじめて見るときは千世もへぬべし姫小松おまへの池のかめ岡につるこそむれゐてあそぶめれ祇王がのはわすれたり古今著聞集に見えたるは「ませのうちなる玄らぎくもうつろふみるこそあはれなれわれらがかよひて見し人もかくしつゝこそかれにしか今つくらんにはこれらによりて

からさまにかきたるもじの讀やう

歌の題など三もじ四もじにかきたるを今の世には訓音まじへて古砌(コゼイノ) 薄露(スヽキツユハ) 草葉(ソウヤウノ) 玉(タマ)とやうによむ事なれどむかしはからざまにかきたるもじは訓によむをりはみながら訓に音によむをりも玄かよみたりき北山抄一卷釋奠の條に都講先音讀發題次座主訓讀と見え又宇津保物語藏開卷にひとたびくにひとたびこゑによませたまひておもしろしときこしめすをばずんせさせたまふとあるは俊蔭の集その父式部大輔の集をかうじたる事にてかく集などをさへひとかたによめ

りたればなりさてこのふたつをたぐへてはもとよりことふえといふべきことにて後撰集の詞がきに琴笛などしてあそびといひ源氏物語の桐つぼの巻にもことふえの音にも雲ゐをひゞかしといへるに今の世の歌よみは絲竹ともいへりこは漢語によりたるひがごとなり笛を竹とは古歌にもよみたれど琴を絲といへることなし俊成卿のかきたまへる千載集の序にいと竹と見えます鏡の秋のみ山の巻にいとたけのしらべはをりあしければとあるを見れば六百年のこなたよりはいと竹といへれどこはいにしへによりて琴笛といふべき事ぞかし

和笛

やまと琴は神代よりやんごとなきものとせしかば今の世にもつたへてみやこわたりにはほのめけばゐなかの人までもまれ〳〵には見しりき、しりたるもあれどやまと笛といふものはさらに世に見えざればいにしへにさるものありきともしれる人なし延喜式二十一の巻治部省のところに凡諸樂横笛師等不レ解二和笛(ヤマトフエヲ)一不レ得二任用一とか、れたればこれもむかしはから笛よりたふときものとせられつるにこそ

小篳篥

ひちりきのふえとて今の世につたはれるはちひさければむかし小篳篥といひしふえにぞあらん西宮記十六の巻に吉永淸貞大篳篥良岑行正小篳篥と見えていにしへは大なるとちひさきとありつるよしなり

さみせんの琴

さみせんのことはいつのころよりかこゝにはつたへてひきそめけん中昔よりのちの書にも見えざればむげにちかき世のものならんとおもはる五雜俎といふからふみに有二所謂三弦者一常合レ簫而鼓レ之然多二淫哇之詞一倡優之所レ習耳といへりこゝにてもむねとあそびどものひく琴となりぬるはおのづからの事にてきく人の心うきたつやうなるもの、音がらゆゑなるべしげによき人のひくべき琴にはあらずかし

むかしの今樣歌

昔いまやう歌とはなに、まれその時につくりいで、うたへるをいひしことなりむねとはふるきうたのさいばらなどをうたひしかばそれにむかへて今やう歌とはいふにぞありけるさいばらの歌はふるめかしけ

にものせるにはあらずか、れば今の世のならひにゑたがふとてもむげにいやしきものつくる民あき人などのあざなにはこゝろしてつくまじき事なりかし

神の宮人を大夫といふ事

神のみや人を大夫といふはむかしよりいひつる事なり宇津保物語にう月まつりの日あふひかづらいといつくしううるはしきさまにて禰宜の大夫かんのとのの御かたにもてまゐりたりと見え住吉物語に此わたりにさるべき人やすむとおほせられければかんぬしの大夫どのこそといへばと見えたり加茂の禰宜住吉の神主をみな大夫といへり公式令に唯於二太政官一三位以上稱二大夫一四位稱レ姓云々司及中國以下五位稱二大夫一（謂一位以下通用二此稱一）とありて大夫とは尊稱にて一位より五位までをところによりていへるをもとにてうつりたる末にてはたゞ尊びていふことゝせりかく神のみや人をたふとみていふは神わざのかろからぬゆゑにぞありける

大工　少工

今の世に木のみちのたくみをすべて大工といひ鍛冶を少工といふはあやまりなり日本書紀雄略天皇の巻に木工（コタクミ）とあり大工少工は木工のをさの職の名なり職員令の太宰府のところに大工一人掌二城隍舟檝戎器諸營作事一少工二人掌同二大工一と見えて大工少工とも掌る事は同じくていさゝか職のたかきみじかきゑなことなるなりさて此令にも大郡小郡といへるやうに大には小をむかへていふならひなるに官職の名はみな大に少をむかへていへり大納言少納言大貳少貳大進少進のたぐひを見てゑるべしされば大工少工も職の名なることあきらけしおほやけごとにめさるゝたゞの木工をば丁匠といへり

琴　笛

ことゝいふはひきものゝすべての名にて文にはきんのことさうのことゝわきてもいへど歌にはことゝのみいへり堀川百首に王照君をよめる歌に「ゆくすがら馬のうへにてひく琴の絃ごとに玉をぬくなみだかなといへるは琵琶をことゝいひたるにてゑるべし又ふえといふは吹ものゝすべての名にて文には笙のふえひちりきのふえなどゝいへども歌にはふえとのみいへり職員令の雅樂寮のところにも笛生笛工などいひて笙ひちりきの事をいはざるもふえといふにこも

り今昔物語に姓は文忌寸字は上田三郎と云其人の妻あり姓は上毛野公字は大橋の女と云とあるをみるべしたゞしこれは氏姓によらざれど同物語に源宛といふもの、字を田源二といひ藤原秀郷の字を田原藤太といへりそののちも梶原平三など平氏にて氏によりて字つきたれば氏姓によりてつくるならひは後鳥羽院の御代までもひたぶるにはやまざりきさて又名字といふもの日本書紀の顯宗天皇の卷に帳内(トネリ)日下部(クサカベ)連使主(ムラジオミ)云々　使主(オミ)遂改二名字一曰二田疾來(イフタトククト)一とかきたまへるは正しき名のことなるに中むかしにては字にまがへり東鑑に以二景季一令レ問二名字一給之處佐藤兵衞尉憲淸法師也とあり又同書に名字時連五郎と見えたるなどを思ふにおほよそ八百とせのむかしよりはすべて正しき氏のほかなる氏正しき名のほかなる名をひとつにつらねてあざなとも名字ともいひしにぞありけるされど事のよしを考ふれば中頃よりの名字はその人のすみ所の莊名のなによりて氏のやうなるものをものして云かいひしぞ多きさるは同じ氏のあまたになりてまぎらはしきゆゑにぞありけん高綱が氏は源にて近江の佐々木にゐつれば佐々木四郎高綱といへるにて云るべしむかしは郡のうちに某名といふありきかゝればあざなと名字とはわきていふぞ正しかるべきたれもさおもへばにやあらん今の世には名字とは氏のほかなる氏をのみいへりしがわきていはんには名のほかなる名をあざなといふべし今昔物語に字太郎介又は京太夫などいへるは今の世のあざなと同じいひざまなり

何右衞門何左衞門といふ事

今の世の人のあざなに何右衞門なに左衞門といふ事のよしを考るにこはみかどにて左衞門右衞門などのあまたありてまぎらはしきを平氏の右衞門なるをば平右衞門藤原氏にて内舍人かけたる左衞門をば藤内左衞門などいひてよびつるにて左衞門右衞門はもと官なれどかくつらねて字のやうにいひなしたるがはじめにてのち〳〵は云もざまにてその官ならぬ人にもいへるなり甲陽軍鑑にそも〳〵男が四十五十にあまり赤口關左衞門寺川四郎右衞門など、官途受領まで仕る侍が云々　といへり赤口寺川は今名字といふものにてそれをもつらねいふさま今の世と同じたゞし官途受領といへるを見れば朝廷に申てなりわたくし

り宇津保物語の吹上卷に舟どもにめのこどもおりたちてそめくさあらへりといひ又これはうちものゝところごだち五十人ばかりめのこども三十人ばかりといへるを見るべしごだちはよき女房の事めのこどもといへるはすこしゑもざまの女をいへるよしなり伊勢物語につとめてその家のめのこどもいでゝうきみるの浪によせられたるひろひて家のうちにもてきぬとあるも家につかふ女をいへりをのこもたゞに男のことをいふにはたかきいやしきにかよはしていへれど江家次第二の卷敍位の條に大臣召二男共一（ヲノコドモヲ）五位藏人一人參入とあるを見ればすこしゑもざまの人ををのこどもといへるよしなり詞づかひといふものはかく代々にうつりかはりもしふるくよりことわりにたがへることのありもすれば代々につかへるやうをひろく考へわたしてこゝろうべき事なりかしさるをむかしより物知人たちおほかたは詞のことわりをのみ考へてとけるからに其說うべ〳〵しくはきこえてもさらにかなはぬぞおほかりける

字　名字

いにしへは名をいふをいむことはなかりしかば神の御名などひとはしらにかず〳〵申もありつれどあざなはなしからぶみのわたり來てよろづのことからのふりのうつれる世になりてそのかたのがくもんする人は名をいふをなめしとしてあざなつくる事なりきされどそのあざなのやうもろこしのとはことにて其人の氏かばねのもじによりてつけゝるを高野天皇の御心にかなはずして神護景雲二年のみことのりに或取二眞人朝臣一立レ字以レ氏作レ字云々自今以後宜レ勿二更然一とありこれはひたぶるにからのやうにせまほしくおぼしよりたるにて御國こゝろにあはぬみことのりなればゑばしこそあれつひにはみな人ゑたがひたてまつらずなほ氏かばねによれり氏によれるは菅原のおとゞの君の御字菅三三善淸行の字三耀のたぐひぞかばねによれるは氷宿禰繼麻呂の字宿檠といひしたぐひなり此繼麻呂の字は文德實錄八卷に見えたり高野天皇のみことのりは續日本紀の二十九卷にありさてのちはからぶみまなびする人ならでもたゞしき名のほかにつくる名をあざなとてをのこもをんなもなべてつくる事となれりきそのあざなのやうは今の世に名字にあざなをつらねいふに似た

はえやすくておほく聲はたはなやかにをかしく松むしははなちたまへどもはかなくなりてこゑせねば中宮のはなちたまへどなかざりし事をもかたりいでたまひてこよひは鈴虫のえんにてあかしてんとは源氏君ののたまへるなりりん〳〵となく虫はあるが中にすくなければいとわざと尋ねとりつゝといひかよわければとりもてくるによわりて野べにきゝつるやうにはえなかずゑになどすれば鳴つたふるはすくなし名にはたがひていのちのほどはかなしなどいへるなり今も野べよりとりきて前ざいにはなつにげにさやうにぞありける今やうの猿樂のうたひといふものにたれまつ虫の音はりん〳〵としてといへるをおもへばそのころまではまぎれざりけりさてまつ虫と名におへるはりん〳〵と鳴こゑの遠くては松風の聲のすめるにかよひてきこゆるゆゑにぞあるらんとまれかくまれりん〳〵となくはまつむしちんちろりとなくは鈴虫とおもひさだむべしとなん

男女

男ををとこといひ女をめといふ事はいにしへより今にかはらず男女とつゞけては今はをとこをんなとのみいへどいにしへはをのこめのことといひし事にて日本書紀の皇極天皇卷に男女のもじをゑかよめりきよしゑるされてをとこはわかきをのこの事にてをとめにのみたぐへいふべきことわりなるに萬葉集廿の卷に秋野爾波伊麻己曾由可米母能乃布能乎等古乎美奈能波奈爾保比見爾といふ歌ありてふるくよりをみなにもたぐへいへりこれはことわりにたがひたれど奈良の京のころはかくもいへりしなり古今集の序にもをとこをんなの中をもやはらげとありて中むかしにはをとこをんなといへりされどゑかつゞけずはなちていふときには物語ぶみなどにもをのこみこをんなみこなどいひてをとこといはず源氏物語椎本卷にも子の道のやみをおもひやるにもをのこはいとしもおやの心をみださずやありけんをんなはかぎりありて云々といへりかゝればうちまかせて男ををとこといへるにはあらざりきさてをのこめのことといふはをめにこといふ詞をそへたるにてうやまふ心こそあれいやしめていへるこゝろはさらになきを中むかしよりはよき人のうへにはいはずすこしゑもざまの人にいふ事となれ

の歌に見えたるかはづのやうとはいたくことなり又中務集にはかへるのかれたるを人のおこせてと詞がきしてかれにけるかはづの聲を春たちて云々といへる歌ありこれはまさしくかへるをかはづといへるなりふるくよりあやまりてかくかよはしいひければさてのちの人はみなかへるをかはづと歌によむならひとぞなりける

松虫鈴虫

まつむしすゞむしは秋の虫のおほかる中に聲すぐれたりとてこれをふかくめで、歌にもあまたよむなれどむかしより歌にも文にもその聲のやうをかう／＼とくはしくいひおかねばかれは松虫これは鈴虫とたしかに聲をきゝわきまへたる人すくなくたゞ名によりて人まつむしといひ鈴むしのふりいでゝ鳴などいふ事にぞありける さてもよろしきやうなれどもまことにはそれと思ひわきまへ志らではよめる歌のさまによりて事のたがひもいでくべくあかぬことになんあればおのれ今さだめいはんとすりん／＼となくは松虫ちんちろりとなくは鈴虫なりさるを今の人は松虫をすゞむしといひ鈴虫をまつむしとこゝろうるもあめり今やうのざれ歌にもよるは松虫ちん／＼ちろりとうたふなどひがごとなりそも／＼此ふたつの虫の聲はいづれも鈴の音にかよひたればようせずばげにまぎれぬべき事なりかし源氏物語の鈴虫卷にいへるやう

げにこゑ／＼きこえたる中に鈴虫のふりいでたるほどはなやかにをかし源氏君詞秋の虫の聲いづれとなき中にまつ虫のなんすぐれたるとて中宮のはるけき野べを分ていとわざと尋ねとりつゝはなたせたまへる志るくなきつたふるこそすくなかなれ名にはたがひていのちのほどはかなき虫にぞあるべき心にまかせて人きかぬおく山はるけき野の松原に聲をしまぬもいとへだて心ある虫になんありけるすゞ虫はこゝろやすくいまめいたるこそらうたけれ云々 こよひは鈴虫のえんにてあかしてんとおぼしのたまふ

といへるを見るべしはなやかにをかしといひ心やすくいまめいたりといへるちんちろりとなく虫の聲のさまなりこれは女三宮のおまへの草村にはなちたまへる虫のことなれば野べよりとりきたるにすゞむし

たにかきたりけるゆゝしとていむとも今はかひもあらじうきをばこれに思ひよせてんとあるはみづからのをかきたるなればこれによりて扇のうらのはしにかくべしげにわれはがほにおもてのもなかにかきたらんはにくげなりかし狭衣物語に「手になれし扇はそれと見えながらなみだにくもる色ぞことなるとかたかなにかきつけてもとのやうにおきたまひつとあるもみづからのなれどかたかなしてかゝん事はよろしともおもはれず又甲陽軍鑑といふ書には扇にものかくはたゞ人のわざならぬやうにいへりそのころはさやうにぞありけん今の世は歌よみや儒者やにこゝのかしこの歌ども扇にかゝする事おほしもろこしも昔は扇にものかくことはいと〳〵まれなりしにちかき世におほくなりぬとぞさて歌かきたる扇をものにかけおきて見る事は東山殿のころよりやはじまりけんおし板のをりくぎにものかきたる扇をかけておきたることとかの軍鑑に見えたり

かへるかはづ

かへるとかはづとは似たるものゝことなりとおもはるゝはまづ和名抄新撰字鏡などに蝦蛙のたぐひみなかへるかびるとありて又の名にもかはづといふ事なく又後撰集に田のほとりにかへるの鳴けるをきゝて「あしびきの山田のそほづうちわびてひとりかへるの音をぞ鳴ぬると見えたる今いふかへるの事なれば歌にもかはづといはずかはづは萬葉集にかず〳〵みえたる歌ども川にのみよみて秋のものとし聲のおもしろきよしにいひてかへるのさまにあらずよくわかれたり文字も萬葉に河蝦とかけりかへるに似たるかたちしてこれは河にすむものなるよしをしらせたるかきざまなり上のくだりにいへるぞかはづかへるの正しきさだめにはありけるしかにはあれどもかたちのよく似たればむかしよりまぎれてかへるをかはづといひしもこれかれとありうつぼ物語俊蔭巻にけふの御あるじに此御琴の音せねば春の山に鶯のなかぬあした秋の池に月のうかばぬ夕になんあるべき云々なり忠が手つかうまつらんは蓬の野べにかはづの聲することちなんつかうまつるべきと聲のあしきものにいひ伊勢物語に「よひごとにかはづのあまた鳴田には水こそまされ雨はふらねどゝ田になくものにいへるなどはかはづといひてかへるのさまなり萬葉集

もと年ふりていと大なるがあれば屋どの名におふせたるになん

吉備國のみつにわかれし時代

おのれがすめる此吉備國のかくくち中しりとわかれしはいつのころなりけん國史にしるしもらされたればさだかにはしりえがたし日本書紀の仁徳天皇の巻に於吉備中國川嶋河派有大虬令苦人といふこと見えたれどこは神武天皇の御船の難波之碕にいたるとしるされたるごとく縣守が虬をきりしところきびの國のみづにわかれたるのちにてはみちの中なるがゆゑにさやうにかきたまへるにて仁徳天皇の御代にみつにわかれてありししるしとはしがたし又同書の欽明天皇の巻に遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡置屯倉とあるもかみに同じさて同書の天武天皇の巻に吉備大宰石川王病之薨於吉備又遣樟使主磐手於吉備國と見え又吉備國守當摩廣島ともあれば此ごろまではわかれざりしことしりぬべし續日本紀の元明天皇の巻に割備前國六郡置美作國とありて和銅のころにはわかれてありし事さだかなれば持統天皇の御代にわかれしならんとおほよそにはしられつ文武天皇の御代にてはあらじとさだめたるゆゑはもしその御代にわかれたらんには續日本紀にしるさるべし此紀はか丶る事までももらさずか丶れたる例なればなり

うちは

團扇をうちはといふは和名抄に見えたりうち〱のものにて翳のかたちに似たればぞなづけつらん宇津保物語の國讓巻に御ぞとりかけ御うちはなどまゐれといふ事みえ狹衣物語にもまだしきにあつさところせきとしかな何しに常にめすらんとつぶやきたまふをうちはなどせさせてものしたまへかしとあるなどをおもふにこはもとたかき人のためにさむらふ人のもてあつかひしものなりけりさるからに今の世にてもみづから手ならすとはすれど門のとにもていでずうときまらうどのまへにては手にとらぬにこそ

扇にものかく事

むかしの物語ふみを見れば扇にはふるごとをそこはかとなくつくりかけることおほかりきみづからよめる歌をもと末たしかにかきたるもあれどそはいとまれになん大和物語にひきかへしたるうらのはしのか

るとよみたまひし定家卿の伊勢物語は御所よりたまはらせたまひてこなたにありけるもやけぬといへり定家卿のかきたまへりといふはいたくふるからねど今の世にある本にくらべてはよき事もおほからんにうせぬるはをしきことになん

爲家卿のかきたまへる百人一首の本

文暦のころ定家の中納言のかきたまへる嵯峨中院障子の色紙形の百首の歌を爲家卿のはじめてうつしかきたまへるさうしを江戸にもたる人ありけり屋代弘賢のそれをすきうつしといふものにして見せられしに今の世につたはるとは歌のもじのことなるところありそのことなるかぎりは紀貫之の歌ふるさとの大中臣能宣の歌よるはもえて伊勢太輔の歌けふは九重に良暹法師の歌ながむれど源俊賴の歌山おろしよ崇德院の御歌われてすゑにも前大僧正慈圓の歌わがたつ杣のなどなり此異なる所々のみなよきを思ふに今の世につたはれるはつぎ〳〵にうつしあやまりたるものにぞありけるさてついでにいはん御垣守ゑじのたく火のといふ歌を岡部大人はみかきもりとよまれつれどこはみかきもるとよむべきなりみかきもりとよみてはすなはちゑじの事となりて又ゑじとはいふまじきなり

大中臣藤井宿禰　松の屋

おのが家藤井氏なることは世々つたへきつる家の書どもにも見えてさだかなりめうじはなし今の世にはおしなべて氏のほかにめうじあれどまれ〳〵にはかく氏のみなる家もありけりかばねを宿禰とかき又大中臣藤井ともかくよしは賀陽貞持が家につたへたるわが神の御社の記に齊衡二年二月癸亥庫内之鈴鏡鳴一夜三度於レ是　天皇勅二正六位下備中大目大中臣藤井宿禰高雄一同三年六月壬辰奉二三品高雄一奉二仕饌司一と見えたる此高雄といふ人はおのれが家の遠つ祖なればなり大中臣藤井と云は大中臣氏より出たる藤井といふことにてかしこけれどおのが家も天兒屋命を祖神とぞ申べきまた江家次第四の巻に越前權大目從七位上藤井宿禰春武といふ人ありこれはこと家の人なるべけれど藤井氏に宿禰のかばねありつる例とはすべし又おのがすみかを松の屋といふはふる歌に千とせを松のふかき色かなとよみたりし中山のふもとにて松おほかるところなるに庭にも五もと六

らはとゞまりて人のわかれゆくをりのことなりさるからに人にといはず古今集にあふ坂にて人をわかれける時によめる「あふ坂の關しまさしきものならばあかずわかるゝ君をとゞめよ又おとは山のほとりにて人をわかるとてよめる「おとは山木だかく鳴てほとゝぎす君がわかれををしむべらなりとあるを見るべし君をとゞめよ君がわかれをといへるみな人のわかれゆくさまなり

女のあへるといふはそなたよりゆくりなく來てあへるをりの事なりさるからに女にといはず古今集にしがの山ごえにて女のおほくあへりけるによみてつかはしける「あづさ弓はるの山べをこえくれば道もさりあへず花ぞちりけるとあるを見るべしかなたより來てあへるゆゑに道もさりあへずとはよめるなりむかし人の詞づかひはかく正しくなんありける

貫之主のかゝれたる古今集

高尚一とせ江戸にありけるに加藤千蔭の家にてあるじ貫之主のてづからかゝれたる古今集の秋の部をえたりとて板にしらせたるを紙にすりうつしておのれにもえさせつうけがたきものとはおもひしかどもおい人のしたりがほにいふ事にしあればいとめづらしうなんといらへてもちかへりて見るに思ひしもしるくさらにをかしきふしみえざりけりそも〳〵貫之主のかゝれたる本は今の世にはたえてあるまじきなりそのよしは榮花物語御裳著卷につらゆきが手づからかきたる古今二十卷道風がかきたる萬葉集などをぞたてまつらせたまひける世になうめでたきものどもなり圓融院より一條院にわたりたりけるものどもなるべし世に又たぐひあるべきものにもあらずなんとありてそのかみはやく世にたぐひなきものなりしに其後やけうせければなりしかいふは古今著聞集に柿本神のみかげをうつせしゑの事をいへるところに兼房卿の正本は小野皇大后申うけて御覽しけるほどに燒にけり貫之が自筆の古今もその時同じくやけにけりくちをしき事なりとあり

定家卿のかきたまへる伊勢物語

甲陽軍鑑に今川家の秘藏に仕る定家の伊勢物語を酒にゑひたるふりをなされ信玄御とりさふらふとてと見えたるに松蔭記といふ書には趙遙院の船ながした

は日本書紀にはきと訓によみ又さしともよめれどゑろとよめることはすべて古書にみえたる事なし山城國のもじはやまきのくにとよまんぞ正しかるべきされど國の名などはあやまりにても久しくいひなれては今さらに わたくしには あらためがたき事なりかし

野

山のふもとに草の生たるところを打まかせては野といふとこゝろうべし古今集の歌に「野べちかく家居しせればうぐひすの鳴なるこゑはあさな〳〵きくといへるは山近きところは里よりも鶯のゑば〳〵來てなくものなればなりさるを山のすそ野ともいふは田にかへさずて草の生たる所は山のふもとならでもむさし野のたぐひ野といふことあればそれにまぎれぬやうにとてくはしくいへるなるべしおのれかくことわるは今の世の人は田畑をも野といふゆゑに歌よむ人もあやまるがこゝろくるしさになん和名抄におほねあをなを園菜としたけわらびを野菜としたるにても思ふべし

すゝき

すゝきとはあつまり生しげりたる草をいひし事にて和名抄にも草聚生曰ㇾ薄といへり又日本書紀神功皇后の卷に幡荻穂出(ハタスヽキホニイデシ)　吾也(ワレヤ)孝徳天皇の卷に三河大伴直蘆(スヽキ)とありて荻蘆のもじをともにすゝきとよめるもあつまり生るゆゑにこそさて乎花はものよりことにあつまり生ゑげれば中むかしよりはおのづからに此草の亦の名のごとくなれるなるべし

雁がね

雁がねはかりが音なる事古今集の歌に「さよ中と夜はふけぬらしかりがねのきこゆるそらに月わたる見ゆといへるにてゑるし音のきこゆるとつゞきたる詞なり又同集の歌に霞ていにし雁がねはといへるはただに雁をいへるやうなれど末に今ぞ鳴なるとあればこれも雁が音なることさだかなり萬葉集の歌にも鴈(カリ)鳴(ガネ)雁泣(カリガネ)雁音(カリガネ)とぞかきたる 新古今集の定家卿の歌に「霜まよふ空にゑをれし雁がねのかへるつばさにはるさめぞふるとよみたまひしはたゞ雁のことゝ心えたまへるさまなればあやまりなり

人をわかる女のあへる

ふるき歌集の詞がきに人をわかるといへるはみづか

わたすに御國の神は兵器をこのみたまふ故ありと云られたりされば延喜式の祝詞にももろ〳〵の神の社の祭に神寶とては弓太刀楯戈などをいへり

　國政は神事をむねとせしこと

御國はことに神をいつきまつるべきゆゑある事にていにしへは國政も神事をむねとせしなり職員令に國守の掌る事をかず〳〵いへる所に守一人掌祠社戸口簿帳字養百姓云々事と見え續日本後紀九の巻承和七年のところにも勅敬神如在視民如子國宰能事古今通規是以屢施條章觀彼治道と見えたるなどみな神事をはじめにいひでむねとせられたるよしなり古事記中の巻には汝命爲上治天下僕者扶汝命爲忌人而仕奉也とあり天下の政をたすけたまふこゝろを忌人となりて御神事をたすけたまふよしにのたまへるはあるが中におもきみわざなればなりされぱもろ〳〵の神社をあれたるままにさておかるゝことはさらになかりき日本後紀九の巻に勅修造諸國神社之狀云々其料度者以神税宛無封之社宜用正税とかゝれたりかくてもくにのつかさなど怠るをりはいさめたまふ事にて清和天皇の貞觀六年に是以格制頻下警告慇懃令諸國牧宰不慎制旨専任神主禰宜祝等令神社破損祭禮疎慢神明由是發祟國家以此招災今欲令諸社一時新加華餝而經月踰年未有修造宜早加修餝勿致重怠とあり上のくだりにひきいでたる古書のやうを見わたしてみくにのいにしへは神事のいともおもかりしをおもひさとるべし清和天皇の御代のことは三代實錄に見えたり

　山城國はやまきのくにといひたりし事

日本後紀一の巻延暦十三年十一月のところに此國山河襟帶自然作城因斯形勝可制新号宜改山背國爲山城國とあれば山背國の名を山城國とかへたまへるなり源順朝臣など新号とあるをいかゞ心えられけんもじのみかはれる事として和名抄に山城（夜萬之呂）と云るされしはいみじきひがことなり此抄の郡郷の名は其時の人のいふまゝに云るして住吉（須美與之）とかかれたるたぐひいにしへにたがへる事はほかにもおほかれどこれらはさはかくまじき事ぞ延暦のみかどのみさだめにたがへる事なればなりこのひがごとよりおこりて今の世には城をしろといへり城と云もじ

松の落葉一の巻

この書かきあらはせるやう

おのれとしごろ何やくれやと思ひとれるふしのあるをり〳〵にそのよしかき志るさんはものうくてたゞわすれぬためにとていさゝかづゝ此事かのことゝばかりものにかきとゞめおきしを年へてみればわれながらこはなにいはんとてにかありけんとあやしうかしらかたぶけらるゝにつけておもふやう今だにかゝりましてとし〴〵にわすれそはんにははて〳〵はなごりなくやなりなんとおもふにくちをしくてほの〴〵おぼえたるかぎりを

かきつめてちよのかたみとのこしおかむ
まつのおちばのいろはなくとも

とおもひてそこはかとなくかきもてゆく

松齋　藤井高尚

大吉備津彦命と申御名ニ

己れがつかへまつる神は比古伊佐勢理毘古命と申ぞ正しき御名なりける古事記に亦の御名を大吉備津彦命と志るされたる此御名は吉備國をことむけ給ひしみいさをによりての事なるべければこのきびの國わたりにてはさ申もよかれど大といふもじをはぶきて吉備津彦命と申ならへるはわろし大といふもじをしももらすべしやはいとかしこしかつは若建吉備津彦命とまぎれもすべきなりかくはぶくまじきもじなるを日本書紀に吉備津彦命と志るし給ひしより世々の國史延喜式などにもさやうにかゝれしはあぢきなき事なりかし此わたりの人もそれにならひてなるべし

兵器をもて神をまつる事

もろ〳〵の神之社の祭のやうを見るにいさゝかづゝはかはれども兵器もてものするさまは大かた同じきをこはみだれたりし世のふりののこれるなりと世の人のいふはこゝのいにしへの事を志らざるゆゑなり日本書紀垂仁天皇の巻に令ニ祠官一卜三兵器爲ニ神幣一吉之故弓矢及横刀納ニ諸神之社一云々蓋兵器祭ニ神祇一始興ニ於是時一也と見えて天の下いづれの神の社にも兵器もて神を祭るは此御代よりはじまりける事なりこれよりさきにも崇神天皇の御代に神のをしへによりて盾矛もて墨坂神大坂神をまつりたまへりしを思ひ

合八十五箇條

松の落葉目錄終

合五十三箇條

四の卷

松の落葉 目錄

一の巻

くものしりて身のおこなひをはじめまじらひのすぢ世わたるわざなどのこゝろえにせんと思ひはげみてつとむべきことぞしかすればなしえてのち人にもさるこゝろえををしへものにもかきしるしおきてわが身のためはさらにもいはず天の下の人のためともなりぬべしこゝろえあしくてはものしればしるまにまに身をも人をもそこなひなんとやうにいひてをしへたまひきそれをこゝろえてこのふみをば見るべきことになんしかにはあれどもからふみの隨筆といふものゝやうにはかなきこともゆくりなくおもひよりてはかきしるしたまへばうるはしくさるこゝろをたてとほしてものしたまへる書にはあらずたゞ大むねをいふになん

此松の落葉のふみはもとよりいろなきにあらぬを年經てもなほその色のあせずしてくちざらんことをねがひて板にゑらせたるにあはせて見ん人のたよりにこのもくろくの一卷をそへつるになん時は文政の十とせあまり二とせといふとしの春かく申すは吉備のみちの中なる二子の里の民此頃はなにはの小柴の屋に旅居する

中村孫三郎寛

松の落葉序終

松の落葉序

かきつめて千世のかたみにとものせられし此松の落葉の四巻のふみはおのが學びのおやなる藤井の大人松の屋にてこのとしごろなにくれの書どもひろく見わたしふかく思ひめぐらしてそのとけがたきふしぶしをときあきらめたまへるついでに大かたの人のたどりぬべきふし又はこゝろえおきて身のため人のためともなるべきことゞもものゝはしにいさゝかづゝかきゑるしおきたまへる中よりこたびひとつふたつととりいで、言くはへものしたまへるなりけり

○此書に巻のはじめごとに神のみうへの事かむわざにかゝれるすぢをかきたまへるはみ國にては神わざをいと〱おもしとするならひなれば見ん人のはやくめとゞめてよくこゝろえてしがなとのこゝろゑらひにぞゑかのみならず職員令延喜式などやうのふるき書にも神の御事にかゝれるすぢをはじめにかゝれたるにならひたまへるにもあるべし

○道歌文のまなびにかゝれることゞもをり〱見えたり此すぢの大むねは三のゑるべといふ書をあらはしてときをしへたまひもしくはしくはそのすぢ〱のふる書のちうさくにかきたまひてはあれどももれたるふしいひいたられざりし事又は同じすぢのこともこゝに言みじかくいひてはやくさとさんとしたまへることもあればなるべし此みつのことは心にふかくとゞめたまへるすぢなるからにものゝついでにはかきいでたまへるになん

○まれ〱には有職のまなびのかたによれることも見えたるはそのすぢの書まなびをたてゝしてことさらに考へたまへるにはあらずたゞなにとなくいにしへぶみよみたまふにそのことはかゝり此ことはとめにも心にもとまれるふしのじねんにありつるをいささかかきいでたまへるなり

○儒佛のことの見えたるはその道をとやかくやといひたまへるにはあらずそのかたをわざとたてゝまなぶ人のこゝろえのよしあしをさだめいひたまへるなりこはあしきをいさめよきにおもむけんとの心しらひにこそ

○師のつねにをしへたまへるはがくもんするはひろ

ゑなど、まねびとりたるにやと、おぼゆることさへおほく、かたへははしたなう、かたへははらたゝるこゝちす、そも／＼みかどにはかしこうも、かすかなるみありさまにおはしますを、かの名分といふ事のかくれはてたる世は、いともかなしき事なりけり、

この書名つけたるゑたのこゝろを
ほたるなすかゝやく神のおとなひも
　　おもひやらるる世にこそありけれ
　　　　　　　　　　　　　　　　秀成

貴族ときこえたる中にはかもの祭にはあらぬ
あふひ葉の匂を今猶なつかしむたふれ人あり
　ときくがいきとほろしくてなん

明治十四年七月十二日の午時すぎより十三日の夕までにかきをへぬ

下馬のおとなひ　終

ど、飛驒工に大がむらのあつらへするにひとしからむ、髮ゆひはてゝは、白いものゝ名あるをとりいでて、いやがうへにぬりたてたる、金藏の戸前ものするやうなるべし、かくばかりして、頭のかざり、衣のいろどりよそひつくして、えならぬたきもののしめたる袖たれて老女の末に手をつきて迎ひたる、主人一ト目見て、今日の賀のむしろのいぶせかりし心も、たちまちいづこにかかきうせけむ、いさゝか見やりて、奥の居間の座につく、本臺も出でゝ、けふのほぎことといふべし、この日奥の女ども、みな惣もようなどいふものきて、かいどりものせり、このゆふべは、町より狂言のものめして、あまたの女ども、琴引ふえふきつゝ、かの主人が思ひもの扇をとり、袖打ふりて立舞ふ、海山のもの所せきまでかいならべたり、(再云この山海のためつものよ、皆その預れる國の民のあゞらもて貢たるものなる、此味主人が口にはいかにか味はへる)奥家老醫師などもはべる、中老しひて、かほはもみぢ葉に匂ひ、くすしの頭の光りは、奥家老がかうべの白雪にてりあひ、おもひもののやなぎのすがた、小姓が夏山のまゆ、立まじりて、四ッの時の詠めつくしたるむしろなるべし、醫師はひそかに幇間のつかさ兼たるがおほかれば、丸きあたまに手拭の布打かぶり、みづしのかたより、すりこ木のいと太きをかつぎいだし、おたふくめんといふものつけてまひいでたり、老女はたへかねてわらひいだし、おのが入齒をおとして、ひそかに懐にをさめ、をとめは顔に袖をおほひて打臥すは、もてつけたるやさしさなめり、去年の春の宿下に、俳優某を茶やの一ト間によびたる、その小夜中には、やさしくもあらざりけんなど、さだすきたるかぎりは、ねたさにしりうごといふめり、主人もとより春山にたなびく霞のおほゝしきかたにて、さきにほふ花の下かげ長しとかいふ類なれば、おのがむしろをたち、着てゐし羽織ぬぎて、此くすしにとらすめり、勝相撲の引出物のやうなりとは思へど、かの夏もお小袖の古語もあれば、かたじけなうおしいたゞきて、ほこりがほすめり、すべていひつゞくれば、言さがなきものから、いはゆる僭上のつみのがれぬふるまひならずといふことなし、天保といふ年の頃にかありけん、或人のものしたる、田舍源氏といふものゝさし

ほと〳〵息もたえむとすることなどもあり、そもそも火の災起りたる時、あるは敵の城戸みだれ入る時などにこそ、かくさまにはあれ、節の賀儀とて、禮ごとするに、いかなればか、かくはあらくることならむ、靜に人まちあはせたらんは、何事もなからましものをや、すべてこの世の事、かゝる類のこと少からざりき、

○諸家の歸邸

諸家その邸にかへる時、邸の四五町こなたより、押足輕一人先にかけぬけて、その由玄關に告ぐ、これを聞て側用人、納戸役、小姓など玄關に出迎ふ、やゝ乘物門を入れば、先徒士いましめのこゑをかけ、乘物を玄關によこにつく、供人皆つくばひ居る、納戸役乘物の戸を引けば、側用人先にたち、小姓は乘物の內の主人が刀をふくさにてとりて、主人の後にしたがひゆく、間每をすぎて、表居間の座につく、納戸役着替の衣を廣蓋にもりて、もていでゝ衣を改む、かくて主人は奥のかたにいたらんとす、鈴口といふ渡殿まで、納戸役小姓したがふ(こゝは表奥の堺にて、赤き組緒のはしに鈴つけたるを、長く引はへたり、さてこそ鈴口とはいふなれ、表奥互にことを通はすとき、この鈴を引ならして、納戸役老女(老女は女役の名稱(衆女の長なり)表奥よりいでゝことをつぐるなり)老女中老などはじめ、妾(お部屋と稱す)皆こゝに出迎ふ、妾は主人の邸にあらぬほどにけはひせむとて、まづ湯浴す、ゆあみの具は、ぬかぶくろ、あらひこ、ふすまのこ、ほうの木炭、蛇のぬけがら、鶯のはこなど、博覽會所に藥種の陳列見たらむやうなるべし、うらむらくはその頃シャボンの一種いまだあらざりしを、その時にして、神ならぬ身のこを遺れる一ト種のうらみなりとは、いかで思はん、湯あみにみがきたつる時の間、いはゆる舊時の一時間あまりはすぎぬべし、湯よりあがり、すがた見の鏡に向ひて、みづからこゝろのうちに、今の世に師直ありて、かいま見たらんにはと思ひあがれるもあるべし、さて髮結ひさすとて、はしためをよびてものせさする也、こよひは御狂言もありて、下方の人もまゐるぞかし、わらはも所作事の役にあたりたるを、けふはことにこころもちゐてものせよなどいふめり、さてゆひはてては、こゝすこしつゞめてよ、こゝははりだしてな

十四五人ばかり、上下の麻衣にて廣間に並び、其上座に取次頭取といふもの二人あり、かくて西丸の賀儀をへて、諸家の人々道の次第に從ひて老中の邸を廻る、この時横道などより行列ものして來るがありて一つ道につらならむとするときは、互におくれじと先をあらそひて、はしりいだしつゝすまふことあり、かくよそひ勇しくしつゝ、砂をけたてゝはしるなどは、いとも見るにもたへず、また諸侯とあるものの禮を失ひたるわざなれど、その世の習はしとなりて、かたはらいたしと思ふ人もなかりき、老中の門の外は、これを見る人、山なして群れるを、先徒士こゑをかけ、道をひらかせて、乘物を門の閫によせておろせば、主人は乘物よりいでゝ門を入る、下座見この時客の氏名を高くのる、取次はかの敷出しの端に居て、名簿を受く、かくして引きもきらず入り來れば、門の前ひしめきわたることいはむかたなし、客は草履取を先にたて、かろうじてそのあとよりゆく、草履取の男子は、草履をふりたてゝ道をひらく（草履取皆渡りものといふものなり、これがよきを給分を惜まずあたへてかゝへたるは、かゝる所にて、主人の後を取ることなし、給分のひくきをかゝへたるは、おのが乘物にとりいくことだにたやすくはなしがたし、こも又この頃のあやしきことのひとつなり）主人はおのが乘物に近づくと、刀を手にもちてすゝみゆく、籠駕脇戸を引、打揚をすれば、主人乘物に飛入る、いと手際よきことなり（乘り出しとて、初めて城に登りそむる時、乘物にのるわざを習ふことなり）主人の乘りぬと見るたゞちに、戸を引たつと、たちまち乘物をかきあぐ、そのきは、いはゆる髮を容るゝひまなきがごとし、こなたの乘物をあぐれば、あなたよりまた乘物をさし入る、かゝりければ、駕籠脇速に乘物の戸を閉ぢざれば、主人のものにあてられなどすることあり、乘物を損ふことはめづらしからず、（再云、おのれ皆朝家より位階給りたる貴人の身をもて、かく斗り老中の人々にものする卑屈さは、何の習らはし、何の心よりや起りけむ、）この頃國よりいでし侍など、あるはつかれてまろび、あるは上下の衣引さかれなど、見るめもくるしかり、又乘物の棒の先にあたりなどして、生れもつかぬ角のふくれものするもあるは、たへもしのぶべけれど、馬にけられて、

は懐より詩歌の横綴本とりいでゝ、ひざの上にて見つゝあるも、芝居の番附といふもの、よし原の細見など見るもあり、下部は下座敷の上にひぢ枕したるもあり國々より江戸詰めにものしたるが、下馬見物といふにいでたるを見れば、寺島龜戸の里あたりより、こやしとりにこし船のたわしに似たるかしらつきし、小倉の袴つばくらめの羽織きて、立並べたる鑓と、武鑑とてらし合せつゝめぐりけり、ござを着たる翁、白き袋かけたる老女など、この所のありさまにたまげはてゝ立つめり、立賣の商人は、こんにやくのでんがくあまざけ、すみざけ、すし、作菓子など、皆下部の買ふものなり、賣りありくこゑ一ト際高く聞ゆるは、江戸繪圖、年代記、よし原細見、御大名附、御役人附、御役替改り」といふは、ふし皆比しかりき、千萬人のもの談のこゑとよめき、こゝだくの馬のいなゝき、中空にひゞきわたれり、

○下馬のくづれ

巳の時すぐる頃にもなれば、その日の儀式はてゝ、まづ三家の（尾張紀伊水戸）小人（コビト）といふ者日ノ丸の扇開きて、城門より走りいづ、これを見て、まちわびてたへかねたる、あまたの供人、すはくづれよと皆立あがり、袴のもゝだちとり直し、衣文かいつくろひ、鑓をそろへ、牽馬の口とりなどして、さわぎたつ、しかするほどに、かの三家の人々は、先をおはせてくりいだす、これにつゞきて、諸家先をあらそひてしぞきいづ、押足輕先に立ちて、相印の手拭の布をひろげて、某の退りでんとしらすることなり、其家の供人橋臺近く進まむとし、おくれたるはさきなるをおしのけむとし、さきなるはのかじとすまひなどして、いたくさわめきわたりつゝ、おのづから下部などものあらがひして、はて〳〵は打あふもあり、諸家皆本丸より西丸に廻り、それはてゝは、大廣間溜詰などの人々は、西丸より直チにその邸にかへり、其他は皆老中の邸に廻勤することとなり

○廻勤

此日老中の家には、玄關前の短冊石、くり石など水そそぎ、下座敷に敷出（シキダ）しといふをものせり（常は取次の者、某以上は、下座敷を離るゝこと何間まで出迎ひ、某以下は何間と格あるを、此日はすべて其例を用ゐず、皆敷出しの端にて取次くなり）取次の侍は

來を止む、諸家の供人は、鑓を立なほし、こと〴〵く折敷きてある、こゝに群れる千萬の人鳴を謐めて、火に水をそゝぎたるに比しかり、やゝ老若の人々の近くなるに從ひて、門衞の侍は、ありのこと〴〵下座臺に下りてつくばひぬ、この時門衞にも、百人番所といふ所にも、同音に制シ聲をかくることいとかしましきまでなり、そのこゑはいはゆる進軍のエイエイごゑといふものに似たり、げに空飛ぶ鳥もおち、堀にうかべる魚もおどろく斗りなり、これを見れば、天の下の事執り申すこの人々は、いかばかりなる人にかあるらむ、けだしいさめのつゞみをこけむさしめ、九かへりの洪水をもをさむべき器ある、さかし人にかあらんとおぼゆ、かくてこの人々のうち、今猶ながらへたるを見れば、思ひしには似るべくもあらず、よのつね人よりもなど、世にしりうごとするはさもあらんかし、御堂の關白ときこえたるが、川舟のりしづめたる、平の入道が五百人のかぶろに道おしさせしいきほひにもまさりて、みかどのみいづをおさへ、おのが家のあかしま風をよこさまにふかせぬる世は、今思ひいづるも、いともうれたきことなりけり、

○供待

大下馬に供待するさまは、大家のかぎりは鑓を正しく立てさせて、鑓持手代りしつゝみだりなるけはひなかめるを、小家なるは、挾箱の棒に手拭の布にてくゝりつけなどして、ゆがみ傾きて見ゆ、侍は供箱(供待のもたする挾箱を云)に腰打かけ、あるは土の上に下座敷といふものしきてあるもあり、辨當はしらげあしき飯を、長めの箱につめて、ひじきあぶらあげやきどうふなど、合せものとす、そのかたつかたにいろあせたる澤庵の香のもの、あつく切りたる二ツ三ツあるめり、茶は穴をうがちたる樽につめて、木がらしにちりたるやうなるを煮て、日あたりの夏の水よりぬるかりき、雨などの日はおのがかぶれる笠のはしより、辨當の中にあまだりおちなどして、わびしさかぎりなし、駕籠脇の侍だにかゝりけるを、末末のものは思ひやられてなん、こゝは打霞む斗りいと廣き所なるに、立ならべたる鑓はむさしのゝ原といひしときの尾花の末にひとしく、馬はよそひしたれど、むさしの牧ときこえたるむかしにも似たり、侍

れゆくなはての牛のものするしたゝりよりも長かりけり、そも／＼今の心もてこれを思へば、着がへの衣をさむる箱を、いかめしく先にもたせ、鑓は二の手もて一筋こそつかへ、二本三本ももたせ、又瘋狂人かさらでもあつしくなやむ人などこそ乗るなれ、さかりなる人の乘物の内にかゞまりゐて、人の肩にたすけられ、またはぎをあらはすとは、違警罪の刑にあてらるゝ律なるを、從ふもの皆ことさらにあらはせり、いひもてゆけば、あやしからぬはあらざりけり、さて帝鑑間といへるは花やかに、雁の間は目立たず、菊の間は小家のみなれば、おのづから其供立もおほからず、さま／＼なるが中に、馬に騎り四人五人の供を具し、鑓一すぢなるもあり、たゞ二人斗りぐして、かちよりゆくもあり、あなたこなたよりゆきあひつゝ、げに大路もさりあへぬ斗りなり、

○老若登城

老若の人々は、諸家皆登城しはてゝ後登ることゝす、そはまづその時よりはやく主人はよそひして、駕籠臺といふ所にいでゝまてり、この駕籠臺といふはその出仕の時まつほど、主人がをる一間どころなり、ここは障子一重へだてゝは外の方にて、そこに乘物を横にするゑて、供人皆揃ひて、やがていでたゝるべくものしてまてり、しかしてかの大鼓矢倉にて、辰の刻（常は老若は巳の時に出仕す）の時を告るやたゞちに、其下にたてる足輕は長き扇を開らき、さしあげてふり立つゝ、これをしめす、この扇はいと大きなるに、赤地に白く家のしるしをぬきたれば、はるかにもいちじるしかり、所々道の曲たる所に居て、扇を合すれば、直ちにその邸に達するなり、邸の門に立てるが、内にはせ入りてこれを告ぐ（オタイコデゴザイマスと大聲に云）このこゑをきくたゞちに、主人は乘物にのり、先供はくりいだす、道のほどは早足に足並を揃へゆく（此をきざみ供と云）かくそのほどを合すれば、老若皆ひとしく、こゝの道かしこの道よりいであひ、つひに一ト行（ツラ）になりて、下馬に至る、門衞の家人は、兼ねて遠見を立ておきたるが、はせかへりきてこれを告ぐ（某守樣某頭樣御揃御上リデゴザイマスと高聲にいふ）此時足輕の長進みて、往來を止む（トメサッシャイと高聲にのる）此を聞きて、足輕三四十人斗り棒をもち、四方に走りて、往

を整へて、時に後れじと出るほどを待てり、

○諸家の行列

定の時を報れば、諸家皆その邸をいづ、大小の家に從ひて、供連に格あれど、まづ國持といふ限は、最先に一人道見といふ者をたゝす、次に先箱といふものは、金もて家の紋を蒔き、太き組緒の紫の色はえたるをかく、此を追と繩といふ、越前家には赤革をおほひたり、次に徒士は三人立また二人立に、二十人より二十五六人並ど立ち、はかまの裾高く引揚げ、はぎをあらはし、腰刀いかめしく、兩手を振りて、さはらばきらむ、よらばうたんの面構して練り行く、鑓は最先なるも、先箱の次なるも、乘物の前なるも後なるもありて、二本持するは常にて、三本なるもあり、鑓の長きは、大船の帆柱に比して、頭の大なるは若き侍のたばねたる頭より大なるが多し、妾の枕にものする主人が、白くほそきうでには、この鑓たへじなど、やうなき思ひやりさへせらるかし、乘物はごさつゝみといふも、腰黑、あじろ打揚など品々あり（網代打揚は、許なくては乘ることをえぬものとす）乘物の右左には十七八人、あるは二十人許り上下の麻衣の裾引たをりて圍めり、この中に供頭といふ者もあり、さて乘物は丈高き男の子のせだけ同じ位なるをえらびてかゝす、また後箱といふも一ッ並べて、猶先箱に異ならず、其次に常の挾箱より、横長の箱をもたす、これをみのばこといふ、簑をいるる箱なり、乘物にのりてゆく人の、簑の用はいつばかりかあるといといぶかし、茶辨當といふものは、銀もてつくり家の紋など彫り、黑塗の覆したるをかゝせ、これにかざりおろしたる人の袴をば着ず、すそのうしろ引をりたるがそへり、これを茶坊主といふ、坊主ならでは、宇治山の木の芽をばえ煮ざるにや、かばかり多く人具したるを、ことさらに坊主具するは、これもまたいぶかしきことのひとつなりけり、次にみちのくだちのふとくたくましき駒に、丹つゝじ花の色に匂へる總をかけ、鬼のたぶさきにすといふ虎の皮の鞍覆せり、むらさき手綱のはしと、立髪のふさやかなるが、朝風になびき、くつの音はゆきゝする人のあのとにひゞきあへり、また乘換へといふをも一疋、また二疋も引せり、これより後供といふまでは、長濱に海人が引はへたるたく繩よりも長く、引

下馬のおとなひ

琴舍主人　戯著

〇下馬所のかまへ

下馬所といふもの多かれど、諸家の登城するは桔梗の下馬、櫻田の下馬の二所あり、桔梗の下馬（桔梗の下馬と云ふは此城其往に太田道灌の居城たりしに太田家の家紋は桔梗なりしが其紋に因りて云ひ初めたる由なり）といふは、東に向ひて常盤橋の內にあり、こゝを大手（大手は爰に云所追手は常盤橋門を云常盤橋とは松平の稱號の緣語に因るなり）といふ、櫻田の下馬といふは、南に向ひて、外櫻田和田倉などの內にあり二タ所ともに金門（カナド）の外にかけたる橋のたもとより、凡三十間ばかり放れて、文字ふつらかに下馬とかける札建たり、この城に登るものこゝにて馬よりおるゝ所とす、又鐙、挾箱、牽馬なども必こゝに殘すことゝす、二タ所共に東にはなちて、供待などのまち居る所を設く、長さ六十間斗り、奥行六七間あるべし、柱いと太く建並べて、下は土間にて所々に腰懸を設く（朔望また五節句など惣登城といふ時は、三家また老若の供の外は、こゝに入ることを許さず）下馬はこの二タ所共にいと廣くはるかに見渡す斗りなるを、草の一ト本も立タせず、ちりをすゑぬまで、いとも清々ときよめたるは、皆こゝの門衛の諸家にてものすることなり、惣登城といふ日は、上下（ミシモ）の麻衣きたるもの、またひとへの羽織に、其家々のしるしせるを着たる、足輕といふものあまた堀の端、こゝかしこに立チていましめ守れり、上下着たるは下部を具し、そのかたはらに飾手桶といふものを並べ、足輕は六尺の棒を突けり、又足輕の長（ヲサ）に下座見といふ者あり、こは諸家の鐙はさらなり、家の紋駕輿丁（陸尺と云）の看板といふもののしるしなど、つばらかにおぼえゐて、諸家の城に登るを見て、其氏名を呼ぶをこれが職とす、この下座見男は、門衛を承るほど、其家に雇れ居て、交替の時はまた次の門衛に雇るゝを習とせり、

此日老若の人々（老とは老中を云、則閣老なり、若とは若年寄を云、則參政なり）の邸よりは、つとめてより押足輕といふ者を西丸城太鼓矢倉の下に出して、其時を候はしむ、諸家には早くより門內に供人

下馬のおとなひ目錄

木からしに吹きちらされしさくらのおち葉にくらべては、さきにほふ花のいろ香もいとゞしくおぼゆめり、杯をうかぶといふなるみなもとにたくらべてわだつみの深さはます〳〵思はるべし、いはゆる野蠻の世にてらして、開明の時をわきもふべし、文政天保といふ年頃の世のありさまをおもひて、今の大御代にあへる身のさちなることはさとるべし、さればその頃と、今の世のいたくたがひたる事共志るしこゝろみばやとは、はやくより思ひしことなきにしもあらねど、おのれこの春よりやまひにかゝりて、何事も勞かはしきこと、はぶきすてゝのみすぐるほどなれば、くはしくかきつらねむことのものうさにたゞたはぶれごとさへ打まじへて、一日二日のこゝろやりにかくはもの志つるなり、もとより落葉の色なきことのは、みなもとのそこ淺き心なるはいかゞはせむ、

明治の十四年七月　伊勢國五十鈴川のほとりの家にありて秀成しるす

　うちみてはさかなきいろのことくさも
　　ねさすこゝろのなくてあらめや

題下馬之於登那比

才筆寫眞眞個奇想看覇府暴横時行間且寓勤王意作者胸懷自可知

正臣拜草

附　かう鬘の十筋右衞門がまけ相撲　可全

〇柴垣の條

前　嵐山連歌の腹の步行詰　青李

附　柴垣うちし若衆なりけり　七十翁 草叟

家の杖寶曆三年印本

〇江戶酸漿の條

延寶四年梅盛が著しゝ類船集に「山茨菰。むかしよりありつらめど近年江戶酸漿とて美しく赤きあり青ほほづきの時分にはや珍らしければもてはやす事とぞ丹波より來る青酸漿は吹散されぬべし肴になり鱠にはさまれ云々」かゝれば前にもいふごとくいま夏より色づくは江戶鬼灯にて丹波の種にはあらざるなるべし

江戶　柳亭主人種彥著

此書稿を脱したるは文政甲申の春なり今刻なりて再考するに説もらし引もらしたる事いと多し其一二を左に錄す

上卷 ○安阿彌の條

安阿彌にかぎらず古き佛匠の名をかりて少年の艶顏にたとへしことあり江戸咄に運慶湛慶の名あることは既に前に載たり 元祿六年印本 雨夜三盃機嫌に上村井筒といふかぶき治郎に題せし詩に「上作定朝平湛慶村々町々開帳盛」とつくれり定朝は後一條院の御時の佛師にて江州坂本大宮に住せし故に大宮形と號すと人倫訓蒙圖彙にあり

○雛の蛤の條

柳樽五編 明和七年印本 川柳點

蛤であげるが娘氣にいらず

○雛の椀なきを娘の氣にことたらはず思へる句なり

○楚天國の條

當世男 延寶四年印本 蝶々子撰

境町肥前座にて

若竹の末一段やうき世節　宗因

福神通夜物語 元祿十四年印本 不角撰

蓬萊や物の初めの一段目　備角

○末一段を轉じたる句なるべし

寶永三年許六が撰し十三歌仙に「麥一段に秋は暮きる」といふ魚路が句あり何にもあれもう是一段ぢやなどはいまも專いふ俗語なり是末一段といひしより轉じて其原は淨瑠璃よりいでし詞なるべし

下卷 ○七夕踊の條

玉海集 明曆二年印本

前 縫はくや織帶はやる盆にして
附 襷をせんにかくるをどり子

○帶といふ句に襷とつけたり前にいふ處と合せ見るべし

後樣姿 天和二年印本 言水獨吟

前 糸鹿山鬼灯さらす陰もなし
附 鬧太鼓の音をたゆる松

この句に露といふ句をつけたりかくいひはなちて秋の句になしゝをもつて鬧太鼓はいまの盆太鼓なるを思ふべし 言水はひさしく江戸にあり此年上京なしての獨吟なり

○十筋右衛門の條

續山の井 寛文七年印本 季吟撰

前 ぬけて力は露ほどもなし

○こゝにじやりとりとありまへにいふところとあはせみるべし

寶曆十一年印本

花鶯談　に「神事のとき町家の稚兒日傘に祇園まもり服紗やうのものをさげ又浮世袋といふ物をつくる」と見え

又安永八年印本

前句附　自在嚢　傘ばこへ部屋のふくさも助にでるといふ句を載たれば此事ちかくまでありしなるべし

○煙草の一服一錢

むかし煙草を一服一錢にて賣しことあり八水隨筆に云「煙草のひろまりしは色々の書にさまぐ\に記して見えたり予が父弱年の頃大坂高麗橋にて唐人の裝束したる商人竹のきせるにて一服一錢づゝにて人にのませたるよし常に語りぬ」此話いとめづらしこの書の作者姓名は詳ならざれど江戶の士にて享保元文中を經たること卷中に見えたりその父弱年の頃といふは承應明曆のころにやあらん

還魂紙料下之卷　畢

○前に引し小唄「月見」に「ざりとる池の水かゞみ」といひ又裏甲（寶永三年印本）に「砂利取池山谷の田面ながめすて丶衣紋坂を下り大門へいる」とありいまの砂利場は小砂とり場なりすべて此ほとりは今に小石多し寶永の頃までは小砂を取しあとの池のごとくにてありしなるべし

俳諧其柱（其角十七回忌追善 享保八年印本貞佐撰）

前句　足踏で四万六千にちくさき　蓮之

附句　砂利跡埋て今の一婆婆　貞佐

享保の頃は砂利とり場いまのごとく繁華の地となりしゆゑに此句をまうけしならんいま彼地の何某が庭に池あり是小砂をとりし跡のかたばかり殘りしなりとぞ

如此の額をかけたり紙中せばくて委くはうつし得ず

○淺草三社祭の番附　松蘿舘藏

○古き屛風の下張より出て惜べし年號を闕たれども是とひとつらに押たる反古に延寶天和貞享等の年號あれば當時の物なるべし

○三社權現の祭禮を俗に觀音まつりといふ故にその俗にしたがひてこゝにも如此しるせり

○母衣武者にいでたつなどふるき神事のふりなり傘に扇和巾等をつりたり前に摸して踊の畫の傘に絹をさげたるもこの類なるべし

に「かねをたゝいて佛にならばさ。土手のだうてつは氣のとほつた佛ぢやすいた佛ぢやあれを見よさんちやがよひのやぼ助が駒をはやめてのつたりやとうりんばうあふたりやおそまきさつて土手のきはになれんばばらりととびおりて。よい。はをりかついで顔うちかくし云々」とあり江戸名所記寛文二年印本に大門まで馬にてかよふ畫ありそのほかにも土手を馬にて行さまを書きたるも見ゆれどおほくは此稲荷の岡といひしところにて馬よりおりしことゝ是等の册子に合て考ふべし又吉原よりもどろ者も此所より馬にのりしことは次に摸し出し、古畫に其角の句を合せみるべし誰袖の海寶永元年印本「日本堤の呼次番屋さへ大かたな星ほどありて往來を送る拍子木の音たえぬ戀路にかよひくる心の闇に吳竹の藪のうち道鐵の寺の前につなぎとめたるからしりの數籠なき時よりは見おとりぬれどつきせぬ戀の重荷をのせてこゝに來るは馬がこゝろも勇ぞかし云々」この袖の海の作者は由之軒といひて京の人なり元祿年間に江戸へ來り京へ歸りてのちにこの草紙を印行す元祿の頃は駕籠にてかよふ者多くから尻馬のおとろへしゆゑ駕籠なきときより見おとるとは書るなるべし道哲の前に繋ぐといふこと前に引し册子に合す

吉原つれ〳〵草失墜

延寶二年印本に

「土手道。日本づゝみといふ或書にどてにのぼりては心うかれて足もとさだまらず一ト足もさきへとおもふゆゑにしやう〳〵縄手とこれをいふかへるときにはきぬ〳〵のいとほしらしきおもかげのたがひのなさけをかたるこそうはさつゝみと申べき」とあり猩々縄手の名此さうしのほかに見えず左りに圖したるは泥町の編笠茶屋なり泥町はいまの田町なりかし編笠のことはたれ〳〵も知ることなればいはず元祿の頃つくりし土佐節の淨瑠璃おくに歌舞妓に「しろもしらぬもゆきちがふ袖すりいなり草ぶかく」とあるにて此あたりのむかしのさまをおもひやるべし今は田町にかゝる田舍めきたる家もなく袖すりいなりは軒つゞきとなりて草の生べき地もなし

見聞詩林　元祿十七年寫本
吉原八景ノ一道哲ノ晩鐘
泥湖ニ擬櫓行遅相共忍レ人
姿忸怩坂至二衣紋一心悸々情
亡道哲撞二申時一

天和の頃の畫卷に此圖あり稲荷の岡とは此ところをいひしなるべし　下に見えたるは專稱院いはゆる道哲なり大樹に赤蘿のまとひしところを畫り月見の小唄にかた枝かれたる皂莢といふはこの木歟

武藏曲　天和二年印本千春撰

前　つぎ歌耳に殘るよし原　峽水
附　歩わかれ馬や待らん榎陰　其角

とあるも此處をいふなるべしいまも榎の古木あり

芝肴　延寶年間印本以春撰

前　から尻を若殿めされける程に　夏木
附　けふはあげ屋を本陣の月　似春
又　霧はれて紋日がゝやく幕をうたせ　夏木

同書渓和

「血氣さかんにすその洪　似春
「輕卒は戀の先陣　靜軒
「よしや袖たとへば川へはまるとも　似春
「心の馬かた土手に榜　仝

水比目羅　元祿十一年印本

治世の人ごゝろむかしに勝れり彼桐原の駒はけふなん牽まゐると

いざよひや吉原馬も牽續け　艶士

空林風葉　天和三年印本自悦撰

七夕

牛男三谷乘せけり今宵川　素雲

星の牛を三谷がよひの馬に比したる句なるべし

寛文七年印本　吉原讃嘲記に「犬枕を引て〇ながきもの日本づゝみ〇まはるものさんやの水車〇むじやうなる物道哲がしやうごのおと〇たかきものからしりのだちん」とあるがみな此あたりのことなり　〇さとがよひするもの杖をもたせたり　うきよ杖又よしや杖ともいふくはしく次編にいふべし

〇此ほとりに竹藪おほし右に引し袖の海に「呉竹の藪のうち云々」藪のうちの地名は今に殘れり

き綵色の物とす」といふ事あり寛文の初に近年といへば此江戸ほゝづきは万治のころよりありし物歟俳諧毛吹草（寛永十五年撰）の季寄八月の條に「鬼灯（青ほゝづきは夏なり）」とあり案内者にいふところを見れば七月に色づく鬼灯も万治前はなかりし成べし

江戸新道（延寶六年印本言水撰）

　里の子やすゑに吹らん江戸鬼灯　心色

柳亭云此句江戸廣小路には上の五文字いかなる風とあり

洛陽集（延寶八年印本自悦撰）

　口紅のかひやなからん江戸鬼灯　琴風

江戸ほゝづきの色のうつくしきゆゑに口紅をさしたるかひはなかるべしとなり

空林風葉（天和三年印本自悦撰）

　女奴江戸鬼灯や色ごのみ　山川

洛陽集空林風葉の二本は京師の俳書なり好問堂藏

いま丹波鬼灯の名をいひて江戸鬼灯の名をいはず今六月より色づきたる鬼灯あるは是則江戸鬼灯歟又いつか江戸鬼灯は絶て丹波の國の種をもとめて植けるもの歟

○稲荷岡附小砂とり

松の葉に載たる「月見」といふ小唄に「かちでやれしりよはせをり通ひしみちのべざりとるいけの水かゞみかたえかれたるさいかちもやれ〳〵戀にやせたかそちやいなすがた稲荷の岡に馬はあれども君をおもへば。ノウ。手編笠どての松原たれゆゑの云々」（柳亭云笠をかりずおのれが家よりかぶりゆくを手あみ笠又手まへ編笠共云り）とあり按ずるに菱川の繪本及古記畵卷を見るに吉原通ひの馬は弘願山専稱院の（道哲なり）うへの土手に繋たり弘願山の裏に合力稲荷の社ありそのうへなるゆゑに稲荷の岡といひしなるべし（松の葉は元祿十六年の印本なり）

續誰が家（寶永七年印本百里撰）

前句　みじかき箸の年を喰なゝ　拾翠

附句　軒白き稲荷の岡に銅壺涌　濟通

銅壺涌とは泥町の茶屋のさまをいひ煙の立のぼる風情を軒白きとつくり此所の句なるべし

菱川の繪本道引（延寶六年印本）に「金龍山（待乳山なり）こゝにて馬よりおりてやうすをなほしえもんなどつくろひ心せかるゝ處なり」又松の葉の「富士まうで」といふ小唄

りあかし遠きあなたを思ひはしばの烟を忍ぶこそ色好むとはいはゆ以下注はし塲の烟りしば垣集の中に

あはれに見ゆる橋塲のけぶり
　つひにやかるゝ身とはしらずや

とあれば延寳より前に此替唱歌を綴りて柴垣集といふ草紙のありしなるべし西鶴が一代男天和二年に越後寺泊のことをいふ條に「此頃上方よりざゝんと申す小歌が時花(ハヤリ)きたり爰元の若衆いろ〳〵稽古いたせども聲がそろはぬとまうし侍るさても世は廣いことを今思ひ合せ柴垣踊はしつてかと尋けるに夢にも知らぬと申す何をいうてもこれぢやもの云々」又三千風が行脚文集一の卷加州金澤の文に「燕樂の加賀節も此時にはやりいで悲哀の柴垣早歌は遠く廢れて吟人更になし」これ天和三年に書る文なり一代男に合せ考るにこの小唄はや天和の頃廢りしこと必せり

俳諧句兄弟元祿七年印本 其角撰

前句略　柴垣うつも老の醉狂　　神叔

獨鈷鎌論寳永中印本 闇水著に此頃丹前の振袖ちらと柴垣をうたんは時をしらずとやいはん」百年の昔はいよ〳〵廢たること是等の冊子を見ても知るべし

因云ふひそめ草正保元年著 同二年刻に琴のことをいふ條に「いつぞの頃より筑紫樂といふことありてひきけるそれに隨ひてあひさ(間)の興に小歌などのせ侍る中略筑紫やうにても樂ばかりもてはやさば少しはおかしからんに小歌のをかざきをどりなどのみにてひきまはれば琴の道ははやすたれたるやうになんありける云々」と見え前に引用せし舞正語磨萬治に「岡ざきを踏」とあればふるくは岡崎も踊唄にてありしなるべし○友人の曰今の踊りに六拍子といふが是則岡崎びやうしなり予按ずるに岡崎は足拍子を要とし柴垣は手拍子を要とする歟故に蹈といひ拍とはいふなるべし岡崎は正保のさうしに見えたれば寛永前の小唄なること論なし柴垣は明暦前の物には見えず

○江戸酸漿

案内者寛文二年印本 中川喜雲著 四の卷「七月七日東西本願寺の花東西ともに對面所の簷に立らる造物籠にさす。桔梗。をみなへし。男郎花。仙翁花。蓮花。荷葉。百合花。をぐるま。百日紅花。杉の葉莎荷。射干草。等をもつてさまざま年々に紋づくし又は鳥獸を作りいれ侍る近年は江戸酸漿子とて七月に色のあかきをもとめ出してよ

てうつゝなのみや

按に明暦三年の古記に目もくれ竹の。もがり竹、ゆひたてらるゝ。柴垣と。うたひしことも是とかや云々」といふ短歌あり此狂歌にゆひたてられてとあるはかの唱歌なるべし

同　書

ある人のもとへ行けるに主いひけるはみな人の馳走にめいよのけだ物を見せんといふ何ぞと思ひ侍べればうは髭つり髭天神髭かひらぎの大小さしたる人むくつけたるなりにてすゐさんしけるいづくの人ぞととへば奴子するがのしば垣をうつのやの者と聲にくげにいふさぞや上手ならんとみな人所望しければ天下一の不拍子者なりあまりをかしさにひそかに歌よみぬしのかたへつかはす

しば垣をうつの山邊のうつけ者

夢にもひとつあはぬ手拍子

按に明暦の古記に「柴垣しゆ奉公やめて□せよ夢のうき世とよつくうたふた」といふ狂歌ありうつの山といふより夢にもとつゞけしのみにあらず夢の浮世といひ夢にもといふも柴垣節のかへ唱歌なるべし下に引し一代男にしばがき踊を夢にも知らぬと書しも此唱歌をふくみしならん

同　書

ある人の方へ行けるに芝の蠣を料理して胡椒をふりて出しければ

小歌なられうりにはよき芝がきの

こせうふり袖ちらと見そめた

異本卜養狂歌集延寶中寫本

小歌ぶしでうちぞながむる芝の海

柴垣ごしにちらと見たとの

柳亭曰此歌寛文十一年十月十六日の詠なること巻中にあり前の歌のはし書はある古記にいふところとあはせてそのさまを知るべし後の二首は初心集の小唄にあはせて見るべし

俳諧江戸廣小路延寶六年印本

前句　胸を扣いて志賀の山風

附句　柴垣や大津うち出の濱よりも　卜尺

柳亭曰胸をたゝくといふに柴垣と附たり

吉原つれ〴〵草失墜延寶二年印本竹本氏藏書に「ながき夜をひと

役者物語の奥書このごとし延寶六年は今文政八年にいたりて百四十八年の昔なり此さうしはまへにもいふごとく寛文のはじめより延寶にいたるかぶき狂言をそれからとりあつめ菱川師宣が畫るものなり

野良虫剃野良の二本とも千之亟の紋は木瓜に蔦なり
野良虫には蔦のシベを書ず
俳諧雑巾延寶九年印本常矩撰
あすもこんほのじの玉川初芝居　貞之
此句も千之亟主膳等がことをいふなるべし因にこゝに載す

○近年刊行なし丶冊子に天和元年千之丞黒き帽子をかぶりしことを載たれどふるきさうしにてはいまだ見いです又舞曲扇林にも千之丞は舞の上手にてありしことと見えたり

○柴垣

明暦の頃盛におこなはれし柴垣といふ小唄あり是はうたふのみにあらず二人立ちならんで手を拍胸をうつて踊る故に柴垣をうつともいひし或古記明暦三年の條に「此頃北國下部の米搗唄とやらんに柴垣といふと流布して河原者の業となる――歴歴の會合にも強て翫ぶ酒宴遊興の座の見物のうへは柴垣といふ唄をうたふに拍子をとり形はむくつけき田舎夷が黴縄をもつて口を綴られたる如くに作髭し座席へ罷出て蓬膚を脱敲きえもいはれぬ輔(ツラツキ)して肩を打胸をたゝき癲癇やむ人の狂ぜる形勢にて右様左様に覆り息も繼敢ずあがき俯仰に音を助け手をならして興ず云々」又舞正語磨萬治元年印本に「まづあしくてもはやる證據には岡ざきをふみ柴がきをうつ事はいやしき藝ぶりの頂上なれどもはやりぬれば大方わかき者の人なみに是をすけり」とあるにて明暦の頃流行しを見るべし東海道名所記萬治年間印本歌比丘尼の事をいふ條に「つぎに柴垣とやらん原は山の手奴どもの踊歌なるを比丘尼髭にのせてうたふ」といへば専ら賤き者のうたひし小唄にてありしなるべし

糸竹初心集寛文四年印本

　しばがきぶし

柴垣々々しば垣ごしに雪のふり袖ちらと見たふり袖へ雪のふり袖ちらと見た

柳亭云のちはさま〴〵の替唱歌ありしかども初は此歌なるゆゑになべて柴垣といへり

卜養狂歌集

　ある人奴しば垣をうつ處を繪にかきて歌よめとあれば

やつこ衆の名もさな名もさしば垣をゆひたてられ

ひの。狂言ばかり三年が間江戸の人をなびかせ。猶ほめ草。野良虫。にも此身の事をあだには書ず云々。野良虫前に見えたり。ほめ草未見又同作日本永代藏元祿元年印本三の巻に「玉川千之丞女方して河内通ひの狂言一番を一日小判一兩にさだめ一年三百六十兩づゝ取ぬるも伊勢へ引こみ死るときはむかしの舞臺衣裳も殘らず」是等の冊子に河内通といふが則高安通なり偖友吉が句に聲かなぎつてと附西鶴はしら聲と書たれば聲よきといふにはあらねど小唄の上手にてありしなるべしこゝに撰しゝ書の標注に見えたるが彼河内通の唱歌なり又むかし／＼物語にいふ「六十年以前享保よりいふなり寛文の末延寶のはじめにあたれり禰宜町狂言座に多門庄左衛門やぐらに出來島小ざらし花井才三郎玉村吉彌玉川千之丞山川内記玉川主膳これ等は禰宜町にてかくれなき美男拍子きゝの聲よき者なり是等寄合て加賀節といふ歌をうたひ出す」といふ事あり此高安通ひの小唄はかの加賀節にてうたひし物歟加賀節の事俳諧古道具にしるす又案ずるに吉原讃朝記寛文七年印本たがよといへる遊女を評して「玉川千之丞に似たりといへども此頃も心をつけて見るに千之丞よりはなほ勝て似つくべくもなしと答て曰今の千之丞には少も似ず此前千之丞が盛りなりしときに似たり」とあり是は遊女のことをいへるなれど寛文七年の頃は千之丞がやゝ衰し證とすべし○さて千之丞が沒年定かならず

俳諧武藏曲　千春撰 季吟序

前句　喩ば是萬靈。吉野。千之丞　　一晶

附句　往ヶば極樂戻レば地獄よ涙　　秋風

是天和二年の印本也。若し千之丞此年沒したる故に此吟ある歟吉野は遊女の名なるべし貞享元年印本野良三座託に玉河千之丞を評して「あつはれよの人にせば一ッくわいの名人ならんさりとは親ごのゆかりありとみな人申げに候」とあれば前の千之丞は天和中に沒したるなるべし

右きやうげんつくしよにおほくありといへども是はその役者ひとしほゑものゝ面白き名を得しばかりをひきぬき是にしるし侍る遠里他國のともがら此書うつす所を見るにおひては今眼前に立まふ振舞を見るにあに何のたがひかあらんや見つべし／＼

延寶六年清明日　通油町本問屋開板

らずさてそれよりも相續き流れもきよき玉川のせんのじやうずに主膳とて野良若衆の水上なり云々」千之丞を先の上手といひかけたるは前の句に似たり（主膳が事二編にいふべし）此冊子は江戸の開版にて寛文延寶中おこなはれしかぶき狂言の繪本なりかの千之丞が三年が間せしといふ高安がよひの圖ありすきうつしにして出だす

落花六百句　延寶八年印本

發句　近江萩武藏調布千之丞　友靜

ワキ　聲かなぎつて伊勢の濱荻　友吉

近江萩武藏たつくりの歌をとりて玉川をきかせたる句なり

剃野老に見えたる堺町の圖

奥書　寛文弐壬寅天中甚吉日　通油町ますや開板

西鶴大鑑（貞享四年印本）五の巻に云「七玉川のほか小歌の名所に千之丞がむかし。風ふけば興津しら聲にて諷ひ出して家體の御簾をあげての面影實の女井筒も何として是には立並ぶべき十四の春よりも都の舞臺をふみそめ四十二の大厄まで振袖着て一日も見物にあかれぬことは末の世の若女形これにあやかるべし河内通

こゝにかはちがよひとあるはすなはち高安がよひなり江戸にて此狂言を三年せしといふは寛文二年より四年にいたりしか寛文五年に千之丞尾張へゆきしこと左に見えたり

尾陽戯場事始（天明二年寫本）に曰「寛文五年乙巳の秋橋町裏町にて狂言物眞似興行、太夫松本名左衞門、太夫玉川千之丞河内通ひ久しくいたし申候」とあり是はちかき冊子なれども尾張の國のかぶきのことは巨細載たり

女編笠にいふは遊女のことのやうにおもはる再云衣食住の記（老人の筆記也）に享保の頃溫飩蕎麥切菓子屋へ誂へ船切にしてとりよせ其後麹町へうたん屋などいふけんどんや出來蕎麥切ゆで〻紅がら塗の桶にいれ汁を德利に入て添きたる（柳亭云享保の頃までは古製の溫飩桶ありしなるべし）其後享保半頃神田邊にて二八即座けんどんといふ看板を出す云々」此筆記に享保以前にけんどんや無やうにいふは誤なれど二八蕎麥切のはじまりはさもあるべしふるき冊子には見えず

○玉川千之丞

玉川千之丞は承應の頃より寬文の頃まで人に愛られしかぶきの女方なり京師の產にて寬文元年江戶にくだり高安通といふ（又河内がよひといふもおなじ）かぶき大に流行て同じ狂言を三年せしとぞ野良虫（明曆年間印本）に曰「村山座玉川千之丞面體藝いづくを難すべきやうなし女より好このまれ給ふと在五中將にもおとるまじ年の齡廿日ばかりの月見る如くなれば野良のよはひも今少しにて一しほ思はる云々」（是京師に在うちの評書也）剝野老（寬文三年印本）勘三郎座玉河千之丞女がた古今無類なり但したるしとや申さん小うたすなほならずして面白し今更なげくはくだなれども過行く年月のかへりこぬこそ殘多けれ座配しとやかにしてよし洛陽の昔おもひ出られてなつかしなどいふ人多く實に野道の元祖なれば世の人ほめわたりしもさることにこそ侍べれ」（是江戶に下りて後の評書なり）江戶名所記（寬文二年印本）堺町の事をいふ條に「此頃野良虫といふ書世におこなはれてとり〲の評をせり（中畧）寬文元年都の四條川原には若衆かぶき女かぶきはあとをけづられ（中略）都のかぶき崩れて浪人しける大坂莊左衞門。小まひ庄左衞門。杵勘兵衞。又九郎。などが千之丞を柱にしてくだり花をやる云々」と記して書中にも中村勘三郎が芝居の看板に太夫玉川千之丞と書り是れ寬文元年江戶にくだりし證とすべし

野老歌仙（治良の名をたていれたる歌仙なり知算獨吟　古寫本）

前句　月影に取ては海老をみなの助　藤田皆之助

附句　大事にせんのしようは冷じ　玉河千之丞

未得の判の詞あり畧

按るに是れ寬文末のものにて彼千之丞が江戶にて愛られし時の吟なり又古今役者物語（延寶六年印本）に「さて又右近源左衞門女方の初として（中畧）若衆かぶきは磯となり是にしぼめる花の顏色なうて香のこれるに異な

ば切と書つけたり虫はありてもくるしからず此返答し給はゞ代物はとるまじといふ彼者のいふそのぎならば我らをば油虫にし給へとて飯つた」摘意修文といふ話あり貞享元祿の頃は蒸たるを好る人多かりしなるべし今蕎麥切を盛器に蒸籠を用ふる事あるは此餘波歟

○慳貪飯江戸鹿子貞享四年「食見頓、金龍山、品川おもだかや同所かりがね屋目黑」と並べ出せり金龍山は待乳山也　又國花萬葉記元祿十年印本　京三條縄手「茶屋慳貪辨當」とあるもおなじものにて他所へ持行ゆゑの名なるべし

花千句延寶三年印本

前句　よいしゆさうには見えぬ一連　正立

附句　慳貪の辨當ひらく花の陰　季吟

これ京師にての句なり万葉記及四條川原の書卷にあはせ見るべし又元祿曾我物語元祿十五年印本　六の卷三谷通ひの路の事をいふ條に「すなはち丸屋へともなひまづとりあへず出す盃けんどんなら茶のわけをたつる云々」按るに江戸鹿子に奈良茶屋を別に出せばけんどん飯と奈良茶とは異なるべけれどけんどんといふもの流行て奈良茶にもその名を負せしならん吉岡染正徳二年近松作　といふ淨瑠璃節に「小半切のけんどん酒とあるもけんどんの名を假て今いふ居酒のことを戲れて書るなり○貞享の江戸鹿子に見頓の字を當たるは見る間に頓く調る意なるべし是却て附會の說か延寶の草紙に慳貪と書る物あれば予は其說を取れり

江戸蛇之鮓延寶七年印本言水撰

花はなほ待らんものを辨當屋　調吟

是も慳貪辨當の句歟一代女に仕出し辨當とあるに合て見れば延寶中より三都に此物ありしなるべし

○都風俗鑑延寶九年印本　四條川原の少年の事をいふ條に「はやるにまかせて駄賃の高下ありて或は太夫とひ陰磨と名付。慳貪野良といふが侍るなり」といふ事を載又姥櫻元祿年間印本江戸作　に「上は太夫。格子より天神。かこひ。局。山茶。けんどん。北向まで云々」とありこゝにけんどんといふは端傾城なりされば野良にもあれ遊女にもあれ品のくだりたるを慳貪といふ事彼蕎麥切より移りて中昔までは遊里の地名にもよびしことあり或草紙にけんどんの名は遊女より起りて後蕎麥切に負せしと記しゝは信じがたし。又新歲御前ばなし元祿十五年印本　熊谷女編笠寶永二年印本　等にけんどん船といふ事あり新歲ばなしにいふは食類を商ふ船のやうに聞え

冠附天神花

「きら〳〵と」冠 螢のあそぶうどん桶　作者不知

蒔繪の光りを螢に見なしゝ句なり當時は箱なれど桶といふを前に說くがごとし

俳諧花おふこ 享保十四年印本 常陽撰

前句　たゞあり明は勘彌一軒　長水

附句　けんどんの螺𧏛は落て秋淺し　雪凍

靑貝の落たるをいふ享保の頃よりけんどんの提重は絕たり

○蒸蕎麥切かる口男 貞享元年頃印本「飢をたすくる旅籠町弓手も馬手もそば切屋おはひりあれや殿さまたち一杯六文かけねなしむしそば切の根本と聲々によばれども云々」下に觀音のとあり淺草はたご町なるべし といふ事見え又西鶴一代女 貞享三年印本 五の卷蓮葉女のことをいふ條に「女ながら美食好。鶴屋の饅頭。川口屋のむしそば。小濱屋の藥酒椀屋の蒲鉾。樗木條（センダンキスヂ）の仕出辨當 これは大阪のことをいふなり辨當屋のこと下に見えたり 鹿子ばなし 元祿三年印本「淺草觀音寺內にて能ありけるとき中間一人諏訪町あたりにて蒸籠むしそば切一膳七文とよびけるとき此男腹もすきければまづよらばやと入るよりはやく四膳まで喰ひけるがやすでといふ虫蕎麥のなかにあるを見つけかやうなる毒人にくはせてもよきかと問ふ亭主が曰おもての看板にむしそ

京都四條川原画巻
延寶天和頃の古画

上に摸たるは酒餅論に見えたるけんどんやの圖なり

温飩桶なりはじめは質素にて此器を用ひしゆゑ後年箱につくりたるをもうんどん桶といふ

れいかゞせんさうめんだうなるをはいや敵きり麥こそおもしろけれとてけんどんさうにぞ見えにける」とあり此草紙の書風を見れば萬治の頃の物のやうに思はるれど前にいふごとくむかし〳〵物語に寛文四年けんどん蕎麥切といふ物出來とあれば酒餅論も寛文中の印本なるべしむかし〳〵物語に記されしことは大むね不レ違

前に酢の看板を模したる寛文の頃の小屏風にけんどん屋を畫たるところに此箱あり酒餅論の棚におけるものは箱の蓋をおほひて裏のさまの見えざるゆゑに模し出せり今の製にかはらず

俳諧芝肴延保年間印本
前句　鉢一ツ萬民是を賞翫す　似春
附句　けんどん蕎麥や山の井の水　桃青
是延寶中の吟なり上の圖の棚に鉢をすゑたるにあはせ見るべし

江戸鹿子貞享四年印本
見頓屋。堺町市川屋。中橋大が町桐屋
同提重。堀江町若なや。本町。新橋出雲町。
元祿二年の江戸鹿子これにおなじ

○提重と江戸鹿子にあるは一名を大」慳貪といふ麁惡なる蒔繪をし又青貝にていさゝか粧ひたるもあり正德の頃までも流行て其器は今に存好事の人茶簞笥等に用ひて人の知るところなれば圖を摸さず

ばなしなり仕合揃（元祿年間印本）に「年の頃六十をすぎて七十に近き白髪頭の十筋右衞門云々」なほちかく此詞の見えたるは王德中の印本俳諧江戸雀に「むづかしや十筋ゑもんも玉くしげ」といふ句を載たれば百年の昔は江戸にてもいひし諺なるべし偖ものを數ふるに右衞門といふ助語を用ふる例をちかくいはゞ今女兒の手毬をつく唄に。一ッゑもんとなンなン。二ッゑもんとなンなン。とうたふもたゞ一ッ二ッといふまでにてゑもんには何の意もなく十筋右衞門のゑもんとおなじ

貞享元年印本西鶴二代男にあたまは六筋右衞門にて」といふことを載せ

又皮籠摺（元祿十三年印本）

前句略　三筋右衞門を味に曲たり　金毛

是等は十筋右衞門を猶強くいはんとての戯れなるべし五と八とは大數のことにいひ三と十とは小數に用ふること雅俗ともに多し

○慳貪

因果經といふ和讃に云「人のものをば。ほしがるを。けんといふなり、人に物をしがるをどんといふけんどんぐちとはこゝぞかし」こゝに說ところ大むね法華經に見えたる慳貪の意に當れりとぞ今の俗嗔恚の強事にいふは誤りにて慳貪は悋ことなりされば蕎麥切にもあれ飯にもあれ盛切て出しかはりをもすゝめざるをけんどんといふなり（飯慳貪のことはすゑに見えたり）むかし〳〵物語に曰寛文辰年（四年なり）けんどん蕎麥切といふ物出來て下々買喰貴人には喰者なし云々」是けんどんの初なるべし又寛文八年の頃江戸の流行物を集し短歌有

當世はやりもの

肥前本ぶし　やりがんな　人くひ馬に
源五兵衞　（闕）　けいあんや
き船道行　三谷うた　河崎いなり
大明神　鎌倉道心　日參や
古作ぼとけに　おんすゝめ　いつも絕せぬ
觀世音　三谷へ通ふは　駄賃馬
八文もりの　げんどんや　淺草町はよね
饅頭」（以下江戸順禮の條に抄出）

一時の戲文幸に存て百五十餘年の昔を見るがごとし（肥前節のことゝきぶれ道行のこと二編にいふべし）又。酒餅論に「さてめんるゐの長せんぎのびのびにしてうどんけなりそばきりたてら

生身魂　酢屋の輪を抜る氣もなく抜る蝶　巨洲
○此書は俳諧の高點集にてふるき書とは見えず巳の年とのみありて年號なし或人寶暦十一年なるべしといへり
再按に俳諧世話盡承應三年土佐國住皆虚撰明暦二年印本一名世話燒草附意指南の部に「ぶらめく。酢屋の印」とあるも此看板の事歟承應は今より百七十年のむかしなり

葉にて毬のごとくこしらへたる酒林といふ物あり尤九月ごろ新酒のくだる時分には田舎よりこしらへて賣に來るそれを買てかけたるよし近年まで本郷のすゑ四ッ谷邊にはありしがいまは絶てなし又酢の看板にこしきを出しおきしがこれもいつしか止で古風を失ひしは多し」といふ事を載たるに前に抄出せし生身魂の時代とを合せ見れば寶暦の頃まではありし看板なるべけれど今は知る人すくなし醋には眼に見えがたき小虫の生ことありそれを漉たりといふしるしに布篩を掛おきしがいつか輪ばかりとなり遂にその輪をかくることも絶しならん按に九蚶は越後なり支考は美濃なりされば此看版は江戸のみに限りしことにはあらざりし成べし他國には今も在歟

○十筋右衛門

物を算ふるに右衛門といふ助語あり昔の諺に十筋右衛門といふは髮毛のいとすくなきことにて右衛門には何の意もなくたゞ十筋ばかりといふ程のことなり

新續犬筑波集萬治三年撰

　ちる頃や十筋右衛門の柳髮　家之

西鶴大矢數延寶八年四月吟

前句　月は峯ぎんかの山や光るらん　源八
　ぎんかは頭上の禿てひかるをいふ
附句　十筋右衛門が瀧の糸露　正俊

阿蘭陀丸二番船延寶八年印本宗圓撰 難波種春藏書

前句　ぬけ參りなり神もあはれめ
附句　これにては公界もならじ十筋右衛門　宜秋
　神を髮にとりなしたり

萬治中の句に見えたれば百六十餘年前より此諺ありしを思ふべし西鶴一代女貞享三年印本三の巻に髮のすくなきをかなしむ女の詞に「是見よとひきほどき給へばかもじいくつかおちて地髮は十筋右衛門と恨めしさうに袖くれて云々」。又咄大全貞享四年印本に「髮少しなる老人よそへ行けるに後より子供大勢つきて十筋右衛門々々といふ老人大に腹立しおのれ十一筋あつたらどうしをらうといふた」とあり咄大全は予が此紙料を刻する鶴屋喜右衛門が板にてさし繪は菱川師宣江戸の輕口

酢の看版の圖

俳諧の書に見えたるは圖のなきも總てこゝに錄す

○寛文の頃畫小屏風に左のごとくの圖あり畫人の名は見えざれど探幽の門人の筆なりとぞ

○柾のかづらは千翁が歳旦帳なり簑角は不角が門人なるべし

によつと出る初日や滑る酢看板　簑角

享保十七年印本柾のかづらに此圖あり

國の花寶永元年印本袖結びの卷

すげなきは酢の看板と冬の月　支考

○もゝしは染の句に似たりてらしあはせて見るべし

三疋猿寶永二年印本支考撰

前句　漕すてゝ川船にめしする時は　昌臼

附句　酢の看板はしらぬがちなり　水甫

○此句は形のことにかゝはられば此かんばんのことゝもさだめがたけれど本朝文鑑國の花とおなじ撰者にてしらぬがちといへば壷のことにはあらざるやうにおもはる

○セツカイは味噌の看板なりふくろめくものは酒ばやしなり

下に鈎曲物ばかの酢のかんばんなり

此圖享保十七年印本俳諧倉之衆にあり此書は能の狂言に題したる句集にて酢はじかみといふ處にこの看板と籠にいれたるはじかみを畫り發句には看板のこと見えざればこゝに載せず

百入染寶永年間印本不角序　此書は閑鷗といふ人の獨吟にて小倉百句なり

腥坂上是則

月と見る酢屋の軒端や霄の雨

大師流に書たり　ほしいと讀り、また　如此なるもあり俗にいふ道明寺なり元祿の頃より鳥二三羽畫き本字を失ひ讀ぬにより脇の方に仙臺糒といふ判を押て重言にホシイとす皆原を失ふ」といふこと見えたり按ずるに天和より前に此看板のことあり

江戸大坂通し馬（延寶八年印本）

前句　藁筆になかぬ鳥の色染て　梅朝

附句　仙臺糒夏をきのふに　調和

延寶の頃よりかの大師樣に書る看板を俗は鳥とおもひしかば調和はその俗説を取て鳥といふ句に糒と附たり此看板五十年まではまれ〳〵に殘りありしとぞ

近く闌德齋が畫る伊達の與作といふ繪草紙に「萩大臣高尾となれそめしよりかはるなからじと契りさて誓詞のだんになり熊野の牛王なかりけるを高尾心附餅屋にて道明寺のかんばんを取よせ萩大臣へ見せまうせしかば我國のほしひかんばんと見たれども吉原人はいかゞいふらん かくのたまひて云々」と書て上に摸しゝ圖あり當時まではたれ〳〵も見知りし看板にて鳥を畫きしより牛王のかはりとおもひよせわが圖とざれ歌によめるなど中むかしの洒落なるべし

○酢の看板三種

酢を商ふ家の看板に三種有其一種は瓶の形を板にて彫たるなり七十一番職人歌合の繪に酢賣の傍に瓶をすゑたり是酢を貯る器なり其形より出てふるくよりありし看板なるべし（元祿元年印本庭訓往來繪抄元祿三年印本人倫訓蒙圖彙等に圖あり今も江戸三河町に有）又一種は小竹をあみて軒端へかけたるものなりとぞ今奥羽の街道又駿州府中にありと聞り竹を編たるものを簀といへば簀と酢と通したる例の隱語にて是も古きふりのやうに思はるれど此事を記しゝ草紙を見ず（駿州にて此簀の看板を釣り八月酢ありと紙にかきて掛たるがありといふ慶安四年印本萬聞書秘傳抄に八月酢の名あり是酢を造の佳節なるべし）又一種は片板にてつくりし曲物なり是は俳諧の句にも見えたれば其圖を集めて摸し出せり高笑（序に丙申とあり享保元年歟）にいふ「酒屋の看板に矢筈を出すはどうした譯だあれは人のいるやうにとのこさ。そんなら酢屋のかんばんにすゐのうの底の無物をするはどうぢや。あれはなんぼ射てもすや」又支考が撰し本朝文鑑（享保二年印本）七の卷。九岫が醋德の頌に「さばかりの德ある醋の看板に篩の底のぬけたるをぶらさげ又六が門の帘には往來の人の津やひくらん云々」なほ近く見えたるは中古風俗志（明和元年老人筆記）に曰「昔は酒屋の軒に杉の

と數多見えてめづらしからねば抄出せず考證とすへき句のみあぐ

鷹筑波（寛永十五年撰）

簿だみの踊り團扇か盆の月　一滴

前に摸し出し丶古書及册子ごとに團扇を持する事見えたり其踊團扇と太鼓とを混じて後に團扇大鼓といふ物を製しなるべし（團扇太鼓の名前に引用せし續江戸砂子風俗志等にあり）

俳諧富士石（延寶七年印本）

團太鼓かせや調べてかけ踊　調和

團扇太鼓といふこと古く此集に出（延寶七年は百四十餘年のむかしなり）總て此名の見えたるは江戸にて著し丶册子なり此製江戸に起る歟今盆太鼓といふもの則團扇太鼓なり

誰が家（元祿三年印本　其角撰）

前句　聖靈棚にそむく世の中　青井

附句　いろ〳〵の傘さしつれてかけ踊　渭橋

再板するものにかけを取と誤る

五元集

後の月踊かけたり日傘　其角

たれ〳〵も知りたる俳諧集なれど日傘を用ひし證に抄出す。さて前に引用せし草紙に見えたるごとく村にもあれ町にもあれ他處へ行て躍るを踊をかくるといひ掛られたる處より又此方へ來て踊をかへすといふ是は小女のみにあらず男子にも此事あり（日次紀事に見えたるは年浪草にくはしければこゝに載せず）或書に曰「永祿十年七月駿河國に風流の踊はやり諸人是をもてあそび八幡村より踊初村々へをどりを懸それを又かへす故に後には踊數多ところになり八月末九月まで踊る」といふことあり是かけ踊の名の見えたる初歟（永祿は今文政より二百十餘年の昔なり○其角がかけをどりの發句に後の月といひしは此書に記しゝ如くかけつかへしつして九月迄踊の殘りしといふ意歟）又云或人の隨筆に薩戒記を引て盆踊は古き事なるよしを記せどかの書にさる事見えず友人美成二水記にて見出たりとて抄錄をおこせり「永正十七年七月廿二日見二踊拍物一今夜勸修寺張行也當年每夜有二此事一近年不二見聞一事也倚二天下靜謐之所爲一歟云云」（以上見二水記）薩戒記を引しは此誤なるべしと云り永正十七年は今年まで三百五十一年になる盆踊りは最ふるき戲れなり（元和九年著醒睡笑に「風流を他鄕へかけるとあるも懸踊のとなり、正保元年著ひそめ草に小町踊の名あり又俳諧の書に懸踊のをあまた見えたれどうるさければ抄出せずなほ俳諧古道具にいふべし）

○糯の看版

我衣（古老聞書　曳尾庵藏）に「天和年中菓子店の看板に、仙臺糯と

七月七日は牽牛織女天の川にて一夜契りをなしたまふ其縁を引てむかしは娘の子ども持たる人は嫁入を取結ぶまでいかにも美しく形勢出たゝせ何おとらじと色どりかざりて踊らせたり」以上愚案問答に見えたり 是等はさまで古き草紙にもあらねど古老の説によりて記しゝにや是に昔を見ることゝちして前に摸したる古書に合すれば別に考を附するにおよばず愚按問答にいふ如く小町とは小女の艶なるを讃るより出たる名にて此書則小町踊なるべし又俳諧五節句元祿元年印本に「踊は國々にて唱歌かはるなり音頭のなき國あり大方夜をどる男女ともに踊又晝は女童部踊これは簿の太鼓塗撥を手毎にたゝき染絹の鉢巻帯を肩よりぶらさげ結びだすきと名づけ都の大路を日傘さしかけて踊をかけに近づきの門にて踊なりこれを小町をどりといふ」とあり帯を襷にかくる事愚按問答にてらし合せて見るべしむかしの女の帯は幅三寸あるひは鯨ざし二寸ほど長六尺五寸あるひは七尺五六寸ほど と一代女、ひとりごと、むかし〳〵物語等に見えたり前の古書に襷とする物こゝにいふ幅三寸の帯なり又續江戸砂子享保廿年印本七月の條に「小町踊十二三以下の小女帯腰帯やうのものを襟にかけ襷とし團太鼓とて團の如くなる太鼓にて拍子をとりて謳ふ踊にはあらずたゞ群集てあゆみゆくなり」と見え。又。中古風俗志明和元年江戸住老人筆記に「昔は七月六日頃より小町踊といふ事はやりて七八歳ごろの女子紅絹の裂金入などにて鉢巻をさせ下髪頭に造花をかざり色々美しき手襷をかけて達なる染もやうを着せ團太鼓に房のつきたるを持せ四五人も召仕ほどの町人の娘は肩車に乗せ乳母抱守等つきそひて日傘をさゝせそのほか大勢娘子供手を曳盆々ぼんは今日あすばかりあしたは嫁のしほれ草といふ歌をうたひ歩行しが柳亭曰延寶八年印本に俳諧江戸弁慶に「九月盡ぬあしたは山のしほれ草山夕」○これは暮秋の句なれど此小歌をとりたるをよく聞えたりふるきを思ふべし此小歌のみ今に傳はれり 近年いつしか止で衣裳を改てあるく子供はなく漸二三人連て歩行こととはなりし夫故團太鼓幷に鬼灯提燈黑き箱提燈に踊繪火消など畫たるちやうちん賣あるく事も止し」と見えたれば享保中まで小町踊の名は殘ながら江戸にてはたゞ歌をうたひ太鼓の拍子をとるのみにて踊事は絶しならん ちかく奥村政信が繪本に小町をどりの圖あり風俗志に記すがごとく下げ髪にはちまきさして腰にさゝらをさしたり 偖俳諧の書には貞德歌、いづれ小町踊やいせをどり の發句をはじめ小町踊のこ

二條のゐ場ふくろふきとほ。なにとふけるぞ立まて呼べ
今年きた○○○○○さまんなあよ。花の京はなせけんあよ

小歌一ッ〳〵の間に太鼓の拍子あり

太鼓テン。テン。テ　此四ツは程拍子なり
テ。テ。コ。テン。テ　此四ツは寄て打なり

かくの如くに拍子を八ッ打て又歌をうたひ出す歌のうちは地拍子。但。道を行には太鼓の打樣數を五ッうつなり。テン。テン。テテ（ヨスル）。テン是五拍子なり偖子供の出立はおもひ〳〵にて額に紅のはちまきをさせ又襷とて女の帶を二折にして左の肩にかけ右の脇の下へ大樣にむすび下たり

いたる日傘に布袋かいたる簿繪の團乳母ばかりは古今かはらず此子を笠にきて横ひらたい尻に金入の帶しどけなく地黒に羽團の大模樣の縫入のかたびら十四五なる小女郎に彼養ひぎみとおのれが身をあふがれて行のみなっず下女に檜破籠やうの物もたせて小町踊の門にいたればかならず内へはひりて我もの顔に人の娘子をもてなすことにして我主の子はそこそこに喰たも喰ぬも知ことなく暮は酒きげんにゆるぎ歸る」いづれの册子にも日傘のことあり又こゝに暮にかへるといへば小女の踊は晝なるべし下に引し五節句にいふ處と合り又愚案問答享保十七年著寛保二年印本に曰「七月七日七夕を祭る中略又此日美人の子供平たき太鼓を持美しくけはひかざり出立太鼓をたゝき小歌を謠ひ歩く昔は娘の子十四五より十七八までの花ならば盛なるを美々しく拵へいでたゝせ姥腰もと又は小女郎なん其身分限相應それ〳〵に日傘なんさしかけさせ丸團に房なん付たるを持せあるは美しき扇などにてあふがれ面白く歌をうたひ大内町方小路々々友達のかたへ行踊をかけたりむかしより小町といへば人毎に美人のやうに思ひ名付て小町踊といひ傳たり其歌に

闕文のところに寛永の曲子なる證あり

正保のころの畫巻に載たる七夕踊の圖小町踊といふ則是なり
傘につりたるきぬは和布手細のたぐひなるべし
此と近年まで神祭にあり

蔓紫集萬治三年印本
鉢巻のだてはあたまのおどりかな　常辰

鷹筑波集寛永十五年撰
前句　盆の頃姫と若衆ををどらせて
附句　文に添やるぼしやはちまき　貞倚
○などりに帽子はちまきとつけたり

俳諧懐子萬治三年印本
などり子やあくがれ出し玉襷　令布
○たすきなかくるを此畫および前にいふところとてらしあはせて見るべし

日傘朱

紅

髮ノカザリノ花金

鈴マモリ

太鼓金銀あるひは朱擬ハ墨のうへを金粉にてまどる

松蘿舘藏

是等の冊子をてらしあはせて見るに。梵天國。六段目。末一段の諺は淨瑠璃より出たり

○再曰げんざいばなしに「えいしゆの子ども若衆をたぶらかし皆取あげてぼんでんをうたはせぬるこそおそろしや」といふ事あり是は若年の者をたぶらかし金銀を貪り取しことをいへるなり此冊子刻梓の年號を闕といへども畫風をもつて按ずるに萬治の比の印行にて前に引しもえぐひ難波鉦の類よりふるき冊子なり此還魂紙の草稿なりて後見出たればこゝに書き載ておきつ

還魂紙料上之卷 畢

還魂紙料下之卷

○七夕踊（小町をどり かけ踊）

正保の頃の畫卷に七夕踊の圖を載て詞書に「さても七月七日は天上に天の川とて深き廣き川あり一年に只今宵ばかりに牽牛織女の逢夜なればかさゝぎの紅葉の橋を渡して契り深きなかだちをなし給ふとかや乞巧奠とて人みな今宵は七夕祭するもなまめかしこゝに七ッ八ッばかりなる小姫たち美しく出立太鼓を手ごとに持つれおもしろく歌をうたひ踊まはるもみな是七夕をなぐさむること昔今に怠らずとかや」とあり案に七夕踊とて別にあるにあらず小女の人情に盆を待かねて七夕よりをどる故の名なるべし伊呂芝居（正德年間印本）に「昔は人の心も公道にて十八九迄前うしろ見るといふことなく男のはてのやうにそだつ娘七夕のかけ踊に母の親愛だてなく純子(ドンス)のはちまき光綾(ヌメ)綸子の襷髪はあたまの辻にたてかけ繻珍の着物に緋りんずの下着をほのめかせ毛琉(マウル)の帯に紫ちりめんのかく帶紫足袋に尻切をはかせ金の太鼓に塗撥鶴龜か

ためしすくなきおんこと丶上下ばんみんおしなべてたつとかりともなか〳〵に申ばかりはなかりけり

○尤のさうしまれなる物の段にもこゝにいふ天使宮のことみえたり

とあるが彼祝言にかたりし文章なり百年のむかしまでは流行し淨瑠璃とおぼしくかぶき狂言にもせしことあり元祿十四年森田座の狂言本「梵天國寶船と題せしを見るに彼梵天國の淨瑠璃にならひて宮崎傳吉がつくりし狂言なり

西鶴が俗つれ〴〵江戸ふきや町のさまを書て「今日よりぼん天國。市村宇左衞門。玉川吉彌。市川團十郎」といふ看板をかけし圖ありこの冊子は元祿八年の印本なれば森田座よりさきにこの狂言のありしなるべし

因に云むかしの淨瑠璃は總て六段なり十二段をさきしもの歟京都にては井上播磨より五段につゞめたりといふ江戸にては寶永正德の頃までもなほ古風をうしなはず土佐掾和泉太夫等が淨瑠璃みな六段なりゆゑに何にもあれ是ぎりといふ程の事を。六段目ちやなどいふ諺今もまれ〳〵にいふものありて彼梵天國の意に通ずるもあり又末一段といふもおなじ

江戸八百韻延寶六年印本

前句　對決の場かたへすゞしき　來雪

附句　六段目日も西山に傾きて　青雲

五十番句合延寶三年糠塚翁判

むしの聲末一段のゆふべかな　藤簾子

俳諧二番船延寶八年印本宗圓撰

前句　さ湯をものまず兄弟あけくれ

附句　かの敵末一段にかたり詰　榮親

俳諧富士石延寶七年印本調和撰

人形や末一段の夏ばらへ　素白

柳亭曰人形を木偶にとりなし末一段にて六月を聞せし利口なり

三茶三幅一對延寶九年藤枝といふ遊女を許する詞に「容顏ずゐぶんよし御年もはや五六段目までかたりつけ給へば嫁入のようだいあるべし云々」又近く俳諧に見えたるは

前句附歌がるた元祿十三年印本一名馬だらひ

前句　編笠ぬいでやすむ纏

六阿彌陀末一段に廻り詰　句の作者不知不卜の高點なり

借錢の淵に首たけつかり主親をたふしいつせきをたたきあげて桶伏になりやう／＼友だちのかげにて逃れ歸りても主のかたへはかへりえずすぐにぼんでんごくをうたふ云々」是は亡命のことをいへり又松の葉（元祿十六年印本）に載たる一夜かゞみ。といふ小唄に「げにさま／＼のたはふれにつれてくるわの。のんやほゝ中略かつてかぶとのをじめのきんちやくきんぎんの。は。たとひこのみはぼんでんごくになるとてもものび／＼はむにせまい（元祿は梓刻なりし年號にて延寶天和ころの小唄なるべし）こゝにいふ意は三幅對と同かゝれば其原は淨瑠璃より出で花街の流言にてありしなるべし（上に抄出せし册子はみな遊里のことをいふ條に見えたり）又閙扇曾我座敷狂言（元祿十四年印本）ト者の詞に「二月三月はやりくりのくせつがあらうその節はわがしんだいもぼんでんこくをうたはうがな云々」此册子と江戸咄にうたふとあるを見るべし（淨瑠璃をうたふといふことふるし前の宗長が日記に見えたり）今ぼんでん國をくふといふは其原を知らずして訛れるなり。偖。今たま／＼傳はる梵天國の淨瑠璃本を見るに細字にてところ／＼へ繪を加へたり是初にいふ永閑八太夫等が正本と稱しものなり彼淨瑠璃の六段目の終に

「それよりもひと／＼はあしはらこゝにかへらせ給ひ五でうのやかたにうつらせ給ひてそれよりも中なごんどのはぼんでんわうのじひつのごはんをみかどへさしあげ給へばみかどえいらんまし／＼て日本のためしにせんとて父大じんどのをくわんじやうおろしたてまつりぼんでん王のじひつのごはんを相そへ五でうの西のとういんにてんしの宮といはひたてまつるこくどをさめぶつくわをまもり給ふとかやさればにやてんしとはてんのつかひとかくとかやそののち中なごんどのたんごたじまは本國なればあんどのごはんを給はりてありがたし／＼と三度ちやうだいなされつゝやかたへかへりとも人あまためしつれ本國さしてかへらるゝ國にもなればみねにみねかどにかどをたてならべふつきの家とさかえ給ふためしすくなきしだいなりそののち中なごんどのをばきれとのもんじゆといはひ天女ごぜんをばなれあひの觀音とくわんじやうし奉るいまのよまでもしゆじやうさいどしこくどをまもり給ふなりまことにじやうごもするのよにも

見たい云々」とあればこゝにいふ享保中を盛に經たる勘太郎は故人の名を次たるものなるべかれど延寶中のかぶきの書今おほく傳らねば詳に考がたし偖お七の實の紋を何ぞといふに三ッ柏なり天和笑委集十二の巻に「七がいでたつしやうぞくには肌には羽二重白小袖甲州郡內の碁盤縞あさぎの糸にて縫たる定紋の三ッ柏五所につけもゝいろのうらつけて壹尺五寸の大振袖うへにかさね横はゞひろき紫帯ふたへにきりゝと引まはしうしろにて結び留丈なる黑髪しまだとかやにゆひあげ銀ふくりんに蒔繪かいたる玳瑁の櫛にて前髪をおさへ紅粉をもつて面をいろどりさしもあてやかにぞ出立ける」とありこの笑委集は當時（天和をさす）の人眼前に見たるさまを筆記したるものなれば證とすべし（予。かぶきのことをいふに役者大全歌舞妓事始等の冊子に見えたることをつまびらかに說ざるはいまも是等の書は存在してよく人のしるところなればなり）

○梵天國附六段目

むかしの淨瑠璃に梵天國と題するあり梵天國の冊子によりて作れるものなり（梵天國は御伽ざうしのうちにあり足利の末の代に作れる書歟）この淨瑠璃は慶長元和の頃。河內。左內。南無右衞門等がかたり出しゝが傳りて近く貞享元祿のころまでも虎屋永閑天滿八太夫なんど淨瑠璃の祝言にはかならず此梵天國をかたりけるとぞ（今長唄をうたふものをはりに鶴慈童を祝言とするがごとし）そのゆえに何にもあれ是ぎりといふ程のことを梵天國をうたふといひ又うたふといふを略て梵天國とばかりいひし諺は今ありて淨瑠璃は絶たりさて此諺いつのころいひそめし歟延寶中の冊子にはたま〳〵見えたりたきつけもえくひ（延寶五年印本）「人の身をいためくるしめおのれがよろこびとすること人たるものゝ仁の道にはづれたりかゝる男のくせとしてしんだいは風待空のいかのぼりよりなほぼんでんを急ぐものなり云々」とありこゝには國の字を略風まつそらの紙鳶に比て身帶の滅却するをいふなり又浪花鉦（延寶八年著）六の巻新町の遊女の詞に「くせつといふものはすゐなどのすることではござんせぬみな〳〵ぼんでんごくの下地ぢやとおもはんせ云々」これはその遊女の許へ客の來らぬやうになれるを云（もえくひは京師の作浪花鉦は大坂の作なり）吉原三茶三幅一對（延寶九年印本）定家といふ遊女を許する詞に「容顏なるほどよし床のうちしつほりしてぬるゝときはかへるさを忘れぼんでん國と出るもののみ云々」（下に見えたる松の葉の小唄に合てみるべし）又古鄕歸江戶咄（貞享三年印本）六の巻に

寶永五年彼岸櫻の繪本に見えたる嵐喜代三郎が姿

小の字を紋に用ふるは嵐家ゆゑなるべし

後に八百屋彌右衛門の養女お七

享保三年富士の高根の狂言江戸櫻といふ半太夫節の淨瑠璃本の標紙にこの圖あり三條勘太郎がお七にいでたちし姿繪なりかの喜代三郎が封文の紋を用ひしといふ証に模し出せり

○封じ文は上に見えたる喜代三郎が紋蝶は則勘太郎が紋なり

○享保年間に刊行なしゝ役者三十六歌仙一名を濱男妓雛の内裏といふ册子に此圖あり

○享保十八年の印本江戸名物鹿子等に津打治兵衛が名あり彼が作りしお七の狂言はこの勘太郎がなしゝ富士の高根なるを寶永の度と誤てある册子に記し、よりいよ〳〵混亂せしやうにおもはる

上に模し出しゝ圖に封じ文の紋のをは見えざれど勘太郎がお七の狂言も喜代三郎についで流行し證とすべし

寶曆十年紀逸が黄昏日記に「三條勘太郎がお七も程なくその母と勤かはりて盛衰は常のことながら驚くは情欲なり」といひしもをかし因にいふ延寶九年の印本吉原三茶三幅一對に橘屋内衣更着といふ遊女を評する詞に「面ていなる程よし三條勘太郎に似たりあはれ此君を勘三郎が芝居に出して誠の女形にして

言をあらため俗に二のかはりと云名題を追善彼岸櫻中將姫京雛といふ是阿七の狂言のはじめなり當時沒したる七三郎が追善と阿七が廿七回忌打混じたる名題にて此二種の狂言とも作者中村清五郎とあり其刻印行せしものなれば證とするに足り津打治兵衛が作といふは信がたし　因に云關東名殘の袂といふ中村七三郎が末期のことを編るさうしあり是も其刻板に彫たるものにて寶永五年三月の奥書あり此さうしにいふところと彼岸櫻の狂言のおもむきと略似たり法號葬所等は父の恖に見えたり

此標目狂言繪本のはじめに見えて是まへにいふごとく八百屋お七のかぶきなれど其趣はいまといたく異なり八百屋お七に打扮もの嵐喜代三郎にて實は中將姫なりめうゑん寺の小姓高安吉三郎に打扮もの袖崎縫之助にて實は唐橋宰相なり書中には憚るべき事あれば摸し出さず推て知るべし○又云正徳三年閏五月十五日嵐喜代三郎沒法號葬所等は父の恖に見えたり　其後享保三年市村座にて富士の高根といふ狂言に三條勘太郎八百屋お七の役をつとむ刻喜代三郎が追善の爲彼喜代三郎が替紋丸に封文を用ふ此狂言大に流行今に至る迄お七のかぶきには必此紋をつくることは種々の册子に見えてめづらしからぬ話なれど筆の序に書載て置きつ

標題かくの如し

○此さうしにめうゑん寺の小性吉三郎とあり吉祥寺に僞作せるものこの狂言におころといふはさきにもいふごとくあやまりなり
○こゝに八百屋おきちとありて以下はみなお七につくる故あるとなるべし

とらに打扮は
嵐喜代三郎なり
すけつれに打扮は
山中平九郎なり
あさひなに打扮は
中村傳九郎なり
すけなりに打扮は
中村七三郎なり

この文字さだかな
らず紋をもつて按
るに袖崎ぬひの介
なり

曲歌占に「北は黄に南は青く東白西くれなゐにそめいろのやま。これは須彌山をよみたる歌にて候云々」とある歌によりてみなみはあをしといふ意にて須彌山と名づけしやうに思はる汁の妻を古く汁の實といへばなり（此歌日本紀通證に泉式部とあれども出處をしらず）又云此豆腐に菜を和する物を今ざく〳〵汁といふ男重寶記（元祿印本）に「雜供々々汁」の字を當たるはわろしざく〳〵は菜を切音をいふにて。はり〳〵。ほり〳〵の類なりこゝに引用したる料理物語に「蓬汁。よもぎをざく〳〵にきり云々」とあるにて知るべし此書にざく〳〵汁の名目は見えざれど世話盡（承應三年撰明暦二年印本）四の卷に「菜汁を振舞れて。寺でくふくうじやくざくの菜汁かな　皆虚　菜を庵相に切てせしむるを世人の詞にざく〳〵汁といへり以上自注」とあればざく〳〵の名もふるくよりありしなるべし（しゆみせんざく〳〵汁ともに菜のことより出て豆腐のことにあづからずまた豆腐より起る汁の名目別に一種あり）

○八百屋阿七のかぶき

かぶきの事を書る册子に寶永五年の春堺町中村座にて嵐曾我と題する狂言に嵐喜代三郎といふ女方阿七の役をつとむ是阿七がことをかぶきになすのはじめなりかの喜代三郎が紋丸の内に封じ文なるゆゑ今において阿七の狂言に此紋をつくる寶永五年は阿七が廿七回忌なり此頃地藏坊正元といふ者江戸はし〴〵に六地藏を建立す俗の名を吉三郎といひけるゆえ吉三道心と人よぶ是お七が菩提の爲に立しといふ評判を狂者（言カ）作者津打治兵衞お七が戀したひし男は吉祥寺の小性吉三郎とは作りしなり吉三道心其頃老年にて天和のはじめ地藏一二體建立ありしとかや」と記して人のよく知たる話なり按るに封じ文の紋の喜代三郎に起りしといふ説は是（封じ文は替紋なり定紋は丸に小ノ字）其餘の説はみな非、是よりさき貞享三年の印本五人女四の卷に於七がことを載て懸戀する男を吉祥寺の小性小野川吉三郎につくる又寶永元年紀海音が作八百屋阿七歌祭文といふ淨瑠理も彼五人女の人名を假用ひたり原來吉祥寺の小性吉三郎とするは僞名なる事は論なしされどはやく貞享の册子に見えて嵐曾我の刻に津打治兵衞が新に作りまうけしにはあらず又於七の狂言を嵐曾我なりといふも誤なり

此狂言の繪本を見るに嵐喜代三郎は遊君虎に打扮のみにて彼八百屋お七が事さらになしよりて再按るに此狂言興行の年に中村七三郎沒す（寶永五年二月三日）ゆゑに狂

○丹黄なる紅のたぐひの色ぞあり

○後光と筒ハ黄

丹

此圖は近く安永二年鱗形屋が刊行せし江戸二色に見えたり此さうしは江戸にてもてはやしゝ手遊びを古き新しきを分たずそれとかれと二色づゝとりあつめて江都二色と題り書は重政賛は弄籟子とかくし名せる老人なりかの翁が畫人に傳へてかゝせたるもある歟今は目馴ざる物多し又或人のいふ明和七年再御來迎といふ物おこなはれしことあり其刻は佛像をばつくらず赤き紙にて日の出のかたちをなし烏を畫し物なりとぞ是富士山の行者が日の出を御來迎といふにもとづきての製にやあらんこの江戸にしきは古きによりて畫るなるべし

ちより光を出すじたい御來迎は大坂のしだしでござる今はあづまのはてまでもくわつとはやりて京九重やあの君たち手にふれて笑ひの種となるもよし中略東詞もめづらしくうらばめせ〳〵彌陀三尊の御來迎めせ云々」是元祿年間江戸にて編し淨瑠璃なり此さうしに寶永五年とあるは再刻の年號なりさてこゝに彼手あそびは大坂にてしだしゝやうにいへり猶考べし

又俳諧江戸名物鹿子享保十八年印本

「御來迎賣　若竹や誰と孕てかぐや姫　素濃」といふ句あり書はきり竹をかきたれば摸し出さずさて此句竹の筒よりいづるからくりを竹のなかより生れしかぐや姫にとりなし光りをはなつを餘情にこめたるなるべし古老の話によりて書せたるまへの圖によく合へり

○いとこ煮 附須彌山

料理物語寛永廿年印本煮物の部に「いとこ煮あづき。牛房。芋。大こん。豆腐。やきぐり。くわゐ。などいれ中味噌にてよしかやうにおひ〳〵にまうすによりいとこに歟」とあり追々に煮る甥々に似る詞の通ふをもつて從弟似と名つけしなるべし昔はものに名づくるに謎語のやうなるが多し同書汁の部に「しゆみせん榮も豆腐もいかにも細にきりたるをいふみそしるにだしくはふ」とありて名義を記さず是も例の謎語歟謠

雜談集に上野の櫻見にまかりしに中略清水の糸櫻などたゞおほかたにながめけるに彼さくらの木にそうて舞臺の右のかたに鐘かけたり片枝はさながら鐘をまくばかりにほころびたれば

鐘かけてしかも盛の櫻かな　　其角

○柳亭云是元祿三年の記にてこの圖のごとく舊地に清水堂のありしときの發句なり

○來迎賣

或老人の話にむかし小兒の翫弄に佛の像を紙の張貫。又は木にてつくり竹の筒の裏へをさめ其竹の筒をさぐれば紙にて疊たる後光(ゴクワウ)ひらきて佛もともにあらはるゝ機捩を藁苞やうのものにさしならべ是をうちかたげて御來迎々々々と賣きたりしといへり

後光は黄なる紙にて疊たるものにて今ひらき萬度といふもてあそびに似たり

竹の筒

第一圖

此竹の筒をあぐれば佛も後光もかくれ竹の筒をさぐれば圖のごとく佛のあらはるゝとともに後光のひらくからくりなり

○これは老人の話によりてつくりたる圖にて古畫にはあらず

佛は張ぬきあるひは木あるひは土にてつくりしもありいま破魔弓にかざる尉姥のたぐひなりとぞ

中古風俗志（新見老人の昔々物語を仲慶といふ老人明和元年に增補せし書なり）に古來より小兒の翫物はしか〲といふ條に「ぶりぶり。ぎてう。鈴守。豆太鼓。ぴい〱。おきやがり小法師。この小法師いづれの時より歟禪家の祖師達磨大師の尊形となれり勿體なき事なり。鳩車。板の琴。御來迎のからくりは中古の物なり云々」中古とはいつの頃をさしていふ歟元祿のころははや此手遊の流行しと見えて土佐掾正勝が正本博多露左衞門色傳授といふ淨瑠璃に彼露左衞門といふもの來迎賣となりて都島原へかよふことを載たり

正德享保の頃印行せし繪雙六に見えたる來迎賣圖なりこの雙六のことは千年飴の條下にくはしくいへり

「對の禿やつれ男わきて目に立ありさまにしばし詠めて立たまふ竹のう

○天和貞享のころ刊行せし上野の圖

清水

二王門

鐘樓堂

黒門

南

富士石(延寶七)上野の雨にぬれ佛いざ御同坐な櫻狩　可躍。花鳥時(貞享元)花の木の間の釋迦天笠の吉野かな　僮子　是等の句此御佛に雨おほひなきむかしの吟なり若しこれが井にて側にあるがかの秋色が發句したりし櫻歟

享保元文の頃に起る歟高貴の人は別のことなれば美麗なるもふるくよりありしなるべし

俳諧坂東太郎 延寶七年印 本才麻呂撰

手道具や蒔繪の林雛の桃　　調泉

是さきにいふ如く高貴の人の雛遊びをいふ歟。又常の手具足（テダウグ）に蒔繪あるを雛のとき取出して飾りしにて雛の具にはあらざる歟

○秋色櫻

俳諧をもつて其名を知られたる秋色は江戸小網町菓子屋の女なり幼名を阿秋といふ十三歳のとき上野の花見にまかりて清水堂の邊井の端にありし大般若といふ櫻を見て「井のはたの櫻あぶなし酒の醉」と口ずさみぬしかりしよりその櫻を秋色櫻といひけるよしは諸書に載てたれ／＼も知るところなり其刻の老樹は枯たれど今も其跡に糸櫻を植て秋色櫻といふ觀音堂の辰巳にて側に井あり井は御供所とかいふ所の板垣の裏なり昔は此垣無かりし故かゝる發句をなしゝなるべしと思ひをりしが、つら／＼考れば此說おぼつかなし其故は此所に觀音堂を移されしは元祿十一年なり寛文より貞享中の江戸繪圖及延寶の安見之圖等を見るに二王門（今の山門の地なり）の東今俗に摺鉢山といふ所に此觀音堂あり再東叡山の古圖（天和貞享ころ印行）を得て參考すれば堂は南向にて階は西にあり石階は南より登る此所に井のありしとも見えず今の觀音堂の地は養壽院なり此寺内の花を見てまうけし句かとも思はるれど沾涼が記に觀音堂の邊大般若といふ櫻とあれば養壽院の花にてはあるべからず此古圖に觀音堂の南の麓石坂の右に石盤のごとき物あり若これが井にてありし歟とまれかくまれ今の秋色櫻は舊地にあらず（天和三年に淨書せし紫の一本に「右の方は清水の觀音堂あり中略南の方へ舞臺出て其下は櫻の古木どもなり云々」とあるも二王門の右のかたといへるなり）

秋色は享保十年四月十九日沒行年詳ならざれど男女の子あまたまうけすでに孫も有と聞ば夭死にあらざることは論なしまづこゝろみに沒年を五十と定むるときは十三歳は延寶八年にあたれり譬をさなげたる口つきにても其時代の調は自然としるゝ物なれどかの櫻あぶなしの句は延寶の調にもあらず今の地に觀音もたゝせ給はずおそらくは後人この句をつくりて附會の說をまうけしなるべし

ふ狂言の上手なり寶永六年行年六十三にて沒とある
に逆算すれば寛文八年は二十一の年にてよく覺をり
しさまを吉左衛門にものがたりしなるべし

俳諧若葉合 元祿九年吟

前句 ひとへ頭巾を足拭の露　其角

附句 身の秋を藤十郎がやつし事　同

又俳諧太郎河 享保十五年印本 に和專が附合の句に「傾城買の
紋は梅鉢」とあるも藤十郎のことをいふ定紋
此ごとくの梅鉢なり

○雛の蛤貝

古老の傳へて云むかしはものごと質素にて雛遊びの
調度も今のごとく美麗なるを用ひず飯にもあれ汁に
もあれ蛤の貝に盛て備へけるとぞ 柳亭曰今も古風を存して蛤の貝を用ふる家もたま／＼ありと聞けり 百姓五節句遊といふ草紙に雛遊びのかたか
きたる繪の贊に「蛤は雛に對して昔椀」といふ句を載
たり今の草冊子の類にて刻梓の年號なしといへども
寶暦元年の作なるべしと思はるゝこと卷中に見えた
り もどかしや雛に對して小盃といふ其角が句によりし狂吟なり 又都老子 東都名張湖鏡編寶暦二年印本 に
曰「近年は雛配膳の調度など殊の外美をつくし金銀
を鏤などすることゝはなりぬ然れども貧賤の家には
蛤の貝殼に飲食を盛て供するも又多し云々」とあり
按に五節供遊びに昔椀に准へ、こゝに貧賤の家には
といへるをもつて寶暦のはじめより此事のはやく廢
たるをおもふべし又長水が著しゝ不思議物語 寶暦十年 の
序に「雀海中に入て蛤となるそれによりて此物語う
そと實の行違ひうそばつかりとおもうても蛤化して
雛の椀これは實の雛遊び云々」此文は美を盡したる
器にて備るより蛤貝の椀を用ふるこそ實の雛遊びな
れといふにやあらん。又。黛山が評したる前句附に
「雀又椀と化したる雛節供」といふ句あり是は又とい
ふ字に月令の古事を聞せ蛤といふことを略たる利口
なり此帖に辰の八月とあり寶暦十年なるべし 今かならず雛遊びに蛤を備ふるはこの餘波にやあらん 又云内田順也が俳諧五節句 元祿元年印本尙齋藏書
三月の條に「桃の繪櫃 同柳木地の櫃に桃柳を畫内に草
の餅赤飯もいるゝ御臺匙といふ物添是には繪なしお
つぼ是五器なり木地の挽物に繪あり」と記したれば
ふるく雛の五器のなきにはあらずこゝにいふ木地の
挽物の漆器となり緑青繪なんど畫たるが蒔繪の美を
盡すやうになりたるは寶暦の都老子に近年といへば

河原崎權之助が著舞曲扇林に「京芝居の初りは「村山又兵衛それより中村勘四郎大和屋六兵衛えびすや吉郎兵衛なり」とあり
○土佐にもあれ外記にもあれすべてのうたひものを淨瑠璃といふごとく昔はかぶきの惣名を島原と名づけ髮きり島原。さかた島原。八しま島原。あたか島原なんどいひけるよし江戸咄にしるしある古記にも見えたり
是けいせいかひといふ狂言のおこなはれしゆゑなり
此看板に島原がよひとある是なり
次に載せし寛文中の狂言は正保慶安頃の古風の殘りしものなるべし

因に云金子吉左衛門（金子吉左衛門は藤十郎が門人にて道外方なり後狂言作者を兼いま印行する耳塵集にゆゑありて此一條を脱す）が聞書耳塵集に坂田藤十郎が話に曰「明暦三年故ありて京都の芝居止むそれより十二年すぎて寛文八年三月朔日再芝居興行ひさしぶりのことなれば見物の潤ひ大坂の顔見世のごとし其頃の狂言に傾城の出あり今とは格別なりまづ口上出て只今けいせい買の初りと觸てしまへば村上八郎兵衛といふが買手にてこの出立白加賀に銀箔にて鹿の角を蜂のさしたるところを總身につけ一尺七寸ばかりの脇差を落るばかりに拔いだしてさし左の手を張臂右に扇の要をつまみ橋掛りよりゆらり〳〵と出て正面に立ながら是が買手のせりふに。八まん買手ですと彼扇にて脇差の柄をたゝけばそりや買手の名人が出たはと譽る聲しばし鳴もしづまらず奥屏口より揚屋の亭主古き麻袴の腰をねぢらして古手拭を腰にさげ貝杓子を持て出早々旦那おいでといへばそりや亭主がでたはあの顔を見よといふて笑ふ聲せりふもいひいだされぬばかり漸笑ひしづまれば八郎兵衛が。なんとまだ太夫はこぬかといへばいやまう追つけこれへと橋掛りを見てあれ〳〵是へ見えまするといへば見物あげまくの方をながめゐる傾城の形又をかし金入の衣裝その時分はいまだ女形の鬘たま〳〵かけるもあり多くははながみを兵庫わげにて地狂言の女形のごとくゆばう子にてあたまをつゝみ只壹人出て大臣さまお出かといへば見物笑ひ手をとれば笑ひさて揚屋盃を出し肴に一曲舞給へといへば頓て囃子方出てならび舞をまふが狂言の一番なりとはなしぬ」此話百五十餘年のむかしのかぶきを眼前に見るこゝちす

此客のいでたち寛文中の姿とも思はれずさきにもいふごとく古きかぶきの傳りしなるべし

又云坂田藤十郎は京都のカブキ者。やつし事とかい

鼠戸によばはる聲かしましくおぼえて名に高き女方の上手夷屋吉郎兵衞そのうちに大坂莊左衞門江戸勘兵衞が藝づくし若衆どの舞をどるありさまに瓢金の浮世房こゝちたゞ空になりて云々」又東海道名所記（萬治年間印本）に「此程は夷屋吉郎兵衞大和屋六兵衞村山又兵衞此三兵衞が太鼓をうちたゝくそのなかへこくもちの勘太郎がとしめくほどに又九郎主馬之助ふるびたるものかなこれらの道外もの腹筋をよらする云々」これも四條川原のくだりに見えたり。又都風俗鑑（延寶九年印本杏花園藏書）三の巻に「むかしえびすや吉郎兵衞右近源左が女形とてはやらせしをりには手拭にひとしき絹ぎれをかぶりて女がたとこそいひしに今は何者か仕出しけん銅をもて冑をこしらへそれに髮をうゑてかづらと名付てかぶり舞かなでければ云々」といふ事を載たりこゝに摸したる吉郎兵衞が圖はいとちひさくてよくも見わけがたけれどかの手帕（フクサ）やうの物をうちかぶりし姿なるべし（この風俗鑑をもつて考ふに銅にて製る鬘は延寶のはじめあるひは寛文の末にいできし物歟）元祿中京都の俳士林鴻が著し丶產毛といふ草紙に「絲撚權三夷屋の吉郎兵衞が扇の手は名のみ殘りて土の中に骨もなし」とあれば當時までは人口に殘りし舞の上手歟

加茂の本地といふ册子に載し吉郎兵衞がカブキの圖（按に承應年間之刊行也）

角はうるさくや思ひけん貞享元年自ら筆耕せる靈集には片假名にて書り

○喉が渇といふ諺

身に應ぜざる美服を着たる者を嘲りて喉が渇くであらうといふ諺はいまも老人は常にいふことなれど其原は服の事にはあらず醒睡笑元和九年作五の巻に曰「小性給仕をするに金作の脇差さしたる人へばかり茶をしげくはこびて餘の方へは目もかけず末座の人彼が心を推し我脇差を一二寸拔そこな若衆この鍔にもちと茶を呑せあれといふた」といふ事あり案るに此おとしの話むかしは普く人口にありし故金作の刀をさしたるものを喉がかはくと戯れにいひしなるべし。是茶を人の呑ますべき料に金作を差たるやと咎むる意なりそれが遂に美服の事にうつり喉が渇くかといふべきを喉がかはくであらうと訛りしとおぼし

江戸向之岡延寶八年印本不卜撰

重陽　金錺や喉がかはいて菊の水　二葉子

俳諧一幅半元祿十三年印本團友撰

歳旦　金錺に喉のかはくや節(セチ)小袖　湖夕

二葉子の句は黄菊を金作と見なしそれ故に喉がかはきて菊の水を呑むといへるにてかの喉がかはくであらうと言化したる後の意におしあてゝ解べしふるき草紙に金目貫といふ菊あり金錺も菊の名歟湖夕の句は節小袖の常にかはりて美々しきをいへるにて金錺は喩に假たるまでなれど喉が渇かといひし古意に合。金錺にひとしききらめきたる節小袖を着たるは咽が渇くやと問へるなり是等の句をもつて金作の刀より出たる諺なるを思ふべし

又曰　俳諧猿蓑元祿四年

前句　迎ひせはしき殿よりの文　去來

附句　金錺と人によばるゝ身のやすさ　芭蕉

此諺ありし故に富貴なる者を金錺といひし歟又是は賤者の自(コヽロ)になりて作りし句にて美服を着れば金錺に例て嘲らるれどいかなる素服を着てもそれをば却て笑ふ人もなきかろき身は心やすきといふ歟猶考ふべし昔はふるきかろくちばなしより出たる句多くあり俳諧古道具にいふべし

○夷屋吉郎兵衛附傾城買の狂言坂田藤十郎

夷屋吉郎兵衛は右近源左衛門と時をおなじうして承應明暦の頃を盛に經たるかぶきの女方なり淺井了意が作なりといふ浮世物語明暦萬治中之印本四條川原の事を云條に「川原に出たれば淨瑠璃あやつり女方の歌舞妓

たづねこそよしやせざらめ哀など
　　こよひの月の友よびてとる
その名殘さびしさ思ひやるべしやがて老をなぐさむ心かきくらして「くまもなく空もみる〳〵
かきくらしをば捨山のてる月にして」
此紀駿河國宇津山にて書るなれば當時（亨祿をさす）はや田舍わたらひする小座頭のうたふとあるにて淨瑠璃はふるくよりありしを思ふべし亨祿四年は何某が生るる前年なり何某が侍女に起るといふ說の非なるをいよ〳〵知れり（宗長は天文元年三月八日卒と二根集に見えたり何某が生れしと同年なり）

○キリコ燈籠

きりこ燈籠のきりことといふに種々の說あり切籠又は切紙と書くは紙を切てさげたるより當たるなるべし紙捻をこよりといへば紙にことといふ訓もありて此說あたれるやうなれど予考ふるに切子と書くがおだやかならん歟

新撰犬筑波集（永正年間山崎住宗鑑撰）

前句　子どもやおもふまゝにくるはん
附句　生木にてけづるこたつの火はつよし

ふるくはこたつとばかりいふが今いふこたつやぐらのことなり子とは格子のことなりこだつやぐらが生木なるゆゑ火氣にて格子が狂んと前の小兒の句を火脚の子にとりなしたる附句なりさて梯の事をのぼりばしといふが中昔よりの俗語なり今はしごといふははしはのぼりばしの上略にてこは踏てのぼる横木のことなり長者敎（寛永四年印本寫本のごとく開板と奥書あり按ろに室町家の頃の俗書なり）に云「たとへばはしのこを一ッづゝあがるにいそがんとて二ッあがるゆゑにおつるがごとし」とありのの字あるにて考ふべし

正章獨吟百韻（寛永年間吟）

前句　子をうしなひてうきは百萬
附句　棧敷へ能の半にのぼりばし

踏てのぼる横木を子といふこと是等の句にてよく聞えたり

さてはしの子。こたつの子。といふも左右に親にたとふべき柱あるに對しての名なり今障子の窓のことをしやうじの子といふも同意是よりうつりて總て四角につくる格子やうの物を組子といふその角々を切たるが切子なり。切は隅切角の切。子は組子の子なりと解さば論なかるべし昔よりきりこの字論あるを其

やうじを手にふれて云々」とあるをてらし合て考べし。さて。野良揃の紋といふに双六と附たるにて前の書目錄の條に論ぜしごとく當時（延寳をさす）既に野良雙六をもてはやしゝを思ふべし淨土双六の菩薩も野良揃ひの達姿に移りかはりしといふ吟にて此三句の渡り延寳の昔を見るが如し

類柑子

前句　瘦たうて蕢もくはぬ花盛　　其角
附句　これぞ雨夜の野良双六　　琴風

かゝる句もあれば野良双六といふもの元祿の頃までは存在せしなるべし

○淨瑠璃節の起原不安定事

淨瑠璃節は何某の侍女小野阿通がつくる十二段に起れりとは誰々も知ることとなり十二段に起るといふ說はさもあるべし何某の侍女が作といふは非ならん歟其故は

守武千句（天文九年の吟慶安の印本及び古寫本にて參考）

前句　いとゞだに座頭まがひの杖つきの
附句　淨瑠璃かたれともし火のもと
又附　こよひはや時はうし若ふけはてゝ

○座頭に淨瑠璃をかたれと附又淨瑠璃に牛若と附たり

これ天文九年の千句なり當時淨瑠璃の流行しゆゑ俳諧の句につくりしなるべしさて何某は天文元年の生也此千句の刻僅に九歲阿通といふ侍女はありもやせん淨瑠璃といふ物幼稚の者を慰めんとて綴りし物とも思はれず最不審きことに思ひをりしが又一つの證を得たり

柴屋軒宗長日記亨祿四年の條に「八月十五夜九月十三夜は都鄙いづくも月にめで芋豆を手向とて賤の男しづの女も月見るといふこゝに八旬有餘の老拙夕まどひして目覺めおきてこよひ名月にやとおもひ出て南の椽の柱にとばかり脊をやすめついゐ侍るをりしも範甫老人豆に德裏（トクリ）をそへもたせ送らる

こよひ月まめに見よとやことたらぬ
いもこひしらの一盃としれ

旅宿たすかる一兩輩人をつかはし小座頭あるに淨瑠璃をうたはせ興じて一盃におよぶ或ところより誘引とておの〳〵たちあがるゝにあまりに無下におぼえて菊につけてこと傳やる

書肆永壽堂に此板行今なほ存これ懐中といひしものにて元祿の所の彫なるべし前に出しゝ古畫及ふろく印行せしものは繪の數九十一箇ありこゝに摸すは四十三箇に抄略す全圖竪一尺横一尺五寸あり

板元　西村屋

ふは前の小とあるに同物なるべし道中雙六は當時貞享をさすはじめて製しもの歟野良雙六は延寶の頃よりあり其證下に見えたり天和の書目錄に誤て漏し丶にやあらん

浄土雙六の牌匣

浄土双六札

文字如此金粉にて蒔たり箱の外黑塗裏雲母引紙布目地梅花の紋あり

或人浄土雙六の札筥いふ物を藏す牌は紫檀にてつくり花鳥を蒔繪したるものなりしが小兒の玩弄にうせたりとぞ此札をおのれ／＼が目印としてかの雙六をうち廻りしものなるべし匣の大サ竪四寸九分横三寸六分深サ一寸五分あり金粉にて蒔たる書體いと古雅なりすきうつにして上に出せり

因云元祿十三年役者評判記談合衝の序に「春雨しめやかにふり子供相手に道中双六まければ天目に水一盃づ丶のかけ六云々」これよりふるく道中すご六のことをいまだ見いでず寶永四年近松が作の浄瑠璃に見えたる事はすでに前に辨じたり又正德年間の印本俳諧江戸雀に「御太義ぢや箱根をもどる繪すご六」といふ句を載享保八年の印本鳰鳥万葉集に吉原道中双六といふ江戸節の浄瑠璃等あるにてうしあはせて考るにさきにもいひしごとく道中双六は貞享の頃つくり出し寶永正德の頃より專流行しものなるべし

京都の俳士伊藤信德江戸に來り松尾桃青山口信章素堂の寶名と三吟の三百韻を催す時に延寶六年是を江戸三吟と題て上木す其卷のうちに

前句　風青く楊枝百本けづるらん　桃青
附句　野良ぞろひの紋のうつり香　信章
又附　雙六の菩薩もこ丶に達すがた　信德

○今はか丶る附意を嫌へど是延寶の調にて昔を考るには却て便あり

此附意を按るに楊枝に野良の紋と附たるは野良紋楊枝なり紀子大矢數延寶五年獨吟前句息のくさきも伽羅のかをり歟附句紋楊枝十双倍に賣ぬらん。又西鶴大鑑貞享四年印本七の卷に「えびす橋筋に根本浮世楊枝とて芝居の若衆の定紋をうちつけ置しにそれ／＼のおもはく其子に枕のかたらひ及びがたき人せめては心晴しに此紋

又一種

南無分東身洲佛

南無分身諸佛

南閻浮州

こゝに摸しいだせるハふるく上木せしなり

永沉

全圖竪四尺横二尺七寸余丹緑青の類にて彩色り前の古畫にくらべては遥に拙なり

無分身諸佛の六字を四角あるひは六方の木に書て目安とし南閻浮州よりふり出しあしき目をふれば地獄へ墮よき目をふれば天上に登り初地より十地等覺妙覺等を經て佛に止るを上りとするの遊戲なりこゝに撮要して摸させたるは土佐光忠が畫にて綵飾最密し（全圖は竪二尺七寸ばかり横二尺餘あり）

○永沉（ヤウチン）こゝに墮れば永く沉で出ず故に如此號

俳諧杜撰集（元祿十三年印本）

前句　運のつきなり貝燒が漏　嵐雪

附句　川竹の永沉出て又候や　氷花

花街を永沈にたとへしなり

やうちんにおつるとは今もいふ諺にて鄙俗は永沉を地獄の名といふも此双六の流行し餘波なり

○因に云寶永四年近松門左衞門が作丹波與作の淨瑠璃道中すごろくの段に「これこそ五十三つぎをゐながらあゆむひざくりげ馬はいゑい道中雙六なむしよぶつふんしんと書た六字を六かくにきざむさくら木花のみやこをまん中に云々」といふことあり道中雙六は原この淨土すご六よりうつりてのちにつくり出しゝものゆゑ百年のむかしは道中雙六をふるにも南無分身諸佛の六字を目安に用ひしもの歟

此雙六の起に種々の說ありまづ漢土に選佛圖といふ物ありそれを寫しゝ物といへり長胤が名物六帖に五雜組を引て選佛圖（ジヤウドスゴロク）と假字を附たりまへに載し潜藏子も此說によりて遷佛圖の字を用ひし歟。又一說。往古より名目雙六（名目双六は天台の名目を集しものにて繪双六にはあらず、今も印行の物ありて佛法双六といふ）といふ物あり是は初學の僧に天台の名目を覺させん爲に作る物にて弘安中の或書に未學の僧を罵る詞に名目双六も知らずやといふことありとぞ是を繪双六にひきなほしゝが起なりとも云ふ。又異說。昔熊野比丘尼が地獄極樂の繪卷をひらき婦女子に投華させて繪說せしに思ひよせて製しとも傳聞り（おそらくは、選佛圖に起るといふ說是ならん歟）

万治寬文の書籍目錄掛物の部に淨土雙六と載たるは是なり寬永正保の頃梓刻せしものなるべし又延寶天和の書目錄に淨土雙六。同中。同小。とあるはこの雙六いよ〳〵流行てあるひは抄略し或は縮圖したるを彫せしなるべし又貞享元祿の書目錄に淨土雙六。同懷中。道中雙六。野良雙六。とならべ出せり懷中とい

附句　十方はみな淨土すごろく　同

江戸大坂通し馬　延寶八年印本

前句　都卒の内院出がはりの者　梅朝
附句　御忌まゐり淨土雙六はじまりて　同
前句　もみぢや月や淨土すごろく　言水
附句　春は花胡粉緑青あらはれて　梅朝

此双六おほくは色どりたるものゆゑ胡粉緑青と附たり

西鶴大矢數　延寶八年吟　同九年刻梓

前句　梵天國より細引をひく　西鶴
附句　それしばれ淨六雙六負たらば　同

又寛文九年海盛が著したる俳諧便船集の附意指南にも地獄といふ條に淨土双六を載たりさて此双六は南

其二

〇此處あぶらとあり

為一摸

諸やうがく

五ち

六ち

諸六ち

佛七ち

諸七ち

佛八ち

志きく
ぎやう

せん
げん
でん

間の草紙にやあらんなほちかく見えたるは潜藏子享保十六年著元文五年印本上の巻に「此節弘誓の船にはのるべき人もなくて廿五の菩薩も毎日の隙ゆゑ遷佛圖（ジャウドスゴロク）ふりてあそび居給ふ云々」是等の書にいふところをもつてむかしはかの雙六の流行しをおもふべし俳諧の書に見えたるは

新續犬筑波集萬治三年季吟撰寛文七年彫

前句　ひとをこひ目もあやなすご六

附句　繪を見ても淨土のさまぞ願はしき　重信

續獨吟集從承應中至寛文獨吟集

前句　月は淨土の道びきやせん　玖也

附句　雙六をながき夜すがら打あかし　同

雀子集寛文二年印本光方撰

發句　こひねがふ淨土雙六や諸佛名　正次

今樣姿寛文十二年印本

前句　南の岸ぞすゝしき淨土　維舟

附句　雙六をうつゝなの身や月の下　同

此句撰者維舟寛文二年吟也

大坂獨吟集宗因判延寳三年印本

前句　たふとさや同しやうなる佛ぼさつ　素玄

志
分三りん
身志ゆとう
至やう
諸けきやう
佛ちつちん

け
分一らいを
身ゐんを
きやう
諸よるかう
佛志よち

ちや
諸せう福つ
佛志ゆち

南閻浮外

○此處ふりやじ

土佐光忠筆

がき
諸ちくせう
佛ろくどう

南どうむつ
無うさいりき
分ちくまやう
身志ゆら
諸せんかん
佛どうつ天

む
けん
南やうちん
無大せう福つ

は岸根の蘆の友摺さわぎ中間（ナカマ）の姿宿ありて此所を忍び道具を萬かしける或は長老の髭かけて戀の奴となるもあり云々」と見え又西鶴二代男（貞享元年印本）八の卷「土手の數番屋（日本堤なり）燈うつりて禁賣の里童子澤の蓮葉かをり色こそ見えね鞘とがめに水雞も叩て逃る聲忍ぶ人の爲とて懸髭布頭巾賣など云々」とあれば燒印編笠の類にて泥町の茶屋或は船宿にて貸もしうりありきもしたるなるべし作り髭は俳諧の發句におほく見えたれど懸髭はいと稀なり

七百五十韻（延寶九年印本）

前句　玉樓金殿耳せゝをみがきし　春澄

附句　久堅の雲の掛髭時めきて　政定

耳せゝといふにかけ髭とつけたり

再按るに雍州府志（貞享元年）土產門に曰「髯は丈夫の證なり故に男子俳優の爲に髯なき者は假髯を着假髯俗に作髯といふ」と記し又同卷に「兒女踊躍に用るの具太鼓梅花鮫室の木刀假髯團扇編笠云々」と並べいだせりこゝにいふ假髯はかの懸髭と同種にて原かぶき踊の具なるを忍ぶに便よければ常の夜行にも用ひしより遊里近く賣ありきしにやあらん（元祿十七年印本誹袖海に頭巾に作り髭かけてといふことあれども四季ばなしに略同じければ抄出せず又元祿十三年印本俳諧三上吟附合の句「剃時はづす大名の髭　朝叓」この句も掛髭のことをいふに似たり）

○淨土雙六（附治良双六治良紋楊枝道中双六）

繪雙六といふもの漢土には古くよりあれども本朝にはふるき書には見えず淨土雙六といふものぞ繪双六の初めなるべきそれさへいつの頃よりあるか詳ならず俳諧の發句には万治寛文中よりあり假字草紙に見えたるは貞享元年の印本西鶴二代男に吉原の遊女の遊びたはふれて居ることをいふ條に「或は手撲火わたし淨土雙六心に罪なくうかれあそぶを云々」又初音草噺大鑑（元祿十一年印本）に「九月の中頃日待をせしに明がたき夜のなぐさみとて小歌淨瑠璃物まねなどさまぐなる中に人の心の善惡はこれで見ゆるものぢやと淨土雙六をうちけるにやうちんへおつるもあり餓鬼道へゆくもあり一人は佛になりたりとてよろこぶ云々」又今様廿四孝（寶永六年印本）六の卷に「高下貧福世間は淨土雙六打て居る色のあさ黑女の子云々」又野傾旅葛籠に「あの淨土雙六をうつが如し云々」と云ことあり又舞臺万八鬢にも淨土雙六を少年のうつ事を載たりこの二書は刻梓の年號なし推量おもふに正德年

○安阿彌の作

今の鄙俗女の顏よきを鑄師の名に准へて讃る事あり古今の人情はかはらざるものにてむかしかぶきの少年を安阿彌の作といひし事あり安阿彌は運慶の弟子にて建仁元久の頃の佛師なり奈良鎌倉及諸國に安阿彌が作といへる佛あまたあり端正美妙なる佛面をしてかぶき治郎の艶なるに譬しは浮藏主のいひ出しゝ諺なるべし野良虫（明暦年間印本）加川右近といふかぶき野良を評する詞に「いまだ少年なればなにはのよしあしさだめんもおとなげなしさりながらうまれつき面體はいかさまあんあ彌の御作にてもあるべきか心だておむくにして殘ところなし云々」（安阿彌は初名快慶といふ運慶の子旦慶の弟子なりと人倫訓蒙圖彙に見えたり）

釋敎百韻（延寶二年宗因獨吟）

前句　歌舞妓ぼさちとあそんたがまし

附句　あんあみの作ぢや笑顏ぢや空の月

又古鄕歸江戶咄（貞享三年印本）堺町ふきや町の事をいふ條に「すこし鼠戶もくつろぎいざいりて見んとて內へ入に中々聞しは物かはにて天人の影向(ヤウガウ)菩薩もこゝにあまくだり給ふかと疑ふばかりの美少年階がゝりにねり出給ふを見物の人々口を耳のわきまであきて涎を流し餘りおもしろさに聲をあげて我死はたすけよ堪がたやとよばふもあり又はうんけいたんけいあんあみの御作歟ちよい〱などゝのゝしりて云々」（以上要を撮む）こゝには運慶湛慶が名をうちそへていへどもまへの二書を合ておほくは安阿彌の作といひしを見るべし佛師といふ能の狂言にすりが安阿彌なりとて田舍人を賺く事あるも彼がつくりし佛を好もの多かりしゆゑなるべし

○懸髭

昔の男子は髭を好その際の美しからんことを嗜がゆゑに常に毛拔をはなたず既に客を招請するとき煙草盆に毛拔をそへて出しゝとぞ是を書院毛拔と云（書院毛拔の名下に引し四季ばなし西鶴置土產に見えたり）されば髭なき者は墨にて髭を作りし遺風近年まで町奴といふものにありてよく人の知るところなり又一種懸髭といふ物あり是は紙にて髭の形を製り紙捻にて耳よりかけて編笠を打かぶり遊里へ通ふ者なんどが人目を忍ぶ便としたるものなりとおぼし四季ばなし（貞享年間印本）一の卷に「日本堤にさしかゝれば呼繼番屋の行燈星の連る光り往來のしげき

○若衆木偶
むかし若衆人形といふ物ありこれは婦人の雛とは製作異にして小兒の玩弄にもあらず却て大人の愛興せしものなりとぞむかしの人情おもひやるべし
野良虫(明暦年間印本)に玉木權之丞といふかぶき若衆を評する詞に「手なれぬあら鷹のごとくにてさわがしきところもあれども面體は人形屋につかはして若衆人形の手本にさせたき人なり」といふをあればはやく明暦の頃より若衆人形のおこなはれしは論なくもとより缺損じやすきもののゆゑさまで古きは存らずやうやく元祿前後の物を二つ三つあつめてこゝに寫し出せり

○髮の結風は折柳深草流なんどいふ類なるべし

○髩と前髮は鯨の鬚にて心を作りはりいだしゝものなりとぞ鷗髩。鶺鴒やうの名あるは髩の形鳥の尾に似たるゆゑなり折柳の名西鶴大鑑鶺鴒樣の名天和笑委集に見えたり

○貞享の頃是等の木偶をつくる事に妙を得しもの山田外記なり西鶴二代男(貞享元年印本)に「されば額のはえぎは人形屋外記も鉋を捨べし」云々と見え又吉原つれ〴〵草(貞享年間印本)に「たとへば京都の細工山田外記が浮世人形にさへ僅のおもひどはある事なり云々」とありこゝに寫して木偶にかの外記が製りしもあろ歟浮世にんぎやうといへるにて雛とは異なるを知るべし
寛文二年印本案内者に「おきあがり小法師土人形はりぬきの野頁におやま人形」といふことあれば張貫にて製りし若衆人形もふるくありしなるべし

歌城藏

○面はおほかた同じければ脊面をうつす

歌城藏

爲一寫

又。輕口いくよ餅五の卷に「江戸堺町にて今度上方よりまかり下りました鹽賣長次郎根本は是ぢやありや〳〵馬を呑ます牛をのみますと木戸口に呼れど鹽賣長次郎とある芝居四五軒もあればいづれか正眞ならんとはひりかねて木戸口より覗くその中に子ども四五人立ならびて覗きゐたれば木戸番腹を立てこゝな子どもは此芝居に何がおもしろいことがあるというて叱つた」といふ落しの話を載たれば當時は流行し者なるべし　此さうしは都又平といふ者の作にて刻梓の年號を闕といへども卷中に元祿五年の事見えたり

前句附寶船元祿十六年印本露月撰

前句　曲りくねつたものでこそあれ

附句　劔を呑不動鹽屋の長次郎

言水句集毛登柏此書享保二年の印本なれどふるくしおきたる發句を集しなれば此句元祿年間の吟なるべし

朝霧やさても富士呑長次郎　言水

言水自注に「しほや長次郎といふ者世に出て放下す。目前の山海行路の牛馬を忽に呑隱す今の朝霧は眼上の不二山をのむ鹽の長次郎に似たり此山たゞは出さずしほじりの緣をもつてなり予此句好ずさりながら雜言の一ッ是慰みにもと」以上自注

○こゝにいふところいくよ餅の話に合り言水は重賴門人にて延寶の江戸八百韻よりその名を世にしられ享保四年まで長壽したり。果はありけり海の音の句を得て木枯の言水と稱せらる彼が句集に長次郎が事の見えたるは最めづらし又元祿十四年の印本梅薗堂太平記寶永中印本杉盃等にも長次郎か名見えたり

○まへに引用せし輕口いくよ餅に此圖あり

又寶永七年の寫本寄木といふ小唄に「こゝに中比ふどの吉三とまうす人酒なようのむ膳のみ椀のみかなだらひ鹽やの長次もがなをなりやれ」とあり牛馬をのむ放家も大上戸を見てあきれよといへるなり寄木とは當時人口にありしことをとりあつめたるゆゑの名なり又同年の印本松の落葉にもしほや長次郎といふ小歌あれど放家のことは見えず

ど浄瑠璃をよくかたりしをもつて世に名高かりしことはむかし〳〵物語に記したるによく合り慶長元和のころ六字南無右衛門。左門。よしたか。など號て女の浄瑠璃太夫はありしかどもその道にあらざる女の浄瑠璃をもつて聞えたるは此因幡ぞ初なるべき

花落六百句延寶八年印本

前句　弘徽殿荻の燒原胸苦し　友吉

附句　げに近江節袖春の風　自悦

古き浄瑠璃に弘徽殿後妻打といふあり故に近江節と付たり

因幡がかたりし近江節の名こゝに見えたり異本洞房語園享保五年記に曰「京町二丁目に勘兵衛といふ者ありて其頃時花し丹後が浄瑠璃を聞取てかたりしが甚之丞がすゝめて云やう甚之丞は三味線の上手なり其方が浄瑠璃器用なれば丹後がしりまひせんも口惜一流かたりかへしかるべし此前四郎與吉といふ者がかたりし浄瑠璃の風面白かりしとてかたり聞せければ勘兵衛は彼四郎與吉と丹後をかね合一流にかたりかへ後に近江太夫語齋とて世上へ名を弘けり」といふこと見えたり又印本洞房語園元文三年に「岡島吉左衛門京町に住す三線は甚之丞を師として浄瑠璃一流を語りいだし明暦中に受領して近江の大掾といひ後剃髮して語齋といふ」とあり語齋が俗稱勘兵衛が是なる歟吉左衛門が是なる歟知らず江戸總鹿子貞享四年板に「人形町近江語齋」とありそれかれ按るに近江節の流行しは万治寬文中より起り元祿の比に廢たる歟其後の冊子には見えず

水飛羅兇元祿十一年印本

前句　水花麵汁吸うて見る宰夫方　長雅

附句　語齋が節のしやれた道具屋　艶士

語齋節といふもおなじ俠客傳には近江語齋太夫とあり

○鹽屋長次郎

鹽屋長次郎は放家師にて太刀かたなは更なり牛馬をさへ呑眼くらましに長たり難波にて大に流行れ元祿の比江戸に下れり原鹽屋九郎右衛門座のかぶき者とも又鹽をあきなひし者ともいへり西鶴置土產元祿六年印本に少年の事をいふ條に「松風琴の丞年十七影人形よくつかひ申候此ほか口から水を吹いだし壁に文字を寫し申候品玉鹽の長次郎まさりに候」又餘情男元祿十五年印本に「酒のむ口もと牛豬にても飲べしと思はれ鹽屋長次郎が木戸十二文牛の足に相應な手して盃を持云々」是は大上戸を長治郎に比て嘲ける文なり怪談諸國物語正德二年著「松田がからくり鹽屋が手づま云々松田がからくりのこと予が著す俳諧古道具にくはし

物語享保十八(七)年新見老人記に曰「昔は客を催し招請の馳走に謡太鼓淨瑠璃三味線もその役者か座頭などに申つけ是を聞ことを專として自分としてその藝をすることは稀なり殊に女中は猶もつて聞事のみにして自分に淨瑠璃三味線はならず吉原に因幡といふ遊女何としてかおぼえけん賴光山入一段美人揃の道行一段地藏の道行一段大塔宮の道行一段都合淨瑠璃四段おぼえてかたるを女にしては名譽なることゝて江戸中に沙汰せり云々」以上要を撮む　又西鶴二代男貞享元年印本七の卷吉原のことをいふ條に「江戸町助左衛門抱の大和泉ひさしく勞ひて後よろこび事とて中略五日續ての大寄上野の藤をこゝにうつして作花屋內匠が俄に咲して揚屋の臺所まで風もいとはぬ花棚心ある人手折てかざし見ぬ人のためにといはれしもやさしく春は暮行名殘書の客はかへりてなじみの男は夜こそ深き情もあれ立別れ因幡が近江節の淨瑠璃云々」と見えたれどいつのころの遊女か考えざりしが下に抄出する讃嘲記を見て寛文中なることを知れり

吉原讃嘲記一名を時の太皷といふ刻梓の年號なしといへども寛文七年の作なること卷中に證あり

さん　三十

いなば　江戸町　助左衛門内

此きみはつくりかつこうなみよりもあしくみめもまたよからず中々此十人の內え入べきにはあられどもみめすがたきだてかゝりは人のすききらひにてわが目壹つにさだめがたしさるにより此いなばをいろゝはいなばはあふみがゝりの上るりよしはらの元祖にして世にあふみぶしのおもしろきといふも此いなばよりおこれりたかきもいやしきもおひたるもわかきも此いなばが上るりをあしゝといふ人なければけつくまへの九人の女郎よりはまさるべきなりよつて十人の女郎をえらびてかうしの十てつと申はんべる

たちわかれいなばの山のみち行を
かたるときかばまたかへりこん

○立わかれいなはの山の古歌によりて山といふ字を紋にもちひしなるべし
○因幡は格子女郎なり格子女郎十人を十哲になぞらへて撰し卷軸に見えたりゆゑに前の九人とこゝにいへり

同書のすゑに犬枕といふ册子を引て「きゝたき物。きやらのうつりが。かるも花夕がつれぶしまんよが三味せん。いなばがじやうるり」とならべいだせりこゝにいふところを見れば容貌の勝れたるにはあらね

ま酒六郎次といふ者の傳系を知らざれば巨細は考へがたし書風をもつて案ずるに寶永年間のもの歟

土佐節の淨瑠璃本

○按ずるに正徳年間の印本なり表紙このごとしかたはらに板元木下甚右衛門の名あり又一本板元芝神明横町えみやとしるす

土佐掾は堺町薩摩三郎兵衛座の淨瑠璃太夫なり此千年賣は彼太夫の曲節にて今抜本といふもの丶類なり淨瑠璃に綴りかぶき狂言に姿をうつし丶をもつて千年飴の當時世におこなはれしを思ふべしそれも百餘年のむかしとなりて七兵衛が事を知る者すくなく唯千歳飴の名のみ殘れり

正徳享保のころ上木せし繪雙六に此圖あり後年にふりいだしと上りとを彫あらためておでゝこ雙六と名づけたるが今つたはりて原板を見ざれば何といひたる雙六か原の名をしらず若千年といふは前の七兵衛没してのち彼が名をつぎしものなるべし總て此雙六は當時流行しかぶき者商人の類を集しものにて來迎賣の圖等あり其事は此卷の末に見えたり

○因幡が淨瑠璃附 近江節

寛文の頃因幡といひし吉原の遊女よく淨瑠璃をかたる是女の淨瑠璃をかたるはじめなりとぞむかしく

○庵に木瓜の紋を附たるは曾我のかぶきに彼千年飴をとりませし狂言の一枚繪なるべけれどあ

西村板

杏花園藏

○中村吉兵衛千年飴七兵衛に打扮肖像享保年間の一枚繪なり丹黄しるの類にて色どれり

中村吉兵衛は異名を二朱判吉兵衛とて世にしられたるかぶきの道外方なり木挽町とあれば森田座なるべけれど何といひし狂言か未レ考

還魂紙料上之卷

江戸　柳亭種彥編

○千年飴

元祿寶永の頃江戸淺草に七兵衞といふ飴賣ありその飴の名を千年飴又壽命糖ともいふ今俗に長袋といふ飴に千歲飴と書こと彼七兵衞に起れり生質酒を好で世事にかゝはらざる一奇人なり今樣廿四孝（寶永六年印本）二の卷に曰「千年の七兵衞といふ飴賣あり樂に養ふ子のあるにいかな〳〵それにかゝらず江戸中を足を空にして童にねぶらし價の其錢をすぐに處々にて酒にして春秋の榮枯を息なく呑の一盃にらちをあけて年のよらぬ顏をひさしく見ること頰髭をかこち給ふ堺町のさる野良のあやかりたしとまうされぬ云々」寶永六年に久しく顏を見るとあれば貞享或は元祿の初より其名を人に知られしものか又世間用心記（刻梓の年號未考）一の卷に「淺草の千年飴此おやぢは天竺にて釋迦と手習傍輩といへり童部に奇緣あつて此壽命糖をねぶらして大きうなしける大道に肩をぬぎて天に指ざさし廣いお江戸にかくれなし京にもよい若者まけぬを踊て。じたいそれがしは大坂の生れぢやちつとしそこなうてこんななりになりましたよいきみの〳〵と子供にはやされて云々」かくあればちかく江戸にて流行し土平おこま飴等が鼻祖ともいふべし

其角文集類柑子

前句　駒形へあがるは旅人お侍　蓮之

附句　笠で見知るは清十郞千年　只尺

此句其角十三回忌追善にて享保四年の吟なり

淺草邊を常に徘徊するにより駒形といふ句に附。異やうなる笠をかぶりしゆゑに笠で見知るといひしなるべし。清十郞は阿夏と事ありし播州姬路の者にてたれ〳〵も知る○向う通るは清十郞ぢやないか笠がよう似た菅笠が○といふ小唄をとりあはせし吟なり。又俳諧繪文匣（享保七年の印本）に千年飴の姿繪あり荷箱の上に陶（トクリ）と茶椀をおき笠をいたゞきし翁の天人指さすところを書き「初賣の顏も晴けり鶴の聲　竹巴」といふ書題の發句あり天に指さして小唄をうたふゆゑに釋迦の手習傍輩と用心記に戲れいふか（繪文匣に見えたる千年飴の圖は下に出しゝ吉兵衞が像に略々おなじことに拙畵なればこゝに載せず）

還魂紙料目錄

上之卷

下之卷

還魂紙料目錄終

還魂紙料序

一日客あり此稿本机上にあるを取て朗誦する事少時大に笑ていふ孔なき笛は耳よりほかに音を聞へじ絃なき琴は指ならずして調へしとは禪機の活法なり嗚呼この書用なき無絃無孔の琴笛に劣り破窓を補ふに暗しとて投ず己答ていふさあらば還魂紙料とせんか客點頭て去故に名とす

足　薪　翁

音人卿の表文奉られし終に然則一門危樹不レ鳴レ柯而永春千里大江不レ辭レ海而無盡とかゝれたるよりなづき給へるなるべし

○大江

大系圖に大江氏の祖を阿保親王より引たるはいかにこゝろえたがへけるにか土師の姓より出て菅原大枝とふたつにわかれたること今のよの人はわらはべもしりたるほどのことなるをくはしからぬことなり

○厩

太平清話にいへらく馬二反一十六匹を一閑とす天子は十二閑計ルニ二千一百六十匹なりとしるせり今按ずるに是は二千五百九十二匹を誤りたるならずや但いはれ有こと歟周禮夏官牧人天子十有二閑註每レ厩爲二一閑一左傳成王十八年註每レ厩爲二一閑一閑有二二百一十六匹一とあればいにしへ天子諸侯の馬を養給ふことのおびたゞしきをしるべし

此書以井上頼圀氏所藏本令寫之畢

ねざめのすさび 三の巻 終

別王ニ獻ニ經論若于卷幷律師禪師比丘尼咒禁師造佛工造寺工六人ニ遂安ニ置難波大別王寺ニまた八年冬十月新羅遣ニ枳叱政奈末ニ進レ調幷送ニ佛像ニさて同十三年九月從ニ百濟ニ來鹿深臣有ニ彌勒石像一軀ニ佐伯連有ニ佛像一軀ニ是歳蘇我馬子宿禰請ニ其佛像二軀ニ云々かくあれば今の善光寺の如來と聞ゆるは百濟の聖明王の獻せし物にはあらずもしは敏達の御時百濟より來れる佛つくりがつくる所歟又は新羅より送たる物か佐伯連がもちきたれる像かいづれにもあれ欽明の御時わたりたるは釋迦佛とあれば論なく其後敏達の朝るわたり給へる御佛なるべくおもはに

○淺草寺のみほどけ

聖護院道興准后の回國雜記といへる書に淺草寺の御佛を十一面觀音としるし給へり今たゞせ給ふは正觀音なるをいかなる故にしかしるしたまへりけむさばかりいきほひある御かたのわたりて拜し給へるなればこそ開眼こそし給ひつらめいぶかしきことなりついでにいふ此回國雜記を宗祇が作なりとしてかれが傳までをそへて印行せる物あり玉かつまといへる書にも宗祇が作とてひきたりみな誤なり此書の中に身は老ぬまた逢みんもかたければけふやかきりのわかれなるらむ」とよませ給ひしは准后の御父御法名大通と申奉りて後知足院關白房嗣公の御事なりされはこそ文中にかの在中將の老母なかをかにてのふることところにうかび侍ればいとゞしるし給ひたれ初に東山殿室町殿に御いとまごひのことあり又越後こふにつかせたまふ所に上杉かねてより長松寺の塔頭貞操軒といへる席をてんじて宿坊に申つけ相摸守路次まで迎にきたりなど有宗祇は乞食の法師なりいかでさることあらむこのふみをよみて宗祇が作なりなどいはむは無下に尊卑の差別をだにわきまへぬ人の詞なりとおもはる

○かひの國の古塚

山梨郡國玉村の野中に塚あり在原塚とよぶ酒折の宮より南へ四五町ばかりゆく所なりこれは在原しげはる朝臣のおきつきなりかのあそんの歌にかりそめのゆきかひぢとぞおもひこし」とよみ給ひしはこゝにての事なりとかの國の人かたりき

○大江千里

この名は貞觀八年大枝の姓を改て大江と稱せんとて

るいたのはしちかうあざやかなるたゝみひとひらかりそめにうちしきて同書に二日ばかり有てあるきぬきたる男の疊をもてきてこれといふあれはたそあしはなりなど物はしたなういへばさし置ていぬいづこよりぞとゝはすればまかりにけりとりいれたればことさらに御座といふ疊のさまにてかうらいなどいときよらかなり新猿樂記其明朝天陰雨降結レ蓑爲レ衰割レ薦爲レ笠或褰ニ袴猨蹕一或被ニ裥鶴脛一或戴レ疊甕ニ臥深泥一或著レ莚落ニ入堀川一宇治拾遺巻之七に物などくてまかれといへばうけ給はりぬとてゐたるほどにははたご馬かはご馬などきつきたりなどかくはるかにおくれてはまゐるぞ御はたご馬などは常にさきだつこそよけれとみの事なども有にかくおくるゝはよき事かはなどいひてやがてまんひき疊などしきて云々」これらを見れば今のよの疊にはあらず自由にたゝみてとほくへももてゆくものなり源氏須磨の巻に疊所々ひきかへしたりと有所に眞淵の新釋に云疊は時にのぞみて敷なり用なき時はうらを上にて所々にかさねて有べしとしるされしは後世にかたゐなかの家にてさることとするをおもひていはれたるなるべし今のごとく厚くこしらへなしたるはいつの頃よりの事にや

○善光寺の御佛

欽明帝十三年に百濟の聖明王より初て釋迦佛の像一軀幡蓋經論などを獻ぜしに國こぞりて疫病行はれしかば物部大連尾輿中臣連鎌子が奏にまかせて有司におほせて佛像を難波堀江に流棄とあればこれは釋迦佛なり今の善光寺の本尊は阿彌陀なりおもふに難波堀江に佛像を棄たる事この後もあり敏達帝十四年紀曰是時國行ニ疫疾一民死者衆三月丁巳朔物部弓削守屋大連與ニ中臣勝海大夫一奏曰何故不三肯用ニ臣言一自ニ考天皇一及ニ於陛下一疫疾流行國民可レ絶豈非四專由ニ蘇我臣之興ニ行佛法一歟詔曰灼然宜レ斷ニ佛法一丙戌物部弓削守屋大連自詣ニ於寺一踞ニ坐胡床一斫ニ倒其塔一縱レ火燔之幷燒ニ佛像與ニ佛殿一既而取ニ所レ燒餘佛像一令レ棄ニ難波堀江一とあれば難波堀江に佛をなげ入たることは上ふたたびなりはじめ堀江に佛を棄たる翌年欽明十四年五月河内國泉郡茅停海より取えたる樟木をもて佛像二軀をつくる今吉野寺に放レ光樟像なりとあり夫より敏達帝六年冬十一月百濟國王付ニ還使大

るをしらぬにや又依の字を書たるもをかし依はえの假字なり家とかゝんには古代にはいへとこそ書たれすべてこの文つたなきことといふべくもあらず眼そなへたらん人のうけひくべきにはあらねどこの頃も或る法師のこれをいみじく信じていにしへにかゝる言有を後世の人しらぬなりなどいひてほこらしくふれありくものあればもしをさなきものゝかゝることにあざむかれやせまじとこゝにおどろかしおくものなり

○御衣

物がたり書に御衣とかけるをおんぞとよむ人あり印本にもおんぞとかきたるもありおのれおもへらく御衣はみそとよむべきにや和名抄に衣架和名美曾加介延喜式に神衣かんみそ拾遺集別の歌に共政朝臣肥後守にて下り侍けるに妻のひぜんがくだりけるにつくし櫛御衣など給とて天暦御製「わかるれば心をのみそつくし櫛さしてあふへきほとをしらねは此御歌にみそとよみいれ給へり又物がたり書の中にみそひつ清少納言にみそひめなどしるせればみそとよむをふるしとせんか

○佛の神號

延喜式神名帳に常陸國鹿島郡に大洗礒前藥師菩薩明神社といふ有又同國那賀郡に酒列礒前藥師菩薩神社(文徳實錄九の二十七天安元年十月己卯在二常陸國一大洗礒前酒列礒前兩神號二藥師菩薩名神一)としるせり菩薩に神號あるはめづらしされど大自在天神といへるは北野の御神をのみいへりと人おもへれど是ももと佛家の稱號にてかれより此國の神へうつしかうぶらせたるなり大自在天神といへること祖底事苑にもしるしてあり

○たゝみ

いにしへにいはゆるたゝみは今のうすべりといふ物なるべしいくつにも自由にたゝむ物故になづけたるなり今のごとく藁をあつくあはせておもてをとぢつけたるはたゝむべき物にあらず釋氏要覽僧祇云若在レ道行得二長疊中疊一安衣嚢中至二本處一當敷而坐云々清少納言にまことのいつもむしろのたゝみ又かうらいべりの疊のむしろあをうこまかにへりの紋あざやかにくろうしろう見えたる引ひろげて見れば云云同書に有明はたいふもおろかなるいとつやゝかな

もふべし）
○玉あられといへる書に云よりては云々のことによりてと上に詞有てつゞけいふことなり詞の頭にたゞよりてといふことなしもし上なる語を切て次に語をおこしていふ時はこれによりてといふべし云々
考るに上の詞につゞけずしてよりてと詞をおこせるもふるき物に見ゆ三代實錄卷之三貞觀元年十一月十九日庚午詔曰二國乃國司等日夜無怠事久務給利勤之久仕奉爾依天治賜不又仕奉人等中爾其仕奉狀乃隨治賜人毛在云々」同書卷之十三又善男掛畏岐山陵乃兆域乃内爾佛堂平建天死屍平埋世在止申事在仍今令所司委曲勘定」同書栲訊須留爾事既顯天更無可疑仍須善男與利始天」同書陵戸等或畏罪逃退多利仍其身侍留限波云々よりてと詞をおこしいへることこれらにてしるべし
○續江戸砂子卷之五に後拾遺集山里のかひもあるかなほとゝきすこともまたて初音きゝつる是は良暹法師の歌なり山城大原の里勝林寺の中に良暹の舊坊有障子に書付る所の良暹の筆今にきえずといふ
考るに後拾遺集に良暹の郭公の歌みえずたゞし春下に三月つごもりにほとゝぎすのなくを聞てよみ侍けるに中納言宣賴「ほとゝきすおもひもかけぬ聲きけはこともまたて初音きゝつると有今の良暹の歌と下句またくおなじされど良暹が歌にさる歌有もすべし後拾遺集に有といへるはひがごとなり
○神儒佛三法孝經解といへる書に云以四十七言詔告二大己貴命一其靈句曰業普味譽彙務奈夜古堵茂知爐羅年　紫紀流　庚闈厨衮　奴穌汗哆坡昫　馬嘉有於依爾峯利涓轉能摩數惡世會餔剡氣、先天神文言、人含道善命報名親兒倫元因心顯錬忍君主豐位臣私盜勿男田　畠　耕　女　蠶　績織家饒榮　理　宜　照法　守進惡攻　絕　欲　我刪、後天神文言とかきたり
そもいかなる人のかゝる僞ごとをつくりて古をしひ今の人を欺ならむおそるべきことなりかゝる妄言をつくるほどなれどよく古書をよまぬ人なるをしるべし古事記日本紀萬葉集すべての古書にいゐゑへの歌こと〴〵くたがふことなししかるにこの文にいのちといへるに彙の字を用たるはいかに彙はゐの假字な

二所此詞をかけりことに面しろくやおもひけむ

　秘抄この詞浮船卷にもあり詞おもしろき故歟

案ずるに詞のおもしろしとてあまた所に同語をかくべきにあらずこれは作者も前にかけるをばわすれてさて後にもかけるなりおもしろきことばならねど重書せるはあまた有べし末つむ花の卷にさすがに人のきこゆることをえいなび給はぬ御こゝろにてといへる詞同卷の中に二ところ迄あり、これらの歌猶多かるべし

○そゝや

湖月抄におどろく心也すはやなど云こゝろなり云々驚破と書とあり新釋に此解を咎て驚破と書などいふは例の僞説のみ何の書にもかく書てそゝよとよめることなし理もはたなしと有今按ずるに何の書にもかく書てそゝよとよめることなしといはれしはおのが管見をひろむるに似たり白氏文集卷之十二長恨歌に驚破霓裳羽衣曲とありて驚破の二字そよやと古點に訓せりこれらは義訓なればそゝやともよむべきなり何の書にもなしと咎られしはひがことなり

○源氏物語引歌と題號せる書のさわらびの條に

　あたらしきとしともいはずふるもの共下句未勘

　とかけり

これは葵の卷に大宮のよみ給へる歌にて「あたらしき年ともいはずふる物はふりぬる人の讖なりけりといへる歌なり同物語の歌を引歌とすべきものかは下句未勘とかけるもわらふべきことならずや

○ついな　たまゝつり　灌佛

ふるくは十二月の終にたまゝつりせしこと物にみゆ追儺は國史を見れば十二月晦日にせしことなりいまは節分にのみおこなふことゝす灌佛を內裏にて行はるゝを推古の御時よりはじまれりと公事根源に書給へる事はあやまりなり、仁明の承和七年四月清涼殿にてはじめて行はせ給ひしよし續日本後紀に見えたり

　○玉かつまといへる書に人を仁といふは近世の

　俗言のあり樣なれど文粹の大江匡衡の文に臣謬

　　當其仁聊記

按ずるに匡衡の文より前にも見えたり三代實錄卷之十九藤原良房表文曰隨身兵仗等雖二舊貫一不三敢當二其仁一とあり(表記仁者人也道者義也論語に有仁などお

て三の句うきしまにあらず浮橋なり橋を島にかへて引給へるは例のことながら我ともがらの初學の人はこれをもまことなりとてこゝろに記してまどふべきわざなるをや

○いせ物語むかし男いもうとのいとをかしげなりけるを見をりてうらわかみねよけに見ゆる水くさを人のむすばんことをしぞおもふと聞えけり、かへし、はつくさのなとめづらしきことのはぞうらなく物をおもひけるかな

今按ずるにあげ卷の卷にさいこが物語をかきていもうとにきんをしへたる所の人のむすばんといひたるを見ていかゞおぼすらん云々とあるは卽こゝのことなりさらばふるき本には琴をしふとてなど有けむをいまの本には脫せるなるべしねよけといへるは音よきにかよひむすぶといひまた二首ともにことゝいへる詞もあればかた〳〵古本には琴をしふる事の有しなるべし（おのれがもてるいせものがたり知顯抄といふものにはむかしをとこいもうとのいとをかしげなるきんしらぶとて見をりてとあり又古注にもきんひく事みゆもてゝ今本は脫したりなるべし元雄）

○そ　こそ

こそといへるとぢめをけせてねへめれの假字もてむすべることはたれも忘れることなり此外にそにかよふこそといふこと有てこそといひて終をる文字にてとむることありとてある歌學の師をせる人の傳へなりとて人の語れることありしこゝろえぬことなりこれはまたく後撰集戀四にかけろふのほのめきつれは夕暮の夢かとのみぞ身をたどりつる」といへる歌を今本に夢かとのみこそ身をたどりつると誤てかけるを證據とせるにや又そといひてれと留ること例ありとてよめる人あり思ふに新拾遺戀四に家持「後世山のちもあはんとおもふにそしぬへきものをけふまてもあれといへるを證據とせるなるべしこの歌萬葉卷之四家持和坂上大孃歌後湍山後毛將相常念社可死物乎至今日毛生有とあれば拾遺に載たるはまた誤なりこれらをよしとおもひていへるは諺にいはゆる抄子を定木にすといへる類なるべし（拾遺集松のうへになく鶯の聲をこそはつれの日とはいふべかりけるこれもれを誤てうつせり）

○椎本卷に有明の月いと花やかにさし出て水のおもてもさやかにすみわたるを弄花抄に宇治に

のかなしきはいかに契しなごりなるらむ、返しよみ人ゑらず「うつゝにて誰契けむ定なき夢路にまよふわれはわれかは、と有さるゆゑに眞木柱の巻にかの返の歌の詞をとりて我はわれと思ふものをと覺すと書たるなりこゝにてはうつゝにては髯黑の契をさし夢路にまよふを帝の御みづからにとりてのたまへるなりみをつくし松風の巻に諸抄等の歌をひかせ給はざるは念なき事といふべし

○夕霧の巻にひぐらしのなきゑきりてかきほにおふるなでしこのうちなびけるいろもをかしう見ゆ

岷江入楚に河海を引て「我のみやあはれとおもはんひくらしのなく夕かけのやまとなてしこ」といふをひかれたり按ずるにこの歌六帖巻の六古今秋上にも有てともにそせいが歌にて「われのみやあはれとおもはんきり〳〵すとあるを例のこゝにあはせんとてひぐらしとなほされたるなり

○ふるきことわざ

世に鬼にかなぼうといへるはちかき頃よりいひならはしたるかとおもひたるに花鳥餘情に鬼にかなさいばうとかゝせ給へり嵯峨物語（嵯峨物語攝政良基公の所作なり）にはだけすゐれんといふことしるし給へり又うつぼ物語さがの花の巻に老の學問といふこと見えたりこれらふるくよりつたへていまも猶いふことなり

○古言

ふるき詞は代をふるにしたがひてうつりゆく物なり鐔の字和名抄に唐韻云鐔音尋一音潭和名都美波鐱鼻也とあり此つみはを今は高きもいやしきも皆つばとぞとなふる又同書に溫室經云澡浴之法用七物其七曰內衣和名由加太比良とありて湯に入し時きる衣にて湯帷子なるを今はゆかたとのみ略しいふなり粉は和名之路岐毛能とあればしろしなど略しいひたらんを後に御の字をかうぶらせておしろいとよべればいよ〳〵なに事ともしれぬ名とはなりにたり

○あづまやの巻にうき島の哀なりしこともきこえいづと有を河海抄にへたてける人のこゝろのうきしまをあやふきまでもふみみつる哉といふうたを引たまへり

考るにこの歌四條御息所女の歌にて後撰雜一にあり

こゝの解に諸抄に引歌みえず今考るに後撰雑三よみ人しらず「あすか川我身ひとつの淵瀬ゆゑなへてのよをもうらみつるかな、又拾遺戀五貫之「おほかたの家身ひとつのうきかたになへてのよをもうらみつるかな、すべて此物がたりの中になべてのようくとかける所あまた所ありみな此うたをひくべし

〇みをつくしの巻にすさびにても心をわけ給ひけんよとたゝならずおもひつゞけられて我はわれとうちそむきながめて

今考るにこのわれはわれといへるを湖月抄に紫の上のゑんじ給ふさまなりと注せり岷江入楚にも紫の源に打そむきたるさまなりとしるしてたしかなることなしおもふにわれはわれといへる詞みをつくしの巻のみならず松風巻になすらひならぬほどをおぼしくらぶるもわろきわざなめりわれはわれと思ひなし給へとをしへきこえ給とあり（こゝに河海抄を引てわれはわれとおもひあられとなり紫の上にましたる人なしとなりと注せり）又まきはしらの巻にいみじう心ふかきさまにのたまひ契てなづけ給ふもかたじけなしわれはわれとかゝる心のつきそめて思ひわびほのめかしてもかひなき物から同書に東宮もひとついもせとおぼしおきてたるにわれはわれとかゝる心のつきそめて云々かうやうにいづくにも同語のあるはかならず引歌の有べきことなるをゑんじ給ふさまなりといひあるはおもひあられよといひたるなりなど所々にしたがひて解のたがへるはいかにぞやこの詞まったく後撰戀三に見えたる貞文が歌の返に女のよみたるよりいでたる詞なりみをつくしにいへるは紫のみづからを夢路にまよふといひたるにて松風巻なるは源の紫をなぐさむとて吾よそ人に心をかよはせしはうつゝ心にはあらず我にもあらぬ夢こゝちにてせしことぞよとおもひなし給へとのたまへるなりさて眞木柱にむかしの某がためしもひき出づべきこゝちなんするとてまことにいと口惜く覺したるといへるは貞文が故事也後撰戀三に大納言くにつねの朝臣の家に侍りける女に平貞文いと忍びてかたらひ侍りて行末まで契侍ける頃この女にはかに贈太政大臣にむかへられてわたり侍にければふみだにもかよはすことなくなりにければかの女の子のいつゝばかりなるが本院の西の臺にあそびありきけるをよびよせて母に見せ奉れとてかひなに書つけ侍ける「昔せし我かねこと

大神懐藏怒氣由是可發疫癘擾鄰境兵動國司潔齋至誠奉幣幷轉讀金剛般若經千卷般若心經萬卷太宰府司於城山四王院轉讀金剛般若經三千卷般若心經三萬卷以奉謝神心消伏兵疫」同書十六日壬戌勅遣十一僧向於攝津國住吉神社轉讀金剛般若經三千卷般若心經三萬卷以奉謝神心消伏兵疫」同書貞觀八年六月九日壬午令五畿七道奉幣境內諸神兼轉讀金剛般若經旱也」同七月十六日戊午陰陽寮言天下可憂水疫是以令五畿七道頒幣國內諸神轉讀金剛般若經」同書卷之十四故律師靜安弟子東大寺僧傳燈法師位賢護申牒言承和年中靜安奏始修佛名懺悔之法便頒天下專修此法賢護聊捨衣鉢換以丹朱造一萬三千佛像八鋪高一丈八尺廣一丈四尺請一鋪奉納豐前國八幡大菩薩宮七鋪安置北陸道諸國太政官處分依請」同書貞觀九年四月令豐後國鎮謝火男火賣兩神兼轉讀大般若經緣三池震動之恠也」又類聚國史延曆十三年三月戊寅遣少僧都傳燈大法師位等定等於豐前國八幡筑前國宗形肥後國阿蘇三神社讀經爲三神度七人」三代實錄卷之二十三遣賀茂神社奉幣曰謝

雨雹之咎徵告文曰始自今月二十日一萬卷乃金剛般若經令奉讀先止須」本朝文粹卷之十三江匡衡於尾張國熱田神社供養大般若願文ありその文に當國守代々奉爲鎮主熱田宮奉書大般若經一部六百卷已爲恒例之事とあり此たぐひあぐるにいとまあらず

○篝火の卷にいつまでとかやふすぶるなりてもくるしきしたもえなりけりと聞え給ふとある解に細流抄に夏なれば宿にふすぶるかやりびのいつまで我身したもえにせむといへる古今集の歌をひかれたり岷江入楚にも河海を引て此歌あり古今集戀一よみ人しらず「かゞりびのかげとなる身のわびしきはながれてしたにもゆるなりけり」といへるこそこゝには引べき物なれかゞり火に立そふ戀のとよませ給てさてくるしきしたもえなりなどつゞけ給ひつればかならず右の歌をおもひて式部は書たるなるべし夏なればてふ歌をのみ引給へるはこゝろやらぬことなり

○よもぎふの卷にかゝる世のさわぎいできてなべてのようくおぼしみだれしまぎれに

その手にて古文にかけり云々よみてきかせよとのたまへばこふみ文つくゑのうへにてよむ例の花の宴などの講師聲よりはすこしみそかによませ給云々興ある所をばきようじ給をかしきをばうちわらはせ給つゝと御心なく聞しめしくらすつかうまつりくらすうへにこの頃は夜長にしめやかにてよるきかんなまかてぞとの給へば夕暮に殿上に出給て宮に御ふみ奉れ給まかで侍りなんとすれど御書きこしめしさして夜つかうまつれと仰らるればなん夜さむをいかにとなん南の御方おはしまさせ給てもろともにいぬめして御前にさふらはせ給へばまかで侍るまでは御帳のうち出させ給なおいらかにといふ事侍るなりまことやとのゐもの給はせよわいても衣だにとかたらひにてなめし中務の君よみきこえ給へとて奉り給へばあかいろのおりものゝたゞのあやのもにわた入てしろきあやのうちぎかさねて六尺ばかりのふるきのかはぎぬあやのうらつけてわたいれたる御つゝみにつゝませ給をきくちばかり御衣筥一よろひにいとあからかなるあやかいねりのうちき一かさねおなじあやのうちぎかさねてみへがさねのよるの御袴おりものゝなほしさしぬきかいねりかさねの下かさねをいれてつつみたりいろかうちめよになくめでたしはなちの宮ゆするつきのぐなど奉れ給御返事は中務の君かくなと聞えさせつれば御とのゐもの奉らせ給よさむはなにともまたおぼししらずとなん、いぬ宮はさおぼし聞えさせよとなんとて奉れ給へば大將見給てあぢきなのせんじかきやとひとりごちてとのゐさうぞくしかへてめしあれば參給ひぬとあり此文にてよくしらるゝこそ

○神前にて經よむ事

いまのよのねぎはふりの類は佛をにくむことはなはだしくて神前にはもはらこれをとほざくれどいにしへはしかあらぬことなり續日本紀卷之十四天平十三年閏三月申戌奉二八幡神宮秘錦冠一頭金字最勝王經法華經各一部度者十八人封戸馬五疋一又令レ造二三重塔一區一賽二宿禱一也とあり(續後紀五承和三年十一月丙寅朔勅護二持神道一不レ如二一乘之力一轉禍作福亦憑修善之功宜遣五畿七道僧各一口毎國內名神社令レ讀二法華經一部國司檢校務存二潔信一必期二靈驗一)又三代實錄貞觀八年二月十四日庚申神祇官奏言肥後國阿蘇

安久　直岐　平久　宜久　慶之岐貴岐　爲流　奉流　在留
淨久　明伎　賜弊流尊伎　美之　好久　侍利　奇久　此乃
授氣　明可仁淨伎　麗岐　恡備　喜備　慈備　畏岐　喜之支
愍美　坐須　高支　厚支　廣支　長久　賜覇留齊伎　是乃
求米　能久これらの類あげつくすべからざるを此頃の人はよく古書をよむ人さへ同じく齊しく古しへなどかけることはいかにぞやみな書法を守らぬ書ざまにて俗間の手習の師といふもの丶ほしいまゝに書きたれるを見ならひてするわざにして見苦しきことなるをや

○たまづさ

これはみちのく人のむかしよりしかなづけてつたへもてあそべる物なりそのさま紙をさま〴〵のかたにむすびてこれをけさう人におくればさきよりもまたおなじことむすびたる紙をおくるそのむすびたるさまにしたがひてうけひきたるとしからずとをしることゝなむ桃生郡國造郡などのあたりにては今もさることをすと仙臺侯の醫師山本宗伯物がたりせりむすびたるさまも二くさ三くさおぼえたるをばかの人むすびて見せたりかのくににてはむすびざま五十種ばかり有と同人かたりき

○揚名介

これは諸抄にさま〴〵の說あれどたしかなるやうともおもはれず後世の日記などにかけるはいとおぼつかなし今考るに揚名とは學問の功をつみて官人になりたる人をいふか、もとは孝經に立身行レ道揚二名於後世一以顯二父母一孝之終也と有をとれるなりうつぼ物語古の大將殿もかばかりのむこはえとり給はじかしやうめいさえはありがたしやと見えたりすべて學才ある人をさしてやうめいとはいへり李部王記に揚名書生とあるなどをおもふべし

○とのゐものゝ衣

河海抄に殿上番直人の名字書たる簡號日給簡を納る袋歟としるし給ひしは大なる誤なるよしは既に先達もいへりさてこの袋は俗にいふ番袋なりと契冲のいへりされどたしかなる證文をひかず今考るにうつぼ物かたり藏開卷に云かくて一二日ありて大將殿うちのおほせられし書どももたせて參給てそのよし奏せさせ給ふ云々あけさせて御覽ずればふばこには唐錦を二にきりてようしたゝめてとしかげのぬしの集

○二十四孝

初頴日記故事といへるはもろこしにてこの國の童子敎今川状などのごとくわらはべのもてあそぶ物と見ゆその書はじめに二十四孝をあげたりこの二十四孝といへるもの此國にもふるくよりもてはやせる物ながらすぐれたる人のあつめたる物とも見えず元朝の人などやつくりけむその中に周剡子性至孝父母年老倶患二雙眼一思レ食二鹿乳一剡子乃衣二鹿皮一去二深山一入二鹿群之中一取二鹿乳一供レ親獵者見而欲レ射レ之剡子具以レ情告乃免とありこれは孝子ならずとも獵者の人なることをしらばいかでか矢をはなつべき江革が賊の難を遁しとはおもむきたがひたることなり今考るにこの故事周の代の事にあらずもと佛經より出たるをひがおぼえせる唐山の人の此中に加へたる物とおぼゆ閃摩經云閃子父母倶有在レ山修レ道每採二薪果一供二養父母一身披二鹿皮一遇二王出獵一誤爲二是鹿一發レ箭射レ之因レ是命終王至仁慈來告二父母二至二其戸所一呼レ天而哭閃摩重活至孝感也としるせり閃摩がふたたび生がへりたるをもて孝の德とせるはことわり有廿四孝にかけるごとくにては孝子の德のあらはれたるにもあらずことに剡子といへる孝子ありしこと古書に見えたることなしおもふに剡と閃と音相近く又父母の眼をやめると鹿皮を着て矢に遭たると共に同故事なればまつたく此經文より出たる事と覺ゆ熊澤先生佛法きらひにてありしが二十四孝の解におもはざる佛書の注釋をせられしことをかしとやいはむ

○すてがな

眞字の下に假字をそへてかくをすてがなとぞいふなるあるひとのかたりしは二字の詞にすてがなをせず三字の詞よりすてがなをそふなりたとへば善といへるは二字の詞なればすてがなをせず惡しといへば三字なる故すてがなをそふるなりといへりこれ大なる誤なりかなの二字三字にかゝはれることにはあらずうごく詞にはみなすてがなをせるがいにしへの法なり續日本紀よりのちの宣命また延喜式の祝詞などを見ばしるることとなりいまその一二をあぐ　慰米　侍比　高久　賜比　悔備　談比　蹔久　悲備　賜不　無久　輕久

に同ことばの所々にあるは引歌こそあらめとおもひゐたれど諸抄にあることなしこの頃信明集をよみて初て玄れりそのうた「僞をたれならはして限なきわがまことをもうたかはすらん、このこゝろをもてたがならはしにかなどかきたるを紫の上をぞたてゝをしへならはしたることなりと孟津抄ならびに眞淵のみをつくしの巻に注せるは大なるひがごとなりすべて諸抄みな此歌を引たる物なし式部が爲に泉下に笑はるべきことならずや

○うす雲の巻にひじりの帝の世にもよこざまのみだれいでたることもろこしにも侍りけるといへる所に河海抄に堯湯負ニ洪水大旱之責一高宗成王有ニ雊雉迅風之變一雖レ有ニ小異一不レ失ニ天德一とあり

この文は後漢書の鄧皇后紀に見えたり責字の下而無咸熙假天下之美の九字脱せりさて終の雖有小異不失天德といへる八字は後漢書にまたくなきことなるをこゝの解のよくきこえんために河海の作者の補てだし給へるとおもはる此外にもはゝきゝの巻にふるこだちといへる註に後漢書鄭玄注を引給ひて故以レ女謂ニ後達一と玄るされしは契沖の説のごとくまたくたし給へる語なりたゞ一時の人をば欺く共永く後の世の人までをあざむかんはかたき事なるべし（この後漢書といへるは皇后紀をいへり鄭玄注とは皇后紀に禮記の鄭註をひきたるなり湖月抄に註字を云字に誤てしるせり）

ねざめのすさび二の巻終

ともおもはれず引歌なども契沖のせんさくし置れたるは契沖の説のごとくしるされたり契沖のさたし置ざる歌は古書にたがひたるもそのまゝに引たりさてこゝの解に契沖のなにゝ見えたるかとしるしゝを見てさては古書に見えぬ歌よとおもひてよくもたゞさで僞なるべしなどゝはかゝれたるなりしかれどもこの歌注家のつくりしにはあらず中務集に見えたる歌なり岷江入楚には作者をもしるして置たりみだりに僞なりなどいへるは古人をなみするにあたりていかゞなり書はひろくよみてのちさて口をひらくべきことにこそ

○松風の巻にやへたつ山はさらに島かくれにもおとらざりけるをいへる處に新釋にいへるは

「白雲のやへたつ山のおくにだにすめばすまるゝ物にぞ有ける」てふ上の句をとりて大井の人はなれてさびしきをいふとしるされたり

考るに白雲のやへたつとつゞきたる歌岷江入楚に奥入また河海抄を引てのせられたり湖月抄には引歌見えずこの歌古今集の雑下これたかのみこの御歌にて「白雲のたえずたなびく嶺にたにすめはすみぬるよにこそ有けれ、といふをなほしてやへたつといふ詞にあはせて強て引歌とせしなりふるき抄にはひき誤ることも有べし眞淵翁の古今集の歌をおぼえたがへられしは例の口ぶりに似ざる大なる誤といふべし

○同巻に源氏の槿の齋院にいひよりたまふを紫の上のきゝ給ひて怨おもひ給ふ所に人の心もみしらぬさまに物し給こそらうたけれなどまろかれたる御ひたひがみひきつくろひ給へといよいよそむきて物もきこえ給はずいといたうわらひ給へるはたがならはしきこえたるぞとて常なきよにかうまでこゝろおかるゝもあぢきなのわざやとかつは打ながめ給孟津抄に紫上はをさなき時より源のそだて給へばかやうに物ゑんじは誰にならひ給ふやとなりとあり

雅望考るに孟津抄の説おだやかならず（孟津抄の説にしたがふべし證歌あまたあり不知にや）たがならはしきこえたるといへる語みをつくしの巻にそはたがならはしにかあらんおもはすにぞ見え給や人の心よりほかなる思やりごとしてものゑんじなどし給ふよとありうつぼ藏びらき巻にもこの詞ありかくさま

○俵字
いまの世に米を一俵二俵などいふもふるきことなり延喜式巻之一鳴雷神祭の條に槲一俵同春日神四座祭に槲二俵その外にも見えたり但槲四把槲二十把など書る所もありいまのごとくむしろもてつゝめるを一俵といへりしにや

○末つむ花巻に平仲かやうに色どりそへ給なあかゝらんはあへなんとたはぶれ給さまいとをかしきいもせと見えたりこの注に湖月抄に似の字アヘナンと讀なりこの鼻はべにの色に似てそのまゝ赤からんとの心なりとかけり

按ずるにこの解あやまれり孟津抄にあへなんはそのまゝあるべしとの心なりとしるされしはよし湖月抄の説にてはあえなんにて假字たがへりおもふにうつぼ物語國ゆづりの巻に云あしかるべくはよかれとおもふともまとひなんよかるべくはおそろしき物の中にすてたりともあへなむたゞ神佛にまかせ奉るとある此あへなむと同語にて孟津抄の解よくあたれりといふべし岷江入楚に私云さてもありなんといふやうなる所にいへるをおほしあかきはこらへてもありなんといふなるべしと有ぞおだやかなる説なるべき

○てんこちなし
ゐなか人の詞にてんこちもなしといへることはふるき詞なり宇治拾遺物がたりにてんこつもなくおろ〳〵かなてたりければとあり實に古言はゐなかにぞおほくのこりたり

○こんかきの白袴
この諺ちかき世よりいへりからくにゝも似たるとあり新論云屠者ハ飡ニ藿羹一、造レ車者ハ歩行、梓匠ハ處ニ狭盧一、陶者ハ用ニ鉄甖一、鬻扇翁ハ手障レ暑、畜妓之夫恒獨處これらよくかよひたる諺なり

○あさがほの巻に河海抄にひきたる戀しきも心つからのわさなれは置所なくもてそわつらふ」これを源注拾遺にこの歌なに見えたるかとしるせり眞淵の新釋には例の僞なるべしとかゝれたり

按ずるに源語の引うたには注家のわざとつくれりしにやとおもふばかりの歌もまじれり契冲は記憶よき人にてなにゝ見えたるかなど忘るせる歌はおほくは古書に見えず眞淵の新釋はよく心を用てかきたる物

也とあり類書纂要に命運乖蹇曰二數奇一數命數也奇單也不偶偶也とありいまの茶人の數奇屋などかきて風流なる文字のやうにこゝろえたるは文盲よりおこれることとなり

○あふひの巻に手をつくりてひたひにあてといへる所に湖月抄に細流抄を引て云花鳥にいはく宋朝に司馬相如といひし君子の洛中に入し時は是を見るもの手を額にくはふと云事通鑑といふ書に見えたり云々これおもひ誤てしるし給なるべし是は司馬相公なるべし司馬溫公が事なり相如は漢の代の人なり公の字を如の字にあやまれるなるべし通鑑も宋朝通鑒なるべし司馬光赴レ闕衛士以レ手加レ額曰此司馬相公也

雅望考るに花鳥に司馬相如とかゝれしは相公の書損なるべしさて細流抄に通鑑を引て辨ぜられしもわらはしきことなりその故は綱鑑を考るに元豊七年甲子冬十月端明殿學士司馬光上二資治通鑑一と見えておなじ乙丑八年司馬光自洛入臨夏五月 詔求二直言一光居レ洛十五年天下以爲二眞宰相一田夫野老皆號爲二司馬相公一婦人女子亦知三其爲二君實一也及二入臨一衛士望見皆以レ手加レ額曰此司馬相公也所レ至民遮レ道聚觀とするせり紫式部がこのもの語かきしは一條院の長保寛弘の頃なるべしと先生すでにいへり司馬公を尊みて衛士の手を額に加たるは宋の元豊八年のことにて物語つくりし長保よりは百年ばかり後の事なり年序の前後わきまへなくみだりに語を引て書の解をなし給ふあたらぬ事のおほきもむべなり

○節分

いまの暦には冬のをはりをのみせちぶんとしるせりいにしへは四季ごとの終にいひたりとしらる源氏物語やどりぎの巻に四月ついたち頃せちぶんとかいふことゝまたしきさきにわたし奉りぬとあり又東屋巻にながら月はあすとぞせちぶんときゝしかどいひなぐさむ又伊勢家集にせちぶんのつとめて四月朔日宮にて「いつくまて春はいぬらん暮はてゝわかれしほとはよるになりにき」とあるもてしるべきなり

○あづきのもちひ

延喜式巻之七に大豆餅宮十合小豆餅宮十合とありいまのきなこもちあづきもちなどいへる物もふるき物としらる

所に孟津抄に、花のかげに錦をしけることよひかなたゝまくをしき庭と見えつゝ」とありこれも例の強てなほしてひきたるなりこの歌元輔集また後拾遺春下にありてともに、花の陰たゝまくをしきこよひかなにしきをさらす庭と見えつゝ」とありこのもとするゑをかへたるのみならずさらすをしけるとあらためてこゝにあはせたるはいかにぞや引歌なくばさも有ぬべきを古歌をあらためかへて引給へるはいかなる心にか

○同巻よしや命だにとてといへる所に細流抄にいのちだに心にかなふ物ならは何かは人をうらみしも見む」と有

これもわらふべき事なりこの上の句古今集離別部にのせたる白女が歌にて下の句なにかわかれのかなしからましといへるなりまた何かは人をうらみしもみむとは後撰戀一に讀人しらず、わたつみにふかき心のなかりせばなにかは君をうらみしもせむ」とある此下の句をそのまゝに出せる也このふた歌のもとするゑをあはせて一首となして引れたる也この細流抄は西三條公條公稱名院と申給へる御かたのつくり給へる書なるを三代集の類をさへかくあやまりたまへりしはいかなる事にかあやしむべき事なり

○花の兄

梅を花の兄といへるは黄魯直が詩に山礬是弟梅是兄といへるよりいひ初めたるなるべし山礬は注に俗呼ニ七里香花一と見えたり

○王安石

宋の王安石は新法といふことをたてゝその世の民をくるしめたりしされど今の世にもかれがつくれる詩文章のたぐひを物にしるしてつたふるはいかなることにかかゝる罪ふかき人の手になれるものはやきうしなひて見ざらんこそ道をたふとむ人とはいはめさる惡人のこゝろよりいでゝかきおけるものをなつかしげにうつしつたへなどせるは佞人に方人せるやうにてくちをし師直が歌の風雅集にいりたるだにめさむるこゝちせるをまして安石が書おける詩文のたぐひ道しりたらんものゝめでつべきものかは

○數奇

好を數奇とは書べからず數奇とは俗にいへるふしあはせといふことなり李廣傳に顏師古曰命隻不ニ耦合一

梁塵愚案抄にとよらの寺はかつらぎにある寺なりとばかり有てたしかにしるさず按ずるに三代實錄卷之四十三（元慶六年八月廿三日壬戌）太政官下㆓符ヲ大和國司㆒俾散位從五位下宗岳朝臣木村等言建興寺者是先祖大臣宗我稻目宿禰之所㆑建也本緣記文具存灼然望請宗岳氏撿領而彼寺別當傳燈大法師義濟確執曰太政官仁壽四年九月十三日下㆓當國㆒符ニ俾彼寺推古天皇之舊宮也元號㆓豐浦㆒故爲㆓寺名㆒云々（古今著聞に豐浦の寺と聞て感嘆にたへず皆寺に入てえのはゐまと云さいばらをうたふて歸たると云ことはべり古ぬる寺にて名もしる人なかりしよしなり）

○桐つぼの卷にさきのよにも御契やふかゝりけんよになくきよらなるたまのをのこみこさへうまれ給ぬいつしかと心もとながらせ給ていそぎまゐらせて御覽するに

この心もとながらせ給といふをある人の講談の席にてこゝろもとなしとはおぼつかなくおもふ事なりといへりしはたがへりこゝろもとなしといへるはおぼつかなきにはあれど十に七ばかりはこゝろせかるゝ事にのみもちひきたれり心もとなしとは今の俗語にいへる待ひさし待りぬるなどいへるにあたれりこゝも源氏の生れ出給ふをとく見たまはんとていつしかと待どほくおぼしめすなりうつせみの卷にみつとはしらせしいとほしとおぼして夜ふくることの心もとなさをのたまふとかけるも待どほきこゝろなり枕草子にこゝろもとなき物とおぼつかなき物とを別にあげたるにても知べし同書にかくないそぎそのとかにやれと扇をさし出てせいすれどきゝもいれねばわりなくてすこしひろき所にてしひてとゞめさせてたちたるをこゝろもとなしにくしとぞおもひたるとあり是はぬしの車とゞめさせたるほどをくるまそひなどのこゝろに待どほくおもへるなりまたこゝろもとなき物といへる所に人のもとにとみの物ぬひにやりて待ほど物見に急ぎいでゝいまや〳〵とくるしうゐいりつゝあなたをまもらへたるこゝち子うむべき人のほど過るまでさるけしきのなき遠ところよりおもふ人のふみをえてかたく封じたるそくひなどはなちあくる心もとなしこのほか猶あまたあげたりこれをもて心もとなきは待どほき心なるをしるべし

○若紫の卷ににしきをしけると見ゆるといへる

ることいにしへ既に天子の命あり日本紀畧云（桓武天皇延暦十年閏十一月）辛丑敕明經之徒不可習口（呉カ）音發聲誦讀既致訛謬熟習漢音と見えたりこれは儒家の事なり又類聚國史百八十七佛道部（延暦十二年四月）丙子制自今以後年分度者非習漢音勿令得度また同巻百七十九に（延暦二十五年）辛卯宣華嚴業二人天台業二人律業二人三論業三人法相業三人分業勸催共令競學仍須各依本業疏讀法華金光明二部經漢音及訓經論之中云々若有習義殊高勿限漢音と見えてあまたゝび漢音もて書をよまんとの詔ありし也されど呉音に熟したる故にやいまに漢音をばえらぬ僧もおほし呉音をもて佛書はよむべきにかぎれりとおもふはひがゞとなり

○不忍池

大江戸東叡山の下にありこの池を不忍の池とこゝろえたるは誤なりしのばずの池はすなはちゑのぶの池なりふをのべてはすとはいへるなり（こはいみじき强說なり安昌別に考おけり）茂睡翁の鳥の跡といへる書にいはくあるひとのいふゑのばずの池はゑのぶが岡につきたる池なる故ゑのぶが池也それをゑのばずといふはは文字を父としす文字を母としてかへしを見ればふ文字也不忍の池にはあらず忍が池なりといへりとしるせり

○こんるりのつぼ

若紫の巻またうつぼ物がたりにも見えたり琉璃は紺の光ある色なればこんるりとかけるとある人いへり今考るに上生經に慈氏髮相紺琉璃色とありまた名義集に瑠璃此云青色寶言金翅鳥之卵殼鬼神得之出賣與人名紺瑠璃とみゆむかし人の一言半句も臆よりとらずしてかけるをゑるべし

○こんごうし

湖月抄にたしかなる說をいはずこの物金の堅きものなるよし義楚六帖寶玉珍奇部に金銀のあひだに載てあり註に智論に云有爲線成皆不牢固難曰金剛堅固能壞一切答曰亦可壞也以金剛在龜背靈羊角擊之碎也とゑるせりまた金剛樹といへる者有と同書にひきたり（舊唐書天竺傳有金剛似紫石英百錬不銷可以功玉又和州法隆寺に聖德太子の御物を藏たる目錄中に金剛樹の數珠あり）

○催馬樂にかつらぎの寺のまへなるやとよらの寺の西なるや云々

○かなづかひ

かなづかひは古書によるべきことなりといへるはさも有べしされど強ていまとたがはんとせるこゝろよりなか〳〵にかたくなゝる説をもいふめりかほると云かなをかをるとかきて万葉集に香乎禮流また字鏡に加乎留とあればそれを據所とすといへりされど賀茂なにがしが説に古本催馬樂(東遊カ)歌に加保留とあるによるべし万葉集第二に香乎禮流とある乎は本の誤なりといへりこの説ことわりありげに乎と本は字も相似かよひたり保は乎と混ずべき字にはあらずあながちにいまのかなをためむとするよりさいふべけれども古書に両様に云てあらむにはいまのかなのかたに云たがふかたおだやかなるべしをこたりをごりなどいへる詞もはじめをに書來たれるを古言梯といへるものに奢は大ほこりの意なるべしとておごりと書怠は行廢ならむとておこたりと書改しなどすべて暗推の説にてよりがたし古書に證あらむにはよかるべし證據もなきをにはかに臆説をもて訓義をつけいはんとせばいかさまにもいはるべきことなるをや

○徒然草に官人章兼が牛はなれて廳のうちへ入て大理の座のはまゆかの上にのぼりてにれうちかみてふしたりけりおもき怪異なりとて牛を陰陽師のもとへつかはすべきよし各申けるを云々

かゝることこれのみにあらず百練抄巻の四安和二年九月廿四日黄牛入㆓外記廳㆒經㆓結政所㆒即登㆓築垣上㆒東行落出去畢可㆑謂㆓奇異㆒また同書に延久四年二月十一日牛昇㆓陳座㆒喰㆓損疊㆒とあり光仁紀には寶龜六年四月乙巳有㆓野狐㆒居㆓于大納言藤原朝臣魚名朝座㆒と云るせり又日本紀略壬辰大同四年平城帝御宇有㆑犬登㆓大極殿西樓上㆒吠烏數百群翔㆓其上㆒とあり

○いまのよ荒歳にのぞみて米のあたひのぼりぬれば官より酒家におほせて酒つくることを減させ給ふ事あり

此事いにしへにもあり類聚國史巻百七十三災異部に九月壬子大同元年遣㆑使減㆓左右京及山崎津難波津酒家甕㆒以㆓水旱成㆑災穀米騰㆑踊也

○あるひとのいはく儒書は漢音もて讀べし佛書と醫書は呉音にてよむことといにしへのならひなりといへり

考るに云からず佛書を呉音もてよむべからずといへ

和州歴陽淪爲レ湖昔有二書生一遇二一老姥一姥得レ之厚シ生謂レ姥曰此縣門石龜眼血出此地當ニ陷爲レ湖姥數往視レ之門吏問レ姥姥具答レ之吏以レ朱點二龜眼一姥見遂走上二北山一顧城遂陷焉今湖中有二明府魚奴魚婢魚一この事を補て書たる物なり（捜神記卷十三曰典奉縣泰時長水縣也始皇時童謠曰城門有レ血城當二陷沒爲一レ湖有レ嫗聞レ之朝々往窺門將欲レ縛レ之嫗言二其故一後門將以二大血一塗レ門嫗見レ血便走去忽有二大水一欲レ沒縣主簿命幹入白レ令令曰何忽作レ魚幹曰明府亦作レ魚遂淪爲レ湖云々、又二十卷出述異記之說大同小異耳）

○高瀬船

いま世にいふたかせ船は大なる船なりいにしへ高瀬船とは小船をいひたるよし瀬の高き所をも自在に漕通れる故になづけたる名也新古今集に、たかせ船しふくはかりに紅葉はのなかれてくたる大井川かな」といへる歌の解にたかせ舟は小ぶねなり川の瀬の高き所もゆくやうにたなゝしにつくりてあさくひろき船なりと增抄に見えたり（再考三代實錄卷之四十六元慶八年九月十六日癸酉令下近江丹波兩國上各造二高瀬船三艘一其二艘長三丈一尺廣五尺二艘長二丈廣三尺送二神泉苑一）

○古書のたがひ

蒙求に晋書を引て樂廣が客の酒を飲る時杯中に蛇影のうつりしことを載すこれは風俗通にありて應邵之祖父柳汲令主簿たりし時杜宣詣て酒をくみしに杯中に蛇の影うつりしを見て杜宣おそれにくみて飲ざりしとありまたく同故事なりと紫芝園漫筆にも書たり（樂廣應柳がこと相類せるよし既に瑯邪代頑編にあり醫說にも似たることあり）又墨子に楚靈王細腰を好まれしとあり韓非子にはこれを楚莊王としるせり列女傳に見えたる孟母の機を斷たる故事はよく人のしる所ながらこれも後漢書の河南樂羊子が妻の故事と大にたかはず古書の信じがたきことかゝることぞおほかるされば古事記神代紀の說のあはざるはさもありぬべし千載のかみをはるかに後の世にしるしつけたるものなればたがふことあるべきなりすべてしらべよき歌はおそらくは續紀頃までにいひつたへたる人の口よりあらたに出たるも有べし神代の古語などいへる中にも續紀の頃の俗語などまじりたらんもはかりしるべからず

○いひかゆ
食經に作レ糅法取ニ蒸米一升ニ置ニ沸湯ニ勿レ令ニ過熟ニ出メ著ニ新羅内ニとあるは和名抄にいはゆるヒメといふ物にやこれは飯にもあらず饘にもあらぬ物としらる今の世には飯をくらふことなし飯は米を炊て蒸たるをいふ煮たる米にてはなし米を煮たるは饘字にて和名かゆといふものいま朝夕人の食とせる物これなり飯とかゆとのつくりざまは世說に元方季方が炊に箄を置事を忘れて米を入たれば飯釜中に落て糜となりしとあるにてしるべし

○宇治拾遺物語にいはく昔もろこしに大なる山ありけりその山のいたゞきに大なる卒都婆たてりけり其山の麓の里にとし八十ばかりなる女のすみけるが日に一度その山のみねにあるそとばをかならず見けり云々このそとばに血のつかんをりになむ此山はくづれてふかき海となるべきとなん父の申おかれしかば麓に侍る身なれば山くづれなばうちおほはれて死もぞするとおもへばもし血つかばにげてのかんとてかく日ごとに見る侍なりといへば云々この男どもこの女はけふはよもこじあす又きてみんにおどしてはしらせてわらはんといひあはせて血をあやしてそとばによくぬりつけて此男どもかへりおりぬ又の日女のぼりて見るにそとばに血のおほくかきつきてありければ女うち見るまゝに色をたがへてたふれまろびはしり歸りてさけびいふやう此里の人々とくにげのびていのちいきよ此山はたゞいまくづれてふかきうみになりなんとすとあまねくつげまはして家にゆきて子孫どもに家の具足どもおほせもたせておのれも持て手まどひしてさとうつりしぬ云々風の吹來るか雷のなるかとおもひあやしむほどにそらもくらやみに也てあさましくおそろしげにてこの山ゆるぎ立にけりこはいかに〳〵とのゝじりあひたるほどにただくづれにくづれもてゆけば女はまことしけるものをなどいひてにげ〳〵えたる者もあれども親のゆくへをしらず子をもうしなひ家のものゝぐもしらずなどしておめきさけびあひたり云々この事なにの書よりかきとりにけんとおもひゐたるに梁任昉が述異記に有しことなりかの書にいはく

拍子木といふべきを横なまりてひやうしぎとはいふなりひあやふしきといへるは附會の説ならむか

○朗詠集

嵇宅迎晴庭月暗といへるを覺明注に解して時務策註云嵇康字叔夜家植二五株柳一又時人曰二五柳先生一とあり嵇康を五柳先生といへることいかなる書によりてしかかけるにか永濟注といへる物にもしかしるせるは覺明注のあやまりをうけたるなり

○俗文のあやまり

今の世の俗文に御座候といふ文字をあまた用てかく事にす御座はおはしますと云訓なれば人をあがめいはんにはさもかくべしおのれの事をいふにもこれを用て不佞義も病氣にて御座候などかく事は有まじきひがごとのかぎりなるべし

○骨つぎの法

槐面雜志といへる書に骨つぎの奇法を載たり骨をいためたるものに開通元寶の錢を燒て醋にひたし研にてすりてその末を酒にてのむ時は銅末かの折たる骨をまとひて癒すとなり（北川氏いへらく本綱藏器云赤銅屑主傷寒能銲人骨及六畜有損者細研酒服直入骨損處六畜死後取骨視之猶有銲痕可驗打熟銅不堪用。宇治拾遺にこしうちをられたる雀に銅こそげてくはせたれば日頃へて癒て飛ゆきしことをしるせり）この法鷄の足の折たるにて試しにはたして接續してもとのごとくなりしとぞさてこの鷄を烹とするに足の骨をみるに銅末骨をまとひてありしとなりこの事朝野僉載にも見えて定州の人の馬より墮て足を折たるに醫銅末を酒にて服さしめたるにやまひ癒て後十年をすごして改葬しける時その骨をみるに折たる所銅末つかねまとひてありしとしるせりさらばふしぎなる法といふべし

○をぢをば

伯父叔父はをぢ姑姉姑妹はをばにて父の兄弟姉妹なり母の兄弟は舅の字なり母の姉妹は姨の字なり母かたのをぢをばなり母かたのをぢに伯父叔父など云はたがへり本妻を嫡といふ故に本妻のうめる子を嫡子といふ二郎三郎にても本妻の子は嫡子といふべし太郎をのみ嫡子とおもふはひがごとなり息女とはおのが女をさしていふ詞なるを人のむすめをさして御息女といへるもわろし

○盗蹠が廟
猶園といへる書に杭州府に草鞋三郎が廟あり頗靈響あり此神古の盗蹠をまつれるなりと志るしありこの事めづらしき事なりとおもひをりしに又よく似たることあり六訓園青山立路隨筆に云小野照崎明神は江戸坂本にあり此神名照崎といふ盗賊にて上野に住て往來の妨となる終にめしとられて此坂本にて刑せらるその執念人をなやますに依て神にいはふと也とあり今は小野篁なりとあやまりつたふとあるひとのかたりきすべてかたいなかにまつれる神の祠にはかゝるたぐひおほかるべし本所なる業平天神といへるもすまひとれるをのこをまつれるなりと徂徠翁のなるべしにかゝれたり百年のひさしきをへぬれば筆とるすべだにしらぬ田舍人はあやまりごとこそおほからめ

○拾遺集秋部に貫之、相坂の關の淸水に影見えて今やひくらむもち月の駒」
考るにこの歌は萬葉集にかはつなく神なひ川に影見えて今や咲らむ山吹のはな」といふをおもひてよめるなるべし（此説あたらぬよし別にしるせり）兼盛が衣うつべき時やきぬらむとよめる歌を紀時文が難ぜし時貫之の歌をもてこたへたるは萬葉集をば忘れたるにや（古今著聞集卷之五三十六）

○なるべしといへる書に入唐といふことは昔の博士のいかゞ心えたるにや日本を夷に爲たる詞なりとあり
この事いかゞあらむ入といふ文字を用たるとて唐土を内とし我國を外とすともいひがたかるべし歴史に戎夷の地にゆくを入と書たる所もあまた見えたり遜逖が詩題にも觀ニ永樂公至ノ入レ蕃ニとさへ書たるをやこの翁さることゝろより孔夫子の贊にみづから日本國夷人とはいかでかゝれけむ

○同書に火の用心と云は火あやふしと云事なり本朝文粹に見ゆ拍子木も火あやふき木なりとしるせり
考るに時をしらせあるは火あやふしなどふれありくに木をうちてめぐるは後の世のさまにていにしへにさることなし拍子木は柏板などの柏と同ことにて釋名に搏也とあるこれなり源氏さごろもにはうしとりてとあるも拍子の音なり後世木を二あはせてうつを

華をきはめたる夢にはあらず楚王となりしといふもひがことなりこれは枕中記といへる書に見えて唐の開元七年の頃道士呂翁（王世貞が列仙全傳にも五十年間一炊の夢の事を記して黄粱猶未熟のことは有かれも呂翁これも呂翁この名はおなじ呂翁にして枕をかりたる人とかしたる人の違ひあるもいぶかし。世に傳ふる趣にては盧生といふを一人の名のやうに覺えたれど呂翁邸舍にいこふて座すほど俄に少年の盧王を見る云々とあるをおもへば其人の名にはあらずして書生塾生などの生のごとき通稱なるべし）といへるもの邯鄲の道にて盧生にあひて嚢中の枕をかして寢さしめしに夢に進士に擧られ戎虜と戰などして終りに同州のものに妬れ邊將とまじはりをむすび不軌を圖たりと誣られひとやに下されし時に中官なる者のたすけにあひて死をまぬかれて驩州といへる所にありしを帝その寃なるをきこしめして中書令となし燕國公に封ぜられ五子を生さて孫十餘人いできて後年八十にいたり病て薨じたりと見て盧生欠伸して寐ぬれば呂翁かたはらに座しあるじ黍を蒸てありしがいまだ熟せざるほどなりとありよにいひつたへたるとは大にたがへり

○あるふみに鳥羽院の御胤をやどして女御を忠盛にたまひて後忠盛いもが子ははふほどにこそなりにけれとよみて奉りければたゝもりたてゝやしなひにせよと御こたへありけるよし玄るせり

考るに妄説なるべし今物語にいはく小大進と聞えし歌よみいとまづしくてうづまさへ參て御前の柱に書つけゝる歌、なもやくしあはれみたまへ世の中にありわつらふもおなしやまひを」とよみたりければほどなく八幡の別當光淸に相ぐしてたのもしくなりにけり子などいできて後もろともにゐたりける所ちかき所にいものつるのはひかゝりてぬかごなどのなりたりけるを見て光淸、はふほどにいもかぬかこはなりにけりといひたりければほどなく小大進、今はもりもやとるべかるらむとつけたりける面白かりけりと玄るせりこれを帝と忠盛の連歌とせしはいみじき强ごとなり今物語といへる書は右京權大夫信實朝臣の作れるものにて小大進は榮花物語に見えて、あるはなくなきは數そふ世中にといへる歌よみたる人なり

べき文ともおぼえずこの序に歌のさま六なりからのうたにもかくぞあるべきとかけるは詩の六義をひがおぼえして書たりけむ風雅頌と賦比興はおのづから別なることを混じておぼえをりけむやうなりその中にそへうたなずらへうたたとへうたといへる此三の名はみな物にくらべてよみなせる歌にて詩にいはゆる比の體にやかよひぬらむさるをしひて六の數にあはせむとてあまた名をかへて出せるはいかにぞや序の細注におほよそむくさにわかれんことはえ有まじきことになむとかゝれしは誰人の筆なるにか卓見の説といふべし

○つなしき天神

南畝子の説に世につなしき天神の像ありこれは菅公の圖を人にもとめられし時畵工のおもひよりてしきものに圓座をかきそへたるなるべしこの圓座は讃岐圓座にて菅公いまだ昇進したまはざるまへにさぬきのかみとなり給へればそれをおもひてゑがきたるなるべしといはれきおもしろき説にこそ

○桐壺の巻におぼしやりつゝともし火をかゝげつくしておきおはします云々この注に湖月抄に奥入を引て夕殿螢飛思悄然孤燈挑盡未能眠といへる長恨歌の文をひけり

按ずるにこの注いまだつくせりともおもはれずその故は式部がこゝろには長恨歌の孤燈挑盡未ㇾ能ㇾ眠遲々鐘鼓初長夜とあるをうけてともし火をかゝげつくしておきおはします右近のつかさのとのゐまうしの聲きこゆるはうしになりぬるなるべしとやはかられて書とりたる物なり夕殿螢飛云々といへるは引ずともありなむ遲々鐘鼓云々をあげざれば式部が心用ひをいたづらにせるものといふべし

○同巻ゆゝしきといへる詞の注に侘ぬれば常はゆゝしき七夕もうらやまれぬる物にぞ有ける」作者人丸としるしてあり

考るに六帖第一にはこの歌ふかやぶと有拾遺集戀二にはよみ人しらずとてのせたり人丸とせるはなにゝよれるにかいぶかしきことなり

○世につたふ邯鄲の市に盧生といふもの粟の飯かしぐひまに楚國の王となりて五十年の榮華の夢を見たりといへり

この事謠曲にものせてよく人のしる所なりされど榮

者八驛還日事緩者六驛以下親王及一位驛鈴十剋傳符三十剋三位以上驛鈴八剋傳符二十剋四位驛鈴六剋傳符十二剋五位驛鈴五剋傳符十剋八位以上驛鈴三剋傳符四剋皆數外別給驛子一人其六位以下隨レ事增減不二必限一レ數一其驛鈴傳符還到二日內送納凡諸國給鈴者太宰府二十口三關及陸奧國各四口大上國三口中下國二口其三關國各給關契二枚とあれば數七にかぎれりといふはあやまりなるべし

○松浦佐用ひめ石となれるといふこと

これはよく人のしれることながらふるきものには見えず日本紀宣化天皇二年冬十月壬辰朔天皇以三新羅寇二於任那一詔二大伴金村大連一遣三其子磐與二狹手彥一以助二任那一是時磐留二筑紫一執二其國政一以備三三韓一狹手彥往鎭二任那一加救二百濟一また欽明天皇二十三年八月天皇遣二大將軍大伴連狹手彥一領二兵數萬一伐二于高麗一狹手彥乃用二百濟計一打二破高麗一其王踰レ墻而逃狹手彥遂乘レ勝以入レ宮盡得二珍寶賄賂七織帳鐵屋一來とありて佐用ひめがことは見えず萬葉集卷五云大伴佐提比古郎子特被二朝命一奉二使藩國一艤棹言歸稍赴二蒼海一妾也松浦佐用嬪面嗟二此別易一歎二彼會難一即登二高山之嶺一遙望二離去之船一悵然斷レ肝黯然銷レ魂遂脫二領巾一麾レ之傍者莫レ不二流涕一因號二此山一曰二領巾麾之嶺一也作レ歌曰得保都必等麻通良佐用比米都麻故非爾比例布利之用利於返流夜麻能奈」このほかに後人追和の作四首あり別に憶良の歌にまつらがたさよひめのこがひれふりしやまのなのみやきゝつゝをらむ」といへるも載せてあれどいづれもさよ姫が石となれるとはいはず夫木にたのめつゝきかたき人を待ほどに石に我身ぞなりはてぬべき」といふ歌も詞書に武昌北山とあればからくにの故事なり考るに古今著聞集また十訓抄に幽明錄をひきて望夫石の故事をあげつぎにさよ姫がことをしるしたりこれにも石となれりとはあらねどはじめの望夫石の故事と事もよくかよひてあれば佐用姫のことゝ望夫石の故事と混じてひがおぼえの人の物語せしが世にひろごりたるなるべしとおもはる

○古今和歌集序

すべて此書は師傳口授をえざればさとしえがたしと人いふめりされど周誥殷盤の佶屈聱牙なるさまにもあらず女文字してしるしたればさのみよみがたかる

號曰二八十枉津日神一次將レ矯二其枉一而生神號曰二神直日神一次大直日神一云々とあり古事記も同ことにて八十禍津日神の次に大禍津日神といへるがうまれ給へり舊事紀にかけるも同ことなりいづれにも禍津日の神のあれませることはしるせれどこの神人のためにわざはひをさづけ給ふといふことはふつに見えず延喜式御門祭の文に天のまがつひといふ神のいはむ惡事に相まじこり相口あはせ給ふことなくなど見えたるのみなり元明帝和銅五年に古事記なりて養老四年に日本紀撰給ひてよりこのかた世は千年ばかりにやなりぬらむその間に博學多識なる人あまた出たれどもつゆかゝる說をいひ出たる者なし杜撰の甚事いふべうもあらずそのもとは佛書よりさぐりえてさてそれをこの國の神に附會せるものなり涅槃正行品云如一女人入二於宅舍一顏貌偉麗以二瓔珞一莊二嚴其身一主人見已汝字何等答言我身卽是功德大天我所レ至處能與七寶具足主人聞已心生二歡喜一復於二門外一更有二一女一形貌醜陋主人復問汝字何等答曰我字黑闇我所住處所有財寶一切衰耗主人聞已卽持二利刀一言汝若不レ去當レ斷二汝命一曰汝甚愚癡汝舍中者卽是我姊我常與姊進止共居汝若驅レ我亦當レ驅レ彼功德天言實是我妹未二曾相離一我常作レ好彼常作レ惡若愛レ我者亦應レ愛レ彼主人卽言若有二如レ是好惡事一者我俱不レ用各隨レ意去としるせりこの黑闇女は耳くろきゆゑに黑耳ともなづくとぞこのいたる所多不吉祥人亡び家破ると俱舍にありとて義楚六帖にもしるしたりこの黑闇女のことをおもひて禍津日神におほせたる物なりすべて神學者といふものゝ強て說をなせることにはあさまなることおほかりこの國の他國にすぐれたることをあげいへるも俗にいはゆるひいきのひきたをしといへることおほくて笑にたへず

○くぼのすさびといへる書に驛路鈴は數七ありて官使七道へおもむく時一づゝたまふその中に口のかけたる鈴ありその鈴をたまはれる使は道のほど萬につけてあしゝといへり

このくぼのすさびといへる書はことわりあることをのみあげたり中にこの說はあやまれりとぞおぼゆるいかにとなれば數七ありて一づゝ給ふといふこといづれの書にあることにか考るに公式令に云凡給二驛傳馬一皆依二鈴傳符剋數一事速者一日十驛以上事緩

ありことなるべし(安昌按に此故事も猶いかゞあらんか塔こぼちたるにはあらでこぼたんとしたるなればこゝの解にはあたらずや塔こぼちたるといふ一本のかたによるべくおもはるゝ明證あり別にいふべし)末摘のとし月ふるあひだあはれにさびしくおとろへゆきてずりやうどものこの木だち家づくりを心につけてかひもとめてんなどいひよれば親のみかげとまりたるふるきすみかをいかで人の物となしはてんとて古代の調度までもうらせ給はず女ばらのいさめをうけひき給はざるをほめ奉りてかの王の人にすゝめられてたやすく塔こぼたんとせしをおもひ出給ひて末摘の御とくをめで給へるなり定家卿の本に塔と書たるぞよき契冲子莊嚴論を引ていはざりしは網をもるゝ魚とやいふべき

○たまくしげといふ書に古傳の說はたゞ神代より語つたへのまゝにて傳はり來りしをその古傳說のまゝに記されたる古事記日本紀なればかの輕薄なる唐戎のあらはせる書どもにおなじなみに時代を以て論ずべきにあらず撰錄の時代こそ後なれ其傳說の趣は神代のまゝなれば唐國の古書どもより却てはるかに古きことなるをや云々惣て神には尊卑善惡邪正さまぐ\有故に世中の事も吉事善事のみにあらず惡事凶事もまじりて國の亂などもをりく\おこり世のため人のためにあしき事などもおこなはれまた人の禍福などのたゞしく道理にあらざることもおほきこれらはみなあしき神の所爲也惡神と申はかの伊邪那岐大御神の御禊の時豫美の穢より成出給へる禍津日神と申す神の御靈によりて諸の邪なること惡きことを行ふ神だちにしてさやうの神の盛にあらび給ふ時には皇神だちの御まもり御力にも及ばせ給はぬこともあるはこれ神代よりの趣なり云々

この說めづらしきことをいひ出たりいまのよの人わざはひにあひてからきめみる事このまがつひの神の所爲也といふことはおそらくは舍人親王も安麿もしれる所にあらじ神代紀の一書に吾前到於不須也凶目汚穢之處故當滌去吾身之濁穢則往至筑紫日向小戸橘之檍原而祓除焉遂將盪身之所汚乃興言曰上瀨是太疾下瀨是太弱便濯之中瀨也因以生神

これは權大納言藤原光廣卿の作にて扶桑拾葉集に載給へりその中にいへらく大井川をかちにて渡て見むとてわたる大なる石かぎりなく流て足のふみどなし河こしといふものつかずしては一歩もなりがたしと書れたりおのれこの文をよみていにしへの質素なることをおもひやりぬいまの人はいやしきものすら大井川をかちわたりするものやはあるこれらのことい まのよの人にかたりきかすともまことならずとすべし又終に六鄕の橋をふみとゞろかしてとありさればこの頃まではかしこに橋ありしことしらる又大磯をしるせる所に小餘綾磯をしばらく駕をとゞめてみる磯の岩に波の打よせ〳〵するいとおもしろし、めもあやに清見が波はこゆるきのいそのいはほの見えかくれする」ひらつかなどいふ所を通て場乳を船にてわたるとあり考るにめもあやによりみえかくれするまで一首の歌にてこゆるぎの下にのもじ落たるなるべし扶桑拾葉集にかきつゞけてあるは筆者のあやまりならむかし

○東關紀行

これも同書にのせられて源親行の作なりその中にもろこしの召公奭は周武王の弟なりとあるはいかにおもひたがへられけむいぶかしきことなり

○よもぎふの卷にしのぶ草にやつれたるうへのみるめよりはみやびかにみゆるを昔物がたりにたうこぼちたる人も有けるを覺しあはするに同さまにてとしふりにけるもあはれなり此解に顏叔子が故事をひき又はかつらの中納言物語をひきて堂こぼちたると解たるも有定家卿の本には塔こぼちたるとありと諸抄に見ゆたうこぼちたるとはしほうなる人の事なるべしとも見えたり

考るに契沖子が說に顏叔子が故事はその意またく叶はず昔物語に親の功德のために立たる塔あるひは堂をその子不孝にしてこぼちたるよしかける物有によりてそれをおもひ合すれば父常陸宮のしおかせ給へる事をあらためずして末摘花のゐ給へるを孝行なりとあはれに見たまふなり云々とありこの解ことわりよく聞えたり諸抄の說はわろしたゞし塔こぼちたるを物語ぶみに考るにあることなしこれは天竺の故事とおもはる莊嚴論云、昢伽城ニ有ニ佛爪塔一外道惑レ王ヲ曰不レ宜カラ二此國ニ一王欲レ壞ント一夜塔與ニ樹井一自移ルコト四十里と

にて、鳥かなくあつまの森を見わたせは月に入江の波そしらめる」といふ歌ありて自注に吾妻森は東人といふ人の住し所とぞ本所横堀三目の東にありとしるしたり東人といへるはいつの頃の人にか橘姫なりといへるは例の附會のせつなるべし

○神無月時雨とともに神なひの杜のこのはゝふりにこそふれ

この歌後撰集冬部によみ人しらずとていれり朗詠集には貫之の歌としていれらる今本の貫之集には見えずさるを續後撰集に藤原光俊朝臣、冬のきてしくるゝ時そ神なひのもりの木の葉もふりはしめける」といへる歌はいまとまたくおなじ、しりておかされしにやおのづからかよひたるにやいぶかし

○事跡合考といへる書に溜池（名所和歌集に狹山の池武藏）六帖にむさしなるさやまの池のみくりなはひけはたえすや我ぞたえする」とあるは是正く俗に溜池とよぶもの是卽狹山の池なりと老輩申傳ふ同名所集に狹山（武藏）千載集顯季、五月やみ狹山かみねにともす火は雲の絕間の星かとそみる」是また老輩つたへいふ卽溜池の上櫻田山王權現の社の山まさしく狹山也云々武藏に古歌ある池はこの狹山の池ばかりなり

かゝる俗書にしるせることはあげていふべきにあらねどこれをもまことなりとせむ子どもの爲にかきつけおくものなり先名所和歌集に狹山武藏（武藏國多摩郡村山といへる所より半里許ゆきて狹山といふ山有その下に狹山の池とふるくよべる池あり武藏に狹山ありといへるは是をいふなるべし）一說河內としるしありて武藏とさだめたるにもあらず又むさし也といへる歌六帖には戀すてふさやまの池のみくりこそひけはたえすれ我やねたゆる」とありて武藏なりといへる詞はなしくだんの作者江戸の地の名につきてしひて證據をいださんとて六帖の歌の五文字をひきかへて出せるはわらふにたへぬヿ也ことに狹山は河內（古事記中卷云印邑入日子氏者作血沼池又作狹山池又作日下(クサカ)之高津池云々これらみな河內國なり）なりとて契沖子すでにいへり勝地吐懷編に續日本紀云天平四年十二月丙戌築河內國丹比郡狹山下池神名帳云狹山神社狹山堤神社並大社也と見えたり

○あづまの記

爲レ蛤乃乘宮殿禮レ佛報レ恩とありもと死したる蛤の魂氣天にのぼりて宮殿を見るさまをゑがきたるを蜃樓と見あやまりたるは笑ふべきことぞかし

〇はゝきゞの巻にこの女の家はたよきぬ道なりければとある所に孟津抄に「吹風にあつらへつくる物ならばこの一もとはよきよといはましとしるして解せり

考るに萬葉集巻之七神前荒石毛不所見浪立奴從何處將行與奇道者無荷。よきぬ道にはこの歌こそかなふべけれ

〇むさし野

ともどちにいざなはれて玉川のあゆとらんとていでたつまづ府中の六社にまうでてその夜かしこの家にやどりてあくるあしたあないの男をさきにたてゝ國分寺にまゐるそれより十町ばかりゆきてすゝきかやおひしげりたるたかき所にのぼるあないの人のいへるはこれなむむさしのゝはらにて侍る歌よみ詩作り給ふ人はふりはへ尋給ふもおほかりといふおのれいへらくひたちの國にたかまがはらといへる所ありそのたぐひならむとわらひてこたへぬ友どちあたりなるすゝきをみなべしぬきとりて根をつゝみて家づとにと用意すさて玉川にひとひあそびてかへるこたびは玉川をのみこゝろざしつるにむさしのを見たるはいみじきことなりなどいふ人あり歸りつきてのちかの友どちに羅山先生の丙辰紀行を見せて大にわらひたりその文になにおふむさしのは月の入べき山もなしといへばまことにそくばくの莾蒼をすぎてまた莾蒼なり此國の稻毛葛西越谷岩筑河越鴻巣忍なども皆むさしのゝ内にて侍りいづれも御かりばなれば毎年ここにならせ給ふとしるせりいま大江戸にすめる人らはむさしのは別にありとおもふ人もおほしさる心よりわざとたづねゆくものもあるべしかの髭がちにくろみたる田舍人のことしりがほにあないせるをおもひいづるごとにいまもわらひをもよほすになむ

〇吾妻森

大江戸龜戸天神のうしろを四五町ゆきてかしこの畑中にありこの社をやまとだけのみことの御妻橘姫の靈をまつれりと物にしるせりされどうけがたき說なりとおもひをりしにこの頃藤原茂睡入道のえらばれし鳥のあとゝいへる歌集をよめるにくだんの森を題

あれば末つむへよかれし給へること一月のほどなるべし見にくげなるかほかたちの日頃すぐる間に生なほり給はんことあるべうもあらずこれをしひておひなほりと釋しては通せぬやうなりいま考るにおいなほりにて起なほるにはあらずやおきなほるゐなほるなどは今もいふ詞なりこゝは末つむのかたはらふし給へるを源の御覧ありてもし起直りたらん時はさきのをせながなるすがたけしからぬ鼻のさまなどもいちじるからんとおぼされて格子引あげ給へりしかさきのよの物ごりおぼし出られてあけはてゝ脇そくをしとみに打かけてわづかに日の光をいれ給へるなるべしもとはおいなほりなど書てありしをおひと誤うつしてさる解をもなせるならむか

ねざめのすさび一の巻　終

ねざめのすさび　二の巻

○蜃氣樓

本草云、蜃蛟之屬其狀亦似ㇾ蛇而大有ㇾ角如二龍狀一紅鬣腰以下鱗盡逆ナリ食二燕子一能吐ㇾ氣ヲ成二樓臺城郭之狀ヲ一將ㇾ雨即見名二蜃樓ト一亦曰二海市ト一（史記天官書海旁蜄氣象樓臺）其脂和ㇾ蠟作ㇾ燭ニ香凡百步烟中亦有二樓臺之形一としるせりしからば海中にて氣を吐ものは蛟の如きかたちせる蜃といふものなり大なる蛤をも（西川如見怪異辨斷云蜃は大蛤と訓す然れども今俗云蛤蜊の義には非ず兎角大なる貝と見えたり其貝の息を吐出すに日の光に映じて樓臺の象現するものなりといへり）蜃といへるより混じておぼえたる人の蛤のうへに樓臺のかたをゑがきたるを見て蜃氣樓なりといへるはあやまりなりさてかの蛤に樓臺をとりあはせてゑがきたるは繪師のあやまりならず別に故事ある事なり金藏經に云佛在二膽波國迦羅池邊一爲ㇾ衆說法ス一蛤草下志心聽受ス有ㇾ人持ㇾ杖悞中蛤頭尋即命終生二於天上一感其宮殿廣十二由旬得宿命通ヲ知二曾

るをいやしき口より孔丘などよべるは何ごとぞやかの翁のいへるおほやけさまにあづかれるおもき名どもをさへにわたくしの心にまかせてみだりにあらため定て書ると儒者をそしりたれど、おのれもすでにおほやけざまの定をやぶりたるにあらずやすべて此翁のつくれる物には聖賢をおとしめそしり儒者をいたくくじかんとのみすることをもはらとせり眞暦考玉くしげたまかづまなどいへる書どもよむにたへざる僻說どもおほかり我兒孫たらむものはゆめかゝる人の說にまよふことなかれ（安昌按に此いひなしも又あまりなること也雅望はすべて古學者などいふ大人だちをことともなくいひけつ心ばへありて加茂翁をさへ何かといひおとしたることありされどおのがたてたるすぢに何ばかりのたけきことかあるわらふにたへぬことなり）

〇源氏物語ゆふかほの卷並に椎本の抄にうばそくがおこなふ山の椎がもとあなそは〳〵しとこにしあらねばとあり

按ずるに抄にこの歌の出所をあげずなにより出たるとおもひたるにこの頃うつぼ物がたりをよめるに藏びらきの卷にさる歌ありてさかきばのかをかうばしくとめくればやそうぢ人ぞまとゐせりけるといへる歌の次に今の歌あり印本のうつぼには長歌のことゝひとつらにかきて何をもあやまりてしるせり（安昌按うつほの歌花鳥餘情にうつほ物語を引てあげさせ給へるをばいはで抄の事のみをいへるはいかゞ）

〇末つむ花の卷にすこしさしいでゝかたはらふし給へるかしらつきこぼれいでたるほどいとめでたしおひなほりをみいでたらん時とおぼされてかうしひきあげ給へりいとをかしかりし物ごりにあげもはて給はで云々とあり湖月抄におひなほりは末摘の顏の生直り給はんを見出たらん時うれしからんの心なりとしるせり

考るに光君の末つむのもとへかよひそめ給ひしは八月廿よ日と前に見えたり後にこの御いそぎのほどすぐしてぞ時々おはしけるといへるは朱雀院の行幸のことにて十月ばかりのことなりすごしてとあれば十月より後霜月頃のことにやうちとけたる宵居のほどやをら入たまひてとかけるも其頃のことなるべしここはなぬかのせちゑはてゝ夜にいりておはしたりと

○同書に本田善光といふ人は開闢以來いまだ出生せざる人なるが何ものゝ狡兒か寓言せしや云云

按ずるに推古帝の頃本田善光など名のるべき人の有まじきといふことはたれもえれることなり開闢以來出生せざる人とはいひがたし本田善光（本田善光事見二源平盛衰記一）といへる人善光寺の如來を供奉し都にのぼりきたれること足利の末の頃ありけることなりその事古今夷曲集の詞書にしるしてありしが今わすれたり

○本居なにがしがかける玉かつまといへる書に東鑑をひきて工藤庄司景光著二佐與美水干一といふこと見ゆ今の世に布に細目といふがあるは此さよみの訛れるなるべしとしるせり

按ずるにさよみの布の出所に東鑑をひかれしはいかにぞや和名抄に貲布唐韻云此布名也漢語抄云佐與美乃沼能とあり（貲布出于延喜式）和學者となのりて人をみちびける人のかばかりのことをわすれられしは笑ふにたへぬことなり

○同書に云孔兵名をたゞすをこそいみじきわざとはしつれこゝの近き頃の儒者は萬に名をみだることをのみつとむめりそが中に地の名などをからめかすとてのべもつゞめも加へも心にまかせて物するなどはなほつみかろかるべきをおほやけさまにあづかれる重き名どもをさへにわたくしの心にまかせてみだりにあらため定て書なるはいとも／＼可畏わざならずや云々

續日本紀稱德天皇神護景雲二年七月辛丑大學助敎正六位上膳臣大丘言ス大丘天平勝寶四年隨レ使入レ唐問二先聖之遺風一覽二膠庠之餘烈一國子監有二兩門一（兩一本作西賢一本作覽）題曰二文宣王廟一時有二國子學生程賢一告二大丘一曰今主上大崇二儒範一追改爲レ王風德之徽于レ今至矣然准二舊典一猶稱二前號一誠恐乖二崇德之情一失二致敬之理一大丘庸闇聞二斯行レ諸ヲ敢陳二管見一以請二明斷一者勅ノ號二文宣王一また學令に凡大學國學毎年春秋二仲之日上丁釋ニ奠於先聖孔文宣一其饌酒明衣所レ須並用二官物一とあれば皇朝にてはすでに王號をおくり給へりしことといちゞるし關東の御おきてにも廟堂いみじうつくらせ給ひて京都のごとく釋奠のまつりたえさせ給はず文宣王をもていつきまつらせ給ふな

ず淨は戯場にてあらごとしなど唱る者なり關雲長などみな淨のつとむることとなり清の康熙帝の坐右の聯に華操は丑淨とあるにても知るべし

○水滸傳

宗江は仁智の長者にして賊となれるは據なきより出たる也と人のしれるがごとししかるを金世歎が評にしひて宗江を姦智の大賊として評せるはことわりなし宋史に見えたる淮南の盜宗にはにくむべし水滸傳の書るごとくならばにくむべき物にあらず世歎が論は還道村にて宗公明三卷の天書を九天玄女より得るといへるところにて說きおはれりかの說のごとくならばいかでか天女のたすけあらむや作者の本意にかなはざる評なり

○東海談になるべしといふ書は赤城翁の茗話なり未練の學者の假字の外題を嫌て可成談とあらためなづけしはさて〳〵文盲なる學者かなと其鐵面を見たくおもふ也又奈流邊志と云たるはいよ〳〵文盲千万なり僻ことかな云々

按ずるに可成と云るはいかゞあらむか奈流邊志とかけるは假字なればくるしからずこれを文盲といはゞ三代實錄十三に依此天旱災波所致奈留部之とある類をもわろしとせむや常の假字はかしこの草の體なればそれを眞字に書たりとて文盲なりとてとがめ笑ふべきことかは

○同書に云伊勢物語に春日のさとに知るよししてかりにいにけり此物語の作者知の字義を知らざるならむ中華の書に知二袁州一知二漳州一などの知の字はつかさどると讀なり知行所等の知もしるといふことにあらずつかさどり行ふなり云云

考るに己が領する所をしるといへるは我國古言なりさるをいせ物がたりの作者の知の字義をしらざるなりといへるは過言なるべししるといへる詞この物がたりにかぎらずそのほかにもあまた見えたり古事記日本紀萬葉集などに所二知(シロシメス)大八島國一又御(シロシメス)二八島國一などあまた所見えたりこれらは知ろしめすとよめる故こゝろづかざるにやしろしめすのろしの反りなればしりめすといふことなり莊園の地などはしるところなどいはんこと論なし皇朝の古言にうとき人のみだりに古人をそしれるたぐひかゝることおほかり

レ自ニ劉炫ニ事義紛沓誦習尤艱靡レ厭ニ乘止ニ更招ニ疑義ニ故玄宗廣酌ニ儒流ニ深廻ニ睿想ニ爲ニ之訓注ニ冀闡ニ微言ニ卽勅ニ學士儒官ニ僉ニ議可否ニ於レ是當時有識碩德名儒咸集ニ廟堂ニ恭尋ニ聖義ニ妙理甚深常情難レ測同共嗟伏服ニ請頒傳ニ侍中安陽縣男乾曜等奏曰天文昭爛洞合ニ幽微ニ望卽流行佇レ光ニ來葉ニ制曰可然則孔鄭之注並廢ニ於時ニ御注之經獨行ニ於世ニ而唯傳ニ彼注ニ未レ讀ニ件經ニ假之通論未爲允愜鄭孔二注卽謂レ非レ眞御注一本理當ニ遵行ニ宜自レ今以後立ニ於學官ニ敎ニ授此經ニ以充ニ試業ニ庶革ニ前儒必固之失ニ遵ニ先生至要之源ニ但去レ聖久遠學不レ厭レ博若猶敦ニ孔注ニ有レ心ニ講誦ニ兼聽ニ試用ニ莫レ令レ失レ望とあり今世にある所の孝經あに孔壁のまゝなる本ならんや唐の頃わたりきたれるに論なきもの也

○年山紀聞の中に安積先生の常照寺藏千字文記を載たりその文に夫千字文は梁武帝使周興嗣編之以敎ニ諸王之書ニ而百濟王仁所レ上ニ應神天皇ニ者也皇朝文學之興ル實ニ基ニ于此ニと見ゆ今案ずるにこの文いかにぞやおぼゆるこれはまたく古事記によりてかゝれたるなるべしされど應神帝の十六年は晉の大康六年にあたりて梁武帝よりは二百餘年まへなるをやされば古事記に千字文としるせるはいぶかしきことどもなれども淳化帖に漢の章帝の書なりとて載たる文をおもへばいにしへかゝるもの有しともおもはる歐陽公の說によれば義之より前既にありといへり安積子の文のごとくにては梁武より後王仁來て應神帝にたてまつれると聞えて年代前後せりさる博識の家にもふとおもひたがへたることのあるは千慮一失といふべし

○いかのぼり

都人はいかとよび關東人はたことよべり形の烏賊魚に似たればなりふるき繪はもとより近ごろ西川祐信のゑがける物みな烏賊魚のかたちせり關東にては章魚といへるも足のおほかる物なればしかよべるなるべしいにしへに師勞之とよべるよし和名抄に見えたり風鳶紙鳶などかしこの文にも見えたれば今のとびだことい ふものは唐のさまをうつしつくれるなるべし

○淨

俗語藪といへる書に淨をどうけと訓せり大にしから

津抄を引ていへるは源の御出によりて火をとりのけたるなりと云るせり

これは穏なる注ともおもはれず源氏のいらせたまへるを見て火をとりのけなどするほどにて右近がうち臥てをるべきことかはこゝは源氏のいかにも忍のびて入せ給へる故にさは忍らで右近も臥ゐたるさまなり大とこをはじめ法師ばらはみな念佛おこなひにかゝりてこなたにをるに右近のみひとり此人々にそむきてあなたさまに屏風へだてゝふしたるをしか書たるなり獨とかくべきを火とりとうつし損じてしひて説をなしたる物と見ゆ

○太宰子の獨語に仲麿が明州にてよみたりといふあをうなばらの歌は盛唐の佳境にて李太白が峩眉山月の詩と同格なるべし定家卿あまのはらと改られしは口をし云々

考るにあをうなばらの歌とは土佐日記にあをうなばらふりさけみればかすがなるといふをとりていへるにやされど古今集羇旅部にあまのはらとあれば定家卿のあらためられしにはあらず百人一首にあまのはらとあるより定家卿の改られしとおもひて古集をわすれられしはあやし

○同人の古文孝經の序に孔壁古文孝經幷與二安國之傳一在二于我日本一者寧不レ知珍而寶レ之哉とあり

按ずるに孔壁の古文とかゝれしはいかにぞやおぼゆる皇朝につたへたる孝經いにしへの科斗のまゝなるもの有しことをきかずことに世にある所の孝經に章ごとに名をわかちつけたるなど他經に例もなくいにしへざまにあらず漢已後の人のつけそへたる物とおもはる孔傳といへるものもかしこにてもはやくより疑おもへる人もありけり皇朝にて詔ありてこれを禁じ給へることもありしをかの序に清和帝の制詞を擧いはざるは國史をばみずやありけむいまこゝに書つく三代實錄卷之四（貞親二年十月）十六日壬辰制哲主之訓以レ孝爲レ基夫子之言窮レ性盡レ理郎知一卷孝經十八篇章六籍之根源百王之摸範也然此間學令孔鄭二註爲レ敎二授正業一厥其學徒相沿盛行二於世一者安國之注劉炫之義也今案二大唐玄宗開元十年撰二御注孝經一作二新疏三卷一以爲世傳二鄭注一比二其所レ注餘義理專非ヌ稽二之鄭志一康成不レ注二孝經一安國之本梁亂而亡今之所レ傳出

と見え孟津にも源のうつくしきにつきて好色の
心より女になりて見たきと也としるせり
按ずるにをとこは女にくらぶればほねふとくひげお
ひてよろづをゝしきものなるを是はひきかへうつく
しくなよびたる御姿なれば女ともいはまし女にて見
奉りても上の品なるべしとのたまへるなるべしいか
にいろめきたる御心なりともみづから女になりてこ
の人にむかひたきとおぼさむやは細孟ともに甚しき
穿説なるべし巴抄に源氏を女にしてみばやと也とか
けるはよろしき説なり榊の巻に藤壺の尼になり給は
んとて冷泉院へまゐり給ふ時に冷泉院の御かたちを
あけかへる所におとなびたまふことにたゞかの御顔
をぬきすし給へり御はのすこしくちてくちのうちく
ろみてゑみ給へるかほり（一云かほのにほひやうな
るをいへるなりかをりとあるべし○一本もかほりな
り）うつくしきは女にて見たてまつらまほしうきよ
らなりとあるをもてこゝの解のあやまれるをしるべ
し繪合巻に院の御ありさまは女にてみたてまつらま
ほしきをとあるもおなじ

○鞴

和名抄に唐韻を引て鞴韋嚢吹火也とありて和名布岐
加波としるされたり今ふいごとよぶはかはをよこな
まりたるなり又鋸も和名能保岐利とあり今はのこぎ
りとぞいふなる木天蓼を和太々非と訓せりいまはま
たゝびとおしなべていへりかゝる類猶おほく有べし

○きんち

これは物がたりぶみに見えし詞にて海といへること
なりと抄に見ゆされどいかなることにて海をきんち
といへるにやたしかに注し付たる物を見ず今考るに
もしくはきんだちをつゞめてきんちといひたるにや
とおもふはひがことならんか

○のろし

こゝろおそき人をさして俗語にのろしといへりこれ
はぬるしの轉せるにやとおもはる若菜巻上に朱雀院
の御出家の事をかける所に終にかく見奉なし侍るま
でおくれたてまつりぬる心のぬるさをはづかしくお
もう給へらるゝかなとありいまののろしといへるに
よくあたれり

○ゆふ顔の巻にいり給へれば火とりそむけて右
近は屛風へだてゝふしたりとあるを湖月抄に孟

精也寔惟美泉卽合大瑞朕雖痛虛何違天貺可大赦天下改靈龜三年爲養老元年天下老人年八十已上授位一階若至五位不在授限百歲已上者賜絁三疋綿三屯布四端粟二石、九十已上者絁二疋綿二屯布三端粟一斛五斗、八十已上者絁一疋綿一屯布二端粟一石僧尼亦准此例孝子順孫義夫節婦表其門閭終身勿事鰥寡孤獨疾病之徒不能自存者量加賑恤仍令長官親自慰問加給湯藥亡命山澤藏禁兵器百日不首復罪如初又美濃國司及當耆郡司等加位一階又復當耆郡來年調庸餘郡庸賜百官人物各有差女官亦同癸巳授美濃守從四位下笠朝臣麻呂從四位上云云十二月丁亥令美濃國立春曉把醴泉而貢於京都爲醴酒也されば此時孝子の美濃國に在しにはあらず養老といふ文字は符瑞書に見えたるをもて年號とはなさしめ給ひける也人ありて老人をいたはりやしなひたることにはあらずましてこの頃は孝子烈婦の類はあつくめぐみ給ひてその名を史にしるしてもらすことなきをや著聞十訓抄の作者いかで國史をよまざりけむいぶかしき

○世俗に怒はらたつことをいきどほるといひまたつゝまずかくさぬことをあからさまといへり日本紀卷の六垂仁天皇の條に俯仰喉咽進退而血泣日夜懷悒無所訴言とありて懷悒の二字いきどほると訓せたり悒字は字書に不安也憂也と注ありてなげくとなりさらばいきどほるとはうれひいたむことにしていかりはらだつことにいへるは後の轉じたる語なるべし（新撰字鏡曰怫憎意不評泄也伊支止保留この注に　字の（本ノマヽ）はあきらかなり。萬葉集十九布里左氣見都追伊伎騰保流許巳呂能宇知乎思延云々）又あからさまといふ詞は神武紀に倏忽の文字をよませてしばしの間といふこと也或云明狹間といふことにて日光の隙を過る急なることにいへる詞なりと源氏物語などにあからさまにかける皆しばらくのほどをさしていへる所に用たり（白氏文集牡丹芳詩に暫の字をあからさまと訓せり）いまの俗にいふとは大にたがへり

○紅葉賀卷に宮（兵部卿）もこの御（源）さまの常よりことになつかしううちとけ給へるをいとめでたしとみたてまつり給てむこよなどはおぼしよらで女にてみばやといろめきたる御心にはおもほす此所の注に細流に是も女になりて源にむかひたきと也

癸舖は疵の大さをはかりてそのしろをとりて疵なき物とかふることとなり考るに財物に疵あるをいみきらふはふるきならひなりとおもはる

三代實錄第十一貞觀七年六月十日己未禁ニ京畿及近江國貢買之輩擇ニ弃惡錢一曰弘仁十一年六月九日下知大藏省曰鑄錢司所レ進新錢雖ニ文字頗不明一而不レ失ニ體勢一亦有ニ小疵一行用無レ妨宜猶檢納而間愚者不レ悟ニ此旨一專任ニ己心擇弃不レ受或稱文字不レ全計十嫌ニ二三ニ或號輪郭有レ缺舉百欠ニ八九一是以要ニ升米一者飢口難レ餬買ニ屯綿一者寒身不レ暖宜牒ニ于路頭一嚴加ニ禁止一若有ニ乖違一隨卽决笞と見えたり

○古今著聞集八及十訓抄卷の六に昔元正天皇御時美濃國に貧く賤き男有けるが老たる父を持たりこの男山の草木をとりて其直をえて父をやしなひけり此父朝夕あながちに酒を愛しほしがるこれによりて男なりひさごといふ物を腰につけて酒をうる家に行て常にこれを乞て父をやしなふある時山に入て薪をとらんとするに苔ふかき石にすべりてうつふしにまろびたりけるが石中より水流れ出る事ありそのいろ酒に似たり汲てなむるにめでたき酒なりうれしくおぼえて其後日々に是を汲てあくまで父をやしなふ時に帝此事を聞し召て靈龜三年九月にその所へ行幸ありて御覽じけり是則至孝の故に天神地祇あはれみてその驗をあらはすと感ぜさせ給ひて後に美濃守となされけり其酒の出る處をば養老の瀧とぞ申かつは是によりて同十一月に年號を養老と改られけり

この說妄誕のはなはだしきものなり續日本紀養老元年（靈龜三年なり）八月甲戌遣ニ從五位下多治比眞人廣足於美濃國一造ニ行宮一九月丁未天皇行ニ幸美濃國一云々甲寅至ニ美濃國一東海道ハ相摸以來東山道ハ信濃以來北陸道ハ越中以來諸國司等詣ニ行在所一奏ニ風俗之雜伎一丙辰幸ニ當耆郡多度山美泉一賜ニ從レ駕五位巳上物一各有レ差十一月癸丑天皇臨軒詔曰朕以今年九月到ニ美濃國不破行宮一留連數日因覽當耆郡多度山美泉自盥ニ手面一皮膚如レ滑亦洗痛處無レ不ニ除愈一在ニ朕之躬一其驗アリ又就ァ而飲浴レ之者或白髮反黑或頹髮更生ス或闇目如明自餘痼疾咸皆平愈ス昔聞後漢光武時醴泉出飲レ之者痼疾平愈ス符瑞書曰醴泉者美泉可ニ以養レ老蓋水之

かみの瀬まつ里の津にとまりて云々野山蘆荻の中を分るより外のことなくて武藏とさがみとの中にゐてあすた川といふ在五中將のいさことゝはんとよみけるわたりなり中將の集にはすみだ川とあり舟にてわたりぬればさがみの國になりぬ云々といへりこは所のものゝ敎たるまゝに書しか土人の云傳へたるは大によしあしの侍るめり又京人の聞傳へたるも必よしとのみいひがたし亦いはく右に引たる更科日記のごとく此文にももとはさがみの國とむさしのあはひなりあすた川と有つらんを後人古今集の詞に偏によりてむさしと下つふさのあはひとは改つるにや此文にむさし下つふさの云々とあらむにはいかでかの日記にしかかゝむ此歷る所々のついでによるにもむさしには年へたる樣を書るにも日記のごとくならんと覺ゆとあり

按ずるに眞淵の見られしは世にある所の印本の更科日記なるべしやつがれが藏書に萩原宗固といふ人の自筆もて校合せる本ありそれは古本もてうつしなほせるよししるしてこゝにかきつく

そのつとめてそこをたちてしもつふさの國とむさしのさかひにてあるあすた川とぞいふ在五中將のいさこととはむとよみけるわたりなり中將の集にはすみだ川とありかゞみの瀬まつ里のわたりの津にとまりて夜ひとよ舟にてかづ〲ものなどわたす云々野山蘆荻の中をわくるよりほかのことなくてむさしとさがみの中にゐてふとゐ川といふ舟にてわたりぬればさがみの國になりぬ云々」かくあれば印本とは大にたがへり此古本にあすた川とあるぞさるべくおもはる今もかのわたりのむらにすだととなふる所ありむかしあづま人のひなびたるくちづきにはすみだ川ともいひつらんを都人はすみだ川と書るにやあらんさて古本にはむさしとさがみのさかひにある川はふとゐ川とありてあすた川にはあらず印本の更科日記のあやまれるをもて證となして古今集伊勢物語までをひがごとしるしたりなどやうにいへるは一時の過失なるべし

○俗間にきれ小判こしをれ小判などいひて疵ある黃金をばいとひきらひてこれをとらずおほやけよりこれを制したまへどさらに用ることとなし

かゝる歌の勅撰の集にいれること不思議なることとなり此うたゝたのめしめしかはらのさしもくさといへる歌の下にたゝむことかたくぞおぼゆる

○むさしのくに隅田川のほとりに橋場の里といへる所あり此所むかし橋のありしあとなりといひつたへたり

按ずるに夫木集に康元元年鹿島社に詣けるにすみだ川のあたりを見ればかのわたり今はうきはしをわたしたりければ、光俊朝臣、

すみた川むかしはきかすいまこそは身をうきはしのあるよなりけれ、としるせり今の橋場の里はこの歌をもて徵となすべし（僧萬里、梅花無盡藏卷二道灌公攻下總之千葉搆長橋三條其所號橋場）

○宇治拾遺物語に今はむかし藤六といふ歌よみ有けりげすの家に入て人もなかりけるをりをみつけて入にけり鍋にある物をすくひけるほどに家あるじの女水をくみて大路のかたよりきてみればかくすくひくへばいかにかく人もなき所に入てかくはする物をばまゐるぞあなうたて藤六にこそいましけれさらば歌よみ給へといひければ、むかしよりあみた佛のちかひにてにゆるものをはすくふとそしる、

この藤六（藤六は大系圖に藤原長良子弘經子輔相無宮號藤六、按作者部類載二六位一之部謂二藤六一者藤六位之意乎、袋草紙に藤六輔相過獄前于時獄囚一人走出抱之入獄門內云朝之歌仙之由承之爲題此菊可令詠一首云々輔相郎詠云「人やうゑしおのれやおひしきくの花しもとにうつる色のいたさよ、獄囚感歎して免之と云々、保元物語には藤六左近と有しやうに覺えたり）といへる人かゝる狂言利口をもてそのかみよにしられけるなるべし、今仁和寺藏書目錄に藤六傳といふものあり、將門はこめかみよりぞ射られけると、よみしもこの藤六なるよし保元平治物語に見えたり

○いせ物語古意にすみだ川を注していはくすみだ川は既に古今集にしかあればこゝ（武藏）なりとのみわれも人もおもへりしかるを更科日記に下つふさの國とむさしのさかひにてふとゐ川といふか

けれ朝顔の巻にこう〳〵とひきてしやうのいといたくさひにければ蜻蛉日記上にまたひるよりこほ〳〵はた〳〵とするぞひとりゑみせられてあるほどになど見えたり

○十二支に鳥獸の名をつけし事

子丑寅卯の十二は聖作にてふるくより傳へ來しとしるしこれに鳥けものゝ名を配したるは後漢の頃よりにや王充が論衡にも所々に出たり又陳眉公太平淸話曰十二支所レ屬北周時已有レ之宇文護之母與レ護書曰昔在武用鎭生ニ汝兄弟ニ大者屬レ鼠次者屬レ兎汝身屬レ蛇又陸長源以舊德爲ニ宣武行軍司馬ニ韓愈巡官同事或譏ニ年輩相遠ニ愈曰大蟲老鼠倶爲ニ十二相ニ屬ス何恠之存これらにてからくにゝ十二支へ鳥けだものを配當せし事しられぬれどいかなるゆゑありて子を鼠とし丑を牛とせるにやとうたがひしに此頃法苑珠林を見るに第四十卷に大集經に云又此世界諸菩薩等或作ニ種々天人畜生之像ニ遊ニ閻浮提ニ敎ニ化ス如是種類衆生ニ若爲ニ人天ニ調ニ伏衆生ニ是不レ爲レ難若爲ニ畜生ニ調ニ伏衆生ニ是乃爲難閻浮提外東方海中有ニ瑠璃山ニ其山有レ窟是昔菩薩所レ住之處有ニ一毒蛇ニ在レ中而住復有ニ一窟ニ中有ニ一馬ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一羊ニ南方海中有ニ玻瓈山ニ其山有レ窟有ニ一獮猴ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一雞ニ後有ニ一窟ニ中有ニ一犬ニ西方海中有ニ一銀山ニ中有ニ一窟ニ中有ニ一猪ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一鼠ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一牛ニ北方海中有ニ一金山ニ中有ニ一窟ニ中有ニ一師子ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一兎ニ復有ニ一窟ニ中有ニ一龍ニ是十二獸晝夜常行ニ閻浮提内ニ人天恭敬功德成就已於ニ諸佛所ニ發深重願一日一夜常令ニ一獸遊行敎化ニ餘十一獸安住修慈周而復始七月一日鼠初遊行以聲聞乘敎ニ化一切鼠ニ身令レ離ニ惡業ニ勸ニ修善事ニ如レ是次第至ニ十二日ニ鼠復還行如レ是乃至盡ニ十二月ニ至ニ十二歳ニ亦復如レ是云々これらの說よりとりて十二支に鳥けだものゝ名をつけたるなるべしされどこの文には虎なくて獅子ありおもふに獅子はから國になきもの故に虎にかへたるなるべし

○玉葉和歌集神祇部に「十日あまりよかといふよのみとひらきひらくる御代はかくぞたのしき」これは正慶の頃賀茂社の御戸のひらきに參りて通夜したりける人の夢につげさせ給ひけるとなんと記り

ならん此ふみにさるたがひすくなからず

按ずるにみをつくしの巻に花ちる里をかれはて給ひぬるこそいとほしけれおほやけごとゝもしげく所せき御身におほしはゞかるにそへてもめづらしく御めおどろくことつなきほど思しつめ給ふなりけりさみだれのつれ〲なるころおほやけわたくし物靜なるにおぼしおこしてわたりたまへりとあれば須磨よりかへらせ給ひて後はじめて花ちる里をとひ給ひしは五月の頃なりさてよもぎふの巻に卯月ばかりにと有をもて記者のついでうしなひたるらんやうにおもはるれどしからずこれは卯月の夜に花ちるさとをおもひ出給ひてさて出給ふ道のゆくてに藤の咲かゝれる松を見給ひて末つむ花のかたをとはせ給ひたるにてこの夜花ちるさとへたづね給ひしにはあらずこののち五月になりてふたゝびおもひおこして花ちるさとをばたづねたまひしなるべし巻の末にかの花ちる里もあざやかにいまめかしうなどははなやき給はぬ所にてとかけるは須磨よりまへ花ちるさとへかよひ給ひし事をこゝにおもひ出給ふを御めうつしとは書たるなりしからざれば眞淵の說のごとく四月五月前後のたがひいできてみをつくしの巻とかなはずなりぬ

〇いまの人兄をあにきをぢをぢきなどいふ事あり

多武峯少將物がたりにたちはきたる人みてもこれやてゝきなどはゝきのもとにおはせぬ我をいだきたまはぬとてなげき給へば云々と見えたりうつぼ物語藏開の巻にもこの詞ありとおぼゆさらばふるくよりいひきたれることとなりけり

〇夕がほの巻にこほ〲となるかみよりもおどろ〲しくといへる所に湖月抄に孟津抄をひきて蜻蛉日記のかみこほ〲となるとあるをひけり新釋には枕ざうしの庭の砂ごをふむくつおとをもこをめかしといへるを引たり

按ずるにこほ〲といへる詞このほかにもあまたありうつぼ物語國ゆづり下に御屛風御几帳もこほ〲とたふれぬと見えまた紅葉賀巻に屛風のもとによりてこほ〲とたゝみよせておどろ〲しうさわがすに云々枕ざうしにやりどなどあくるもいとにくしすこしもたぐるやうにてあくるはなりやはするあしうあくればさうじなどもたふめかしこほめくこそしる

で後にさま〴〵いふはいたづらごとなりとかきたり

按ずるに古今集其外の書に誹諧とありて俳とかけることなしからくにの書にも誹諧と書たるあり隋書に侯伯字君素好レ學有二捷才一爲二儒林郎一通説不レ持二威儀一好爲二誹諧雜説一と見えたり世説新語補の注にも誹諧とあり草の手より誤かけるなりといへるはなか〳〵にたがへり俳と誹と古音にては通せしならむと南畝子は申されき

○をとめの卷にめでたくとも物のはじめの六位すくせよとつぶやくもほのきこゆとあり賀茂翁の新釋には六位すぐせよとくを濁て過せとよませたり（釋虎關異制庭訓目競ヘ膝挾ミ宿世結に宿世燒とあり宿世燒は今の緣むすびなるべし佛語の宿世因緣なるべし）

按ずるに花鳥餘情にすくせは夫婦の契をいふ也と見えたりこれは六位のくらゐひくきをさきのよのすくせのつたなきによれりといふ心にて六位すくせとはいふなりと有さごろも三の上にあなかなしの受領すくせやとあしずりといふごとをしてなくとかけるも同ことなりあはせ考べし眞淵の説は强解とやいはむ

○繪あはせの卷にえんにすきたるちんのはこにおなじこゝろはのさまなどいといまめかしとあるを古注はみなすきたるを透たると解せり新釋にいはく艶にこのましく風流なる意にてえんにすきたるとは書しなるべしといへり

考るに古注にしたがふべしわかむらさきの卷にこんかうじのすゞのたまのさうぞくしたるやがてその國よりいれたるはこのからめいたるをすきたる袋にいれて云々とありこれと同語なるべしうつはなどのこのましきかたちせるをすきたるなどいはんはいまのよのいやしき女わらべこそさはいへあがりたるよには例ある詞とも思はれず翁の説甘心しがたくこそ

○よもぎふの卷に卯月ばかりに花ちる里をおもひいできこえ給てしのびてたいのうへに御いとまきこえて出給ふとありこれを新釋にいへるは上のみをつくしに此花散里とひ給ひしは五月五日にあかしへの御使行至てそのかへりなどありて次に五月雨のつれ〴〵なる頃ともあれば五月と見ゆ爰に卯月とあるはいかにぞやふと書たる

とほくして仁義の道に入がたしいはんや女房ごときの爲には聊益なしされば先人の耳ちかく又人の好所の淫風を書あらはして善道の媒として中庸の道に引入終には中道實相の悟におとし入べき方便の權敎なりまたある人の說に此物がたりもつはら人情世態を述てかみ中しもの風儀用意をしめし事を好色によせて差別を言葉にあらはさずみる人をしてよしあしを定しむ大旨は婦人のために諷諭するといへどもおのづからをのこのいましめとなることとおほし又云みなそのよにありし人のうへをのべて勸善懲惡をふくみたりこの本意をしらずして誨淫の書とのみ見る輩は無下の事なり云々

これらの說みなしひことにてうけがたしこの物語よみて淫奔のこゝろはおこれるともいかで敎戒のやくとなるべきあまりに式部をほめんとせる心よりかゝるひがことをもいふなりけりかゝる物語のをしへとならざることは式部が書るものにもみえたり螢の卷に云紫の上も姬君の御あつらへにことつけて物語はすてがたくおぼしたりこまのの物語のゑにてあるをいとよくかきたる繪かなとて御らんずちひさき女君のなにこゝろもなくてひるねし給へる所を昔の有さまおぼし出て女君は見給ふかゝるわらはどちだにいかにされたりけんまろこそ猶ためしにしつべく心のどけさは人ににざりけれときこへ出給へりげにたぐひおほからぬこと共はこのみあつめ給へりけんかし姬君の御まへにてこの世なれたる物語などなよみきかせ給うぞみそか心つきたるものゝむすめなどはをかしとにはあらねどかゝることよにはありけりとみなれ給はんぞゆゝしきやとのたまふとありこはかゝる物語は女子の敎とはならでなか／＼に世にかゝることも有けりとおのれがこゝろにゆるしてあだなるかたにこゝろひかるべかめれば女子にはよみきかすまじきふみなりといさめ給へるなりさらば警戒のためとはならで淫奔のなかだちたるべきこと式部がかけるをもて證となすべし

○古今集打聽といへる書に賀茂翁の說とて今の本に誹諧とあるはうつしあやまれる也とありてそのかたはしに細註して秋成とかいへる人のいはく草の手にて俳と誹とのまぎれたるをおもは

まへに調し出せることとあきらけしまた鎌倉の海にとかきたるはほかのくに丶はなきがごとく聞ゆれど山家集にいらこさきにかつをつり舟ならひうきてなどもみえたり續日本紀には堅魚となをつきし人も見ゆいづれにもいにしへよりよにもてはやし物にてぞ有ける

○演義三國志九十五回に武侯彈琴退仲達ことをしるせり

これよく人のしれることながら陳壽が三國志にはなきことにて稗史をつくれるもの丶いつはりごとなり天祿閣外史にいはく（黃憲字は叔度が作るところなりと）有巨盜攻冥阨之關一郡大恐居民遁逃而無所歸賊有名司馬龍者力敵三軍勇冠百萬懸千鏹于百步之外箭九發而九破以此擅譽時羣盜將陷關司馬龍曰吾聞郡有黃叔度未可攻也乃結營於關外云云徵君鼓琴帳中司馬龍聞之笑曰此必叔度作闇態也吾知其弱矣遂攻關門賊衆曰關不擊析而鼓琴此詐也內必有伏且勿攻云云これよく似たることなり但此外史といへるも王逢年といへる人のいつはり作れるよしなればかへりて演義よりとり出て附會せるにやあらむ（天祿閣外史明朝の僞書なり戒菴漫筆に天祿閣外史乃近年崑山王逢年所詭託者」湧幢小品に徐應雷說曰黃叔度言論風旨無所傳聞嘉諸之季王舜華名逢年有高才奇癖著天祿閣外史託于叔度以自鳴」又列朝詩集小傳及帶經堂詩話にあり）

○市井のあひだに主人をさして親方といふことあり

あげ卷の卷に例のかろらかなる御心ざまに物おもはせむこそ心ぐるしかるべけれなどおやかたになりて聞え給ふ（平治物語賴朝庄司に語て云此日來養はれ奉るも前世の事にこそ侍らめ今は一向親方と賴むなり云々）又曾我物語に三浦別當が妻は曾我十郎がためには姨なりけるが別當がめしつかひたるかたかひといへる女を十郎がもとへやらむとてしかぐ\のことかたらふ段にいはく親かたのいふことなりかねてかやうの事ありとは夢にもしらずうけたまはりぬといふ云々案ずるに兄伯母などの類をばたふとみて親に比すべき者ゆゑ親かたといへるをいまは轉して主人にも用ひきたれるなるべし

○源氏物語の注者の詞に凡四書五經は人の耳に

にけり、十といひつゝよつを十四年といふ說あれども只四十年相そひたるもの、とこはなるゝ所の名殘をいかにと推量あれと也としるせり
今案ずるに十四年のかたにしたがふべきにや蜻蛉日記に道綱の母の道綱のをさなき比のとしかぞへ給ふ所にかくて人にくからぬさまにてとをといひてひとつふたつのとしはあまりにけりとありいせ物語にしるせしも是と同じかるべし

○つれ〳〵草に云門に額かくるをうつといふはよからぬにや勘解由小路の二品禪門は額かくるとのたまひき(著聞集卷七九丁御經藏といふ額を一枚かきて置給ひたりければ只今うつべき經藏もなければ云々額ありとてとり出されたりければうたれける云々)見物の棧敷うつもよからぬにやひらはりうつなど常のことなりさんじきかまふるなどいふべし
この文にては棧敷うつといふはわろしと聞ゆされど古書にしかかけることありうつぼ物語藤原君卷七月七日になりぬ賀茂川に御ぐしすましに大宮よりはじめたてまつりてこぎみだちまで出給へり賀茂川のほとりにさじきうちてをとこ君だちおはしまさふず云々これらの文をば兼好はふとわすれたるなるべし(又考ふるに宇治拾遺卷十二に一條富小路にさじきうちてとあり)

○同書に鎌倉の海にかつをといふ魚はかのさかひには左右なき物にて此頃もてなす物也それも鎌倉のとしより申侍りしは此魚おのれらわかゝりし世まではは か〴〵しき人の前へ出ること侍らざりき云々
これを徂徠翁の延喜式をひきてそしられしはことわり也万葉の浦島が子の歌は人のしる所なり今按ずるに類聚三代格第一に太政官符定準犯科秡事、一大祓料物二十八種馬一匹大刀二口云々酒六斗米六斗稻六束鰒六斤堅魚六斤云々またうつぼ物語國ゆづりの卷にあけてみればかつをつぼやきのあはびとあり賦役令に煮鹽年魚四斗煮堅魚二十五斤堅魚の煎汁四升註に謂熟煮汁曰ㇾ煎としるしたり俗にダシといへる物なり煮堅魚とはそのまゝ煮たるをいふなるべし三代格にしるせるは脯にしたるをいふかうつぼに見えしは生なるものにやいづれにもいにしへより貴尊のみ

ねざめのすさび一の巻

石川雅望輯

○賀茂の翁の説に百人一首うひなまび壬生をみぶといふは壬は水の事とおもへる後人のわざ歟、躬恒集の詞に延喜の御時ににふのたゞみねがおほやけの使にてと有ぞいにしへのよみなるべき、いかにとなれば和名抄に土佐國安藝郡丹生爾布筑前國上座郡壬生爾布とて丹生はもとより壬生と書るをも爾布とあり壬の呉音爾なれば丹の字とかよはせて書しならん丹生は赭土ソホニのある所をいふなればとまれかくまれみぶとはいふべからずといへり

今按ずるにこの説ことわりあるに似たれど誤なるべし姓氏は國々にわかれておほくの人の子孫うけつぎてよぶものなればいかにみだれたる世なりともおのれが姓氏の稱呼をさへわするべきものあらむや（又眞淵の説の如く爾布とよみては壬を音にいひて生を訓によむ事になりて俗にいはゆるゆとう讀といふもの也）ひかれたる和名抄に土佐國安藝郡丹生は爾布とよまむ事勿論なり筑前國上座郡壬生を爾布と注せしは未を尓とうつしそこなへるにやあらむ躬恒集の詞書ににふとありとも今の本はあやまりのみおほかればこれをもて證とはなしがたし今考るに拾芥抄中末に或書云延暦十二年正月甲午遣ニ使於山背國葛野宇太村地一爲レ遷レ都也始造ニ山背新宮一同年六月庚午令ニ諸國造ニ新宮諸門一尾張美濃二國造ニ殷富門一伊福部氏也越前國造ニ美福門一壬生氏也若狹越中二國造ニ安嘉門一海犬甘アマノイヌカヒ氏也丹波國造ニ偉鑒門一猪養氏也但馬國造ニ藻壁門一佐伯氏也（これより下拾芥抄今本誤おほし同書中末門號起事といへる所合せ考べし）この拾芥抄にひけるはいかなる書にやさだめて古書なるべし今の山城の京に都うつし給へる時國々におほせて御門をつくらしめ給ひさてそのつくれる人の氏をもて佳字にかへて門號とはなし給ひけるになむこれに美福門をつくれる人の氏壬生なれば壬生を爾布とはよむべからざるとあきらかなりといふべし（任那の任もにんの音なるをみまとよめり御間城入彦の御名も此任那の始て來貢せしによれる御名なるべければ壬をみとよめる證とすべし）

○いせ物語拾穗抄に古注を引て「手ををりてあひみしとをかぞふればとをといひつゝよつはへ

ねざめのすさび目錄終

ねざめのすさび目錄

ぬ横は二尺ばかりもあらんか惣て三十二枚といへり

○京都大通寺（尼寺ナリ）塔頭多聞院什物木村長門守書

札

一筆令啓上候先以御瘧痛如何和申候哉朝夕無心元存暮候御聞及も可被成候一圓不得寸暇心外之至奉存候城中之有樣纔々敷體無御座兎角天下者家康と存候事に御座候昨夕も石川肥後守我等陣屋へ忍被參石川も我等同腹中に城中之詮議評判御母公之下知にて手前支配承引一圓無之候由尤に存候某事昨朝七つに下知不承鴫野へ罷出分際之働諸人驚目候兎角一日も早く打死と覺悟仕候貴所は昨今之籠城其上數ヶ所深手御負の間無油斷早々在所へ御引込御尤に存候誰とても嘲者有之間敷候我等儀者家康懇意の筋目故板倉伊賀方より度々内意申越候得共當君へ被附候所二心は士之非本意候聊面目も不存候得共人並に月日を送る無是非事に御座候然ば此香爐姉君へ御届可被下候扨此太刀は家康より我等十三之年元服爲祝儀給り候使者は本多平八口上家康之秘藏之大業物にて來國俊之由申來候我等數度之戰に此太刀にて一度も不覺を不得候依之大波と名付今日迄所持仕候得共貴所へ形見に進候隨分御秘藏可被成候一城之内に乍在一時も心閑に得御意候事も無之他人同然之樣に殘念千萬之至に候嘸姉於照殿御恨可有候此段不私（本ノマヽ）宜御言分可被下候無是非事に候恐惶謹言

四月六日　木村長門守

猪飼野左馬介殿

御陣所

此織錦舍隨筆上下二卷は宮崎縣人五十嵐雅言がさるところよりかりいでたりとて見せられたるをいとまあるをりをり筆をとりてつひにうつしをへぬ

明治十七年二月廿日　荻原嚴雄

右者以井上頼圀氏所藏本令寫畢之

織錦舍隨筆卷之下終

なはぬ歌也、さてすくろといふ事物に見えたる詞ならねばさもよまんを一言説ともいふべけれと、今はなき詞なるをや、又百首の一本にせきをすくろとあるも、開を關とありし本ありてよみたがへたるにや、この一本にていよ〳〵萬葉をよみあやまれる事明らか也、さて百首は此一本にかたや（本ノマヽ）本ならむ、せきとをきは、かんなのかたちいとちかし

○上野の八町田清興の物語

吾妻郡にてまふしの事を土人いめといふとやともいへりしばにて四方をとりかこひて穴をあけてそこより鳥を射るなり

田に虫の付たる時田にかせきをもて出てまく事今にあり古語拾遺にある事なり

はこむすめといふ事あり親の愛する娘をいふクロフといふ詞あり樹木の立茂りたる山をいふ萬葉四にカミツケクロホノネロと有これなるべし

地名の清水をきよみづとはよめど古語にきよ水をきよみづとい〻る詞はなし是は本たゞきよみづといへる名のありしに清水の字をうめたるのみにて清水の義にはあらざるべし萬葉の御井の歌に清水とあるをきよみづとよめるはあやまりなり

○金魚袋

寛政四年壬子五月七日三島自寛とともに住吉内記方へ行て賢聖障子を拜見す此度御吟味に付土佐將監方に杜如晦房玄齡馬周の三圖巨勢金岡の圖ありて獻上す此三つは此度右の圖の（本ノマヽ）まゝに寫せしよし其餘は此度新に圖を制してといへり杜如晦金魚袋を佩ぶかたちして四角にて紐ながくさがれり、房玄齡は六角の金魚帒を佩ぶ是は紐をみじかくしてつけたり六角は右の如く上下ほそりて今京にて兒童のもてあそぶぶり〳〵の形の如し二つとも紋なし、皆金泥にてぬれり、負文龜は波の中の岩の上にのりたる圖也甲は薄く赤きくまにて見たる時は黄なるやうに見ゆ圖はコンシャウにぬりて有し龜の尾は常のみのかめの圖の如くなり竪一尺三四寸横一間ばかりのきぬなり賢聖障子の方は竪八尺許のき

花は詞のさまいたくおとれり、又木がらしといふ事はふるき歌には秋のすゑにふく風をもいへり、題詠のならひもはらとなりて冬にのみいふことゝなれりこはすでに天德の歌合の判にも論見えたれば、はやくしか心得たる人も有なん、此詞などは後のならはしになづまで秋のうたによみいれんも、かへりて古意ありてをかしかりなん、又松の戸櫻戸などは古くいへるは皆その木もてつくれる板戸の事なり、さるを源氏に松の戸といへるは松の生立たるあたりより戸口をさしていへり、こは歌のとりなしにていへるにてかへりてをかしきいひなし也、古くより前にはぎの花あるあたりの戸を萩の戸といへる名はあれど、いにしへにたがへりとてひがごとゝもいひがたし、こは二種の詞となして板戸の事となしても又おひ立たる木につきての名ともなして有べし、定家卿の櫻戸とよみ給へるも詞は萬葉の古言にて心は源氏の松の戸を例にとりなしたまへるなれば、なんすべからず契冲が論は事をたゞさんす（○衍カ）に過たるやうなり又とぼそは和名抄にも樞字をよみて戸びらとはことなる事しるし、されど古く戸びらの事をも大よそにとぼそとよめる歌あり、こはいひ習ひ來てさはうつろへるなり、今もしかよまんになんなかるべし、又萬葉に風流士とあるを古き訓にたはれをとよめり、こはみやびをとよまんかたおだやかなれど、たはれをといふ詞もはやくいひなれたる詞なればこそ古の人のさもよみつるならめ、されば今たはれをといひてよくかなひたらんことにはさもいひつべし、萬葉なるがあたらぬ訓也とて此こと葉をばすつべからず（本ノマヽ欠字）後にいひ出たるが、いみじき誤にてさらにしたがひがたきは、あさもよしをあさもよひ、さくらをさくらあさなどいふはまねびがたきに論なし、又俊成卿の歌にまかちしけぬきとよみ給へるは詞もいとつたなくていたづらに萬葉をよみかへられたる也、また後の歌には必らずをすをこすといへることいみじきひがごとなる事證多し、又すくろのすゝきといふ事は堀川百首に基俊朝臣の歌に春山をきのすくろとよまれたるをうけたる誤なり、をきのをすくろは萬葉に春山の開乃乎爲黑にとあるを誤字なる事をもおもはで、をすくろとよみてあらぬ事をいひでたる也、こは爲黑は烏里の誤にてさきのをゝりとよまではか

脱の事にもいへり、考るにこははじめては万葉の虚蟬のとあるなどをおもひて誤りてよりいひ出たるにもあらんか、されどはやく蟬の事にいひなれたればこは二種の詞となして、歌によりては古今よりこのかたのいひなしに從ひてあらんもとがむべからず、又古今の歌にやました風とよめる詞あり、こはそのもとは万葉に山下風とかけるを文字のまゝによめるよりいふ詞なるべし、万葉なるはかならず山のあらしとよむべき事明らかなれど歌のうへにてはかへりてやました風といはんかたいうなれば、すつべき詞ともおぼえず、これもひとつの詞となして古今を本となしてありぬべし、又さゝかにといふ事は、古事記日本紀などの歌にては篠か根と心えむかた正しきやう也、されど公望が私記に篠蟹といふ事也とも見え、さてはやく人々しか心得たる事と見えて、古今の歌にはもはら蛛の事としていへり、今の歌にてはくもをさゝかにといはん事さらに論なかるべし、さゝかねといふこゝろとなしていはん事はかへりてことやうなるべし、さて衣通姫の歌にくものおこなひとあるを、源氏に其詞をとりてくものふるまひといへり、こはおこなひとあるを誤りてよみたがへりたるにはあらず、かくとなへつたへたる事のいにしへ有しなり、さて日本紀などにおこなひとあれば衣通姫の歌はおこなひとあるかた正しきには論なく、ふるまひといふ詞はそのころの詞ならざる事もしるし、されど今この詞を歌によまむにはくものふるまひといはんかたいうなるやうなり、源氏を例としてしかいひてあらんもなむなかるべし、又ひぢかさ雨といふ事は萬葉にひさかたの雨とある歌を催馬樂にひちかさとうたひ誤れるなり、されどはやくより催馬樂の調によりてひちかさといふ事を一つの詞となして、源氏などにもしかいへり、こはその本は誤なれどもすでにひとつの詞となれる事古ければ今も催馬樂よりうけてよみいでんも難なからんか、歌のいひなしによりておもろしきふしも有ぬべき詞なればすつべからず、又すゑ摘花といふこと萬葉に見えたるは、うれつむ花とよむべきよし本居宣長はいへりこはことわりはさる事のやうなれど古今にも源氏にもすゑ摘花といひて詞もいうなれば今歌によみいれむには、すゑつむ花といひてありぬべし、うれつむ

例をのみとりて古今より後のいひなしを誤也とはすべからず、又おもひやるといふ詞は万葉なるは遺悶などいふから唐文字の意にてこゝろをやるともありて想像といふ文字の心なるはなし、古今より後なるはみな想像の意にのみいへり、万葉なるがしかりとて想像の意に用ふるを誤也とはいふべからず、こは二種の詞也、又ながめといふ詞は源氏などより上なるは皆心に物をおもひて目をながうして（物をめでゝといふ詞の上に脱語あり今試に補はゞ「見る事にいへり夫より後なるは」かくやうの詞ありしなるや）物をめでゝ見る事にいひて月をながめ花をながむなどいへりこはおのづからうつろひ來しいひなしにて詞の意もさる事なればとがむべき事にもあらねど、たゞめづる意にのみいへて月をながむ花をながむなどいはんはこのましからぬやう也、西行法師の歌に、なかむとて花にもいたくなれしかは、といへるはすこしおたしからぬやうにこそおぼゆれ、又よもぎむぐらなどいふは、たゞふるくは草の名にのみいへるを移ろひてよもぎむぐらとのみいひて、あれたる家の事にいひ習へり、こはそのもとは蓬蒿滿宅などいふ唐ことよりや出づらん、貫之の歌に春の來ることを八重葎にもさはらざりけりといへるは、其草の名をかりたるのみにて、たゞあれたる家の事となしていへるなり、此歌を契沖法師がなんじてむぐらは葛の草のおなじくもえいでゝさはるといふばかりなるはやゝ春ふかくなりての事なるを是初春の心なればいかゞといへるはことわりあるやうなれど、そは歌の詞のいひなしといふ事を志らぬひがこと也、よもぎがもとむぐらの門などはいづこにてもいふべき詞なり、源氏蓬生の巻に霜月ばかりになりぬれば雪あられがちにて外にはきゆるまもあるを朝日夕日をふせぐよもぎむぐらのかげに深うつもりてこしの白山おもひやらるゝ雪のうちに云々、などいへるもあれたる宿の事を大かたによもぎむぐらのかげとはいへるなり、かゝるいひなしは古き歌にもなほ多くあり、またうつせみのといふ事は万葉にうつそみともありて現の身をいふこと也、虛蟬など書る所あるもたゞかりたる文字にて、むしの蟬の事にいへるはさらになし、さるを古今の歌にはもはら蟬の事をしていひてそれよりして後うつせみのもぬけなどともいひて蟬

たゝちにたかきにうつるなどよむ事常となれり、かかる事もすでにいひなれたる事になれば、からざまも也とて今あらたむべき事にはあらず、又忠岑が歌にちりにつけとやちりの身の、とよめるはまたく文字によりていへる也、爾雅に塵は久世とあるによりて久しきにつけといふこと也、されど我國にてちりといふ詞に久しき意はなき事也、これはあまりにことさまなれどよみ人のすでにふるければことによりてまねぶまじきにもあらず、春をむかふるといふ事、からことめきたれど、おくりむかふなどもふるくいひけれ、よりむ〔二字衍カ〕かふるとのみもいひなれたれば、今はあらたむべきにも詞ともおもほえず、又たつのあしたと惠慶法師の歌に見ゆるは、三會の曉の事にて龍華騎のことをたつとのみいへるは、あまりにことをはぶきたるいひなしなれど」、又池のこゝろといふことは池のなからの所をさしていふ事なり、これはもろこしの語に湖心池心などあるよりいひならへるならむ、物の中らの所をこゝろといへるは、たなごゝろなどいふ詞もあれど池の心といふは、なほからもじようつれるやうにぞおもはるゝ、かゝるたぐひの事猶あまたあり、すべてはやくいひなれたることは例によりてまねばんになでふことかあらん、されど後の世にからことをうつせるにはいとことさまなる事も多ければ、こゝろしてよくえらぶべき也、かの繪の事をいふとてしろきを後になどよむ事近き世の歌に多くみゆこはいと心得ぬことなり、後素といふ文字は論語にいでたればいとけちかきことなれど古より世々の注釋にさまぐ〵に此後素といふ事をときたれどたしかによる所ありてうごくまじき說は見えず、もとより他書にも見えぬ事にて、たしかにはしりがたき事なるを、近き世の歌人其意をいかにとき得てか我國の詞となして歌にさへよみいるゝならん、いとかたはらいたきわざなり

詞を本の心とはことなることにうつろひていひなれたるは〔本ノマヽ欠字〕　ふるさとゝいふ詞は萬葉などに見えたるは皆古き都をのみいへり、さるを古今の歌には故郷といふこと、から文字の心にもよめり、又源氏物語などにはむかしの人のすみかをも又我もとすめる家のことをも、むかしけさうしたる人の家などをもいへり、こはいひ〵てうつろひ來れるなれば萬葉の

れば必玉もて作れるをいふ也とて、（五字衍カ）ほめていへるなりとせんもかなひぬべし、伊勢の御の歌は長恨歌の繪をよめるなれば、かならずかしこに珠簾などいふをおもひよせたるものと見ゆ、此玉簾（本ノマヽ）の事として見し玉たれのなどもよめり、又こは古歌に玉たれとあるを簾のことゝおもひて誤りたるにてもあるべし、されど是も詞のわろからぬはすでに中比にしかよめる例のあるによりて、歌によりてはいひてもあらんか、又玉のうてなといふもはやくよりいへる詞にて、これももろこしの文字よりいひ來れるにて同じ類ひ也、又玉のいらか玉のことの葉などいふも文字の上よりうつしたるいひなし也、こはいと後の世の詞にて詞のさまもおとれり、されど歌によりていふまじきにもあらじかし、又貫之の歌に、うみ松とよめることあり、こはまさしくみるといふ詞のあるをおきて、かゝるもじのまゝにうみまつといへるはことやうなれど、そは海路にて子日の歌なればかへりてめづらかにこそ聞ゆれ、此歌より後うみ松とよめること也、これかれはやき時の歌にもみゆれど今も歌によりてはみるとはいはで、うみ松といふかたゆゑあることも有ぬべし、又後の歌にかはらの松とよめる事ありこは瓦松といふは一種の苔の名なるを文字のまゝにいへるなり、これも全くうみ松の例なれば後のこととてすつべき事にもあらず、そはかはらといひ松といふにて歌のおもむきをなす事あればなり、又龍の馬霜の花などいへるは全くからことばなれどさらにこともなく聞ゆるを、おりひめいしの竹などいへるはいと聞よからず、たなばたなでしこなどいふみやびの詞のあるをおきて、さいひかへたりとて何のおかしきふしかあらん、たゞいやしげにこそ聞ゆれ、又大江の千里が歌に鶯の谷より出るとよめるは、その事は毛詩に幽谷を出て喬木に遷るとあるをとりてよめるにて、鶯に鶯の字をあてゝかけることよりかしこの鶯の事になしてよめる也、實は我國のうぐひすといふ鳥は深き谷などより出るものにはあらず野べちかきあたりの竹むら山かたつける里のやぶのうちなどに常にすむなり、かの野べちかく家居しをればといひ、竹ちかき夜床ねはせじなどいへるぞ、まことのうぐひすのありさまにはありける、されどこの千里の歌ありてより谷のふるすなどいひ、

せば歌はよむべき詞せまくなりて、いひがたきことも多くいで來ぬべくや、もろこしの文字にちなみてわが國の詞の意にそむけるは、大伴の旅人卿の歌に、おほきひじり酒の名をひしりといひしなどあり、ひしりといふ事は天皇の天津日嗣しろしめす事をさしてまうす詞にて、橿原の日知の宮などいはんより外あだしことにいふべき詞ならず、もろこしのかしこきへをさしてひじりといはむことはあたらぬ事なりさるを旅人卿のしかよまれたるは其ころ漢文の上にて天皇をさしては聖といふ事常にて、其聖の字を訓てとなふる時天皇の御うへをまうす事なるにつきてひじりとよみたるが、ひさしくいひなれて聖の字のさだまりたる訓となり來ぬるまゝに、やがて詞のこころをばとはずしばらく文字によりてかり用ひられたる也、こは誤也といはゞ助けいふべきよしはなけれどかゝる類は詞をかりてうつろひていひなす例として有べき也、さて後に法師をたふとみて、ひじりといふも、うつろひ〳〵ていひなれ來れる詞なればさてありぬべし、又菅原のおとゞの母君の歌に、家の風とよまれたるあり、此家の風といふ事は我國の詞ながら唐の文字の上にて家の風家範などいふは風の字の意常とかはりて、我國の詞にて、いはゞ手ぶりとか、ありさまとかいふべき意なり、さて我國の詞にかぜといふ事は春風秋風などいふ風より外にことなる意にもちひたる事はさらになし、手ぶりなどいふ事をかぜといへることはたえてなき事也、さるをかく家の風とよまれたるはこれも我國の詞の心をばとはずしてもろこしの文字にちなみたるもの也、是より世々の家の風といふことひとつの詞となれゝば、今も家の風などよみいでむことはこともなし、されど此詞あるにつきて手ぶりといふことをかぜともいふべしと心得て、あたし詞にみだりにつかはんはひがごとなるべし、風雅集の序に、あまの下のかせをうけいにしへのかせは殘らずなど書給へるはこゝろゆかぬ事になむ、又は伊勢の御の歌に、玉すだれあくるもしらてとよめるより玉すだれといふこと常となる、これも我國のいにしへに玉もてすたれを作れる事はなき事なれども、もろこしの珠簾玉簾などいふ事のあるよりそをかりてこゝの詞となしたるいひなし也、こは物をほめていふ詞に玉といふ事も常な

とはいとこと也、此歌とりなしはおもしろけれど一首の辭よからねばよき歌とはいひがたし、此歌を深山の月をおしはかりたる也とも、深山月といふ題にかくよみてはいかゞともいへるは、いたくおもひまどひたるわざ也、題もよくかなひて明らかにきこえたる歌なるをや、寂蓮、月ぞ猶くもらぬ木の間を住吉の松をつくして秋風ぞ吹」松をつくして例のこのごろの口づきいやしげなり、長明、松島やしほくむあまの秋の月袖はものおもふならひのみかは」秋の袖秋の袂などいふ事此頃の辭にてよからぬ詞なり、攝政、雲はみなはらひはてたる秋風を松にのこして月を見るかな」松にのこして例の此ころのくせ也、おもしろきやうなるいひなしなれど、みやびやかならず、行すゑは空もひとつの武藏野に草の原より出る月影」一首はめづらしきいひなしにてひとふしあれど、二の句わろし、さはいへどかくいはではいひとりがたかるべし、式子内親王、秋の色は籬にうとくなりゆけど手枕なるゝねや（本ノマヽ）の月影」下の句辭手つゝに聞ゆるを下句めでたしといひしはいかゞ、定家朝臣、いつくにかこよひは宿をかり衣日もゆふくれの峰の嵐に」辭つゞきめでたしといひたれど、あまりにいひかけの辭かさなりてうるさくきこゆ

○こと葉のしな

歌の詞に本の心をうしなひてもろこしの文字にちなみて辭を作りていひ出たる類ひあり、こはそのさま正しからぬ筋には見ゆれど、そもすでに古くいへるは一つの辭となり來れば今もまねばんになむなかるべし、又萬葉の訓を古く誤りとなへたると詞のこゝろいにしへとことに用ひ來れる類、別にひとつの詞也といふべきあり、これもすでに古くいひなれたるはそれに從ひて有ぬべし、學問の上にては其本意を正して誤たる後のひがことをば必ゆるしなくあらたむべき事なれど歌の詞にとり用ひんには、其詞だによく有、はやくいひなれたるを例となして從ひてあらんこそめやすべけれ（本ノマヽ）わざならめ、さはいへどよしあしのえらみは有べき也、すべてさるたぐひの事花山一條の御時より上（下カ）つかたなるはそれに從ひてあらまほしくぞおぼゆる、そは花山一條の御時より上つかたなるはおのづからに詞のさまいやしければなり本をのみとりてうつろひ來りしいひなしをすてんと

千秋と書事なれば、歌の題にさやうにかゝむは中々にいうならねば、かく書ならべりとあるはしひてたすけいはるゝ事にて受られず、これは詩歌の題なれば詩の題もかくありしなるべければ、歌のためにいうならんことをおもひてかくかけるにはあらず、すべて此ごろは文雅の事すたれにし世にて、人々は文字の上にうとくて、かくやうのことすらわきまへざりしなり、文字にて漢ざまにかくをいうならずとおもはゞかんなもてかゝむこそめやすけれ、すでにいにしへの人の家集どもにさる題おほく見えたり、からにも似つかず日本にもかなはぬ事をいう也とはいはむ、慈圓大僧正、夏衣かたへ凉しくなりぬ也夜やふけぬらん行あひの空」ゆき合のそらといふことといとことやうなる詞也、この頃の人のかくやうにはじめていひ出たる詞はすべていやしげにこそ聞ゆれ、此詞などをみだりにつかはゞようせずばことわり聞えぬ事にもなりぬべし、鴨長明、秋風のいたりいたらぬ袖はあらしたゝ我からの露のゆふくれ」、いたりいたらぬ里はあらじといふをいひかへたるをおもしろき事におもひてよめるとは見ゆれど、袖はあらじといひては耳たつやうなり、袖には似つかはしからずといへるはさる事也、露の夕ぐれといふ事この頃より常にいふ事なれどみやびかならぬ詞也、式子内親王、それなから昔にもあらぬ秋風にいとゝなかめをしつのをたまき」結句は昔を今になすよしもがな、の心をふくめたるには有べけれど、かくやうの事は上にいひてそれよりいひくだして、それをたとへとなしてこそ、ことわりよけれ、結句にかくいひとぢめん事はことやうにてみやびかならず、古き歌には例なき事也、式子内親王、なかめわひぬ秋より外の宿もかな野にも山にも月やすむらん」初句あいうえおの詞なく六言なるをめでたしといひて咎めざるはいかに、攝政、深からぬ外山の庵のねさめたにさそな木のまの月はさひしき」深山の月といふ題を深山の事はいはで深からぬ外山のありさまをおもひやりたる心のみをいひて、さてその身は深山にありて月を見てしかおもへるこゝろ明らかなり、かく題の心をまほにはいはでかたはらよりいひて題のこゝろをしらせたるはおもしろきとりなしにて、此題詠の一の格なり、近き世の人のいたく題にまどはれてよむ

らで心をよめる歌也、か丶れば谷川の歌にはまされるかた也、されど鹿の音さそへなどいへるはおもしろきいひなしなれど古きみやびこ丶ろの大どかなる所はうせて、さかしだちたる口づきにて後の世のすがた也、しかのねながらうつしてしがなといへるはまことにおほどかなるみやびかにていはんかたなくめでたし、さればヌしかのねさそへといへるにはまされること遠し、餘寒、攝政、空の猶かすみもやらず風さへて雪けにくもる春のよの月」月はたらかずと或人のいひしはいかゞ、この歌は餘寒といふ題なれば月をかりてその餘寒の有さまをいへるなり、餘寒をむねとしてよむべき歌にて月かたはらなれば、はたらかしいはぬこそよくあらめ、さて月のかけ合のおのづからに有、前大僧正慈圓、天の原ふしの煙の春の色の霞になびくあけほの丶空」、詞くだけていとわろき歌也、下の句めでたしといへるはいかゞ、けふりの霞になびくといふこともおかしからぬいひなしなり」、家隆朝臣、梅か香に昔をとへは春の月こたへぬ影そ袖にうつれる」、こひしき昔のことをかはらぬ梅か香にとへば、梅か香はこたへずして月ぞこたへがほなるをこれをこたへはせずして其影の袖にうつるよと也といはれたるは、いとくはしくとかれたるやうなれど、猶いかゞあらん、春海がおもふに、むかしをとへばといへるは、梅が香の匂ふにつけてこの家をとひ來てこぞの事をおもひ出たる意なるべし、こたへぬかげといへるは、業平朝臣の歌に、月やらあぬといへるは昔の月かむかしの月にはあらぬかと、うたがひとひたる心のある句なれば、それをとへどもこたへぬ月といふ事として、こたへぬ影とよまれたるのみにて、とへばこたへぬとを、たゞ調のかけ合によまれたるならむか、もしまことの梅にもとひ、月にもとふといふこゝろにてよまれたる物ならば、いといりほかなる下手の手段といふべし、此歌はさは聞えぬやう也、寂蓮、葛城や高間の櫻咲にけり立田のおくにか丶る白雲」、高間の櫻立田のおく二つのうちにひとつは山といふ事ありたしといはれたれど、此歌は山といふことをいはぬをわざと一つのふしにしてよめるにはあらずや、攝政家にて詩歌を合せけるに水邊自涼秋といふことを百家朝臣この題のことをいはれて題自秋涼とは漢文にては涼自

山となしけんといへるをおもしろく、めづらかなる事なりとおもへるはいかにぞや、明日もこん野路の玉川萩こえて色なる波に月やとりけり、」おもしろきけしきにいひつらねたれど、三の句いとみぎはの萩が枝をうちこえたる波をいふならめど詞いさゝかたらはず、二の句にていひきりたるもこゝろよからず、又いろなる波といふことえんなるにすぎていやしげ也、後の世の歌人此詞をうちやみまねびて、ともすれば色なる露あるは月もいろなるなどやうによめる歌の多きは、はらきたなきわざとやいはむ、式子内親王、山ふかみ春ともしらぬ松の戸にたえ〳〵かかる雪の玉水」、雪の玉水よからぬ詞なり、古きみやひ詞にくらぶればかゝるたぐひの後の世にいひ出たる詞はいやしげにこそおぼゆれ、藤原家隆朝臣、谷河のうち出る波も聲たてつ鶯さけへはるのやま風」、此歌この比のとりなしにて春海がよしとせぬ所なり、今こゝろみに此歌につきて此頃のくせある歌の古き歌に及ばぬよしをいはん、さて此歌は谷風にとくるこほりのひまこに打出る波の春の初花」、花の香を風のたよりにたぐへてぞ鶯さそふしるべにはやる」の歌を本歌にてよまれたれど、此歌は千載集に、攝政前右大臣の、さま〳〵の花をは宿にうつしうゑつ鹿の音さそへ野への秋風」、といふをとりてよまれたるやうにも見ゆ、されば時代の近ければおのづからに同じいひなしなるにも有べし、さて鹿の音さそへとよめるは、元輔朝臣の、秋の野の萩の錦を我やどの鹿の音なから移してしがな」、といへる歌より出たるもの也、今この二首の歌のおとりまさりをいひて新古今のころのくせある歌の、いにしへのおとれるをことわらん、谷川の歌は谷は鶯にもたよりあり波のこゑたつ事も鶯にかけ合ありてはたらきたるとりなしなれど、春の山風に鶯をさそへといふ事は花の香を鶯をさそふしるべにやるといへることゝよく打あひたる事もあらぬを、谷といひ聲たつるといふ詞にて、もちあはせてはたらかせたるものにて實は詞よりおもひよりてとりつくろへる歌也、さま〴〵の花をばの花の歌は秋風に鹿の音さそへといふ事はよく打あひたる事にて詞よりつくれる歌にはあ

墓の側にありて墓表に梅橋院子亮俊明居士とあり

○をかめ湊

土佐の國土佐郡足代と云所に今は田になりてあり昔は入江ならんかとおもはるゝ所也催馬樂に朝倉やをめの湊と有は此所か、朝倉も同所のよし也土佐國人朝比奈某之木丸殿の神社あり其神に羽々神古事記傳に見ゆ（此條不審本ノマヽ）

○うつほ物語の次第

としかげ一二藤原の君三たゝこそ四梅の花かさ五嵯峨院六まつりの使七吹上上八吹上下九菊の宴上十きくの宴下十一あてみや十二たつのむら鳥十五藏ひらき十六同二、十七同三、十八同四、十九國ゆつり上廿一同上廿一二同中廿二一同中廿三二同下廿四二同下廿五同下廿六三樓の上上廿七一同上廿八二同下廿九一同下卅二

これはある堂上の人の考給ひし也誰とか其人を忘たり

○木鮒

秩父の郡に、やみそといふ山あり、其谷あひなどの水もなき草むらに魚あり木ふなといひて所の人はとりてくふとぞ、まのあたり見たるとて人のかたりける、されど水にすまぬものゝ尾ひれうろこなどあらんことわりさらに有べうもおぼえず、こはいとおぼつかなき事ながら、そらことはいはぬ人のかたりつれば、しばらくかいつくるなり

○上林下若

東鑑に上林下若といふ事あり上林苑の意にて魚鳥の肉多き事、下若は酒の事也、顏眞卿聯句、一宿同高會　幾人歸下若」一統志、浙江湖州府長興縣有若溪、南岸曰上若北岸曰下若工人取下箬水釀酒味極醇美」白樂天詩、勞將下若忘憂物呉興江城愛酒翁呉興記湖州呉興縣若溪南岸曰上若北岸曰下若水美釀酒尤佳亦名曰上若長興縣卽昔呉興地」

○みのゝ家つとの難

むかしたれかゝる櫻のたねをうゑてよし野を春の山となしけむ」、たけありてすがたよろしけれど春の山となすといふことは心ゆかぬやうなり、春をむねとしめたる山なりといふ意なるべけれど、そを春の山となすとのみいひては俗意なるにやあらん、この歌にかゝるいひなしは見えず、おなじ類なる詞なから春のものとなどいはんはことわりも明らかにて、みやびたるなり、後の世にこの歌をめづる人の春の

また新撰字鏡に槊の字をツチハリと訓たり其義考る所なし

〇つかうまつる

これをつかふまつるとかくは誤なり、つかふつかへつかひなどいふ假字なれど、つかふまつるといひてはことわりをなさず、こはつかへまつるといふ詞を音便にてつかんまつるともいひ、又つかうまつるともいふなり、よりてかならず字の假字を用べきなり

〇たまうて　たまうける

この假字行成卿の筆の歌合にをりてぞ見えてたまうてとあるにて、ことわりしられたり、たまふ、たまへ、たまひといふ假字なれど、たまふてとはいふべからず、是も上にいへるつかうまつると同じ類にて、たまひてといふを音便にてたまうてといへる也、又たまうけるといふを物語りの今の本にたまふけるとかけるは誤なり、これもたまひけるを音便にてたまうけるといへるなり、此類行成卿歌合を證として字の假字を用ふべし、不の假字にては語のことわり聞えがたし、又おもひたまへといふを、おもふたまへともあるは、みづからの上にいふ詞なればことわりよし、此たまひ、たまふの格とはことなり

〇ねんころ　ねもころ

物語文にねんごろといへるは、ねもころを音便にてねんごろと唱へいへるなり、さるを念比などいふ字を書て其字の義なりなどおもふはいふにもたらず、又古人の草の手のさまを見るに、もとんと今字體はなはだ近し、よりて後人の草の手をみだりへたるよりねんごろと書誤來りしならんともいへり、これはさることゝもおぼゆれど常にもいひなれたる詞にて物語文などにも多くある詞なれば皆ねもころとのみ改むべうもなく、かつかく轉ずる事も詞の常なれば毛と牟とはもとより通音なれば音便となしてあらんかたおだやかなり

〇駿河植木

駿河の大城のうちに秋より冬かけて生ひしげり春より夏にいたりてちりはつる木ありといへり、かゝる類のものこと國にもありなんや書ひろく見たらん人に問ふべし

〇明阿法師墓

三井寺の子院淨光院にあり山岡氏の祖山岡道阿彌の

なるべし其タヽラメといへるは爛目の義也（順抄に瞼タヽラメと注せり、瞼とは眼瞼のはれて眼涙出る病なりといへり）凡て草に病の名をつけし事は舊例にあり（多々良女花眵眼を治す）龍膽草に濕病を治する效ある故に疫艸（エヤミクサ）といひ、敗醤に血眼を治するの能ある故に血眼艸といへり、されど何てふ名を索むるにつばらに釋せし書なし、但字鏡に莘の字に注せしかど莘は草のむら／＼に生たる貌也、今案に俗にタヽラヒといへる草あり、こは本草經に載る所の石龍芮なるべし（石龍芮綱目にあり）其主療をみるに明目の效あり、又我國の俗に突目といひて眼瞼の腫る病に此たゝらひの葉をとりて揉たゝらして再び熨し排けて頂の後の風府といふ穴所へ張貼れば、其腫を理する也、さればいにしへにタヽラヒといへる草はまさしく今のタヽラヒなるべし、さて漢藉に石龍芮味莘（辛カ）とありこゝの俗にも田辛子などの唱へはそのかみ莘の字を借用するにや又漢藉に石龍芮を菜となしてくひし事詳に見えたり、我國の上古儉素を貴み給ひし御時にはかゝる種をも春菜のまうけとなしてくらひつべし内膳式すでに龍葵（ユナスビ）などをも用ひたり

〇ふかすみ

順抄に石龍芮和名フカスミこの草彌生の比よりしてふけ田のうちにおひしげり其實のありさまはスミてふ樹の實にことならず、さればふけ田のすみといふ義なるべし、ふけは埿なり（埿田天武紀にふけ田と訓り）すみは栢也（今の俗に野桑山桑などもいへり、眞桑にむかひていへり）抄に石龍芮一名地椹と見えたり、椹もまた桑の子の事也、我御國のいにしへ此種に栢の稱をよみしも又この椹の字にすべいふならめ（栢椹抄にスミ按に酸の義にや、されば清音なるべし今はなべてズミといへり）是なん正しく今の横なまりにいへるたゝらひ也（たゝらひのひはめの誤なり）

〇つちはり

萬葉七わか宿におふるつちはり心ゆもおもはぬ人の衣にすらゆな、永年抄に今王孫といふ草のあれど葉も花も衣にすべきものならねばいにしへにいひける種ともおもはれず其つちはりは野榛のいひなるべし、こは獨活をつちたら（土椶の義也）ぬたら（野椶の義なり）といへるたぐひなるべし、凡ていにしへくさ（くさ以下といふなめりまでよみときがたし落字などあるべし）にしあるをつちてふことをかうふりたるその狀の似たる樹のありければ、これにむかへてかくはいへるなり、野といへるは是にてあらぬ物といふなめり、さて榛（ハリ）に似つこらしき種をなんたづぬるに、今にありては詳ならず、

くいはれたり、按るに大分青馬ひたをのこまとよまんか、ひたは神代紀に純男を江家にてひたをとて訓る意にてひたを大分とも書べし、和名抄豊後郡名大分於保伊多と有もももとおひたなるを、ひを延て保伊となるをもておほいたと唱へしならん、巻十六佐青有公などいへる如くあをを略きてをとのみいふはつねなり

春海考るに和名の大分をオホイタとよめるはオホキタを音便にてイタといへる也キタは段の意にて分をもキタと訓る也

〇ソハヘの假字

枕草子そはへたる小舎人あらは、萬葉十三伊蘇婆比座與と有、伊は發語にて蘇婆比はそはへと同じ語なるべし此詞今の俗言にもいふ詞なり

〇まさか　たゝか

萬葉十八さゆり花ゆりもあはむとおもへこそいまのまさかもうるはしみすれ、

宣長云タヽカとマサカは大に異なり正香とかけるもタヽカと訓べしこれをマサカと訓よりまぎれたり

春海考るにタヽカとマサカのカは助辭にて意なし、タヽチタヽマサと云詞に力をそへたる物なり、タヽは夢のタヽニアフマテなどのタヽ也マサはマサシニ知りて我ふたり寐し、又佛足石の歌にマサに見けんなどあるマサ也、タヽとマサは意甚近き詞なり、さて萬葉中の例を見るにタヽカはへだゝりたる時いふ詞、マサカはまのあたりにいふ詞と見えたり、タヽカは其人のうはきの正説をいふ其人にあはん事をかねていふ時はタヽカといひてマサカといはず、まのあたり其人にあふ時はサマカといひてタヽカとはいはざる事と見ゆ、されどタヽとマサは意甚近くて同じやうなる詞なり、さる故にいにしへより正をタヽともマサともよめる物なり、只タヽカ　、マサカの詞ばかり用ひやう例異るのみ也宣長が大に異也といへるは違へり、似て例異なる詞なりといふべし

〇多々良米

内膳式春菜料に多々良米賣花搗、衞門府風俗歌に多々良女の花と詠たり（延喜式内膳式の歌に石龍芮草也俗にタヽラヒと云）新撰字鏡に葎を太々良女と注せり、因ておもふに式のタヽラヒとはタヽラメの誤

迦具保乃須曾利は下へ聯なる詞用なり、さて體用とも之といふ詞を夾たるも、はさまざるも有と見えて古書に正しく其證あり、神代紀訓註に火闌降此云褒能須曾里、姓氏錄に富乃須佐利命など有をしひて紀の能字姓氏錄の乃字は後人の誤にてそへたるならんとおもへるはいたくなづめり、我臆說を立むとてそれに背けるは古書の文字を妄に誤字也としてしりぞけん事いと心得ず、さて火須勢理命と有をば保須世利と訓べしといひ、此記には火之と之のそひたる名には火之某と皆之字あれば之字なきは皆直に火某と訓べしといへるはこれはさもあるべしさてこの火之某とも火某ともあるは其義に深き差別あるにはあらず

○大養德國

この假字國史に所々に見ゆればかならず脫字にはあらざる事なり、是はたゞ養字をヤマの假字に用ひたるものとおもはる、養をヤマの假字に用たる事は多くいまだ見あたらねど、古の假字の用ひざまにはかゝる類あり、藤原宇合を馬養とも書たればウマカヒとよむべき事明なり、これは宇は上聲の字にてウ、と引べき音なれば宇をウマの假字に用ひたるものと見ゆ、是をしばらくウの引聲をマとなしたる例とせんか、又甲をカウともカハとも、筑をツカともツクとも、色をシキともシカともつかひたる類は、通音なれば論なき事なれど通音にもあらで早(サウ)をサハ杲(カウ)をカホ郡(クン)をクリなどつかひたる事もあり、これはいにしへの音便にてかく唱へたる事の有しと見ゆる也、さて養をヤマとつかひたるも其類となすべきか猶例を廣く考へていふべからむかし、又考るに假字はことわりよき文字を入れんとて養德の字を用たるとみゆる也奈良の朝のころは專ら唐ざまに文字をなす事のありつれば是もさる類たるべし、所の名などにもさる類みゆ

また考ふるにウマとマと音便にて通ふ事我國の詞には有、タマハリをタウハリ、オハシマスをオハサフスなどもいへり、又今の人伊勢の國の山田といふ地名をヤウタといへり、これらも音便のかよふ例となすべし

○大分青馬(シロノコマ)

略解云大分青馬は只眞白の意也と、冠辭考にくはし

北山抄　政事要略もと百三十巻ありしものなり今四十巻ばかり有

侍中群要　蔵判至要　金玉掌中抄

以上みな古の典故を考べき書にてかならず失ふべからざる書なり此外朝野群載類聚雑要吉部祕訓等の類又雅亮装束抄装束飾抄の類の書一も印行のものなし、此外に古歌集古日記古物語等のいにしへを考るに益あるもの印行にならざる物數十部あり、此正史典故にあづかりて必闕べからざる書の印行本なきは昭代の闕點とやいはむ

○火之夜藝速男神

古事記傳五五十四五葉火之夜藝速男神、夜字は迦の誤ならむか云々○火之炫毘古神、炫は迦賀と訓べし靈異記に炫を加々也計利と訓り字書にも耀光也とも火光也とも明也とも注せり然るを舊事紀に火々燒彦とあるによりて延嘉(佳の誤か)が燒字に改つるは非なり舊事紀は信じがたし此紀諸本みな炫と作り又師は炫と用ひて本能氏理と訓れき此もいかゞ○火之迦具土神迦具は赫と云意其は迦賀とも迦藝とも迦具とも迦宜とも活て同言なり云々、さて右の三ノ名の火之は皆肥能と訓べき例也本能と訓は誤也凡て火と本と云は木を許といふと同格にて、木末木陰木立などの如く下に言を聯ぬる時、火影火中火氣火處など云中に之を夾ても木葉木本木芽などの如く熖火氣など云、しかるに此は其類にあらず火之と姑く切るゝが如にて下の言へ直に聯なるにあらねば、本と訓例には非ず、右の格の外にたゞ火とのみあるをも本と訓は誤なり、又某火と下に付時も肥と訓例にて本と訓は誤なり、此等の格をしらずして妄に本と云を古言と世人のおもへる故に委く辨へおくなり

此説ども精く考へいひて言加ふべくもあらぬやうなれど猶疑ふべきよし有、今試にいはむまづ火を保といふは木を古といふと同格なりとあるは甚當れる事と聞ゆれど、其火を保といひ木を古といふ語例を引合せたるに猶おもひ遺せる事ありて當らず、中に之を夾みて云に木葉木本木芽などあるは熖火氣など云と同じ格なるにのみよりて保の迦具などいひて之をそへて訓むは其類に非ざればひが言也といふはしからず、古諺に木晩茂木晩闇などいふ事もありて此は保乃迦具保乃須曾利などいふ類にて、保乃迦具といふは火のかゝやくといふ義なれば全く同格なるをばなどかおもはざりけん、古の久禮といふ語あるからは保乃迦具とよまんを誤也とはいひがたし、又火之と姑く切るゝが如くにて直に下へ聯なるにあらねば保乃とは訓べからずして聯なる〇〇(二字衍カ)いふ詞の體と用との異なるのみ也、木葉木芽は下へ聯なる詞體なり保乃

古言の殘りし事多し、よりて我國の書を學ぶには古言をしらずしては有べからず此古言をしらんとするには古事記日本紀萬葉集祝祠宣命等をよく精細によむにあらずしてはしりがたし、しかのみならず後世の歌集日記物語の類をも廣く讀て古今を照らして廣く押ときは其義おのづから明なる物也さて古言に通じたる上にては古人の人情世態も格別に明らかにしらるゝ事あり、こゝにくらき時は徒に國史等をよむとも誤解常に多くして其事實をとり失事有べし、されば是まで一科の專業の學とはなすなり我國の古書今も傳はれるものいとあまたあれど和學をこのむ人世に少きまゝに印行になりたる物いと少し、かくの如くにて歲月を經ば漸々に失ひ行て百年の後は多く亡ぬべし、いとなげかしき事なり、志ありて力あらむ人の是を刊行しおかば永代國の寶ともいふべし其印行になき書いまことごとく擧るにたへずたゞ肝要なるもの一二をこゝに擧ぐ

類聚國史もとは二百卷有しもの也今は六拾餘卷存す

日本紀略原數詳ならず今二十卷殘れり

扶桑略記もとは三十卷ありしが今は十卷殘れり或人いふ栂尾の舊藏に此書三十卷の全本ありといへりいまだ其詳なる事をしらず

本朝世記もとの數詳ならず今四十卷ばかり有といふいまだ其書を見ず

日本後紀今存したる本は僞書なりといふ説あり今其書を見るに後人の僞作とも定めがたし古の日本後紀にはあらざるべけれど古人の古書を抄錄せし物なる事疑なし類聚國史などの誤字にて讀にくき所など此書にて明らかなる事あればかならず傳ふべき書也

新國史日本史の引書目に載たり水戸には殘本の存したるもの有としらる世にたえてなき書なればその眞僞を詳にせず

以上皆正史にて必有用の書也ことに宇多醍醐の時世は記錄いとまれなるを此日本紀略扶桑略記等の幸に存するによりて略時世を考へしらるゝ事あり此外にもろもろの家傳雜記の類印行せし（本ノマヽ）になき物いと多し又家記の類は李部王記に九暦等の書を始として百餘部あれど一も印行のものなし

令集解　律四篇　類聚三代格　貞觀儀式

新儀式　內裡式　內裡儀式　西宮抄

き事なれども後世明法家の學者の錄しおける書に法曹至要裁判至要金玉掌中抄等の書あり、是みな律條全く存したる時に其肝要の事を抄錄せしものなれば其大概をばしらるべし又三代格政事要略等の書によりても律條のしらるべき事あり、さて唐律は今全篇存したれば是また比校に備べし後世鎌倉にて撰せられし貞永式目も全く律に本づきたる書なれは律學をなすもの丶讀考べきものとす、式は今延喜式全く存したれば（弘仁貞觀の式は今亡びて傳はらず世に弘仁式の闕本とて少々あれども疑はしきものなり格も三代の全書は亡びて類聚三代格の闕本のみ今のこれり）古の制度を詳に見るにたれり、此餘儀式新儀式侍中群要等の書存したれば詳に考る事を得べし、さて貞觀儀式と延喜式は事體や丶異なる事も有、それより西宮記北山抄江家次第等皆その時世に隨て沿革あり、又公事節會の時の座席及宮殿等の制を考るに雲圖抄禁祕抄禁腋祕抄大槐祕抄拾芥抄等あり、地理の書は諸國の風土記みな亡びて只豐後出雲の二書のみ存したれば詳にしがたき事多し只今の郡鄕の名は和名類聚抄にあげたれば其古名のみは考しるべし、又器物調度の類を考べきは延喜式江家次第等の書によりてもしらるべき、類聚雜要吉部祕訓等の書には其圖式も多く出たれば詳に考得べし、裝束服玩の類は衣服令延喜式をはじめ雅亮假名裝束抄飾抄などより以下世々裝束の書甚多し且世に隨ひて變改一樣ならず、後世に及ては古の名目を誤り心得たる類も多ければ是又廣く古今を詳にすべきなり、さてこの國史實錄律令典故の學をなすにも吾國の古言に通せざればかなはざる事あり、先史學の始とすべき古事記の一書は全く和語を以て錄せしものなればば古言をしらではいかでか通ずべき、又日本紀は漢文を以てしるしたる書にはあれどそのもとは古事記の如く和語を以て錄したる書をとりて強て漢文となし丶ものなれば其義理の漢文に改めがたき所にいたりては古言のま丶に和語をのせたるも多く、又漢字を以て譯したれど猶いにしへの語を失はざらんがために某々の字は此に何々といふなどの自注も多くあり（日本紀の注は作者の自注もあり又世々の私記も訓などの混入したるもあり、又後人の加へしと見ゆるもあり有識の人は自その分ちを知べし）且古事記日本紀の二書に古の歌を載たる事凡二百餘首あり此類みな古言をしらでは讀べからず、又延喜式に載たる祝詞歷史に出たる宣命の類みな吾國の古文也、其他官職衣服品物の瑣碎たるまでも皆

たてけるはこゝろある事なり、すべて儒生の業は經世治國の術なれば我國にありては古へよりの建國の大體と制度の沿革人情世態の變遷し來れる有さま萬の事をよくしらではいかでその學問の道のほどこすべきやうあらん、されば和學をばかならず要務となすべきなり凡和學に三科あり一人にて是をかねる事はいとかたき事也まづ尋常の人は其才のむきたらんかたいづれにても一科を專門の業とし餘の二科は其大體をかね通ずる事とすべし是を强て盡くかねんとせば却て疎漏にして情細やかにいたりがたかるべし此三科をかね委しうせん事は其人によるべき也、先第一に國史實錄の學を一科とす次に律令典故の學を一科とす次に古言を解釋するの學を一科とすさて國史實錄は古事記日本紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄三代實錄類聚國史日本紀略扶桑略記等を正史と定め（姓氏錄大職冠等の家傳の類皆正史に屬すべし）かたはら諸家の家記（李部王記九暦記台記玉海玉葉等の類百餘部あり）又水鏡大鏡今鏡世繼（今榮花物語と云此書は實錄也作物語の類にあらず）增鏡續世繼愚管抄百錬抄東鑑園大曆等の類又今昔物語宇治拾遺著聞集十訓抄江談古事談續古事談の類（此種類の書猶あまたあり）みな學史に屬すべしさて右の類の書を讀て古今國郡山川制度品物の移り變り王臣の興廢貴賤の好尙等世に隨ひて異なるを詳にせん事を學ぶべし、しかれども古今典例の詳なるよしをしらねば史を讀て通じがたき事あり此ゆゑに律令典故の學を研究せずば有べからず先我國の律令式は其書全く唐の律令に式を學びうつしたる物にて此學をなす時は唐代の制度の書を參校してその詳なるよしをしるべし令をよまんには唐六典杜氏通典新舊唐士の諸志を以て相照すべし（唐の令式は今亡びて傳はらず）さて又かれをうつさずして我國の風俗にしたがひて立たる筋の事あり、さる類は國史につきてよく我いにしへのさまを考へしりて後辨ずべき事也令條の今の世に行はるゝ義解の本は養老の時の令にて今は倉庫醫疾の二篇亡たり此二籍の缺を補ひしるべきものは政事要略令集解等の書に其事散見せし事多く又其文をも引用せり後世に出たる官職祕抄百寮訓要などの類の書も皆此令をよむ助けとなすべく且世にしたがひて官位などの變改ある事をばこれらの書にて考べし律のいにしへは十二篇ありしものなりしを今はわづかに名例衞禁職制賊盜の四篇のみ殘れり、よりて今その全き事は知がた

○紫のにほへる妹をとある歌の考（同）

是は宣長が說甚おだやかなり、さて額田王をさして人妻とのたまひしは此時いまだ天武の夫人となり給はぬ時はしかのたまひしか誰妻とも定まらぬ人ながら我妻ならぬ人はつひには誰にても人の妻となるべきものなれば人妻ともいふべきか、しかいふ例ありや可考、天武紀今本に天皇初娶鏡王額田姬王生十市皇女とあるを水戸の古本には正しく鏡王女額田姬王とあれば女字の有事疑なし此女の字のなきにつきて異說といふはあしかりなん又集中に額田王鏡王女などあるをこと〴〵くよせて其歌の訓などをも考合せばまた思ひ得る事もあらんか未考

○和學大概

和學といふ事いにしへは別に一家の學ならで皆儒生のかね通じたる事也、弘仁承和の頃より世々に禁廷にて日本紀を講ぜられし事ありしに皆其時の宿儒博達の人に任ぜられし事にて別に和學を專業せし人有しといふ事を（衍カ）見えず中世堀川院の御時に大江匡房卿の和學得業生問答といへるもの有るを見れば和學といふ名目はさる頃よりやいひ始めし事ならん此匡房卿の比までは猶いにしへを失はざる事も有しを夫より後は干戈つねに動きて源平の亂うちつゞきたるより此かた和漢ともに學問の道みなすたれてこれを振興する人もなく只漸々におとろへ來たりしを近世文明のころにいたりて一條禪閤絕倫の才學おはしゝかば古人の誤をもよく考正しその著述の書數十部に及べり此公をこそ和學再興の人とは申べけれ、されど今よりみれば其學猶疎漏なる事ども多くいまだ全く和學の正しき筋をえ給ひしとはいひがたし、しかるに此百年あまりこなた治平久しく打つゞき萬の道日々にひらけ來りしまゝにおのづから英俊の士多く出來て和學の事大に開けたり、その研究のいたれるはるかに古人にまされり今にしては和學の道遺憾あるまじくおもはる

我國の儒生はかならず我國の國史典故に通ぜずして叶はざる事なるを當世は學問の道草莽に（のノ脱字カ）みあれば儒者皆曲藝の士の如くになりて儒者の任はたゞ漢土の書に通ずるをおのれが業とのみ心得我國の事は其業の外の事のやうにおもひたるは學問の本意を失へるもの也林春齋が諸生を敎る五科のうちに和學科を

たらして御坂をこえたまへかのゆつかしが本にいりたゝせ給はゞ其ぬさそこにて手向とし給へと也、さて宣長は此女王も天智とともに行幸に從ひてゆき給へるならんといへれどさにはあらず女王は天智とともに行幸に從ひて行給はで都にのこりゐてよみたまへる御歌なるべし

○三山歌考

高山は畝備ををしと耳梨と相あらそひきといふを舊說皆高山を女神とし畝備と耳梨を男神とせり、今詳に考るにさにては語勢おだやかならず契沖が高山はといふは高山をばといふに同じといへるもしひごとなるべし、高山はとのみいひて、をばといふ意に聞ゆべきよしなし、かつさる詞の例もなし、よし又をばといふ意を聞ゆるになしても下の語勢よくかなはず、此歌其爭ひし古事のくはしく傳はらねば誰が考もおしはかりの說にて、ともかうもいひがちなる事なれど、しばらく試にいはゞこれは香山も畝備も耳梨もともに男神にて、あらそひし嬬は此三山の外に女神の有しなるべし、さて香山と畝備と嬬を爭ひしが畝備のたけくをゝしき神なるまゝに耳梨と力をあはせてたゝかひしなるべし、をゝしといふ詞さへゆゑにてもなければことわり明らかならず、かつ高山はといひいだしたるは專ら香山の上にいはんとする語勢也、さて次は隔句にて香山は耳梨とともにうね火ををゝしき神とおもひかしこみて爭ひしといふ意につゞくならん又短歌に高山と耳梨山とあひし時といへるも男女の逢ふ事にはあらで二神の寄あひてうねびとたゝかはんとはかりしをいふならん、さる事となせば阿菩大神の立て見にこしといふもよく聞ゆるやう也、此歌よみ給ひし時は此古語の世にしるき事なりつらんまゝにその嬬の事はいはで相あらそふといふにて嬬をあらそひしことをふくませ下にうつしそみもつまをといふにてその事を明せし也又播磨風土記に大和國畝火香山耳梨三山國鬪と書るを思ふに三山ともに相たゝかひしゆゑにかくは書しなり舊說の如く香山を得てむために畝備耳梨の二山のたゝかひし事ならば別に書やうこそあらめ三山相鬪とは必かくまじき事なり、とてもかくても此三山のうちにて男女をわかたんとするは風土記の文に合ねば從ひがたかるべし

も皆讀かたきにくるしみて物遠き訓を思ひよりてあながちにことわりもなきよみざまをしてとかんとするは皆いたく強ごとなり、此歌は誤字あるによりてよみがたきにこそあれ此歌にかぎりていたくむつかしき書ざまなりしにはあらざるべし、もし文字あやまらざらん本いできなましかば、かならずやすらかによまるべきにてこそあるべけれ、かれ今やすらかによまるべきよみざまをもて諸本の中につきてよしとおもふ文字を拾ひ、誤ならんとおもふ文字六つを改めて一字を補出てこゝろみに釋す、

奠器(ヌサ)〔二字一本圖〕(ト)〔一本國 一本圓〕隣(リ)豆(テ)美(ミ)相(サ)嘉(カ)兒(コ)衣(エ)湯(ユ)〔一本〕氣(ケ)吾瀬(ワガセ)子(コ)之(ガ)

射立爲(イリタヽ)兼(スカネ)五(ユ)百(イ)可(ツ)新(カ)何(シガ)本(モト)

圖は集中の假字に見えねど紀には止と津と兩音に用ひたり、此集は假字を用ふる事廣ければたま〳〵此字を用ひたりとせんもしひたるわざともいふべからず圓の字を一本國とあり又圓などもかけり今皆圖の誤とす○豆は草の手によりてまがひて之となりたりと見ゆれば豆の誤とす○美は畫のそこなはれて下の大のみのこれるにやとおぼゆ、すべて古書に畫多き文字の消たるがわづかにかたへの殘りたるを其殘りたる畫のみをうつしおく事ある事也これも其たぐひ也として大は美の滅畫とす○嘉はこれも畫のそこなはれて上の上のみのこれるにやとおぼゆれば士(ニカ)又七なとあるを嘉の滅畫とす○兒は訓によりて胡の假字とす此字は集中に多く見えたる字にて兄を一本皃とあるなどことに形の近ければ兒の誤とす○衣は形の似たるより瓜となれるにやとおぼゆれば衣の誤とす○奠器は東萬侶由不とよまれたり又奴左ともよまるべければ今は奴左と訓めりこれはむつかしき訓にもあらずかし○圖隣豆は執て也○美相嘉は美は發語にて相嘉は坂也紀の國にゆく山路をいふ○兒衣湯氣は越往け也○吾瀬子は宣長がいへる如く天智のいまだ太子にておはせし時に此行幸の御供なるを指すなるべし○射立爲兼は入立せ給ふらんといふ也集中に紀路にいりたつまつち山などもあり○五百可新何本はあまたの樫が本也其坂に樫などたちたらびてあらんあたりはことにかしこき坂路なるべければそこに入りたゝせ給ふらん時に手向し給へと也、末句舊訓なれば嚴樫とせるもさる事ながら上にいりたゝすと有れば猶五百樫なるべく覺ゆ○一首の意は、ぬさをも

く見ゆ、それを今の世の俗意にはやかましといへり然ればカマと計いひても嚚きを制する詞（な歟）たりけん、かれ莫嚚とは書るなり、さてかま山といふは神名帳に紀伊國名草郡竈山神社諸陵式同郡竈山墓見ゆ、神社も御墓もともに古の熊野路ちかき所に今もあり○國隣は山は隣の國の堺なる物なればかくも書べし○霜を大相の二字に誤れり此幸は書紀を考るに十月中旬にて十一月までも彼國に留坐る趣なれば霜おくころ也○木兄氏の木を七に氏を瓜に誤れり○吾瀨子は天智天皇を指奉る此時皇太子にて供奉し給へること其趣見えたり書紀を考べし○爲兼はスカネと訓べし幸の御供し給ひて此度いつかしが本に立給ふべき事よとよみ給へるなり、セリケンと訓ては往時の事なれば物遠し○いつかしが本は卽竈山神社の嚴橿之本なり、一首の意は此女王も太子に從ひて行給へるにて竈山に詣給はんとする日の朝など霜の深くおけるにつきてよみ給へるさまなり、かくては竈山に霜ふかくて嚴橿が本に立給ひ霜の（本ノ）かたかるべければ吾背子がやすく立給ふべきためにしばし霜の消むをまちてゆけかしとなり」此考は寛政の七とせ宣長がもとよりあらたに考へ得たりいかゞあらんとて千蔭とおのがもとに見せにおこせたり、其ふしはともかうもこたへやらでやみたりしを今考へ見るにいとおだしからぬ事多し、莫嚚をカマとよめる事いとしひたる業也、かまびすしきを制止してあなかまとはいへどかまとのみはいかでいふべき、そはいかにといふに、あなといふは制止する意あるにこそあれ今の上にあなかまといふ詞は後の物語ぶみなどにのみ見えたる詞にて、ふるきものには見えず、またたゞかまとのみいへる例は何の書にもなき事也、俗言にやかましといふを同じ類ひ也として引たれど俗言のやかましといふもヤといふに制止の意はこもれるなり、ヤは人もよびかけていふ詞にて、あなといふに同じ、國隣を山は隣の國の堺なるものなればといへるもたがへり、すべて國の堺は高き山大なる河などをもて堺を分たるものにて山のみにはあらず國堺をやまとよまば河をもよむべきにや、霜消てゆけば事もなきやうなれど深く味ひ見るに、これは古人の語氣にあらずたゞ四の句を六言となしたるはさる事なれど猶七言によまるべきをや、上に擧たる諸家の說ど

也といふ字注あれば謁氣はクラシともクレテともよむべし、下の句は前に同じ、上の句は訓義なれども意は前の歌にことならず、天武天皇に奉り給ふ歌にて湯の山の夕暮の旅行をいたはり山氣にかゝるべき事などおもひやり給ふ意なるべし、此前に僻案訓猶一つあれども上の句の文字いづれを正字とも決しがたければあまりにくだ〳〵しくいはんもいかゞなればもらし、先二訓のみをかきつけぬ、かさねて異本異字を見る事あらば其時又いふべし、仙覺の新點と予が僻訓との是非は文字正しき古本を見る人辨へ給ふべし」今考るに國隣をキリとよむはクニの約言キ也とあるは、紀に乾字を賦とよめる類なりとおもはれたるなるべし、されど集中にさる例見えねばいかゞなり、又隣はとなりの下のりをとるといひ、ラリルレロの詞の下に音をとり用ふるならひ也なども皆ひが事也、さる例は無き事也、又大相をそらとよむも山とよむもともに物遠き訓にてうきたる事なり、又虎瓜をカキとよまむと有は集中に追馬(ソカ)をイの假字とし、喚鷄をツヽの假字とせる類なりとの事か、されどもソとツヽとは馬に鷄に限りたる詞にて動くまじければよし瓜をカキとよまん事は虎にかぎるべからず猫にても犬にてもおなじ事なるべければ、これは似たる事にはあれど猶うきたる訓なるべし、謁氣をクラシ、クレテなどは前後の詞によりてしかもよむまじきにもあらず、又東萬侶の秘めて人にいはざりし說也とて考に載られて莫嚣國(一本隣)之大相古兄爪湯(一本氣以下は上のごとし)かくあり今略解もこれによれり

今考に本居宣長がいへらくキノクニノヤマコエテユケとよむ事いたく心得ず莫嚣國隣をキノクニと訓べき說もいとしひて聞ゆ、又紀の國へのみゆきに紀のくにの山越てゆけといふ事もあるまじき事也といへり、これはさることなり、又春海さきにおもへるは大相のみにてヤマとよまんはあまりに物遠ければ大相土の三字にてヤマと訓んかとおもひ、又見作湯氣にてミツヽユケならんかともおもひつれど今思ふに猶しからじ、

本居宣長が考へよみたるは、莫嚣國(一本隣)之霜木兄爪湯氣吾瀨子之射立爲兼五可新何本莫嚣をカマと訓ゆゑは古へに人の物を制してあかまといへること多

しとあるはいかゞ、レンの音なればレの假字也とはいふべし、訓は下をとるといふ定りは無きこと也、入をりといひ、おもひをもひといふなどの類あまたあれど、それは略語といふものにて下をとるといふにはあらず、あはれといふ詞をレとのみいふ事いかでかあらん、大相をヤマとせるは大きなるすがたなれば山の義訓也とあれば猶しひごとなるべし、七兄をヤツとよめるはよし、されど七兄は七歳の兄は八歳なれば八の義にかけるかとあるは猶むつかし、八の兄は數は七の數より多ければ(本ノマヽ、言脱カ)七兄は八也とすべし、かゝる類は万葉の葉にあること也たゞし山谷の意とせるはいかゞ谷をヤともヤツともいへど古歌には見えず、瓜をイとよむ事はウリの反イなれど猶いかゞ、湯氣をユキとよめるは氣を幾の音に用たる事日本紀には見ゆれど万葉には例なし、いたゝせりけん云々を岩ほの本につかれてやすらひ給ふらんといふ意と釋したるはいかゞ、せりけんにてはいかでさる意とはなるべき、いたゝすらんかなといひてこそさる意とはなるべけれ、さてイタ、セリケンとは既に契冲のよめる訓なり、イツカシカモトとよめるは東万侶のはじめてよみいでられしにて、これはうごくまじき訓なり、たゞしイツカシを嚴石の事と釋したるは、いはとかしは玉かしはなどいふよりの事なるべけれどいかゞなり

又僻按抄に今一つの考を載て、奠器國(ユフキ)（三字一本）隣之大相(リノソラ)虎瓜(カキ)謁氣(クレテ)（これより下は文字も訓も上に同じ）莫囂圓隣之これをユフキリノとよむは前にしるせる奠囂國憐を國隣としてよむ也奠器は前にいふが如し國隣としてをキリ（本ノマヽカ）とよむはクニの約言キ也隣はとなりの下のりをとればなり凡皇國語にラリルレロの五音を上にいふことなし此五音假字を訓に書ときは皆下の音をとり用るならひなれば隣の字をリとよみ憐の字をレとよむなり、大相七兄瓜謁氣これをソラカキクレテとよむは前に大相七兄の字をヤマとよめどもソラともよむべし大相の義訓は山よりも天の訓其義まさるべきか、七兄瓜をカキとよむは古一本に七の字無き本もあり又七兄の二字を克と一字にかける古本をも見つれば克は虎の字が轉寫して七兄の二字になれるか、もし虎の字なれば虎瓜の二字はカキとよむべし義訓の借訓なり、謁氣の二字をクレとよむは謁氣は靄と通じ用て陰晦

は巖樞之本なり、此句は巖石之本の義にてきびしき岩ほのもとなどに立やすらひ給ふらんとおもひやるをいふ、歌の意は山路はさらでだに越がたきにまして夕ぐれのみ山谷陰などの旅行はいとくるしかるべければ、はげしき岩ほのもとにもつかれて立やすらひ給ふらんと、いたはりてよみて奉れる歌と見えたり、此歌の文字をかくよむより所は左にしるしぬ、莫囂圓隣之これを一古本に莫囂國憐之とかきてナ、クリノと片かなを付たり、しかれば圓隣は國憐をあやまれるか國憐の二字はくれとよむべし、國はくとよむ例多し、憐はあはれとよむ字なれば下の一言をとりてレとよむべし、音も憐なれば音をかりては上をとり、訓をかりては下をとりていづれにてもレとよむべし、莫囂の二字をユフとよむは一古本に莫を奠に作を見し也又古葉略要集に此歌の文字二字草にして囂を器に作りたり、よりて莫囂は奠器をあやまれりとしりぬ、奠器なればユフと訓べし本朝故實神祭の具には必木綿あり木綿の義訓に奠器と書たるを夕の訓に用ふるは借訓なり、仙覺のユフとよめるも若此意か、故に奠器國憐之の字につきてユフクレノとよむ也、大相七兄これをヤマヤツとよむハ大相は大なるすがたなれば山の義訓にかけるか、七兄は七歳の兄は八歳なればヤツの義にかけるか、これによりてヤツは谷の古語なれば山谷とす、瓜謁氣をイユキとよむは一古本に爪を瓜に作るを見てイとよむなり、瓜なればウリなりウリの約言はイなればなり、謁氣をユキとよむは古葉略要集には謁を湯に作りたり、よりて瓜湯氣の三字につきてイユキとよむなり、吾瀬子より下は音訓常に用る字なればワカセコカイタ、セリケンイツカシカモトとよむには疑有べからねどしひていふにおよばず、今引く古葉略要集は見る人すくなかるべし此書はこの廿とせあまりのさき春日若宮神主大中臣祐宗朝臣やつかりがもとにものまなびに來りしことあり、その比此集の事におよびて彼家に傳へし古葉略要集を祐宗朝臣もち來りて見せけりし時此集の文字のたがひども校合せしなり、古葉略要今に彼家に有べし

今考に莫囂を古本によりて奠器と改めてユフとよめるは幣を奠囂ともいふべければことわり有り、憐をあはれとよむ字なれば下の一音をとりてレとよむべ

からず、夕月ならでは圓隣とも書まじ、第二の句は書きやうよみやうひたつら（本マヽ）こゝろえず、新の字あふとよめるもまたいまだしからず」考るに此說仙覺が訓を守りて しひて釋したるにて、すべていとおさなし妻をわかせ子といふ事も例なく莫囂を夕とよむよしを釋したるもことにことわりなし圓隣を七八日の頃の月也といへるは仙覺が十三四日の夕の月也といへるよりおもひよりたるにていみじきしひごとなり

東万侶の僻案抄に仙覺が訓のまゝを擧て論じていはく、かくよみてより諸家の本皆此よみをつけて此訓の是非をいへる說も見えず、かの注釋（仙覺抄）に云ゆふつきとは十三四日の夕の月也（此已下の說上に引出たればこゝに略す）とありしかれば此集の歌仙覺新點百五十二首の釋、別にかけりとしられたれども予いまだ彼釋を見ざれば可不を辨へがたし右の文字の上につきて右の訓點をつけられたるはさるゆゑこそありつらめ、たとひ證訓訓義ありとても第一句より第二句のつゞきかくよみては歌といふものにてはなし夕月のあふぎてとひしとはつゞかぬ詞なり此句つゞくつゞかぬさかひは歌をしる人にあらざればいはれず後しる人わきまへしるべし、予が僻案の訓は此歌の文字相違あれば一定なしがたきによりて異字につきて異訓をもなしていまだ一訓に決せずしてもし正本（本ノ）正字の古本を見る事あらば其時一訓にきはむべし」考るに此說此論にいへるごとく此歌は文字も訓も考へあらためたる上ならではとくべきやうなし

僻案抄に文字をも古本によりてあらためて考へよめる訓歌ありとて二つを擧たり其一つには、莫囂圓隣（ユフクレ）（四字一本）之大相七兄爪湯（ノヤマヤツイユ）（二字一本）氣吾瀬子（キワカセコ）之射立爲兼五何新（カイタヽセリケンイツカシモ）何本（カモト）、ユフクレは夕暮也、ヤマヤツは山谷也、イユキはイは發語の詞也ユキは行也、ワカは我之なり、セコは夫君をさす詞、古本の傍注に奉天武天皇歌也とあれば天武天皇をさしていふ、額田王は天武天皇の夫人なればわかせこかとはいへり、天武天皇皇子（本ノ）にてまします時此行幸の供奉し給へるなるべしより額田王都に留りて天皇へ奉れる歌と見えたり、イタタセリケンとはイは發語の詞タ、セリケンは立せ給ふらんとおしはかりおもひやり給ふ意也、イツカシカモトとは古語に此句あり日本紀に見えたり、それ

万葉巻一、幸于紀温泉之時額田王作歌、莫囂圓隣之大相土兄爪謁氣吾瀬子之射立爲兼五可新何本、此歌此集第一の難義にて文字のいたく誤れるなれば誰が説も皆そらにおしはかりいふにて、いづれをいづれとも定めがたければ一つをすてゝ一つをとるべきやうなし、かれ今諸家の説をこと〴〵く擧て其よしあしをいひ又おのがこの頃思ひ得たる説をも末にいふべしされど此歌の事にはしひごとは誰もまぬかれがたきわざになん

仙覺抄に訓を擧て眞名は載せず、

ユフツキノアフキテトヒシワカセコカ

イタヽセルカネイツカアハナム

かくよみてさて抄にユフツキとは十三四日の夕の月なりイタヽセルカネといへるはイは發語の詞、よめる心は夕月の如くあふきてとひしわかせこが、立やあらんいつかあはんとよそへよめるなり此は愚老が新點の歌のはじめの歌なり彼新點の歌百五十首侍るがなかに、これはくはしく釋を書くはへてける歌なり、くはしき旨を知らんとおもはん人は可爲披見彼釋也

考るに仙覺抄が此歌の前釋今は傳らねば此文字をいかなる故にてしかよめるにかわかちがたけれど其訓もいと調はねばよくよみ得たりとはおぼえず、くはしくは東万侶の辨あり下に擧ぐ

契冲が代匠記に訓は仙覺がまゝにて釋していへらく、わがせこか妻をさしてのたまへり御供にいでたつ時いつのころかかへりなんやとわれをゆふ月にあふぎて見るごとく思ひてとひし妹が今は歸るべき比と立まつらんにいつか歸りてあひみなんとなり、いたゝすかのいは發語の詞なり、かねはかになり兼の字、此集音をも用たればいたゝせりけんとよむがまさるべし此歌の書やう難義にて心得有し、しひて第一の句を案ずるに莫は禁止の辭にて、なかれ、なれたゝなしともよめり、囂は左傳杜預注喧嘩也といへり堯の時老人ありて日出而起日入而息といひ又陶淵明が詩に日入群動息と作れりされば陰氣に應じてくるれば靜になる心にて莫囂を夕とよめるか、圓隣とは十日過るころは月もやう〳〵まどかに見ゆれば七八日はそれにちかづけばかくは書るにや、此集に女の歌に妾の字をわれとよめる、をとこの歌には書べ

野の尾花苅ふき秋芽子の花をふかさね君かゝりほに、巻八に波太須寸珠（本ノマヽ）尾花さかふき黑木もて作れる家は万代までになどもありて、かり庵などふくには專ら尾花を用ひたる事とみゆればこの美草訓には彌久佐とよむべく其實は尾花の事なるべし仙覺抄にも彌久佐といふ訓のかたをよしとして彌久佐は薄をいへる也といへる說よくかなひたり、しかれば乎波奈といふ訓もよしありといふべけれどはじめより乎波奈とよませんとて美草と書しにはあらず、さるべければ猶文字のまゝに彌久佐とよむを正しとすべし、さて仙覺抄の一說にも水戶の本にも元曆の本にも乎波奈とあるは庵をふくには必尾花を用ふる事なれば其心をくみて乎波奈とはよめるものなり式などの頃より乎波奈を美草と書く事のありてそれによれるにはあらざるべし、さて式の美草は音にて訓べきにてうるはしき草といふ意にて廣く諸草をいふ事にてもあらんか又はみくさと口にいひなれたる名目にて常に唱へなれたるまゝに假字にしか書事にてもあらんか令に狹疊と書たるもいひなれたる名目なれば書る類なるべし、或人此式に見えたる美草を平花なりといふを難して大甞會は十一月行はるゝ事なるに其頃薄は枯てあるまじければ美草を尾花とせん事いかゞといひ又或人は尾花の枯たらん頃は何の草も皆枯てあるまじ、されば枯たる草の中にも尾花はきよらなるものなれば枯るゝ頃にもこれをとり用ふる事（本ノマヽ）も有べしといひ又或人は必枯ざらん草を用ひん事ものならば冬まで枯ずしてのこらん草は山菅などなるべしともいひて、これをさま〲にいへると（本ノマヽ）かにかくに式に見えたる美草はいづれの草と定むべき證はなき事なり又巻八に草花と書て乎波奈と訓りと有は巻十にも草花を乎波奈とよめる所あり此草花と有につきて尾花は草の木（本ノマヽ中ノ誤カ）にて專ら用ある草なれば草花とのみ書てそれと知らせたるものなりといふ說あれどいかゞなり草の中にて專らなる草なりとて草花とのみ書べき事はいかでかあらん又草の中にて尾花をのみ專らなるものといはんもことわりなし考るに巻八巻十に草花とあるは皆苧字の誤にて草字となれるなり文字の形いと近きにはあらずや又巻十に麻花と書たる所有も同じ類なるべきを思ふべし

○莫囂圓隣考

わろし、たゞ歌とのみいひいづべき事なりといへるはかへりてひがごとなり、かの序は末に詩の六義をかりてことをのべさてかくの歌にもかくぞあるべきといへればかならず始には大和歌といふべきいきほひならずや（俊成三位の千載集序にやまとみこと歌と書たまへるはみことゝは御言のといふ意なるにやまた尊といふ意なるにや俊成口傳集に大和歌我秋津島の國戯れ遊なれば神の代より今に絶る事なしとあるによられたりとみゆ扨此口傳集に大和尊のとあるは大和尊歌はとありしを寫しあやまりしなるべしさらではこゝの文義通じがたし）又かの在滿が歌論の書を名づくるに和歌といふことをきらひて國歌八論となづけたるはいみじきひがごとなり國歌などいはんはもろこし人などに對ひてものいはん時の詞なり、こは博士どもの詞に國語國字などいふを見て學びたるにや、そは今の世の博士どものくせにて常にもろこし人にむかひてものいふやうなる口つきの多かるはわらふにたへぬ事なるを、いかでならひつべきことかは

寛政九年後の七月十日あまり一日

○美草の考

萬葉卷一額田王歌金野の美草苅葺云々、仙覺抄に此歌或はをはなかりふきとも、或はみくさかりふきとも點之と見え、又元曆本にも、をはなとよめり又新勅撰にも此歌をのせてをはなかりふきと有、又今井似閑が代匠記の頭書に大嘗會式美草を仙覺點又水戶校本にをはなと點せり、式等によればさも有べしとみゆ、宣長が玉緒琴に美草はをはなと訓べし貞觀儀式云々延喜式にも同く見ゆ、然れば必一種の草の名なり古へ薄を美草と書きならへるなるべしもし眞草の意ならんには式などに美草と美の字を假字に書べきよしなしとあるは、またく似閑が說をとれるなりされど式などに美草と美字を假字に書べきよしなしといへるはしからず、かゝる類の物の名などには假字書きなる類も有る事なり職員令に狹疊と有を義解に狹疊猶云疊とあるは狹は假字書きにてやまと詞にての發語也、又式に（此間欠字本のまゝ）などいふことも見ゆれば、みくさを美草と假字書きに書べからずとはいひがたし、されば式の美草を必一種にてをばなの事なりとも定めがたし、考るに卷十にあきつ

といふにひとし、こはこと國の事まじはりおこなはるゝ世にてはいづこにてもさらではかなはぬことわりなり、さるをかならず漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはぬを例としてとおもへるはいたくなづめるわざになん、そも〳〵天武天皇の御世に大津皇子はじめて詩賦を作り給へるよりほどなく其事世にさかりになりて詩をもて人の才を試みそれによりて及第などする事とさへなりておほやけわたくしもはらなす事となりしかば、かれをばから歌といひわか國ぶりをば大和歌といはん事いとあたれる事なり（これは彼を尊みてもはらとなしわれをかたへとなして大和といひてわかつにはあらずたゞおのづからさらではまぎらはしきいきほひなればなり此詞一本にいとあたれることとなりとある下に入たり此にはまたいりたり此かたよく正しとす）さて古の詞に大和といふことを冠らせいふ類ひいとおほし琴笛錦舞のたぐひは神代よりあるものにてむねとわが國のものなれどから國のをもこゝにつたへて世にあまたあることゝなりしかば大和琴大和笛大和錦大和舞などいへり、又やまとなでしこ、やまとだましひ、やまとごゝろ、やまとさうなどいふ事あるもかしこのにまぎれじとていひたてたる事にあらずや、こはかれをたふとみてもはらとなしわれをかたへとなして大和といひてわかつにはあらず、たゞおのづからさ（イニナシ）らではまぎらはしきいきほひなればなり、かくくさぐさ大和といふ事を冠らせいふ事あまたあるをひとり歌にのみ大和といふをとがめん事こそ心得ね、かならず大和と冠らせいふ事をひが事とせばすべて琴笛錦舞のたぐひをも皆大和といふ詞をのぞかんか、いかでさるよしのあるべき、とまれ千とせにあまりていひなれたる事を今より改めんとするはをこなる業ならまし古き（古キ二字イニナシ）ものをみるに源氏物語などには唐歌とならべいふ時にのみ大和歌といひて常はたゞ歌とのみいへり、こはもとよりことわりさる事にて論なし又大鏡などには唐歌とならべいはぬ時も大和歌といへる事もあり、こは一つの名となりしよりいふ事にて唐とならべいはでも大和琴大和錦などいふ類なり、これらはことのさまによりていづれをも學びてありぬべし、こゝにくしなづむ（これを一かたにおもひて）ことあるべからず、又或人の說に、古今集の序に大和歌と書出したるは

として天といふ字のそひしを皆アメとよみて高天原といへると且如天とある三所を如上と改てこれのみをアマとよまんとするなり今其説に從はゞ紀の自注にアヤノイハクラ、アマノサクメなどあるをも此書にてはアメとよまではかなはぬやうなり、紀にてはアマノといひ此書にてはアメノとよまむ事いとことわりなし、またアマと讀べき所にのみ注ありとせば天照大神とある下にもなどアマと唱ふべきよしを注せざるや、かつ紀をはじめていにしへにあまた例あるをすてゝたゞ一つある中巻の歌のみ證とせん事こころゆかぬ事なり、よりて舊説はあやまりなることしるければ今その説をあらため正してかく考へさだめつ

寛政の三とせの夏人々と古事記をよみ考へしついでにしるしぬ

○歌に大和といふことを冠らせいふ事の考

わが國の歌を大和歌といふ事万葉集には詩とならべいへる所にのみ倭歌倭詩など有て常はたゞ歌とのみいひ（万葉に長歌を賦といひ又短歌二を二絶など書る事もあり是はもと詩と同じものなれば心にまかせてかけるなり）續日本後紀三代實錄などにはかならず倭歌としるされたり、これより古今集をはじめて世々の撰集皆必和歌集といひさて下りての世には歌の詞にも大和歌やまとことの葉などよむ事常となりぬしかるを荷田在滿が説にわがくにの歌はたゞ歌とのみこそいふべけれ、そは漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはぬをもてなぞらふれば我國の人の口よりやまと歌といふはひがことなりといへり吾師も此説によりてひたふるに大和歌といふ事をきらひさけられたり、かくて近き頃古このめる人々たれも皆此説を守りてうたがふ人なし、げにも一わたりはことわりもさることのやうなれど今くはしく考るに必此説をよしともさだめがたきよしあり、先漢の世にて漢詩といはず唐の世にて唐詩といはざるはかしこにはこと國のことの葉などのたちまじれる事なかりしかばことのまぎるべきやうなければ漢といひ唐といひて其もとわかちをなさゞるなり、もし我國にて大和歌から歌相ならびておこなはるゝたぐひの事あらましかばなどかかしこにても其わかちをなさゞらん今清國の人の書るものをみるに物ごとに滿漢といひてわかちをなせり見よまたく我國にて和漢

はいはず、又古の天皇の御名にアメトヨタカラ、アメヌナハラなどいふ類下の語體にてノの詞をそへぬは皆アメとのみいへり、又アマノタチカラヲノ神を日本紀竟宴歌にアメタチカラヲとよめり、これは詞のあまるまゝに畧してものなれば下體の詞にてノの詞をはぶく時はアマとはいはぬ格なる故にアメといひかへたるなり（此の格によりて上にいへる天比登都柱、天一根、天知迦流美豆比賣の歌も、アメと讀べきための注なればノの詞をそへずしてよむべきことをもしれり）またアマといひてノの詞をはぶけるは下多くは用の語なり、そは天照大神アマトフ、アマツタフ、アマサカル、アマカケル、アマキル、アマタラスなどいふ類是なり、また下體の語にても上にアマといひてノの詞をそへぬもあり、そは天雲天路などいふ是なり、これは下の詞みじかきまゝにノの詞をはぶきてもいはるゝと見ゆ又熟語にアメナニといふ時下に用の語あるはなし、そはアメトフ、アメツタフなどはいひがたければなり、アメキヨシ、アメタカシなどはいふべけれどさいふは熟語にはあらざるなり、およそアメといひアマといふたゞ語勢によりてかはるのみにて意にことなることはなし、されど定りたる例あればそれにしたがひたるはあるまじきなり、しかるに中卷の歌に比佐迦多能阿米能迦具夜麻斗迦麻邇云々とあり、こはすべての例にもたがひ、かつこれのみにあめのといふべきことわりも見えず、こはまたく米と末の文字の形似たれば誤りうつせしものにて是もそのもとはアマとありける事うたがふべくもあらず又かの万葉集の中に天香山とあるも皆舊訓の如くアマノとよむを正しとすべきなり

舊説に如天とあるは如上の誤にて上とは訓高下天云阿麻とあるをさしていへるなりといへるはおだやかならずまづ三所までまさしく如天とあるを皆上の字の誤となさんこと强たるわざなり、かつ數章の後に如上とばかりいひては高下天云々の注をさしていふことゝは聞えがたし、そのうへかくいふ文法はなき事なり、また下效此とあるはすべてをさしていふ詞とおもはる高下天云々とあれば高天原といふ詞のみの注のやうにも聞ゆれど、こは高天原にのみかぎる事にはあるべからず、かゝる注文の法は經傳などの注疏にあることなれば、その法にて書るものならんさてこれを如上と改めむとするゆゑは中卷の歌を證

比登都杜天一根天知迦流美豆比賣の三つは他とはことにて是よりはアメと讀べき名なるが始に下效此とことわりたればこゝに讀法の別なるよしをいはでは是もアマノとよむべきに疑ひあればことさらに讀天如天といふ事を注せる也さて訓天如天とのみいふことは訓天如天地之天といふべきを畧して如天とのみいひてしらせたるなりかゝる文法は漢文の上に常にある事なればその字法にて書るもの也ものゝ注に某字如字などあるも此とおなじこゝろなり、アメといふは天の本語にてアマといふ字は音便なり、一言に天とのみいふ時はアマといふことはなきことなれば如天といひてアメとよむべき事をしらせたるなり、このほかに天神などあるは神の名にもあらず熟語にもあらねばアマとよむべからぬ事明らかなれば更に讀法を注せざる事始の天地と同じこれによれば神の名國の名物の名の天字のそひたるをば皆アマノと讀が古のとなへなる事しるし、さてこれに證おほくあり、神代紀に天吉葛此云阿麻能與佐圖羅といひまた天探女此云阿摩能佐愚謎といひまた天磐座此云阿麻能以簸矩羅といへるなどあるをみれば、此類皆アマノと唱ふる事押てしるべし、又延喜天暦の頃よりこなたの歌どもに、アマノカクヤマ、アマノイハフネアマノウキハシなどよめる歌多かれど、アメノといへる事は絕て見えず、しかればアマノといふことはいにしへよりさだまりたる唱へとおぼゆ、又紀の訓點に天地天神などある外はすべて皆アマノと訓あり、これもいにしへよりの讀法のつたはりしものなるべし、紀の訓は後人の讀の交りたる所もあれど大かたは古訓のつたはりしものにて古人も既に古語の證にも引り、これらは後よりみだりにあらたむべき事にあらず、かつより所となすべきなり、またアマノハコロモ、アマノハシタテ、アマノナカ、ハなどいへるは後にいひ出たる詞ながらおなじ語勢なるをもおもふべし、今くはしくその語格を考るにすべて神の名國の名物の名などの下詞長くして體の語なるには上にアマノとノの詞をそへていふ事定りたる語勢と見えたり、すなはちアマノカクヤマ、アマノウキハシ、アマノイハフネ、アマノ某の神などいふ是也、またノの詞をはぶく時はアマとはいはでアメといふ事と見ゆ、そはアメワカヒコをアマワカヒコと

且見戀　枝直

吹風にうき雲まよふ夕つゝの見えみみはすみ物おもへとや（なほあるへし）

忍逢戀　常樹

わすれても人にやつけむ人しれす袖かへてぬる夜はのうれしさ（何ともを上下なとにせはなたらかにもなるへきか）

惜別戀　千蔭

あふ事のうれしかりしも時のまのあかぬわかれにわすれはてゝき（なほあるへし）

恨絶戀　常樹

いまよりはなにかわたらんあすか川かはるふちせは君かまに〳〵

傳聞戀　春道

みしま江や玉江におふるあしのほのほの聞しよりえこそ忘れれ（たてるなるへし）

立名戀　秀倉

あはすして名にやはたてる今更にわりなくわふるひとの心か（此何をいひのへて終の何をのそくへし）

稀問戀　春道

わきも子か手にまきもたる白玉のたま〳〵にたもとふそうれしき

寤覺戀　枝直

たのめてし心かはると見し夢のさめてうれしきあかつきの空（かねはならても有らん）

山家煙　枝直

（松の戸はたゝ松の戸也後の世からの字によりて松の上にたてる門とするはいかにそや源氏にも誤れり　さらは眞木の戸杉の戸を何とかいはん　此詞人々いひふたり）

松の戸もさする隣のありとしもふたすち三すちたてる煙に

田家鳥　常樹

ひたはへてもりし山田をけふ見れは人もいさはぬしきこそたつなる（此詞いまた聞なれす）

羇中關　秀倉

東路の淸見か關をこゆる日は涙のしらゆふたむけにそかる

寄世祝　春道

君か代にあへるをたれかよろこひの聲そあまれる遠つ國まで

此あげつろひは加茂の大人の書くはへられたるなり此時の歌猶あまたありしがちりうせてこれのみのこれり　春海

○天字讀法考

古事記上卷に天地初發之時於高天原成神名天之御中主神といへる下に訓高下天云阿麻下效此といひ又次生伊伎島亦名謂天比登都柱の下に訓天如天といひまた次生女島亦名謂天一根の下に訓天如天といひまた娶天知迦流美豆比賣の下に訓天如天とあり今考ふるに訓高下天云阿麻といへるは始に天地とある天の字はアメと讀べきことのあきらかなればそのことわりをいはで高天原の天字にはじめて阿麻と云といふ事を注して讀法をしらせたる也さて下效此といへるはこれより下の文の天之御中主をはじめて天といふ字をそひたる神の名國の名物の名など皆アマと讀べき例をこゝにてことわれる也さて訓天如天とあるは天

柳隔水　公庸

落たきちなかろゝ河しなかりせはよりて見てまし青柳のいと

此下句は人のものなり

濱歸雁　常樹

秋ならてこぬみの濱の春の日にしはしやすらへかへろかり金

此句なくはよからんいひつくしたり

松上藤　枝直

萬葉になみ木といひ人の名に並松はあれと此歌にはいか・か・らてもなたらかにいふへき事なとがなからん

なみ松の枝よりえたにはふ藤は幾千世しめて花のさくらん

路卯花　維寧

わくらはにとめくろ宿のうの花をこのもかのもに道まとふなり

ふといひたり

聞郭公　常樹

峯にあふろ松はちとせのこゝちして山ほとゝきす一聲そきく

かしこたちてくろ・はた人のものなり

水郷橘　秀倉

たちはなに昔をよむはた、古今集の一首によれり萬葉なとにはさろ事なし今はあまりにいひふりてつゝなく聞ゆなほむかしならてもありなん

舟とめてむかしとは、やかのみゆろ入江の里ににほふたち花

夏草滋　公庸

野へみれは夏草高く成にけりわけ行人や道たとろらし

五月雨　千蔭

なへて世のものおもふ人の上までも空にしらろゝさみたれの頃

晩納涼　常樹

ゆふつくろかけろふ庭の涼しきに月まていいてゝゆかはゆかなん

此句なほあるへし

外山月　枝直

宿ちかきとやまの杉をしろしにてまたれし方に月は出にけり

風告秋　春道

いとはやも秋はたちぬと世につけてけさしも袖にかよふ秋風

此句なくもかな

秋夕露　枝直

萩の葉に秋風すさむ夕くれもこけの筵の露はくたけす

もとよりの事なり

叢端虫　公庸

浅茅原こほろゝ露を此ころのなみたにかりて虫のなくらん

やとあるへきをいかてのといひけん

河邊霧　常樹

秋されはすみた川邊をすみそめのゆふへのきりのたちそかくせろ

聞くろし

嶺紅葉　公庸

たにくに峯の朝きりうちはれて色そふ木々の黄葉をそみろ

此句ありては打はれてといふへからす　紅カ

湊千鳥　公庸

みなと江におひてまつまのかち枕ねさめさむけくちとり鳴なり

下よわし

網代木　秀倉

ものゝふの宇治の網代木夜を寒みいさよふ波そまつ氷ける

此下句既に有しにや

曉時雨　公庸

明くれの空かとみれはおとつれてそとの槇にしくれふろなり

此三句用なし下といふことなり

庭上雪　千蔭

我宿の花ももみちもなき時はひかりとたのむ庭のしら雪

もとよりなり

歳暮戀　常樹

ふたゆかぬ年の終をうつせみの身もたなしらすいそきくらしつ

此歌にいふへき詞にあらす

みくにかもとにてよもすから人々と物語りして
もろともに家路わすれてかたろ夜は草の枕と何かおもはん

廿三日みくにがもとをいでゝをみかはより舟にのりてその夜銚子の浦につきぬ寺井節之がもとにやどりこゝに六日七日ありてこゝかしこゆきかひす

飯沼の岡にて海つらを見て
うなかみや沖つやしほち雲消て浦わの千舟朝ひらきせり

節之かもとにて題を分ちて、　夏獵
雪とちり雲とみたれてよせきつゝ磯もとゆする沖つ白波

立まよふをしかの角のつかのまの命あらそふみかり野のはらなてしこの花の咲初たるを
かすくも咲そめしより常夏のにほはん花は朝かけにみん

寺井田讓か家にて
夏かりのさちある宿とみゆる哉いく藥をも世々に傳へて

こは藥をあきなふ家なれはかくいへり

寶竊寺にて帶を
かりそめにとけし花田の帶もうし結ひもあへぬ契とおもへは

信太政慶かもとを問けるに歌よめとありければよめる
松かけにればふかつらのむへしこそ千世のしめたる宿には有けれ

こは庭に大きなる松ありてそのもとに郁子のはひかゝりたれはかくいへり

節之かもとを明日いてたゝんとするに伊能美之か許より
故里とおもへは同し武藏野の草葉の露をあはれともみよ

返し
今はとて直わかるともむさし野の草のゆかりを忘れましやは

この美之は江戸の人にて今は香取にすめるか此ころ海上に來りぬしかはかくいひおこせしなり

廿九日節之がもとより舟よそひて日くるゝころ鹿嶋にいたりぬ五月一日鹿嶋よりこぎいでゝ木おろしにつくこゝよりくがちをかへれり

鹿島の御社にて
あられふろかしまか崎にいはひ杉いはひそめしは神の御世かも

木おろしにてほとゝきすの鳴をきゝて
故里やなれも戀しきほとゝきすかへれとおのか名にたてゝなく

○寶曆六年六月廿二日葛飾の別業にて會しける時の當座のうた

立春霞　　枝直
いつろ日の影もくもらぬあさみとり春のたつ名は霞みなりけり
（此句のそかはや）

田若菜　　常樹
つくはれのすそ輪の田ゐに春たちて雪まの若菜けふやつむらん
（氷なとこそ似つかめ）

よりて下の字をマと轉用しものなり、ウマをマと轉用せしは紀中に改大倭爲大養德といふ事見え和名抄に安藝國賀茂郡養訓也万久爾とあるなどウを引たるをマと用たるおなじ例なり、かつ古は字音の引くころをば吾國のことばの通ふ例にならひて用しことありと見えたり、こは例多くありことしげゝれば今こゝにいはれずウとマと吾國の詞のかよふことはオハシマスをオハサウスといひタマハルをタウヘルといふ類にてしるべし又合をカヒと用たるは合は入聲の字なれば韻を波比不閉保に廣く用ゐる事古の常なり國郡の名などにその例多くあり合をカヒといへる類をいはば和名抄に播磨國揖保伊比保薩摩國給黎岐比禮とある是なり揖も給も入聲の字にてイフをイヒ、キフをキヒと用たるなり、さて合もカフをカヒと用たること明らけし、かく古の字音の用ざまをくはしく考へみればウマカヒとよまるゝ事なにのうたがふべき事もあらざるなりいかでただしからずとはいひけるならん

紀中馬養といふ名の人多し文忌寸馬養小野朝臣馬養佐伯宿禰馬養粟田朝臣馬養などみなウマカヒとよむべきなり

寛政三年卯月一日　　春海しるす

○舟路のすさみ

四月十八日橋ぬしにいざなはれて香取うな上のあたりとひ見んとていでたつ、あひともなふ人すべて三人ずさひとりをぐしたり十九日鎌がやの宿をたちて木おろしよりこぎくだりて其夜神崎に舟をとゞむ

かまかやの野にて鹿のむれ行を見て

眞萩原またうらわかし行鹿のむれわくはかりいつかなりけん

舟のうちにて

風ないたみ波立さはく雨の夜によるへもしらぬとれの川ふれ

廿日神崎より佐原の永澤躬國がもとにいたりこゝに三日やどれり

躬國かもとにて題をわかちて、くひな

おのつからゐせきをもるゝ澤水の聲にこたへて鳴くひなかな

さうひ

春のいろは思ひ忘れし夏蔭に錦を見するはなそこの花

としへてあへる

年月におもひわたりし心をはまつなみたこそしらせそめぬれ

馬にのりたる人ほとゝきすを聞く

郭公鳴音たとりて有明の月毛の駒にまかせ來にけり

す

○宇合稱呼考　　春海

藤原の宇合を續日本紀の舊點にノキアヒとよみ、水鏡にウカフとよみたり（水鏡印本に宇合と字に書てウカフと點あり、作者のかくよみたるか又印行の時後人のつけたるかつまびらかならず）加茂翁の万葉考にはこれを改てウマカヒとよまれたり、しかるを或人は猶たゞしからずとてかの常の字音のまゝにウカフとよむをよしといへり今くはしく考るにウマカヒとよむを正しとすべし此宇合を又馬養とも書たり名の文字をさまぐ\に書事は古の常なれば更にうたがふべき事にもあらず續日本紀卷七靈龜二年八月癸亥正六位下藤原朝臣馬養爲副使（遣唐の副使也）同月己巳授正六位下藤原朝臣馬養從五位下、卷八養老三年正月壬寅授云々　正五位下藤原朝臣馬養並正五位上同年七月庚子常陸國守正五位上藤原朝臣宇合管安房上總下總三國又同五年正月壬子授云々　正五位上藤原朝臣馬養並正四位上、卷九神龜元年四月丙申以式部卿正四位上、卷九藤原朝臣宇合爲持節大將軍とありて此後は皆宇合とのみ書たり、かく兩樣に名を書たれば別人のやうに見ゆれど位階を賜はりしついでをもて見れば同人なる事明らかなりしかる上に國史の例にて凡五位以上の位階を賜はりし事はかならず載せ又五位以上の人の卒したるは必記す事なり是を同姓別人とせば馬養の方に卒をしるせし文もなく又宇合の方に正六位下を始て載べきやうもなし、ますく\別人ならぬ事あきらかなり、近き頃水戸にて撰ばれたる常陸國志に藤原馬養訓宇合とあるは此記中に兩樣に書たるが同人なる事を詳にせし事は得たれどたゞ馬養訓宇合とのみあるは常の字音のまゝにウカフとよむ事とせるならんか、さらば猶あやまれり、さてノキアヒとよみたるは後人のみだりにせし點にていとことわりもなき事なればいふにもたらず、ウカフといふべからぬよしは馬はマとのみ畧しいふ事は古語の常なれどウとのみいへる事はなき事也又紀守に牛養猪養犬養鳥養などいふ名はありこれ皆養をばカヒとこそよむへけれカフとはいふべからず、カフといひては詞もおりゐねば名のとなへともなしがたし、こをウマカヒとよまるゝゆゑは宇をウマと用たるは古の字音の用ざまにかゝる類あり、宇は上聲の字なればウ、と引たる音なり

世の人の板にゑらぬをためしにして印板いで來れる世の人の板にものするをとがむるは琴柱ににかはつくるたぐひにて、ものゝことわりにくらきにやあらん、またわが歌をみづから板にゑりつくるをひがわざなりとせばわが歌を人にかゝするもわろしといはんか、かの京極中納言の拾遺愚艸を大炊助親行にあつらへかゝせられたる事もあるにはあらずや書うつして傳ふるも板にゑりて傳ふるもなにのことなるけぢめかあるべき、かゝる事はたよりよきかたにこそしたがふべけれ、たとへば書籍といふものいにしへは卷物なりしを冊などいふもの出來てよりは冊子のたよりよきに從ふがごとし、もし書うつすがいにしへなれば印板を用ふべからずといはゞ冊子をもやめて卷物とのみなすべきやいかでさるよしあらん又名をもとむる事はもろこしにても大和にてもこゝろざしある人は誰もさるならひにて其骨はいまだ土の下にくちざらんほどにはやく其名の世にうせゆきなん事はいと口をしき事に古の人もいへりけり、いにしへの歌にますらをは名をしたつべしともいひ、聖のをしへにも名を後の世にのこす事を親にかうあるをはりなりとも見えたれば名をもとむとてとがむるはいと心得ず、むかしの歌人の秀歌をよみ得ん事をいのちにかへて神にいのりよき人にほめられたる我歌を錦の袋に入れて寶としもたるなどのたぐひの事おほくものに見えたるも皆ふかく歌に執するにて其ふかく執するは皆名のためにこそありけれ、かゝれば今の世にても歌にふかゝらん人の吾歌の今の世にも廣まり後の世にも傳はらん事をおもふはとがあるまじきにや、よみとよむ歌を心ともせずしてはふらしやらん事は此道執する人の本意にはあらざるべし、さて世をのがれ山にかくれなどして塵にそまぬ心より名の人にしられん事をいとふを高きみさを也とするためしもあれど、それは歌人などのうへにあづかりたる事ならねば引いでゝいふべくもあらずかし、そもそもおのがおもふにはすべてある人の難しいへる事はうけがたくこそありけれといへば、清よろこびてさりけり〳〵、かくてこそ世の人のあなづりをもふせぎつべけれとて此事をしるさん事をもとむればやがて筆とりて物にかきつく

享和のみとせさつき吉井清がもとめによりてしる

京極中納言の拾遺愚草とつけられたるはみづからへりくだりての詞なり、かく四つの品あるが中に、はじめの二つの品は後の人のつくれるなれば引出ていふべくもあらず、されば家集のためしとなすべきは後の二つの品にてそは人の手になれると、みづからあつめおけるとの二くさなり其二くさのうちに人の手になれるはまれにてみづからあつめたるぞおほからん右京大夫家集のはじめに家の集などいひて歌よむ人こそかきとゞむることなれ、これはゆめ〳〵さにはあらずといへどもこは家集はかならずみづからかきとゞむるならひのものなればかくいへるなるべし又頓阿が家集に周制といふ人の西行上人自筆の山家集をつたへもてりといふ事見えたり、さるは上人もみづからあつめてみづからかけるにこそ又古人の家集に花の歌よめる中に月の歌よめる中になどもいひ百首の内に五十首の内になどもいひて多きがなかより一首二首をひろひいでゝ載たる事常にありこは家集にのせむとてみづからの歌をみづからえらみたるにこそあらめ後の人のあつめかゝむものならば家集は撰集のたぐひにてもあらねば百首五十首のうちよりわづかに一首二首をとりいでゝ殘れるをすてん事はいかでかあるべき、かゝれば家集はむねとみづから書あつむるものと見ゆるをある人の其人あらずなりたる後に書あつめたるものなりとさだめいへるはなにゝよりていへるにかいといぶかし、おそらくはいにしへの家集のありさまいかなるものともよく考へぬにぞあるらめ又吾家集にみづから序を作れる事は安法法師能宣朝臣曾根好忠など皆しかり安法法師が序にはいひあつめたる言の葉さま〴〵につけておほかれどたゞ一つ二つおぼゆるをかきあつめたるなりとしるし、能宣朝臣はなまじひにしぼめる花の詞をあつめてといひ、好忠は與謝の海に老の波かきかぞへ來る蜑のしわざと人も見よとかける其人々はいにしへに名高き歌人なれば其家集どもをば歌よむほどの人はたれもよきまてはあるまじき事なるをかのある歌人はいかでずしもありつらん又板にゑりつくる事は後の世にいで來たれるわざなればいにしへに例なきことはもとより論なし、もし印板といふものはいにしへの世にもあらましかば古の人もなどかこれを用ひずしもあらんさるを印板といふものなき

名をもとめんとてのわざにや、いといと心得がたしといへり、いでこのそしりのがるまじきことわりにて世にもかたり傳へもていであざけりいはん人のおほくいで來なましかば、わが師のいみじきおもてぶせにや侍らん君はいかにおもひ給ふぞといふ、おのれこたへけらくさるは物のことわりよくわきまへたらん人はうたがふまじきを、しかなんいふは翁が名高かるをねたみおもふあまりにいふ事なるべければ、すてゝとひ給ふ事なかれといへばいな〳〵みづから家集を板にゑり侍る事はいまだ世にためしもあらねば、かならず人のうたがひおひぬべきわざなり、ねがはくは吾師の爲に其ことわりあかしたまへさらではいとやすからぬわざなりとて〔本ノマヽ〕かひさへいへば、さらばとて先いにしへの家集ども廣く考へ見るにおよそ古の家集に四つの品あり、其一つには人萬呂赤人家持卿菅原のおとゞなどのたぐひは、はやくより人のもてあそびたるものにて後の撰集にもこれより歌をとり出られたれど、まことは後の世にいつはり作れるにて其人の歌ならざるが多し其二つには業平朝臣友則興風などのたぐひは歌は其人の歌なれど後よりものに出たるを拾ひて書あつめたるものなればまことの〔本ノ〕家集とはいひがたし其三つには高明公齋宮女御などの御堂關白四條大納言などのたぐひは其時人の手にかきあつめたるにて、はしがきの詞を書あらためてよみ給へり聞え給へりかき給へりなどあがめ詞をもてしるせり、こは品高きはの人にのみかゝるはありと見えたり貫之躬恒などのたぐひは其はしがきの詞もみづからかけるまゝにて、みづからあつめおけるなりとはみゆれど題しらずといふ事の所々にあなるは猶人の手にあつめたるなるべし其四つには伊勢中務順朝臣能宣朝臣などのたぐひはみづから書あつめたるものと見ゆ又みづから心ありて名づけたるたぐひもあり、そは師氏大納言はいやしき海人のさへづりによそへて海人のてこらと名づけられ俊頼朝臣は散木集奇歌とも名づけられたり散木は用なきものゝたとへにて奇歌とは奇絶などいふから文の字心にあらで大和ことの葉にあやしのしづがやあやしの山がつなどいふあやしの詞なり俊惠法師の禁葉といへるはかの古今集の序に歌とのみおもひて其さましらぬなるべしとあるに本づきたるにて

（ひ名ゆけはいつみのいはら）などの歌を引てふるくひがことをいせとはいふにか其ことわたゞ何をもてひがことをいせとはいふにか其ことわりわかちがたきをとかんとて齋王のをりざれ給ひし事をおもひてひがことのより所としてことありげにいひなされたるは、あまりに求すぎたる說にて、いたく強言なり、又古意に昔いせ人は心いとわろくて親子兄弟の物をかすめとりし事今昔物語にありて、それをより所にしていはれ、又伊勢や日向の物語などいふ事のあるを引れたるなどもうきたる事にてよしもなし春海今考るにこはいとえと音かよへば、いせをえせとゝりなして、ひがごとをいせとはいへるなり（えせの假字定めがたし、をこの伊勢とかよはせいへるにつきて衣の假字なる事をもしれり）すべてひがみたる事をえせといへるは、えせすいりやう、えせはかせ、えせ歌などいへる詞いと多し、かく音のかよふ詞をとりて用ふる事は大和物語の歌に、しのつかのうまや〳〵とまちわびしきみはむなしくなりぞしにける、とよめるもうといと音かよへば今や〳〵をうまや〳〵といふによせてたるをなど同じ類とすべし、此たぐひ猶外にもあるべし、考ていふべきなり、かくかろく心得る時はやすらかにして事もなし、さて此物語をえせ物語とするはあらはにしらるまじき男女のみそか事をしるしたるよりの名にて別に心あるにあらず、しかるをわざと事のたがへるさまにつくりなして、その心をしらせんとて名づけたる物なりなどいふ說はことわりあるやうに聞ゆれどかへりて後の世人の心なり、いにしへ人はいかでかさまではおもひめぐらすべき

○家集辨

橘千蔭年頃の歌ども數おほくつもりたるを、こたびみづからえらみ、みづから序作りてうけらが花と名づけて、ことさらに板にゑりて世に傳へぬ、このごろ吉井清來りてかたらく、わが師の家集世に廣まりけるをある歌人の見て難しいへらく、むかしより家集といひて傳はりたるはその人あらずなりたる後に書あつめたるにこそあれ、吾歌をわが世のうちにえらみあつめん事あるべからず又みづからの集にみづから序つくりて載せん事こそいにしへにためしもおぼえね、又わが歌をみづから板にゑりて世に廣むといふことは聞もおよばぬ事なり、こはあながちなる

織錦舍隨筆卷之下

○伊勢物語新義のおほよそ

此物語はむかしより業平朝臣の事を世にいひつたへたることのあるを、其まことそらことをもとはず書あつめたるものにて、むかし男といへるはやがて業平朝臣の事をさしていへるなり、もと事のもとをも正さでしるせるものなれば時世つかさくらゐなどのたがひて打あはぬ事もこれかれあれど、ことさらにもとめてつくりなしたるものにはあらず、かゝるたぐひの文はかりそめの筆のすさみにて、人のもてあそび草のためにしるせるものなれば正しき記錄などに思ひくらべてあげつらひいはんはなかなかにをこなり、さて大和物語は昔物語などに此物語に載りたるとして夫につきていはれたるはうけがたし、かの眞名本は其本は古き本とみゆれど眞名になしたるはいと後の人のわざとこそおぼゆれ

○いせと名づけたるは

此物語は伊勢の御の書たれば伊勢物語といふよし古き說に見えたるを其誤なるよしは契沖法師が臆斷師の古意などにはくはしく見えたるにて事きれたり、又袋草紙に泉式部が本には伊勢の事初の條にありとあるによりて初條の事をもて題とせるならんといふ說はいとやすらかに聞ゆれど師のいはれたるごとく業平朝臣のいとわかゝりし程の初冠の事を後にしるしてその年たけたる後の伊勢の事を始にのすべきならねば泉式部が本によりて此事をさだめいはんも猶たしかならず又眞名本に伊勢國を妹背國と書たるによりて東萬侶ぬしのいせは妹背といふ意なりといはれしもわろし、そは古き詞にいせいもせをいせといへる例もなくいもを略していとのみいへる事もなしいもを略しては、もとのみいふこそ古語の例なれ、眞名本にしか書るは後の世の人のみだりにさる文字をうめたるなり又東萬呂ぬしの說に袋草子に有密事之故爲搆僻事之由號伊勢物語諺伊勢は僻と云故也とあるによりて、ひが事をいせといふよしを考られたる事童子問古意などにくはしく見えたり其說に忠房朝臣 堀川院後度百首池の歌に、いせならはひかことそとも思はまし大和なるてふみまさるの池 西行法師 山家集にいせ人はひかことしけりさゝくりのさゝにはならて柴にこそなれ 鴨長明 夫木抄に、伊勢人はひかことしけりつしまよりか

ど入てよく煎じてすいのにてこして用るなり、はけは毛つよきがよし、はけわろき時は字いりがたし、玉は大さわたり二寸内外ほどなる二ッ用るなり、うちにまつき板を入其上にわたをおき其上をあぶら紙にてつゝみ、さて地の糸のめのあらき木綿にて上をつ

玉ノ形
墨付所

つみ、それに墨をつくるなり、其木綿のめにむらあればわろし地をえらむべし一度用ひたる玉をかさねて用ゐる時は、はじめはたゞ水にばかり少し筆にてしめしてうつべし、それにて墨のつきかたまれるがとくるなり、さて其後墨をつけて用べし、さて又紙はこうらい唐紙白紙などをよしとす、すべてうすくつよき紙よろし、紙のほしやう蟬翅はなまび烏金はよくかはかすなり、烏金摺になさんには、ふのりを用る所を水にかはを用るなり、さてよくかはきたる上にてわたをまろくなし、それに墨の濃をつけて手にもちて字の横よりするなり、又もめんにわたをつつみてもよしと、すりあげたる時甚少し蠟をきれにつゝみて一通りの紙の上をなづるなり、又すりたる後にかびを出さんにはすりあげていまだかはかさぬうちに蠟を少しぬるなり、かびを出すは蟬翅にても同じ、また唐本に烏金をたてにすりたるも有、これ手ぎわよくなければ墨をいるゝ事なり水にかはは隨分よきにかはをうすくとくなり

こは韓大年數年の工夫をもて制し出したる法也大年名天壽大年は字俗名中川長四郎といふ

○なまくさき香をさる（原本題名なし、）

ものになまくさき香のうつりたるを菊あるはよもぎをもてふらへば其香たちまちさるなり口のうちになまくさき香のあるも菊をかむべし、玄耶いへり

織錦舍隨筆卷之上終

二禁と書り腫物の名也、玉海續世繼など其外の書にも見えたる事あり、或人大小便閉ならんといへるは二禁の字によりていふなり、新撰字鏡癤、和名抄痤、唐韵云（昨禾反和名爾岐美）小癤也又云癤病源論云癰癤（音子結反字亦作和名賀太禰）血結聚所生也字典痤、說文小腫也、玉篇癤也、博雅痤癰也（韓非子）彈痤者痛飲藥者苦又癤（子結反）音節癰也瘡也又癤、廣韵癰也正字通瘍類與癰疽別瘍之小者爲癤又瘍音湯、說文頭創也、曲禮耳有瘍則浴、周禮天官瘍醫注瘍創癰也

○螺鈿

いにしへは蚌にて造もの也按に說文鈿金革也正韵陷蚌曰螺鈿、又按に通鑑陳紀云上性儉素私宴用瓦器蚌盤、注云蚌盤者髹器以蚌爲飾今謂之螺鈿、近來舶渡及琉球にて造作する者は錦具（即夜白貝）及石決明などを用ふ蚌にて造る物罕也（左氏介譜）

○桐の木にものかく

桐の木にものかくに酒をひけはにじまず

○扇にものかく

扇にものかくにとの粉を少しちらしてはきたてかけば墨をよくうくる

石摺古筆などに雙鉤にとる紙はうすやうの裏により木の實の油少し引て櫻の木の上にて表のかたより猪の牙にてすりて用ふ

右三條東江いへり（東江姓は源名は鱗字は文龍俗名牛田文次郎といふ東江は號なり）

○打碑の法

最初板の上を木綿へ少し油をつけてぬぐひ、さて紙へ水をうすく引、水引きたる方を板につけてはるなり、さてふのりをはけにつけて其上をむらなくひき、いとうすききれをあてゝはけにて上よりうちまた其きれをとりてたゞちにもうちいかにもよく文字を打いるゝなり、さてなま〳〵に干たる時玉壹つに筆にて墨をつけいまひとつの玉と打合てうつなりこれを蟬翅搨蟬翼搨などいふなり、墨はあまり濃からぬを少しづゝつけて幾度もうつがよろし、此法にて打たる唐本に、いとうすきもあり又烏金搨のごとく濃きもあり、うすくなさんには墨をうすくすり、少しづゝつけてうす墨を幾度もうつし、濃くなさんにも墨を少しづゝ幾度も打べし、すべて急になさんとすれば字のうち墨いりてあしゝさて前にいへるふのりは茶碗に水二杯ほどならばふのり二寸三歩四歩ほ

もやられぬ志賀の山越」

○蓬壺

盛衰記に養和元年二月六日八條殿も燒ぬ此所をば八條殿の蓬壺とぞ申ける、蓬壺とはよもぎがつぼと書て、入道殿蓬を愛して坪の内をふたつしつらひ蓬をうゑ朝夕これを見給へども猶あきたらずぞおぼしける

○御こしをか

新六、爲家「みゆきせしふるき北野のみこしをかあはれむかしはさそな戀しき」裏書いふ御輿岡の事後撰に御こしをかきてと云々、又みこしをかにてとある本もあり、これにつきて異儀はべり、みこしをとこといふなり行幸の御輿岡に供奉するをみこしをとこといふ、一義はみこし岡は北野行幸の時献餉する所なりと云、後撰歌六帖に岡の部に入隨新撰六帖岡部爲家卿詠之邑の義治定か

以上名所歌枕異本にあり

○内官

左傳昭三年不膩先君之適注謂少姜以備内官焜燿寡人之望則又無祿早世云々

又曰内官不及同姓社曰謂嬪御也○六典十二官妃夫の類を云

○道理さとき者は道理を盡さず（原本題名なし、今便利の爲に之を設く）

碎玉話に秀忠公近習の人を召て事の次でに道理さとき者多は道理を盡さず是其才智に馳て事の根元をよく不察の誤なり是より外は有べからずと思事をも人に問ひ自省る時は此のさはりかしこの患あり汝等常に此理をおもはゞ事を行ふに過少かるべし武士の自ら決斷して人口を不憚は各別の義ぞと仰らる、觀世左近は謠に名を得たる者後剃髮して安林と云、謠に三病あり聲のよき、覺のつよき、拍子のきゝたる此三事そなはれるもの多分謠に不成して止むと人に敎ゆ又この何の道にも有べきことなり

○かきひたしの汁　榮花物語後四卷

台記に柿浸といふ事ほしかきを酒にひたしたる物なるべし

○にきみ

和名抄痤にきみ榮花物語根合の卷に御にきみの事おもらせ給はねば

し、俊成歌、よそながら今日の日吉の祭にもかもの
みあれはあふ日なりけり（御あれ木、みあれ木にゆづしでかけて神山のすそのゝあふひいつか忘れん）
五社百首
此みあれを神生に別雷命の生ます日也と云説何に
出たる説にか可考
貫之集車にのれる人賀茂にまうづ
人も皆かつらかざしてちはやふる神のみあれにあふひ也けり
順集賀茂の祭さるの日みあれひくとて
わかひかんみあれにつけていのることなる〱鈴もまつきこゆ也
中務集四月みあれひく
神をのみいのりおきては打むれて立かへりなんかもの川なみ
一宮紀伊集みあれの日人のもとより
ちはやふる荒人神にことよせつけふのあふひをひかさらめやは
夫木抄西行みあれ
思ふことみあれのしめにひく鈴のかなはぬはよしなかしとそ思ふ
長秋詠草加茂の社にあふひつけたる人まゐりたる所
神代よりいかに契りてみあれひくけふはあふひをかさしそめけむ
月詣集加茂社祭神館儀式あふひつけたる人の參詣し
たるに
けふみれはかものみあれにあふひ草人のかみにぞかけてける哉
堀川百首葵、顕季
むかしよりけふのみあれにあふひ草かけてそたのむ神のしるしに
仲實
神山のそのゝあふひをくさりつゝけふのみあれにかさしつる哉
師時
かけまくもかたしけなきは千早振神のみあれにあふひなりけり
○やらぬ
秋風抄、保季「いりやらでなををしむ月のやすらひ
にほの〱あくる山のはそうき」
新拾遺、俊成「山櫻さきやらぬまに春ことにまたて
そみける山のはの月」
續千載、源兼氏「さのみやはまたさきやらぬはなゆ
ゑに見まくほしさの山ちくらさん」此類はいと多く
あり
草庵集「ほかよりかちりこそやらね櫻花あらしは山
の名のみなりけり」同「ちりやらぬ此ひともとに花
なくはたゝいたつらに春やのこらん」此二首の類は
宣長わろしといへり、猶古歌にも此類あるか可考
堀川後度常陸「みねつゝき花に心のとまりつゝゆき

てしかな鶴の毛ころもとしふとならば、おなじ七夜によみてはべりける、千代をいのる心のうちのすゝしさはたえせぬ家の風にそありける

○かきり

馬内侍集中關白おはせんとのたまひてまへわたりのかぎりをらせ過給ひぬれば

こち風にこのみしるくて橘の
たのめし事のすきぬめるかな

たち花のかぎりといふかぎりの詞源氏横笛にふたあゐの直衣のかぎりをきてといふ事あり、同じ詞なるべし、東風をこち風とよめる事此歌などはじまりにやなほふるくもあるこちのちは風の事なればこち風とはいふべからずといふはかへりて誤なり、あらしのしも風の事なるに、あらしの風ともいへり、おなじ類なり、たち花のかぎりはたち花のみを折りて過たまひてとはせたまはぬなり歌も其こゝろなり直衣のかぎりは直衣のみをきてなり

○くもりたる月のおもしろき

顯輔、秋風にたなひく雲の云々、契冲云一天はれたる夜の月をいはずしてかゝる所をもとめていふがをかしきなり、俊頼、村雲や月のくまをははらふらむはれ行たびにてりまさるかな、風雅、後鳥羽院、薄雲のたゝよふ空の月影はさやけきよりもあはれなりけり、同集清輔、ひたすらにいとひもはてじむら雲のはれまぞ月はてりまさりける

○屛風

屛風に錢形の屛風、絲つなぎの屛風、紙つなぎの屛風あり、絲つなぎは雅亮裝束抄に見えたり、錢形は類聚雜要に見ゆ紙つなぎは今の世の屛風なりこれもよほど古くありしより官家の人のいひつたへたるよし西村出羽守正邦いへり、何ぞ元書に出たるか可考あじろ屛風も絲つなぎのよし

かくの如くびやうをふちにうち三所ほどにありと也

此ごとくなしたる堂上にて有こと山本清溪いへり

○みあれ

公事根源集解云祭を神生と云て別雷命生ます日也と云實は中の日が神生にて西日は神生を祝ふ儀なるべ

れば横ざまにはしりてあらぬちまたに迷ひゆく事あり、上手はかならずいふべき事をばもらさず、はぶきていはざる所にはかならずことわり明らかなる故あり、下手ははぶきて有べき事をも多くいひて、かへりていはではえあるまじき事を忘る、上手の文はよそごとをいひ、中たえたるやうなるも、心よくつゞけり、下手の文はいひつゞける事たしかなるやうなるも、をはりとほらず、上手のみじかく云とりたるは心ふくみて味あり、下手のみじかくいへるは心あらはなるに過ぎてことたらず

〇ちかき世に文よく書きたる人

賀茂の翁の前にありて契冲法師東萬呂宿禰など、ひときは其世にすぐれたり、翁の後にありては都人に富士谷成章あり、江戸の人に村深庵あり、成章はから學もかしこく歌もよくよめりし人也、深庵は歌の名高かりしかどいうなる口づきとも見え得ざりしを文かくかたは得たる人なり

〇苗字を賜はる定め

今の世に平民に苗字をといふもののゆるしなくては稱する事を得ず、これはいにしへ賤民に姓をゆるすことの有しよりうつろひ來りしものなるべし、戸令放家人奴婢爲良及家人といふ條の集解に、穴云未除附之間稱良云々但未負姓名之間尙號賤耳又不申上給姓之由也、貞云放家人奴婢爲良日其姓所司可定更不可奏者私案官處分可開也臨時事故令行事主姓隨部字申送所司耳など云事あり

〇榮花物語の事

改觀抄追考榮花物語第三十つるのはやしの卷の終に云、つき〴〵のありさまともかた〴〵有べし見聞給ふらむ人も書つけ給へかしと此詞跋に似て萬壽五年二月までを記して赤染衞門はこの卷にて筆を絕けるなるべし、第三十一殿上花見卷は萬壽五年と長元二年と三年の記をもらして長元三年よりかきはじめしとみゆ、赤染此卷にいたりてもつゞけてかゝば年記さだかなるべき事也、さるを此卷より出羽介の歌初めて出たれば、もしくは以下十卷は出羽介のつゞけかけるにや、されど赤染衞門は猶も長久のころまでながらへありしとみゆる事有り後拾遺集かく匡房朝臣うまれてはべりけるに、うぶぎぬぬはせてつかはすとてよめる赤染衞門、雲の上にのほらむまでもみ

らめ

○文つくるにこゝろえあり

文かく事は用廣きわざにてよろづ何さまの事もふみに載せたる後の世にも傳べきものなれど、おろそかになすべがらず、もし其かきざまつたなき時は、ことのこゝろを盡す事かたし、かゝれば心あらん人はよく文のかくやうを學びてあるべき事なるを、今の世の人はたゞ月をあはれみ花をもてあそぶなどのはかなき心やりぐさとのみおもへる人の多かるは、たがへり、この頃閑居筆錄といふものを得たるに文の事しるせるにいと心ゆく論あり、かの都に名高かりし伊藤の翁が（東涯）よはひの末にかゝれたる物とぞいふなる、其書にいへらく古人爲如病家作書請醫窮人寫帖貸錢唯恐其意之不達而聽者之不察何暇奇崛其句琱績其詞以求勝哉古久難澁遽難屬讀者非當時故爲聱牙之語以窮人也如殷盤周誥一代大號令敷告天下者想當時府史胥從之賤郷黨閭里之正皆能開曉不待講解但年也已遠言語日新傳至後世遂致難請加之訛缺亦不可無猶古碑廢印久歷星霜刓缺不完有自然古氣後世爲文中無許大見識強作文章本非得已而不已者故設奇語險句以欲追蹤古人猶新置器皿故刓磨其形以古器也夫爲文而欲使人難曉不知所爲文者將何所用哉亦不過一技焉耳といへり、これよく文つくる心得をさとせり、さいへどから文の事はわがよくしらぬ事なればいはじ、近き頃の人の和文をつくるを見るにみだりに人の耳とほき古言をつゞりて人をおどろかさんとする人多し、もと文のつたなきもたくみなるもさとびたるもみやびたるも詞の古きあたらしきによるにはあらず、そは詞の用ひざま其趣を得たるとおもむきをえざると其人の心のさとりあきらかなるとくらきとにあり、ことのいひざまいやしからず心よくとほりてとゝのほり正しきをよき文とはいふになむ

詩有趣則可作、無趣則不可作也、無趣而強作則無味文、不多讀書則不可作也、無識則亦不可作也、不多讀書而作文則失乎淺易、無識而作文則陳言套語不過踏襲古人之作耳

上手の作れる文はたけたる鵜飼の鵜をつかふが如し、鵜の數あまたなれども手繩みだれずして心のゆかざるかたなし、下手の作れる文は目しひたる人の大路を行くが如し、行ことたゞ一筋なれど、ともす

ならむと疑はれたるなどことわりさることとなれど、今おもふにこれは後人の加筆にもあらざるべし延喜天暦の頃はすべて古の傳うしなはれたる事も多ければ、さしもの貫之ぬしも世にいひ傳わる雜説によりて、おほき三の位とはいはれしにて、古を深く考へざりしなるべし詞林采葉に石見國風土記を引て云々とあり、こはまさしく延喜の風土記なるべし、風土記には世にいひ傳たる雜説の國史などゝは異なる事をも多く載たるものなり、貫之ぬしかならず此風土記などの類の雜説によられたるにこそ有べけれ

〇道風朝臣佐理の大貳行成大納言の筆の跡

今の世にいにしへのよき手といへば、かならず道風佐理の大貳行成大納言をむねとたふとみいへり、もとより此三人はそのかみにも此道に名高き人々、其名のきこえたる事國史記錄などにあまた見えたれど、今は其名をいふ人もなく又其あとゝてつたはれるものゝ一ふしだになきは、いかなるゆゑならん、たゞ弘法大師のみは其名のかしましきまで聞えたれど、その筆の跡も寫しつたへたる本ども世に多くあり、今の世に傳れるを見るに大師の筆のことにすぐれたりと見ゆるは東寺に傳へたる傳敎大師におくれる書物などは、いとたぐひなくぞおぼゆる、又ちかきころ常陸國人の大師のかゝれたる因明抄といふものを江戸にもて來てよきあたひを得てうらせしを見しに、いひしらずめでたかりき、これは伊勢の國人のかひとりてもてかへりしとぞきゝつる、此二くさを見てしも其名高きにはまことによしありとぞおぼえし、是をもろこしの人になづらへいはんに、唐の世の人その名高きすぐれたるあたりにもぞくらべつべけれ、此外に寫したる本どももかれこれあれど、げにまことの跡なりともみゆるも折々あやしげなる文字どものまじれるは大師の筆とてもまことの筋をかき得たるならねば猶あらぬ心地す、又鳥のかたちなどに書したる類などあるはいと心ゆかず、楊庵がかけるものにみゝある類なるや又後の人のにせて書る物と覺ゆるも多し大師の筆の跡なりとていろはをうつしつたへたる本どもさまざまあれど皆まことの物とは見えず、いろはが大師の作られたりといふ事與敎大師などもいひ江談抄などにもみゆればそれによりて後の人の僞かきてしれ人をあざむけるにこそあ

常にきたるなり、今の世にも武家にて用ひらるゝしらのしめなどいふは四品以上ならではきぬ事なるを大名の家士など其主のたまはればやがてきる類なるべし榮花物語初花の卷に皇后宮の女房の禁色を着たるやうなる事あり

○ひたたけ

ひたゝけはひたすらたけたる意又よたけといふ詞あるも世にたけたる意なるべし、やんごとなき人の事を御身のほどのよたけさなど源氏に見えたり、又萬葉たけそかに長の意か、そかはおごそかのそかなるべし榮花物語望月卷に御おくりもひたゝけてあゆませ給ふ

○ふるとし

ふるとしといふ事は春よりいふ詞なれば年の內にありてよまむ歌に其年をさしてふるとしとはいふべからず、しかるを師賴卿の歌に、よしの山つもれる雪のきえゆくはまたふるとしに春やたつらむ、又俊賴朝臣、あわ雪もまたふる年にたなひけはころまとはする霞とそみる、などよまれたるはひがことなり、さて永久四年百首に冬の題の內に舊年立春とあげられたるもとよりひがことなり冬の題ならんには年內立春とこそいふべけれ、月詣集に範光、をしめともけふ暮はつるふる年の明れはなとて身にかへるらん、賴輔、かきくもりまた白雪のふる年に春とはいはてはるは來にけり、是もふるといふ文字あやまれりたゞ暮はつる年のとこそいはめ永緣僧都の歌に、きのふまて雪ふる年と見えしは今朝は氷を春風そふく、かくやうによまんこそかなひぬべけれ又後の世に逍遙院實隆公、いそのかみまたふるとしのしめのうちにいかなる春をこして來つらん、又基綱卿、くはゝれる月の數のみ積りきてけふふるとしに春やたつらん、などよまれたるは、すでに古歌に多くあればかくよむべき例と定めてよまれしなるべけれどかにかくにことわりなき事になむ

○古今集の序に人麿おほき三の位といへる

人麿を正三位といへるをいぶかしみて世にさまぐゝの說どもあれど、もと人麿は萬葉にのみ見えて國史にも其人を載られず、萬葉に其みまかれるを死と書きたるにて六位以下の人なりしこと明らかなるにつきて、東麿の古今序考に三の位とあるは後人の加筆

といひかけたる、ことにいやしきにこそきこゆれ

○令法

飛彈の山中にりやうふといふ木あり、其若葉をつみて飯にまぜかしきて夫をりやうふめしといひて常にくらふといへり葉は茶の葉に似て大きくやはらかにて三四月の頃白きこまかなる花さくといへり此りやうふといふは令法の轉じたるならんかこれはたつもりなるべし此りやうふの木の事は舘のたかはたといふ人飛彈の國よりかへり來てかたりしなり

○長恨歌の繪

（此所に長恨歌の繪とあるべきを原本に落せしものなるべし令法とは全く別條なりけれ目次にも書き加へたり）

花鳥餘情に長恨歌の繪は亭子院の御時かゝせ給へるよし見え侍れど其繪とてするの世につたはりたることも侍らずしかるを通憲法師（法名信西）唐書唐歴楊妃外傳などいふ書をかんがへてあたらしく繪にかきしをぞ今の世には長恨歌の繪とは申傳へはべる是は平治の亂の有べき事をかゝして後白河院に御心をつけ申さんためにおもひくはだて侍るとぞ、あのごとく安祿山がやうなる信頼がふるまひ例すくなかりけることなりその繪は平治元年十一月十五日に寶蓮花院に施入しはべるとて信西一紙を書そへて遺したるよし舊記にも載はべるなりとあり、かの法師は平治のみだれあらん事をかねて知たるも又繪をもて帝をさとし奉らむとおもひまうけたるもいといみじきわざになむ

○禁色

いにしへゆるし色は其品ならぬ人はきまじき事なれど貴人などの給はりたるはきる事も有しならん源氏橋姫の巻に薫中納言の宇治の八宮の御もとの殿居人かの御ぬきすてのえんにいみじきかりの御ぞどもえならぬしろきあやの御ぞの、なよ〳〵といひしらずにほへるをうつしまで、身をはたえかへぬものなれば、似つかはしからぬ袖のかを人ごとにとがめられめでら（元三字今補之）るゝなん中〳〵ところせかりける、心にまかせて身をやすくもふるまはれず、いとむくつけきまで人のおどろくにほひをうしなひてばやとおもへど所せき人の御うつりがにてえもすすぎすてぬぞあまりなるやとあり、この殿居人など綾をきべき品の人にはあらず（ねカ）と薫中納言の給はりたればやがて

○太宰帥

日本紀天智八年春正月庚辰朔戊子以蘇我赤兄拜筑紫率（これより先六年紀に筑紫都督府といふことあり）持統三年閏八月丁丑以淨廣肆河內王爲筑紫太宰帥同八年九月以淨廣肆三野王拜筑紫太宰率續日本紀大寶二年八月以正三位石上朝臣麻呂爲太宰帥和銅元年三月粟田朝臣眞人爲太宰帥、韻會入聲質韵率字法朔律切一曰領也廣韻將也云云古作率通作帥同韻帥字注毛氏曰凡稱主兵者爲將帥則去聲言領兵帥師則入聲（職原抄述解帥は去聲入聲の二聲あれども率は入聲にて去聲によむ例なしと云るは甚誤也、帥と通して所類切になるとも字典を引たるに詳なり）字典率字注廣韻所律切集韻會正韻朔律切𠀤音蟀通韻表的也後漢何武傳刺史古之方伯方伯連一方表率也正韻同帥詩邶風旄丘序方伯連率之職註率所類反史記建元以來方候者年表渠率與帥同帥字註唐韻所律切集韻正韻朔律切並辛蟀又廣韻集韻韻會正韻𠀤所類切蟀去聲廣韻將帥也

○三夕の歌

新古今集にならべあげられたるをいかなるをこの人の三夕の歌とはいひはじめけむ年比おのれと千蔭と自寛とにこの三ッの歌をかゝする人多かり三夕といふ名もいとはしく覺ゆれどおほくはやむごとなきあたりよりもとめ給ふなればさのみいなむべくもあらでありまたものしにけり後見ん人のこれをこのみてかけりとおもはんははづかしきわざなり、いとみやびかならずおほゆるをや

この三つの歌どもいづれもよからぬ歌也西行法師の心なき身にもといへるはあまり卑下するに過ぎたり、鴫たつ澤のあはれをしらむ事はいかばかり心ありてたけき事なりとおもへるにか心なき身にもなどいはんは深きゆゑよし有事にこそいひ出べけれ、寂蓮法師のそのいろとしもとあるはおもしろきやうなるいひざまなれど眞木たつ山なりとてさびしきそのいろならず、さびしきが其色ならずともいふべからず、さびしきに其色とさすべきものもあるまじくや花にても紅葉にても雪にても月にてもをりにふれてさびしくも又花やかにもおもはるべき事なり、定家卿の歌は難すべきふしなし、あはれともさびしともいはざる所二夕の歌にはまさりぬべし、これを或人の花も紅葉もなにはかた浦のとまやの秋の夕暮、とあらたむべしといへるはわらふべし、さてはいみじきえせ歌とこそなりぬべけれ、花も紅葉もなには

り其ことは下文に見えたりさてこゝに義解なるやに（本ノ）下文云寡妻妾無男者承夫之分と云ふこと、ふと讀みては均分の法なるやうに思はるゝ疑ひあれば、それを讀ものに迷はしめじとて茲に叮寧にことわりたる也、然るを此義解を誤也と思へる説のあるは文意をくわしく考へざる失也**養子亦同** 四字本注也荷田在滿が説此兄弟之養子なり、其財主養子之自從嫡庶之法無疑、故に上文に不云之と云り、この説によるべし、集解朱の説にも養子は兄弟の養子なりといへり、兄弟の養子は父の分を承くることと實子にことなることなきをことわれる也、さて此養子の上に女子半分と云四字有し本ありしにや、法曹至要養子承分事下にこゝの文を引きて女子半分養子亦同と見ゆ、裁判至要養子分法の事の下に女子半分（養子亦同と見）注云養子亦同と見えたり、然れとも此は誤なるべし、こゝに女子半分の四字ありては此養子亦同の本注女子のことに係屬して文義通じかたし、此は諸本に此四字無きを是とすべし、又法曹至要に養子之法無子之人爲繼家業所收養也、然者其養子之法無子之人其養子可總領義父之遺財也、若有嫡庶女子之時收養之子者分財産之日同于女子可與庶子之半分也矣とあり、裁判至要にも同し趣にいへり、此は二書ともにこゝに女子半分の字ある本につきて誤れる説と見えたり、養子は出身の上にてはさま／＼差別あれど遺財を承るには實子にことなること有べきやうなし、此事は在滿も疑ひて法曹至要を誤也といへりさて此より以上は嫡庶の分法をいへるにて次は均分の法をあかせり **兄弟倶亡庶子均分** 財主の子みな亡ひて財主の孫ばかりなる時は嫡庶の分法によらずして均分するなり、其均分の法は義解にも見ゆ、諸子とは財主の諸孫也 **其姑姉妹在室者各減男子之半** こゝに姉妹と云へるは、諸子よりいへる詞也姑は財主の女にて倶亡ひたる兄弟の兄弟なり、其兄弟の内誰にても存在する時は、嫡庶の分法にて庶子の半分を承くる人也、卽上に女子半分とあると同人也、さて又兄弟子ともの半分也、姉妹は諸子の姉妹にて財主の爲めには孫也、これも其分法は姑に同じきなり、**雖已出嫁未經分財者亦同** 十一字本注也、家に在る時一度分財を承たることあれば、出家の後は分を承けざるなり、此に依つて考ふれば、室にあれば幾度も分財を承るなるべし、さて改嫁せる妻妾は分を承ざることとなれば、この姑姉妹も出家しては分を承けざるかの疑あれば、本注にその由をくはしくことわれるなり、以上均分の法なり **寡妻妾無男子者承夫分** これは又嫡庶の分法をいへる也寡妻妾は上の兄弟亡者といへる兄弟の妻妾也、父の分を承べき男子なければ、其代りに夫の分を妻妾承るなり是は夫の兄弟に存在せるものありて嫡庶の分法にて分つときのことなり、下若夫兄弟皆亡と云へるにて、こゝは夫の兄弟存在したる者ありて嫡庶の法にて分つ時のことなるに、こゝは上文より云つゞけたる文にはあらず、新に端を起したるなり、凡此條は兄弟の嫡庶の分法と又均分の法とをならべいひ、さて寡妻妾の嫡庶の分法を承ることと又均分の法を承ることとをならべいへる、此條文義隱晦なるやうなれど甚文法正しくして條理あり、能其文理を尋れて讀べきこと也、上文の義解に嫡庶の分法をいへる時に、下文に云寡妻妾云々亦同此法也といへるは、よくせずは思ひ誤りて疑ふ人有べし、必迷ふことなかれ **女分同上** 四字本注也、寡妻妾に女あれば上文の如く其半分を承るを云 以上嫡庶の分法をいへり **若夫兄弟皆亡各同一子之分有男等也** 此若夫以下十七文字を新刻に本注になしなるは甚誤也女分同上にては嫡庶の分法をいへる文也、下文の謂在夫家守志者の七字は此十七文字の爲に注したる本注也夫兄弟皆亡とは己が夫兄弟も皆亡たるを云、兄弟の内一人存在すれば嫡庶の法にて財を分つべければ、皆亡たる時は均分の法にて分つことなれば唯た一子の分を承くるなり **謂在夫家守志者** 七字本注也、寡妻妾の家に在て志を守る者のみ此分法のことあることをことわれる、以上均分の法を云 **若欲同財共居及亡人存日處分證據灼然者不用此令** 此若欲以下は一條の上をくゝりて云へる也、寡妻妾にのみかぎりて云ことには非ず、兄弟にても財を分たずして同居せんと願ふものは其まゝになす也、又亡人云々に財主の存日には分ことなれども死後にいたりては財主の存せる日に處分せしことのたしかなる證據無ければ、其如くにはなしがたし、もし又たしかなる證據あらばいかやうに分財をなすとも、それは財主の存日になしおきたるまゝになるべければ此令の分法にかゝわることとなかれとなり

ユスルカミといふ事古書に見えず髮をユスルといふ事はことはりも聞えぬ事にて此說は受られぬ事なりされば髮梳の字をユスルとよまんことはり更にあるまじき事也此ゆするといふ詞は鬢を搔き上る時に泔坏の水にて櫛をウチユスリて、其うるほひたる櫛にて髮をかきなづるよりいふ詞なり櫛をユスルための水を入る物なれば其器をユスルツキといふなり中世の物語文にもユスルマキルなどあるはユスルツキの事を卽略していへる詞にて又轉じて鬢などとりつくろふ事の名目ともなれるなり是は萬葉などに有べき詞ならずユスルノヲグシと訓てはノの詞穩ならずユスルと云事を體の語にいひなすも轉じたる後の事なるをや

○戶令應分條考

凡應分者家人奴婢氏賤不在此限　六字本注也、家人は累世家に傳たるものにて奴婢よりは重し、奴婢は牛馬の類にて賣買をなす者也、此家人奴婢は資財と同じく子孫に分つべきもの、さて家人は賣買をなすものにはあらざれども、暫く價に準じて分つとあり、集解に穴云問家人分法はいかん、答ふ家人雖无賣買暫家內而平價處分无妨耳、新令問答云家人等皆混合准價作分也と見ゆ、氏賤は同姓の親族の裔などの故ありて奴婢となりて家にあるを云ふ　田家資財其功封唯入男女　九字本注也、功田功封とは田令に凡功田大功世に不絕、上功傳三世、中功傳二世、下功田子、義解に子は男女同也といへり、又祿令に凡五位以上は以功食封者其身亡者大功減半傳三世、上功減三分之二傳二世、中功減四分之三傳子、下功不傳とあり、ここに入男女とあるは功田功封の下なるものにつきていへる也、さて功田功封は妻妾などに及べきものに、財物の法に依らずして男女の均分するなるべし、此法は本文に不見となれど、集解に跡云功田封戶は不別嫡庶子分均分爲師說也、とあるを見れは古來しかいひ傳へたるとにて、義解もそれに從へるか、又當時さの如くとりあつかふとなるによりて、かくいへるか、義解には此類のを折々あり、律令不行世より暗推することは異なり　總計作法　資財の多少にはよらず承くべき人の數によりて其分を定む　嫡母繼母及嫡子各二分　嫡母繼母とは子より云詞にて財主の妻をいふ　妾同女子分　六字本注也妾とは財主の妾なり、下に庶子の事をいへば妾は庶子の母なれば本注にまづことわれるなり　庶子一分女子半分　此四字舊訓にも新刻にも脫れたるは非也、今は古本によりて補へり、金玉掌中抄に此令のこゝの文を引けるに、庶子は一分女子半分とあり、又裁判至要の父遺財支配の事の下に、こゝの文を引けるにも庶子一分女子半分とあり、然れば古今(本か)には此四字ありしを明かなり、さてこゝに此女子半分女子半分(女子半分四字衍歟)とあり然れは古今には此四字なくては上文の本注に妾同女子分と云へるを照し合すべき文なし、然れは此四字は必闕べからさるを也　妻家所得不在分限　八字本注也法曹至要に此文を釋して云、案之假令嫡繼妻等從妻之祖家賚來與夫同財夫死後分遺財之日如元可還與也准分法不可併計と有り、裁判至要にも同意に釋して妻之祖家を己父母家といへり、此說にて此本注の意明らか也、夫婦は財を同じうするものなれば、夫死して後財を分つ時に妻の物をも併せて分つべきに、疑あれば其妻のは妻に還して夫の遺財に交ざるをことわれるなり　兄弟亡者子承父分　此兄弟とあるは、上文にいへる嫡子庶子の子を云、こゝに兄弟亡とあるは、兄も弟も皆亡ひたるにはあらず、兄弟の內、兄亡ひて弟存在したる、又弟亡ひて兄存在する時のことを云なり、故に兄弟皆亡ひたるをは、下文に兄弟俱亡と云ひて其の別ちを承るなり、又此時兄弟の子に女子あれば、其父の分半分を承るなり、さて兄弟ともに亡ひて財主の女子と財主の孫ばかりある時は嫡庶を論せすして均分するな

ば殊更に我より改むべき事とも覺えずかゝる名目の類は世に從ふ事も有習ひなれば暫世に書なれたる文字を訓のまゝによみてあらんもとがなかるべし文をあやなす上には江戸とのみいひてはよからぬいきほひもありといはれきこれいとうきたる事のやうなれど詞を轉じ用たるには昔よりかゝる例なきにしもあらず古の歌に日知の宮などいへるはかならず天つ日嗣しろしめす事をいへるにて天皇にかぎりて申奉るべき事なるを奈良の宮の御時にいたりては此日知の詞を聖字の義(本ノ)後歌のひじりなどいふ事も專いふ事となれり詞の義を正す時は意たがへど文字のかたにつきていはんにはとがなきに似たり、みやこといふ詞もこの例によりて世のならはしに從ひてもあらんか

○附錄

今の世の大名の四位以上の人を四品以上と唱ふ是は文の上にてもしかいひて有べし古きかな文に四位を四品といへる事もこれかれみえ又日本後紀の文に五位を五品といへる事もあり親王に品といひ諸王諸臣に位といふは定りたる事なれど又かゝるいひなしも古くあり

○髮梳の小櫛

舊訓にツゲノヲクシと訓たるを髮梳の二字ツゲとよむ事の心得がたきにより て師說には此をクシゲノヲグシとよむべしといはれたり、されど髮梳の二字をクシゲノヲグシとよまむ事猶こゝろゆかず春海今考ふるに乃は之の誤ならん後人乃と之と同じ事と心得て書違へたるものならんか、さらば髮梳之小櫛は義を以て書きたる文字にて舊訓の如くツゲノヲクシと訓をあたれりとせむか、さるゆゑはツゲノ櫛はかゝるならす(本ノマヽ)髮を梳る料の物にてさし櫛とは別なりサシクシはうるはしくかざりたる物なれば玉櫛などもいへるにてツゲノ櫛ならぬ事明らかなりされば髮梳之小櫛といへば黃楊の櫛にかぎるべければ舊訓の如くツゲノヲグシと訓む事疑なきやうなり、たゞ之を乃と誤れるより疑はしくなれるものなり田中道麿が說に髮梳の字をユスルカミとよむべしといへるはいたく違へり髮をユスルといふ事は有まじき事也是は冠辭考にウチヨスル駿河をユスルカミといふこゝろにいひつゞけたるなりと解れたるによりたるならめど

非苔也大明曰此卽石衣也長者可四五寸とあり青苔衣也とあるにてその形狀をおもふべし、すべてもろこし人の何衣と名づけたるものは苔の一つらにはひまとへるものを云と見えたり石韋のさましたる物は衣とは名づくべからずさて和名抄に屋遊石衣　垣衣烏韮とひとつに擧たるはこの綱目の說どもにも皆同じ類にいへるとよく合へりされども垣衣は石の上などにはゆる青き苔の類なる物にてそを和名しのぶ草といふなる事しるし、さていにしへ人の歌のさま板間垣根などに常にはゆる物にいへればよくかなへり、かの石韋の如き草もたま〳〵古き木の枝幹などにもはゆれど板間垣根などに常に有ものにあらず又しのぶもぢずりといへるも、しのぶは何のあやめもなきものなればすりもどろかしたるさまを、たとへていへるものとみゆ、世の物產の學をなす人はいにしへの人のいへるしのぶはいかなるものとも考へしらでたゞ石韋の如き草也といふ說にのみよりてしのぶはさる物とおもひ定めて垣衣といふ文字をあてたるを誤也とおもへるはかへりて誤なり又和名本草に烏韮をしのふ（志乃夫）と訓せりこれも垣衣一名烏韮とあれど一ッ物とせしなり綱目に烏韮を垣衣と別に出して同じ類にて少し異なる物とせり委しくいふ時はさるわかちも有べけれど垣衣一名烏韮ともあれば我いにしへには烏韮も垣衣も一ッ物とこゝろえて和名本草にはしか訓せし物なり和名抄には和名と漢名との違へる物もまゝあれど此しのぶ草は違はざりし事明らけし

しのぶ草は形はかくの如き物としろべし
さてやゝおひのびてたけ長きも有べし
寛政六年六月考へしるす

○東の都といふ詞

此江戸をさして東都と文字に書るは都會都邑などいふ字義によりて博士の輩の書そめたる事にて二百年ばかりこなた書なれたり扨これを大和ことの葉にあづまのみやことといふ事は縣居の翁の文にはじめてかかれたり、おのれ是をおだしからずおもひてむかし翁にとひしかば、げにもみやことは宮所の義なればみさとの外をさしていはんはいかゞなれど今は世の上中下の人おしなべて東都としも文字に書なれたれ

也（和名毛遅とあるにてモシの假字ならずしてもちの假字なる事明ら　也チと、トと通音なればモトといふもモチいとふも同語なる事しる）とありて鏝を和名抄にもちといへるは說文に鑽所以穿也とも有てもぢりて穴をうがつ器ゆゑにもぢとは名付たるものなるべしこれは詞の義少しことなるやうなれども落る所同じ詞なり

もぢずりを戻り摺れる事とすることは古き注などの說も皆おなじ但古き說に髮をみだしたるやうにすりたるなりといひ石に戻の紋あるをすりたるなりなど有は心得がたしいにしへ陸奥より摺たる布を出せしをしのぶずりといひけるがそのさまもどろかしみだれたればもぢずりといふ名は有べし一條禪閤は狩衣の紋にしのぶ草をすりたるなりといひ加茂眞淵も忍ぶ草を紋にすりたるならんといへりしかれども慥かなる證はなし唯もんみだれたるやうに摺りたる事は明らかなれど其紋のさまは今の世に其物なければ慥にはしりがたき事なり袖中抄に遍正寺の簾のへりにしのぶずりを用ひたる事を載せたれど其紋しのぶ草なりしといふ事はなし陸奥の信夫郡より出るなりといふ事ははやくよりいふ事なればこれはさもあるべし

○しのぶ草

今の世の人しだの葉の形したる草を（本ノ）しのぶ草といへどそは山にのみあるものにて、いにしへ人のいへるとあはねば誤なる事いとしるし、さて其誤なるをしりて石韋の如くにてちひさき草を（本ノ）しのぶ草ならんと云說ありそは何を證としていふぞとおもへば和名抄に垣衣を之乃布とあるによりて垣衣をその石韋の如くにてちひさき草の事也とおしはかりにおもひていへるにて別に正しき說はなし、こも又いたく誤れり、和名抄苔類に屋遊蘇敬本草註云屋遊（和名夜乃倍乃古介）屋瓦上青苔也石衣本草云石衣一名石髮（和名知比佐木古介）垣衣本草云垣衣一名烏韮（和名之乃布久佐）とありこは皆一類の物なればかくならべあげたり和名抄に苔の類にはたゞ此數種のみを擧て石韋の類は前に草の部に出せり、さればしのぶは苔の類とせし事明らかなり又童蒙抄にしのぶ草は垣衣と書く苔類也ともあり本草綱目苔類の集解に別錄曰垣衣生古垣墻陰或屋上恭曰此郎古墻北陰青苔衣也其生石上者名昔邪一名烏韮生屋上者名屋遊形幷また烏韮の條下に時珍曰烏韮與垣衣相同別爲一類藏器曰生大石及木間陰處青翠茸々者似苔而

して論せずといへり今神代の事蹟も存して論せずしてありぬべき事になん

○七夕といふ文字をたなばたとよみ習へる

七夕の文字をたなばたとよむ事は中頃よりの事にて轉じ來れる詞なりこれは七夕の事を其はじめは棚機のあふ日棚ばたのあふ夜といひたるをそれを略して棚機の日棚ばたの夜とのみいへるをまた略して棚ばたとのみいふ事とはなりたるより七夕の文字を棚ばたとよむ事とはなれるなり、たなばたのあふ日を略してたなばたの日といへる事は榮花物語初花の卷に見えたり今歌の題に七夕雲七夕雨など有をたなばたの雲たなばたの雨とよみ來れるは誤にはあらざるなり、たゞ歌の詞にたなばたとあるを七夕とかく事は七夕の事をたなばたといふよりうつりたる誤なり七夕の文字をたなばたとよむことわりはあれど織女の事をさして七夕といふべきよしなければなり

七夕の文字をたなばたとよむ事は飛鳥をあすか春日をかすがとよむたぐひならむかといふ人あれどこれは事のおもむき（本ノ）を似たる事なれどしからず、まづ飛鳥をあすか春日をかすがなどよむは古書の上にこそさるたぐひの事は見ゆれ中頃よりの事にいかでさることはあらん又織女の事を七夕とかくは飛鳥春日のたぐひなりともいふべけれど七日の夕の事を七夕とかきてたなばたとよむをば何とかいはん何の鳥ともなくたゞとぶ鳥の事をたゞちに飛鳥と書所の名ならでたゞ春の日の事をたゞちに春日とかきてそれをあすかかすがとよむべき事はなきにて同じたぐひのならぬをしるべし、（本ノ）かにかくに織女の事を七夕とかくは後の世の誤なる事を疑ひなきをや

○しのぶもぢずりのもぢのこと

しのぶもぢずりといふ詞古今集戀四河原左大臣陸奥のしのぶもぢずり云々といふ歌にはじめて見え伊勢物語にしのぶのみだれとよめるも即右の歌に本づきたるにてもぢずりはみだれたるもの（のカ）ゆゑにしかよめるなり、さてもぢずりはもぢといふ詞は枕草子に山藍にてすりもとろかしたる水干はかま云々狹衣に我心しどろもどろになりにけり云々などあるもとろかしといへる事もしどろもとろどいへるも皆もちれみだれたる意にて同じ詞なり（モチ、モトは通音なればいづれにもいふべし戻字をモトルと訓たる同語なり）又和名抄考聲切韻云錑雷由反又音戻漢語抄錑毛遅　鑕

みれば神武より以前の日本の代いかほどか聞も及ばぬありつらんその證には國史に見えたるに能登近江遠江その外の國々より地中より鐸をほり出したる事あり其鐸は高さ三尺經一尺ありきなどいへることいくらもみゆこれはとにかくに人のたくみて作れる物なるに神代より以來さやうのものを此國に用ひたる事は聞えず、されど又神代にそれらのうつはものをよく考へみれば二三百年も遠き代のやうに書きなされたるにて實は周の末秦の始などにあたるべし畢竟皇統を立てられむとて夫より先きの事は神代々々といひ消してまぎらはしたるにやあらんといはれたり、これは暗推なることのやうなれどみる所ありていはれたる事になむ

今和學のともがらに神代の事蹟は神代よりの正しき傳へなれば露も疑ふことなく信ぜよとをしへる人あり其敎を信ずる人はかたくその說をまもりてうたがふ事なし此ころさる學する人のおのがむぐらふをとひ來りけるに神武紀に見えたる神代の年數はしか〳〵のごとわりなるべしとておのが說をいひきかせければ其人いたくはらだちてのたまふ事はから心にこそ侍るなれ大和だましひもたらん人はさる說はきくもうるさしといひければさらばわぬしは神代の事蹟はみなまことの事にて少しもうたがふべき事はなしとおぼすにやととひしかば、その人こゑはやりかにて神典の上の事はいかでかうたがひはべらんといひしかば、おのれいへらくさらばわぬしにとふ事あり神代紀に于時天地之中生一物狀如葦牙便化爲神號國常立尊とありこの神とあるはすなはち人の事にてこれは天地ひらけはじまりて人といふもの丶はじめていで來たるをいへるなり、しかるをそのはじめて人のいできたるときあしかびの形のごとに先おひ出たりといふ事は、人といふもの丶いまだなからんあ世に誰か見てさはいへるにか、いと〳〵うきたることにこそ侍るなれ是をおほかたにいにしへの傳へなりとしてうきおきなんにはさても有ぬべし正しき神代よりの傳へなりといはんにはまづ此一事にてもことわりたしかならぬ事にははべらずやといひしかば其人こたふるに詞なくてやみぬ、されど神代の事蹟は正史に載られたることなれば、今あながちに疑ひてもどかんもあしかるべき又これをかたくなに信ぜんもをこなるべし莊周がいへる言に六合のほかは存

そみの人に見ゆらん、かしこしとまさめに見れば、たなばたのいほはたて丶、おるきぬ(衣カ)の身にまづはして、玉の緒のながきかしらに、ましらがの雪かきたりて、千代ふべき神のをしへ(教カ)の、世の人につたへむために、あまつふみ御手にとらせり、そのふみを見むよしもがも、神ごとをきくよしもがも、こひのみてたちゐをろがみあふげもろ人

○神代の年數

神代紀に天皇謂諸兄及子等曰昔我天神高彥皇彥靈尊大日孁尊擧此豐葦原瑞穗國而授我天祖彥火瓊々杵尊於是火瓊々杵尊闢天關披雲路駈仙蹕以戾止云々自天祖降跡以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲云々とあり此年數いと妄誕なるやうにて疑はしきぞよくおもへばこは史をしらざるの時にこ丶ろありてかくはしるされたる物とみゆ神代の事蹟はたゞ人口にのみいひ傳へ來れることにて實は其まことといつはりをつまびらかにいふべき事ならず、しかれども皇統の本づく所をしるさる丶におぼめかしいふべき事ならねばか丶る年數をかりにまうけいひてその事蹟をたしかにいひなされたるものなり、さてその年數をまうけいふにみだりにいひて幾ばくともいふべきならねば周易の无妄の卦爻によりて妄なる事なしといふ意をふくめてさてえもいはず遠き事にいひなされたるものなり、この年數を无妄の卦也といふは一百と七十と九萬との三つは陽數にて乾の卦也二千と四百は陰數にて七十は陽數なれば震の卦也さるは震下乾上は无妄の卦なるをあらずや(本ノにカ)か丶る心もなくばたゞおほよそに百七十九萬餘年とか二百萬年にちかしとかいひてありぬべきをかくこまかに年數を擧げられたるはさるこ丶ろをふくまれたる事疑ひなし又か丶る年數を實に昔しよりいひ傳ふべきよしもなければ神武の御詔に托してことさらにまうけられたる事もあきらけし新井君美朝臣の說に神武天皇を以て本朝人王の始として國史に見えたる所を據とするにわづかに周の末世にあたればあなたにてはそれより先きに殷夏なほ夫より先に三皇五帝などいくらもありて泰山に封禪の君七十二代の中管仲の聞およばれたるは十代孔子はそれよりすこしおほくきゝしり給へりと史記封禪書に見えたり異邦にても太古の事は聖賢もしろしめされぬいくらもありとみゆ、これをもて

るもしりがたし、もろこしにはふるく其ためしありとなん、清の王士正が帶經堂詩話今京師臘月賣牡丹梅花緋桃探春諸花皆貯暖室以火烘之所謂堂花又名唐花是也案漢召信臣傳信臣爲少府大官園裡冬生葱韭菜茹覆以屋廡晝夜爇蘊火待溫氣乃生唐人詩內園分得溫湯水二月中旬已進瓜盖漢唐以來皆然といへり又おなじ人の香祖筆記に宋時武林馬睦藏花之法紙糊密室鑿地作坎覆竹置花其上糞土以牛溲硫黃然後置沸湯于坎中候湯氣薰蒸則扇之經宿則花放今京師園丁亦然予嘗以各月寄諸盆花約明年花樹不敗則酬其直唯桂花不能如舊西湖志餘謂桂必清涼而後放法當置石洞岩竇間暑氣不到處鼓以涼飈乃開今與桃樹牡丹之屬同置暖室地窖宜其不殖也此亦格物者所當知ともいへり

○南のほし

今の世の繪師の福祿壽とてかしら長くたけみじかき翁のかたちをかくは南極老人星也是を壽星ともいふ明の丘濬が壽星の圖に題したる詩に南極之上有老人星光芒燁煜昭示壽徵誰哉好奇古貌此壽者相身披織女絹手握太乙杖軀幹何其短頭顱如許長靈臺無乃小局促天庭胡用高軒昂神人自與凡人別顏如丹霞髮如雪誰知天上人也有老時節鳴呼氣結爲星亦解耄人生那得長年少我觀壽星圖爲作壽星圖爲作壽星詞奉以祝眉壽千百歲爲期五緯星祥天宇淸五嶽效靈地道寧中黃一氣分五德幼形五老表壽徵仙風道骨煙霞袂大人迴與塵凡異五總靈龜千歲塵七籤雲笈九天烝豈非受命大羅天駕風馭氣來人寰永錫吾皇千萬年またかしらながゝらで巾をきたるが鹿鶴などのかたはらになれたるかたをばこれを壽老人といひてことこと今の畫師はおもへど是もおなじ壽星也もろこしにもかくやうにかけるもありと見ゆ元の張天英が題南極老人像といへる詩に老人爾何來年貌一何古身披五雲衣相半步瑤園自言南極星乘風來帝所冉々靑鬢眉玉顏如處女仙鹿御之行仙禽導之舞忻然願相從授以長生語但恐塵世中歲月不我與何當駕飈輪與子共高擧この二つの詩は題畫詩類といふ書にのせたりちかきころある田舍人のもとより福祿壽の手に卷ものもたる畫をおこせてこれに歌よめとこひければかの二の詩によりてふるきすがたの長歌ひとつをつくりてかきつけてやりけるその歌は、天なるや南の星の、くしみたまいつの世よりか、この世にしあもりいまして、いひしらぬ神の姿を、うつ

の額に水分明神としるせりこの飯飼村はよし野川の南の岸よりてあり宣長が菅笠日記にこもり明神を水分神社とあるならんといへるはたがへりといへり、また本善寺にありしは春のころにてよしのの花をば日々に見侍りつれば

みよしのゝよしのゝ櫻たれかみる
咲そむるよりちりはつるまで

といふ歌をよみ侍りしとかたりき又あふみよりあたりにては雪のあはにふるといふ事ありとさきに村田泰足がいひ侍りしが、まことにさることありやと問しかば海量いへらく近江にてはさはいはねどちかき國にていふ事に侍りわれは美濃國廣瀨の山中にてさいふ事を聞きはべりぬ雪のふりにてこほりたる上に又あらたに降たる雪のいまだもとの雪ととぢあはぬ程に北風にさそはれてくづれ落つることあり、そはあたたかなるけにさそはるゝにはあらずこをあはとぞいふなる又そよともいふとぞ

さきに泰足がかたりけるは越前と近江の境に椿居村中の河内村などいふ所あり山多き所なり、ひとゝせ其あたりに宿りしに山あひの家の上に大木どもあまたおひしげりたるをこはなどきらざると問つれば所の人の曰く冬にいたりて雪あはにふる時この木どもなければ家をうづめそこのふ事あればきらであるなりといへり、あはにふるとはいかなる事ぞといへば雪のおほくふる事を、こゝにてはしかいふといへり、萬葉にふる雪はあはになふりそと有はまたくこれと同じ詞とみゆ、こは古言のおのづからに傳はりしなるべし、安幡を淡字の意とするも左幡の誤とするもみなひがことなるべしといへり泰足も近江の國の人なり

○むろざきの花

今の世にむろざきの花とて時ならぬ花をさかする事あり梅を神無月にさかせ八重櫻を正月に咲するたぐひよろづの花どもをすべて時に先だちてさかすめり、さるはおのづからむろの中にいれてさま〴〵にあたゝむるわざありてなす事となんいふなる、またなすび瓜などのたぐひも時ならではやく出來る事のあるはおなじたぐひのわざにて作り出たる事となんいふ、こはいつの頃よりはじまりたる事にか古き書などには見えぬ事なりされどはやくよりありし事な

野道生といふ人の土佐日記附注にといふものあり、道生は今見えず凡例に疑しき事は羅山先生にとひてしるすといへり又その跋の末に萬治四年二月としろせり其本に廿四日新司馬のはなむけしるとあり此新司を諸本皆講師とありされどこの本の新司のかたまさりぬべし、新司とは新任の國の官をさ玄ていふなればこゝによくかなひたり、附注の凡例に爲相卿のかゝれたる本をもて標とすといへれば爲相卿の本にかくありしにや

○高瀬が庭のおくつき

肥後國細川の君の家士關根剛彥のかたらくくま本の山崎といふ所に高瀬文平といふ人の家あり享和のはじめの年その庭に井ほらんとしけるに大きなる石槨出たり蓋をひらきてみれば朱もてうづみたり其朱をかきはらひたるに人のねたるその音(本ノ)まさしく殘りてうなじに玉まどひてあり、その玉はまがりたるとくだなるとの二種をひとつづゝはさみてならべつなぎたるさまにて糸は失せてなし又そのふしたる人の足のもとに人のかうべ多くありきとなん剛彥正しく見たりといへり又この三つのかうべは殉死などしけるた人の頭をあはせはうぶりけるにやといへり又その玉の色は靑き白きうすにびなる事(本ノ)有しとぞ世にまが玉といひてくにぐ\にてさまぐ\の玉を古塚のうちよりほり出る事常にありみなおなじたぐひなりかのうなかせる玉のみすまるといへるは此ものにこそ

○海量がものがたり

近江國の僧海量といへるが來りてかたりけるは古今集にあふみより朝たち來ればうねの野にたづぞなくなるあけぬこの夜は、とあるはおほみをあふみと書誤りたるなるべし近江國伊香郡に大箕村といふありそこに大箕山寒山寺とて眞言宗の寺ありこの寺の近きあたりに木本宿といふ所ありてこゝより南のかたにうね村といふ村ありされば大箕村より朝立來ればとよめるにてうね村はやがてうね野なるべしといへりこれ實ならんか猶その國人にひろくとふべし又この寒山寺のやまのいただきに池ありて其池より水ながれいでゝ麓の大箕村のあたりにては大きなる川となれりとぞ外に源あるにはあらで其池よりわきいづる水なりといへり又海量よし野の飯飼村の本善寺といふ寺に久しく在りし事ありて其寺らかきほとりをば、こゝかしことみたるに此村に水分神社あり鳥居

き〳〵しうこそおぼゆれ、さるを一文字もしらでなにのみやびたるこゝろもなきをのこの、たゞこれを大事とかまへて立居ふるまひ露ばかりもあとにごるべしと心にかけて儀式官のおほやけにつかふるおももちに似たるはいとかたはらいたきわざなり、又調度などもむかしの人はことそぎてうるはしからぬかたをこのめるはゆゑなきにあらねど、今はこがねをつみて其あたひをあらそふばかりなるを人ごとにいどみあへるはうたてにぞおぼゆる、いにしへの名高き人の筆の跡上手のかけるゑなどは其あたひのいみじうたかゝらんもとがなかるべしきたなげなるすゑうつは物などのふるびそこなはれたるを世になき寶なりとおもへるは何事ぞや、されど家居の作りざま調度のかたちなどには此わざこのめる人のゑでたるにをかしきふしなきにしもあらず、そはいにしへのみやびざまにはあらねど世にうづもれて事たらはぬわび人などのもてあそばんにはかへりてつき〴〵しきもありぬべし又あまりにこゝろをいれてつくりなしたるには品おくれていとはしきもおほかりきちかき頃茶湯このめる人の虎關禪師の手もたりとてほこりあへるあり同じすき人どもいひつたへてさばかりめづらかなるは世に得がたしとてめでいふ人ありければたよりをもとめてゆきてみしに、げにも文字のさまこゝろたかう筆すみてみゆるはかの禪師の手なる事疑ひなしさておのがことさらに見むとてとへるをあるじよろこびてこは我家の第一たからにぞ侍りけれ、されどわれは文才にうとく侍りてよくも得よみはべらず君のまで來給へるこそさいはひなれ是よくよみて給はれといへば、よみて見るに、何のものとほきこともあらぬ詩の詞とみゆれど、とみに句のわかちがたかりければ、くりかへしみるに、もとは七言四韻の詩なるを下のかた紙のやれて行ごとに二字一字うせたるなりけりさて此くだりにかゝる文字ありつらん次にはこの文字などいひておしはかりに其こゝろをときてきかせければ、あるじ此文字よみ得たるをばよろこびつれどおのれにみせしより其物のそこなはれ物なる事をしりてその後さのみ人にほこる事得せずなりにきとなん、此事をかたりつたへて人のわらひぐさにぞなしける

○土佐日記の異本

寫妙法華蓮經十部住尼十人水田十町所冀聖法之盛與天地而永流擁護之恩被幽明而恒滿天地神祇共相和順恒將福慶永護國家開闢已降先帝尊靈長幸珠林同遊寶刹又願太上天皇大皇后藤原氏皇太子已下親王及大臣等同資此福倶到彼岸藤原氏先後太政大臣及皇先妣從一位橘氏大夫人之靈識恒奉先帝而陪遊淨土長願後代而常衞聖朝乃至自古已來至於今日身爲大臣竭忠奉國者及見在子孫倶因此福各繼前範堅守君臣之禮長紹父祖之名廣紛群生通該庶品同辭愛網共出塵籠者今以天平勝寶五年正月十五日莊嚴已畢仍置塔中伏願乾坤致福愚君拙臣改替此願神明効罰とありこはまさしくその國の國分寺のものになむ

○仁和の帝の陵の塔

都仁和寺の西の方なる田の中に仁和の帝のみさゝきのものなりとて石の塔ありしを千宗易ひきうつしておのが茶室の庭にすゑてその下の處に穴をうがちて火ともすべくなして灯籠にかへて用ひたりとぞ其後富る人ありてかひとりたりといふをいかなる人のまたとりつたへたるにか今は江戸の麻布の里に天源寺の内にありその塔九層にてかたち世にめなれぬさまにてふるびたる事げにも千とせへたるものとぞ此塔此寺にある事はすべて大業功記などいふふみにもしるせり、そのかみ宗易つみなはれしは其とがのがれがたき事こそありつらめどおもふに此塔引うつしたる一事にても其人やすらかに身をへざらん事はしるかりき、はかなきすさみにふけりて物をもてあそぶあまりにかゝるおふけなきわざをばなしはてたるはうたてある事ならずや、さはいへ今は其家世々にさかえまたかれが書けるものなどあれば高きいやしき人もめでくつがへりてにしきあやによそひてかけ物につくりなどして寶とすめるは身の後のさいはひのありとこそいはめ、身につみありてけがしき名さへ傳へたる人もいみじき才藝ありし人はその才藝のかたにひかれてすゑの世に其名のうせぬためしも有習ひなれど、かの宗易がしけるわざは才藝などいふばかりの事にもあらぬたはむれわざなるをやしづかなる庵などかきはらひて庭に草木石などよしありてしなして松のなみ音たてゝおもふ友などまで來たらんは茶點じてすゝめなど我ものみなどせんはいと心ゆくわざにて文人歌よみなどのもてあそばんいとつ

軒端たに見えずなり行我宿はくものいたまそあれはてにける

また一本には

軒端たに見えずするける我やとはくものいたこそあれはてにける

ともあり又同集に

玉のをゝ見にはかなきさゝかにのいかてしばしもかきかよははや

金葉集に大江公資の歌に

篠すゝきうはにすかくさゝかにのいかさまにせは人なひきなん

かくいたまいかでいかさまなどいひかけたるにて伊の假字なる事しるしさて和泉式部が歌にくものいかきともよめりいとまたくすといふにおなじこれをいとしともいふ事はいかなる事にかいまだ考得ず

○歌といふ文字を哥と書きならへる

今の世に歌といふ文字を哥ともかく事はやゝはやき世に人の筆の跡などにも見えたり、こは昔より文字をはぶきてかく事のおほくあれば、これもさる習はしにやとおもひしに、さにあらで哥歌通はして用ふる字と見えたり近頃もろこし舟のもて來つたへたる香祖筆記といふ書にも願郷初日沈約宋書凡歌字皆作哥字予甞官廣陵千一士大夫家見趙松雪家書凡哥字皆作歌字盖古通用也とあり、かゝればむかしはたがひに通はし用たる文字なりけんかし、さるはみかどの人も唐宋の世になどよりうつしまねびたりとみゆ

○聖武天皇の願文

豊後國岡の君の家士羽倉惟得きたりていへらくこの頃わが國人のこゝに來れるが物語に寛政の八年の五月豊後の國佐伯の里に水高く出てよろづの物家なども流れたるに船藏のあるがもとにちさき箱のいとふるきひとつながれよりたる内にひとひらの紙にかきたるものあり、ひらき見れば聖武天皇の願文になん有ける、その手のさまもうるはしう紙のふるきありさま其時のものなるに疑ひなし、千年にあまりたる物のいづこにかくれて今かゝるなりにあらはれ出にけんとあやしきわざなり其願文は今その里の大日寺といふ寺にをさめてありとぞ、さて其うつしなりとて見せしを見るに、菩薩戒弟子皇帝沙彌勝滿稽首十方三世諸佛法僧去天平十三年歳次辛巳春二月十四日朕發願稱廣爲蒼生遍求景福天下諸國各合敬造金光明四天王護國之僧寺并寫金光明最勝王經十部住僧廿人施封五十戸水田十町又於其寺造七重塔一區別寫金字金光明最勝王經一部安置塔中又造法華滅罪之尼寺并

むきをもよくあぢはひしらん事こそあらまほしけれかれを見て心のさとりをまさんとのなきにしもあらずかし、詩を論じたる書はさま〴〵あれど滄浪詩話などは論正しくて大和うたの上にもおもひあはせらるゝ事あり、この詩話をちかき世の錢滄益などいへるはいたくにくみそしりたれど王士正といふなるはいとよしとてとれり、今よりおもふにこの詩話の論はうごくまじき論なり、大和歌にこゝろよせん人もよくあぢはひて和歌のうへにおもひくらべ見ばたすけあるわざならまし

○とみに

とみといふ詞は師説に土佐日記に、とにゝともいへるをおもふに頓字の音なるべしといはれたり此説によるべし宣長が玉あられに、とみにといふ詞はつかひやうの有詞にて、とみにも來ぬ、とみにもいでこずなどはいへども、とみに來つ、とみにいで來つなどはつかひたることなし此わきまへ爲べきなりといへるはことを委しくせんとてかへりておもひまどへるなり、もと頓字の音なればとみにもきつともいはむに難なかるべし枕草子にとみにものもとむるに見出たる(うれしきものといふ條)又たゞいまめせばとみにてうへゝまゐるぞ(うちとくまじきものといふ條)などあるは宣長はいかでわすれけん

○とらに刁の字を用ひたる

古寫の本に寅の字を刁とかける事ありこは覔の字の頭をのみ略してかき來れるなるべし、かく文字をはぶきてかく事はいにしへ多くありし事なりこの寅覔同音の字なれば唐の世などには通じ用ひたるを、ここにも習へるものならん、覔寅二字疑古通とは字典にも見えたり

○名高き人のうせたる

享和のはじめの年世に名高き人みたりうせぬ都にて相國寺の大典禪師(二月八日年八十三)小澤蘆庵(七月十一日年七十九)伊勢國にて本居宣長(九月廿九日年七十三)皆ことはりのよはひなりといへどかゝる人々のあらずなりゆくはをしむにもあまりあるわざになむ

○蜘蛛のい

くものいは伊の假字なるを爲の假字なりとして圍の字音なるべしといふ人のあるはたがへり和泉式部家集に

てくるひ侍るにこそあらめといへり、かゝれば麻の葉はおほくくらへば人の心をみだす物にこそ有けれ、此ものは醫書にもしかいへることありこは寛政十二年の夏このごろしかぐ＼の事ありしとてその里人の來りてかたりけるなり

○から大和の歌のけぢめ

からも大和も歌はまたく同じものにて大かたは其おもむきことなることなし委しくいはゞから歌はとひろくとゝのほりてすがたもさまぐ＼なり大和歌は事せばくしてかれにくらぶればたらはぬふしおほしこは國がらのしかるにやおのづからなる事なればあながちにうらやむべきことにもあらずまたしひてまねぶべきやうもなし古事記日本紀に載たる歌どもはかしこの古歌謠のたぐひなりかしこにては三百篇楚詞などいふをことの本なりとすめれどこの國には此ふたつにたぐへむものは見えず萬葉にのせたる國ぶりの歌をかしこの三百篇のたぐひなりといふ人あれどそはおしあてにそこにたくらべておもふにて似たるものにはあらぬをしらぬなり漢魏の古詩などいふらんたぐひも此國にはなしたゞ萬葉にのりたる長歌こそ唐の歌行によく似たる物なれ藤原奈良のころの人はやがてかしこの歌行を見てまねびうつしたりと覺ゆるふしもおほく見ゆ短歌は五七言の絶句にて七言には少したらはぬばかりのものなり五七言の律詩はたぐふべきものさらになし神樂催馬樂はさながら樂府の詩のさましたる所あり又世々のすがたをもてかれとこれとをくらべいはゞ萬葉の歌は初唐と盛唐をかさねたるおもむきあり古今集の歌は盛唐より中唐にてたるべし後撰拾遺もこれに同じ後拾遺詞花金葉などは中唐にて晩唐もまじれり新古今はまたく晩唐のおもむきなるものは歌にはなし、そはいかにといふに宋詩は氣を主としたるものなるに歌は情をのみいひて氣を主とするおもむきの事はたえてなければ頓阿法師などの新古今のすがたなどにはよらで、ひとふし淸らにやすらかなるさまをねがへるは、元詩のたぐひなりともいひて又ちかき頃の人の、いにしへぶりなりとてよむ歌を見るに、其よきは明詩に似たりとやいはん、わろきはさらにあげつろふにもたえず、からはから、大和はやまとにてかれにならふべきものにはあらねど歌よまむ人は、から歌のおも

爾雅に愷悌發也とありて注に發は發行也とも見え毛詩に齊子愷悌とあるを孔頴達が正義によりてさて愷悌の意をもかねて愷悌還とはかゝれたるなるべし、これも唐の世の文辭によくかうやうにつかひたる事のあるをうつしまなばれたるものと見ゆ、かゝるたぐひの事なほあまたあり。國史をよむ人こゝろすべし、六國史の文辭はつたなくは見ゆれど、字義などを誤用ひたる事はをさ／＼見えず、今の世の博士の文字はいと巧には見ゆれど、委しくみれば文字のつかひやうなど唐の手ぶりにたがひたる事もおほきぞかし

○麻の葉に毒ある

上野の岡の北に谷中といふ里ありその里に西光寺といふ寺ありけりある時その寺の內ものゝおとひしめきていとさはがしかりければ、近きあたりの人ゆきてうかゞひしけるに、住持のひじりをはじめ若ほうしども下部などにいたるまで、みなうつしこゝろもなく立はしりて、佛の御帳など引きり經文引やりなどしてさらぬ調度どもゝ、皆うちこぼちつゝたゞくるひにくるへば、こはいかなる故ぞといへどことふる人もなし、かくして里人ども四人五人つらねゆきてまもりをれどさらにせむよしもなければ日暮ぬれば皆かへりぬ、さてその夜もよとゝもに物こぼつおときこえけるが、あくる日のひる過る程になりてやみにけり、かくて里人ども又ゆきて見けるに、寺のうちにあるもの皆こぼちて其人々はこゝかしこにたふれふしておきもあへず血などはきたるもあり、ひぢりのかたはらによりて御心やつきたると、ひしに、からうじてかしらもたげたれば、きのふよりのことゞもかたりいでゝとがめけるに、いでわれもさこそおもひあたりはべるなれよしなき事によりてみな人うつし心を失ひ侍るになん、きのふ物くはんとし侍りしにいひかしく男の子のいひ侍るは、ゑりへの御園に麻おほくおひ立て侍り、かの若葉こそいとあぢはひよきものには侍れ、江戸の人はくひはべらぬにや、田舍人はめで侍る物になんといひはべりしかば、調せさせてこゝろみ侍るに、いとうまく覺えければ、誰もあくまでまうほりつるに、やがて氣あがりて物はらたゝしくおぼへ侍り、夫より後はものもえおぼえ侍らずなんありし、さるは麻の葉にゑひ

詞を集めて、そをあはれといふ詞の本なりといふは、するをとりて本をおすなれば、いみじくうきたるわざなりかし、あはれといふはいと古き世の詞なれば其詞の本はとはでもありなんものを

○鍬形といひ威といふ詞[illegible]

鍬形はくわゐがたをはぶける詞なりと伊勢貞丈の說に見えたりけるも、烏芋の葉のさましたれば、さもあらんか、さらば鍬形とかくは假名たがへり、又威といふ事も絲もても韋もてもすればその本は緒通といふことをはぶきていへるならんか、さらばこれも威と書きては假名たがへり

○妻の事をのみさしてさいしといへる

はゝきゞの卷になつかしきさいしをうちたのまんよと有を、宣長が玉小櫛にさいしは妻子にてこゝはただ妻の事をいへり、古今集の歌に世の中をいとふ山路の草木とや云々とよめるも卯花は木なるを草木といへるとおなじ類のことなりといへり、こはひがごとなり、字音の語に歌の詞を例にひけるはいとよしなし、このさいしといふことは唐の世の俗語なるを、こゝにもいひならへるなり、杜子美が新婚別の詩に結髮爲妻子席不暖君牀暮婚晨各別無乃太怱忙とあり注に結髮而爲君婦とも通篇皆新婚元意ともいへり又後の世にいたりて水滸傳などにも妻の事をのみ妻子といへること多くあり

○元白が詩筆

文德實錄に適得元白詩筆奏上とあるを宣長が玉かつまに詩筆は古本にもかくあれど元白といひ帝甚耽悅云々とあるなどをおもふに詩集を寫し誤れるならんかといへりこは詩筆は詩文といふに同じことなる事をしらで誤字なりとおもへるなり樂天が文集自記に詩筆大小凡三千八百四十首と見え老學庵筆記に南朝詞人謂文爲筆唐人仍之亦稱杜詩韓詩とも見えたりすべて六國史の文には唐の世の文辭を學びてうつしてかける文字多くあり唐の世の文辭のうへなどよく見しらぬ人のその世に目なれぬ文字のつかひざまなどあるを見てみだりに誤字なりとおもひてあらためんはいとおこなるわざにこそ又日本紀に卷中戢戈愷悌還といひ古事記序に愷悌歸於華夏などあるを見て愷悌は和樂の義なるをかくつかひたるは古の人の字義を誤たるならんといふ人あれどそはかへりて誤なり

かゝる世もあればある世にすみた河なからふる身をなにかこちけん

この歌どもを宮よろこばせ給ひて人々にも見せさせ給ひければ蘆庵などふかくめでたりとなむ

○あされ

物語文にあされといふ詞あるは古き源氏の註などにされは左禮なりとあるはいとことはりなし、又師說にあはあまえ、されは洒麗の字音なるべしとあるもおだしからず、あまえをあとのみはぶきいふべうもなし、今考ふるに新撰字鏡に餒は魚肉爛也豆久佐之又阿佐禮太利と見え又古き（本ノ）博士家の訓讀に肉のあされたるなど有るぞこの詞のなるべき土佐日記にゑほ海のほとりにてあされあへりとかけるも、あされは魚肉などのそこなはれたるをいふ詞なれば魚肉の鹽をくはふればあされぬ物なるを、人は鹽ある海のほとりにても、あされあへりとたはむれかけるなり、舟路なれどうまのはなむけといひ、ひともじもしらぬものしか足は十もじにふみてぞあそぶなど、かけるたぐひのいひなしなり、もしあされにさるこゝろをふくまずばたゞ海のほとりとのみこそいふべけれ、ゑほ海とはことはるまじ、さて魚の肉のそこなはるゝをあされといふは詞の本にて人のゑひしれてうちみだれたるをもやがてあされたりといふならん、又されとのみいふも、あされのあをはぶけるにて、されくつがへるされたる口つきされたる竹垣などいふみなおなじ詞なるべし

○あはれといふ詞の註釋

本居宣長が說にあはれといふ詞は、あゝと、はれとの二つをあはせいへる詞なりとあるは本と末とをとりたがへたるわざなり、あゝといふ詞は古書には見えぬ詞にて中頃の博士の訓讀に嗚呼の字などを讀るにのみ見えたる詞なるをおもふに、あゝはあはれを略して訓讀に便なるやうに唱へたる詞なるべし、すべて儒書の訓讀にのみ有て歌文などになき詞にはさるたぐひ多し、又はれといふ詞は、今の世の俗言なるが上に、かたへの方言にてさる詞をいはぬ國も多し、いかで古歌の證とはなすべきはもじは古語のつたはりたるにて、あはれといふと同じ意の詞ならんものならば古もやがてあはれのあを略したるにてもあらんか、とにもかくにも二つながら古書に見えぬ

本保考におほせごとたまはりて千蔭がよめる歌の中に山居閑居などの題なるを奉らせ給ふ其歌は墨ながしの色紙十枚を賜はりつるに書て又おほせごとたまはりつる、かしこまりを長歌につらねて奉りけりその歌は

山居子日

吾山のふる巣をいつるうくひすもけふをはつねとおとろかしけり

山家皆梅花

都にて霞と見しは山さとをつゝめるうめのにほひなりけり

山家卯花

うの花は咲にけらしなまれにとふみやこの人の袖とみるまて

閑庭橘

立花のはなちるころは我やとのこけ路に人の跡もみえけり

月の夜山里をとふ

やまさとの月にとひきておほかたの秋のあはれのかきりをそみし

山里に日くらしの聲をきゝて

杣人の斧のひゝきは絶てしもなほ日くらしの聲そのこれる

山里に住て雪の降りたるをみる

花見むと入にしものを降りつもる雪も世にゝぬみよしのゝおく

山里に椎ひろふ

けさみれは吾ゐる山の木枯に落椎ひろふ里のあけまき

草庵深鎖白雲間

よのつれのひえを外山にすむ庵はたゝしら雲にとさゝれにけり

山家

山里のおのつからなる花になれもみちにあきて我世へなまし

かしこきおほせごとによりて歌奉れりける時よみはべりける長歌みじかうた

ゆく水のすみた河原の下つ瀬にすむなる鳥のみそらゆくつばさなければおのが名の都こひつゝ新玉の年をあまたにすぐし來ぬいでやむかしへ鳥がなくあづ（本ノ）まのはてのひなにして其國ぶりをうたへりしためしければとむさし野のあら野の末にかりつめしことの葉草のいかなればあまつ雲ゐのあなたまできこえあげけんしづたまきいやしき身をも捨まさぬおほせかしこみ迯水のにげかくるべきよしなくてほりかねのゐの深くしもおもひめぐらしふつこゝろによるとはすれどおのが身の老のさかさへくはゝればわなゝかれぬる水ぐきのおぼつかなきもこつみよるみぎはになれて玉かつく淵だにしらぬすさびをばいかゞはせまししかはあれどかゝる御世にしながらへて此ひとふしにあひにける我身のさちぞなにゝたぐへむ

とぞ見えたりけるとあり、今昔物語などに赤き袍きたる人を見て檢非違使なりとておそれあへるよしをしるせる事あるも常の五位は赤袍をきざりければなるべし續世繼に王の四位と五位との袍のいろことなるよしをしるせるはいづれの時の定めにか慥にしりがたし諸王の服色の事は令に二位以下五位以上淺紫衣と見え日本紀略に弘仁九年の制に諸王二位以下五位以上及諸臣二位三位者依令條淺紫今改着中紫などは見ゆれど王の五位四位の服にわかちあるはいまだ考得ず

○文字をはぶくならはし

物しるすにいたく文字をはぶきてしるすことありこはそのはじめはいと事しげき人のあはつけきふしにたゞかりそめのこころえになしつるわざなりけんを心のどけくて物こまやかにしるさるべき人もなべてさるならはしをまねぶ事となりたるは心ゆかぬわざなり記錄などの類ひにそれの年の十二年九月廿四日などあるべきを十二九廿四などかけるあり年月日の文字をくはへかゝむにはいかばかりのいとまをかついやす事とてかくまではははぶくらん、うちみるにも月日何れとたどられてとみにはわかちがたくてよみがたしあまりにものうきわざなりとやいはまし又源氏物語などの註に花散里を花散、末摘花を末摘、頭中將を頭とばかり馬頭を馬とのみかけるなどいと有まじきいひなしなり又歌集の裏書などの萬葉を萬、後撰を後、拾遺を拾、金葉を金、新古今を新、風雅を風、六帖を六などあるもいとまぎらはし、萬は萬代集後は後葉集拾は拾玉集など金は金玉集新は新葉集風は風葉集など六は六家集などいふものあるをや、すべてあまりにものをはぶきていはんは賤しげに聞ゆるものなりいにしへのみやびこのまん人はかゝることにも心をつけて詞正しくて有ぬべし

○橘千蔭か歌

妙法院宮は當今の御いろせの御子におはしますなるが、から大和のみやびことをこのませたまひて品いやしききはにてもその名きこえたる人々をばゆかしがらせ給ひて歌人の中には伴蒿蹊小澤蘆庵など常にめしあつめさせ給へりまた橘千蔭が名だかゝる事をはるかにきこしめして寛政の十とせの春一條右大臣東に下り給ふときその御供にてまゐれる大舍人頭岡

明順眞人叙四位尤袍以三位袍逑四位如何然而遣之其報云近代三四位袍其色一同又最初着用如此衣云々仍所驚示也爲奇不少と有によりて正曆の頃よりとはいふ也されど今おもふにこれよりさきはやく四位は紫をきたりける事とみゆ大和物語に、野大貳純友がさはぎの時うての使にさゝれて少將にて下りける、公（オホヤケ）にもつかうまつり四位にもなりぬべき年にあたりければ、む月のかゝゐたうはりの事いとゆかしうおぼえけれど京より下る人もおさ〳〵きこえず或人にとへど四位になりたりともいふ、或人はさもあらずともいふ、さだかなる事いかできかむとおもふほどに京のたよりあるに近江守公忠の君の文をなんもて來りたる、いとゆかしううれしうてあけてみればよろづの事もかきもていきて月日などかきておくに

玉笥ふたとせあはぬ君が身をあけながらやはあらんとおもひし

是をよみてかぎりなくかなしくてなんなげきける四位にならぬよし詞にはなくてたゞかくなんありけるとみえ、又後撰集に好古の返しの歌とて、

あけながら年ふる事は玉くしげ身のいたづらになればなりけり

と云ふ歌もみゆ、これによれば天曆の時四位はすでに紫をきける事なり好古の此ころの使にさゝれたるは天曆三年なれば正曆三年よりは五十一年前なりけり古の紫は紫子にて染たるを中頃より後のは五倍子と鐵漿にて染けるなり紫の袍をふしかねにて染めたるよしは薩戒記などに見ゆ、いにしへの緋は茜草にて染たるを中頃より後に赤き袍といへるは蘇芳にて染たるなるべし餝抄に廷尉外記史等の袍を赤色といへるは蘇芳染と見ゆ又四位以上の袍を橡袍といへることもあり橡は奴婢のきるいろなるよし令に見えたれどかのふしかねにて染たるが其色橡に似たればやがて橡の袍とはいふなるべし

中比よりの世に四位五位おなじ色をきたりける時もありと見ゆ餝抄に四位以上橡五位有蘇芳氣六位緑廷尉佐大夫外記史大夫尉等赤色近代四位五位無差別不知故實云々、續世繼にある人の申されけるはつるばみの衣は王の四位のいろにてたゞ人の四位と王五位とはくろあけをき、たゞ人の五位のあけの衣にてうるはしくは有べきを今の人こゝろおよすげて四位は王の衣になり五位は四位の衣をきるなるべし、けびゐし上官などはうるはしうて猶あけを改めざるべし

移り行事をはしらずことの葉の名さへあたなる露草の花

又和泉式部家集にうへのきぬをはりきりていとほしきことといひて、

露草にそめぬ衣のいかなれはうつしこゝろもなくなしつらん

また今昔物語九左京大夫付異名語、いまはむかし村上の天皇の御代に舊宮の御子にて左京大夫といふ人有けり云々、色は露草の花をぬりたるやうに青白にて、眼皮は黑くて鼻あざやかに高くて色すこし赤かりけり云々、

古はなでしこにのみありて古今集より後にはとこなつともなでしことも常にいへりこの月草も萬葉集にはつき草とのみあれど露草といふ名もすでにはやくよりありて詞はわろからず二つながら歌などによまむに難なかるべし歌によりては露草といひて詞のとりあわせよき事もありぬべきを今の歌人の露草といふ名は歌によまぬ言葉やとのみおもへるは古歌にひろくあたらぬよりさはおもふなり

〇こまつふり

和名抄に辨色立成云獨樂有孔者也和名古末都玖利とあるを或人のいへるはまろき事をつぶらといへばこの玖の字かならず夫の字の誤れるならん獨樂は形のまろきものなれば蝸牛を加太豆夫利といふ豆不利とおなじ語なるべしといへりと源の躬弦いへりげに此說はいはれたり大鏡に行成卿の事をいへる所に御門をさなくおはしまして人々にあそびものまゐらせよとおほせられければ云々、此殿はこまつぶりにむかごの緒をつけて奉りたまへりければ、あやしのもののさまやこはなにぞととはせ給ひければしか〴〵となんまうす、まはして御らんじおはしませ、けうあるものになど申されければ南殿に出させ給ひてまはさせたまひていと廣きものゝうちに殘らずかへるべきあるけばいみじうけうぜさせ給ひてこれをのみ常に御らんぜあそばせ給へばことものはとめられにけりとあるなど、またくこの獨樂の事とみゆ、また散木集隱題の所に、こまつふりといふを題にて、はるの野にこまつふりつむあわ雪をとよめる歌もあり

〇四位五位の袍のいろ

いにしへは四位は深緋衣五位は淺緋衣をきる事也しを四位の紫をきる事となりたるは正曆の頃より也と世の人みないへりさるは小右記に正曆三年九月一日

そをやくとなん其時村人のうちにて年高き人をえらびて身をきよめそめて其さへの神の家をやける火をもてかへりてあつきやきといふ事をなさしむ其人を火の土といふ、さてあつきやきは粟ひえ稻むぎをはじめとして一年の内田畑の作りものゝみのりみのらざるをうらなふなり、其うらなふさまは金の皿をその火の中にいりて其中へ豆二ツづゝ入るゝになん吉ならんには小豆をどりめぐりてやけず凶ならんにはたゞちにやけぬとぞ又その火を十二に分ちおきて灰になり行く色をみて一年の月ごとのはれくもりをうらなふ事あり、灰の色黑き月は雨おほく、白きは雨すくなしとなん、黑川盛隆が物語に南部にても大豆をやきて十二月の天氣をしる事あり白き黑きは右の如くにて其豆やくるに音あつてにゆるやうなるは風吹ざるなりといふとぞ盛隆はいにしへの書にも委しく歌にもよくよめる人にて世に南部の君につかうまつれる人なり

○書の名

書に名づくるに大和ことのはもてつけんはさらなれど、又賤しげなるもあり、かく文字の意もてつくるもおのづからやすらかに聞ゆるはあしからず、岷江入楚勢語臆斷などはあまりにからめきたる雜記、古器考などはこともなくてよろし、又さゝめこと、河社、うひまなびなどつけたるはをかしきを濱の眞砂秋のねざめ、詞の玉の緒、玉の小琹などいふは雅なるやうにて雅ならず大かたの物そり人このけぢめをよく心得ぬはいかにぞや

○露草

つき草を露草ともいふは後の世にいふ詞なりと世の人おもへどさはあらず、はやくよりいへる名なりけり空穗物語嵯峨院中露草して遠山をすれりとみえ又祭主輔親卿家集に左馬のそうかねすけつかさえて後露草うつしおこすとて、

手につみてみつから染し花なれと年はふれともいろもかはらず

かへし、

わか宿の垣根の草に咲ましろ花のいろこそうすくみえけれ

又後賴朝臣の散木集に露草の咲たるに風の吹けるをみて、

いかはかりあたに散ろらん秋風のはけしき野邊の露草の花

また夫木抄に西行法師、

よしやはあらん、中頃より、なべてかゝるひがこゝろえの人のみありけるは、いまよりおもへばいとも〳〵なげかはしきわざにこそ有けれ、古よりつたはれる書を只我のみ獨の寶とのみおもひたらんはあさましく賤しき心とやいはまし

書はとほき古よりもつたはり又今よりはるかなる世の末にも長くつたふべき物なるをわづか百年にたらぬ命のうちに暫これを我ものとおもふともつひに身うせなん後その子むま子などのおなじ心ならねばこそあらめ其道このまざらん人ならむにはいたづらに文殿のうちに朽はて又はあらぬ人の手にも落ぬべしされば書をたくはへおきて子むまこにつたへんとするはやくなきわざなりたゞ書は私の物ならずと心得おきて公にひろく傳へて世にたえせざらん事をおもふべき事にこそ奈良の興福寺に傳はりたる書どもは内典の類のみならずからやまとの書どもの世にめづらかなるがあまたありといへりさるを其寺の法師ばらのならはしにて深くひめかくして人に見する事をえせずとなん是はいとをしむべきわざなり、むかし鳳潭といへるは世にすぐれたる法師にてことにかの寺のいやしきやとわれ人となりて晝は人めをはゞかりよな〳〵いをもねずてひそかにそのひめ置ける書どもをよみてからうじて香法師記芳法師記といふものを寫しとりて其後板にゑりて世にはつたへたりとぞ此書の世に出たるはこの法師のいさをしとなんいふなる、仁和寺には古き書どもあまた傳はりたれど宮の御おきてにて人にみする事をゆるしたまはず丹波雅忠が醫心方といへる書は世にたえてなかりしを寛政のはじめのころ東にて廣くもとめさせ給へるにかの寺御くらに其書ありときこしめして宮にこひたまひてこなたにかりとり給ひてくすし多紀のなにがしにおほせてうつさしめたまひぬはじめ東よりこひ給へる時ふかくいなみ給へりしかば諸司代よりあまたゝび使ゆきかひてからうじてゆるさせ給へりとなん此ときの諸司代は太田の侍從となん聞えし

○あつきやき

信濃國水内郡飯山にて年毎に正月十五日にさへの神のおんへやきといふ事あり（これを又は道陸神のおんはやきとも云ふとぞ、さへの神は道祖佐陪の加美とあり和名抄にもありて古き詞なりおんへは御戸の義ならんか是も古語のこれるなり）年の初の門松〆め繩を廣き所に多く集めてさへの神の家を作りて

織錦舍隨筆卷之上

村田春海

○ちひさき水鳥

寛政六年の夏下總の國銚子浦に遊びけるにその浦人寺井節之がいひけるは、八とせばかり先つ年の秋この川口えめなれぬ鳥あまたむれ來りぬ其形はまたく鴨のやうにて羽のいろあひも鴨にことなることなく首あをきもまだらなるもありて、足はすこし長きかたにて大きさは雀などよりはちひさし、波の上にあまたうきゐたるを人々とらへ來て或は池にはなちあるひは水舟などにいれおきてもてあそびものとせり、さて廿日ばかり有つるにひと日雨つよう降て風はげしく吹ければ、いづれの家なるもいづち行けん皆なくなりぬ年者たる人などにたづねけるに昔よりかゝる鳥の來けんことはいひもつたへずとなんかたりける

○とほさき

下總國海上のあたりにて山松をきるとき千本が中に一木ふた木ばかりを殘しおくをとほさきといふ、それは山の神に手むくるなりとぞ又里人の門松ぬき捨たる跡に梢をみじかくきりて立ておくをもとよりとほさきといふといへり冠辭考に遠江の國の詞に木の最末をとほさきといひ越前土佐などにても志かいふよしみえたりさるはいづこにてもいふ詞にて古歌にとふさたて足柄山に舟木きりなどあるは此とほさきの事なる事疑ひなし

○書をゝしむならはし

古の書の今につたはらざるは中頃より世のみだれうちつゞきて寫しつたふる人はなくて、さる頃火にやけ失ぬるが多きなるべし、志かはあれど猶かつ〳〵寫しつたへたるもなきにはあらぬど中ごろよりひとつのわろき習はしありて、ひめかくしてたやすく人にみする事をなさゞりけるより亡ひ失ぬるもあまたありぬべし、今いにしへの書の殘れるにむかし人のおく書あるをみるに或はこの本他見あるべからず或は可秘々々などしるさゞるはなし、そも〳〵書は廣く世にもつたへ後の人のしるべともなすべき物にこそ有なれいたくひめかくして人にみする事をきらふ

織錦舍隨筆目錄　終

織錦舎随筆目録

巻之上

久矣と云へり（名物六帖器財の旌旗の部にあり）武備要略日本兵制同一號召也中國以金鼓彼則以哱囉（陣具なり）一人吹之衆人響應吹大則衆兵頓合吹小則衆兵頓刻分合布散如應呼吸、又武備要略曰日本兵制所謂吹海螺爲號者也とあり海螺は今云ほらの貝なり、又初文に哱囉と云も亦海螺なり今海螺の名をほら貝と云は全く上古の大角を波良乃布江と云しに據てほらと名しなるべし又哱囉とあるはほらの音を以假名書せしなり勿論ほらははら、バはポの通音なり右圖する所の正僞は詳ならずと云へども形容を以て考れば波良と云ふは哱囉の轉音にて洞の義なり（古事記に中はほら也と云しも草中は洞ありとの和訓なり考へ合すべし）又小角を久太能布江と云しも竹筒を以て制し吹くものゆへに管の笛の義なるべし今軍器に海螺と竹筒を用るも前世の大角小角の遺意なるべきにや猶考勘の不測あらんことを意ふ而已

又事物紀原を考るに角本出羌胡、一云出於越黄帝内傳云玄母詣帝制角二十四以警象像、禮義纂曰蚩尤師魑魅與黄帝戰、帝命吹角龍鳴以禦之蓋角肇黄帝氏也、谷儉角賦曰夫角蓋會群臣於泰山作清角之音號令之限度也、軍中置之以司昏曉故爲軍器也

右大角小角之事前世軍器並喪儀之條々名義ありといへども後世廢散して其形狀事實共に愚意の及ざるものなり今眞僞雖無差別書し圖して共に後見の竄（本ノマヽ）助を得んことを欲するなり穴賢胡亂の最一なるべし後見の明識 願ふが故に不秘不耻して及外見なり

寛政十二年十月八日夜　老邁の田夫

此書據黑川博士所藏本令書寫　編者識

蒼梧隨筆卷之七、八大尾

六　角 烏丸家なり　有　馬 久我家なり
中　條 樋口家なり　戸　田 六條家なり
前　田 押小路なり 高辻家なり　大　澤 持明院家なり
長　澤 外山家なり　日　野 日野家なり

足利家分脈の家幷新田源氏の家々

足利 大　友　新田 由　良
足利 土　岐　今　川
足利 上　杉　新田 吉　良
足利 畠　山　同 品　川
足利 京　極

平内府信長公の分脈家々は

織田一統

新羅源氏甲陽

武　田

大凡右の家々の家乘なるべし猶其家々にたづねて分脈を注し改むべし 嘉樹密に按ずるに公家より分れたる家々の中にても其本家に又甲乙あるべしたとへば家系によりて六位より立て公卿までに至り給ふもあり又は新家として公家の家を立てらるゝもありといへども各共に先途公卿に昇り玉へば強て劣れりとも謂ひがたきものか是等の事は愚意の及びがたきものなり猶系譜の道理知りたらん人尋明むべし

天明八年八月九日假初に記す　大判事嘉樹

○大角小角事

大角　和訓波羅乃布江、　小角　和訓久太能布江

軍防令曰凡軍團各置鼓二面大角二口小角四口通用兵士 謂鼓角通用也 分番教習云々、喪葬令曰凡親王一品方相轜車各一具鼓一百面大角五十口小角一百口幡四百竿云々 以下以上の品々の用度甲乙多寡なり略して不記之なり

大角小角の制器今詳ならず類聚和名抄を考るに角兼名苑曰角本出胡中成或云出呉越以象龍吟也、楊氏漢語抄曰大角波良乃布江小角久太能布江云々白石の軍器考圖に大角小角共に圖あり 印本の圖式に不見古寫本にあり 乃左に寫す

東涯 伊藤氏長胤 曰唐禮樂志曰六軍各鼓十二鉦一大角四角手吹大角一通、然して字彙曰大角軍器羌胡吹之以驚中國之馬とあり按に 東涯の案なり 角本起於胡後中國專用之以爲戈器有鼓角之名、本朝も前世亦驚其用軍防喪葬皆有大角小角之名今廢

に居ることも三世なり何ぞ然るに今度の補任のやう
清華以下と等しき事以ての外の事なり夫當家は皇孫
として天子の臺を出たる事不遠都て人臣の中先祖天
子の皇より出たるを以て公家には是を親王家と云武
家には是を高家と云假令ば子孫民間に下ると云へど
も當官の大名と同位に禮義を行ふ、當家人臣に下る
といへども皇孫なり、攝家清華の輩當時高官たりと
云へども先祖より臣下の家なり故に公家は其家々の
古例に依て昇進極あり武家の高家は皇孫たるを以て
太政大臣正一位に昇るとても子細なしたとへば皇統
の斷絶に及ばんとする時は天下の人誰人を以て當今
の主とせんや假令民間に下ると云へども皇孫の人を
尋て主上とすべし何ぞ代々先祖より人臣たる家を取
立んや是我國神國の天竺震旦に勝たる一の奇妙なり
と申されたることとあり依て思ふに百寮訓要抄に云神
祇伯は伊勢大神宮以下の神事祭禮をつかさどる昔は
高家の人々是に任ず中古以來は王氏とても姓も給ら
ぬ伯が黨任する也と云々
一 爰に高家の人々と云ふは家系貴き人々ゝと云ことな
り職原抄に昔は諸氏混任すとあると同じ

右の文を以て比量するに當代に高家と稱せられて其
身は武家の御旗本たりといへども勤役し給所は常に
公家御往來の事に預りて恒例の御嘉儀には御使節と
して京上あり又臨時の御吉凶にも同く京上の事ある
なり然して至極の御重事には御家門御譜代の大名方
を御使節として上京せしめ給ふこともありと云へど
も其御副使並に西丸亞相よりの御使節をば必高家の
方を上京せしめ給ふなり其餘は勢州への御代拜又は
日光山久能山等を始め神廟等への御代拜は各高家を
役したまふ事なり故に官位の昇進は尋常の大名より
は著く次第速にして正四位に敍し中少將を以て先途
としたまひて御家門の歷々また國持の大名と尤をな
じ趣きなり故に高家と稱せらるゝ家々は一世有功の
族にはあらずして祖先の家系を撰まれ又は當代新に
公卿の家より分脈ある人々を以て高家と定め給ふな
り其義全く義滿公の言葉に符合するものか　嘉樹家系
幷に姓處の事に不覺悟なりと云へども大凡に人々の
談話又は古きを考へて其家々の事を今推し注する事
左の如し
公家分脈の家々は

字には直禮直會直相と書き其訓はなをらい又なふらい又なふあいなど様々ありて文字と訓義と異同區々也と云へども其義は各神供を御饗奉ることなり、去れば神祇に御饗するをば古語嘗奉るといふ大嘗祭新嘗會祭をはじめ神嘗祭等日本紀の嘗殯と云も又其義同じ是を釋日本紀に考るに其秘訓になめらひ奉ると訓あり又新嘗は新穀既に熟乃後饗嘗也と云ひてなめらひはなめあひの轉訓なる事を知るべし其なめあひは嘗饗にてヱとヒとは通音なれば卽なめあひとなるなり又猶直悉嘗のめの轉音にて會又相ともに饗の轉音なる借字なり公事根源抄神今食の條に曰神膳を供せらるゝ儀あり白黑の御酒まいりて本榭にてそゝぐ、なふあひの御飯ときまいりぬれば宮主祝申す云々（建武年中行事も又同じ）且前に云へる延喜大膳式は直相と書て假名はなふらひとあり造酒式にはかな無、傍例を以勘るに鎌倉の地名甘繩と云所あり東鏡には甘繩をたまなはとかなあり北條九代記には玉繩の城を甘繩と書て假名はたまなわとあり（此訓の異同のこと鎌倉志にあり）和書多くは通音をとッて假名書の借字あり卽ち此直會の事も文字を以ては其字義に合ず、さらばとて和訓に依ても其訓わからず爰を以て國史を探り舊記を檢出して其轉音を牽合し假名書なる借字をも畢竟して朦々として愚意を注するなり猶又神宮の書記と和訓の義に委き人の考を俟のみ穴賢

追加

事の序に筆す今禁中內侍所より御供米を申出して頂戴することあり多くは年越の夜貴賤となく御所へ參りて拜戴して越年を祝す是を民庶の言葉にをくまをと云ひ習せり今件のなをあい、なふらひに依て思に、をくまは御供米なるべし是や闕舌の轉語なり尋常に云勘解由小路をかでの小路と云ひ烏丸をからすま、東の洞院を東のとい、勸修寺をくはんしゆしと云ふ共に闕舌なり憶ひ考ふべし

寛政七年六月五日漫に筆す

○高家名目之事

鹿苑院殿記を考るに應永元年十二月十七日義滿公御嫡男義持朝臣九歳にて敍爵あり勅使將軍の御亭に參向ありて從五位下左馬頭の任敍の事を達せらる義滿公件の補任を拜見ありて以の外に腹立ありて申さるるは我既に天下の武將たること三代にして三公の位

の間養老に之を刊れることと見へたり、如何ぞ大寶の律令合せて十七卷なるを養老に刊れるとして却て律令二十卷となるのことあらんや且天長令義解序に分て爲一十卷名曰令義解とあり養老より令十卷なる物ならば何ぞ義解を作れる時令爲一十卷といはん是義解を加へて張（本ノマヽ）散の增せるに依て初て分て十卷とすること明なり、しかれば今の令の十卷なるは義解を加へたるよりの卷數にして養老よりの十卷にはあらず右弘仁格の序に各爲十卷とあるもあやまりなるか、または彼の序のうたがはしく眞ならざるかなるべし讀者熟察すべし穴賢

右令律の大意大寶養老の新古の差別のこと先師源惟長（榊原如朴）氏の壺井羽倉等の說に折衷して令義解を聞見するの一冊あり其中に件々の事を頭緒して筆しおけるを今愚老其頭緒に縋て續日本紀の條々を拔萃し且釋するに私說を交へて事繁く文長きに及べり穴賢

此徵考は書して以て講會遺忘の副言なれは努々他眼に入ることを禁ずるなり謹白

　寬政二年十月二日夜燈下草稿す　嘉樹

右一冊漸にうつし筆す後日に淸書して一二の同志會言すべきものなり

　前令と云文義解にある條

公式令詔書式終文三を義解謂大少丞並在者亦以次注宣奉行爲准少輔以上故也、前令云少輔不在者丞見在者准此今改去餘官見在者故知錄亦得也

同下式　勅某國司官位姓名等義解云謂國司非一人故云等ト其前令別有勅符式此令既除卽知飛驛之外更無勅符

　○直會之事幷をくまの訓

或人云伊勢神宮に直會殿と云ありて御神供の御飯を頂戴せしむることとあり然して直會の字義和訓共に詳ならずと就て考るに神宮のみならず國史舊記等往々直會の文あり所謂持統天皇御紀元年七月丙申嘗殯宮云々、續日本紀曰今勅文今日方大新嘗乃猶良比乃豐明聞行日にと在云々、續日本後紀禊事畢御直相幄云々、延喜大膳式新嘗神態直相給食四十七人（后宮亮一人進巳下諸衛府舍人巳上四十六人）又造酒式新嘗會直相日雜器云々、延喜儀式曰更宣云今日波大嘗乃直會乃豐聞召日爾在云々、名目抄直會、又下學集直禮、内宮儀式には奈保良比と書く、外宮儀式には直會と書來れり如此古へより文

太政官符にも大寶に令を制せられ養老には令を刊修すとの文を別かてり因て今の令大寶のまゝにて改易せず養老に條を删れるものあり選敍の法是なり集解を以て明むべし字を删れるものあり賦役令に貢獻物の條の朝集使の三字あり義解に其事あらず凡又條を加へたることあり選敍令の除名限滿應敍の條なり續日本紀にて是を明むべし字を加へたるものあり戸令に新附戸の條石城石脊の如字なり同紀に明なり又名目を改めたるものあり官員令を職員令とせる是なり續日本紀及格文にて是を明むべし次序を替たるものあり職員令の縫部司の縫女部直丁の丁にあり義解に其謂あり以上の如く名を改め字を删り字を増し條を省て條を加増したることのみなれば是删定たること又何をか論ぜんや

今の令を養老の令と名付るは其もとは弘仁格の序より出たることにて拾芥抄の上の末の卷に見へたり然して其序文の中にも一所には養老二年不比等奉勅更撰律令と云ひ一所には天平勝寶の勅を引て養老年中刊律令と載たれば此序者の更撰すと云へるは刊修を指て更撰すと云へること見へたり是を以て養老新選との證とはなし難きものなり况や此序に疑しき文もあれば猶更のことなり（疑しき文のことは枝葉なれは爰に省く別に考へあり）又拾芥抄は近世の書にて誤謬尤多き書にて其本弘仁格の序より書たると見ゆれば是亦論ずるに及ばず

又令卷數のこと世に云大寶令は十一卷養老令は十卷と今の令養老令なる故十卷と云る事は右の弘仁格の序に大寶元年不比等奉勅撰律六卷令十一卷、弘仁元年に又同大臣奉勅撰律令各爲十卷、又天長三年十月五日太政官符藤原太政大臣奉勅制令十一卷律六卷とありて又養老年中同太政大臣奉勅刊修律令各爲十卷と見へたるに依てなり、在滿考云天長官符の養老律令の事は三代格一本に刊修律令合爲十卷とあり是律と令と合て十卷と云事にて令ばかり十卷と云ふには非ず其各爲十卷とある本は傳寫の誤なり何となれば令は大寶に十一卷なれば刊て十卷と云ふも尤なり律は大寶に六卷なれば刊ては五卷以下なるべし刊て十卷と加増することはあるべからず加増せば刊ると云べからず唐律唐令は國律より繁蕪にして卷帙尤多し（唐律ばかりあり唐令は今の世かつて其書絕てなけれども今六典を以て是を考るなり）大寶に律令を撰せらるゝや專ら唐の律令に據れるが故に其義繁蕪なる

中以上戸之粟以爲義倉必給窮乏不得他用若官人私犯一斗以上卽日解官隨贓決罰（其六）　准令五世之王雖得王名不在皇親之限今五世之王雖有王名已絶皇親之籍遂入諸臣之例顧念親親之恩不勝絶籍之痛自今以後五世之王在皇親之限其承嫡者相承爲王自餘如令（其七）　以上の文を按するに令義解を注するの令條職員令に大納言四人ありて中納言の官なく官位令正四位の條に中納言なし（今の印本の令從三位の條に中納言を加入れたるは本より後人の所爲にして古本幷集解等になし況や中納言を從三位に定められたるは養老より後のことにして天平寳字五年の定なり）田令凡畿內置官田、大和攝津各三十町、河內山背各廿町、大田横田各三十咙、河田山田各廿町、毎二町配牛一頭云々とあり、續日本紀、靈龜二年三月癸卯割河內國和泉日根兩郡令供珍努宮、同四月甲子割大鳥和泉日根三郡始置和泉監とあり靈龜二は養老元より一年前なり祿令に中納言の食封のことなく軍防令に中納言の資人を載せず又祿令に四位に食封なく位祿の列に有り幷に三位以上の食封を定め正一位三百戸差降して從三位一百戸とあり（慶雲には加增して正一位六百戸に起りて四位八十戸までに定あり）選敍令長上以下の選代のこと六考を加て十二考を以選の限と見ゆること、又賦役令に京畿內の人自輸調の定めたること幷正丁の庸布歲役二丈六尺とあること、賦役令に義倉の粟一位以下及百姓雜色人等戸別に是を取ること慶雲三甲戸に止ること（不省貧戸のこと也）　繼嗣令に五世の王不在皇親の限事等、顯然として大寶の令文なり養老の新令なるべくは慶雲の定改らるゝ條々何ぞ是に載せざるべき此條大寶以後養老元年までの例に改め易へられたること若干餘あれども其改易の式は今の令に見へす是等を以て大寶の令たることを知るべし

右文中の數條は慶雲二年同三年に大寶の令條の定を改めらるべき詔なれば今義解を加へられたるの令養老の新令なるべくは悉く件の改易の文に改め定めあるべし大寶の令條なる故右慶雲の制定は載せられざる也然して養老三年に淡海公の選せられたると云は去る大寶の選定ある令を刊修あるなり故に天平勝寳九年五月に至て勅すらく、去る養老年中朕外祖太政大臣奉勅刊律令とあり又同年十二月壬午に大和宿禰長岡等五人養老二年修律令功田と云る官奏あり是各刊修と云ひ修とあれば大寶の令を制定あることにて新選の令に非ること明なり故に天長三年十月五日の

くは天智の令を古令として大寶の令を新令と云しも知べからず令の名義大寶に始て設け名付られたらんには養老の修補ある令を新令とも云べきなり今に至て爰に疑ありて新古の名義眞實を得がたし然るに今存するもの天長に義解を加へらるゝ令と幷に集解の令は全く大寶撰定の令なること掲焉たり、されば古令新令の名義は暫く閣き今の世用ひ學ぶ令義解の本文幷集解の本大寶元年の撰定ある最初の令なる事其義分明なり謹て考るに件の令條の本文は大寶の令條の書にして猶養老に加補し又減者ある所の修飾の令條と云べきものなり其義論壺井義智幷羽倉在滿等の考ある箇條と幷嘉樹が先師榊原惟長の考書と共に校合拔萃して今新に老邁の嗣筆を起すものなり猶又令條に丹精ある人の助言あらん事を請ふものなり

續日本紀慶雲二年四月丙寅　勅依官員令大納言四人職掌既比大臣、官位亦超諸卿、朕念之任重事密、充員難滿宜廢省二員爲定兩人、更置中納言三人以補大納言不足、其職掌敷奏宣旨待問、參議其官佐料祿准令、商量施行太政官、　議奏其職近大納言事關機密、位料官祿不可便輕、請其位擬正四位上官別封二百戸資人三十八奏可之」、同書曰二月庚寅詔曰准令三位以上已在食封之例、四位以下寔有位祿之物、又四位有飛蓋之貴、五位無冠蓋之重、不應有蓋無蓋同在位祿之例、故四位宜入食封之限、又案令諸王諸臣位封自正一位三百戸差降止從三位一百戸冠位已高食封何薄、宜正一位六百戸差降止從四位八十戸、又制七條事、准令諸長上官遷代皆以六考爲限餘色得選色別加二考以十二考爲選限百官得選之限太遠、宜色別減二考各定選限其一　准令籍蔭入選雖有出身之條未聞預選之式、自今以後取蔭出身非因貢擧及別勅處分幷不在常選之限其二　准律令於律雖有除名之人六載之後聽敍之又令內未載除目之罪限滿以後應敍之式宜議作應敍之條其三　准令京及畿內人身輸調於諸國減半　宜罷人身之布輸戸別之調乃異外邦之民以優內國之口、輸調之式依一戸之丁制四等之戸、輸調多少議作餘條例其四　准令正丁歳役收庸布二丈六尺當欲輕歳役之庸、息人民之乏幷宜減半、其太宰所部皆免收庸若公作之役不足傭力者商量作安穩條例永爲法式其五　准令一位以下及百姓雜色人等皆取戸粟以爲義倉、是義倉之物給養窮民預爲儲備、今取貧戸之物還給乏家之人於理不安、自今以後取中

爰に注し加へぬるなり

癸丑のとしもふり月の五日　　嘉　　樹

○令條之書新古之差異

律令の書は國家政要の大典にして令は禁於未經とて法令を制し定て天下貴賤をして國家の法則を守り勤めしめ、律は治於已然とて令書の法制を背き犯せるものあれば其罪名を分別して刑を加罪を行の書なり唐書刑法志に曰令者尊卑貴賤之等數國家之制度也律者其有所違及人之爲惡而入于罪戾者一斷以律と云へり然れば令律の二書は國家の樞要にして政治の管轄なり今や其二書共に全書亡滅して天下の間法令の舊典備ふることあたはず是全く保元平治に洛中鹿を逐ひ元曆文治に逆浪公家を漂流せしむるに及び剩へ承久の一炬帝位を邊土に遷し奉りしより以來元弘建武に至て天地反覆するの大亂以來引襲して明德應仁に至て又々天下を震動せしむるの混亂あり如斯にして星霜を經る事凡二百五十有餘年引て天正文祿に至るまで君臣所在を異にし文武威權を浮沈するの時也令律ともに流行散在して舊式制度名實共に廢亡せり然れども今僅に存するもの令義解及同き集解の二本也各並に殘闕ありて全套ならずと云へども猶其書の本意也、律條も亦悉く散敗して今又僅に名例職制賊盜衛禁之四律あり並に三代格の式も共に亡滅して是亦宇宙に存するもの類聚三代格の殘本六冊幸に延喜式の全書五十冊已而にして弘仁貞觀延喜之格及弘仁貞觀之式悉く湮滅せり於是今世嗜法令之學者以令義解其基とし併せ考るに雖爲殘闕類聚三代格及延喜式の全套なり然して於令條有二義之論一に云令義解は大寶元年に撰定ある所の古令なりと又云養老二年大寶令を改定あるの新令なりと各一決落着なし且令中新古を論ずるに至て疑しきの文間々ありと云へども天長の義解の文に大寶養老の間の文なく往々古令新令の名義を擧られたる許なれば今更義解を以ても論じがたし抑令書と稱せられたるものゝ起原は天智天皇元年に令二十二卷を制せられて持統天皇三年に至て諸司に班ち給へりとあり夫より以前推古天皇の御宇厩戸皇子憲法十七條を定らる是法令の起原たりと云へども令と稱するの名義なし然して文武天皇大寶元年に始て令と律と各其名義を立てられて以來其令を以新令と云へり然れば義解の中に古令新令とあるは若

以上の註の如く寢は居室の稱にて、路寢燕寢小寢と次第に其名義をわかつことにて、おの／＼居所を寢と云ふなり、古へ東三條の第の搆へ二條の南にあり、件の第の寢殿東西に各對の屋ありて東西の中門の廊各對に屬す、寢殿と對との間に透渡殿あり、東西の腋幷東の對の西面西の對の東面、及南面に各階あり云々、是を寢殿と云ふ法式ありて尋常の殿とは異なりと或記に見へたり、又三光院内大臣殿の御記に、主殿とも稱せらる卽寢殿なり其結搆に云ふ、主殿は七間四面西面通法假候面七間之中妻戸二有之、其次之妻戸平生之客人之通路也其通於廣緣、々々の西面に又妻戸是公卿の座の入口也公卿座四疊敷也或六疊敷なり此間有置物、硯一面脇息灯臺等也、公卿間妻戸翠簾は捲之、本主殿の間有帳臺搆南面與公卿座之間被障子二間中央の左右へ路を開く客は入座之末障子謁主人、此對面所之後之座敷有押板此外間々有名不遑記之、凡主殿は兩中間有廊車寄別棟也對の屋二東を號一の對、西を號二の對、主殿の北の方東西行に如鳥翼作之、對と云は主殿に對する義なり、武士家に稱奥屋是なり堂上の諸家は號對屋となり階藏大臣家有之爲可申行幸也隨身所殿上攝關家有此品如禁中立日給簡云々

以上寢殿の搆也

嘉樹考るに、天明年間禁中回祿の度に諸家の寢殿悉く炎上す、嘉樹件回祿以前二條殿鷹司殿の寢殿を拜見し、又近衞殿の寢殿を庭上より窺ひ見しに大凡其やう右の文の如くなるに似たり、殊更二條殿の結搆、又外に拔群まされるやうにこそ覺へたるなり

右宸殿と寢殿とのことは壺井氏の官職或問に其荒增あり且東三條殿の寢殿のかまへを記せられたるを取て是を補註するものなり

寛政二年十一月五日　嘉樹

追加

つれ／＼草に後徳大寺の大臣の寢殿に鳶のさわがしとて繩をはられたりけるを西行は見て鳶のゐたらん何かはくるしかるべき此殿の御心さばかりにこそとて其後は參らざりけると云々、井蛙抄後徳大寺に歌の間とて寢殿の西の角みに間あり是後徳大寺左府の西行に對面の所なりと云々

右所見のまゝ寢殿の名目を筆したる事なるをもて

百十四代 東山　年號 元祿十六 寶永六　丁卯 貞享四四廿八卽位あり 治廿二年

百十五代 中御門　年號 寶永七 舊號一 正德五 享保二十　己丑 寶永六六廿一せんそ 庚寅 同七十一十一卽位 治廿六年

百十六代 櫻町　年號 元文五 寛保三 延享四　乙卯 享保廿十一三卽位 治十二年

百十七代 桃園　年號 寛延三 寶曆十二　丙寅 延享三九廿一卽位 治十五年

百十八代 上皇智子　年號 寶曆十三 舊號一 明和八　壬午 寶曆十二八踐祚 治九年

百十九代 後桃園英仁　年號 安永八　辛卯 明和八四廿八卽位 治八年

百二十代 當今　年號 萬々歲　安永八己亥踐祚 亥子年を此帝の元年とすべし 以往萬々億兆

右は年號と治世の數を改むるなり此外攝關竝將軍家の曆名も差謬あり追而可改又寶算女御御諱の三條は不及考なり

〔朱書〕此考可謂得矣　貞丈

〇宸殿與寢殿同訓別儀之事

宸殿と稱するは卽紫宸殿にて天子の殿なり紫宸訓して志之以と云寢殿と云ふは攝家親王家淸華大臣家等の正殿なり是各正殿の名にして其訓も亦同きを以て相共に名義を誤る事區々也故に今宸殿と寢殿の差別を引註して其稱訓を分明ならしむるなり

宸殿

說文曰、宸屋宇也从レ宀辰聲ニ帝居曰レ宸北辰之宮故从レ宀从レ辰云々少補韻會韻府職官分記云、紫宸殿者漢之前殿周之路寢云々、

蠡海集曰、紫間色而天塡稱ニ紫徽一豈非ニ寓意之精一乎、夫紫爲色、赤與黑相合而成也、水火相交陰陽相感而後萬物以之而爲生、是故爲萬物之主宰矣云々

如右紫宮徽妙の所なるを以て天子の御居を紫宸殿と稱するなり

寢殿

廣韻寢室也、天子所居曰ニ路寢一正朝也、次燕寢次小寢、又寢廟禮記月令註凡廟前曰レ廟、後曰レ寢、爾雅室有ニ東西廂一曰レ廟、無曰レ寢、又凡居室皆曰レ寢、禮記庶人祭ニ於寢一云々

四十九代 光仁 年號 寶龜二より十まで十一ヶ年舊號 天應元 庚戌寶龜元十の朔即位 治十一年
此帝去年神護景雲四十月一日改元同日即位あり

五十代 桓武 年號 延暦二十 辛酉天應元年十二廿三先帝崩あり 此年即位正統紀にあり

五十七代 陽成 年號 元慶八 丙申貞觀十八十一廿九せんそあり 丁酉貞觀十九正三即位同年四月十六日改元あり則元慶元年なり

八十二代 後鳥羽 年號 元暦一 文治五 建久九 癸卯壽永二年八月踐祚 甲辰四月十六日改元則元暦元なり 同七月廿八日即位あり

九十一代 伏見 年號 正應五 永仁六 丁亥弘安十年十ノ廿一踐祚 戊子十一年三月十五日即位 同四月廿五日改元則正應元なり

九十三代 後二條 年號 乾元一 嘉元三 德治二 延慶元 辛丑正安三三廿四即位

九十四代 花園 年號 延慶二より三まで二年舊號 應長一 正和五 文保二 戊申延慶元年十一月即位 治世十年

九十八代 崇光 年號 貞和五 舊號一 觀應三 同二月南へとらはれ給へり 戊子貞和四十廿七せんそ 己丑貞和五十二廿六即位 治四年

九十九代 後光嚴 年號 文和二より四まで舊號三 延文五 康安一 貞治六 應安四 壬辰文和元八十七踐祚あり 治十九年

百四代 後土御門年號 寛正六 舊號一 文正一 應仁二 文明十八 長享二 延德三 明應九 甲申寛正五七せんそ 己酉同六二廿七即位 丙戌十二十一改元

百五代 後柏原 年號 文龜三 永正十七 大永元 明應九十廿五踐祚帝の元年文龜より二十ヶ年をくれて大永元三廿三即位あり

百十二代 後西院 年號 明暦三 万治三 寛文三 甲午承應三十一廿八せんそ 乙未四月廿二改元明應元也 丙申明應二正廿二即位あり 治九年

百十三代 靈元 年號 寛文四より十二まで舊號九 延寶八 天和三 貞享三 癸卯寛文三四廿七即位あり 治廿二年

右の系にて御分脈を考へ知るべし●印は御世統なり紀印は紀伊家の統なり橋印は一ッ橋の統なり
又云吉宗公は紀伊家にては賴宣卿より五代神君よりは六世なり當大樹公は吉宗公よりは四代四世なり

以上止

跋言

右代世の差別或人の求に應じて神皇正統紀の趣を以て書して以答ふ並に近代皇統の紹運を抄出して近きを取て古を覺すなり事の序當大樹の御略系を注して是も亦代世の事を詳に示すの一助となすなり其條々尤探索して記するなれば半ば其妄あらん事を恐るるなり穴賢

天明八年七月十八日　　橘　嘉樹

○皇統授受圖の中差謬に疑ひある條々を左に記す

某帝の元年は卽位の年を除き翌年を元年とするは一年にして二帝あることを嫌ふによりて其年を以て先帝治世の終の數に加え翌年より新帝の治世を算る也
某帝により卽位の禮なきもあり又は二年三年或は十年餘も後れて卽位の禮あるもあり其れは踐祚の年の翌年を元年と立つるなり又近世上皇の如き踐祚の翌年に卽位ありて又其翌年に改元あり是も亦踐祚の翌年を以て帝の元年とするなり
此事は通鑑に見へたるよし改元考に記されたり踰年改元と云ふ定制なり
先帝の舊年號を用ひらるゝ事間々あり又上皇の如きは卽位の次の年に改元ある故に改元治世の元年に一年後れたり去れども一年舊號を用ひらるゝを定めとす或は卽位の翌日改元あるもあり一ヶ月二ヶ月後に改元あるもあり同く此類は踐祚の年を除きて新帝の元年とするなり(九十八崇神帝も如此、百四後土御門帝も如此)
一文武帝大寶を以て我朝年號の濫觴として以後帝系の授受の年期と改元の支干を正し前條の制を定めて其差謬あるものを左に出すなり

四十七代
廢帝　年號　天平三より同八まで六ヶ年の間舊號を用ひらる尤此帝の年號は無之　戊戌天平寶字二八踐祚　治六年

四十八代
稱德　年號　天平神護二　神護景雲三　寶龜元　甲辰天平寶字八十廢帝を流してせんそあり　治六年

紀四 頼職卿 紀伊大納言
紀五 吉宗卿

四代 家綱公 嚴有院殿
五代 綱吉公 常憲院殿

六代 家宣公 文昭院殿
七代 家繼公 有章院殿

八代 吉宗公 有德院殿
九代 家重公 惇信院殿

一橋 宗尹卿 刑部卿
二橋 治濟卿 民部卿
□ 當大樹

十代 家治公 浚明院殿
十一代 家齊公

以上の釋文は、御實系御分脈の名目の次第を以て注するなり、凡て十五ヶ條なり

以上

天明八年七月十九日　　　橘　嘉樹

追考

右皇統の代と世との事は神皇正統紀に據て記する所なり然して件の代世の差別は皇統のみの事にも限るべからず凡人と云へども其義は同じ謂なり因て其類例を考るに皇統と等く人々眼を厲して知覺べきものは大樹公の御統系なり其餘は國郡の主たる人と云へども其家々の從者等までは知るべし推て大方に及すの事に非ず故に今爰に大樹公の代と世の事を注して猶其義を詳にす假令大樹公吉宗公は神祖より第八代第四世なり並に當大樹公は是亦神祖より第十一代第七世なり其御略系を左に圖す

並紀伊國殿御家系又一橋殿御家系も附出す

大神君（家康公）
├二代 秀忠公（台德院殿）
│　└三代 家光公（大猷院殿）
└紀一 賴宣卿（紀伊大納言）家康公十一男にて紀伊家の祖なり
　　└紀二 光貞卿（紀伊大納言）
　　　　└紀三 綱敎卿（紀伊大納言）
　　　　吉宗朝臣（主稅頭）

從祖母

釋親考云父之昆弟也妻爲從祖母云々
親族正名曰從祖父の妻を從祖母と云となり
伊登古於知與女

從祖兄

釋親考云從祖父子相謂爲從祖昆弟 衍義補之文にて補ふ
親族正名曰爾雅に文なし是從祖々父の孫從祖父の子なり是を從祖兄弟と云　末多伊登古なり
又不多伊登古とも云不多も末多も俱に再なり

從祖姉

釋親考云父之從祖姉妹爲族祖姑 長胤曰族祖姑之祖可刪 會典文族姑云々とあり
親族正名曰前文の如し末多伊登古女なり又不多伊登古女とも云

再從姪

親族正名曰再從姪　末多伊登古知加比
釋親考云不見但再從兄弟を從祖昆弟とす再從兄弟の子を三從昆弟とす會典に云族兄弟及族姉妹謂三從兄弟姉妹同高祖者云々

外曾祖父

親族正名曰爾雅云母之王考　爲外曾王父母之王妣爲外曾王母曰異姓故曰レ外云々　波々加多乃比於保知
釋親考に波々加多乃比々知伊

舅

釋親考云母之昆弟爲舅爾雅
親族正名曰爾雅云母之昆弟爲舅母之姉妹爲從母波々加多乃違知なり

舅母

釋親考云丘氏云母之昆弟爲舅其妻爲舅母俗爲　波々加多乃違知與女

從母弟

釋親考云從母男子爲從母兄弟爾雅
親族正名曰爾雅從母男子爲從母昆弟
波々加多乃伊登古

從母弟婦

爾雅云々上の如し婦は與女なり
波々加多乃伊登古與女なり

從母妹

釋親考云從母女子子爲從母姉妹爾雅
親族正名曰爾雅云後母之女子子爲從母姉妹
波々加多乃伊登古女

外從姪

釋親考親族正名共に外族は從母兄弟姉妹に止て名目なし然れども今御母黨の從姪の系脈の名目を擧て外の字を冠らしめて其御母黨を明にするなり
私考釋親考續編云從姪は伊登古遠伊にて伊登古之子なりと釋あり又堂姪堂姪女と云事明律亦家禮儀節等にありと云々

外從姪婦

同前婦は與免なり是亦私に考附く

外從姪孫女

義前に同じ從姪孫女を伊登古末姑免と云の訓は是亦
釋親考續編にあり

右御系脈を以て其名目を分る事左の如し

東山院（百十四代）　中御門院（百十五代）　櫻町院（百十六代）　桃園院（百十七代）

仙洞御所（百十八代）　後桃園院（百十九代）　當今（百廿代）　以上七代なり

御繼體を以て稱するときは

東山院　中御門院は御名目無之

櫻町院　御高祖父なり大女院（青綺門院舍子）は御高祖母なり

桃園院は御曾祖父なり　女院（恭禮門院高子）は御曾祖母なり

仙洞御所は御祖母なり

後桃園院は御父なり　新女院（盛化門院維子）は御母なり

御實系閑院宮之御分脈を以て云ふときは

中御門院は御從祖々父なり

櫻町院は御從祖父なり　大女院は從祖母なり

籌宮は御母なり（但し分脈にては御從祖姑なれども典仁親王の御室となり給ふによて御母となり給ふなり）

桃園院は御從祖兄なり　女院は從祖兄婦なり

仙洞御所は御從祖姉なり

後桃園院は御再從姪なり　盛化門院は再從姪婦なり

御實系之御母黨にては（御母籌宮御方なり）

東山院は御外曾祖父なり

中御門院は御外祖父なり

櫻町院は御外舅なり　大女院は御外舅女なり

桃園院は御外從母弟なり　女院は御外從母弟婦なり

仙洞御所は御外從母妹なり

後桃園院は御外從姪なり盛化門院は御外從姪婦なり

女一宮は御外從姪孫女なり

以上僻案を以て御系脈を配當するなり、恐らくは謬訛あるべし、猶　皇家の御儀制によるべきなれば、凡卑の嘉樹が如き知るべき事にはあらず然れども　御實系の條に注せし名目は、東涯先生の釋親考、春臺先生の親族正名に爾雅會典等其外書典に據て、考へ注せられしものを撮て附會せしなり附會の齟齬は覺束なし、名義と和訓とは二先生に從ふなれば、強て失意する事はあるまじきや猶考へ分ちて、批評改正あらん事を欲するなり依て其二書の引文を左に註す

從祖祖父　釋親考云父之世父叔父爲從祖々父云々
親族正名曰爾雅云右に同じ於保遠知なり

從祖父　釋親考云父之從父昆弟爲從祖父云々
親族正名曰爾雅云々右の文と同じ伊登古遠知なり

百十四代
●東山院

中御門院　慶仁

●櫻町院　昭仁

●桃園院　遐仁

當仙洞御所
緋宮智子

東山院御子
直仁親王　閑院宮

典仁親王　閑院宮　直仁子　當今

中御門院皇女　典仁親王室
籌宮　當今

百十八代
●仙洞御所　智子　緋宮なり
女帝

百十九代
●後桃園院　英仁

女御綸子　號盛化門院　近衞内前公女

百廿代
●當今　兼仁　閑院典仁親王第六御子

女一宮　後桃園院皇女ナリ

まことの繼躰とを分別せんために書分けたり但し字書にも其いはれなきにもあらず、代は更の義なり世は周禮の注に父死して子立を世と云とあり云々

又云第十六代十五世應神天皇は仲哀第四の子御母は神功皇后なり云々（嘉樹案に爰に字書とあるは玉篇也所謂世は相繼也代は更也云々）

此次より後村上までの間の紀あまたあり今是を略す

又云第九十六代第五十世の天皇（號後村上）諱は義良後醍醐天皇第七の御子御母は准后藤原の廉子云々

按に神皇正統紀は此御代までにて筆を止め給へり此後後土御門の朝に小槻宿禰續正統紀を撰集して九十六代光巖院より第百五代後土御門院に及までを記せり然れども後醍醐の天皇より朝廷南北に別れ給ひて皇統もさま〴〵に替り給へば惟代の統を數へ奉るのみにして其まことの世數をばかぞへがたし、是によて小槻の宿禰も前編に習ひて編集すといへどもたゞその紹運の次第を記するのみにして世の數は闕如するに及べり爰におゐて 嘉樹僻案を加えて何れの御代にても其皇統の別れはじめ給へる所の御祖を本として夫より何世と數へ奉る也今新に其書例をなす事覺束なきの恐れあれども毎事代と世との事を尋る人の爲にするのみ努々同志の外なる人へ示し悟すの義に非ず 則左に是を圖す

當今は神武帝より百廿代に當り給へり、其紹運は史籍に掲焉として今更凡卑の筆端にも及ざる事なり、然して御世數を申奉んには 神武天皇より百十四代東山院より第七代第四世と申奉るべし 後桃園院（百十九代）繼躰の皇子在さるによて 當今御踐祚のよしなり實は（百十四代）東山院の御曾孫にて閑院典仁親王第六の御子也御母は中御門（百十五代）の皇女籌宮（かず）（百十六代櫻町院御妹宮なり）にておはしますなり然れども皇統繼躰ましますによて 後桃園院の女 御盛化門 崩御の度は一年の諒闇に定められたる事也其御略左のごとし

せり

右八講の事は其起原を云へるなり其後御八講を修せられしは（禁中八講會は御八講と稱するなり）村上天皇の天暦年月（年月と計なり本のまゝに記す）於二弘徽殿一爲二先母公一被修八講有堂具講師十人賜二法服一（鈍色）聽衆廿人梵音錫杖（衣皆鈍色）五卷日殿上人持御捧物立王卿前藏人荷薪若菜籠有二御製倭歌一六位不レ進二捧物一（今在法經寺御八講具是也）以上見二西宮記臨時篇一（西宮記脱漏誤字最多故に文義不詳事過半なり後日以好本可正之なり）爾來禁中にて御八講を修せらるゝ度は四箇の大寺より是を修行す所謂南都東大寺同興福寺近江の延暦寺（比叡山なり）同園城寺（三井寺なり）

按に八講會の式は法中の大會にて其次第嚴重の義なり法義を辨へざる俗生の筆力に及びなき事なり然して往々聞傳へたる趣を聊短筆に注して其大抵を覺悟するの便とするのみ

八講會と云は法華經八卷を朝夕二坐に一卷づゝ講して第四ヶ日に至て結願す其講するの事一卷を悉く講するにあらず其要文肝文を取て問答講解する事なり問ふものは問者と云其問者の問ひに答るは講師なり然して講師の解論白地に通解せざれば推返して問ひ責る、于時講師屈理閉口すればこ判者出て是を捌き分る事なり、讀師と云ありて最初に法華經を讀上るなり是等の外御導師あり聽衆の僧あり尤探題の僧威儀師從儀師等役名繁多にて覺悟せざる事過半なる故に不レ注レ之穴賢

寛政七年五月十八日筆　　橘　嘉樹

加賀の國より産出する布を八講布と云ふは古へ八講會を修行ありしときに其僧徒へ布施に引れたる故に其名目ありと云へり假令正月賭弓に佐渡布を祿に賜るの類にて大藏省の官物なり今の世八講の事は禁中にて御修行なしと云へども其布の名目は殘れり是亦古きを考るの一端なり

寛政七年五月十九日注す　　老邁嘉樹漫筆

〇代與世之差別

神皇正統紀曰第十四代第十四世仲哀天皇は日本武尊第二の子景行の御孫なり御母は兩道入姫、垂仁の女なり、大祖神武より第十二代景行までは世のまゝに繼躰し給ふ日本武尊世を早くし給ひ此天皇を太子としてゆづりまし〳〵しより代と世とかはれるはじめなり、是よりは世を本としるし奉るべきなり注に云代と世と常の義差別なしされどもおほよその紹運と

寫して捷見とするものなり妄昧不慮の筆記聊他見を憚るなり宍賢

寛政十一年十一月廿六日　老邁の田夫

○八講會之事

本朝八講會の起原は人皇五十代桓武天皇延暦十五年に石淵寺の勤操始て修行す其義法華經八巻を朝夕二坐に分つて講す四ヶ日にして講功終るなり

一說云法華經は本七巻なり勤操巻を分つて八軸として朝夕二坐に其講を終ると云へり此説は非なり臥雲が夢語錄に云切利天請二釋慧明一分二法華于八軸一開講すと云々然れば勤操七巻を八軸とするに非ず況や羅什が譯せし妙法蓮華經八巻と云時は中國既に八巻の法華經あるにて勤操が分たざる事分明なり

抑勤操が八講會を開きし所以は始操大安寺に居れり（大安寺は古大寺の中にて大和の國にあり）當時隣の房に榮好と云僧ありて常に操と睦じき同學のものなりしに榮好は母を養育し寺門の外に母の居所を室禮て小童一人を屬て養育せり是は寺中婦女を禁ずるによて老母と云へども同く居を構る事能はざる故也然るに榮好俄に死亡せり勤操其母の歎き悲まん事を慮り榮好が孝志を助け達せんと思ひ密に件の童に言を懇に申含て好が死したる事を母に隱しつゝみ其遺骸をば夜陰に葬りを營みて法義によて他の寺門へ移り轉居せしと欺り朝夕の營みは現在の時の如くに童をもて養育懈らざりき然るに或時件の童寺中賓客の饗宴に侍して思ひはからず酒に酩酊して好が母への養を懈り遲滯せり母食料の遲きことを責り問ふとき童白するに好が死亡によて實には營み意に任せさる事と詳れり老母此事を開て頓に絶倒して敢なくも命終れり勤操深く此事を憐みて悔み痛めども甲斐なし依て寺門同行の僧八人を催して朝夕二坐に定て日數四箇日にして八巻を講談し畢れり全く榮好が亡母の菩提追善の大法會なりき、時是延暦十五年なり是よりして八講の大法會は起原りとかや爾來十講三十講と云事も此八講會に本ける事なりとかや（十講は法華八巻に無量義經一巻普賢經一巻を加へて十講とせり三十講は廿八品に開結の二巻を加へて三十講となせるとかや承りぬ）

以上のことは元亨釋書巻之二石淵寺勤操が傳に詳なり委細のことは瑞巖比丘智達が便蒙解に悉く釋

に武家へも大樹公亞相卿御臺御方へ考へを上せらる年々の御德日は簾中抄拾芥抄等の八卦の部に抄出ある日月計羅木火水金土の九曜を配合あるの繰なり乃其くりやう左の如くなり　○印簾中抄無之

一　八　十六　廿四　卅二　四十
四十一　四十八　五十六　六十四○　七十二○　八十
八十一　八十八　九十六　百四　百十二○

此數にあたる歳の人は申酉を以て德日とす

二　九　十七　廿五　卅三　四十二
四十九　五十七○　六十五○　七十三　八十二　八十九
九十七　百五○　百十三○

右の數にあたる歳の人は卯酉を以て德日とす

三　十　十八　廿六　三十四　四十三
五十　五十八○　六十六○　七十四　八十三　九十
九十八　百六○　百十四○

右の數にあたる歳の人は子午を以て德日とす

四　十一　十九　廿七　卅五　四十四
五十一　五十九○　六十七○　七十五　八十四　九十一
九十九　百七○　百十五○

右の數にあたる歳の人は辰戌を以て德日とす

五　十二　二十　廿八　卅六　四十五
五十二　六十○　六十八○　七十六　八十五　九十二
百　百八○　百十六○

右の數にあたる歳の人は丑未を以て德日とす

六　十三　廿一　廿九　卅七　四十六
五十三　六十一○　六十九○　七十七　八十六　九十三
百一　百九　百十七○

右の數にあたる歳の人は丑未を以て德日とす

七　十四　廿二　三十　卅八　四十七
五十四　六十二○　七十　七十八　八十七　九十四
百二　百十○　百十八○

右の數にあたる歳の人は卯酉を以て德日とす

十五　廿三　卅一　卅九○　五十五　六十三○
七十一　七十九　九十五　百三○　百十一○　百十九○

右の數にあたる年の人は辰戌の日を以て德日とす

右一二三より百十九までの數は一歳二歳と云ふ生年の數なり百二十歳より上は始の一歳の處へ戻りて數るなり

以上所見を以て記注し且假初めに其くりやうの圖を

記を考れば干寶云五月丙午日の中するとき陽燧を鑄爲て火を取るべしと云へりこれを五月は午の月にて日の中するは午時なりこれ極陽の時なり又上に云ふ百六陽九の厄に陽は火にして九七五三の數を以て災ありと云へばこれもまた陽氣のさかんなるにて物きはまりて變災あるの義なり易にいふ亢龍の悔なかるべけんや人そのこれを慮て丙午丁未の年にあたらば恐れ愼て其災を免るゝの意あるべきものか

天明六年丙午の干支なり因て是を注す

八月二日　大判事橘嘉樹

蒼梧隨筆卷之六終

蒼梧隨筆卷之七、八

○德日之事

抑德日と云事は陰陽家日時の勘文に稱するの名目にて其實は生年の衰日なり凡そ奏上するの事義に言葉の善らぬは轉回して名目を憚る事多し假令ば有卦無卦と云事も有卦は子細なし無卦と云ふに至つては無の字を憚り忌て却て又有卦と稱し五歲の童女の髮の末を少し許そろえ截る事を深曾幾と稱す是其實は少く截事なれば淺殺と云べきを淺字を深字に轉じ殺と云字の善らぬを曾幾（又木とも書なり）又梨實（なしのみ）の事をも奈支と云訓の無の訓を嫌ふをもつて有の實と云の類なり此衰日の繰やうは其本簾中抄に出て拾芥抄八卦の部にも註あり又同書の中に生年衰日と表出して子午生（丑未）丑未生（子午）寅申生（巳亥）卯酉生（辰戌）辰戌生（卯酉）巳亥生（寅申）假令子年子時誕生人子ノ日子ノ時針灸忌レ之推可知、又和氣嗣成朝臣云、子午ノ生ノ人以二丑未一爲二衰日一之說所レ用也、奧書說不用也とあり（爰に奧書とあるは縱令子日子時云々とあるの事なるべし）然して今陰陽家より　主上仙洞中宮等の御所々々へ奏上し幷

るさへ毛足するに及べり經を誦し數珠をすりて死地たる居宅の淸淨地となるにいたらば舊式の制定ある觸穢をば跡祓にてきよむるにいたれるの愚昧なる形狀なれば產家の觸穢はもちろん火災の不潔六畜等の死穢にいたりてはまことに諺に云ふ許魯が味噌とやらんにて馬の耳にその風なるべし抱腹の一笑恐るべし云々

兩三日冷風來て蚊も少なるまゝ燈下におゐて此漫言を快く筆する者文月廿七日の夜

老邁漫夫

○丙午丁未之災

吹劔錄曰丙午丁未年中國遇之必災近衢士上丙午丁未龜鑑謂自秦昭襄五十二年迄五代凡二十一次某年皆不靖文豹意者丙午丁未在天之中丙丁屬火皆在午位云々

吹劍錄は宋の兪文豹が隨筆の書なり近衢士と云へるは、文豹が鄕里に近きところに居せる書生なるべし名を稱せざるは左のみ學者と云ふほどの人にもあらざる人と見へたり丙午丁未の龜鑑とは秦昭襄王より以來の丙午丁未の年記を推しかんがへて其年々災厄のありしことを記して上書せしことなり昭襄王より五代の末宋へうつるまでのあいだは凡そ千貳百五十年にをよべり此間の世變は二十一次なり所謂秦前漢後漢魏西晉東晉劉宋南齊梁陳後魏（東西）後梁北齊後周隋唐梁唐晉漢周（以下五代なり）なり此世々丙午丁未にあたれる年序をかんがへて各靖かならざることを擧たるなり龜鑑とは猶豫を決する意にて物のうたがはしきことなく慥なる書といふことなり然して文豹が意へるにも丙午丁未は天位の中にありて陽の盛なる支干なり、いはんや丙も丁もその〳〵火に屬してともに南方の午位にあれば支と云ひ干と云ひ極陽の窮まれるものにてものきはまれば必ず變ずるの義なれば某々の年に當てわざわいのあるもまた天數なりとのことなり此こと五雜俎に百六會陽九の戹と云ことを論じて云へる吹劔錄にのす丙午丁未の年中國遇之必有災しかれどもまた不盡然云へるは文豹が必災ありと云へるせつをくだきしに似たるともこれは百六會陽九戹のことをうたがひやぶるの序に出しものにて丙午丁未のわざはいのことは盡く然らずと云へばしひて當らざると云ふにもあらず（百六會陽九のことはまた別に考あり合せ見るべし）又搜神

說者曰死人雖爲五體不具胎以下腹以上相連者忌三十日、式又云、全燒一身灰尙可爲三十日穢云々、新儀式云葬夜請僧敷隨身座從事者皆忌三十日、と見へたり

具に考ふるに、當時の服暇を以て論を設るに假令ば二十日の暇、九十日の服ある人、其身の暇は二十日にて（暇とは東武にては忌みと云へり正しき唱は暇と云ふが本義なり）服は九十日たり共、其死たる人の居地に住するときは猶穢あるなり、又七日の暇、二十日の暇ある人も、その死地に居住すれば、服暇ともにかぎり除けりと云へどもなを穢惡の人たるなり、是服暇と云ふは、服は死者の因みによつて甲乙の日數を服するなりいはんや暇は死者の爲めにつゝしみて供養を營むべきために設け居するの暇日なり（東武にて是を忌と云ことは暇の限りは他の人へ會することを忌み憚ることにて忌と云ふなり）去れば死者によりての名目たりといへども穢と暇と服とは各其忌義別なることを考へ別つべきことなり且穢には甲乙丙丁等のこと論は法曹至要抄拾芥抄等にも備ざるなり考へ辨ふべし

以上

這一册は或人の問へるによつて忽卒に筆し答るなり穴かしこ

寬政十二年七月七日　　老樹漫筆

○追加放言漫筆

今の俗習死者を葬送するの家は戶每に跡祓ひと稱して賣僧山伏の如きものをやとひて其居宅を禳ひ清むるのことあり、この事（本ノマヽ）流俗の所爲なればいまさらに論じ評することも及助なるに似たれども不敬とやいはん不義とや云ん子弟たるものゝ本意ならざることなり孝子の本義は君父師等の家のほとりには廬すること三年など云ひて死者を追慕するの至誠本懷なることにあらずや、しかるに葬家輀車（ヒツキ）を送るや否や卒爾として賣僧山伏の如きを誘引入れて家宅を禳ひ清むるの事義暫時をうつさゞる流例たり不義不信の甚き豈此外にあらんや抑死者の穢たるや舊式の定制ありて假初ならざる期日あり如何ぞ賣僧山伏の如きが數珠をもみ諷經を誦すればとてさだまりたる期を切約してきよきにいたるのことあらんや葬家の子弟たるものつゝしんで君親等の追孝をいとなみ謹愼して觸穢を憚り居すべきことなるに右樣の所業今更筆す

爰に其ことを云ものなり
右の圖を以て大略を知るべし一條より九條までの四町々の末の大路を當條の大路といふことは九條大路と云ふは九條の行外れを云ふにて明なり、しかるに一條大路と云べきは北邊下の大路より又四町下の大路と云べきは　宮城待賢門の通りにて中御門通りと稱する故一條大路と稱せざるなり夫ゆへ二條大路以南の割つけの名目とは參差ありて同じからざるゆへ甚紛はしく通解しがたきによて今新に圖を作て是を見安からしむるなり

北邊と云は貳町　北の限りを上として土御門大路まてなり
一條と云は四町　土御門大路を上として中御門大路まてなり
二條と云は四町　中御門大路を上として二條大路まてなり
三條と云は四町　二條大路を上として三條大路まてなり

以下四條五條六條七條八條九條まで皆同く四町つゝにて九條大路を止りとするなり推て知べし
右條路のことは拾芥抄卷の四京城指圖の條に見へたると並東涯先生の制度通にも考へありと云へども甚だ六ケしき割つけにて紛らはしく解しがたきを以て今新に件二書に據て老邁が思へるまゝを注するなりされども他人は又其意を得がたきこと多かるべし猶又後案を欲するのものなり穴賢
右者東鑑に保の稱ありて會坐其名目を苦む仍て戸令と拾芥抄に牽合して件の解を筆せしことあり然れども蒙々として明據することなかりしまゝ、今又舊京圖を求合せて過分の僻案を贅筆するなり曾雖レ不レ得ニ精考一苟且に誌しをくなり穴賢佗見を禁すべし

天明四年八月六日　　　　橘　嘉　樹

此一草冊京師にて此春丙丁兒に奪去らる仍幸に水谷敬典子の許に草稿のうつせるあるを求て連々に舊案を修補するものなり

天明八年十一月廿一日　　　　老邁嘉樹

○死地觸穢ある事　附言葬家跡祓の難

或問人死するの地に穢ありや、且た其穢にかぎりたるや如何と、答曰人死たる地の穢のこと舊文其と斥たるのことは所見なしと云へども法曹至要鈔又拾芥抄等を考るに三十日の穢あるべし、神祇式云凡觸穢惡事可忌者人死三十日自葬日始計　産七日、六畜死五日産六畜の産なり　三日、又云改葬及四月以上傷體並三十日、

殷富門
美福門
宮城之圖なり
上東門
陽明門
待賢門
郁芳門
修理職町

大宮
猪クマ
堀川
油小路
西洞院
町口
室町
烏丸
東洞院
萬里小路
高倉
富小路
京極

一條大路弘サ十丈
正親町小路弘サ四丈
土御門大路弘サ十丈
鷹司小路弘サ四丈
近衛大路弘サ十丈
勘解由小路弘サ四丈
中御門大路弘サ十丈
春日小路弘サ四丈
大炊御門大路弘サ十丈
冷泉小路弘サ四丈
二條大路弘サ十丈

但一條の上北邊の上の大路より二條大路まで十町の間の一坊にあたるの處は宮城となるゆへ此十町の間は二坊にあたる處を一坊として夫より二坊三坊と計て其三坊にて止るなり

土御門より中御門まで四町の中央の通り（南二町北二町）の間を近衛通と云（是乃陽明門の通りにて一條の坊門と云ふ）中御門より二條まで四町の中央の通り（南二町北二町）の間を、大炊御門通と云（是乃待賢門通りにて二條の坊門通りといふ是なり）以下二條大路より九條大路までの間各の條四町中央の通り（南二町北二町）の間を皆坊門と云（二條大路より二町下の通り三條大路より二町上の通を三條坊門と云なり以下ことゞく倣之）條と云は上に圖するがごとく行程南北へ四町東西へ二十六町の間を或は一條或は二條といふ、これすなはち四坊づつを合せたるにて、はゞ四町に長さ十六町なりいまは當條の下の通りの大路を斥て二條通り三條通りといへり、よつてその地名を云ふには二條上る町下る町と云へりこれも本義を以て稱せしには二條上ると云は二條大路より一條大路にあたる中御門の通りへ行程を云ふべく、又二條下ると云ふは二條大路より三條大路へ行程を云ふべし今の稱するがごときは其大路を餘路と誤れるより其正しき地名をも共にあやまれるなり因て京師舊圖と拾芥抄等を考るに一條大路と云へるは宮城の北のかぎりにて乃ち北邊と稱するところ二町ありその二町の北を大路幅十丈のことなり故に眞實に一條大路と云ふべきところをば中御門通りの大路と稱せり幅十丈、二條大路より南（下の方也）の方は九條まで四町四町にさだまりて、むつかしきことなけれども、北邊の上の大路より二條大路までの間十町の名目のわりつけは右のごとく甚たまぎらはしきゆへ私に拾芥抄に圖したる左京分九條の指圖をうつしてその圖へいま案を折衷して條路と坊の名義を（本ノマヽ）分分するなり

但拾芥抄又舊圖にも北邊より一條二條へかけて十町の間には坊門の名目を脱せり依て新に坊門の名目を加へ筆す然して二條大路より下の坊門を付るには一坊二坊三坊四坊となり、しかれども北邊より二條大路までの十町の間は其一坊にあたる所は宮城の園中に一二坊にあたる所を一坊としてそれより二坊三坊とわりつけたるゆへ四坊といふ名目はなきなり是こと上にも筆したれども舊圖にもれたることゆへ見る人うたがひあらんことを恐れて

但此圖に一條と書たるは一條より二條三條と數ろの一條にはあらず唯條一箇と云ことにて一保一坊の一と同きなり

右圖は左京東京なりを以圖し解す右京西の京なり是に准して知べし、又條のことも三條を以て圖す二條より三條まで四町の條を三條と云　但し一條より二條までの條には宮城あるゆへ四坊を合せたる圖を畫しがたし故に三條をもちゆるなり

宮城の外一條より九條までの間の差別其大抵を左註す但是も左京を云なり勿論右京は左京に准し知べし

京師の縦は、北一條より南九條まで三十八町横は中央朱雀より東の京極まで十六町、又西の京極まで十六町合て三十二町なり此内上の方に宮城あり北は一條北邊より南二條の通りまで凡十町なり又東西は東大宮より西大宮まで凡八町なり宮城四方に十門上東上西二門を加て凡十四門なり

其門々は

南は　皇嘉門西方なり　朱雀門正中なり　美福門東方なり

東は　郁芳門南方なり　待賢門南より第二　陽明門南より第三　上東門北方

西は　談天門南方なり　藻壁門南より第二　殷富門南より第三　上西門北方

北は　安嘉門西方なり　偉鑒門正中なり　達智門東方なり

此諸門の中に百官百司の官衙ありて其内に宮門あり閤門あり閤門より内は諸殿樓閣也

但閤門の内にある官舍もあり又十二門の外にある官舍もありて各其掌りによるなり

悉くは宮城指圖にあり　拾芥抄にも其大抵の圖あり

北より南までの縦の行三十八町の内

一條北大路より
土御門大路まで　二町是を北邊と云　西は大宮大路より東は京極大路までなり凡十二町なり

土御門大路より
中御門大路まで　四町是を一條と云　右に同し

中御門大路より
二條大路まで　四町是を二條と云　右に同し

二條大路より
三條大路まで　四町是を三條と云　西は朱雀大路より東は京極大路迄凡十六町也

以下四條三條大路より四條大路まで五條六條七條八條九條各々上の大路より當大路までまで各四町づゝにて廿四町なり西より東までのことは上の條の如くなり

西は中央朱雀より東は京極まで横の行十六町の内

朱雀門大路より
大宮大路まで　四町是を一坊と云

大宮大路より
西洞院大路まで　四町是を二坊と云

西洞院大路より
東洞院大路まで　四町是を三坊と云

東洞院大路より
京極大路まで　四町是を四坊と云

四坊一條圖

此圖細畫ゆへ如右悉く町の略を引事を略す推て知べし

條と云は西より東へ坊を四つ合せたるを一條と云乃ち行程十六町なり南北は坊を合せざるゆへ一坊の數のまゝにて行程四町なり一條の内の路東西へ三行南北へ十五行あり（但此路はゞも各丈數の外なり）坊を計るには西を上にして一坊二坊三坊四坊と東を下もにするなり此四坊に令一人あり乃坊令と云なり（式には條令と云へり四方は一條なる故なり）南北四行の中央二町二町の間を坊門と云ふ尤條毎に必ず坊門は中央の行にあるなり

四保一坊圖

坊と云は一保を四つ合せて十六目結の如なるを東西南北に三通りつゝの路なり

　但一町つゝの中央の路もある也

一町を四つつゝ折遶して凡四町四方なり是を四保一坊と云十六町なり

　但東西南北へ通る三行つゝの路は丈數の外なり

又云一坊に長一人ありて十六町を支配するなり

四町一保圖

合て二町中の路は町のはゝの外なり

一町

合二町但中の路は町の外なり

一町　　一町

西　　東

一町　　一町

南

合二町但中の路は町の外なり

保と云は一町を四つ合せて東西南北へ十字の路ありて四目結の如なるを一保と云

但一町つつに其町の中央の路もあるなり

右の如して南北二町惣計二町四方なり

但十字にある路のはゝは丈數の外なり

く家一軒と云ふことなり

一町四行圖

東

四十丈

總て四十丈中道は丈の外なり

合二十丈

五丈	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
西より	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
西より	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

合二十丈

總て四十丈中の道は丈の外なり

中路なり　此はゞは丈の外なり

合二十丈

西より	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
西より	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

四十丈

西

町と云は八戸を四行なり夫を二行りづゝ裏合せにして四行の中央南北へ通ずる路あり計るときは北を上にして南を下にするなり一戸の面口五丈づゝにて八戸合て四十丈を南北の一町とし裏行十丈づゝ四つ合て摠計四十丈是を東西の一町とす

但中央の路の幅は數の外なり

右の如くに町と云は四十丈四方と定るなり

又云行は西より計へ門は北より計るなり

寶曆甲戌元曆
今上寛政九年十一月より
新曆法
以上
寛政九年十一月廿一日　　橘　嘉樹

○京師條路圖解 並坊保町戸之解

戸令曰凡京毎坊置長一人四坊置令一人掌檢校戸口督察姧非催駈賦徭云々 坊令彈正式云條令也 職員令曰坊令十二人云々 左京職之條下 拾芥抄曰凡一條之内有四坊一坊之内有十六町十六町之内有四保一町之内有四行一行之内有八門一戸至長十丈弘五丈云々、又曰凡計坊者左京起西下東右京起東下西、計町者左京起西北下南右京起東北南環、計行者左京西上東下右京東上西下、計門者左京起（臨カ）西北下南右京起東北下南

按に戸令無坊長一人と有は四坊にては四人也今云五人組と云ふ者のごとくなり令は四坊に一人とあるは乃一條に一人にて其一條を預り支配するもの今云名主と云ふものと同じ故令と長と身からには高下あれども其職とすることは同一なり依て職員令に坊令十二人と記して其掌を註せずして戸令の坊長の條に共に其掌を記せられたるなり且職員令に坊令十二人とあれども四坊に令一人として計れば一條より九條までに九人北邊二町へ一令を置ても漸十人なり然して二人を剩すこと不詳 北邊とは一條大路より土御門大路までを云なり
拾芥抄の文に則（本ノマヽ）の事は悉く左の圖の下にも解せり故に爰に注せず

一戸圖

五丈
北　十丈
面て口俗には開口とも云ふ
裏行 俗に奥行とも云ふ
十丈　南
東

戸と云は市家一軒なり是を一戸とも又一家とも云ふ其定の面て口五丈裏行十丈なり是を計るには西北より起て南を下にす是乃本文に門を計るものは西北に起て南を下にすると云へるなり門とは一口と云と同

清和天皇貞觀三年六月十六日停大衍暦及五紀暦用長慶宣明暦矣

是時より至靈元天皇貞享元年其年間凡八百有二十四年なり（二十四年一本二十三年とす）宣明暦は唐穆宗の長慶年中詔徐昂令作之　本朝にては貞觀元年渤海國大使馬孝愼新貢長慶宣明暦大春日朝臣眞野麻呂試加覆勘理當固然仍以新暦比校大衍暦五紀暦等兩經且察天文且參時候兩經術漸以麤疏令朔節氣候既有差云々此奏によりて暦法改まりたるなり

（百十二代）靈元天皇貞享元年停長慶宣明暦而用貞享暦

是時より至桃園天皇寶暦四年其年間凡七十一ヶ年なり貞享暦は元の授時暦法と明の大統暦法合せ考へて　本朝の算學者保井算哲作進之元の授時暦本朝へ間（ヒマ）の仇ありて渡來故ありて明到來なしと云へり大統暦は明の高帝洪武年中詔元統造之

桃園天皇寶暦四年十一月停貞享暦而用寶暦甲戌元暦矣

是時より至今年寛政九年十一月其年間凡四十四年なり、甲戌元暦者　靈元天皇の詔を蒙て土御門陰陽頭安部泰邦卿算學士等を會し集て作進あり實本朝測量の術法なり

（百廿代）今上天皇寛政九年十一月停寶暦甲戌元暦而明年正月より新暦法の改暦頒行るゝの事公命あり

今年より以往萬々年

改暦法のこと元嘉暦儀鳳暦に起て及今年凡六ヶ度なり其暦法の名義は凡八ヶ數なり今是を提見せしめん爲に左に其名目を注す

持統天皇の朝四年十一月より

元嘉暦

儀鳳暦　二法兼用らる

廢帝天皇の朝天平寶字七年八月より

文德天皇の朝齊衡三年

┌大衍暦

└五紀暦　併せ用ひらる但五紀暦の法は小に六ヶ年なり

清和天皇の朝貞觀三年六月より

長慶宣命暦

靈元天皇の朝貞享元年

貞享暦

桃園天皇の朝寶暦四年十一月より

の懸緒執奏の後の宛狀に明和四年閏九月四日有明和四年任官の宣旨に明和四年後九月四日、又同時の御宣案に明和四年後九月四日 宣旨と云々

是は正しく當時の公文なり或人云九月におゐては後の九月と書く事若しくは漢書に必九月に閏を置れし古文並ミに倣ひて後九月と書ならん其餘は閏何月と有べきかと去れ共承和八年に閏九月とあれば必しも九月に限れる事共見へず今年や幸ひに正月に閏あり此月又勅使發遣して下向有必しも文書を齎し給ふべし猶其公文を窺ひ閲して古今の書法を考へ定むべし穴かしこ

天明四年後正月十日　駿河臺陳夫

○本朝暦法沿革之事

抑本朝暦法の起原は推古天皇の御時百濟國僧観勒始貢暦術云こと三代實錄に見へたり日本紀不見又政事要略曰以小墾田朝十三年歳次甲子正月戊申朔始用暦日云々

按此時百濟國僧観勒暦日のことを貢せしと云のみにて測量暦法の事且本朝にてその暦法を習學せし人等のこと不詳以來文武天皇の朝に至まで暦日のこと所見なし、されば唯暦日をもちひられたることのみとみへたり

四十一代
持統天皇四年十二月甲申奉勅始行元嘉暦與儀鳳暦云々

是時より至廢帝天皇天平寶字七年其年間凡七十二ヶ年の間此二暦の法を用ひられたるなり、元嘉暦は宋文帝元嘉年中何承天作進之、儀鳳暦は諸史傳に暦名不詳、若しくは唐高宗儀鳳年中に唐朝より傳來するものか　朝にては二法ならべ用ひらるるなり

廢帝天皇天平寶字七年八月停元嘉暦與儀鳳暦而用開元大衍暦

是時より至清和天皇貞觀二年其年間凡九十八ヶ年なり大衍暦は唐玄宗開元年中詔僧一行令作之本朝にては

文德天皇齊衡三年有五紀暦之法而與大衍暦併行也

是時より至清和天皇貞觀二年其年間凡六ヶ年なり

五紀暦は唐代宗詔郭獻之等令作之　本朝にては實龜十一年に遣唐使錄事故從五位下行內藥正羽栗臣翼貢寶應五紀暦と云へり

右之如く微音に餅をいたゞかしむる度〳〵に唱ふべし、すべて三度なり

一地敷寸法　東京錦は白地のにしきなり又染絹は黄地にしてすはうにてから花をかくべし

竪貳尺五寸　裏のをめりとも

横貳尺　右同斷二布なり

裏のきぬ表へ一寸つゝをめり出すべし

右は或人の所望によりて舊記の趣きをうつし進るものなり且座上の飾方懸物花瓶其外置物等又祝ひ方料理等の式は不覺悟なる事故不注之たゞ餅を戴會令の儀斗をうつし注するのみ穴かしこ

天明二年正月五日　橘　嘉樹

○閏月稱後幾月事

漢書高帝紀曰秦二年後九月云々、文穎曰即閏九月也時律暦廢不㆑知㆑閏謂之後九月、如淳曰時因秦以十月爲歳首至㆓九月㆒則歳終後九月卽閏月、師古曰文說非也若以㆓律暦廢㆒不㆑知㆑閏者則當謂㆓之十月㆒不應有後九月、蓋秦暦法應㆑置㆑閏者總致㆓之歳末㆒觀其此意當取左傳所謂歸餘於終耳何以明㆑之據漢末改㆓秦暦㆒之前迄㆓高后文帝㆒書後九月是知故然非㆓律暦廢㆒也云々

此文を以考れば漢の世暦法未だ定らざる間は先秦の暦法を用て十月を以歳首とせしゆへ後の九月と書せしは閏月あるべき年なり是亦秦の法にならひて閏を置事はいつにても其年の終りに一ヶ月をあまして閏月とせし故此時の閏は必九月に限るべし、其後武帝の時御史大夫兒寛等詔して夏の法を用て年を改て大初と號て太初暦を作らる是より今の正月を以歳首として暦法によつて閏月を置る事なれば餘りを歳の終りに取て歳末を以閏月となす事は止められしなり、しかれば閏月は何れの月にても閏何月と書すべき事なりされ共件の歳末を以て閏月とせし時閏九月と書せずして後の九月と書たるの例に習て以往も亦後の何月と書く事は其暦法に拘らずして古文の例を用る成べし

我朝公文を考るに國史並記錄の書には必閏何月と見へたり又世々太政官符式は　詔書の類も多くは閏何月と有所謂承和に鎭守將軍の傔仗を補すべき太政官符に承和十四年閏三月二十五日又官奏の文に出羽國の官員を増加ふべき奏書云々天長七年閏十二月廿六日又承和八年の官符に承和八年閏九月二日と云々是等の文各閏何月と見へたり近頃飛鳥井家より紫

（雛形あり）

一小兒へ餅を戴しむる人は長壽の人を請して其義を行はしむべしと（但貴人にても又は其家の長たる人にても其仁躰は主人の意にまかせて請して行しむるなり）

一其戴しむるの作法は小兒を乳母の人又は其家の長老たる人抱き保して祝の間へ出、着座の人々へ會釋する風情ありて夫より中央の座の上へ着座あるべし次に役送の人件の餅並品々とりたる手箱のふたを三方へ載たるを兼て其間の座上に置たるを揃て右の中央の碁局の前へ進め居ゆ南の方なるべし

但其碁局の南の方聊東へよせて居るなり

次に小兒を抱保たる扶持の人件の碁盤の上に立しむ

但南の方を向はしめて立しむべしと

次に長壽の人碁盤の前へすゝみて（北面にて南を後ろにして小兒の方へ向ふなり）手箱のふたに盛りたる餅を取りて（先第一重ねたる大の方を取るなり）壽の頌を唱えて小兒の頂へ觸しめて夫を左りの方の薄様しきたる手箱のふたへ置く

始め右長壽の人碁盤の前へすゝみたる時役送の人右薄様しきたる手箱のふたを持出て其長壽の人の座の左りへ置なり

此手箱のふたも三方へのせて置なり其敷く薄やうも紅のうすやうを二枚重てすぢかへに二ッにおりて敷べし（但落散らざるために鎮子あるべし）

次に中に重ねたるを取もて又壽の頌を唱て戴しむる事初めのごとし（左の手箱のふたへ納置事ははじめのごとし）

次に小なる餅を戴しむるも悉く初のごとし

右のごとく三度壽き祝しめて後件の紅のうす様に裹て初に盛たる手箱のふたへうつしのせて其間の上へ置く　是又初めのごとく床の上へ入置べし

但右餅をつゝむとき橘一とふさと干あはび一枚をつゝみ添るなり

次に小兒を奥へ入しむるなり

一右祝濟て其間に飾たる品々を撤す

先後に出たる手箱のふたを撤し、次碁局を撤し、次地敷を撤し納む

一此後の祝ひ方献し尋常の式に從ふべし尤其人の程にて式あるべし

以上

一餅を戴しむる時の頌

齡ひかたかれ　富て貴とかれ

云々厄年のことなり
按に俗中七歲を云はず十六歲を以て十九歲の事とし廿五歲は乃用て其年とし三十四歲を以て三十三歲とし四十三歲を四十二歲として皆各々災厄あることとす然して五十二歲六十一歲を言ず、あまつさへ六十一歲は支干の本卦返りとて却て吉兆の年とする事等俗習何に據ると云ことを知らず六十一歲より以降百歲二百歲に至るまで又各九の數を加へて數ふるときは其義差ふことなかるべし尤つゝしみ憚るべきこと類經本文の如く然り
右年忌厄年のことは或日於二他の家一類經の年忌のことを抄出せるものを電覽して忽卒に俗に云へる年忌と厄年のことに思ひよせていさゝか僻案を述
天明六年五月九日の夜　　橘　嘉樹

○小兒戴餅略式

小兒戴餅之式者承安三年正月一日月輪殿下兼實公註記之玉ふ事玉葉にあり是は康和に法性寺殿下忠通公御戴餅祝せ參らせらるゝ度雅實公の御例を用ひ玉ふ由なり其（本ノマヽ）御式次第等素より尊貴のことにして凡卑の人移し學叵仍て卽今件の御式に深曾木着袴等の義を交へ考て白地に斟酌して及筆乘者
天明二年正月　　橘　嘉樹志

一小兒戴餅略式
一祝之間裝束之事其程々に粧ふべし
一戴餅之數三枚大中小と三樣也
但大は七寸　中は五寸　小は三寸なり厚さ各五六分ばかりなるべし
一右三枚の餅を手筥の蓋に檀紙をすぢかへに折て打敷其上へ大中小と重ねてもるべし
但手箱のふたと云は今云小廣ふた樣のもの也或は手箱のふたを用ひず三方を用ひても子細なし尤打敷の紙は有べし
一大餅と同じく盛りかふる品々
橘三つなり　三枚實の數九つなり　齒固　二根大根なり
海松ふさ　三枚　干あはび　三枚
青石　二顆
俗云生き石也加茂の糺乃御手洗の石を用る事也其用意なき時は產砂の社の小石を請ひうけて用ゆべし、此石の大さは小栗程有べし
右品々を盛りかへたる手箱のふたを三方へのせて役送の人持出て座の上置べし、上段の床へ居る也
一尋て其祝の間の中央碁局を居へ置く
但地鋪を用る事也地鋪の用意なき時は毛氈を敷て置べし地敷と云は、表白地のにしき又は染めぬき其地黃地にして蘇芳にてから花を書く裏はすはうの平絹を用ゐ裁縫寸尺等前に

ど名を憚恐れまた四十二歳のとき己が子二歳に及ぶ者あれば四十二の二ッ子とて殊更に忌きらひて俗習にて生れたる年かりそめに路傍にこれを棄るまねして他人の子のごとくにして、或は他の稱號を稱せしむるの類風俗なり此こと幾時より始まれりと云ことを知らざれども東見記曰四十二の厄のことは世繼物語にあり四二と云意なりと見へたれば一條院の御頃もはや此俗習ありしと見へたり（世繼物語は赤染右衛門が書たる榮花物語の御時の閨秀の一人なり）土州の儒官谷氏なる人の俗説贅辨と云へる隨筆にも四十二の厄といふこと本せつなし或人曰四二の音死の訓に通ふゆへにいむことにてその年に生る子は親に害ありとてころす四二の戯れたる出來口を以て子を殺すは大過大罪なりと論せり

嘉樹按に此論可なりと云へども其俗習のこと詳ならず四十二の年に生るゝ子を殺すのことはいまだ聞得ざることなり土州などの習はしなる俗習にや普くの俗習は上に云るごとく四十二の歳に二歳にあたる子は四十二の二ッ子とて是をすつるまねし、または他人の子のごとくすることは間々聞傳ふることなり、去れば四十二歳に二歳を合すれば其數四四にて死のことを死とも云へば忌みきらふ事に似たり、全く俗習なれども死字の音に嫌ある四二、四四を恐れ憚りて他人の子の如くなし又路頭へすつるまねするはしいて惡み下けすむることにも非るべし、已れに害ありとてころすに至ては人倫をやぶるの大罪なり谷氏の論尤いぶかし

以上年忌のこと又厄年のこと本據詳ならずと云へども兩事の本づく所は類經に見へたる年忌のことをあやまりて文字を取て亡後七七の忌に混して佛事法會の得意となしたるは例の浮屠家の俗人を誑惑するの巧言よりいでたるべし又厄年のことは本文の事理をとりて却て的當せる年忌の文字を用ひざるのあやまり差へるなりなをその文義を考ふべし、乃類經に曰岐伯凡年忌下上大忌常加七歳十六歳二十五歳三十四歳四十三歳五十二歳六十一歳皆人大忌不可不自安也感則憂矣當此時無爲姦事是謂年忌云々、註曰年忌者有常數所以示人之避患也下上之人如上文五形或下之人其年忌常以七歳爲始此言年忌始於七歳以至六十一歳皆遞加九年者蓋以七爲陽之少、九爲陽之老、陽數極於九、而、極必變故自七歳以後凡過九年皆爲年忌

出たり、され共いつ比よりと云ふ事を詳にせず少納言信西か十三年忌を櫻町中納言是を修せんとせらる其弟の僧高野の明遍同意せずして修せざりしとかや是佛家に本說なる事なればなるべし佛名は四十九日にして止む七々の弔祭は佛書に出たり輪墨大全などに七々の日每に祭文ありと云々（以上和事に見へたり）續日本紀大寶三年二月祭卯是日當ニ太上天皇ノ七七一遣ニ使ヲ四天王寺及四大寺山田等三十三寺一設レ齋焉とあり是乃ち四十九日の御事なり林羅山の口語を記したる東見記曰佛者年忌のこと本無之一切經の中にも無之、少納言信西か十三年忌を櫻町中納言欲修之其弟の僧明遍不同之此兩人信西か子也佛者は四十九日而止其後儒者の祭法を假て年忌と云ことを始むと云々、京都相國寺の僧瑞溪考ニ一切經ヲ一曰此經の內に忌年服紀の事曾無之故佛者借ニ儒道一而用レ之云々

嘉樹考るに抑年忌の字義あたらず、年忌とは逐レ年忌憚ることあるのことにて、今の世の俗習に厄年と云へることあり、これまた其義つまびらかならざることなれども、譬れば其厄年と云ふに合符すべし、厄年と云へば其々の年序を數てその身に災害あることなりと云ひ傳へり、恐らくは佛事の年期なるべし、某年は可修法會の期にあたれりと云ふことを七々の忌にあやまりて年忌とかきたるなるべし、七々の忌は亡人の服をうける人、他人にあふことをいみ憚るの謂なり、今忌月忌日といふも其亡人の死せる月、死せる日なるを以吉事に用ることをいみ、又謹て他事に混合せす忌み憚ると云ふ義なり、されども若くは法會佛事を行ふべき期年なれば、其年は他事を忌て吉禮のごときは行はざると云ことにや覺束なし、今の世禁中の御義に先帝の崩御在せし月は、御忌月とて吉事には除かせらるゝ例なりとかや（御忌月のことは、先帝先々帝、またその先帝等にまで及せ玉ふ由なり）御忌月はあれども、御忌年と云へる義はなきことなり、但一周囘の御年孝子除服の年なればかならず此年は他事をいむことにて、其餘逐年に忌憚るのことは故實和漢先蹤なきことなり

一厄年の事

俗間厄年とて恐れつゝしむ年期あり所謂十九・廿五三十三等なり剰へ四十一を前厄とし四十三を後厄な

寛延三年六月廿一日爲武家傳奏于時大納言三十六歲　安永四年十月二十八日敍從一位　同五年十二月廿五日辭傳奏依病也

右從寛延三年至安永五年凡廿七ヶ年

並考寛延三年より安永四年迄の間大納言辭退二ヶ度還任二ヶ度凡四條脫落す追て改可補加也

柿小路前大納言藤原公文卿

寶曆十年十月十九日爲武家傳奏于時前大納言四十八歲　安永三年十月十八日辭傳奏

右從寶曆十年至安永三年凡十五ヶ年

油小路權大納言藤原隆前卿

安永三年十月日爲武家傳奏于時大納言四十五歲　同八年正月十一日辭權大納言、同日本座　宣下、天明八年正月十八日辭傳奏依病也

右從安永三年至天明八年凡十五ヶ年

久我權大納言源信通卿

安永五年十二月廿五日爲武家傳奏于時大納言　寛政二年八月廿二日兼右大將同三年十二月廿三日免傳奏　四十八歲

右從安永五年至寛政三年凡十六ヶ年

萬里小路前大納言藤原政房卿

天明八年正月十一日爲武家傳奏于時前大納言六十五歲　寛政五年四月十三日免傳奏依有思召也六十九歲

右從天明八年至寛政五年凡六ヶ年

正親町前大納言藤原公明卿

寛政三年十二月廿五日爲武家傳奏于時前大納言四十八歲　同五年四月廿八日免傳奏依有思召也五十歲

右從寛政三年至同五年凡三ヶ年

勸修寺前大納言藤原經逸卿

寛政五年七月廿六日爲武家傳奏于時前大納言四十六歲

千種前中納言源有政卿

寛政五年七月廿六日爲武家傳奏于時前中納言五十一歲

○年忌之事並厄年の事

俗間年忌とて死亡するの後翌年一周回の月日を以て佛事法會をなし翌々年の月日を以て三年忌と號て同く佛事法會をなす、それより七年　十三年　十七年　廿三年　五十年　百年に至る一には十三年なし又廿五年を以年忌とすと云へり是王公貴種より下庶人に及べり各其本說なきことなり貝原氏曰十三回忌は國俗に出たり十二支おはりて又始る故に先支をむかへて追薦を致すよし元亨釋書に

右從正德二年至享保四年凡八ヶ年
中院前大納言源通躬卿
　享保三年十月一日爲武家傳奏于時前大納言六十歳　同四年十二月十日還任權大納言、同九年二月八日辭權大納言、同十一年九月十五日免傳奏六十八歳　同月十八日任内大臣、
右從享保三年至十一年凡九ヶ年
中山權大納言藤原兼親卿
　享保四年十二月廿三日爲武家傳奏于時大納言三十六歳　同七年十一月十六日辭權大納言、同十一年九月還任權大納言、同十二年五月廿七日辭權大納言、同十九年十月廿四日辭傳奏依病也五十一歳　同日准大臣　宣下敍從一位
右從享保四年至十九年凡十六ヶ年
三條西大納言藤原公福卿
　享保十六年九月二日爲武家傳奏于時大納言三十五歳　同十九年十一月七日依病辭傳奏
右從享保十六年至十九年凡四ヶ年
葉室權大納言賴胤卿
　享保十九年十一月七日爲武家傳奏于時大納言三十八歳　同廿年五月十七日辭權大納言、延享四年二月一日還任權大納言、同年十二月十二日辭權大納言、同月十九日辭傳奏五十一歳
右從享保十九年至延享四年凡十四ヶ年
冷泉前中納言藤原爲久卿
　享保十九年十一月廿貳日爲武家傳奏于時前中納言四十九歳　同廿一年正月廿三日任權大納言、同年十二月十二日辭權大納言、元文六寛保元年八月廿九日依病辭傳奏五十六歳
右從享保十九年至寛保元年凡八ヶ年
久我權大納言源通兄卿
　寛保元年九月十九日爲武家傳奏于時大納言三十二歳　寛延三年正月九日兼右大將、同年六月廿一日辭傳奏四十二歳
右從寛保元年至寛延三年凡十ヶ年
柳原權中納言藤原光綱卿
　延享四年十二月廿四日爲武家傳奏于時中納言三十七歳　寛延元年五月廿四日任權大納言、寳暦十年九月廿八日辭傳奏依病也、同日敍從一位
廣橋權大納言藤原兼胤卿

右從延寶三年至貞享元年凡十ヶ年

千種前權中納言源有能卿

延寶三年五月十八日爲武家傳奏 于時前中納言六十一歲 同四年二月十二日任權大納言 六十二歲 同月十八日辭權大納言、天和三年十一月廿七日免傳奏 六十八歲

右從延寶三年至天和三年凡八ヶ年

甘露寺權大納言藤原方長卿

天和三年十一月廿七日爲武家傳奏 于時大納言三十六歲 貞享元年十二月廿六日止傳奏 三十七歲

右從天和三年至貞享元年凡二年

千種權中納言源有維卿

貞享元年九月廿八日爲武家傳奏 于時中納言四十七歲 元祿四年四月十三日任權大納言、同五年十二月廿九日薨 五十五歲

右從貞享元年至元祿五年凡九ヶ年

柳原權大納言藤原資康卿

貞享元年十二月廿七日爲武家傳奏 于時大納言四十一歲 貞享四年二月廿九日辭權大納言、寶永五年十二月十三日薨免傳奏、同日從一位御推敍 六十五歲

右從貞享元年至寶永五年凡廿五年

持明院權中納言藤原基時卿

元祿六年十一月十二日爲武家傳奏 于時中納言四十一歲 同八年十一月廿八日任權大納言、同九年十二月廿八日辭權大納言、同十三年二月六日止傳奏 四十八歲

右從元祿六年至十三年凡八ヶ年

高野前參議藤原保春卿

元祿十三年六月廿八日爲武家傳奏 于時前三木五十一歲 同年八月廿九日任權中納言、寶永五年十二月廿一日任權大納言、同六年五月廿七日辭權大納言、正德二年五月廿四日免傳奏 六十三歲

右從元祿十三年至正德二年凡十三ヶ年

庭田前權大納言源重條卿

寶永五年十二月十三日爲武家傳奏 于時前大納言五十九歲 享保三年後十月一日辭傳奏、同日從一位御推敍 六十九歲

右從寶永五年至享保三年凡十一ヶ年

德大寺權大納言藤原公全卿

正德二年六月廿一日爲武家傳奏 于時大納言三十五歲 同三年七月卅日兼右大將、享保四年十一月卅日依病免傳奏 四十二歲 同日任內大臣

右従寛永十六年至慶安五年凡十四ヶ年

飛鳥井正二位前權大納言藤原雅宣卿

寛永十七年十二月廿八日爲武家傳奏（前大納言五十五歳）慶安四年三月十六日叙從一位、同月廿一日薨（六十六歳）

右従寛永十七年至慶安四年凡十二ヶ年

清閑寺前大納言正二位藤原共房卿

承應元年二月十日爲武家傳奏（于時前大納言六十四歳）同三年十二月廿八日叙從一位（六十六歳）寛文元年五月廿三日任内大臣（七十三歳）同年七月廿四日辭内大臣、同月廿八日薨

右従承應元年至寛文元年凡十ヶ年

野宮權中納言藤原定逸卿

承應元年二月十日爲武家傳奏（于時權大納言四十三歳）同二年二月三日辭權大納言（四十四歳）同三年正月五日叙正二位（四十五歳）明暦四年二月十五日薨（四十九歳）

右従承應元年至明暦四年凡七ヶ年

勸修寺前權大納言藤原經廣卿（于時權大納言二十三歳）

此間一行脱歟本ノマヽ

寛文四年十月日免傳奏（五十九歳）

右従明暦四年至寛文四年凡七ヶ年

飛鳥井前權大納言藤原雅章卿（雅宣卿男舍弟也）

寛文元年十月廿五日爲武家傳奏（于時前大納言五十三歳）同十年九月十二日止傳奏（六十歳）

右従寛文元年至同十年凡十ヶ年

正親町前權大納言藤原實豐卿

寛文四年十月六日爲武家傳奏、同十年九月十二日止傳家

右従寛文四年同十年迄凡七ヶ年

日野前權大納言藤原弘資卿

寛文十年九月十六日爲武家傳奏（于時前大納言五十四歳）延寶三年二月十日免傳奏（五十九歳）

右従寛文十年至延寶三年凡六ヶ年

中院前權大納言源通茂卿（通村公孫）

寛文十年九月十五日爲武家傳奏（于時前大納言四十歳）延寶三年二月十日免傳奏

右従寛文十年至延寶三年凡六ヶ年

花山院權大納言藤原定誠卿

延寶三年二月十日爲武家傳奏（于時大納言三十六歳）同月十九日辭權大納言、貞享元年八月廿三日辭傳奏（四十五歳）

蒼梧隨筆卷之六

○慶長以來傳奏之次第

廣橋正二位權大納言藤原兼勝卿

慶長八年二月十三日爲武家傳奏 于時權大納言四十六歲 卽今日家康公將軍宣下上卿元和四年十一月十四日任內大臣 六十一歲 同五年二月十七日 辭內大臣、同六年閏十二月十一日敍從一位 六十三歲、同八年十二月十八日薨 六十五歲、

右從慶長八年元和八年迄凡二十年

勸修寺參議從三位藤原光豐卿

慶長八年二月十三日爲武家傳奏 于時參議右大辨廿九歲 同九年六月廿六日任權中納言 三十歲 同十年四月十六日秀忠公將軍宣下上卿同十一年正月廿一日敍正三位 三十二歲 同十七年十月廿六日任權大納言翌廿七日薨 三十八歲

右從慶長八年同十七年迄凡十ヶ年

三條西權大納言正三位藤原實條卿

慶長十八年七月十一日爲武家傳奏 于時權大納言三十九歲 同十九年正月五日敍從二位 四十歲 元和三年正月五日敍正二位 四十三歲 同九年七月廿七日、家光公將軍宣下上卿、同十年十一月廿八日兼中宮大夫 立后日 寬永六年十一月六日任內大臣 五十五歲 同月八日爲院執事、同八年十二月六日辭內大臣、同十二年正月五日敍從一位 同十六年十二月廿九日賜今日位記 同十七年六月廿四日任右大臣 六十六歲 將軍家家光公御執奏、同年十月四日辭右大臣同月九日

右從慶長十八年至寬永十七年凡二十八年

中院權中納言源通村卿

元和九年十月廿八日爲武家傳奏 于時中納言三十六歲 同十年正月廿八日兼中宮大夫、寬永六年月日任權大納言中宮權大夫如元 四十二歲 同年十一月九日止權大夫同七年九月十四日止傳奏 四十三歲

從元和九年至寬永七年凡八ヶ年

日野權大納言藤原資勝卿

寬永七年九月十五日爲武家傳奏 于時大納言五十歲 同十六年六月十五日薨 六十二歲

右從寬永七年至同十六年凡十ヶ年

菊亭權大納言藤原經季卿

寬永十六年八月十三日爲武家傳奏 于時大納言十六歲 慶安五年十二月九日直任右大臣 五十九歲 同日薨

かと其儀叶へりとも申がたし一說云縁日具名二婆婆有縁之日一、若シ爾用諸佛尊也初現二釋迦說經之座一之日爲二縁日一と、又一說には諸佛尊也我朝にて堂殿建立して入佛せし日時を以縁日とすともいへり　以上櫻陰腐談に見ゆるなり

僻案するに徂來のなるべしに云八日十二日を藥師の縁日といふはヤと訓ずるの八にかよふと十二神によりてなり外のも此類なるべしと見へし、左もあるべき事にや隣精舍の藥師佛を正五九月に開帳するに廿日を以て定日とす是は八日と十二日とを合せて廿日を用るなりと聞し、すべての縁日も如此の値偶なるべし又月毎の八日夕を以吉時とし十八日も朝を以て吉時とするの事は文殊所說宿經云每月十八日是威力日梵云二毘紐神下一宜擢レ敵除レ逆調習象馬四疋諸畜等及訓奬惡人下賤之類營田種蒔有大爲二作事一皆吉十八日夜惡中夜以後還吉、又八日是力戰日、梵云婆娑善神下宜力用之事宜レ修二造攻戰之具一置二邊衛險固城壘一穿二壕塹一調二乘象馬等一事並吉、八日晝惡午後吉」、又文珠師利說時日偈云黑三夜七晝十夜十四晝白四夜八晝一夜十五晝一於二此黑白月一夜不成就、日中及中夜巳後皆通吉

按に黑の三の夜は今の十八日夜なり白の八晝とは今の八日の晝なり凡そ頌を勒する事はなを省するを可とす宿曜經の時分は暦日今とは異なり子より巳に至て晝分とし午より亥に至て夜分とするなり此趣を以繰り見る時は黑の三夜は今の十八日の夜にして凶時なり白の八の晝は今の八日の朝にして凶時なり是を以て凶時を省ひて吉時に拜詣するの義にての事なるべし

安永八年巳亥六月僥倖に二尊因縁の時を得て此事を聞けるものなり

茅場街陣人　嘉樹

蒼梧隨筆巻之五終

ける云々 本文切約して其要文を撮記す
右は際ひ近き事を譬へて草鹿の的山と云しなり草鹿のあづちのことは波々伯部因幡入道宗岳が名ある小的のことを記したる細川高國の自筆の本より寫せし由にて或人の藏書せるを注したる文に云草鹿の梁は其あわひ弓杖十一に打て十枚の處に草鹿を狹むなりと云々

案弓杖と云は七尺三寸なり

一室家稱北方事

小右記曰左大臣殿大北方一條右府の始なり寛弘九六廿九
後拾遺集曰右大臣北方 右大臣は六條顯房公北方は權中納言隆俊女
中右記曰 保安元七廿二 法性寺殿内府北方 民部卿宗近の女宗近は右大臣俊宗の男なり
同 寛治三九十五 右府北方 六條顯房公なり
後拾遺集左衞門督北方 左衞門督は師忠也土御門右大臣師房の四男なり
山槐記曰 保元二正四 頭辨北方 葉室光頼
增鏡曰富小路中納言秀雄北方にておはせしかば云々
古今著聞集第五和歌部に云世中に時めき給ふ雲客かつらよりあそびて歸給ふ日此むすめを取て車に乘せてやう〳〵北方にして始終いみじかりけり
以上大臣より雲客までの通稱の證なり

一雜色名目の事

其身程の色品不ㇾ極侍たる者の子の任する故に雜色と云拾芥抄に雜色の名目不載但し雜色よりは非藏人となり又六位藏人となる出納は官の次第は雜色より上たれども藏人とならずなり

〇朝觀音夕藥師因緣草稿

近隣に醫王殿あり日比此精舍を借りて觀音大士の尊像を開帳す參詣踵をついで賑榮り然して俗中朝觀音と稱て凡寅刻ばかりより僮俗男女結緣參詣實に錐を立るの地もなし又夕へには每日地主の藥師を拜すとて是又朝の群集倍せり朝觀音夕藥師といへる義を知らず或博識の茲蒭に便りて其所以を乞得たりされ共予記臆のうすく朝に聞て夕に廢するが故に件の僧の物語を記して夕末茶話の一助となすなり、抑朝觀音夕藥師といへるは宿曜經を考るに月每の十八日の朝を以て吉時とし夕へを以て凶時とす、又八日は夕へを以て吉時とし朝を以て凶時とす故其吉時を以て件の二尊を拜し奉るの事なるべし此十八日八日共に觀藥二尊娑婆有緣の日なりさらば其緣日と申事は本據もある事にやと尋るに一二の說は侍れど各々しかし

の引墨あり曾て是を昔年小林氏有之と云こと儒生に聞く唐書に斜封と云ことあり恐らくは右の引墨のさまを以て封じ〆に用ることかと云へり惜かな其本文を閲脱せり今其有之も亡せり
以上舊記の所見 並先達の言へることと共をあげ注するなり今は棄省くの文に塗抹することをも點すると云ひ習せり塗抹とは文字の中間へ如斯墨を引く事なり草書の文を正書して事濟たる文へ何々之事如斯文字へ斜にかけて墨を引も是亦又塗抹なり考へわかつべし剩へ俗中には朱引するに中間へ‖如此に二すぢ引を書の名とし又—如此に一とすぢ引を人の名とすることあり笑了に堪へたり然して其を歌に作りて

朱引する中の二つは物の本
　左り二つは年號ぞかし
右地名中は人名左りをば
　官の朱引と兼てしるべし

朱引の定は人名は右へ一すじ引く地名は右へ二すじ引くなり是等のことは人々の知れることなれども右のあされ歌を筆するにまかせて贅書するなり
右勾點加點引墨等の事並塗抹朱引の參差あること或孺兒の詩るに對るの草稿なり聊も窩中を脱す叵(本ノマヽ)る也

寛政改元三月盡日　　老邁嘉樹

○三ノ物四ッ物七ッ物等之事 並北方の稱雜色の事

太平記卷十稻村崎干潟となるの條に云島津四郎は濃紅の大笠印を吹そらさせ三ッ物四ッ物の取着てあたりを拂てはせ向ふ、同廿二卷畑六郎左衞門が條に云畑が甥に所の太夫坊快舜と云惡僧と又中間に惡八郎と云もの丶三人の者共闇にたになれば或は帽子兜に鎌を着て足輕に出立時もあり、あるひは大鎧七ッ物持ときもあり樣々に姿を替て敵の向城に忍入ると云々、又三十一卷笛吹峠軍の條に北條家南朝本共に云禰津小次郎はふすへ革の鎧に同毛の兜着て七ッ物山の如くに取付て鹿毛なる馬に馬鎧かけて薄紅の大笠驗に一丈あまりに見へたるかなさい棒誠に輕げに提げて云々

以上三ッ物四ッ物の名目見へたる文なり

太平記三十一卷笛吹峠軍の條に長尾彈正根津小次郎は敵の陣へ駈入て將軍を討奉らんと相謀て將軍の御内の者眞似して將軍は何國御座候やらんと馬の上よりのび上り見ければ相隔ること草鹿の的山許に成に

の靈によて運をひらき玉へるなどおのおの此鳥のためしに用ひ來りぬれば此度の御賀は去りし頃のよしなし事をも打撰せおはしますす事漢高と右幕下の鳩の靈にも似たる事などおもひよせて今此奉りものに作りめで奉りぬと云々

彌生旬九日　　上　嘉　樹

○加點之事

他人の問に可否を對るに加點とて其宜きに點を加ふることあり又廻文散狀等に領諾して其書面を返抄するにも加點とて鉤をかけることあり或は又自記の草帳の文義を政正して正書するときに事濟むに從て塗抹すること各通して常に點すると云へり考るに此等の稱言は一概の名目にして古實に違ふに似たり舊記を考るに懸ㇾ鉤と稱し加點と稱し引墨と稱し又は塗抹と稱して其體稍異同あり今小く所見の趣きを注して其參差あること共を述るなり、抑懸鉤と云ふ事は其形象翠簾の鉤の如くに點することを云へり

山槐記 執筆要 勘文並申文懸勾樣ㇳ又說ㇳ可用何樣乎之由申相府之處已兩說也但以ㇾ云ㇾ勾知之可橫翠簾鉤歟可用端樣之由有答云々

達幸故實抄 陣右筆問事 懸鈎樣事

永萬元正廿一日切過定 予懸鈎於表紙上文

ㇳ勘解由大勘文

如此懸ㇾ之

了

賚仲抄懸樣如此也然而鈎躰以無割目爲善云々

飾鈔曰沃懸地劔、宿老人檢非違使別當等用之但中院大理問答抄蒔繪沃懸地共有加點彼是可用歟云々

爰に加點とあるはㇳ如斯の點あることなり其義有職問答に見へたり猶下に其文を引くなり

有職問答曰官位の唐名讀やうの事常には唐の音に讀也ㇳ大文字をはすみてよむㇳ六文字をはりくとよみ候よし仰出されて候畢此分んに候哉

此分んに候

右問へる趣きにて宜きとの義にて夫々の文へ御加點あるの躰也ㇳ是又鉤の義なるべし

三中口傳卷四 乙曰、引墨褻事也但非ㇾ秘藏事不ㇾ書ㇾ封して引墨也

爰に引墨とあるは〆又ㇵの躰のことなるべし當時公家の方にて白紙にて裹て出さるゝもの各右二樣

碑を— 碑銘などをうつしとること　米を— 市中にては賃を取て米をつくことを米打かいと云あるぞ
打鮑　—熨斗　—敷の帛—まき 米をまくこと
灌頂を—　盆山を—　花を— 遊宴の序にて賤者へ金銀をほうひすること
此數は物を爲事を打と云なり
打聽　—忘　—詠め　—笑ふ　—揃ふ
—捨る　—なぐる—遣る　—過る　—食ふ
—出る　—寄る　—歎く　—物語る　—走る
田舍にてうつばしると云 —續く　—付けに物を言　—も寢なし
歌のことはに云ふ直打をする 物のあたへを限ること　氣を— 寢返を—博奕
を—　道樂を—　身を—　—耳—入 他人の非をなじること又は物に云執着するをも　—破る 器物をそこなふことを云　—割言 入魂にものを言談すること　批を—
此類は言葉にて打と云なり
右の外あまた有べし今注するものは風與意ひ寄りたることを筆に任せて書き集し許なり
寛政三年十一月廿六日　　老邁嘉樹漫筆
此漫筆は此日六角少將殿へ參りて 目白臺の下邸なり 言談の事を主人の書集せよとの命によて序上にて筆せしものなり歸由錄ヌ韻會の文は此夜の養書なり
○梅の造り花に鳩をつけてさゝぐるおもむき
伊勢物語に云むかしおほきおほひまうち君と聞ゆる
おはしけり、つかうまつるおとこなか月ばかりに梅の造り枝にきじをつけて奉るとて
我たのむ君がためにもおる花は時しもわかぬものにぞ有けり、闕疑抄に云おほひまうち君は忠仁公なりつかふまつる男は業平、忠仁公の家禮なればいふ、作り枝をよめり今なが月は梅の有時に非ずされば時しもわかぬとよめり時しもは雉子をかくして題によめり忠仁公を祝故に君かためにおれば花もときはになれるをとなり云々
今ひそかに此意を借り侍りて雉子ならずして山鳩をつけたるによて
我たのむ君かためにとおる花は
　ときはを祝ふものにぞ有ける
と申意にてさゝげ奉るなり
源氏御ゆき卷の河海抄に松をもて鳩をつくる事あり山鳩なりと云々今鳩をつけて奉るものは此例によれり山鳩は東國にはなきよしなれば常の鳩を用ひ侍るなり、抑鳩は禮鳥にて愛たきためしに用ひ殊更に食に噎せざるの表爾にて壽の賀には鳩のつえを造りて奉り或は漢の高祖の幸ひを得たまひ右大將賴朝の鳩

を兩とし引兩と書事の據る處是を以て明むべし且日精を大中黑とて一文字に引は㊀字の形象二ッ引兩を二文字に引くは月字の形樣なり是もまた上に云へる軍器考に引れたる日月の謂ひにて考へ案ずべき事なり

右は幟胄飾るの事を尋る人あり夫へ答る序子持筋の事におもひよりて漫りにおもへる事を筆するなり穴かしこ他見を憚るべし

天明四年五月五日　橘　嘉樹

此年此月に日記せしを今年正月晦日京師にて失火にあへる日に灰燼となせしによつて疇昔森田氏へ見せたるを同人の筆し置るありけり夫又借り戻して草稿を補ひ置ものなり

天明八年九月卅日

○打字之事義

歸田錄ニ曰、（晋陶潜著）今世俗言語之謬而擧レ世君子小人皆同謬者惟打字爾（丁雅切）吳義本謂考擊故人相毆以レ物相擊皆謂ニ之打ー而工造金銀亦謂之打可矣蓋有槌櫨作擊之義也、至於造舟車者曰打舟打車、網爲曰レ打レ魚汲レ水曰打水、役夫餉飯曰打飯、兵士給衣糧曰打衣糧、從者執傘曰打傘、以糊黏紙曰打黏、以ニ丈尺ー量地曰打量擧レ手試服之舟明曰打試、至名儒碩學語皆如此解事皆曰之打、而偏檢字書了無此字（丁雅切著）其主考擊之打自音謫耿以字言之打字從レ手從レ丁、丁又擊レ物之聲也、故音謫耿爲是不知因何轉爲丁雅也

小補韻會曰頓氏家說曰俗間助諸多與本辭相反其於打字用之尤多、凡打疊打聽打詣打量打膝爲非打者不但擊打之義而已云々

右の義を以考るに打字和訓に宇津と云、卽打聽打量と義を同せり是槌櫨の類、又手を以て打事ならずして跂擊の訓をなすもの多し、いま苟且に其人口に尋常稱謂するものを擧たるなり、各々左に注す

車を打　舟を—　弓を—　鞍を—

乘物を—　紙の裏を—　鱠の子を—

此類は物を作る事を打と云なり

蕎麥を打　木の枝を—　田を—　水を—

間地を—　幕を—　鐵炮を—　網を—

門を—　木戸を—　馬を—（九折に馬を—など人馬の—やうなと）

敵を—　碁を—　双六を—　彈棊を—

荒打（土藏の壁に云ふ）　波を—　火を—　紐を—

○旗紋引兩之字義

太平記十四卷新田足利確執奏狀の段に云、義貞若宮の重寶共を披見し給ふに錦の袋に入たる二引兩の旗あり云々又箱根竹下合戰の條に云勝ほこりたる敵なれば何かは少もひるむべき十文字に合て八文字に破る大中黑と二引兩と二つの旗を入替々々東西になびき南北にわかれてと云々、又同書卷十八瓜生擧旛の段にいふ誰とはしらず末座なる者二ッ引兩と大中黑と孰れか勝れたる紋にて候らんと問ければ美濃將監紋の善惡をば暫置き吉凶を云ば大中黑程目出たき紋はあらじと覺ゆそのゆへは前代の文に三鱗をせられしが滅びて今の世に二ッ引兩に成す是を又亡さんずる紋は一ッ引兩にてこそあらんずらんと申ければ天野民部大輔勿論に候周易と申文には一文字をばかたきなしと讀て候なると云々

以上一文字を一ッ引兩と云二文字を二ッ引兩と云へるの證なり白石の軍器考に云新田の大中黑は日の字に象り足利の二引兩は月の字に象れり其本兩家は嫡男と二男家なるゆへに日月の二象を分つて旗の文と成したる由見へたり但如何なる故を以日月の字を用て嫡家と二男家と分つて旗の文としたると云ことは記されず猶可尋明ことなり

右一ッ引兩二ッ引兩と云事引兩の義詳ならず或說に云横に黑く引たるを龍蛇の形象にとり上天騰蛇の勢に據れりと云ふ義にて一ッ引龍又二ッ引龍の謂ひをもて引龍の龍を兩と書くは假字の借字なりと云へり（僻案するに是龍を横に引とは鳥子紙に龍を一文字に引たるあり夫に思ひよせたる說なるべし）然れども此引龍と云ふこと舊記の據るべき事なければ信用しがたきものなり

謹て考るに引兩の兩字は靈字の義にて引靈なり其據るところは胡曹抄に（桃華蘂葉の中に胡曹抄あり）天子御袍の文竹桐御兩鳳とあり是を權記に考るに（藤原行成卿の御記なり）天子御袍の文竹桐五靈鳳と書れたり是五は御兩は靈にて二字共に其字音を借りたる假名書なり（胡曹抄以下の文は野宮定基卿の御勘物にあり）と見へたり抑一引兩二引兩は日精の二靈なりと有れば全く一ッ引靈二ッ引靈なり日精月精を靈と云ふことは天照太神を大日靈貴と云ひ月讀の尊を月靈靈貴と云ふが如く靈とは日月精靈の事にてその靈の字を兩と字畫の省略にて借り用ひたるものなり去れば實には一ッ引靈二ッ引靈なり上に云へる權記の例にて其靈

を奪情從公とも云ふなり穢と云ふは死穢あり產の穢あり（井一つ家の中に六畜の產するあるも穢となることあり）或は燒亡の穢食物の穢等ありて其にふるゝものは神社へまいること君親は勿論他の人へも見ることを憚るなり其上に甲乙丙丁等の輕重ありて服暇と同く愼みあることとなり去れば服暇は除去すとも穢のことは除去するの事なししかれども其死穢の居地を脫去して他の居地に住すれば其脫去するの日は穢ありと云へども翌日よりは穢はなきことなり去ればこそ觸穢と稱してけがれにふるゝと云事なり觸とはたとへば手に物を探るが如くにて撤去は跡なきの義なりと知るべし穴賢、（本ノマヽ）見の答へなればは猶又法律に委き人の意見を請ひ給ふべかれと云々

寛政十二年七月廿日　老邁嘉樹漫書

蒼梧隨筆卷之四終

蒼梧隨筆卷之五

○新安手簡序跋

嘉樹自述

題辭

書銘題二姓氏一者、倭漢之通規也　本朝有二江家次第山中口傳等一、異邦有二孔氏雜說顏氏家訓之類一、爲二此書一也新者新井氏安者安積氏也、又有以二書翰一有下爲二冊子一者上、翰墨全書滄溟尺牘明衡往來庭訓往來尺素往來等也、是記事義於書牘而或演掌固著明或事二詞華言葉一矣、今立原伯時之所輯之新安手簡者是先賢博宏之遺訓而實本朝掌故家之骨髓也、故重事實證徵而不拘二文章英華一二捃二拾其正言一者也、臣（嘉樹）幸得其親書而謄二書此一矣、仍不レ顧二卑辭一苟且演二題子細一云爾

寛政二年九月十一日

新安手簡之記者筑後守從五位下源朝臣君美（號白石先生新井氏也）與水戶黃門卿文學安積覺兵衞（號澹伯人也）往返之尺牘而有和漢故實事蹟相互硏究精密之議論也同藩之學生立原甚五郎伯時輯以爲一書且終有鳩巢先生（室新助）以下群書生之尺牘數帖共合附其尾全備爲三帖直名新安手簡云爾

大塚一郎衞門　嘉樹跋之

九代目なり又法住院殿は十二代目にて義澄公なり、しかれば各義政公より後の事にて、義政の世の沙汰なし尤二書共に（續太平記 室町日記）不審の書にて實錄とは不見ものなり去れども續太平記に引處を以て尋らるゝ人あり是に答ふるの一條なる故義政公の時の德政を以其論を述るなり室町殿日記と云書正しき書ならんには其書中の事を證として義政公の時とあるを本説ともすべけん二書共に同意の僞撰に紛冗すれば百步五十步の論なるべし故に最初の問に答るを以て右德世のことを述るもの也云々

天明八年五月十八日　老邁嘉樹

○死地觸穢之事

或問人死たる家地には穢ありや且甲乙日數等もあるや舊儀の所見如何と、答法曹至要抄觸穢の條を撿するに人の死は三十日産穢は七日六畜の死は五日産は三日と見へたり且人は葬りの日を以初穢とす（私考るに六畜の死は例へばとりすてるの時を穢の初めとすべし）拾芥抄巻六觸穢の條にも此文あり又兩書ともに甲乙の次第もありていづれにも其宅地は三十日を以穢として其宅地に入ものは神社等への參詣忌み憚るべしと見へたり、又云六畜と云へども鷄の死又子を産するは憚にあらず且六畜と云へども馬牛犬に限るべし又畜鹿は馬牛犬に類すべしと見へたり

私に考るに俗習猫を畜ひ又猿を畜ひ兎を畜ひ或は鼠を畜ふものあり舊義其文見へずと云へども馬牛犬等に類して五日の穢たるべきか猶法家の例文を尋ね窺ふべし

又問其穢ある宅地に居する又暇有、暇廿日服九十日なれば暇の日數は終ると云へども服の日數を數の中なれば其穢を遁れざること勿論なれども若くは暇七日服十日の者なれば服暇共脱去すと云へども猶其死地の穢はのがれまじきや如何、答曰死地の穢はのがれまじ假令暇と服と穢とは三事更に恩義別なり暇と云ふは亡人追福の喪の事を勤め贖ふべき爲に得る日數なれば其日數の中は他事を事とせず亡人追悼の事のみにつゝしみ居することなり（今の世君親より暇の日數を約め止て俗事に奔走せしむるは恐くは佛説なるべきにや、猶識者に尋問ふべし）服と云はその亡人の恩義の淺深に因て喪服を脱せず復恩の誠意をつくすの日數なり、しかるを君親より除服して勤仕すべしとの命あれば君親の命の重きにまかせて除服することなり是

かに返濟可申と計もあり、左樣之段錢主の申樣による事なり將又天下一同之德政行るとも可返濟由堅雖申合御法之德政の時は借主之文言によらずかり狀にするなりと云々又靑木氏草廬雜談に云室町日記にのせたる手形の文左の如し

一御借用料足百貫文者
六郎殿御內方御借用被成候來秋十七ヶ所之內二文子利を加急度御返濟可有之候段被行德世候此借議に於ては無相違御返濟可有之候仍狀如件

天文十二年　　楢村市右衞門 長高在判
十二月八日　　小杉　日向守 長近

堺大小路天滿屋宗淸
同　轉內屋又右衞門參

右の奉書を見れば室町殿の時は德世と稱せられて件の政法を行れしと見へたり、これより以前に往古より王家の御治世は勿論賴朝卿天下をすべて摠追捕使となられてより北條執權九代を經て鹿苑院殿の治世に至るまで件の如き德世の名目なし泰時式目に見へしは天下に仁德を行ふべしとの事にて誠に聖賢の德政なり、然るを義政公のとき件の德政の文字を借りて德世と稱し非分の利得を天下に施行せられしなり是は德政にはあらずして國家の毒政なり、如何となれば律令の書は古今制度の龜鑑にて萬世慣通の式法なり其律令の文にも出擧の利分の定め返辨のこと明細に記せられ幷に借物は可辨又不可辨のことも同く法式の制あれども室町家の德世の如き返辨せざれとの義は曾て不レ見猶其本書の文を一二條下に擧ぐ考へ見るべし去ればこそ義政公の時より天下亂世となりて天子も武將も其威を失ひ日本國中一郡も安きに處るものなきに至れり是全く毒世の兆なりと知るべし雜令曰以二私稻粟一出擧任依二私契一官不爲理仍以二一年一爲レ斷不レ得レ過二一倍一其官半倍」、又曰以二財物一出擧條云、如負債者逃避保人代償、義解云雖負人身死而保人亦代償」、雜律云借レ物被强盜之時不可備償」被竊盜可辨事法曹至要抄云被竊盜是亡失之類也云々

如此の文は數多あれども室町家の如き德世の事曾て不見を以て其非分の政道なる事を考へ辨ふべし

右德世 政作之事室町殿日記と云書には萬松院義晴公の時の事と見へて天文九年の制書に先規常德院殿法住院殿の御例とあり常德院殿は義照公にて義政の次

あるべきことなり故に或人の說を擧ると云へども余老は從はざるものなり

或人又云日本紀古事記は正史と云るも子細なし舊事紀を其部に加ふることは不㆑審、舊事紀の書は先達多く以僞撰と云に嫌ひありと伊勢貞丈抔も論し云へり然るに足下此書を正史とすること如何なる故にやと云へり余老考るに先哲往々巨難あるあり又引用する人も亦多し其一に難ずるものは本紀に淡海御船が定奉れる御謚號を稱することを不審すると云へども日本紀印本にも悉く御謚號を加題す去れば其書體舊事紀は大書し日本紀は細書するのみにて別の異義なし是全く後人の加入にて書生捷見に便りならしむるなり、舊事紀は推古天皇の朝に成り日本紀は元明天皇の御世に撰あり共に諡號の制ありし前の事なり、釋日本紀に云神武天皇より以降の御謚號は孝謙天皇の朝に淡海御船が勅を奉て撰上すとあり、又續日本紀曰大寶二年夏四月庚戌詔定諸國國造之氏其名具國造記とあり其國造は舊事紀中の題目なり、續日本紀は菅野眞道朝臣の撰なり其書嫌くは豈此文あらんや但又別に國造記と云の書ありや狹見の老邁確執して論ずるには非ず惟其所見を述るまで也但續紀には國造記とあり舊事紀には國造紀とあり猶識者の論をまつのみ

寛政二年十月九日　　　　老邁嘉樹白

○德政之事　室町日記には德世とあり

續太平記曰嘉吉二年七月義政公將軍の職に補せられ給ふとき下民の憂苦を濟ひ國家の長久を爲んとならば德政を行はんには不如とて今年天下に賣買借物等交易出入の劵を破る平均の德政を被行けり云々

三議一統曰借狀書やうの事

借用申新足之事

合五拾貫文者

右借用申所實正也加㆓貫別五十文宛利㆒乎來秋迄可返辨申者也若天下一同之德政雖在之別而申合する上は更不㆑可㆑及㆓其儀㆒萬一如此次第令違背致無沙汰者知行分在所之事相當程可被召押候其時不可及一言子細者也仍借狀如件

年號月日　　　　名字名乘判

大かた此趣也但かやうにくと〴〵しからずして書事も勿論也、かり申要脚の事いか〳〵ほど本利すみや

酉行到筑紫國菟狹縣（菟狹地名此云宇佐）又景行天皇紀曰十二年秋九月甲子朔戊辰天皇到ニ豐前國長狹縣一興ニ行宮一居故號其處曰京也今云國府京都郡是也、和名抄云止與久邇乃美知乃久知、又止與久邇乃美知乃之里と云は乃豐前豐後なり、是亦筑肥のごとく本一國にて後分れて兩國となりたるなり、以上の順尋常には筑豐肥と云拾芥抄に因て今筑肥豐と書列す

大隅　續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割日向國肝坏（キモツキ）贈於（ソオ）大隅始羅（アヒラ）四郡始置大隅國云々

壹岐對馬　和名鈔壹岐島とし由岐と訓せり（貝原氏曰いきはゆきなりイとユと通す、浪白ふして雪の如しと云へり又日本の地を行きはなるゝ島なるゆへとも云）對馬は假名書にて同書に都之萬と訓せり津島の義なり（津島の字は舊事紀又古事記に有）日本紀神功皇后五年春二月癸卯朔己酉新羅王朝貢其還るとき葛城襲津彥を副て遣す共到ニ對馬一宿ニ鉏海水門一とあり兩國ともに島國にて下國なり古より二島と稱して六十六ヶ國の數の外なり

右國々凡て成務天皇以降の分割せる國なれば最初國郡を興しときの國々に非るなり各國の名目都て十六國あり又上下前中後の名ある國々は上下は一國を省き前中後は二國を省て數れば都て七ヶ國あり（上下の國五ヶ國也前中後の國二ヶ國）然して壹岐對馬は本より省きたる國なれば總て二十二ヶ國減じて當時の國數合て四十四ヶ國也

或人云四國を一島國とすれば三ヶ國を減ず九國を一島國とすれば又八ヶ國を減ず淡路も佐渡隱岐と同じく島國なれば日本開闢の國とて省かざるも如何なれば佐渡隱岐壹岐對馬並に志摩の部類に加へて省くべきなり左あれば右省ける國四十四國を又七國減ずれば此總計三十七ヶ國となると云へり（但九ヶ國を一島としては八ヶ國の減數なれ共始の減數に前後の國を一國として筑豐肥にて三國減、大隅をも減たるなれば四ヶ國は始より減じてあり、依て或人の說にて減るものは四ヶ國の減少となるなり）

然れども右本文に減たる四十四ヶ國は成務天皇の朝に國郡封境を定め給とあれ共日本紀を始め舊事紀古事記等の正史に國郡封境の目不見れば今更考る事を不辨、因て成務の御世以前より其御代までの紀傳に明據あるものを舊國名とし成務の御世より以降の分割ある國々を省て四十四ヶ國となせり並に淡路島を舊國名に加へ伊豆志摩等を新國名とするもの（嘉樹私考）なれば此等のことは制度の理に通達する人の作意

の義なり、當國は伯耆出雲石見等の沖に在島國と云事にて和訓を以て名とせしなり舊事紀に輕島豐明朝（應神天皇なり）の御代觀松彦伊呂止命五世の孫十挨彦命定賜國造云々去れば當國を開かれしは應神の御代にて成務の御代には未だ國とは稱せられざると見へたり

山陽道八箇國之内

美作　續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割ニ備前國六郡ニ始置ニ美作國ニ云々

備前備中備後　貝原好古曰昔三國を都て吉備國と云後代三國に分つと云へり、依て和名鈔には備前を吉備乃美知乃久知、備中を岐比乃美知乃奈加、（以下欠文）備後を岐比乃美知乃之利と訓せり舊事紀に

南海道六箇國之内

淡路　下國にして漸に郡を管するの小國にて始は淡路洲と稱し佐渡隱岐と同き小島なれども日本開闢の地なる故淡路國と稱して難波高津朝の御代より國造をも定めおかる佐渡隱岐或は壹岐對馬の如くにはあらざるものか

阿波讃岐伊豫土佐　四箇も一島の國なれども上古より四ヶ國の名ありて阿波讃岐は應神の御代より國造を定められ伊豫土佐は成務の御代に國造を置れたれば最初より四國各別に國と稱せしなり

筑前筑後　日本紀曰神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛酉行至ニ筑紫國菟狹ニ云々、始は唯筑紫國と稱して一國なりしを後に前後二國とわかてるなり一に云九ヶ國を都て筑紫と云といへど是は古へ筑前に太宰府をおかれて九國並に二島を管領せしゆへ其管する所の名目を以九國二島へ及ぼせしなり舊事紀には筑志と書く和名鈔には二國を稱して筑紫乃三知乃久知筑紫乃三知乃之里と訓せり然れば二國を以て筑紫の國と云しこと明なり

肥前肥後　日本紀曰景行天皇十八年夏五月壬辰朔從ニ葦北ー發レ船到ニ火國ニ云々、又神功皇后紀曰元年夏四月壬寅朔甲辰北到火前國松浦縣とあり、又日本紀景行天皇十八年夏六月辛酉朔丙子日到阿蘇國云々、是阿蘇は肥後國なり和名鈔に比乃三知乃久知、比乃三知乃之利とあるは、卽肥前肥後なれば此二國は本と一なること明なり

豐前豐後　日本紀曰神武天皇甲寅年冬十月丁巳朔辛

りと云ふは不詳

上野下野　本と一國にて今の中間に二つの野あり佐野笠懸野と云其野中に一つの川あり渡瀬と云又有レ川佐野中川と云此渡瀬を以て兩國境とす乃西を上野とし東を下野とす舊事紀景行天皇五十五年以二彥狹島王一拜二東山道十五箇國都督一とあり（是は百四十四國と定めしときのことなるべし）國造紀には上毛野國造彥狹島命初治二平東方十二國一爲封とあり然れば舊事紀に上毛野下毛野とあるは百四十四國の時の事にて其後兩國を併せて一國とせられたることは見へずと云へども上下を分ち云ふときは必しも約め稱するときは一國と云ふべきことなり上に云へる上總下總と同じ又山陽道の備前備中備後九州の前後の六ヶ國も共に約め云の理は同じ北陸道の越前中後も共に同じ義也

出羽　續日本紀曰和銅五年九月己丑始置出羽國同十月丁酉割陸奧國最上置賜二郡隷出羽云々

　北陸道七箇國之内

加賀　倭名鈔弘仁十四年割二越前國江沼加賀二郡一置二北國一云々又弘仁格曰十四年二月三日割越前國江沼加賀二郡爲加賀事准中國其後天長十年正月十日格曰加賀國定上國云々

能登　續日本紀養老二年五月乙未割越前國之羽咋能登鳳至珠洲四郡置能登國云々

越前越中越後　貝原好古云當三箇國を都て越の國と云近江美濃飛驒信濃の方より山を越て行也北國を越路と云後代わかれて前中後となる（前中後は都の方より次第をなせり）又舊事紀首書に度會延佳曰越前越中越後能登加賀皆稱越國云々、舊紀の正文はなしといへども以上五ヶ國にて其の本と一國たりしことは明なり且盛衰記に云越前加賀能登越中越後五箇は本一國なり云々とあるも假名の記なれども中國の諺なれば一證たるべきものか

佐渡　續日本紀曰天平十五年二月辛巳以佐渡幷越後云々、又天平勝寶四年九月丁卯渤海使輔國大將軍慕施蒙等著于越後國佐渡島云々

　山陰道八箇國之内

丹後　續日本紀曰和銅六年夏四月乙未割丹波國五郡始置丹後國云々、和名鈔云々上に同じ

隱岐　和名鈔に於岐、舊事紀意岐共に假名書にて沖

到此間有脫字歟ニ于此ニ適會ニ海潮太急ニ因以名レ國應神天皇之時始有ニ攝津之號ニ云々天武天皇六年冬十月置ニ攝津職ニ延曆十二年三月罷攝津職爲國司以上攝津志

按當時浪速國とは稱すれども攝津の號に非れば今六十六ヶ國の數には數へざるべき也

東海道十五ヶ國之內

伊賀　倭姬世記曰天武天皇庚申七月割伊勢國四郡立彼國云々、舊事紀曰伊賀高穴穗朝御世皇子意知イチ別ワケ命三世孫伊賀津別命定賜國造、難波朝孝德帝御世隷伊勢國飛鳥朝代割置如故と云へば成務の御代には伊勢の部內たること明なり

志摩　舊事作ニ島津ニ風土記抄云志摩者倭名也以伊勢國島之意也放レ地出ニ海中ニ島也後成ニ國名ニ云々此文據職原鈔秘錄中原職○註風土記抄と云ものゝ眞僞うたがはしきものありといへども不ニ親見ニ是否を不レ詳其地勢を考るに全く伊勢國の部內たるものにて後に國となるの說然るが如し

伊豆　日本紀曰日本武尊歷常陸至甲斐云々、此時の紀に伊豆名不見風土記抄云伊豆は倭名也東は相摸西は駿河其間に出るの義にて下略して伊豆と云と云り日本紀應神天皇紀に云五年冬十月科ニ伊豆國ニ令レ造レ船長十丈船已ニ成テ浮ニ于海ニ便輕泛疾行如馳故名ニ其船ニ曰ニ枯野ニ註曰枯野者輕野の訛かと舊事紀曰神功皇后御代物部連祖天𦁃桙命八世孫若建命定ニ賜國造ニ云々、日本紀舊事紀共成務天皇御時より後伊豆の名あり舊事紀又云難波朝御代隷駿河國とあれば其本は駿河より分れたるが如し

安房　續日本紀曰養老二年五月割ニ上總國之平ヘグリ郡安房朝夷長狹四郡ニ置ニ安房國ニ

上總下總　古語拾遺曰天富命更求ニ沃壤ニ分ニ阿波齋部ニ率ニ往東土ニ播ニ殖麻穀ニ好麻所レ生故謂ニ之總國ニ穀木所レ生故謂ニ之結城郡ニ古語麻謂ニ之總ニ今上總下總二國是也

東山道八箇國之內

飛驒　風土記抄云飛驒本美濃國內也然建ニ近江大津宮ニ時自ニ當國ニ良材多出也馱負レ木行ニ大津ニ如レ飛也故號ニ飛馱ニ後改レ馱爲レ驒と云へり然れば美濃を割て飛驒國とせしなり賦役令には斐陀に作る舊事紀も斐陀に作る且當國に國造を定められしは成務天皇也志賀高穴穗朝御世とあれば天智天皇也近江大津宮を作らるゝ時より飛彈の號あ

蒼梧隨筆卷之四

○日本古今國數之多寡

源平盛衰記に丹波少將成經朝臣の言へる日本は本三十三箇國也けるを六十六ヶ國に被分たりと云々（卷七日本廣狹の條）按に本朝國郡を分たりしは日本紀成務天皇五年秋九月令二諸國一以二國郡一立二造長一縣邑置二稻置一並賜二楯矛一以爲レ表則隔二山河一分二國縣一隨二阡陌一以定二邑里一とあれば此時より國郡と云ことを分てる始めとすべし、古事記にも云成務天皇の時建內宿禰定二賜國々堺一と爾來崇峻天皇二年秋七月壬辰朔遣二近江臣滿於東山道一使レ觀二蝦夷國境一遣二宍人臣雁於東海道一使レ觀二東方濱海諸國境一遣二阿陪臣於北陸道一使レ觀二越等諸國境一、又孝德天皇大化二年正月畿內の國を定らる其後天武天皇十三年十月己卯朔辛已遣二伊勢王等一定二諸國境一と見へたり（以上悉日本紀）

按に貝原好古の倭事始に云、いにしへ日本の國數凡百四十四國ありしよし舊事紀（第十卷）に見へたり壤地偏小なるを以てのゆへに漸々に其國を幷せて惣數を減じ或は其國のあまりに大なるは遂レ世割り分つものもあり嵯峨天皇弘仁十四年越前國を割て加賀國を置給ひしより始て六十六州となる、林逸が節用集に文武天皇の御宇六十六ヶ國に分け給ふとあるは誤なり續日本紀に此事なし況また文武帝の後國を分たれしもの數國あるをやと見へたり（按に越前の國を割て加賀の國と分たれし事は三代格にあり）

以上日本紀の文幷貝原氏の考を以て合せ考ふるに成經朝臣の日本は本と三十三ヶ國なりと云れしことは成務天皇の頃の事なるべし成務天皇の時に定め給へる國々の名郡鄉等のことは今更に考ふべくも非れども爾來分割ありし國々の事往々舊記に由て考れば大抵成務天皇の頃は其國數三十有餘國なるべし必定三十三ヶ國と云事は知ること能はず其分割の事所見の分左にあらはす

五畿內之內

和泉　續日本紀靈龜二年三月癸卯割二河內國和泉日根兩郡一令レ供二珍努宮一同四月甲子割二大鳥和泉日根三郡一始置二和泉監一

是當國の出來し始なり但始は守と稱せず監と云へり後守と改む（監を守と稱せず）

名なり

此倭文に番ふは金津と云各座の名なり

競馬の當日は一番に倭文金津と乘出す

　但倭文左に立て儲を勝とするなり

一先勝とは左右共に先きへ乘越したるを云

一儲勝とは左の勝たるを云是兼て二段許も先きへ乘出すもの故儲けたる勝と云事なり

一追勝とは右の方左へ追すがりて勝を云なり

　但左りは兼て二段許もおくれて乘出す故也

一持と云は相互に勝負木の邊迄乘出し其時の程合に二段許も雁行する事子細なし

右勝負各勝負木迄之儀なり勝負を越しては甲乙ありても異論なし

○選敍令中内分番一考入内長上者六考例圖

分番上一
長上中上五イ二
三階
上一　二階
中上　一階
中上三　一階
初基

分番中一
長上中上五
二階
初基　一階
中上三　一階
餘考中上に不結階

分番中一
長上中中五イ九
一階
初基　階一

一、分番二考以上入長上者以七考爲階圖

八番上六
長上中上五
三階
初基　一階
上三　一階
上三　一階
餘考中上不結階

分番上一中一
長上中上五
二階
初基　一階
中上三　一階
中上二
上一　一階

分番中四上二
長上上中一
一階
初基　一階
上二
中上一　一階

分番中四
長上中上三イ五
二階
初基　一階
中上三　一階

蒼梧隨筆卷之三終

馬場の中央に勝負木を樹ふ楓の木なり
勝劣は件の樹の前にわかつ見證の人なり
六月七日兩度岩倉へ至り昨日の勝負を議論す其日の裝束日折の日の如し事畢て乘尻甲乙の目錄を奉行の人へ上る由

寶暦十四年五月五日競馬之記

毛付

倭文 左美作　金津 左加賀
安志 左播磨　福田 左阿波
脛長 左美濃　宮川 左若狹
舟木 左近江　淡路 出雲
竹ヶ原 左備前　正禰宜 正祝
權禰宜 權祝　片岡禰宜 片岡祝
貴船禰宜 貴船祝　新宮禰宜

以上

乘尻

一番 左右 儲勝 豐前守保覺 木工 白顯　二番 左右 持 薩摩守敎顯 木工 白顯
三番 左右 先勝 遠江昌直 主膳清子　四番 左右 持 下野甫氏 右京季成
五番 左右 持 石見斗顯 兵庫地久　六番 左右 持 備前保從 因幡賀顯
七番 左右 持 彈正保堯 城之助臺顯（本のまゝ疑らくは城介ならんか）
八番 左右 追勝 備前元保 玄蕃貞季　九番 左右 先勝 木工氏欣 伯耆客直
十番 左右 先勝 因幡兼時 丹後和季

階下

左 從四位上賀茂澄直
右 從四位下賀茂義氏

着座

神主 正四位下賀茂正久
別當代 從五位下賀茂央顯
所司代 從五位上賀茂任顯
目代代 從五位下賀茂兼寶

以上

一、賀茂競馬聞書 右の書にふしんあるによて天明三年三月一日加茂氏人岡本内記にたづれて同人の釋を書記するなり

一馬場長サ凡　サクリ二筋 此はば凡三尺許か
一左リ赤地裲襠　右紺地裲襠 黑と稱す
一勝負木馬場の中程にあり楓木なり常に植おく木也
其木の高サ凡一丈にはまさるやうなり
一南方より乘出北方にて返留るなり
一五月朔日神主、所司代、別當、目代等 各賀茂の氏人なり 立合毛付を定む
一倭文(シトリ)は武家之所司代之方より出さるゝ馬の毛付の

ず直に陛下の人を以て奏し上するなり本朝は神武天皇創業を開き給ふ以來百王不易に其皇統を嗣受給ふに因て天位の尊儀に於ては異邦に倍せり爰を以上古より以來執政の人は朝政に主宰として群臣の上言することは勿論國家の政要大小となく先執政の人へ申奏するを以其義全く天子に等きなり故に執政の人を稱して殿下と崇め敬す去れば執政の臣へは必ずしも內覽の宣旨とて國家の政要群臣の奏事悉く先攝關の人へ申て其後至尊へ奏聞すべきとの詔を賜ふなり此義制は異邦と殊にして實に至尊の名義字義の如く有し給ふことなり是乃蜑の藻芥に云へる於內裏殿下人を申は執柄之外は不可有之關白殿御參とも攝政殿に何事を申さるゝ共於御前申に諸人無異儀也親王をば於御前何殿とは申さゞる也とあるも全く殿下の稱の據る所なり

按に　本朝は殿下の稱謂のみにて閣下陛下等を以て稱せざるものは異邦にて天子へ上言するものは實に陛下の人を以て上言するゆへ陛下と稱し又殿下閣下あるひは執事と廣く其儀に合ふの謂を以て是を稱す本邦にては　天子を稱し奉るべき殿下の名目を取て執柄の人を崇め稱するに因て直ちに廣く斥言はず惟に殿下の稱を執て以て其名目とする故陛下閣下執事の稱を用ひざるなり

止

自跋

宮殿の稱は和漢ともに宸居のことに限るや否の論あるを以漫りに老邁せるの僻言を筆す其事の序陛下殿下の事に及べり聊隨意の妄言多かるべし努々禁佗見ものなり云爾

天明六年端五日　　大判事　橘嘉樹

寶曆十四年五月五日

○賀茂競馬記錄（附註）天明三年三月一日賀茂氏人に承候處聞書に漫筆

毛付

乘尻

着坐交名

一、乘尻目錄之內

儲勝とは　左の勝なり

追勝とは　右の勝なり

先勝とは　左は勝負木より乘越す右は勝負木へ未だ至らざるを云ふ

右は勝負木より手前にて左と並べ乘を云

納陛言所以納人言之階陛也云々又初學記秦始皇始作前殿其制有經左墄右平平以文磚相亞次墄者爲階級云々

按に鄂とは字彙の註に垠也（音銀）揚子雲甘泉賦紛被麗其亡鄂奕とあり垠は崖也地堺也界也とて今云限りのことも陛は卑也とはひくき處あることにて鄂の垠の如く高きに陛の卑きを交へて高低あるを云ふにて乃階級して上下するのこと也因て左墄とて殿の構へは東に階級あるを云（墄音戚砌也とて是も階級ある義なり）又右平と云は右の方は平にして文磚とて磚は文ある瓦を以敷並べたることにて今云敷瓦なり納陛と云へるは天子は衆人の言を納る事陛の卑きより階級して進み升るが如きにたとへたり

殿の字は本と殿最とて從軍に上功を曰最下功を曰レ殿殿は臀にて後なり論語云へる孟之反不伐奔而殿たりといふ軍後を殿と云ふにて本朝にて後苑と云ふの義なり、事物紀原に云殿は（屋のこと）殿にて（軍後のこと）象屋を擁從することを軍の殿にたとへしなりと、是を以天子の宸居を殿と云は宮室榭官舍寮司悉前と左右に存して衆臣各其官舍寮司に擁護し奉仕す然して天子は其後に居し給ふ卽ち北辰の其位に在て南面するの謂なり故に天子の宸居を殿と云へり

一、殿下稱之事（并異邦陛下閣下等の事）

蔡邕獨斷曰陛下者陛階也所由升堂也天子必有近臣執兵陳於陛側以戒不虞謂之陛下者群臣與天子言不敢指斥天子故呼在陛下者而告之因卑達之意也上書亦如之及群臣上庶相與言曰殿下閣下執事之屬皆此類也

按に陛下と稱し又殿下閣下と云も各天子に附することにて是陛は卑きの義にて殿堂へ昇るの階級のことなり故に其階下にある人を呼ぶ上言するを以て陛下と云ふ夫より轉じて殿下閣下とも云なり執事とは是も本階級の下に在て事を執る人を斥て云ふの義にて執事と云共に以て至尊を指て云ふなりとの義なり

本朝にて殿下と稱するは執政を斥すなり是執政の人は天子に代て朝政を攝籙し給ふ故なり異邦は大國といへども天子となりて革命する人は各死生の間に在て國家を得て然して萬乘の尊きに居する人なる故に創業の人は政令多く自らして必執政の人に委任することなし故に群臣の奏言するものは執政の人に倚ら

の稱尤揭焉桓武天皇今の平安城へ遷都在しより殿堂樓閣坊舍廳衙南北十町東西八町其餘曹司寮司咸く枚擧に及がたし但宮城内外の諸門條坊等の各も亦數多あり共に拾芥抄に詳なり然して其殿堂樓閣及諸門の名義は悉く異邦政治洪福の號をうつし取て殊更漢唐の佳名を用ひらるゝは其據所は各異邦の書に詳なり故に今其據る處を以て左に擧て本朝の制度の異邦と等きことを明す

野客叢書曰古者天子之居總言宮其別名皆曰堂是也、故詩曰自堂徂基禮言天子之堂初未有稱殿者、秦始皇紀言作阿房宮甘泉殿、蕭何傳曰作未央殿其名始見、而阿房甘泉未央亦名宮殿皆起於此時、按黃帝有合宮、堯有貳宮、湯有鑣宮、周有蒿宮、楚有蘭臺宮、韓有鴻臺、齋有雪宮、列子有化人宮、神異經有天淫、古之言宮者如此、宋玉賦謂高殿以廣意商君謂天子之殿、戰國策謂蒼鷹擊於殿上、說苑謂齊有飛鳥下止殿前、莊子謂入殿門不趨奉劒於殿下、史記毛遂定從於殿上優孟入殿門吉之言殿者又如此、則知宮殿之稱其來久矣非但始於秦始皇也、但未聞專名某殿而已、此二字者上下通用不拘至尊、如儒有一畝之宮、象往入舜宮、霍光第中鶚鳴前殿、黃霸居丞相府擧孝子先上殿是也、藝文類聚謂蕭何曹參韓信皆有殿云々以上野客叢書の文小補韻會云師古曰古者屋之高嚴通呼爲殿必不宮中若王霸令郡國史條對有擧孝子先上殿々丞相所坐今惟天子宸居爲殿云々以上殿字註に見ゆ

按に此文の義古は宮殿の二字共に必天子宸屋の高大嚴整なるを都て殿と云しを秦始皇阿房甘泉の二殿を作られしより漢も亦未央殿を作て殿と稱してより各天子の居のこととなりたる也是宮中の殿なるゆへ天子の宸居を宮と云こと其宮の中に高嚴なる室禮を殿と云なりたとへば阿房宮の前殿と云にて考わかつべし大を通稱して宮殿と云なり必ずかりそめにも至尊の外は宮殿と稱することなし尤古に宮と云しは黃帝の合宮より齊楚の宮に至るまで天子諸侯のことにて庶人の居にはあらず列子の化人宮と云は寓言の文字なれば其は制の外なり然るに如儒一畝宮又象の舜の宮に入の類並に丞相府を殿と稱せしことあれども古に天子諸侯の宮と云の類各惟宮と云殿と稱するなり秦始皇の甘泉阿房の二宮殿又漢の未央宮の如く某々の名號を立て何某宮何某の殿と稱せしことは始皇以降にて天子に限れることとなり劉熙釋名曰殿有殿鄂也有陛卑也有高卑也天子殿謂之

大中納言へは　梅花　金めつきにて作る
參議へは　山吹　右に同じ
右各冠へ挿賜を其儘にて退出あるなり
一、豐とはゆたかの義、明とは夜終の節會にて曉に及びて明かに賑榮るの義なり
但正月三節會と此豐明ともに四節會と云（年々新嘗會の御時みとよつあかりあり）然るに今日をば豐の明と云ひ習せたり正月も又は臨時に節會あるをも各豐の明なれども今日に限りて豐の明りと云ふなり
但年々新嘗會の翌日は豐の明りの節會にて辰巳の如き節會はなし辰巳（ユキスキ）の節會は大嘗會の時ばかりなり依て年々の豐の明りは辰の日にあるなり
以上
右大嘗會以下豐明に至まで其式は御次第書あり又三ヶ重事抄等に委く記せられたり況や江次第西宮記等にも明白なり然れども事繁多にて忽ちに見知れがたきによりて其大抵を一つ書にして申せよと或人の命せらるゝによりて唯其名目と趣とを百分が一を記すものなり

天明七年十一月　橘嘉樹

右一冊は下書なり猶又清書して糺し改め追て可入高覽候へ共當時御式行はるゝの事ゆへ内々草書の儘入高覽候は早く奉るを要とするのみなり宍賢あやまりも多かるべしと恐れ惶るゝなり　嘉樹

○宮殿之事

宮殿の稱和漢同じく天子宸居を斥之て稱す　本朝にて宮と稱せし始めは　神武天皇筑紫の宇佐に至り給ふとき菟狹國造祖狹津彥菟狹津媛造二一柱騰宮一而奉饗（一柱騰宮は阿斯毗苫徒鞅餓離宮と訓せり）是天子の居を宮と云へるの始なり其後吉備國に徙り入給ふとき高島（備中ナリ）の宮を造りて行宮の宸居とす其より辛酉の年に至て始て大和國畝傍（ウネビ）山の東南橿原の地に都を定給ひて宸居を經營在す是即ち橿原の宮なり此より以降世々の遷都皆宮を以號とす所謂葛城高丘の宮片鹽浮孔（カタシホウキアナ）の宮等なり（此餘數多の宮の號は日本紀以下の國史に詳なり事繁多なれば爰に略す）　又殿と稱することは　雄略天皇廿三年八月庚午の朔丙子天皇崩大殿と書され又顯宗天皇九年六月幸避暑殿奏舞會群臣設以酒食とある各宮と稱し殿と云へるの起原なるべし爾來　皇極天皇四年六月丁酉の朔戊申天皇御大極殿古人大兄侍ると云々（以上各日本紀の所見）是殿に號あるの始なるべし以來は宮殿

悠紀とは齋と云の略訓にて清淨潔齋の殿と云義なり（イとユと通音にて中のツを略したるなり）夫を悠紀と書くは假名書なり字義には拘らぬことなり主基とも次と云ことにてスと通じたる假名書なり依て悠紀主基と云は初に備へたまふ御膳を齋（本ノマヽ）と云ひ二度目の御膳を齋（イツキ）と云へる稱なり

廻立殿とは御支度遊ばされ候殿なり初め此所にて御湯を召し御支度ありて扨悠紀殿へ入御あり御献備はてゝ又此廻立殿へ入御ありて御支度あるなり故に二度還り入玉ふと云義にて廻立殿と名づく廻の字はかへると訓す是廻り立ち入らせ玉ふ殿なり

右にて御神膳の事終るなり然して翌辰の日より己午と都合三ヶ日は右の大嘗會事故なく終らせ玉ふの御祝義にて節會を行れて臣下ともに御酒きこしめして祝せ玉ふことなり其節會三ヶ日なり則左に記す

節會の次第

一、辰の日を悠紀の節會と云是は悠紀の御膳事故なく奉らせ玉ふの御祝なり故に此日は悠紀の國司より（近江守なり）饌味とてたとへば松か梅の枝に鳥をつけて（此鳥は雉子なり）奉なり參役の公卿以下殿上人まで小忌を着して參内あり（是を私の小忌と云なり）辰の日の酉刻より始りて曉方に終り退出あるなり

一、己の日を主基の節會と云是も亦主基の御膳も事故なく奉らせ玉ひたるの御祝なり此日は主基の國司より饌味を奉る是も又薄の板に髭籠を付て奉る髭籠の内には橘栗等の物入る由也其義辰の日に同じ但此兩國の奉る饌味は曉き方に及ぶなり其品大凡は右の如し

時によりて少しつゝ替ることもある由なり

一、午の日を豐明節會と云是は悠紀主基の御膳奉らせ玉ひて其節會も行はれて萬づ滯なく事はて玉ふ事にて公卿以下六位のまでに節會の儀あることなり各小忌（私の小忌）を着し心葉日蔭等辰巳兩日の如し但此日は挿華を賜ふなり

天子へも挿華を奉る大臣より奉なり公卿へは參議奉る夫より以下へは國司の人よりさし參らするなり此かざしは出納とて藏人所より調進す是も亦時によりて品々かわりあり

天子へは　菊　銀にて作る

大臣へは　藤の花　金めつきにて作る

り

一、御禊行幸とて十月至て河原へ行幸ありて天子御禊をなして神事に預玉ふの式あり其河原は二條三條の河原なり是も昔は加茂川桂川葛野川等例あまたありとなり今は行幸の義なく唯其式のみにて御禊あるなり

一、由の奉幣と云は御禊の後大嘗會を行せらるゝ由を神祇へ告申さるゝ御奉幣あり是を由の奉幣と云は大嘗會行せらるゝ由の奉幣と云を略せし稱なり

一、五節舞　舞姫とて舞妓五人袖をひるがへして五度奏舞ふ事あり大嘗會の前日にて寅日のことなり其前日丑日に五節帳臺の試とて寅日の舞妓を習禮せしめて叡覧あることあり此事は年々十一月の丑寅の兩日にあることにて大嘗會に限ることには非れども年々の舞妓は四人に過ず大嘗會の年は五人にて悠紀の國司主基の國司より一人つゝ公卿より三人献ぜらるることとなるによりて大嘗會の式に記し加ふるなり

此五節のことは公事根源に委く記せり畢竟大嘗會に限りたることならぬゆへ爰に其子細を略す

一、卯の日御神供を献せらるゝ當日なり最初廻立殿へ入御ありて御湯殿のことありて夫より悠紀殿へ入御ありて悠紀の御膳を奉らせ玉ひ又廻立殿へ歸御ありて又御湯殿のことありて夫より主基殿へ入御ありて主基の御膳を奉らせ玉ふなり此間のこと御神秘なれば主上並關白宮主の外は知ることなし

此間のこと大凡は三ヶ重事抄にあり尤委くは記せられず故恐れて今其大抵をも記せざるなり

一、寅卯の兩日殿上の淵醉と云ことありて殿上人など郎詠今樣を誦て亂舞のことあり是亦大嘗に限りたることにあらねども寅卯の日にあること故爰に記す、淵醉とは淵はふかき心、醉は醉なり（ふかく醉て興するを云ことなり）但今は無之

一、大嘗宮は昔は大極殿の前龍尾道と云所に立らる今は紫宸殿の前に立らる其御構へ茅葺の黒木造り也（黒木造とは皮付のはしらかゆいの造作なり）悠紀殿一と構へ主基殿一と構へ其側にゆきすきの膳屋あり各別にあり又其後の方に廻立殿と云ありて其廻立殿の構の中に御湯殿あり各黒木造りなり

此悠紀主基の殿廻立殿とも主基の御膳奉らせ終りて後曉には委く取拂せらるゝなり

行はるゝは新穀の實りを神祇へ供せらるゝの時に宜きゆへなり

但即位の年に行はるゝこともあり夫は即位の時節によるなり又は故障ありて延引あることもあり各定例にはあらず時によることなり即位の年に行はるゝ早春か又は夏の初に即位ある時のことなり

大嘗會をおほむべと訓するは新穀を以て天神地祇に献ぜらるゝゆへ神祇の其新穀を嘗聞食(ナメキコシメス)との義なり年々十一月に行はるゝをば新嘗會と云是をもにいなめえと云代の始を大嘗會と云ひ年々の新嘗會と云なり是其義の嚴重なると尋常なるとの義を以て其稱かはるなり上に云如く代の始には殊更をごそかなるゆへ大の字を加へて大嘗會と稱するなり大嘗會は儀は其年の始めより式ありて散齋一月とて其年の十月より御齋一ケ月にて行せらるゝなり

散齋と云は穢れ不淨のことを聞召さす萬に御身を清め玉ふなり故に朝廷の御政事はありて唯不淨穢汚を奏せぬなり大嘗會の日は致齋とて此日は前後三ケ日の間は一向に清淨に在すゆへ御政事も聞召さず唯神事にのみ預り玉ふことなり是を稱して散齋一月致齋三日と云ふなり

其次第を大凡左に注す

大嘗會の次第

一、御即位の翌年に二月より九月迄の間を國郡卜定と云ことなり近例は大方四月にあるなり

國郡卜定とは大嘗會に供せらるゝ新穀を作るべき國郡を卜ひ定めらるゝなり近代に近江を悠紀とし丹波を主基として郡は卜定によるなり（昔より近江丹波播磨備中の四ケ國の中にて定らるゝなり近年は本文の如くなり）悠基とは最初に備へ玉ふ御膳の事、主基とは二度目備へ玉ふの名なり（ゆきすきのことは又下に注す）此卜は卜部家の秘說にて今吉田家にて行ふ其義龜の甲に墨を引て夫をやきて其ひびわれの入るを考ることの由なり

國郡卜定のことを行はるゝによりて近江の守と丹波の守とは其役にあづかるなり介(スケ)も掾(ゼウ)も亦同くあづかることとなり

一、拔穗の使とて神祇長上の官人悠紀と主基との國々へ行向ひて兼て作らせられたる稻を拔取るの式あり其後又稻舂とて其稻を舂調るのことありて歌を詠ずることあり此歌は歌仙の人又は儒家の人詠するな

此輪の越樣は先左の足を蹈入て口の中にて左の歌を頌す水無月の和難（ナコシ）の秡する人は千歳の齡ひ延といふなりと稱し終りて右の足を踏入れて潜り越し又後ろざまに跡へ戻りて又始の如左の足より踏入、歌を頌すること等又同じ、如斯三度潜り越て右の手に持たる茅麻の秡を以て惣身を秡除（ハライ）淸るなり

次に近侍の人事終る由を見て件の茅の輪を撤す次に近侍のもの又秡除終り玉ふ茅麻の秡を給て退く夫より近侍の者始の竹九本と壷とを此秡に取添て次に候する人へ渡せば、次に候する人此三品を取て下部に取り持せて便宜の河原へ齎行きて後ざまに投入れ還り參り、事終りたる由を近侍の人へ申

次に常の座へ復り入て祓のことあり

此祓のことは輕重甲乙其人々の意にまかせられて子細なきことなり

次に件の撤たる茅の輪を身近き方へ送り遣りて各越へ潜りて秡除を成さしめらるゝなり次に御身近き方の秡除終れば近侍の人より始て其程々に從ひ次第に末々までも秡除を學びをすることなり

但此茅輪を越たる時はいつも件の歌を三度づゝ頌するなり一説に　思ふ事皆つきねとて麻の葉をきり握りても秡除つるかなと此歌をも頌すると云へり

右者江家次第大秡（六月十二月）或神祇令式等の趣を以て當時年中行事次第斟酌略式述る也

天明寅年六月晦日　　嘉樹

右一冊は或貴家の御方の求によりて古式を斟酌して近代の趣を考合て次第を注するものなり、是を以て正式とするにはあらず只其次第如斯ものと云ふ事を知らしむるのみなり

駿岳蒼梧寓陳人　嘉樹記

右筆して置けるを去年正月晦日京洛にて丙丁童に奪去らる依て菅沼氏へ見せける時同人のうつし藏せるのよしなり一冊を乞戻して又再び潤筆乞て筆し設るものなり

天明九年正月十七日　　嘉樹

○大甞會大抵（此式別に藤滿輌集成大嘗會の私記と云あり併せ見るべし）

一、大甞會と申は天子御一代に一度の大祀なるゆへ卽位の翌年の十一月に行せらるゝことなり十一月に

り御當家三代大猷院殿家光公の妃となりて則綱吉公を産れ奉なり　綱吉公嚴有院殿の嗣となり玉ふに依て當寺殊に御願寺の勢ひ繁榮他に異なりと云

○和難秡(ナゴシノハラヒ)除之次第略式

先當日便宜刻限酉刻を用昵近人禁中にては藏人四人五人勤之謂所節折(ヨヲリ)人なり候而竹之節を以て御身の長より始め所々の長を取量也、

此長を量るには篠竹の細きを用ゆ長さ一尺宛數九本調すべし、

其長の量やう、

先御襟の一の骨より御足の方迄至て量る一本、次御左右の肩より御足迄至量る左右二本、次御胸の中より左右の御手の指先迄至て量る二本、次左右の御腰より御足迄至りて量る二本、次左右の御膝より御足迄に至て量る二本、都合九本を用ゆ、

其長の量り様一尺程づゝに量りあてゝ終の所にて其餘る程の際に朱を以て印を付るなり、

次に九本の竹を一つにしてこよりにて結へて庇の間に置、次空壷一口近侍人蓋を撤て進上すれば、其空壷へ御氣を吹入玉ふこと三度、近侍のもの夫を給り始め撤したる蓋をして能く封て件の御長を取候竹と一所に庇の間に置、

此封じ様は紙一枚を水にてしめして夫を蓋の上より覆ひをくなり、

次沐浴歯固、次改衣、

清き服を着するなり、其服は其人の意にまかせて着用するなり何の服と云定はなし但主上は御直衣を着御あり是趣に准て心得あるなり

次に便宜の間へ復た入玉ふ始め御長を量りし間なり

其間に兼て簀薦一枚をしきて茅輪を設くる也此茅輪に檀紙のして四つ同鍬紙四枚を所々に狹みをく也此四手鍬紙は忌部氏の調することにて習ありとなり、去れども當時忌部氏なきによりて禁裏にては忌部氏の代として山科氏民部丞是を役とすと也

並に茅と麻とを手に執てよき程に束ねて本とを宿紙にて包其上を又茅にて卷く也此宿紙は禁裏にては圖書寮調進なれども自らの家には宿紙なきによりて檀紙杉原等を用ゆるなり

次に件の麻と茅とを秡として御右の手に執り玉ひ茅の輪を越玉ふなり

權師殿の仰の趣
を圖す

于時明和八年辛卯四月十四日於都督御亭五松樓
禁秘鈔の御會あり其度奉于書之

橘　嘉樹誌

追加書（護國寺は眞言宗にて寺領千二百石なり、山を神齡山と云本尊馬腦石觀音唐佛なり、此地は武藏國豐島郡峽田領を云へり）

天明六丙午年三月より至五月江府牛込護國寺にて本尊觀世音開帳あり此節當寺什物數多令拜其中に白平絹の幔二條あり其文濃色と見ゆ（今見る處は黑きなり）形狀左の如じ五月十一日田村氏靈寶場の慈嶌に便て矢立の墨を以て摸寫して退く（嘉樹）又其圖を欲て同生に請て爰に臨寫す然して赫蹄本圖を臨寫爲しがたし僞て小に切爲す

實に臨寫するものは別にありて聚頭假字函へ収め入るゝなり

嘉樹考るに當寺は眞言宗にて京師の東寺の末派なり然れば東寺にて長者灌頂の度用ひらるゝの帳朽木形なれば往年當時は柳營の御歸依たるを以其寺院の繁華なる勢あるを以潛上して擬したるのこともあらんかと殊に感慨して僻案を述ぶ者

天明六年五月十七日　大判事橘嘉樹

（追考）石見國濱田の從臣伊下氏古畫の春畫を齋し來て視さる其几帳の文件の朽木形の文あり

護國寺は

御當家五代常憲院殿綱吉公の御母君桂昌院殿の御歸依なり桂昌院殿俗姓は本庄太郎兵衞宗利の女な

衞の淫聲と云ひて君子の惡む所也凡そのこと能程に終るを以て聖人の道として物にあやまちなきと定めたる物なり、萬の事調子に乘て程を過さぬを五節の舞樂に表して五聲の節と云ふ義にて五節と云なり五聲の舞の起りは天武天皇の御故事なれども五度袖を翻たるより五節と稱、又五人の舞妓を奉より五節の名ありと云は一向無稽の說なり、五節の夜は殿上の淵醉とて公卿以下群參して饗を賜の御遊宴なり、故程よく退參して過度なきが爲に淵醉の作法は各酒に醉たる風情にして退出するを舊禮の古實とする也、五節の次第又淵醉の式は悉江家次第にあり大抵公事根源抄にも詳なり

右は或人の問來れるとき五節名義のことを對へしの舌草なり、たまく左傳の文を拔萃して考への基となすものなり

天明五年十一月　橘　嘉　樹

此草書此春京師にて燒失せしに仍て昔日森田氏良典氏のうつし置けるありといえるによりて借り戾して再び草稿を補すものなり

天明八年秋七月三日　嘉　樹

○朽木形文之事

禁秘鈔曰清涼殿五間
　四面有几帳惟夏生以胡粉畫華鳥
帳
　冬朽木形云々

枕草子曰なまめかしきことのあたらしくもなくていたくふりてもなきひはたやにさりぶうるはしくふきわたしたる、あをやかなるみづの下よりくちきかたのあざやかにひもいとつやゝかにてかゝりたるひものふきなびかされたるもおかし云々。榮花物語若水卷曰しんてんをみればみすいとあをやかにくちきがたのあをむらさきに匂へるよりにようほうのきぬのつまそでくちかさねなり云々。

已上朽木形の名義の古く見へしなり此外にも有べし、所見拙ければ注すること能はず滋野井權帥公麗卿の仰せに東寺にて長者灌頂の度に懸らるゝ所の帳の文朽木形の文にて古の物なり地は白（綾なるか平絹なるか慥に見わけ給はざる由）文は濃色にて其形狀大凡左の如なる由、又仰春日御緣起畫卷物二十卷あり其中にも朽木形の帳あり其文の圖も亦共に同き物なるよし

嘗會の年は殊更の事、年々十一月新嘗會の豐明の節會には南殿の東階の砌に莚をしきて舞女一人五位の裳からぎぬを着して袖をかへして舞奏するの式有て件の筵道のほとりを、樂前の大夫とて中務の丞なる官人束帶して（二人也）保護し巡る事侍るなり是全くそのかみの舞妓の係なる式也

按に此舞妓の式は寅の日の事なり、然して丑の日に帳臺の試ありて舞妓の參入又は晩參とて寅の日の朝に至りてまいる事等、また卯の日は童女御覽の事等舊式最嚴なり、委くは江家次第にも見へたり今の世のたゞ其係のみなれば大嘗會ある年は午の日豐明の節會の日に混じ、年は新嘗會の節會の日に混じて舞妓の式は侍る也、此事いつの頃よりの事とも其のうつろい來れるの時をば考へ合せざるなり

右五節の舞の起り又名義のことは江談抄、政事要略本朝月令等（其餘も歌書に記ことあり）來由詳なりと云へども、國史には顯なる所見なし猶其來由を考へ正すべきにこそ（嘉樹）密僻するに以前の諸書に天女袂を翻すこと五度なるゆへ五節と稱、又は五節の名義に據て舞妓五人を奉らる、泥て却て五人を以五節の名目あるの據とすること各以謬るに似たり、抑五節の字は左氏傳に見へたり所謂左の文にて明なり

昭公元年傳曰晉侯求㆓醫於秦㆒秦伯使㆘醫和視㆑之曰疾可㆑爲也、是謂㆑近㆓女色㆒疾如蠱（蠱惑也）非㆑鬼非㆑食惑以喪㆑志（惑女色而失志）良臣將㆑死天命不佑（良臣不㆑匡㆓救君過㆒故將死而不㆑爲㆓天所㆑佑）、公曰女不㆑可㆑近乎、對曰節㆑之先王之樂所以節百事也、故有㆓五節㆒（五聲之節）遲速本末相及中聲以降之後不容彈矣（此謂先王之樂得中聲々成五降而息也降罷退）於是有煩㆓乎淫聲㆒慆㆓堙心耳㆒乃忘㆓平和㆒君子不聽也（五降不息則雜聲並奏所謂鄭衛之聲也）物亦如㆑之（言百事皆如樂不可失聲）至㆓於煩㆒乃舍也已無以生㆑疾（不煩舍則生疾）君子之近㆓琴瑟㆒以儀㆑節也非㆑慆㆑心（爲心之節義使動不㆑過㆑度）云云

此文の意は聖人の樂を造り翫ぶことは君子の道に合へるを以てなり、遲速本末とは始めゆるやかに後は早めにして序破急と云へるの拍子を考へて中聲以降るとて遲速本末の調子程能きを計ひて舞ひ納るを中聲以降ると云て爰に於て樂を終るなり、故遲速本末中聲を五聲と云なり、此程よき時に樂を終らざれば其調子も盛に面白なりて後には亂舞の如なる是を鄭

をもて舊筆せしごとく再び書うつして今に及て子供孫どもへみやげを袂よりするものなり穴かしこ可笑〳〵

寛政二年八月七日　　　　老邁嘉樹

○五節之事

江談抄曰清見原の天皇の時五節始也於二吉野川一鼓レ琴天女下降出二前庭一詠レ歌云々依以其例始之歌曰（清見原の天皇とは天武天皇の御事なり○吉野川は大和國なり其吉野川ノ皇居ノ所をは瀧の宮と云ふなり）乙女子賀乙女佐比志毛加良太磨乎乙女佐比志毛其加良多磨乎

政事要略卷廿七年中行事條曰云―（右の文と同じ故ニ略して不記于爰）

本朝月令曰云―云（是も亦右の文と同し依て共に略す）公事根源抄曰天平五年五月まさしく内裏にて五節の舞はありけり（此事國史には不見なり）又曰神女袖をひるがへす事五度に及、是によりて五節とは名付侍るなりその時御門御歌よみ給へり

おとめ子が乙女さひすもからだまを袂にまきておとめさひしも

（政事要略江談抄本朝月令等には天女の歌と有、爰には主上の御歌とあり何れ可なるや分りがたし）

右の意は、天武天皇大友皇子に襲れ玉ひて御出家ましまさんとて大和國へ忍びまかり給ひて吉野川のほとり瀧宮といへる所におはしまして或夜御つれ〳〵のあまり御琴を彈じ給へり（度々御琴とあるは和琴なり）其時御前なる山に白雲たな引わたりて其雲の中に天女とおぼしき乙女ありて御琴にあはせて舞を奏しけるを叡覽ありて此御歌を詠しさせ給へり

おとめ子が乙女さひしもからたまを袂にまきておとめさひしも

と吟しさせ給へりとかや、此天女の天下りしさま主上の叡覽ましませしのみにて外に見る人なしといへり

按に、此御事は實に御夢うつゝの如くに幻に、御目にさへぎりたる事にて眞實に天女のあま下りし事には非るべけれ共、ふしぎに其後聖運をひらかせおはしまして御代を知しめしける時吉野にましませし時の御吉瑞のためしとて爾しより後は年毎に十一月の寅日に五節の舞妓を叡覽ありしなり件の詔によて年毎に大臣以下參議の人まで夫々の次第にまかせて年に舞妓を奉られしなり、公卿の御息女を撰み奉られしゆへに舞女といはずして舞妓とは稱し來れるなるべし、仍て今に至るまで大

産に備るものなり

抑御節會の式は內辨外辨の公卿武官の警固執柄の諸司等夫々の束帶して堂上砌下より集ひ給ふこと或は御帳臺え出御の御作法公卿の練足宣命の次第又庭上に版を設標を建鳥瓶子とて頂に鳥の形の五色に色どりたる大瓶子を居置れて御酒を設賜ふのありさま內辨の大臣の開門闈司等を仰するの事、又は立樂を奏し舞妓の袖をひるがへし舞つるの事其義はてゝ月花門にして祿を給ふのまでも悉く三節會豐の明りに同じ次第也、然して今日の義の替れるありさま、其大抵を申さんには外辨の公卿南門より練り參らせられて西の階より昇殿まし〳〵臺盤につかせられて御酒賜へる一献二献の間に立樂とて舞人樂人庭上にすゝみ出て音樂を奏し舞妓は東階のもとにて袖をひるがへして舞ひかなでしありさま（此時立樂前の大夫とて中務の衆束帶して舞妓を誘ひめぐるなり舞姫は五衣に裳からぎぬ等を着す二人なり）其間に庭上に立らるゝ鳥瓶子より造酒司さの御酒うつすありさま內竪の進退殊に以て嚴也又此間に庭上に立られたる標版を徹して砂をならして庭の面を粧へば馬寮の頭日花門より馬部舍人を牽て白き馬二疋庭上を引わたして月花門の方へわたるなり（此二疋の馬には各々馬取なかけて引わたすなり）此義は御帳臺の中より叡覽まし〳〵群臣も共に拜見して事はてゝ入御まし〳〵公卿も又西の階を下りて退りたまふありさまなり、扨月花門の許にて大凡省の官人祿のものをかつくありさま最嚴重なり

此節會辰の刻の催しといへ共やう〳〵午の刻より少し前に始まる事、後には夜に入るゆへ退り給ふには庭門より炬火をとりて召具のもの共まうすありさま申も中〳〵及びなき事なり

右の御式は次第悉く三節會の次第に委しく見へたりといへども、たま〳〵田舍より參りて拜見在し事殊更御式の白日に改りしによて、老ての眊める眼を驚かしぬるの事を筆して家づとゝなすものなり、堅固密々の草稿なり穴かしこ

天明八年正月十日記之　老邁嘉樹

右京師旅寓にて筆し置ける一とぢを同じ月の晦日の火に灰燼となしぬ其後此事おもひよりもなかりしにふしぎに此間鈴木氏（久慶といへる人）書狀の中へ卷入ておくりし次第ありとて見せられしによて燒失せしものゝ又存せるも奇代のふしぎなるまゝ、其おくりし草案

も成るは龍の媒とかや稱して其德種々なり
異邦にて龍馬と稱するものは其たけ八尺の馬をいへり其八尺を我邦の尺に考れば金さしの五尺七寸ほどの馬なり並云今馬に阿於と云毛あり其色は黑し是谿海集に牛の色の黑きは蒼色とて青黑なるものをいへり、其譯は牛は陰獸なるをもて雜色いろ〳〵ありといへ共其性の本色は蒼を本とすといへり馬も又しかり馬は陽獸なるをもて其毛色はさま〴〵あれども其本色赤しとかや見へたり、爰を以陰獸の形なる蒼色の馬は靑陽に覽せるに叶ざるのゆへにて龍德を以賀し奉て白馬をひきつれわたる事なるべし、故に白馬と書て青陽の義をふくみてあをばと稱するよし也、古此節會には月毛の馬を廿一疋牽出て庭上をわたる事なり則左馬寮より十疋右馬寮より十疋此外に餘馬と稱して左右馬寮より隔年に一疋つゝ牽いだせるよし也是は大内裏時の義にて諸の官舍も備り庭上も其を行るゝにたへたる結構なるゆへなり、今は庭上もせば〳〵しく左右馬寮も名のみなるをもてたゞ禮容を失たるの義のみにて廿一疋の十分一にてたゞ二疋を引わたすのみなり、然れども節會に大小の二樣あり、白馬と豐の明りは大節會にて元日踏歌などいへるより又一しほに嚴重なる趣きなるよし也、中世以來四節會共（元日白馬踏歌豐明）大凡酉の刻の催にて、日入て後の行事にて其御式のはてぬるは曉方に及べり然るを當今の御代に至りて殊更の僉議をもて馬を青春覽し玉ふ事は春の陽氣をむかへば邪氣をはらふの古實にて舊例も晝の間に馬を覽し給へる事なり去れば古は除目の義は六日の事なりしかども其式の繁多なるに及では曉に及べる事もありしによて然る時は白馬の節會の妨なりとて五日に除目を轉せられて行るゝよし桃花の御說見へたれば古しへ白馬の御式は晝行れし事顯然たるもの也去程に今年の春去年の霜月に參上して其處此處逍遙しておもはず年を重ねたるの幸に件の御式を拜し奉りし、其幾年來拜し來れるに聊も替れる事なく誠に嚴重なる御次第なりし、況や每年拜見せしは夜の節會のみなりしに此年や幸に右のごとく改たりし白日の御式殊にもて田舍翁が眼を驚し奉る事のみなりし、たゞ荒々拜見の趣左に筆して孫子供への家土

衣服の形象を制して殊更に威重して頂戴せしむるなり抑此御雛形と申は如何なる故頂戴せしむるや思ふに已太々講の連衆たると歴年なれども家業繁多にして參詣すること能はず去れば此雛形と申は年毎に代參を奉の故に己が神拜の服の形代などにや、然して夫をして加持念誦することありて御師の方より贈にや所詮其故を知らず誰連中へ尋問ふといへども白地に其こと分明ならず吾子其御雛形の子細を知るやと老邁答予謹て考るに正しく

大神宮の御衣をうつせる御雛形なるべし神祇令曰、孟夏神衣祭謂伊勢神宮祭也、此神服部等齋戒潔清以三河赤引神調絲織ニ作神衣一、又麻績連等績レ麻以織ニ敷和衣一以供ニ神明一曰ニ神衣一云々

三河國赤引絲と者明は清にて阿加なり引は曳にて長の義なり大神宮儀式帳に云　御調荷前供奉行事赤引生絲四十斤郡內諸百姓等人別私家解除淸氏御調絲持參向太神宮司止定氏絲遠令ニ編定一御調櫃入氏監湯持氏御調倉進納畢云々

右は年例に神御衣を奉るゝの義也然して件の御衣は神宮の惶み尊み崇め奉の品にて凡下のものは拜することさへ白地にはなし奉がたきものなり仍て神主以下禰宜內人等件の御衣を寫し形り奉て御雛形として拜賜せしむるものなり是全く神御衣の御形式の義と見へたり

以上の事神祇隨筆、　神宮明辨等の赴を以て考るなり穴賢謹て白す云々

寛政六年七月廿一日　述推量説　橘　嘉樹

右楚忽一條努々可レ憚ニ他見一事最非ニ假令一可恐秘事眞實也

○白馬節會拜見のありさま

正月七日の節會を白馬（阿於と訓す）の節會といへり抑春は東方に位して木の德あり木の色は青し、よて春陽共青春とも稱す然して年のはじめに馬を見れば其年の邪魔を除くといへる事禮記に見へたり、是を以今日主上群臣と共に白馬を覽し玉ふの義也されば春陽の義にて侍れば青馬を牽出て　天覽に備ふべき事なれども馬に青き毛はなきを以て白龍化して馬となるとの本文によて馬は龍の德あるを貴く名馬をさしては龍馬と名づく、史記にも天の用は龍なり地の用は馬なりといへり其龍は色青きに象りて四神の幟の文に

蒼梧隨筆卷之三

○荒海障子之事

建暦御記に曰清涼殿の弘廂に有荒海障子南の方に手長足長北面は宇治の網代布障子墨繪也云云

按に三才圖會云長脚國在ニ赤水東一其國人與長臂國近其人常負ニ長臂人一入レ海捕レ魚蓋長臂人身如ニ中人一而臂長二丈云云

古今著聞集曰萩の戸の前より布障子を荒海の障子と名付て手長足長などかきたり其北うらは宇治のあじろをかけり云云

按に件の布障子は凡高サ九尺ほどにて其畫は墨繪なり是乃ち金岡が圖せし物といへり（滋野井殿御說松陰拾葉にあり）然して今寫して世に傳る卷軸の圖は件の布障子を寫したるものには非ず其初巨勢の金岡が圖せしは卷軸にて鴨居殿の寶藏にありしを金岡自ら寫して布障子へ畫しものなり故に元本といへるは此卷軸の圖なり、よて布障子は燒失して亡びたりといへども其元本なる卷軸は現在するを書所の預り土佐の家に其卷軸のうつし現在せるを滋野井故亞相入道公麗卿のうつして藏し給へるを乞願て密にうつしたるものなり嘉樹素より土佐の家に件のうつし侍りて夫より熟望して寫せる人も多く侍れば此圖は世に流布する事尤なるべし、努々又世になき希代のものにも非れども嘉樹うつせしものは金岡か圖せしを土佐家へうつし夫をまた故亞相入道のうつして小傳を書添へ給へるを眞寫せしものなり故に今由來を筆記する事かくの如し

明和八年八月　　橘　嘉樹

〔附傳〕滋野井公麗卿仰云、此圖墨繪なりといへ共うすく藍をもて彩色したる圖也是畫家に云つけたしな（本ノママ）どいへるものなるべし又此圖の中に希怪なる畫あり是海外遠方のものなれば其名も今考へがたし世の好事なる人さま〴〵に名を考へたるもあるよし也、是誣ひ名たるものにて却て僻言なるべしと仰示し侍る也舊本損壞せるに仍て

天明七年五月十七日改記　　嘉　樹

○伊勢御雛形守之事

或曰伊勢太々講の御祓以下種々の神物を手寄の御師より頂戴せしむ其中に御雛形と云ものありて紙を以

之祠祈爲百姓蒙祉福、師古曰王者施德澤則甘露降草木云々」、通鑑綱目唐文宗太和元年紀曰武露布文露浣宗均云甘露見其國布散者人尙武文采者甘露湛重云々」、晉中興書曰甘露降耆老得敬則松柏受之尊賢容衆則竹葦受之甘露者仁澤也其凝如脂其美如飴一名天酒云々

以上異邦甘露降之證徵也

和名類聚鈔曰甘露美露也降則物無不美盛矣、倭名豆由云々」、延喜治部式甘露美露也神靈之精也凝如脂其甘如飴一名膏露上瑞也」、日本紀天武天皇七年冬十月甲申朔有物如綿零於難波、長五六尺廣七八寸則隨風以飄于松林及葦原時人云甘露也、

廣博物志曰漢桓帝時雨白綿本草甘露條曰王者敬養耆老則降松柏尊賢容衆則降於竹葦皆瑞氣所感也、白虎通曰甘露美露也降則物無不美盛矣（以上の解谷川士淸カ考たる日本紀通證にあり）

類聚國史曰元明天皇和銅元年五月庚申長門國言甘露降、八年五月壬辰伯耆國言甘露降、文德天皇嘉祥三年五月戊戌石見國甘露降、七月己酉石見國献甘露味如飴餹、八月丙申公卿抗表曰石見國守從五位下笠朝臣峯雄等奏偁、所管安曇郡川合郷甘露降云々、謹詣闕庭陳賀以聞帝以居請難拒許之」、仁壽二年五月甘露降京師樹上及大和越前加賀但馬因幡伯耆隱岐播磨長門等九國並言甘露降、齊衡二年秋七月丁未朔紀伊守從五位下紀朝臣眞高献甘露降」、三年四月庚辰駿河國言甘露降」文德實錄曰仁壽二年云々（同類聚國史但大和國言之下者有紫雲見三字」）延喜神祇式曰因幡國巨濃甘露神社」百十代明正院御宇寛永八年三月諸國甘露降（歷代備考」）道德經曰天地相合以降甘露民莫之令而自均、王弼曰言天地相合則甘露不求而自降我守其眞性無爲則不令而自均也

從去歲十二月至今年正月柳營之前庭及諸家邸寺社並に市中ニモ有林木之所或道路橋上の類人々眼之及ぶ所往々木葉石上等悉甘露降矣於此今二三四甘露之事實を尋求て寫認るもの也佗日又有事實ものあらば此末に筆し止むべき者也

寛政二年正月十九日　　橘　嘉　樹

蒼梧隨筆卷之一、二終

有朔旦冬至、而曆博士眞野麻呂等所上曆日冬至在十一月二日若於經史有可進退之理乎、宜議而奏之、是善等奏議曰謹案眞野麻呂所執以爲依日分小餘不足、不得合朔、論之曆術理若當然、但案曆經註ヲ云、月行遲疾曆則有六大六小、以日行盈縮增損之云々、當察加時早晚隨其所近而進退之、使不過六大六小、其正月朔若有交加時正見者消息前後一兩月以定大小、令虧在晦者以此言之、既有進退之理、而今當年曆八月大九月小十月大閏十月小、然則以一小月爲大、自得朔旦冬至、夫朔旦冬至者曆數之所始帝王之休祥、既云避凶而在晦何不逐吉以退朔、昔唐太宗貞觀十四年有閏十月卽得朔旦冬至、太史令傅仁均以癸亥爲朔旦冬至、而宣義郞李淳風案古曆分日、以爲、甲子宜在朔旦、詔下公卿及諸有識於是國子祭酒孔穎達等十有四人尙書八座請從淳風議、有詔可之、雖然至於後年不見晷耀之愆、爰知一日進退未足爲妨、又尙書百釋云頻大消之案其意義每至章蔀之歲必欲令得朔旦冬至、故顯置大月至於三四、夫六大六小者曆術之常法況今唯置七大既得合朔乎」、又勅從五位下行曆博士兼備後介大春日朝臣眞野麻呂外從五位下行陰陽助兼權陰陽博士笠朝臣名高等曰、今諸有識等僉議云今年可置朔旦冬至、若依此說逐吉置朔者於後年曆得節氣不錯謬歟、眞野麻呂等奏言謹檢術法無依吉進退之文、仍今年不置朔旦冬至、依群臣議置之可無弦朔之差、於是詔從是善之議焉、廿五日辛未宣詔百官及五畿七道諸國云、今年當有朔旦冬至而曆家偏依日分不足置於二日、今稽之故實既有改定之理宜改閏十月爲大、卽以十一月二日丁丑爲朔旦冬至

寛政七年九月四日　　假初乞潤筆也

橘　嘉　樹

右一册の草書は今月今日に當りて弊屋に轉卜するによて藏書悉く知已の藏舍へうつし置ぬ仍之偶々冬至のことを檢出するに不便なるまゝ同學正綱生の藏書を借り求てうつし取るもの也忽卒ゝゝあやまり多かるべし

○甘露降事實

瑞應圖曰甘露者靈露也神靈之精仁瑞之澤、其凝如脂其甘如飴、一名天酒、藝文曰膏露卽甘露也聖人之德上及太淸下及太寧萬靈則膏露下云々」、漢書宣帝紀曰迺者鳳凰甘露降集京師、嘉瑞竝見修興泰一五帝后土

然して今年迄一百三十七ヶ年に及べり（地震にて壞損失せる寛文二年よりなり）

成廢年紀畧

初て造立せられたる天正十四年より慶長七年炎上の度まで凡十七ヶ年なり、

再建立の事始慶長十五年より寛文二年地震の災にて壞損あるまで凡五十三ヶ年なり

三度目建立造替の事始より當年寛政十年七月まで凡百三十六ヶ年なり

並に數るに天正十四年

初て造立より今年まで　凡二百十三ヶ年なり

慶長十五年

再建の年より今年まで　凡一百八十九ヶ年なり

寛文三年

三度目建立の年より　凡一百三十六ヶ年なり

追加南京大佛像年序大概

聖武天皇御建立天平廿年御草創の年より高倉院御代治承四年重衡放火せし年までは凡三百九十三ヶ年なり

後鳥羽院御代文治二年俊坊重源再建せし年より正親町院永祿十年松永と三好戰爭によて放火して灰せしに及まで凡三百八十一ヶ年なり

（イ後ニ）復ひ再建ありし正親町院元龜元年より今年寛政十年まで凡二百廿九年なり

又考るに初て造佛ありし聖武天皇天平二十年より當寛政十年までは凡一千五十一ヶ年なり

此年序の事は續日本紀將軍家譜代備考本朝年代記大閤記等に據て之を數るなり本より、京師大佛の年記も同き趣を以て數へ注せしなり、あまたの年序のこと二三四五の求算あるべし恐れ々々筆は同志の夜話の談柄となさんのみ呼々可惶

寛政十年七月六日午後　　老邁駿岳嘉樹

（三代實錄）○朔且冬至之議　貞觀二年十月廿三日

三代實錄卷四貞觀二年閏十月廿三日紀拔書、廿三日己巳地震勅從四位下行文章博士兼播磨權守菅原朝臣是善　正五位下守權左中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人　正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼從五位下守主計頭兼行木工助算博士有宗宿禰益門等曰今年一章十九年准據先例當

丈に五丈なり其一戸を八ッにて三十二戸なり夫を一町と云一町とは四十丈四方なり其一町を四ッ合せて一保と云二町四方なり其一保を四ッ合せたるを一坊と云二保四方なり則四町四方のことなり其一坊を竪に四ッ合せたるを一條と云長さ十六町に横四町なり以上古の町保坊條の定なり拾芥抄に委し爰に其大抵を云ふなり
右は去る天明三年の春或人の問に答へしの副書なり然るを今年正月京師にて火に災せられて失ひけるにて水谷氏のうつし置るを借り乞て補ひ書するものなり
天明八年十一月十三日　　　　橘　嘉　樹

○洛東大佛殿回祿之事

寛政十戌午年秋七月朔日夜亥刻頃より洛中洛外暴雨霹靂して實に木を裂き石を轉するが如くなり夜半の頃に及て洛外辰巳の方にあたつて一團の電光射下るよと見へしに忽ち方廣精舍の大佛殿の屋棟より猛火炎々として熾上し、さしも廣大なる大伽藍瞬息の間に灰燼となれり其餘煙回廊より仁王門に及で一塵の殘灰なく一片の燒土となしぬ猶餘光炎々として翌二日辰巳の尅の頃より漸々に鎮消せしと云り然ども幸に方廣の本坊並に三十三間堂又は洪鐘等は延災なかりしと云り誠に奇代の不測未曾有の珍事なり
事京師より發し來る脚力夫眼前に見得て下れりとて五日午の上刻頃告げ來れり因に勘るに年暦由來左の如くなり
抑平安城外大佛像は豐臣大閤南都東大寺の大佛像に准擬せられて過分の貲財を費し民力を勞せしめて天正十四年より事を起して數の年序を歷て成就せしなり爾後慶長七年十二月四日回祿の災によて忽ち一時の灰土となりしを同十五年豐臣の二世內大臣秀賴公御父大閤の御願なるを以御再建あり元來南京の大佛像は唐金にて鑄建たるを大閤の意存速に造功を遂げしめんとて木像に削り作らせ膠漆を以て制飾して形のごとくにてありしなれば今度再建の義は南京本躰のごとくに唐金を以て造立あるべき旨　家康公の御意見によて過分の費弊を償ひ設けて造立ありとかや傳聞せり然るに寛文二年五月朔日地震の災にかゝりて件の金銅の佛軀壞れ損するによて今般執政の老臣故松平伊豆守信綱朝臣の思惟を以て大閤御造成の如く再び木像に改造らる同き七年月日事成矣と云へり

夜もあければ、あら玉のけしきに成りていとゞ賑はへることをいへる成べし

世諺問答曰（一條禪閤兼良公御作）朔日より賤が家居に門の松とてたて侍るはいつの頃よりはじまれる事にや、答いつ頃とはたしかに申がたし門の松たつる事はむかしよりありきたれる事なるべし、賤が家居は大方方戸なるによつて民戸と申侍れどむかしは一町のうちを五丈づゝにわりて門をたてしかば八つの門ありしなりその中に賤が家居を作り侍れば門なかるべきにあらず、其門の前に松竹を立侍り松は千とせを契り竹は萬代をかぎる草木なれば年のはじめいはひ事にたて侍るべしと云々

長明が四季物語に云明のためとて松竹にしりくめの縄とりそへてゆづりはしだなど家をふき侍る御門公卿の家はさらなり（さらなりとはまたかはれりと云る也御門も禁裡なり）

右にて門松の事禁裏公家方にては無之武家計立る事明かなりつれ／＼草にも大路とあるは洛中の町々なり

右世諺問答に町々一町を五丈つゝにわりて八ッの門ありといえる事は左の如くなり、むかしの町のわり也今の世家居繁く建つゞきて古の一戸一町といへる事も跡なく成りたりといへども京の町は未だ其風情殘りて南北の町家は半町宛にて道あり大凡は左の圖にて辨へ知るべし

但八ッの門ありとはたゞ其町のさまを荒ましにいへるもの也實には一町には四八三十二の門あり

一町之圖

今の道程六十間を一町と云ひ一間は六尺なり夫を丈に積れば六々三十六丈なり夫へ町と丁との間の道はゞを四丈として合せて四十丈なり是にて一町と云は六十間なるをも明なり

門	同	戸一	門	門	同	戸	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門
門	同	同	門	門	同	同	門

一戸と云は一家のをにて其一戸と云は十丈に五丈つゝなり是則一人前の家居なり右は八戸づい後口合せにして合せて十六戸なり一町は三十二戸にて門も三十二なり夫を今八戸とあるは一ならびの處をさして云へるなり

右は拾芥抄に詳なり予又別に町坊保の圖ありて戸口の考あり合せて考へ知るべしたとへば一戸と云は十

或云虎畵を圖するに十に八九は竹を以し又は巖石などを書き添て假初にも森林人家などに及ざるものは如何なる故にや其據ること定て子細あるべし吾子所見ありやと答云往々其不審あることにて畵工までは掌(本ノマヽ)國の人に問へどもその本據聞事なし然に予說郛の逸書中三十四五部を藏して旅行には必ず竹輿の中に携へ行て睡眠の友とせり頃日も亦下毛國二荒山へ登山の事ありて如例此書をたづさへ閱るに部中宋の龐元英が談叢の中に見ることあり所謂虎は常に趯鼠と云ふものを怖れ避く趯鼠は常に深山林木の枝上に隱栖て林中虎の過るを見れば必鳴噪して自らおのれが毛をぬきて虎の身に投ずればその着くところ必ず蟲はまれて偏身瘡いでき爛れてついに死にいたるゆへに林木中には虎至らざると見へたり此事は漁溪と云人山林中を遊歷して一僧の山居するを訪ふて此處山中にして虎の患へにあへることはなきやと尋し時山僧の云へる如此林木繁れば地には虎の禍は曾てなきものとて右云々のことを筆せしなり曾て漁溪おもゑらく方に覺れり虎を畵くもの皆平原曠野茅葦叢薄の中なるものを交へ畵けども曾て林木を作ざるものは誠に此謂なるべしと云へり予も亦考へ憶ふに五雜組事の部に云有下人以釘鉸爲業者至山中遇一虎臥地呻吟するか見人舉爪示之を見れば一大竹刺の爪間に深く入りたるなり其釘鉸業の者爲に拔きて憐む虎悅べるの報にや忽ち鹿を含て來りあたへると云ふことなど全く虎の竹林中に在るの證徵なるべきにやと取詮なく筆し止むなり

天明五年九月　老邁橘嘉樹

○門松建飾

門松は貴家に營建らるゝ事は無之の考

つれ〴〵草に云大路のさま松たてわたしてはなやかにうれしげなるこそあはれなれ

大路と云は、宮城の外にて二條より九條迄を云り

拾芥鈔云、宮城南大路(禁中也二條なり)廣十七丈次六大路各八丈、(六大路とは二條、四條、五條、六條、七條、八條等の大路なり)南極大路十二丈二尺(九條の大路なり)云々是路中町々の事なり

堀川百首に「門松をいとなみたつるそのほとに春あけがたに夜や成ぬらん　藤原顯季

是も町々にて家ごとに門松を建かざる中、にはや

中國
守一人　掾一人　目一人
史生三人
下國
守一人　目一人　史生三人
大郡
大領一人　少領一人　主政三人
主帳三人
上郡
大領一人　少領一人　主政三人
主帳二人
中郡
大領一人　少領一人　主政一人
主帳一人
下部
大領一人　少領一人　主帳一人
小郡
領一人　主帳一人

右官員の成數は土地の廣狹と人民の多寡を以て定るの義にて土地廣ければ自然と人民も多し人民多ければ種穀も繁多なり種穀多ければ正税公廨も随て豐饒なり土地ひろく人民多ければ國司に屬するの介掾目等並に郡領以下の官人も多かるべし、多からざれば政要も缺如の事あるによつて其國其郡にしたがひて官員を増しおかるゝこと其義尤明なり爰を以て考るに大國上國と比隣して較れば其風土の厚薄、四時、正偏、人物の美惡も其甲乙を分つの一斟なるべし並に中國と下國の次序も又その義に同じかるべし然して上國と中國とは比隣すと云へども甲乙懸隔の考へには較べがたきものなり

或人云令外の官に守以下權官ををかれ又或は掾目等の官員を増されたることあり此義は考へ加へざるは如何にと嘉樹憶ふに國の大上中下小、郡の大上中下小等のことは令條のさだむるところにして議論することなれば令以後の沿革は爰に考るに由なきことなり故に格式等のことには曾て議論を加へざるものなり穴賢

寛政四年三月廿九日追て筆す　老邁嘉樹

○虎書風情

○上信濃國上國にして正税公廨の大上野國の大國に勝れども事は古への定めには反せり上野當は本と一國にて今の兩國の界とする佐野、笠懸野の間なる渡瀨川と云を一國の中間として兩國を合せ計ふれば正税公廨各六十萬束なり然るときは信濃國の正税公廨三十五萬束には莫大勝れるものなり去れども上野下野を一國とせしとも又夫を分つて上下二國とせしことも年紀詳ならずと云へども大抵國々に前後上下を分ちしことは延喜式より前に見へざれば是以て令條以後のことなるべし

○越中越後上國にして田數大國の越前に倍れるものは三代格を考るに嵯峨天皇弘仁十四年二月三日越前の國江沼、加賀二郡を割て爲二加賀一とあれば本とより加賀は越前の中なれば、此二國を合せ計れば越前の田數凡二萬五千六十六町となりて越中越後にすぐれるものなり

○土佐の國中國にして田數上國たる阿波國にすぐれりと云へども淡路の國は元と阿波の國の島なれば淡路なり此田數二千六百五十町を阿波へ加へ計れば凡六千六十四町となりて土佐國の田數に倍れるものなり

○又中土佐國正税公廨各二萬束にて大國たる紀伊國の正公は十萬束なるものは其多寡拔群の事にて如何なる故と云ことを考へわくること能はず右の子細を密々註附せば國の大小中下は全く大は廣く上は夫に次ぎ中下は自然と狹少なるものにも幾からんか

寛政四年三月四日　　橘　嘉樹

追考

追て考るに國の大小中下を分つ事は一に其國の廣大狹少に拘らずとも云ひがたし如何となれば職員令を考るに左の如く見へたり

大國

守一人　　介一人　　大掾一人

少掾一人　　大目一人　　少目一人

史生三人

上國

守一人　　介一人　　掾一人

目一人

○山陽道八ヶ國之內

備後　郡十四

播磨　郡十二

以上は上國にして郡數の大國に倍れるものなり

○南海道六ヶ國之內

中 土佐　郡七

上 紀伊　郡七

中 土佐　田六千四百五十一町

上 阿波　田三千四百十四町

中 土佐　正公各二十萬束

上 紀伊　正公各十萬束

上 阿波　正公各二十萬束

以上は中國にして郡數の上國と甲乙なきもの又中國にして田數の上國に倍れるもの又中國にして正稅公廨の上國に倍れる並に甲乙なきものなり

○西海道九ヶ國並二島國

此十一ヶ國は郡數、田町、正稅、公廨共に各右大上中下の名義の如く次第して異同なきものなり

右郡數田町正稅公廨の國の大上中下によりて異同あるもの丶中郡數の多寡を以て國の大上中下を考ふる事は不詳、如何となれば令條の制を考るに郡に大上中下小の差別あることは二十里以下十六里以上を大郡とし十五里以下十二里以上を上郡とし十一里以下八里以上を中郡とし七里以下四里以上を下郡とし三里以下二里以上を小郡とす其一里と云は五十戶を以てすと云々、しかれば凡當國々にて郡の大小ありと見ゆれども今某郡の大上中下小の甲乙あるの名義考へ得ざれば、郡數の多寡を以ては國の廣狹は考へがたきものなり爰を以今五畿七道を各路に分つて其田數と正稅公廨との甲乙を比較すれは國の大上中下に反するの甲乙漸く二ヶ國なり所謂左の如し

○上 攝津國上國にして大 河內の大國に勝れる事は靈龜以後のことなれば令條を定めらるゝ時は河內の田數正稅公廨ともに攝津にすぐれり續日本紀に靈龜二年四月河內國三郡を割て和泉監を置とあり然れば今和泉の田數と正稅公廨とを合すれば河內の田數は萬五千九百七町なり正稅と公廨とは各廿二萬九千四百四十七束にて大國上國の名順次の如くなり

所なり其繁雜にして見るに煩しきを以て其甲乙を約束すること又左の如し

○畿內五ヶ國之內

攝津　田萬二千五百二十五町　正—公—各十八萬五千束

大河內　田萬千三百三十八町　正—公—各十四萬九千四百七十七束

以上は上國にして田數正稅公廨の大國に倍れるものなり

○東海道十五ヶ國之內

遠江郡十三

上總下總常陸各郡十一也

相摸正稅公廨各三十萬束

伊勢正—公—各三十萬束

伊賀郡四

安房郡四

以上は上國の郡數大國に倍り並に正稅公廨の甲乙なども又下國にして郡數の中國と甲乙なきものなり

○東山道八ヶ國之內

上美濃　郡十八　正—公—各三十萬束

大上野　郡十四　正—公—各三十萬束

上信濃　正—公—各三十五萬束

大上野　正—公—各三十萬束

上下野　正—公—各三十萬束

大上野　正—公—各三十萬束

以上は上國にして郡數大國に倍り並に正公各甲乙なきもの又並に正公各大國に倍れるもの又上國の正公各大國と甲乙なきものなり

○北陸道七ヶ國之內

上越中　田數萬四十町

大越前　田數萬二千六町

上越後　郡七　田萬四十町

大越前　郡六　田萬二千六町

能登

加賀　越中各郡四

以上上國にして田數大國に倍り又上國にして郡數田數共に大國に倍れるもの又中國にして郡數の上國と甲乙なきものなり

○山陰道八ヶ國之內

中石見　郡六

上伯耆　郡六

以上は中國にして郡數の上國と甲乙なきものなり

○土佐　郡七
田六千四百五十一町　正稅公各廨二十萬
下國一
○淡路　郡二
田二千六百五十町　正稅三萬五千束　公廨四
萬五千束
以上六ヶ國之內
中國 土佐郡數 上國紀伊と同じ
中國 同國田數 上阿波ニ倍事凡三千三十七町
中 同國正稅公廨 上 紀伊に倍事凡二萬五千束並
上 阿波と同じ
○西海道九ヶ國並二島國
大國一
○肥後　郡十四
田二萬三千五百餘町　正稅公廨各四十萬束
上國五
○筑前　郡十五
田八千五百餘町　正稅公廨各二十萬束
○筑後　郡十
田萬二千八百餘町　正稅公廨二十萬束

○肥前　郡十一
田萬三千九百餘町　正稅公廨各廿萬束
○豐前　郡八
田萬三千二百餘町　正稅公廨各二十萬束
○豐後　郡八
田七千五百餘町　正稅公廨各二十萬束
中國三
○日向　郡五
田四千八百餘町　正稅公廨各十五萬束
○大隅　郡八
田四千八百餘町　正稅八萬六千四十束　公廨
八萬五千束
○薩摩　郡 延喜式十二 和名抄十三
田四千八百餘町　正稅公廨各八萬五千束
下國二
○壹岐　郡 延喜式二 和名抄一
田六百二十町　正稅一萬五千束　公廨五萬束
○對馬　郡二
田四百廿八町　正稅三千九百束
右八郡數、田町、公廨、正稅の延喜式倭名鈔等見る

○隱岐　郡四
田五百八十五町　正税二萬束　公廨四萬束
以上八ヶ國之内
中國 石見郡數 上國 伯耆と同
○山陽道八ヶ國
大國一
○播磨　郡十二
田二萬千四百十四町　正税公廨各三十萬束
上國六
○美作　郡七
田萬千二十一町　正税公廨各三十萬束
○備前　郡八
田萬三千百八十五町　正税公廨各三十八萬一
千一百五十束
○備中　郡九
田萬三百二十七町　正税公廨各三十萬束
○備後　郡十四
田九千三百一町　正税公廨各二十四萬束
○安藝　郡八
田七千三百五十七町　正税二十三萬束　公廨
二十萬八千八百束
○周防　郡六
田七千八百三十四町　正税公廨各二十一萬束
中國一
○長門　郡五
田四千六百三町　正税公廨各十萬束
以上八ヶ國之内
上國 備後郡數 大國 播磨倍事二郡
○南海道六ヶ國
上國四
○紀伊　郡七
田七千百九十八町　正税公廨各十萬束
○阿波　郡九
田三千四百十四町　正税公廨各二十萬束
○讃岐　郡十一
田萬八千六百四十七町　正税公廨各三十五萬
束
○伊豫　郡十四
田萬三千五百一町　正税公廨各三十萬束
中國一

○越前　郡六
田萬二千六町　正税公廨各三十萬束
上國三　（越中ノ分誤脱カ）
○加賀　郡四
田萬三千七百町　正税公廨各三十萬束
○越後　郡七
田萬四千町　正税公廨各三十三萬束
中國三
○若狹　郡三
田三千七百七十町　正税公廨各九萬束
○能登　郡四
田八千二百町　正税公廨各十五萬束
○佐渡　郡三
田三千九百六十町　正税三萬八千束　公廨八
萬束
以上七ヶ國之內
上國　越中田數　大國　越前倍事凡四千九百九十四町　上
越後郡數　大越前倍事一郡
同國田數　大越前倍事凡千九百九十四町　中　能登郡數
は加賀越中國

○山陰道八ヶ國
上國五
○丹波　郡六
田萬六百六十六町　正税二十三萬束　公廨二
十五萬束
○但馬　郡八
田七千五百五十五町　正税公廨各三十四萬束
○出雲　郡十
田九千四百三十五町　正税二十六萬束　公廨
三十萬束
○因幡　郡七
田七千九百十四町　正税公廨各三十萬束
○伯耆　郡六
田八千百六十一町　正税公廨各二十五萬束
中國二
○丹後　郡五
田四千七百五十六町　正税公廨各十七萬束
○石見　郡六
田四千八百八十四町　正税公廨各十五萬束
下國一

下國三
○伊賀　郡四
田四千五十一町　正稅公廨各十三萬五千束
○志摩　郡二
田百二十四町　正稅一千二百斛
○伊豆　郡三
田二千百十町　正稅公廨各六萬五千束
以上十五ヶ國之內
上國 遠江郡數大國 上總大下總大常陸に倍すること
凡二郡並大伊勢と同じ
大相摸正公各大伊勢と同じ
下伊賀郡數中國 安房に同じ
○東山道八ヶ國
（大國　三誤脫歟）
○近江　郡十二
田三萬三千四百二町　正稅公廨各四十萬束
○上野　郡十四
田三萬九百三十七町　正稅公廨各三十萬束
○陸奧　郡三十六
田五萬千四百四十町　正稅六十萬束　公廨八
十萬三千七百十五束
上國四
○美濃　郡十八
田萬四千八百二十町　正稅公廨各三十萬束
○信濃　郡十
田三萬九百八町　正稅公廨各三十五萬束
○下野　郡九
田三萬百五十町　正稅公廨各三十萬束
○出羽　郡十一
田萬六千百九町　正稅二十萬束　公廨三十四
萬束
下國一
○飛彈　郡三
田六千六百十五町　正稅公廨各四萬束
以上八ヶ國之內
上國 美濃郡數大國 近江に倍すること凡六郡大上野
倍事凡四郡並正稅公廨大上野上信濃正稅公廨大上
野倍事凡五萬束上下野正稅公廨上野國
○北陸道七ヶ國
大國一

田萬二千五百廿五町　正稅公廨各十八萬五千束

下國一

○和泉　郡延喜式三和名鈔四

田四千五百六十九町　正稅公廨各八萬束

以上五箇國之內

上國攝津田數大國河內二倍すること、凡千九百町

上同國正稅公廨大河內に倍すること、凡五百二十三束なり

○東海道十五ヶ國

大國五

○伊勢　郡十三

田萬八千百三十町　正稅公廨各三十萬束

○武藏　郡廿一

田三萬七千五百七十四町　正稅公廨各四十萬束

○上總　郡十一

田二萬二千八百四十町　正稅公廨各四十萬束

○下總　郡十一

田二萬六千四百三十二町　正稅公廨各四十萬束

○常陸　郡十一

田四萬九十二町　正稅公廨各五十萬束

上國六

○尾張　郡八

田六千八百二十町　正稅公廨各二十萬束

○三河　郡八

田六千八百二十町　正稅公廨各二十萬束

○遠江　郡十三

田萬三千六百十一町　正稅公廨各二十八萬束

○駿河　郡七

田九千六十三町　正稅二十三萬束　公廨二十五萬束

○甲斐　郡四

田萬二千二百四十九町　正稅公廨各廿四萬束

○相摸　郡八

田萬千二百三十六町　正稅公廨各三十萬束

中國一

○安房　郡四

田四千三百三十五町　正稅公廨各十五萬束

方に荷擔せしなり去れども私意をもて他説を論ぜしことは努々是なきなり穴賢外覽を憚なりと云々

寛政九年正月八日試筆

老邁嘉樹

追考釋名之事

○國郡大小之差異

抑國に大國上國中國の差別あり郡に大郡上郡中郡下郡小郡の甲乙あり乃令條の定むる處にして從て國司の守以下官屬相當の次序並に官員の多寡ありて其制度顯然たり然と云へども大國にして郡數田町正稅公廨等の上國より劣れるあり並に中下國にいたりても又同く中國にして上國に倍し下國にして中國に勝れるありて大上中下の名義に反せるもの往々見ゆ、爰を以其因て名づくるの次第詳ならず各疑ひ意ふこと少からず於レ是先哲𡈽井義知令條の勘物又職原鈔の註釋に云へる凡國に大上中下の名あることは其廣大狹少を以て大上中を分つに非ず唯々四時の正偏水土の厚薄人物の美惡を以て國の貴賤を定るところなりと、此考勘誠に古今に通貫して後生を發蒙せしむるの活然たるものなり恨らくは其考勘ある出自子細を筆し漏されたること如何せんや老邁爰に思を屈すること多年今更齒桑楡に傾き倒行逆施の時なるを以て事義の可に不可を顧ず苟初に延喜式、倭名鈔等の國郡の大小甲乙に預る物を拔萃して意へるまゝに其異義を推量附註すること左の如し短筆明細に抄註することあたはざるに依て假初に圖を作りて是を筆す所謂剩あるもの歟

諸國郡數田町正稅公廨等多寡圖

○畿內五ヶ國

大國二

○大和　郡十五

田萬七千九百五町　正稅公廨各廿萬束

○河內　郡十四

田萬千三百三十八町　正稅公廨各十四萬九千四百七十七束

上國二

○山城　郡八

田八千九百六十一町　正稅公廨各十五萬束

○攝津　郡十三

るは日本紀の訓にて大分君をおほきたのきと訓し又おほきたのきみとも訓ぜしなり又和名鈔に筑前國新分郡をいきた郡と讀せたるも是分をきたと訓ずるの據る所なりまた段の字をきたと訓て神代に素盞烏尊の八岐の大蛇を截斷て三段となし玉へるなり宮殿の階を段階と云も其階に高下をわかつの意にてきたはしと云ふなり（今俗にきざはしと云はあやまりなり）去れば分も段も共にわかつのことをきたとくんぜしなり

又考るに分の字の訓をくまりとも訓ぜり古事記に水分神の注に分の字讀てくまりと云と註せり又延喜式に水分社の分の字をこまりと假名の釋あるも、こはくとの通音にて（かきくけこの通音なり）くまりと云と同きなり抑きたと云ひくまりと云も共に日本紀に北陸道の字讀てくすかのみちと云へるなり、くすかと云もきたと云と同く東西を分ちへだてたる陸の道と云ふのことなり、くすと云ふはキと云音の轉せしなり又タと云ふもカと云も共に詞の轉にて古にはくすがと云しを今はくがと云なり假令はじめは東をひんがしといひしを後にはひがしと云ふがごとく始めはくすがといひしを今はくがと云なり、いにしへよりクとヒとの音にはんと云しなり讃岐國をさぬきと云も其義又をんと轉せしなりいまにては其訓を用ひざれば異なるやうにきこゆるなり、全く上世に朝夕の日の出と夕べの日の沒とを分ちし方なるを以てきたと云なり（山重りて日の出日の沒をわかつとの義なり）夫より今の世に至りては越の山の如く重り隔ざるをも海ならずして行く道をばくがと云ことには成たるなり此葦原の國のひらけはじまりし時は其南と東西とは皆海に望し地なり去れば北の方のみ山重りへだゝりて人の行き通ふ道もなければ唯山をもて此國の限りとなされたればくすかとは云し由なり依て今北の訓をきたと云習せしなり（釋日本紀を照覽すべし）貝原氏の北は黒し黒きはきたなきゆえになきを下略してきたと解釋ありしも其叶へるに似たれども日本紀の釋には勝りがたきと思はるゝなり

以上の説は白石君の東雅の解に見へしを釋日本紀、和名抄の如きに牽合して聊愚見を以て己れが好める

して拙くも後昆便宜を請ひ欲すること左の如し

東、日の光曜を始てあらはすの方便なるを以日の出る首と云ふのラを下略してひかしと云こと意味的然たるものなり（是は貝原氏の日本釋名の註釋なり）然れども古訓にひんがしと云ふ以て考れば景行天皇の日向國の縣に行幸し玉ひ又北の野にあそび玉ひし時並に東の方を望み見て宣く此國は日の出る方に直に向へりとて日向國と名付け給ひしは日むかし國と云へるの訓なり依て日むかしのヒを中略してひんがしと云しと見へたり後世ひんがしのしを轉音してひがしとのみ云へり釋日本紀に見へたるなり

西、日の沒方を古へは日禰之と云しをひねをニと轉音して（いにぬれの通音なり）其日の字を呑訓してにしと云へるなり禰之にし是亦通音なり（ねとにとはなにぬねの通音なり）既に萬葉集に渡津海の豊旗雲に伊理比禰之とあるも乃ち日の沒方のことにてあればひねしと云ふは日の沒方をさしてのことなり是等の訓に考へ合すれば貝原氏のいにしの上略訓釋ありしより明かに勝れりと思へり從ふべき也

南、みなみとは海を見るの訓にてみなみなり是の假名轉じてナとなりたるなり

上のみは見ゆるのゆるを下略してみと云へるなり日本紀に都より東へ下り行には南の方に海の見るによて海（月）を見る國と云ことにてみなみ（なはのと通音なり）と云ひし也と釋日本紀に見へたり故に古へは東海道をうみつみちと云へるも海つ道と云ことにてつは休め字にて助語なり、見るをみと訓せしは見へするの意にてするを略したるなり是南をみなと訓せし事の據る所なり又日本紀に武内宿禰の歌に阿布彌能彌と詠せしは淡海の海と言ふ事にて侍る由釋日本紀に見へたり是も海をみと云しめよるころなり

北、きたは分にてわかつの義なり上古のとき此葦原の中津國の地方は北の方は越の山重りて東西をへだて分ちたり是も都より東へ下り行くときに南は東西に打つゞきて見へるが北の方は上にいへるごとく越の山重りへだゝりて東西を分つなるによて分の字の義にてきたといへるなり卽ち南へ對したるの訓なり、分の字の訓をきたと云

又太平記に、大元國より日本を攻るときに鐵炮とて鞠の勢なる鐵丸を迸（ホトバシラ）せて、坂を下る車輪の如く霹靂たること閃々として電光のごとくなるを、一度に二三千抛出たるに、日本の兵多く燒殺され城戸櫓に火燃付て打消すべきひまもなかりけりと、云々とあるは是名は鐵炮とあれども、全く石火矢または炮烙火矢の類なるべし、ひつきやう、種ケ島より渡り來りし鐵炮と其品似たるによりて、太平記にも鐵炮としるしたるべし、是名は同じけれどもゆめ〳〵今の鐵炮のことには非るべし、此大元より日本をせめたるは、九十代後宇多院の文永年中のことにて、種ケ島へ鐵炮の來りしより二百四五十年も前のことなり

但太平記は三十九卷目にあり

右の說々にて其始めは正しく後奈良院の天文十二年の事を是とすべきものなり

寛政改元三月八日　　嘉　樹

○丁巳年試筆東西南北之和訓

禮記內則曰六年敎二之數一與トニ方名ノ一是數とは一二三四等の數の事を云ひ方の名とは東西南北の方を敎る事なり老邁嘉樹今年齡七旬に猶又七つの年を剩すと云へども思慮少く才氣空ふしていまだ其方の名ある和訓をだにわきまへず爰に於て忽卒に思ひよりて貝原益軒の日本釋名を探索して之を試るに幸に地理の部中に云へる東は日首のラを下略してひがしと云よしを註せられ西は往去のイを上略してにしと言へりと、また南は萬のもの日の南にあるときは明らかに見ゆるの訓を取りてみなみと號るよし北は其方位黑し黑はきたなしといふ義にてなしを下略して、きたと云とも云へり

按ずるに、東の和訓は日のかしらにて下のら°を略して、比加之と云ふのことは釋名なる解なり、然して西は、いにしのい°を略したるとの說詳ならず如何となれば日のいにしと解釋はあれども、本文いにしと計にて、字のことは見ることなし、されば如何なるもの（本ノマヽ）とにしにや、つまびらかならず最も不審、又南北の解釋も耳（本ノマヽ）く得たることなし、爰を以老邁、白石先生の（白石は新井筑後守の號なり）東雅に據て夫より遡のぼり、日本紀、古事記、萬葉、和名抄等の正記に牽合て、今又更に老邁が意のよる處を鈔出

へ異國船漂着せし事あり是則百六代後奈良院の御字天文十二年八月廿五日の事也、その時種子嶋の司に時堯(タカ)といへる人あり、船中を點見して鐵炮を見るといへども其ものゝ子細をしらず異國人に尋るといへども言葉通ぜずよつて禪僧を壹人頼て筆談せしめて武用の火器なる事を知れり然りといへ共又用ひやうをしらず禪僧も筆談にてわかり兼るによりて譯人(ツウシ)を一人招きて委く用やうを習ひ得て夫より異國人に價をつかはして件の鐵炮を求め得たり此時より鐵炮の事を種ケ嶋といへり然るに此嶋に松下五郎三郎といへる商人此術をよく覺えて居けるが或時異國人へ商ひに渡海する時難風に逢ひて吹戻されて思がけなく伊豆の國へ吹流されて久しく同國に在留する中鐵炮の術を其地の人へおしへけるより關八州に廣まりけるといへり(南浦文集に見へたり略文して記す)

一說には百五代後柏原院御時文龜年中に南蠻漂流の舟種がしまへ來りて此器を日本へ傳へたりともいへり又一說には百五代後柏原院永正七年和泉の境より玉龍房といへる山伏求め來りて相州の北條氏綱に奉りしともいえり又一說には百五代後柏原院大永七年西國浪人井上新左衞門と云もの此術を覺て武田信虎におしへたり共いえり此三說各後奈良院より前の事なりといへ共いづれも慥なる傳來に非ず、故に後奈良院の御字の種ケしま時堯が、得て松下五郎三郎が關八州へ廣めしといへるを先づ可とするなり其證文左にあり登壇必究曰大明嘉靖ノ間始出レ之、最猛利、以ニ鍊鐵一爲レ管、木臺ヲ以テ承レ之、中ニ貯ニ鉛彈一所レ擊人馬ヲ洞穿、放レ之法、兩手ニテ握レ管、手ヲ不動、而藥線已燃、其管背施ニ雌雄二邀一(メアテノコトナリ)、以レ目對レ邀、以レ邀對下所レ欲レ擊之人上、三タヒ相直而後發ス、擬ニスヽ人ノ眉鼻一、無ニ不レ著者一、是倭夷用テ以肆ニ機巧一ヲ中國習レ之者也云々(邀とは今云ふけんとうのことにて目あてなり)

按に明朝の嘉靖年中は本朝の天文の頃なり

又徵毖錄云日本天正十四年秀吉以ニ平義智一(宗對馬守なり)朝鮮王へ送れりとあり是朝鮮へは日本より渡せしの證據なり

按に雍州府志に足利將軍源義輝の時弘治年中の事とあるは、百七代正親町院の御字にて天文十二年より十ケ年程の後なれば、大凡同じ時代なるべし

○匁之字義

或云俗中金銀の分量を云ふに何匁と稱するに至て匁の字を以てするものは其字の義如何哉假令一匁と云ふ時は其秤の重さは錢一文の重さ也、爰を以一錢を以て一文と云より一文目と云事を合書して一匁と云を一匁と稱するに似たり、請ふそのよる所ありやと、答貴考の如く一匁は其目の分量如何にも一文目なりされとも件の文字に匁と書く事は文目の二字を合書草書して匁と稱するにはあらず、たまく\匁の字體匁と合書するに似たるなれども篇海類編を考るに卷の二十冊中に匁字ありて注して曰匁は音錢與レ錢義同く俗用なりとありされば一文目は一錢目なる故に此字義ありと見へたり、今倭俗草書して一匁と書き又二匁など書くは全く一錢目、二錢目の事にて匁を草書したるなり、匁匁匁共に草書の異體なりと見へたり然して事の序に新舊錢を秤目にて試るに寬永錢初錢といへる錢と文の字ある錢と又大佛の像を廢して鑄たる錢等は其懸目各一匁あり（近世鑄らるゝ處の鐵屑錢は匁目比重するの限に非ず）又事の序に開永通寶、永樂錢等を懸合するに大抵各一匁ほど也、開元錢は一匁の品は希にして凡九分程也是は年序の經たる故に磨滅せるものと見へたり其他の古錢は其徑りの廣き狹き又厚薄もさまぐ\あり況や又度量の多寡もあれば尤不合勿論の事ならんかし殊更に漢の代の五銖半兩等は素より銘文にてもわかり又其世の度量も考あるべし今是を省く漢家通用の寶貨の記等にて辨へ知るべし今爰に答る所は匁字の證よりして眼前通用する所の錢を以て申もの也但異邦錢にても眼前の品たりといへ共清朝康熙の錢は其大小又金銀銅等の甲乙ありて一概に比量しがたし故に開元永樂等を以眼前の理を申答るもの也穴かしこ

右一冊は假初に匁の字の義によりて一二のおもへる所を筆したる也もつて錢貨の輕重甲乙を申論ずるには非ず、（本ノマヽ）必謗に不審することをゆるし給へ、かしこ

云々

寬政十二年六月七日　嘉樹

老邁の漫筆也

○鐵炮始て渡事

鐵炮の日本へ渡り始は大隅の國の中に種子嶋といへる嶋あり大隅より十八里沖の方也此嶋の西村の小浦

一條なるべし

又紙幟とて紙を四半幡の如くに調して畫くに和漢勇猛の勢ひあるものを書き又は龍虎の類まゝあり就中紙幟通書とするは鐘旭の像なり是を按に其故事の勇敢に取り又は外邪を避攘するの意なるべし如何となれば件の鐘旭の像は唐明皇開元中に疾病ありて晝日に睡眠して夢む一小鬼赤き犢鼻褌を着て一履を腰につけ一の履は足に纒て直に明皇の前に來て大眞の繡香囊と幷上の玉笛を盜む上夢中に何者ぞと咎む鬼と云虛耗なりと且云虛とは空虛の中に人の物を盜て戲るゝが如し耗とは人家の喜事を耗すと云義なりと上怒て武士を呼ばんと欲し玉ふ所に俄に一大鬼の破帽を頂き藍袍を着し角帶を繫て朝靴を鞁たるが徑に件の小鬼を捉て忽ち其眼を刳（クジ）て之を啖ふ上問玉はく汝は如何なるものぞと大鬼云臣は終南山の進士鐘旭なり武德中應擧のとき落第するに依て故鄕へ歸ることを耻て殿階首を觸れて死す此時御旨を蒙りて綠袍と革々（本ノマ）を賜て葬らる、其高恩を報じ奉んが爲に今妖孽の虛耗を除くと言終て上の夢覺む、于時忽ち疾病の氣瘳玉へり、是に於て卽時に畫工吳道子を召て件のありさまを圖せしめ玉へりと云事唐逸史にありと事文類聚に見へたり（一說曰鐘旭とは人の名にあらず菌の事也本艸服器部云、時珍云唐逸史に唐の明皇の時落第する進士の名なりといふとも周禮工考記に終葵は椎の名なり菌の彭推の形象に似たり故に問ふ終葵と名く俗に一神ありて椎を執て鬼を擊形を畫くとあり是を以て好事の人鐘葵と云人名を作り其傳を書して云へるなりと綱目にあり是を以案に終葵は元と椎に似たる菌より仍椎を名つて終葵と云か終葵と鐘旭と音相通し又宋の將軍宗慤が妹を鐘旭と云又後魏のとき李鐘旭と云人と隋の將に楊鐘旭と云人あり是等の人名は同けれども件の故事又終葵の事に與らず然れば件の旭と云人あり是等の人名は同けれども件の故事又終葵の事に與らず然れば件の進士の故事の爲れる所は本艸綱目の時珍が記の如成べしこれ全く避邪の遺意なるべし）

今日武者人形を門庭に飾ことは荊楚歲時記の艾人とて艾を以て人の形を造り門上にかけて毒氣を攘ふの遺制なるにや

今世揚り冑と稱して紙を以冑と面頰とを作りて飾るは延喜式に五月五日供飾に用る騎射の裝束に金の畫る細布の甲形、金畫る冑形、丹にて畫る冑形など云こともあれば夫れと指すべきにはあらざれども一向あとなきことにもあらざるものか（或衛府の式と彈正の式に見へたり）

右者或人幟冑を建るの事は何れの頃より始まれるにや又兼て子持筋を畫くこと幟に鐘旭を畫く事を不審あるに依て卒爾に臆說を注して佳節の俗事を辨ずるものなり穴賢他人へ見すべきの一冊には非るなり

天明四年五月五日　橘　よしき[illegible]

を龍蛇の形象に取りて上天騰龍の勢に據りと、此說利口の事にて、黑く橫畫するものを龍蛇の形象と云こと據る所をしらず、尤古書にも所見なきことなり、然して引兩の兩の字の義を按に 諸本悉く引兩とありて龍と書けるものを見ず 胡曹抄 桃花蘂葉の中に見へたり 天子御袍の文、竹、桐、御兩鳳とありて、是に權記 行成卿の記なり に考るに天子御袍の文、竹、桐、五靈鳳とあり御は五、兩は靈にて共に其字音を借りたる假名書なりと、野宮定基卿の御勘物に見へたり、然れば一つ引兩二つ引兩共に兩は靈の字の義にて、是も假名書の借字なり、如何となれば新田の大中黑は日の字に象り足利家の二つ引兩は月字に象とれり、其本と兩家は嫡家と二男家なる故に、日月の二象を分つて旗の文となせしよし、白石の軍器考に見へたり去れば如何なる故ありて、日月の文字を用ひたりと云ことは見へず

去れば右の幟旗を始てつくりたる畠山は足利殿の餘流にて同く源家なれば本と其旗は二つ引兩と見へたり足利治世の時は大凡、旗の文二つ引兩なれば件の畠山が幟旗をうつしたるものゆへ各上に二つ引兩を畫き其下に己々が家の紋を押たることゝ見へたり夫より引襲して新田家は一つ引兩足利家は二つ引兩と云事にも心を寄せず二つ引兩を畫くを幟旗の通文の如くして剩へ太とく細く二條になして子持筋など云名目をも付たるより樣々の曲說も出來たるものなり、若のみならず近世は中下の士庶の旗は其に引兩の下へ己が家の文と又外家の文とを交へ押す事尋常の習俗となりたり武家の男兒の祝事に其軍旗を學び飾らんには如何にも我家の紋を押てこそ祝すべきに外舅家の紋を交へ押す事甚謂れなきことなり、是を按に中下の士庶の旗は男兒を儲けたる時多は其外舅方より調しをくる幟なるによて上に例の子持筋を畫きその下に父母の紋と稱して並べ押すことなり故に斯樣の事は高貴の家々にはなきことにて其家の紋なるに明かり、又下りて農工商のものも男兒あれば最らしく武家に眞似て每戸幟を建てあまつさへ鎗薙刀をも飾るに至れり聊抱腹するに堪たることなり然れども市中にて建る幟には各々が家の紋を押て又其下に樣々の目出度きもの鶴龜、松竹の如き又は武者畫の類を畫く事はせめては武士と町家の分ち目たるの

賤共に其營にかざること東武のごとし此事幾頃より始れりと云事慥に考へ出ざれども恐らくは幟建る事は　神君御治世以後の事にもあらんか木偶を飾り菖蒲、刀、薙刀など飾るは古くよりの故もあるにや各其據る所を風かに考ること左の如し

幟に耳付て竿に指す事は室町將軍の頃畠山左衞門督政長と同右衞門佐義就と故管領持國入道德本の家督を諍ひて康正二年の夏河內國萱振と云所にて合戰に及しとき兩家同族にて其籍同ければ敵味方分ちがたきによて左衞門政長やがて己が籏に耳を付て竿に指けり然るに其籏戰場に進退奔走甚便利なるを以て當代の人々皆是に傚て耳付き籏を用る人多し爾後天下の籏の制一變して將軍家より始て諸家の籏の制咸耳付籏となりにき是を乃保利と名付ることは大諸禮に曰幟に耳付る事竹の本により順につけて登るなりと、去ればその耳付る制に由て名付しにやと筑後守君美の軍器考にも書したり如何にもその考のごとくなるべし、此等を以て考れば古くも足利家治世以後の事なること明也又件の籏に必子持筋とて上の方に二文字を畫く其制上は太く下は細し是を子孫をもふくるの祝辭とし又は陰陽の表示など云へり（一に云本式の子持筋と云ものは二筋にて其樣上は太く中は細く下は又上の如く太し是上下は父母にて中は子なり父母の間に子ある故に子持筋と云へりとなり）此事人々口給に傳るのみにて其義古實の據る所なし、是例の俗中に多き杜撰の禮節者流の言へることにてあまつさへ言を小笠原、伊勢、今川等に託する人もありたとへば小笠原、伊勢、今川と云へども古實の據る所なきはとるにたらざるなり、抑軍籏の制は上古よりのことにて神功皇后三韓征伐のとき旌旗日にかゞやくと云こと、日本紀にも見へたれば其始めは邈として考へがたし是を中世に考れば賴義、義家の朝臣より以來右大將家に至て用ひ玉ふ籏は無紋の白籏なり（此事は源平盛衰記、平家物語、東鑑等にくはしく見へたり）それよりのち佐竹は賴朝卿より日の扇を賜て旗の文となし北條家の三鱗、新田義貞朝臣は家の籏とて大中黑、足利家には是又二つ引兩とて黑の筋二つを横に畫く等各旗に文あるの證也

按に、新田の大中黑を一つ引兩と云ひ足利の二つ引兩共に籏の正中に横にすじ引たるなり、これを引兩と云こと、異説ありて云其横に黑く引たる畫

々圓丸の義には預ず古言に麻呂と稱するは假名書の備字に丸の字を用ひたるより後世には麻呂を一字にあやまりて麿とかき又は舊文には萬呂とも書たること間々ありそも〳〵麻呂と云は某と云の義にて未だ其名の不定とき何麻呂彼麻呂と書しなり、其稱謂する所公式令義解、又集解、江家次第等に見へたり所謂公式令曰凡授レ位任レ官日喚レ辭、三位以上先レ名後レ姓、義解云謂假令喚云秦萬呂宿禰之類也、集解大伴麻呂宿禰是麻呂後世如云某而不定名也云々江家次第曰權椽正六位上某某丸と云云大抵麻呂の稱は是等の義に據れるなるべし野宮中納言定基卿の新井勘解由君美へ答へ玉ふの言に云何麻呂と申は周の世に子路、子貢、子張と申せし類にて往昔男子の通稱にて候今も官家の童子は丸の字つき申候（嘉樹案に官家のみにかぎらず古今童名に丸字つく事尤多し法勝寺執行俊寛か童に有王丸と云あり工藤祐經小松殿につかへしときは金石丸と云曾我兄弟も一萬丸、箱王丸と云今も又武家にても往々何丸と稱せらるゝ童名あり牛飼童子は仙王丸、又彌市丸と云へり是等にて推知へし）尤丸と申は、某の字の意にて候器物に丸と申は、笙に菊麻呂、笛に内裏丸、（嘉樹案に一本に内宴丸とあり）箏簗に海賊丸の類、此外あまた候、樂器に限らず船などにも丸の字をつけ候は、皆其物を愛して人の如くに丸の字をつけ申意にて有べく候、唐にても扇子鑊子など申同じ心にて候なりと見へたり上にも云ごとく丸の字は麻呂、萬呂と書の借訓の假字なり定基卿の仰のごとく器物等に丸の字を用ひ名ることはその物を愛して正しく人の如くに名付けしとの義、的論なり、まことに件の卿の博宏捷智と云べきにや器物のみならず或は生類をも愛しては今も人名をもて名る事あり（此人名を以て名ることは器物は作者の名其余は取傳へたる人の名を稱することもあり）彼是を以て比量して船に名るに丸の字を用ることは其本愛し嘗せしより今は通例となりたるなり

嘉樹

○端午幟鑿（引両鐘旭附錄）

五月五日の節を端午と云此日男兒ある家々にては幟兜鍪を門庭に飾り建る事關東の風俗なり夫より國々へ及で大凡其風俗の至らざる所もなきが如し京師にては公家々々は幟り立ることもなし（近世は公家の家々にても武家より内縁ある家には兜人形の類を小庭に飾らるゝ所もある内々は幟も建らるゝことあるべし）市中町家にても此日、木偶をかざり薙刀の類をば飾れども未だ幟建る事はなし去れども武家の人には貴

より傳馬をつぎ出すべきとのことなり傳馬を云へば人夫もしたがつて繼ぎ辨ずることとなるべし此時問屋と云名はなし旅客のもの其地にいたりて馬又は人夫の出すべき所を問ひてその所を知て宛て用る故に言を問ふ屋と云ふ義を取ていつとなく問屋と名づけしなるべしあまつさへ今世問屋と云ふは宿驛の役名となりて問屋役人と稱して其宿驛にては本陣問屋と定め用ひらるゝ事なり此事全く神君御治世以後のことなり夫より以前も宿驛の長又傳馬を沙汰するものは有れども今の如く本陣問屋の名目は一向に所見なきことなり

右行旅古今異同之事、依二參河國擧母使君之求一忽卒草レ之、聊隨意之所見也、猶由二此義一可レ考、舊記は古書之所見可レ有レ聞之故に先記レ之而備二忽忘一者也

天明五年七月二日　橘　嘉樹草之

○船名稱丸之事

或曰船に名つくるに丸の字を稱する事たとへば阿武丸、龍神丸、吉野丸、夷丸、川一丸等の類古今通じて其稱あり如何なるゆへを以て船に丸の字を名つくるや一說には船の名に丸の字を用ることは元來兵戰の船よりおこれりたとへば大將軍の御座船は本丸に表し夫より漸々前後左右の船をは或は二の丸三の丸に擬して本丸の屬船とす是全く城壘を丸といふより轉じて名て以て船號とするなりと云へり、誰人の說にや又考へ合せたる書もなく唯利口滑稽の論なれば聊證徵となしがたし況や船の形象は竪長に造て聊も圓丸なるありさまなし、夫を名るに丸字を沓字とすること必しも從來思義あるべき義なり、吾子聞る所有やと

答老邁按に丸からざる物を丸と名ることは舊義最も多し刀劍殊さらに繁多なり源家の重代と稱せらる髭切丸、膝丸是を變名して鬼丸、蜘蛛切丸、友切丸、平家重代と稱せらる鵜丸、小烏丸、北條時政の鬼丸、景清が秘藏せし泥丸（續太平記に一色家の重寶とあり）等繁多枚擧事を盡さず拾芥抄に樂器にもあまた見へたり所謂笙に交丸、菊麻呂、横笛に靑丸、内宴丸、篳篥に海賊丸等あり（此外あまたあり略于此）又鎧甲にも膝丸、胴丸等聞へたり其餘鷹に綠丸、犬に翁丸等古く耳なれたることなり是等各

普く天下に令して一里に一本十里に二本百里に五本を植させられたりと有り按に一里に一本とあるは一里塚のことなり十里に二本百里に五本とあるは是は旅行の人の息むが爲のことにして槐木を栽て庇蔭を今の世に云茶屋立場と云類の旅行を助けしなるべし魏文帝は一里毎に一銅表を置く高さ五尺にして里數を記せしとあり本朝にて一里塚に榎木を栽へしはそのころの奉行のもの云ふ一里塚には松杉を栽べきかと云へる信長公命に松杉は並木に等し餘の木を栽べしとの玉ひしを餘の木を榎木と誤しと云へども密に考るに榎と槐と其木相似て槐は少にして榎木は多きものゆへ得るに安く最松杉と異にしてひかげをなして大木となるを以て槐に代て塚の木となせしなるべし又考るに今並木とて松を栽て往來路傍の表示とするものも其始め何れの代よりと云ことを考へざれども中國にては周の世を其始とすべし國語曰周制有レ之曰列レ樹以表レ道、立ニ鄙食ニ以守レ路と云へり本朝も列樹と云へる上世よりのことにや古今集の歌人に正六位上壹岐守春道列樹と云へる名ありこれ道の字に列樹の字を連綿せし名なり

又問今世宿驛毎に本陣と稱して貴人の旅泊を設けをき又庶人は旅籠屋と號して宿泊の所となし且問屋と云へるものありて人馬往來の用辨するもの古にもありや如何に

答本陣は本所と云が如く一驛に宿泊する從者其主君の泊居をさして本陣と云しよりの名なり陣とは陣列の義にて人の集り居るの意なり旅籠屋とは旅客の粮食を役する家なり假令貴賤を分てるの名なり旅籠をはたごと訓すると旅字旗字に似たるに誤りてハタと云籠は食を炊ぐに飯籠（イカキ）を用ゆ是則ち筐（カタミ）又籠なり依て旅籠と書しを旅を旗に誤ハタコと云し由なり古に本陣旅籠屋等の名なし各其地の民家に宿泊せるを貴人の民屋の中にて其地の長者の家を用ひしとなり故に古き物語の類には青墓の長又大炊長などと云へる是なり長者といふも長と呼ぶ今の世には名主などといふの類なるものなり東鑑に文治元年十一月二十九日今日二品被レ定驛路之法依レ此間之重事上洛御使雜色等伊豆、駿河、以西迄ニ于近江國ニ不レ論ニ權門ニ在々所傳馬可レ騎ニ用之ニ且於到來所可ニ沙汰ニ其粮之由云云是則旅糧のことは其所々にて沙汰し食すべしとの義則旅籠屋にて設くるの粮のことなり又海道において權門の庄內にても斟酌の事なく其宿驛

に里數を以てするものは是古と反するものにて却て辨理の定制なり此制幾頃よりの事にや

答行程を計るに里數を用ひず日數を以てするものは山川に嶮隘あり宿驛に遠近ありて或は四里五里にて日を沒し或は七里八里にて夜に及事あれば里數を以て積るごときは過差不同ありて平均ならざる故日數を用ひて言しものなるべし又宿驛を記せしばかりにて里數なきものも山川の險隘と平地の安行とを意に隨て行き止るの義にて今の世の里數を考へて宿驛を割付するとは其事は類して其義は違へるものなり假令は上古も中世も行程里數のことは今の世のごとくならず其義まち／＼にて世々差ある故或は日數を用ひて積り宿驛を割付して其行程を明にせしものなり今世三十六町を一里と定て行程の法をたてゝ一里毎に塚をつきて一里の表示を明にし宿驛茶店等を地利に儲けて旅行を隨意に安行せしむるものは天正年間の頃織田信長公の下知に依て一里を三十六町に定めて其表示に榎を栽させ旅人休泊の事を易からしめ給ふと云へり

按に東涯先生曰公式凡行程馬は七十里歩は五十里車は三十里と本朝も古は中國の法にて一里の中に小名を立て何里何町と云ことと見へず拾芥抄に二十六町を一里とすとあるは田地の積りにて方一町の田を三十六並べたるを云へり今路程の長さ三十六町を一里とするものは此等より轉じたるものなるべし本朝に里と云ふに三樣あり戶令に五十戶爲二一里一と云は土地の廣狹によらず家數を以て一在所を立るの名なり雜令に三百步爲二一里一と云は路程の法なり（三百步はかれさし六尺を一步として今の六尺を一間とすると同じく一步は一間にて今の五町なり是古の一里なり）又三十六町を一里とすることは田地の積りなり各其義一ならずと云へり又云今云三十六町を一里とし五十町を一里とすることはいづれの頃よりと云ことを詳にせずと云へり（以上制度通にあり、今其要文を取て是をつゞめ記す）

又事文類聚を考るに韋孝寬雍州の刺史として道の側に一里毎に一土堠を築きしに雨にて其土堠度々損頽するに因て又勘辨して土堠の處に槐木を植へしむ然して損頽の事なきのみに非ず旅行の人庇蔭を得て休息するに便ありて韋孝寬が德を仰しとなり周文是を可なりとして豈雍州のみならんやとて

廿七日菊川を發して手越の宿まで着御あり其路程は八里半餘なり

今手越と云は間の宿にて阿部川の西の立場なり此所古の宿驛なる由なり

右の積を以て考るに長日には一日に八九里短日には一日に六七里と見へたり賴朝卿の下向は十二月十四日京師を立て同廿九日鎌倉へ下着とあれば是短日の最中なり　宗尊親王の御下向は三月十九日に京師を御發輿にて四月朔日鎌倉へ着御あれば是至て長日なり則上に云ふごとく宿驛の際に遠近あり山川に苦行平地に緩歩等ありて旅行の遲速は一ならざるに依て長途は夫を平均して行程の日數を計ふるなり以上の事を以て考れば上世は貴人と賤庶とにて旅行の日數過半參差あるの義尤然り畢竟貴人は輿馬に駕して行かゝる故其輿馬に役せらるゝ人夫の勞煩を厭ひ且供奉の人數多ければ休息旅粮等の義も區々にて是又敢て取棄るものなり依て貴人は行程の日數多き定と見へたり賴朝卿鎌倉へ下向の度と又宗尊親王の御下向とは各七里より九里程までの旅行なるは倭名鈔の積り定よりは其路程小く增したるなり尤東鑑に記したるは右の如くのみにて別に賤庶のものゝ旅行の事は見へず去ながら凶變等にて飛脚早追などの如き事は往々あれども其は格外の事にて旅行の定則とはなり難しまた行軍平行には一日に五六里を行く習ひなるよしなれども軍事は機變計策にて晝夜を別たず急速なることもあり又走ると逐ふとにては思ひよらず遠近をなすことあれば是もまた制外のことなり當時京都より武藏の江戶までの旅行貴人は大凡十三日賤庶は十日程を定期とするものは上世より見れば苦行なれどもこれ長日には强て難義なることもなし秋冬のごとき短日には粗夜行も爲ざれば右の日數には行がたきゆへ稍苦行とも云べきことなり又貴族の旅行には一日に七八里程づゝにて京都より江戶までを十五日又十七八日程づゝのことあり是は東鑑の旅行に等きなれば古今必しも多寡の參差はなきことゝ知るべきなり

又問倭名鈔の行程は里數を云はずして日數を以て積り又東鑑の旅行も宿驛を記する斗にて里數を云はず然れば古は旅行の定めに里數を以て積ることは無きと見へたり然るに當代は諸國の往返海上までを積る

式を考るに凡一里と云は今の五町なり 公式令所見 然るに倭名鈔行程の定は里數を以て積りたるものゆへそれを今世の里數にて 三十六町を以て一里とするの定 考るに貴人は漸く一日に四里五里程を旅行し賤人は凡八九里には過ぎざるべし今一二の國より京へ到るの路程を考へて是を明るに武藏國の府中より山城國賀陽の離宮までの行程上は廿九日下は十五日なり 賀陽離宮は山城國の府中なり 又三河國府より山城國へ到る行程上は十一日下は六日なり 今此事を問へる人三河國の人なり故に答るに其國を以て答なり 此日數を以て今の里數に配すれば武藏國より山城へ到ること百廿五里程三河國よりは五十四五里なるを以件の日數に割付すれば上は一日に四里餘を行き下は九里ほどを行なり又東鑑に賴朝卿建久元年十月五日鎌倉を發して上洛ありける時は十一月六日に京着あり此日數を計れば三十日なり 此年十月は小の月にて其入洛は十一月七日とあれとも京着あるべき六日の日は風雨にて殊に日次惡きとて驛中に逗留ありて翌七日に入洛とあれば日次を算れば六日の日着京ありし積を以て云なり東鑑に七日とあるゆえ爰に其ことを斷るなり 是は天下治平の後始て上洛故海道筋の成敗の沙汰或は公事訴訟等の事を下知ありて巡見の如くに旅行あれば路程の定めには用ひ難し、同十二月十四日京師を發して下向ある此驛程は日次毎に委く記されたれども、是亦驛宿の地名今の世の驛宿の地名とは聊異同有て考難し、其中に今の驛宿に合へるの地所あるを取て假初に是を積り見るに是も亦一日に七里內外なり其積り左の如し

京師より鎌倉までの道法今の三十六町一里の積にて凡百十五里あり夫を十六日に割り付れば一日の程七里六町餘となり然して

廿二日遠江國池田を發して同國かけ川驛へ宿せらる其路程五里半餘なり 今池田と云は間の宿となりて天龍川の東の立場よりこの所古の宿驛なる由なり

廿三日懸川驛を發して駿河國島田驛に宿せらる其路程四里半少し餘なり

又同書に宗尊親王將軍職となりて鎌倉へ御下向あり建長四年三月十九日京都を發して同四月朔日鎌倉へ御着あり其日數は十二ヶ日なり

京師より鎌倉までの道程は、上に同く百十五里なり、夫を十二ヶ日に割つくれば一日の道のほど九里半餘なり、然して遠江國池田を發して同國菊川に着御あり其路程は八里餘なり 今菊川と云ハ、間ノ宿となりて日坂と金谷の間なり、此所古の宿驛なる由なり。

此圖は靈元院法皇の御金屏風に畫ありけるを永以老人のうつし置れしなり

○旅行古今異同

一古旅行の定日數を以て計る事（倭名鈔　東鑑）
一今旅行は里數を以て計る事
一里塚の事
一並木の事
一本陣問屋の名目之事並古今の義
一旅籠賄沙汰之事

或問今世旅行するもの貴賤の通規一日に大概十里を矩規として長日は十二三里に及び短日は十里に甲乙す勿論驛家の所在遠近に因て其里數の多寡あれども大抵は右の準則なり故に昧爽に宿驛を發して又乙丙の夜に至て泊驛に到着する事間々ありしかれば重きを負ひたる奴隷歩卒は過分の勞を凌ぐ事なり旅行の風俗右の如なるは古へよりの定制なるや又近世の形狀なるや舊記の所見等あらば是を示せ予答曰古を考るに上古の事は邈として今知ることなし漸く村上天皇の御宇の頃を考るに源順の類聚倭名鈔に、五畿七道の諸國より京師へ到るの日數を記せり、然して夫に上下の甲乙あり抑古の里數は今の世の三十六町又は五十町を以て一里の定とすることなし、今大抵介

つく事になれり一條兼良公の雲井の卷に曰上畧かつぎぬ引かつぎなどしてこそ立しかど此よりは今やうの事として小袖かつぎのなれすがたむかしの面影もうえにあるやうなれど時代にしたがふ習ひとして中々引かへ見ところおほく下畧とあり然れば應永文明の頃より小袖かつぎとは成たると見え侍る下畧

歩障は洞院左大臣實煕公の禁中名目抄にも載られたり天子大行の時用ひ給ふとなり中略又同書に行障といふ名目をものせられけり疑らくは歩障と同じ物なるべしと壺井義知のいえるはいかゞ先生按ずるに制造は同と云ども用ひ方は別なるべし順和名抄屏障具の行障の下に唐鹵簿令に行障六具と載せ又同書に葬送の具の下に歩障喪禮圖に云白布の帷以障二婦人一今案俗用歩障是也と二品にのせられたれば日本にては葬禮の時は歩障と稱し常には行障と云と見へたり西土の歩障と云も制作略也晉書石崇傳紫絲布歩障作二四十里一錦歩障作二五十里一言故事、卷七載二石崇王愷奢靡之事一、注歩障今山水障之類也とあり唐の歩障と云るが日本の幕の類なり宮室に用ゆるを帳と云山野に用るを障と云と見へたり

右歩障之儀も要文斗扱萃せし由なり並云柏崎氏の古今浴革考とて書たる草子は歩障のみならずさま〴〵の古今沿革を考へものして凡そ紙數八十丁斗もあり書圖もなく彩色あり全く寫すに及ばず此歩障の義を寫して不佞が考への一助になすのみ穴賢

安永七戌の年秋九月　嘉樹

又云歩障の略圖左の如し但し本書彩色あり略して黒うつしとするなり

歩障圖　此圖は古き土佐家の畫ける物語の卷物にありけるを壺井義知のうつし取て永以老人へ授けられしよしの圖なり

如く叉衝立など云ふ者の類にて屏障の義也某に名の異なるは其制作の品によれり並鐵歩障と云は言語の譬にして丈夫なる敞ひと云ことゝ思はる叉蒙求に謝女解圍と云る註に云凝之弟献之甞與レ賓談議、詞理將レ屈、道韞遣レ婢白ニ献之一曰欲下爲ニ小郎一解上圍、乃施ニ青綾歩障一自敞申献之前議客不レ能レ屈と謝は道韞が姓なり此歩障は我朝の几帳の如くなるものに思はる各以て屏障のことなり字書歩布也禮堂下布レ武是也と云の意にて歩障は布障にて障を歩設るの義也と見るべし此方の歩障の意は歩は字書に一擧レ足曰レ跬と二擧レ足曰レ歩義にて歩行の歩なりされば路頭にかつき行くの障なりと見るべし名目抄へ壺井氏の考とて書入る注に織物紫を以て作る幔幕の類の物也事は大平御覽第七百一卷淵鑑類函三百七十七卷にありと是れは中華の歩障の義なり（上に云し歩は布なりと註せし歩障なり）我朝古代の物とて圖畫せる歩障には合はず若また名目抄並倭名抄の歩障中華の歩障の意にや註もなく倭訓もなく形狀もなく用度の義もなければ此二書の歩障の義は考へがたけれども全く古書を基として此二書に牽合して愚按を述べしなり

並云或人柏崎具元と云人の古今沿革を考し中に歩障の義ありとて示さる熟視するに我朝歩障の形狀の漸々に變革するの義を考へず西土の歩障の義も少々考出されたり是叉一說なれば後來勘例の爲め左に寫すものなり

古今沿革考曰（此書の跋に享保元年丙申三月日持明院基輔卿門人柏崎具元書ニ於壺井氏寓居一とあり）

歩障　行障　被衣　綿帽子

天子の御乘物を鳳輦葱輦とてあり夫より以下の官人牛車或は手輦に及ひ肩輿あり中人以下には腰輿あり是を手輿ともいふ古此手輿にも乘る事ならざる凡人は男は其まゝ歩行しが女人禮記内則にも女子出レ門則必擁ニ敞其面一といへばさすがあらはに人に見ゆるをいとひ此歩障といふ物をかつきあるきけるに此歩障の制作は檜の木のうすき板にて笠のごとく四角に作りわたり一尺五六寸ばかり高さ四五寸ばかりに曲物にこしらへ足を八本付る足の長さ四尺ばかりの物にて手がるく作りなし此上にねりぎぬ六尺四方ばかりの物を懸覆ひ自持あるきしなり、其後便利になり歩障を用ひず其上のねり衣ばかり頭におほひあるきける是をかつきと云其後叉略して常の小袖の單をか

蒼梧隨筆卷之一、二

大塚嘉樹

○歩障並行障之考

東山左府名目抄喪服篇に歩障と記して註に天子大行ノ時不レ用レ之とあり（印本名目抄に不字を脱するは非なり其義左に辨す）又同篇行障の二字ありて註なし（齋慶克通聲孟子與婦人蒙衣乘輦而入於閤任云蒙衣亦爲婦人服與婦人相昌閑）（孔叢子上小爾雅廣名五巷門成公傳十七年六月）（日諱死謂ニ之大行一云云）倭名類聚抄屏障の具の部に行障と出して唐の鹵簿令曰行障六具と有て倭名を脱す又喪送具の部に歩障と出して喪禮圖云白布帷以障ニ婦人一（今案に俗に用る歩障）と有て並に倭名を抄出せず嘉樹按に歩障の名義和漢一にして其品は異なり土佐家の古畫なる由にて歩障又行障と云者は婦人の歩行する者路頭の間檜の篗（カク）を作りて帛を覆ひて自ら左右の手にて捧げ行く體なり今の世被（カツキ）の如し其體二様あり下裨と思しき者は上は差し嚢をさけたり文字の義に據れば歩障並行障必此者なるべし今の世の被衣の濫觴と云べし然して名目抄の歩障の註に天子大行の時不レ用レ之と云ふを見れば其義不審況や行障に註なし旁々難レ考事なり倭名抄に歩障は白布の帷以障ニ婦人一（ヲ）として注に今俗に用る歩障とあるは蓋圖面の如くなる歩障に取合せて名義を立たるやう也尤不穩並行障の義は鹵簿令を引て六具とあれば歩障とは混じ難きが華書に所見ある歩障に似たり名目抄は全く倭名抄に泥て喪服篇に收められしやう也各二書共に難レ考博洽なる人の勘へを俟のみ名目抄注に天子大行の時不レ用レ之と云へる文と倭名抄の白布帷以障ニ婦人一と云へるを混合して考れば婦人私の喪事には歩障を被き行けども天子大行のときは歩障を用ひざると見えたり此義は凡諒闇の輛車には男子は徒行して供奉し婦人は貴きは出車手輿等に駕、賤きは上差袋やうの物を頂行ゆへに別に歩障なきと見えたり並に行障の義は別につとめがたきなり中華の書に云所の歩障は甚異なり所謂晋書石崇奢靡而與ニ貴戚一相尙王愷竹紫絲歩障四十里石崇作錦歩障五十里と類書纂要、五車韻瑞等に見えたり又天寶遺事、揚貴妃毎宴ニ便祿山一、坐ニ於御側一、以ニ金鷄一障レ隔レ之、又世說言語部云玄度爲弟施ニ十重鐵歩障一と劉眞長が言しことあり各考るに歩障と稱するは幔の

蒼梧隨筆目錄終

蒼梧隨筆目錄

ハ歳成於木トアルハ、一歳日至ニ始マリ十一月十二月萬物下ニ動キ正月ニ至テ萌生スルハ心ニテモアリナン、然シ上ノ上ヲ承ケテハ無キ方ナルベシ

舞々

武家條目ノ末ニハ必猿樂田樂舞々ト連ネ言ヘリ舞々ハ何モノヲ指シテ云フコトニヤト思ヒシニ謠者衆ノ廻章ヲ見シニ幸若ノモノ、肩書ニハ舞〻ト記セリ、コレ舞々ハ幸若音曲ノモノ共ニカギリタル名目ナルコトヲ知レリ

闕欠

關東ノ樂人共ガ御法事其外御用ヲ仰セ付ケラル、時、モシ病氣等ニテ音樂欠々ニ相成リテハ恐レ入ルニ付キ部屋住ノ者誰召シ加ヘラレ度趣願ヒ出ルナリ、例音樂欠々ト云フコトヲ書キ出スナリ、欠々ハ見ナレヌ辭ナレド定メテ闕如スルコトヲ云フニヤト心得シガ、ソノ後正倉院ノ文書ヲ見シニ天平寶字四年正月十九日ニ池田禾守ト云フ人上毛野名形麻呂を校正ニス、メンコトヲ請ヒシ狀ニ若有闕欠望萬一用トアルニテ欠々ハ闕欠ノ誤リタルコトヲ知レリ樂人共ハ傳來ノ家記ナドモアリシニヤ且ハ上方樂人共ニモ交ルモノナレバ古キ語ヲ聞キ傳ヘタルニモヤ然シ彼方ニテハ兼ネテ闕欠ト讀ミナレタルヤハ知ラズ

酣中清話下終

文集錄 詩賦
技術錄 數術
佛錄
道錄』

多胡碑

上州多胡ノ碑ニ正二位石上尊正二位藤原尊トアリ掖齋師ノ右京遺文ニ尊者古時尊重其人之稱トカヽレタレド其證アルコトヲ聞カザリシガ今左ニ出ダストコロノ正倉院ノ文書ノ中ニアリシ長瀨若麿ガ手札ヲ見シニ、謹上道守尊座下トアルニテ始メテ師說ノ據アルコトヲ知リヌ道守ハ蓋姓ナルベシ續日本紀卷四十ニ道守臣東人日本逸史卷十ニ道守朝臣宮繼トアリ

謹啓
請官錢暫壹佰文
古錢今夜之間所請如前
謹啓必將進明日
十一月一日　長瀨若麻呂謹上
謹上　道守尊座下

十古文甲字

說文ニ云㝉東方之孟陽氣萌動从木戴孚甲之象㝉古文甲始於一見於十歲成於木之象大徐本先歲字是トアリ、㝉ハ十ニ作ルベシ、十ハ卽チ古文ノ甲ノ字十百ノ字ニ非ズ、モシ十ニ作ラザレバ訓注見於十ノ語解スベカラズ試ニコレヲ解カンニ始於一トハイハユル道立於一說文一ノ部ノ文ナリニテ物ノ始ヲ云フ見於十トハ孚甲ヲ發シテ上見スルヲ云フ、十ハ卽チソノ象形ナリ成於木トハ枝幹根抵初テ成ルヲ云フ、朩ハ卽チソノ象形ナリ故ニ篆文甲字木ニ从ヒ孚甲ヲ戴ク形ニ作レリ古文トハ形ヲトルコト少シク異リ古文木ノ萌生ヲ象ツテ十ニ作ルハ篆文木ノ始メテ甲拆スルヲ象ツテ屮音徹ニ作リ木ノ初メテ枝葉ヲ生ゼントスルヲ象ツテ朩才字ニ作ルガ如シ其篆文十百ノ字ト同ジキモノハ古文ノ疾サニ作リ篆文廿ノ字二十合井ノ字ト形同ジキガ如シ、戒字早字古文ノ甲ニ从フ故ニ許氏兩字ノ下ニ於テミナ云フ宋ノ王厚之ガ鍾鼎款識ニ董武鍾ヲ載セテ戒ノ字ヲ〓ニ作リ秦ノ繹山碑マタ戒ニ作リ漢隸ミナ戒早ニ作リ一モ戒肙ニ作ルモノナシ然ルニ唐ノ時ノ說文ヨリシテ戒早並ニ誤テ篆文ノ甲ニ从ヒ今ニ至テ改正スルモノナキハ何ゾヤ其故ハ古文甲ノ字ヲヨク辨知セザレバナリ許氏マタ起ルトモ必余ガ言ヲカヘザルベシ小徐本ニ

位袋ハ隨身ノ鞶囊ノ類ナルベシ鞶囊モ縷ニテ品位ヲ分チシナリ唐志ニ二品以上金縷三品以上銀縷五品以上絲縷トアル是ナリ或人位袋ハ隨身符ヲ盛ル袋ナリト云ヘリ信ジガタシ

束帶の節計相用ひ衣冠の節は所用無之哉、武家にても相用候哉

按ズルニ魚袋ハ腰帶ニ著ルモノナレバ束帶ナラデハ用ヒザルナリ武家ニテハ用ヒラレタルコトナシモトヨリ

天皇別勅追喚ノタメナレバ武家ノ用ハ有ルマジキナリ

經籍著錄

六朝以前經籍著錄ノ書歷史中經籍志ニウツリテヨリ、ソノ書ドモ亡失スルモノ多シ今ソノ書名ノミ知ル人アレド、ソノ部類ノ目錄ヲバ知ラヌ人モアレバ左ニ記シ置キヌ

別錄 又云七略別錄二十卷　漢劉向撰

經傳　諸子　詩賦　向校

兵書　任宏校　數術　尹咸校

方技　李柱國校

七略七卷　漢劉歆撰

集略　六藝略　諸子略　詩賦略

兵書略　術數略　方技略

中經簿十四卷 又云中經　晉荀勗撰

甲部　六藝小學等書

乙部　古諸子家　近世子家　兵書　兵家　術數

丙部　史記　舊事　皇覽簿　雜事

丁部　詩賦　圖讚　汲冢書

七志七十卷九篇　又云今書七志　宋王儉撰

經典志　六藝小學　史記雜傳

諸子志　今古諸子

文翰志　詩賦

軍書志　兵書

陰陽志　陰陽圖緯

術藝志　方技

圖譜志　地域圖書　道佛附

七錄十二卷　梁阮孝緒撰

經典錄　六藝

記傳錄　史傳

子兵錄　子書　兵書、

入レテ帯ビタリ但兩官アル人ハ左右ニ帯ビシナリ、其袋ニ金銀ノ飾ハナカリシガ後ニ魚符ハ銅ニテ作リ袋ハ銀ニテ飾リシコトニナリ又三品以上ノ袋ハ金ニテ飾リ五品以上ハ銀ニテ飾ル事ニモナレリ又紫ヲ衣ルモノニハ金魚袋唐人ノ官衙ニ賜紫金魚袋トアルハ是ナリ緋ヲ衣ルモノニハ銀魚袋同シキ官衙ニ賜緋魚袋トアル是ナリ銀ノ字チハ云ハザルコトナリヲ賜フ事モアルナリ唐ノ時ニハ未ダ袋ヘ魚形ヲ附ケシコトハナカリシガ宋ノ時ニ至リテ袋ヘ金銀ノ魚形ヲ作リテ附ケシコトニナレリ明ノ時ハハヤ魚袋ヲ用ヒズシテ牙牌ヲ作リ用ヒシコトニナリタリ

皇朝にて今日も所用と相伺候石帯などに附候ものに御座候哉

公式令云凡親王及大納言以上幷中務少輔五衛佐以上竝給隨身符左二右一右符隨身左符進內本注其隨身者仍以袋盛

延喜彈正式云凡魚袋參議以上及者紫諸王及五位以上金裝自餘四五位銀裝飾抄云魚袋公卿金魚袋四位以下銀魚袋付帶第二石右方或第一石隨人之肥瘦云云付緒紺絲或紫　四組黑漆或朱塗節會大甞會御禊等付之云云　服色管見魚袋條云云　は唐の服飾なり此朝に用ひらるゝ事は嵯峨の御宇よりなめり云々、古き繪の豊明の公卿の帶びたる魚袋は赤く綵色で金の筋をゑがけり今あなるもの鮫皮にて包みたり、箱の上に金銀の魚をつくめり、凡魚袋は節會已上の儀に五位已上附るなり、又春日祭の使臨時の祭の使加茂祭の使も附くめり

按ズルニ本朝ニテ魚袋ハ今モ用ヒラルゝナリ、サテ令ニハ隨身符トアリテ魚符ト云ハズ且義解ニ形制須有別式ト言ハレタレバ早ク辨ジガタキモノト見エタリ、サレド式ノ文ニヨレバ唐ノ制ト同ジキナルベシ今ノハ宋ノ制ト同ジ樣ニナリタリ、飾抄ニ黑漆朱漆トアレバ、モト革ノ袋ナルベシ其後鮫ノ皮ニテツクリ四方ヘ開ク樣ニセラレタリシガ、イツニカハコノ樣ニナリタリ又蓋ヲシテ中ヘ物ノ入ル樣ニセラレシハ今ノ仙院後謚光格天皇ノ叡慮ヨリ出テタリトゾ聞ユ、又按ズルニ衣服令ニ袋從服色トアル袋ハ位袋トイフモノニテ品位ノ階級ヲ分ツタメナリシガ養老六年二月二十三日ノ格ヨリシテ停廢セラレシナリ、

舊唐書輿服志云高祖武德元年九月改銀菟符爲銀魚符又云自武德以來皆正員帶闕官始佩魚袋

大學衍義補云魚袋之制始於唐蓋用以爲符契也

按ズルニ魚袋ハ唐ノ高祖始メテ作シナリ隋ノ銀兎符ヲ改メテ魚符ヲ作リ袋ニモリテ官人ニ帶セシメタルナリ其符ヲ魚形ニ作リシハ李淳風唐人ガ讖書ニ江中鯉魚十八子ノ説アリテ唐受命ノ符タリシコト見エタリ此事格古要論ニ詳ナリコレソノ起本ナリ鯉ノ字ハ唐ノ姓ノ李ノ字ト音同ジク十八子ハ則李ノ字ナレバ唐ノ天子ヲ保チシ兆ナルベシ中世裝束抄ナドニハ二儀實錄事物紀原ニ引ヲ引テ三代以革爲之謂之算袋魏文帝易之爲龜袋唐高祖給魚袋トアリテ袋ハ古ヨリアル樣ニカキタレド三代又魏ノコトハ皆妄説ニテ取ルニ足ラズ

右沿革及製作之事何之書ニ相見申候哉

六典符寶郎職云隨身魚符之制左二右一左者進內右者隨身本注隨身仍著姓名竝以袋盛又云親王及二品以上文武職事五品以上竝給隨身魚符

舊唐書職官志云隨身魚符之制左二右一太子以玉親王以金庶官以銅佩以爲飾又輿服志云高宗永徽二年五月開府儀同三司及京官文武職事四品五品竝給隨身魚符又云咸亨三年五月五品以上賜新魚袋竝飾以銀天授元年九月改內外所佩魚竝作龜久視元年職事三品以上龜袋宜用金飾四品用銀飾五品用銅飾神龍元年二月依舊佩魚袋又云神龍元年六月郡王嗣王特許佩金魚袋又云自後恩制賜賞緋紫兼魚袋之章服

新唐書車服志云隨身魚符者皇太子以玉契召勘合乃赴親王以金庶官以銅皆題其位姓名官有貳者加左右皆盛以魚袋三品以上飾以金五品以上飾以銀又云景雲中詔衣紫者魚袋以金飾之衣緋者以銀飾之馬永卿懶眞子云魚袋乃古魚符唐人用袋盛魚今人以魚飾袋爲非古制要亦未詳考其所由云

大學衍義補云其始曰魚符左一右一左者進內右者隨身刻官銜姓名出入合之因盛以袋故以魚袋名焉宋因之其制以金銀飾爲魚形公服則繫於帶而垂於後

按ズルニ唐制ハジメ銀ヲ以テ魚形ヲ作リ魚ノ脊ノ正中ニ官制ヲ刻シ、ソレヲ中分シテ兩片トナシ左符ハ內裏ニ入レ置テ臣下ヲ召シ呼ブニ左符一ツヲモタセ遣シ、事急ナル時又一ツモタセ遣スナレバ二ツ作リシナリ、右符ハ隨身ノ人袋

淮南節度觀察使禮部尚書監軍使太原郭公道冠方隅動崇南服淮沂既□蒸氓作而不朽存乎頌聲

貞元九年歲在癸酉五月

神仙傳東陵聖母廣陵海陵人也適杜氏師劉綱學道能易形變化隱見無方杜不信道常怒之聖母理疾救人或有所詣杜恚之愈甚訟之官云聖母姦妖不理家務官收聖母付獄頃之已從獄窓中飛去衆望見之轉高入雲中留所著履一雙在窓下於是遠近立廟祠之民所奉事禱之立效常有一青鳥在祭所人有失物者乞問所在青鳥卽飛集盜物人之上路不拾遺歲月稍久亦不復爾至今海陵縣中不得爲姦盜之事大者卽風波沒溺虎狼殺之小者卽後病也

禮服冠

衣服令ニ諸臣禮服冠トアリテ前條ノ集解ニ玉冠是也トアレドモ玉冠ハ今　天皇卽位ノ時諸臣ノ冠ルモノニテ恐ラクハ令ノ禮冠ニハアラザルベシ令ノ禮冠ハ孝德天皇（大化三年）制セラレシ冠ニテ七色十三階、イハユル織冠繡冠紫冠錦冠靑冠黑冠（以上大小ヲ以テ品ヲ分ツ）建武是ナリ其後階級ハ廣クセラレタレド冠制ハカハラザリシナリ舊唐書日本傳ニ長安三年其大臣朝臣眞人來貢方物冠進德冠其頂爲花分而四散身服紫袍以帛爲腰帶（長安ハ武后ノ年號本朝ノ大寶三年ニアタル朝臣眞人ハ粟田朝臣眞人ナリ續紀ニ大寶元年正月丁酉以守民部尚書直大貳粟田朝臣眞人爲遣唐執節使五月己卯入唐使粟田朝臣眞人授節刀慶雲元年秋七月甲申朔正四位下粟田眞人自唐國至）トアレバ、大化ノ冠唐ノ進德冠トコノ制全ク同ジキナリ、且書紀ニ、此冠者大會饗客所著焉ト記シタレバ、眞人ノ入唐ハ則ソノ冠ヲ冠リシコト明ラケシ、唐書ニ、貞觀中大宗初服翼善冠賜貴臣進德冠因謂侍臣曰云云、此冠頗採古樣兼類幞頭乃宜常服可與袴褶通用トアリ、コレ其冠袴褶ト通用スルコト此令トヨク合ヘリ今存スル所ノ古畫西海大使吉士長丹像ソノ冠ブルモノ幞頭ト頗相似タリ（書紀白雉四年五月朔發使大唐大使小山上吉士長丹五年七月朔西海使吉士長丹等云云授小山上大使吉士長丹以花下）冠背左右ニ蟬翼ノ如キモノアリ又冠ノ上ニ花ノ形アリテ四ツニ分レタリ、コレ書紀ニ其冠之背張漆羅形如蟬小錦冠以上之鈿雜金銀爲之トアルハ是ナリ續紀ニ大寶元年三月甲午始停賜冠易以位記トアレド、コレハタヾ冠ヲ賜フコトヲ停テ冠ヲ廢スルニハアラザルナリ其故ハ同二年三月丁亥七年壬午ナラビニ授船靈以從五位下賜以錦冠トアルニテモ知ルベシ

魚袋問答

魚袋何代より相始（小島春庵問）

ノト見エテ宋ノ徐兢ガ宣和奉使高麗圖經ニ杉扇不甚工惟以日本白杉木劈削如紙貫以綵組相比如羽亦可松風トアリ、宣和ハ宋ノ徽宗ノ年號ニテ本朝　鳥羽崇德兩帝ノ御宇ニアタレリ

算袋

唐ノ時ノ人算袋ヲ佩ブルコト輿服志等ニ見エタリ如何ナルモノニヤト思フニ陳藏器ガ本草烏賊ノ條ニ海人云、昔秦王東遊棄算袋於海化爲此魚其形一如算袋兩帶遊長墨猶在腹也トアリ、是算袋ノ形ヲ想像スルニ足レリ

爭坐藁

顏魯公ガ爭坐藁中尊者爲賊所偪トアル賊ノ字ハ賤ノ字ノ誤リナリ又別置一榻ノ下使ノ字ヲ重ヌ、コレミナ西土人ノ知ル所ナリ、タヾ隋及國家始升別作二品トアリテ升別二字ノ間ニ乙アリコレ升別ノ二字ヲ乙正シテ別升トナス意ナリ西土人コレヲ云ヒ及バザルハイカニゾヤ

聖母帖釋文

聖母帖釋文明ノ董其昌ガ書シタルヲ劒合齋法帖ニ載セタルトテ河米庵先生墨談中ニ載セラレタレド誤釋アリテ其上全文ヲ釋セザレバ今訂正シテ全文ノ釋文ヲツクリ且聖母ノ傳ヲ附出ス

聖母心俞至言疾氷釋遂奉上清之敎旋登列聖之位仙階崇者靈感豐功邁者神應速乃有眞人劉君擁節乘麟降于庭內劉君名綱貴眞也以聖母道應寶籙才合上仙授之祕符餌以珍藥遂神儀爽變膚骼纖妍脫異俗流鄙遠塵愛杜氏初忿（董誤怨神仙傳云杜恚之或作烈誤）責我婦禮聖母儼然不經聽慮久之生訟至於幽圄拘同（或誤四）羑里倏口霓裳仙駕降空卿雲臨（董誤照）戶顧召二女躡虛同外旭日初照聳身直上旌幢彩煥輝耀莫倫異樂殊香沒空方息康帝（東晉成帝弟諱岳字世同）以爲中興之瑞詔於其所置仙宮觀慶殊祥也因號曰東陵聖母家於（董誤本）廣陵仙干東土曰東陵焉二女俱外曰聖母焉遂宇既崇眞儀麗設遠近歸（董誤俱）赴傾吊（董誤市）江淮水旱札瘥無不禱請神貺昭答人用大康姦盜之徒或未引咎則有青（董誤奇神仙傳云青鳥）禽翔其廬上靈徽旣降罪必斯獲閭井之間無隱慝焉自晉曁隋年將三百都鄙精奉車徒奔屬及煬帝東遷運終多忌苛禁道侶玄元口口九聖丕承（九聖蓋斥唐帝自高祖至德宗凡九君下云貞元九年即德宗年號）慕楊至道眞宮祕府罔不旌建況靈蹤可訊道化在人雖蕪翳荒郊而奠禱雲集棟宇未復耆艾銜悲誰其與之粵因碩德從叔父

酣中清話下

樂名ム鹽

樂目録ヲ見ルニ安樂鹽、壹德鹽、合歡鹽ト名ヅクルアリ鹽ハナニノ義タルコトヲ知ラザリシガ一日秋槎雜[清ノ劉履恂]ヲ檢スルニ古樂府有昔々鹽昔猶夕々、鹽卽引聲之轉而謌トアルニテ初テ鹽ノ義ヲサトレリ

洗硯[重出文少異]

伊勢下野守貞頼ト云ヘル人ノ書ニ、硯をば蓮の實のぬけがらを切て其虎口にて洗ひたるがよしト見ユ、古人ハ物ニ厚キヲ知ルベシ此事宋ノ高似孫ガ硯箋ニアリシコトニテ此間ニテモ早ク行ハレシコト見エタリ硯箋ニハ洗硯用蓮蓬或皂莢清水半夏切平去滯墨トアリ蓮ハ卽チ蓮房ナリ

曲逆

陣平曲逆侯史漢トモニ曲逆ノ二字音セズ文選陸士衡ガ頌ノ注ニ曲區句反逆音遇トアルニテ後人多ク誤テククウト讀ムモノアリ然レドモ西土ニテモカク誤ルモノアリ資治通鑑卷十一ニ帝過曲逆トアル注ニ班志曲逆縣屬中山國張晏曰濡水出城北曲而西流故曰曲逆云々、曲逆讀皆如字、文選高祖功臣贊注曰曲區句翻逆音遇非也顏之推曰俗儒讀曲逆侯爲去遇票姚校尉曰飄搖票姚諸儒有兩音最無謂者曲逆爲去遇也トアリ彼土ニテモ早ク誤リシコト、見ユ顏氏ステニ辨シオケリ曲遇ハ別ノ地名史記曹相國世家ニ西擊秦將楊熊軍於曲遇トアリテ索隱ニ曲丘禹反遇牛恭反トアレバ漢音クキヨウ吳音クグウナルベシ

禮餼

毛詩漢廣ノ箋ニ云於是子之嫁我願秣其馬致禮餼示有意焉鄭ガイハユル禮餼ハ卽チ秣ヲ云フナリ韋昭ガ魯語ノ馬餼不過稂莠トアルヲ注シテ餼秣也ト云フニ同ジ且小雅白駒ノ生芻一束ノ箋ニモ主人之餼雖薄トアリテ正義ニモマタ主人禮餼待汝雖薄止有其生芻一束耳トアレバイヨ／＼禮餼ハ秣ナルコト明ケシ、然ルニ漢廣ノ正義釋文トモニ餼ヲ釋シテ牲トスルハ大ナル誤

杉扇

昔杉ノ横目扇ト云フモノアリ製作ハ檜扇トサシテカハラザル樣ナリ此扇高麗ヘモ渡リテ西土人モ見シモ

ヒタルコトナレバ一定セルコトナク同ジ字ノ省キシコトアルモアリ同シ聲ニテ字ノカハルモアリ草體ヨリ省キシハ、キ字幾ノア字ヱノ七字七ノノ類ナリケハ古人ハ多クケニ作レリ、コレハ介ノ字ノ省キテ个ニ作ル尚書ノ釋文ニイツ唐碑ニモ双チ宋ニ作レリ漢碑ニ大介チ大个ニ作ルアリヲ用フルナリ介ヲケノ聲ニスルハ呉音古拜切ケナレバ也介ノケトアルハ哀愛ノエトナルト同シキナリ爪ヲスニ用フルハ漢六ノサウヲ約テストヨビシナリサウノスハスレせノ字ハ唐ノ缺畫ノ字ヲトリテ兩借名ニ用ヒシナリ、ひハ草體ノ比ノ字ニテ以ニ作ルヲ用ヒタルナリ、んハ廣人草書佛經戯鴻堂帖ニ出スニ、ん无ノ字ナリ天ハ古文奇字ノ無ノ字說文ニ見ユニ作ル此體ヨリ變ジタルナリ、ンハ无ノ省キナリ古人ハしニ作ルアリ、しトマガウヨリント改メシナランチノチニマガフヨリテニ改ムト同シ共ニ呉六ヲトルナリ无ヲ古人元ㄠナドトカキテモノカナニ用フルコトアリコレハ南无ノ无ヲトルナリ、廣韵莫胡切漢ソソハホ呉ンソハモノ音ノ中ニ无ノ字ヲ出シ注ニ南无出ニ釋典ニトアリ古人ハナモト呼ナレタレバ借名ニモ用ヒシナリ空也聖人ノ歌ニなもあみたふトアリ今人ハ誤テナムトトナヘタレバ疑ヲオコセル人モアルナリ、まハ萬ノ草體ノ變ナリ道風朝臣ノ書ニすトカ、レタリ、コハ師說ニコノ省キ或ハ亨字事ノ亨字事ノナド省キシカドモ云レタリ、メトメト今人ハ分チナキモノ多シ、メハ女ノ省キメハ爲ノ省キナリ

草書

草書ハ漢ノ時ヨリ始レリ懷素自叙ニ漢ノ林度雀瑗ヨリ起ルト云フ、王僧虔ガ能書人名ニモ京兆杜度始テ草名アリト云ヘリソノ草書ト云フハ後ノ章草ノコトナリ、隷ヨリ變シテ草略ニカキタル也書斷唐ノ張懷瓘ニ解ニ散隷體ヲ麁ニ書之ヲ赴レ俗急就謂ニ之草書ヲトアル是ナリ、又章草ハ卽隷書之捷草亦章草之捷也トモ云ヘリ章草ノ名ハ後ノ草書ニナリシヨリノコトニテ後漢ノ章帝ノ時始ルヨリノ名ト云ヒ或ハ章奏ニ用フルヨリノ名トモ云ヘリ、ソノ體ハ呉皇象ガ急就篇晉ノ索靖ガ出師頌ト云フモノナド今法帖中ニ存ズ、コレニテ思ヒミルベシ今ノ人ハ章草ト草書ト共ニ漢ヨリアルヤウニ心得タルモアリ大ナルアヤマリ也

酣中清話上　終

ガアルベキニ應和ノ時初テ見テオドロキシハ如何ゾヤ思フニ日延ガワヅカニ將來セシヲ寺記ニハコト〴〵シク飾リテカキシモノナラン、ソノ塔ノ數ノ虚妄ナルニテモオモヒヤルベキナリ

椅

古書此字ヲ讀ンテ橋トナス椅ハ本碕字ナルガ遍ヲカヘタルナリ（西土ノ倚子チ椅子ニ作ルト同シ心ナリ）碕ハ（釋文ニ見エタリ）卽チ倚ト同キニナリ尺宮ニ石杠謂ニ之倚ートアリ廣疋ニモ倚ハ步橋也トアリ石杠ハ石バシナレバ俗碕ニ作リシナリ步橋トイヘル强チ石バシニモ限ラヌナルベシ椅ニ作リ橋ト同ク用フルモ可ナランカ

憤悱

或ル儒者ノ論語ノ憤憤ノ鄭注ニ心憤々口悱々トアルヲ心ニ从フ字ヲ口ニテノ事ニ說シヽハアヤマリノ樣ニ云ヒシモノヲ見タルコトアリ此ハ古今文字ノ變ヲ知ラヌ人ナルベシ今ノ論語ガ鄭康成ノ時ノ本ニハアラズ漢以來轉寫スルコト數ヲ知ラズ今字ヲ以テ古字ニカフルモノモアリテタヾニ論語ノミニ非ザルナリ且說文悱ノ字ヲノセズ今アルモノハ徐鉉ガ新附ナリ考フルニ悱ハモト誹ノ字カ又ハ非ノ字ニナルナルベシ發憤ノ憤楚辭（惜誦ニ發憤以拂情トアリ）ノ注ニ憤ハ懣也トアルニ依レバ凡字問ノ事己ガ通ゼザルコトアリテ妄ニ師ニ問フベキニ非ザレバマヅ己ソノ事ヲカンカベテ心憤懣スルニ至ルナリ口モマタソノ事ヲ言ント欲スルニ言ヒ得ルコトアタハズ人ヲ恨ミテ言葉ニ出シカネタルガ如キヲ云フナルベシ、サレバ晉語ノ注ニ非恨也トアリ、又荀子（解蔽）ニモ怨非トアル注ニ非或爲誹トモアリ漢書（晁錯王尊ガ傳ナリ）誹謗ノ字多ク非ニ作ル憤懣非恨ソノ義甚近ク心ニカケ口ニカケタルガタガヒアルナリ、モト誹ノ字ナレバ言ニ从フ字心ニ从フモノ多シ或ハ上ノ憤ノ字ヨリカブリテ易ヘタルモ知リガタシ本非ノ字ナレバモトヨリ上ノ字ヨク邊ヲソヘタルナリ、イヅレニモ悱ニ作リシハ六朝間ノ事ナルベシ文選嘯賦ノ注ニ字書ヲ引キテ悱心誦也トアルハ此ニ从フヨリ作リ出シタル訓注ナリ

借名（カナ）

平借名モ片借名モ楷ト草トノ字ノ全文モアリ省文モアリ音ヲ用フルニ全キモアリ省クモアリテ古人常ニ用フル文字ノ知レ易キヲトリテ書寫ノ勞ヲ省キシナリ、誰カ作リ出セシト云フニモ非ズ各意ニ任セテ用

レ言三夜未二渠央一也ト云ヘリ正義ニ未レ央者前限未レ到之辭トアリテ傳箋ノ義ヲ詳ニ云ハズ清儒傳ノ且ノ字ヲ本義ニ依テ釋シ又且ハ且ニ作ルガヨキトゾ（玉篇ハ且ニ作リテ未且夜半釋ト云ヘリ）釋スルモアリ（コレハ段玉裁焦循等ノ説也）トモニ定説トナシガタシ且ハ徂ト古字通ジタレバ詩ノ釋文（鄭風）ニ且六徂往也トアリ説文ニ䢐且（コノ且ハ將ト同ジ義ナリ）往也（王篇ニハ䢐ニ作リ且往ト訓也廣韻䢐ニ作リ往ト訓ス）人且虘聲（昨誤切）トアル䢐モ往ノ義ナリ未レ且トハ未往ト云フコトナリ説文央ノ字一ニ久也ト訓セリ顏籀コレニ依レリ（匡謬正俗ニ出ス）往ハ久トソノ義チカシ箋ノ渠央ハ當時ノ語ナルベシ故ニ猶レ言ト云フナラン渠央ハ遽央ニモ作レリ（顏氏家訓ニ古樂府チ引テ遽央ニ作リ陶淵明集ニハ遽央渠央兩ヤウニ作渠ハ遽ト通用ノ字ナリ）渠央ハ雙聲ノ字ニテ共ニ廣大ノ義ナリ（書兒征傳周禮鍾師注ニ渠チ大ト訓シ長門賦ニ央々廣貌トアリ及左傳襄九ノ注ニ決々ハ弘文ノ聲トモアリ）遽ノ字ヲ別ニ急遽ノ義（示兒編ノ説也）トスルハ非ナリ未ニ渠央ニトハモノヽ廣カラヌナキホドニト云フ心ナリ李翰ガ注ニ其夜未遽謂未急明也トハ非ナリ遽央ヲ單ニ遽トモ云フナリ魏都賦ニ其夜未遽（毛詩ハ其ノ字上句ノ助字ナリ）庭燎晣々トアリ遽ハ卽チ遽央ノ遽ニテ急遽ノ義ニハアラジ古詩ノ大人且安坐調レ絃未ニ遽央一、陶詩ノ嚴霜結ニ野草一枯瘁未ニ遽央ナラン一、又方與ニ三辰一游壽考豈渠央トアルニテモ渠央ノ義ヲサトルベシ

金塗塔

扶桑略記村上天皇應和元年記ニ云ク、寶篋印經記云、應和元年春遊ニ在扶風一于レ時肥前國刺史稱ニ唐物一出ニ一基銅（一本鋼ニ作ル廣韻ニ鋼鐵トアリ）塔ヲ示レ我高九寸餘四面自ニ塔中一一囊落開（キレバ）見有ニ一經一其端紙注曰、天下都元帥呉越國王錢弘俶揩（一本措ニ作レリ）本寶篋印經八萬四千卷之內安ニ寶塔之中一供養廻向已畢顯德三年丙辰歲記也云々（コノ塔ハ王昶カ見タル塔ノ翌年ニ作リシナリ）刺史曰當州沙門日延天慶年中入唐天曆之抄（抄字ナルベシ）歸來卽稱ニ唐物ト付ニ屬是塔一云々トアリ金石粹編ヲヨミシ時王昶ミヅカラ金塗塔ニ跋シテ云フ塔高七寸四面廣三寸トアリテ其文呉國王錢弘俶敬テ造ニ八萬四千寶塔一乙卯歲記トアリ又張燕昌金石契ヲ引テ右金塗塔紹定間程珌龍山勝相寺ノ記ニ呉越忠懿王用ニ五金一鑄ニ十萬寶塔一以ニ五百一遣レ使頒ニ日本一トアリ皆寶篋印經記ニ云フ所ノモノナリ但シ勝相寺記ニ云フトコロハ疑ハシ其數八萬四千ナルヲ十萬ト記シ又錢弘俶ガ乙卯歲ハ後周（五代）ノ顯德二年ニテ本朝ノ天曆九年ニアタレリ應和元年迄ハ七年ナリシモ五百モ分シナラバ纔ニ六七年ノ間少クモナニカニ傳ヘタル

ルコトハ尚書ノ南訛史記ニ譌ニ作リ毛詩ノ民之訛言説文ニ譌ニ作ルノ類（詳ニ尚書撰異ニノセタレバ煩ハシク云ハズ）是ナリ、サレバ寡ノ字ニアラサレバ譌ニカヘントノ意通セザル也盧沼丁ガ考證ニソノ誤リヲ正サレシハ後學ニ示サンタメ記シタルナリ

深曾幾

京都ニテ　儲君五歳ニナリ玉フ時深曾幾ノ儀ト云フ儀式アリ此ハ何レノ頃ヨリ始メ玉ヒシヤ未考へ得ザルナレド御髪ヲソギハヤスノ儀ナリ御次第ニ撫ニ左之御鬢ニ生レ之トアリ御鬢親トテ今度（天保九年十二月二十七日）ハ二條左府公ニテアリシナリ儲君御裝束ハ御半尻（狩衣ノ如クニテ尻ノ短キモノナリ）蘇芳二重織物、地文龜甲葉菊丸、御袖括白紅毛扳形、纐纈入、御前張也（大口）前ハ大精好、後小精好、兩面御童直衣白浮織物、文小葵、御指貫紫二重織物、地文龜甲臥蝶丸ナリト、コレモ御次第ニテ見侍リヌ東人ハアマリ見聞セヌコトナレバオドロカシオケリ

清涼殿

内裏清涼殿ト云ヘル御殿アリ、此名大内裏ノ御時ヨリアルナレバ唐名ヲ取リ玉ヒシナラン清涼ノ義ハ如何ニゾト思ヒシニ三輔黄圖（孫星淵ノ輯スル書ニヨル）ニ未央宮有ニ清涼殿ハ夏居レ之則清涼也トアリ、シカレバ漢ノ時ヨリノ殿ナリ

合爪

古ヨリ合掌ヲ合爪トカキシコトアリ爪ハモト説文ニ爪トカキテ爪ノ字ノ反シタルナリ、コノ字丌又仉ニ作ルコト字書ニ見エタリ爪ニ作ルハ宋ノ韓世忠碑ニ合爪而逝ストアリ爪牙ノ字ト同ジ爪ハモト執掌ノ掌ナルヲ掌握ノ掌ニ用ヒシナリ

高麗犬

御卽位ノ時兕ノ像ヲ造リテ庭上ニ設ケラレシ（文安御卽位調度ノ圖ニ見エタリ）コト、見エテ其圖ヲ見タリシガ一角ノ獸ニテ牝（角ナシ）牡相對スルニ似タリ神殿ノ前ニアルアマ犬コマ犬ハ兕像ニカタドリタルナラン、コレヲコマ犬ト云フハ多度寺ノ資財帳ニ見エタリ牝牡相對スルヨリ一ツヲアマ犬トイヒシナラン西土ノ關帝ノ廟前ナドニモ獸像ヲ二ツ對ヘテ設ケタル圖ヲ見タリ、コレモ兕ナルヤイナヤハ知ラズ今ノ世設ケタルハ全ク獅子形ナリ、サレド高麗犬ノ名ハ今ニ云フコトナリ

夜未央

毛詩庭燎ニ夜未央トアル傳ニ央ハ且也箋ニ夜未レ央猶

文アリ橋褐ハ雙聲ノ假借字ニテ荀子ノ儒效篇ニ遠者竭蹶而趨レ之楊注ニ竭蹶ハ顚倒也ト云ヘリ議兵ニ蹷ニ作ル同字ナリト云ヒ又議兵篇ニモ亦云ヘリ此楊注ニハ竭蹷ハ顚仆猶言匍匐也ト云ヘリ橋褐ハ竭蹷ト同ジコトナリ說文走ノ部ニ趌趨上ハ去吉切下ハ居謁切怒走也トアルハ橋褐ノ字後ニ本字ヲ作リ出セシナリ纂文一切經ニシテ儀十五ニ引ニハ趌趨ニ作リ立跳起也ト注セリ禮記ノ上典禮ノ注ニ橋ハ井ノ上ノ挈白平地トアリ挈ハ桔ニモ作ルコト尺文ニ見エタリ、サテ挈皐ヲ急ニ呼トキハ橋ナルユヱ訓シタルナラン、コレ橋ト吉ト双聲ナレバナリ古ヘハ文字少キ故假借聲ニカナヘル文字ヲカリルコト也多シ假借ハソノ義聲音ニ存ス聲音ハ知レガタケレド後來ニ本字ノ出來タルモアレバ善ク考フルモノハ知ルベキナリ古書ヲ讀ムモノハ此一義ヲ辨ヘネバナラヌコトナリ

菰僧

職人盡歌合ノ畫ニ菰ヲ着タル僧ノ笛ヲ吹クヲヱガケリ、ソノコモヲキタルヨリ菰僧ト云フナリ、シカルニ今ノ世ノコモ僧ハ古ト事カハリ身分上リタル者ナレバ其名ヲ忘テ虛無僧ト云フ文字ヲ作リ出シタルナリ、ソノ吹尺八ト云フ笛モ古ノ樂器ノ尺八ニハ非ザルナリ初ハ一尺八分ニ作リタリシガ今ハコレヲ一節切ト云フ古ノ尺八ノ長サニカナハヌ故後ニ一尺八寸ニ作リテ用ヒシナリ、サレドモ樂器此器ハ法隆寺ニアリテ洞簫ト云ヒツタヘタレド、唐ノ小尺一尺八寸ニアタルナレバ卽樂ニ用フル器ノ尺八ナリト師ノイハレキ尺八トハ大ニ異ナリ竹モフトク尺モ今ノ曲尺ニヨリタレバナリ

無レ恙

ツヽガナクトハ、ツヽミツヽミハ、モノヽク、モレタルニ云フ詞ニテ人ニ何モ内ニ事ナキカト云フ心ナリナクノ義ニテ、人ヲ訪フ時ノ詞ナリ恙ハ憂ト訓スル字ニテ西土ニテモ人ノウレイナキヤト訪フ時ニ云フコトナレド俗說ニツヽガハ蟲ノ名ナリ、上古穴ニ住シ頃此蟲人ヲ食フニ依テ此ツヽガハナキヤトタガヒニ問ヒシコトヲ後世ニソノ事ヲ借リテ人ヲ訪ヒシナリト云ヘリ此說西土ニモ同ジキ傳ヘアルコト、見エテ匡謬正俗ニ風俗通ヲ引テ恙噬レ人蟲善食ニ人心ニトアリ又手簡ナドニ無他ヤト云フモ無異カト問フニ同ジキヲ說文ニ古艸居患レ它故相ニ問無レ它乎ト云フコトアリ、コレモ同ジク古ノ俗說ノアリシコトナラン

撝謙

周易謙ノ爻ノ辭ニ撝謙トアリ釋文ニ撝鄭讀テ爲レ宣ト云ヘリ此宣ノ字ハ寡ノ字ノ訛ナリ隷書ニ寡ヲ寘ニ作リ草書ニハ宣ニ作リ、イヅレモ其形宣ニ似タレバ訛ルベキ也說卦ノ釋文ニ寡髮本又作宣トアルモ同シ訛ナリ爲ニ从フ字クワノ二ツア

文ノ條例ニ今以レ墨書ニ經本ヲ朱字辨レ注用相分別使ニ較然可レ求ト云ヒ又五經文字ノ序ニ其字非ニ常體ニ偏有レ所レ合者詳ニ其證據ヲ各以ニ朱書ヲ記レ之アレドモ此ハオシナベテノコトニハ非ズ余唐ノ時ノ周禮考工記ノ零本ヲ見シニ今ノ經注本ノ如ク注文ハ墨ニテ双行細書セリ釋文五經文字ナドハ全クハキト人ニ見セシメンタメニセシコトナリ、タヾ續漢志ノ本注ノ如キハ書寫ノ本ノ頃ニハ文注ヲ墨朱ニテ分ケシナラン今本ニ本注ト題シテソノ下ニ注ヲ文ト同ジク大書スルハ刻本ニナリシ時ノ仕業ナルベシ律令ノ類本朝ノ例ヲ以テ考フルハ定テ文注墨朱ノ差別アリシナルベシ今ノ唐律ナドハ後ニ書ノ體ヲ改メシモノナルベシ僞孔氏ノ古文孝經ノ序ニ朱以發經墨以起傳トアルハ朱墨ノ差別相違セシモノナリ

偏傍

今文字ノ左ヲ偏ト云ヒ右ヲツクリトイフ偏傍ハ左右ノ定名ニハアラザレド然レドモ九經字樣ノ序ニ其偏旁上下本部所無者乃纂爲ニ雜辨部ヲトアルハ偏傍ノ字ヲ文字ノ左右ニ分ケテ云ヒシナリ又偏ヲ邊トモ云ヘリ偏ヲ傍トハ云ヘドモ傍ヲ偏トハ云ハザルナリ顏氏家訓書證篇ニ手邊トアリ釋文ノ條例ニ析旁（此旁ノ字モツクリヲ云フナリ下ニ引ク經旁ノ旁モツクリノコト也）著レ片離邊作レ禹トモアリ、又傍ヲ片ト云ヒシコトアリ顏氏家訓ニ巫混ニ經旁ヲ皐分ニ澤片ヲト見エタリ

之遶

今辶（辵ノ隷省ナリ）ヲシンニウト云フシハ辶ノ之字カト思ヘドモ、ニウノ義アキラメザリシニ、明人ノ作リシ草訣辨疑ノ中ニ之遶トアリ初テシンニウノ、シネウタルコトヲ知レリ之遶ノ之ハ辶ニ似タルヨリ云ヒ遶ハメグル義ニテ旁ノ字ヲメクルヲ云フナリ宇冠（宀ヲ云フ）行人邊（彳ヲ云フ）ナドハ西土ノ頭法ニ曾頭（丷ヲ云フ）其脚（八ヲ云フ）ト云ガゴトシ立草冠心（忄ヲ云フ）ナドハ西土ニモ云フコトナリ

洗レ硯

伊勢下野守貞頼（大永頃ノ人）ト云ヒシ人ノ書ニ、硯をば蓮の實のぬけからを切て其虎口にて洗たるがよしトカカレタリ後硯箋ヲミルニ洗レ硯用ニ蓮蓬（モトハ房ノ字ニテ音ヨリ誤リシニハアラズヤ）式皂莢ヲトアリ此間ニテモ古人ハヨク物毎ニ心ヲ用ヒシヲ知ルベシ

橋褐

韓詩外傳ニ曾子ノ事ヲ云ヒシ所ニ橋褐趨レ時ト云フ

假令名有春日王者春日山者稱東山耳とあり是にても缺畫の事いはず又類聚國史に　天皇避諱の部ありて代々御諱を避べき條を載たる中にも延暦四年の條に比者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不レ忍レ聞自レ今以後宜ニ道改避一於是改ニ姓白髪部一爲ニ眞髪部一山部爲レ山とみへ、又弘仁十四年の紀にも改ニ大津宿禰一爲ニ伴宿禰一觸レ諱也とあり、もし諱字に缺畫する程ならば山部を忌て山とも、大伴を避て伴ともせらるまじきや、これによれば只となへの同じきを避し字にはか丶わらざる事判然たり、然れば　御名を缺畫する事は古はなき事なり」ト云レタリ

念

廾（説文ニハ廿ニ作リテ二十幷ナリト注ス、コレハ古文ニテ二十ノ二字ヲ一字ニ作リシニテ、〔　〕二十ノ反シニテシフナルヲ唐ノ時ニハ二十二字ノカハリニ用フルナリ）ノ字ヲ念トカクコトアリ兼明書ニ吳主之女名二十而江南人呼二二十一爲レ念、而北人不ニ爲レ之避一也ト云ヘリ此ハ三國ノ時ノコトニテ後世マデセンコトニハアラズ然ルヲ明ノ時多ク念ノ字ヲ用ヒタリ文章軌範ニ韓愈ガ文ヲノセテ後念九日復上ニ宰相一書トアリ今ノ人コレヲ見テ唐ノ時ヨリ廾ノ字念ニ作ルト思フハ烏乎ナルコトナリ、宋本ニハ後二十九日トアリテ念ノ字ニハ作ラザルナリ、考異ニモ念諸本作廿、音入俗音念トアリ、サレバ念ノ字ヲ廾ノ代リニ用フレドモソノ音ハジフナルベキヲ今ノ音（古音ハ廾ト念ト同キナリ）ニテネントヨブ咲フベキナリ西土ニテモ俗人ハソノ誤アリシト見エタリ

長柄銚子

今長柄銚子ノ柄ノ上ニ口カクノ如キ形ヲ高クツケタリ、コレハ昔ノ鳥ノ形ヲ造リツケタルガソノカタノコリシナリ眞淵翁ノ古器考ニモ柄ノ上ニ鳥ノ形ヲ付ル事後來マデモ有ル歟京ニテサル形アリ銚子ヲ見ツト云人アリトカ丶レタリ

書レ額忌ニ丙丁日一

入木奧義抄ト云フモノニ、額ニハ火ノ字堅忌レ人仍テ丙丁ノ日ハ不レ書也トアリシコト梅宮ノ神主筆記ニカキノセタリ此事西土ニモ似テ非ナルコトアリ論衡譏日篇ニ學レ書諱ニ丙日一云、倉以頡丙日死也トアリ、コレハ文字ヲ作リタル人ノタメニ其死シタル日ヲイミタルナリ

墨經朱注

經文ヲ墨ニテ書キ註文ヲ朱ニテ書シコトアリ經典釋

ドヨク初學ヲサトシタレドモ唐人反シノ助鈕(チウ)昔サダカニ云ハズ余コノ事ヲ師ニ問ヒシニ二ト四トヲ用フベシト云レキ、コレハイキシチニヒミイリキト、エケセテネヘメエレヱヲンノヒヾキヲ付テ呼ブナリ、假令東ノ字ハ徳紅(トクコウ)切トチンテントウ、先ノ字ハ蘇前(ソセン)切ツシンセントナル、チンテンシンセンハ卽助紐音ナリ他ハ此ニ准ジテ知ベシ

鳩杖

老人ハ食物ニムセルモノナル故杖ニ鳩ヲ造リテ付シハ、ムセヌ爲ニスルコトナリ昔シハ内裏ニテ御賀アリシ時、鳩杖ヲ造ラシメテ奉ラシムルコトアリ、ソノ制竹ニテ鹿杖(カセツエ)今ノ撞木杖ナリヲ造リ杖ニ葉ノツキタル杖一ツアリテ上ノ橦木(シユモク)ノハシニ鳩ヲ造リテツケシナリ、古畫ニ鳩杖ヲ用ヒタル多アリ、コレハ西土ニチ早ク始リタルコトナリ續漢書ニ禮儀志三老五更八十九十賜ニ王杖長尺九ー脱字アルベシ端以ㇾ鳩爲(ト)ㇾ餝(チ)、鳩者不(ハル)ㇾ噎(ムセハ)之鳥欲ㇾ令(シト)ニ老人不(テンハ)ㇾ噎ニ寶典引ニヨルトアリ

人日

正月七日ヲ人日ト云フハ寶典ニ董勛ガ問禮俗ヲ引テ正月一日爲(ト)ㇾ雞(ヲ)、二日爲(ト)ㇾ狗(ヲ)、三日爲(ト)ㇾ猪(ヲ)、四日爲(ト)ㇾ羊(ヲ)、五日爲(ト)ㇾ馬(ヲ)、六日爲(ト)ㇾ猿(ヲ)、七日爲(ト)ㇾ人(ヲ)、未ㇾ之聞ㇾ也、似ニ憶語ニ經傳無ニ依據ートアリ、慥ナルコトニハナシトハ見ユレドモ古クヨリノ事ナリ

本朝避諱

本朝ニテハ昔ヨリ御諱(イミナ)ヲサクルコトアレドモ西土トハ同ジカラズアリシガ寶永ノ頃ヨリカ西土ノ如クニ御諱ノ字ヲ缺畫スルコトニナリテ今ハ公ノ文書ニモ缺畫アルコトナリ制度ノ變ジタルヤ又ハ私ニセシカ公ニモセラル、コトニナリシカ詳ニハ知ラズ或人ノ狩谷子ニ問ケル時答ヘラレタル手簡ニ、皇國にて天皇また　皇祖の御諱籍盡の事御尋に付愚案たゞ申上候一體　皇國は言を宗として字は言を通ずる奴隸のごとくに用候事にて西土とは少々事異り申候夫故諱を避候とも言の同じきを避候迄にて、文字を忌候事は無之候避諱の事職員令に治部省卿一人掌本姓繼嗣婚姻祥瑞喪葬贈賻國忌諱及諸蕃朝聘事ーと見へ申候、此義解に謂諱避也言皇祖以下名號諱而避之也とあり　皇祖とは天皇の御祖先を申奉るにはあらで御祖父以下を言なるべし、この集解に古記を引て

今ニ至ルマデ用フル座具ニテ文字モカハルコトナシ西土ニテハ今用ヒザルモノニテソノ文字イツカ椅子トカクコトニナリシトミエテ清ノ武億ガ後唐ノ碑ニ文ハ倚子トアリノ跋ニ云ヘルハ陔餘叢攷ト、王銍ガ默記二書ミナ椅子ニ作ル示兒編モ同ジニ椅子ハ宋初ヨリ初マルト云ヘルヲ後唐ノ時コノモノアルコトヲ知ラザルトアリ自負ノ辭ニキコユサレドモ凡本朝式唐ノ永徽式ニヨリ玉フニ倚子アレバ唐ノ時スデニアルモノナルコトアキラカ也、酥篇韻コノ字アルハ宋人ノ補入ナランカ酪ノ酥ハ本蘇ノ字ヲ用ヒテ酉邊ニハカ、ザリシ故本朝式ニモ蘇ノ字ヲ用ヒラレタリ今モ古學ノ人ナドハ疑フコトモナキニ唐ノ明徴君ノ碑臨高寺ノ碑ニモ兼變成蘇トアリニ蘇參拾斛トアルハ酥ノコトナルニ清ノ王昶ガ跋ニ爾疋ノ蘇ハ桂荏今ノ紫蘇ナリトアルヲ引キテ油ヲトル料ナランナド云ヘリ此等ノ類皇國ヨリミル時ハ一笑スベキコトナリ

五十韻

五十韻ノ中アイウエオノ五音ノミ長ク呼ビテモ同ジヒヾキナリ、カサタナハマヤラワノ音ハ長ク呼ブ時ハ自然アトナリ、キシチニヒミイリヰハイトナリ、クスツヌフムユルウハウトナリ、ケセテネヘメエレヱハエトナリ、コソトノホモヨロヲハオトナルナリ、初學ノ人ハ一字借名ノ字音ヲカヘズニ苦シムモノナリ右ニ云ヒシ理ヲ考フレバ一字カナトイヘドモヒヾキヲ思ヘバ二字カナノ如クニハキト定ルナリ、タトヘバ知（チ）ハ陟離（チヨクリ）切コレヲ唐人反シスル時ハチチンテンチトナル離ニイノヒヾキアレバ反ス字モ同ジヒヾキナリ、五音ノ順ニタチツテトト云フヤウニ呼ブ理ナレドモチチンテントトハ反ヘラズトハオノヒヾキニテ叶ハズ、一字借（カナ）ノ字コレニ準ジテ知ルベシ、二字カナハ下ノカナノ聲、三字カナ下ノ二字カナノ聲ヲトルベシ、スベテ反（カヘシ）ノ下ノ字ノ音ニ準ズベキナリ、イエオノカナハ開音ニ用ヒ、ヰヱヲハ合音ニ用フ但シ支脂之ノ韻ノ開音ハイキシチニヒミイリナレドモ合音ハ拗（ヤウ）音ヲ用ヒテウヰ、クヰ、スヰ、ツヰ、ヌヰ、フヰ、ムヰ、ユヰ、ルヰナレドモ、スヰ、ツヰ、ユヰ、ルヰノ外ハ今行ハズ哥戈ノ韻ノカ開クワ合寒桓ノカン開クワン合佳皆灰咍ノカイ開クワヰ合陽唐ノヤウ開クワウ合藥鐸ノヤク開クワク合ノ類ミナ開合ニテカナツカヒモカハル也釋文雄ガ伐柯篇指要錄ナ

ノ名ヲ紫姑トカキテ、ソノ注ニ此間云ニ紫女ニトアリ此ハ今世ヲサシテ云フ語ニテ昔ニ對ヘタルヤウニキコユ

三教

三教ト云フハ皇國ニテハ神儒佛ノ敎ヲサスコトナレドモ西土ニモ三教ト云フ名目アリコレハ先佛次ニ道次ニ宣聖ナリ唐ノ大曆六年三教道場文ニ見エタルコト金石萃編ニアゲオケリ

圓覺寺鐘銘

鎌倉圓覺寺ノ鐘ノ銘ニ、風調雨順國泰民安トシルセリ金ノ承安四年圓覺禪寺鐘款ニモ此八字アリ彼此同ジ頃ニテ同ジ寺ノ名ニテ同銘ノ鐘ノアルモ珍シキコトナリ西土ニテハ近代寺觀梁注鐘鼎大カタ此銘アルヨシ王昶云ヘリ

撃鼓求亡子

棭齋師世ニアリシ時金石萃編ヲ對讀セシニ唐ノ石刻ノ中ニ秋日宴石淙序ト云フアリ、ソノ文ニ名利□在ル上似ニ刻レ舟而訪ニ寶劍ニ禮義何施若ニ□レ鼓而求ニ亡子ニノ方格一ハ恐ラクハ安字、下ノ方格ハ撃ノ一字カ打ノ字ナラント思フ　ト云フコトアリ撃レ鼓而求ニ亡子ニトハ今世俗ノ大鼓ヲウツテ迷子ヲ尋ルコトナリ西土ニテモシタリシコトト見ユ

威

甲冑ヲ糸革ニテヲドスヲ專ラ威ノ字ヲ用ヒタルハ借字ニテ伊勢君ノ説ニ、ヲドシハ緒穿ノ義ト云レタリ。サテ此義ニアタル文字ハ庭訓往來ニ黑革縅トカキタルコソヨクカナヘリ魯頌ニ貝冑朱綅トアル、毛傳ニ以ニ朱綅ニ綴ルレ之ト云々少儀ノ正義ニ毛詩ヲ釋シテ以ニ朱縄ニ綴レ甲トモアリ又穿トモ云フ、費誓ニ穀ニ乃甲冑ニトアル、正義ニ甲冑有ニ斷絶ニ當レ使四穀ニ理穿三治之ニトアリ、西土ニモ何糸威ト云フヤウニカキタルガアルベシト思ヒシニ隋書ノ禮儀志ヲ見シニ第一團隊十爲團ノ云フ上ニアリ皆青絲連明光甲明光トハ犀甲ニ對スルニヨレバ鐵甲ノ瑩キタルニヤ第二團絳絲連朱犀甲第三團白絲連明光甲、第四團烏絲連玄犀甲トアリ、此ハ青絲威赤絲威白糸威黑絲威ト云フコトニテヲドシト云フニ連ノ字ヲ用ヒタリ東厓先生ハ清ノ會典ニ云ヘルノ綠線縧穿ヲ引テモヨキヲドシトカキ附ケラレタリ

倚子　蘇

本朝ニハ李唐ノ禮樂制度衣服器械典籍文字西土ヨリハ傳ハレルコト多キナリ今試ニ云ンニ倚子ハ古ヨリ

體ヨリ變ジタルナラント云レタレドモ漢隷ノ草字ヨリ出ヅル理ナシ、余思フニ舅（舅チ漢隷ニカクカケリ舅ノ字ノ下ハ又ニ従フナレド隷文文ニ従フ字多ク寸ニ従フ寸又變ジテ万ニ作ル専ラ舅ニ作ルノ類ナリ）ノ省文ナランカ、曼萬音同ジケレバ借リ用ヒシナリ（漢碑ニ鶴チ隺ト省キ爵チ射ト省クモアリ）萬ノ字モ本蟲ノ名ニテ借字ナリ

相風

相風ハ今云フ風見ナリ晉令ニ車駕出入相風前引トアリ、風見ノ竿ノサキニ烏ナドノ形ヲ造リタルアリ、西土ニテモ古クアルコトナリ傅玄ガ相風賦ニ棲ニ神烏於竿頭ニ俟ニ祥風之來征ニトアリ、又述征記ニ長安靈臺有風銅烏トモアリ（引用ノ書ハミナ太平御覽ニ出ヅ）

鵞眼

足利家ノ時代ニ錢ノコトヲ鵞眼ト云ヒ鵞眼幾疋ナドカキタルヲ見シコトアリ今鳥目ト云フモ同ジコトナリ鵞眼ト云フコトハ白氏六帖ニ宋略ヲ引テ太始中通レ私鑄レ錢謂ニ之鵞眼ニトアリ、コレソノ本ヅク所ナラン

棟梁

今大工ノ長ヲ棟梁ト云フ、法隆寺ノ什物ニ金ノ大定十八年造レル香爐アリ其銘ニ棟梁祇陀寺住持三重大師惠琚トアルヲミレバ物ヲ造ル長ナル人ニ云フコトトミユ

廁神

今世ニ後架神ト云フハ白氏六帖ニ續幽怪錄ヲ引テ廁神毎月六巡トアリ又柳宗元ガ文ヲ引テ廁鬼ト出セリ皆ソノ事ナリ、サレド委ク知レガタキニ玉燭寶典ニ劉升ガ異苑ヲ引テ紫女本人家妾爲ニ大婦ニ所レ妒正月十五日感激而死故世人作ニ其形於廁ニ迎レ之咒云子胥（云是其夫）不レ在、曹夫以行（云是其姑）小姑可レ出（南方多ク婦人爲姑ヲ）トアリ、又俗云廁溷之間必須ニ清淨ニ然後能降ニ紫女ニトモアリ、又白澤圖ヲ引テ廁神名倚衣トアリ雜五行書ヲ引テ後帝トアリテソノ下ニ異苑ヲ引テ陶偘如レ廁見レ人自稱ニ後帝ニ着ニ單衣平上幘ニ謂レ偘曰君莫レ說貴不レ可レ言將下後帝之靈憑ニ紫姑ニ見レ女言上也ナド云フコトモ見エタリ西土ニテモ古昔ハ專云ヒシコトニゾ有ケル

此間

日本紀ハ漢文ニテカキタレバ華言ノ意ニ背ンコトヲ思ハレシヤ本注ニ此間云ニ云々ニトアリ、此間トハ皇國ヲ云ヘルナルベシ、西土ヲ彼トスル心ナラン、此間ト云フ語ハアマリ見ヌコトナリ、玉燭寶典ニ廁神

肉（シ）

俗ニ肉ノ字ヲ完トカケリ本宍（干祿字書ニ出ス）又宍（唐ノ李靖ガ碑ニ見エタリ）トカキシガ誤リタルナリ琱玉集ニハ宍トカケリ完ニアヤマルユヘナリ

家様（イヘヤウ）

古ク家様ト稱セルコトアリ尺素往來ニ跡權（ゴンセキ）（行成卿權中納言タリシカバ其手跡ヲ權跡ト云フ、小野道風朝臣ヲ野跡、藤原ノ佐理卿ヲ佐跡合テ三跡ト稱ス）之子孫行能定成經朝以來彼一流尤繁昌擧レ世號二家様一トアリ、蹇驢嘶餘ニモ世尊寺清水谷ハ能書ノ家也是ヲ家様ト云也トアリ、ミナ世尊寺行成卿ノ御家ヲサシテゾ云ナル今ハ青蓮院尊圓法親王ノ後能書ノ親王ツヾキタレバ彼御流ヲサシテ御家流ト云フ家様ニナラビテノ稱ナルベシ

中謝

上表ノ文ニ始ニ厶（ソレガシ）誠惶誠恐頓首頓首死罪死罪ナドアリテ又中ニモ末ニモ同クアルコト也、始末ハアル所知リ易ク中ニアル所知レガタキユヘソノアルベキ所ノシルシニ中謝ト二字ヲ注ス、文選李善注ニ詳ナリ同書ニ中謝ノ字アレドモ五臣注ノ下ニ入テ注ト同ジヤウナレバ知レガタキ故東厓モ或書引テ中謝ノ事ヲ云ヒタレバ文選注ニアリシコトハ知ラザリシニヤト師ノ云レタリキ

毫釐錢抄（モウリンモンメサイ）

今度（モノサシ）ノ數ノ毫釐（ガウリン）（釐ノ借字也）ノ字ヲ省キテ毛（誤テモウノ音ニヨム）厘ニ作ル西土ニモ唐ノ龍華寺塔銘ニ一毛一滞トアリ、清ノ王昶ガ説ニ此ハ地藏經ニ見エタル文ニテ、毛ハ毫ニ同ジト云ヒ刋唐ノ楊玄操ガ本草音義ニ厘音釐トアリ毛厘ニ作モ古キコトナリ、又衡ノ數ニ匁トカケル本錢ノ字ナリ此ヲモンメトヨムハ文目ト云フコトナリ（唐ノ開元錢一文目方ナリ）目方ヲ錢ト云フコトハ宋ノ淳化ノ時ヨリ始リタルナリ（此時錢ノ重サ開元錢ト同ジ）シカルニ錢ノ字多畫ニテ不便ナルユヘ匁ノ字ヲ用フ、匁ハ泉字ノ草體ナリ（周時ハ泉ヲゼニノ字ニ用ヒタリシガ秦ノ時ニ始テ錢ノ字ヲカヘ用フ）示兒偏及ビ金ノ圓覺寺鐘款ニ見エタリ又量ノ數ニ戈トカキテサイトヨム幾合幾与（本勺ノ字ナリ）幾戈ト云フ勺ノ次ノ數ハ抄（セウ）ニテアレバ字音ニ叶ハズ思フニ抄ヲ省テ才トカキシヲアヤマッテ才ノ字トセシナラン（勺ノ次ノ數ヲ撮トスルモアレド、サツノ音ヲアヤマッテサイトスルモ知レズサレドモ戈ハモトヨリ才ノ誤リナルベシ）

万

千萬ノ萬ノ字ヲ漢ノ時ヨリ万トカキタリ師ハ萬ノ草

ハ日讀ノ義ニテコヨミ暦ト云フモ同ジコトナリ（日ヨミハ日カゾヘルモノユヘノ名ナリ、カゾヘルコトヲ今モヨムトイヘリ、ヒモヨミモ同ジナリ）日ヨミノ午ト云フハ仙覺ガ萬葉抄十訓抄今昔物語等ニ見エタリ

錦文綾文

演繁露ノ柹蔕（帯ト同ジ）錦ハ花菱ナリ樗蒲（烏賊魚ノコフニ似タルモノナリ）錦ハ立誦ナリト師ノ云レキ白帖ニ錦ノ文ヲ出シテ翻鴻走龍廻鸞舞鳳ナドアリ、孔帖ニモ杜甫ガ詩ノ瑞錦送ニ麒麟ニナド出セリ、又白帖ニ綾ノ文ヲ出シテ鶴文竹根柹蔕馬眼蛇皮ナドアリ孔帖ニモ鳥眼魚口龜甲溪鷘十樣花紋ナド出セリ其名ニ依テ考ルニ今存セル文モアルナリ裝束ノ紋ノ圖ナドニテ思ヒヤルベシ唐ノ法藏禪師塔銘ノ石本ヲミルニ銘文ノ外郭ニ大ナル藻文アリ今ノ轡唐草ト云フ文ニヨク似タリ

銙 鉈尾

束帯ノ時用フル革帯ニ玉石犀角等ヲ飾ニツケ、ソノ方ナルヲ巡方ト云ヒ圓ナルヲ丸鞆ト云フ、コレハソノ形ノ名ニテ通名ハ銙又胯ニ作ル（ト云フベキモノ延喜内匠式日本後紀弘仁元年トモニ銙具トアリ）廣韵ニ銙苦瓦切帯飾トアルハコレナリ、唐書ニモ一品二品銙以レ金六品以上以レ犀、九品以上以レ銀、庶人以レ鐵トアリ又朱子語類ニハ胯子ト云フ尤

銙ハ通名ナレドモ丸鞆ノ方ヨリ出タル名ニ似タリ、孔帖ニ李靖破ニ蕭銑一時所レ賜于圓玉帯十三胯七方六刓各附レ鐶以レ金固レ之ト云事ヲ出セリ、又格古要論ニ元豐五年詔ニ三師三公云々、以上毬文方團帯トアルハ並ニ今ノ巡方丸鞆兼用帯ノ如キモノナリ孔帖ニ李賀カ酬答ヲ引テ密裝腰鞓割ニ方玉一トアルハ巡方ヲ云フナリ又今云フ上手ノ端ヲバ鉈尾ト云フベキナリ唐書ニ腰帯搢ニ垂頭於下一名曰ニ鉈尾一トアリ（鉈ノ誤リアランカ宋志ニハ魚尾ト云ヒ中華古今注ニハ樋尾ト云フミナ同シモノナリ）

謹

今俗書禮ニ謹ヲ袮トカケリ、ソノ體如何ゾト思フニ尊圓親王ノ受戒疏ヲカ、レタル末ニ袮トアリ、サスレバ謹トカクベキヲ省キタルコト明ナリ、今ハ一丁字ヲ知ラザル俗書師ヘ傳來スルユヘ文字ノ由來分チガタキコト多シ

宵

今宵ト云フ字ヲ胥トカクハ由來アルコトナラン干祿字書ニ霄ノ俗字ヲ胥ニツクルトアリ卽胥ノ字ナリ、ヨヒト云フ義ニハ宵（爾雅ニ夜也トアリ）ヲ用フベキニ唐ノ時ノ人モマ、胥ノ字ヲ用フルコトアリ

ニハ登時トアリテスナハチトヨム賊盗律モマタ登時（唐律ニハ文ニ登時トアリテ子注ニハ登トアリ）ノ二字ヲ用フ案ズルニ登時ト云フモ同ジ義ナリ唐ノ時専ラ用ヒシ文字ナレバ古書多ク用ヒラレシナリ登ト云フ即ト云フト同ジコトナリ周頌小毖鄭箋ニ不登誅之トアリテ正義登ヲ釋シテ登時トカキ又釋シテ即トナス唐戴冑傳ニ階下登殺之トアルヲ貞觀政要ニハ階下當即殺之トカケリ此登ト即ト同キ据ナリ又通鑑南宋順帝紀注ニ登時猶即時也トモアリ

薩摩

薩摩ノ薩ハ即チ菩薩ノ薩ナリ一切經音義ニ菩薩本作扶薛トアリ薛ノ字隷變ニテ薩ニ作ル唐人ハ菩薩ノ字ハ薩ニ作リ又薩（一畫チマス）ニ作ル玉篇ニモ薩ニ作ル廣韻ニハ薩ニ作リ（又一筆チマス）宋ノ時ハ改メテ薩（又一筆チマス）ニ作リシ甚シキ誤リナリ（此字ノコト宋ノ張有ハヤク論ジオケリ清ノ畢沅モ云ヘリ）此間ニテハ唐人ヨリ傳承ノ事ナレバ反テ昔ヨリ誤タズ薩ノ薛ナルコトヲ知レリ薩摩國天平八年ノ正税帳ニ國ノ印ヲ踏オシタリシガ薩摩ヲ韓林ニ作レリ口遊ニモ入聲薛ノ韵ヲ薩ニ作ル近尊圓法親王ノ書ニモ薩ニ作レリ今ノ人ハ明以後ノ字書ニヨリテ遂ニアヤマツテ薩ニ作ルヲ正シト思ヘルハオロカナルコトナリ

法隆寺寶物

法隆寺ノ寶物ハ多ク聖德太子ノモノト云ヒ傳フ、ソノ中ニ紅牙尺（コレハ象牙ニテアカキ模様ノアル物指ナリ五寸ノヒダハハカリ目チモリタルモノニテ儀式ニ用フルノミ常ニ用フルニハアラズ）簪針筒ナドアリ此ハ稱德天皇（孝謙天皇ノ御事ナリ）ノ御物ニテ此寺ヘオサメラレタルニテ聖德稱德同ジトナヘニテノアヤマリナラント師ノ云ハレキ

尺

今鱈鮭ノ數ヅ何尺ト云フ尺ハ隻ノ借字ニテ廣ク魚ノ數ヲ云フニ用フベキナリ靈異記ニハ鯔三隻トアリ

反

今絹布ノ數ニ反字ヲ用フ此ハ端ノ字ヲ用フベキニ田ノ數ノ段ヲカリ用フルニテ段ヲ草體ニテ叚トカキタルヲ誤ツテ反ニ作リシナリ、仮ノ字ノ假ノ草體ヨリ作ニアヤマルト同キナリ（段ノ字チカヘ用フルコトモ古キ世ヨリアルコト、見エテ口遊ニモ段ノ字チ用フ）

酉

今ノ世酉ノ字ヲヒヨミノ鳥ト云フ、コレハ酉ニ従フ文字多キ故ソノ名ノコリシナリ、昔ハ十二支ノ文字ニハコノゴトクヒヨミヲツケテ呼ブコトナリヒヨミ

無レ輪穀下横ニ轅輗一トアリ又輦案釋名人所レ輦也云々、今輦制象ニ軺車一而不レ施レ輪用レ人荷レ之トモアリ又輿制如レ輦而但小耳トアレバ强チ輪ノアルヲノミ輦ト云ベキニモ非ス全ク輦輿ハ大小ニテノ名カハルコトトミユサレバ鳳輦葱花輦モ輿トカキシハカヘツテ古名ニハアラザルナラン新儀式ニモ鳳輿トカヽレタリ

新發意

今ノ世新ニ剃髮スルモノヲシンホチト云フ、シンホチハ新發意ナリコレハ古キ名ニテ御堂關白道長公ヲ入道ト云ヒケレバ此時天下入道號ヲイミテ新發意ト云フヨシ羅山先生ノカヽレシモノニテ見及ベリ

所司代

京都所司代ハ足利家ノ時ヨリ起リテ貞和元年ニ都築氏ソノ職タリシコト谷川氏ノ説ニテシリヌ

相聞

今往復ノ書簡ノ案ヲカキタルモノヲ往來ト云フ、古クヨリ明衡往來又雲州消息トモ云フ消息トハ人ノ消息ヲ問フヨリノ名也喫茶往來庭訓往來尺素往來等アリ西土ニテハ相ト云フ欝岡齋帖ニ唐ノ無名氏ノ十二月往來ヲカキタルヲノセテ十二月相聞書ト題セリ、顯昭ガ古今ノ注ニ相聞猶往來也トカキシハヨク解キタルナリ王僧虔ガ能書人名ニ鍾繇ガ書三體ヲアゲタル中ニ三曰行押師ハ狎ノ字ノ誤ナリト云レタリ書相聞者也ト云ヒ又草藁是相聞書也ト云ヘリ、淸ノ顧藹吉ガ云フ行押卽行書師說モ亦云ヘリコレ往復ノ手札ハ行草書ニテカキタリシヲ云フナリ索靖ガ月儀章モ十二月ノ書簡ナリ唐ノ時小兒ノマナブ書簡ヲ木瓠章ト云フコトアリ顏師古ガ急就章ノ注ニ見エタリ

發語

賀茂眞淵翁ノ枕辭ヲヨセテトキタル書ヲ冠辭考ト名ヅケラレタリ、枕コトバヲ冠辭ト云フハヨクモツケラレタレド憶說ニテ古ヘ此名アルニハアラズ釋日本紀ニ枕コトバヲ發語ト云フコトアリ此ニ依リタラバ据アリヨケント師ノ物語リセラレシナリ右ニ云ヘル冠辭考ニ一ツ取リ落シタル枕辭アリ古事記上ニ曰子遲神ノ歌ニ蘇邇杼理能阿遠岐美祁斯遠トヨミタリ本居大人ノ傳ニ、ソニトリハアヲト云ンタメノ枕辭ナリシト云レタリ

登

日本紀神武天皇ノ紀ニ登謂二高倉一曰云々スナハチノ借名ツキタリ登ノ字共ニス捕亡令ニ登共追捕萬葉集

馬寮御監（メレウゴケン）

今　將軍家此官ニ任ゼラレ玉フコレハ足利公方家ノ舊例トゾキコユ、マレニ任ゼラル、ハ定テ兵馬ヲ專ラニシ玉フ故ナランカ、サテ此官ハ職員令ニ載ラレズ又國史ニモ任ゼラレシ人ミエズ余ガ見ル所ハ弘仁馬寮式（本朝月令引）ゾ始メナル延喜式江次第等ニハミナ見エタリ內裏式儀式ニハ見エズ御監ハ青馬駒牽騎射ナドノ公事ノ時殿上ニテ馬ノ奏ヲセラル、事ヲセラルルナリ御監ナキトキハ納言ノ人セラル、樣ニ見エタリ思フニ御監ハ馬ノ奏アル儀式ノ時バカリ臨時ニ任ゼラレテ常ニアルコトニハ非ザルナルベシ故ニ國史ニモ見エザルナラン但シ法隆寺獻物帳ニ賀茂朝臣角足ト云ツ人ノ官銜ニ左右馬監（續紀ニノセズ）トアルハ御監ト同ジキニヤ試ニシルシオケリ

大常（タイジヤウ）

旗ヲ常ト云フハ通俗ナリ周禮ノ大行人ニ公侯伯子男ノ旗ヲモ常ト云フ故ニ天子ノ旗ヲ大常ト大ノ字ヲ添ヘタルナリ、鄭ガ大行人ノ注ニ常旌旗也ト云ヘリ賈疏ニ鄭欲レ見下常與二旌旗一皆總稱非中日月爲レ常者上ト云フ、コレ常ノ天子ノミノ名ニ非ルヲ知ルベシ、タダ常ト名ヅクル由ハ鄭注賈疏等ニミエズ釋名ニ日月爲レ常畫二日月於其端一天子所レ建言二常明一也トアルハ信ジガタキ說ナリ余竊カニ思フニ常ハ旌旗ノ縿（爾疋ニ正幅爲レ縿トアリ今ノ爾疋ニハコノ文ナシ周禮ノ巾車大行人ノ疏儀禮ノ觀禮ノ疏ニハ引キ用ヒタリ）ト旒トヲ合セテノ長サヨリイヅル名ナルベシ爾雅ニ緇（孫注ニ黑繒也ト云フ）廣充幅長尋曰レ旐（郭注ニ帛全幅長八尺トアリ）繼レ旐曰レ旆トアリ孫注（公羊疏ニ引ケリ）ニ帛續二旐末一亦長尋トアルゾ旌旗ノ長サノ正ナルベシ、スベテ此長サナルベキナレバ總名ヲ常トゾ云フナラン常ハ尋（八尺）ニ倍スル長サノ名ナリ、シカレバ一丈六尺ガ旌旗ノ長サト知ルベシ鄭康成ハ禮緯含文嘉ニ天子ノ旗九刄曳レ地諸侯七刄齊レ軫大夫五刄齊レ較士三刄齊レ首トアルニヨリテ周禮ヲ注セシナレド如何アラン（此文字羊襄ガ十六年ノ疏ニハ禮稽命徵ヲ引テ云ヘリ刄ハ仞ト古今同字ナルベシ廣疋ニハミナ仞ニツクル）

輦（テグルマ）

松岡義行大人ノ輦車ノ說ニ輦ハ輪ヲ具シテヒキ行モノナリ、シカルニ供御ノ鳳輦葱花輦ハ卽チ輿ト曰ベキヲ鳳葱花ヲ負ハセテ曰トキハ必輦ト云故ニ輦ハ輿ノ事ナリト思ヒアヤマレリ但小野宮年中行事ニハ鳳輿葱花輿ト書玉ヘリト云ハレタリ此說尤ナル事ナレドモ隋書ノ禮儀志ニ齊武帝造二大小輦一竝如二軺車祖

諱字巳ニ作リ凡民ニ従ヒ昬ニ従フ字ミナ氏昏ニ作ル昬ノ字ハ説文ニ民ノ聲ト氏ノ省キニ从フ二説アリ、漢隷モ昬昏兩字ニ作リタレバ昬ヲ省シヨシニテ實ハ別體ナ用ヒシナリ、民ヲ氏ニ作ルモ昬ノ字ヨリトルナリタヾ氓字ハ甿字ヲカヘ用フ豫代宗ノ諱ハ豫ニ作リ适徳宗ノ諱ハ适ニ作リ誦順宗ノ諱ハ誦ニ作リ純憲宗ノ諱ハ紅ニ作リ恒穆宗ノ諱ハ恒ニ作リ湛敬宗ノ諱ハ湛ニ作リ甚ニ从フ字ミナ同シ右ノ如ク凡九廟ノ諱ヲ避クルニ似タリ五經文字糸部ニ緤本文従世縁廟諱偏傍今經典並准式例變ト アリ是廟諱ノコト唐式ニソノ制ヲノセタルナルベシ今唐式存セズソノ詳ナルコトヲ知ラズ、金石文字清ノ顧炎武カ撰ナリニ禮天子事七廟自蕭至敬七廟而高祖太宗創業之君不祧者也、玄宗以上則祧廟也故不諱、文宗則今上也古者卒哭乃諱、故生不諱ト云ヘリ此ハ妄説ナリ、粛宗諱ハ亨ト云フ石經亨ノ字省ク所ナシ石臺孝經ノ題額ヲ粛宗ノ書シニ皇太子臣亨題額トアレバソノ名モトヨリ元亨ノ亨ナルコト偈焉タリ又舊唐書禮儀志ニ長慶四年正月禮儀使奏謹按周禮天子七廟三昭三穆太祖之廟而七荀卿子曰有天子者祭七代有一國者祭五代則知天子上祭七廟典籍通規祖功宗徳不在其數國朝九廟之制法周之文太祖景皇帝始為唐公肇基天命義同周之后稷高祖神尭皇帝創業經始化隋為唐義同周之文王太宗文皇帝神武應期造有區夏義同周之武王其下三昭三穆之外是親盡之祖雖有功徳禮合遷祧禘祫之歳則従合食制従之トアリ石經ハ文宗開成二年ニ成リテ長慶ノ後其制カハリナケレバスナハチ九廟ノ制ニテ諱ヲモ避シコト明ケシ太祖高祖太宗ハイハユル三昭三穆ナリ粛宗以上ハ親盡ノ祖ナル故凡三廟ハ祧遷廟ナ祧ト云フセザルモノナリ代徳順憲穆敬六廟諱マズ粛宗ハ諱中ニアラザレバ亨字ノモトヨリ缺畫セザルコトモ著シ

八子

唐鞍ノ具ニ八子ト云フアリソノ製作ハ革ヲ細ク平ラメテ先ニ鈴ヲツケリ鞍ノ後ノ所ヨリ左右ニ四ツ宛サゲルモノナリソノ名ハ八ツアルユヘ八子ト云フコトトハ思ヘドモ不雅ナル名トゾ思ヒシガ隋書ノ禮儀志ヲ見テ始テ本名ヲ知レリ、ソノ文ニ馬珂三品以上九子、四品七子五品五子トアリ、シカレバ珂ト云フモノニテソノ數ヲ幾子ト云フナリ唐詩ニ雙々鳴玉珂ト云フモコノモノナリ

リハ夏竦ガ古文韵ニアヘルヨシ師ノイハレキ、シカルニ顔氏ノ韵ノ次第ノ韵書古ヘハアリシコト、見エテ口遊ヲ韵ノ名ノ字ヲ出セシガ全ク顔氏ノ韵ト契合セリ愉快ナルコトナラズヤ、今學者ノタメニ左方ニ記セリ、シカシ部中ノ字ノ廣韵トノコトナレバ支脂之韵ナドハ上去トモニ分チガタキナリ

東冬鍾江支脂之微魚虞模齊佳皆灰咍眞臻文殷元魂痕寒刪山（謂之平聲上巻戸主文字）

殷ノ韵ヲ廣韵ニ欣ト改メタルハ宋ノ宣祖ノ偏諱ヲサケシナリ韵ノ名ヲ戸主ト云ヒシハ戸令ノ戸主皆以家長（謂嫡子也）爲之トアルヨリ出タル名ナルベシ

先仙蕭宵肴豪歌麻覃談陽唐庚耕淸青尤侯幽侵鹽添蒸登咸銜嚴凡（謂之下卷戸主文字）

董腫講紙俾旨止尾語麌姥薺蟹駭賄海軫吻隱阮很旱潸産銑獮篠小九巧晧哿馬感敢養蕩梗耿靜廻有厚黝寑琰忝拯等豏范广（謂之上聲戸主文字）

俾ハ恐クハ衍字又九モ衍ナルベシ、此ハ巧ノ韵功韵ノ書ニテノ次第廿九巧トアリシヨリ誤（オチ）ナラン歟又平去ノ例ニヨレバ阮ノ次ニ混ノ韵脱豏ノ次ニ檻ノ韵脱シナルベシ（去聲ノ末ノ劒ノ字ハ豏次ニアルベキカ誤脱テ下ニ入シニハアラズヤ）又平ノ次第ニヨレバ范广ハ倒（サカシマ）誤ナルベシ

送宋用絳寘至志未御遇暮泰霽祭卦恠夫隊代癈間震問焮願恩恨翰諫襉霰線嘯笑效號箇禡勘闞漾宕敬諍勁徑宥侯幼沁艶㮇證陷鑑梵嚴梵劒（謂之去聲戸主文字）

敬ヲ廣韵映ニ作ルハマタ宋ノ翼祖ノ諱ヲ避シナリ、又平上ノ例ニテハ證ノ次ニ嶝アルベシ、又嚴ハ釅ノ邊ヲ落シタルナルベシ且梵ノ上ニアルベシ

屋沃燭覺質乙物櫛迄月沒末遏點屑辟錫昔麥陌合盍洽狎葉怗緝藥鐸職德業乏（謂ニ之入聲戸主文字一）

唐石經避レ諱

唐ノ石經諱ヲ避ケテ省（ハブク）所ノ字虎（太祖ノ諱ナリ）字序ニ作リ凡虎ニ従フ字ミナ同ジ、淵字（高祖諱）渋ニ作リ、婣マタ㛃ニ作ル、世（太宗ノ偏諱）字せニ作ル（九經字樣ニ𠀍ノ下廿チ出シテ省クト云フ、シカレドモ世チ省テせトナリシニハアラザルベシ、棄ノ字ノ中世ノ字ニ似タリトシテ古文ニ従テ弃ノ字チ用フルニヨレバ、𠀍ノ字ナツ子ニ世トカキタルヨリノ省キタルベク思ハル）泄紲二字洩絏ニ作リ（此二字今ニ至リテ改メス）棄ヲ弃ニ作リ勤（世チ云ニ作ルハ枼チ桒ニ作ルヨリノコトナリ）ニ作リ凡枼ニ从テ字ミナ桒ニ作ル（初刻石經ニハ桒トカキシモアリ、後ニ桒ニ改メタリ桒ハ枼ノ隷省桒ニ作ルニ依リタルモノナルベシ）民（太宗ノ偏

同字説文ニ見ユノ字ニ易テヨムナリ唐ノ石經ハ直ニ瘵ニ作ルハ誤ナリ（石經ニハ終風ノ願言則嚔ヲモ誤テ鄭箋易トコロノ嚔ノ字ニ改ム）文選思玄賦ニ羞ニ王芝ヲ以瘵レ飢トアルハ鄭ガ意ト同キニヤ又ハ韓詩ナド瘵ニ作リテ共ニソレニヨリシモ知リガタシ

律十卷

今ノ律ハ養老ノ時改定セラレシニテ其卷數十卷ナルコトハ明ニ知レタレドモ其篇目十二アレバ合卷アルノトコロ知レガタクテアリシガ偶源ノ爲憲ガ口遊ヲ見ルニ、分卷ノ次第詳ナルニテ覺エス案ヲ打チヨロコビヌ因テ左方ニツラネオケリ・

第一、名例上。第二、名例下（逸）。第三、衞禁職制。第四、戸婚（逸）。第五、廐庫擅興（逸）。第六、賊盜。第七、鬪訟（逸）、第八、詐僞（逸）。第九、雜律（逸）。第十、捕亡斷獄（逸）。

伊呂波

師説ニ古ノ長歌ハ五七五七七ナレドモ伊呂波ハ七五七五ナレバ古體ニアラズ恐クハ謠物ニテ今様ナドノ類ニモアラン。但シ涅槃經四句ノ偈ニ依リタルハサモアルベシトイハレタリ。コノ事平ノ春海ガ字説辨誤ト云フモノニモ云ヒシコトニテ、花山一條頃ノモノナラントモ云ヘリ。余口遊ヲミルニ借名文字ト云フアリ惜ムラクハ文讀ガタシ。サレド四十七字ニカハリナキ文字ヲツラネ疑ヒナシ。ソノ中一字脱シ一字損セリオモフニヨノ字オノ字ナルベシ。タヾ文讀ガタケレバ補フコト能ハズ。今ソノ文字ヲ左ニ出シ後哲ヲマツノミ。當時外ニモ借名ノ誦アルトミエテ爲憲ガ今案ニ世俗誦曰何女都千保之曾（誦ノ文アルベシ）里女之訛説也、此誦爲レ勝ト云ヘリ。コノ借名文字アルヲミテハ當時今ノ伊呂波歌ハナキコト明シ（コノ書ハ爲憲ガ天祿元年ニ作リシ也）

大爲爾伊天奈徒武和禮遠曾支美女須土安佐利比由久也末之呂乃宇知惠倍留古良毛波保世□（疑ラクハ衣與ノ字）不禰加計奴（謂ニ之借名文字一）

于祿字書韵

于祿字書ハ唐ノ顔元孫ガ撰ニテ其序ニ云ラク、毎ニ轉韵ノ處ニ朱ニ點其上ニトアリテ俗通正ノ三體ノ字ヲ韵ニ依テ次□□シ韵ノカハル所ニハ朱點ヲ加ヘシ也。コレハ當時書寫ノ本ノ事ニテ今轉刻セル石本ニテハ分チガタク殊ニ廣韵ノ次第トモシカラザレバ西土ニテモ考得ザリシナリ但シ覃談ノ韵陽唐ノ上ニアルバカ

セリ、コレニテ沛艾ノ義ヲ思フベシ。徒然草ニ御隨身秦連重躬北面の下野入道信願を落馬の相ある人なりといへる條きはめて桃尻にして沛艾の馬を好みしかば此相をおほせ侍りきトアリ、注家文選籍田賦ノ沛艾ヲ引ケリ　東京賦ニモ沛艾ノ字アリ

竈(ヘツイ)

竈(カマト)ヲヘツツイト云モ古キコトナリ催馬樂ニへついどの竈殿トアリ。ヘツイノヘハカナヘナベノヘニテツイハツイヂツイタテナドノツイナリ。今ノ築立ヘツ、イゾ本ナルベシ、ヘツ、イヲ、クドト云フ所アリ。クドハヘツ、イノ煙ヲ出ス穴ノ名ナルニ、ヤガテヘツ、イノコトニナリシナリ

藥師(クスシ)

神名帳ニ大洗石(イソ)藥師菩薩神社ト云フアリ、コレハ本藥師神社トアリシヲ妄人菩薩ノ二字ヲ竄入シタルナリ。殊ニ藥師(ヤクシ)ハ如來ナルヲ菩薩トセシハ言フニ足ラズ誤リナリ、サテコノ藥師神ト云フハ大穴牟遲命ノ蒲花ヲ以テ人ノ病ヲ救給(ヒ)フコト古事記ニ見エタリ。コレニ依テクスシノカミト稱セシナルベシト師ノイハレキ

佐官

凡官ニ長官、次官、判官、主典ト四等アリ。主典ニアタル官ヲ文字(カミ)ハカハリアレドモミナサカント云フ　古ハサウガントノ音便ニ引テヨブ　ソノ字ハ佐官ナルベシ六典戸部尙書職ノ注ニ七品佐官ト云フコトモアリ

白文

今正文バカリノ本ヲ白文ト云フ明ノ袁聚ガ文選ノ跋ニ見エタリ又白文ト云フ朱子文集ニ見エタリ釋日本紀ニハ麁本ト云フ續日本後紀現在書目ニハ麁文ト云フ。麁本　今素本ト云フ　注ノ字細カナルニ向ヘテノ名ナルベシ書物ヲ本ト云フコトハ隋書ノ經籍志ニ見エタリ

魚飧

公羊傳宣公六年ニ趙盾ノ事ヲ云フ中ニ、方(ニ)食(テ)魚飧(ニ)トアリチソノ儉ヲ云フナレドモ注疏トモニ委カラズ。儀禮ノ聘禮ニ宰夫朝(ニ)設(ク)レ飧トアル注ニ食不レ備(ヘ)レ禮(フ)曰(チ)レ飧トアリテ下ニ傳文ヲ引テ証トス又楚語ニ士食ニ魚炙(テ)ト云フコトモアリ傳ヲヨムノ一證ニ備フ

可以樂飢

毛詩衡門ニ可ニ以樂レ飢トアルヲ鄭箋ハ樂ノ字ヲ㾕(レウ)ト

日高日子

日本紀ニハ天津彥穗瓊々杵尊トカキテ古事記ニハ彥々ヲ日高日子トカケリ本居大人ハヒコタカトヨメリ。コレハ誤讀ナリ高ハコノ假名ニテ下ノ子ノ字トカキカヘタルナリ日本紀ノ如クヒコト重ネテ讀ベシ

天詔琴

古事記ノ天詔琴ヲ本居大人ハ天ノノリコト、ヨミタレドモ詔ハ沼ノ草體ヨリアヤマリタルニテ即天ノヌゴトナリ沼矛ニモ沼字ヲ用ヒタレバ證トスベシ（以上三條ハ師說チキ、シマヽニシルセルナリ）

炙選

說苑雜言ニ厨人失ニ炙選一ト云フコトアリ選ノ字竹縁ノ義ヲ以テヨミ或ハ弗（廣韻ニ炙肉弗トアリ）借字トスルミナ非ナリ禮記ノ喪大記ニ食ニ粥於盛一不レ盥、食ニ於簨一者盥トアリテ注簨竹筥也簨或作簨ト云ヘリ簨ハ選ト同ジキナリ釋文ニ簨本又作レ𥳑又作算トアリ𥳑ハ儀禮士冠ノ注ニ竹器名ト云ヒ算ハ史記鄭當時ガ傳ノ集解ニ徐廣ヲ引テ竹器ト云フ索隱ニモ算謂ニ竹器一以言レ無ニ銅漆一也ト云ヘリ算巽古音同ジ故ニ簨或體簨ニ作ルナリ（諸書簨或ハ饌ニ作リ算或ハ選ニ作リ簨或ハ撰ニ作ルミナ證トスベシ）簨ノ字徐邈ガ音撰從ベシ陸德明ハ息尹反トスコレハ簨簴ノ簨ニアヤマリヨムナリ從フベカラズ（簨又選ニ作ル簴又遽ニ作ルト同シ）

狼狽

狼狽ノ義ハ人多ク神異經ノ狽無ニ前足一附レ狼而行トアルニ依レリ此書ハ荒唐無稽ノ事ドモアリテヨルニタラズ孔叢子ニ吾於ニ狼狽一見ニ聖人之志一トアリ淸ノ璧裁ガ云フ狼狽謂ニ狼跋之詩一也狽即跋字狽即跟之訛（コノ說詩經小學ニ見エタリ。サレド早ク文字集略ニ狼狽猶狼跋也ト云フコトアリ）シカラバ狼狽ハ詩ノ狼跋ニ其胡一トアルコトヨリ出テタル字面ニテウロタヘル語トハナリヌベシ。跋ノ字ハ跟トモカキシガ（聲□類ニハ、狼狽ニ作ル。又爾疋ノ跋躐也ノ郭注ニ狼跋ヲ引テ證トシ、跋ノ音ヲ具ト出セリ。サレバ跟ノ跋トハ其字カハレドモ音モ義モオナジキナルベシ）上ノ狼ノ字ニ蒙テ犭邊ニ改メタルヲ卭々虛々ノ說ニヨツテ妄說ヲツクリ狼ヲモ獸トセシナルベシ

沛艾

今云フカンノツヨク行作ノアシキ馬ヲ昔ハ沛艾ト云フ。盛衰記卌二ニハ沛莈ニツクル他書ニハ多ク沛艾ニ作ル。沛艾ノ字ハ漢書ノ司馬相如ノ傳下ニ見エテ張揖ガ云フ。沛艾駊騀也トアリ沛艾ハ駊騀ト一音ノ轉ジタルナリ說文ニハ駊騀ニ作リテ馬搖レ頭也（玉篇ハ也ノ字ナシ。廣韻ハ也ノ字ヲ狽ノ字ニツクル）ト注シ廣韻ニハ駊騀ハ馬惡行也ト注

ヲ異トオモヒタリシヨリ戴ノ字ヲモ戴ニ作リ、畢ノ字ヲモ畢ニ作ルハ大ナルアヤマリナリ

馬柵

萬葉集ニ馬柵トカキテマセトヨム。柵ハ柾ノ字ナリ廣韵ニ柾ハ門外行馬トアリ。マセハ駒ヨセナリ今ノ世精靈祭ノ時マセ垣ト云フ。マセハ古名ノコリシナリ。マセノ義ハ拒レ馬ト云フコトナリ

多門

今渡リ櫓ノアル城門ヲ多門ト云フコトハ松永彈正少弼久秀 永祿頃ノ人 大和國多門ト云フ所ニオイテ初テ今ノ制ノ城ヲキヅキタリ因多門ノ名ノコリシトキケリ

庚作レ康

古金石ニ庚ノ字ヲ康トカキシアリ中世マデモカキシモ多シ。師ハ音ヲカリ用ヒシナラント云ハレタレドモ六朝以來庚ノ字ヲ多ク庚トカケリ因テ此間ニテ風ト康ニアヤマリシナランカ庚康モトヨリ音モ近ケレバナリ。西土ニモ後漢書安帝紀ニ殤帝葬二康陵一トアリテ章懷太子ノ注ニ在二頃陵塋中庚地一庚與レ康相似但少許不レ同トアレバ康陵ノアヤマリナラントセシナリ劉頒刊誤ニモ前書平帝巳名康陵不レ當二重複一ト云ヘリ彼此アヤマリノ同ジキコトモアルモノナリ

八咫鏡

本居大人ノ說ニテハ八菱鏡ノ事トシテ八ツアタマノ鏡ナリト云ヘリ。シカレドモアタマハ天窓ノ事ニテ八ツヒヨメキト云フハ通ゼザルコトナリ西土ニテモ六朝マデハ製作ノ異ナル鏡ナシ唐ノ時初テ菱花鏡アリ。神代初テ鏡ヲ鑄ルニ八菱アランヤ思フニ八アタカヾミノ、タハ手ニテ食指大指ヲノベテ寸ヲハカリシナラン。アハ開ク詞ニテアケ明アサ朝アカリ燈ナドノアニ同ジ文選ノ中ニ跨ノ字ヲアツトコヘルトヨメリ。アトコヘルト云フ義ナリ。跨ハ胯ヲヒロゲテマタグコトナリサレバ開クコトニ云フナリ。八アタハ手ヲ開テ鏡ヲ計ヲ云フ一タビ手ヲノベテ計リテハ足ラヌ故二タビ手ヲノベシナリ八ハ彌ノ義ニテ物ノ二ツヨリ重リタルヲ云フ咫ノ字ヲ說文ニ八寸トセリ太神宮儀式帳ニモ八咫鏡八寸トアリ周尺ヲ以テ計ルニ今ノ曲尺六寸餘ナリ、サスレバヤアタハ大キナル物ノ通語トナリテ八咫烏モ大キナル鳥ト云フコトナルベシ古事記ノ序ニ神武天皇ノ事ヲ引テ大烏トカキシハ證トスベキナリ 此事師ノ本朝度考ノ中ニツマビラカナリ

所ハミナヒロク先帝ヲサシテ云フコトナリ漢書ノ帝崩ジテ諡ナキ間大行ト云フコトアリ。コレモモト死ヲイミテノ名ナルベシ

鄕音亮

道澄寺ノ鐘ノ銘ニ鄕音亮自傳トアリテ亮ノ字亮ニ作リタレバ誤テ高トヨムモノアリ掖齋師ハ亮ノ字楊貴氏墓志ノ中官亮ト同ジキニ依テ亮ノ字トハセラレタリ。タヾ鄕音亮トカケル證ヲ得ザリシガ余文選呉都賦ヲヨミシニ嗚條律暢飛音鄕音亮ト云フ聯句アリ南唐滕公安公構造殘碑記ニモ猿聲鄕音亮トアリテソノ證二ツヲ得テイヨ〱師說ヲ信ゼリ

州

今ノ世專ラ諸國ヲ何州ト云フ。コレハ西土ノ州郡ノ州ニナラヒシコトニテ正名ニアラザレドモ古ヨリアルコトナリ姓氏錄御立史ノ條ニ參河ニ參州トカキタルゾ始ナランカ

什物

今寺ノ寶物ヲサシテ什物ト云フ。コノ什物ト云フニ二說アリ華嚴經ノ音義上ニ三蒼ヲ引テ什聚也雜也呉楚間謂ニ資生雜具ニ爲ニ什物ニ也トアリ。又史記五帝紀作ニ什器於壽丘ニト云索隱ニ什器什數也葢人家常用之器非ニ一故以レ十爲レ數猶ニ今云ニ什物ニ也トアリ司馬ガ說マサレル樣ニ思ハル

十二門

今ノ京ニ內裏ヲ營造ノ時、諸國ニ十二門ヲ造ラシメ玉フ門ゴトニ造ル人ノ姓アリ拾芥抄ニノセタリ朱雀門ノ外ハ造ル人ノ姓ヲ好字ニカヘテ二字ヲ定メラレタリ其中安嘉門ハ海犬養氏トアリ續日本紀大寶二年六月甲子震ニ海犬養門ニトアレバ、古京ノ時ハ造ル人ノ姓ノマヽ門ニ名ヅケラレシト見エタリ

異

今俗書翰ニ異ノ字ヲミナ吴トカケリ、コレハ何カ傳來シタル字ナルベシ異ノ字ノ草體ニハナクテ本ハ异ノ字ニテ异ヲ變シテ吴トカキタルナリ（弄チ美トカクト同シ）古異ノ字音同キユヱ、カヘ用フルコト多シ尙書ノ釋文ニ异鄭音異。又列子楊朱篇ニ何以异哉ト注ニ异ハ古異字。又文選魏都賦ニ异ニ乎交益之士ニト劉注ニ异異也又唐ノ宋璟ガ碑ニ何以异レ是乎トアリ。イヅレモ異ノ字ニ用ヒタルナリ今ノ人ハ異ノ草書ト心得タレドモ異ハ美トコソカキテ吴トハカヽザリシナリ。吴

田城介、ナドノゴトシ足利家時代ノ書マタ諸本ニハミナジヤウト云ヒテシロト云ハズシロト云フコトハ山城ニカギリタルコトナリ山城ノ國ハモト山背ノ國トカキシガ桓武天皇ノ詔ニ山河襟帶如レ城ト宣テ山城ト云フ字ニ改メラレテソノ唱ハモトノ通リ山シロト云フベキヨシナリ故ニ城ノ字ニシロト云フ義アルニ非ズ古ハカクノ如ク文字ト唱ト別ナルコトアリ官名ナド唱ハ本ヨクアリテ後ニ文字ヲ作リアテタルハミナ然リ掃部ヲカムモリ今カモント唱ルガ如クナリ

垂垂異字

垂ハ本埀缶ノ字ニテ玉篇廣韵ナド垂缶ニ作リ又甀トモカケリ漢ノ時ハ専ラ垂ノ字タレルト云フ義ニ用フ後ノ世ニモ垂トカキタレバ同字ナリ垂ハ本邊埀ノ字ニテ玉篇廣韵五經文字タレルト云フニ此字ヲ用フ垂ノ字ト同ジカラズ此二字義ハ同クタレルコトニ用フレドモ字ノ本ハ同ジカラズ今人ハ同字ノ樣ニ思フモノ多シ混フベカラズ邊垂ノ垂ハ後ニ陲ニ作リテ垂ノ字ハ専ラ下垂ノ義ニバカリ用ヒシナリ

元從

唐ノ李輔光ノ墓志銘ヲ見ルニ唐故興元元從正議太夫云々。又勳以二元從之號一ト云フコトアリ元從ハ何ノ事ナルヤ知リガタク思ヒシニ後唐律ヲ讀シニ卷ノ四名例律ノ䟽議ニ太原元從給レ復ト云フコトアリ此ハ高祖太原ヨリ起リシニ其時ヨリ陪從セシモノニ租調課役ヲ免シタマヒシコトナリ釋文ニ委ク云ヘリ。コレニテ元從ノ義ヲ發明セシナリ今　將軍家ニテ三河御譜代ナド云フニ同キコトナリ

貘食レ夢

貘ノ夢ヲクフト云フコト早クモ云ヒシコト、見エテ後陽成院ノ寶船ノ帆ニ貘字アリ類聚雜用抄ノ枕ニ貘ノ繪アリ。シカレドモ白居易ガ貘屛ノ贊ノ序ニモ寢二其皮一辟レ溫圖二其形一辟レ邪トアリテ夢ヲクフト云フゴトシ。唐大典祠部郎中職ノ注ニ十二神ノ中莫奇食レ夢ト云コトアリ莫奇ハ卽神ノ名ナリ莫奇ノアヤマツテ貘トナリタルニハ非ズヤトオモヘリ莫奇食レ夢コトハ後漢書禮儀志中ニアルコトナリ

大行

萬葉集卷一ニ大行先王伊福吉部德足比賣墓志ニ、大行天王トアリ大行ハ死ト云フコトナリ小爾雅廣名ニ諱レ死謂二之大行一トアルゾ證トスベシ集及志ニ云フ

酣中清話上

五一居士　小島知足著

千字文

朱粱ノ李暹注千字文ニ推位讓國ヲ遜國ニ作リ鳴鳳在樹ヲ在竹ニ作ルコレ傳本宗刻ヲ經タルニヨツテ宋ノ諱ヲサケシナリ米芾ガ書ノ千字文モ遜ノ字竹ノ字ニ作レリ樹ハ英宗ノ嫌名（諱曙）讓ハ英宗ノ父濮王ノ偏名（名允）ナレバナリ宋本ニハミナ此二字ヲ缺筆セリ

綸言如レ汗

俗諺ニ綸言如レ汗ト云フ綸言ハ禮記ノ緇衣篇ニ王言如レ絲其出如レ綸ト云フヨリ出タルナリ。ソノ如レ汗ト云フコトハ何ニ出シゾト思フニ漢書ノ楚元王ガ傳ノ文ニ易曰渙ニ汗其大號ニ言號令如レ汗汗出而不レ反者也ト云フコトアリコレヲ取リソヘテ綸言汗ノ如シトハ云フナルベシ

手

今ヨク文字カク人ヲ手カキト云ヒ又手ガヨキナド云フ古モ云ヒシコトニテ源氏物語繪合ノ卷ニゑはこせのあふみ、てはきのつらゆきかけり（除目成抄ニ讚岐目従八位下巨勢朝臣相見繪師トアリ。）てハ手ニテ紀貫之執筆ヲセシヲ云ナリ

伯夷叔齊

江談抄ニ先年木工助敦隆ガ來タリシニ首陽ノ二子何カ廉ナル勝リタルト問ヒシニ答フル樣未レ見ニ其廉ヲ歟如何伯夷勝歟天爲レ試ニ其廉ニ白鹿ニ令レ與レ之叔齊不レ堪レ飢心中欲レ食ニ此鹿ニ之處鹿知ニ其心ニ俄去了也トアリ此事何ニヨリシヤト思ヒシニ後瑚玉集（現在書目に瑚玉十五卷トアリ今十二、十四兩卷存ス天平十九年ノ寫也）ヲ見ルニ列士傳ヲ引テ伯夷殷時遼東孤竹君之子也與ニ弟叔齊ニ倶讓ニ其位ニ而歸ニ於國ニ見ニ武王伐レ紂以爲ニ不義ニ遂隱ニ於首陽之山ニ不レ食ニ周粟ニ以ニ微菜ニ爲レ粮時有ニ王糜子ニ往難レ之曰雖レ不レ食ニ我周粟ニ而食ニ我周木ニ（菜ノ字ノ壞タルナルベシ）何也伯夷兄弟遂絕レ食七日天遣ニ白鹿乳レ之逕由ニ數日ニ叔齊腹中私曰得ニ此鹿宍ニ噉レ之豈不快哉於レ是鹿知ニ其心ニ不ニ復來下ニ伯夷兄弟倶餓死也トアリ敦隆此集ヲミテ覺タリシヨリ答フルナルベシ列士傳ハ劉向ガ撰ナルヿ隋書經籍志ニミエタリ

城

近世城ノ字ヲシロトヨムハ誤ナリ城ヲ古ハキト云フ葛城磐城ノ類コレナリ中世ハ音ニテジヤウト云フ秋

卷之下

酣中清話目錄終

酣中清話目錄

卷之上

少作者古人之所戒張耒作四忌銘云著作忌早輓近學者頗失淳風妄言子思子十七作中庸蘇子由二十著詩傳乃鬪靡誇多災梨棗者日月孔多獨我梅園翁則不然此書之成在數十年前校覆之精援證之確其搜裘葛至于此矣今玆齡八十始授之剞劂其持重不苟如此不翅驚其該博抑亦可見篤志一端也余弱與翁相識翁甚好生書余亦同好每一得生書必相借觀翁嘗云覯生書則徹夜不得交睫眞書癖也余以投契之久見屬書尾余也陋巷腐儒不嫺文辭固不足爲之重聊述翁之好之深與志之篤以戒世之著書杜撰者若夫强記該覽質疑發蒙則讀者自知之余復何言乎哉

天保甲辰春二月　　蘭溪西島長孫識

集の詩題に。柳元穀。以所得晉太康間冢中杯及瓦券來。易余手繪券文云。大男楊紹云々下の文。養新錄に同じ。異なるは。一邱を一丘。四時爲任を。四時爲伍。廿九日を廿六日。破莂を破剪。律を律に作れり。且石と瓦の異あり。今考るに。清朝の石刻は僞物なるべし。又儀禮節略に。淸異錄。葬家聽術士說。例用朱書鐵券。若人家契帖。標四界及主名。意謂亡者居室之執守。不知爭地者誰耶。瘞墓前甃石若甎表之。面方長。高不登三尺。號曰券臺。金九臯抱甕集。墓前地名明堂。一名券臺。朱子語類云。不曉所以。後見唐人文集。中言。某朝改爲券臺。按今地理書。有券臺之說。券也。理地契處。曰券臺地。用磚石爲之。上書。財按に。（羣書歸正集。錢に作り）若干緡。爲死者用財。（歸正集。此二字買地に作り）葬于此。山神土地。（歸正集。龍に作れり）不得爭競。と見えたるも是なり。皇朝にも此事ありし證は。引導要集便蒙に。地神祭文（弘法大師の作なりとぞ）を載て云。孝子等捧隨分錢財。奉乞一丈餘墓所。とあり。

本書刻成て後に。僧靈玉が日蔭草。また山口氏の押原推移錄等を見るに。此條に載たる。長光寺の境内より堀出たる。鏡の圖を出して。鏡面の陰欵中に。當塗王經一字三禮一品一錢千部の文あり。日蔭草に。當塗王經は普門品一品一錢とある古錢は。千部の數を表せるにや。と云へり。されば此錢もと千錢ありし事しるし。然るを本文に。九百九十九文ありけんと云ひしは杜撰なりき。本書中此類の誤尙多かるべし。見出たらん人は。其說を記して卷尾の書肆へ投せられん事を乞ふ。嗣刻卷六に鄕里姓名自號を擧げて其考を出さんとす。

梅園日記卷之五終

計九百九十九枚。土人云。以レ之辟レ邪最效。また崇川思聞錄云。嘉慶七年壬戌夏四月。里人於二査家壩橋。濬河西溝內一掘二得古棺一。棺前和朱書。維康定二年。歲次辛巳。五月己酉朔。十八日丙寅。丁氏六娘券身。年三十五歲。六月。生居城邑。殞安二宅兆一。龜筮協從。相レ地襲レ吉。宜下於二通州靜海縣。文安鄉。長樂村之原一。安中厝宅兆上。謹用二價錢九千九百九十貫文一。買二地一所一。云々壙中有二瓷缾一。瓷爐二一。里人爲遷二葬於高壤一。錢仲檉明經樸林。有レ詩云。節略す。或疑續綱目。康定無二二載一。豈知慶秝按に淸人國諱を避て秝字を曆字に假り用ひたり元。嘉平方更始。此事自細微。本無レ關二臧否一。桑梓生二恭敬一。聊爲述二所以一。とあり。かく數多きは紙錢なるべし。また癸辛雜識別集云。今人造レ墓。必用二買レ地券一。以二梓木一爲レ之朱書云。錢九萬九千九百九十九文。買二到某地一。云々。此村巫風俗如レ此。殊爲レ可レ笑。及レ觀二元遺山續夷堅志一載曲陽燕川靑陽埧有レ人。起レ墓得二鐵券一。刻二金字一云。勅葬忠臣王處存。賜二錢九萬九千九百九十貫九百九十文一。此唐哀宗之時。然則此事由來久矣。とあり。唐より先には。九の數に拘はらざりしにや。十駕齋養新錄云。周密癸辛雜識云々。頃歲山陰童二如。游二洛陽一。得二石刻一方一。其文云。大男楊紹。從二土公一買二塚地一邱一。東極二闞澤一。西極二黃滕一。南極二山背一。北極二於湖一。直錢四百萬。卽日交畢。日月爲レ證。四時爲レ任。太康五年九月廿九日。對共破レ莂。民有二私約一。如二律即律字令一。蓋晉時所レ刻。乃知人家營レ葬向二土公一買レ地。其說相承已久。不レ始二於唐世一。惜乎。遺山草窗兩公。未レ得二此異聞一也。按するに。此文。又潛硏堂金石文跋尾續に。亦載て云。晉楊紹買二冢地一莂太康五年九月右楊紹買二冢地一莂文。云々。案古人稱二分券一爲レ別。若二今人合同文字一也。周禮小宰。聽二稱責以二傳別一。鄭司農云。傳別謂二券書一也。傳。傳二著約束於文書一。別。別爲レ兩。兩家各得レ一也。鄭康成云。傳別謂爲二大手書於一札一。中字別レ之。傳別故書作二傳辨一。鄭大夫讀爲二符別一。辨與レ別聲相轉。其義一也。說文無二莂字一。釋名。莂別也大二書中央一。中破別レ之也。廣韻。莂分契也。莂種概移蒔也。古者書契多以二竹簡一。故傳別字。或从レ竹。隸變作レ莂。與二移蒔之莂一相混。釋氏書。往往用二記莂字一。亦取下受記作二符券一之義上。魏晉以前契券之式。傳二於今一者。唯此。故錄二其全文一。以詒二好レ古者一。とあり。又按ずるに。明の徐渭が。徐文長文

人一。湯若士牡丹亭用二八人一。今則用二十人一。一外。一末二生。三旦。三淨。揚州畫舫錄云。梨園。副末以下。老生。正外。老外。大面。二面。三面。七人。謂二之男脚色一。老旦。正旦。小旦貼旦。四人。謂二之女脚色一。打諢一人。謂二之雜一。此江湖十二脚色 水滸後傳讀法云。既說。李俊爲二暹羅國王一。則李俊自是。本傳正生脚色。增訂一夕話原序云。亦不レ知二生旦淨丑那脚色一。桃花扇傳奇凡例云。脚色。所三以分二別君子小人一。曲話云。紅樓夢。以二副淨一扮二鳳姐一。丑扮二襲人一。老旦扮二史湘雲一。脚色不二甚相稱一耳。また笠翁偶集詞曲部に脚色の字面多し。參考すべし。又役者ならねども打扮をいひしは。金聖歎が水滸傳第八回の總批に。先言二胖大一。而後言二皂布直裰一者。驚レ心駭レ目之中。但見三其爲二胖大一。未レ及レ詳二其脚色一也。とある脚色は。衣類顏色。總體の打扮を云へり。綿香亭第六回に鍾景期と。雷天然といひし女。また景期が蒼頭の馮元と。雷氏の了鬟勇兒と。一夜に婚禮の事を記して。掌禮人請二景期一單立了。又請二新人出一。那新人打扮倒也不レ俗。穿二一件淡紅衫子一。頭上蓋二著絳紗方布一。就是勇兒做二伴婆一。扶著出來。拜二了天地一。云々。然後夫婦交拜完了。掌禮人喝唱。馮元夫婦行レ禮。那勇兒。丢二了伴婆脚色一也來做二新人一。同二馮元一向レ上拜了四拜。掌禮人唱道。請新人同入二洞房一。景期與二天然一。站二起身一來。勇兒。又丢二了新人脚色一。又來做二伴婆一。扶二著天然一而走。云々とあるにて。脚色の打扮なる事を知べし。

附識す。ふるく脚色といひしは。官人の手札に。由緒書を記したるなり。唐六典注。文昌雜錄。臨漢隱居詩話。朱子文集。游宦紀聞。朝野類要。通雅。通俗編。隨園隨筆。恒言錄。等に出たり

墓中買レ地錢 廿九

秉穗錄二編に。明和五年戊子正月廿八日。下野國那賀郡西見野村長光寺境內。山のくづれたる所より。古錢九百九十一文。壺中雲母紙經文。朽たると見ゆる塔高七寸三重。中に觀音長一寸なると。鏡を掘出す。云々とあり。按ずるに。寺の境內なれば墓所なるべし。然らば此錢九百九十九文有けんを。八文は失せけるにや。墓に此數ほど錢を埋たる事は。唐土の風俗なり。蓴鄉贅筆云。陝西慶陽府東山。有二一古墓一。忽崩裂。中有二石室石床一。堆二古錢數處一。散二布四角一。總

勅をうけて。書給ひしなりとあり。按ずるに。此説非なり。大定通寳は。金史食貨志に。世宗大定十八年代州立レ監鑄レ錢。其錢文曰二大定通寳一とあり。大定十八年戊戌は。皇朝高倉院の治承二年にて。大師遷化より。三百四十四年後なり西國巡禮道芝記。近江國竹生島の寳物に。布袋。弘法の御作とあり。是亦非なり。布袋は。梁貞明丙子入滅のよし。傳燈錄に出たり。丙子は　皇朝醍醐帝延喜十六年にて。大師遷化より。八十二年後

古玉接引佛聖像

接引如來
阿彌陀佛

保大年供

なり。又按ずるに阿彌陀の像。布袋に似たる物あり。それには非ずや。其像は。古玉圖譜に出たり
右玉版佛像。長三尺。濶二尺四寸。厚一寸一分。玉色淡碧無レ瑕。版心琢二刻接引如來一。法相慈容整肅。眞西方聖人之瑞相也。上刻二接引如來阿彌陀佛八字一。旁刻二保大年供一。夫保大。南唐李璟之年號也。此像蓋南唐宮中所レ奉者乎。以上。古玉圖譜

脚色廿八

鳩巢小説云。康熙天子ノ對聯。日月燈。江海油。風雷鼓板。天地間ノ一大戲場。堯舜旦。湯武末。莽操丑淨。古今來許多脚色。脚色ハ番付ノ事也。南郭遺契云。脚色は役者ナリ。シクミヲモ云。撈海一得云。脚色ハ狂言ノシクミナリ。傷寒論後條辨抄譯。見聞筆記。亦同し　按ずるに南郭の役者といへる説あたれり。されども。士農工商。其外の人物の容體に。出立たる役者にて。平生には云はず。世事通考云。梨園子弟。有二生。旦。丑淨。末。貼旦。小生。老旦。外。八様脚色一。夢憶云。朱楚生女戲。班中脚色。足三以鼓二吹楚生一者留レ之。傷寒論後條辨云。生旦淨丑。一時脚色各現。書隱叢說云。演戲脚色。初止爨弄參鶻。元時院本用二五

（渚紀聞。輟耕錄。俱に廷珪に作れり）自易水渡江。遷居歙州。本姓奚。江南賜姓李氏。（按に。輟耕錄に。李超始居歙州。南唐賜姓李氏）庭珪始名庭邽。庭珪之弟。庭寬。（按に。燕談錄。輟耕錄。廷寬に作れり）庭寬之子承宴（按に。春渚紀聞。廷珪子とし。輟耕錄。廷寬弟とす）承宴之子。文用。皆能世其業。晁氏墨經に。文用之子。惟處。（按に。輟耕錄惟慶に作れり）惟益。仲宣。皆其世家也。など見えたり。墨模の李家は是等の中なるべし。南唐にて元宗も書學の名はあれども。庭珪に李氏の姓を賜たるは。後主なるべし。（方輿勝覽。徽州の土產に。李廷珪墨。故老云。昔李後主。嘗用其墨とあり）或はそれより先。烈祖の時としても。時代あはず。陸游南唐書に據に。烈祖は。唐僖宗光啓四年に生れ。幼くして徐溫に養れ。姓徐氏を冒し。吳の天祚二年（五代史南唐世家。玉壺清話。馬令南唐書。通鑑綱目。三年に係る）吳帝の禪を受て。帝位に卽て。昇元元年と改め三年正月（南唐世家。馬令書。二年四月に係る）姓を李氏に復したるなり。これより李氏を賜ふ事も有べし。昇元三年己亥は　皇朝朱雀院の天慶二年にて。大師遷化の承和二年乙卯より。百有五年後なり。又按ずるに。右の墨文に龍形あるにて。いよ〳〵庭珪の李家なるをしる。其證は古梅園墨譜後編に。元文戊午春。先人適東都。夏四月十五日。受旨。拜覽官庫所藏之。宋撰墨妙法式。謄一本而還。南唐李庭珪之法。竝象。共在其中。彙愛其奇古。摹製以供諸君子賞玩云。とあり。其墨圖を見るに。面に螭龍あり。背に。歙州李庭珪墨の六字あり。事文類聚別集に。李超。其墨有劒脊圓餅。多爲龍紋。蔡忠惠集の。墨辨に。李超死。而廷珪業益精。面有龍文。澠水燕談錄に。仁宋嘉祐中。宴近臣于殿（按に皇宋類苑に。此書を引て殿の上に。羣玉の二字あり）嘗以墨賜之。其文曰。新安香墨。其後翰林諸君承賜者。皆（類苑。此下に。庭珪の二字あり）雙脊龍樣。尤爲佳品。墨史に。平生。凡五見廷珪墨。其一。面作柳枝瘦龍。上印一香字。其一。面作特龍。摹曰保大九年。紫微詩話に。晁叔用。嘗作廷珪墨詩云。百年相傳紋破碎。彷彿尙見蛟龍背。馬氏日鈔に。予一日。至英國府中。觀李廷珪墨之圖。餅蟠劍脊雙龍。金泥已模糊矣。七修類稿に。李廷珪之墨。形製不一。有圓餅龍蟠。而劒脊者有四。渾厚長。劒脊而兩頭尖者。又有彈丸而龍蟠者。など有を考べし

附識す。夏山雜談に。大定通寶と云ふ錢は唐錢なり。日本へも多く來りて今にある錢なり。此錢の文は弘法大師。唐土へ行給ひし時。彼土の帝王の

り。又按に。隷續に。漢碑所書地名如牂柯皆不用柯字といへり晉書音義に。牂牁に作れり。漢書地理志の。鮚埼を。晉書音義に鮚鮨に作れり。漢書郊祀志の。縉紳は搢紳なるよし。顔師古注にいへり。呂氏春秋本味篇の。陽樸を。齊民要術に。楊樸とし。淮南子覽冥訓の。恒娥を。續漢書天文志注に。張衡靈憲を引て。姮娥に作れり。楚辭王逸注の。環餅を。尚書故實に。鐶餅とし。文選班孟堅が西都賦に。萬方輻湊。玉篇に輻輳の字あり。晉書音義に。踁陘字。當作踁。また炮烙。上音炰。下公栢反。一作格。また陟岵字或作陆。とあり。韓愈が謁衡岳廟詩の。杯珓を。唐本には。杯校に作れりと。朱子韓文考異にあり。山石詩の。爛漫を。爛或作瀾と。韓文五百家注にあり十駕齋養新錄の。梅花喜神譜の條に。昔侍沈歸愚尚書毎言。爛熳之熳。不當从火傍古人只用漫。攷字書實無熳字疑始於明代。今見南宋鋟本已作爛熳 文苑英華に。梁涉長竿賦の。格澤を。格擇に作り。賈餗穿楊葉賦の。喫詬を謑詬に作り。また獿㹊を。獨狐及集には。憀㹊に作れりと。彭叔夏が文苑英華辨證にいへり。新唐書に。餧殍を。餧餌に作れりと。新唐書糾謬に云へり。大般若經に。懈倦。下或作惓。また根本律攝に。樚櫨を轆轤に作れりと。一切經音義にいへり。弘決外典抄に。婉綖。綖應作筵。僧從義が三大部補注に。婉綖正作筵と見えたり。此餘。幅隕を幅幀。嬌饒を嬌嬈。躝轢を。躝躒。湍堙を湍湮。模糊を糢糊。狉榛を狉獉。結繪を結襘。蹜駮を驌駮。紕謬を紕繆に作れる類。なほあるへし。俳諧の誹諧となりたるも。是等の類なり。正字にはあらねども。古今集以來の歌書なるは久しく書來りつれば。誹諧と書んぞ故實にはかなふべき。但し俳言俳文などいはん時は。誹字を用べからず。

李家墨模廿七

松井元彙が。古梅園墨譜後編に。南都之墨。始於元正帝時。中興弘法大師。嘗如唐。傳李家墨法。而還。於興福寺二諦坊。以佛幌輕煙造之。其所用之墨模。余家傳之。模以銅造焉。とあり。又藤貞幹が好古小錄に。乃樂興福寺。妙喜院ニ墨模アリ。銅ヲ以造ル。傳云。僧空海入唐將來スル所ト。面ニ龍ヲ雕リ背ニ李家烟ノ三字アリとあるは又一種なり。按するに。此二説皆非なり。いかにとなれば。李家の名墨は大師より後なり。漁隱叢話後集に。遯齋閑覽を引て云。墨工李超。其子庭珪。按に。蔡忠惠集。澠水燕談錄。春

携歸。妻拏相笑還相問。赤脚蒼頭更阿誰。とあるを参考すべし。

誹諧廿六

寐覺のすさびに。古今集打聞に。加茂翁の説とて。今の本に誹諧とあるは。寫し誤れるなりとありて。そのかたはらに細注して。秋成とかいへる人の云く。誹とまぎれたるをおもはで。後にさま〴〵いふは。いたづらこと也。と書たり。（愼言按に。是より前。餘材抄に。今本誹とあるは。俳字のなだらかなる草書の相似たれば。誹となれるなるべしとあり）按するに。古今集その外の書に。誹諧とありて。俳と書ることなし。からくにの書にも。誹諧と書たるあり。隋書に。侯白字君素。好レ學有ニ捷才一。爲ニ儒林郎一。通侻不レ持ニ威儀一。好爲ニ誹諧雜説一。と見えたり。世説新語補の注にも。誹諧とあり。草の手に誤り書るなりといへるは。なか〳〵にたがへり。俳と古音にては通ぜしならんと南畝子申されき。（以上ねざめのすさび）と云り。同じ南畝の俳諧歌集の序に。按史漢有ニ俳諧字一。宋袁淑。有ニ排諧集一。隋書侯白傳。稱レ好ニ誹諧一。然則。俳。排。誹。字皆可ニ以通一。とあり。按ずるに。もと俳諧と書べきを。下の諧字の言偏。上の俳字にうつりて。誹となりたるなり。是に類したる證は。續筆乘に。俗於ニ聯字一。有ニ因レ上誤レ下者一。有ニ因レ下誤レ上者一。駔儈。誤以レ儈从レ馬作レ驓。髫齔。誤以レ髫从レ齒作レ齠。（按に。齠齔の字。晋書にある事。何炤晋書音義に見え。廣韻に髫或作齠と見え。高宗述三藏記にある事。慧林一切經音義に見え。千祿字書に。齠を俗と見えたれば。唐の時多く書るなり）蹴鞠。誤以レ鞠从レ足作レ踘。（按に。蹴踘の字。新唐書にありと。吳縝新唐書糾謬に見えたれば。宋の時ありしなり）此類甚多と。明の焦竑いひ。其子の焦周も。また說楛にいへり。此類おのれが覺えたるは。易の。經論。亦作レ綸。易略例の璇璣。又作レ機。毛詩の。佼好。又作レ姣。歇驕。又猲獢。周禮の。紛帨。又作レ帉。環轅。亦作レ轘。儀禮の。肫髀。又作レ脾。と陸德明が經典釋文に見えたり。尙書の。璿機。唐石經。璣に作り。柷敔。大司樂注梧に作り。淫泆。唐石經。佚に作れり。儀禮の濯溉は。釋文に從て。摡に作るべきよし。張淳が儀禮識誤にいへり。（儀禮識誤の捂授を。釋文には。捂字從レ木と盧文弨が抱經堂文集にいへり）爾雅釋畜舍人云。騉蹄者。注疏本。騉誤レ踞と。阮元が校勘記にあり。說文に。骿胝字。今別作レ胼非。また槤瑚槤也。今俗作レ璉非レ是。また襁緥今俗作レ褓と。倶に徐鉉いへり。（按に襁褓。魏受禪表碑にあれば。此字亦久しき事なり）史記天官書の。叶洽を。曆書に。汁洽に作れり。漢書地理志の。牂柯を。續漢書郡國志に。牂牁に作

此シャウヘンすなはち柾編なるべし。さてかの地藏記なるは。魚脳を以て。柾編の形に作りし物にや。又按するに續日本紀。養老六年十一月甲戌條に。造柳箱八十二。法隆寺資財帳に。合柾筥捌拾貳合。延喜式（内匠寮）に。年料柳筥。一百六十八合。（一尺六寸已下。一尺已上）料柳一百三連。織筥料生絲。一十二斤。巾料調布。一丈。浸柳料商布。一段。など見えたり。この柳箱の遺製にや。（賦役令に。筥柳一把。とあるは。筥作る料となる故にしかよひし歟）賀茂翁（眞淵）雑錄に。柳筥。延喜式には。筥柳などの料もありて。柳して造れり。今俗の用る柳こりてふ物これなり。名山藏手簡附錄。小瀨復菴書に。今世にかうりと申候て。物を入申候器御座候。文字。或は行李の由申說有之候へ共誤に候。栲栳に候。是亦朝鮮音にて候。今も彼國人カウリと申候。和漢三才圖會（家飾具）に。字彙。箬篣屈竹爲器。北方多以柳條爲之。出於但州豐岡同出石。織杞柳條名柳行李。形長而方也。可容衣一二領。因州用瀨之產次之。形（楕圓長也）其小者。用行人堪貯飯などあり。又按ずるに。もろこしに柳條の器物は。字彙のみにあらず。今ここにあぐ。唐六典（戸部主事）注に。滄州柳箱。通典（食貨賦稅）に。景城郡。貢細柳箱八十合。太平寰宇記に。滄州土產。五色柳箱。（九域志に。滄州土貢。柳箱一十枚。宋史地理志に。滄州貢大絹大柳箱。）鄭樵爾雅注に。旄。杞柳也。可編爲棬箱。范成大石湖詩集。固城の詩の自注に。用柳作大棬汲井。謂之涼罐。楊崇吾撿蠹隨筆に。齊民要術柳罐。柳斗也。（周祈名義考に。京師人謂柳斗曰頗羅）高士奇扈從東巡附錄に。呼栲栳斗也。編柳條爲之。用以汲泉量粟。清一統志（河間府土產）に。河間出柳箕。斗之類。唐時土貢柳箱。是其遺業也。字貫（器用門）に。廣韻。栲栳柳器也。按卽今之柳斗。盛道路菜蔬。蘇州府志（物產志）に。杞柳。其條柔爲栲栳。細者爲箱筐。日下舊聞考に。柳條器。簸。箕。斗。升。井桶。車箕。筐。撮米斗。擔米斗。（析津志）張履祥農書に。予旅食歸安。見居民於水濱偏插柳條。秋冬斬伐柳條。可爲栲栳之用。など見えたり。又高麗にもあり。鷄林類事に。日早晚爲市。皆婦人挈一柳箱一小升。といへり。和漢三才圖會の。行人堪貯飯と。字貫の。盛道路菜蔬。と相似たり。圖會また可容衣一二領。とあり。唐土の柳箱も衣服を納る器なる事は。楊萬里が誠齋集（四十卷）曬衣の詩に。亭午曬衣晡褶衣。柳箱布襆自

撞掌文昌府事。及人間祿籍。故元加號爲帝君。而天下學校。亦有祠祀者。夫梓潼顯靈於蜀。廟食其地爲宜。文昌六星與之無涉。宜勅罷。と有る六星なり。郎史記天官書の。斗魁戴筐六星爲之文昌。一曰上將。二曰次將。三曰貴相。四曰司命。五曰司中。六曰司祿。これ也。また明史の外にも。文昌星の。文昌帝君に干らぬ事を辨じたるは。曝書亭集。經史問答。三魚堂文集。南州文鈔。按に三魚堂を蹈襲したる文なり書隱叢說。悅親樓詩集。陔餘叢考。潛研堂文集。隨園隨筆。蜀輶日記。詁經精舍文集。等なり。三才圖會にも。梓潼帝君を圖し。また魁星をも圖したり

檉編廿五

桂川地藏記に。魚腦檉挽。象牙引壺。頗黎巵。瑠璃壺とあり。先年岩瀨京傳。この檉挽はいかなる物ならんと問しに。知らざるよし答へたりき。後按するに。尺素往來に。六納檉挽。三入葛箱。又下學集に食籠。檉輓。或編撮壤集に。葛籠。皮籠。檉鞭。異制庭訓往來に。箪篌。按に。慶長板節用集二本俱に亦此二字あり松會板遊學往來に。犀皮。堆紅。堆朱。堆漆。鷗楊。桂漆。雲朱。世良田等之香箱。納檉椀一荷借進之。寬文二年板。遊學往來に。朱漆木椀。厨子。楪子馬上盞。唐折敷。同黑漆赤漆折數。各三束。納楊編一荷借進候。類集文字抄に。傷編。印籠。食樓。など有を合せ考るに。箪楊傷は。俱に檉の假字なり。挽鞭篌は。松會板遊學往來の。檉椀の椀は。挽の誤り也檉皆編の假字にて。正字は檉編なるべし。檉字の音はテイにて。吳音チヤウなれども。字の吳音シヤウとひがよみしたるなり。釋日本紀の祕訓に。檉岸山明を。セイカンサンノミナミとよめると同じ誤なりこれ檉條をもて編たる器なり。天文十一年池坊專應記に。シヤウヘンの圖あり。下に出す。

將ニ渡レ江涉レ海。伺ニ候津之道傍一。とあるにて知べし。此事は近年の隨筆にも出たれども。そは先年彼人。魁星の圖を新年の贈物になすとて。予に乞しかば堯山堂外紀を書て。あたへしなり。

魁星圖二廿四

生駒峨眉答レ人書に。魁星圖狀の原始。さだかなる所見無ニ御座一候。但先年河保壽が家にて。魁星を自畫讃に作り。書簾の上蓋に押申候を見候て。卽保壽に相尋候處。總じて此圖狀を書編の卷端に印記する事の始は。李唐の世。四の書庫を造られ候時。每庫此神狀をきざみて。安置せられし事より起る也。と君嶽が話なりとて。語きかせ候ひき。然しながら。其書證何書よりぞとも聞く所なしと承候へば。猶分明ならぬ說にて御座候。又諸葛監が寫し候物とて。麻冕をかうふりたる唐人の。驢馬に跨りたるうしろに。從者とおぼしきが二人。ひとりはまろき囊をもち。一人は琴など納めたりとも見ゆる長き囊を持たる狀を。ゑがきたる上に。六星の位次を模しとゞめたる。魁星の圖をも、覽仕候と有り。按ずるに君嶽が話は。珍書考の說を傳へ誤たるなり。彼說に。唐本ノ表紙ノ端ニ。鬼形ヲ畫事ハ。漢ノ文帝ノ朝。天子ノ文庫ニ怪鼠出テ。經史ヲクラヒ損ザシケレバ。帝是ヲ憂給夢ニ夜叉ノ如キ者云ケルハ。我は恒山ノ下ニ住。司書鬼トテ書籍ヲ守護ノ神也。秦代ヨリ。世人我ヲシラズ。今君ニ此趣ヲシラシメン爲に出タリ。文庫ノ怪鼠ヲ退ント思給ハヾ。我ヲ恒山ノ下ニ祭給へ。彼麓ノ窟ハ。余ガ徒ノ住所ナリ。ト云テ夢覺給フ。明日人ヲ以テ試給一果シテ然リ。因テ祭給ヘバ。終ニ怪鼠ノ憂ナカリシト也。ソレヨリ司書鬼祀トイフ事一年ニ一度也。其以後六朝ノ間ヨリ此祀絕タリ。故ニ今ニ書卷ノ端ニ右ノ司書鬼ノ形ヲ畫也。此事ハ不求人全書廿七卷ニ見エタリ。攝山記ニモ出タリ。と有れども是皆僞說なり。唐の明皇の鍾馗を。夢見しと云ふ故事（事文類聚前集）と除夕に司書鬼を祀れば。書籍を鼠嚙ず。（祕閣閑話）とあるを混合して。影撰したるもの也。また諸葛監が寫したるは。魁星に非ず。文昌帝君（梓潼帝君とも云ふ）也。驢馬に跨りたるは。文昌事略に。乃作ニ儒士一跨ニ白驢一。（文昌化書に。呼レ予上ニ白驢。）乃と有り。從者二人は。事略に。二青童自レ天而下。（蠡海集に文昌君從者。曰天聾。曰地啞。）と有り。上に六星の位次とは。明史（禮志四）に弘治元年。禮部尙書。周洪謨等言。梓潼帝君者。記云。神姓張。名亞子。居ニ蜀七曲山一。仕レ晉戰沒。人爲立レ廟。道家謂。帝命ニ梓

皆カヒコとよめり さるを中昔より。かひともいひしかば。後には貝とあやまりたるにや。卵をカヒといひしは。忠見集に「すもりこも出にけるかと見る時はかひなき身さへうらやまれける。又能宣朝臣集に物申につれなくのみ見ゆる女に。鳥の子をいつゝやるとて「すにすめるみをわびつゝも鳥の子をいつかひ有と物をおもはむ。此外後撰集。拾遺集。輔親卿集。蜻蛉日記。空穂物語。大和物語。古今六帖。源氏物語。保憲女集。金葉集。草根集。等にあり。竹取物語の。つばくらめのこやすがひも燕卵なりと。河社に史記を引ていへり。近き頃のものには。禰津松鷗軒が鷹記。貞德が油糟。等に見えたり。

魁星圖 一廿三

鹽尻云。もろこしより渡す印本の表紙うらに。鬼形の物を朱にておしたるは何ぞや。答。魁精踢斗といふ星のすがたなり。留青集等に見えたり。北斗魁星は。文章を司りて。筆と紋銀とを執と云故に。書林魁本の象印とす 和漢俗談故事 和訓栞亦同 按するに。魁星の事は堯山堂外紀 八十五 云。天順癸未。崑山陸文量 按に。此事はもと崑山の陸容字は文量が。菽園雜記二卷中に出たり。されば雜記には。崑山陸文量の五字なし 會試寓京邸。戯爲魁星圖。左手握筆一枝。右手握鏹一錠。取必定意。文量 左手よりこれまで。雜記になし 題其上云。天門之下。有鬼踢斗。癸未之魁。必定入手とあり。鬼の斗を踢たるは。魁字のかたち也。筆錠は必定と同音也。宋の文天祥の。文山集に。贊三山莊之龍魁星とあれば。陸文量始て魁星を圖したるに非ず。筆と鏹を持たるを。圖し始たるなり 又倘湖樵書二編卷九云。世人奉魁星踢斗圖。以爲宜科名。夫魁字。乃鬼抱斗。鬼之脚右轉。如踢北斗然。所謂魁星踢斗者不過藏一魁字以爲得魁之兆耳。これにて彌明かなり。 また北斗はかゝで。量器をもちたる圖あるは。斗ます也。尤侗か西堂雜俎一集に。魁星像贊に。胡取平筆。論文章。胡取平斗。盛餱糧。胡取平金。通津梁。云々とあり是も魁字のかたちなり もろこしにて。學問の試に。第一になるを魁といふ。名義考に擧首曰魁。亦曰大魁。毛奇齡經問に。制策家以擧首爲魁因祠文昌。而併及魁星。爲擧首之效。さるゆゑに。書籍の題首に。魁星圖の印を鈐すなり。これ擧人祝してかはん事をはかりてなり。近頃は。こゝの書肆もならひてすれども。こゝには選擧といふ事なければ。いかにぞやおぼゆ。又此魁星の魚の如きものに乘たる圖。三才圖會にあり。それは鰲なり。寄園寄所寄に。張天民魁星像贊を載て。一足反踢。豈將屈膝乞憐。冀得短中取長。一足踞鰲之脊梁。豈

和歌。爲二合點一被レ送二大極禪門一。十日。彼千首合點之後。於二常盤御亭一更被二披講一。今夜以二合點員數一。被レ定二座次第一。又任二點數一分二懸物一。　又文永二年。十月十九日。於二御所一有二御連歌御會一。若宮別當僧正。相二具百種懸物一參上。凡日來連々應レ召。つれ〳〵草云。何阿彌陀佛とかや。連歌しける法師。夜ふくるまで連歌して。只獨歸りけるに。小川のはたにて。猫また足もとへよりきて。やがてかきつく。肝こゝろもうせて。小川へころび入て。連歌のかけものとりて。扇小箱など懷に持たりけるも。水にいりぬ。

親長卿記云。文明十四年五月廿五日。參內。御月次御連歌也。百韻了被レ出二引物一。扇。杉原。筆等也。句數各取レ之。予扇二本。杉原二帖。筆二双也など見えたり。

疱瘡忌レ貝廿二

本朝醫談二編に。類聚符宣抄の。天平九年の太政官符を引て。廿日已後。若欲レ喫二魚宍一。先能煎炙。然後可レ食。但乾鰒堅魚等之類。煎否皆良云云。本文に乾鰒の事あり。世疱瘡に貝類を忌とて。のしあはびを用ひざるは妄なり。痘毒目に入たるにのしを黑燒にしてさす事。醫療羅合に見えたりとあり。愼言云。のしあはびを忌のみならず。すべての貝つ物を。家の內へいれだにせぬ程にいめり。按するに痘疹傳心錄の。諸藥性口訣に。淡菜。味甘鹹。氣微寒。和二肺氣一益二腎氣一。蛤蜊肉。性冷。煑食潤二五臟一。止二消渴一。開レ胃殊功。牡蠣。味鹹寒。入二腎經一。消二煩滿一。化二痰凝一固レ精止レ汗。石決明。鹹平。入二肝經一。消二障翳一。點二赤膜一。また外消散。治二陰囊腫亮一。大黃。牡蠣各五錢梢硝二錢右爲レ末。取二田螺一洗淨。以レ水活過一夜。取レ水調二前末一。塗二腫處一卽愈。とあるを見ても。貝つ物いまぬを知べし。考ふるに。是は蘇沈良方の。治二痘瘡一無レ瘢の條に。瘡家（按に和板伊良子氏千之堂本及び鮑氏知不足齋本倶に瘡痂に作れり。今程氏六醴齋本に從へり）不レ可レ食二雞鴨卵一。食卽時盲。瞳子如二卵色一。其應如レ神。不レ可レ不レ戒也。幼幼新書の。瘡疹愛二護面目一門に。熟雞鴨等卵。未レ有二不レ損レ目者一。雖二瘡愈一。宜二數月不レ食。痘疹傳心錄に。或恣食二諸卵一害レ目など見えて。くひて目しひとなるは。雞鴨等の卵なり。卵をふるゝは。カヒゴといへり。（日本紀。萬葉集。遊仙窟。和名抄。類聚名義抄。字鏡集。平他字類抄。倭玉篇の卵。又日本靈異記の殼。玉造小町壯衰書の鷇。類聚名義抄の鷇。伊呂波字類抄倭玉篇の鷇など。）

十五卷。選中二百八十名。とあり。この二千七百三十五卷。卽作者二千七百三十五人にて。人別一卷なり。選にあたりたる人。二百八十名なり。葛原詩話後編に。春日田園雜興詩の後に。枕易の題にて。詩を徵せる事。宋詩紀事に載たりとあり。今宋詩紀事を閱するに。七十九卷黃庚小傳に。遊越中詩社。試枕易題。推爲第一とありて。月泉吟社の詩は。八十一卷に載たり。此前後の次第に據れば。枕易詩。先なるに似たり。

今人誹諧の賞物を。景物といふ。されども上に引る。道古堂集に從ひて。潤筆とぞいふべき。涑水紀聞。孔氏雜說等には濡潤とあり 又作の甲乙を定めて。第一二三を。天地人といふは韻致なし。元の泰定閒に。大有年といふ題にて。詩三百三十七卷を得て。陳定宇と。胡初翁と甲乙を定め。中者三十名を取て。第一を都魁といひ。第二を亞魁といひ。第三を鼎魁といひたる事。元詩選癸集に出たり。按に第三を鼎魁と云し事。旣に宋の戴埴か鼠璞に見えたり それにならはゞ雅馴ならん歟。或人云。誹諧は連歌の一種にて。連歌は又歌の類なり。唐土の事にならはんやといへり。愼言云建仁元年十二月。仙洞句題五十首和歌の點者は。御點。攝政殿。前大僧正。三位入道。定家。寂蓮なり。みな點あひたる歌には。肩書に及第とあり。是歌なれども。唐土の科名にならへるなり

潤筆の委しき事は。文房四譜。容齋續筆。野客叢書。紫桃軒又綴。日知錄。言鯖。通俗編。陔餘叢考。唾餘新拾等に出たり

歌連歌懸物廿一

前條にいへる。誹諧の潤筆。もと歌連歌にならへるなり。古今著聞集和歌篇云順德院御位の時。當座の歌合有けり。作者の名を隱して。衆議判にて侍けるに。古寺月といふことを。知家朝臣。つかうまつりける。「むかしおもふ高野の山の深き夜に曉遠くすめる月哉。此歌叡慮にかなひて。しきりに御感有けり。厚紙を懸物につまれたりけるに。事はてゝ人々罷出けるに。藏人左兵衞權少尉橘季長を御使にて。知家朝臣出けるに追つかせて。古寺の月の歌殊に叡感あり。勅祿を賜ふ也とて。かさねて紙を賜はせけり。吾妻鏡云。弘長三年二月八日。今日於相州常盤御亭。有和歌會。一日千首探題。被置懸物。九日。昨日千首

娼妓之前一。豈可レ不レ耻。などいへり。

選二俳句一贈二賞物一　廿

撈海一得に。京の誹諧師。諸國の俳句數萬をあつめ。警句を選び集となし。其賞として。金屏等の什器。或は綵段を贈る。是元朝にもありし事なりとて。徐氏筆精を引て。呉渭月泉吟社をむすび。至元二十三年。十月望に。春日田園雜興と云題を出して。翌年正月望までに。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。皆本名を隱して。僞名をもちひ。謝翶を考官として選しめ。三月三日を掲曉と定め。選にあたりし詩。六十首を刻して世に行ひ。詩賞として。羅布筆墨の類を。第一名より。五十名までに贈りたる事をしるせりといへり。按するに葛原詩話後編に。此後枕レ易といふ題にて。詩を徵せること。宋詩紀事に載たりとあり。また秉穗錄に。弇州續稿に。勝國末。呉中饒介之。以二醉樵歌一試二諸名士一。獨張孟簡第一。得二黃金一挺一。高季迪次レ之得二白金三斤一。餘各有レ差とあり。又按するに。廿二史劄記に。四友齋叢說を引て云。松江呂璜溪。嘗走二金帛一聘二四方能レ詩之士一。請二楊鐵崖一爲二主考一。第二其甲乙一。厚有二贈遺一。一時文人畢至。傾二動三呉一といへる。皆元の時なり。明朝にての事は。雍正揚州府志に。甘泉縣影園。明職方鄭元勳別業。崇徵庚辰夏。園中開二黃牡丹一。名流滿レ座。賦二七言律詩一。至二數百首一。元勳糊レ名易レ書。送二虞山錢謙益一評次。錢以二嶺南黎遂球十首一爲レ冠。元勳製二金觥二一。內鐫二黃牡丹狀元字一贈レ之。とあり。此書國諱を避て崇禎を崇徵に作れり。庚辰は十三年なり。此年諸說同しからず。靜志居詩話に。崇禎初とし。觚賸續編に。戊辰とし。花間笑語に癸未とするものは皆非なり。その證は。徐釚か本事詩に黎遂球が燈船曲を載て。其序に。庚辰五月。揚州不レ雨云々。とありて年月脗合すれば。府志の說を得たりとす。又清朝にては。杭世駿が。道古堂詩集題引に。欖溪麥氏。以二昌華苑懷古題一。開レ社。得二詩千首一。順德潘守戎憲勳。獨冠二一軍一。其潤筆。則東坡全集。而以二銀。盃。綫。紗。薦。茗。帋。筆一。副レ之。亦數十年來一盛事也。とあり。また袁枚が隨園詩話に。雍正間。廣東有二詩會一。好事者張レ飲分レ題。聘二名流一。品二題甲乙一。首選者贈二綾綃一。其次贈二筆墨一。亦佳話也。と見えたり。

附識す。上に擧たる撈海一得に。筆精を引て。作者二百八十名。詩二千七百三十五首を得たり。と書るは誤なり。今筆精を閲するに。收二二千七百三

に。盃に泛るのみにも非ず。すべて青柚子をば。かうとうといふとぞ。東國にても相模の小田原近き郷村にて此となへあり。さて太平記（南方蜂起條）に。湯河莊司が宿の前に。作者芋瀨の莊司と書て。「宮方の鴨頭になりしゆの川は都に入りて何の香もせず。」とあり。太平記音義に。鴨頭カウトウとあり。　撮壤集（食物類）に鴨頭。續狂言記（鱸庖丁）に。ゆのかうとうに。貝杓子おつ取そへ。など見えたり。又按ずるに。四條流庖丁書云。參ラセ物ノ上ニ置。カウトウノ事。香頭ト申。鷄頭ト申也。文字ニ書時。兩說有ニ口傳一。白鳥菱喰鴈ナドノ皮入ノ時ハ。ヘギ生姜ヲカウトウニ可レ置。萬美物ノジメ匂有夏ノ時分ハ。柚ヲヘギテ可レ置。是物ノ匂ヲ爲レ可レ紛也。當世吸口ト名ヲ付テ。萬ノ每レ物香頭ヲ入ル、事。如何ナル仕立ゾヤ。非ニ當流ニ不レ可ニ承引一。といへるに據れば。柚子にはかぎらざるを。今は青柚子にのみ。此名殘れるは。鴨頭の文字に。なづみたるもの歟。たゞし鴨字アフの音なるを。天台六十卷音義に。カウとあり。昔は此音もありし歟。庖丁書の鷄字は。字書に見えず。鶏の誤歟。鷄はコの音なり。香頭の字を用ふべくや。

婦人不レ識レ字十九

橘窓自語に。今時も佐渡國の婦人は手ならひをせず。物よむ事をしらずといへりしが明太祖高皇帝。洪武九年。有ニ內使一言ニ政事一。上曰。寺人干レ政。亂從生矣。今制。內侍不レ許ニ讀レ書識レ字。止供ニ洒掃一而已。と史略に見えたり。これらの事より。婦人に物を書せざるにやと思ふなり。といへり。按ずるに。內侍を。こゝとひとしく。婦女とおもへるにや。內侍は男子の官名なり。明の李日華が官制備攷卷下に。周禮天官。有ニ宮正宮伯內宰內小臣閽人寺人內監之屬一。各掌ニ王宮王門之事一。隋置ニ內侍省一。宋初有ニ內班院一。淳化中改爲ニ黃門一。又改爲ニ內侍省一。皇朝初。內侍監。奉御凡六十人とあり。明初の制かくの如し。但しかしこにても。婦女はものかゝぬをよしといへるは。徐學謨が。歸有園麈談に。婦人識レ字多致レ誨レ淫。また賴古堂藏書に。收たる（亦書影卷首。昭代叢書にも載たり）清の周文煒が。觀宅四十吉祥相に。婦女不レ識レ字と題して。注に列女閨範諸書。近日罕レ見。淫詞艶語。觸レ目而是。故寧可レ使ニ人稱ニ其無レ才。不レ可レ使ニ人稱ニ其無レ德。至ニ世家大族一。一二詩章。不幸流傳。必列ニ於釋子之後。

年。皇朝の延享元年なり。今墨譜正編を閲するに。癸亥夏。朝鮮國。竹隱散人跋あり。癸亥は。延享元年の前年。寛保三年なり。又按するに。書中の墨圖の背面に。日本官工。古梅園松氏製の歟。屢あり。いかで國を誤りけん。琉球國程順則が。古梅園墨讃あるによりて。誤りしか。又梁玉繩が元號略卷三に。正德日本と標して。注に。見二松井氏墨譜一。未レ知二何時一。青白士集卷十四とあり。今墨譜後編を閲るに。正德の號。玄字卷。黃字卷に出たり。又同人の瞥記卷七に。同里汪翼滄鵬。三至二日本一。攜二歸其國松井氏墨譜一帙一。所レ造墨數百品。佛足碑墨爲レ最。余于二汪處一見レ之。小楷圖式。皆絕精。汪云。有二王衎墨一。長寸餘。濶八分。兩頭如レ圭。凡誤二書文字一。不レ假二刀水一。直以レ墨就二誤處一磨レ之。一掃無レ痕。惜購不レ可レ得。青白士集卷二十四又按ずるに。佛足石碑墨圖は。墨譜後編。天字卷に。出たり。墨譜正編。貞字卷に。王衎墨。謄二寫文字一。無二差誤一者鮮。古今用二雌黃一。滅レ之者衆矣。然其色。與二素地一不レ類焉。且難二遽乾一焉。病レ之者不レ少也。余今製二一品一。以公二諸四方一。其用不レ假二硯與一レ水。直就二誤處一。以摩二擦之一。用二指頭一收レ之。而後施二正字於其上一也。則盼然爲レ絢。一掃歸レ故矣。嗚呼其功。幾下乎如四王衎麈談不レ使三人知二其言之玷痕一者上也。因命曰二王衎墨一云。とあり。汪氏は。正編を見ざりしかど。此事を傳へ聞たるなり。さる故に墨の狀も濶さもたがへり。今圖を出す。

香頭十八

東涯先生の。閱史隨抄に。「宮方の口頭になる柚の皮は都へ入て何の香もなし。と太平記に在り。口頭は何事なるをしらず。或人。防州宇都宮氏の宅へ往話る。酒食など出さるゝに。僕を呼て。口頭を出せよといひければ。やがて一物を携へ來る。是を見れば。柚の吸口なり。其由を尋ぬれば。在所にては柚の吸口を。コウトウといふを。口頭と書なりと云て。此歌を引けりと。桂川氏の口語。とあり。按ずるに秉穗錄に。ゆづの綠色なるをへぎて。盃に泛ぶるを安藝の人。鴨頭と命ぶとぞとあり。愼言彼國人に問ふ

同書に千歳藁汁。和名阿末都良。按に和名抄汁字なく。都を豆に作れりと有りて甘蔗には非ず

酒加ㇾ水十五

昨日は今日の物語云。奈良の伊勢屋といふ酒屋。やす酒には水を入て賣ければ。或人是を買ひ。伊勢屋の酒はさん〴〵あしきとて。狂歌をよみける「酒の名も所によりてかはるなり伊勢屋の酒はよそのごぶろく。伊勢屋是をきゝ返し「よしあしといふは難波の人やらんおあしをそへてよきをめされよ。按するに。酒に水を入るゝは久しき事なり。日本靈異記に酒加ㇾ水多沽多取ㇾ直。靈異記攷證補に。正法念經云。加二益水等一而取二酒價一。と見えたれば。天竺にもするわざなり。もろこしにも亦あり。孔氏雜説に。俗言二添䤃一。定斗反以ㇾ水投ㇾ酒。謂二之䤃水一。馬融笛賦注。䤃猶二增益一也。留青日札に。酒肆自ㇾ古有ㇾ之。所ㇾ云沽酒市脯。是也。肆中酒。先清後濁。先濃後薄。不二獨今時之弊一。在ㇾ唐已然矣。韋應物詩。主人無ㇾ錢且專ㇾ利。百斛一釀斯須美。初濃後薄爲二大偷一。飲者知ㇾ名不ㇾ知ㇾ味。是當時酒。亦皆有名也。文苑英華。五百四十三に。酒正以ㇾ水入二王酒一判あり。

藥王十六

本草啓蒙に。桐陰舊話を引て。藥王を狗の異名とす。今桐陰舊話を閲するに。忠獻公。年六七歲。病甚。令公與二夫人一。守視ㇾ之。忽若二張ㇾ口飲一ㇾ藥狀一。曰有二道士一。牽ㇾ犬以ㇾ藥飼ㇾ我。俄汗而愈。後因畫ㇾ像以祀。按二列仙傳一。韋善俊。唐武后時朝。京兆人。長齋奉二道法一。嘗携二黑犬一。名二烏龍一。世俗謂爲二藥王一云。とあり。此藥王は犬にはあらず。善俊をいへるなり。其證は。七修類藁辨證類に。唐武后時。藥王韋善俊。有ㇾ犬名二烏龙一。盖黑狗也。とあるにて。明らかなり。元末以來。唐の韋慈藏を藥王といへるは誤なる事。辨あれども。長ければ爰にはいはず

古梅園墨譜十七

厲鶚が樊榭山房續集巻四に。試燈前一日。按に。正月十三日なり。月令廣義。正月令に。十四夕試灯とあり。十同人。集二趙谷林小山堂一。觀二流求國官工。松元泰新刻墨譜一。用二山谷松扇韻一詩に。疎梅刺ㇾ鶱蓬撲ㇾ紙。潋灔春杯歲相似。酒半娛ㇾ賓更絕奇。一帙歎斯副墨子」佛帳煤新翠餅寒是中望若二三神山一。我疑徐市逸書本。只在二東溟支島間一。用二歐公日本刀詩意一。流求去二日本一甚近故按するに。是詩甲子の作に係る。甲子は。清の乾隆九

金石萃編に。諸碑所レ載事物緣起云題名稱謂之陋。明昌二年三官宮存留公據碑題名。書二彡氏一者二人。彡即錢字省筆。今俗書彡字昉レ此。又按するに。梁廷枏が碑文摘奇に。金圓覺禪院鐘欵。錢作レ不とあるは彡の誤刻なるべし。又畢沅が或云といへるは。明の趙宦光が。說文長箋に。泉草書作レ彡。とあるをさせるなるべし。考るに。彡は泉の篆書。𠔉より出たるにはあらずや。篆文を楷書の如く書たるは。三餘偶筆に。唐天寶元年。元元靈應頌。前有二序文一云。時戸部郎中沛國劉同彡云云。彡乃升字篆文。升字作レ彡。碑用二篆文一。而稍變レ之。とあり。

遊仙窟十四

遊仙窟は。嵯峨天皇の御時。諸儒。讀者なかりしを。學士伊時。木島の社頭に居たる老翁につきて。假名をつけたり。彼老翁は。大明神の化現ならん歟と。序にいへれど。神には非ざるべし。此書の訓點に。誤あればなり。書中に云。桂心將二下酒物一來。東海鯔條。西山鳳脯。按するに。將二下酒物一來。とよむべし。下酒物は下の鯔條鳳脯を斥て云り。太平廣記百九十三虬髯傳に。客曰。吾有二少下酒物一。（按に此三字。亦研北雜志及ひ酒顚にもあり）戒菴漫筆の。下酒具も。亦サカナなり。武林舊事の。下酒の二字。下酒羹湯は。スヒモノなり。下酒の二字ふるくは。晉の葛洪が神仙傳に。葛玄。每レ逢レ友。輒坐二樹下一斫レ樹。汁而飮レ之。皆如二好酒一。取二土石草木一。以下酒。唐の劉恂が嶺表錄異に。水蟹鳌殼內。皆鹹水。自有レ味。廣人取レ之。淡煑吸二其鹹汁一下酒などあり。これらの下酒は。サカナトス。とよむべし。宋の司馬光が書儀婚儀上。親迎條の注に。殺者。乃今之下酒也。とあり。（東京夢華錄。水滸傳等の下酒は。サカナとよむべし）中吳紀聞（蘇子美飮酒條）に下物とあるも。サカナなり。（序云。下飯は飯の菜なり。朱子語錄。過庭錄。齋居紀事。貴耳二集。武林舊事。山居新話等にあり。水滸傳名義考。呂氏四禮翼なるは。飯の菜に。肉を用ふるをいへり。）

遊仙窟又云。鵞子鴨卵。照二曜於銀盤一。麟脯豹胎。紛二綸於玉疊一。按するに。玉疊とよむべし。和名抄（漆器類）に唐式云。飯椀疊子各一（楊氏漢語抄云。疊子。宇流之沼利乃佐艮）遊仙窟云。玉疊。（今案以レ玉爲二疊子一也）鑑眞東征傳に。銅疊。古鈔本玉造小町壯衰書に。煮蚫煎蚌。燒蛸焦𧎚。蟹螯螺膽。龜尾鶴頭。備二於銀盤一。調二於金机一。饌二於鈿盞一。膳二於鏤疊一。などあるにて知るべし。遊仙窟又云。甘蔗。按するに。甘蔗アマツラに非ず。本草和名に。甘蔗。陶景注曰。取レ汁爲二沙糖一。と有り。さてアマツラは。

陰山道云。疎織短截充疋數。藕絲蛛網二尺餘。などゝ見えたるも。藕絲といへる織物のありし故の作なるべしさばかり凡夫の織得がたきものゝかくあまたあるは。いかなる事ならんと。(補)年ごろうたがひ居たりしに。宋の蔡絛の書をよみて。その説を得たり。蔡氏鐵圍山叢談云。錢塘之龍華寺。有傅大士眞身。仍藏所謂敲門椎。頌金剛經。拍板。與藕絲燈三物。藕絲燈者。乃梁武帝物也。謬謂。藕絲織成。實不然。但疑當時最上錦爾。張本云。最上品絲爾 其所織紋。實華嚴會釋氏說法相狀。凡七所。卽所謂。七處九會者。是也。とあるにて藕絲は錦。あるひは絲の名なる事をしる。又近頃李賀が詩語の藕絲裙の吳正子が箋注を見るに。絲之精如藕之絲也。また曾益が釋にも。藕絲は形其細とあるによれば。叢談は張本の最上品絲とあるを是とす。しかる時は。藕絲とあるに。よくかなへり。又太湖備考に。吳莊が葉金山詩の自注に。山形如藕三節。人以種苧績線爲業。俗云藕絲也。これ苧にある。此事近人の隨筆にも出たれ亦藕絲の名は有なり。ば。捨べけれども。舊稿に載たればすてかねつ。所謂鷄肋なり。

乑字十三

月堂夜話に。銀何乑ト書。正字は文目ヲヤツシタル者ナリ。一説ニ。夂ノ字ノ内ヘ。片假名ノメノ字ヲ入タルナリ(數學夜話。亦此說あり)按ずるに。此説非なり。(補)乑字は錢字なり。もろこしの書に出たるをこゝの人も記しおけり。諼園餘編に。乑。海篇玉鑑云。音錢。義同。俗用也。同文通考に。楷用脩ガ説ニ。今人ノ用ユル楷書ニモ。數體アリ。文人奇士。多クハ古字ヲ用ヒ。官府文移ニハ。今字ヲ用ヒ。吏胥下流。市井米鹽ノ帳簿ニハ。卽省訛俗字ヲ用フ。錢ノ字。乑ニ作リ。聖ノ字圣ニ作リ。盡ノ字尽ニ作ル。是ナリト見エタリ(續昆陽漫錄。亦此事を云て。續文獻通考を引き。金銀圖錄には。升菴外集を引り。按に。元は丹鉛餘錄に出たり)觀鶖百譚に。乑ハ錢の俗字と。篇海にあり。唐土の俗字なり。などあり。又按ずるに。此字趙宋の時よりあり。宋の王觀國が學林に。字爲俗書改其體者甚多。如錢之乑。齊之斉。學之斈。凡此皆。流俗不曉義理者。咸用之(孫奕が示兒編また此說あり)清の畢沅が中州金石記。宋の慶歷三年。淮源廟鐵鐘識に。下列拾鐵捨人名。錢字作乑。已見于此。或云。泉字草書。陶南望が草韻彙編。錢字の草に乑を載て。下に芾と注せるは。宋人米芾の書にあるをいへり。王昶が

後奈良院御撰何曾に。三里牢。よりかゝりなどあり。此物今も貴人にはあり。娶入記等に同じきものなるべし。

藕絲十二

蓮の絲にて機を織事は。まことにかたきわざなれども。當麻寺の曼陀羅の。たやすくなりたるは。化女のしわざゆゑなり。また法隆寺靈寶目錄に。當麻寺什物。藕絲袈裟。中將姬織。寺社寶物展閱目錄に。中將姬所レ製藕絲袈裟一被などゝ見えたるは。化女の法を傳へ給ひしにや。其外も同寺の什物に。徵笑尼。新製藕絲袈裟一被。又東大寺什物鑑眞和尙。將來藕絲袈裟一被　發心集云。運俊といふ僧ありけり。いかで傳へもちたりけん昔文殊のみのりとき給ひける時の。御けさとて。蓮のいとにておれるけさなり。新修往生傳云。沙門重怡。沐浴。更著二新淨袈裟一（以二蓮絲一織）之。臨終料。豫所レ設也。又云。比丘尼戒妙。自緣二藕絲一織二袈裟三帖一。季瓊日錄云。寬正三年。七月十九日。讃岐國根香寺。勸進帳。御判之事披二露之一。此寺天平年中建立之在所也。天人以二藕絲一織二淨土曼陀羅一。尤奇異之物也。類聚往來云。此外天衣。佛衣。僧伽梨衣。

金縷布衲藕絲等類。在レ之。容易。不レ可レ用者也。圓光大師行狀翼贊云一書ニ。僧都明遍。出定シテ。壇ヲ見レバ。忽ニ藕絲ノ袈裟。一紙ノ文アリト。イヘリ。攝陽群談云。西成郡。太融寺寶物。世尊說法ノ藕絲ノ御袈裟。鎌倉志云。明月院寺寶。九條袈裟一頂。藕絲ニテ織ト云。觀跡聞老志云。陸奥磐井郡。中尊寺珍藏。九條袈裟。以二藕絲一織レ之。又云。江刺郡。黑石精舍。珍藏。藕絲袈裟。もろこしにても太平廣記（百十六）云。開照寺有二釋迦藕絲袈裟一。陳簡齋集。賦二織レ佛圖一詩注云。臨安志。錢忠獻王。往二婺州一。發二傅大士塔一。取二骨殖及藕絲織成彌勒像云々等一。欲レ置二於彌勒院一。林下詩談云以二藕絲連蠙錦一作レ囊。亘史（外紀）云。王賽玉。服二藕絲履一。僅三寸。天水冰山錄云。藕絲素雲段三匹。藕絲段三匹。など見えたり。また詩文には萬曆普陀山志云。王勃觀音大士讃序云。身挂二雲羅素服一。藕絲織。而色映二寒霜一。石溪雜錄藕絲觀音讃云。頂戴二阿彌一。不レ假二花冠之累累一。肩披二藕絲一。不レ必二瓔珞之垂垂一。上謠云。粉霞紅綬藕絲裙。才調集に。元稹白衣裳詩云。藕絲衫子柳花裙。白居易か白氏文集。新樂府。

明らかなり。此物亦天竺にもあり。一切經音義巻四云。天竺國風俗。不下用二木石一爲上レ枕。皆赤皮。或赤色布作レ囊。貯以二氀羅綿一。及以二毛絮之類一爲レ枕。或用枕レ頭。或作二倚枕一。朝鮮にも亦あり。明の董越が朝鮮賦注云。俗皆席レ地而坐。以二布帛一爲二一大枕一。中塞以レ草。爲三坐者所二依凭一。などあり。

附識す。本文に。三國志云々。六朝人云々。とありては。時代をも辨へぬ。兒女子は。皆三國志の文とや思ふべき。又梅窓の語とせんには。假名書の筆記に。漢文あるべくもなし。されば出處を引べき也。此語は。明の楊愼が藝林伐山巻十又升菴文集巻六十七陳仁錫が潛確類書巻九十二に出たる語なり。さて柔軟可レ倚の下。楊書には又便二於欹案一の五字あり。陳書には。又勝二欹案一の四字ありなければ語をなさず。按ずるに。曹公作二欹案一臥視レ書の語。三國志にはなくて廣韻二十八翰大平御覽巻七百九事物紀原巻八研北雜志巻下に出たり。されば三國時の誤りにや。廣博物志巻三十九自得語一に。亦此事を載て。文楊愼に同じくして。三國志の三字なし。名物六帖。器財箋。几案椅榻部に。楊升菴集の隱囊を引て。ケンダイと譯せられたるは。誤りなり

寄掛十一

東大寺の寶物の御寄掛は。近きころ名付たるものにて。古名は隱囊なるべし。いかにといふに。一種よりかゝりといふものあり用は同じくして。制のことなるものなり。愚祕抄云。躬恒が住吉の松を秋風の歌。但しこれは晴の歌の體なり。されば誰やらん。此歌のたとへとて申たるは。八旬有餘の老翁の白髪なるが。錦の帽子に。紫檀のよりかゝりに。虎皮を松下に石巖に敷て。うそふき遠見して。和琴かきならすひゞき。嵐時々おとづれ通へる夕暮を。見るここちする歌とぞ申ためる。伊勢守貞陸娶入記云。よりかゝり。寸法はみちのものこしらへて出すなり。おきあげに。ゐなどかき。ふたにこうもるとりのはなど入て。上はあやにてはるなり。室町殿日記長慶内方入用之事云。よりかゝり但しこれは花ぬり。ぬめにて。甲は何にても。きぬにてつゝみ。かつかうよく御とゝのへさせあるべく候。くわんは金めつき。たくぼくかうの紅梅然るべく候など有にて知るべし貞丈雜記にもありめのとの草紙に御手はこ。よりかゝり。御草紙のはこ。

與巖敵。有郭籌者相善。其議事以書相示。則焚之。今寫書曰乞火之。蓋祖此。（按に此事新唐書路巖傳及び通鑑唐懿宗。咸通十四年十月の紀に見えたり。）されども是より先に。法書要錄。右軍書記の條に。上方寬博多通。資生有十倍之覺。是所委息。乃有南眷情。足謂。何以密示。一勿宣此意。爲與卿共思之。省以付火とあり。右軍は晉の王羲之なり。又是よりも先なるは。太平御覽九百五十一に。虞翻與弟書曰。其餘幾收。老更衣希。爲蚤虱所咋。故一一相告。省書一過。悉以付火。とあり。

隱囊十

梅窓筆記云。南都東大寺。三藏寶物圖ニ。御寄掛トモノアリ。三國志。曹公作欹案臥視書。六朝人作隱囊。柔軟可倚。トアリ。此隱囊ニテヤ有ケン。

按するに。御寄掛。隱囊なる證は。通鑑百七十六陳紀の胡三省注云。隱囊者。爲囊實以細輭。置諸坐側。坐倦。則側身曲肱。以隱之。　雅俗稽言云。按尊生八箋。隱囊之制。以五色帛。裁縫夾囊。圓形。約徑尺餘。中實以綿。高五寸許。乃古人坐榻上用。或枕用者（尊生八箋ハ遵生八箋なり。此書を引て。尊生に作れるものまゝあり。さて八箋の起居安樂箋に隱囊の制あれども。稽言に引る文と異なり）　危林明楊篇。隱囊の條云。壬戌夏。（按に明の天啓二年なり）予於荻渚與崔孟起。泛舟而下。至石硊。密雨連江。輕舟凝滯。繙南史。陳後主時。百司啓奏。並因宦者蔡臨兒李善度進請。後主倚隱囊。置張貴妃於膝上。共決之。予問孟起。隱囊何義。答云。今京師。中官坐處。常有裁錦爲褥。形圓如毬。或以抵膝。或以搘脇。蓋是物也　通雅車類云。鞦韋囊。在車中所憑伏也。曰隱囊。（按に此語。顏師古が急就篇注の文なり。曰隱囊の三字を。今謂之隱囊の五字に作れり）今用扶手。其面韋中以糠實之。使要可伏。其遺也。天香樓偶得云。牀帳中憑倚之圓枕。用細絹包裹。曰隱囊。以蒲爲之。曰團蒲。（又蒲團に作る。山堂肆考補遺に。藤輪。即蒲團也。古詩。小睡凭蒲團。僧坐禪蒲墩即此。又按に。倚蒲團の字面。太平廣記七十七。及び百五十三に出たり）　叢殘小語云。顏氏家訓云。梁朝貴游子弟。坐棊子方褥。憑班絲隱囊。隱囊。蓋即今之圓枕。俗名西瓜枕。又名拐枕。內實棉絮。外包綾緞。設於牀榻。柔軟可倚。　顏氏家訓盧文弨補注云。隱囊。如今之靠枕也。　聞見瓣香錄云。隱囊。即今之肘枕。其製或圓。或方。倦坐時。斜以肘倚之。故名。　札樸云。今牀榻間。方枕。俗呼靠枕。即隱囊也。などあるにて

たてう。たてじのこうろんして。なかふわになりにけり 此事を平家物語には。同十六日（按に元暦二年二月）渡邊福島兩所にてそろへたりける船ごもの。ともづな既にとかんとす云々。とありて。日もあはず。神崎と福島と所もあはず。劔の卷に又云。されども義經は大風にもおそれずして。わづかに船五十艘にとりのつて。五十よきにてはせわたる。平家物語には。只五艘出てぞ走りける。とありて船の數たがへり。劔の卷に又云。義經は平家のいけどりどもあひぐして。關東へ下向ありけるが。梶原が讒言によつて。腰越に關をすゑて。鎌倉へはいれられず。平家物語には。金洗澤に關居て。大臣殿父子うけとり奉りて。それより判官をば。腰越へおひかへさる。などあはぬ事どもあるにて。さとるべし。その上。平家物語に附すべくは。小鳥。拔丸。母子丸等の。平家の太刀をこそ載べきを載ずして。源氏の太刀のみをあげたるにても。別なる書なる事を明らむべし。

錢有レ聲八

異域同日譚云。世に所謂。錢の呻といふ事を。五雜俎に。五代の袁正辭。積レ錢盈レ室。室中常有レ聲如レ牛。人以爲レ妖。勸二其散レ積以禳一レ之。正辭曰。吾聞物之有レ聲。求二其同類一耳。宜三益以二レ錢。聲乃止。（按に撈海一得にも亦いへり）按ずるに。此事もと五代史雜傳。袁象先傳に附載す。正辭は象先が第二子なり。又夷堅支志乙集云。靖安張保義者。貲産甚富。藏レ錢不レ勝レ多。至下築二工庫數十所一作中貯積處上。閱二三十年一。暮歲忽聞二庫內錢唧唧有一レ聲とあり

焚二書簡一九

今の人。他人に見せじと思ふ書簡には。火中の語を。書加ふる事あり。これふるきならはしなり。山密往來云定參差僻言非レ一候哉。高覽之後。速可レ被レ投二火中一者也。耕雲口傳云。他見は禁制なれども。此人へ一目見せて後は。すみやかに丙丁童子にさづけらるべし（按に丙丁童子は火なり碧巖錄第七則にあり）宗長手記（大永五年條）云。古今集聞書五冊。口傳切紙八枚。氏輝へ參らせおき侍る。あとはかもなきこと。はづかしく思はぬには侍らねど。氏輝廿にもあまり。此道いたり深くならせ給ひて。後自見ありて。無用の物とも思ひ捨給はゞ。八人童子にあたへらるべからんや（按に酉陽雜俎壺史篇に八人乃火字也とあり）此事唐土にもあり湧幢小品云。路巖親吏邊咸用レ事。富

人為郎。孤寡老公也。また顧老とも書り同書に。顧老者。言宿娼之人。但顧眼前一時之好。不顧日後之老。言顧老者。反之耳。また寰宇雑記に故老とあるも是なり。また升菴外集に。要雅。娼謂游壻曰婟嫪。俗作孤老無謂。按説文士無行者曰嫪毒。嫪婟也。可以互證。亦此説あり（疑耀。通俗編等。）また名義考に。俗謂私倡者曰仄老。秦以市買多得為仄。蓋負販之徒。仄老猶言客人。亦此説あり（堅瓠癸集。）雅俗稽言に。俗作孤老無謂。或作孤樂。亦属臆説。などの説。皆穏ならず。又按するに嫖客のみにもあらず。水滸傳（趙員外。重修文殊院一條）に。金老といふ者。我女兒翠蓮は。趙員外が外宅の妾となれることを。魯提轄に語るに。我女兒常常對他孤老説。提轄大恩とあり。孤老は趙員外をさしていへるなり。又同條に。金老。趙員外を魯提轄に過する處に這個便是我兒的官人趙員外とあり。是前に趙員外の居ざる時は。孤老といひ居る時は。官人といへるを考るに。孤老は官人の事ならんとおもひ居たるに。後明證を得たり。事林廣記（綺語門）に。官人孤老とあり。もと雑劇家より出たる語なるべし。野獲編に。元人雑劇中用四人。曰末泥色。曰副淨色。曰副末色。又或一人装孤老。猥談に。生淨旦末等名云云。孤乃官人。元曲選巻首に載たる。丹丘論曲に。雑劇孤。當場粧官者是也。今俗訛為孤。通俗編に。江湖人市語。官曰孤。など見えたるにて知べし。

剱巻七

参考太平記凡例に。印本今行于世者。首有剱巻。活字古本。及九部異本。並無。嘗於南都得剱巻舊本。題云平家物語剱巻。蓋剱巻。元當附平家物語。而近來誤附太平記耳とあり。又屋代輪池翁。所藏古寫本平家物語に。亦剱巻を附したり。されば平家物語に附すべき事。論なきに似たり。然るに承應二年開板の單行本剱巻三巻有を見しに。巻首につるぎのまきと題して。あひだ〲に繪あり。（按に新増書籍目録一部に剱巻三巻とあり）今考るに。もと繪巻物にて。平家物語にもまた附したる物にはあらで。各別なる書なるべし。いかにといふに。平家物語と。剱巻と。牴牾する事あり。剱巻云。同しき二年（按に元暦）二月十一日に。又平家せめにわたらんとて。わたなべかんざきにて船そろへをしける時。九郎判官と梶原と。ふねにさかろ

熟肺腸。碧鷄漫志に。雨淋鈴。世傳。明皇宿上亭。雨中聞牛鐸聲。悵然。而起。問黄幡綽。鈴作何語。曰謂陛下特郎當。特郎當。俗稱不整治也。明皇一笑。遂作此曲。（按に下の特衍字ならん）客座贅語に。南都方言。其敗事曰郎當。戒菴老人漫筆に。方言大略。人之頽敗。及身病摧靡者。云郎當。注に。唐明皇。聞駝馬鈴聲。頗似人言語。黄幡綽對曰。似言三郎郎當。康熙松江府志に。郎當。詩有鮑郎郎當舞袖長之句。今呼人之衰憊者。雍正西湖志（山水志）に捫壁嶺俗郎當嶺。左迫峭嶂。右臨深溪。緣木攀蘿。方可舉趾。故稱郎當。また邋遢ともいふべし。金壺字考に邋遢。音臘榻。不整貌　皇明日記に邋遢。不檢束之貌　古今類書纂要に。邋遢。作事不敏捷也。不謹也。通俗編に。廣韻。邋遢。不謹事也。七修類稿　鄙猥糊塗之意。明史。有張邋遢。徐禎卿異林載其事作張刺達。靑溪暇筆。作張刺闥。今言。作張儠㑩。方輿勝覽。載項世安釣臺詩辣闥山頭破草亭。其字又別。蓋形容字。例以音發。不必深泥也。など見えたり。また闌單と云へるもこれにや。史通二體篇に。漢志之志傳百卷。併列於十二紀中。將恐碎瑣多蕪。闌單失力者矣。史通通釋に闌單未詳。大抵是當日方言渙散不振攝之意。盧照鄰。釋疾文云。草木扶疎兮若此。予獨蘭驒兮不自勝。疑即此二字之別寫也。三餘續筆に史通および通釋を引て。又云。余按。東晳近游賦。乘華路之偃蹇。駕蘭單之疲牛。則此二字。沿用久矣。非唐時之方言也。開天傳信記。載蘇頲懸兎詩此二字又作闌殫。蓋古字單與殫通用也。釋疾文作驒。驒唐何切。音駝。馬名。雖云別寫恐屬誤文。清異錄衣服門に。諺曰闌單帶。疊梁衫。肥人也覺瘦。闌單破裂狀。疊梁補衲。蓋掩之多。などあり。これは轉じて破裂の狀といへり。按するに。朝野僉載卷三に。上麥索下闌單の語あり。其義また詳ならず

孤老六

開卷一笑の譯本に。孤老をオヤヂキヤクと譯し又水滸傳解に。孤老金ツカフ大ジンノコト。孤ハ顧ト同音通用ス。顧ハ看顧照顧ニテ。目ヲカケテヤルコト也。彼推量俗語ノ徒。孤ノ字ヲ獨客ト譯セシ本アリ。一噱ヲ發スベシなどあり。按ずるに古今類書纂要に。孤老者。世稱丈夫。曰老公。娼家無夫。而以他

參内之後。於腋陳下。披見返事云。世中乎無墓物止乍知如何爲猿止何加歎鑒　清少納言枕草紙云「夜をこめて鳥のそらねははかるとも世にあふ坂のせきはゆるさじ。心かしこきせきもり侍るめりと。きこえければ。たちかへり（行成卿也）。「あふさかは人こえやすき關なれば鳥もなかねどあけてまつとか。榮花物語（見はてぬ夢の巻）云。圓融院御そうさう。紫野にてせさせ給ふ其程の御有さま思ひやるべし。一とせ御子日に。此わたりのいみじうめでたかりしはやと。おぼしいづるも。いとかなしければ。閑院の左大將（朝光）云々行成兵衞佐。いとわかければど。これをきゝて。一條攝政の御孫の成房の少將の御もとに。「おくれじとつねのみゆきはいそぎしをけふりにそはぬたびぞかなしき。（亦宇治大納言物語。十訓抄。新後拾遺集哀傷に出たり。）又（日蔭蔓巻）云。正月十五日。（按に長和元年。）一條院の御念佛に殿ばら皆參らせたまへり月のいみじうすみのぼりてめでたきに。事はてゝ出させたまふとて。殿のおとゞ（道長公）へ。云々。とのたまはすれば。侍從中納言（行成卿）。「こぞのけふこよひの月を見しをりにかゝらんものとおもひかけきや。（新千載集哀傷に。いにしとしこよいの月を見しときにいとかくものを思ひやはせし。さあるも同じ歌也）又（御賀巻）云。治安三年十月十三日。殿（道長公室倫子）のうへの御賀なり云々。殿原の御土器も。あまたたびなれば。盃の光りもさやかに見ゆるほどに。侍從大納言（行成卿）。「めづらしきけふのまとゐは君がため千代にやちよにたゞかくしこそ。（また萬代集。玉葉集賀部に出たり。）此外にも。新勅撰集釋敎部。萬代集夏。（亦續古今集夏）秋下。（亦新拾遺集賀）哀傷部。玉葉集風雅集の釋敎部などに載たるを見て。此大納言の歌よみなるを知べし。

猴郎達樹五

坤齋日抄に紫薇花。邦俗謂之猿滑樹。謂其樹無皮。猿不能攀也。唐名亦有與之同者。酉陽雜俎云。紫薇花。北人呼爲猴郎達樹。謂其無皮猿不能捷也。是也。とあり。一友人此語を擧て郎達の義を問ふ。答云。格物總論には。號爲猴刺脫とあり。郎達刺脫。ともに郎當の音に近し。同義なるべし。郎當は形容整はざるをいふ。後山詩話に楊大年。傀儡詩云。鮑老當筵笑郭郎。笑他舞袖太郎當。若敎鮑老當筵舞。轉更郎當舞袖長。語俚而意切。相傳以爲笑。侯鯖錄に。張文潛。戲作雪詩絕句云。六出裝來百獸王。日頭出後便郎當。爭眉霍眼人誰怕。想你應無

是月ニ借レ春とあり。十二月冬至に作れるも亦誤なり。紀聞拾遺に。大忌ニ丙午ノ冬三月一の語によれば。もとは十月立冬にて二字多きにや又は十一月冬至の誤りにや

保昌朝臣三

笠澤筆塵に。元良親王の歌に「あさまだきおきてぞ見つる梅のはな夜の間の風のうしろめたさに。とよめり。然るに。野守鏡曰。藤原保昌の歌に「早朝に起てぞ見つる梅花夜陰大風不審々々と。妻和泉式部なほしてよめる。「あさまだきおきてぞ見つるむめのはなよのまのかぜの不審(ウタツカタ)さにとあり。親王の歌に似たり。保昌のころは風雅さかんなるにかゝることは。うたがはし。この説はおもふに。いつはりならんとあり。按ずるに此論是なり。其證は。後拾遺集賀に大中臣輔長。はかまき侍りけるに。内外戚のおほぢにて。輔親公賓。侍りけるを見てよめる。藤原保昌。「かたく〳〵の親のおやどちいはふめりこの子の千代をおもひこそやれ。又夫木抄春三に家集中。右馬頭保昌朝臣のもとに。紅梅の枝にきじをつけておくるとて。祭主輔親。「春の夜のきゞすの羽風あふげどもねぐらの梅はちらずぞ有ける。かへし。藤原保昌朝臣。「うぐひすのねぐらの梅ときくものを。とりたがへたることゝちこそすれ。など有を見て。野守鏡の非なるを知べし。

行成卿四

大鏡(謙徳公下)に。此大納言殿(行成卿)よろづとゝのひ給へるを。和歌のかたや少しおくれたまへりけん。殿上にてうたろぎ(論義)といふ事いできて。そのみちの人々。いかゞもだふす(問答)べきなど。歌のがくもん(學問)より。ほかの事なきに。この大納言殿は。もののたまはざりければ。いかなる事ぞとて。なにがしの殿の。なにはづにさくやこの花冬ごもり。いかにと聞えさせ給ひければ。とばかりもののたまはで。いみじうおぼしあむずるさまに。もてなして。えしらずと。こたへさせたまへりけるに。人々わらひて事さめ侍りにけりとあり。按ずるに。此説非なり。此大納言の權記云。長保二年十二月十九日。壬戌。早朝差ニ吉雄丸一送ニ書狀於少將許一。其詞云。世中乎如何爲猿止思管起臥程爾明昏須假名則世間無レ常之比。觸レ視觸レ聽。只催ニ悲感一。抽ニ中心難レ忍之襟一。示ニ肝膽不レ隔之人一也。

四年三月三日辛卯記に。或人曰。賀茂氏人夢。三月三ヶ日如二元三一可レ儲二禮儀一云云。五六月之程。世間拂レ底死去也。可レ恐レ之とあり。又妙法寺記に文明八丙申。門松二度立ル也。とあり。子細はしれねども右のたぐひなるべし。是を流行正月といふ。冬の日といふ誹諧集に「つるべに粟を洗ふ日の暮。といふ句に「はやり來て撫子かざる正月に。と付たり。冬日注解に。前句のさまを女の業也と。見たれば撫子は子といふ語緣にして疱瘡か痳疹のまじなひに。正月を仕直して。祝ふなるべし。時ならず正月のはやるといふ事。都鄙ともに有ことなり。昔も四月朔日親椀をもて。豆打して。年を取直せば。疫難を除く也とて。正月のはやりし事ありけるとぞ。とあり。また叢桂偶記に。凡世俗遇二疫邪災疾凶荒之歳一則不レ問二何月何日一假作二正月模樣一以爲レ除レ舊迎レ新。凶災可レ轉。相呼曰二流行正月一香祖筆記曰。乙酉夏。二東多レ疫。忽有下鄕人持二齋素一者上言以二五月晦一爲二除夕一禳レ之則疫可レ除。〇一時村民。皆買二香燭一祀二神祇祖先一亦妖言也。乃知西土亦有二流行正月一とあり。又按するに。靖康紀聞拾遺（學津討源本。）に。去年（按に靖康元年なり）十二月立冬。術者王浚明。（學海類編本。王浚明に作れり）以謂。國家大忌二丙午冬三月一可下於二此日一借レ春致レ祭打牛如中立春上。朝廷從レ之。聞者或以爲レ笑。天時豈可レ借也。但京畿之陷。竟不レ出二此月一。理或近。とあり。流行正月の漢名。借春なり。また熙朝新語に。嘉慶乙丑三月。簡州徐刺史鼎奉レ檄赴二嘉定一催レ銅。夜夢。五人從レ東來。自稱二行疫使者一。將レ赴二成都一。問何時回去。曰過レ年看二龍燈一方回。後徐回省。適見二瘟疫流行一。憶及レ所レ夢。告二之總督一。令三府縣曉二諭民間一。以二五月朔一大張二燈火一。如二元宵故事一。自二錦江門一。達二鹽市口一。金鼓震レ地。燈花燭レ天。花炮烟火。徹レ夜不レ絕。各官復捐レ俸延二僧道一。設レ壇誦レ經。如レ是者五日。時疫遂平。豈癘鬼亦可二以レ術紿一レ之耶。或曰。是良有司。痌瘝在レ抱。足下以感二嘉祥一而消中沴氣上也。と見えたるも似たる事なり

附識す。靖康紀聞拾遺の。十二月立冬。誤なること論なし。按ずるに。四庫全書提要に。靖康紀聞拾遺。不レ著二撰人名氏一。考東都事略。載下靖康元年。閏十一月癸巳。迎二土牛一以借上レ春。不レ言二其故一。是書則謂。去年十二月冬至。術者以爲二大忌一。因於二

卽行旣到決レ獄。一旬之中。延ニ千人之命一。其時旱雨滂霈（以上類聚）など有にて知べし。又漢書夏侯勝傳云。蝗蟲大起。赤地數千里。注云。師古曰。言レ無ニ五穀之苗一。海錄碎事云。古人謂ニ空盡無レ物曰レ赤。如ニ赤地千里一。此二書は。旱にはあらざれども。赤地は尺地に非ざる證に擧ぐ。

附識す。錢謙益が初學集に。寒食後雨不レ止。書示ニ隣里ニ詩に。甲子冥冥雨浹旬。錢曾が注に。五色線。諺曰。春雨ニ甲子一。赤地千里。云々を引るは。誤なり。寒食は。冬至より百五日にて。三月の節より前なり。されば元人の田家五行の。春雨ニ甲子一。乘レ船入レ市を引べし。五色線は。宋人の撰なり。此語はすなはち朝野僉載の文にて。赤地は旱を云り。曾注の誤りなるを知べし

流行正月ニ

文化十一年夏のころ。某の國某の山にて。猴人の如くものいひけるやうは。ことし疫病にて人多く死ぬるなり。ことしは過て。來年の正月になりぬるさまに門松たて。雜煮餅くひなどせば。病をまぬかるべし。といへりとて。かの説の如くになしたる人もいと多かりけり。これ亦前にも有しことなり。龜岡宗山の後見草云。寶曆九年の夏のころより。誰いひ出せるといふこともなく。來る年は。十年の辰の年なり。三河萬歲のうたへる。みろく十年辰の年にあたれり。此年は災難多かるべし。此難をのがれんには。正月のことぶきをなすにしくことなしと。申ふらしたり。是によりて。雜煮を祝ひ。蓬萊をかざり。都鄙一同の事とはなりぬ。又伊勢安齋翁の洗革記云。安永七年五月晦日。江戸にて。大晦日と稱して。節分の如く。鬼やらひの豆をうち。厄拂の乞食いで。六月朔日を。元日と稱して。門松をたて。雜煮を食し。屠蘇酒をのみ。鏡餅を設祝ふ。町家には。商をやめ。戸を立よせ。簾をかけ。買人來れば。雜煮を出し。酒をすゝむ。寶舟の畫を賣者も出たり。江戸中かくの如くしたるにはあらざれども。此事をなす者多し。もと若狹國よりはやり出て。諸國につたへけるとぞ。彼國の土民。山中にて異人に逢しが。かくの如くすれば。疫病を除くと。敎へし故に行ひはじめたりといふ。（後見草。半日閑話にも。此事をいへり。また中陵漫錄に。香祖筆記を引ていへるも。此時のことなるべし。）按ずるに。此事の古く有しは。玉藥。承元

梅園日記巻之五

甲子雨一

天文九年の守武千句に「など大黒をかたらはざらん。「甲子にふりつることよ雨のくれ。といへるは。今もいふ甲子の雨にて付たる句なり。また多聞院日記に。天正三年三月廿五日。天氣快然。春ノ甲子ニ雨下レハ。大炎ト百姓申。先以雨不レ下。珍重候。とあり。按ずるに。朝野僉載に。諺云。春雨ニ甲子一。赤地千里。(全唐詩。徐寅詩に。豊年甲子春無レ雨。)夏雨ニ甲子一。乗レ船入レ市。(孔氏談苑に。乗レ船入レ市者。雨多也。陳師道が后山集。和ニ黄預久雨一詩に。甲子猶逢レ夏連朝雨脚垂。)秋雨ニ甲子一。禾頭生レ耳。(杜詩千家註補遺に。此八字齊民要術にありといへり。昌黎文集五百家注に朝野僉載を引て木頭垂レ耳に作れり。)冬雨ニ甲子一。鵲巣下レ地。其年大水。(また觀象玩占に。春雨ニ甲子一。□日旱夏雨ニ甲子一。四十日旱。秋雨ニ甲子一。四十日澇。冬雨ニ甲子一。二十七日寒雪。)とあり。かの百姓の申しは。これによれるなるべし。さて今は四時ともに。甲子の雨は。長雨のしるしなりとするは。田家五行に。春雨ニ甲子一。乗レ船入レ市。言平地可レ通ニ舟楫一也。夏雨ニ甲子一。赤地千里。一云赤尺古字通用。言爲レ水阻。跬歩若ニ千里之艱一也。秋雨ニ甲子一。禾頭生レ耳。冬雨ニ甲子一。飛雪千里。牛羊凍死。また雨航心錄に。除光訓曰。子爲ニ水位一。雨ニ於甲一則水徵。など見えたる說によれるなるべし。されども赤地を尺地とするは非なり。韓非子十過篇に。晉國大旱。赤地千里(論衡感虚篇。及び紀天篇に。亦此二句を引たり。)

淮南子天文訓。及び覽冥訓の高誘注に。赤地旱也。後漢書臧宮傳の。旱蝗赤地注に。赤地。言在レ地之物皆盡。說苑曰。晉平公時。赤地千里。(今本說苑此文なし。)易緯通卦驗注に。赤地千里。旱甚。且廣千里。星經上卷。心宿條に。客守犯ニ大旱一。赤地千里。又下卷。虛宿條に。木星與レ土合守。名ニ陰陽盡一。爲ニ大水災一。期三年。當ニ大旱赤地千里一。火星守。赤地千里。抱朴子明本篇に。或洪波横流。或亢陽赤地。(字典に。旱曰ニ亢陽一。)金樓子自序篇に。余初至ニ荊州一。卜レ雨。時孟秋之月。陽亢日久。月旦雖レ雨。而便晴。有レ人云。諺曰。雨ニ月額一。千里赤。蓋旱之徵也　藝文類聚(巻一百)黄帝占書曰。日中三足烏。見者。大旱赤地。又神異經曰。南方有レ人。長二三尺。祖身而目在ニ頂上一。走行如レ風。名曰レ魃。所レ見之國大旱。赤地千里。(詩雲漢篇正義亦同し。今本神異經。結尾の四字なし。)又汝南先賢傳曰。袁安爲ニ楚相一。(後漢書本傳に。拜ニ楚郡太守一。)會楚王英事。互相牽引。(原本牽別に誤れり。今太平廣記百七十に據て改む。)拘繫者千餘人。三年而獄不レ決。天用災旱。赤地千里。安受拜。

不知以理裁而乃以身爲犧。開後世用人祭祀之原乎。天不信湯平日之誠。而信湯一日之祝。湯不能感天。以自修之實。而徒感天以自責之文。使後世人主一遇水旱。徒紛紛於史巫。則斯言作俑矣。

余按。公羊。桓五年傳云。大雩者。旱祭也。註云。君親之南郊。以六事謝過。自責曰。政不一與。民失職與。宮室崇與。婦謁盛與。苞苴行與。讒夫倡與。疏云。韓詩傳文皆使童男女各八人舞。而呼雩。故謂之雩。然則是以六事自責。乃古雩祭常禮。非以爲湯事也。僖三十一年傳云。三望者何。望祭也。然則曷祭。祭泰山河海。註云。韓詩傳曰。湯時大旱。使人禱于山川是也。然則是湯但使人禱于山川。初末嘗身禱而以六事自責也。況有以身爲犧者哉。◎且雩祭天禱雨也。三望祭山川也。本判然爲兩事。雖今詩傳已亡。然觀注文所引。亦似絶不相渉者。不識傳者何以誤合爲一。而復增以身爲犧之事以附會之也。張李二子之辨當矣。又按諸子書。或云。堯有九年之水。湯有七年之旱。或云。堯時十年九水。湯時八年七旱。堯之水見於經傳者多矣。湯之旱何以經傳絶無言者。堯之水不始於堯。乃自古以來。積漸氾濫之水。至堯而後平耳。湯之德至矣。何以大旱至於七年。董子云。湯之旱。乃桀之餘虐也。紂之餘虐當亦不減於桀。周克殷。而年豐。何以湯克夏。而反大旱哉。然則湯之大旱。且未必其有無。況以身爲犧。乃不在情理之尤者乎。故今併不錄。

と云へり。此文に世傳云々と云へる湯王の事は尸子。荀子。帝王世紀。等を集錄せし物なり。此論は車軸雨の條末に附識すべき事なるを。本書刻成て後に見たれば。こゝに載す。

梅園日記卷之四補遺終

也。これを横算に置て。たてさまに取なして見る時は。亥といふ字になるなり。亖二萬六千六百六十の算のすがた。かくの如し。と見えたり。

梅園日記卷之四終

梅園日記卷之四補遺

車軸雨

清の崔述が東壁遺書の商考信錄に。世傳。湯時大旱。太史占レ之曰。當三以レ人禱一。湯遂齋戒剪レ髮斷レ爪。素車白馬。身嬰二白茅一。以爲二犧牲一。禱二于桑林之野一。以二六事一自責曰。政不レ節與。民失レ職與。宮室崇與。女謁盛與。苞苴行與。讒夫昌與。言未レ已。大雨乃數千里。宋南軒張氏。明九我李氏。皆辨二其謬一。今載二於左一。

張南軒曰。史載。成湯禱レ雨。乃有下剪レ髮斷レ爪身爲二犧牲一之說上。夫以二湯之聖一。當二極旱之時一。反躬自責。禱二於林野一。此其爲レ民籲二天之誠一。自能格レ天致レ雨。何必如二史所一レ云且人禱レ之。占理所レ不レ通。聖人豈信二其說一。而毀二傷父母遺體一哉。此野史謬談。不レ可レ信者也。

李九我曰。大旱而以レ人禱。必無之理也。聞有下殺二不辜一而致二常暘之咎一者上矣。未レ有三旱而可二以レ人禱一也。古者六畜不二相爲一レ用。用レ人以祀。惟見二於宋襄。楚靈。二君一。湯何如人哉。祝史設有二是詞一。獨

瑣碎錄云。芒種後遇レ壬入梅。遇二雷電一謂二之斷梅一葛原詩話に。放翁か詩とあり の自注を引たり 附識す。呂氏春秋順民篇に。湯の時大旱にて。五年不收なり。湯桑林に禱り。其髮を剪り。其身を鄏し通鑑前編注に。帝王紀を引て。剪レ髮斷レ爪に作れり身を以て犧牲とし。福を上帝に祈りしかば雨大に至れりとあり。大旱の時。薪を積て。身を焚んとせし時に雨ふりしは。戴封と諒輔なり。倶に後漢書獨行傳に出たり。諒輔が事は亦搜神記華陽國志などにもあり。又蘭洲瑣語に。禱レ雨自焚之說。蓋自二般湯一始也。野史所レ傳弗レ可レ信。とある野史は。いかなる書をさせるにか湯王雨を禱り自ら焚んとせし事。關闢衍繹十二朝軍談等の俗書にも見えず。愼言が管見には。世話支那草のみにあり。

夢五臟のわづらひ卅五

藝文類聚賦門に桓子新論曰余少時見二楊子雲麗文高論一不レ量二年少一猥欲二逮及一常作二小賦一用二精思一大劇。而感動發レ病。子雲亦言。成帝上二甘泉一詔使レ作レ賦爲レ之。卒暴倦臥。夢二其五臟出一レ地。及レ覺大少氣。病一歲。とあり。夢は五臟のわづらひといふことはこれにもとづくにやと先に四當書屋筆談にしるせるは誤なりき今按するに。素問方盛衰論に。肺氣虛。則使三人夢見二白物一。腎氣虛。則使三人夢見二舟船溺人一。肝氣虛。則夢見二菌香生草一。心氣虛。則夢二救火陽物一。脾氣虛。則夢二飮食不足一。此皆五臟氣虛。陽氣有レ餘。陰氣不レ足。云々とこれによりたる諺なるべし

亥字卅六

孔廣森が。經學卮言清經解七百十六に。春秋左氏傳。亥有二二首六身一。下レ二如レ身。是其日數也。襄公三十年注曰。亥字二畫在レ上併二三六一爲レ身。如二算之六一。宣城梅氏。以レ此證二古籌算縱橫。記レ數之法一。按。宋元人算筆。六七八九。或爲二𝍥𝍦𝍧𝍨一。或爲二𝍮𝍯𝍰𝍱一蓋權二輿自二古射禮釋獲橫縮一相變。卽其遺象。留侯發二八難一云。請。借二前著一以籌レ之。言。以レ籌當レ籌時方食有二兩箸一。復借二高帝前箸一。得二四箸一。每レ發二一難一。輒下二一籌一。至レ五橫レ之。六丅レ之。七𝍦レ之。八𝍧レ之。故用二四箸一而足篆文亥爲レ𠀁其乚與レ丄相似。刀與レ丁相似。是有二三六形一。若移二首上二畫一。下置二身傍一。則成レ𝍧。正如三布レ算橫列二四位一。起二二萬一。次六千。次六百。次六十也。とあり。按するに。此解こゝにふるくあり。一條禪閤兼良公の源語祕訣抄に。三が一といふ名目は。左傳の十九卷にある事也云々。日の數二萬六千六百六十日

作に。燭（李壁箋注に當是獨字）龍注雨如車軸（箋注に、華嚴經龍王於彼大海中雨滴如車軸）法苑珠林（大三災部之餘）に依起世經云注大洪雨其滴甚麤。或如車軸。或復如杵。とあり。また世話支那草に。篠をつく雨といふこと。篠を束たる如くにふる雨なり。「むさし野のしのをたはねてふる雨に螢ならではなく虫もなし　誹諧崑山集に。正和「しのをつきふりくるや鑓梅の雨　吉野拾遺（一巻）に。またかきくもりしのをつくが如くふりいでければ云々。按するに。吉野拾遺一二の卷は。僞書也とて。群書類従に除かれたるは。卓見といふべし。しのをつくと云こと無下に近き詞也。是も亦僞書の一證也。古くはしのにふるといへり。無名子永亭三年道之記に。かしは原といふ所より。秋の雨しのにふる。また逍遙院殿の雪玉集に。むまや「袖もさぞふりくる雨はしのづかのむまやのすゞのさよふかきころ。とよませ給ひしもこれなり。又今さりがたきことのあるとき。鎗が降ともゆくべしといふ俗語あり。韻語陽秋に。詩人比雨如絲如膏之類甚多。至杜牧乃以羽林槍爲比。念昔游云。水門寺外逢猛雨。林黑山高雨脚長。曾奉郊官爲近詩。分明攫攫羽林槍。大雨行云。萬里橫牙羽林槍。と見えたり。又卯の刻雨に笠をぬげといひて。明かたにふりいづる雨は必晴るといふ。重修臺灣府志に。稗海紀遊を引て。昧爽時雨。俗呼開門雨。是日主晴昧爽是初明時也と。かしこにもいふことなり。又春は海はれ秋は山はるれば。日よりなりとて。春海秋山といふ。これも同書に。赤嵌筆談を引て。春日晚觀西。冬日晚觀東。有黑雲起主雨。諺云。冬山頭。春海口。といひて雨をしるなり。又朔日に雨ふれば。その月中雨おほしといふ。吳中田家志に。上旬交月雨。謂朔日之雨也。主月內多雨風吹。また江戸にて廿四五兩日は。おほく雨ふるといふ。もろこしには。この日ふればなが雨なりといへり。陸游が劍南詩稾（八十）秋雨詩に。屋穿況値雨騎月。自注に。俗謂二十四五雨爲騎月雨。主霖霪不止。また每年三月十五日。江戸は雨ふる事おほし。俗人梅若の涙雨とよぶ。唐土にては大風ふくといへり。明の鄭仲夔か耳新に。每年三月十五六。俗相戒爲馬和尚渡江日。必有大風敗舟　中山傳信錄（風暴日期）に。三月十五日。眞人颶。などあり。又雷鳴あれば梅雨はるゝといふ歲時廣記に。

とよまんこと。いとやすかるべければなり。二書とは新撰萬葉集に夏之夜之霜哉降禮留砥見左右丹荒垂宿緒照月影とあるは。もと寛平御時后宮の歌合に「夏の夜の霜やおけると見るまでにあれたる宿をてらす月影。といへる歌なり。又新撰に秋來者天雲左右丹裳不黄葉緒盧佐倍驗久何歟見湯濫。これも歌合に「秋といへばあま雲までにもみぢしを空さへしるくなどか見ゆらん（また新撰に。音丹菊花見來禮者秋之野之道迷左右露曾起塗。これもまた歌合にあれども今の本には下の句脱たり。そのかみは有けんか）とあるを合せ考ふるなり。但今本の新撰には點あれども。後人のわざにてふるくは有まじきなり。（群書類従本には點なし）或人云。書籍は時として。あらはれもうづもれもするものなれば。新撰萬葉。寛平歌合を。順の見られぬ事もはかりがたし。されば仙覺などの説。そらごとゝもいひがたくや。愼言云。順の和名抄のうち。燈火類。織機具。工匠具。草類等の門に。新撰萬葉集と引れたれば。此集を見られたる事論なし。（又和名抄稲負鳥の下に。萬葉集とあれども。此鳥萬葉にはなくて。新撰にあれば。新撰の二字を落しけるにやと契沖云れき）又後撰集秋中に。寛平御時きさいの宮の歌合に。よみ人しらず「浦ちかくたつ秋きりはもしほやくけふりとのみぞ見えわたりける。の歌をのせたり順は後撰の撰者五人がうちなり。歌合も亦見られたる事。明らかなり。

車軸雨卅四

三浦氏の世話支那草云。車軸。ある人のいはく。これは大粒にふりたる雨のたまりて。その水の上にまた落るあと。車の軸の如くに飛上り。自然に輻のかたちをなす故に。しかいふと。又あるひとのかたりしは。大唐にて殷湯の時。旱魃甚しくしければ。湯王の徳のたらざる事をなげき給ひ。薪をつみあげみづからその上に坐して。火を四方よりはなちたまへば。にはかに黒雲たなびき。大雨おびたゞしくそゝぎ來て。火程なくきえければ湯王つゝがなくて車に乘て歸り給ふ。道すがら雨水車軸を流せしより。この詞おこるとなん」按するに車軸の雨こゝにもふるくよりいへり。台記に康治元年五月十二日秉燭程降雨如車軸 宇治拾遺物語に車軸の如くなる雨ふりて 承久軍物語に。大雨しやぢくをふらし。又平家物語。吾妻鏡。曾我物語。太平記等にも出たり。（宇都保物語後蔭巻に車のわの如くなる雨ふり。とあるは軸を輪と誤りたるにや）湯王の時車軸を流したる事なしもと佛書より出たる語なり。王安石が夢中

かずはかづにて。和の義にや。

めぐり卅一

玉勝間つら〳〵椿のまきに。いはゆる菜(サイ)をは昔はあはせといへり。清少納言枕冊子などに見ゆ。又伊勢神宮の書にまはりとあるは。伊勢の言歟。此國の今も山里人など。まはりといふ所あり。又枯野のすゝきの巻に菜をはまはりといふこと。大神宮年中行事に御廻八種とあり按するに。伊勢國のみの言に非ず。京及び筑前などにてもまはりといふとぞ。海人藻芥云。御菜ヲバメグリト云。常ニオマハリト云ハ。ワロシ。四條流庖丁書云。タコキリモルベキ事。飯ノ御囘ナラバ。如何ニモ薄ク丸ク可レ切。大上﨟御名之事云。女房ことば。さい御まはり。などあるにて知べし。扨まはりはめぐりの俗言也。菜をしかいへるは。古畫を見るに飯をば中に。菜をばめぐりにおきたれば。しかなるべしにや。

卯酒卅二

大鏡云。この殿兼通公には。後夜にめすばうすの御さかなには。只今ころしたるきじをぞまゐらせおけるに。もてまゐりあふべきならねば。よひよりぞまうけておかれける。」ばうすを一本には卯酒と書り。後夜は。雲圖抄裡書に。後夜自二子之刻一至二丑二刻半一とあり。されば夜中より。卯の時まで飲む酒の意と聞えたり。然れども。卯酒は夜中より飲む事にあらず。朗詠集私注に。卯時飲レ酒謂二之卯酒一とある說是なり。白居易が詩に多き語なり。中州集に。宋九嘉が卯酒詩に。臘蟻初浮社甕篘。宿醒正渴卯時投。醉鄉几几陶陶裡。底事形骸底事愁。東坡集。蘇軾が午窓座睡詩に。體適劇卯酒。李厚が注に。白樂天詩。未レ如二卯時酒一。神速功力倍これらを見てさとるべし附識す。雲圖抄裏書は。何に據たるか。瑜伽論二十四に。言二初夜一者謂夜四分中過二初一分一。是夜初分也。言二後夜一者謂夜四分中過二後一分一是夜後分。とあるに據れば。初夜は酉の初より戌の五刻まで。後夜は丑の五刻より。寅の終までなり。

左右卅三

源順。萬葉集の左右の文字をよみときかねて。石山の觀音にいのり申て。までとよまれたる事を。仙覺注。また石山寺緣起等を引て。梅窓筆記にしるせり。按するに。これはそらごとなるべし。いかにとなれば。下に引る二書をあはせ見たらんには左右をまて

誤りなり。又安齋翁の尺八笛にあはせは飯のさいの事也飯にあはせてくふ故なり」とあり。又按するに。類聚雜要抄に四種。酢鹽酒醬。また厨事類記に。四種器。酢酒鹽醬。或止レ醬用ニ色利一。裡書云。色利煎汁イロリトハ。大豆ヲ煎タル汁也云々。或鰹ヲ煎タル汁也。といへり。また門室有職抄に。人々羞ニ酒飯一儀の條に圖あり。圖を檢るに。高坏十二本の內。第二の高坏に四種を居て。下に注して云。四種はミソ。シホ。ス。サケ也。近代ハ酒ヲ略シテ蓼ヲ用。蓼ナキ時ハ。ワサビ。ハジカミ。ミソ。蓼心說レ酢也とあり。又今川大双紙に。しきの御肴に。はじかみ鹽などをすへて□きに入て參らする事は。云々。はじかみは。物の味はひをよくする物なり。きこしめす時。味はひわろき時は。入てきこしめせばよきとのこゝろなり。又鹽もきこしめす物に不足ならば。入てきこしめせとの義なり。とあるも人々の好にしたがひ。上の四種の類をくはへて。あはするなり。さる故に。あはせと名づけしなるべし（笈埃隨筆に。豐後のはうちやう汁の膳の上に。小猪口に醬油を入て出す。もし汁淡味なるには。是を加ふ。古風の傳はれるなりといへるも。）又御湯殿上ノ日記云。慶長三年五月四日。じゆこうの御かたより。御そへおかずとて。御まならる。と見えたるは。今も婦女のいふ。おかずなるへし。數々あるをいへる歟。又

信貴山緣起

伴大納言繪詞

八幡太郎繪詞

異疾草紙

同右

石山緣起

が攻媿集二七十に劉允叔夢二茄子一而作二舍萌一題二其後一して云。退之送レ窮而延二上坐一。子厚乞レ巧而甘レ抱レ拙。若二允叔之舍萌一。則眞驅レ之。雖レ未レ能レ絕二紫瓜之生一。畏二君之詞一。自レ爾當レ不三復敢入二吾夢一矣。然此種一名二不落一。彼夢滿甑三顆。不レ妨三甲科釋褐一者。殆以レ此。又似レ不二必力驅一之也。爲書二其後一以壯二昆季西上之氣一（舍萌ハ。周禮占夢に。舍二萌于四方一以贈二惡夢一。注に。玄謂。舍讀爲レ釋。舍萌。猶二釋菜一也。萌菜始生也。贈送也。釋文に。萌。亡耕反。とあり）西湖遊覽志餘。二十二（委巷叢談）紹興二年。兩浙進士類二試於臨安一。湖州談誼謁二上天竺觀音一。祈レ夢。夢人以二二楪一貯二六茄一爲レ餽。惡レ之蓋杭人。以レ茄爲二落蘇一。而應レ試者。以二落蘇一爲二下第一也

あはせ卅

夏山雜談に。俗にいふ飯のさいの事をあはせといふなり。宇津保物語。枕草紙にも見えたり。」とあり。按ずるに宇津保物語（藏開上卷）御かゆ（粥）のあはせいを（魚）のよくさ。しやうじ（精進）のよくさ。又（同中卷）ちうのわん（椀）は。御わけ（分）へち（別）にすこし（少）わけ（分）て。しもの御あはせなど。もてまゐ（持參）れり。又（同下卷）ゆづけして。あはせいときよげにて。とみにまゐる。 落窪物語云。あはせいときよげにて。かゆ參りたり。 枕草紙云。あはせをみなくひつれば。 花鳥餘情寄生卷云。御あはせてうせさせなどしつゝ。（按に。源氏物語各本に。ことさらにてうせさせ給ふなどしつゝ。とあり。）古事談（僧行篇）云。仁海僧正は食レ鳥人也。房ニ有ケル僧ノ雀ヲエモイハズ取ケル也。件ノ雀ヲハラ／＼トアブリテ。粥漬ノアハセニ用ケルナリ 顯昭拾遺抄注云。アハセノ中ニ木ノメトイフハ。アケビノツルノワカキ葉ヲトリテ。ツケタルナリ。クラマノメツケト云物也 袖中抄（かつしかわせの條）云。にへどのとこ云も。しるあはせなどする所なり。 大槐祕抄云。御あはせ御くだものは。人の參らせたる物をきこしめせども。御飯はいかにも內膳の御飯をめす事にてさふらふなり 續世繼（いのちしるし）云。まなの御あはせどもとゝのへて奉り給り 古今著聞集（興言利口部）云。妙音院入道殿云云。麥飯に鰯あはせにて。只今調進すべきよし。仰られければ（按に散木集に。川につりする翁の有を尋ぬれば。ごさいのなければもとめさふらふなりといふを聞て。とあるももとは御菜とありけんを。ごさいとうつしたるならん。御菜とあらば。御あはせとよむべきなり）など見えたる皆菜なり。平他字類抄に。菜（アハセ）とあるにて明らかなるを。花鳥餘情に。あはせは食物をいふ。俗に朝の飯をあさあはせといへり。合子にもる故に。あはせといふにやとの給ひしは御

俗に蚰蜒の舐りたる痕といふは誤れり。これ皮膚に風熱のあつまりたる病にて。其名を鬼舐頭禿と云」とあり。按するに此說是なりたゞし此げじ〴〵は。下食時の誤りなり。暦林問答集に。尙書暦云。下食時者。沐レ髮忌二其時一也。また和名抄に。病源論。鬼舐頭。人頭或如二錢大一。或如二指大一。髮不レ生也。注に。師說爲二天狗下食一所レ舐是江家次第抄に。歲下食。其日注レ暦。下食者鬼神之名。此日沐浴。則鬼舐レ頭而髮落。故憚レ之。とあるにて知べし。されば九條殿師輔公遺戒にも。惡日不レ可レ浴。其惡日寅辰午戌。下食日也。と記し給ひ口遊。簾中抄。拾芥抄等に下食の日に。湯あみの誦文を載たり。下食時は一時を忌み。歲下食は一日を忌り。此一條。伊澤蘭軒と。暗合したれども。彼人の說は上木せざればこゝに載す

善人稱レ佛 廿八

寒夜筆談に。秉穗錄云。空同集に。俗謂二善人一爲二佛處士一。又曰治レ佛。因號曰二佛王忠一と。今も善人をほどけといふと同しとあり。按するに是より先に。輟耕錄云。鎭國上將軍福建宣威使。費榮敏公案。吳興人。器度弘厚。不下以二富貴一驕上レ人。輕レ財好レ施。勇二於爲一レ義。人皆稱曰二費佛子一といへり。愼言按するに。輟耕錄は元末の書なり。水滸傳に。正値レ有二箇當案孔目姓孫名定一。爲レ人最鯁直十分好レ善。只要レ週二全人一。因レ此人都喚二做孫佛兒一。又先なるは宋末の周密が。癸辛雜識後集に。先君子於二紹定四年辛卯一。出二宰富春一。九月到レ任。未レ幾値二慈明太后上仙一。應レ辦二梓宮百色之穴一。先子優爲レ之。略無二科擾一。民稱レ之爲二周佛子一。又先なるは。宋初の陶穀が淸異錄に。滑州賈寧性仁恕賑レ饑救レ患。耆稚愛二慕之一。以二寧多一レ鬚。遂皆以二鬚佛一呼レ之。又先なるは唐の張鷟が朝野僉載に。澤州都督尹正義といふは善人なりしが。後に王熊といふ惡者に替りければ。百姓歌曰。前得二尹佛子一。後得二王癩獺一。など見えたり

夢二茄子一 廿九

一富士。二鷹。三茄子とて。これらを夢に見るを吉徵とす。その子細をしらず笈埃隨筆に。或人いふ。この三事。夢の判にあらず皆駿州の名產の次第をいふ事なり。富士はさらなり。二鷹は富士より出る鷹は唐種にて良なり。こまかへりと云。三茄子は此國第一に早く出す所の名產なり。とみえたり。しかるに唐土にては茄子を夢に見る事を忌なり。宋の樓鑰

る僧のはじめけるにや

石燈一座廿五

初學文軌に。一先生。石燈籠ノ事ヲ記ストテ。渾石坐燈籠一座ト書リ。渾石トイヘバ。上屋ヨリ下趺マデ。一全石ニテ爲タルニ紛ハシ。坐燈籠。尤モ語意ヲ害ス。下ニ又一座ト云。座同音ニテ。義モ相近シ。ソノ形狀。座トハ云ベカラズ。但石燈一株ト云テ。ヨク通スとあり。按するに。渾石坐燈籠は。誤りなるべけれども。石燈一座といひても。難あるまじくや。其證は。呉越備史補遺に。珍珠燈。傳燈錄に。鏡燈。天水冰山錄に。古銅燈。禪眞逸史に。船燈などを。皆一座といひ。清虛雜著補闕に。塔燈二座といひ。日下舊聞に。燈籠一百八座といへればなり。友人云。そこの擧たる諸灯は。皆こゝの行灯の類にて。座を移すに自由なれば。幾座といふべし。石には幾座といふまじくや。答云。石に幾座を以て稱したるは。故宮遺錄に。石門三座といひ。眞臘風土記に。石塔。塵餘に。石碑。昌平山水記に。白石坊。日下舊聞に石鐙柱。十七史商推に。石幢。秋燈叢話に。石墳などを皆一座といへり。倶に持あるくべき物に非ず。此外山林園城臺宅室樓舘閣房亭榭廳舖店寺廟庫閘等にも幾座といへる事。かぞへ盡し難し

焚レ香知レ時廿六

龍鳴抄に。むかしかしこかりけるくわけんのもの丶。香の火も見ず。かひの聲もきかず。ほしのくらゐをもたづねず。月のたくるをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに。もしは子とも丑ともいふを枕にあるはしをもつて。たゞいまは子にこそありけれ。丑にこそありけれど。しりけるにこそはあむめれ。又新撰六帖に。光俊「もえつゞくかうのけぶりの時うつりひつじのあゆみけふも程なし。又鎌倉志。常樂寺。寺寶定規に。初後夜之時。以レ香爲二定式一などあり。今も常香を焚ものゝ。時をはかる事あり。さてこれも。唐土の製にならへるなり。疑耀に。昔張忠定公。數領二郡事一。其寢室中。必張レ燈炷レ香。通夕宴坐。郡樓更鼓。必令二分明一。倘一刻差誤。必詰レ之。また香乘に。熙寧癸丑歲。待次梅溪。始作二百刻香印一以準二昏曉一。久增置二五夜香刻一。とあり

鬼舐頭廿七

夜光珠といふ書に。故なくして頭のまるく禿るを。

以卑上尊曰不備。朋友交馳曰不宣。强爲分別。其說非是。金壺字考二集云。天香樓偶得。車若水脚氣集云。王右軍帖。多于後結寫不具。猶言不備也。有時寫不備。其不具草書。似不一一。蔡君謨帖。竝寫不一一。亦不失理。按此則知。今人于書柬後。每書不一。其原始于右軍也。又陳琳爲曹洪與魏文帝書。辭多不可一二。當談笑注一二委曲也。王羲之。十七帖。足下所云。皆盡事勢。吾無間然。諸問想足下。別具不復乙乙。蔡帖之不一一。或本乎此。

萬人講 廿四

快元僧都記に。天文四年三月二日。神宮寺事。萬人講與云事可有勸進歟とあり。もろこしにも萬人講に似たるは歐陽修が。集古錄に隋龍藏寺碑。金城王孝僊。奉敕勸并州人一萬共造此寺。また陶望齡が天衣寺募萬人緣疏あり。歇庵集に見えたり又千人講ともいふべきは鎌倉建長寺。建長七年鐘欵に。園範洪鐘結千人之緣疏是も似たる事あり。朱彝尊が曝書亭集。遼雲居寺二碑跋に右王正智光雲居寺二記。共勒一碑。碑額篆書。重修雲居寺一千人邑會之碑。一稱結一千人之社合（此字。厲鶚が遼史拾遺に從て補ふ。彝尊が日下舊聞亦佚す）一千之心。一稱完葺一寺結邑千人。近年京城發地得仙露寺石函記。後有千人邑三字。尼曰邑頭尼。覽者疑是地名。合此碑觀是。則知千人邑者。社會之名爾。錢大昕が潛研堂金石文跋尾に後唐重修定晉禪院。千佛邑碑。（天成四年九月）右千佛邑者。合千人出錢布施之名。亦曰千人邑。此碑稱邑首都維那三人。次維那十人。共稱良圖。互相勉導逐處鄉邑。次維那擧其萬法之門。結會千人數。當時搬立邑會。其制大略可見。遼金之世。諸寺各立千人邑見於碑刻者。未易更僕數。讀此文乃知濫觴于五代也。

附識す。近年江戶にて。行人多き橋のほとり。廣き道の側などに羅漢の木像をすゑて。前に櫃を出し置事あり。是歸依の人は櫃の中へ錢を投せよとてなり。僕元賢が鼓山志に。宣德庚戌年。布政司前譙樓災。而還珠閣久廢未復。當道欲兩建之。但所費不貲。計無所出。乃請鼓山了心和尚任其事。了心設櫃于途。聽樂輸者自投櫃中。僅一年而兩役告成。三山爲之壯觀。とあり。是を讀た

金箔ニ五十度。然後棄去。爲ニ藥舖包ㇾ朱用一。さて漢名は匱紙といへり。法帖譜系上雜説に。紹興中。以ニ御府所藏淳化舊帖刻板一。寘ニ之國子監一。當時御府。拓者多用ニ匱紙一。蓋打ニ金銀箔一者也。升菴外集八十に。南唐昇元帖。以ニ匱紙一摹搨。李廷珪墨拂ㇾ之爲ニ絶品一。匱紙者打ニ金銀箔一紙也。とあり。

官窰廿二

鹽尻に詩行葦朱傳曰。古器物欵識。欵ハ內ヘ切コミタル字。識ハ外ニ鑄アケタル字。磁器ノクワンニウモ欵入ナリ」とあり。按するに。磁器のクワンニウの文字。遊學往來に。鑽乳。一本に鑽乳　尺素往來に。官用。茶具備討集に。瑄瑤。運歩色葉集に。鑵窰。とあり。さて君臺觀に。瑄瑤土ムラサキ色也。藥モウス紫色ニテヒヾキタルヲ云也。青キ茶碗ニモヒヾキアリ。青クワンニウト云也。又定州ヒヾキモ云也と見えて。碎紋あるをいひし也。今はきず有て。いまだわれはなれざるをいふは碎紋よりうつり來ぬる誤なり。さて上に引ける文字は皆假借にて。正字は官窰なり。輟耕錄に。宋葉寘垣齋筆衡云。政和間。京師自置ㇾ窰燒造。名ニ官窰一。格物要論。華夷珍玩續考。竝云。官窰器。宋修內司燒者。土脉細潤。色靑帶ニ粉紅一。濃淡不ㇾ一。有ニ蟹爪紋一。有ニ黑土者一謂ニ之烏泥窰一。僞者皆龍泉所ㇾ燒者無ニ紋路一。博物要覽に。官窰色取ニ粉靑一爲ㇾ上。淡白次ㇾ之。油灰色。色之下也。など有を考ふべし。これ官窰は碎紋あるなり。さればクワンヨウの音便にて。クワンニヨウといへるより。後には。クワンニウと訛れる也。

不備不宣不具不一廿三

今書牘の結尾に。不備。不宣。不具。不一。など書り。その始めを記す。淸波別志云。五代劉岳書儀。以ニ不宣不備一分ニ輕重一。今之尺牘尤謹ニ於此一。文選楊修答ニ臨淄王一書末云。反答造次不ㇾ能ニ宣備一。仍併言ㇾ之。蓋著下裁剗不ㇾ克ニ周悉一意上。二字其果有ニ輕重一耶。三四十年前。書辭修敬。以ニ頓首再拜一爲ㇾ重。今非ニ上覆一。則有ニ簡驩之嫌一。要知ニ拜重ニ於覆一。訂譌雜錄云。野客叢書云。漫錄謂。文選楊修答ニ臨淄王一牋末曰。造次不ㇾ能ニ宣備一。書尾用ニ不宣語一起ㇾ此。僕觀。漢高祖初定ニ天下一。諸侯王上疏云云。末云。大王功德。著ニ於後世一。不宣昧死再拜。此正不宣語之所ニ從出一也。案ㇾ此。則東軒筆錄謂。宋人書問。自ㇾ尊與ㇾ卑曰ニ不具一。

至元二廿

秉穗錄二編に。汪澤民游二黄山一記に時至元再元之六年庚辰歲也と。宋を滅すの翌年を再元とするなり」とあり。按するに。宋は祥興二年。元の至元十六年己卯に亡びたれば。其翌年は庚辰なれども。六年の文聞えず。今考ふるに。元の時に。至元の年號二たびありし也。前條にいへる世祖の至元元年甲子より七十二年の後順帝の元統三年乙亥にもまた至元と改元あり。其事は。元史三十八順帝紀に。至元元年十一月辛丑。改元詔の略に云。世祖皇帝。在位長久。天人協和。諸福咸至。祖述之志。良切二朕懷一。今特改二元統三年一。仍爲二至元元年一。とあり汪氏か記を作りたるは此順宗の至元なり。元年乙亥なれば六年は庚辰なり。前代に一たび有し年號なれば再元とはいひしなり。諸書に。後至元。或は重紀至元。或は至元後と記したるは。皆順帝の至元なり。又後の至元に對して。世祖の年號を前至元と云たるも多し又按するに。汪澤民の游二黄山一記は。名山勝槩記六卷中に出たり。其記に。昔大德戊戌歲。得二玆山圖經一。とあるにても。世祖の至元より後なる事世祖の至元三十四年乙未。元貞と改元し。元貞三年丁酉。大德と改元す。戊戌は大德二年なり明らかなり。又元史百八十五に汪澤民傳ありて云。至正十五年。長槍賊起。遇レ害一。年七十。これにて推せば。汪氏は。世祖の至元二十三年丙戌の生なり。秉穗錄にいへる庚辰は。この澤民生れし丙戌より。六年前なり。岡田氏は。元史をも讀し人なるに。いかでかく誤りけん。

附識す。錢大昕が元史汪澤民傳攷異に。按宋景濂。撰二澤民神道碑一。澤民壽八十三。而傳作二七十一。澤民族子克寬。預二修元史一。宋景濂又爲二總裁官一。而史文舛誤。如レ此。蓋官書不レ出二于一手一。而意在二速成一。往往有二此失一也。とあり。此碑に從ひて。八十三とすれば。至元十年癸酉の生れにて。遊記の庚辰は。澤民八歲の時なり。

風呂屋紙廿一

金銀の箔打たる紙を。風呂屋紙といふは。これにて面を拭へば。よくあぶらけをされば。浴したるにひとしとの意にて。名付しにや。又蠟紙といひしは。紙の色の蠟に似たればなるべし。續連珠誹諧集に。「打なれし俤むかふ盤のうへ「ふれつる肌を思ふ蠟紙と季吟法印のつけあり。おのれ若かりし頃は。繪具屋。藥種屋などにて。朱を此紙に包みてうれり。唐土にもさる事あり。天工開物黄金條に。毎紙一張。打二

弓一。今通鑑二百四十八卷。史炤釋文引ニ薩波多論一云。西天度レ地以ニ四肘一爲ニ一弓一。去ニ村店一五百弓。不レ遠不レ近。以ニ閑靜處一爲ニ蘭若一。今以ニ唐尺一計レ之。蓋ニ二里許也、とあり。一弓七尺二寸なれば。五百弓は三百六十丈なり。さて二里許といへるを二里とすれば。一里は百八十丈也。皇朝の一町六十間は三十六丈なり。是にて百八十丈。宋の時の尺 皇朝と多くは違はじを除すれば。五となる卽 皇朝の五町なり。又楊氏東坡が詩といへるは誤也。鶴林玉露。五雜俎等に。王荊公詩とあるを。是とす。

鬼寶十八

保元物語に爲朝島の名を問給へば。鬼が島と申。しかれば汝等は鬼の子孫か。さん候さては聞ゆる寶あらば取出せよ見んとのたまへば。昔まさしく鬼神なりし時は。かくれ蓑。かくれ笠。うきくつ劍なんど云寶有けり」と云り。按するに。經律異相四十四に。雜譬喩經を引て曰。向ニ東海邊一。見ニ二人共諍ニ隱形帽。履水靴。殺活杖一。とあり。隱形帽を隱蓑隱笠とし。履水靴を。うきくつとし。殺活杖を。劒にかへたり。此事百喩經卷上にもいへり。

至元一十九

鹽尻に。下に元の字ある年號の歳をば。一年と書べきにや。元史二百八に。世祖の至元一年」とあり。秋齋閑語にも。亦此說あり 按するに。元史是より前。百三十一亦黑迷失傳にも。至元一年。入備ニ宿衞一。九年。世祖命使ニ海外一。入ニ羅孛國一。と見えたり。されども卷五。世祖至元元年紀には。八月丁巳。改ニ中統五年一。爲ニ至元元年一。とあり。必一年と書べきならば。爰にこそ記すべきを。さらぬにて。鹽尻の說は。うけがたきを知るべし世祖紀の外にも。至元元年の文。諸志。諸表。諸列傳中に多く出たり。又八十七百官志ニに。至大一年。始置ニ諸物庫一とあれば。一年と書も。至元に拘りたるには。あらざるをしるべし

附識す。鄭所南の心史の大義略敍に。端平一年。開慶一年。德祐一年。改ニ德祐二年一爲ニ景炎一年一。改ニ景炎四年己卯一。爲ニ祥興一年一などあるは。元の字をにくみて。一年と記したり。又戒菴漫筆に。余家先世。分關中。寫ニ吳原年洪武原年一。俱不レ用ニ元字一。想國初惡ニ勝國之號一。而避レ之。故民間相習如レ此。史書無レ所ニ考見一。姑記シテレ之。以詢下之熟ニ典故一者上焉。など見えたり。

然也。最須敬重繪詞に。如信上人は。奥州大網東山トイフ所ニ。居ヲシメ給ケルニ。カノ禪室ヲサル事。坂東ノミチ三十里。西ノ方ニヨリテ。金澤トイフ所ニ。乘善坊トイフ人アリなどいへるは。皆六町一里なるべし。此後。廻國雜記。梅花無盡藏宗長手記河越記にしるせるも。皆此定なり又語林類葉に。引たる外にも。太平記に。三十六町を一里といひたるは第五巻に。切目王子より十津河迄を三十餘里といひ。七巻に。麻耶より京迄を二十里といひ。十一に書寫山より比叡山までを三十五里といひ。兵庫より京までを十八里といひ。十八に。山路八里といひ。廿一に。京より湊川までを十八里といひ。流布本八里とあるは誤なり湊川より賀久川迄を十六里といひ。廿五に楠が館へ七里といひ。廿九に。七里半の山中といひ。三十八に。白峯と歌津と其あはひ二里といへるなどは。皆三十六町一里なり。又同書に。六町一里をいへるは。十巻に。四方八百里に餘れる武藏野といひ。三十一に。小手差原より石濱まで。坂東道四十六里といひ。三十九に。宇都宮より武藏國迄を。坂東道八十里といへるなど。みな六町一里なり。十巻に義貞三里引退て。入間川に陣をとる。鎌倉勢も三里引退て。久米川に陣をぞ取たりける。兩陣相去る其間を見渡せば。三十餘町に足ざりけりとあり。此文を見ては。六里を三十餘町にたらずといふごとく。思はるれども。あゆみては三十六町あれば六里なれども。さしわたしには三十餘町にたらずといふ事にて。これも六町一里なり甲陽軍鑑にも。上道東道といふ事多く見えたり。其中にも。謙信他界の跡さだつ事といへる條に。三郎殿たまらずして。越後の内。府中のお館といふ城へ取籠給ふ。春日山城よりお館の城へは上道一里半。東道九里也とあり。是にて。上道は三十六町一里。東道は六町一里なる事。明らかなり。相模の七里が濱上總の九十九里の濱。みな此定めなり又百因緣集花園左大臣事に。京ヨリ男山ハ。遙ノ程ゾカシ。注に。及二二十里一大王里也とあり。王は三の誤にて。大三里也なるべし。此書正嘉元年。常陸にての作なれば。京の事をも。東國の六町一里にて記したるなり。大三里は渡天行程記にいへる大里にて。三十六町一里なり。六町一里にて。二十里は。百二十町なれば三十六町一里にすれば。三里と十二町なれど。成數をいへるなるべし

附識す。渡天行程記に。六町一里を記したるは。唐土此定めなりといふこと。むかしもいひしならん。されども六町一里にあらず。其證は楊萬里ガ誠齋詩話に。東坡詩云。臥占寛閑五百弓。七尺二寸ヲ爲二一弓一。事ハ見二譯梵一。一尺八寸爲二一肘一。四肘爲二一

レ前。嚢腹脹滿。因急縛ニ嚢口一。懸ニ著樹閒一。二十許日。漸消。下開視。有ニ一二斤毛一。狀如ニ狐毛一。女遂大差。と出たれば最久し。

一里町數十七

玉勝閒に。道の程を。三十六町を。一里とするは。いつの世よりのさだめならん。ある說に。織田大臣の世よりの事といふはたがへり。堯孝僧都の富士の道記に。近江のむさの宿を。都より十三里といひ。美濃のたるゐを。むさより十四里などいへる。すべて今の世のさだめと同し。此事なほ他書にもあるべきを心つかず。是はふと心づきたるまゝに。書おけるをあげたるなり」とあり。按するに語林類葉に。上の文を擧て。又云。太平記卷十三。（龍馬奏進の條）今朝卯の剋に。出雲のとんだを立て。酉の刻のはじめに京着す。其道すでに七十六里とあり。拾芥抄田藉部云。三十六町爲ニ一里一とあるは。富士の道記よりは。太平記先なりとの意なるべし。なほ先なるは。東大寺造立供養記に。文治二年周防國より。材木を出しゝ事を記して。木津至ニ于海一七里。注に三十六町爲ニ一里一とあるは。東國一里は六町にてたがへば也　明惠上人渡天行程記に。從ニ大唐長安京一。到ニ摩訶多國王舍城一五萬里（小里定也六町一里定。按に。原本此注逸す今補ふ）卽當ニ八千三百卅三里十二町一也。（大里定也三十六町一里定）百里（小里）十六里廿四町（大里定也）」とあるは。唐土は六町一里といひけん故に。かく記したるならん。又平家物語（瀨尾最期條）に。備前國福隆寺繩手は。はたばり弓杖一杖ばかりにて。遠さは西國道の一里也。とあるも。三十六町一里なるべし。長門本平家物語に。（兵庫島のことを云て）はたよりおきへ。一里三十六町出してぞつき出したりける。といひ。沙石集に。高野の大塔は不二の惣體なり。それより改所へ五里百八十町に。彌勒の御坐は云々といへるは。一里と三十六町。五里と百八十町には非ず。三十六町を一里とし。百八十町を五里（是も三十六町の一里なり）と。したるを。しらせたるなり。梅松論に。建武三年三月二日。筑前の道を記したるも。又此定めなり。又東國の里程は。吾妻鏡に。文治五年九月十一日。今朝令レ立ニ陳岡一給。自レ是厨川柵者。依レ爲ニ廿五里行程一。未レ屬ニ黃昏一。著ニ御件館一。とあるは陸奧の事なり。虎關の濟北集に。正和壬子四月十二。相之海水變レ赤。西自ニ豆駿一。東距ニ武總一。沿ニ海濱一三百餘里。朱瀾丹濤。汪々

女は及ぶべからずとなり。又按ずるに此書の點誤り多ければ。こゝも可レ醜ニ陵園妾一と改むべきか。さて醜女の說は。王代一覽。賴朝三代記。鎌倉北條九代記。本朝通記。武德鎌倉舊記。類聚名物考。等なり。たゞ本朝列女傳。坂額が傳に。賴家戲曰。此女面貌雖レ非レ不レ姝。思ニ心之猛毅一。誰有ニ愛念一哉といへるはよく文義を解したるなり。

附識す扶桑見聞私記。六十九。此事を記して。畠山重忠。和田義盛。小山朝政。比企能員。三浦義村以下侍所に候ず。其座中央進居簾下に通ず按に吾妻鏡には通ニ于其座中央一進ニ居簾下一。と點あり。通はトホルとよむべし。見聞私記はよみ誤れり。此間聊諛氣なし。又憶せず。按するに此四字吾妻鏡になし凡勇力の丈夫に比といへども。敢て對揚恥べからさるの粧なり。但其長六尺有餘。手足太逞して。偏に二王を作損ずるがごとし。按に但其長より是まて二十六字吾妻鏡に載せず顏色に於ては。殆陵園妾よりも醜べし。廿九日阿佐利與一義遠主。奥方の按に。此三字吾妻鏡になし。奥方。當時の語にあらず。に女房を以て申云。越州の囚人女。既に配流に定まらば。態と預り申さんと欲すと云々。終に以て。義遠にめし給はる。阿佐利是を賜ふ。妻として甲斐國に下向し。先年木曾殿の妾巴女。鎌倉に召下さるゝの時。和田義盛これを申賜ひ。妻として。朝比奈義秀を產たり。與一義遠主。是をうらやみ。今度坂額を申賜ふ。巴は無双の美女なり。坂額は無双惡女なり。力に於ては。勝劣なき歟。貌に於ては。天地懸隔の差有と。諸人評じけるとなり。按に。先年木曾殿以下諸人の評。吾妻鏡になし。又吾妻鏡態欲レ申レ預と點あるは。板本の誤なり。欲ニ申預一と點すへし申預の語。著聞集武勇篇に有此誤りをうけたるにても。見聞私記の僞書なる事明らかなり。

吹レ葱十六

小兒の葱を吹ことは。清朝にてもするなり。夜譚隨錄に。某頷催の一條に咻咻作レ聲。如ニ小兒吹レ葱然一。と云り。明朝にてもあり。明良記に。武宗在ニ宮中一。偶見ニ黃葱一實レ氣。促レ之作レ聲。爲レ戲。宦官遂以レ車載進御。葱價陡貴數月。また宋の時。蘇軾が東坡集被酒獨行云々の詩に。總角黎家三小童。口吹ニ葱葉一送ニ迎翁一と見えたり。ふるく太平御覽七百廿七王隱晉書曰。韓友善ニ卜占一。行ニ京費厭勝之術一。劉世則女病ニ鬼魅一積レ年。友筮レ之。令下作ニ布囊一。女發時張レ囊著中窓牖閒上。友閉レ戶作レ氣。若レ有レ所ニ驅逐一。斯須之閒。囊大脹如レ吹ニ葱葉一。因便敗。女仍大發。友乃更作ニ皮囊二枚一。沓張之。施如

害也。遂誕后東朝禁中。三日洗兒。憲聖臨視。戯祝曰。使汝長福祿及吾。左右皆失笑。雖一時戯言。後乃符驗云。按に。西湖志餘帝王都會篇。亦云 楊萬里。賀必遠叔四月八日洗兒詩に。願兒長成讀祖書。再起門戸光郷閭。誠齋集二十四 黄魯素忠端公集に。長安竹枝詞。四民到今盡無分。半作長班半作軍。隣嫗生兒齊下祝。他年跟得一官員。日下舊聞補遺に引たり などみえたり

仁智十四

橘窓自語に。琴譜をかける書に。仁智名ある事は。琴の底を沈智といふより。起れるなるべし」とあり。按するに。琴は箏の誤なるべし。其證は。仁智要錄は。箏譜の書なり。又教訓抄八巻云。箏。或曰。蒙恬所造也。上圓象天。下平象地。中空準六合。絃擬十二月。斯乃仁智之器。豈象恬亡國之臣。所能開思運巧。とあり。按に。教訓抄の此文は。藝文類聚四十四に。傅子を引。通典百四十四に傅玄箏賦序を引ると。互に小異あれども。皆同説なり 教訓抄又云。箏。清仁。甲名也。依甲高名仁。故仁者是天名也。沈智腹名也。依腹乙名智。故智是地名也。仍名箏號仁智矣。といへるは上の語につきて作りし憶説なるべけれども。仁智は箏なる事の明證なり

坂額非醜女十五

坂額を醜女といふ説は。吾妻鏡を讀て。文義を味ざる誤なり。彼書云。建仁元年六月廿八日。藤澤四郎清親。相具囚人資盛姨母號坂額女房參上。其疵雖未及平減。相構扶參云々。左金吾可覽其體之由被仰。仍清親相具。參御所。左金吾自簾中覽之。御家人等群參成市。重忠。朝政。義盛。能貞。義村以下。候侍所。通其座中央。進居于簾下。此間聊無諛氣。雖比勇力之丈夫。敢不可耻對揚之粧也。但於顔色。殆可醜陵園妾。廿九日。阿佐利與一義遠主。以女房申云。越州囚女。被定既配所者。態欲申預。云々 金吾御返事云。是爲無双朝敵。殆望申之條。有所存云々。阿佐利重申云。全無殊所存。只成同心之契約。生壯力之男子。爲奉護朝廷扶武家也。云々。于時金吾件女面貌。雖似宜。思心之武。誰有愛念哉。而義遠所存。已非人間之所好由。頻令嘲哢給。而遂以免給。阿佐利得之。下向甲斐國。云々 とあり。按するに。殆可醜陵園妾。といへる陵園妾は美人なり。白氏文集に。陵園妾といへる樂府題ありて。詩に陵園妾。顔色如花命如葉とあり。此意は陵園妾より。醜しとも。尋常の婦

へり。此論頑愚の至といふべし。其書出たる中に。蘆火たくまやのすみかは世の中をあくがれいづる門出也けり。又物思へば澤の螢も我身よりあくがれ出る玉かとぞ見る。此難者。宣長が古今集遠鏡に。あくがれはうかるゝなり。とあるを。例の金玉とのみ思ひて。其廓を出ることあたはず。他にかへり見ざる僻論。いふに足らず。月にあくがれ花にあくがれといふも。月花をめでゝわが在所を離れ行事なり。此意をもて古歌にあくがれとよめるも文詞にあくがれとあるをも。引合して考へなば。委く貫通して。違ふ事はあらじとあり。書頭に。久守云。貫之家集に思ひあまり戀しきときはやどかれてあくがれぬべきこゝちこそすれ。愼言按するに。俊頼朝臣の如く。梅が香はよむべく夕顏にはよむまじきなり。いかにといふに。夕顏は蔓の延るのみにて。本體をはなれねば。梅か香とは。同じからぬを考ふべし。

祝二赤子一　十三

子生れて祝する事。和漢ともにあるなり。平家物語に。御産平安のみならず。皇子にてこそまし〳〵けれ。小松大臣は。いそぎ中宮の御方へまゐらせ給ひて。金錢九十九文。皇子の御枕におきて。天を以ては父とし。地を以ては母と定め給ふべし。御命は。方士東方朔が齡を保ち。御心は。天照大神入かはらせ給へとて云々。義經記に。御産安々とし給ひけり。武藏少人のむつかる聲を聞て。すゞかけに押卷て。抱たてまつる。何とはしらねども。御臍の緒をつぎ參らせて。御湯をひかせ奉らんとて。水瓶にあけたる水にて。洗ひたてまつり。やがて御名を付參らせん。是はかめわり山。龜のまこうを取て。鶴の千歳をなぞらへて。龜つる殿とぞ付奉る。云々　くわほうは。をぢかまくら殿にあやかり參らせ給へ。力はかひ〳〵しくは候はねども。辨慶にあやかり給へ。御命は千歳萬歳をたもち給へ云々。白氏文集。有二一子一自嘲詩に。持レ杯祝願無二他語一。愼勿三頑愚似二汝爺一朝野遺記に。長秋所レ生母。舊隷二德壽一爲二樂部一。以レ久次出。適二於外一矣。一日奏レ樂。上以爲レ不レ諧。中貴人奏。近老舊者。得レ旨嫁出。今皆新習未レ能レ串。便欲レ使三己嫁出者。通藉復入一。庶二新故參敎一。上可レ之。自レ是悉還。然后母在レ外孕身。已數月矣。將レ及レ期。宦者奏。乞復二外館一。憲聖后曰。第令レ產二仙韶院一。無

るき事なり。わくらはの御法の。牛飼は新車に强牛をかけ。力者はいろ／＼に足をふみて。こしをかくと見えたり。又輿のみにもあらず。外の事をもなす力者。山槐記等に出たり。又唐土にも力者あり。太寧坊力者張幹と。酉陽雜俎八卷中に有り

生姜酒十一

鹿門筆記云。生姜酒を風邪に用る事。宜き法なり。孫對薇が丹臺玉案。といふ書に出たり。神仙粥と號（ナヅケ）たり。」按するに。丹臺玉案は。明の崇禎丁丑。孫氏の自序あり。丁丑は。皇朝の寛永十四年なり。それよりさき。酒飯論に。冬の寒くてこゞえたる。はじかみ入たるわかし酒のめば。風こそよりつかねとあり。酒飯論は。後成恩寺殿兼良公の御作なりとぞ。此殿八十歲にて。文明十三年四月二日に薨じたまひしよし。攝關補任次第。宣胤卿記等に見えたり。寛永十四年にさきだつこと百五十餘年なり。さればふるく唐土の書に。此事有べくおもひしに。醫方類聚に。瑣碎錄を引て云。卒感ニ風寒一。用ニ生薑汁一調。熱酒一盞。則發散。とあり。陳振孫の書錄解題に。瑣碎錄二十卷。溫革撰。陳昱增之。（孫奕示兒編には陳曄とあり。周輝淸波別志には宜政貴人所レ纂也）と見えて宋朝の書なり

あくがる十二

信濃漫錄（略文）云。生出しおのが垣ねをあくがれてふせやにあまるゆふがほの花。右の歌は。垣ねより夕顏の生出て。ふせやの上にはびまつはり。猶軒の外までひろごりあまりて。花さきたる繪によみて書付たる。おのが歌なり。ある人いふ。或人古歌に月にあくがれ花にあくがれなどいひて。彼にあくがるべき物有て。それに對て（ムカヘ）。いへる言とおぼゆるを。あくかるべき物もなくて。かくよめるは。例なきひが言なりといへり。といへば。傍に在ける若人。俊頼朝臣の歌に。梅が香はおのが垣ねをあくがれてまやのあまりにひまもとむなりといふ歌。千載集にのせられたり。俊頼朝臣謬り給はじ。又俊成卿そのひが歌を辯へずして。千載集に撰び給ふべきに非ず。其後又彼人來りていふ。難者に俊頼朝臣の歌をいひしに。あくがれといふ言をよめる歌も。文詞をもあまた書出して。是が中に。あくがるべき物なくていへるは。いと／＼まれにて。多くは物に對へていへる言なり。例少きを採て。例多きを捨べきに非ずとい

驗記。杉原本保元物語。法然上人繪詞。類聚大補任等に出たり。吾妻鏡。嘉禎四年。二月十七日。又仁治二年。十一月四日。又建長四年。四月一日等の記に。御輿御力者三手。とあり。康正二年慈照院殿八幡社參記を見れば。三手は十八人なり。乘輿の力者十八人の事。荒暦。至德二年八月廿七日に出たり。さて六人を一手とすることは六人にて輿かく事あればなり。吉事畧儀。及び宣胤卿(永正十四年六月十日)記に出たり。そのさま。古畫に見えたり。また蹇驢嘶餘云。門跡御輿舁。八瀨童也。十二人を一結といふ也とあり。十二人の輿舁の事は。秋夜長物語。神祇官年中行事。太平記。(山門嗷訴事條)花營三代記。(應永廿九年十二月廿一日條)季瓊日錄(寛正四年八月十一日條)等にあり。海人藻芥に。僮僕事。力者十二人。又長門本平家物語(義仲の事をいへるところに)云。京には力者三十人をそへ。もしもの事あらば。院をとり奉り。西國へ御幸なし奉らんと支度して云々。とあるも。五手なり。天龍寺臨幸私記に。三百年來。佛法日衰。似(ニ)沙門(ノ)形(ニ)而非(ニ)沙門(ニ)者多矣。田樂法師。力者法師等是也。とあり。按するに。此記は。崇光院の觀應元年庚寅に。夢窓國師の作也三百年前は後冷泉院の永承七年壬辰なり。そのころより。力者の名は有けるなるべし。さて上にいへる觀音驗記なるは。清和天皇の御代とあり。太平記なるは。村上天皇應和三年の事をいへるなり。これみな。後世より記したる事なれば。はやく清和村上などの御時より。力者のとなへ有しとも定めがたくや。又今はれの時乘物かく者。足ぶみして。拍子とるわざあり。これもふ

春日驗記

をいへるは。消息耳底祕抄云。女房ノ許ヘ消息ノ事。或說云。艶書ナンドヲバ。上下一寸許ヅヽ折返シテ。引結テ。上ノ封ニハ。行ノ字ヲ草ニ書ナリ。是ハ。互ニ逢テノ後ノ文體ナリ。　麒麟抄云。女房ノ文ニハ。立文ノ紙ヲ長クスルトイヘドモ。當時必左モセザリケリ。捻目ニハリ。此程ニ上ヨリ下ヘ長引也。など有に據るに。り字古說なり。又按するに。り字は。もと拜字の草書より。誤れるなるべし。其證は。淸の胡鳴玉が訂譌雜錄云。今人書翰。用ニ又行ノ字一。不レ詳レ所レ出。且不レ解レ所レ謂。予偶檢ニ一帖一云。十月十七日。州民王操之。頓首頓首。舊京先墓毀。動聞問傷惻痛不レ可レ言。未レ得ニ陳慰一。白牋不備。操之再拜。拜字草書。與ニ行字一無レ異。因悟又行之行。乃是拜字。又拜卽再拜。初非下另作ニ一行一意上。これ唐土にても。拜を行に誤たるなり。
附識す。胡氏の說によれば。明の張丑が眞跡日錄。及び日錄二集に。載たる。米芾が書。また李日華が六研齋二筆に。載たる。趙孟頫か劄記等に。再行とあるも。再拜の草書を誤讀せしなるべし。胡氏の。拜字草書與ニ行字一無レ異とあるによりて。今草字彙を閱するに。拜字の草書にりと擧て。注に大令とあるは。王獻之が書にありしをいへるなり

ろくしやく十

醒睡笑云。京にて乘物をかき。あるひは庭にてはたらく男を。六尺とはなどいふらん。さる事候。屋敷につけ。家につけ。疊につけ。一切竪横間を定むるに。田舍のは一間を六尺にとる法なり。都のは間尺を六尺三寸に取て。一間とする法なり。されば亭主をば。都六尺三寸の間にとり。つかはるゝ男をば。田舍六尺の間にとる。その故は。主人たる人の心と。下男の心と。物ごとばらりとちがひて。まにあはぬ故に。かの下人を六尺とはいふとなり。　私かた咄云。むかしのり物かく男を。六尺といふは。いかなる故ぞととふ者あり。答て云。乘物の棒は。一丈二尺の物なりそれを二人してかたぐるにより二つにわれば六尺なり（別本世話支那草。亦此說あり）　南嶺子云。乘物かく人を六尺といふ事。史記秦始皇本紀に。秦は水德を以て王たる故。六の數を用。輿は六尺。」と見えたり。（和訓栞亦此說あり）按するに。上の說ひとしく非なり。ろくしやくは力者を訛れる也。力者の輿舁事は。長谷寺觀音

ば。阿難身長一丈五尺四寸なり。宛委餘編の阿難あやまりならずともいふべけれど。佛の小弟ならねば。難陀のあやまりなる事。明らかなり。又尺は周尺なり。傳教の無量義經注釋云。丈六者一丈六尺。當レ用ニ周尺一。準ニ唐代尺一當ニ八寸一也。と見えたり。

濁醪八

誹諧新式に。どぶろくとあるを。誹諧通俗志には。酴醾漉と見えたれども誤なり。是より前。大和本草酴。の下に。花白く千葉なり。云々唐土には黄色あり。故に黄色のにごり酒を。酴。酴といふ。日本にて山川といふ酒の如くならん。とあるは。唐土のことをいへるなり松岡怡顏齋の詹々言にも。トブロクは酴醾綠の轉語なり。といへるを。其子の松岡洙が按語に。ドブロクは。濁醪の轉語歟とある說あたれり。濁醪の文字ふるくよりあり。和名抄に。濁醪は毛呂美　本朝無題詩に大江佐國翫ニ卯花一詩に。尋ニ訪野村一醉ニ濁醪一　又藤原周光屏風詩題に。石瀨之邊。有ニ釣漁人一。濁醪滿レ樽。魚膾堆レ俎。　新猿樂記に。酒濁醪肴煎豆。伊呂波字類抄太部。及び下學集に。濁醪。　天文二年。尊海僧正。あづまの道の記に。醒が井の里にて。濁醪といへるをのみて云々。　節用集大全に。濁醪白酒也。などあるを見てしるべし。もとは。文選の魏都賦恨賦等に。出たる字面にて。杜甫。韓愈。白居易。李賀。杜牧。皮日休などが詩にもあり。

文書封字九

嘉良喜隨筆云。女中の夕。これは。封の字の草也。〆。これはトといふ字にて。男の文にあり。　三禮口決云。夕。此本字は封の字なり。　笠澤筆塵云。或曰。女の文の封に。夕と書は。行の字を草書に斜に書たるなり。斜行は急に行意なり。後に略して〆とかく。トといふ字にあらず。行の字を書たる轉なり。　莛響錄云。狀の封目に。〆といふ字を書候事はいかゞ。答に。行といふ字をかくことのよし。詞花懸露に見ゆ。又宗五が記には。二つ引て。點を打なり。封といふ字を草に書たる體なり。假令は如ニ此夕一。物など包ての封には、一引へし、一つ引て點打は。さげたるこゝろなり。〆かくの如しと云々。宗五が說。封の字の草書といひたり。行といふ字と大きに相違す。しかしながら。此ことは前に。歷々御沙汰ありて。行といふ字。可然のよし。承たる事候故。愚老などは。行の字と心得候。宗五は武家の事なれば。又別に子細も候へし。愼言按するにはやく此事

元と標して其下に。明晉安徐㘞筆精云。陳中丞達。得二一石盆一。甚巨。背刻二中元庚申僧本玆造一。按漢世祖。建武中元無二庚申一。且其時尚未レ有レ僧。此刻不レ知二何代一とあり。按ずるに。是は本文にいへる三元甲子の中元にて年號に非ざるなり。潜研堂金石文跋尾又續に。太上感應篇附注。錢唐陳賢君。實所レ編仇達爲レ跋。泰定甲子上元繡梓。而嗣子從仁復刊二石於湖山堂一。葢在二至正中一。と。按ずるに。錢氏上元の說なきは正月十五日と思へるにや。泰定甲子上元とは。三元の上元なるべし。跋文作らんに。前に刻板せし月日までは書まじく思はるゝなり 錢曾が讀書敏求記に。政和五禮新儀二百四十卷。冠以二御製序一。題二政和心元三月一日一。不レ知二心元何謂一。鄭居中等。政和三年四月廿九日進呈也と。按するに。政和三年四月廿九日進呈の書に。三月一日の序あるは 四年の御製なるべし。 四年は甲午なり。さて甲子より癸巳まで三十年。甲午より癸亥まで三十年にて甲午は一元六十年の半なれは。心元といへるにや。政和は元豐甲子下元中にあり。

阿難調達身長七

常山樓筆餘に。釋迦如來、長一丈六尺ありしといふ。宛委餘編にも。佛長一丈六尺。以爲レ神。然其小弟阿難。與二從弟調達一。俱長一丈四九五寸。といふこと見ゆ。佛長一丈六尺といふことは。彌勒下生經に見えたれども。何難等の長の事は。いまだ見ずと。吾方外の友。江西禪師かたりき。但し其尺は、周尺にてしるせしには非るべし。詳ならず。」とあるは。阿難調達の長。一丈四尺五寸のことをいまだ見ずとにや。按するに。阿難は難陀の誤にて。一丈四尺五寸は。一丈五尺四寸の誤なり。佛說十二遊經云。調達以二四月七日一生。佛以二四月八日一生。佛弟難陀以二四月九日一生。阿難以二四月十日一生。調達身長丈五四寸。佛身長丈六尺。難陀身長丈五四寸。阿難身長丈五三寸。法苑珠林十四に。佛本行經を引て。亦同し。今の佛本行經に此語なし 又經律異相七に。普曜經第十六云。佛弟孫陀羅難陀身長一丈五尺四寸。中本經上卷云。白飯王有二二子一。一名二阿難一。身長一丈五尺三寸。一名二調達一。身長一丈五尺四寸。とあり。俱に阿難は一丈五尺三寸なり。但し文句第一之一阿難身與レ佛相似。短レ佛三指云々。佛指闊二寸。これによれ

一十八年也。以三元百八十除之。今中元之末。河元之内也。三合之運當在明年云々。去天平寶字三年己亥歳。當三合之理運とあり。三元の事は。舊唐書。傅仁均傳に。以三元之法。一百八十去其積歳。武德元年戊寅。爲上元之首と見えたり。錢大昕が舊唐書攷異に。按三元甲子之説。始于遁甲九宮。每歳行一宮。九歳而偏。六十歳未復其初。必轉三甲子。而後終九宮之局。仁均既以武德戊寅爲上元。則隋仁壽四年甲子爲上元矣。今蘇州虎邱寺。有五代顯德五年石幢。後題下元甲子歳在戊午。按に。又錢大昕が潛研堂金石文跋尾三續に。崇化寺西塔基記後題唐下元戊午七月二十八日。戊午爲周世宗顯德五年。乃稱唐下元者。遁甲三元術。以唐興元元年甲子。爲上元。會昌四年甲子爲中元。天祐元年甲子爲下元。戊午乃下元甲子之第五十五年。泝其始而言。故云唐下元也。虎邱石幢。題下元甲子顯德五載龍集戊午。雖以顯德繫年。仍冠以下元甲子。亦同此例 依檢仁壽四年甲子爲上元。則麟德元年甲子爲中元。開元十二年甲子爲下元。興元元年甲子。又爲上元。會昌四年甲子爲中元。按に。羅隱が羅昭諫集に。中元甲子。以辛丑駕幸蜀四首の詩題あり。邵晉涵が全浙詩話に。是を引て。按僖宗中和元年辛丑正月。幸東都。避黃巢之難。詩爲僖宗作也。とあり。即會昌の中元なり 天祐元年爲下元。顯德戊午尚有下元篇也。以上攷異 按するに。貞觀の中元は。會昌甲子の中元に合て。和漢相同じ。

又周密が癸辛雜識別集。天市垣の一條に。伯機云。揚州分野。正直天市垣云々。又術者云。近世下元甲子用事。正直天市垣。所以人多好市井牟利之事。按するに。天祐甲子の後は。乾德甲子上元なり。天聖甲子中元なり。元豐甲子下元なり。紹興甲子上元なり。嘉泰甲子中元なり。其次の景定五年より。周氏のいへる下元甲子なり。此後泰定甲子上元なり。其後は陳繼儒が羣碎錄に。洪武十七年甲子爲中元。正統九年甲子爲下元。弘治十七年甲子爲上元。嘉靖四十三年甲子爲中元。とあるも上の次第に合へり。然るに大雜書といふ書の。一代八卦の條に。上元の生れは。永祿七年甲子の年より。元和九年癸亥まで。六十年の間なり。中元の生れは。寛永元年甲子の年より天和三年癸亥まで。六十年の間なり。下元の生れは。貞享元年甲子の年より。寛保三年癸亥まで。六十年の間なり。八卦掌中指南亦おなし とあり。さて永祿七年甲子は。明の嘉靖四十三年にて。かしこにては中元なるに。こゝは上元なり。此次第いつよりたがへたるにか。

附識す清の梁玉繩が年號補遺の補佚號の條に。中

又北史滕穆王瓚の傳に。瓚好レ書愛レ士、時人號曰二楊三郎一。とあり。此瓚は。楊忠の第三の男なる故に。かく云るなり。又北周の文宗の族子。宇文慶が子鼎。その第三の子なる故に宇文三郎と稱せるよしを云り。これ等。姓に配して幾郎とあれば　皇朝にて。古へより源三郎などゝ稱するの本づく處なり。又通鑑に。陳臨海王光大元年に太后曰。今伯宗幼弱。政事並委二二郎一と。胡三省の注に。文帝居レ長。頊居レ次。故稱爲二二郎一と云り。これらによれば。六朝以來この稱呼有なり。安積翁たまたま此を考證に遺せるならん。」按するに。湖亭渉筆云。創業起居注曰。軍中以二次第一呼二太子秦王一。爲二大郎二郎一。云々以二四郎元吉一爲二太原郡守一。按世俗呼二長子次子一。爲二大郎二郎一。亦此義也。とありて。大郎二郎とよぶ證をのみあげたるなり。下に四郎元吉をいへるは。上の大郎二郎の次第を明らかにしらしめんとなり。されば餘筆に引たる。通鑑陳紀の二郎は。考證に遺せりといふべけれども。三郎五郎などは。渉筆にあづからぬなり又按するに。晉書王悅傳に。導性儉節。帳下甘果爛敗。令レ棄レ之云。勿レ使二大郎知一。とあり。導は悅が父なり。六子ありて。悅は長子なれば。大郎といへり。これ大郎と稱せし始なるを。安積翁のいはぬは考證に遺せるなり。餘筆にも。亦遺漏あり。宋書顧覬之傳に。負二三郎責一皆不レ須レ還とあるは。顗之が第三子の綽をさしゝ語なり。又南史宋王訓傳に。訓幼警有二識量一。僧王惠超見。而奇レ之曰。四郎眉目疎朗云云。又隋書來護兒傳に。不レ畏二官軍十萬衆一。只畏二榮公第六郎一。又姓に配して幾郎といひしは南齊書陳顯達傳に。當世快牛。稱二陳世子青。王三郎烏一。とこれらなり。

附識す。餘筆に。次郎と記したれども。渉筆には二郎とあり。又隋の業起居注。と書たるも亦誤なり。渉筆には隋字なし。舊唐書經籍志に。大唐創業起居注とあり。以後の諸書目亦同し

三元甲子六

三代實錄に。貞觀十七年。十一月十五日甲午。陰陽寮言。黄帝九宮經。蕭吉九宮篇云。承二天之道一。因二人之情一。上占二三元一。下用二五行一。三神相合。名曰二三合一。所謂三神者。大歲。害氣。大陰。是也。今自二上元己亥一。至二于本朝貞觀十八年丙申一。積レ年四千九百

物の中に。ちやつか。づすかとあり附識す。世説音釋云。銅疊盛肉器名。通雅曰。宋史。鉦如大銅疊。南蠻之語也。南宋市肆記。酒器沙羅水。沙羅水盆。以金銅爲之。即今之銅面盆也。また世説箋本云。銅疊盛肉器。通雅云。南蠻之語也。」按するに。盛肉器とは。鱐の誤りをうけたるなり。此器素食をも盛たるは。朝野僉載に一楪槌餅。白氏文集に。（元日對酒詩）一楪膠牙餳。北夢瑣言に。臺上用楪盛果實。曲淯舊聞に。一楪生蘿蔔などあり。又鑑眞東征傳。唐土より將來の物のうちに。一尺銅疊八十面。少銅疊二百面。安祥寺資財帳に。白銅小疊子二口。白銅疊子一百三十口。（新羅）同二十口（徑五寸唐。）とあり。僧家に用れば。素食を盛る事。明らか也。又通雅（卷三十）樂器部の。原文を閱するに。宋史は宋志に作り。語也を器也に作り。沙羅水の三字重文なく。羅を鑼に作り。金銅を金銀に作りて。即の下に如字あり。されども市肆記の語は。樂器にあらざれば引用せしは。通雅の誤なり。又銅疊にあづからぬ事なれば。音釋に引るも亦誤なり。又宋史の樂志を見るに。此語なし。宋の陳暘が樂書（百二十五）に出て。文は通雅に同じ。鉦如大銅疊の下に。懸而擊之の四字あり。按するに。樂書は唐杜佑が說によれる也。杜氏通典（百四十四）鐲鉦也。形如小鐘。軍行鳴之。以爲鼓節。周禮以爲金鐲節鼓。近代有如大銅疊。懸而擊之。以節鼓呼曰鉦。といへり

大郎五

玉勝閒云。現報靈異記に。文忌寸氏の人に。字曰上田三郎。といへることあり。聖武天皇の御世の事なり。そのころより。三郎などいふ名ありしにこそ。」按するに。これよりさきに大郎あり。日本紀に。皇極天皇。四年六月。高向臣國押。謂漢直等曰。吾等由君大郎。應當被戮。（按に。鎌足傳に。入吾堂者无如宗我大郎といへるも同人入鹿なり）とある是なり。又講習餘筆に。長子次子を稱して。大郎次郎といふこと。安積翁の湖亭涉筆に。隋の創業起居注を引て。具さにこれを記せり。然るに北史を按するに。北齊の彭城景思王の傳に。王浟は神武第五子也。博士韓毅。見浟筆跡未工。戲曰。五郎書畫如此云々とあり。これ第五の子を以て。五郎と稱するなり。

索解には。未ㇾ詳といひ。世説抄撮には。疊疑罍字といひつれど。其謬誤を知て。鈔撮集成には。可ㇾ疑北史亦同といひ。世説講義には。未ㇾ詳蓋酒器也。といへり。是皆唐土の書をば多くよみたれども　皇朝の書をよまぬ故に。しれかぬる也。和名抄を見れば。たやすくしるゝ事なり。彼書漆器類に。唐式云。飯椀。羹椀。疊子。各一。楊氏漢語抄云。疊子宇流之沼利乃佐良。遊仙窟云。玉疊今按以ㇾ玉爲二疊子一也と見えたるにて。銅疊は銅のさらなることと明らか也。但し和名抄によらずとも。唐の段成式が酉陽雜俎諾皐記下に。和州刻鏤事。食二鍮數疊一の一條を。宋の李昉等が太平廣記二百二十に引て。疊を楪に作れり。又明の黃一正が事物紺珠二十二瓦什器類に。碟を擧て。注に。楪同と有を見て。疊は楪となり楪また碟となりたるを考ふべし。さて碟は陶器のさらなることは。薛俊が日本國考略寄語略器用類に。碟を擧て。注に。哂賴沙賴とあり。王圻が三才圖會器用十二卷に。今之曰ㇾ碗。曰ㇾ盆。曰ㇾ碟。制雖ㇾ不ㇾ同。皆屬ㇾ陶耳。といひて。碟の圖を出せり。これらを見れば。明らか也。さて此器もと銅にて薄く作りて。かさぬるによろしければ。疊とは名づけしならん。

宋の程大昌か演繁露十一卷云。酉陽雜俎、劉錄事食二鍮數疊一。今俗書二牒字一誤。以二其可ㇾ疊。故名爲ㇾ疊也。然牒字乃疊ㇾ札爲ㇾ之則以ㇾ疊爲ㇾ牒亦有ㇾ理也。明の張存紳か雅俗稽言。亦此説ありて。從ㇾ木作ㇾ楪俗といへり　本邦にも楪子の字を用ひたるは、日本靈異記。大安寺資財帳等なり。淸の王昶が金石萃編一百三に。唐貞元十三年。濟瀆廟北海壇祭器碑を載て云。椀二百箇。疊子五十隻。其跋に。疊子厠二于椀後一。郎今俗名二楪子一。疊有二重累之義一。碟音舌。集韻云。治ㇾ皮也。不二與ㇾ碗同一ㇾ類今俗作ㇾ碟非也。などあるを考ふべし。又宋の袁文か甕牖間評に。古者。椀楪以ㇾ木爲ㇾ之。故椀楪字皆從ㇾ木。とあるは其頃陶製の椀楪行れし故なり。其證は夷堅支志庚集の天慶道人章に。陶楪あり。されば明に至りて。石邊にしたがひて。碟字に作れるなり。こゝには古製をうけて。今も釋家に木器ありて。チャツとよぶ。壒囊抄に。ヅス。チャツナンドト云字ハ。何ゾ。楪子大ニ淺シ。豆子小深ト書リ。と見え尤草紙にも赤き

板本
築嶋舞

中道堦石。長三丈。濶一丈。厚五尺。派二順天府寺八府民夫二萬一造二旱船一拽運。派二府縣佐二官一督レ之。毎レ里掘二一井一以澆二旱船一資二渇飲一。とあり。此旱船も。癡車の類なるべし。按に。名物六帖器財箋。車輿轎籃の條下に。旱船あり。異物なるべし。

机上持二水椀一三

手習ふをさなき者の。師の敎へに從はで。習はぬ時は。机の上にのせ。茶椀に水をいれてもたするに。その水こぼるれば。うつといふ事あるは。菩薩處胎經第四頌に。智者將下護レ身堅固不中傾動上如下彼犯レ罪人。擎二持滿レ鉢油一若棄二油一滴一罪交入二大辟一左右作二妓樂一懼レ死不中顧視上菩薩修二淨觀一執意如二金剛一毀譽及二惱亂一心意不二傾動一とあり。此事又雜阿含經廿四。及び北本涅槃經廿二などにも出たり。これらの經の手習の師は。多く法師のわざなれば。ゐなか文によりて。しそめけるが。ならはしとなりけるなるべし

銅疊四

世說新語補紕漏篇に。祖孝徵。司馬世雲が家にて酒飲て。銅疊二面を藏せりとあり。此銅疊の解。世說觿の說は。いふにもたらぬ杜撰なり。世說考と。世說

いふこゝろなり。古志波佐之。注に。かまの上。松杉の葉なんどを手向る心なりと見えたり。

修羅ニ

伊勢氏の武藏鐙云。節用集ニ。修羅。注云。引二大木一（愼言按當レ作レ石）材木ニ也トアリ。軍器考。（火器類）大友ガ家ノ事シルセル記ニ。天正四年ノ夏。宗麟入道ガ領セル。肥後ノ國ニ。南蕃ヨリ。大石ノ火矢來レルヲ。入道彼國ヨリ。修羅ヲ以テ。豐後國臼杵ノ庄。丹生ノ島迄引ヨセテ。云云。檜村長高ガ室町殿日記卷二十。小天狗ノ篇中。大佛殿造營ノ事ヲ云ル章ニ云。石垣ノ大石ヲ。鹿ガ谷ヨリ引レケルニ。蒲生飛驒守承リテ。六疊敷ノ大石ヲ引ニ。二千五百人力ニテヒケリト聞ユ。楠木松ノ虹梁ヲ以テ。修羅車ヲ造リ。是ニ引ノセ。道筋ニハ丸太ヲ敷テ。其上ニアラメヲマカセテ。ヌメリヲ以テヤリニケル云々。今ノ世地車ト云物ノ大ナル歟。」按するに塵囊抄卷一に。石引物ヲシユラト云ハ何事ゾ。大石ヲ動カス事。脩羅ニアラズバアルベカラズ。仍テ名ツクト云々。とあり。是は修羅は帝釋と闘ひし故に。大石を帝釋に取なし。帝釋を動かす車を修羅と名づけし也。（阿修羅與帝釋闘事出長阿含經廿一處胎經五觀佛經一經律異相四十六）節用集の大木は。大石の誤り也。地車に非ず。愼言先年靈巖島の伊豆屋といへる石肆にて。修羅と稱する器を見たり。其圖左の如し。又北越雪譜に。雪車の制作種々あり。大なるを修羅といふとあり。又江戸に。修羅船といふ船あり、積たる物を船底までいれじとて、小べりといふ所の高さとひさしく、板を敷ならべたる造りかたなり。此車もろこしにもあり。宋の孟元老が東京夢華錄（卷三）般載雜賣の一條に。車。大者曰二太平一。其次有二平頭車一。又

修羅の圖石肆所貯

長一丈二尺許

後二尺五寸許

粟三寸五分角

前三尺許

有二獨輪車一云云。平盤兩輪。謂二之浪子車一。唯用レ人拽、又有レ載二巨石大木一。只有二短梯盤一而無レ輪。謂二之癡車一。皆省二人力一也。といへる癡車は。修羅と同物なるべし。明の馮夢龍が智囊補。（卷八明智部）鄭端簡公の一條に。大車旱船あり。又賀盛瑞の一條に。嘉靖中修二三殿一。

梅園日記　巻之四

竈神一

古事記傳云。竈は加麻と訓べし。和名抄に。四聲字苑云。竈ハ炊爨處也。和名加萬とあればなり。又閑都比と云名も古し。神樂竈殿遊歌。に止與戸川比と見え。枕冊子に。御へつひとあり。加麻とは差別ありしか。未思得ず。」按するに伊呂波字類抄に。竈神をヘツイと訓たり。また塵添壒嚢抄。竈神事條に。ヘツイヲ祭ルト云ハ。竈ノ神歟。沐浴ノ神歟。此國ニ釜ヲバ湯ワカス器トス。大國ニハ飯スル器ナリ。是故ニ釜ノ神ヲ福神トス。此朝ニハ釜飯スル事ハ。オボロゲニハ無ケレドモ。其神ヲハ祭。ヘツヒ祭ルト云フニヤ。などあるを見て。ヘツイは竈神なるをしるべし。又是にて神樂歌の。止與戸川比美阿曾比寸良志。又木工權頭爲忠家百首に。神祭を。親隆歌。ならがしはそのやひらでをそなへつヽやどのへつひにたむけつる哉。などあるもよくきこゆる也。閑際筆記に。東武及諸州。每月晦日巫來リ。竈ヲ祭。其禮甚鄙猥トイヘドモ。亦禁遏スベカラズとあり。

此日此神を祭る事は。唐土にならへる歟。今古養性錄に。抱朴子竝酉陽雜俎云。竈神有六女。常以月晦上天白人罪狀。俗間每晦日。使婢巫以禱祥。蓋出於此。」とあり。又按るに。尚古く。太平御覽（百八十六）に。萬畢術云。竈神。晦日歸天。白人罪。また雜俎の後には。中州集に。劉從益が歲除夕次東坡守歲韻詩に。南隣祭竈喧。北里驅儺譁。とあれば。金の時も晦日なり。清朝にも。硯壽堂集。江鄉節物詩小序に。除夜祀竈曰接竈。言竈神自天上歸來也。乾隆建德縣志に臘月二十四夜。祀祭竈。有不及擧者待除夕。とあり。また晦日團子とて此神に供ふるは。石湖詩集の祭竈詩に。豆沙甘鬆粉餌圓とありて。（姑蘇志に。此詞を引て。粉團餅に作れり）海鹽縣圖經に。臘月二十四日。暮祀竈。謂之送竈。用糖粉團。清嘉錄に。六月初四。十四。念四。比戶祀司竈。謂之謝竈。祀時以米粉作糰。素羞四簋。八月二十四日。煮糯米和赤豆作糰。祀竈。謂之餈糰。十二月念四夜。送竈。比戶以米粉裹豆沙餡爲餌。名曰謝竈糰。また竈神の前に。小松の枝を手向るは。萬葉見安に。爾波奈加阿波須能乃可美爾（注に。かまどの神なあしもとの神さ）り。

皆此四木の釆の名なるべし。後世むきさいといひしも。此かりうちにや。十訓抄に。みかど一伏三仰不來待書暗降雨戀筒寢と。かゝせ給ひて、是をよめと。給はせけり。月よにはこぬ人またるかきくらしあめもふらなんわびつゝもねん。とよめりければ。御氣色なほりにけりとなん云々。わらはべのうつ。むきさいといふ物に按に四つなからあをむきか。うつむきかするを。貴釆として。むきさいといひしにや一つふして。三つあふむけるを。月夜とはいふ也とあり。萬葉に據れは。一仰三伏と書べきを。ひが覺して書誤り。それにつきて。說をまうけたるならん。按に。十訓抄に。江談抄に本つきたるにや。彼抄に一伏三仰云々の歌のみをのせたるは。今本は詞を佚したるなるへし又按するに。[木+梟]は梟にや。梟を貴釆とせしは。韓非子。戰國策。周禮考工記注。孔子家語。前後漢書注。晉書。異苑。等に出たり。

梅園日記卷之三終

與二史語一不レ合。然謂樗蒲久廢不レ傳。頼有二此文一。而五木之形製齒數。粗亦可レ考。顧大韶作二五木辨一。則謂按以二古六博格五之法一殊相繆戾。知此經是翺所二戲作一。借二古樗蒲盧白雉犢之名一。以行二打馬之法一。實非二古之五木一。所レ引後漢書梁冀傳注。及列子楊朱篇注。考證甚詳。合二二人所レ論。觀レ之。則是書爲二翺自出二新意一明矣。とあり。按するに。五木經の說。史語に合へる事。右にいへるが如し。程氏の合ずと疑へるは。樗蒲經にあはぬなり。又顧氏の五木辨は。いまだ見ざれども。梁冀傳の格五の注。列子の六博の注を以て。考證せしは。論ずるにも足らぬ誤なり。是等は五木とは。もとより異なる戲れなり。五木は晉以來に見えたるを。李翺は采の數を定しならん。

折木四　切木四（カリガネ）　廿四

萬葉集十卷に。切木四之泣とあるを。代匠記に。注して云。六卷の長歌の中の。折木四哭をも。こゝの歌を引て。かりがねと讀べきよし。釋し侍りき。折木。切木ともに。苅義なれば。かりといふに借用ゆへきを。彼處にも。此處にも。四の字を添たるは。ふつに心得られず。狛諸成が萬葉考云。此切木四を。鴈に假たるは。幹蘖枝葉（ミキヒコハエ）の四つを。一手に切は。鎌もて苅とるばかりの小木也。萬葉集略解云。折木四哭。或人云。折は斷の誤也。孟莊子造レ鋸。截斷木器。とあり。四は器の誤なるへし。鋸の音かり〳〵と聞ゆれば。かりのかなに用たるならんといへり。」などあり。按ずるに。代匠記の折木四哭を。かりがねとよむべきの說。誠に是なり。解は諸說ともに皆非なり。考ふるに。折木四。切木四。みな前條にいへる。五木の類にて。四木にてなす戲れ也（折字。又切字を加へたるは。長木ならぬをいへるなり）四木亦、もろこしにもあり。演繁露に。樗蒲經。舊畫只有二四木一。四木者博子四箇也。と見えたり。さて四木を。カリの假字に用ひたるは。和名鈔雜藝具に。陸詞云。梟（音軒 加利）梟子。樗蒲采名也。又雜藝類に。樗蒲和名加利宇知とあり。五木は。盧を貴采としたれども。四木は梟（カリ）を貴采とせしなるべし。梟（カリ）をうちたるを勝とすれば。樗蒲の名とせしにや。（按に。樗蒲を五木と云し事。晉書載記にあり）又萬葉十卷の三伏一向をツクとよませ。（按に。新撰萬葉に。三里をツクとよませたるも。是にて里は裡の省略書なるへし。後の物ながら孤樹裒談に。裡の省文を里と書たり）十三卷の一伏三向を。コロとよませたるも。

るは。上に擧たる。緗素雜記に引たる。演義の文を。いさゝか改たる謬説なれば。本文に載ざるなり

五木廿三

或人問ていはく。五雜俎に。五木の事をいひて。史ニ載。劉裕與ニ諸人一戲。餘人並黒犢以還劉毅擲得レ雉。及ニ裕擲一四子皆黒。一子跳躍未レ定。裕厲レ聲喝レ之卽成レ盧。又曹景宗擲得レ盧。遽取ニ一子一反レ之曰ニ異事一。遂作レ塞。則盧與ニ犢塞一。皆差ニ一子一耳。大約黒而純一色者爲レ盧。相半者爲レ雉。黒而有ニ雜色一者爲ニ犢塞一と見えたるを。演繁露には。四黒而一白。則其采名レ雉。とありて。説異なり。いづれをか是とせむ。答云。五雜俎の盧と塞の説は是なり。其外はすべて非なり。（演繁露の五木の説は。藝林學山。通雅等にも稱譽したればゞ。確論ならんと。誰も思ふべけれども。いふにもたらぬ臆説なり。）今五木經。及び國史補にて。考るに。（五木經に誤字あり。國史補にて正すべし）五木は兩面にて。一面は黒く一面は白し。其うち二木の黒き面に。犢をゑがき。其背の白き面に。雉をゑがけり。其圖左の如し。（演繁露に圖あれども誤あればゞ。今あらたにあらためつるなり）

右に出せる圖。上なるは盧といふ采。下なるは盧の背にて。白といふ采なり。二雉三黒を雉とし。二犢三白を犢とし。一雉一犢三黒を塞とするなり。また演繁露に。雉なりといへる。四黒一白は禿なり。此餘も采名あれども。こゝに用なければいはず。五木經。國史補を見て知べし。（知新錄に。雉犢塞を誤れる事五雜俎に同し。滑稽類書に雉を紅點と注したるも亦誤なる事論なし）

附識す。五雜俎に。曹景宗擲得レ盧云々といひしも。亦誤なり。景宗にあらず。韋叡なり。梁書韋叡傳に曹景宗擲得レ雉。叡徐擲得レ盧遽取ニ一子一反レ之曰異事遂作レ塞とあり。是は景宗雉を得たるに叡盧にては。雉に勝ゆゑに。わざと一犢を反して。雉を出して塞の采となしたるは。雉に負んとてなり

四庫全書提要（百十四）に。五木經一卷。唐李翺撰。記ニ樗蒲之戲一。元革爲ニ之注一程大昌演繁露。疑下所レ述

腹癢於酒。既得酒巡匝。更貪婪之。故曰啉尾。啉字從口。是明貪婪之意。按に是まで。演義の文なるべし今本の演義。この條脫文おほし此說近之。余觀宋景文公。守歲詩云。迎新送故只如此。且盡燈前婪尾盃。又云。稍倦持螯手。猶殘婪尾觴。又東坡寒食詩云。藍尾忽驚新火後。遨頭要及浣花前。注引樂天寒食詩云。三盃藍尾酒。一楪膠牙餳。按に。寒食の詩にあらず。七年元日對酒五首の其三なり乃用藍字。蓋婪藍一也。」とあり。藍牛尾の說は。引たる蘇鶚すら。正にあらずといひしを。錦所の取れるはいかにぞや。藍尾は唐の代の俗語にて。後世知れがたき語なり。されども今諸說を擧て參考に備ふ。淸異錄云。婪尾酒。乃最後之盃。容齋四筆云。白樂天。元日對酒詩。三盃藍尾酒。一楪膠牙餳。又云。老過占他藍尾酒。病餘收得到頭身。歲盞後推藍尾酒。春盤先勸膠牙餳。而藍尾之義。殊不可曉。河東記載。申屠澄與路傍茅舍中。老父嫗及處女。環火而坐。嫗自外挈酒壺至曰。以君冒寒。且進一盃。澄因揖遜曰。始自主人翁即巡。澄當婪尾。蓋以藍爲婪。當藍尾者。謂最在後飮也。葉少蘊石林燕語云。唐人言藍尾多不同。藍字當作啉。出於侯白酒律。謂酒巡匝。末座者。連飮三盃。爲藍尾。蓋末座遠酒。行到常遲故連飮以慰之。以啉爲貪婪之意。或謂啉如燷。如鐵入火。貴其出色。此尤無稽。則唐人自不能曉此義。葉之說如此。予謂不然白公三盃之句。只爲酒之巡數耳。安有連飮者哉。侯白不聞有酒律之書也。蘇鶚演義。亦引其說。庚辰集注云。呂東萊詩律武庫曰。婪尾。猶吳越人稱臨尾。蓋鄉語也。七修類藁云。藍澱也。說文云。澱滓垽也。滓垽者。渾濁也。據此則藍尾酒。乃酒之濁脚。如盡壺酒之類。故有尾字之義。宛委餘編云。婪尾。又曰啉尾。一云啉爲燷。如鐵出火貴其出色。此尤無謂。名義考云。白居易詩。三杯藍尾酒。藍又作婪。廣韻。飮酒半罷半在曰闌。當作闌尾爲是。淳于髡所謂。主留髡而送客。當此之時。能飮一石者也。月令廣義正月令に容齋隨筆云云。今按。藍者助語辭。猶俗云撒尾也。如作闌珊之闌亦可。などあるを考ふべし　皇朝にては白詩に依て三盃飮事をいへる也。

附識す。錦繡萬花谷。及び知新錄。並云。或云。藍顙水。其深三丈。時人知新錄元此二字取以爲酒。とあ

青衣江樹一。對立如二夫婦之相向一。古老相傳。東石從レ西乞レ子將レ歸。故風俗云。人無レ子祈禱有レ應。閩書に。福寧州。霍童山。那羅巖、有二石室數十丈一。寺建二石室之內一。頂石如レ彈。搖レ之則動。祈レ嗣者。祝レ彈爲レ應。莫レ不レ如レ響。などいへり

石不レ可レ蹈廿九

和州舊跡幽考に。添上郡祓戸宮の垣。森のほとりに、劒先の石といふあり。此石をわすれてもふみなばあしかりなん。といひつたへける」とあり。按するに。もろこしにも。錄異記云。新北市。是景雲觀舊基。有二一巨石一。大二於柱礎一。人或坐レ之蹈レ之。逡巡如二火燒一。應レ心煩熱。因便成レ疾。往往致レ死　又云。蜀州晉源縣山。亭中有二二大石一。各徑二尺已來。出レ地七八寸。人或坐レ之。心痛往往不レ救とあり

摩挲石卅

雍州府志云。愛宕郡。月讀神宮。祈二安產一者參詣。摩二挲神石一。則必有二感格一云。」按するに。もろこしにも。產にはあらねども。大明名勝志云。湖廣襄陽府。襄陽縣。龜山。上有二礫礫石一。襄人以二三月三日一來遊。臥二擦其上一。謂可レ免二災患一。」と見えたり

石咒レ病卅一

雍州府志云。葛野郡。櫻宮。今患者、詣二斯社一。拾二社邊之小石一。而歸レ家則其病果瘳。而後始所レ拾之石。又添二一箇石一。置二社頭一也。」按するに、もろこしにも。肘後方云。治二寒熱諸虐一咒法。發日執二一石於水濱一。一氣咒云。眢眢圓圓。（按に外臺祕要に。崔氏を引て眢々團團に作れり）行路非レ難。捉二取瘧鬼一。送二與河官一。急急如律令。投二於水一不レ得二廻顧一。」とあり

藍尾卅二

錦所談云。列見ノ藍尾。西土ノ說多トイヘドモ、湘（按に緗に作るへし）素雜記云。酒巡匝爲二藍尾一。南朝。有二異國進二貢藍牛尾一。長二三丈一。人傚レ之以爲二酒令一。コノ說是ナルベシ。其藍牛尾ノ長シテ。盤桓タル皃ヲトリテ云ナラン。此間ノ制コレヲ以テ知ベシ。」按するに。此事。緗素雜記卷三云。蘇顎演義云。今人以二酒巡匝一爲二啉尾一。卽再命二其爵一也。云南朝有二異國進二貢藍牛一。其尾長三丈。一云二藍額水一（按に漁隱叢話前集に。緗素雜記を引て此下に。牛の字あり。）其尾三丈。時人倣レ之以爲二酒令一。今兩盞從二其簡一也。此皆非レ正。行レ酒巡匝。卽重二其盞一。蓋慰二勞其得レ酒在レ後也。又云。啉者貪也。謂處二於座末一。得レ酒最晚。

卽此意。知新錄云。燕北錄云云。齊呼沿蘷離。沿蘷離者。如中國之呼萬歲也。今人家小兒。每嚔。其母必呼千歲。亦又此意。直語補證云。燕北錄云云。齊聲呼治蘷離。（按に遼史拾遺國語解。亦治蘷離に作る。燕北錄原本。沿蘷離に作れり）猶漢呼萬歲。今鄉里俗傳小兒女噴嚏。亦呼百歲及大吉。以解之。四分律云。世尊嚔。諸比丘呪。願言長壽。時有居士。嚔反（按に法苑珠林及に作れり）禮拜比丘。佛令比丘呪。頭言長壽。（按に此事。四分律第五十三に出て。文長し。此語は法苑珠林百十三に。四分律を節略したるより轉用せり。）通俗編云。法苑珠林。林世尊嚔云々。按今童婦輩猶相承襲。古今譚槩云。安給事磐蜀人。初度避生。同僚尾至所在。蔡巨源戲曰。聞一老鼠。避一瓶中。猫捕之不得。以鬚略鼠。鼠因噴嚏。猫在外呼曰千歲。鼠曰。汝豈眞爲我壽。誘我出欲嚼我耳。安遂出。（按に。蜀人をあざけりて。鼠といふ故に。つくりことして。戲れたるなり。蜀人を鼠と云事。近峯聞略湖海搜奇。燕居筆記。言鯖。堅瓠集。通俗編。霏屑集。陔餘叢考。等に見えたり）笑林廣記譏刺部。云。昔有一猫。擒鼠。鼠入瓶内。猫不捨。猶在瓶邊守候。鼠畏甚不敢出。猫忽打一噴嚏。鼠在瓶中曰大吉利。猫曰。不相子憑爾奉承得我好。只是要吃爾哩。枕草紙に又云。したりがほなる物　正月一日のつとめてさいそ（最初）にはなひたる　源爲憲の世俗諺文。（寬弘八年自序）嚏則禱言。四部律云。時世尊嚏云々（按に文。珠林に同し）今案。今俗正月元日。若早旦嚏。卽稱曰（按に袖中抄白に作り）千壽（袖中抄秋に作れり）萬歲。急々如律令。是（袖中抄此下因字あり）緣也。何只在元日哉。尋常須（袖中抄此字なし）禱之」とあり。按にはなひるはあしきことなりといふを。元日はことさらにいはふときゆゑ。かへりてよき事といひかへたるなり。元旦嚏の事。もろこしにてもいへり。帝京景物略云。正月元旦五鼓時。不臥而嚏。嚏則急起。或不及衣。曰臥嚏者病

乞子石廿八

肥前國風土記云。船帆鄉。同天皇巡狩之時。（按纏向日代宮御宇天皇）云々。御船沈石四顆。在其津邊。此中一顆。（高六尺徑五尺）一顆。（高四尺徑五尺）無子婦女。就此二石。恭禱祈者。必得姙產云々。竹村潮橋（立義）日光參詣記云。子種石、長五尺ばかり。前に鳥居あり。子なき人此石にいのる時は。必しるしありとぞ。と云り。按するに。此事もろこしにもあり。太平御覽（五十二）に。郡國志云。乞子石。在馬湖南岸。東石腹中出一小石。西石腹中懷一小石。故僰人乞子於此。有驗。因號乞子石。太平寰宇記。（七十九）戎州南溪縣、乞子石。在州南五里。兩石夾

人の事をおもひ企るに。はなひればならずといへり。枕草子云。われをばおもふやと(后宮)とはせ給ふに。御いらへにいかにかはとけいするに。あはせて。臺盤所の方に。はなを高くひたれば。あなこゝろう。そらごとするなりけり。よし〳〵とていらせ給ひぬ。云々。さても。誰かかくにくきわざしつらんと。大かたこゝろつきなしと。思ゆれば云々。」これを考ふるに。物いふ時他の人はなひるは。いふことそらごとなり。といふ諺有しなるべし　つれ〳〵草云。ある人清水へまゐりけるに。老たる尼の。行つれたりけるが。道すがらくさめ〳〵といひもて行ければ。尼御前。何事をかくの給ふぞと。とひけれども。いらへもせず。猶いひやまざりけるを。度々とはれて。うちはらたちて。やゝはなひたる時。かくまじなはねば死ぬるなりと申せば。やしなひ君の。比叡山におはしますが。只今もやはなひ給はんと思へば。かく申ぞかしといひけり。文段抄云。乳母方のならはしに。其兒の嚔る時。かたはらの人はなを合すとて。又くさめといふなり。もしはなを合せざれは。そのはなひたる兒に。害ありといひならはせり。其故に。今も守刀などに鼻の糸とて青き糸をつけて。兒のはなひる時。彼はなを合すかはりに。その糸をむすぶなり。(按に此糸も久しきことなり。むかしは白糸なりき。永久四年百首題仲七夜歌に「しらいとをむすべることにこよひまでいくよろづ代のかずつもるらん(山槐記治承二年十一月十二日未二點皇子降誕御鼻具以練糸結之如恒))　中原高忠軍陣聞書云。鼻をひ。馬の身ぶるひする事。落馬いづれも凶なり。上帶をもしめ直し。腹帶をもしめ直すべし　隨兵次第事云。馬のいばゆるについて。吉凶まじなふ事。同其主はなをひる事。又まろびたをれたる時は。具足の上帶を解て。ゆひ直し。彈指すべし。」など有も皆あしき事としたり。　夜光珠云。小說家の書に。嚔る時の咒に。休息萬命急々如律令。と唱ふるといふこと有。此息萬の反。産なれば。休産命といふべきを。よこなまりて。休息良恵といひならはせるなるべし。」(按に此咒文。簾中抄。壒囊抄。拾芥抄等に見えたり眞俗雜記には。伏息萬命云々につくれり)など見えたり。按するに。今小兒の鼻ひる時。かたはらにて。とこ萬歳といふは。祝しなほす意なり。もろこしにも此事あり。資暇集云。今人每ㇾ嚔。必祝ニ所ㇾ祈云云ー　疑耀云。宋王易燕北錄。契丹俗。戒主及太后嚔嚏。近位番漢臣僚。齊道ニ沿蘡離ー華言萬歲也。今嶺外人。嚔噎。亦或呼曰ニ大吉利市ー者。

犬をおそるゝ事は。北戸錄に。鵂鶹。卽姑獲。鬼車。鵋䳢類也。姑獲。玄中記云。好取人小兒食之。今時小兒之衣。不欲夜露者。爲此物愛。以血點其衣爲誌。卽取小兒也。鬼車今猶九首。能入人屋收魂。爲犬所噬。一首常下血滴人家則凶。荊楚歲時記。夜聞之捩狗耳。言其畏狗也。太平廣記（四百六十三）に。酉陽雜俎を引て。杜鵑。厠上聽其聲不祥。厭法。當爲犬聲應之。（今本酉陽雜俎大聲に作れり）方以智が通雅に。蒼鶊有九首。智在松江。親聞之。市人爭作犬聲相逐。相傳。一頭流血。著人家卽凶。と見え。又千金方に。姑獲。喜落毛羽於人中庭。置兒衣中。便令兒作癇病必死。是以小兒衣被不可露。七八月尤忌。とあれば。七八月は殊にまじなふなるべし。上に引る大府記八月廿七日の記に。先日は女房奉仕とあり。廿七日より前にも。書たる事明らか也。鳥を禳ふのみにもあらず。犬は小兒の厭勝となる事は。外臺祕要（三十五）に。小兒夜啼方取犬頭（按に。聖濟總錄百七十。頸に作り）下毛。以絳囊盛擊（總錄。繫に作り）兒兩手。立效。（總錄止に作れり）とあり　婦人養草に犬はりこといふ物は產屋に用ゆる器なり。產衣を先此犬箱に著せはじめて。其後子に著する。箱の內へは守札等。又は產屋にて用ゆる白粉疊紙。又は眉はらひなど入るなり」といへり。此犬はり子もまたまじなひなり。さて額にかくは。荊楚歲時記に。八月十日四民。（今本荊楚歲時記には。八月十四日民とあり。今太平御覽。歲時廣記等に據て。四日の二字を乙す。玉燭寶典。潛居錄等には八月一日の事とす。荊楚歲時記。此條の注にも一日の事を載たり。されば十日は一日の誤なるへし）竝以朱墨點小兒頭額。名爲天灸。以厭疾。と見えたる說をも。合せたるにや。養生類纂に。瑣碎錄を引て。小兒額上。寫八十字。此乃旃檀王押字。兒祟見則廻避。とあり。是も似たる事なり。

嗹廿七

古今集（誹諧歌）「出てゆかん人をとゝめんよしなきにとなりのかたにはなもひぬかな　奥義抄云。事のはじめ物のさきに。はなひつればあしき事にて有にや。物をいふにあしきさまにさしいらへするをば。はなひるやうに物いふなど申すめる。又はらへするをりはなひるをも。いむは此こゝろなり。　袖中抄云。はなひるは何事もよからぬ事なりされば人のもとへ行んずるはじめに。となりの人のはなひんを聞てもくすしからん人は。立とまるべきなり。或云。物いふ

但有退兵之策的。到陪房奩。斷送鴛鴦。與他爲妻。水滸傳に清河縣裡。有一箇大戶人家。有箇使女。小名喚做潘金蓮。年方二十餘歲、頗有些顏色。因爲那箇大戶要纒他。這使女、只是去告主人婆。意下不肯依從。那箇大戶。以此恨記於心。却倒賠些房奩。不要武大一文錢。白白地嫁與他。金瓶梅に。倒賠房奩。要尋嫁得一箇相應的人など有にて知べし。女房は女のすめる房なり。實にもろこしにも女房の字面あるなり。華陽國志蜀志云。乃自前堰上。分穿羊摩江。灌江西於玉女房下。水經注云。芭水出南山芭谷。北流逕玉女房。水側山際有石室。世謂之玉女房。太平寰宇記七十云。永康軍。導江縣。玉女房。李膺益州記云。其房鑿山爲穴。深數十丈。中有廊廡。堂室屈曲。似若神功非人力矣。又八十六益州記曰。閬中盤龍山。南有一石。長四十丈。高五尺。當中有戶及扇。若人之掩戶。故老以爲玉女房。輟耕錄宮闕制度の一條云有侍女房三所。など出たり

小兒額書犬字 廿六

年山紀聞に。大府記。爲房卿日記 康和五年。八月廿七日云。東宮遷御高松第。戌四刻御出。宗通卿。御額奉書犬字。先日女房奉仕。爲房卿の子息。顯隆卿日記には。戌刻行啓依可奉書阿也都古人事以予爲御使。被申院。爲章按するに。犬字をかく事を阿也都古人をかくといひけんかし。」と云り按するに。依可奉書阿也都古人事云々。とよむべし。阿也都古の名義は。いまだ考へず。此後も此事は玉蘂。承久二年四月十六日乙亥記云。皇太子。始供魚味。御年三歲 曉更行啓于高陽院。天明之後。右大將自閑所方參入。奉書犬字之間。出御 二十三日。今朝資賴朝臣。以書狀示送云。行啓事。一切奉行宮司不候。云々。抑奉書犬字。誰人可宜候乎。予答云。犬字如先度。右大將被參可宜歟。二十六日今曉東宮行啓一條第。右大將參入。直衣爲書犬字也 とあり。考ふるに。是小兒を守護の爲の厭勝なり。其證は菟玖波集誹諧連歌に「犬こそ人の守りなりけれ」といふ句に 良阿法師「みどり子のひたひにかける文字を見て」とつけたるにて知べし。さて此もとは。前條にいへる。鬼車鳥は。犬を畏るれば。彼鳥を禳はんとてのわざなり。

庶名籍。若ニ今計帳一。若レ今云者。是唐時人有ニ此語一也。今帳字俗皆作レ賬。字書無ニ此字一　顧祿が清嘉錄に。前漢武帝紀。明堂朝ニ諸侯一。受ニ郡國計一。計若ニ今之諸州計帳一也。韓愈寄ニ崔立之一詩。當レ如ニ分合支一。注。今時人。謂ニ析產符契一。爲ニ分支帳一。今俗作レ賬。古無ニ此字一。など見えたり

不レ能レ爲ニ此錯一　廿四

通鑑一八十唐紀に。天祐三年。羅紹威。既誅ニ牙軍一。雖レ去ニ其逼一。而魏兵自レ是衰弱。紹威悔レ之曰。合ニ六州四十三縣鐵一不レ能レ爲ニ此錯一とあり。澁井太室が讀書會意に。此事を載せて。錯鑢也。言雖レ用ニ多多之錯一。此失竟不ニ銷磨一也。安積覺釋爲レ誤者非也。」按するに。安積氏の湖亭涉筆に。錯釋爲レ誤取レ鑄レ鐵爲レ喩。とあり。又按するに。通鑑胡三省の注に。羅以下殺ニ牙兵一之誤上取レ鑄レ錯爲レ喩とあるをみれば。安積氏の釋は非ならず。（錯を鐵と誤るのみ）澁井氏の說かへりて非なり。失は錯を以て銷磨すべき物に非ず。羅氏のいへるは。吾所部の六州。（魏相博衛貝澶なり）此下に四十三縣あり。其縣中にある鐵を。皆合すとも。此大きなる錯は爲ことあたはじとなり。是表には錯を云て。裡には錯をいへり。通鑑綱目集覽に。錯七各反、摩ニ鑢銅鐵一之具也。今俗謂ニ事差誤一亦曰レ錯。魏博藩鎭所部有ニ州六縣四十三一。今羅紹威謂。合ニ此州縣中鐵一。亦作ニ不レ成這一箇大錯一。蓋自悔ニ前所一レ爲太差也。とあるにて。明らかなり。もと此事は北夢瑣言十四卷に出て。六州四十三縣鐵。打ニ一箇錯一。不レ成也。と見えたり

女房　廿五

本朝俚言に。女房の二字をあげて。瑯邪代醉編云。室家女房。奩五百千。以レ禮遣レ之。と引り（茅窓漫錄にも。女房と云は。此邦のみにあらず。瑯邪代醉編云々。さいふ事見えたりといへり。）按するに。此事は代醉編十五卷に。鄭景望記聞云。乖崖（按に宋人張詠が自號なり）帥レ蜀時。給ニ澣濯紉縫二人一。垂厓悅ニ一姬一。中夜心動而起。繞レ室行。但云ニ張詠小人小人一。遂止。將レ歸出ニ帖子一。議レ親云某室家女。房奩五百千以レ禮遣レ之。蓋未ニ常有ニ犯也。とあり。室家女を句とすべし。房奩の二字は。連續したる語にて。よめいりの支度をいふなり。其證は夢粱錄に。嫁娶前一日。女家先往ニ男家一。舖房掛ニ帳幔一。舖ニ設房奩器具珍寶首飾動用等物一。西廂記（白馬解圍）に。崔夫人云。此計較可。雖レ不ニ是門當戶對一也。強レ如レ陷ニ于賊兵之手一。長老在ニ堂上一。高叫ニ兩廊僧俗一。

ふこと見えたり。他にはいまた見ず。とあれども。明の周祈が名義考に。今俗謂簿籍曰帳目。謂書帳幬也。帷也。無有以簿籍為義者。按漢制郡國歳時上計。顏師古曰。計若今諸州計帳。是師古亦用帳字。其來久矣　張官光が說文長箋に。帳張也。此以張訓帳。釋名義也。今帷幔通稱。又借物數開單也。正取張義。清の周亮工が因樹屋書影に。北魏書釋老志曰。元象元年秋。詔曰。城中舊寺。及宅皆有定帳。今人出入之籍。曰帳目。始此。王棠が知新錄に。帳帷幔之通稱。武帝時有甲帳乙帳。而後計事物之數。亦曰帳。查唐太宗時。大理少卿胡演。進每月囚帳。唐六典。歲錄其民之數與地廣狹。為鄉帳。又具來歲度支。為計帳。以冊籍為帳。當是唐前之語。至唐始見於書也。翟灝が通俗編に。周禮遺人疏。當年所稅多少。總送帳于上。漢書光武紀注。郡國計若今之諸州計帳也。北史高恭之傳。祕書圖籍。多致零落。詔令道穆總集帳目。按幃幄曰帳。而計簿亦曰帳者。運籌必在幃幄中也、今市井。或造賬字用之。諸字書中皆未見。趙翼陔餘叢考に。賬簿。古人作帳字。北史宋世良。括丁河內。魏孝莊帝。勞之曰。知卿所括。過於本帳。若官皆如此用心。便是更出一天下也。又後周蘇綽。始制計帳戶籍之法。隋書開皇十年詔。凡流寓之人。悉屬州縣。墾田籍帳。皆與民同。又裴政傳。趙元愷。造職名帳未成。劉榮云。但須口奏。不必造帳。及奏。太子問。帳安在。元愷曰。劉榮謂不須造帳。唐書宇文融傳。鉤檢帳符。得僞勳亡丁甚衆。皆作帳。梁玉繩が瞥記に。魏書官氏志。太和十九年詔。詳定北人姓。三月一列簿帳。送門下以聞。釋老志。城中舊寺。及宅並有定帳。似帳字始見此。漢書孝武紀。後漢書光武紀注並有計帳語。北周書蘇綽傳。始制文案程式朱出墨入。及計帳戶籍之法。顏元孫干祿字書序。籍帳文案。皆在此後。唐書百官志屢見此字

左暄か三餘偶筆に。爾雅釋訓。幬謂之帳。釋名帳張也。張施于牀上也。後世以帳為計簿。唐書百官志。有掌戶籍計張者。有察戶口流散籍帳者。有掌工人簿帳女工者。有掌外府雜畜簿帳牧養者。而顏師古註漢書武帝紀。受計于甘泉。謂受郡國所上計簿。若今之諸州計帳。章懷註後漢書光武帝紀。越雋人任貴自稱太守。遣使奉計。謂計者人

六蛇。冬壬子癸亥六人死右四箇日。佛事。移徙。嫁娶。起レ土、送葬。拜官。出行。公事。大凶也。吾妻鏡又云。建長四年。四月四日丁巳。親王家御濱出。幷御弓始以下。日次等事有二其定一。ナ藏少輔泰房申云。十四日。廿日陰陽大允晴茂申云。十四日爲二吉日一。廿日頗不レ宜。五離日也。就レ中被レ用二兵杖一可レ有レ憚。要目集成又云。五離ハ。申酉ノ日ヲ云嫁娶ニ忌日ナリ。按に。拾芥抄に五離日。申酉日號之嫁娶等憚之とあるに據れり又按するに。廿日は癸酉なり。されども嫁娶の事ならねば。こゝにはあたらず。考るに。五離日は。針灸を忌日なる故。兵杖を用ふるも。憚有べしと云しならん。黄帝蝦蟇經云。戊申己酉。天地離日壬申癸酉。鬼神離日甲申乙酉。人民離日丙申丁酉。江河離日庚申辛酉。禽獸離日右五離日忌。不レ可二灸判一。と有。按に判は刾の訛り。刾は刺の俗字なり灸刺の字面。素問以下の醫書。及び急就篇にありまた五行大義論合篇云。五離者。甲申。乙酉。天地離。月令廣義毎月令にこの文ありて。下に云。忌二開市販易一丙申丁酉。日月離月令廣義に。忌二爐冶會レ客一戊申己酉。人民離。月令廣義に。忌二出行嫁娶一庚申辛酉。金石離。月令廣義に。忌二鑄鎔一壬申癸酉。江河離。月令廣義に。忌二乘レ船裝載一と見えて。戊申己酉のみ嫁娶を忌て。蝦蟇經の說と異なり。さて刾を判に誤れる事は。出雲風土記解日本靈異記考證。などにもいへり。又按するに　皇朝の古書判を刾に作れるもの多し。天台六拾卷音義刀下に判字あり。判字刾に形似たる故に誤りし也

帳廿三

珍書考云。後漢ノ桓帝ノ時。賣買ヲスル市中ニ。假ニ木綿ノ素帳ヲ張テ。官人ノ往來スル道ヲ分ツ。時ニ寶郭ト云者ノ賣物。甚ハヤリテ。寶市一日に千金ヲ納ルナドヽ。文人ノ詞アリ。然ルニアマリ繁昌シテ。一日ノ賣販ヲ書シルス竹卷ヲイトナム暇ナカリケレバ。彼木綿帳ノ端ニ。取アヘズ記シ置ケレバ。是ヨリシテ。世ノ人。紙ニ書付ル賣買ノ紀錄ヲ。帳ト云。右ノ說ハ。兩漢博聞別錄七卷廿九枚メニ出タリ。日本ニ此帳ト云事ハ。後宇多院ノ比ヨリ云ト見エタリ。」とあり。此事僞說なり。兩漢博聞といふ書十二卷あり。一より七に至て。前漢書の語。八より十二に至て。後漢書の語を。類を分て抄錄したる書なり。されども別錄といふものある事なし。又木綿皂帳は。梁書武帝紀に。始めて見えて。漢の時にはいまだあらざるもの也。また俗耳談云。事を記するものを帳といふ。是卽唐語也。五雜組に。染帳とい

云々。蓋六朝以來。屢以レ本言レ之也。但白氏六帖載下漢河間獻王從レ民約。借二善書一必好書寫レ之。留二眞本一。加二金帛一。賜以招レ之。然此據二漢書河間獻王傳一。原作レ留二其眞一。無二本字一。白氏卽由下師古注眞正也。留二其正本一之言上。而加之耳。然則當下以二延篤所一レ言爲上レ始也（閑窻雜錄）按するに。文選魏都賦注。李善曰。風俗通曰。案二劉向別錄一。讎校。一人讀レ書。校二其上下一。得二誤謬一爲レ校。一人持レ本。一人讀レ書。若二怨家相對一爲レ讎とあるを始とすべし

附識す、今皇朝類苑の全文を閱るに、開元中、有二朝衡者一隸二太學一。應レ擧。仕至二補闕一。求レ歸レ國。授二檢校祕書監一。放還。王維及當時名輩皆有二詩序一送別。後不レ果云歷二官左右常侍安南郡督一。吳越錢氏云々　とあり又唐會要（卷一百）に日本國。開元初遣レ使來朝。云々。其偏使朝臣仲滿。慕二中國之風一。因留不レ去。改二姓名一爲二朝衡一。歷仕二左補闕一。終二右常侍。安南都護一。　舊唐書東夷傳に。朝衡。仕歷二左補闕一。上元中。擢レ衡爲二左散騎常侍。鎭南都護一。とあるに據れば。安南郡督は。朝衡が歷官なるを。燕談に吳越錢氏に屬せしは誤なり。又舊唐書。類苑。互に誤あり。舊唐書。左散騎の左は右の誤り。鎭は安の誤り。類苑。左の下に。補闕の二字を脫し。郡督は都護の誤りなり

八龍日九虎日五離日廿二

吾妻鏡云。嘉禎四年正月十八日乙丑。將軍家。御上洛事。有二評議一。來廿日御出門。廿八日可レ有二御進發一。而件日。八龍日也。御出門之後者。不レ可レ憚事歟。東鑑要目集成云。八龍日ハ三輪寶ナリ。亥寅午ノ日ヲ。三輪寶ト云。（安德天皇御五十日記治承三年正月六日乙丑今日東宮御五十日也去月十一月十二日降誕今年正月一日當五十日其間無沒日仍以滿日可有此事也而元日申日二日御衰日三日四日五日八龍日次之間及今日也○愼言按五日甲子也）俗ニイボヲ結バ。火災アリト云リ。」按するに三輪寶は三隣亡に作るべし。（簠簋內傳に出たり）されども八龍日は三隣亡に非ず。上件の廿八日は。乙亥なり。春の乙亥は八龍日にて。出行をも忌日なり。又百練抄云。平治元年八月十六日。上皇仙居。高松殿炎上、或記云。件御所。去月十九日。加二修理一。有二御移徙一。九虎日御渡。人傾二申之一。果有二此災一といへり。日本長曆に據るに。是年七月は。壬午の朔にて。十九日は庚子なり。秋の庚子は。九虎日にて。移徙をも忌日なり。日法雜書云。八龍。（春甲子乙亥八人死）七鳥。（夏丙子丁亥七人死）九虎（秋庚子辛亥九人死）

女名なりしものを擧て亦其類也といへどもうけ難き說なり。按に男人女名の事。陔餘叢考。小知錄にも出たり また袁枚が新齋諧に。蜀人滇謙六。富而無子。屢得屢亡。有星家敎以厭勝之法云。足下兩世命中所照臨者。多是雌宿。雖獲雄無益也。惟獲雄。而以雌畜之。庶可補救。已而綿谷生。謙六敎以穿耳梳頭裹足。呼爲小七娘。娶不梳頭不裹足不穿耳之女。以妻之。果長大入泮。生二孫。偶以郎名孫卽死。于是每孫生。亦以女畜之。 燈月緣傳奇に。陳貞玉といふ女子。故ありて。男粧に扮て。家を逃れ出し途中にて。田登といふ官人に遇ひて朱子辰と名氏を僞り。登が養子となり。姓名を田豊と改たる事ありて。養母房氏の問ふ言に。兒阿爾緣何兩耳有穿疤とある答に。不瞞母親說。兒在幼年。多病恐養不大。那時女扮過的。と云り。又子のそだゝぬもの。赤子を捨て。他人に拾はせ。やかてそれを乞うけて育るあり。是も亦似たる事あり。宋の呉箕か常談に。今人有子艱育者。多乞他姓。其來蓋久。後漢憲帝數失子。何后生子養史道人家。號曰史侯。王美人生子協。董太后自養。號曰董侯。以他姓爲小字。

非獨今世也。また劉宋の劉敬叔が異苑に。臨川太守謝靈運。初杜明師夜夢。東南有人。來入其館。是夕卽靈運生於會稽。旬日而謝玄亡。其家以子孫難得。送靈運於杜治養之。十五方還都。故名客兒。自注に治音稚。奉道之家靜室也とこれも亦似たる事なり

書籍曰本廿一

客問。書籍言本。有明據哉。答曰。皇朝類苑。日本下云。安南郡督呉越錢氏。多因海船通信。天台智者敎五百餘卷。有錄而多闕。賈人言。日本有之。錢俶置按に致に作るへし音同きによりて誤れり書其國主。奉黃金五百兩。求寫其本。盡得之訖。今天台敎。大布江左矣。白河燕談 佛國記に。北天竺諸國。皆師々口傳。無本可寫。とあり。晋時書籍を本といへり。寒夜筆談 孔子家語後序。天漢後。魯恭王壞夫子故宅。得壁中詩書。悉以歸子國。皆所得壁中科斗本也。トアレバ。本ト云コト久シケレドモ本義明ラカナラズ昆陽漫錄 書籍を本といふ事。後漢書に草本と見え。皇朝類苑に本とばかり見え正本は北史に見ゆ和訓栞 先賢行狀云。延篤少從唐溪季度。受左氏傳。欲寫無紙。乃借本誦之。藝文類聚。後漢書延篤傳注引 又北齋祖珽傳。寫畢退其本曰。

木。得銀龍作物也。續古事談亦同しなど見えたる閇木は。いかなる物ぞとおもひしに。玉蘂。承久二年正月二日記云。今夜御戴頂之儀。主上乍蓋取餅。大根三筋。橘一枝三丸入之。當御頂。祝言曰。位カタカレ。命幸カタカレ。則返給大夫。次取大根。其末ヲ一結シテ。當御頂。祝言如初置閇木上。玉海。承安三年正月一日記云。參關白第。是當腹小兒爲令戴餅。余取餅乍三枚取令戴若君額上三度俗有祝詞歟如元置蓋之不取蓋中。取橘幷齒固等各三。置東面妻戸上長押上。是定事也。玉蘂。承元四年正月一日記。又云。有小兒戴餅事。於寢殿東面妻戸有此事。余令戴之。先取餅令戴。乍蓋取之祝詞。官位カタカレ。命幸カタカレ以餅三度當頂了。則以蓋返給女房。次取橘觸頂。上長押打揚三成次第如此。三度。次取大根觸兒頂。詞皆如此了。又打揚三筋橘などあり。是は小兒五歲まで。初春頂餅又いたゞききともといふことのあるを。記し給へる也。さて上に引たる。承久二年の記に。大根橘を閇木上に置と見え。承安三年の記に。東面妻戸上長押上に置といひ。承元四年の記に。上長押に打揚とあるにて。閇木は上長押なる事明らか也。さるを契沖師校本のかけろふの日記に。ずゝもまきて。うちあげなど云々と。改めたり。解環も此校本に從ひて。數珠もまろばし打あげ亂かはしきさまをいへりと。注せるは。誤り也。ついでにいふ。新撰六帖に。行家「をさな子の春のはじめのいたゞきにつかさ位はそなへあげつゝ。と見えたるは。かの玉蘂承元四年の祝詞の如く。官位かたかれと。祝ふをよめりし也。官位のみにも非す。古事談に。安藝守基明。嬰子之時。正月戴餅之間。少納言入道祝言。才學如祖父。文章者如父などもいへり遵生八牋云。呂公記。九日天明時。以片糕搭兒女頭額。更祝曰。願兒百事俱高作三聲糕と高はこれ同音なり重陽にて。日はたがへども よく似たるわざ也。

男兒作女粧廿

今子あまたまうけても。育ち難きに。男子をば。女の容に作りて女の名をつけ。女子をば亦容をも名をも。男になして。育つる者あり。もろこしにても久しきならはしなり。唐の匡李乂が資暇集に。俗生男必給云女。女給云男。意者。以其形新魄怯。慮鬼物知而逼攝。不欲誠告。とあり。今清朝にてもなほ然り。梁玉繩が瞥記云。杭俗生子。多以姑娘呼之。取其易養也。最爲陋習。此下に男子にて

手記に。大永四年七十七。五年七十八。六年七十九。七年八十なる事見え。又同人享祿三年の記に。八十三歳のよしあり。是等に據るに。宗長は。文安五年戊辰の生なり。文明十二年庚子には三十三歳なり。筑紫紀行。宗長ならぬを知べし。又東路のつと羣書類從本には。宗長とあり。一本に宗祇とありても。書中を讀見れば。宗長なる事しらるゝ也。書中云。横手の繁世。此一座に出合。必駿河に尋ね來たるべきよし。侍りしかば「我庵はうつの山邊の松にはふ蔦の葉とづる谷の細道。とぞをしへし。」とあり永正のはじめより。宗長駿河國の宇津山にすめる事宇津山記にあり。東路のつとに又云。綱重こゝよりかたみに別をしみて。又いつかはなどゝいひ袖をむかへて「六十あまりおなじふたつの行末は君が爲にぞ身をもをしまん。綱重長阿同年のよしといへば。たのまぬ身にしも。又行末を思ふ心なるべし」とあり。長阿は卽宗長なり。六十あまり同しふたつは。六十二なり。文安五年戊辰の生なれば。永正六年己巳。實に六十二歳也。同書を按に「かり衣霧やふきほす伊香保風「冬かれや萱が下葉の秋の風。の句あり。此二句宇都山記に。新田の靜喜の閑居にて　かり衣云々。また武藏野のあたり。歸りのぼるに旅宿にてふと興行「冬かれや云々　是等を參考すれば。東路のつと。宗長が作なる事いよ〳〵明らか也。

閒木十九

かげろふの日記云。ひごろれいのかうもり。すべておこなひつるも。にはかになげちらし。ずゝも。まきにうちあげなど。らうがはしきまでに。いとぞあやしき　今昔物語集十六第十條云。新羅國ニ國王ノ后有ケリ。人ニ通ジテケリ。國王大ニ嗔テ后ヲ捕ヘテ。髮ニ繩ヲ付テ。閒木ニ釣リ係テ。足ヲ四五尺計引上テ置タリケリ。　又十九第廿二條云。夏比麥繩多ク出來ケルヲ。客人共多ク集テ。食ケルヲ。食殘シタリケルニ。少シ此レ置タラム。舊麥ハ藥ナド云ヌレバト云テ。大ナル折櫃一合ニ入テ。前ナル閒木ニ指上テ置テケリ。　又廿八第卅條云。荒卷三卷ヲ閒木ニ捧置テ宇治拾遺物語亦同し　台記康治元年五月十六日記云。今夜御物語之次。及ニ法皇誕生時事一。仰云。朕在レ孕時。贈后母。祈ニ生レ男於賀茂之明神一。夢中居ニ衣袖一。通ニ言語一。他日又夢當レ生レ男。可レ取下在ニ閒木一之物上。夢驚探ニ閒

なるに。べにいたくさしにたるは。むくつけくさへこそ見え侍れ。」とありもろこしにも古今事物考（冠服門）云。染紅指甲。唐楊貴妃。生而手足爪甲紅。謂白鶴精也。宮中効之。（また鳳仙花にて染るよし癸辛雜識續集に見ゆ）又すくなき事を爪のあかほどゝいふは。犬筑波集に。爪くそほどもおもはれぬ中。　隆寛の捨子問答に。積所の惡業煩惱。十方の土よりも多く。一期の念佛は。喩るに爪の上の土よりも少し。」などあり。是は雜阿含經十六云。甲土甚少少耳。此大地土甚多無量（又涅槃經卅四）とあり。又婦人小兒など。手指の爪に。白き小點あらはるゝを。ものきほしとなへて。衣服作るべきしるし也。といへり。是も格致鏡原に。物類相感志。人或爪甲上。生白瑕拂拂然。謂之爪花。得服飾之兆。俗人爲驗常無失とあり。又掌のかゆきも人の物くるゝしるし也。といへり。宋本泊宅編に。王黼毎有慶事。則徹痒而動搖、率以爲常とあり掌にはあらねども似たる事也、（因に云通俗編に。物類相感志。人或下頤無故癢。搔不止。當食異味。とみえたり）

筑紫紀行　東路のつと十八

群書一覽云。西國記行。宗長法師。文明十二年。周防山口へ下る道の記也。一本筑紫記行と標せり。此記行を。宗祇の作とするは誤也。　秉穗錄云。宗祇筑紫紀行は。文明十二年なり。二毛の昔より。六十の今に至るまで。といふ詞あり。東路のつとは永正六年にしるせり。文明十二年より。廿九年後なり。宗祇の年八十八九なるべし。高年にて。旅行の事いぶかし。他書に文龜二年に卒すといふ。永正六年より。七年前なり。いづれか是なるや。　隣女晤言云。宗長の宗祇終焉記には。文龜二年七月晦日。八十二歳にて。終をとりたるよしたしか也。然るに。宗祇筑紫紀行は。文明十二年なり。其年六十と見えたり。又東路のつとは。永正六年とみゆ。文龜二年より七年の後なり。雪玉集に。永正十一年七月廿九日。當宗祇十三回之遠忌。是によれば。東路のつとは。誤なるべし。」などいへり。愼言云。今宗祇終焉記に從ひて。文龜二年を。八十二歳として。前へかぞふるに。文明十二年は。實に六十歳なれば。筑紫紀行。宗祇なる事論なし。或云。宗祇宗長もし同年ならんには。筑紫紀行宗長ならずとも。定がたし。羣書一覽所見ありて。いへるなるべしと云。考るに。宗長宇津山記に。永正十四年。七句のよしあり。又同人

爲康の掌中歴に。永久三年。（三年の二字拾芥抄に據て補ふ）七月の比。都鄙に鵼ありしに。十日。十二辰。十二月。十二歳。廿八星の號を。方に書て縣たる事見えたれば。こゝにも周禮の說行れたるを知るべし。後世の書にも。淸異錄に。梟見聞者。必罹殃禍。急向梟連唾。十三口。後靜座。存北斗一時許。可禳。また埤雅釋鳥に。傳曰。梟避星名。これ亦星の惡鳥を禳ふ事を知るべし。彼鳥夜中飛行すといへる故に。六日の夜より。七日の朝まで。七草を打なり七草雙紙に七草を柳木の盤に載て。玉椿の枝にて。六日の酉の時に芹をうち。戌の時に薺。亥の時にごげう。子の時にたびらこ。丑の時に佛の座。寅の時に鈴菜。卯の時にすゞしろをうちて。辰の時に七草を合て。東の方より。岩井の水をむすびあげて。若水と名つけ。此水にてはくが鳥のわたらぬさきに服するならば。一時に十年つゝの齡をへかへり。七時には七十年のとしを忽に若くなりて。云々此はくが鳥の事は。いふにもたらぬ作りことなれど。今も六日の酉の時よりたたく也。（亦根芹の謠にも云り）桐火桶に七度たゝくとある證とすべし

七草爪十六

正月七日七草爪とて。人ごとに必爪きるは。前條にいへる鬼車鳥。人の捨つる爪をとる。といふ說あれば。とらせじとて。かの鳥を禳はん料に。たゝきつる七草を水に浸し。其水にて。爪をぬらしてきるなり。（日次紀事には。七草をゆでたる湯にて。爪をひたすと云り。）かの鳥。爪とる事は。玉燭寶典（巻十）に。博物志云。鵂鶹鳥。晝目無所見。夜則目明。人截爪棄也。此鳥拾取。知其吉凶。鳴則有殃也。（今本博物志此事なし）北戶錄巻上に。陳藏器引五行書。除手爪。埋之戶內。恐爲此鳥所得。其鵂鶹。卽姑獲鬼車。鵂鶹類也。（嶺表錄異にも亦此說あり）と見えたるにて知るべし。さて正月ならぬ時も。小兒の爪はみだりに捨ぬなり。淸朝にてもしかり。盧文弨が鍾山札記に。淮南子高誘注云。鵂鶹謂之老菟。夜則目明。合聚（淮南子各本拾聚に作れり）人爪。以著其巢中。今人翦小兒指甲。率置隱處。不欲棄擲庭院間。則亦[illegible]高說以爲戒耳。とあり

爪十七

爪のついでにいはん。爪紅さす事は。女郎花物語云。ふかつめとりたるゆびのさき。そりかへりたるやう

入道詩。誤爲陳彭年送中國長公主爲尼詩。とあり。按するに。讀畫齋本に。此事を載て。妓人出家詩と標して云。唐顧陶大中丙子。編唐詩類選。載陽郇伯作妓人出家詩。盡出花鈿與四鄰。雲鬟翦落向殘春。暫驚風燭難留世。便是池蓮不染身。貝葉欲翻迷錦字。梵聲初學誤梁塵。從今艶色歸空後。湘浦應無解佩人。湘山野錄乃謂。本朝申國長公主爲尼。掖廷嬪御。隨出家者三十餘人。太宗詔兩禁。各以詩送之。陳彭年作詩八句。今考其詩。與陽郇伯所作一同。首句盡出花鈿散寶津。一句不同。豈後人改郇伯詩。而託以彭年之名。而文瑩又不考之過邪。按に文瑩は野錄の撰者なりと見えたり。かく提要にあへるにて。官本と同しきをしれり。さて此文すなはち。能改齋漫錄卷三に出て。寶津を玉津に作れるのみ。又按するに。眞本優古堂詩話は。李日華が紫桃軒雜綴卷二。初學集卷九卷十の錢曾が注。厲鶚が宋詩紀事。卷九。十一。十二。十五。十六。廿八。卅三。卅五。四十一等に引たり。されども其詩。讀畫齋本には。一首も載る事なし。

七草十五

世說故事苑に。七種を搥事。事文類聚に。歲時記を引て曰。正月七日多鬼車鳥度。家々搥門打戶。滅燈燭禳之。和俗七種菜を打つ唱に。唐土の鳥。日本の鳥。渡らぬさきにと云るは。此鬼車鳥を忌意なり。板を打鳴すは。鬼車鳥不止やうに禳也といへり。按するに。此說是なり。桐火桶定家卿の作と稱すに。正月七日七草をたゝくに。七づゝ七度四十九たゝく也。七草は七星なり四十九たゝくは。七曜。九曜。廿八宿。五星。合て四十九の星をまつる也。唐土の鳥と。日本の鳥と。わたらぬさきに。七草なづな。手につみいれて。亢觜斗張。」とあり。亢觜斗張は。廿八宿の中の星の名なり。また旅宿問答に七日の七草は在天七星在地七草とあり星の名を書て。鬼車鳥の類の天鳥を逐事は。周禮秋官に。硩蔟氏掌覆天鳥之巢。以方注に方版也書十日之號。十有二辰之號。十有二月之號。十有二歲之號。二十有八星之號。注に自角至軫縣其巢上則去之と云り。天鳥は鬼車の類なり。元の陳友仁が序ある。無名氏周禮集說に。劉氏曰。天鳥者陰陽邪氣之所生。故欲妖怪而不祥於人間。夜則飛騰所至爲害。若鬼車之類皆是。書錄解題に。周禮中義八卷。祠部員外郎。長樂劉彝執中撰とあり。劉氏はこれにやと見えたり。三善

なる庵室をつくるとて。たくみをつかひ侍りしか又一日の御家づと。ゆめかましく見え待りし。」又もろこしの詞にも似たる事あり。王若虚滹南詩話三に。蕭閑云（按に。金の蔡松年字は伯堅。蕭閑老人と自號す）風頭夢雨吹無跡。（原本雨字を脱す。今絶妙好詞箋に。滹南詩話を引たるに。從ひて補ふ）蓋雨之至細。若有若無者。謂之夢。田父野婦皆道之。賀方回。有風頭夢雨吹成雪之句。又云。長廊碧瓦。夢雨時飄灑。と見えたり

七日忌歸十三

春湊浪話に。今の世の俗に。外へ行事ありて。七日を經て歸るを。忌事はふるき事也。桓武天皇。延曆四年八月に。平城へ行幸ありし其留守に。早良太子人をして。種繼を射殺さしめ給ふ事ありて。還御の後に太子を廢せしめ給ひ。程なく薨し給ひける比。行幸ありし丙戌の日なりしか。壬辰の日に七日にて歸り給ふ。是より七日を經て歸る事を忌事になりしと。水鏡に見えたりとあり。」按するに。管見野水抄云。七日俗忌事。台記久安二年三月廿五日。具今丸參近衞殿。依吉日也。入夜歸宅。今丸來此亭之後。當七日。有俗忌。但自他不可忌由。尼御前御命。」（按に本書此下に仍將參の三字あり）又按するに。台別記云。仁平元年二月十六日。是日今麻呂加元服。廿二日。大夫歸對東廂。元服之前。在此廂。與元服後當七日。仍不渡本所。寢他所。依避俗忌也。又按するに。拾芥抄云。七日 幷十三日。歸本所忌。宇治殿御時議定。（宇左記。仁平四三廿見。天喜四四一土御門記）又按するに。速水氏見聞私記云。當七ヶ日忌還家事。平戸記曰。仁治三年。四月八日庚申。今夕可有還宮歟之由。有沙汰之處。猶以延引。云々 明日相當七日之間。今夜之儀。俄出來也。一昨日有沙汰。殿下令問予。經七ヶ日還家。公私忌之。世俗之法。古今之例也。可被憚之由申了。など見えたり

優古堂詩話十四

讀書齋叢書中に收めたる。優古堂詩話は。悉く能改齋漫錄を抄出したる僞書なり。されども淸の文淵閣なる官本は。眞書なるべしとおもひしに。讀書齋本と同じきをしれり。其證は。四庫全書總目。（百九十五）優古堂詩話の提要。讀書齋本に。符合すれば也。今悉く引んは。わづらはしければいはず。總目（百四十）湘山野錄の提要に。吳幵優古堂詩話。論其以陽郁伯妓人

寛元年十二月廿六日。九條亭ニテ出家。女院小傳云。建禮門院。壽永二七廿五赴ニ西海一。元暦三五一爲レ尼（廿九眞如覺）文治元四廿九歸京。著ニ吉田一。今夜御出家。などゝ見えたり。さげ尼のさまは。花鳥餘情（總角卷）云。女の戒を受るといふは。ひたひの髪をはやして（按にはやすとはそぐをいふなり）さげあまといふものになるをいふ也。又按するにさげ尼歌にもよめり。新撰六帖。衣笠内大臣。「黒髪の色はかはらぬさげあまのまことのすぢに身はなびきつゝ。」さて有髪尼は天竺にもあり。四分律（第三十）云。六羣比丘尼。自莊ニ嚴身一。梳レ髪。香塗レ身。諸居士見。皆共嗤笑。十誦律（第五十）云。爾時助ニ調達一。比丘尼編ニ頭髪一。諸居士呵責言。汝比丘尼出家人。何用編ニ頭髪一。また唐土にもあり釋氏要覽（卷上稱謂篇）云。式叉摩那。此云ニ學法女一。似ニ今尼長髪一也。皇宋類苑（卷二）云。泉州奏。未レ剃僧尼。係レ籍者四千餘人。其已剃者數萬人。池北偶談（卷二十六）云。尼高レ髻。盛レ粧。衣ニ錦綺一。行纏羅襪。年十八九好女子也。（按に松窗閣鈔異卷一にも亦いへり）

ゆめといふ詞十二

少しの事をゆめといふこと歌によめり西宮左大臣集「うつゝにもあらぬ事こそかたからめ夢ばかりだにみつといはれん　萬代集（戀一）大江嘉言「あふ事のゆめばかりにもなぐさまばうつゝにものはおもはざらまし　和泉式部日記「けさのまは今はひぬらんゆめばかりぬると見へつる手枕の袖　千載集（雜上）内侍周防「春の夜の夢ばかりなる手枕にかひなくたゝむ名こそをしけれ　俊頼朝臣集雜歌百首「うれしさは夢はかりだになけれどもかべにむかひてよをすぐす哉　隆信朝臣集（戀六）「いかにしてまどろむ程になぐさめて夢斗だにあふとみるべき　家隆卿集戀部「うらみわびしのぶ衣のかへしてもゆめばかりだにとはれても見む　風雅集（戀二）爲家「いきて世の忘れがたみと成やせむ夢ばかりだにぬともなきよは　續千載集（戀三）よみ人しらず「忘るなよ結ふ一夜の新枕夢ばかりなる契りなりとも　又（戀四）龜山院「おなじ世に見しはうつゝもかひなくて夢ばかりなる人のおもかけ。又文には。宇都保物語。（俊蔭卷）ゆめばかりにても。たゞこのくはする物にかゝりて。今昔物語集十六。（廿九條）夢許も驗无かりけり　落窪物語。たきものは此御もぎに給はせたりしを。ゆめばかりつゝみおきてはべりとて。いさかうばしう。たきにほはす　發心集。夢の如く

て。太宰大貳高遠卿「ころふねにゑふ人ありときゝつるはもたひにとまるげにやあるらん。なほさきなるは。鑑眞東征傳に。天寶三載。六月二十七日。至二楊州新河一乘レ舟。風急波峻。水黒如レ墨。沸浪一透。如レ上二高山一。怒濤再至。似レ入二深谷一。人皆荒醉。但唱二觀音一。と見えたり。又車に醉ぬるは。今昔物語集廿八（第二語）に。紫野ニ遣セテ行ク程ニ三人乍ラ。未ダ車ニモ不乘ザリケル者共ニテ云々。三人乍ラ醉ヌレハ。踏板ニ物突散シテ。烏帽子ヲモ落シテケリ。云々。此ノ者共車ニ醉タル心地共ナレバ」とあり。又按するに。和名抄に。辨色立成を引て。苦船布奈夜毛非と云り。苦車苦船の字西溪叢語に出たり。（太平御覽九百十八。王隱晉書曰。祕訖母病二苦車一。及レ亡。不レ欲二車葬一。貧無二以得一レ馬。とあれは。苦車は久しき語なり。）此外。肘後方。病源候論に。注車注船といひ。表異錄に。蛙船蛙轎あり。（蛙轎は。こしにゑふなり。）直語補證に。注轎。甕牖間評に。注轎子あり廣東新語。南越筆記に。船暈。また朱子偶記に。暈舡とあり。通俗編に。苦船云々。集韻亦作レ㾭。按卽今所謂暈船と見えたり。また唐土にても。醉船といへり。惠濟方に注船。卽俗名二醉船一。また詞雅に。范纉が減字木蘭花の題注に。北人不レ善レ乘レ船。謂二之苦船一。南人謂二之醉船一。又謂二疰船一。とあり（法船。大吐。渇飮レ水者。即死。と丹溪心法類集。惠濟方等に云り。）知おくべき事也

さげ尼十一

梅窓筆記に。今の世に髮切の尼と云は。さげ尼なり。さて又後に。髮をおろして尼になりし事もあるべし。續世繼（望月）長曆三年。五月七日。御くしおろさせ給ふ。あきともの入道中納言「世を捨て宿を出にし身なれども猶戀しきはむかしなりけり。とよみて。この女院へ。たてまつりたまへる。御返事に。「つかのまも戀しきことのなぐさまば二たび世をもそむかざらまし。とよませ給へるは。はじめは御ぐしそがせ給ひて。のちみなおろさせ給ふなるべし。と云り。按するに。此女院は上東門院なり。また大鏡裏書云。上東門院。萬壽三年正月十九日出家。（年卅九）長曆三年五月七日。於二法成寺一剃二除鬢髮一とある是也。これよりさきには。婚記久安四年七月廿日條云。鷹司殿（源倫子）治安元年十月出家。或說。長曆元年三月十四日。於二法成寺西北院一有二御出家事一。先度垂尼歟。また上東門院の後にも。女院記云。皇嘉門院。保元元年十月十一日。法性ノ別業ニテ爲レ尼。年卅五。垂尼。長

條。みな唐土の語なり。宋の陸游が老學菴筆記に。古謂帶一爲一腰。周武帝賜李賢御所服十三環金帶一腰。按に。周書及び北史の李賢傳に。皆一要に作れり。廣韻に要。說文曰。身中也。今作腰。また隋書李德林傳に別賜九環金帶一腰駿馬一疋。また柳裘傳に賜綵三百匹金九環帶一腰。是也。近世乃謂帶爲一條。語頗鄙。不若從古爲一腰也。とあり。陸氏は帶一條といふを近世といへれど。唐の時よりいへり。昌黎文集。白氏文集。因話錄。酉陽雜俎。廣陵妖亂志。などに出たり。舊唐書。又冊府元龜にも。見えたり。又幾具ともいへり。深窓秘抄。連阿不足口傳抄。名目抄等にあり。是も亦唐土に例あり。東觀漢記鄧遵傳北堂書抄。百二十九藝文類聚六十七等に見えたり

馬代九

莚響錄に。小島の口すさみに。貢馬十疋內裏へ奉る。其外別して名馬などゝて。送りたびたりしかば。かひあることゝちぞせしと。是は何とやらん。今いふ馬代のやうにおもはれ候歟。」といへり按するに馬代の事を。あらはに記したるは。季瓊日錄云。永享十一年十月九日。正諫院。三寶院。實相院御坊。馬代被獻之。康富記云。寶德二年八月廿八日。午刻參大炊御門殿。若公九才有御讀書始。欲罷出之處。被下引出物。御馬太刀折紙也祝著了。御劔金覆輪御馬代百疋 日件錄云。康正二年三月廿九日。到大智院。予出一緡馬代。宣胤卿記云。永正五年。八月六日。大內四品禮事。先年上杉四品之時。余上卿。馬代千疋太刀送之。後奈良院宸記云。天文四年九月廿一日。壽梁西堂長老被成。爲其禮云々。大內親王へも。當年禮太刀一腰馬代千疋。御產所日記云。天文五年正月十二日。御馬代參百疋。拜領之。などあり。もろこしにても。五代會要云。開成中任圜奏。云々。伏見本朝舊事。貢獻雖以進馬爲名。却將綾絹金銀。折充馬價。今乞從之。舊五代史唐明宗紀には天成二年三月の事とすとあり。

醉船十

寒夜筆談に。船にゑふといふこと。むかしよりいへり。太平記東宮還御事云。何なる人も。船には醉物にて候ぞと。云々。とあり。按するに是よりさきに。土左日記に。かのふなゑひのあはぢしまのおほいご。みやこちかくなりぬと。いふをよろこびて。ふなぞこよりかしらをもたげて。云々。夫木抄雜十五に。太宰任にて下たるにふなゑひおきて。もたひさいふとまりに

方岳が詩に。黄鸝を敎得て書を讀ことを解せしめ。能蒙求中の一句を記せしむと。いへる句などをも混じたるにや。（方岳秋崖集獨立詩に。村夫子挾㆓兎園冊㆒。敎㆔得黄鸝解㆑讀㆑書。能記㆓蒙求中之一句㆒。百盤嬌姹可㆑憐㆑渠。自注に。蓋俗以㆓其聲㆒爲㆓呂望非熊㆒。此詩こゝに早く傳はされりしなるべし。月舟か鶯誦㆓蒙求㆒詩。翰林五鳳集に見えたり）ば倭筆に引たる。古抄の說。やゝ是に近しといふべし。さて唐人などのものいふを。さへづるといへるは。敏達紀韓婦用㆓韓語言㆒ 萬葉集二卷に。言さへくからの崎なる。また。言さへくたらの原。十六卷に。さひづるや。からうすにつき。冠辭考に。から人の言の聞わかちがたきをいふめりしと有り 宇治拾遺物語珠價無量一條に。唐人すべきやうもなくて。貞重と向ひたる船頭かもとに來て。その事ともなくさへづりにければ云々。又賴時胡人見たる條に。胡人さて繪に書たる姿したるもの出たり。きゝもしらぬことをさへつりあひて云々など見えたり

錢若干字七

今錢幾文を幾字といふ人あり非なり。僧景三の京華集に。慈得菴主。東陽遼公首座。予故人也。壬寅之冬。有㆑書問㆓予安否㆒又孔方兄八百字。副㆑書見㆑贈。惠意之厚。不㆑知㆘所㆓以裁㆒也。小詩一篇。謝㆓萬一㆒云。兩个青錢双白璧。一封墨蹟百黄金。曾遊二十年前事。胡蝶夢中千里心。とあり。これ兩个青錢とあるは二百文なりそれを八百字といひたれば。一文は四字也。是後世は錢面に必四字あればなり。もろこしにても此定なり。自得語㆓三十㆒云。佛印持㆓二百五十錢㆒。示㆓東坡㆒曰。與㆑爾商㆓此一個謎㆒。東坡思㆑之。少頃。謂㆓佛印㆒曰。一錢有㆓四字㆒。二百五十個錢。乃一千個字。莫㆓是千字文謎㆒乎。佛印笑而不㆑答 七修類稿㆓二十㆒云。藥方中一字者。卽錢文之一字。蓋二分半也。とあり。

石帶幾筋八

筵響錄に。石帶を一筋二筋とも申よし。不㆑苦事に候哉。何に出たる歟不存候へ共。普通には。一腰二腰と申樣に覺申候。一丁二丁とも申候歟。台記。久安四年十月十九日。謁㆓見禪閤㆒。賜㆓帶二丁㆒。」とあり。按するに帶幾筋といひし事中右記元永三年十二月廿四日 吾妻鏡貞應三年二月廿九日 永仁御卽位調度記。蜷川親元記。寬正六年四月廿五日 季瓊日錄延德二年正月六日二月十八日 多聞院日記永祿九年八月五日 などに見えたり。さて筋は條の假字なり。壒囊抄に條ナハスヂトヨム。五色糸一條ト云ハ一筋也。遊仙窟に岸柳絲條 安祥寺資財帳。大安寺資財帳。法隆寺獻物帳。阿彌陀院寶物目錄。太神宮儀式帳。延喜式。長曆送官符等に帶の條を以てす。台記の丁字も。條字の音を借たるにはあらずや。又幾腰といひしは。河海抄若菜上に。李部王記を引て。犀御帶一腰。また西三條裝束抄に。金青玉ノ帶二腰など見えたり。さて一腰一

本あり。注云。鷹の野をかける時は爪をふかく嗜也。小鳥を殺さずして。我こぶしをあたゝめて。明れば放つなり。かれをはなちやり。其方へ三日ゆかざる處を。つまねの情をしると申にや。又按するに。此事唐の代よりいひし說なり。朝野僉載五巻に。滄州東光縣寶觀寺。常有蒼鶻集重閣。每有鴿數千。鶻冬中。取一鴿以煖足。至曉放之。而不殺。自餘鷹鶻。不敢侮之。柳宗元文集。十六巻鶻說。又有鷙曰鶻者。穴于長安薦福浮屠有年矣。冬日之夕。是鶻也。必取鳥之盈握者。完而致之。以燠其爪掌。左右而易之。旦則執而上浮圖之跂焉。縱之。延其首以望。極其所如。往必背而去焉。苟東矣。則是日也不東逐。南北西亦然。白氏文集三十六遇物感興因示子弟詩に鳩心鈍無惡云々 鶻欺擒暖脚と作れるもこれなり 文苑英華百三十六李邕鶻賦に夫其嚴冬沍寒。烈風迅激。或上棘林。或依危壁。身既稟於喬木。骨將斷於貞石。營全鳩以自暖罔害命以招益。信終夜而懷仁。仍詰旦而見釋。また埤雅五雜俎などにも見えたり

勸學院雀 六

勸學院雀囀蒙求といへること。寶物集。八幡愚童訓等に出たり。富樫の舞。賴政の謠にもいへり。曾我物語にも。勸學院の雀とかや申ければ。」などあれば久しき諺なり。日本國風。勸學院雀の一條に。閑窓倭筆を引て云。雀とは。勸學院に仕れて。水を汲薪を運ぶ。小女の名也。其女此勸學院にて。朝夕學問する人の蒙求を誦を聞て常に口まねをする故に。雀の名にたよりて囀といふ也。按に勤勵讀書の聲を。雀も聞覺えて。王戎簡要などゝ囀やうにきかるゝなるべし。以上日本國風 按するに。閑窓倭筆に。又云。古來蒙求抄の題注にいへる。蒙求の作者の李瀚がつかふ女の名を雀といふ。それまでが。此蒙求を囀と云とあり。甚非也」古來の抄とは蒙求聽塵にや彼書に此說見えたり とあり。今考るに。蒙求の開巻に載たる。李良が薦蒙求表に。李瀚撰古人狀跡。編成音韻。名曰蒙求。瀚家兒童。三數歲者。皆善諷誦とあり。瀚家兒童云々をつゞめて。瀚が家の兒童は蒙求をさへづると。ふるき諺にいひしなるべし。唐人などのものいふをば。さへづるといへれば也。さるを後に瀚が家を。勸學院と誤り。さへづるといへるより。兒童を雀と誤たる也。又宋の

し。案山は。増集續傳燈錄（巻四）如珙傳にも。拈却門前大案山。放諸人東去西去。など。禪家にて。よくいふ語也。又按に。此語はもと堪輿家とて。地理の事を業とするものゝ。いへること也唐土にては。人を葬る土地むづかしくて。親など死たる時。葬るべき地を撰に。彼堪輿家をたのみて。撰ばするなり。もしよき地を見あたらぬ時は。數年葬らで置事などあり。撰みてもその詮もなき事あり。西湖遊覽志餘（佞倖盤荒篇）に。蔡京之父準。葬臨平山。山爲駞形。術家謂。駞負重乃行。遂作塔山頂。以浙江爲帶水。以秦望爲案山。何其雄也。富貴既極。一旦顚覆。幾于滅族。俗師風水之說。安足憑哉。（按に。これもと陸游いへる事也。入蜀記云。宿臨平。臨平者太師蔡京。葬其父準於此。以錢塘江爲水。會稽山爲案。山形如駱駞。老學菴筆記にもまたこの說あり）是なり。さて諧話に。案山は低く。上平らかに机の如き意ならんとあれど。平らかならぬをもいふべし。机の說は是なり。明の徐世彥が地理玄關（第三巻）朝案說に。朝與案。皆穴前對峙之山也。所居之方位雖同。所處之名分寔異何也。案者。乃隨龍之餘氣。推于前。爲穴之證佐者也。如人之坐處。必有桌案。則手足方有所憑依。須要不逼不遙端正潔淨。開面有情爲上。苟歪斜破碎。面飽脚飛。皆非案山之善者。細想弊几歟案。不設于正人君子之前。更認得案山之眞性矣。また鈐錄に。南にあたりて離れ山とあれども。離れずともいふべし。正南にも限らず。其證は。徐霞客遊記に。遊黄山日記に。望獅子峰已出。遂杖而西。是峰在菴西南。爲案山。とあり。また山ならぬをも案山といへり。夷堅三志。（周十翁墓章）十翁塋處。左右前後。唯產茅茨。獨對穴有古松一株。指爲案山。とあり

ぬくめ鳥五

雅言集覽云。後京極鷹三百首「鷹のとるこぶしのうちのぬくめ鳥氷る爪根のなさけをぞしる。西園寺殿鷹百首「空さゆるひとよの鷹のぬくめ鳥はなつ心もなさけ有かな。但此歌稿本に見えず。鳥柴雪といふ書に出たり。かの書の異本なるべし。」按するに。別本にて然も注あり。（按に臂鷹往來云。鷹書者。西園寺入道相國。蟄居百首一冊。園羽林注）注云。ぬくめ鳥とは。如何にも寒き夜。小き鳥を生ながら。鷹の兩の手にて取かくし。足をあたゝむる也。其朝はなちやりて。此鳥やとらんとて其へ行ず情をなす也。とあり。又前の後京極殿三百首にも。亦注

亂了。注に。或云。華甲華六十也。北礀小參尾云。致令六十華甲子。都打亂了。梅村載筆。笠澤筆塵。倶に此說あり京華集の。天用立才禪尼。秉炬文に。過二華甲子一。則六十一年。また蓮溪因公都寺。預二修秉炬佛事一文に。殘生過二華甲子一者二年。試筆詩に。華年加レ一老生涯。翰林五鳳集。六十一歲甲子トハ六十甲子ノ事ゾなど見えたり。されども唐土の書に。花甲の字を。華に作りたるものなし。正宗賛も白文本ハ花字なり。北礀文も改たる事論なし

案山子四

玉池雜藻三編に。案山子禪語に出。愚此文字を鹿驚に當る事。或禪師に問しに。云案山とは。大山に添し小山を云。人ならば。前に書案を置形也。陰に有て不用の山故。影法師の意にて。用立ぬ人を。案山子と云と。是にて思へば。わらにて作り。人の影法師同前の物ゆゑ。右の文字をかり用ひしなるべし。とあり。」按するに。いふにもたらぬ僻說なり。隨齋諧話に。鳥驚の人形。案山子の字を用ひし事は。友人芝山曰。案山子の文字は。傳灯錄。普灯錄。歷代高僧錄等。並二面前案山子の語あり。注曰。民俗刈レ草作二人形一。令レ置二山田之上一。防二禽獸一。名曰二案山子一。又會元。五祖師戒禪師章。主山高案山低。又主山高嶮案山翠青々などあり。按るに主山は高く。山の主たる心。案山は低く上平かに机の如き意ならん。低き山の間には。必田畑をひらきて耕作す。鳥おどしも。案山のほとりに立おく人形故。山僧など戲に案山子と名づけしを。通稱するものならんといへり。徂徠鈐錄に。主山案山輔山と云ことあり。多くの山の中に。北にあたりて。一番高く見事なる山を主山と定めて。主山の南にあたりて。はなれ山ありて上手に。つくゑの形のごとくなるを。案山とし。左右につゞきて主山をうけたる形ある山を。輔山といふとあり。又按するに。此面前案山子を注せる書。いまだ讀ねども。こゝの人の作と見えて。取にたらず。此事は和板傳燈錄卷十七道膺禪師傳に。僧問。孤迥。峭山巍巍時。如何。師曰。孤迥峭巍巍。僧曰。不レ會。師曰。面前案山子。也不レ會とあり。和本句讀を誤れり。面前案山。子也不レ會を句とすべし。子とは僧をさしていへり。鹿驚の事にあらぬは。論な

なる證は。如面譚二集の注に。六十爲花甲一周。七修類稿に。杭劉泰。成化癸巳六月。適當六十。同時詩人。皆以詩祝。張錫云。一週花甲等閑過。沈寧云。花甲循環喜一週。劉英云。花甲忽週遭。又六十を週甲ともいへり。陶澍が印心石屋文鈔に出たり又六十一歳をも周花甲と云しは。魏禧が魏叔子文集外篇に。賀羅翁六十又一文に。惟翁時値桂秋歳周花甲。馮浩か孟亭居士詩稿に。乾隆壬子郷闈。孫男得擧に。一周花甲重叨蔭。とあるは。雍正壬子より一周なり。また仇遠が金淵集の。丁未元日の詩に。花甲喜循環。とあり。集中を按に。仇遠は宋の淳祐丁未の生なり。是も支干循環して。元の大德丁未。本命の年となりたるを喜ぶと也。又按に。六十以上ならば幾歳をも。周花甲といふべき也。四庫全書提要百二十二元の劉壎が隱居通議の條に。其水雲村稿中。延祐己未。重題梅氏海棠詩。有花甲重周人八十之句。また豈有此理の還魂童生の一條に。近今六十以後周花甲矣。名花甲童。などいへり。また此花甲の花字は。もろこしにてもしれかぬる事也。其證は。帶經堂詩話の。張宗柟が附識に。愚嘗不解六十花甲之義。皇華紀聞中言之甚明。鐵樹如棕櫚。幹甚奇古。葉而不華。在廣城提學公署。見之。按王濟雨舟云。六十花甲子。以鐵樹開花而名。此樹遇六十年方開花。昔宦橫州。親見此樹在一指揮圃中。其人言。洪武十年。正統九年。宏治十七年。三開花矣。今當於嘉靖四十三年。再花云。(按皇華紀聞言洪武十年十下脱七字堅瓠壬集引碧里雜存作十七年爲是蓋洪武十七年正統九年弘治十七年嘉靖四十三年皆當甲子也)さあるにて知べし。堅瓠壬集。亦此説あり按に此説亦非なり。淵海子平に。夫甲子者。始成於大撓子。而納音成之於鬼谷。象成於東方曼倩子。時曼倩子既成其象。因號花甲子。と云る説是なり。さて納音とは干支に五行を配して。甲子乙丑は金。丙寅丁卯は火。戊辰己巳は木。庚午辛未は土。壬申癸酉は金などをいふ。象は花甲子なり。留青日札に。李淳風六十花甲子歌。甲子乙丑海中金。丙寅丁卯爐中火。云々とありて。五行に某の金某の火等の名目を加へ。即其象あるをいへり。象すなはち花なる故に花甲子とはいへり。附識す。花字を華に作れるは。葛原の創説に非ず。舊き説なり。然れども六十をいへり。正宗贊の注本。保寧禪師贊に。杜撰巡宮華甲子。指輪上一時

無數。上對之竟日。喜不可言。至黃昏時。上自散置宮中几上。令宮人闇中摸取。以多寡精粗。爲勝負。謂之鬪巧。以爲歡笑。など見えたり

食素　素畫二

皇朝刻本。宋の許親が本事方。拒風丹の論證に。母氏平時食素。氣血羸弱。とあり。食素の傍訓は誤なり。食素と訓べし。素とは蔬菜をいふなり。其證は。顏師古が匡謬正俗に。喪服傳記云。飯素食。案素食。謂但食菜果糗餌之屬。無酒肉也。又班書霍光傳。載光奏昌邑王過失云。典喪服斬衰。無悲哀之心。廢禮誼。居道上不素食。王莽傳云每有水旱。莽輒素食。左右白太后。遣使詔莽曰聞公菜食憂民深矣。今秋幸孰。公勤於職。幸以時食肉。據此益知。素食是無肉之食。今俗謂桑門齋食爲素食。蓋古之遺語焉。又錢大昕が潛研堂金石文跋尾又續に。大和七年青蓮寺碑。有素畫彌勒佛之語。按說文。無塑字。唐宋碑刻。或作塐亦俗。不若作素之爲得也。と云り是素を塐の正字と解したり。廣韻に。塐捏土容。とありて土像なり。此解誤れり。按に禮記樂記の注に。素生帛也。とある素にて。素畫は帛に畫をいへり。其證は。不空表制集に載たる。大曆十二年十月。沙門惠勝進興善寺文殊閣內外功德數文に。奉勅素畫文殊六字菩薩一鋪九身。云々其所畫素大聖福田と云り。此集は彼國には佚して。錢氏見ざれば誤れるも宜なり。然れども文苑英華を讀めば知らるゝ也。英華（六百八十一卷）梁肅が三如來畫像贊序に。予嘗齊心命工裂素作繪とあり

花甲子三

葛原詩話云。范成大丙午新正ニ。祝我剩（按に石湖詩集賸に作れり）周花甲子。謝人深勸玉東西。ト丙午ハ石湖本命ノ歲ナリ。花ノ字華ニ作ルベシ。華ノ字。字畫成六十一。故ニ本命ノ年ヲ華甲子ト云。夜航詩話云。六十一歲曰華甲。蓋拆華字。爲六十一。猶四十八曰桒字年也。（何祇夢井生桒事。見蜀志揚洪傳注）西遊記（第二十回）問年壽幾何。道癡長六十一。行者道。好好華甲重逢矣。（按に本書花甲に作れり）范石湖。丙午新正詩。祝我剩周華甲子。（按に本書周花甲子に作れり）丙午石湖元命之辰也。」などあるは華字を離せば華となる故に。六十一となるといへり。是よろしき說ときこゆれども非也。石湖の詩意は。本命丙午の元日。周花甲子六十年に剩れるを祝せる也。周甲子の六十歲

福引

正月福引とて。闔にて人に物とらする事あり。物に見えたるは。月堂夜話に。或人云。正月の福引は。昔は兩人して。餅を引合て。兩方の多少取たるを見て。其年中の禍福を見しことあり今代は種々の器物に取り代へたる也。餅を引取故に福引と名付」とあり。又賓引ともいひけるにや。西鶴織留に。「さる大名方に御吉例とて。正月三日の夜。大書院にて。家久しき者ばかり召よせられ。賓引を仰付られける。ふすま障子の内より。五色の長緒を數百筋投出して。手毎に一筋づゝ引取。此緒の末に付置れし物を。下されける。小せう引出す縄に。桑の木の鐘木杖。家老職の引出す縄に。銀錢一貫文。或は唐織の卷物。御物揃の脇差。臼の古きにあたるもあり。提重箱。長刀。印籠。巾著。日傘。張子の夜著蒲團。ふり抒子をとるもあり。」と云り。按に是に似たることふるくあり。續日本紀に。天平二年正月辛丑。天皇御ニ大安殿ー宴ニ五位已上ー晩頭移ニ幸皇后宮ー百官主典已上。陪ニ從踏歌ー。且奏且行。引ニ入宮裏ー。以賜ニ酒食ー。因令レ探（板本採に作れり今一本及び類聚國史七十二に従ふ）短籍ー。書以ニ仁義禮智信五字ー。隨ニ其字ー而賜レ物。得レ仁者絁也。義者絲也。禮者綿也。智者布也。信者段常布也。とあり。またこれに似たる事漢土にも亦あり。太平御覽（八百十七布帛部）に。鄴中記云。石虎以ニ辰日ー臘。子日祀レ祖。大會ニ群臣於太武殿上ー。使ニ各三探ー。乃有下得ニ絹百疋ー者上。有下得ニ數十疋ー者上。有下得ニ一二疋ー者上。虎輒大笑以爲レ樂。　武林舊事に。二月一日。宮中排ニ辦挑菜御宴ー。先レ是内苑。預備ニ朱綠花斛ー。下以ニ羅帛ー作ニ小卷ー。書ニ品目於上ー。繫以ニ紅絲ー。上植ニ生菜薺花諸品ー。俟ニ宴酬樂作ー。自ニ中殿ー以次。各以ニ金篦ー挑レ之。后妃。皇子。貴主。婕妤。及都知等。皆有レ賞無レ罰。以次每斛十號。五紅字爲レ賞。五黑字爲レ罰。上賞則成號。眞珠。玉杯。金器。北珠篦環。珠翠領抹。次亦鋌銀。酒器。冠鋜。翠花。段帛。龍涎。御扇。筆墨。官窰。定器之類。罰則舞唱。吟レ詩。念佛飲ニ冷水ー。喫ニ生薑ー之類。用レ此資ニ戲笑ー。王宮貴邸。亦多傚レ之。　瑯嬛記に致虚閣雜俎を引て云。七夕。徐婕妤。雕ニ鏤菱藕ー。作ニ奇花異鳥ー。攢ニ于水晶盤中ー。以進上。極ニ其精巧ー。上稱賞。賜以ニ珍寶

上梁之致語也。世俗營構宮室。以擇吉上梁。親賓裹麪。(今呼饅頭)雜他物稱慶。而因以犒匠人。於是匠人之長。以麪拋梁。而誦此文以祝之と。棟上に餅をなぐる事今も同じとあり。又按するに上棟に餅をなぐる事。皇朝にてもふるくありし也。時房公建内記云。正長二年七月十日。淨華院佛殿上棟也。云々。今夜自寺家。送餅已下祝着之物。賞翫祝著了。と見えたるは。餅は拋たる殘りにや。一友人問云。唐土の上棟にも餅を拋る事。秉穗錄に見えたり。又錢を拋る事もありや答云。只似たる事あり。明の葉盛が水東日記云。嘗見兵後復守獨石等八城人家。瓦屋中脊無不斷裂。蓋流俗。凡建宅第。中脊中。或置銀錢故也。張居正が太岳雜著云。皇城北苑中。有廣寒殿。萬曆七年五月四日。忽自傾圮。其梁上有金錢百二十文。蓋鎭物也。上以四文賜余。其文曰至元通寶。按至元。乃元世祖紀年。則殿搆於元世祖時。清の李玉脯が蚓菴瑣語云。秀水郷民。張姓者。號新發。張邑之豪族也。子孫貧落。祖遺大房。售與郡宦盛姓。諱萬年。拆卸時。棟下獲銀錢四枚。上鐫富盛萬年字。蓋張氏祖。建房時。特鐫是錢。鎭壓柱礎。欲其富盛久遠之吉語耳。詎知已符盛宦之名矣。數之前定如此。石成金が傳家寶(多能集)云。造住房。安中柱法。住宅主房。必要中柱著地。不可造架柱。其廳房則不拘柱之上下。共四處可各留小空隙。於豎柱日。安放銀錠。主招大富。此錠不拘輕重。只要一樣四整錠。など見えたりと答たりき。後に新渡の宋の李攸か宋朝事實を見しに。錢と餅を擲たる事を記せり彼書(道釋篇)云。大中祥符元年。建玉淸昭應宮。大初紫微殿寶符閣。上梁日。皆親臨護。其日大合樂。工人以文綃裹梁。金飾木寓龍。負之斡以昇。伶官讀文。其上設機木散擲金錢餅果。修宮使以下。及營繕掌事者。賜以衣帶金帛有差。從官咸賜衣服(金犀帶)。又ふるく。唐僧不空か表制集(巻三)に。大曆八年十二月廿日。恩賜文殊閣上梁。[illegible]餅見錢等物謝表に。文珠閣。先奉恩命。取今月十四日上梁。天澤曲臨。特賜千僧齋飯。上梁赤錢二百貫。[illegible]餅二千顆。胡餅二千枚。茶二百串。香列湯十甕。蘇蜜食十合。㮚甘橘子十五箇。甘蔗卅莖。と見えたり。

梅園日記巻之二終

之物。縁ニ鯉魚屬ニ北方癸ー。化至レ夜朝レ北。項盤七點。鼈如ニ神龜ー。鱔類ニ聖蛇ー。放ニ此三物ー。表レ無ニ殘害之心ー。

三元延壽書巻三云。眞武啓聖錄。大忌レ食レ鼈。係ニ四足ー。狀如ニ神龜ー。

夷堅支志丁集に。潘元寧嗜レ食レ鼈。漁者持ニ一巨鼈ー來。潘見而喜。卽欲ニ烹食ー妻曰。今日上七不レ應レ食レ此。姑留レ之以俟ニ明旦ー也。と見えたるも。眞武によりて忌しなり。燕翼貽謀錄巻三に。北俗。遇ニ月三七日ー。不レ食ニ酒肉ー。蓋重ニ道教ー之故。とあるにて知べし。また鼈を食ざるとてあざけりたるは。席上腐談巻上云。賈秋壑曰。眞武之龜。不レ可ニ以爲レ鱉。龜鱉不レ辨。何以治レ民。客乃。求レ郡者也。座客同戲レ之曰。鰻與ニ鰍鱓ー。皆不レ可レ食。象ニ眞武之蛇ー也。滿座皆笑。これなり。

上棟卅六

梅窓筆記に棟上の時。大工の衣冠するも古き事也。玉海。承安二年二月三日。建春門院。新御堂上棟上棟。大工束帶。自取レ麻昇ニ屋上ー。」とあり。按するに。又棟上に弓矢を用るも。ひさしきわざ也。竹林抄。雜連歌上に「弓矢にあまたしる事ぞある。宗砌「棟上に時日をとるははかせにて。と付たり。古畫には。眞如堂縁起に出たり。又秉穗錄に。文體明辨に。上梁文者。工師

真如堂縁起上棟圖

月は。辛酉の朔にて。七日は丁卯なり。二月の卯も。亦合へり。又久安四年。十二月十九日立春なれば。五年正月廿日は。二月の節なり。されば卯厭對なり。

定家卿明月記云。嘉祿元年。十一月廿三日。及二未時一大允通重來。解賀可レ忩二申日時一。強雖レ非二上吉一。以二早速一可レ爲レ先之由示レ之。答云。今日上吉日也。當二國忌癈務日一。是勿論事也。明日道虛。明後日厭對日被レ忩者吉例多。云々。按に。明月記原本厭日に作れり。長暦に據に。嘉祿元年十一月は。戊午の朔にて。廿三日は庚辰。その明後日。廿五日は壬午なり。十一月の午は厭對なれば。今對字を補ふ。　吾妻鏡云。寛元二年。九月十九日。大殿明春御上洛日次事。二月一日可レ有二御進發一之由。被レ思召一。被レ召二問維範晴賢等朝臣一。各定申云。二月九日吉日也。一日御進發。有二十四日御入洛一者。厭對日也。出行可レ憚レ之。旁可レ被レ用二九日一。按するに。十四日。原本十六日に作れり。然るに。吾妻鏡寛元三年の記を逸せり。長暦に據に。三年二月は丙寅の朔なり。十四日己卯にて厭對なり。十六日は辛巳なれば。誤なる事明らかなり。この故に今改む。厭對も亦漢土の字面なり。周禮占夢疏に。張逸問二占夢註一云々答曰。日月在二辰尾一。夏之九月。辰在二庚（嘉靖板に從ふ。汲古閣本。房に誤れり）未一。有二尾星一。建レ戌厭レ寅。寅與レ申對。云々　問曰。何知レ有二此厭對之義一乎。答曰。按堪輿黃帝問天老事云。四月陽建二於巳一。破二於亥一。陰建二於未一破二於癸一。云々。按するに。九月建レ戌厭レ寅とは。九月戌に建す月にて。寅を厭日とす。寅與レ申對とは。九月の厭對は申なり。又四月陽建二於巳一。陰建二於未一とは。四月巳に建す月にて。未を厭日とするをいへり。厭對とは。厭に對するの意にて。毎月の厭日の七ツめに當る十二支なり。

鼈蚶氷上山仕者　廿五

大內家壁書云。長享元年九月日。鷹餌鼈龜禁制之事。爲二鷹餌一不レ可レ用二鼈龜井蚶一也。既爲二氷上仕者儼然一之處。不レ存二其惶一之族。忽神罰不レ可レ遁也。於二自今以後一。堅固所レ加二制止一也。按するに。和訓栞に。周防吉敷郡。高原氷上山は。多々良家より千餘年。毎年二月十三日に。北辰尊星を祭りし所なりといへり。とあり唐土にても。北辰玄武をいたゞき祭るものは。鼈をくはぬなり。勸善書卷二十云。二月三日。乃眞武眞君降生之日。放二鯉魚鼈鱔之類一。此眞武大避

占夢注に。天地之會。建厭所レ處之日辰。疏に建。謂二斗柄所レ建。謂二之陽建一。故左二還於天一。厭謂二日前一次一。謂二之陰建一。故右二還於天一。故堪輿天老曰。假令。正月陽二建於寅一。陰建在レ戌。これ正月は。寅に建して。戌を厭とす。千金方等の說にあへり。附識す。類聚名物考時令一云。秋齋間語に。延喜式雜式篇に曰。凡諸國鎭二害氣一者。於二國郡鄕邑一。毎年正月上厭日作レ坑云々上の申日の事也。厭はいとふとよむ字。猿の音を借しかとおもへば。いとひさるの心あり。是をもておもへば。十二支みなこの例なるべき歟。今按に。申のかはりに。厭字を用ひし例。いまだ見ず。其外十二支の代字といふ事。いまだきかず。」以上名物考 按に。厭日は上に擧たる厭日にて。正月は戌なり。さて上戌日といはで。上厭日とあるは。正月の節に入ての上戌日をいへり。上戌日といひては節前にても。正月になりて。はじめの戌の日をいへばなり。

厭對廿四

台記云。久安三年三月廿七日。庚寅 余及宰相中將經定卿。率二弁少納言一參二外記一。于レ時執二松明一。是一上後初著也。先日問二吉日於雅樂頭泰親一。申曰。廿八日可也。不レ成二勘文一。不レ擇二吉時一。因レ之欲レ行レ之。而今日々暮。明日可レ奏二御賀舞樂一。故今夕行レ之。今朝問二今日吉不於泰親一。申曰。厭封有レ憚者。勘レ例。延喜十年二月七日。貞信公著座。見御記 件日厭封。依二彼例一今日著之。著坐猶不レ憚。何況一上後初行レ政。不レ可三强求二吉日一之故也。婚記云。久安四年十一月廿六日使三親隆問二始御書使。後朝使。供餅。露顯等日於陰陽師一。陰陽師。書二折紙一獻

始御書日　正月十四日丁酉

後朝使日　正月廿日癸卯 厭封

厭封日例 陽明門院後朝使始有二御返事一

按するに。天平勝寳八歲曆日に。四月六日己丑。歸忌厭對。また永久三年曆日 鎌倉在園所藏 に。三月八日戊寅厭對。倶に厭對ありて。厭封なければ。厭對に作るべし。對と封とは。誤り易き字なり。淸の何焯が。義門讀書記云。史記魏其武安侯列傳後不敢堅封。封作對又云前漢書霍光傳。人人自使レ書二對字。對作レ封封誤也。さて厭對は。日法雜書に。厭對 正二三四五六七八九十十一十二 辰卯寅丑子亥戌酉申未午巳 とあり。天平勝寳八歲四月の丑。又永久三年。久安三年の三月の寅。皆雜書に合へり。又長曆に據に。延喜十年二

り。とあるにて知べし。又按するに。もと此事は。北本涅槃經聖行品云。如二鳴椎一集レ僧嚴鼓誡吹レ貝知レ時。是名二法世一。これにもとづく。又佛國記にもあり。亦漢土の寺院にもありし事、洛陽伽藍記、昌黎文集。杜陽雜編。北夢瑣言等にみえたり。皆唐以上の事なり。元代にありし事は。程鉅夫が雪樓集にいへり（日下舊聞に引たり）

厭日卅三

平定家朝臣。天喜六年二月三日記に。為二殿御使一參二右府一。令レ問云。明日中納言可二著座一。而來八日始參レ政如何。彼日當二厭日一。厭日俗所レ忌也。但貞信公。延喜八年二月五日丙午著座。同八日己酉。始被レ參レ政。偏可レ隨二彼例一歟。如何者。令レ聞給云。貞信公彼時為二參議一著座。公卿與二參議一。其儀相異。左右難二進退一者。また師時卿長秋記に。大治四年八月十六日辛卯。以二消息一問二家榮一。今日雖二厭日可レ憚。自二明日一凶之日也。仍酉刻參院とあり。或人問曰。右の二記に據るに。八日十六日を厭日といへるにや。答曰。あらず。千金方に。月厭（正二三四五六七八九十十一十二 戌酉申未午巳辰卯寅丑子亥）と見えたる是なり。（按に。黄帝龍首經にも。亦載たり。）さて天喜六年は。八月廿九日に康平と改元あり。いま日本長曆に據に。康平元年二月は。壬寅の朔なれば、八日は己酉にて。厭日なり。（延喜八年二月も。己酉にて。厭日なり）亦長秋記の、八月辛卯。亦厭日なり。按に。觀古雜帖に。天平勝寶八歳具注曆の零本を載て。三月三十日癸未。（立夏四月節）天恩九坎厭。四月六日己丑。歸忌厭對とあり。四月は未厭日也。さればふるくより有し也 又按に、淮南子（天文訓）に、北斗之神。有二雌雄一。十一月。始建二於子一。月從二一辰一。雄左行。雌右行。五月合レ午謀レ刑。十一月合レ子謀レ德。太陰所レ居辰為二厭日一。厭日不レ可三以舉二百事一。とあり。今淮南子の說に據て。圖を作りて。童蒙に示す。

黒字の十二支は雄にて。月建なり
白字は雌すなはち太陰にてこれ厭也但し曆日八將神の大陰には非ず

また月建を。陽建といひ。厭を陰建といへり。周禮

る貝の聲のうちにつき出す鐘もまよふ松風。などあり。伊勢大輔集に。輔親。伊勢にたてたる寺のかひなむうせにたるとて。そうのこひにおこせたるに。そへてやりし。「かすかなる谷のほらをぞ思ひやる秋風のみや吹てとふらむ 按に。新拾遺集にも入たり と見えたるも。時の貝なるべし。又歌のみならず。經國集に。滋野善永和下惟治中秋日臥ニ疾華嚴寺ニ之作上一首に。吹レ螺山寺曉。鳴レ磬谷風餘。と作りたるもこれなるべし。又扶桑略記に。天暦九年。天滿天神託宣記云。此邊仁。法華三昧堂也波立天奴。法螺也波毎時吹世奴。 權記に。寛弘五年。九月廿五日壬午。此夕女人有ニ惱氣一。疑在ニ産事一。仍初夜間許。爲レ向ニ慶圓僧都一。赴ニ妙法蓮華寺一。云々 子時螺後。僧都被レ出。同載歸。 續本朝文粹 施ニ入金銅火舍一口一之文 に。天台山法華三昧堂者。云々法鼓法螺。六時之勤無レ斷。 今昔物語集 卷十二第卅八語 に。比叡ノ山ノ西塔ニ。圓久ト云僧有ケリ。云ニ。愛宕護ノ山ニ入テ。南星ノ谷ト云所ニ籠居テ。无縁三昧ヲ行テ。十二時寶螺ヲ吹テ。六時ノ懺法ヲ行テ。云々。 台記に。久安三年六月十七日。未二刻。法皇登ニ天台山一。予候レ之。云々 吹ニ丑螺一後。罷ニ退私廬一。 龍鳴抄に。香の火も

見ず。貝の聲もきかず。星の位をも尋ねず。月のたくるをもさたせず。人々たゞ今いく時といふに。もしは子とも。丑ともいふ。云々。 閑居友に。ねうしのかひをかぞへて。時よくなりにけりとて。おきゐて聲を高くして。念佛十反ばかり申て。いきとゞまりにけり。又清少納言枕草子。保元物語。撰集抄。源平盛衰記。長門本平家物語等にも見えたり。又多聞院日記文祿元年二月十日の記に。午貝とあれば。このころまで吹し事也。かげろふの日記に。時は山寺わざの。かひよつふくほどになりにたり。とあるは。亥の時に四つ吹をいひ。稱名院公條公 吉野詣記 天文廿二年三月五日 に。「宿出て五の貝を吹からにこゝは六田のかすむ青柳。是は辰の時に五つ吹をよませ給ひし也。塵囊抄に。寛海記を引て云。午刻。第九識。大日也。故ニ九ヲ吹也。未尅。第八識。阿閦。故ニ八ヲ吹也。申尅。第七識。寶生。故ニ七ヲ吹也。酉尅。第六識。无量壽。故ニ六ヲ吹也。戌尅。身識不空成就タル故ニ五ヲ吹也。亥尅。眼。耳。鼻。舌。四識也。普賢。文殊。觀音。彌勒。四菩薩也。是ヲ合爲ニ一尅一。故ニ四ヲ吹也。此說十二時ノ螺ノ數ノ事ト云故ニ。各吹ト云

はつきなどにいれて。ふたよくおほひて。そくひしてかみをおして。よくみづいるまじく封じて。梅樹のもとに埋むべし花鳥餘情云。薰物を埋む源を尋れば。梅花は梅のもと。菊花は菊のもとに。埋むをさきとせり。」又按するに。土中に埋むは。もと唐土の方也。澄懷錄云。凡香須レ入レ窨。貴二燥濕得一レ宜也。合和訖。乾器收。蠟紙封。埋二屋地下一。半月餘（香譜には。窨レ之月餘日とあり）と是也。又かしこにも。梅花薰物あり。瀛奎律髓。曾茶山返魂梅詩注云。此非二梅花一也。乃製レ香者合二諸香一。令三氣味如二梅花一。號レ之曰二返魂梅一と見えたり附識す。　後柏原院の柏玉集に。池蓮を。「水近くうづめばまさる一くさのにほひもこれが池のはちす葉。」三玉桃事抄。此御製の注に。梅枝卷のみを引て。荷葉といふ薰物のあるを。かけてよませ給ひしをもらせり。今補ふ、薰集類抄に。荷葉擬二荷香一也。夏月殊施二芬芳一。後伏見院薰物方に。春は梅花。夏はかえふ。はちすのかによそへたり。侍從。秋風涼しく心にくき折によそへたり。黑方は。冬さむくさえたるに。ふるかひある匂ひなるべし。とあり。一くさと云事は。むくさのたねの序に。たきもの丶方。さま／＼なれどつねにあはするは六種なり。注に。梅花。荷葉。菊花。落葉。侍從。黑方。と見えたり。」

時螺卅二

榊巻談苑云。時の鼓うつ事は。延喜式に見えたり。時の貝をも吹けるにや。「けふもまた午のかひこそふきつなれひつじのあゆみちかづきにけり。」と赤染衛門が集に見えたり。」按に。（家集には見えず。奥義抄。千載集。範兼童蒙抄。發心集に出て。結句ちかづきぬらんとあり。ちかづきにけりは誤なり。發心集第三句ふきにけれとしたるも亦誤也）按にこれのみならず。時の貝を歌によみたるは。夫木抄雜九に。花山院「かひのねに更ゆく空はたゞひつ丶月見るほどにあけぬべき哉　又雜十六に仲正、深夜歸雁（子時をカヌ）「くもゐ寺ふく貝きけば歸るなりかりかねにこそ夜はなりにけれ　木工權頭爲忠朝臣家百首に。賴政。「聞ほどにねになる貝も吹さして時をたがふる時鳥かな　又爲盛。「ほと丶ぎすいづかたとだに聞わかず野寺のとらの貝のまぎれに　又親隆。「なぞやかくうしの貝ふく時しまれ月はむまにもかげのなるらん　新撰六帖に。知家。「山寺の時うつりしてふく螺にねもすぎぬとぞおどろかれぬる　正徹草根集に。「山陰や時うつ

彌陀名號印廿九

遠碧軒隨筆云。遊行上人くばる札は。一年中遣はすを。正月十一日にくらがりへ入て。上人自身すりおく事なり。上一枚へ板にておせば。下五六十枚へもうつると也。妙なることゝいひ傳ふ。」按するに。錦繡萬花谷前集卷三十に。張天師道陵字輔。漢建武十年正月十五日。生於天目山。得道善以符治病。桓帝永壽元年。於靈峰白日上昇。唐天寶七年封天師。子孫散處無聞。惟信州有族甚盛。世世有一人類天師。襲其號傳其印。印之所異者。累紙百幅。而丹文必徹也。とあるは。似たること也。

内損　暑氣卅

夜光珠云。世間に常々酒肴を嗜好みて。多く飲食ひ。其毒氣つもりて。腹中より腐るを。俗語に内損といひ。又内瘡といふ。倶に誤なり。此症は。外科全書に。内疽といふ病なり。酒肉の熱毒にて。腹内に癰疽を發する也。本草綱目酒の條下にも内疽とあり。」按するに。華氏中藏經論服餌得失篇云。石之與金。有服餌得失者。有年少之輩。富貴之人。恃其藥力。恣其酒慾。誇弄其術。暗使精神内損。と見えたれば。内損といふも誤にあらざる也。又くぼのすさびに云。俗に夏わづらふをあつけといふも。古語なり。狹衣に。夏つかたより母うへなやましげにし給を。れいもあつけにはさのみこそと云々。」又按するに。うつほの物語初秋卷に。ひごろあつけにや侍らん。又國讓卷に。かたへはあつけなどにやとぞ見給へ侍る。日頃はかくごくねちの頃に侍ればなり。又落窪物語に。女君はあつけにや。なやましうてみたまはねば云々。など見えたり。聖濟總錄。三十四中暍統論に。俗號暑氣とあれば。醫書より出たるとなへ也。

薰物埋土中卅一

堤中納言物語云。ひんがしのたいのこうばいのしたに。うづませ給ひしたきもの。けふのつれづれに。こゝろみさせ給ふとてなむとて。えならぬえだに。しろかねのつなふさふたつつけ給へり。源氏物語梅枝卷云。右近の陣の、みかは水のほとりになずらへて。にしのわた殿のしたよりいづるみぎはちかう。うづませ給へるを。兵衛尉ほりて參れり。」按するに。薰集類抄。埋日數付埋所條云。承和御時。被埋右近陣御溝邊地。後代相傳不變其處。茶垸のつぼ。もし

佗別傳。有灸此各七壯語。三餘贅筆。醫家用艾。一灼謂之一壯。沈存中言。以壯人爲法。其云若干壯。壯人當依此數。老幼羸弱。量力減之。按此説未是。周禮攷工記。㮚氏云。凡鑄金之狀。金與錫黑濁之氣竭。黃白次之。黃白之氣竭。青白次之。青白之氣竭。青氣次之。然後可鑄也。注云。故書狀作壯。杜子春曰。壯當爲狀。疏云。此㮚氏鑄冶所候烟氣。以知生熟之節。讀此則知。灼艾所云壯者。亦候烟氣節耳。灸法出自上古。故自與故書言合。杜子春改其文。乃杜之偶誤。沈存中憑臆爲説。亦未詳攷乎此。と見えたり。此説新奇なりといへども。是なりとも定がたし。沈存中の説は夢溪筆談（技藝篇）に出たり。臆説には非ず。千金方灸例に。凡言壯數者。若丁壯遇病。病根深篤者。可倍多於方數。其人老小羸弱者。可復減半。とあるにもとづける也。されども穩ならず。又灶の誤字なりといへるは。論ずるにもたらぬひがこと也。考るに。揚雄方言云。草木刺人。北燕朝鮮之閒。謂之朿。（方言各本に策に作れり。今盧氏抱經堂本戴氏疏證本等に據て改む）或謂之壯。郭璞注に。今淮南人。亦呼壯。壯傷也。とあり。灸も亦草にて刺ごときわざなれば。壯とはいへるなるべし。

玉練槌廿八

葛原詩話云。搗衣ノ杵。音節ヲ調ヲ花杵ト云。杜臆に。搗衣杵有音節。俗謂之花練槌。又元人月泉吟社詩。村酒柔情玉練槌ト。花練槌ト同キカ。」按するに。玉練槌は酒の名なり。留青日札云。酒名玉練槌。浦江月泉吟社詩。山歌聒耳烏鹽角。（烏鹽角曲名。其名義。出于丹鉛餘錄。山堂肆考。塡詞名解。風雅遺聞等）村酒柔情玉練槌。（また事物紺珠云。酒異名玉練槌）天池秘集云。唐時。造甘醴。名玉練槌。味香美。杜詩云。村酒柔情玉練槌。なごあるにて知べし。又按に徐炬が酒譜に此詩を引て杜少陵が作なりといへるは。格調をも辨ざるみだりごとよと。王士禛が蠶尾文。また居易錄等にあり。（上に引る。天池秘集も。亦杜詩と誤れり）かく一首の詩のうへにて。和漢の人のあやまれるは。まれなる事也。さて村酒を月泉吟社には。社酒に作れり。（社日の酒なり）武林舊事。諸色酒名門に。玉練槌を載て。注に祠祭とあるによれば。社酒に作れるを是とす。されば。宋朝にて祭にもちひし酒なるを。天池秘集に。唐時に造りし甘醴と。いへるも亦誤也。

源暑薰蒸癘所伏。一國之人走如狂。歲歲迎神事毆逐。巡行縣鄙示周知。觀者駢闐如蟻旋。鐃鼓聲喧列畫旗。雲仙導引乘丹轂。府史分曹半儒童。傒輿坐擁司文牘。執戟郎趨武衛森。華裀吏捧衣冠肅。亦有行厨備綺筵。玉杯象箸紛肴蔌。繡蓋新張色樣鮮。珊瑚翡翠圍文縠。大纛高牙取次峯。朱旛十丈連雲靈。寶鼎龍文健獨扛。衆中賈勇誇賁育。負戴嬰兒百戲陳。隨身傀儡持竿木。或崩厥角稽首齊。千夫頂禮偕匍匐。又支雙臂藁鈎懸。香爇旃檀燎肌肉。左右威驚對簿嚴。于思睅目皤其腹。小部笙歌入耳清。兩行宮監移絲竹。舞袖輕裾接媵嬙。氤氳夾道爐煙馥。迤邐傳呼仙仗來。神容睟穆臨黃屋。吁嗟巧力各自呈。盡瘁馳驅無怨讟。媚神惟欲迓神庥。疾疫潛除還降福。我聞神異本天生。照夜光芒下魁宿。但修明德神所歆。底用奔忙特巫祝。などあり。

附識す。鹽尻云。卜部兼倶。明應三年十一月の中臣祓聞書を按するに。祇園牛頭天王は。清和帝。貞觀中。天下疫癘流行す。兼倶二十代前。日良麻呂勅命を奉して。京中の男女を牽ゐ。六月七日と十四日。神輿を餝り。神泉苑へ疫神を送りし。其次の年。又疫有故に。去年の如く送り。其次の年も。民疫病に苦しかば。前の如く神輿を捧げ。京師の男女囃子ごとをして。神泉苑へ送りし。夫より年々六月疫神を送り。歲毎に神輿を造るも。大儀なれば。置所を定むべしと。東山感神院に。神輿を納ける。其堂もせばかりけるにや。昭宣公の御殿を參らせられ。かしこに立て。神輿を納め。祇園精舍と號せし。仍て素盞烏尊を勸請したるにはあらず。彼神輿を宿せしまゝ。おのづから神所となりける斗也。此說二十二社注式にそむけり。但昔疫神を送りしといふ事は。さもあるべきにや以上鹽尻按するに。疫神を送るとて。船をつくるは。此神輿よりうつれるにて。もろこしにならへるにはあらざるへし。

灸幾壯廿七

松蔭醫談云。灸一壯二壯といふは。壯人をもて準とする詞なりと。古人の注し侍るはいかなる事ぞや。予是を考れば。炷壯字形の似たるより。いつしか寫し誤るのみ。」按ずるに。通俗編數目云。後漢書注引華

除殭驅瘧鬼。以解殭氣。各鄉莊村疃置會首一年一家。聚父老長幼。乃於溪河之中。撾鼓大喊。競渡龍舟。以送殭鬼。會首置物食之類。使其爭搶競奪。以爲樂豐年之事。また木舟もあり。知新錄云。徽郡。春初必賽神。爲舟以送瘟。黃黃生有神船八章。其詩曰。刻木爲舟。束帛爲人。首尾象龍。綵繪如神。◉臺灣縣志祠宇志云。每三年。郎大斂財。延道流。設王醮二三晝夜。謂之送瘟。造木爲船。糊紙像三。按に。重修臺灣府志に。設瘟王三座儀仗儼如王者。盛陳優觴。跪進酒食。名爲請王。愚民爭投告牒。畢。乃奉各紙像置船中。競賚柴米凡百器用兵械財寶。以紙或綢爲之。無一不具。推船入水。順流揚帆。而去則已。或迴泊岸側。其鄉必更設醮。造船以禳。按に府志に。或泊其岸。則其鄉多厲必更禳之每費累數百金。少亦不下百金。雖窮村僻壤。罔敢客怯。以爲禍福立至。噫此誣神惑民之甚者也。また草船もあり。岳陽風土記云民之有疾病者。多就水際。設神盤。以祀神。或爲草船。泛之。謂之送瘟。月令輯要云。楚通志。正月十八日夜。燒燈。以草爲船。實以紙馬。送至江滸焚之。謂之禳災。また蓮船もあり。吳門補乘云。乾隆二十年乙亥。吳下奇荒。丙子春。復遭大疫。巡撫莊公有恭。延穹窿道士。建醮十日。以蓮船送祟。焚于盤門外。街坊徹夜。鳴金伐鼓。以祛之。また鹽尻云。甲午按に正德四年四五月の比。肥前長崎の港。疫疾大に流行し。六七月。難波京師に及び。染疾の家々。苦しみ愁ふ。泉南尤甚しく。堺の商家死亡數千人なりし。京にては組を定め。人形を作り。夜に入數十人。金鼓には疫を送る。喧びすく。前代未聞の姿なりし。東海談云。享保十八年。七月上旬より。東都大に疫癘はやり。上下貴賤。みな此氣に中りて病す。十三日十四日の比は。大路の往來もたえ〳〵なり。是は醫書に。いはゆる天行時疫といふもの歟。邑里ともに。藁にて疫神の形を作り。かね太鼓をならして。是を南海へ流しぬ。」などあり。これ今もなほするわざ也。又按するに。是も唐土にあり。萬病回春邪祟の條云。鬼脈。乃邪祟爲之也。不用服藥。但宜符咒治之。或從俗送鬼神。亦可。八紘譯史云。吐蕃。疾病不知醫藥。鳴鼓焚柴。以逐疫鬼。篤信咒詛。梁玉繩蛻稾云。杭城賽神。東嘉忠靖王。尤盛以逐疫也。戲作。江城五月多炎熇。

乁を引て。倶にケヌキヤ。と譯したるは誤なり。カミコヒ。と譯すべし。其證は。僧居簡が。贈二刀鑷工一文に。天台刀鑷工初來レ杭。余髮方壯。鬚矗矗如レ蝟。試二其技一。瑟瑟如二蠶食一レ葉。若レ無レ刀焉。云々北礀文集六　僧大觀が。贈二刀鑷一詩に。彈レ鑷山林坰。豪門次第登。技能雖二自負一。心手要二相應一。適意惟杯酌。營レ家只斗升。數煩二來薙一レ我。短雪易二髼鬆一。物初賸語六　鄭氏規範に。諸婦不レ得下用二刀鑷工一剃上レ面。山菴雜錄に。有二金壇刀鑷蔣生者一。爲レ師剃レ髮。などあるを考ふべし。

さて刀は剃刀なり。

附識す。秉穗錄云。賢奕編に。鑷工稱二待詔一と。見聞錄に。待詔者。吾松櫛工之稱也と。二説同じきにや。」按するに。倶にかみゆひ也。吳風錄に。剃工爲二待詔一。とあるも亦同しものなり、又霏雪錄の鑷肆は。かみゆひとこ也。鑷字の義は。唾餘新拾に。吳俗稱二鑷工一爲二待詔一。今剃頭遇レ有二鼻毛白須一。亦兼鑷云。故有二此稱一。待詔髮ゆひならぬものなども。といひたる事。拙著俗語類譯に出せり。

送二疫鬼一　廿六

日次紀事云。凡疫癘。春初多流行。若レ然則民間大人小兒。每鳴二鉦鼓一。而追二疫鬼一。或以二綠樹條一作二小船一。捨二郊外一而歸。或以二生芻竝生草一。造二偶人一。捨二野外一而歸。是亦驅レ疫之一術。而唐土造二紙船一之類乎。」按するに。紙船の事は。閩書風俗志云正月上元十三四五日。各里造二紙船一送二瘟鬼一。五雜俎云。閩俗。瘟疾之疾一起。卽請二邪神一。朝夕拜禮。以二紙糊船一。送二之水際一。天門縣志風俗志云。以二紙糊龍船一。沿レ門遍收二米穀一。將レ牌納二船內一。送化二水際一。謂二之收瘟攝毒一。妄妄錄云。乾隆五十四年秋。淳安縣城大疫。居民齋醮。扎二紙船草人一。焚レ芻送二於河一。謂二之送瘟船一。大二於小艇一。底二浮薄板一。以レ是不レ沈。順レ流浮。漢口叢談云。楚俗以二五月望日一爲二大端陽節一。剪レ紙爲二龍船一。中坐二神像一。自二朔旦一起。至二十八日一止。鼓鉦爆竹鐙火諠闐。晝夜不レ輟。處處皆然。楊林口爲二更盛一。數十人駕二一小舟一。衆槳齊飛。疾如二風雨一。鼓聲人聲。與二水聲一相應。岸上觀者如レ堵。謂二之龍舟競渡一。亦有下士女坐二四柱青幔之船一。竹簾傍挂。肴釀笙歌。出游助上レ興者。土人云。將三以驅二瘟疫一也。また紙船にはあらざれども。是に似たるは。臞仙神隱云。五月五日。宜下

食は。後世の硯水とは。異なるべし。又按するに。運歩色葉集云。硯水咸陽宮作時。依レ高硯水凍。入レ酒則硯水不レ凍。餘酒大工飲レ之。今世傳來曰ニ硯水一也。とあるによれば。硯水はもと酒をいへるを。うつりて他の食物をも。工匠にあたふるをば。硯水とよべるならん。さて酒を硯水とよべるは。玄水の假字にや。僧無住の雜談集に。嵯峨淨金剛院ノ院主。道觀房。淨土宗學生。後嵯峨法皇御歸依ノ僧ト聞シガ。弟子律僧。夏比爲ニ對面一來事有ケルニ。人ヲ召シテ。大乘茶參ラセヨト云。何物ニヤト思程ニ。打銚子ニ。玄水ヲダブ〱ト入テ來レリヤ。御房是メセ。梵網經ニハ。酒ノ器ヲ過セバ。五百生無レ手報ヲ得ト說レタリ。サレドモ道觀ハ極樂ヘ參ズレバ。カタハモノニハヨモナラジ。タヾメセト云ニ。愼テ言ナシ。イデ〱トテ。我三杯飲テ。弟子ヘサス。弟子三杯ノム。又モテ來レトテ。又三杯ノミテ。內野ニテ醉サマシテ。寺ヘ歸ラレヨト云。弟子又三杯飲テケリ。此事ヲ聞侍ショリ。大乘ノ名モナツカシク。覺エ侍ルマヽニ。多ノ名ノ中ニ。大乘ノ茶ト申ナレタリ。玄水ハ醫書中ニ見エタル名也。或ハ僧ノ中ニハ。般若湯（般若湯出東坡志林及墨莊漫錄酒譜等）トモ云ヘリ。本說不レ知侍りと見えたるにて知るべし。醫書とは。證類本草なるべし。彼書卷六。菖蒲の下に云。夏禹神仙經ニ。菖蒲薄切。令ニ日乾一者三斤。以ニ絹囊一盛レ之。玄水一斛清者。玄水者酒也。懸ニ此菖蒲一。密封閉一百日。出視レ之如ニ綠菜色一。以ニ一斗熟黍米一內レ中封十四日。間出飲レ酒。則一切三十六種風。有ニ不治者一悉效。また此二字は。淮南子詮言訓云。樽之上ニ玄樽一。高誘注云。樽酒器。所レ尊者玄水。とあるに本づけるにや。附識す。僧袾宏の緇門崇行錄云。唐玄鑒。澤州高平人。性敦直。數有ニ繕造一。工匠繁多。或ニ送レ酒者一。輒止レ之曰。吾所レ造必令ニ如法一。寧使レ罷レ工。無レ容ニ飲酒一。時清化寺。脩ニ營佛殿一。州豪族孫義。致ニ酒兩輿一。鑒卽破ニ酒器一。流ニ溢地上一。贊曰。今時之餉ニ工役一。非ニ惟用レ酒。兼復飪レ腥。至ニ於竪レ棟安レ樑賽レ神宴レ客。且復赤ニ丁垣之刀一矣。天堂未レ就。地獄先成。豈虛言哉。司ニ營繕一者。當ニ痛以爲レ戒。これを見れば。唐土にても。工匠の勞を慰むる事あり。

刀鑷工廿五

名物六帖に。增續韻府の刀鑷工。堯山堂外紀の刀鑷

飥㆒。或在㆓水飯之前㆒。予近預㆓河中府蒲左丞會㆒。初坐即食㆓罨生餺飥㆒。予驚問㆑之。蒲笑曰。世謂㆓餺飥㆒爲㆓頭食㆒。宜㆑爲㆓群品之先㆒可㆑知矣、意其唐末五代。亂離之際。失㆓其次序㆒。また明の胡侍が眞珠船に。今人宴終。必薦㆓粉羹㆒。其來頗遠。邂齋間覽云。太祖內宴先令㆑進㆑粉故名㆓頭食㆒後人宴終方薦㆓此味㆒蓋失㆓其次㆒耳これ麵を頭食といへり。清の王棠が知新錄に近世點心亦名曰㆓頭腦㆒とあるも麪類よりうつれるにや或人云。上に引る初學記の文に據れば。饅頭は專ら祭にのみ用ひて。宴席の食物ならねば。頭食の類とはいふまじくや。答ていはく。藝文類聚の束晳が餅賦に。若夫三春之初。陰陽交際。寒氣既濟。溫。不㆑至㆑熱。于㆑時享宴。則曼頭宜㆑設。とあるにて宴席にも用ひたるを知べし。

附識す。知不足齋本游宦紀聞に。黃長睿云。饅頭當㆑用㆓槾字㆒。見㆓束晳餅賦㆒とあり。盧文弨が跋に此語を引て。今攷㆓束賦中㆒自作㆓曼字㆒。卽字書中亦無㆑槾と云り。按するに。廣韻。上平聲一十六桓部。槾字の注に。槾頭餅也とあり。其下に饅字の注に。俗とあり。槾は正字。饅は俗字なり。

硯水廿四

東牖子云。農民餔時前に食するをケンズイと云。間炊なるべし。建水と古く書來れど。據をしらず。

閑田耕筆云。今世造作せる職人に。三時の食物の外に。勞を慰むる爲に。酒餅の類をあたふるを。けんずいといふ。其字も義もしらず。唯ならはしにて。いふものも。聞ものも。此事と心得る也。然るに此頃。藤叔藏。藏する古文書零紙を見るに。硯水の字を用ゆ。天正十九年六月。櫓造作入目注文と題する數條の內。三十文。粽硯水一日分。同ヲガ引ノ內十六文。酒硯水。硯水と書る子細は未㆑聞。もし硯の乾きたるに水をうつすが如く疲たるものに酒菓をあたへて。是を慰め。用をなす義にや。されど是は推量の說也。橘洲は。間食かといへり。」按するに。間食の字面は日本靈異記卷上にあり靈異記考證に。造酒式云。酒部二人官人。云々仕丁二人。云々釀㆑酒日。給㆓間食㆒。稻春女丁。亦同者是也。主稅。織部。大膳。大炊。掃部。內膳。主水式。亦有㆓間食㆒。屋代臨池先生曰。間食謂㆓於朝夕食時之外食㆑之。行阿假名遣。作㆓硯水㆒。古寫本。或作㆓間水㆒。皆假借也。今京都及大和國。俗語卽爾。愚按周禮。膳夫職云。凡王之稍事設㆓薦脯醢㆒。鄭司農注云。稍事謂非㆓日中大擧時㆒。而間食。謂㆓之稍事㆒。とあり。されども。靈異記。延喜式の間

又號枯道人。關西士族也。薙髮爲沙門。性行純粹。心地高潔。好遊諸名勝。因過雲間。與之談詩詩奇。與之飲酒。酒可中上戶。云々又卷十一書酒上戶と標目して云。新安有販木大賈。善飲酒。自詫天下無二。插標木筏上云。飲者能勝我。取一筏去。有京僧某。聞而赴之。褁一物負項背間。曰。僧酒徒也。願就飲。賈出銀椀。約容三五升許。僧一吸而盡。旣而咲曰。此物瑣碎。僕有酒瓢在。解褁。乃大銅磬也、連飲三磬而別。賈如數許之。又淸の曹寅か楝亭文鈔に。二杯銘云。南董先生。弗良於左臂。藥石有瘳。自議止酒旣而曰。孰與我杯。我數而飲之。偶有二杯。埏埴大者類豆。小者若巵。二合有溢不堪上戶。云々など云へり。

饅頭廿三

事物紀原に。蜀の諸葛亮が孟獲を征し、時に。蠻神を祭らんとするに。蠻俗は人の頭を以て祭るならはしなりと。いふものありしかど。もちひずして。羊と豕との肉を麵に包みて。人の頭にかたどりて。祭れりとぞ。それより饅頭ははじまりけるよしをいへり。同話錄にも此說あり。七修類藁には。もと蠻頭なるを饅頭と訛れりとすと。委しく藝苑日涉に記せり。按するに此事又誠齋雜記。演義三國志。古今事物考。などにも出て。誰もしれる故事なり。されども誤なり。いかにとなれば。初學記に、盧諶祭法曰。春祠用曼頭。餳餅。髓餅。牢丸。荀子四時列饌傳曰。春祠有曼頭餅。以上初學記とあるを見るに。三國の時。蠻神を祭らんとて。造りそめたるものを。さしつぎの晉の祭に。盧諶は。晉人なり。晉書に傳ありそなへん事は。あるまじくおもはる又按に。漢の劉熙が釋名に。䏿衘也。衘炙細密之肉和以薑椒鹽豉。已乃以肉衘裹其表。而炙之也。と見えたり。是つゝむに。肉と麵とかはり。熟せしむるに。炙と蒸とのたがひはあれども。其製は。またく饅頭なり。されば此もの。諸葛氏より前にある事も。亦明なり。蠻神を祭るに始らされば。人の頭にかたどりて。饅頭と名つけたりといひしも。ひがことなること論なし。今名義を考ふるに。曼は冐を覆ふ義ならん。明の趙宧光が說文長箋に。幔幕也。曼有覆義。故从曼とあり。頭は宴會などの時。最初に出せる物の名にや。麵類を最初に出せる證は。宋の王闢之が澠水燕談錄云。士大夫筵饌。率以餅

てさきの商人をよびて。しか〳〵なり。かの守にかくと申せと云へば。かの人。さるかしこだてなることをいはゞ。うとみ給ひて。今より後は。おのれがうるものをばかひ給はじ。とうけがはず。日頃誤給へる事を。あきらめ給なば。いとうれしとこそおぼすらめ。しひて申せといひつれども。うちわらひてかへりぬ。

附識す。或人。某雜志といふ書を作りて。誤もあらば記せよとありしゆゑ。いさゝか書しうち。有ニ波斯常一とある所の批語に。有ニ波斯一常と點すべし。波斯は。波斯國なり。といへりしを。彼人此事をまた書に著して。有ニ波斯一常。と點したり。また誤れり。有ニ波斯一は。波斯國の人ありてなり。波斯國にありてならば。有にはあならず。在字なり。是右にいへる俗說辨に同き讀誤り也。彼作者。此字義を辨へぬ人にはあらねども。雕刻をいそぐ故に此類の事多し。

上戶廿二

今昔物語集卷十九云。上戶ニテ有ケレバ酒ノ欲サニ云々。公事根元集釋云。上戶。江次第ニハ高戶トアリ。唐ニテハ大戶ト云。餘冬序錄四十九云。人能飮。不レ能レ飮。大小戶之稱。唐宋酒令。詩話。言レ之多矣。今人殆相循而云爾。或問此稱。定起ニ何時一。吳志。孫皓每ニ饗宴一。人以ニ七升一爲レ限。雖レ不レ入レ口。立澆灌取レ盡。是三國以前。事ニ麴糵一者。已有ニ此品目一也。（蘭洲瑣語云今謂大飮爲上戶不知何謂晉王忱嗜酒醉輙經日自號上頓上戶上頓之訛與）白河燕談云。客問。多酒者呼ニ上戶一。小酒者呼ニ下戶一。其由何耶。答曰。白氏文集曰。猶嫌小戶長酔。韻府曰。以ニ飮多者一爲ニ大戶一。小者爲ニ小戶一。松廼落葉云。酒をよくのむ人を。上戶といひ。えのまぬを下戶といふは。いにしへ百姓の戶口をいふに。その口の多少によりて。上戶中戶下戶といふことのありしかば。酒のむ事の多少を。それになぞらへていへるになむ。戶口のことは。日本書紀。持統天皇の卷に。大臣よりつぎ〳〵。至テハレ無レ位、隨ニ其戶口一。其上戶ニ一町。中戶ニ半町。下戶ニ四分一。とあるを見てしるべし。」按するに。上戶の語。宋元よりありもやしけん。かしこへ渡りたる僧などの。傳へ來し詞なるべし。愼言がはじめて見たるは。明の陳繼儒が白石樵眞稿。卷二十寄緣結茆疏云。寄緣名ハ眞觀。

二月後日益多一尾纔百錢耳と。今江戸にてかつをヽ買ふと同し。松陰快談云。東都人嗜二松魚一。其出在二春末夏初一。始出一尾直萬錢。都人爭買レ之。中下之戸。最先食レ之。以二晩食一爲レ恥。傾レ嚢典レ衣。惟恐レ不レ得也。至二四五月之際一。出益多。一尾纔百錢耳。石林詩話曰。云々。是彼此相似者。河豚有レ毒。往々殺レ人。松魚亦有二微毒一。其不レ鮮者。能中二傷人一。鮮者亦不レ宜二多食一也。」按するに。爾雅翼に。䰾。今之河豚。其出有レ時。率以二冬至後一來毎三頭相從。號爲二一部一。噫云。得二一部一典二一袴一。言烹和所レ用多也。とあるも。亦快談の典レ衣といへるに似たり。江戸の卑賤の者。河豚を鉄炮といふは。あたれば卽命を失ふとの意なるべし。是も似たることあり。梅堯臣の宛陵集に。范饒州。座中客。語レ食二河豚魚一詩に。庖煎苟失レ所。入レ喉爲二鏌鋣一。とあり。鏌鋣は古の劒の名なり。

蟇息廿

源平盛衰記大地震事條に昔モ今モ。怨靈ハ怖キ事也。蟇ノ息。天ニ上ト云事モ有ゾカシ。とあり。のみの息天へあがるといふは。近き頃の諺にて。長頭丸油かす以下の書に見えたり。されども蟇の字を。ノミとよまむ事あるまじく思ひしに。南浦文集に。我日本之諺。有之曰。蝦蟇之嘆息。其氣昇レ天。とあるに據れば。盛衰記の蟇は。ヒキとよむべし。白氏文集。蝦蟇の詩に。常恐飛上レ天。跳躍隨二姮娥一。往往蝕二明月一。とあり。これらよりいひ出せるにや。今豊後にてひきのおもひも天に通ずといふは。古諺の傳れるなり。

馮永功廿一

先年。書畫をあきなふものヽいへるは。ある國の守の給ふやう。むかしもろこしの馮永功といひし人。ここに來りて。山水を畫きたる事。ものに見えたり。今も其筆跡あるべし。いかでかはやとて。しきりにもとめ給ふよしをいひき。さて四五日過て。俗說辨を見つるに。畫史云。馮永功字世勣。有二日本一著色山水一畫上。とあり。おもふに此書を見てそのたまひけん。たゞし是は。訓點のわろきなり。有二日本著色山水畫一。とあらたむべき也。馮永功は。日本人のかきたる。彩色の山水の畫をもてり。といふこと也。（日本にありてなれば。在字なり。有字にはあらぬなり）同じ畫史に。王球字夔玉有二兩漢而下。至レ隋古帝王象一。とあるにても明らか也。さ

昌邑の令。王密と云は。昔楊震が秀才に擧せし人なり。王密金を懷に入て。夜來て此を乞ふに。楊震不レ受。王密が云く。情を報ずる也。人のしれるなければ。世に不レ可レ聞と。苦に云り。楊震答て云。天知地知れり。汝しれり。◉我しれり。既に四知ありとて。終にうけず。」といへり。流布本の蒙求注を見るに。天知神知我知子知とあり。舊注蒙求。及び學津討原本の蒙求注。後漢楊震傳。倶に神知とありて。地知とはなし蒙求和歌注の誤にやと思ひしかど。是よりさきなる。寶物集云。楊震道ヲ行ニ。金ヲ求タリキ。是ヲ不レ取シテ有ケルヲ。倶ニアル者。如何ニ是ヲバ不レ取ゾト云バ。天知。地知。我知。人知。如何ニ主ニモ知レズシテ。物ヲバ可レ取トテ取ズ。是ヲ四知ヲ耻トハ申ス也。又後なるは。十訓抄に。此事を載せて。天も知。地も知。我も知。人も知とあり。河海抄若菜下に。いかに隱密なる事も。四知とて。天地人我の四は知る也。」八幡愚童訓に。天知。地知。吾知。汝知。　太平記仁木没落事條に。只二人して云ことだにも。天知。地知。我しるといへり。寢覺記に。隱れてする事。天しる。地しる。我しる。人知。是を四知といふ。　産衣に。「心のしるを何かくすらん。「愚なる身は天地に耻もせで。」宗祇などいへり又。三敎指歸覺明注に。東觀漢記曰。楊震字伯起。弘農華陰人也。爲二東萊大守一。及レ行レ郡。經二昌邑一。昌邑縣令王密。是故震所レ擧秀才也。密夜懷レ金與レ震。以報二往昔之恩一也。震曰。故人知レ君。君不レ知二故人一何也。密曰。夜暮無二人知一レ之。震曰。天知地知神知子知我知。已有二四知一。何謂レ無レ知也。遂辭不レ受。王密慙而去と云り。是地知の字あれども。又神知の語ありて。五知となれり。是は異本を見たる人の傍注を。傳寫の人。正文に竄入したる也。清朝にて編集したる。東觀漢記を閲するに。地知の二字なし。又白氏六帖清廉門に。楊震が事を載て。天知。地知。子知。我知に作れり。此ごろ。袁宏が後漢紀を閲するに。安帝紀。延光三年二月戊戌の下に。此事を載て。君知。我知。天知。地知。と記せり。されば古本の蒙求注には。地知と有けんかし。

河豚十九

秉穗錄云。石林詩話に。河豚方出時。一尾直千錢。然不二多得一。非三富人大賈預以レ金噉二漁人一未レ易レ致。

臨渭亭應制詩に。須陪長久宴。歲歲奉吹花。唐詩紀事卷一中宗。九月九日。幸臨渭亭登高作云。泛桂迎罇滿。吹花向酒浮。又德宗豐年多慶九日示懷云。芳罇滿衢室。繁吹凝烟空。又二十王景。慈恩寺九日應制云。綴葉披天藻。吹花散御筵。又四十張說。三相同日拜官。奉和御製云。菊花吹御酒。蘭葉拂天詞。などあり。

風車十七

小兒の玩物の風車は。ふるくよりありしもの也。長谷寺觀音驗記に。鳥羽院御宇。當寺に法師丸と云ける小童有き。少より父に別て。貧母一人字くみけり。七歲に成ける保安二年の秋の比。同樣成者七八人集り。面々風車（按宸筆御八講記亦有風車）を持て遊けれ共。此法師丸には作りてとらする者なし。浦山しさの餘に母に泣悲て乞ければ。自ら作て取せたりけれ共。敢て廻らざりければ。又母を責けり云々。　正徹の草根集に。享德元年十月廿七日。右京大夫の家の會に。寄車戀。「手にとればそなたより吹風車めぐりあふべきしるしとぞ見む。後奈良院御撰何曾に。風車の謎を。嵐は山を去て軒のへんにあり。尤双紙に。或連歌のまへ句に。「あぢきなやたゞまはしても見ん「みどり子のなきがかたみの風車。など見えたり。此ものもろこしにもあり。水滸傳（王教頭走延安府條）に。把一條棒使得風車似轉。帝京景物略に。剖秫稭二寸。錯互貼方紙其兩端。紙各紅綠。中孔以細竹。橫安秫竿上。迎風張而疾趨。則轉如輪。紅綠渾渾如暈。曰風車。また紙風車ともいふ。日下舊聞補遺に「浮山集を引て。簸泥錢。跳白索。轉紙風車。蹋石毬。鞭陀羅。擊太平鼓。放空鐘。京師小兒雜戲也。と見えたり。賓退錄に。路德延孩兒詩曰。相敎放風旋。弋說の積書說に。子孫東書于高閣。或零落散佚。村婦人。稱爲線貼。而痴孩子。碎爲風輪。などある。風旋。風輪も此ものにや。又朝鮮にもあり。彼國人。李德懋が清脾錄に尹治字子精。號玄圃。嘗有陸士龍絕倒病。成均館月課見鄰席之士。傘上搜風車飈飀然。回回不卽止。于是捧題軒渠竟日不能已。仍曳白而出。とあり。

天知地知十八

天しる地しるといふ諺も。蒙求和歌注云。楊震東萊の太守として。任に赴に。昌邑と云所を過けり。

て。逸したる歌ならんとおもひて。補へるなるべし。もしはなふく秋の詞につきて。注すべくは。第三右の歌より廿首前に。修理大夫顯季の。六條の家にて。殘菊留秋といへることをよめる「をしまれてはなふく秋もうつろへる菊をばえこそ見すてざりけれ。とあるをこそのすべきを。それをおきて。後の歌をあげたるにても。後の人のしわざなるをしるべし。此注にかなへるは。第八戀部に。「はねかづらあかものすそにくりためてはなふくいもをふれずはやまじ。とある歌なるべし。さて花ふく秋とは。重陽に。菊酒飮に花を吹事あるをいへり。重陽過ても九月をば花ふく秋といひしなるべし。重陽なるは後の歌なから。夫木抄酒の題に。隆季。「竹の葉の籬の菊を折そへて花をふくらん玉の盃。」(竹の葉は酒の異名なり)又詩にも作れり。田氏家集の。九日侍宴賦菊暖花未開應制詩に。縱浮恩盞吹還重。　菅家文草の。九日侍宴同賦吹花酒應制詩に。把盞無嫌斟分十。吹花乍到唱遲三。　又同諸才子。九月三十日。白菊叢邊命飮詩序に。九日吹花之飮。就公宴而未遑。　又客中九日對菊書懷詩に。口未吹花淚滿盃。　又九日侍宴。群臣獻壽應制詩に。祝盞吹花花自笑。又九日侍宴。觀群臣插茱萸應制詩に。口嫌酒菊吹先去。朗詠集菊門に。紀納言。先三遲一兮。吹其花。如曉星之轉河漢。(私注に。三遲者酒名也)江吏部集の。菊有延年術詩に。酒上吹花嘲雪子。籬東近月呼雲孫。新撰朗詠集酒門に。菅庶幾。戴酒訪幽人詩に。荊籬客醉斜吹菊。柴戶人稀緩酌蘭。無題詩。藤原敦光。賦菊花詩に。玉蘂吹來唇自冷。　又藤原茂明。同題詩に。浮花吹得三澆酒。などあるをあはせ考れば。花を吹とは。盃中の菊花を吹事にて。厭勝なるべし。此事もと唐土より起れり。秉穗錄に。九月九日を吹花節といふ。宋宋祁後苑燕射賦に。月著授衣之令。日紀吹花之遊。とあり。」又按するに月令廣義。九月初九日條に。吹花節。注に。宋詩とあり。是は楊萬里が誠齋集(卷十九)賀皇太子九月四日生辰詩に。重九吹花節とあるをいひしにや。されども吹花。宋に始るに非ず。藝文類聚(卷四)に。梁庾肩吾。侍讌九日詩曰。玉醴吹花(按に初學記岩に作れり)菊。銀床落井桐。　文苑英華(百六十九)に。蘇頲。九日侍宴應制詩に。降鶴因昭德。吹花入御詞。　又(百七十三)趙彥昭。九日幸

王未嘗相喚。乃自求押到何也。と押字の義似たるやうなり。」按するに。此押字は警固して行意なり。人のすべき事を自らするといへる也。靈應錄に。有漁者死。信宿而活。云。被人追往一處。見先舅氏在其間。似為世之曹吏。曰追者誤矣。呼追者曰。速押斯人回去。夷堅支志に。劉四暴卒。爲兩吏領。至幽冥中。入閻王殿庭下。云々王命吏押回劉。●夷堅三志に。俞一郎者。被病困危。爲二鬼拽。出行及一門樓。問爲何所。曰地府也。俄押往殿下。撿生前所爲。　耆舊續聞に。有數獄卒。押其女。など。あるにて知べし

唐土俗語十五

唐土の俗語の書をよむは。無益なりといふ人あり。答て云。鴻儒碩學といへども。俗語をしらずして。誤れるものあり。無益ともいひがたからん歟。其證は異稱日本傳に武備志を引て。日本考津要に貿易用金銀銅錢。憑經紀名曰乃隔依理。と點す。これ經紀の俗語なるを知ざる也。憑經紀。と改べし。經紀は此國にいふ。スアヒトリなり。乃隔依理は中入にて。賣人買人の間に入の謂なり。經紀の事は。品字箋に。世俗以牙行爲經紀。とあり。牙行は卽スアヒトリなり。知新錄に。今人謂主貿易爲牙行。とあるにて知べし。また講習餘筆に。唐李義山ガ雜纂ト云書アリ。其書ニ「●必不來。客作偸物去。と點す。是も亦客作の俗語なるを知らざる也。客作偸物去と點すべし。能改齋漫錄云。客作兒者。傭夫也。肯綮錄云。今人指傭工之人爲客作。三國時已有此語。焦光飢。則出爲人客作。飽食而已。長洲縣志云。罵傭工曰客作。注云。漢書匡衡傳。乃與客作而不求價。（また野客叢書。輟耕錄。堅瓠巳集通俗編。等に出たり。）などの類なり。

はな吹秋十六

顯昭散木集注云。秋もつひにくれ。都の人もかへりぬれば。とゞめかねて。「なにかさもはなふく秋にかはりぬる冬はみゆきをもたぬものかは。はなふくとは。けはふ心也。けはふ時ははなふくらかすなり。」按するに。此注此歌にかなへりとも見えず。よく考ふるに今本の散木集注は傳寫せし人。こゝの歌を遺脫して。注のみを寫しゝを。後の人。散木集第三秋の部に載たる。右の歌に。はなふくの詞あるにより

關のしみづにかげみえて今やひくらむもち月の駒。考るに此歌は萬葉集「かはづなく神なび川に影見えて今や咲らむ山吹の花。といふをおもひてよめるなるべし。兼盛が衣うつべき時やきぬらん。とよめる歌を。時文が難ぜし時。貫之が歌をもてこたへたるは。萬葉集をばわすれたるにや。」といへり。按するに。是は十訓抄を讀ての說なるべし。彼抄云。天暦御時。月次の御屛風の歌に。擣衣の所に。兼盛詠云。秋深み雲井の雁の聲す也衣うつべき時や來ぬらん。紀時文。件の色紙形をかく時。筆をおさへていはく。衣うつを見て。うつべき時や來ぬらんと詠ずるはいかん。兼盛に尋らるゝに申云。貫之。延喜御時の御屛風に。駒迎の所に。「逢坂の關の清水に影見えて今やひくらむ望月の駒。と詠ずる其難ありや。いかに。時文口を閉づ。しかも時文は。貫之が子にて。かく難じたりける。いよ〳〵あさかりけり。」とあり。時文。兼盛が御屛風の繪の歌を難じける故に。貫之が御屛風の繪の歌をもてこたへし也。もし萬葉の歌をもてこたへんに。時文いかで閉口すべき。又按するに。十訓抄印本には。右に引てかこみをつけたる。貫之云々の十六字脱たれば。今古寫本にて補ふ。五老古本を見たらんには。此說はいふまじき也。たゞし古本を見ずとも。此事は。袋草紙。顯昭拾遺抄注。著聞集等に載て。皆古本のおもむきなり。ことに著聞集は。此人のあらはしゝ雅言集覽に。往々引用たるに。これにこゝろつかざりしは。いぶかしくこそ

覘レ月占二水旱一　十三

誹諧紅梅千句に。「ひでりうらなふ初秋の頃「三日月のなりことの外かたぶきて。と長頭丸つけたり。按するに。江隣幾雜志に。劉師顏覘レ月占二水旱一。問レ之云。諺有レ之。月如二懸弓一。少レ雨多レ風。月如二仰瓦一。不レ求自下。七修類藁天地類に。俗云。月而仰。水漸長。月而昃。水無レ滴。蓋月。行二陽道一則旱。行二陰道一則潦。月借レ日為レ光。月生時如二仰瓦一。是行二陰道一矣。如二弓絃昃樣一。是行二陽道一矣。故知二旱潦一者以レ此。留青日札に月初生行レ南為二陽道一。則無レ雨。行レ北為二陰道一。則有レ雨。仰瓦則北彎弓則南驗無爽。

押字義　十四

秉穗錄云。俗に招かざるに赴くを。おして行といふ。鶴林玉露に。楊誠齋善レ謔。嘗謂二好レ色者一曰。閻羅

る。とつけたり。又俗に左右の手の拇指を屈して。四の指にておさへて寝ぬれば。おそはるゝ事なしといふは。病源候論二十三云。卒魘者。屈也。謂夢裏為鬼邪之所魘屈也養生方導引法云。拘魂門。制魄戸。名曰握固。法屈大拇指。著四小指内。抱之積習不止。眠時亦不復開。令人不魘魅。聖濟總錄百九十六に。禁夢魘法と題して。此法を載たり とあり。又梁の下に寝る事は。文海披沙云。今人寝忌壓梁及當戸。曰。能令人魘不寤。淮南子曰。枕戸撲而臥者。鬼神蹠其首。則知俗忌久矣。千金方養生道林云。臥勿當舍脊下。また朱子語類鬼神門云。雨。風。露。雷。日。月。晝。夜。此鬼神迹也。此是白日公平。正直之鬼神。若所謂有嘯于梁。觸于胸。此則不正邪暗。或有或無。或去或來。或聚或散者。とあり。梁と胸とを。いへるを見れば。上の事をいふに似たり。

良暹歌十一

ねざめのすさびに。續江戸砂子に。後拾遺。「山里のかひもあるかなほとゝぎすことしもまたで初音聞つる」是は良暹法師の歌也。山城大原の里。勝林寺の中に。良暹の舊坊有。障子に書つくる所の良暹の筆。今にきえずと云。考るに後拾遺集に。良暹の郭公の歌見えず。たゞし春の下に。三月つごもりに。郭公のなくを聞てよみ侍ける。中納言定頼「ほとゝぎす思ひもかけぬはるなけばことしもまたで初音聞つると有。今の良暹の歌と。下句またく同じ。按にまたく同しからず定頼卿の歌はことしはまたでとあり されば。良暹が歌にさる歌ありもすべし。後拾遺集にありといへるはひがこと也。」とあり。按するに。袋草紙云。人々大原ナル所ニ遊行ニ。各騎馬。而俊頼朝臣俄ニ下馬ス。人々驚問之。答云。此所ハ良暹ガ舊居也。イカデカ不下馬哉。人々感歎シテ皆以下馬ス。件良暹ガ房子今存云。或僧語云。障子ニ良暹ガ所書付之歌未消。山サトノカヒモアルカナホトヽギスコトシモマタデハツネキヽツル。在後拾遺集。定頼歌ニ末同歟。何レカ先ニ詠哉」とある。續江戸砂子の撰者は。此說を書る也。さて是は袋草紙に。點つけし者の誤なり、今點を改めて。此歌。在後拾遺。定頼卿歌ニ、末同歟、とよめば。語意明らか也、

兼盛歌十二

ねざめのすさびに。拾遺集秋部に。貫之「あふ阪の

我國中世ヨリ文字ニ疎キ故。讀誤ルヿ多シ。牛午字似タル故。牛頭ヲゴヅトヨミ。牽牛花ヲ。ケンゴ花トヨムハ。悔シキヿナリ。」按するに。牛の呉音ゴなり。誤には非ざる也。

杉湯九

續詞花集雑上云。大齋院御あしなやませ給を。すぎの湯にてゆでさせ給べきよし申ければ。ゆでさせ給へど。しるしも見えざりければ。齋院宰相「あしひきのやまひもやまず見ゆる哉しるしの杉とたれかいひけん。かへし齋院「しるしありとすぎにしかたはきくものをわがこのみわのやまぬなるべし。按するに。證類本草に。唐本注云。杉材木水煮汁。浸二捋脚氣一。また本草圖經曰。杉材。醫師取二其節一煮レ汁。浸二捋脚氣一殊効。唐柳柳州。纂救三死方云。元和十二年二月。得二脚氣一夜半痞絶。脇有レ塊大如レ石。且レ死。困塞不レ知レ人三日。家人號哭。榮陽鄭洵美。傳二杉木湯一服半食頃。大下三次。氣通塊散。杉木節一大升。橘葉切一大升。北地無レ葉。可二以レ皮代一レ之。大腹檳榔七枚。合レ子碎レ之。童子小便三大升。共煮取二一大升半一。分二兩服一。若一服得二快利一。卽停二後服一。按に本書方にも。亦柳氏方を載たり本草衍義に。杉作レ屑。煮汁浸二洗脚氣腫滿一。とあり。また續門葉集雑上云。大藏卿隆博。藥湯のために。杉の葉をこひ侍りける。返事にそへ侍りける。法印公紹「君がとふしるしとも又なりにけり杉のみたてる秋の山本。又按するに藥湯のためにとあれば。これも脚氣ゆでん料にや。梶原性全の頓醫抄三卷脚氣部云。凡脚氣ノ人ハ。家ニモチフルトコロノ桶杓ナラビニ。板ジキマデモ杉ノ木ヲ用フ。又杉ノ葉杉ノ木。常ニ煎ジテ足ヲユデ並腫タラン處ヲユデヨ。キハメテシルシアリ。濟生方ニハユヅルヿヲ。イマシメタレ𪜈。ユデヽ愈タルシルシ。オホクミエタリ。とあり(濟生方脚氣論曰用湯淋洗者醫之大禁)杉木の桶の事は。續博物志に。脚弱病。用二杉木一爲レ桶濯レ足。といへり

夢魘十

俗に胸に手をおきて寢。又梁の下に寢ぬれば。おそはるといふは。久しきならはし也。源氏物語御幸卷に夢にとみしたる心ちして侍てなん。むねに手を置たるやうに侍と申給ふ。湖月抄に。おびゆる心なりとあり。又誹諧紅梅千句に。「樂寢にはおそはれましや小夜枕といふ句に。「胸にある手をのけてのびす

作レ霖。分明滴滴是黃金。後村千家詩 曾幾が六月十四日。大雨連朝詩に。黃金北斗高。何似六月雨。茶山集 など作りたるも似たることなり。　楊萬里が雨後田間雜紀詩に。稻田滴水價千金。誠齋集三十四　高汝礪が雨後詩に。時雨兩三日。田家家萬金。有レ年天子慶。憂レ國老臣心 中州集 などあるも。夏の雨の作なるべし

夏雨分二馬脊一 八

學海餘滴卷十に。續博物志（續博物志說原出于埤雅）云。俗以二五月雨一。爲二分龍雨一。一曰二隔轍雨一。本邦諺曰。夏雨分二馬脊一。既隔二車轍一。則其理必應レ分二馬脊一也。とあり 按に南畝莠言亦此說あり 按するに。田家五行拾遺に。夏雨分二牛脊一。七修類藁に。自然一對。夏雨分二牛脊一。秋風貫二驢耳一。 とあり。牛を午と讀あやまれる人の。いひそめたるにはあらずや。其ひとつふたつをいはん。牛を午と誤りたるは。古寫本世俗諺文三葉 に九牛之一毛を。九午と誤り。續日本紀。大伴宿禰牛養を。印本八卷十四葉 に午養と誤り。空也上人繪詞傳中卷十四葉 に。牛頭天王を。午頭と誤り兒戲笑談四卷十四葉 に牛角を午角と誤り。板橋雜記の牛頭阿旁を。和板上冊廿五葉 には午頭と誤れり。又午を牛と誤りたるは。唐の張鷟が龍筋鳳髓判門下省篇 に。給事中楊珍奏狀。錯以二崔午一爲二崔牛一。斷笞四十。徵二銅四斤一。不レ伏の題あり。宋本太平御覽二十一卷 に。孝經說曰。斗指レ午爲レ夏を。明板に指牛と誤り。著聞集の午刻を印本廿卷一葉 に牛刻と誤り。山陰雜錄上卷二葉 に。午時を牛時と誤り。年中風俗考四十五葉 行餘隨筆上卷卅一葉 竝に端午を端牛と誤れり。また午を牛と讀誤りたるは。學海餘滴卷八に。遯齋閑覽云。李安義者。謁二富人鄭生一。辭以レ出。安義於二門上一大二書牛字一而去。或問二其故一。答曰。牛不レ出レ頭耳。此亦昔人題鳳意巳上 今謂門書二牛字一。直是呵言不レ如二鳳字之隱徵一也。」といへり。又按するに。遯齋閑覽は。說郛中に收たれども。節略本にて。此事を載ず。事文類聚別集に。遯齋閑覽の此文を引て。大二書午字一と見えたり。餘滴の牛字は。誤なり。鄭生が頭を出さゞるを嘲りて牛なりとて。午字を書たる也。これ牛字の頭を出さゞれば。午字となればなり。牛字を書んには。其故を問ものあらんや。牛とは村人なりと。嘲りたる也。夷堅三志に。牛者詬二罵農甿一之稱也 事林廣記綺語門に。村人牛子とあり

附識す。續黠驢編云。俗牛蒡ヲゴバウト呼ビ。牛頭天王。亦ゴヅト呼ブ。是牛午の字似タルヨリ。混ジテ音ヲ誤ルノミ。　平東海維章なるべし識語云。

妙。大啓後學。余玆來南海。留三日。去而爲風濤所阻。復返山中。是日大病。夜深方愈。次日。忽蟲食殘牙自落。余因法南峯和尚之旨。且答大士攝受之恩。亦請僧轉呪。埋於塔下。（中略）此牙得藏寶地。依大士慈光。則我身心全體。在光中也。（云々）また小兒のぬけ齒。上齒は地上に捨。下齒は屋根に上る。是もろこし人の說也。養生類纂に。小兒退齒。上齶者置床下。下齶者拋屋上。云使齒速生。注に。瑣碎錄とあり。（按に博聞類纂。亦此說あり）又齒の痛に呪して。紙一枚を疊みて。柱にあて。釘にて打つくる事。事林廣記に出たり。

あさり六

癸亥隨筆云。俗間に小石をざりといふ。歌にさゞれとよむと同言なるべし。さゞれもさりも。さら〳〵しやり〳〵といふ音を。形容したる也。十訓抄に。三井寺の覺讃僧正。年高くなりて。有職（簾中抄云、已講内供阿闍梨を有職といふ）をゆりざりけるが。熊野に詣て。山川のあさりとならでしづみなばふかきうらみの名をや殘さん（按するに。著聞集に亦此事を載て。山川のあさりとならでよごみなばながれもやらぬものやおもはん　とあり。）ざりといふもふるきこと也。」按するにあさりは。ざりにあらず。水の淺きをいへり。覺讃の歌も。それにてよく聞ゆる也。其證は。發心集（武州入間河洪水の事の條）に。いづちともなくをよぎゆけば。白波の中にいさゝか黑みたる處の見ゆるを。もし地かと。からうして。をよぎつきて見れば。流れ殘りたる。蘆の末葉なりけり。かばかりのあさりもなかりつ。こゝにてしばし力やすめん。と思ふあひだに。したい（支體）に悉くまとひつくを。驚きてさぐれば。皆大くちなは也。水に流れ行くちなはども。此蘆に流れかゝりて。次第にくさりつらなりつゝ。いくらともなくわだかまりゐたりけるが。物のさはるを悦びて。まきつくなりけり。むくつけく。けうとき事。たとへんかたなし。空は墨をぬりたらんやうにて。星一つも見へず。地はさながら白波にて。いさゝかのあさりだになし。」とあるにてしるべし。

夏雨金七

五六月ひでりの頃。たま〳〵雨ふれば。農民はかねのふる也。とよろこぶ。誹諧玉海集に。宗珠か。雨乞とゆふだちはこがねかたな哉。（云太刀ニ夕立チカヌ）とよめるは是なり。もろこしにも。趙崇森が久旱喜雨詩に。五月炎歊化

人も。又役人以下も。赤き衣をきず。疊も白へり也。らつそく（蠟燭）盃等までも。白きを本とする也。宗五一册云。わたましの時は。公私ともに。蠟燭は朱をかけず候。又衣裝も男女ともに白し。增鏡（老の波の卷）云。六條殿の長講堂も燒にしを作られて。其ころ御わたましし給ふ。（替花傳祕書云移徙の花の事云々赤きもの松たてす候）卯日のはじめつかた也。院のうへひさしの御車にて。上達部殿上人御隨身。えもいはずきよら也。女院の御車に。姫宮もたてまつる。出車あまた。皆白きあはせの五ぎぬ。こき袴同しひとへにて。三日過てぞ。色々の衣ども。藤つゝじなでしこなど。きかへられける。など見えたり。然るに世俗淺深秘抄云。移徙夜。女房用二紅袴打衣等一不レ憚レ之。而中古以來憚レ之。知足院入道。鳥羽院御堂御所御渡夜。調進御裝束。並女房裝束。皆不レ憚二赤色一。然而近代不レ用レ之。古今之作法異也。可レ依二時儀一事也。とあれば。ふるくは忌ざりし也。されば落窪物語に。人のいとよき所えさせたるを。この十九日にわたらん。人々のさうぞくし給へ。ここもすり（修理）せさせん。とくわたりなん。いそぎ給へとて。くれなゐのきぬ（絹）。あかねそめくさ（茜染草）ども。いだし給へれば。云々此物語つくりし頃も。家うつりに。いまた赤色をいまざりしなり。

移徙粥四

物類稱呼に。世俗わたましに。赤豆粥を煮て祝ふ事あり。一說に是はもと。伊豆國風にて。三島明神の氏子。伊豆の豆と。三島の三を象りて。豆三粒入るより。「今通して世上の流例となるといへり」とあり。按に此說非なり。寫本年中行事秘抄に。十節云。高辛氏之女。心性甚暴惡。正月十五日。巷中死。其靈爲二迷神一。（按に。原本速神に作れり。今掌中歷に據て改む）於二道路一憂。今過レ路人相逢。即失レ神。人々令二盜火一此人生好レ粥。（群書類從本年中行事秘抄速神作惡神生作性百作有）故以レ此祭二其靈一無二咎害一。凡作レ屋。產レ子。移徙。百恠。則以レ粥灑二於四方一。灾禍自消除矣。（按に公事根源抄亦此說あり）とあり。

齒五

我國の人。落たる齒をあつめて。高野山。或は黑谷などへ納るものあり。もろこしにも。萬曆普陀山志に。載たる。聊城人傅光宅か普陀山大士塔下。藏二零牙一志に嘉靖初年。有二南峯和尚一。過二山東之靈巖寺一。遺二一齒一。請レ僧轉レ咒。藏二之塔下一。作二零牙記一。詞意精

勘申。當梁年事。造內裏事定也。諸卿參被行之。

按するに。正史の隋書中に。梁年は酉なるよしをいはず。隋の書といふことにや。隋人蕭吉が五行大義に。右白虎。大梁之文とあり。右白虎は西方にて酉なり。但百練抄の文を。梁年に當るとよみしは非也。當梁年とよむべし。さて當梁年は。なべての酉にはあらず。己酉也。（百練抄なるもみな己酉なり）又己酉のみにもあらず。戊子己卯戊午も當梁なり。其事は日法雜書云。犯土造作凶年。戊子己卯戊午己酉。名當梁。（餘子午卯酉無忌）凡天地梁柱及當梁年。忌正堂正寢上梁豎柱餘屋舍無忌（出新撰陰陽書）と。あるにて明らか也。又按に唐の封演が聞見記に。俗禁子午卯酉。謂之當梁。嫁者云。婦姑不相見。按起居郎呂才。奉太宗詔。定官陰陽書五十卷。並無此事。今亦除之（唐會要八十三云。建中元年十一月十六日勅云。今時俗以子卯午酉年謂之當梁。其年娶婦舅姑不相見。蓋禮無所據。亦□禁斷）とあり。此說によれば。すべての子午卯酉を。當梁となへて。婚姻に忌來りしかども。呂才が陰陽書には除きしを。後に王粲が新撰陰陽書には。（舊唐書經籍志に。陰陽書五十卷。呂才撰。新撰陰陽書三十卷。王粲撰。とあり。日本現在書目錄には。大唐陰陽書五十一卷。新撰陰陽書五十卷。呂才撰。とあり）子午は戊にあたる歳。卯酉は己にあたる歳をば。なほ當梁といひて。正堂正寢の上梁豎柱を忌しなり。又元史塔本傳の附載に。鎖咬兒哈的迷失傳に。至治元年春。起大刹于壽安山。上章極諫。以爲東作方始。而興大役。以耗財病民。非所以祈福也。且歳在辛酉。不宜興築。と見えて。辛酉を忌たるは。所據ある事なるべし。

附識す。初學記に晉張華感婚賦。方今歳在己巳。將次四仲。婚姻之者。競赴良時。相繼於路。嫁娶之會不乏乎日。乃作感婚賦。曰。彼婚姻之俗忌。惡當梁之在斯。逼來年且至。迨星紀未移。云々。と見えたるも。來年は庚午にて。當梁なれば。今年のうちに婚姻するをいふならん。當梁といふ事。はやく晉の時ありし也。又舊唐書（后妃傳）に。憲宗懿安皇后郭氏。元和元年八月。冊爲貴妃。八年十二月百寮拜表請立貴妃爲皇后。上以歳暮來年有子午之忌。且止とあり。按に元和八年は癸巳なれは來年は甲午なり。これも當梁の俗忌ならん。

移徙忌赤衣三

今川大草紙云。移徙の時。祝言の初獻は。出仕の人

梅園日記卷之二

蚯蚓不レ鳴

鳴呼矣草云。蚯蚓は鳴を以て。本草には鳴砌と云。續博物志には。歌女と云とかや。或人これをためし見しに。蚯蚓はなかず。螻蛄の鳴にぞ有けるとかや。然ども。千載是を蚯蚓鳴として。すまし來れば。今改めて益なし。然ども。螻蛄の鳴は一奇説故。こゝに記し後の鑒定に備のみ。」按するに。螻蛄のなくは奇説に非ず。和名抄螻蛄の下に。能啼不レ能レ囀レ聲。云々見ニ蔣魴切韻一。又宋の寇宗奭が本草衍義に。螻蛄。月令謂ニ之螻蟈一。鳴者是矣。其聲如ニ蚯蚓一。此乃是五伎。而無ニ一長一者。（螻蛄鳴説。亦出ニ淮南子高注。爾雅疏。埤雅。爾雅翼。本草綱目。大戴禮補注等一。）など出たり。又鳴ものは螻蛄にて蚯蚓は鳴ずの説唐土にてもふるくいへり。宋の樓鑰が攻媿集七十六に。跋ニ汪季路所藏書帖一云。易晉卦之九四。晉如ニ鼫鼠一。從レ鼠石聲。陸德明釋文。音石。五技鼠也。引ニ本草一。螻蛄一名鼫鼠。始深疑レ之。攷ニ許叔重説文解字一。注云。五技鼠也。能飛不レ能レ過レ屋。能緣不レ能レ窮レ木。能游不レ能レ度レ谷。能穴不レ能レ掩レ身。能走不レ能レ先レ人。是眞螻蛄也。荀子所レ謂梧鼠（按に勸學篇。梧鼠に作れり）五技而窮。楊倞所レ注。乃出ニ于叔重一。唐本又曰。六技鼠也。下又有レ云。能歌不レ能レ成レ曲。成レ曲。一作レ度レ曲。暑月雨後。土中有下聲若ニ長哦一者上。俗謂ニ蚯蚓唱レ歌。余既得ニ六技之說一。嘗于ニ夏夜一。傾ニ聽久之一。篝レ火發レ土。果螻蛄也。元の俞琰が席上腐談云。崔豹古今注云蚯蚓。一名ニ曲蟮一。善長ニ吟于地下一。江東人謂ニ之歌女一。謬矣按ニ月令一螻蟈鳴。蚯蚓出。蓋與ニ螻蟈一同レ處。鳴者螻蟈。非ニ蚯蚓一也。吳人呼ニ螻蟈一爲ニ螻蛄一。故諺云。螻蟈叫得腸斷。曲蟮乃得ニ歌名一と見えたり。

當梁年ニ

結毦錄云。百練抄ニ。梁年ノ字アリ。何ナルヿ知レ難シ。某入道公。隋書ヲ閱シ玉フニ。梁年ハ酉年ナリト有ル由。或人云。東方蒼龍箕星。一名梁星ト云。本邦ノ故事ニ。歲酉ニアレバ。宮室ヲ營造セズトナリ。百練抄。後三條院。延久元年己酉二月十日。依レ當ニ梁年一。今年不レ可レ作ニ內裡一之由。被レ定レ之。諸道勘申。」後深草院。建長元年己酉三月十九日辛卯。當ニ梁年一。內裏造營可レ被レ問ニ諸道一。云々。八月壬寅。諸道

文集新樂府立部伎に。舞二雙劍一跳二七丸一。などゝ見えたり。
附識す徐氏筆精に走レ竿丸レ劔之戯。古已有レ之。
至二宋齊一尤盛。何承天詩云。脩標多巧捷。丸劔亦
入レ神。標竿也。◉丸劔能縮レ劔成レ丸。而復伸レ之也。
今倭國有二軟刀一。亦丸劔之遺制。と有り。按するに
此説非なり丸劔は丸と劍なり。文選張平子が西京
賦に跳二丸劔之揮霍一。注に。張銑曰。跳弄也。丸鈴
也揮霍鈴劍上下貌。と有にて明らかなり。正文に
引たる北堂書抄以下も丸劍二種の證なり。

武字をとらと訓む卅七

掌中歴云。七十二候。大雪十一月節。武始交。暦
林問答集云。武始交。交猶レ合也。壒嚢抄云。暦ノ
注ニ。十一月ノ節ニ入テ。武始交ト書ケルヲバ。ト
ラハジメテツルムトヨム。武ト云字ヲトラトヨム。
是暦道ノ口傳ニテ。頗難レ讀事ニ申メリ。按するに。
虎を武と書る事は。本草和名に。虎杖。一名武杖。
注に諱レ虎故也。和名抄に虎杖一名武杖◉釋日本紀。巻十五及び隋書
禮儀志の。白武通は。白虎通なり。尙書顧命篇の。虎臣を。
漢書古今人表に。龍臣に作れり。注に。師古曰。尙書作二
武臣一。太平御覽九百五に。周處風土記を引て。犬則飛
龍。虎子。とあるを。白氏六帖九十八に飛龍犬。武子犬
文苑英華六百十二に。李舟爲二崔中丞一進二白鼠一表に。白
武。白鼠。皆金行之祥也。且獸之大者。莫レ勇二於武一。獸
之小者。莫レ怯二於鼠一。前志有レ之。曰。用レ之則如レ武。不レ
用則如レ鼠。則武之與レ鼠。其類之極乎。按に用之の二句。漢書東方策傳に出て。二の如字ともに爲に作れり。など見えたり本草和名に。諱レ虎とある
は。唐朝の人。國諱を避たるをいへる也其事を記した
るは。野客叢書に。唐祖諱虎。凡言レ虎。率改爲レ武。如二
武賁。武丘。武林。之類一。是也。と是士名の虎賁。地名の
虎丘。虎林を改めたるをいへり。なほ呉地記。注釋柳
宗元集。祖庭事苑。學林。中呉紀聞。雪谷雜紀。四朝聞
見錄。方輿勝覽。齊東野語等にいへり。皆壒嚢抄より
前の書なり。後の書は擧るにたへず。　皇朝にても
彼土の書をうけて。記し來れるなり。
附識す。別雅に。北史羊祉傳に。熊武斯裁。即雄
武也。とあるは誤りにて。熊武は熊虎なり。柳宗
元が詩に。熊武負二崇牙一。童宗說注釋に。唐諱二虎
字一。以二武字一代。と見えたるに同じ。北史を修撰せ
し李延壽も。亦唐人なる故。虎字を避たる也。

梅園日記巻之一終

刀玉 廿六

孝養集云。浮世ノ捨ガタキ事。只夢幻ノ中ニ。劔ヲ玉ニ取ルガ如シ。發心集云。田樂猿樂ナドノ中ニ。刀玉ト云テ危キワザスル者アリ。是ヲ見レバ。刀六ツヲ三人シテトル。ムネト上手ナル者ヲバ中ニタテテ。前ニ向ヘル者一人。ウシロノ方ニ一人。各刀三ツヲモチテ。前後ヨリ我劣ラジト早ク投カクルヲ。中ニテ前ヨリナグルヲ取テ。ウシロヘ投ヤリ。後ヨリナグルヲバ前サマヘナゲヤル。スベテ六ノ刀ヲトカクサバキヤルサマ。凡夫ノシワザトモオボヘズ。人ヅテニキカバ信ズベクモアラヌ事ナリ。　太平記云。貞和五年六月十一日。抖藪ノ沙門アリケルガ。四條橋ヲ度サントテ。新座本座ノ田樂合セ。老若ニ分テ能クラベヲゾセサセケル。云々。一ノ簓ハ本座ノ阿古。亂拍子ハ。新座ノ彥夜叉。刀玉ハ道一。アヤイ笠。中門口ノ鼓ヲ鳴ラシ。云々。　文安田樂能記云。刀玉ハ玉阿今阿。兩人勤レ之。其役常之儀ハ壹人也。　季瓊日錄云。寛正六年。九月廿七日。今日春日社御祭禮。隨兵田樂一曲。一舞。中門口。刀玉。本座。新座。ヤブサメ三番射之。　又云。文正元年。閏二月十六日。有二田樂一。曰二德阿彌一。來而轉二刀玉一。其遊戲自在。轉レ物之妙。滿座人。皆覩レ之無レ不レ奇也　十七日。德阿來。重轉二刀玉一甚奇也。其妙手如レ流二彈丸一乎。　類聚往來云。刀玉。鬘籏。高脚。扇笠。また和名抄雜藝類に。楊氏漢語抄云。弄槍和名保古斗利。とあるも此類にや。此戲前條に引る列子の弄二七劍一迭而躍レ之。五劍常在二空中一の林氏口義に。今人亦有二此戲一。　法苑珠林に。西域女戲五人。傳弄二三刀一加至レ十　溪蠻叢笑に。藝精者。擲二刀空中一接レ之。名二跳雞摸一。などあるも同じわざなるべし。また刀と玉とを弄たるは續日本後紀云。承和四年七月丙戌。天皇。御二後庭一。命二左近衞府一。奏二音聲一。令レ弄二玉及刀子一。　朝野群載。帥江納言の傀儡子記云。男則或□二雙劍一弄二七丸一。　僧周信が空華集云。柏庭歸レ京過二西宮一。觀二俗所レ謂劍珠者一。余以レ疾不レ能二同行一。作レ偈奉レ贈。袖裏摩尼一顆圓。靈光夜射九重天。若從二沙竭宮中一過。龍女神珠不レ直レ錢。此技も唐土にあり。北堂書鈔百十二に。劉梁七擧云。秦俳趙舞。奮レ袖低仰。跳レ丸躍レ劍。騰レ虛踏レ空。隋書音樂志に。舊三朝設レ樂。二十八。設二鈴伎一。二十九。設二跳劍伎一。白氏

ろの人。君に申候て。御手跡にても。御念珠にても。給はり候て。身にふれ候ものは。我にをかさるゝ事候はず。まして御加持など候なれば。あたりへだにもよらず候。是により候て。水のほしう候事。堪忍ふべくも候はず。たすけさせおはしませと申候へば。いとをしく思召て。誠に聞がごとくならば。不便なることなり。是より後こそ。其心をえめとて。御盥にみづから水を入させ給ひて。給はせければ。うちうつぶきて。世にこゝろよげに。すは〳〵とみなのみてけり。」とあり。此説もろこしにても亦いへる事なり。宋本太平御覽七百六十六雜物部纒門に述異記曰。武康徐氏。宋太元中。病瘧。連治不斷。有人告之曰。可作數團飯出道路呼傷死人姓名云爲我斷瘧今以此團與汝。擲之徑還。勿反顧也。病者如言。乃呼晉故車騎將軍沈充。須臾有乘馬導從而至。問汝爲何人。而敢名官家。因縛將去。舉家尋覓經日。乃於塚側叢棘下得之。繩猶在。時瘧遂獲痊。　元板千金翼方に黄帝曰。瘧鬼十二時。願聞之。岐伯對曰。寅時發者。獄死鬼所爲。治之。以瘧人著窑上。灰火一周。不令火滅即差。」卯時發者。鞭死鬼所爲。治之。用五白衣燒作灰三指撮。著酒中。無酒清水服之。」辰時發者。墮木死鬼所爲。治之。令瘧人上木高危處。以棘子塞木根間。即差。」巳時發者。燒死鬼所爲。治之。令瘧人坐。師以周匝然火即差。」午時發者。餓死鬼所爲。治之。令瘧人持脂火於田中無人處。以火燒脂令香。假拾薪去。即差。」未時發者。溺死鬼所爲。治之。令瘧人臨發時。三渡東流水即差。」申時發者。自刺死鬼所爲。治之。令瘧人欲發時。以刀刺塚上使得姓字。呪曰。若差我。與汝拔却。即差。」酉時發者。奴婢死鬼所爲。治之。令瘧人碓梢上捧上臥。莫令人道姓字。即差。」戌時發者。自絞死鬼所爲。治之。左索繩。繫其手脚腰頭。即差。」亥時發者。盗死鬼所爲。治之。以刀子一口箭一隻灰一周。刀安瘧人腹上。其箭橫著底下。即差。」子時發者。寡婦死鬼所爲。治之。令瘧人脫衣。東廂牀上臥。左手持刀。右手持杖。打令聲不絕。瓦盆盛水著路邊。即差。」丑時發者。斬死鬼所爲。治之。令瘧人當戸前臥。頭東向血流頭下。即差。

按に醫心方十四に。范汪方を引て。鬼名及び治方異なりなど見えたり。

將樂縣。義茶亭。洪武十三年。道人張子儀建。先レ是里人王夢得。僞ニ造楮幣一。子儀密得ニ其狀一。白ニ于官一。夢得伏レ辜。詔賜ニ子儀白金二百五十兩一。幷藉ニ夢得家貲一。悉畀レ之。子儀以ニ賜金一構レ亭。入ニ田二百六十畝一。俾ニ守者歲收ニ其租一。市レ茶以施ニ行旅一。と見えたり。また施茶亭ともいふべし。淸の呂陽が薪齋三集卷六に。滁州黃連縣舖。施茶亭疏あり僧戒顯が現果隨錄に。路口建レ亭施レ茶などあり。

さし櫛卅四

大鏡云。三條院皇女禎子一品宮ののぼらせ給へりけるに。禎子乳母辨のめとの御供に候が。さしくしを左にさゝれたりければ。あこよなどくしはあしくさしたるぞとこそ。仰られけれ。とあるは。櫛は右にさすべきものを。左にさしたるを。三條院の見とがめ給へるなり。まさすけ裝束抄云。たうにち當日は。さしくしといふものを。右の物いみのかしらに。よこさまにさすなり。類聚雜要抄云。五節童女頭。物忌付事。二所ニ付レ之。左ハ耳ノ上程。右は頗後ニ寄テ付之。其故ハ用ニ差櫛一時ハ。此物忌ノ上ニ横サマニ差也。などあるを見て知べし。もろこしにても。斜にさす事あり。

漁隱叢話後集に花蘂有ニ逸詩一云。羅衫玉帶最風流。斜插ニ銀篦一漫理レ頭。また春渚紀聞に。秦少章詞に。斜插ニ犀梳一雲半吐。と見えたり。桃花影二回に美女卞非雲が形容をいへる語に。牙梳斜插ニ雲窩一とあり。又明畫に。金梳を斜に。插たる圖あり。

瘧卅五

今田舍人の瘧わづらふ時。餓鬼の所爲なりとて。僧にあつらへて。施餓鬼修行せさするに。その功德にて。おつる事ありとぞ。此餓鬼の說。むかしよりいひ傳へし事なるべし。古今著聞集變化篇に。五宮の御室。覺性法親王鳥羽院第五子靜なるゆふべ。只いま御手水めして。たゞ一所おはしましけるに。御簾をかゝげて。長一尺七八寸ばかりなる者の。足一ある顏すがたはさすが人のなりながら。かはほりのつらに似たる參りて。御前に候しけるをあれは何ものゝやうたいぞと。仰られければ。おのれは餓鬼にて候なり。水にうゑたる事。堪がたく候。世間に人の煩ひ候。おこり心地と申候事は。おのれが致候ことに候。われと水を求候へは。いかにも得がたく候て。人につきて。それが飲候にうゑをやすめ候なり。然あるをもろも

其後。踊レ身張レ手跳前。以レ足偶レ節踰レ水。復却坐如二燕之浴一也。張銑曰。狹以レ草爲レ環。挿二刀四邊一。伎人躍入二其中一。胸突二刀上一。如二燕之飛濯一レ水也。これ燕戲にて。張注の絕倒投レ狹の伎なり。平津館本抱朴子辨問篇に。踰レ鋒投レ狹と有もまた此技なり。附識す。㊟皇朝刻本の列子張注。先僑人の上方に。校者の批語に。僑人疑技人。とあるは僑は技の誤ならんの意。道藏及び湖海樓本列子釋文に。僑人。音喬。寄也。とあるは。蘭子の張注に。凡人物不レ知二生出一者。謂二之蘭一也。とあるに據て。僑寓の僑と解せるなり。皆非なり。說文に僑高也。の義にて。雙枝脛に屬する技人を。僑人といふなり。其證は。山海經海外西經に。長股之國。一曰二長脚一。郭璞注に。或曰有二喬國一。今伎家喬人。蓋象二此身一と見えたる是なり。㊟さて喬と僑は通ずる字なり。春秋三傳異文釋に。左氏傳。文十一年傳。獲二長狄僑如一。魯世家作二喬如一。釋文云。僑本作レ喬。成二年經。叔孫僑如。漢書五行志。作レ喬 襄廿二年傳。公孫僑。呂覽下賢注作レ喬。隸釋。元賓碑同。後漢陳寵傳美二鄭喬之仁政一。案釋詁曰。喬高也。說文云。僑高也。喬高而曲也。漢劉向傳。張子僑。師古注或作レ喬。列仙傳王子喬。漢樊敏碑作レ僑。二字同音古通。（此書。別可齋叢書中に收たり）㊟通典百四十五に晉武太元中。瑯琊王軻家。有レ鬼。歌二子夜一。殷允爲二章郡一。僑人庾僧虔家。亦有レ鬼歌二子夜一。殷允爲二章郡一。亦是太元中。（兩家鬼歌二子夜一說原並出二異苑卷六一而晉武作二晉孝武一王軻作二王軻之一不レ載二殷允爲章郡亦是太元中十字一）通鑑晉紀十六に。僑人蓋肫。胡三省注に。寄寓者曰二僑人一。とあれども皆雙枝脛に屬するの技人なるべし。又案するに。此二條皆晉の時の事なり。列子山海經の注者。張湛。郭璞も亦ともに晉人なり。然れば當時此伎行れしならん。

義茶亭卅三

閑田耕筆云。先年金龍道人。祇園林にて菴を結び。茶を施すよしにて。義茶亭と名づく。義字のことを尋けるに。唐山にて蜜湯を施すことを。義蜜湯といふとばかり答て。出所に及ばず。云々。愼言云。義蜜湯の出處はしらず。もし義漿のひがおぼえにはあらずや。（義漿の字。搜神記十一。太平御覽八百六十一。容齋隨筆六に出たり）されどもかしこにも。義茶亭あり。弘治八閩通誌七十四宮室誌に。延平府

馳弄七劔。迭而躍之。五劔常在空中。元君大驚。立賜金帛。列子口義云。雙枝屬於脛。今人所為接脚之戲是也。雙枝者雙木也。隋書音樂志云。舊三朝（按に宋齊梁なり）設長蹻伎（通典百四十六に長橋伎と有）升菴外集（器用門）云。趫戲（按に。此二字。亦雅俗稽言。通雅等にあり）躧蹻（按に。此二字。また八紘荒史にあり）趫起囂切。緣木行戲。列子所謂。雙木續足之戲也。蹻。橇。蹻同。漢高紀。可蹻足待也。如淳曰。蹻音。如今作樂蹻行之蹻。按蹻行以雙枝長倍其身。並趨並馳是也。俗曰躧事物紺珠（百戲類）云。百尺趫（音）獨趫緣木走　因樹屋書影云。列子云々。按雙枝屬足。即今踹高蹻（按に此三字亦通雅にあり）之戲也。高蹻之戲。習于著履。寸寸而上。長倍身矣。亦能弄刀劔等。（品字箋丁集）云。俗戲以二木附於足股而行。謂之躧高橇。楊州畫舫錄云。置丈許木于足下。可以超乘。謂之躧高蹻（通考雜字。清嘉錄等に。踏高蹻あり）漢口叢談云。楚俗。以木繫足履地行舞。作戲。名曰高蹻。などありこゝの鷩足に似たり。

燕戲卄二

事物異名錄（玩戲部）云。列子有以燕戲于元君者。按燕戲。即所謂雙枝屬脛之戲。今謂之高趫。（按に。小知錄に。即所謂の三字及び之字なし）また李調元童山詩集二十八弄譜百詠云。燕戲多從大禮陳。雙枝續脛走如神。莫嗔此輩頻邀賞。先得從來捷足人。自注に。高趫即燕戲。さあるは題なり。按するに。右の三書は。列子を讀ことの委しからざるなり。上に引たる列子の立賜金帛の下に云。又有蘭子又能燕戲者（張湛注に如今之絶倒投狹者）昔有異技于寡人者。（注に。謂先僑人）技无庸。適值寡人有歡心。故賜金帛。彼必聞此而進。復望吾賞。拘而擬戮之。經月乃放（注に。此技同而時異則功賞不可預要也）と。此注に技同。云々。とあるより誤れるなり。注の意は。僑人も。燕戲も同じく技藝なり。といふことなり。同じわざの技なり。といふことにはあらず。されば燕戲の張注に如今之絶倒投狹者。とあり、前の以雙木屬其脛。と異なる事論なし。林氏口義に。燕戲者。燕飲之間。雜弄之技也。此解非なりといへども。僑人の技と。異なるをいへり。考ふるに。文選。張平子西京賦に。衝狹燕濯。胸突銛鋒。注に。薛綜曰。卷草席以矛插其中。伎兒以身投從中過。燕濯以盤水置前坐

運歩色葉集に。鷺足小兒處レ乘之物。とあるは。今も（薩摩にてさんぎしといふは鷺足の訛りなり）遠江駿河常陸上野豐後にて。鷺足といひ。相摸美濃下野陸奥加賀周防にて。高足とさなへて。竹二本に足踏かくべき木を横に結つけて。小兒の戯れに乘物なり。（京江戸大阪にては。たけ馬といふ。肥前にて他國にもさいふ所あり。高馬といふ。たけ馬は高馬の訛り歟）此物ふるくよりあり。保元物語（爲義の罪名定むる所）に。長德ノ比。花山法皇。紅ノ袴ヲツギノベサセテ奉リ。高アシニメサレ。築垣ニ御腰ヲ懸サセ給ヒ。ヨナ〳〵御遊事アリシヲ。とあり。半井本保元物語云。花山法皇。化モノ、マチシテ。道ヲ行給。前足ト云物ヲ召。築垣ニ御尻ヲ懸テ。紅ノ袴ヲ續集。土ニサガル程ナルニ。云々。（按に。是はサキ足とありけんを。誤て前足と寫しゝならん。）朝野群載に載する。洛陽田樂記ニ云。高足一足。云々。古事談ニ云。永長元年。大田樂事云。一足顯雅。懸鼓經忠。高足宗輔。敎訓抄云。庶人三臺。此樂。相撲節ニ。アラ・ギト云事ノアリケレドモ。近來ハ舞絕了。古記云。舞出レ自二樂屋一時。其長甚短。漸進二臺上一時。其長隨長承明門懸レ尻。舞了入時如レ本漸滅。幼主之時。被二停止一了。子細者見二一條院御記一。其舞名二阿良々木一。女房躰。云々。（按に。高きを塔に見なしてあらゝきといへる歟。太神宮儀式帳忌定に。塔乎阿頁々支止云。）

續古事談云。一條院御時。相撲ノヌキデノ日。アラ、木舞ト云舞。御覽ジケリ。是ハ藥師寺風俗トゾ。女姿ニテハジメハ人ノタケ程ニテ。ヤウ〳〵高クナリテ。一丈ニ及ケリ。（案に。此二條も亦高足なるべし）古寫本庭訓往來注ニ云。田樂ハ入道申樂也。至二神前一蹈二高足一。是樂田畠豐饒之祈禱也。季瓊日錄云。文正元年閏二月十七日。德阿語。昔南都御社參九月廿七日。春日祭之時。著二高脚一。上二南大門石階一。彼人皆以爲レ奇云。さて後世には一足をも。高足また鷺足といへり。足本醒睡笑云。豆腐を串にさして焙るを。など田樂とはいふ。されば田樂の姿。下には白袴を著。其上に色あるものを打かけ。鷺足にのり躍る姿。豆腐の白きに味噌をぬりたてたるは。彼舞體に似たる故。田樂といふにや。夢庵の歌に。「たかあしをふみそこなへるめんぼくをはひにまぶせる冬の田樂（日次紀事九月篇凡切二豆腐一以二竹串一貫レ之傳二味噌一燒而食レ之。是謂二田樂一其形似三田樂法師乘二鷺脚一故云爾。元出レ自二南都興福東大二箇寺之僧語一鷺脚杖壹本。其本末横レ械以二兩手一持二杖頭械一兩脚蹈二杖末械上一而行其狀似二鷺脚之行一故）按するに。雙木脛に屬する技。漢土にふるくよりあり。列子說符篇云。宋有二蘭子者一。以レ技干二宋元一。宋元召而使レ見二其技一。以二雙枝一長倍二其身一。屬二其脛一。並趨並

篠の葉。杉葉を。酒はやしといふと。季吟法印の山之井にあり。ふるくは酒帘といへり。奇異雜談集（寄僧。女に成し事の條）に。二僧同道して。（中略）他所にゆく。路次の小家に酒箒あり。二人よりて濁醪をのむ。」と見えたり。箒を出せるは。下學集に。掃愁帚酒異名也。とあるに據たるにや。唐土の酒店にても。帚を出せるは。宋の洪邁が容齋續筆に。今都城與郡縣。酒務及凡鬻酒之肆。皆揭大帘於外。以青白布數幅爲之。徽者隨其高卑小大。村店或挂瓶瓢。標箒杆。樓鑰が北行日錄に。十二月十六日丁酉。（按に乾道五年なり）宿臨洺鎭。道傍數處。賣酒。皆掘地深濶可三四尺。累塊上風以禦寒。一瓶貯酒。苕箒爲望。石炭數塊。以備暖盪。水滸傳（魯智深大鬧五臺山條）に。市稍盡頭一家挑出箇草帚兒來。智深走到那里看時。却是箇傍村小酒店。また見籬笆中。挑著一箇草箒兒。在露天裏。清嘉錄に。吳歈云。冬釀名高十月白。請看柴帚挂當檐。一時佐酒論風味。不愛團臍只愛尖。など見えたり。酒の異名を掃愁箒といへるは。東坡集の洞庭春色詩に。應呼釣詩鉤。亦號掃愁帚。集注に。李後主中酒詩。莫言滋味惡。一鋒掃閑愁。とあるを出處とすべし

燕巢　三十

三國塵滴問答云。民間ノ占ニ。紫燕來巢ハ。主ノ家富ヲ益ト云ヘリ　溫故要略云。燕巢ツクルハ家ノ嘉瑞ト云傳事。抱朴子云。燕知戊己者。其日巢ヲツクリソムルニヤ。又事林廣記擧燕巢邊書戊字即燕不來。」などいへり。されども嘉瑞の證なし。按するに。蟲天志（卷八）に陶隱居曰。燕有二種。紫胸輕小者是越燕。胸斑黑聲大者是胡燕。俗呼胡燕爲夏候。其作窠喜長。人言有容一疋絹者令家富。珍珠船（卷一）に。俗傳。燕巢人家。巢戶內向。及長過尺者吉祥也。集賢張公。每歲燕巢正寢。其長可容疋練。戶悉內向。數年遂登庸焉。（中略）湧幢小品（二十三）に。繁昌縣治。舊俯大江。後有縹緲臺。形勝極佳。天順初。縣內徒其阯。爲豪人所占。後奪歸官。又有侵者。萬曆四十年贖出。建同仁書院。凡有名士出。則院中結一燕巢。古今醫統（九十八）に。燕來窠主家興旺。諺云。燕窠長主吉昌。通俗編（卷卅八）俚語對句に。鵓鴿只揀旺處。燕子不入愁門。とあり。

鷺足　卅一

和。皮日休釣侶詩云。一斗霜鱗換濁醪。注云。吳中買魚論斗。酒即稱斤。其來遠矣。通雅に。吳中市魚以斗計。一爲二升半。とある升は斤の誤なり。これにていよ／＼明らか也。

附識す。白河燕談に。類説云。南朝呼食爲頭呼。呼魚爲斗斗。とあり是は一呼字を衍していよいよ誤れり。

忌穢廿八

伊勢安齋翁の日蔭蔓に。世俗の説に。酒酢醤油味噌醴等を造るにも。染物などするにも。月水の女。或は男にも。穢ある者の手を觸れ造りたるは。必其物成就せず。食物は味變じ。染物は色變じて。快からず。と云傳へたり。予は如此の俗説を信せず。奴婢等が穢を忌ずして。其事をなさしむるに。其造る物快く成就せず。必穢の驗あり。何の理と云事悟り難し。是を以て諸事を推すに。穢をば必忌べき事也。神事に穢を忌事尤なり。と云り。按するに。染物にはふるくいめり。顯昭の散木集注に。懷胎の女をば。目きたなしといひて。染色を見せぬ也。見れば色のかへる也。とあり。もろこしにても。晉の葛洪が抱朴子金丹篇云。今之醫家毎合好藥好膏。皆不欲令雞犬小兒婦人見之。若被諸物犯之用便無驗。又染彩者惡惡目者見之。皆失美色。按に孫思邈千金方の論服餌篇。及び風毒脚氣門。膏篇。亦此説有て染彩の事なし。又味噌醤油に類したるは。後魏の賈思勰が齊民要術作醤法門云。術曰。若爲姙娠婦人壞醤者。取白葉棘子著甕中則還好。とあり。又すべて穢を忌事は。唐の段成式が酉陽雜俎廣知篇云。金曾經在丘塚及爲釵釧溲器陶隱居謂之辱金不可合練。宋の樂史が太平寰宇記卷百五云。池州貴池縣。孝娥廟。在縣西北四十里。吳大帝時。孝娥父爲鐵冶官。遇穢鐵不流。女憂父刑。遂投爐中。鐵乃湧溢流注入江。娥所躡履。浮出于鑪。時人號曰聖姑。遂立廟焉。龐元英が文昌雜錄卷二云。昔有相印經。陳長文。章仲將。許允。皆傳授此法。允初拜鎭北將軍。以印不善。使更刻之。如此者三。允曰。印雖始成。而已被辱。問送印者。果懷之而墜於厠。按に。此事もと。魏志夏侯尚傳の注に。魏略を引ていへり。明の方以智が物理小識云。鑄劍鑄鐘。合煉丹藥。皆忌裙釵之厭。など見えたり。按に武器避邪一條に。引たる太平記。列異傳。參考すべし。

酒帘廿九

云々。蟻著二其閇一之注。今案是閇字也。俗云。或以二此字一爲二男陰一。以二開字一爲二女陰一。其說未レ詳。とあり。然れば蘭は此方の字にて。義を山女の陰に取て作りしならん。長頭丸が油かすに山の奥には何わらふらん。まつかいに見ゆるあけひが口あきて。とあるなどもおもふべし。（以上諺因）

見しとよみし歌廿六

建久六年。民部卿家歌合廿一番。左。沙彌性照。山花歌「櫻花ちりそめしまで見し程になぬかになりぬ志賀の山越。判詞云。みる程にとやいふべからむ。しの字にては少こそたがへるにや。愼言愚按には。作者のよめりしまゝにて。見しといへるをよしとおもへり。其證は古今集に。よみ人しらず。「うつせみの世にも似たるか櫻花さくと見しまにかつ散にけり。大江千里。句題和歌に。晩歸多是看レ花回「いまははやかへりきなましみちなりし花を見しまに程ぞへにける。詞花集に關白前太政大臣。牡丹を。「咲しよりちりはつるまで見しほどに花のもとにてはつかへにけり。後拾遺集に。赤染衞門。「やすらはでねらましものをさよ更てかたふく迄の月をみし哉。などの歌の見しとあるにて知るべし。再按に。右の判詞は。ちりそむるまでとやいふべからん。しの字にては少ことたがへるにや。とありけんを。後のひがうつしにはあらずや。上の詞花集の御歌にちりはてしまでとはなくてちりはつる迄とよみたまへるを考ふべし

斗々廿七

運步色葉集云。倭國小兒。呼レ魚曰二斗々一。類說云。南朝呼レ食爲レ頭。呼レ魚爲レ斗故。（慶長板節用集にも亦此說あり）按するに。類說は。宋の曾慥が編集にて。六十卷あり。此文は十三卷に。北戶錄を載て。南朝呼レ食爲レ頭。以レ魚爲レ斗。梁科律。生魚若干斗。と見えたり。さて南朝にては。（宋齊梁陳などは。江南に都ありし故。南朝といふ也。）食をかぞふるには。幾頭といひ。魚をかぞふるには幾斗といひし也。魚を斗といひたるにはあらず。其證は。上件の事を。北戶錄全本にて見れば。下卷にありて云。前朝短書雜說。即有二呼レ食爲レ頭。梁元帝謝レ賜二淨饌一頭一云。瑤器自滿。金鼎流レ味。漿含二都蔗一。味貴二石蜜一。又謝レ賚二功德食一頭一云。天厨淨饌。菴羅法果。又劉孝威謝レ賜二聖僧餘福果食一頭一云。五杏七桃。甕瓜仙棗。以レ魚爲レ斗。梁科律。生魚若干斗。とあるにて知べし。また墨莊漫錄云。（墨莊漫錄瀏膠下空二一格一）（今據二留青日札一補二注字一）吳中魚市以レ斗計。（一斗爲二二斤半一）松陵唱

今昔物談集（卷五第十三語）に。猿ハ木ニ登テ。栗柿梨子棗（棗棗俗字出本草和名。及玉篇。佩觿）柑子橘栢榛郁子山女等ヲ。取テ持來リ。仲實云々。俊頼朝臣の散木集。連歌に。山女を見て。「けふみれば山の女ぞあそびける。つく「のゝおきなをぞやらむとおもふに。〽三中口傳の調膳様事の條下に。山女晴菓子不見。内々事歟。食時二皮切弃羞之不惡。但稱似虫不切人在之。（此一條ハ大江章雄が書ておこせたり）按するに。これらの山女は。アケビとよむべし。其證は。新撰字鏡に。蔔開音。山女也。阿介比。伊呂波字類抄。山女（俗用之）下學集。（草木門）通草又云山女。類集文字抄（草部）山女。通草子　藻鹽草に山女「ますらをがつま木にあけびさしそへてくるればかへる大原の里。などあるにて知るべし。又按するに。行宗卿の源大府集に。琳賢がもとより。いが栗あけびなどつかはして。「いが栗は心よわくぞ落にけるこの山姫のゑめる顏みて。返し。「いが栗は君がこゝろにならひてや此山姫のゑむに落らん。とある山姫も。詞によるに亦あけびなり。又のゝおきなは。蘜なり。和名鈔に。蘜。和名土古呂。漢語鈔用野老。と見えたり。野老を野のおきなといへるは。海老をうみのおきなといひたるに同し。（海老は鰕なり。海老の二字。延喜主計式和名抄等にあり。田氏家集。うみのおきなとよみし歌。古本能宣集。續詞花集等にあり）又按するに。野の扇をぞやらんとおもふには。やかんとおもふにの誤なるべし。蘜は多く燒てくひし物也。（和名抄に。崔禹錫食經云。蘜。味苦小甘無毒。燒蒸充粮。空穗物語俊蔭卷にありしわらはいてきぬ。れいのいもところ。やきてうじてとらせてうせぬ。實方朝臣集に。世中の家々のおほくやけたりし比。ところを人のおこせて。此春はめつらしげなきやけところつれなき人はいかゞ見るらん。など見えたり）それを老人を茶毘する事にかけてよみしなり。

附識す。越中國にて。あけびを山をんなといふ事を。加賀の大島氏に聞て。記し置たりしかど。其筆記の燒けし事を。太田全齋方にかたりければ。余もきけるまゝに。著述の諺因に記せりとて。抄錄して贈れり。其書云。賀藩大島維直曰。越中國新川郡にあけびと云る二村あり。一は明日と書き。一は山女と書り。何故にあけびに。山女の字を充たる事をしらざりしに。後出羽の佐竹侯の領を過て。一店に歇しに。主翁やまをんなをまゐらさんやと云り其物を見ればあけびなり。是にて凝滯釋然たりと。語れり。後に古寫本節用集を閲れば。通草アケビ。又作山女とあり。又後新撰字鏡を閲れは云々。愚案倭名抄莖垂類。玉莖引靈異記

ば。こゝの今の繪馬にあてたるは。南郭の誤なり。さて紙馬は紙錢なりとは。正字通に。楮錢。古者祭祀用牲幣。秦俗牲用馬。淫祀浸繁。始用禺馬。唐玄宗瀆于鬼神。王璵鑿楮爲錢以代幣。今俗謂祀鬼神之錢爲紙馬。是也。とあるによれるにや。考ふるに。清朝の俗語に。楮錢を紙馬といへりとて。南郭の詩を難したるも亦誤なり。紙錢と紙馬とは。二種のものなり。其證は。松窓百說云。鑿楮象錢。印繪車馬。而焚之。六書故楮字注云。凡禱祠。必用紙錢。加以畫馬。鄭氏規範云　凡遇忌辰。孝子當用素衣致祭。不作佛事。象錢寓馬。亦併絕之。西湖志餘名家術技云。楮錢甲馬焚爐中。猗園云。迎賽社公。紙馬上挂紙錢數千。淨慈要語云。燒錢化馬。祭禱妖鬼。蚓菴瑣語云。世俗祭祀。必焚紙錢甲馬雲鶴云々。紙錢衣帛。可作冥資。畫馬鶴龍。可供騎御。などあるを見てしるべし。

挾將棊　飛將棊廿四

宋本太平御覽。七百五十五 藝經曰。夾食者二人。黃黑各十七棊。橫列於前第四道上。甲乙迭推。二棊夾一爲食。棊不得食兩。不得邊食。不由道則不行。棊入夾不取食。一棊爲籌。賭多少隨人所制。これはこゝの挾將棊なるべし。金川瑣記に。夷俗奕棊有二種。一名板帶屑。二人對。下枰內二十四位。人各十二枚。子先盡者爲輸これも似たる戲にや。西陽雜俎續集に。小戲中。於奕局一枰。各布五子角遲速。名蹙融。予因讀坐右方。謂之蹙戎。言鯖に。夢溪筆談。蹙融。漢書。謂之格五。止用五棊。共行一道。亦有能否。徐德中善移。遂至無敵。其法已常欲有餘裕。而致敵人于險。雖知其術。止如是。然卒莫能勝之。今之兒童以黑白棊各五。共行中道。一移一步。遇敵則跳越以先抵敵境者爲勝。疑即格五歟。五雜俎に。委巷兒戲。則有行棊。或五或七。直行一道。先至者勝。此古蹙融製也 書隱叢說に。格五之戲。止用五棊。共行一道。謂之行棊相塞。其法已不傳。或云。即今跳虎。此下以黑白棊各五より。爲勝に至りて廿七字。言鯖に同しき故に省く 是即格五之遺。未知然否。跳虎古名蹙融。小知錄に。奕棊取一道。人行五子。名蹙融。融戎也。黃帝蹙鞠戎旅之閒戲也。漢書。謂之格五。今名豁馬跳。などあり。こゝの飛將棊なり

山女　山姬廿五

斬之以狗。於是一軍肅然。無敢出聲氣。續宋編年資治通鑑に。高宗紹興十一年。韓世忠曰。岳飛忠孝出于天性。云々。行師秋毫無犯。有取民一縷。以束芻者立命斬之。など見えたるも。按に宋史岳飛傳に民麻一縷に作れり 亦似たる事なり。

紙燭かなまりの歌廿二

梅窓筆記云。當時ノ戯ニ火廻ト云ヿアリ。昔ハ脂燭ノ詩ト云ヿアリ。玉海。壽永二年正月廿五日。召中將於前。脂燭詩兩度令作。一度二寸開山花未遍春 一度五寸。竹間鶯語滑聲 又續世繼はるのしらへ歌をこのませ給ひ。あさゆふさふらふ人々に。かくしだいよませ。しそくの歌。かなまりうちて。ひゞきのうちによめなどさへおほせられて。トアリ。以上筆記 按するに。續世繼に歌このませ給ひ。云々。とあるは。崇德院の御事なり。その時の歌。今は傳はらぬにや。これより後なからしそくの歌は。雅經卿の明日香井集云。紙燭一寸にて讀ける歌のうちに月前菊花を「うつろへる色なかりせば月影にまがひやせまし白菊の花。又かなまりの歌は。是よりさきに。俊賴朝臣の散木集云。堀河院御時に。二間にてかなまりをうちならさせ給て。そのひゞきのうちに。雨中瞿麥。といへる事をよませおはしけるに。つかうまつれる「いにしへは塵をだにこそいとひけれ雨にしほるゝなでしこの花。さてこれらはみな。もろこしのわざにならへる也。南史二十王泰傳云。每預朝宴。刻燭賦詩。文不加點。帝深賞歎。又五十九王僧孺傳云。竟陵王子良。嘗夜集學士。刻燭爲詩。四韻者刻一寸。以此爲率。文琰曰。頓燒一寸燭。而成四韻詩。何難之有。乃與令楷江洪等。共打銅鉢立韻。響滅則詩成。皆可觀覽。また劉孝綽賦詠。得照棊燭。刻五分成詩。玉臺新詠に見えたり。

紙馬廿三

秉穗錄云。南郭詩に。雕梁揷紙馬。中有莫愁名。と紙馬は繪馬などのやうに聞ゆ。然れども紙馬は紙錢なり。誤用るに似たり。」按するに。南郭遺契云。紙馬。博異志。王昌齡。至馬當山。謁廟。乃命使賫酒脯紙馬。獻于大王。丹鉛錄。吳太伯祠。（吳太伯祠云々原出太平廣記二百八十三）在閶門之東岸。春秋市人多圖善馬綵輿美女。以獻之。今按。邦俗懸揷神祠梁間者。可以相證。」これ詩語の出處なり。唐土の紙馬は焚ものなれ

り。門前ニ禁榜アリ。條目ノ文ニ。門前百姓。於二非法一有レ之者。可レ為二一錢切一ト按ニ一錢切。詳ナラズ。清政記ヲ考ニ。太閤清政ニ賜リシ。高麗陣中ノ制札ニ。軍勢於二味方地一。亂妨狼藉輩。可レ為二一錢切一トアリ。戰國ノ頃アマネキ詞ト。猶亦可レ考。按ニ。一錢切ト云ハ。犯人ニ過料錢ヲ出サシムル事ナラン。切ノ字ハ限リナルベシ。犯人ノ貯持タル錢。有限リ取上ル。譬ハ僅ニ一錢持タリトモ。其一錢限リ不レ殘取上ルヲ云ナルベシ。」といへり。按するに。讀史餘論に。此人(豊臣太閤の御事なり)軍法ニヨリテ。一錢切ト云事ヲ始メラル。タトヘバ一錢ヲ盗メルニモ死刑ニアツ。と見えたるを得たりといふべし。漢土にもその例おほし。隋書刑法志に。高祖開皇十七年。盗二一錢已上一者皆棄市。(漢書高祖紀注棄市取刑人於市與衆棄之)通鑑後梁紀に。貞明元年六月。以二沁州刺史李存進一。為二天雄都巡按使一。有二訛言一。搖レ衆及強取二人一錢已上一者。存進皆梟首。磔二尸於市一。大金國志太宗紀に。粘罕禁二竊盗一。及二一錢一者罪死。此高慶裔勸二以レ重レ刑止一レ盗也。為レ盗者知。劫竊均二于一死一。故竊盗息而劫盗盛。歸潜志に。金天興二年正月。崔立曰。禁二諸軍士一。取二民一錢一處レ死。鶴林玉露に。張乖崖為二崇陽令一。一吏自二庫中一出。視二其鬢傍一。巾下有二一錢一。詰レ之。乃庫中錢也。乖崖命杖レ之。吏勃然曰。一錢何足レ道。乃杖レ我耶。爾能杖レ我。不レ能レ斬レ我也。乖崖援レ筆判云。一日一錢。千日一千。繩鋸木斷。水滴石穿。自杖レ劒下レ堦斬二其首一。申二臺府一自劾。崇陽人至レ今傳レ之。蓋自二五代一以來。軍卒凌二將帥一。胥吏凌二長官一。餘風至二此時一猶未二盡除一。乖崖此擧。非下為二一錢一而設上。其意深矣。其事偉矣。などあり。また太平記(高家刈青麥事)に。義貞西國の打手を承て。播磨に下着し給時。兵多くして粮乏し。若軍に法を置ずば。諸卒の狼藉絶べからずとて。一粒をも刈。民屋の一をも追捕したらんずる者をば。速可レ被レ誅之由を。大札に書て。道の辻々にぞ被レ立ける。とあるをも考ふべし。是も魏志。武帝紀注に。曹瞞傳曰。常出レ軍行經二麥中一。令二士卒無一レ敗レ麥。犯者死。遼史拾遺(本紀四太宗下)に。宣府鎭志曰。會同六年契丹主。將レ有レ事二於征伐一。徵二山後諸州兵一。因下レ令曰。兵行有下傷二禾稼一損二租賦一者上。以二軍法一論。名臣言行錄前集。狄青條に。軍人有下奪二逆旅菜一把一者上。

硯筒。皆以牛角爲矣。嶺外代答器用門云。交人以墨與角硯鷄筆。併垂腰間。趙翼が甌北集の。扈從途次雜詠の題に。銅硯。注に狀如方匣。以絮漬墨汁。實之可以蘸筆。以其便於携帶也。などあるは皆矢立の類なるべし。近年　皇朝の文人。此物を記して墨斗とす。按するに。和名抄工匠具に。漢語抄を引き。名物六帖に。升菴集。及び鄕談正俗を引て。匠人の墨斗をスミツボと譯す。矢立にはかなはざるにや。されども淸の魏際瑞墨斗銘に。墨斗者平池硯也。刻其腹多受墨銘曰。庶平窶空。其默足以容。魏伯子文集　とあり。是は硯にや。さればスミツボにも限らざるや。

朝あけ廿

七玉集に。家良。「山のはもかすむと見ゆる朝あけにやがてふりぬる春雨の空。按するに。朝あけのあけはあかきをいふ。今いふ朝やけなり。あの聲のやのごとく聞ゆるは。歌合根合などのたぐひ也。又新撰六帖に。衣笠內大臣。「山のはにほてりせる夜はむろの浦にあすは日よりと出る船人。とよみ給へるは。夕あけにや。されば朝あけは雨。夕あけは日よりとふるくよりいへる諺なるべし。唐國にても。范成大石湖居士詩集の題に。曉發飛鳥。晨霞滿天。少頃大雨。吳諺云。朝霞不出門。暮霞行千里。驗之信然。　升菴集に。素問云。（按素問六。元正紀大論。倒此二句）霞擁朝陽。雲奔雨府。楚辭云。紅蜺紛其朝霞。夕淫淫而淋雨。唐詩云。朝霞晴作雨。俗諺云。朝霞不出市。　升菴外集に。儲光義詩。落日燒霧明。農夫知雨止。耿緯詩。向月微月在。報雨早霞生。此卽諺所謂朝霞不出市。暮霞走千里也。また朝やけ夕やけともいふべくや。友人西島蘭溪長孫が坤齋日抄に。唐俗亦有朝燒晚燒之語。司空曙詩。晚燒平蕪外。朝陽疊浪東。又李獻吉晚燒吟云。早燒不出門。晚燒行千里。楊用脩詩。丹林初曉淸霜重。紫谷斜陽赤燒微。とあり。又上に引る衣笠大臣の御歌山のはにほてりせる夜。とよませ給ひしは。夕あけにはあらぬにや。さらば田家五行に。日沒返照主晴。俗名日返塢と。是なるべし。

一錢切廿一

安齋翁の二上峯に。房總志料云。望陀郡。眞里谷村ニ。天寧山眞如寺ト云。上總。曹洞派。總錄ノ寺ア

ご見えてまじなひ也。此物を厭勝となすも古き事也。戒菴老人漫筆云。青州城北。豐山下麥地古塚。得厚蛤殼。每殼中。各色畫樹木人物。率倮形男女。交感橫斜。俯仰上下。異態不可具言。正類今之春畫。沈辯之得百枚回。或是北朝時魘鎭物。爲近。猶園云。關洛周齊間。有人畊田。嘗掘出古磁器。栝棬錠柎之屬。千形萬變。並是綵繪男女祕戲之狀。耆老相傳。是五胡亂華時。元魏。北齊。懼其地有王氣。瘞此爲厭勝之具。などあり。又菽園雜記云。成化間。漕河築隄。一石中斷。中有二人。作男女交媾狀。長僅三寸許。手足肢體皆分明。若彫刻而成者。高郵衛某指揮得之。以獻平江伯陳公銳。銳以爲珍藏焉。此等事雖善格物者莫能究其所以とあり厭勝の具なりと心づかざりしにや。

矢立墨筆十九

類聚名物考 調度部 卷十 に。今の世。硯のかはりに持あるく物を矢立といふ。昔は箙の中にも入置し故。さいふともいへり。又おもふに。今有物は。其さま胡籙の形に似たれば。さいふにても有べし。俗に土俵空穗といふ物は。猶更似たるもの也。筆をさし置さまも矢を立しに似たれば。かく名づけしなるべし。太平記 俊基被誅事 硯ヤアルトノタマヘバ矢立ヲ御前ニ指置バ。硯ノ中ナル小刀ニテ云々。また。同記 高氏願書事 匹壇妙玄。鎧ノ引合ヨリ。矢立ノ硯取出シテ。とあり。」按するに。是より先に。源平盛衰記 新八幡願書事 云。覺明馬ヨリ下。木曾ガ前ニ跪テ。箙ノ中ヨリ矢立取出シ。墨和筆染。疊紙ヲ押開テ。古物ヲ寫ガ如ク。案ニモ及バズ書之。」とあるを見れば。矢立といふものは。箙の中にあるをのみいふべきを。同記 師高流罪宣事 に。時忠卿。大講堂ノ庭ニ進出テ。懷中ヨリ矢立墨筆取出テ。所司ヲ招。硯ニ水入。疊紙ニ筆書テゾ給タリケル。とあり。これは公卿の懷中にあるをも矢立とよべり。僧頓阿の續草庵集に。年頃花見侍時。ふところに入て。思ひ出るに隨て歌書侍る旅硯を。將軍家に參らせしつゝみ紙に「おもひ出て哀とは見よ七十の春をかさねし花のなごりを。」と見えたるは矢立のたぐひとは異なるものにや。唐土の書には。文房肆攷圖說云。鐵硯。歐陽文忠公。稱其製作頗精。然患其不發墨。往往函端石於其中。人亦罕有。唯研筒便於提攜。官曹往往持之。以自從爾。今之

字而皶作皻恐朝鮮國俗字）學中號曰宋橘上舍金處禮。作橘賦曰。洞庭之橘。天作之橘也。克明之橘。人作之橘也。陸績（陸績事出吳志本傳）不能爲母而懷歸。陟之安能飲酒而幷呑。とあり。また惡少年。多少にて賭とするは。鬪柑の類なり。廣東新語に。廣州兒童。有賭蔗鬪柑之戲。蔗以刀自尾至首破之。不偏一黍。又一破直至蔗首者爲勝。柑以核多爲勝。また核柿とて。核の數をあてゝ勝負をなす。是も清異錄に。吳越稱霅上瓜錢氏子弟。逃暑取一瓜。各言子之的數。言定剖觀。負者張宴。謂之瓜戰。（南畝莠言に。瓜戰の事をいひて。五雜俎を引たり）など云へり。

覆面十七

眞俗交談記云。二間御鏡。嵯峨天皇御記云。每月朔朝。御代鏡奉拭之。伯督所役也。著淨衣用覆面。細細要記云。貞治四年八月十二日。神木御歸座。云々。神官等覆面。本社ノ御榊。五所ノ御正體ヲ捧奉ル。（榊葉日記。太平記亦同に）今川大雙紙云。尊主の前の加用之事。始をはり迄一人なり。いかにも衣裝を改め。ふくめんをすべし　豫章記云。贊殿御臺盛者。覆面ヲ垂テ。水火ヲ淨ケルト申傳タリ。」按するに。眞俗佛事編云。覆面瞿醯經下云。持誦新帛繫其面門。是覆面ノ本說ナリ。又餘軌ニハ名淨帛。」又もろこしなるは。天祿識餘云。元仁宗宴群臣於長春殿。供事內臣進饌。有咳病。帝惡其不潔。命爲疊金羅半面圍之。許露兩眼。下垂至胸。自是進饌者。以此爲例。通雅（衣服）云。屛息。奉獻以掩鼻者。遯園曰。太常供奉祭品。如羹醢之類。其奉獻人口鼻。用物作長袋。繫頸後。俗名抵鬚非也。志名曰屛息。太廟以黃羅。他祀以紅紵絹爲之。と見えたり。但覆字おほふとよむ時は。フウの音なるを。誤來れり。太平記音義にもフクメンとあり。

春畫十八

武家俗說辨。鎧色談附錄等に。春畫を具足櫃にいれ置事の論あり。愼言若かりし頃には。衣櫃のうちにもいれ置ものありき。但これはもろこしにもするわざ也。青藤山人路史云。有士人藏書甚多。每匱必置春畫一冊。人問之。曰聚書多惹火。此物能厭火災也。世傳。藏書家皆然。此恐假言以掩醜耶。物理小識云。春宮圖。謂之籠底書。以之辟蠹。乃厭之也（春宮圖は枕繪なり。通俗編云。春畫云々。宋畫苑有春宮秘戲圖所畫蓋此類也。故亦謂之春宮。）な

き給。其上に色の小袖。其上に又白小袖を著給ひ。かつきをめして出給ふ也。」とあり。もろこしの婚禮にもかつきに似たる物あり。倘湖樵書二編云。近時娶婦。新婦。以帕或綾紗蒙其首。其禮不知起于何年。按通典杜佑議曰。婚姻王化人倫之本。拜時之婦。禮經不載。自東漢魏晉及于東晉。咸有此事。按其儀或時屬艱虞。歲遇良吉。急于嫁娶。爲此制。以紗縠蒙女氏之首。而夫氏發之。因拜舅姑便成婦。由是觀之。蒙首之法。其傳已久。但古爲失時急娶。不備禮者而然。而今遂爲通行耳。方以智通雅云。儀禮士昏禮。加景。注景之制。如明衣。加之以行道禦塵。智謂非禦塵。以爲蔽也。北齊納后禮。有所謂加幜去幜。即此字。今俗親迎羃其首。曰蓋頭。詩絅衣。一作顈衣。檾衣。景衣。加幜亦尚絅之遺。儀禮節略云。呂東萊婚禮。壻婦交拜後。擧蒙頭遂就坐。按內則女子出門。必擁閉其面。蒙頭即擁面也。俗謂之蓋頭。以錦爲方帕。橫直四尺。女辭父母拜畢。即以帕蓋頭。升車至夫家。交拜必姆爲去帕。乃合巹。此俗之近理可從者。など見えたり。

蜜柑盃十六

蜜柑の皮を盃となす戲は。小兒のするわざ也。もろこしには大人橙の盃あり。金章宗擘橙爲軟金盃詞云。風流紫府郎。痛飲烏紗岸。柔軟九回腸。冷怯玻瓈盌。纖纖白玉葱。分破黃金彈。借得洞庭春。飛上桃花面。（歸潛志）元の耶律楚材贈蒲察元帥五首（第三首）に。輕分茶浪飛香雪。旋擘橙杯破軟金（元詩選乙集）劉因賦孫仲誠席上四杯のうちに橙の詩あり。瀟湘千樹暮林平。風露詩腸快一傾。蜜戀金絲仍可意。香分綠蟻最關情。洞庭春色元無恙。南國幽姿豈濁清。誰辨酒缸千萬斛。棹歌和月捲江聲（靜修集）明の瞿佑が橙杯の詩に。平分半殼洞庭秋。香霧霏霏勝玉甌。左手持螯增醞藉。東籬賞菊賸風流。胸吞雲夢言非誑。曲奏吳鹽味頗投。寄語黃甘幷陸吉。較勳輸我醉鄉侯。（詠物新題詩集）朝鮮にも亦此事あり。橙に非ず橘なり。彼國人の著したる太平閑話云。上舍吳涉之。嘗過一縣佳賓咸集。紅妓滿座。吳生後至。居客之末。擧止羞澁。主人擘橘作盃。盃行到吳。飲訖幷喫。一座喧噱。有上舍宋克明。鼻䶥。（按字書無䶥字意皷齇俗

置侍る。」とあり按するに。ふるき書とは。今物語に。ひえの山よかはに住ける僧のもとに。小法師の有けるが。坊の前に柿の木有けるを。切てたかんとて。いちのきれをわりたりける中に。くろみの有けるが。文字に似たりけるを。あやしと思ひて。坊主に見せたりければ。南無阿彌陀佛と云文字にて有ける。ふしぎなどもいふばかりなし。　沙石集に。蓮養房といふ山寺法師。前栽に柿の木を植て。年來愛しけるが。他界の後。弟子の僧。此木を切て湯木にせんとてわりて見るに。文字の勢二寸ばかりにて。蓮養房と文字あり。黒木の如くして。木の中にわれども／＼同躰にて有けり。　谷響集に。客云。拆木中有文字。嘗於勸脩寺八幡神祠親見矣。或謂多是柿木也。夢溪筆談云。木中有文字。多是柿木。治平初。杭州南新縣民家。拆柿木中有上天大國四字。予親見之。書法類顔眞卿。　名臣言行錄後集に。澧州。進柿木成文有太平字。公言。今四海騷然。未見太平之象。請不宣示於外。（公ハ歐陽修なり。輿地碑目に。富弼とするは誤なり）　弘治八閩通志拾遺に。宣和五年春。順昌縣交溪廖懋。以奉議大夫家居。役夫解柿木爲薪。木中有文。曰聖元天何四字。字體製端楷。墨色瑩然。　春渚紀聞に。晉江尤氏。其鄰朱氏。圃中有柿木。高出屋上。一夕雷震。中裂木身。亦若以濃墨書尤家二字。連屬而上不知其數。至於木枝細者破視亦隨枝之大小成字。　談撰に。柿木畫皮生文。　物理小識に。柿木中間多有文。など見えたるをやいはれつらん。又いと近きは。友なる本間眠雲游清が鵜鴉集に。文化十一年甲戌の春。伊豫國大洲領。宇和川村にがら／＼といふ處あり。畑中に大なる柿木有て。作物の障になれば。畑主其柿木を伐て。本の所を斧にて二ッに割たるに文字あり。太王左（右旁は不分明のよし）文字は濃藍の色にて。墨もて縁を双鈎したるが如し云々」とあり。又按するに。柿ならぬ他の木にも書畫ありし事和漢の書に出たり。

新婦綿帽子十五

今世婚禮に。新婦の綿帽子といふものは。かつきよりうつれる也。伊勢貞陸の。よめむかへの事といふ書に。よめいりのよ。いしやうの事云々。かつきはしろおりもの。是もさいはひびし。うきおりものにて候。　女鏡祕傳書に婚禮其日の衣裝の事。下に白

是は幽明錄と云書に。顧長康と云人ひとりの女にあへり。女家にある事程なし戀思ふ事やすめかたし。すなはち女の形を繪に書て。其胸の程にかむざしをさして壁にさしつ。女ゆく事十里ばかりして。忽に胸のいたき事さすが如し。又ゆく事あたはずといへる心也。」とあり。是は上の故事の異說なり。

篠船十三

今をさな子のもて遊びに。竹葉にて船を作りて。ささ舟といふ。此物古くより有り。夫木抄ニ冬云源仲正「うなゐ子が流れにうくる笹船の泊りは冬の氷なりけり　伯耆卷云。夜に入て。彌風强く吹ければ。御船も危くていかなるべしとも不レ覺。主上忠顯を被レ召。竹の葉やあると御尋有ければ。船中に可レ有樣なかりけれども。可レ尋由を勅答申て。御前を立給。かゝりける所に。不思議やな。苫の下に竹の葉一枚あり。是を取て參りけり。此竹の葉を被レ召。御手自船を三ッ造らせ給て。御守より御舍利を三粒取出させ給て。此篠船に一粒づゝ入させ給て。海上に浮べさせ給て。御祈念有ければ。無レ程海上靜りぬ。詞林采葉抄ニ云。一天下ノ神無月ヲバ。出雲國ニハ神在月トモ。神月トモ申也。我朝ノ諸神參集給故也。其神在ノ浦ニ神々來臨ノ時。少童ノ作レル如クナル篠舟。波上ニ浮事不レ可レ及ニ算數一。巡杖記云。越中五ケ山に。いにしへより神樂をどり。こきりこ唄とて。はやしものあり。こきりこうた。思ひと戀と笹舟にのせりや。思ひはしづんで戀はうく。」按するに。唐土にも此ものあり。江湖後集に。陳必復。戲折ニ竹葉一爲レ舟示ニ奚奴一詩あり。乃翁兒戲可レ憐生。折レ葉浮レ舟趁レ岸行。有レ便信レ風翻覆易。無心逐レ水去留輕。觸レ崖頗似ニ乘レ時意一。藏レ壑浮閑遯ニ世情一。幸喜此身元不レ繫。底須壁上覓ニ寰瀛一。（故事出太平廣記）と見えたり。

柿木文字十四

白石先生の記に。かこみ一尺餘も有つらん木の。半よりさけし所に。おのづから天下の字有を。人の見せたるに。是は柿にやといひしかば。かの人驚きて。いかに知給ひぬらん。是はある寺なる澁柿を切て。薪にせんとて割しに。此文字のあらはれしかば。めでたき物なりとて。薪にせで京より來りし也といふ。柿木にはかゝる事有よしを。ふるき書どもにしるし

らぬ思ひをば人のうへにぞかきうつしつる。陳云。長康隣女を艶して。繪にかきて逢たる事なり。これは太平廣記。引二名畫記一云。晉顧愷之字長康。嘗悦二一隣女一。乃畫二女於壁一。當レ心釘レ之。女患二心痛一。告二長康一。遂拔レ釘乃愈。とあり。按太平廣記は宋の太平興國三年にいできたれど世に行れず。明の嘉靖年中に梓行して。世に傳へたり。こなたにては。後柏原院の御宇にあたりて。顯昭の頃よりは數百年の後なり。もし名畫記など傳はりてありしにや。「此師の博覽しるべし。」と隣女晤言に見えたり。按するに。此書かく名づけしも。開卷に此事をしるしたれば也。閑田耕筆にも。此歌の證に。廣記を引たり されども此一條誤多し。廣記世に行れずといひつれども。廣記卷首に。談愷云。宋太平興國間。太平廣記。鏤レ板頒行。言者以三廣記非二後學所一レ急。收レ板藏二太清樓一。於レ是廣記之傳鮮矣。とあり。かく板にも彫て頒行けれども。板を藏したれば。傳ふることすくなしとなり。たえてなしといふに非ず。されば宋人の書中に。此書を引たるもの。愼言がおぼえたるも三十種斗はあり。其うへに。遂初堂書目に。京本太平廣記と見えしは。京本ならぬもありしにや。

さて爰へも早く渡り來りし證は。萬葉集仙覺注。異制庭訓。醫家千字文注。佛牙舍利記。日件錄。曉風集。四河入海。帳中香。梅花無盡藏。湯山千句注等に引たるにて知るべし。是一つの誤なり。又明の嘉靖年中。こなたにては 後柏原院の御宇云々。按に廣記梓行は嘉靖丙寅なり。丙寅は嘉靖四十五年にて。皇朝正親町院の永祿九年なれば。 後柏原院崩御の大永六年丙戌よりは四十一年後なり。是二つの誤也。また名畫記全部十卷は。王氏畫苑。津逮秘書等に。收てあり。學津討原にも收たれども。隣女晤言より後の新渡なり それをしらで。廣記によりたるは。三つの誤なり。また晉書文苑傳に。顧愷之字長康。嘗悦二一鄰女一。挑レ之弗レ從。乃圖二其形於壁一。以二棘針一釘二其心一。女遂患二心痛一。愷之因致二其情一。女從レ之。遂密去レ針而愈。とあり。顯昭の歌はこれによれり。いとはれての五文字は。挑レ之弗レ從の文にてよみし也。さるを名畫記を引るは。四つの誤なり。

附識す範兼童蒙抄に「別れゆく君が姿を繪に書て胸のあたりをさしやとめまし。古歌也。昔人。女の遠き國へまかりにけるを。戀わひでよめる也。

按ずるに。寄園寄所寄に。客中間集を引て云。春明門外。當路墓前有ㇾ堠。題云。漢太子太傅蕭望之墓。有ㇾ官見而怪ㇾ之曰。春明門題額正方。加ニ之字ー可耳。如ニ此堠ー直行書。只合ㇾ題ニ蕭望墓ー何必之字。とある也。紀談に。この正方を楷書とし。直行書を行書と見たるは誤なり。正方は俗にいふ四角なり。直行書はかきくだしをいふなり。客中間集の意は。春明門の額は。四方なる故に。之字を加へたるは可なり。四方なれば。二行に書故に。春明門の三字のみにては。一字だけあきて見苦しければなり此堠は。書くだしなれば。之字を加ふるには及ばすといへる也。其證は。懶眞子云。今印文榜額有ニ之字ー者。云々。有ニ三字者ー足成ニ四字ー。有ニ五字者ー足成ニ六字ー。但取ニ其端正ー耳。とこの端正といへるは。偶の數なれば。文字ならびて。つりあひよきをいひたる也。また演繁露云。扁額字數。奇而不ㇾ耦者。古今往往皆増ニ之字ー。また謇齋瑣綴錄云。内外諸司印文字用ニ成雙ー不ㇾ及ㇾ雙者足以ニ之字ー鈴木善教云。學古編にも單名曰ニ姓某之印ーとありなど見えたるにて明か也。又按するに。〔印〕紀談に。明の春明門といひしも誤也。此話はもと。錢易が南部新書己卷に出て。新書の文。客中間集とは四字異にして。四字多きのみ唐時の事なり。宋本太平御覽八百三十に。韋述が西京新記曰。春明門有ニ蕭望之冢ー。宋敏求が長安志に。唐外郭城東面三門。中曰ニ春明門ー注に當門外有ニ漢太子太傅蕭望之墓ーと見えたり。韋述は唐人。錢易。宋敏求は。倶に北宋の人なり。明の時ならぬ事明らか也

下針十一

古今著聞集弓箭篇云。賴光朝臣の郎等季武。第一の手きゝにて。さげはりをもはづさず射けり。京師本保元物語云。爲朝ハ空ヲ翔ル翼。地ヲ走ル獸。サゲ針ヲモハヅスト云事ナシ。又云。惟行。弓ハ三人張。矢束ハ十三束。サゲ針ヲモ射ント思フ者ナリケルガ。源平盛衰記云。金剛左衞門ハ。下針ヲモ射上手也ケレバ。異名ニハ養由左衞門共云。」按するに。もろこしにても。針を射たる事あり。北史。魏宣武靈皇后胡氏傳云。幸ニ西林園法流堂ー。命ニ侍臣射ー。不ㇾ能者罸ㇾ之。又自射ニ針孔ー中ㇾ之。大悦賜ニ左右布帛ー有ㇾ差。五代史。唐莊宗紀云。射獵或掛ニ針於木ー。或立ニ馬鞭ー。百歩射ㇾ之輒中。など見えたり。

寄ㇾ繪戀歌十二 〔印〕

六百番歌合。寄ㇾ繪戀。顯昭。「いとはれてむねやすか

是にて考れば。細字に書を敬とする也。」按するに。これよき考なり。周必大が玉堂雜紀に。安南國王。表章字如蠅頭。幾不可辨。玉音毎嘉其恭順。とあるにて。いよいよあきらかなり。また明の王佐が灼艾集に。禮部胡尙書濙。嘗云。太宗命予使外。瀕行諭曰。人言。東宮所行多失當。南京可多留數日。試觀如何。密奏來。奏疏書字須大。晩至我即欲觀。云々。清の余金が熙朝新語に。郃陽張大有。爲漕運總督。奏言。寫字手顫。請奏摺代書。上諭云。忙時令人代書亦可。若密摺仍須親寫。即字畫粗大。略帶行草。亦屬無妨。辭達而已。敬不在此。我朝待大臣之寬容脫略如此。などあるを見れば。明清に至りても。なほ此定なり。さて史記匈奴傳に。漢遺單于書。牘以尺一寸。辭曰。云々中行說。令單于遺漢書。以尺二寸牘。及印封皆令廣大長。倨傲其辭曰。云々。と見えたれば。粗大なるを不敬とし。書札細小を敬とするは。漢土にても久しき事也。皇朝にても昔は此定なりき。法然上人繪詞四十に。僧正又重たる狀云一紙の趣。深く肝に銘じ候。一代の聖教を載らるゝといふとも。これに過べからず候歟。愚意の所存。秋毫も違せず候間。信仰無極候。抑彼へ進上の書札。細少を爲先。文字も今少しちひさきやうに。御書寫ありて給べく候。御自筆上覽の爲に宜かるべき間申候也。」とあり。按に僧正は承圓にて。上覽は後鳥羽院の御覽をいへり。

之字十

過庭紀談云。凡扁額墓碑ノ類ノ題署ニ。篆隸八分正楷ナドニ書ハ。多ハ之字ヲ入テ書。タトヘバ。朱雀之門。白馬之寺。ナドノ類也。草書行書ニテ書ハ。之字ヲイレヌモノ也是ニ付テヲカシキ話アリ。明ノ春明門外ノ路バタニ。漢ノ蕭望之ノ墓アリ。行書ニテ。漢太子太傅蕭望之墓。ト題シアルヲ文盲ナル官人見テ。怪テ曰。春明之門ノ題額ハ。正方ノ眞字故ニ。之字入テアル筈ナレドモ。行書ニテ書シ墓ノ題署ナレバ。之字ヲ加フベキ樣ナシ。只蕭望墓ト題スベキ事也。ト云シヨシ。客中間集ニ見エタリ。名高キ漢ノ蕭望之ノ名ヲ知ザリシハ。文盲ナレドモ。正方ノ文字ノ題署ニハ。之字ヲ入ル筈ト心得。草行ノ文字ノ題署ニ。之字ノ入シヲ怪シハ。唐人ダケ也。本邦ノ歷々ノ諸大儒モ。ソレハ却テ知ラヌ人アリ。」

頰ヿ哉。玉かつま（からあゐの巻）に。愚管抄に。後の京極殿と。の丶字をそへて書たり。これ後の京極と申し丶、證也。」とあり。和長卿の御說の證とすべし。さて實定公をも。後の德大寺殿と申べき也。其證は。隆信朝臣集の詞に。のちの德大寺の左大臣。大納言と申し時云々（宵柏九代抄。新古今の條に。後ノ德大寺左大臣」）とあり。又續世繼（こけ衣の巻）に。のちの二條殿の御子には。云々」と云り。すへてのちとよまん事論なし。又帝王の御追號をも。ふるくのちの某と申奉りしなり。今昔物語集卷十二（第廿二條）に後ノ一條院ノ御代ニ。云々　筑波問答に。此御所のありさまも。後の鳥羽院の御時より。よく見侍し也。増鏡（老の波の巻）に。後の堀川院の御女にて。神仙門院と聞えし。草根集詞に。永享元年十月三日。右馬頭家にて人々六首の題をとりて。後の小松院へ。御詞を申されし歌合の中に。」などあるにて。あきらかなり。又袋草紙に。先ノ朱雀院ノ御時とあれば。後の朱雀院と申奉らむ事亦論なし。

魚鱗鶴翼八

寒夜筆談云。魚鱗鶴翼ノ陣ト云ハ。魚麗鶴列ヲ誤タルナリ。酉陽雜俎ニ。王固ト云モノ。竹筒ヨリ蠅虎（ハヘトリ）子（クモ）數十ヲ出スニ。行ヲ分ツテ二隊トナリ。對陣ノ勢ヲナシ。鼓ヲウツタビニ陣ヲ變ジ。天衡地軸。魚麗鶴別。備ハラザルハナシトミエ。又文苑英華ニ。獨孤及ガ風后八陣圖記ニ彼魏之鶴列。鄭之魚麗トアリ。按スルニ魚麗ハ左傳。鶴列ハ莊子ニ出タリ。燃犀錄云。鈐錄ニ云。和軍ニ魚鱗ノ備ト云ハ車輪陣ヲ。古ノ博士ガ。ギヨリント。讀傳ヘタルヨリ。魚字ヲ付替タルカ。又魚虎陣ヲ誤リタルナリ。鶴翼ハ虎翼陣ノ唱ヘ誤ナリ。按ズルニ。唐太宗帝範序曰。夕對魚麗之陣。朝望鶴翼之圍ト。シカレバ鶴翼ハ古ノ陣ノ名ニシテ。誤ニハ非ズ。且魚鱗ハ魚麗ノ訛轉ナルコト明ナリ。愼言按するに。文苑英華（七百三十五）に。載たる帝範序も。亦魚麗に作れり。されども魚鱗陣の文字。漢書陳湯傳に出たり。魚鱗の字。是ならめと思ひたりしに。果して淸の武英殿本の帝範序には。魚鱗として。（全唐文卷十にも此序を載て。亦魚鱗に作れり）元人の注ありて云。魚鱗鶴翼。皆陣兵之形勢也。と見えたり。

細書爲敬九

秉穗錄二編云。通鑑綱目。宋高宗紀に。馬進以大書諜索戰。張俊以細書狀報之。進以俊爲怯と。

今世多解除。擲去破弊器物。名爲送窮。太平御覽四百七十二云。錄異傳曰。昔廬陵邑子歐明者。從客賈。道經彭澤湖。每輙以舟中所有多少。投湖中云。以爲禮。積數年。後過見湖中有大道。有數吏。乘車來候云。是靑洪君。以君前後有禮。故要君。必有重送。君者皆勿收。獨求如願。爾去。果以縑帛送。明辭之。乃求如願。神呼如願使隨去。如願者靑洪婢也。明將如願歸。所欲輙得之。數年大成富人。歲朝鷄一鳴。呼如願。如願不起。明大怒欲捶之。如願乃走。明逐之於糞上。糞上有昨日故歲掃除聚薪。明乃以杖捶使出。久無出者。因曰。汝但使我富。不復捶汝。今世人。歲朝鷄鳴時。轉往捶糞云使人富也。これ歲朝に。昨日故歲掃除とあり。除日に掃除したる事明らか也。夢粱錄云。十二月盡。俗云月窮。歲盡之日。謂之除夜。士庶家不論大小。家俱洒掃門閭。去塵穢。淨庭戶。◉僧明本の中峯廣錄。臈蕩除夜頌云。茅屋三間冷似水。灰頭土面十餘僧。掃除自己閑枝葉。不打諸方爛葛藤。就手揭開新歲曆。和光吹滅舊年燈。頂門別具摩醯眼。越死超生似不曾。楊循吉除夜雜詠云。除塵舊室攻。遂安縣志云。除夜掃宅會。南野堂筆記云。梅里薛㢧齋廷文。五十未娶。（按未娶原誤而娶今據詩人徵略改正）有除夕詩云。獨送窮愁獨掃塵。一回除夕一傷神。來朝記取年多少。不敢分明說與人。みな除日の煤掃なり。

大臣稱號後字七

樋口殿記云。臣下ニ後トヨムハ。後京極。後德大寺。後成恩寺。バカリ也。有職玉の枝云。後といふは天子の號計にて候哉。答其通りにて候。然れども後德大寺。後京極。是は古へよりごとよみ來る故。其通りよみて不苦候。其外は後と讀たるがよく候。後成恩寺殿などよみ申候。（關秘錄に。後京極。後德大寺は音に後と唱ふ。是は其人品德義を賞美してなり）按ずるに。常昭愚草（伊勢貞陸記）云。帝皇をば後鳥羽院などゝ申也。攝家をば後成恩寺殿などゝノチと申也。年山紀聞云。和長卿日記云。凡儒中ノ故實者。天子之追號。後字用音讀。大臣稱號之時。後字用訓讀。是通法之故實也云々。又大臣稱號之內。後京極之一號。人皆後字用音。歟。是無殊事。只以言好之義也。故自由之讀也。何後の京極殿可申事。有其

江南曲。詞意非祥。生慰解之曰。首句嫁得瞿塘賈。即已大吉。何不祥之與有。女乃稍懽。また婦女子。箒を投てたゝみ算といふ事をす。是ももろこしに。其さまはしれねども釵卜といへるあり。浩然齋雅談云。鄧林號謙谷。臨川人。嘗客孟氏塾。戯降紫姑得詩云。隔溪寒薄雨飄蕭。欲采荷花不見橋。釵卜無憑芳信杳。酸風空度鳳臺簫。

晦日掃六

今の世に晦日掃とて。毎月の晦日に。家内を掃除するものあり。是は久しきならはし也。延喜民部式。左右兵衛式並云毎月晦日。令諸司仕丁掃除宮中。大内家壁書云。從築山社頭至松原同小川掃除之事。可爲毎月晦日也。など云り。もろこしにも似たる事あり。荆楚歳時記（廣秘笈本）云。正月晦日送窮。注云。金谷園記云。高陽氏子痩約。好衣敝食糜。人作新衣與之。即裂破。以火燒穿著之。宮中號曰窮子。正月晦日巷死。今人作糜棄破衣。是日祀于巷。曰送窮鬼。猗覺寮雜記云。唐人以正月下旬送窮。韓退之有文。姚合有詩云。萬戶千門看。無人不送窮。海錄碎事云。池陽風俗。以正月二十九日爲窮九。掃除屋室。塵穢投之水中。謂之送窮。などあるを見て。唐土にても。正月晦日掃除する事をしるべし。又十二月の煤掃も。もとは晦日なりしにや。後賴朝臣の散木集云。としの暮の歌とてよめる。「さらひするむろのやしまのことこひにみのなりはてん程をしる哉　顯昭注云。さらひするとは擢とかけり。掃除する事也。むろのやしまとは竈戸をいふと。古髓腦に書り。除夜に民の竈戸をさらひて。こんずる年のうちの事の吉凶みな見ゆといへり。火を日々にあてゝ。きえきえぬを見てしるなどもまをすめり。ことこひとは。みんと思事を云也。それに。我身のなりはてんほどをもしると讀也。祇園修行日記云。貞和六年十二月廿九日。今日晦日也。始煤掃。宣胤卿記云。永正元年十二月十九日。朝陰屬晴。比屋煤掃。亂以前。晦日式日也。歲島道芝記（年中行事卷）云。十二月晦日御煤掃。上番の社司。衣冠引繕ひ。國文代。下番等。立まじはり。御殿を清め奉る也。」また草根集云。歲暮。「家々にはらひつくすをあやにくに空はすゝけておつる雪哉。とよめるも除日なるべし。是も亦もろこしにあり。玉燭寶典（卷十二）云歲暮

饒鰕蟹。寅年足虎貙。張籍云。江村亥日長爲市。と見えたるにて。白氏張氏の詩語によりたる事しるし。さていかなる子細ぞと思ひしに。諸書を讀て其說を得たり。能改齋漫錄巻七云。豫章古漁父詩云。魚收亥日妻到市。見李淳風易鏡。占漁獵勝負篇云。取魚卦宜二水。又云。取魚宜見水忌土。蓋亥子屬水。乃知魚收亥日所自。文苑英華辨證巻九云。分寧縣。武寧縣。（按武寧縣以下十字原作本武寧縣之常州亥市也九字今據太平寰宇記卷百六訂正）本當州之亥市也。嶺南村落。有市謂之虛。不常會。多虛日。西蜀曰痎。如痎疾間而復作也。江南曰亥。本與蜀同。惡以疾稱止曰亥耳。合璧事類別集巻十云。荊吳俗。有取寅申巳亥日集于市。故謂亥市。徐琦脩水志（原本脫脩字今據書錄解題補）などあるを考ふべし。ちなみにいふ。八雲御抄云。たつの市。辰日たつ也。按するにもろこしにも此類あり焦氏說楛巻五云。滇人以辰日爲市。號曰龍街。（鴻泥日錄云嘉慶七年。二月二十四日。及至龍場。龍場。故名狗場。居人諱之。三四年來易今名。大書揭市門。然行人呼狗場如故。三月初三日至陡坡。有橋爲猪場河。黔俗以支辰名場。此地以亥日市。遂呼猪場。與龍狗場例同）。（又海錄碎事云。池州聚落至有期日虛集處謂之子午會）明詩綜巻七十一施武街子詞云。豬街纔罷又龍街。注云。滇中以作市曰街子。逢辰亥戌未日爲期。堅瓠丁集巻三云南中諸夷。每以丑卯酉日爲市。故曰牛場兎場雞場云。とあり。似たる事なり

初雷四

日次記事云。凡一春之中。雷始發聲。是謂初雷。京俗節分之夜。貯置所撒家內之熬豆。聞初雷時。則三粒食之。寒夜筆談云。世ノ人初雷ノ鳴時ニ。節分ノ豆ヲクフハ。鶡冠子ニ。夫耳之主聽。兩豆塞耳不聞雷霆。ト此說ヲツタヘ誤タル也。」按するに。玉燭寶典巻十二に。荊楚記云。家家留宿歲飯。至新年十二日。則棄街衢。以爲去故納新除貧取富。又留此飯。須發蟄雷鳴。擲之屋扉。令雷聲遠也。（太平御覽八百五十に。時鏡新書を引て。發を驚に作り。扉を上に作れり）とあり。これより出たる事なるべし。

歌卜五

婦女子無心にて。百人一首の草紙をひらき。其歌をもてうらなふを歌卜といふ。もろこしにも似たるわざあり。卷卜といへり。聊齋志異白秋練條云。女一夜早起挑燈。忽開卷悽然淚瑩。生急起問之。女曰。阿翁行且至。我兩人事。妾適以卷卜。展之得李益

生姜おひ出る物なり。自然に出來たる物故に。取あへず神に奉りし事。例になれり。又大石千引の。野乃舍隨筆に。神明祭に生薑を獻事は。論語鄕黨篇に。不撤薑食。とある注に。薑通神明去穢惡故不撤とあり。按するに。これより誤るかとある人いへり。などあり。按するに。これらの說うけがたし。皇太神宮年中行事に。四月十四日。遠江神戸所進種薑。子良宿館南垣內所奉殖也。九月御祭之時御饌。所供進也。とありて。伊勢の神宮にて。九月の御饌に奉りしを。そのかみこゝにうつしたる遺風なるべし。

茅柴二

葛原詩話前編云。俗ニ村店ノ薄酒ヲ。鬼コロシト云。即村店壓茅柴ト云。是ナリ。又茅柴酒トモ云ベシ。韓子蒼詩アリ。飲慣茅柴諳苦硬不知如蜜有香醪ト。堅瓠集ニ。茅柴ノ胸ニコダワリテ。下リ難キヲ。惡酒ニ喩フトナリ。又後編云。茅柴。前編ニ解ス。然ルニ事物紺珠ニ。茅柴。言如茅柴焰易過薄酒也。此解甚佳ナリ。東坡詩。幾思壓茅柴。禁網日夜急。按するに。事物紺珠は。明の萬曆十三年乙酉。黃一正が撰なり。これより百四十餘年さき。皇朝文安甲子の序ある下學集に。茆柴濁醪也。一醉而即醒。如燒茆柴火便滅とあれば。古く唐土の說あるべくおもひしに。果して宋人の錦繡萬花谷前集に。韓子蒼詩。云々。謂苦硬之酒。如茅柴火易過。とあり。さて葛原。茅柴と壓茅柴を同物とせしは誤なり。施注蘇詩云。茅柴。乃村落所釀醨酒也。又黃州人造私酒。俗謂之壓茅柴と見えて。壓茅柴は隱し造り也。

附識す。陔餘叢考云。酒之劣者。俗謂之茅柴酒。東坡詩。幾思壓茅柴。蘇叔黨詩。茅柴一杯酒。然曰壓茅柴。蓋酒之新釀。用茅柴壓而酢之耳。といへるも葛原の誤に同じ。解も亦壓字に因ての臆說なり。茅柴を壓倒する意にて。壓茅柴と名付しなるべし。

亥日三

無題詩に。藤原周光が賦漁父詩に。卯時要飲江村霧。亥日成群沙岸風。とあり。亥日の事は。韻語陽秋卷十六云。元微之適通州。白樂天有詩云。寅年籬下多逢虎。亥日沙頭始賣魚。後又有東南行云。亥日

梅園日記卷之一

江戸　北愼言　著

飯倉神明一

吾妻鏡。壽永三年五月三日記に。被奉寄附兩村於二所大神宮内宮御分。武藏國飯倉御厨。外宮御分。安房國東條御厨。又神鳳抄二所大神宮の御領地を記したる書に。武藏國飯倉御厨。當時四貫文。と見えて。また飯倉御厨長日御幣五十町とあれば。此國に飯倉といへる地名。二所ありしならん。一所は今の江戸の三田なる神明の地なるべし。其證下に擧ぐ。又一所は武藏鑑に。兒玉郡に飯倉あり。是にや是神領なる故に。社を立じならん。例ある事也。其證は。上件の安房國なるは。朝夷郡の東條に。今も神明社ありときけり。吾妻鏡。又文治二年七月廿八日記に。新日吉領。武藏國河肥庄と云り。今川越の養壽院に。文應元年の。新日吉山王の古鐘あり。三芳野名勝圖會。川越の地志也養壽院の條に。寺記を引て。往古此所。新日吉山王社頭也。とあり。吾妻鏡。又承久三年八月七日記に。鶴岡八幡宮御分。武藏矢古宇郷司職。五十餘町と云り。今當國足立郡。谷古宇村に。八幡宮ありて。此時の古文書を藏弆せり。其文に。可令早爲鶴岳八幡宮社領。武藏國矢古宇郷事。右以當郷可爲社領之狀。依仰下知如件。承久三年八月三日。陸奥守平花押など。見えたり。玉藥。建暦二年三月廿二日宣旨に。知行之輩、屢々祝末社於神領之中。さ有をも考ふべし　さて三田を飯倉の舊地なり。といへるは。望海毎談に。芝神明宮。もとは新堀の南の方。有馬中務大輔殿の。屋舖の後長屋に添て。神明の宮あり。是古の宮所也。江戸草創のはじめ。上方よりの往還の地にて。當所賑やかなれば。是へ出す。今に繁昌の地なり。古宮の跡へもまつりたり。又新編江戸志に。小山神明社。窪三田飯倉神明の舊地なり。山上に社あり。など云り。又此あたりに。飯倉町六町。其餘飯倉某町。と唱ふる所多く有を考べし。今は三田と飯倉町との間に。新堀といふ川あれども。昔はなかりしなり。昔々物語に。昔は芝新堀無之。元祿之比。被仰付候と見えたり

附識す。毎年九月。此神明祭に。參詣の人。必生姜を買ふ事あり。山中稠有の。芝神明宮開始緣起石塚豐芥所藏に。生姜を此神へ奉る事は。昔社を造立せし

飯倉山は。近邊皆赤土也。赤土には種を殖ずとも。

卷之五

梅園日記目錄終

卷之三

卷之四

梅園日記目錄

卷之一

卷之二

むかしから人いへることあり君と一夜ものかたりせは十とせ書よむにまさらんといへりさる人のつくりなしたる書よまはとゆかしきこゝちさへいてくれと見ぬもろこし志らぬ世かいのうへなれはいかゝはせんよしやせむすへありともさるとほきさかひ五百重のなみのよそまてなにかはもとめん此國にもそれにまさりたらんとおほゆる人こそあなれそは今の梅園の大人になむおはしける此大人はわか母かたの祖父の友たちにて今はよはひ八十をこえられたるかわかくおはせし時よりしるされたる書いくとちとなくおほかりしかいにし文化のはしめの火のさわきに灰となりぬるはいたくをしむへき事なりかしさてそれよりこなた四十とせをはかりかほとまた日々にしるされたるかかはこたつものにみついつゝあなるをとちわけてはいく百とちにかなりぬらんそかうちをえりいてゝ今はまつ一帙五〆ちとはせられたりきなほつき〴〵あらはされぬへしそも〳〵随筆といふものもろこしには宋の代の洪邁といへる人の容齋随筆にはしまりこゝには後成恩寺のおほきおとゝの東齋随筆におこりてこれもかれもことのくはしからぬはその世の手ふりなれはなるへしそれよりこなたうちつゝきてさるふみともおほかめる中にも圓珠庵の川社本居氏の玉勝間なとをこそ世にはもてはやすめれかなたにも顧炎武か日知錄錢大昕か養新錄を一つかひにいひてくはしきすゐひつのためしにそすなるそれらの書つくりし人々といふともこの日記を見たらましかはおもてにあせあえてはつかしとやおもふらんされはかの一夜の物かたりを十とせ書見んにくらへしをおもへはこの日記見ん人はいくそとせいく車の書をまなひたらんにもまさりぬへしかゝれは物學ひのかたにとりては人のよはひをつき命をのふるにひとしき大人ともいふへくやみつから世の長人におはするのみかは人のよはひをもいのちをものへんはうれしくかたしけなきうしにこそかくいふはとしの名弘化とあらたまりたるつきのとし五月はかり平由豆流になむわかおほちの友なる大人のつくられたる書のはしにことかきそふれはわれさへ世のなかひとのかすにやいりなましあはれうれしとやいはんたのしとやいはむ

梅園日記序

大平三百餘年。奎運大哉。文敎日昌。方此時。都下有以工商而學問淵博。精於古而詳於今。不求聞達。著述自樂者二人焉。一曰狩谷掖齋。富商也。其學專奉漢唐注疏。不屑宋明理氣。性最嗜古。古刻本。古寫本。古器古物。乃至碑版法書之類。可備採錄者。與夫珍書異典。金匱之秘。名山之藏。博物君子未經見者。廣搜而多聚之。精擇而詳言之。其攷尺度。注和名鈔。考證精覈。發明極多。一曰北靜廬。貧工也。其人以讀書爲性命。博學洽聞。古今無遺。一物不知。引以爲恥。嘗著梅園日記若干卷。古今並擧。雅俗互陳。闡幽表微。辨訛訂闕。皆人取未發。每攷一事。引證書目。殆及十數部。洋々灑々。務爲反覆辨論。窮原竟委。歸於至當而後止。其詳且盡。無復剩義矣。但盡皆瑣細。事必叢脞。識小而遺大。人或以是病之。靜廬則謂。吾輩小人。性好讀書耳。若其說理義論政體。非分也。吾不忍爲。然於言語文字之間。正是非。別同異。亦風流罪過。吾不能已。故目長之。耳飛之。不論古今。不問雅俗。凡有文字者。必無不讀。讀必有得。隨得隨錄。要是一時漫筆。豈可與學士文人著述一例言之哉。學士文人。其分重矣。其職大矣。說理義論政體。以資天下治敎。固宜也。吾輩小人。承其餘澤。樂々利々。忘帝力於何有。即有所言。亦不過爲擊壤之歌耳。是盖遜語也。而實事也。賢者識大。不賢者識小。小豈獨小而已哉。亦有文武之道在焉。則小何可不識乎。若徒曰書札喪志。是理學家之言。非篤論也。掖齋久已物故。遺書散佚。子孫不能永保。識者憾焉。靜廬年八十。雖已老矣。精神奕々。視聽無改。日夕耽讀。手不釋卷。汲々屹々。猶以著述爲業。所謂梅園日記者。案頭成堆。皆平生精力所存。不可不傳也。志千堂主人。與靜廬交善。前後料理。先刻五卷。而急傳之。其餘將陸續開雕。以垂不朽。是不獨爲靜廬謀不朽。亦所以謳歌太平德化於無疆也。

甲辰十月。朝川鼎撰

男　慶　書

○雉

雉は五色のつばさあるゆへに物のかざりとするなり衣裳のもんに雉ぬいゑがく事は人の文章あるべき義にかたどる也又雉しぬる時はけなげなるゆへに士のさゝげものに雉を用る也又君の御膳に夏雉のほしたるそなふる事有これを雉膳と名く又山梁の雌雉を子路とゝのへて孔子にまひらせたる事も侍る也周禮の六禽も其内の一つは雉也食品の貴きものなり又二足のむまきものは鷸也と云事も有鷸はやまどり也

鶉

鶉に鹽をつけてあぶり食へばよしと交州記にみえたり禮記にはあつものにすることも有或酒にひたし蓼をかてゝむして食ふともみえたり

庖丁は庖はくりやなり丁は人の名也くりやをつかさどりて肉をよくきるゆへに後の世に魚鳥をきる刀を庖丁と申也むかしは刀にすゞを付てきる時に鈴の音ときる音と拍子にあふその刀を鸞刀と申也毛詩にも禮記にも鸞と鑾と通じてすゞたり莊子に云こゝろは庖丁の刀をつかふとき其音よく舞にも音律にもかなふと云り又割刀と申はすゞはつけずたゞよききれ刀を云也

慶安五暦孟春中旬

崑山館道可處士鋟板

庖丁書録 終

螺とも申なりかひに九つ孔あるをよしとす熨斗は銅にて作る火を入て物のしはをのす物なり晉の韓康伯が母康伯がために衣をぬふ時康伯熨斗をとる母又はかまをとゝのへきせんと云ければ康伯はや無用なり火斗中にあれば柄も熱し衣をきたらばすそもさむかるまじと云けり康伯幼少にしてかく云は孝も智もありと母もあやしめりあはびを長くけづりほしてのしとするをうちあはびとも申也又漢の世に威斗は五色の藥石を以てつくる或は銅を以ても作る長二尺五寸にして座のかたはらにをくもろ／＼の兵氣をおさゆるまじなひなり此等のかたちにかたどりてうちあはびをすることにてや侍らん

○鶴

昔周穆王の時巨蒐氏白鶴の血をたてまつる是をのめば人の氣力をますと云り又漢の世に玄鶴を射て奉る事漢書文選などにもみえたり又琴を聞て淫亂の音をこのみ鶴をあいして國をほろぼす故事有ゆへに琴を燒て薪とし鶴を煮て食ふと云ふことあり鶴は仙人ののり物にていのちながきゆへにめでたき鳥なり

○鵠

鵠を天鵝と名づく日本にて白鳥と云は是なり食物の上味なりと云事飲膳正要にのせたり是を食へば人の氣力をますと云へり

○雁

雁秋北より南に來る春は南より北に歸る其まことありて僞なく陰陽にしたがひ雌雄たがひにみだれざる事あるをもてもろこしにてはよめをとる時はじめて雁をやりて約束を定むる也毛詩に弋鳧與雁とあるは雁と鳧とを射てとるを云なり楚辭にも雁をいり物にとゝのゆる事あり後漢書に或人雁門の太守になりたれば雁を食てむましやとたはむれたる事有

○鴨

野鴨はかも也家鴨はあひるなりもろこしにて無官無位なるものゝ貴人へまみゆる時鶩を贄とすと禮記にあり鶩はかも也贄は進上の物を云なり九月より以後立春の時分まで鴨を食へば人によろし腹中をとゝのふと云り

○鷄

もろこしにてはとりわけ鷄を賞味する事をゝくみえたり鷄卵も同前の事なり

と名づくなまなからほしたるを淡鯗と名く是皆する
めの事也

〇章擧

章魚はたこの事也閩國越國の人ははじかみの酢にて
是を食ふ韓退之が詩に章擧馬甲柱鬪以怪自呈
と云へり又其身小にして足ながきを石距と名く鹽を
付てやきて食ふとも云り石距はてながたこなるべし
日本にて蛸の字をたことよむは本說たしかならず蛸
はあしたかくもなりがたち相にたるゆへに字をかり
てよむなるべし

〇海月

海月は眼なし水にうかびてかたち絮のことし其そば
に蝦ありて人來てとらんとする時蝦水中に入れば海
月もついてしづむ也文選に水母目レ蝦と云事は是也
又水母借ニ蝦目一と云句も有水母はくらげ也又石鏡と
も海鏡とも海蛇とも申也石はい明礬の水にて茄の木
の灰に鹽をませて海月をひたし其後あらひとゝのへ
てはじかみの酢にて食ふ

〇蝦

蝦の字と鰕の字とかよへりゑびなり江湖より出る物
は色しろし溪池より出る物は小にして色あをしいづ
れも湯に入ばあかくなる也もろこしには酢にして
食ふむしても食ふはじかみの酢にても食ふ其大なる
物をば海鰕と名く海より出るゆへ也鱠にしても食ふ
ほしても食ふ也海鰕は伊勢ゑびの類なるべし

〇干物

ほしたる魚を鮑と云事は魚のつゝむべきものなるゆ
へに云也禮記には是を薨魚と云へりなまながらをし
をかけてほしたるをば淡魚といふくしにさして風に
ふきかはかし或ははらはたをさりて繩につなぎほし
たるを法魚と名く鹽を付てほしたるを醃魚と名くい
づれの魚にてもかくのごときの類は皆乾魚なり又別
に鮑魚とて海中の魚の惡くくさき物ありこのしろと
云魚の類なるべし日本に蚫を鮑と云はほしたる串蚫
をば干物なれば鮑魚と云べきか生蚫をば鮑と云がた
し鰒魚とも決明子とも云なり野曲に我家にとばり帳
をもたてたれば大きみきませむこにあせん御さかな
にはなによけんあはびさたをかゝせよけんと云へり

〇熨斗

あはびをほしてのしとすあはびを石決明とも九孔

に清盛が舟へ鱸の飛入たる事有

○鮒

鮒魚は鯽魚なり莊子に車轍の中に鮒ありとあれば古より名ある魚也呂氏春秋に魚のうまきものは洞庭の鮒なりといへばむかしよりの美味なり蘇子美が詩に松橋待ニ金鯽ー竟日獨遲留とあれば金色の鯽魚もあるにやその池を金鯽池と申なり松江は鱸の名所洞庭は鮒の名所也たとへば近江鮒淀鯉と云がごとし

○鯛

むかし神代に彦火火出見尊釣をたれたまふ時赤女其鈎りを呑たり龍王赤女をめして鈎をとりて尊へかへし奉る又口女呑たりとも云り赤女は鯛の事也口女は鯔の魚の事也然れば鯛は神代より名ある魚ならずや長門國の風土記に赤間關は赤女の魚あるによりて名づけたりあかめのせきと云べきをあやまりて赤間關といふ也又延喜式には平魚と書て鯛のことなり

○鮭

奥州の衣川又越後の國是鮭の名所なり其ほしたるをば楚割鹽引干鮭など云名有源　賴　朝へ梶原が楚割を奉りたること有又四條大納言隆親卿からざけと云ものを供御にまいらせられたりけるをかくあやしきものまいるやうあらじと人の申けるをきゝて大納言鮭と云魚まいらぬことにてあらんにこそあれ鮭のしらぼし何條事かあらん鮎のしらぼしはまいらぬかはと申されけりもろこしにも此魚を賞味すとみえたりされば庾果之食レ鮭嘗有ニ二十七種ーと云事南史にみえたり又老杜が詩に自愧無ニ鮭　菜ー山　谷が詩に婦能養レ姑供ニ珍鮭ーとあり本草をかんがふれば鯎音桂さけとすべきかと云人もあれども今たゞ日本に古來かきならはしたる鮭の字をしるし侍る

○王餘魚

もろこしにて吳王闔廬江を渡る時に鱠を食て其餘を水中に入れば則化して魚となる是鱠殘魚と名づく又王餘魚とも申也一說に越王の鱠の殘りなりとも云り

○烏賊

此魚烏をとらんとて水にうかぶを烏ついはまむとする時是をまいて水に入て食ゆへに烏賊と名づく海邊の人の云傳へしは昔秦王東海に遊ぶ時算袋を海中に捨つ化して此魚となるがゆへに魚のかたち袋に似て腹中に墨ありと申なり是に鹽を付てほしたるを明鯗

まひらせんとあれば亥の子の殘を翌日もくふとみえたり

○節分豆

節分に大豆をいりて屋內にまきちらす鬼はそと福はうちととなふる又是風俗也禁中にては追儺おこなはる是はもろ〳〵の邪鬼をかり出すを云なり鬼やらいと申也又此夜赤丸五穀をまじへそゝぎまく事後漢書の注に見えたり五穀の中に豆あり古人の詩に除夜の豆を詠じて暗中信レ手頻拋擲打着諸方鬼眼睛と云也大豆をまひて鬼の眼をうちつぶすなり

○鯉

詩の陳風云豈其食レ魚必河之鯉とあり鯉はうろくづのうちの美物なり孔子の子をうめる時魯の君鯉をおくられければ孔子君のたま物をよみんじて其子を鯉と名づけ字伯魚と云り誠に目出度魚也大河の源は崑崙より出で積石山をへて龍門となる此所に三級とて三重みなぎり落る急流有其波の音百千萬の雷一度にはためきなるがごとし春三月の比桃花の浪ながるゝ時魚此所をのぼる鯉龍門にのぼれば化して龍となる諸魚のぼりゑざれば水にたゝきをとされて死して腮をさらす也うろくずの中に此心ざしあるはすぐれたる魚なるべし龍となりて雲にのぼり霧をつかみ天地の間に飛行自在なるごとくなるべしと此魚をいはふなり又魚は陰類也陰數は六つなれば六々三十六にて鯉は大小にかぎらず一とほりに三十六鱗ありよの魚は死て後にうろこの色かはれども鯉はうろこの色かはらず

○鱸

周武王孟津を渡る時白魚をどりて舟に入るめでたきしるしにて遂に殷紂をうちほろぼして天下をとれり此白魚は鱸にてや侍らんと申傳へけるとかや魏曹操が座上に色々の美物をまうけゝるが今かく物とては松江の鱸魚なりといひければ左元放と云仙人術をもて銅盆に水を入座中にて鱸魚を盆より釣り出して諸人の興をそへたり晉の張翰は蓴菜のあつもの鱸魚の膾をおもひ出して松江へかへり東坡は巨口細鱗の魚を得て赤壁にあそぶ此魚色白くあざらけきゆへに銀魚となづく膾につくりてはいとすじのごとくなりとて絲膾とも玉膾とも申也隋帝の玉膾は東南の佳味也と云へるはこれ也我朝にても平家の繁昌せんしるし

七月七日の夕 牽牛 織女天河を渡て相逢ことありとて瓜菓をつらね食物をそなへて二星をまつる也男女ともに才能をいのるゆへに乞巧奠と申也

○盂蘭盆

七月十五日竹をくんで盆盂のごとくにし米飯をもり素饌をそなへ秋の神をまつりて五穀のよくみのらん事をいのる是を箊籃盆と申なり箊籃はかごかたみの類也是むかしよりの風俗也今の世の蓮の葉の強食は此義なるべししかるに世にいひつたふるは目蓮の母餓鬼道に落たり目蓮これをすくはんとて通力をほどこせども或は食物火焔を生じあるひは母のゝどの穴針のごとくせばく成て物を食ことあたはず目蓮かなしんで佛にとひければ佛百味の飲食を盆にそなへて一切の衆にあたふべしとをしへらる目蓮したがひければ母のくるしみをすくへり是をうらぼんと云はくるしみをたすくるの梵語なり此事も七月十五日なれば取合てする事箊籃と盂蘭と音にたるゆへなり

○八朔

八朔の禮義むかしはなし建長の頃よりはじめておこなはる當年の秋の田のみのることをいはふ故にたのもの朔日と世俗に云ならはせり

○菊酒

九月九日菊花の宴あり是を重陽の宴と申也天子より臣下に菊の酒をたまはる御帳左右に茱萸の囊をかけ御前に菊瓶をおく又茱萸の房を折て頭にさしはさめば惡氣をさると云本文あり昔費長房と云仙人汝南の桓景にかたりていはく九月九日汝の家に灾あるべし茱萸の囊をぬいてひじにかけ山にのぼりて菊酒をのまば此災きゆべしと申ければ其日にいたりてをしへのごとくせしかば其身はつゝがなくして家中の雞犬羊こと〳〵く死たりかやうの功能侍るより今日は菊酒をのむと云傳へたり

○亥子餅

十月上の亥の日に內藏寮より此餅をそなへ奉るあさがれいにてきこしめす十月の亥の日餅を食すれば病なしと云本說あり此事いつ比よりはじまるとも見えず延喜式にのせたれば往古よりはや有ける事ならんかし承安四年に沙汰ありて大外記頼重師尙など勘文をまいらすそれも本朝のをこりはたしかにも申さず皆本書本記をのせたり源氏物語に子のこはいくつか

りのごとくにし或は五色の糸を縄になふてじゆずのごとくにつなぐも有或はだんごのおとくして九つゝらぬるも有いつれもまこもの葉をもてつつむ也是を角粽とも角黍とも云なりむかし屈原が姉これを作りて屈原を弔ひける也月令廣義にみえたり、屈原が姉の名を女嬃と申也

○氷

六月一日を賜氷節と名く仁徳天皇の時六十二年五月に額田大中彦皇子鬪雞と云所にかりに出たまひて山に上り野中を見やり給ひしかば廣庵を作りたるやうなる所有人をつかはして見せたまふに窟なりと申其時かの山のあたりに侍る人をめしてとはせたまふに氷室なりと申皇子のいはく其氷をばいかやうにして納めたるにか答て申さく土を一丈あまりほりて草を其上にふきて茅萱などをあつめとりしきて氷をおきたるに氷ていかやうなる大旱にもとけず是をとりて熱月に用るとなん其時皇子此氷を仁徳の聖の帝に奉らせたまひければ斜ならず叡感あるよしやまとぶしなどにものせたり是氷を献る初也其後より季冬ごとに是を納て國々所々氷室をおかれ侍し也又禁中にては元日に氷様を奉ることあり是は氷のあつさうすさのかたちを奏聞する也周禮に凌人職と云は氷室をつかさどる也去冬の極寒に深山幽谷より氷雪をとりて是をおさめて夏にいたりて暑氣をさけんがために氷を出して群臣にわかちたまふ也毛詩に二之日鑿レ氷冲々三之日納之凌陰と云り左傳に日在二北陸一而藏レ氷西陸朝覿而出レ之と云り是皆氷をおさめていだすことを云なり晉の石季龍三伏の日に氷井臺の氷をとりて大臣にあたふることあり日本にても近き世まで丹波のおく山に氷室ありけるとなん

○嘉定

六月十六日に嘉定有近頃世俗には申傳ふるは室町家大樹の時に六月納涼のあそびのために楊弓を射てかけものとしまけたるもの嘉定錢十六文を出し食物を買てかちたるものをもてなすなり嘉定は宋の寧宗の年號にて十七年有其年毎いたる錢に元年より十六年迄のしるしあるを十六錢あつめて今日一人ごとのもてなしものゝ代に定むるなり右の本説たしかならざれどもならはしきたる事如レ斯

○七夕

種ははこべらちしやせりわらびなづなあふひ芝ゑもぎ水蓼水雲松なり松の字を菘の字に成す說も有菘はこほほねなり松の字なれば十一種に松をうへて奉りけるとかや正月七日に七種の菜を供する事事文類聚にみえたり此日是を食へば萬病をのぞくと云へり

〇御粥

正月十五日に御粥を奉るむかしもろこしに蚩尤と云惡人ありけるが黃帝と申帝とたヽかひて正月十五日に蚩尤終に殺れぬ其後は天狗と成り其身は地靈となり是によりて今日亥時あづぎ粥をにて庭中に案を立て天狗を祭て其後東に向ひ再拜してひざまづき是を食すれば年中の疫氣を除くと云本證有又高辛氏の女子ありしが是も心あしくて正月十五日巷中にして失ぬ其魂とゞまりて道路にさまよひて行人を惱す此人平生粥をのみこのみけるゆへに今日是を祭れば災ひなしとかや此二說いづれをよしとも定がたし大かたわたまし養產の時など粥を四方にいてそヽぐこともかやうの事のおこりに覺る寬平の頃より年ごとに是を献る其外三月三日などの御節供も此御時より同く定らる七種の粥とは白穀まめあづき粟栗柿さヽげなどなりと九條の右丞相の御記にみえたり正月に地黃粥防風粥紫蘇粥などをくへば人によろしきと云事千金月令にみえたり

〇餅草

三月三日に草餅を用る事周幽王の時よりはじまると云傳へたり出處は未レ詳又此日艾をとりて納てくすりに用てよしと千金月令に有

〇粽

五月五日粽を食事也むかし高辛氏の惡子五月五日に舟にのりて海をわたりし時暴風俄に吹て浪にしづみけるが水神と成て常に人を惱すある人五色の糸をもつてちまきをして海中になげ入しかば五色の蛟龍となるそれよりして海神人を惱さずこぎ行舟もさいなんに逢はずと申傳たり又は屈原が汨羅にしづみ魚腹に葬りしを祭りし時の供物なりとも申にや又粽は惡鬼にかたどりたれば是をねぢきりて食ふは鬼を降伏する義也と安部清明が說に有となん申傳へたり唐の代に端午の粽其品おほし角粽錐粽茭粽角黍百索粽九子粽有粽を角のごとくにし又錐のごとくにし又ひしのごとくにし又竹の筒のごとくにし又はかりのおも

代のむかしをたづぬれば天照太神天にまし〳〵てあし原中津國に保食神ありときこしめして御弟月夜見尊をあまくだらしめて保食神のもとにいたりたまふ保食神かうべをめぐらして國にむかへば飯いづ海にむかへばはたのひろものはたのさものをのづから出づ山にむかへば毛のあらもの毛のにうもの又をのづから出づ此くさ〳〵ものみなそなへてもゝとりのつくゑにあさへてみやへ奉りこれぞまことに天地自然の飲食のはじめ成べし人の代と成て一日片時もなくてかなはざるものは飲食也代々の君此禮を重むずるゆへに官を建てつかさをまふく此道をもとゝするゆへにあぢはひを知て性をやしなふいかんぞ一日一口腹のこのむまゝなるのみならんやもろこしの易牙は淄水澠水のまじはりあへるを分ちしり庖丁は牛を切て歌舞音曲にかなふ我朝の高橋氏は數代の饗膳をつかさどり園別當は百日の鯉魚を切る此道をしたふもの美談せずといふことなし今そこなる人は君のくりやを司どりかしはでを知る事なればからやまとの庖丁の事いひきかせてんやとしきりにせむればいなとはゑいはでかれこれ聊ぬきしるしなげやり侍る

○腹赤

景行天皇筑紫へ行幸有ける時に海人此魚を釣りて奉る聖武天皇の天平十五年正月十四日に太宰府より是を奉るこれより後毎年元日の節會に供せよと定らるる也是を腹赤の贄と申也此食やうとて食さしたるを皆取渡して食けり腹赤とは鱒の魚の事也毛詩にも九罭之魚鱒魴なりと有

○吉野國樔

應神天皇吉野へ行幸し給ふ時此山のおくより國樔人參て酒を奉り歌をうたひける此人よし野の河上にありて道さかしければ常に參ことかなひ侍ずとすと申けるが其のちは時々まいりて年魚樣々のものを奉りける今元日に國樔の奏とて歌をうたひ笛をふきならすことはとしのはじめに吉野より參りたりといはふ心なり年魚とは鮎の魚の事也清見原天皇の吉野におはせし時も定てくず人まいりたる事も有べし

○若菜

正月の上の子の日に若菜を奉る事寛平天皇の御宇よりはじまる也延喜天曆の比にも奉る事有七種の若菜は薺はこべらせり菁御形すゝしろ佛の座なり又十二

庖丁書録

羅浮先生道春

いにしへあめつちはじめてひらけて人其中に生る其時鳥けだものをころし其肉をくらひ其血をすゝり其毛を衣とし其かはをきていまだ衣服飲食の禮あらず後の世に聖人出て宮室を作り衣服をとゝのへ飲食をそなふことさら伏羲氏の天下の王たる時に鳥けだものをかりうろくづをすなどりてまつりの牲とし人々にはじめて庖厨の事をのたまひければ其名を庖犧氏と名づけ奉る神農黄帝あひついで此道彌々よく治りける是より五帝三王にわたりて杜康儀狄ははじめて酒を作り伊尹は割烹をもて天下の滋味を論ず周文王武王成王の時に及で武王の弟周公旦天下の攝政として泰平をいたせり是にをひて周の禮儀官位をさだめらるゝに膳夫庖人内饔食醫など云官をたてたり膳夫は帝王后妃太子の御膳をつかさどる其供御の品々一百二十種ありて鼎十二をあげたり此下の屬官はなはだおほし庖人は鳥けだものゝ品をわきまへ其善惡をしりて御膳をとゝのへ祭禮にも賓客にも施行する也是にも屬官有内饔は内々にて御膳をとゝのへ王后太子にたてまつるしなごとにまづなめこゝろみてあぢはひを知る也外饔は王の御膳にはかまはず祭禮の神供と客人の時と其そなへものをつかさどる也各々皆屬官有、食醫は御膳をとゝのふる人よく醫藥をしるべしよろづの能毒をしる時はもとより合食禁なくしてたゝりなし若又あやまりて合食禁あれば膳夫を罪すべしと律にいましめ有是等の官にかたどりて日本にも大膳主膳内膳など云官をたてたり大膳職は宮内省に屬して所々の饗膳の事をつかさどるもろこしの大官署にあたれり内膳司はもつぱら御膳の事を司るもろこしの尚書局なり此下に奉膳典膳の名有もろこし尚食奉御なり膳部の官なれば高橋氏の家に相傳て補任せり主膳監は東宮坊に屬す内膳かねて坊の御膳を知るゆへに近代はかならずしも別に任ぜずもろこしの典膳局にあたれり此外に造酒司主醬首主漿主菓餅なんといへるも皆膳部の官也文武天王の御宇に淡海公不比等勅をうけ給はりて官位令を撰れしは周禮唐令を習ひまなびたまひけるとかやされば本朝神

庖丁書錄目錄

（原書目錄ナシ今便利ノ爲ニ之ヲ作ル）

庖丁書錄目錄終

住す大湖太郎と號す、重俊より十代の孫大湖彦太郎重治初て武州牛込に移り居す、其子宮內少輔重行其子宮內少輔勝行に至りて北條家に仕へ、改て牛込を稱號す○家傳に云、重行大湖宮內少輔（法名宗參）勝行牛込宮內少輔（従五位下）屬仕北條氏康時賜于書勝行曾領ニ武州牛込并今井櫻田日尾谷其外下總堀切千葉ー居ニ住于牛込ー依之天文二十四年正月六日達ニ于氏康ー以改ニ大湖氏ー爲ニ牛込ト且於ニ武州牛込ー兼日建立一寺號ニ宗參寺ー寄ニ附美田十石之地ー天正十五年七月廿九日卒行年七十五（法名清雲）

一當時雲居山宗參寺碑銘　但一基合せ記す

（昔天正十五丁亥年七月廿九日）
參秀院殿前牛込太守従五位下外心清雲庵主
（天文十二癸卯年九月十七日）
雲居院殿前大湖太守寶翁宗參大庵主

左之方

大湖宮內少輔藤原朝臣重行者住上州大湖城鎭守府將軍武藏守秀郷朝臣後胤大湖重俊十代嫡孫也移武州牛込之城七十八歲卒

右之方

従五位下宮內少輔藤原朝臣勝行者重行嫡男也武州住牛込之城天文十二（甲辰）年造ニ雲居山宗參寺ー寄美田十解之所天文十四（乙卯）年改大湖氏號牛込矣八十五歲卒

右宮內少輔勝行子牛込彦太郎（後改三郎右衞門）北條氏政氏直に仕天正十二年九月十八日繼家督此時氏直賜家督相續之手書同十八年北條家滅亡同十九年始奉拜謁 神君則奉仕之己後子孫綿々

相考るに碑銘天文十二年甲辰に非す癸卯なり同十四年は乙卯にあたらず

寛政二年庚戌十一月十九日以瀨名氏本書寫畢猶以好本可校合也　南畝書

安政二年十月十三日流覽一過　活東子

南向茶話　大尾

乾の角の地に存在す神田明神も此所に鎭座古老云平河一水を隔て今の三ノ丸は江戸の鄕日輪寺の方は神田の鄕なり尤此所は神田鄕芝崎村と云し所なり神田今の社地の舊名は篠崎と云しとかや

一本所壹ッ目通りさかさゐ迄堀通して一二三四五の橋を懸け通路なさしめられしは　台德公の御代元和より寛永五六年迄の間の義なり

一八丁堀と云は尤汐入の地　台德公の御代寛永年中に仰出られ船通用の爲長サ八丁に堀通されしと也

一汐干觀音四ッ谷戒行谷眞言宗銀敬山眞成院

一赤坂圓通寺鐘名　源草元政作　十二支の句

鼠山流光人未驚　牛王出世振梵聲　虎狼野干氣縱橫　兎角方便誘群情　龍宮高處聲華鯨　蛇室睡破覺心生　馬腹忽變聖胎成　羊鹿牛車休復轟　猿啼霜降月色清　鷄人未唱客先行　狗不夜吠三舍城　猪觸金山轉崢嶸

一紫一本全六卷　跋に云

此紫の一本は櫻田に住し光融入道所勞の頃故ありて相集覺達もあらば加墨せよと有て某に渡し玉ふを淸書す

天和三年癸亥霜月　遺佚入道判

○凡考るに江戸近邊の在名を稱號武士には先武州世多ヶ谷吉良の家系に云、是則義氏の末男長氏其子義繼始て三州吉良東條に住、吉良と稱し夫より十壹代の孫成高是則、將軍より武州世多ヶ谷相州蒔田を賜る、其子左兵衞佐賴康其子左兵衞氏朝に至り此地に居住する所に、天正十八年小田原陣に領地沒收　神君へ拜賜同十九年上總國に於て千百石地賜る、其子の賴久の代に仰に曰、吉良は壹人の外不可有稱號由依　台命始蒔田と改左兵衞佐と號す、今に子孫連綿たり、是により世田ヶ谷は吉良古墳事跡と申傳ふよし、又豐嶋氏は平氏にて前に記す如く豐嶋村の產也板橋と稱するは、豐嶋より別れて武藏板橋に居住して稱號せる由、家の紋は丸の內に三ッ家を用る家傳に始て板橋に移りし頃家數三軒有けるによりて、後に家紋としける由、當時は丸の內に山形を廻りに付るなり家三軒の略のよしなり、品川氏は今川治部太輔氏實芝品川寓居の頃、次男新六郞高久出生に付て品川を以て家名にせる由母は北條氏康女　牛込氏は、藤原姓秀鄕の流也、家傳に曰秀鄕より八代重俊上州大湖に

草堂門前より花川戸押上より古三谷古隅田川と云
にかゝり往來せしなり
一常盤橋舊名は大橋と云町年寄奈良屋市右衛門承り
改名しける
　金葉集　　　　太夫の侍傳の歌に
色かへぬ松によそへて東路の
　常盤の橋にかゝる藤浪
　常盤橋は近江の名所のよし
一江戸上宿人足問屋
　大澤主計　本は龍之口巽の角に住す後に今の傳馬町一丁目に移さる
下宿問屋
　馬込勘解由　同所同斷（覃按馬込の家寛政四
年壬子斷絶す）
　佐久間平八　此家元祿の頃の後斷絶す
　馬借問屋
　宮部又四郎　小傳馬町
一加賀町名主平四郎草分頃よりの諸記ども明暦大火
にも不失御觸等今に所持す
一下谷養玉院と云天台宗の寺は本は大手の向に有て
三藐院と云寶永年中に養玉院と號す元祿の繪圖に
ヤウギヨクインと有二月八日涅槃像を見せる大幅
にて南光均の讃あり
右柏崎永以芝泉岳寺ニ墓有 其子柏崎三郎左衛門其参郎
竹之と稱す、父子記錄者也
○遺佚著す紫一本に
一日南窪麻布之内六本木より下る南の谷なり南の日
うけ能坂日南と云世の人云よきまゝ日ヶ窪と云
一僧司谷鐘の銘に僧司ヶ谷と有本の寺は法明寺六老
僧の御影ある寺は東陽坊本堂より手前西に鬼子母
神の社あり其邊茶屋有且七月十六日夜本堂の前に
毎年相撲有近郷の百姓集り角力興行するなり
一玉川爰に一説有澁谷淨雲寺の末寺此所にあり其地
より古き銅の筒を堀出てけるに年號甚古し多波川
と有と祥雲寺の往持被申き祥雲寺に納置れしなり
見せ可申と住持被申しが日暮しまゝ歸りぬ
一江戸川の水流今の水道端の上方より飯田町の下の
眞名板橋に懸り卽今の一ッ橋今少東南の方に流て
白銀町油町濱町に行水脈是則平河と云し川なり其
河の北の端に時宗藤澤の末寺神田山日輪寺と云一
宇有只今の三ノ丸凡艮（ウシトラ）外當今松平右京太夫居宅の

已上貳拾八貫八百六拾文
一江戸石濱會下領　其高不見
江戸遠山丹波守　西郡　中郡　江戸廻り
知行所　比企郡　葛西
都合貳千四拾八貫四百三拾五文
小日向彌三郎
貳拾貳貫八百四拾文　小日向彈正屋敷
奥津加賀守
知行六拾四貫二百拾六文
落合（江戸廻り）　櫻田（同）　小日向（同）
梶原日向守
五拾壹貫文　六鄕之内　新井宿
右奥書跋に云
金湯山早雲禪寺現住　大英　方代
天文五年季秋十五日
此本帳者高野山高寶院
武州豐嶋郡若一王子宮別當
金輪寺弟住宥相
元祿五年（壬申）正月日寫之

○大道寺友山の著述せし落穗集にもれたる事跡を記せる柏崎永以のあらわせし事の序（ついで）と云書に

一岩淵夜話別集（大道寺友山武州王子岩淵に寓居之頃の著述之由に候）曰、されば神君御取開なさるゝ時田畑とては凡八百石許の御費之外無之由御自慢被遊候事老輩申傳ふ

一人見又兵衞　友元嫡子　桃源と稱す

一傳へ云今世西丸御裏門前の古樹を諸人槐と云、あれはいにしへあの所に居住したる名主の門の榎なりとぞ

一御玄關前辨慶櫓は慶長御造營の時京都大工辨慶小左衞門作りしに依て此名有と云との古來より申傳ふ

一古老語て曰末代に紅葉山御宮の後に唐銅の鳥居立たる稻荷社壹ヶ所御鎭座なり是は元來太田道灌を祝ひたる社にて今下乘橋の外北の方下勘定所二の丸の間に有之候御城普請之時被移候よし

一元龜三年此平川の地より赤坂に移たる平川山源照寺淨土宗と云も尤御入國遙に已前といへども此地にありし事顯然たり

一奥州海道稻毛池上西の丸下に出て本町通りにかゝり旅籠町を北にわかれ小傳馬町（昔は六本木と號す）を通り淺

當所方一里の地を新に開きけるせつ時の奉行横山氏山崎氏へ祈て同二壬寅年社地を給り同三癸卯年神殿新宮宮殿なり橋心の池宰府に順此年八月祭禮神輿の儀式此太宰府の例式に則て本所の地を巡行す同十一辛亥夏信祐上京七月十八日新院上皇宮へ參內御簾近く緣起をよむ叡感ありて官女出羽局に勅し御衣下し玉ふ同月廿五日後水尾法皇より尊號の震筆を賜ふ

延寶五丁巳年二月十二日幕下御鷹野の席に入御風景上覽御入輿あり

享保三丁酉年五月十一日幕下入御

同五庚子年十一月五日御成御殿造營成就

神寶　天國の太刀

寶曆二壬申三月開帳之(畑消之)以後再輿に付而なり始祖信祐二代信政三代信欽四代信隆

○相州箱根金湯山早雲寺什物

一北條家分限帳之內に江戸廻りと稱する分

南　上平川　下平川　櫻田　國府方　阿左布　比々谷　大根原　目黑本村　下澁谷　三田　新倉　銀三田の鄉　品川南北　馬込　世田ヶ谷　川崎　局澤　六鄉　大師河原　大井　前野　泉邑

西　牛込大胡領　小日向領主奥津加賀守　落合　中新居　千駄ヶ谷　小石川　雜司ヶ谷　富塚　原宿　市ヶ谷　石原　板橋坂橋之內　大谷鄉　志村イ大藏ノ口　練馬　高田　葛谷　横山　出志田　、此留方　山中分戸塚之內　金谷

北　下谷　湯嶋　本鄉平敷　駒込　芝崎　鳥越村　廣澤　內代山　根岸　赤塚　神田內新堀間　中栗　新堀　箕輪守屋平塚之內　西京　田端在家　三川ヶ崎　石濱　豐島瀧ノ川　十條　江古田　尾久　上野　金杉　千束　石神井內谷原在家　無戸分　阿佐谷　池袋　梶原堀內

葛西と稱する分

遠山彌九郎葛西在城　諸役御免

金町　小岩　飯塚　奥戸　猪俣　上平井　東在ヶ江　西小松川　平井鄉　木毛川　堀切　梨鄉　堀內在原一間　澁江　長崎島イ　高堀

一淺草寺家王子領　四拾貫九百文　淺草

貳拾貳貫八十文　下平川ニ伏ス

三貫六百文　上平川ニ伏ス

三貫百拾文　牛込之內ニ伏ス

家有之所也と云又或人の説に古へ蟖川といふ川ありと云只今は古川と小名に呼候川筋なり
當時穴八幡宮前より早稲田村裏通りを流る丶小川なりと云只今は古川と小名に呼候川筋なり

前編に記せる鎌倉街道舊説により只今大久保百人組の木戸より西の方に大木の榎あり此木古街道の節の一里塚也と所に申傳へ候よし

○谷中三浦坂の上甘長山領玄寺といふ寺身延山三十三世日亭上人此寺に退隱す上人手自栽る所の櫻樹寶曆三丁酉年十一月廿二日亭三十三回忌の刻花咲今に至り例年花開故に亭師櫻と稱す

碑に云享保六辛丑年十二月廿六日寂す

○白鳥の池當時江戸川中の橋の下の曲流の處は往古は大なる池にて白鳥の池と號す埋れて其余池南の方久永氏の宅地にのこれるよし

○目白の稱或説に此所の下上水の橋を駒塚橋と稱す只今水神の宮迚氷川明神を祀る所に古は駒塚とて塚あり傳云古此所より白尾の名馬出る由則其塚有と或は右大將の時の事也ともいふ右に依て所を目白に移しけるとかや

○市谷八幡舊地 市谷古き書には市買に作る

市公御門の內當時大番所の北の方向角山本氏の屋敷の隅に大木の榎あり此所元宮殿の跡也寛永年中遷座の由今に至り此榎を神木と稱尊敬の由也

○加藤氏敬豐本庄邊遊行雨のやどりと云書に

一石原濱屋敷神明社釋迦大像の所古來の本社の跡のよし

一中の鄉牛嶋の內上宮太夫寶珠山如意輪寺

一法恩寺始は本住院と云太田大和守資高亡父太田六郎左衞門資康法名は法恩齋日思菩提の爲に武州三田村の內を此寺に寄附其時改て法恩寺と號す此寺は平河にあり平河より谷中へ移る元祿の始當所へ移る

一牛田藥師堂此邊古の關屋の里のよし 古法眼が畫虎の水を呑たる繪馬あり、角田川邊、小屋村、野村、こやの池

一本庄宰府天滿宮略記

正保三年丙戌筑紫太宰府社職菅原善升苗裔大鳥居信祐ある夜の靈夢に

十立て桀ふる森の若枝かな

と云發句を得て宰府に有之處の飛梅をもつて新に尊像を刻奉る其後當地に下り寛文辛丑年台命有て

組六組を此所に置せられ毎日的場にて弓を射せしむ其後寛永年中鬼門に東叡山御建立ありて此弓組他所へ移させらる故に御弓町と稱するよし

○小石川鶴場元祿の初　常憲公上野御佛參の時（私考に小石川御殿へ御成の刻ならん上野への御通行の道筋ならず）鶴一羽御駕籠の側へ舞來る是を取らせられて目出度嘉瑞也とて放し飼に被仰付此鶴早稲田邊と此鶴場に常に遊び居たり毎日見分として御徒目付を遣はさる今日は早稲田に罷在候今日は小石川に罷在候と日々見分して申上けるが多くは此鶴小石川の鶴場に居候故此所を鶴場といふ御他界以後は此鶴も何方ともなく飛去候由右見分に罷在候御徒目付の子物語也（私考先編の鶴の札等之儀鎌倉の舊記に相見へ申候は古老の物語はもし相違にても候歟私に承り違候歟是說是ならん）

○大塚太田道灌相圖の爲に所々に狼烟を上る此塚ものろしを揚る爲に築たる塚なる由（私考に明和二年春此所類燒により塚を堀穿ち平地となす節塚内より石出る文字彫刻あり此塚は同所日蓮宗法傳寺境内也故此石悉く法傳寺へ遣はし候由追て右の石に彫刻文字等可相記候）此所波切不動は元御入國以前には只今安藤家屋敷裏の方に池あり雨天ならんと欲する時は霧立て又すがもの方よりも霧立ち出此所にて双方の霧ならび合せる故に竝霧と小名に申習し候故今波切と稱するよし此所の古老物語也

○牛込榎町古老云昔は大木の榎有依て號する由是木は古來鎌倉海道の由申傳

○姿見橋　大猷公此邊御鷹野の節御鷹それけるを此橋の邊迄は御鷹の姿を見けるゆへ御鷹匠やう〳〵したひ來り御鷹を得たり御悅にて以後此橋を姿見と申べしとの御上意の由早稲田の古老の物語也

　右五所の說近藤氏

右條の内榎町鎌倉街道の說只今に酒井家屋敷の內にも古木ありて右の街道と申傳ふ又此屋敷の所御先手組屋敷牛込寺町より二ッ目の横町に小坂あり組屋敷への入口也此坂を昔は朧の坂と稱し此坂より北へ田地を越服部への街道ありと申傳へ候當時此坂より見申候へば服部坂は正面に相當り見へ候此說も故有る歟

○山吹の里の舊地は昔時太田道灌の雨具を乞れしとき賤女の古歌を引て辭しけるときの所也予高田邊落合の內にあるよし所の小名に山吹と呼候所ありと承しゆへ先年所の者に承候得共聢と不知候然るに或人の說に只今高田馬場の末より姿見橋へ參候處に百姓

清光か……

○醫王山清光寺眞言古義沼田村常光寺末六あみだ二番目

○橋場石濱神明は古來より勸請なり此邊田地の中に昔の首塚を誤りて蛇塚とて殘りありけるを神明の社司支配しけるが近き頃辨才天を勸請せしと也

○武州石濱千葉家之考

鎌倉大草紙云尊氏の御時千葉家二方に分れ宮方將軍方とありしが宮方は九州へ下り其後終に下總へ渡り給はず關東一統にてありけるが今度又馬加(マクハリ)は成氏公と一味して原越後守胤房同筑後守胤茂何れも千葉の近親なり是を主として千葉へ移り千葉の跡を繼ける其後原は小金の城に居住す上杉より今度胤直と千葉介入道常瑞の子也一所に中務入道了心の子息實胤自胤を取立下總の國市川の城に楯籠て千葉又二流となる同七月廿六日改元あり年號を康正元丁亥年と改む爰に其の頃公方の近臣東下野守常縁といふ人あり是は昔の常胤の六男東六郎太夫胤頼の嫡流なり總州本庄を知行しながら代々公方の近臣歌人にて在京しけるが今度千葉家兩流になりて總州大に亂ければ急罷下り一家の輩を催し馬加陸奥を令退治實胤を千葉へ移し可申由御下知を蒙り御敎書を帶し下向す中略康正二年正月十九日終に城を總州市川也攻落し實胤は新助と稱す武州石濱へ落行自胤は次郎と稱す武州赤塚へ移る私云兩人は中務入道了心が息千葉介入道常瑞が事也太平記に有之新田義貞と共に北國へ下りし千葉介宗胤が子胤貞より五代孫なり又千葉介孝胤は先年父陸奥守入道常輝を相伴ひ本書に據るに此陸奥守入道常輝は故千葉介次男にて馬加に居住して馬加と稱す故常直兄弟に腹きらせ成氏へ奉公人にて成氏より千葉一跡を賜りける其胤直の一跡として實胤千葉介に任じ上杉より下總へ差遣すといへども成氏より孝胤をひいきにて千葉へ居られける間實胤は千葉へ入部不叶して武州石濱葛西邊を知行して時を待て居たりしが世中を述懷して遁世して濃州に上りて閑居す其兄の自胤を上杉より取立實胤の跡を賜り千葉介に任じ武州の千葉と稱す

東亂記二卷目に云、總州關宿城攻の條に此城攻の時武州石濱の城主千葉次郎討死下總千葉の庶流故有て武州に任ず首をば關宿衆菊間圖書取也其跡目男子なくして北條常陸介氏繁の三男を養子にして千葉次郎と號すと云々下略

本書茶話或人へ見せ侍るに右のごとくの舊說を記しおくらるゝ

○本郷御弓町元和の頃御城より鬼門へ當る故に御弓

考に延文六年辛丑改康正元より今明和二酉年に至り凡四百五十八年天神鎮座舊説此邊往古は入江にて右大將頼朝公此所に御船を寄らる御夢想のありて勸請ありと云其刻御腰を懸られしといふ石は裏門の外通り坂下水野藤次郎門前牛石と稱し有古社は是より東の方にあり神木松一樹あり船繫松と稱しけるよし右御船を寄られ候故の由當時水戸侯の館になりし後に右の舊社の跡には稻荷の社を祭られし由に候此社裏門の外の坂を網か干坂と呼びしも入江の節の舊名の由此所諏訪町諏訪社も此寺の兼帶也傳云中古此寺の住持信州諏訪の産にて夢想の事ありて此に勸請しける由小日向上水端道祖神の建久年中の石碑相尋に今は無之候

○大塚の事此所安藤對馬守屋敷東の方森川小左衛門屋敷の内に塚有て古の大塚なりと申傳へたり

○本所中ノ郷業平天神近年開扉あり候刻予も詣て拜し奉る黑衣にして朱衣に非ず尋常菅神の尊像のごとく容貌壯年の御影也略縁記に云元慶年中在五中將歌枕尋給んと此東路に下り給ひ武藏國入間郡三芳野の里に住ところ求んとて五百崎島に舟道遙し御歌に

眞つち山五百崎島に舟よせて
いさこと丶はん汐のたへまを

別當元は在泉寺と號じけるが今は南龍院と改む又業平朝臣の假住なりし故里人共中將郷といひしを里諺に誤て中の郷といひならしけるとぞ古老の村夫かたり傳ふ

○豐島村熊野權現の事

當時は紀州大明神と稱し當村の鎭守にて神主は鈴木伊賀守と云扨此村に清光寺といふ眞言宗寺あり寺僧の云昔豐島清光の建立せしによりて清光寺と號ずるよし元は豐島代々菩提寺にて元祖康家清光の衣冠像もありしに先年自火ありて燒失しけるよし清光の塚の松とて大木松一株ありて土民豐島の大松と稱する也只今權現の社左の方に康家の社清光の社とて兩末社あり又此村の庄屋大原與兵衛と云本は荒井氏にて先祖は紀州の産にて豐島氏の家臣也と申傳ふ

考るに康家清光兩人何れの頃の人にや

東鑑治承四年庚子十月二日辛己武衛相乘に常胤廣常等也舟檝濟大井隅田兩河精兵及三萬騎赴武藏國豐島權頭清光葛西三郎清重最前に參上す下略とあり若此

説に云此寺の前昔は大なる池あり鏡が池といふ故に則此寺の山號を大鏡と號じけるといふ鏡が池の名により橋を姿見とは名付ける由也

○僧司谷號紀州醫師立野春節著述、二蒙集、鎌倉口號と江府雜詠と合て二蒙集と號す、寛文五乙巳冬十一月梓行

江城之西北に有レ村曰ニ僧司谷一下略

○鬼子母神勸請の一説あり

只今大塚より下板橋へ行道巣鴨本村といふ所道より左側に眞言古義瑠璃山福藏寺〔覃按瑠璃山福藏寺巣鴨本村に有十羅刹女の宮あり大なる銀杏の木二本あり石の鳥居有鬼子母神を奪取て十羅刹女をのこせしなるべし〕と云寺ありて鬼子母神の社ありて村民信仰せり然るに此寺の舊説に盗ありて此寺へ忍入鬼子母神の像幷雜物を盗取只今の尊像出現と申所の畠中にて雜物を取分像をば此所に捨て去ぬる故村民重右衛門喜右衛門善右衛門といふ三人申談し法明寺の寺内東陽坊へ持參しけると也東陽坊は今大行院と改候由也又境内に千體佛堂あり其堂札に相記如左

此御堂は嵯峨天皇御宇飛彈工建し堂也弘仁九戊戌年當山之住僧白源上人祖師日蓮を尊敬し宗を弘め高祖の尊像を此寺に安置し奉る也又升枡曲尺有之鐘の銘に曰

寛永廿二甲申十二月武州豐島郡雜司谷威光山法明寺十一世遵成院日延雖鑄之及破損今亦廿四世本量院日達代新奉鑄之者也于時享保十七壬子歳十一月吉日

隨順院法圓日悟居士爲菩提　俗名水野賴母源信久

江戸神田鍋町鑄物師大田駿河守

久兵衛藤原正義

○牛込上水端道祖之古石碑建久年中にはあらず牛天神別當天台宗泉松山龍門寺に長き板石に勸請の碑とてあり左のごとし

道

明德二年十二月十九日　考ニ明德二年辛未ヨリ今明和二乙酉年ニ至凡三百七十五年

口口

左の脇に道の一字右の脇に二字程の跡あり消て字正しからず又天神勸請の石碑あり銘に

延文六年辛丑二月日

左右に梵字三字あり

今組屋敷の内の松は大友の家は兩人從ひ來る吉良傳左衞門深栖七右衞門也右吉良傳左衞門營作せる數寄屋の樹也傳左衞門は關ヶ原一亂に父義統へ使に罷成て終に西國に止る又深栖七右衞門は義延へ隨身して主君早世の後に子孫酒井讃岐守忠勝に寄食して末葉今にかの家にあり又此近所當時御持組屋敷の内稻荷も勸請は大友のせられし由にて元は大友のいなりと號しける由也

○梶原堀内村梶原塚の事此地の名主に名兵衞と申者物語の由にて梶原塚は古來寺にてシンセウ寺と云寺ありけるが川へ缺入て地所狹りて沒しぬ後に寺號は他へ讓りて今は谷中邊に有之候由也

○もちの木坂今尋るに此坂の上中程靑山七右衞門屋敷裏にもちの大木ありて凡古小川町邊よりも見ゆる也依て云爾

○諏訪大明神別當龍池山玄國寺といふ也近年開帳有其刻略緣記如左當社諏訪大明神は何れの時より此地に鎭座し玉ふといふ事を知らず然るに人王五十四代仁明天皇の御宇承和年中在原業平卿當國流邊の時夫妻道を失ひ一夜此森に谷を隔て宿し終夜妻は夫を思ひ夫は妻を戀かなしみの餘りに神力を祈て一首詠ず歌に云、あすわかたこゝにうつしの宮居かなそのねき立をきくや神垣と心に深く詠ず時に感應のふしぎにや夢の如く夫婦枕をならべて秋心の思ひをとく、しかしより以來當山に憶の森戀の森といふ事の秘書の靈地なり爰に人王八十二代後鳥羽院の御宇文治五年の春源賴朝公逆徒退治の爲に奥州へ發向の砌幸當山御道筋にて御社參あり惡徒退治の御願をなし輙て敵をしたがへ其後社頭御造營あり又近頃人王百九代後水尾院御感ありて今の御神體を御寄附あり是只神德奇瑞の威光ならんと云々武州江戸大久保諏訪龍池山玄國寺

右の刻予も參詣神拜神影業平像も御寄附の由にて新く見ゆる三千佛の像の殘れる也とて像形あり境内に思の森戀の森と川を隔て杉大木二本あり村老の說に龍池山と號ずる事古は大寺にて境内廣く南の方唯今尾州豐山屋敷内より流水寺内へ流れ入北の方土屋氏の屋敷迄一つゞきにて大きなる池あるゆへ龍池山と號ずるよし今に寺内に小川の流あり又姿見の橋北に藥師堂あり別當は眞言宗にて太鏡山南藏院といふ舊

作四時之會所謂茶瑞草魁又云相知不在于盃酒一盞之清茶亦醉人焉高用常易鳳嶺之產聊鍾此產吹鳳嶺之二字依掛一首云云

彌重山苗日月長　近秋爽氣一襟凉
緣芽曉洒金莖露　天下看從鳳嶺香

又

悼道灌生涯三季忌之時　横川叟景三

東遊雖遠任君招　寃血無端洒九霄
借枕三年哉夢見　風吹不破却芭蕉

○攝州大阪城舊名石山

三好記享祿五年居山科の本願寺證如上人を賴ませ玉へば上人同心あり攝州の石山へ下向あり(下略)
天文二年然るに堺には本願寺門徒衆上人始めこもりけるを廿九日細川晴元責られけるを門徒衆ものきのきは合戰しけれども不叶して堺を落て石山へ引籠る同年五月五日より石山の城を責らるゝ城は攝州第一の名城なり(下略)

○小石川安房殿町と云此處を切支丹御用屋敷へ勤番の與力同心衆居住所なり舊名は吹上と云し由傳云寬永年中北條安房守切支丹改の儀被仰付候に付與力同心支配被致候に付安房守組屋敷故に小名に呼び來りしよしなり

○三年坂の號虎の御門の內(舊名ハ虎口御門)山王へ至り候處今俗に蠑螺尻と申所の小坂をも三年と呼候も先書に見へたる通ならむ

○芝の稱號の事彼地の古老云芝と云は凡この海邊の惣名を芝浦と云子細は海岸近き所に木の小枝をならべ置て海苔懸り候を取る木の小枝を俗に芝と云故に此浦所々に右のごとく海苔を取候故惣名を芝の浦と呼び來ると云

○府中六孫王山經基寺の事近年(予)も六所明神へ參詣の刻相尋候處に明神の向に神事の鏑矢馬の馬場有其側に淨土宗にて稱名寺と云寺有山號を經基山と號す傳へ云此所當國(本ノマヽ)任之內其居住し玉ひし舊地なるよし元は正明寺と號じけるよし也

○かふがひ橋の事或古老の語に此所舊名は國府村といふによりて國府方の橋といふよし也

○大友の松大友家の傳說に云宗五郎義延旅館は今の濟松寺の所にて大友屋敷と號し大なる松有ける後に寺となり蔭凉山濟松寺と號せられけるも此故と云且

由承及候又武藏鐙之事伊勢物語の歌にも相みへ承り傳へ候所上古鐙の製は兩方へ相續き中華の鐙の製に似たり當國より只今相用ひ候鐙を製し出せり其故に歌にも片おもひなる意ありと云其鐙製作の工人代々傳り近代冑を製作せし早乙女と申たるも此末葉にて候由近頃迄も千住邊には其末葉有之候と古老の物語也彼地案內者に委く尋ね極め度事に被存候

茅屋向陽故名亭

寬延四年辛未二月初午日

此一帖瀨名貞雄所藏也松本雁奴家山田屋半右衛門住元飯田町

借山口生筆令書寫遂一校畢

寬政二年庚戌仲冬三日　杏花園

南向茶話追考

往年當府古跡の事を見聞の儘に記し侍りぬ年をへて右記しぬる事跡にもれたるを考へ委しからざるを尋ね略せるを益して追考をなす前編に合て見給ん事を希ふのみ

○萬里和尙古詩

杜詩絕句に有之杜子美蜀成都草堂作四首の內

兩箇黃鸝鳴翠柳一行白鷺上靑天窓含西嶺千秋雪門泊東吳萬里船

○江亭記

相州鎌倉荏柄天神寶物鎌倉志に所記文如左

但江亭記文別卷にのす

右江亭記詩之作者補菴景三撰せし百人一首載之太田左金吾え贈る詩文如左

凡古之人無老無少文武禮樂之暇搆休息之居樂各自得之道于今源太夫公所遊觀爲騷人墨客之會剏盡臺之上仙々景象遊目先隙不如九華山有仙洞前臺後臺相去及數百步松風度曲尤然之有謌茶烟輕颺彰山含隱常陽之羊如有因而似彼仙駕華山落雁傳信於蘆花淺水邊嗚呼春花容秋實賓染心腑於詩歌者可不品評矣故側儲茶竈

の方池沼多くして足入の地なるが故歟往古の道筋は今の青山百人町の西北の方原宿と申所をへて千駄ヶ谷八幡の前（此地今に所の小名に鎌倉海道と呼ぶ）大窪へ過高田馬場より雜司ヶ谷法明寺脇通り護國寺後通り只今の中仙道の道を横ぎり谷村瀧の川村を經て豐島村より千住の方へ古の道筋也といへり右物語を案ずるに其間の道筋三ヶ所迄舊名殘り候得ば其據なきにあらず只今青山百人町より直に相州小田原へ往來道を俗に中道と呼び東海道より二里近く日本橋より相州小田原迄十八里の由也又豐島村に往古豐島左衞門と云士有と六阿彌陀縁記にも見へたり治亂記にも豐島左衞門と申士上杉管領家へ仕へ近隣の合戰ありし事見へたり按ずるに此豐島村は元此郡の府なるべし又此近所堀内村に梶原塚あり予若年の刻此所を過けるに杉の木立有て古き石碑ありしなり後年數寄者ひそかに盗取ける故に村民又印の石碑を建改めけるに又々紛失しける由今は荒川の端畑の中に少々土地殘れり按に此梶原は鎌倉時代の義にあるべからず中古太田の一類梶原美濃守なるか或は北條分限帳にも梶原日向守と云人見へたり此等の一族たるべし此地の古老の物語に此塚の所はむかし寺有候所に川へ土地缺入候に付地狹り寺は敗壞仕候由なり且又此所元木村の内に熊野權現の社有社司は鈴木氏なり舊說に云此神社紀州より相移され候刻神職も紀州より來れる末葉なる由今の王子權現と同時に相移されけるよしなり此村の內に寺あり其寺に古く傳れる木像有束帶の形なりし由昔此處の領主にて其姓名等委く記し傳り候處に彼寺自火ありてことごとく燒失しける由可惜事也右に付て案るに王子は右の熊野と同社にして後に別當と神職と相わかれ候哉と被存候

問曰武藏國俗に二十四郡と申候得ども只今は二十二郡に過ず此儀御聞及びも候哉

答曰仰之通に候當國二十二郡ならで無之候を二十四郡と呼候は二十餘郡の義を二十四郡と誤れりと被存候既に葛西郡さへ中古は誤りて下總國とせる所に近頃武州に相定候得ば二十四郡の事不慥有之候得ども余は省之畢高麗郡の名目古書にも上古高麗人五百人歸化せし故其人を武藏野に居住せしめらるゝ故に高麗と郡を名付候由此郡人の物語に所の鎭守高麗の神と號す彼國より持來れる所の兵器を以て神寶とする

より川上壹町程に古の橋杭殘り折ふし往來の船筏にかゝり候由なり神明社あり石濱明神と云古來の名は石濱と云よし右の橋何頃に候哉難斗事に候又說に此處往古砂尾修理太夫と云人有太田道灌と合戰有石濱の戰と云し由砂尾建立せし寺あり天台宗にて砂尾山不動院橋場寺と號す小院なり又此地法源寺の事砂子に委く記せり予も彼寺に至り寺僧に見へ尋候得しに答云實盛の石碑此寺に築候事は往古其時代の住持實盛の一族なりし由外に靑き生石の碑有文字分難く漸々と見るに四辻家の姓名三人の官位實名あれ共慥に知れず勿論其由來もしれ難し又古老の說に橋場の下宿の小溝を駒洗川と呼鎌倉右大將家隅田川合戰の刻馬を洗れし所の由其合戰の首塚は只今總泉寺の後畑の中に有由俗に誤りて蛇塚と呼候由也堯惠北國紀行に此地に暫く止宿せられ候事跡見へ候得共今據とするに足る所なし

　問曰本庄と本所とも相記し候何れか正字ならむ梅若の來由に付て舊地と被存候如何御聞傳へも候哉

答曰本庄は舊名なるよし武州熊ヶ谷先にも同名有元祿年中故有て本所と相改候と云梅若事跡の義近年尾州人緣記を相記し其記には上古圓融院の御治世の事跡とすといへども愚案に足利家の時代亂世の頃の事跡なるべし近頃猿樂傳とて謠の來由并四坐太夫家傳を相記し候書を見侍りし其内に關東　御入國の後武藏の國謠初鮮く候に付梅若事跡隅田川の謠を作らせらる其頃に夫婦の非人ありて梅若の有樣を物眞似して步行けるとあれば久しき事とは相見へず文明の頃五山僧横川叟景三の詩集にも梅若童子悼といへる詩あれば其頃の事にや將又當所業平天神の事諸說に其說多し愚案に伊勢物語に寄りて業平の神を祭れる地なるべし塚の名にかゝはるべからざる歟武州川越の城内にも業平の神を祭れると云是も入間の里に居住の故なるべし彼地の人の物語に川越の神像は朱衣なる由是其所の神像も委く尋ね度事に候

　問曰王子村の脇に谷村と申處ありて畑道の間を鎌倉海道と申傳へ候古へ當國の往來筋の由申候如何承度候

答曰仰之通りに予も承候此所谷村と呼申候に付畑道も鎌倉海道と唱へ候哉と被存候所に古老の說に當國

て考るに右大將家御治世より五百有餘年に及候得ば鶴齡千歳も空言ならざるにや又巣鴨の號の事風土記足立郡の內に見へ候は舊地にて候哉併北條家の分限帳には相見へ不申候又大塚の事諸說有之候得共愚案に王塚か其故は武州比企郡之內大塚村といふ有り由來に鎌倉將軍守邦親王亂を去りて此地にて逝去し塚ある故に大塚と稱する由此類ひなるべし此大塚より巣鴨へ至る田間小石川に懸り小橋を猫又橋と俗に申傳ふ此地農民の說に云昔は今より流れ細くして田畑の通路道にて木の根ッ子を以て橋に渡し候故之名なりと云り土民は木の根本を根ッ子と唱ふ

問曰本鄉舊名に候哉但湯島の本鄉にて候哉或說に駿河臺土手に有之候稻荷を太田稻荷と名付候太田氏の寨跡にても候歟

答曰御尋の通本鄉の名目北條分限帳にも載之又治亂記にも出候へども湯島は風土記に載之候へば定て湯島の本鄉にて可有之候其所入込分ちがたし太田稻荷の儀太田の塞之儀所見なし但治亂記に太田新六本鄉の宅地を立去り密に武州岩付へ落行けるとあればこの稻荷の邊も太田の宅に候歟

問曰上野下谷邊忍ヶ岡等に御聞及も候歟

答曰上野の號所見なし砂子にても其說有併古老の說に此地昔より上野村と呼し處也共云下谷は風土記にも下谷の岡と出たり左候得ば舊名か忍の岡は和歌名所にて其名高し本は忍ひの岡と詠るよし不忍池の南の方長井庄と申傳ふ由諸記に有之齋藤別當實盛古墳の跡只今は湯嶋天神の下藤枝氏の宅地の裏に有昔は碑石ありし由近頃此土地移轉に付て紛失しける由可惜事なり長者町の義諸記に載之所の此脇一柳氏の宅地に池ありて長者ヶ池と呼來れり此所其事跡ならん

問曰淺草邊の義承り度候

答曰淺草の名舊記にも相見へ候得共其由來しらず茅町瓦町居民の說昔は瓦町にて瓦を作り候茅町は茅の賣買をなしけるといへり凡八丁堀の茅場町は往古茅商賣の所なり其後明暦年中巳後此處兩國橋向へ被移候其後元祿初頃に只今の本所四ッ目へ被移候由也是は茅問屋數代商賣致候者の物語也橋場邊の義此地の古老物語にいにしへ此處に橋有候故に橋場と號しけると云委く其儀尋候所に只今隅田川渡し舟有之候所

程道より左之方畑の中にて農民耕作の序に堀出し只今の別當大行院へ納けるゆへ只今の堂の東鳥居あたりに小堂を建て安置しける後牛込忠左衛門二三間ほどなる草堂を建立せられ其棟札に姓名を記され候元祿の始の頃に、只今の所へ移し堂を建立しける由右に付て只今に右堀出したる地にて大行院より僧をつかはし讀經し火を燒候よし也又此近邊に柳下幷にセイトウといふ小名あり字知れず尋聞度事に候又法明寺の內の鐘の下廻に升斗子十露盤を鑄付たり古く相見へ候何樣所謂有之鐘に候哉承り度候

問曰小石川は舊名の由舊記等にも有之候哉

答曰小石川の名目舊記にも見當り不申候宗祇之廻國記に名にしあふ小石川を渡ると云々然れども廻國記は實書ならぬ樣に被存候宗祇にて無之樣に沙汰有之候其外は所見なし惣名とする地廣く候南は小石川御門堀通りより北は大塚の大道迄は小石川と號す牛込邊も上水の通牛天神下迄は小石川の內也此所今金杉と稱する町屋あり舊名此地金曾木村といふ所にて古河公方家臣豐前山城守と申仁居住の所なる由其家傳にあり宅地の所は今の新坂（俗に今井坂共云）其上なるよし申傳ふ金剛寺坂の下は舊名小石川鷹匠町と呼し所也明暦年中出火は此所より起れりと承候又上水道端に道祖神の小社あり牛天神の別當龍門寺の持也建久年中之石碑ありて此寺に納まれりと云へば此小社は舊古よりの神社と被存候其碑を尋一覽仕度儀に候

問曰丸山巣鴨の名目如何承度候

答曰丸山來由承り不傳候此所梨木坂はいにしへ大木の梨木ありし由戸田茂睡老も此地に居住ゆへ梨本と稱せられけると也菊坂は昔菊作りし畑なりといふあぶみ坂其形鐙の形に似たるゆへ也と申傳へたり富坂の儀元は鳶坂なり其子細は元祿の頃命有て鳶鳥を捕へ候其役有て所々にて捕て此所の坂中に小店をかけ多く養ひ置て後遠國へ被遣しと也其刻世話に鳶坂と呼候由後に富に改むるよし落穗集に載て富澤町の儀と同じと被存候也且又極樂水橋戸町東の方に鶴場と申小名あり（覃按橋戸町橋より南の方東側町屋の裏を今に御鶴場と云）古老の物語に元祿中此所の田畑へ鶴飛來り數日留り居申候事度々也其鶴の足に金の小札あり賴朝卿の被放候鶴の由にて候此故に所の民に被仰付鶴の留り居候內は番小屋をかけ晝夜守り候べき由故に今に至り鶴場と呼び候由依

も又は面影の橋とも申候由緒有之候樣に承傳へ候如何

答曰予も此所に居住せし古老の記し置たる書を見侍し其略曰明應年中之頃此里に和田靱負佐守祐といふ士あり男子二人守護祐親と云女子一人於戸姫といふ容色勝たる故に婚姻を求る人多けれども免さず父守祐事ありて他國にまかりし頃近き邊りに闍といへる者徒を催し彼家を襲ふ俄の事にて男子兄弟賊を討ける其隙に闍奥へ入於戸姫を奪取逃去しに板橋に至り姫絶入して人心あらざれば彼所に打捨て闍は逃去ぬ此板橋に杉山三郎左衞門と云る貧き夫婦老人あり耕作の爲に此野へ出此女を伴ひ家に至り養育せり程經て後此近邊小川左衞門次郎義治といふ士杉山に嫁を求る事再三なりければ彼小川に婚せしと也然るに村山三郎武範といふ士彼小川と親しく交りけるに妻女を奪んとたばかり小川が宅へ行對面し透間を見て小川を差殺ける於戸姫長刀を以て村山と相戰ひ逃んとするを村山が右の足を投ければ從者おり合て村山を討留む妻女悲哀にたへず髮を切り夜に紛れ家を出で去ぬ此川邊に至りて

變りぬる姿見よとや行水に移す鏡の影に恨し

と詠じけり又月の出るを見て

限りあれば月も今宵は出にけり

昨日みし人今はなき世に

其後此河に身を投死るよし右の詠歌の儀に付て後人姿見橋と名付けると云々案るに民間の里諺にて右の記の姓名等曾て他書に相見へず信用しがたしといへども暫く其說を載する而已又高田馬場西に諏訪の社あり別當を玄國寺といふ此寺僧の說に云く俤の橋は往古在原業平朝臣東國へ下向の頃此橋にて詠歌あり依て名付るよし其詠歌は予忘れたり此玄國寺往古大寺にて三世の佛三千佛を安置しける由兵亂之頃に多く紛失して今僅に殘ると云右の詠歌も所の舊地故に此寺に殘りける由なり右兩說何れか是ならん

問曰雜司谷舊地の由申傳へ候如何

答曰法明寺は舊地にて候由紀州の醫師何某の古紀行に僧司谷と記せり判本にて候其書の名は忘れ候然れば此處は古へ法明寺より領地して司とりけるにや鬼子母神は中古より勸請せしよしにて候古老の說に鬼子母神の神像は只今護國寺より鬼子母神へ參り候中

捨てかひある命なりせば

と宮の詠じさせ給ひしにや其陣所は今の武城の乾德山法泉寺の古跡となん天野信景說按に法泉寺は高田穴八幡の近隣也と云々信濃宮は後醍醐帝第三の皇子宗長親王也禪英山寶泉寺成べし乾德山法泉寺は大窪の先き中野にて高田とは場(本ノマヽ)れり殊に右の通り舊說にも申傳へ候得ば此所たるべし又寶泉寺舊說に此寺內に富塚と云所ありて所之名も富塚村と云けるよし今は戸塚村と號す上杉治部大輔朝興此寺を建られ稻荷社を勸請せられける由疑らくは禪英の號は朝興の追號かと被存候又右大將家御在陣の事御尋之趣に予承傳へ候隅田川一戰後當國東の方は池沼多ければ此地に御在陣もゆへ有之聞傳へ候牛込の內牛頭山行元寺の觀音の緣記にも賴朝卿之御所持之佛にて隅田川一戰の後此地に安置なさしめ給ふと申傳へたり

問曰穴八幡の地も古來より古戰の內にて候哉

答曰穴八幡之社勸請之事に付て承傳へ候義有之候此地は元早稻田村の內に中嶋と小名に呼び候所に青柳津六兵衞と申富有農民あり元は北條家へ仕ける士といふ此者の持傳へたる地にて松樹生繁りたる山林にて一本の松暗夜には折々光りありければ其松を光松と名付し由然るに寬永年中秋の頃的場を築候とて一ツの穴を得たり深き事七八間穴の內暗くして人々怪みて入らず漸松明を點じて入て見れば金像佛一體鐘鉦一を得たり鐘鉦には文字彫て有之し由又白き事雪のごとくなるもの中に有りしに沈痾の病に用るに効あり人々乞求し由右青柳津が末のもの物語也其頃嚴有院樣御誕生に付則此社を御尊敬被爲成ける由又說には御疱瘡の刻御宿願之御喜に此社を營せられ院主等も被仰付候由さるに依て其刻　大樹御近臣各營作に預らる裏門は內藤豐前守普賢堂は松平左近將監御手水垣增山兵部少輔也と云り又此地の古老之說には此八幡の邊より南尾州御屋敷大窪迄近鄕秣場にて候由昌連と申富有農民ありて百八の塚を築候其塚此八幡の地より相續大窪迄有之候ひしと云右昌連と申人傳記不相知候其塚は佛供養の爲に築けると也今に尾州の御屋敷內には相殘候哉承度事に候案に右の塚は陣所遠見の爲に築候哉左候はゞ此八幡之地も陣所の內と存候

問曰高田の末より向へわたり候橋を姿見橋と

し殘候なり說に右船河原は只今の大阪の下（一說に逢坂と云）あたり迄にて今に此所少斗りの町を船河原と呼候なり此邊其刻迄は民家寺院まばらに有之候處外廓出來の刻民家は町家となり寺院は只今の牛込榎町邊へ移され寺院七ヶ寺にて候故今に七軒寺町と呼候由此地の寺院の舊說なり扨牛込御門市ヶ谷御門升形出來已後俗に市ヶ谷を櫻御門牛込を紅葉御門と稱し候由是は其所に有之候樹に依て號しけるか又は何ぞ子細も候半か其段承傳不申候

問曰右榎町の邊大友屋敷は大友氏族居住致され候よし其姓名等委く相見不申候其上居館趾ならず候御聞傳も候哉

答曰御尋の通大友氏の姓名等予も其說を不承候所に近年其說を得たり大友左兵衛督義統文祿年中朝鮮征伐の怠り有りて領國沒收し毛利家へ被預其後又改之常州佐竹義宣へ被預彼地にて卒せらる義統の嫡子宗五郎義延は關東へ被預候に付此所の居住せられける義延は叙從四位任侍從ゆへ世に豐後の小侍從と稱しけると也慶長五年關ヶ原亂後に此地幷常州筑波郡にて都合三千五百石の地を被下領地せられけるが無程て早世也と云々右居住の地今の濟松寺の東の方也といへり天神町と稱せる所へ太宰府の宮を被移候由其天神今程は高田馬場前へ又々遷座あり大橋長右衛門奉納三十六歌仙之繪馬今になほ存る也組屋敷有之松は庭前の由なれば何様天神町之邊居館の跡たるべきか榎町も元は大木町と號する故或說に扇町成よし故は太宰府天神の門前民屋を扇町と號する故に大友氏故鄉之稱に依りて名付られし共いふ宰府一覽之人に尋度事に候

問曰高田馬場邊は古戰場之由承傳候源賴朝卿角田川の合戰勝利之後暫く此地に屯せしめ關東の勢を集められしとも云傳へ候如何承度事に候

答曰高田邊古戰場之儀今の禪英山寶泉寺の所古へ新田家の陣所の由申傳へ候境內に今に旗立櫻とて有之候冑掛ヶの梅とて只今稻荷社の前池の邊に有之候由先年枯て植つき候はぬ由に候日夏繁高の編輯せし兵家茶話と申書に云後村上天皇正平七年新田家信濃宮を供奉して武藏野の合戰ありし

君が爲代の爲何か惜からん

集は八年の間江戸中往來致し所々にて承り合委く書記致し候なり然共傳記相違有之候よしにて又々後編を相記す是によつて當府の地名に說委しけれども予も彼書に有之分は相記さず菊岡子の功大なりと云べし牛込御殿山と稱する地は今築戸明神の後禪宗萬昌院と號する寺の地なり此寺は元市谷長圓寺の塔中にて候處に明暦年中火災に付て定火消役被仰付候刻御用地に成今の左內坂火消屋敷の地より此所へ移されける由今に此所少斗の町屋を御殿山と呼候なり勿論右御殿山は寛永の頃迄は御鷹野の刻御假屋形有之候となり小日向邊其頃迄は田畑にて候所安藤對馬守奉行被致此處山を崩築立候故今に築土と號す右により御殿の跡も狹り其處少々相見へ申候なり扨又當所八幡の地は往古上杉管領時代の塞の跡にて其城主の弓矢を以て祭ると申傳ふ此儀は予幼年の刻或る古老の物語なり其刻幼年故委く承り置ず遺恨なり且古神樂坂の脇若宮八幡もこの宮より掌れりといへり築土明神は諸記に相見へ申候通往古平川村に有之其後に牛込御門の所へ遷座有て寛永年中外廓出來之刻今の所へ又々遷座なり或古老の說に築戸元は次戸と書す往古は江戸明神とて御城內の鎮守たる由江と次と字形近き故何れの頃よりか誤れりと云云予若年の頃迄は築戸明神と堂上方の筆にて額も有之候處に近頃は築土と書改候なり古老の說を予も相考候所に風土記武藏國豐島郡の內に江戸（或ハ在土）大寶二年（壬寅）所祭素盞雄尊なりと云々又治亂記十五巻江戸城築の條下に載之津久戸大明神は氷川と同體の由なれば素盞雄尊なりしかれば據なきにはあらず暫く相記て後哲をまつのみ

問曰寛永年間外廓出來以前にも市ヶ谷より小石川の方へも川流有之候哉たゞ今目白下より流候川筋を江戸川と名付られ候へども古來は枝川の由承り候左候はゞ大川筋も有之候半か

答曰御尋之趣尤に候予も市ヶ谷邊久々住居し人に承り候得は御外廓無之以前にも今五段長屋下より小流有長圓寺谷の內大沼あり候て落合ながれ候よし此水筋にて田地の用水に仕田町邊は皆々田地なり只今揚場町と稱し候處元名は船河原と申候由仍てどんど橋は俗の名にて本名は船河原橋と云由是によつて相考候に只今に長圓寺谷の內安藤氏屋敷後の邊沼の跡少

大巳貴與少彦名園韓也號小六者以古呂故岡之名也とあれば舊地たるべし愚考に赤坂の號赤土の地なれば稱するなるべし濃州赤坂も後に山ありて山の土赤き事朱のごとし三州赤坂も山中赤土の處なり青山號慥ならずある説に此地青山氏の屋敷有之故地名とすと云へり此青山の末に恩田と號する所有先年恩田と稱號しける人に參會致し候其人の物語に先祖近江源氏佐々木の末流にて此地に居住して恩田を稱號し北條家へ數代仕へられしといへばもとは恩田なれども誤りて唱ふるなり又此邊より南の方笄橋の儀此地の古老物語に舊名此處鶉ヶ谷村と云其村の橋故に鶉ヶ谷橋なりといへり

　問曰四ッ谷の義田舎にて民家の家數によりて三軒家四ッ家など申候へば其例に以前民家少き時の號なるべしと被存候左候はゞ谷の字誤りにて候半歟如何

答曰仰之通り我等にも左樣に相心得居候處彼地に久しく居住せし老人物語致され候は古來此地今の麴町六七町の内の所谷あり又今の鹽町の所も谷にて坂有之其所に民家一軒有之候て夫婦居住せし故に俗に夫婦坂と呼しなり寛永十三年外廓出來の刻御堀端土を以東西の谷を埋候故に平地となり谷なしといへども舊名殘る鹽町の入口を坂口と小名に呼び候は此故なりと云此地東西南北ともに谷有故に四ッ谷と號する由此所末に忍町と號する所あり此南の方御先手の組屋敷邊を忍原と號する事此所の人物語に承り候は此所御先手組先祖天正十八年　御入國の刻駿府より罷越相州小田原城番を相勤られ其後慶長五年より武州忍城の御城番に相勤寛永十年忍城を松平伊豆守信綱に被下候に付御當地へ來此所に居住せし故に忍衆(ヲシ)と呼び所の名を忍原と號し候となり

　問曰牛込小日向筋御聞承及も候哉

答曰此地は數年居住仕候故幼年より承り傳へ候儀も有之候先年牛込の名目は風土記に相見へ不申候得共舊き名と被存候凡當國は往古曠野の地なれば駒込馬込目黑邊何れも牧の名にて込は和字にて多く集る意なり小日向の名近年菊岡沾涼の江戸砂子に其説出たり右に申候小田原北條分限帳の内にも小日向彌三郎と申士あれば彼人の領地故に呼候となり沾涼は宇藤右衛門と申候予も知人にて篤實なる老人にて候砂子編

問曰番町の名目壹より六迄有之候事由來も有之候哉

答曰此地に數代居住せし古老の物語に　御入國の始麾下の士に此地を下され候刻、六組に分て勤仕致し故に壹より六迄の名目ありて前後入込候由五番町と申所は只今少斗殘り候は糀町の內へ入申候由なり又彼老人の物語に六番町の方へ市ヶ谷御門より上る坂を三年坂と呼び候事寛永十三年外廓出來の刻新に開ける坂故に云爾と云々是に付て思ふに牛込神樂坂より北へ築土へ出る小坂をも三年坂と號ずるも同意なるべし京都東山清水觀音門前より橫へ北へ下る坂をも三年坂と號するは淸水は大同二年に草創同三年に此坂を開ける故に云爾と舊記に載之と同日の談なるべし又麴町貝坂は元は芝靑松寺の舊地にて此寺靑松甲斐と云人の草創成由此所(當時)玉虫氏の屋敷に其跡あり故に甲斐坂と云よし

問曰芝邊品川筋之儀に聞及も候はれける事も候哉承度候

答曰芝邊の事居住不仕候故聞傳へ稀に候芝の事近頃東海子平維章と申仁の編集せし不問談と云る書に云江戶斯波を芝と云は誤りなり足利家の管領斯波氏あり(下文不相見)依て考るに昔時斯波氏の居住せしにや又品川の號或古老の物語に元下無川と云り子細は此所川海岸に近く川下直に海にいる故なりと此說慥ならず存候に近頃俳偕人齋藤德元寛永五年冬京都より關東下向の紀行の內に云かの川此町の中に橋のかゝれる川あり水上のなき川なればとて上無川と號ずかむ川なるをかの川とは申とかや(下略)今云神奈川宿の事なれば右之說是に似たり芝の內三田鄕の義風土記には荏原郡の內に有之て御田鄕或は簑多と相記す古代渡邊仕、充、綱三代共に此所に居住せられけるよし此あたりに綱坂と云所有て松平肥後守下屋敷內に綱が出生の節產湯の井とて有之由承及候當所の八幡は上古より有之候哉風土記にも所祭應神天皇なりと記す承平兵亂に六孫王經基主も此地へ府中より出張ありて麻布一本松は其舊地なりと申傳へたり經基主の府中御居住の地は只今六孫王經基寺と申候よし予彼寺に不至尋ね問度候

問曰靑山赤坂邊の儀は如何承度候

答曰赤坂の號風土記にも荏原郡に載之小六天神所祭

今の二の御丸邊に相見へ候愚案に內櫻田御門を只今俗に桔梗の御門と呼候へども古き御城の事を相記候書に吉祥御門と記し有之候を先年及見候其上右草庵は旅僧招請の爲として建たる故にて今の內櫻田の邊にても候半歟扨吉祥庵は　御入國以來小石川水道橋の北の方へ移され吉祥寺と號ず依て古江戸繪圖には此橋を吉祥寺橋と相記し候其後明曆年中大火災の時節水戸侯舘元は竹橋御門の內より此地へ被移候に付吉祥寺は又々今の駒込へ移り候由右由緒に付道灌城築の刻都五山より贈り候詩文江亭記も此寺に相傳り右に記し候堀出したる鐵印も相傳候由江戸咄と申書にも江亭記を此寺にて一覽致候由相見へ申候鎌倉志に在柄天神の神寶に江亭記有之候は子細有之傳寫して相納候事と被存候由緒承度義に候右吉祥寺の一件は吉祥寺に申傳へたる趣にて方丈の物語なり

問曰只今の田安の事は如何御聞傳へも候哉

答曰今の田安御門の內外天正年中　御入國の刻は皆皆田畑民家にて候由其後右の民家共を只今の牛込寺町白銀町邊へ被移候其子孫予若年の頃迄には間々有之候て物語候なり然ども此地面田安と申候哉其儀不慥候予先年相州箱根早雲寺にて北條家の古き分限帳を一覽仕候ひし其中にも田安の號見へず上平川村下平川村斗り有之候へば右の平川村の中にても候哉其以來田安御門內は天樹院の御居館となり田安御門は天樹院の御附人より勤番被致候由其子孫の仁物語なり今の扇の稻荷と申は天樹院の御庭の內に御勸請の稻荷にて後に扇の稻荷と號し候けるとなりまた雉子橋御門內外も民家にて候處　御入國以來召上られ只今の牛込御徒町の邊へ被相移寬永年中小日向田畑築候以後又此地へ移され候由にて改代町と號するなり

問曰田安平川の邊其說を得たり吹上と稱し候事如何御聞傳之義有之候哉

答曰吹上の事曾て見當り不申候しかれども落穗集に　御入國御草創の刻の義悉く相見へ申候通實說たるべく候櫻田邊一圓の江沼にて足入之地なる由櫻川とて川流も有之候由左候はゞ愚案此所江河に望める高き地なれば吹上と號ずるなるべし駿州富士川邊吹上武州荒川邊吹上いづれも川に望める地なり又小石川氷川明神南の向も舊名は吹上と號ずるも小石川に望める地なり此所只今は俗に阿房殿町と號するなり

南向茶話

按スルニ近代著述目錄ニ酒井助之進名忠昌南向亭此書卽其人ノ著選ナリ

ある日例のごとく二三の友參りつどひ古今の談に或人問て曰抑當御地を江戸と號じ候事何れを指して申候哉

答曰仰のごとく近代當所名跡等を記し候書も數多相見へ候得共江戸の號の事慥ならず候愚が管見仕候に山中氏被相記候中古治亂記拾五卷江戸城草創の條下其畧に扇谷上杉修理太夫定政の老臣を太田備中守資清入道道眞と云武州都築郡太田郷の地頭なり其嫡男鶴千代丸と云成長の後太田源六資持と號す後に受領して任備中守改資長剃髮して道灌と稱す　當御城を康正二年に普請初め繩張して長祿元年四月迄僅兩年の內に巧匠の功成就しける都五山の僧萬里和尙古詩を引て是地をみたる詩に云窓含西嶺千秋雪門繫東吳萬里船、又五山より被贈たる詩の內に江戸城高不可攀我公豪氣甲東關三州富士天邊雪快作靑油幕下山と云々右の詩の句にも江戸城と有て別號なし然れは道灌城築の時に其地名に依て直に名付たるべし既に鎌倉將軍の時代より江戸と云稱號の士あり此八平氏類葉よりして武藏の士と稱すれば江戸と云地名其所有べし愚案に江戸と申は江に望める意なるべし抑當御城天正年中　御入國以前今の雉子橋の外より北の方大沼にてこゝより西の方もちの木坂まで入江にて有之由小川町も寛永年中外廓無之以前は牛込よりの流はどんど橋の向へ直くにもちの木の方へ流れ行又小石川の流は今の土手三崎稻荷の邊より一ッ橋の御堀の川へ流行候由なり然ば只今　御城內古へより江戸と名付る所なるべし惣名となりし（候イ）事は其頃近邊の根城たるによりてなり類を以て考るに攝州大阪も元は石山城と云享祿五年本願寺證如上人始て所築なり御城內雁木坂本は大阪と號ずる故に城を大阪と名付られて後惣名となれりと云も此類なるべし右道灌元より禪法を尊敬しける故に城內に於て一宇の庵室を建られ旅僧のやどりとす其草庵の邊に(小)井を掘けるに土中より吉祥と彫ける鐵印を堀出せり故に其庵を直に吉祥庵と名付られけると承り傳へ候

　又問曰其吉祥庵　御入國以來いづれの地に移され候哉

答曰吉祥庵の地は大道寺氏友山記せし落穗集には只

事伊通卿被レ進二二條院一造紙之中有レ之云云按ずるにこゝに消息と云は漢文なり當時詩文を以て及第して出身する法もすたれ狂言綺語を風雅とせしより文學搢紳にふるはざる基となれり歎息すべし

○遣唐使祭二神祇於春日山一事

續紀寶龜八年二月戊子遣唐使拜二天神地祇於春日山下一去年風波不レ調不レ得二渡海一使人亦復頻以相替至レ是副使小野朝臣石根重脩二祭祀一也これを以て考るに遣唐使春日山下に諸神を祭ることは萬葉十九藤原皇后清河入唐の時賜ふ御歌にも春日祭レ神の日とありて春日山にて渡海を祈こと流例なる歟然れば安倍仲滿唐國にて三笠の山に出し月かもと云歌を春日山にて祈し昔を思出てよめると云俗說ながらも據ある歟

○敷砂

文治三年正月一日玉海云及二晡時一天晴雖二庭濕一敷二乾砂一院拜禮有無問二遣定長許一可レ被レ用二晴儀一之由有二返報一○建曆三年十一月十九日明月記臨時祭條云此間雨雪漸休陽景晴猶可レ爲二晴儀一可レ敷二乾砂一之由下二知之一○文永十年五月廿三日吉續記最勝講條云此間雨降殿上小庭水湛可レ被レ敷二乾砂一歟不レ然者不レ叶之由示二頭中將一頭中將被レ下二知出納一また弘安二年四月廿八日竹林院左府記にも見えたり因云徒然草に鞠の時鋸屑を敷ことあり西土にも晉書陶侃傳云積雪始晴聽事前餘雪猶濕於レ是以レ屑布レ地これ知べし

○立砂

承久三年閏十月十九日家光卿記云門前立レ砂了先規不審也然而不レ立之條可レ宜之由有レ仰云云また承和裝束鈔云除目の詞聞書にいりていでぬれば先家を掃除す砂をひく近來立砂となづけて飯をもりたる樣にたてをくことはひが事也あまねく庭にちらさむ料にまづまくばりをきて後にちらすべき也」按ずるに今世門前或は門内に砂を盛置こと此時代既にありてかく難ぜりしかれども今にとりては其古風の遺りたる知べし

錦所談卷之二終

橘は今の蜜柑なり大柑子は今の柑子なり小柑子は今の橘なり或小柑子を今の金柑とす按ずるに金柑は盧橘にて今の夏蜜柑なり又三代實錄仁和二年正月廿九日太宰府例貢小柑子以二十一月三十日以前一爲二貢進之期一先レ是不レ立二期限一故今定レ之とありて其盧橘ならざること知べし

○胡沙（コサ）

胡沙の說近來種々あれども未だ明辨なし按ずるに敎訓鈔云通憲云胡國には胡沙とて白砂の草木も不レ生之地二三百町有レ之胡人等每レ逢二月夜一着二裁袍一騎馬して二三百人同音に彈二比巴一其音如二風吹一云云これを以て考るに爲家卿こさふかはくもりもそするみちのくの蝦夷には見せそ秋の夜の月の歌も右の白砂秋風に吹上て空を曇らせ月を見せぬと云義知べし

○二禁（ニキミ）

二禁病名のこと諸記に見ゆれども未だ明說なし和名抄云皶（サビ）鼻野王按（音砂和名邇岐美波奈）鼻上皰也これ今俗に云ざくろ鼻の如きものなるべし二禁を邇岐美と讀こと承保四年八月十三日水左記云左肩有二仁君一令レ付レ藍これを以て知べし又小野の傳授類聚鈔云自二安元二年六月廿三日一奉二爲建春門女院御二禁一被レ始二行五大虛空藏法一日記阿闍梨權大僧都勝賢伴僧八人師云御二禁とよむなり女院御面に御にきみの出でゝ見苦しき故に御祈に被二此法修一ける歟云云同鈔裏書云師親ら問レ之御答出雲僧都御房被レ仰云醍醐の勝賢僧正建春門院御二禁の御祈に此法を被二勤行一之時先師阿闍梨御手替被レ勤二仕之一彼僧正故阿闍梨をば隨分に扶持して有識にもなされたり然間無二內外一受法もせられたりき云云問云御にきみ程の事に及二御修法一候ける歟被レ仰云彼御腫物也尋常には腫物をにきみなんと被レ名たり而を二禁と云事は腫物には殊に婬酒の二を被レ禁故に如レ此被レ名云云これを以て考るに二禁は全く一種に限る瘡名に非ず凡て腫物の惣名なること類聚鈔の如し故に諸記にも支體面部を定めず發し或は大小の異療法の不同あるこれを以て知べし

○古昔無二文事一人不レ昇二卿相一事

古事談云不レ作レ詩之人昇二卿相一事始レ自二顯雅卿一云云不レ書二消息一之人昇二卿相一事始二俊忠卿一云云此

發遣のこと久壽三年三月十三日人車記に委く見えたり

○横笛

平家談ようでう按ずるに永保元年二月十日水左記改元條云人々申云永長對馬音似笛名これ其證とするに足わうてきと云ば其音王敵に通ずるを以ての義歟猶後考を俟

○宿紙

宿紙は元藏人所の反古を還魂せるものにて或は紙屋紙と稱せりこれ紙屋川にて製する故の稱なり又源氏にかんや紙と云も皆種々の還魂せる紙にて今云奉書十帖の如き皆古の紙屋紙なるべし因云打曇と稱する紙は元西土のものなる由三井寺所藏の智證大師歸朝の時將來の經文義疏の類皆此紙を用と云り

○美濃紙

西宮記臨時裏書天德四年七月十日少內記時文書宣命注云內裏穢時或召大臣家紙或令進圖書紙而大臣輕服也其室物有疑慮又圖書忽不進仍令進年料紙充此料また薩戒記に引ところの治曆四年七月即位記云宣命書黃紙件紙自所給也、例用美濃國所進紙而爲美麗新召紙工令進之これ今の美濃紙と稱する紙とは異なるべけれども其製の美なること知べし民部式にも美濃國紙麻を貢すること見えたり

○姓細書事

源底集云位署書之事姓を細く書は名にて墨をつぎまじきためなり又よみあげはいつも燈下也名乘をいちじるしく見せむ爲と云按ずるに位署の法姓は細書淡墨と極りたるにあるべからず古文書を見るに連署の人我名は各自ら書する故自然濃墨或は大字となること知べし又西土の位署も唐以後此例多し

○墨之訓

墨をすみと云は則ち隃麋の義なり前漢地理志に隃麋縣ありて六典に隃麋墨とあるはこれ隃麋縣より出る所の墨と云義なり今すみと云は墨を略して其縣名を呼こと知べし又炭をすみと云も此轉語なるべし

○橘、大柑子、小柑子

なるべし（又散所雜色も同義なるべし）

○帶刀木鳥

顯統本百官鈔に帶刀者撰二重代侍一補レ之自二公家一被レ補レ之也昔者源平重代武士補レ之長二人近來一人先生是也連廿人此內木鳥左右各一人とある此木鳥解すべからず按ずるに仁安三年三月九日人車記坊官除目條に籠取とありこれを以てみれば訓讀してことりなるべしことりは則部領にして連の中の長たること知べし

○角下諸大夫

近衞殿樣には今も角下諸大夫とて御車の前左右二行に具せらることあり按ずるに正應二年四月廿一日勘仲記高山寺殿家基公關白拜賀條云次角本松明諸大夫二人（內裏以後中經家重勤レ之）前刑部權少輔宗成朝臣刑部權大輔淸賢○康安二年四月廿七日忠光卿記後深心院殿道嗣公關白拜賀條云次角下諸大夫二人（近衞之流代々如レ此云云傍家無二此儀一）前大膳大夫口光朝臣前中務少輔宗茂これ牛角の下に候する故角下或は角本の稱あるなり則ち古事談云東三條殿被レ參二石山一（中略）中宮大夫騎馬近二立御牛角下一これを以て知べし

○百子帳

久壽二年十月廿九日人車記云百子帳表葺二檳榔一裏有二黑漆骨一檳榔下覆二黃綾一其體如二唐笠一立レ骨三面骨又如二羅文一懸二綾帷一東西兩面開レ口御帳內敷二毯代一供レ茵其前有二平敷御座一敷レ茵また仁安三年十月同記云百支帳蓋葺二檳榔一以二紅梅色絹一爲レ裏其廻懸二麴塵色涌雲綾帷六帖一先例或用二小葵文綾一云云每レ幅有レ紐南西北垂レ帳東面褰レ帷廻二引帽額一また一條禪閤御代始抄に百子帳と云は檳榔をもて頂をおほひて四方に帷をかけて前後にひらきて出入するやうに餝りたり」此等を以て其制知べし然れども百子と稱する義西土に數說有といへども紛々として是非を知ず按ずるに和名鈔引二兼名苑注一云檳榔葉聚二樹端一有二十餘房一一房數百子者也これ等に據に全く檳榔葺の帳と云義にして其百子の嘉名をとる歟又荒凉記に百子帳と讀こと見えたり

○先使

先使と云は國司交替の時新任の國司の宣を帶て先其國廳にある所の官人等え使するを云なり今も藤澤遊行上人の前使と稱するものこれに類せり先使

課役ニとありて按ずるに定氏之社とは伊勢荒木田渡會を以て禰宜とし賀茂縣主を以て禰宜祝とするの類他姓を混ぜず一氏奉仕の社を云なり

○石版位

寛治六年正月七日後二條關白記云宣命使中略着ニ宣命使版位ニ也白石○仁平四年六月廿日人車記云貢士等登省也中略庭中有ニ版石ニ○永暦元年九月八日山槐記齋宮群行大極殿儀云東南庭中務省西面相並置ニ中臣忌部版位ニ也白石○達幸故實鈔云壽永二四五予以下就レ標閑院ノ儀中門ノ北掖三ケ間無ニ板敷ニ北第二ノ間溜ノ內當ニ中央ニ置ニ宣命ノ版ニ白石也 これ所見のまゝこゝに載す

○印用ニ名下字ニ事

長保四年十月三日權記云早朝淑光朝臣持ニ來成字ノ印文ニ即差ニ茂方ニ遣ニ內匠屬服時方許ニこれ行成の成ならむ按ずるに酒人內親王の印に酒額長公の印に頼或は除目大間書等の封書にも皆名の上の字を用ゆとみえたり而て此印は名の下の字を用ゆる故こゝにのす又日野薬師に藏する所の眞夏等の夏の字の印はこれ僞物證とするにたらず

○洛雒字

博物志云舊洛陽字作ニ水邊各ニ漢火行也忌レ水故去レ水而加レ隹又魏於ニ行次ニ爲ニ土水得レ土而流土得レ水而柔故復レ隹加レ水變レ雒爲レ洛焉これ冷然院數度の回祿によりて冷泉院と改らる類同日の論なり

○義經改名

愚管鈔云九郎義經とぞ云し後の京極殿の名にかよひたれば後には義顯とかへぞせられにき」按ずるに義經は文治五年閏四月廿九日奥州にて自害すときに三十一歳なり後の京極殿は文治五年閏四月八日權中納言に任ずときに二十一歳にして內大臣に任ずるは六ケ年後のことなりこれを以てみれば大臣名を避にあらず攝關の御息たるを以ての故歟

○散所隨身

長和二年正月四日小右記云將監保信云中將雅通朝臣消息云白馬艫近衞稱ニ散所隨身ニ不レ勤ニ其事ニ前例不レ然之事也隨レ報可レ行者答云稱ニ散所ニ何處哉申云左府及大將隨身也仰云至ニ于家隨身ニ早可レ令ニ勤仕ニ仰ニ左相府隨身ニ如何云中將云申ニ事由ニ可レ令レ勤者これ本府え候せずして他に附屬するを云なり又江次第に散所衞士とあるも他に出役するを云

○外記法申

北山鈔外記政條云無ニ申文一者先外記法申上卿無レ答按ずるに洞院家廿卷部類外記政條云次上臈辨起テ摩レ靴（或先下ニ居テ摩）正笏微音申云司乃申セル政申給ト申ス即居（謂ニ之ヲ法申一）上卿無レ答これ申文なき時は外記かたの如く申て其實なきゆえ法申と云なるべし

○花園帝御讀書

正中元年十一月晦日　花園院御記云凡今年所レ讀ノ目六

本朝書幷記錄

日本紀　續日本紀　日本後紀
續日本後紀　文德實錄　三代實錄
本朝世記合廿卷（章任侍讀）　律廿卷（章任侍讀）
古事記　古語拾遺　三代御記
一條院御記　後朱雀院御記　後三條院御記
人左記　小一條左大臣記
小野宮右大臣記　宇治左大臣記

謹て按ずるに以上十八種卷數計がたし今の人の六國史を通讀することすら容易ならずここに載玉ふは國書のみなり猶漢籍をも讀玉ふべければ其御勞苦推量恐察すべし古へは帝王かくの如し況や人臣たる者勉勵せざるべけんや賴長公は車中にも群書を齎て見玉ふこと記を以て知べし

○本朝世記

今の世本朝世記と稱して廿餘卷あるはこれ史官記にして信西入道の著する所の本朝世記は治承三年十月十一日玉海に未刻大外記師尙來依ニ兩息之慶一歟餘仰下本朝世記可ニ進借一之由上申下可ニ持參一之旨上件ノ文信西法師作レ之寛平一代ノ國史云云　而給ニ師元朝臣一令レ書ニ寫之一傳在ニ師尙之許一他人一切不レ持云云仍所ニ尋召一也十四日戊戌天晴大外記師尙持ニ參本朝世記上帙十卷一（信西法師ノ鈔出也）とありこれ　花園院御記に所レ謂本朝世記なるべし而て今傳らず惜哉又今稱する本朝世記の外に別に本朝世記と題して康和年間のことを記したる廿紙に足ざる小册あり其記躰史官記と頗る違へり猶後考を俟

○定氏之社

民部式凡諸社ノ神主禰宜祝者擇テ八位以上及六十以上堪ニ祭事一者上補レ之雖ニ元來定氏之社幷神戶ノ百姓一而先盡ニ八位及六十以上一然後及ニ卄年白丁一即免ニ

○結政（カタナシ）

かたなしとは大辨以下參集して庶事を受付ケ又八省以下の申文等の政に預るべきことを以前に先かたねなすと云義なり結政所は外記の正廳の南にありて西宮記に所謂南舍これなり又官の結政所は延喜太政官式に參議於辨官結政所捺印とありこれ元來政は官廳にて行べきを其程遠く不便宜なるを以て外記廳にうつりしなるべし外記廳は三代實錄貞觀十三年六月十七日壬辰是日太政官候廳前晨見鬼跡所謂候廳者公卿聽政外記所直侍之處也とありて既に續後記に外記曹司廳とあるこれならむ尤外記廳は建春門外にありて陣え近く便宜なるを以て官廳の政自ら外記廳にうつりしなるべし又諸書に申文を結とあるは披閲して讀上るなりこれ結詞などあるを以て知べし實治元年七月廿三日葉黄記云後日殿下於院御雜談之次被仰云親賴作法不得其心事多々中略又結文之音太微音也これ親賴は辨官にて其結詞の微音なるを殿下の科め玉ふなり

○內文外文（ウチブミトブミ）

內文は內印を捺す文、外文は外印を捺す文を云なり則長保四年十一月廿九日史官記云中納言藤公任卿權中納言同齊信卿參議同有國卿源俊賢卿着廳覽內文幷外文請印畢移着右仗座被行東三條院周闋御齋會僧名事次內印畢戌刻退出これにて其義明なり

○外記三度申

江次第除目直物條外記三度申注云雨儀二省立於軒廊東二間云々初度大臣問外記申候由次度外記申大臣無答次度外記申大臣仰可召由按ずるに右注にて三度の義解すべしといへども山槐記口傳故實に三度申上卿（外記三度申事）先外記參上小庭上卿仰云式省兵省候外記稱唯退入第二度外記參上申云式省兵省候上卿仰云令候ヨ外記退入第三度外記參上申云式省令候テ候上卿仰云召セ已上三度如此也又一說云初度上卿云式省兵省ハ候ヤ外記申云式省兵省候上卿目外記唯退次外記又申候之由上卿無答又外記申候由次上卿仰云召セ此說一說也猶以前說可用之とありて其義知べし此外直物鈔等に數說あれどもこゝに畧す

は高麗端に紫端を續敷と云義にて臂折敷になりたるは續紫に非ず前文の如く一行に敷を云なり因ニ云臂折敷とは臂を曲たる如く横え折て敷を云なり則貫首秘鈔云 經家被レ談曰上皇御前座一ノ人在ニ座上ニ之時頭不レ着ニ公卿座末ニ若其座臂折敷之時、頭接レ之無レ憚是執柄候給時之事也 これを以て臂折敷は絶席の意なること知べし

○左筆

繪尻鞘或は馬具等に左筆と稱する物は右筆に對したる稱なるべし管見記御禊行幸服飾部類繪尻鞘劔注云、鰐文地虎文色取其上書ニ鰐文ニ也、右ハ左筆是ハ地ノ虎文許也是ヲ左筆ト稱ス」 按ずるに鰐文の方は其形を工みに畫がけり又左筆の方は唯虎の斑を蚯蚓の如く畫がき其工みなきを以て右筆に對し左筆と稱するなるべし

○瀬々幔

延應元年六月四日忠高卿參議拜賀記云左大臣家賜ニ御車ニ云云車宿第三間引ニ瀬々幔ニ西北二面付テレ柱引ニ廻之ニ 按ずるに瀬々はせせらぎ臈所をせゞと云類にて今の臺所の邊に引幔と云義にて尤下品の幔なるべし

○縫殿寮有ニ磁石ニ事

言談鈔云往年は縫殿寮に磁石ありこれ御衣をぬひて後に針などやあると心みん料也今はいときこへず

○卷纓

菅別記云卷纓事吉事之時者外方へ卷凶事之時者內方へ卷是諸家多分之說也日野ノ流者不ニ卷纓ニ云云 勸修寺流者依レ用ニ卷纓ニ也云云予今度內ノ方へ卷畢內ノ方ト八巾子ノ方チ云也 山槐說者吉事凶事共內方卷也 當家近代受ニ中山家ノ說ニ之間如レ此

○外記門前下レ裾

長寬二年三月廿七日山槐記外記政條云於ニ陽明門ニ下車入ニ南門ニ至ニ外記西ニ折レ南召使等來向此邊隨身以下留レ之於ニ外記門前ニ下レ尻過了取レ之注云此事不レ見ニ諸家次第記等ニ依ニ大納言殿御命ニ也爲レ敬ニ外記廳主君神ニ猶可レ下也云云可レ尋これ敬神の禮仰ぐべしこゝに大納言殿と云は忠雅公にして即花山院家の御說なること知べし、ト家記に外記廳守神事大宮賣神、注に太玉命故師季朝臣存知ニ云住吉神也とあり

考るに御卽位の時御禮服等は古來皆古物を用ひ玉ふことにして內藏寮以下諸寺或は鳥羽殿の御倉等の古物を時によりて召ること知べし尤其中に臣下の禮服を請に任せて召寄らることとみえたり其古物の體右等の記を以て粗知べし

○反レ帶事

嘉保三年三月廿八日明月記云一昨日花山院入道右府亭有ニ鞠興一資雅朝臣柳ノ雁衣反レ帶云云　○正安四年二月廿三日實躬卿記院御鞠條云賀茂神主經久練貫ノ白襖丁子染ノ帷反レ帶差レ扇跪ニ中門內ニ差了中略　經久子忠之柳反レ帶差レ扇寄ザマニ　同基久白櫻赤ノ帷反レ帶差レ扇跪ニ木下ニ差これ皆狩衣帶と同色なるが故其裏を反すこと知べし

○眞紐垂頭（ヒモタレクビ）

水干に眞紐垂頭の二つあり按ずるに眞紐は狩衣の如くくびを立紐を結なり垂頭はくびを下え折て紐をくゝるなり則明德三年十一月青蓮院引付云眞紐とは水干にくびかみをさしたるにて候おり頭は常に兒などの着用候やうにくびを折たるにて候」是を以て知べし因ニ云水干の字義山槐記口傳古實云是水干を着して乘に依て水干鞍と云に非ず每事に通用し仍又水干と云裝束も其儀也

○勢多折

嘉吉三年五月廿八日康富記云六月會也云云於ニ河原ニ大原ノ辻ノ末力者雜色等各脫ニ白張ニ勢多折爾成シ經ニ糺河原ニ下鴨東到ニ雲母坂之麓ニこれを按ずるに勢多折は背折と云ことにて今云東（アヅマ）ばせ折なるべし東ばせ折は背筋のすそを高くかゝげ其左右の端を又折かえす由なり

○盤繒

盤繒の盤の字諸裝束鈔諸記錄等に皆蠻につくれり按ずるに西宮記に盤につくれり是なるべし盤繒は總て鳥獸草花の形狀一物ニ物を盤桓とめぐらし圓くえがきし故盤繒と云るなるべし盤を濁音に唱へしより後世蠻に書誤しならむ集韻に盤は曲也とあるを以て知べし

○續紫（ツギムラサキ）

三中口傳云大臣家端ハ一行敷ニ高麗ニ末ニ敷レ紫一座是藏人頭幷大辨座也大辨家ハ高麗對座ニ敷レ之其ノ末ニ對座ニ敷ニ紫端帖各一枚ニ爲ニ大夫史大外記等ノ座ニ大中納言已下客亭には不レ敷ニ續紫ニこれを以て考るに續紫

御冠　不及殊破損正元被修理之歟
大袖　紫色也有繡日月七星等也
小袖　同色也無繡文
御裳　同色有繡文
牙御笏入錦袋
御韈　白地錦一具
御舃　赤皮以金銅爲餝
綬　一具
玉珮　二筋也
已上入虎猫一合（虎猫者唐櫃之義乎俟後考）内々進置御所自余等今夜即返納禮服倉○同日管見記云是日御即位禮服御覽也（中略）御辛櫃二合（各御禮服）御冠筥二合（一合男帝御冠、一合童帝、女帝御冠等也）關白遲參之間及數刻（中略）内々有出御玉冠禮服委有叡覽凡御禮服有五具一具男帝御裝束御冠巾子樣不異凡人（但非垂）前後有櫛形（有金筋以羅立）押鬘（以金削鏤）御巾子上置方物以羅爲之如折敷者金筋四面端立玉有莖其前後垂玉瓔珞十二流（所謂十二章也）其頂（少寄御後方）有日形傍日中有三足赤烏（赤烏ハ鑄付之）以水粘金作日形（但其色只金色）又有光（金）大袖（緋色綾）繡日月星山火焔鳥龍虎猿小袖（其色同大袖）無繡文御裳（色同前）繡折枝斧形已字等也一具童帝御裝束御冠下作如男帝御冠但無巾子頂有日形（正面ノ烏同上而方ハ與上異可尋）以金玉餝之但無十二章御額立鳳形正面ハ開羽（大炊御門ノ云此鳳可有二（可向合）而今有一若ハ落失歟云云予按之可有二之由管見未及長元記等同不注一之由且今所立之鳳在中央正面外方以之按之若可有一歟於女帝御冠者一方若落失歟之由長元ノ記有所見但女帝御冠當時無其躰仍不及見伺）大袖小袖裳等色繡皆同前一具女帝御裝束御冠當時無其實破損之間納加于童帝御冠下仍不見其體（但如長元ノ記者御冠有平巾子無櫛形押鬘ノ上有三花形以花枝形餝之前有鳳形少寄左立若ハ右方之落失歟）大袖小袖裙等皆白綾無繡文小袖下縫付白羅如男裳者也、一具皇后御裝束大袖小袖裙皆青色大袖裙等圖繪雉形小袖無繪又別纐纈御裙一腰一具皇太子御裝束御冠又無跡形仍不及記（但長元ノ記云御冠只有巾子無餘餝損失歟云云）大袖小袖裳等色文等大略同御裝束但無日月形天子御笏一枚（納赤地錦袋入御笏筥）其頭方少細但無曲折綬有三四具（以白絲組之短綬相具之加納玉佩ノ箱ノ内）玉佩二流入筥（長元記云四流云云而現在二流）御沓二箱赤革（鼻ノ中央窪）三四足（此内有小足）又烏皮ノ沓一足（其色頗黑鼻有三形）此外赤皮ノ沓（頗長大也）片足有之（古人傳ヘ云弓削法皇ノ舃云云）御襪一箱（赤地錦二足白地錦五六足其内有大小）又御冠ノ圖二卷（一卷ハ佐保ノ朝廷禮冠圖一卷一卷ハ皇太子禮冠ノ圖一卷有年號忘却）○右ノ諸記を以て

行ニ或紛失或朽損甚不便云云寮官藏人相共加ニ檢知一注ニ目六一可ニ分附一歟○建久九年二月廿七日三長記云入夜左少辨相ニ具東大寺禮服一上洛廿八日丙申參ニ殿下一申ニ東大寺禮服事一暫可レ宿ニ納便宜所一可レ申レ院又申明日政始申ニ少納言散狀ニ重可レ催先以參內東大寺禮服暫納レ殿其次覽レ之白練絹練綾禮服二具玉冠二頭天子ノ冠也二頭付ニ短冊一注ニ先帝御冠ノ由一不レ中レ用之物也被ニ取出ニ之間有ニ事煩一無ニ其要一歟今度御卽位供奉人人多以申ニ請禮服一仍諸寺寶藏等各有レ尋皆以無レ實法勝寺有ニ八部衆ノ禮服ニ云云不レ能レ用物云云勝光明院土御門相府進納之禮服云云今度求之處紛失不レ知ニ行方一金剛勝院雖レ被レ申ニ殷富門院ニ無ニ其實一云云蓮花王院自ニ本不レ被レ納云云鳥羽殿御倉大袖一領玉佩一流綬一帖笏一玉冠大地震之時碎失云云已上所所禮服宿納之由雖レ有ニ風聞一今度已無ニ其實一鳥羽御倉物等今夜送ニ別當許一了○東大寺續要錄云仁治三年正月九日四條院先帝崩御同三月十八日當今後嵯峨院御卽位而爲ニ御卽位一開ニ勅封一被レ召ニ上玉冠幷諸臣禮服冠一了三月十二日勅使下向同十三日被レ開ニ勅封倉一了其後入ニ倉中一任ニ記錄一披見御冠櫃取ニ出之一卽玉冠四頭諸臣禮服廿六領云云凡玉之御冠四頭之中於ニ二頭一者女帝御冠云云但其銘云先帝云云是　孝謙天皇御冠歟今二頭者　聖武天皇御冠也其銘書ニ付太上天皇一云云今度卽位以ニ太上天皇御服一用ニ御卽位ニ了諸臣禮服冠同被レ着ニ用之一抑於ニ四頭玉御冠一路次之間散々打損了是公家御無沙汰歟勅使落度歟一向被レ頒ニ持雜夫一之間不レ知ニ子細ニ振ニ損之一不便云云○仁治三年三月十四日平戶記云傳聞一昨日右少辨時繼申ニ拜賀一卽向ニ東大寺一爲レ取ニ出御冠一也今朝已上洛云云仍遣尋之處件寶藏爲ニ盜人一鎰紛失之後難レ開レ之衆徒評定之間時刻推移昨日申刻打ニ破戶一令ニ取出一只今京着者以ニ消息一申ニ殿下一云御冠到來云云但太上天皇御冠幷前帝御冠不レ可レ被レ取ニ入內裏一歟所レ有ニ先聞一也御返事此由尤神妙可レ有レ御ニ存一知此旨ニ又爲レ見ニ知御冠一可レ參ニ會內裏一歟只今可レ有ニ御參內一者仍發參先レ是殿下前內府參候被レ見ニ知御冠一之間也但前帝御冠太上天皇御冠等也○弘安十一年二月廿一日　伏見院御記云今日禮服御覽也爲後朝臣兼仲等向ニ內藏寮禮服倉一臨レ昏相ニ具禮服一參中略公卿等退出於ニ鬼間一內々委見レ之關白信嗣公衡卿等在レ之一具撰ニ留之一仁治正元等被レ用レ是之由信嗣卿申レ之

等にて張ある故其張を上ると云義なるべし則嘉吉三年四月廿六日康富記云洞院殿右大將御拜賀也（中略）次如木雜色一人注ニ云平禮搖レ袺（上バチ也）これにて考知べし然れども上張を上ばちと稱することチをリの轉語とも云がたし竊に考るに袺を高く上る時は自らすべりて持がたし故に袴の踦を引上てもたすべし依て上まちと云義ならむ歟猶考べし

○禮服等古物追考

久壽二年十月十八日台記云有ニ官別當忠親持來ル與福寺禮服玉冠等ヲ一　○永萬元年七月十八日山槐記內藏寮所レ在禮服御覽條云

一合納

男帝御裝束一具

大袖一領（赤地有レ繡日月七星以下等也）　小袖一領（同色無レ繡）

御裳一腰（同色有レ繡）　綬一帖（同）

御帶一帖（唐綾如レ綬弘帖レ之）　玉佩二流（入ニ細長ノ黑漆ノ筥ニ）

御笏一帖（牙）　御沓一足（黑毛有レ緒）

御襪

有ニ延久四年目六ニ有ニ相違等ニ

一合納

童帝御裝束

大袖　小袖　御裳

已上色繡同ニ男帝ニ只頭大小分別也

女帝御裝束

大袖　小袖　御裳

已上皆白色無レ繡

皇后御裝束

大袖　小袖　裙

已上青色大袖幷裙有ニ畫圖ニ又副ニ纈裳腰ヲ一

太子御裝束

大袖　小袖　裳

已上色文等同ニ御裝束ニ但無ニ日月形ニ

玉佩二流（小也童帝御料歟）　綬一帖

御沓三足（有ニ赤革此中小足ニ）　又一足（黑色有レ緒）

御襪二足　赤革表沓片足（弓削法皇ノ沓云云片足紛失歟）

已上一合納如レ此御裝束各別ニ入ニ黑漆方ノ筥ニ

文治二年正月十八日玉海云仰ニ下宗隆ニ事三箇事一者諸司之中有下納ニ寶物ニ之所々上就レ中內藏寮有ニ應神天皇御禮服ニ云云　近代長官已下如レ此事憖不ニ尋

世に普く知ところにして又久安四年八月廿八日台記云女院仰ニ曰（中略）諸神社及奉幣之時着ニ唐衣一不レ着ニ小袿一これ小袿は褻の服なるが故唐衣を着することと知べし（萬壽二年七月二日小右記云早朝小女參ニ祇園一奉幣注ニ云例紙幣ノ更ニ加ニ色紙幣ノ一）

○ハヅキ之本字

永和三年二月廿八日後愚昧記云今日上﨟着帶也（中略）仍卽渡ニ彼所一了自身引折注ニ云薄衣ハクキ不レ着レ袴これを以て考るに諸裝束鈔等皆假字を以て書り此記を見るに薄をすりたる衣と云ことなるべし今用ゆる所みな薄ずりなるを以て知べし

○轆轤袴

口傳秘云譜代之先達名ニ轆轤袴一ト短而曳蹙用也故實云云亦絬ニ足頸ニ說有レ之宜者也とあるは口傳にろくろ袴といふは普通の袴の樣なるをみじかくして絬をひきすべて鞠をけるなりたゞの袴にしたり足のくびに絬韈のつゝのくびに絬なりひきすぶといふはすこしすふるなり又地下の五位六位衣冠闕腋布衣依レ官隨レ人何も可レ着也」これを以て其制知べし又蹇驢嘶餘云轆轤袴布をかちんに染てくゝりを入て下シモぐくりとてくるぶしの上にてくゝるなり衆徒内々の時着するなり山上雪深し其時用也

○ぶたご上アゲばち

物具裝束鈔云御厩ノ舍人事ノ注ニ云如木之時平禮亂緒ブタゴ之時細烏帽子藁沓○同鈔雜色ノ條云平禮白張上下（衣單 下袴）沓襪或平禮上バチ亂緒蛙鈔車副條云毛車等時晴日は如木注ニ云平禮白張上張グ（車副無ニ垂ノ袴一事也）亂緒垂レ裾ハレ褻ノ時無單袴ブタゴ○同鈔牛童條云、大臣以下貴賤晴日如木（上張グ 亂緒）褻ノ時無單袴（狩衣 細 藁沓）かくあれども古來明說なし按ずるに觀應元年青蓮院御門跡院參引付云牛飼二人虎石丸（カリギヌノブタゴ キヌノウラヲ付） 康安元年同引付云御牛飼四人毗德羅丸（ブタゴニスヾシノウラヲ付） 同書云列御童子若鶴丸申云當御門跡ブタゴ無ニ先例一、單狩衣所レ被レ用也云云 但予加ニ問答一大乘院殿御院參始之時ブタゴを被レ用了如何晴ノ儀上バチならざる時は單狩衣也ぶたごと云は狩衣に裏を付たるを云と云云 今度單狩衣也とあるを以て物具裝束鈔等の無單袴考ヘ知べし又花山院故前右府公の仰に無單袴は單下袴等を着ざる時の稱なりと此御說頗ル字義にかなへり又上ばちは上張なるべし凡て袴の絬のところは下袴

○玉冠在ニ東大寺庫ノ事

康治元年五月六日史官記法皇及入道相國東大寺にて受戒間條云早旦開ニ勅封倉ニ御ニ覽寶物ニ昨日俄有レ議召ニ遣辨一人ニ藏人左少辨源師能大監物藤時貞等隨ニ身鎰ニ參向件ノ鎰在ニ件印ノ辛櫃ニ也鏁相澁テ數刻不ニ開得ニ有レ議切レ扃畢寶物之中聖武天皇玉冠及鞍御被枕碁局箏竹簫八竿其形如レ笙王右軍鳧毛屛風侍臣等運ニ置之ニ件屛風有ニ良田ノ讃ニ召ニ判官代高階通憲ニ令レ讀之○仁治三年三月十日平戸記云東大寺寶藏天子御冠二頷相殘歟若可レ摸者可レ被ニ召出ニ哉○古事談云大嘗會之時代々令レ着給玉冠ハ應神天皇之御冠也相ニ具御禮服ニ在ニ内藏寮ニまた西宮記にも冕冠の類内藏寮東大寺にあることみえたり因云大祀の日御禮服のことを按ずるに紀略弘仁十一年二月甲戌朔詔曰其服大小諸神事及季冬奉ニ幣諸陵ニ則用ニ帛衣ニ云云の文を以てみれば此時より大祀に用ひ玉はざること分明なり古事談の如きは弘仁以前の事を記されしなるべし弘仁以後は臣下も禮服を著せず小忌服を着すと見えたり

○大文差別

園大暦云藤長卿昨日來ニ問諸篇注送事ニ尋申云奴袴ノ文藤丸與ニ大文ニ差異如何貴命云大文名字世俗稱レ之不レ得ニ其意ニ三重たすきの事也夏直衣又同レ之此文壯年公卿幷禁色殿上人なる時或着ニ用生奴袴ニ件文用レ之藤丸ハ老少一同通用也年少の時は鳥襷也これ世に普く知ところといへども記文明かなるを以てこゝにのす

○淺黄指貫雖ニ壯齡ニ夏着用

正治三年七月十五日猪隈殿記云午時許着ニ直衣冠等ニ注云帷白下袴綾指貫如レ例但淺黄指貫藤丸夏の淺黄指貫ハ壯齡之人着レ之常事也これを按ずるに淺黄は水色に似て清涼なるが故壯年といへども夏は着するなるべし此時家實公廿三歲なり

○袖單

或記に袖單と云名目あり按ずるに帷端に單の袖を付たるなるべし則永萬元年七月山槐記御即位禮服を着る次第條云次着ニ張單ニ注云次第如レ此可レ着レ之然而依ニ炎熱ニ予出ニ今案ニ解ニ放袖許ニ付ニ小帷上ニ全不レ可レ見之故也これ袖單なるべし

○女房神拜法

桃花蘂葉云女房神拜兩段再拜乍レ居四度禮レ之これ

權大納言公保卿權中納言實熙卿已上兩卿例袍也不レ着ニ小忌一謂ニ之大忌一對ニ小忌一之稱歟按ずるに古小齋大齋の衣差あること知べし又康富記に例袍也小忌を着せずとあり因に云ふすべて小齋は致齋大齋は散齋の義なるべし

○青摺袍

踐祚大嘗祭式云小齋親王以下皆青摺袍五位以上紅垂紐淺深相副自餘皆結紐内親王及命婦以下女孺以上亦青摺袍紅垂紐五位以上亦淺深相副自餘皆結紐親王以下女孺以上皆日蔭ノ鬘並ニト食訖乃給これを以て見るに貞觀延喜の間青摺の制今と異なり垂紐と云は今も青摺の肩に結垂たるなるべし結紐は諸司の小齋の如く組て肩に付たるなるべし中古の小齋は今の石摺の如く形木にあててすり青摺は紙形にてすり或は畫く樣に見えたり又延喜の比は綿を入たる由式文に見ゆ

○御禮服之外不レ出ニ入朱雀羅城等門一事

余嘗て裏松故固禪君の御談を聽に　柏原天皇延曆十三年長岡より平安城え遷都の時禮服を著し玉ひ御輿にて羅城朱雀應天會昌等の門を入龍尾道を經太極殿高御座に着玉ふ尤禮服着御なき時は右等の正門を出入し玉はぬが故實の由を記せる古書を見たりしに今は其書名すら忘却せし由を歎キ玉ふ余ここを以て數年探索すといへども今に所見なし惜哉按ずるに後世鳥羽殿え朝覲或は八幡行幸にも朱雀羅城の兩門は皆腋門を出入し玉ふこと諸記を以て知べし

○狐尾袍

西宮記に狐尾摺衣野行幸時、小野篁橘廣相等着レ之とあり按ずるに杜史鈔に仁和二年十二月芹河行幸内記日記を引て云橘廣相于レ時參議右大辨文章博士着ニ狐尾袍一着レ靴是承和小野篁滋野貞主等例云云是卽儒服今國幹朝臣左大辨正幹朝臣治部卿須下着ニ狐尾袍ニ不レ失ニ舊例上按察大納言云芹河行幸王公皆着ニ摺衣腹卷行縢一唯廣相朝臣不レ着ニ行縢腹卷一着レ袍衣尾自長故曰ニ狐尾袍一云云これを以て狐尾袍は闕腋なること知べし又文官闕腋を着すること既に内宴には文武を論せず闕腋なり如ニ行幸一群臣悉く腹卷行縢を着せしに廣相朝臣は儒官たるを以て闕腋のみにて腹卷行縢を略せしを其時狐尾袍と稱せしにて全く別制あるべからず只一時の稱なるべし

あれば卽十三日壬寅なりまた屋の上の字疑らくは糟にして糟屋評造なるべし糟屋は筑前國郡名なり又評の字郡の字の義なり繼體紀に背評とあり廢帝紀に氷高評儀式帳に難波朝庭天下立レ評これ等を以て見れば全く筑前國糟屋郡造の鑄ところの鐘なること知べし

錦所談巻之一終

錦所談巻之二

○御祭服帛御裝束差別

仁安三年十一月廿二日人車記大祀條云次着二御祭服一闕腋御袍半臂下襲以二生絹一調レ之表御袴袙單大口等召ニ本御裝束一件祭服曉夕料各一具也縫殿寮調二進之一中略卯刻改ニ祭服一着二御帛御裝束一これ以て御祭服は生なること明なり又帛御裝束は練なること令義解に帛衣は白練衣也とありて知べし按ずるに生絹は生糸を以て織たるまゝ練絹は其生絹を湯にとほして用るにより生絹の潔清なるに及ばざる故に最初廻立殿までは帛御裝束又神饌御供進の時は嚴重に御祭服に改られ其儀訖て廻立殿え還御の後又帛御裝束を着御なり

○小齋大齋差別

造酒式云靑摺調布衫四十領注云四領着二赤紐一小齋人四人料三十六領大齋人三十六人料また大炊御門良宗卿裝束鈔云身の二つあるを大忌と云一あるを小忌と云永享二年十一月十八日康富記云大忌公卿

可レ來而爲ニ不レ來之人一滿ニ其巡一也公卿何重給哉事旨無レ理また江次第鈔云四獻召ニ侍從一賜レ酒之時以前三獻分令レ飲也故號ニ闕巡一也一巡時不レ飲之闕也これにて闕巡の義知べし又待油は待膏にて大臣家の大饗等に尊者いまだ來らざる前に納言以下の辨少納言の座に於て勸盃するを云なりこれ尊者を待て行ゆえ待膏と稱するなるべし又世俗立要集に藏人所瀧口のまちざかなまちざかなといふは事をする日いまだよらぬさきにざせきにすへまうくるなりとありこれ待膏には非ずといへども其待と云義これを以て知べし

○以ニ精進物一摸ニ魚味形一

寛元三年二月廿六日平戸記云兼頼宿禰羞ニ盃飲一之間念佛衆聞信尋來也京宿所云云不レ知ニ此經廻之故一也相ニ具一箇佳肴等一以ニ精進物等一摸ニ魚味ノ形一珍重ノ物也太タ有ニ其興一興味太深如レ此之間日景推移臨レ夕各分散

○片字

中古片字を用ること經頼卿記を糸束記と云信範卿記を人車記と云が如きは佛家より起れるなるべし密宗など秘密多きゆゑ片字を用て人に秘する料なるを何の世にかうつりしならむ灌頂を水丁と云大和國室生龍穴を宇一山と云も皆密家の語なるを以て知べし

○房官

今の世門跡方の房官に坊の字を書は非なり僧房の政事をとる故房官とは云なり凡て台家の記には房坊の差別なしといへども御室の記には正しく房の字を書す因ニ云房官を殿上法師或は諸大夫法師と云綱所の輩を侍法師と云こと諸書に見えたり

○者頭

今の世物頭と云名目あり按するに元祿の比春日若宮祭禮の時本多下野守殿家禮役付に者頭と見えたりこれ武者或は者共の頭と云義にて物頭と書は非なるべし

○法金剛院鐘

今妙心寺にある所の法金剛院の黄渉調の鐘の欵識扶桑鐘銘集に載たれども今こゝに其書體を臨寫す

戊戌年四月十三日壬寅收糟屋評造舂米連廣國鑄鐘

長暦を以て考るに文武天皇二年戊戌四月庚寅朔と

臣避レ座而進喚二采女一二聲采女擎ケ二御盃一來テ授二陪膳ノ采女一常嗣朝臣跪テ唱平天皇爲ニレ之擧テ訖ノ行酒人進賜二常嗣朝臣ニ酒一とあり按ずるに唱平は人に酒をすすむるに其人の酒量に應じ平均に飲べしと云義なるべし僧は治病のため酒を許すといへども酒量に平に至まで飲べからざればこれがために平を唱ことを得ず故に俗といへども酒を飲に自唱べきよしなし卽チ江次第鈔に長兼記を引て云抑唱平事自飲之時受レ酒了自唱レ之可二自飲一之由或注レ之予按レ之自唱テ自飲ハ其理不レ可レ然とあり(追考るに江次第鈔の説其據ありといへども諸記を以て推に或は人の爲に唱へ或は自唱ことあり故に強て此說によりがたし)これにて知べし因ニ云其音を以て唱ること新撰六帖衣笠内府の歌に持ながら平を唱るさかづきのきよくにこくぬみ代の久しさ

○藍尾

西宮記列見條に藍尾のことあれども其義詳ならず而して北山拾遺雜鈔裏書に西宮記を引て云内宴及列見考定時其座雖二相對一以二一觴一行酒唱平至二末座一逆上至二對座第一一倘唱謂二之藍尾一 按ズルニ謂之藍尾ノ四字今ノ西宮記ニナシ 又同鈔都省雜事列見の條に上卿進テ着二西面座一以次之人入レ自二母屋中央間一相分テ着座 第一人着レ北大辨着レ南 辨少納言入レ自二第三間一着座外記史入レ自二第一ノ間一着座 少納言外記着レ北 第一ノ座辨起座取レ匕 第一ノ史先起テ進二酒部所一傳授 至二尊者南邊一盛レ酒退立唱平尊者飲畢次第ニ如レ之廻自二南座末一更逆上至二北第一ノ人一飲二三盃一謂二之藍尾一とありて其儀知べし此外江次第及諸記錄にも其說數多あれども惣て北山鈔の如く明かならざるを以て贅せず又西土の說多といへども湘素雜記云酒巡匝テ爲二藍尾一南朝有三異國進二貢スル藍牛ノ尾ノ長ナル三丈一人倣テレ之以爲二酒令一この說是なるべし其藍牛の尾の長じて盤桓たる貌をとりて云ならむ此間の制これを以て知べし

○闕巡待油（マチアブラ）

西宮記に或記を引て去天祿四年十一月十一日參二春日一使歸二饗所一第一民部卿勸盃舞人春延申云待油闕巡者民部卿云不レ知二先例一行酒恒平朝臣巳爲二府故人一如何 云云 恒平申云有レ例事也使陪從等又行二待油闕巡一 云云 民部卿從レ之春延擬二申中宮大夫一放盃之後大夫云不レ可レ有二闕巡一故何者闕巡是

籤符のこと延喜式に其給べき差別見ゆれども其制明ならず又類聚符宣鈔に不レ待ニ本任放還ノヲ給ニ籤符ヲ赴レ任國ニ狀及朝野群載にもヒ給ニ籤符ヲ文等あれども何の文をさして籤符なりと云ことをしるさゞるが故其制をしらず或家に藏する所の古文書案に籤符と注したるありこゝにのす

籤符　此二字銘也

内印

建仁三年十月十六日宣旨　權中納言左中辨

正五位下行式部權少輔兼東宮學士淡路守藤原朝臣範時申請殊蒙　天恩因准先例不待本任放還給籤符赴任國事

依請

下知付不見可有内案

籤符也

太政官符　淡路國司

正五位下行式部權少輔兼東宮學士藤原朝臣範時

右去建久七年正月廿八日任彼國守畢國宜承知官物一事已上依例分附緣海之國亦宜給粮

符到奉行

左中辨藤原朝臣　左大史小槻宿禰

建仁三年十月十六日

建仁三年十月國宗宿禰引遣馬於範時朝臣許是爲神拜來月十日依下向淡路國也存受領望之輩必可引云云其次籤符事雖作儲官符請印不輙之間于今不施行近年被官宣下ヌレバ鎮西奥州□外無沙汰歟□□□□請印事□□□可申沙汰之由被示遣訖

按ずるに右の文全く任符なり說文に籤は驗なりとありて其任國え赴人隨身して路次及國司え證とする故任府と同物なれども籤符と云なるべし餘の籤符も右の文に准じて知べし

○唱平

帝王編年記云承和二年三月十五日順曉阿闍梨語テ曰依ニ大乘開文之法ニ治病之人許ニ鹽酒ヲ但同座之次不レ得ニ唱平ヲ云云　また續後紀承和三年三月壬辰天皇御ニ紫宸殿ニ賜ニ餞ヲ入唐大使藤原朝臣常嗣副使小野朝臣篁等ニ命ニ五位已上ニ賦下シム賜ニフ餞ヲ入唐使ニ之題上ヲ于時大使常嗣朝臣欲レ上レ壽先候ニ進止ヲ勅許訖常嗣朝

其餘の例考べし

○百五物

江次第御齒固具を盛青瓷の注に尾張百五物とあるを先輩百五の二字を貢の字の誤としたり按ずるに長保二年四月九日權記云此夕參宿雜色藤原賴經去年爲下催二百五物一之使上下二越前國一于レ今未二參上一仍解却其替補ニ賴任一これを以て見れば强ち貢の誤にあらず百五とは百五人など云數の名より貢物の稱となりたるなるべし

○美福門院號

久安五年八月三日史官記院號定條に右府被レ申云美福門者南方門也后是陰位也陰是水也南是火也水火相剋定爲二違亂之基一歟加之伉儷之間又有二不和事一歟仍於二美福門一者一切不レ可レ被レ用也中略光賴參院申二此旨一此間經二時刻一遂及二秉燭一人々云殿下往反之間如レ此歟此間移二着端座一召二官人一令レ置二膝突一小時光賴着二膝突一仰云停二皇后宮職一爲二美福門院一とあり按ずるにこゝに右府と云は八條相國實行公なりかく難せらるといへども遂に美福門院に一定して十年をまたず彼大亂おのづから美福門院にいづ實行公の明察これを以て知べし因二云天明改元難陳の日花山院故前右府公難せられて云天明の二字炎上の兆ありとこれ同日の論なり

○一本御書所

西宮記云一本御書所在二侍從所南一有二公卿辨別當預書手熟食一書二一本一進二公家一進二月奏一仁王會相分書二咒願一按ずるに古は諸儒經書等を講論し難義と稱し數多の書を著述して此所に納めしこと符宣鈔に見え又大藏の野倉に納る由見ゆ一本とは内の御書所を始嵯峨冷泉等の院の藏書を一本寫し副本を後世に傳ふ爲の義なるべし

○露臺

紫宸殿と仁壽殿の間仁壽殿と承香殿の間等にありこれ仁壽殿は南北共階なく簀子のみにてくらき故右二殿の間の簀子に今云天窓をあけて明りをとる故其下の簀子は雨露を承るなり依て露臺の名あれども實は臺に非ず又西土の制漢書文帝紀露臺の注に以二臺上不レ屋顯露一爲レ名非レ謂二承露一也とありて知べし

○籤符

如去年いたくかたくせめけり猪をとりいでゝとらせければ使すてゝいぬ國司行事所へ送てけりこれ等の文を以て考れば前記信じがたし

○祝詞宣命等曲節

祝詞宣命の類を誦するに曲節ありて神も人も感動することなり三代實錄貞觀九年正月十七日二品仲野親王薨（中略）親王能解奏壽宣命之道音儀詞語足爲摸範當時王公罕識其儀勅參議藤原朝臣基經大江朝臣音人就親王六條第受習其音詞曲折焉故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣授此義於親王親王襲持不失師法焉薨時年七十六これを以て知べし中古以來段々微音になり今は其由のみなり歎べし

○稱唯

（永正十四年正月九日 宣胤卿記云 稱唯注云せういと書てさかさまによむ也唯は仰を飲解詞也）續後紀承和九年五月壬戌中務大輔從四位下高階眞人石川卒從四位下淨階眞人之子也（中略）俄遷少納言父子相襲居斯職以富聲音也時論以爲稱唯之音細而且高猶勝於父とありて其是非を論ずること知べし因云神武紀に稱唯ヲ、トマウスと訓せり今も住吉社にて高祝詞と稱するは全く大音の稱唯なりこれ古の遺風ならむまた承元四年正月十四日玉海云御齋會竟也仍午刻着束帶參官廳余召召使二音唯注云ウッウッと云稱唯也これ考べし

○五位朝臣

今の世五位は惣て書ながしにて朝臣を加へず按ずるに公式令に凡授位任官之日喚辭三位以上先名後姓四位以下先姓後名以外三位以上直稱姓若右大臣以上稱官名四位先名後姓五位先姓後名六位以下去姓稱名唯於太政官三位以上稱大夫四位稱姓五位先名後姓其於寮以上四位稱大夫五位稱姓六位以下稱姓名司及中國以下五位稱大夫とありて江次第大臣大饗條に召第一史名（一聲）五位可加朝臣若宿禰また釋尊條に上卿喚文章博士一人名（四位官朝臣五位名朝臣）これ正しく令條によるとは見えざれども此等を以て見れば今の世五位を朝臣と稱すること難あるべからざる歟既に承安五年七月五日玉海軒廊御卜條に次余召爲定加朝臣給解狀（中略）次召時晴（依四位召主稅助朝臣）とあり

王毛部玉照神　萱口息部神
三毛郡十三前
借從五位下三前
大島神　日目島神　藤田神
已上三前時吏奉授位也但位記紛失不知叙日
正六位上十前
埴生國玉神　垂水國命神　栗栖田神
上巳西神　大城神　三宅神
屋山神　小村神　黑崎神
立神社

右太宰府去三月四日符今月三日到來偁件諸神位記案依天慶四年九月十日同五年六月廿五日兩度官符旨可寫進狀仰下頻了而多送年月于今未進然間重被太政官去年八月廿二日符今年二月廿三日到來偁檢事意件神名帳造進既有其期況太政官去年九月下彼府符偁管國島神名帳悉以朽損難可據勘宜仰管國島早令注進者而于不進府之緩怠責而有餘大納言正三位兼行右近衞大將陸奧出羽按察使藤原朝臣實賴宣奉勅宜仰彼府神名本位慥以勘錄令言上之者府宜承知依宜行之者方今彼國每官符到仰下頻也而徒有下知之營（勞イ）吏無寫進之勤已（也イ）依國（郡イ）宰之緩怠責口（官イ）府司之不勤國宜承知件諸神位記案幷神名帳等早速進上若其本位記散逸不存叙位年月依官符旨改口（證イ）據具（其イ）注（因イ）言上不得重怠者今檢案內高良玉垂命神豐比咩命神幷二前御位記適納國底足爲後代之鏡仍詳注叙日兼寫位記進上如件但至諸神或國司商量奉授借位或位記紛失不知叙日如此之類唯錄當階及神名同以言上以解

天慶七年四月廿二日

守從五位下吉志宿禰兊　正六位上行椽秦宿禰

○祈年祭白鷄白猪

祈年祭に白鷄白猪を奉るこの白猪は純白なる猪を云にあらず若き猪の色のうすき也と云り按ずるに史官記に今は白猪なき間作て被ㇾ進鷄は今も生を被ㇾ献とありまた言談鈔云祈年祭料白猪は近江國よりまいらする也行任國司なりけるに件猪を責られければ當時なくて無ㇾ術て米百石をせめられにけり後年猪をもとめて暫はなきよしをいひければ

歳給神　石神社　神樹南所神
國玉神　神言神　久留會神
下石神　守部神　田中神
上八目津女神　下八目津女神　倭木奈神
青鈿神
山門郡廿六前
正六位上
礒上物部神　大神神　大神社
田島神　大江神　物部阿志賀野神
鴨下神　城樹神　立野神
飯江神　物部田中神　堤大國玉神
佐樹神　窪福神　小河神
三沼神　物部田中神　樹原神
五百木部蚍臥神　郡三宅門神
廣田泉澄神　已止眞神　金縱神
垂水三宅門神　山村神　青淵神
泉神　五百萬神　伊佐良神
天夫支神　山田神　伊田奈比神
國玉神　立石神　大木神
中天水神　和伊勢神　宗形本神

大神國玉神　大石男神　天下地主神
片島中根神　比志口神　長島國神
白口國玉神　物部山國神　天下皇神
宇津良比女神　大神神　初年神
止々目神　國玉神　國神社
上妻郡廿四前
借從五位下四前
坂部神　山板神　似山神
眞豆津姫神
已上四前感其神驗時吏奉授位也但位記紛
失不知叙日
正六位上十九前
宗形神　郡守神　鋤御忌神
八多良男神　與曾男神　牟家神
息比咩神　神野神　朝祝神
得山神　國形神　佐伯神
上多神　朝家神　中臣神
家面神　牟留支神　白神社
馬頭神
下妻郡廿前

淵志命神(高良玉垂命神第四王子)
借從五位上
谿上命神(高良玉垂命神第五王子)
借從五位上
那男美命神(高良玉垂命神第六王子)
借從五位上
坂本命神(高良玉垂命神第七王子)
借從五位上
安子奇命神(高良玉垂命神第八王子)
借從五位上
安樂應寶秘命神(高良玉垂命神第九王子)
已上八前元慶八年四月四日奉授正六位上
延喜十五年五月十三日奉
國津神　桑水頽神　八佐賀太刀男神
疊伊久志男神　疊豐岡示神　天下雷神
秦小倉天照神　御祖神　三毛豐照神
若草社　大神社　高瀲堰守神
長柄社　氣若草神　比支阿志支神
阿志支神　宗形金巳召神　宗形神
三瀦郡五十三前

借從五位下九前
酒見東社　酒見西社　大神神社
大神社　勝益社　物部社
宗形神　御縣神　奈津支神
已上九前時吏奉授位也而位記紛失不知敍
日
正六位上卅四前
大神神社　大神社　物部神
大石兵男神　玖留見神　賀々神
水江神　神瀧社　玉蔦神
神野神　天水神　曾門神
天御古神　玉垂媛神　比留子社
借從四位下二前
上宇多神　下口神
借從五位下二前
三島神　息部神
已上四前感其神驗時吏奉授位也但位記紛
失不知敍日
正六位上十六前
但馬神　平松神　山島神

御井郡六十前

正一位高良玉垂命神

延暦十四年五月九日始奉授從五位下
承和七年四月廿一日奉授從五位上
同八年四月十四日奉授正五位下
嘉祥元年十一月二日奉授從四位下
同三年十月七日奉授從四位上
(以文按文德實錄仁壽元年三月甲戌加ニ筑後國高良玉垂神正四位下ニ)
仁壽元年九月廿五日奉授從三位
天安二年五月十四日奉授正三位
同三年正月廿七日奉授從二位
貞觀六年七月廿六日奉授正二位
同十一年三月廿二日奉授從一位
寛平九年十二月三日奉授正一位

已上勅授位記

正四位上豐比咩命神

嘉祥三年十二月廿九日奉授從五位下
天安二年五月十四日奉授從四位下
貞觀六年七月廿六日奉授從四位上
同十一年三月廿二日奉授正四位下
寛平九年十二月三日奉授正四位上

已上勅授位記

借從四位上

斯禮賀志命神(正一位高良玉垂命神第一王子)

右神以來元慶八年四月四日奉授正六位上時吏依其□驗顯然延喜十五年五月十三日奉授借從五位下以同廿年十二月十一日奉授從四位下當時守吉志宿禰公忠又感其神驗之明以去天慶六年五月十九日奉授借從四位上

正五位下伊勢天照名神

正五位下高樹名神

正五位下物部名神

已上三前召問古老申云元來公家奉授之位也者而位記紛失□敍日

借從五位上

朝日豐盛命神(高良玉垂命神第二王子)

借從五位上

暮日豐盛命神(高良玉垂命神第三王子)

借從五位上

此間の律にこれを除は則上古宗廟の制なきこと必せりしかれども西土の制に準ぜば伊勢は則宗廟たり而後世　伊勢八幡を以て妄に二所の宗廟と稱すこれ野史の私言固より朝典にあらず

○神借位

筑後國高良社大祝家に藏する所の古文書に神に借位のことあり臣下借位は國史にもあれども神借位いまだ見ざる所なり故に左にのす

□名神御厨

把笏高良玉垂名神祝外少初位下物部大繼事

□太宰府今月十一日符偁被太政官去□□□□今日下式部省符偁得神祇官解偁檢案內□□鹿島香取等神社神主幷祝禰宜等皆是□餘神社未預此例祭祀之日拱手從事儀式□民無別望請三位已上名神社神主幷祝禰宜等把笏以增神威謹請官裁者右大臣宣奉□者依請白丁者不在此限者省宜承知依宣□今而後立爲恒例者府宜承知者國宜承知□者國依符旨施行御厨宜承知依件行之□奉行

□田眞人庸吉御奏　掾八多朝臣湊(虫喰)

大目秦忌寸桑田

權大目葛城朝臣

少目建部(虫喰)

齊衡三年六月十九日

神名帳

借從五位下　大多良男神

借從五位下　大多良咩神

已上二前々司守和朝臣利親在任之時、以去延喜廿三年三月□日奉授件位

正六位上卌二前

大中臣神社　高吉神社　推牟手玉照神

小彥神　宗形神　國城大照神

大神神社　天彥奈古倉神　因祇吉留姬神

□嶋田神　宗形若草神　天照豐穗神

河原□井中賀咩神　芋原神

鳥栖神　止々比咩卷男神

止々神　大神社　田毛島神

末由介山立神　御氣須若賀姬神

味氷御井神　參以神　大神八佐賀美男神

□照鍪山天社　宗形御井天社　蝮部天社

大神小根古天社　禱榅天社

主水式御生氣御井祭條に前冬土王令牟義都首渫治卽祭之至於立春昧旦牟義都首汲水付司擬供奉一汲之後廢而不用とありて其牟義都首の御井のことにあづかる義を按ずるに續紀養老元年九月丁未天皇行幸美濃國丙辰幸當耆郡覽多度山美泉十二月丁亥令美濃國立春曉挹醴泉而貢於京都爲醴酒也などありて此時牟義都首これらのことに預たる故其後葉立春御井のことに預なるべし故如何となれば景行紀に時大碓皇子愕然而逃隱草中則遣使者召來爰天皇責曰汝不欲矣豈強遣耶何未對賊以預懼甚焉因此遂封美濃仍如封地是身毛津君守君二族之始祖也とあり又古事記に大碓命娶弟比賣生子押黑弟日子王此者牟宜都君等之祖と云則和名鈔に美濃國に武藝郡ありて身毛津君の住せしこと考知べし

○草馬

欽明紀に草馬をめうまと訓じて集解に爾雅等を引て解すといへども字義詳ならず按ずるに匡謬正俗に云牝馬謂之草馬何也答曰本以牡馬壯健堪駕乘及軍戎者皆伏卓櫪芻而養之其牝馬唯充蕃字不暇服役常牧于草故稱草馬耳これにて其義明なり

○肅拜

儀式肅拜注云用扱地拜また中務式肅拜注に用扱地拜謂著兩手於地首不至于地他皆倣此とありて此間の制知べしまた周禮大祝肅拜注に但俯下手今時撎是也と云儀禮士昏禮婦拜扱地注云扱地手至地也婦人扱地猶男子稽首これ合見るべし、西土にも宋以後諸說紛々詳ならず故に贅せず

○火鎭木

北山踐祚要鈔大嘗會條に召火鎭木事二具仰大和國膽駒社神部とありて火鎭の義解すべからず按ずるに龜卜傳書に大和國伊古麻社より昔大嘗會の時火燧木を奉る此生駒社は卜部祭之と云また儀式に火鑽二具延喜式に火鑽三枚などありて火鎭木恐くは火鑽木の誤なるべし古事記にも火鑽臼火鑽杵みへたり

○宗廟之稱

名例律謀大逆の註に謂謀毀山陵及宮闕とありて唐律山陵の上に宗廟の二字ありこれを以て考に

勅願之社ニ濫觴者元慶元年疾疫猖起ニ于天下ノ貴賤尊卑ニ云云これらによりて考に播磨國廣峯よりうつせしと云るは誤にして春日より勸請せし事知べし

○園韓神社職號

園韓神社に預あること朝野群載に

　園幷韓神社

　請特　天裁被下　宣旨差賜官使勘注神殿雑舍廻垣等損亡令別功輩致修造狀

右謹檢案内御社去治暦二年修造以後漸及廿箇年神殿舍垣等多以破損難避風雨二季禮奠諸官供奉忌敬之間蒸甞有煩請　天裁被下　宣旨差賜官使勘注損亡將令別功輩早致修造仍勒在狀謹解

　永保二年正月十三日預宮主從五位下行神祇大副卜部宿禰兼宗

これにて其預あること知べし、又或家に藏する所の古文書に禰宜祝の連署あり左にのす

　園幷韓神社

　□日言上依今月廿日申時大風南門西砌棟樹□□口徑一尺五六寸計折懸間門北檐破損事

右當社神殿南門四面築垣等去建長二年若狹國司所被造進也而件大木折懸間門北方皆破損亦可有修造沙汰歟二季祭幷鎭魂祭之時依無一宇之舍屋雨雪之日難用帷幄因玆上卿以下可被着北門座及大樹者於事不便歟且去年冬艮角築垣覆ノ一本余雖被盗取□爲少事未言上以此次注進如件謹解

　建長六年七月廿二日　權　祝宗岡包□

　　　　　　　　　　　祝　安部久種

　　　　　　　　　　　權禰宜宗岡包員

　　　　　　　　　　　禰宜　安部　久賴

○古事記髮字

古事記に神倭伊波禮毘古命從ニ其地ノ廻幸ツ到ニ熊野村ニ之時大熊髮出入卽失とありてこの髮の字先輩種々の説あれども卜部兼隆朝臣撰する所の神書に日本紀に大熊髣髴出入とあり按ずるにこゝに日本紀とあれども日本紀に此文なし恐くは古事記の誤ならむ髣髴の二字萬葉によればほのかと訓ずべくして此ところの義をなす

○牟義都首(ムギツノオフト)汲レ水

條不レ可レ有ニ所見一云云此事猶不審事也などありて專ら源氏の人々社のことに預は如何となれば元より源家に限ず惣て王氏の人は預べきこと儀式平野祭ノ條にも皇太子行啓及王氏の見參等のこと有て敬神嚴重なり又江次第祈年祭ノ條に源氏若江氏ハ須ニ平野ノ幣ニ之後可レ出歟などありて考に　宇多村上等ノ源氏の社とて鎭祭なし抑　桓武天皇は平宮に遷都し千歳不變の都城を造リ玉ひ國家の爲に叡慮をつくされたれば代々の天朝此德を仰ぎ其外祖神を氏神とし皇太子諸王氏に至まで祭に預なるべし行幸御幸等も又其故なりこれ八幡行幸御幸も元天慶の兵亂しづまりたる神德を畏カシコミます代々の天皇の敬神をつぎ後世までも崇敬し玉ひ御幸等あるがごとし是等によるに平野社を源家の氏の社とすること何の憚かあらむ因に云平野社家は源氏の長者宣なり其案一通所見のまゝ左にのす

從一位　源朝臣　御判

御判　長者鹿苑院殿

從四位上行神祇權大副兼左京權大夫卜部兼敦

被長者宣偁件人宜爲平野社頭預職者

明德元年八月四日

別當右兵衞權佐藤原朝臣重房奉

御判

權禰宜正五位下行縫殿頭卜部朝臣兼村

祝正五位下行刑部權少輔卜部宿禰兼音

被長者宣偁件等人宜爲平野司職者

明德元年八月四日別當右兵衞權佐藤原重房奉

○祇園社ハ爲リ春日社ノ末社ニ

祇園社はもと春日社末社水屋社なり則天永四年四月九日長秋記に頭辨申ニ左府ニ云祇園本ハ春日末社也不レ可レ爲ニ山領ニ如レ本に可レ爲ニ春日領ニとあり。また參語集に南都春日氷室の宮ハ是祇園本社也春日都遷の時白川の祇園に奉レ勸ニ請之ニと云云とあり按ずるに春日社記に水屋明神は午頭天王也とあれば氷室は水屋の誤なるべしまた祇園社記に云祇園社草創以來代々勅願次第清和天皇御宇當社草創根元者貞觀十八年南都圓如上人始テ建ニ立之ニ是最初本願主也　別記に云貞觀十八年南都圓如先建ニ立堂宇ニ奉レ安ニ置藥師千手等ノ像ニ則今年夏六月十四日天神東山之麓祇園林ニ令ニ垂ス跡ニ御坐云云陽成院御宇當社始而被レ成ニ

しより此號大に盛なり後の國史を讀者菅公の特筆を仰時世の得失を考ふべし

○美阿禮

賀茂祭に美阿禮と云ことは元より賀茂兩社第一の深祕にて後世其傳をしらざれば論ずべきにあらざれども竊に考に美阿禮は祭日に限ての稱なるべし大神のあれます日は山城國中の人國魂の神の天降ます日とて御社に參り皆人の葵草をかざせし也其葵を阿禮と云は神のあれませし地より生出し故其所の名をとりて名づけしなるべし內藏式に阿禮料五色帛各六疋盛二阿禮一料筥八合とあり五色帛は葵草をつゝむ料也

筥とは柳筥の如筥なるべし故に宣命にも此日參集の男女官を惣て阿禮男阿禮乙女と稱せりこれ葵をかざす故の義なるべし又阿禮の葵なること古歌にもみあれひくとよめり

○石上社伴佐伯二殿

臨時祭式に凡石上社門鑰一勾匙二口納二官庫一臨祭在前遣二官人神部卜部各一人一開レ門掃除供レ祭自餘正殿幷伴佐伯二殿各一口同納レ庫不レ得二輙開一とありてこの伴佐伯の二殿古來明說なし按ずるに永久寺所傳石上緣起云所レ謂石上社所レ納神寶稱二天神庫一者上古物部氏守二護之一或布留宿禰爲二神主一而延曆以後伴佐伯兩氏守二護之一分二衞神殿一在二正殿左右一左者伴氏右者佐伯氏掌レ之延喜式所レ謂伴佐伯二殿是也今は右殿のみ形の如殘て寶劍を唐櫃に納て藏し祭日これを出と云り

○平野社可レ爲二源氏々神一事

平野社桓武天皇外祖神なる故平家の氏神なること勿論なるを源家の氏神とすること諸人訝べきことなれども則元久元年六月九日仲資王記に當社無二遣水一去比招二仁和寺石立僧一立レ石兼又遣レ水了年來無二此事一今度始レ之件水荒見川水也入レ田之流也穿二北築垣一入二水於社內一也即內侍屋前渡レ橋云其尻出二南水門一歟于レ時長者源大納言通資被二參會一社頭修造猶以優美也山水之條も依二此事一出來歟殊可二悅申一之由可レ觸レ予之旨源亞相有レ命云云また文明十三年三月二十五日十輪院內府記に兼俱卿參會平野奉加等事也凡源氏神以二平野社一爲レ正也於二八幡宮一淸和源氏義家以來事也云云往古以二八幡一爲二氏神一之

錦所談巻之一

錦所以文談
孫　有年錄

○小税(コヂカラ)。大税(オホ)。斤税(ハカリ)。

太神宮式に小税大税斤税の三税ありて其義を辨せず竊に考に祝詞式所謂懸(カケ)税の料にして卽儀式帳に懸税の稲一千四百卌七束之中細税二百廿束(以二一把一號二一束一)大半斤百八十束(以二五把一號二一束一)大斤千卌七束とありてこの細税、大半斤、大斤の三つなるべし細税は一把を以て一束とする故細税或は小税と云ふならむ大半斤は五把を以て一束となし則拾芥鈔に三斤爲ヲ大一斤二大十斤爲ヲ二稲一束一とありてこゝには大十斤の半を以て一束とする故大半斤と稱するなるべし延喜式大税はこの大半斤にして小税に對したる稱ならむまた大斤は十把を以て一束とすれば則拾芥鈔に大十斤を稲一束とすとある是也故に大斤或は斤税と稱するなるべし因に云稲を秤ミ古今六帖に我つめるいたつら稲のかすならはあふはかりなしなにかけまし。」また新撰六帖に民の戸にあきをさめするいなはかりとしあるみよをかけてしるらし」などありて知るべし又稲に大斤を以てすると雑令に凡度レ地量二銀銅穀一者皆用レ大とあり。また懸税は儀式帳に懸税乎内外重玉垣ニ懸奉畢とありて神料の稲のみのりたるを神覧に供ずる意なるべし又懸税に大中小をつくるは懸に便宜のためか今世伊勢懸税は絶たるよし歎べし又春日社には弘安三年ノ祐ノ春記に稲離とありて今も両度の祭にありこれ伊勢にいはゆる懸税なるべし

○賀茂八幡次第付菩薩號

類聚國史神祇部に伊勢賀茂八幡と次第せり賀茂鎮坐は八幡より前にして齋院を置れて此京に至伊勢につぎ崇敬他に異なるを以て菅公此の如次第し玉ふなるべしこれ永世の常典なり八幡は聖武孝謙の御世神託ありしより尊敬し玉ひしと續紀を見て知べし此比八幡大神或は八幡大神宮と稱して未菩薩號はなかりし也天長年間より大菩薩の號往々見えたりこれ空海頻に所々に勸請して菩薩號を稱せしより既に延喜神名式に八幡大菩薩宇佐宮等の稱あり又常陸國に藥師菩薩の社あり是亦八幡に效て流例となれり尤貞觀中大安寺の行教石清水に勸請せ

錦所談目錄終

錦所談目錄

卷之一

卷之二

錦所談序

燕坐之間有疑而問有問而答而聞者或失之於前或忘之後是以其環論綺話多爲風前之雲甚爲可惜也吉田祠官阿波介藤原以文廣遊於縉紳閥閱之間多讀其前世之家乘見其舊時之法物人以稱博識家則有嗜古者多就咨而以文隱凡應對酬酢辨折如鋸之吐屑如篲之泛塵聞者折服饜飫而退焉有孫有年者自傍聽而錄之名曰錦所談錦所以文之號也嗚呼世多博學宏識者而其妙言珍辭能傳于後世者抑幾人乎如以文者可謂有錫類之幸而又抽談圃之緒也余深嘉之爲題數言

天保五年十二月十七日

右大辨菅原聰長

義公施棻資存問不絶元祿十四年正月二十四日疾革命徒質其所疑焉弟子涌泉問曰師今往阿字本不生之域乎答曰然凡人應須平等而差別泉曰平等差別將無大異邪曰心雖平等事有差別差別之中心當平等二十五日結印趺坐而化年六十二臘五十葬于庵後遺稿二十卷曰漫吟集隱士長流爲之序平日所著有厚顔鈔三卷勢語臆斷四卷百人一首改觀鈔三卷源注拾遺八卷勝地吐懷編三卷河社二卷類字名所外集七卷名所補翼抄八卷和字正濫抄五卷皆所以講明禪補于和歌之學也宗門疏鈔亦若干卷以傳其徒師爲人清介而和怡其所應接無道俗盡得其歡心又素善開奬每有不善徒一經師指導輒改行者甚多其所到人初雖不甚信愛而及去盡莫不思慕焉其守宗法甚嚴正人或有造爲邪說欲以亂其宗者師乃毅然闢之無復顧避其所論辨當時有識亦盡莫不嗟服嗚呼師乎歌學高深議論英發實今時之所少而雖古人恐亦多不及也世人或知向其門墻而未得窺其堂奧漫欲加評批是可哀矣雖然問師之所業則釋氏之敎也倭歌則其餘事也豈可獨贊於師邪但爲章向以 義公之命往就師庵親稟其說情誼交密聞訃痛惜謹具其所知之狀以寫景慕之志云爾

元祿壬午正月十一日

水戶藩邸彰考館後生安藤右平爲章拜撰

年山紀聞は世にいふ年山打聞の元本にて流布せしにおほくもれしことゞもあり此ふみ典故お考に益あるのみにあらずまのあたり人のをしへとなるべき事實をものせられたり年山先生の手書をうつして水府よりのぼせられしをもて板行せしなり第一卷のはじめに「老のものわすれに備へ侍るなりもしあまりのよはひも侍らば取捨して淸書せん」と玄るしおかれし隨筆なりければひとわたりよみあはせしばかりにていぶかしきとおもふ所々もあへてあらためざるなり

享和三年八月　春の梅津人

橘經亮

年山紀聞第六終

菅廟之靈來告曰我感汝至誠除病延命他日爲僧自勗覺後病瘳師告父母以夢中事懇乞出家父母不聽於是自絕飲食常唱佛號父母不得奪志遂許焉受業州之今里妙法寺手定密師時年十一歲手定始授般若心經讀四五遍背誦暗寫十三歲薙髮登高野山謁東室院左學頭快賢留而事焉賢愛其法器加意誨誘居之數歲學行益進稍爲時輩所推稱賢遂授以五部灌頂聽列兩部大阿闍梨位寬文二年爲檀越所請往住攝州生玉曼荼羅院既而厭其隣城市作倭歌題壁間而遁去一笠一鉢隨意周遊詣和州長谷寺絕飡念誦一七日登室生山練行三七日其他山川靈異吉野葛城等無不躋攀復還高野山受菩薩戒於圓通寺快圓比丘持律精苦往泉州久井里愛山水奇掛錫數年盡該三藏通悉曇旁窺諸宗章疏涉獵經史子集名聲益顯從遊日多既而屛居州之池田川側徧讀皇朝實錄日本紀以來諸書專好倭歌博探其書延寶五年就河州鬼住延命寺覺彦受安流灌頂彦以爲得其人師寫儀軌二百餘卷納和州生駒寶山寺八年手定寂遺命住持妙法寺師雖非所好而以老母在

今里不得已而往焉傍搆一室移母孝養吾水戶侯源義公方恨萬葉集世無善註而其詞義甚不明慨然有爲之之志聞師才名欲召託其事師雖固辭不就而竊喜於公盛擧遂作萬葉代匠記二十卷總釋二卷上之如第一所載雄略帝御製籠字舊不知其訓師援神代紀無目籠訓加太麻謂筐也夫雄略去神代未遠則師所訓實得其旨義公見之嘉其卓見且奇其合素意賜白金一千兩絹三十匹勞焉師不以自奉充治寺費贍給貧乏又著古今餘材抄柹本人麻呂明石浦和歌舊說以爲眺望或爲送行師以爲人麻呂自述旅懷也故紀氏收之羇旅部所謂島陰行者猶萬葉集防人得太理歌曰島陰漕舟也不可必論島之有無也其落句古註曰惜行舟將隱也師以爲自憐舟中伶俜也猶在原業平八橋歌憶羇旅之句法也蓋言人麻呂過明石浦家山日遠前程無期漂漾乎朝霧朦朧之間則其羇思如何也義公讀之抵掌以爲千古發明賜書欲一來見辭曰林壑之性不慣謁公侯遂不應至母沒退院卜居難波東高津號圓珠庵屛謝俗客清修自適

尙西王寺契山和尙にまじはりて經巻祖錄の講說を聞座禪を修して隱逸の心ざし養ひ五十四歳の二月十五日に果山禪師を戒師として剃髮しみづから朴翁居士と稱せらる播州網干の龍門寺盤珪和尙をとぶらひてその禪要をたゝきまた年々にあるひは靜齋源公宗心法師智玄律師などをいざなひて中國西國の名山靈場をめぐりをがみ今はおもひのこせる事なければ先祖の高風をしたふべしとて貞享二年五十九才の夏より千年山のふもと抱琴園を修理して長くかくれしりぞきたまふ詩あり

利門名路兩相忘　深掩山扉座草堂
終日偶然似泥塑　惺々襟宇發天光

山家の記は六十歳の作なりおほよそわかき時よりの詩歌文章等貞享元年京師の火災に類燒し侍りたり六十一歳より法華金剛讀誦の日課をはじめ後におの〳〵千部の功をはりて東光寺に供養の石碑あり七十一歳の春常州水戸に下向その趣はひだち帶といふ紀行に見えたり明るとしの春千とせ山に歸り元祿十五年七十六才八月十六日よりいさゝか病にふし玉ふ廿日のあした爲實去年二月水戸よりかへりて侍養に語りたまはく予久しく禪門に入て無工夫の工夫をこらし六十歳の二月六日の夜忽然として礙膺の物をおろし生死一如にして內外のへだてなし命分は古稀に過て生涯無病おほよそ此世に一毛の不足なしこのたびのやまひはふたゝび起まじきぞそのこゝろもちひあるべしとのたまふに爲實もし御辭世の詞などもやさぶらふと申すにもとより不來不去なむの辭世といふ事かあらんふようの口業なるべしとてその後は常に口馴たまふ誦經のみなりおなじき廿三日の曉爲實によりかゝり法界定印をむすびてねぶるがごとくをはり玉ふ尾口邑の內平野の上の墓所にほうぶり長德院眞門一傳居士と號す

不肖爲章謹誌

○圓珠庵契冲阿闍梨行實

師諱契冲字空心姓下川氏其先住二江州馬淵邑一祖元宜君稱二又左衞門一仕二肥後守加藤淸正一考元全君稱二善兵衞一元宜君之季子也仕二攝州尼崎城主播磨守青山幸利一寛永十七年庚辰誕二師于尼崎一甫五歲母間氏口授二百人一首和歌一旬日能記父亦試讀二實語敎一不日又記父母駭異殆非二庸兒一七歲患レ疫巫醫不レ驗在レ蓐每日密書二天滿天神號一百遍一如レ此三七日夜夢異人自稱二

允元凞のむすめ（實は妾某氏の腹なり）十一歳にして定明を喪し十四歳の春嫡母河合氏のをしへに從ひて東光寺の適首座（嫡母從弟）を師として大學中庸を讀をはれり嫡母婦德ありて三人の男子（定爲定賀定繁）所生にはあらねどもかひ〴〵しく敎育し玉ひ定爲一生の文字はひとへにこの御恩なりとつねに稱嘆し給ひけるこれより十五六七八九歳の間に孝經論孟毛詩書經易經を習ふに其頃は印本まれにしてみづから一二章づゝ寫しよみ玉ふとぞ二十歳にして京師に出て三木主膳冬仲とゝもに下冷泉爲景朝臣のもとにまゐりて四書等の講義をうけかつ春秋禮記以下の素讀をまねび玉ふ（冬仲は三木大和守か子なり後に藏人に補せられ極臈にいたる定爲と兄弟の約始終かはらす）爲景朝臣にしたがひ東山の長嘯翁にまみえて歌の門弟になり玉ふたゞし源氏物語一部の切紙は爲景朝臣の講義也連歌は宇都谷の圓立法師にまなびらる二十三歳の秋嫡母の命によりて山田氏（時に二十歳）を娶りたまふこれ爲實爲章督子久子が母なり二十五歳の秋伏見殿貞致王（時に二十才）御母儀少納言局（定爲の姉實は伯父定吉のむすめ）共に竹園を出て定爲の家に依りたまふ其故は貞清親王の御次男邦道親王の母儀と御長男邦尙親王（貞致御父御病身）の母儀（共に家女房）貞致王御利運をひらき伏見殿御相續まし〳〵けるはひとへに定爲のちからなりと世の人も感じ侍りける三十歳にして從六位上右京進三十一歳の夏故貞清親王の御むすめ（貞致の御姉のよしなり）大樹（嚴廟）の御臺所に定りて江戸におもむき玉ふ定爲供奉して大樹へ拜謁これより後每年歳首には江戸へ參り大樹及び御臺の御方へ拜謁あり三十二歳にして從五位下右京亮にすゝめらる貞致親王にいさめ奉りて琵琶を西園寺左府實晴公琴を今出川右府公規公の御弟子となしまゐらせやがて定爲もその御門弟をゆりて樂道稽古ありまた和歌は烏丸亞相資慶卿の御弟子となり儒學は北村恭菴小出三省加藤半左衛門など手跡は烏山巽甫を竹園にまねぎておの〳〵其道を親王へすゝめまゐらせみづからもまねび玉ふ三十五歳にして正五位下内匠頭四十二歳の正月十一日山田氏卒去（三十九才なり淨心院霞屋妙仲と號す）おなじとしの冬繼室湯川氏を迎へらるこれ爲興爲宣艶子留子が母なり寛文九年（四十四才）四月十一日は曾祖長松軒惟翁の百年遠忌なり丹州へ下向し東光寺にて追福を修し近鄕の男女老少二百餘人に齋食非時食をほどこさることし從五位上に加階五十二歳にして致仕それより慈眼院今は普聞寺杲山和

題しらず

千とせ山みねのしら雲とぢはてね

みやこのつてをきかまくもうし

後の一首は今に小口村古老の口すさびにもとなへ侍り惟翁よのつね堆髻長鬚方袖にして藜の杖をたづさへ八境を徘徊し近村を遊歩しあるひは簑笠をきてちとせ川に釣糸をおろし或は藥嚢をふところにして里民の病有ものにほどこしあるひは松杉柿栗のこのみを近村ところ〲にまき植て爲〻人のこゝろざしふかうおはしけるとぞ御はらからおほかりし中に貞康親王は伏見殿を御さうぞく其外は法親王にてぞましましける惟翁と智曉阿闍梨（大原に閑居）と申けるは一生隱遁の御すまひにてをはり玉ふ元龜元年四月十一日惟翁四十一歳にて卒去惠日光院覺圓了空居士と申す東光寺の北の山中にほうぶる御息三人定實（安藤滿五郎）僧祖溪（東光寺中興淨泉和尚）女子（中川兵庫妻）等也定實母は左衞門尉安藤修實（宗實子）むすめなり元服のゝち母かたの氏をなのりて安藤滿五郎と號すむまれつき勇壯にして大志あり惟翁かくれ玉ひてのち名倉中川人見の人々をかたらひ出雲村の黨將をせめほろぼしそれより山内内藤をもしたがへて近郷を領しいきほひつよくなり給ふころ織田家より明智日向守をつかはして當國をたひらげゝるに定實の防戰利なくして出雲の城柵を出奔し丹後の宮津へおもむき姓名をかへて稻津甚左衞門と號す年へて尾口へ歸り快翁と號す慶長十年九月七日卒去東光院宗外別傳居士葬所上に同じ男子四人定高（早世）定吉（病身）定明（定高養子家督相續）定則なり

定明母は名倉氏元服して安藤新太郎と稱すいとけなきより淨泉和尚のもとにならひて學問のこゝろざしふかゝりければ快翁逝去のゝち出京して惺窩先生の弟子となり相國寺のほとりに住たまひけるを後妙莊嚴院貞淸親王きこしめしてあながちにめしよせて從六位上右京亮に申なさせ玉ひしがもとより隱逸の志をしめて病によせて尾口の里へしりぞき閑素をあまなひ禪寂をたのしみて年月をおくりたまふ後に落髪して了翁居士と號す寛永十四年五月廿三日六十一歳にて卒去小口村の内平野の上にほうぶり法雲院喜慍宗慶居士と號す男子三人定爲（朴翁居士是なり）定賀定繁等なり

定爲寛永四年丁卯四月十四日抱琴園にして誕生安藤新五郎と稱す定明五十一歳の長子母は河合右馬

ど中せしはみな伏見殿より出たまへる由緒によりて惟翁十餘歳のころ鹿苑院の弟子に申こはれけるを宗實ふかくをしみまゐらせ御本家相續の本意にてうち過侍りけるに竹園の御嫡子貞康親王生れさせ給へば宗實が素望もむなしくて終にかの院の弟子になりたまふべき催しながらいまだ御剃髪ましまさゞりける頃三好細川などが戰いできて都のうち騷亂しきりなりければ宗實惟翁をいざなひて所領につきて丹州桑田の郡千年の郷のうち尾口（或は小口）の里へかくれしりぞき侍りける後に宗實が子のやうにておはしけるとぞその頃は丹州も世とともにみだれて武士村民おのおの黨をむすびせめあひ侍しに小口をば宮村と稱していろひ申さゞりけるとぞ惟翁よのつね詩歌をもてあそびて日をおくり給ふあまり千年山の山中山下に八境をえらびて假名の記を書たまふいはゆる管雲洞嘯月岩洗耳泉愛蓮塘吟雪橋賞竹徑嗅梅塢抱琴園なりその記は別にうつす詩歌の稿あまたつたへ侍しを過し延寶五年五月八日京師の火災に類燒し侍しぞいとも念なき事になん猶幸に御眞跡のわづかにのこれるをこゝにうつし侍り

野　遊

碧天連野野連天　四顧霞晴草色鮮
莫怪孤笻急携酒　良晨美景兩難全

山居卽事

茅屋柴門枕谷皐　凭欄山靄襲藍袍
夜深村落寂無聒　一曲瑤琴漢月高

示徹禪者

隣寺穿林一徑通　孤笻直到法堂東
老僧延接煮茶話　半日清閑兩腋風

橘

をりしもあれむかしをみつるうたゝねの
夢のまくらにかほるたちばな

月

ながめやる千さとのほかに雲きえて
秋かせたかくすめる月かげ

すてはてし身にはいとはじながむれば
老となるてふ夜半の月かげ

雪

しづかにとすみなす宿はとふ人の
おもひたえたる雪ぞうれしき

たむけの神ぞしるべかりける

契冲師いはく此こと葉書の意ぬさを結びて袋に入てといふ義ならば歌の二三の句はそのぬさをいふか又袋をたとへば網などすけるやうにむすべるを結袋といひてそれにぬさを入たらば二三は其袋に付てよみて下句は中のぬさをいふか榮花物語に箱ひとよろひにたき物いれてつかはすこゝろ葉梅の枝なりとあるは薫物の箱の上に梅の作り枝をさしたらんを心葉といへるにやとおぼし源氏物語繪合にえむにすきたるちんの箱に（今按これも沈といふ義か）おなじき心ばのさまなどいといまめかし

○もずの草ぐき

萬葉第十　春なれば伯勞鳥の草ぐきみえずとも

吾はみやらん君があたりは

御釋に袖中抄の中の正説をとりていはくくきはくくるといふ詞なり鵙（モズ）は春と夏のはじめには鳴かずされば鵙の草くゞる事はみえずとも我は君があたりを見やらんとよめるは彼は見えずとも我は見やらんと親切にいはん爲にまうけてよめる歌なりくきと云證に神代卷を引れていはく自（ヨリ）二指間（タナマタ）一漏墮（クキオチニ）者（シカ）また古事記に自二我手俣（タナマタ）一久伎斯（クキシ）子（コ）也（ナリ）このくきといふ詞も手の俣よりくゞりしといふ事なり以下御釋の要をしるす

○卯花に鶯

萬葉第十　鶯のかよふ垣ねの卯の花の

うき事あれや君かきまさぬ

拾遺集云　山里のうの花に鶯の鳴侍りけるを

平公誠

卯の花をちりにし梅にまがへてや

夏のかきねに鶯のなく

小町集　うの花の咲る垣ねに時ならず

我こそとなくうぐひすの聲

○長松軒惟翁の傳　定實　定明　定爲附

惟翁をさな名は喜多麻呂いみなは邦茂のちに惟實とあらたむ後安養院邦輔親王の庶子享祿三年月日に生れ給ふ御母儀は内藏權頭安藤宗實がむすめなり親王いまだ御若年のころみそかにめして惟翁を孃孕ありけるとぞ（親王御元服以前の御子なりとぞ今按享祿四年四月廿四日御元服十九才なり）さればあながちにつゝましうしたまふものから宗實が家にて產育しまゐらせけりそのころ鹿苑院の住持に宗山文山な

記をあまねく探りたまへども今は總て世に傳はらず惜むべき事なり他人一切不持の故也すべて書を秘しておのれのみ物しり顔するさもしき人情ゆゑにはては其書たえて世につたはらぬ事になりゆくものなり

○五百代小田

萬葉第八坂上郎女

しかとあらぬいほしろをだをかりみだり

　　田廬にをればみやこおもほゆ

御釋云五百代小田とは凡田は方六尺を以て一歩とし三十六歩を一畝とし十畝を一段とし十段一町とす七十二歩を積て一代とし五代を一段とす然れば一代は二畝なり日本紀には頃の字をしろと訓せり唐には百畝を頃とすれば本朝とはかはれり　又云一所に五百代あらば計るに十町なれば小田とはいふべからず五百はかならず數を限りていふにはあらず五百重山などいふごとくたゞ多きをいふ詞なれば山田の一代ばかりなるが棚のやうに段々にいくらともなくあればしかともなき小田の數の一代づゝ五百ばかりもあるをいふなるべし

○舍人親王

六帖に　　　　　　とねりのわうし

ますらをや片戀せむとなげゝども

　　おにのますらを猶戀にけり

かくあれば舍人の二字ふるくはとねりとよめり後の人これを考へずしていへひとゝもやとゝもよむは推量なり又六帖に據としもなくて推あてにとねりとよむ人あればそれを笑てとねりは卑賤の稱なりとよむべからずと申めり其頃の名に門部王牛飼馬飼といふ名さへみえたり

○をそのたはれを

舊說に獺の戲士といひ或はきたなきたはれをといひ又は僞のたはれをと說々あり西山にて御夜話の次でに以上の說皆かなはずこれは鈍の風流士にて心のにぶくて我戀ふる心を速に意得ぬ人よとよめるなり委しくは釋萬葉を見るべしとのたまひけり

○こゝろ葉

拾遺集雜上に物へまかりける人のもとにぬさを結びふくろに入てつかはす

　　　　　　　よしのぶ

淺からぬ契りむすべる心ばゝ

今按職原鈔本所の侍といふ所に引べし

○茶

類聚國史三十三曰嵯峨天皇弘仁六年六月壬寅令畿內竝丹波播磨等國殖茶每年獻之

今按茶はこの國にも久しき物なれども近世のやうに賞翫せし事ふるきものに見えず

東鑑二十二卷第一葉 建保二年正月四日己寅將軍家聊御病惱諸人奔走但無殊御事是若去夜御淵醉餘氣歟葉上榮西禪師ナリ僧正候御加持之處聞此事稱良藥自本寺召進茶一盞而相副一卷書令獻之所譽茶德之書也將軍家及御感悅云々

今按栂尾の明惠房もこの榮西の宋よりもて歸られし實を栂尾に蒔植られしとぞ今は宇治の茶栂尾よりも盛りになれり又今の世にもてはやすたばこは天正文祿のころ南蠻より渡りはじめけるとかや始は卑賤のもの丶み煙を吸てもてあそびけるとぞ今は天子大樹より奴僕にいたるまで夜晝となく手すさび客人來れば先づこれを出してもてなしとすあるひは娼妓洞房のうちにはこれを吸かはしてたはぶれをなすとぞうけたまはるされば茶もたばこも國々に作り出してその品おほく農家の利を得て歲貢の助をなせり今より後の代には又いかなるものか出きて人の賞翫となり侍らんよ

○水無月はらへ

六月に閏あれば水無月秡を閏月におこなふよし山槐記にみえたり

○まゝ母

世繼物語に花山院の女御弘徽殿恒子朝光大將の女のまゝ母のさがなくて御門の女御へ渡らせたまふうちはしなどに人のいかなるわざをえたりけるにか我ものぼらせたまはず上にもわたらせたまはずとありきりつぼの卷に始に引べしすべて源氏物語に書たる事は世間にありしさまをふまへて作りたり小右記等の舊記をよむ人は知りぬべし

○本朝世記

玉海曰治承三年十月十一日大外記師尚來余仰本朝世記可進借之由上申可持參之旨上件文信西法師作之寬平一代國史云々而給師元朝臣令書寫之傳在師尚之許他人一切不持云々仍所尋召也

今按　西山公日本史を撰ばせたまふにつきて此世

ていまだ葬り奉らぬほどを申詞なりされば端作といひ歌の意といひ註といひ何れも男の歌なるを新敕撰に持統天皇とのせられたるはあしき考也ことに下の句の意言葉は持統のおぼしめしよらぬぬれぎぬをきせ奉らるゝ事也古き明匠たちにもかやうの大きなるあやまちありかつ當時の人々この難をいふほどの人なかりしにや所詮その頃の人々萬葉集に不沙汰なりしよりの事なり

○秋さり衣

萬葉第十 たなばたの五百はたたてゝおる布の
秋去衣たれかとり見む

御釋云秋去衣は集中に春は來にけりといふ事を春去にけりとよめるやうに秋來ての衣といふ意に名付たり袷をいふといふ説あり玄かるべし秋興賦云於レ是乃屏二輕箑一釋二纖絺一藉二莞蒻一御二袷衣一これに叶へり待賢門院堀河「旅にして秋さり衣さむけきにいたくな吹そ武庫のうら風」八雲御抄に七夕布也とあそばされしは此萬葉の哥にてあら〳〵注せさせたまへるなるべし

○花生子　傳生子

大明律箋釋云花生子謂下婦女懷レ甲後娶爲二妻妾一而生上かしこにてはらみたる女をこゝにめとりてうみたる子の事なり又云傳生子謂下妻妾假二裝身孕一使中令傳遞他人之子上玄ひて子をほしがる女の夫あるひは主人の前にてはらみたるまねして他所に實にはらみたるものにあらかじめいひあはせ置て其期にみづからうみたるふりにもてなしたる子の事なりやまともろこしともにまれ〳〵は世にある事なるべし

○本　所

東鑑第十九葉十九 承元四年五月十一日戊戌御家人中可レ參二候本所瀧口一之由被レ仰下一之間早任二敕宣一可二搆參一之旨今日被レ下二御書一小山千葉三浦秩父伊東宇佐美後藤葛西以下家々十三流奉レ之云々 皆是有二譜弟之寄一云々 同年三十二葉 十月二十日曰今月五日申剋非二暴風一非二地震一内裏瀧口本所屋顛倒所レ置之箭皆打損第二十七十八葉 安貞二年閏正月廿六日曰瀧口無レ人間仰二經歷輩之子孫一可レ差二進之一旨被レ下二院宣一已訖仍曰來有二其沙汰一小山下河邊千葉秩父三浦鎌倉宇都宮氏家伊藤波多野此家々可レ進二子息一人一之旨今日被二仰下一

今按六帖の歌に七子とよめるは神功紀に七子鏡とあるを刀の事とおもひ誤りてよめる歟七枝のさやとよめらば本文にかなふべきにやさて二さやの刀七さやの刀といふはいかに作れるにかあらん製法不審なり上代の事はかりがたしまた兩枝船もおぼつかなし

○天　狗

台記（宇治左府頼長公日記）久壽二年八月二十七日の文人打釘於愛宕護山天公像目云々余唯知愛宕護山天公飛行未知愛宕護山有天公像云々

森尚謙云世傳有天狗者主災禍是非天狗星之類地藏經云天龍夜叉天狗土后依此排次是一種鬼神也易曰鬼神害盈而福謙若夫誇盈滿者鬼神惡之加災禍彼天狗之災必有理而然矣

○頼政上階

玉海曰治承二年十二月廿四日癸丑京官除目也云々今夜頼政叙三位第一之珍事也是入道相國奏請云々其狀云源氏平氏者我國之堅也而於平氏者朝恩也普一族威勢殆滿四海是依勳功也　源氏之勇士多與逆徒當誅罰頼政獨其性正直勇名被世未昇三品也餘七旬尤有哀憐何覽近日身沉重病云々不赴黃泉之前特授紫綬之恩者依此一言被叙三品云々入道奏請之狀雖賢時人莫不驚耳目者歟

今按此年皇子誕生（安徳帝清盛入道の外孫）まし〱たれば入道相國何にても善根を修し行末の繁榮を期せらる、心よりかの成經康頼等をも島より召返せり頼政を三位に申なされしも此心底よりなるべしされど當時入道の詞に其性正直勇名被世といふ八字は頼政の實事にして眉目を後世にひらくるなるべし

○新勅撰に作者のあやまり

萬葉集第一卷の末に大行天皇幸于吉野宮時歌

みよしの、山下風のさむけくにはたやこよひもわがひとりねん

右一首或云天皇御製歌

かくのごとく載たれば先は行幸に供奉の人の歌なりしかるを或人は天皇の御製なりといふよしを註したるなり此端作の大行天皇は文武天皇なり註或云天皇とあるもすなはち端作の大行天皇をさしたる詞なり大行とはいづれの帝にても崩じたまひ

葦べをさしてたづ鳴渡る

御釋云俗説に片雄浪といひ出て浪の一種とし或は所の名とおもへる人もあり實に口の端にもかくまじき事也すでに潟乎無美と書て潟の無なるをいへり第二卷に人丸の歌には潟無とてにはなしによまれたるもあり

○久木

萬葉第六赤人 ぬば玉の夜の更ゆけば久木おふる

清き河原にちどりしば鳴

御釋云久木は久しき木にて老木の意也楸にはあらず第十に梅櫻をよめる間に「去年咲し久木今咲いたづらにつちにやおちん見る人なしに」といふ歌のはさまれたるは梅櫻の內をよめりと見ゆ又第十一に「浪間より見ゆる小島の濱久木久しくなりぬ」とよめるも楸なりとも久しくとはつゞくべけれど皆久木とのみ書て久しくとつゞけたり清き河原は吉野の川べを指ていへり別に名所にはあらず

今按舊說は楸とおもへり右の浪まよりみゆる小島の濱久木の御釋云々此小島は備前の兒島にや前後地名をよみたる中にあればかくおもひよれり此歌を伊勢物語にはまひさしとあるは傳寫のあやまりなるべし

○二鞘の刀七枝刀

萬葉第四大伴坂上郎女 人ごとをしげみや君を二さやの

家をへだてゝ戀つゝをらん

御釋云二鞘は兩枝刀を刺す鞘歟中に隔のあれば家をへだてゝといはん爲なり古事記の下卷に仁德天皇御製に文漏邪夜とよませたまふも諸鞘にて二鞘に同じき歟日本紀の神功皇后紀云七枝刀一口七子鏡一面この七枝刀といふは本は一ッにて末の七つにわかれたる刀なるを七つ鞘にをさむる故にななつさやのたちといふ歟兩枝船をふたまたぶねとよめるごとくなゝまたのたちとよむべきか六帖刀の歌に「あふ事のかたなさしたる七子のさやかに人の戀らるゝかな」又鞘の歌に「七子のさやのくちぐちつどひつゝ我を刀にさして行なり」二首共に神功紀に依る歟さて萬葉の歌の意は人の物いひしげきにわびてや君と我二さやの刀の隔たりて面々に有ごとくまぢかながら家をへだてゝよそにのみ戀つゝをらんとなり

今按時世のいきほひやむ事を得ず君父をすて、遁れられけむ心の程おしはかりていとをしくこそしかしながら後醍醐帝の人をえらび用ひたまふ御眼くらかりし故なり此人法名は佩山と申せり妙心寺の第二世といふはたしかなる證なし名人なれば寺僧のおしていへるなるべし

○端午のかぶと

增鏡第五うちの雪 後深草院いまだをさなくおはします所にいはく五月五日所々より御かぶとの藥玉など色いろにおほくまゐれり

○八朔

辨内侍日記寶治元年八十代後深草ノ年號の下に云八月一日中宮の御方よりまゐり禁中へなりたりし御たきもの世のつねならずにほひうつくしう侍りしかば

　けふはまたそらたき物の名をかへて
　　たのめばふかきにほひとぞなる

按ずるに此内侍の歌そらたき物とたのめばふかきとにらみ合せたりされぱたのむの節といふ事此歌に見えたり

梅松論足利尊氏卿の心ひろく物をしみの氣なきをいふ所に 八月一日憑などに諸人の進物ども數もしらずありしかどもみな人に下したまひしほどに云々

大外記中原康富日記文安五年八月一日乙卯參局務文第奉謁八朔禮事何頃より有之事哉之由尋申候處後鳥羽院末ッ方より出來歟但不得所見慥所詮先代より沙汰初歟鎌倉より事起之由所語傳也清家之記嘉元九十三代後二條の年號之頃之記ニ此事見之近年如此之由注付云々又今日尾花之粥事其由來何事哉自然見及歟之由令問之給未見及未知其子細候由返答了 海人藻芥云八月朔日小花粥内裏仙洞以下令ㇾ用給良藥云々 彼粥調法薄黒燒粥入合也

○いきみ玉

親長卿日記文明八年七月十一日云參内若宮御方以下有御祝之儀いきみたまと云々

今按いきみたまといふ事文明の前頃よりはじまりたるか七月の盆に亡者の靈魂の來るよしをいひて祭るより移りて現存の父母兄姉などの生御靈を祝ふ心なるべし

○かたをなみ

萬葉第六赤人 若の浦にしほみちくれば潟を無み

名づけてひめおかれ侍りし馬路は千年山の西千とせ川の東なる村也

右のごとく河に里に社に寺にみな千とせの名を得たるは山をもと、してよびかよはせるなるべし

〇天地始終　森復庵倘謙考

或問釋氏說天地有成住壞空四相却盡災起天地滅却突然復始（詳見法苑珠林佛祖統記）有之乎曰有之據邵子皇極經世書元。會。運。世。歳。月。日。辰。此八曆皆始子終亥積辰至元累十二三十之數天地始終如一晝夜自然之數也十二辰爲一日三十日爲一月十二月爲一歳三十歳爲一世（一世有十二萬九千六百辰）十二世爲一運（一運三百六十歳有十二萬九千六百日）三十運爲一會（一會一萬八百年有十二萬九千六百月）十二會爲一元（一元有十二萬九千六百歳）天開於子會地闢於丑會人生於寅會以上邵子以實數推得者而朱氏蔡氏及臨川吳氏雙湖胡氏等諸大儒皆據之胡氏曰十二會至戌會之中爲閉物而人物俱無矣當亥會之中地悉融散與天混合故曰渾沌亥會終昏暗極矣是天地之一終也又肇一初爲子會之始是謂大始一元之始也（出性理大全理學類編等書）而今當一元午會之中袁明善曰禹卽位後八年得甲子初入午會前至元甲子初入午會之第十一運依此推今世當午會第十二運釋氏擧大數說成住壞空其理亦同古今論天地之生滅唯邵子與釋氏也

〇藤房卿の歌

世をのがれて後都より召ありけるに

何事のうらやましさに歸るべき
世にありとてもいとひこそせめ

父宣房卿岩藏へ尋ねおはしたるに藤房入道はやく何方へかのがれられけん庵室の障子に書付おかれし歌

住すつる山をうき世の人とはゞ
嵐や庭のまつにこたへん

牧童をやとひて實世卿の許へとておくられけるこの卿とは年ごろ心ざしの友にて有ける

君が住宿のあたりをきてみれば
むかしにぬらす墨染の袖

鷹巢山におこなひたるを新田義助とぶらはれしに石の上に歌を書つけてうせられける

こゝも又うき世の人の問くれば
空ゆく雲に宿もとめてん

君が代は千年の里のみつぎ物
　はこぶよほろの聲ぞ賑はふ

今按丹波國に千とせの里といふ所別になければ此歌千年山のふもとの里をよまれたる事しりぬべし

光嚴院御行脚記曰到着丹波ノ地（此間寺社御参詣文略之）到千年河ノ西岸呼渡守不頓棹舟（中略）詣千年山金仙寺去ル觀應兵火之後不能再造只殘ノ寺院之礎石昔智證大師創基時ノ

山ノ名ニ契テ結ブ法ノ水千年ノ末モ不絶トゾ思フ

如此所詠之法窟也（下略）

等持院贈左大臣尊氏公短册（出雲社藏）

　我たのむ千年のやまの宮ばしら
すぐなる道を猶やあふがむ　尊氏

今按此宮ばしらとよみ玉ふは當國の第一宮出雲大明神なり尊氏公殊に尊崇して上下の社宮並に三十六所の末社まで修造したまふよし千秋藏人高範が記に見えたり

新名寄（宗祇法師撰五畿内名寄）
　　　　兼好法師

千年川みかさにくだす筏士の
　とまりやいづこ嵯峨の山本

今按此歌を以ておもふに今の俗千年川といふ本名をわすれて大井川ともたゞ大川ともいふは誤りなりたゞし大井のほとりにては大井川といふべし大井の里を過ぎたればなり其末を桂川といふも其所所の名をよぶなりされば千年山の麓にてはすなはち千年川といふべし

淨泉和尚遺狀曰領分之事昔千年ノ郷之人千年ノ社爲産神千年寺爲シテ産寺寺社共富饒也（上下略之）

今按此和尚は長松軒の子なり千年社は出雲社なり千年寺は金仙寺なり今は東光寺とあらためてかたばかりの禪庵の尾口村に有なり

妙外集
杣木ひく千年の川のさみだれに
　馬路の田ゐをこゆる白波　幽齋玄旨法印

今按玄旨公の本集は飛鳥井亞相雅章卿えらび玉ひて衆妙集と名付させたまふは後水尾院の敕題なり慈光寺中務大輔源冬仲朝臣玄旨公をしたはる、あまりかの撰びすてられし歌を拾ひあつめ妙外集と

〻茅檐秋月　資慶卿烏丸大納言
□□□□□山下水をこゝろにて
　かやが軒ばの月もすむらん

松崎夕照　雅章卿飛鳥井大納言
影うすく殘る夕日のまつがさき
　秋を帶たる風の色かな

平田落雁　具起卿岩倉中納言
山里は秋ぞ身にしむはるぐ〳〵と
　稻葉色づき鴈おつる頃

隣寺夜雨　通茂卿中院中納言
こよひ聞雲のとなりの夜の雨に
　たれ名にしおふ江をも忍ばん

叡峯暮雪　雅喬卿白川神祇伯
時雨ふる雲は夕の峯こえて
　雪にさやけきひえの山風

今按修學寺は後水尾院の離宮をいとなませたまひたり右の歌よむべきよし諸卿へ命ぜられしころ中院通茂卿干時中納言夜雨の題を得てある夜雨のふりけるを待てひそかに離宮へ參りよもすがら雨を聞てよみ玉へり殊勝の志なるべし

○千年山

丹波近江出羽筑後などに同名ありてふるくよりまぎらはしき中に古歌によめるは丹波なる證は小右別記小野宮右大臣實資公日記天元五年六月二十二日記曰傳聞兩新發去十九日自二愛太子アタコ一到二千年山金仙寺一住二覺行坊一上下略之

今按此記に國郡をのせざれずといへども左近少將惟章右近將監遠理兄弟到二神名寺一剃髮即到二愛太子山白雲寺一と右の文の前にのせられたれば神名寺といひ愛太子山といひ丹波にたよりありされば近きころ久我中納言通名卿隱遁の後は靜齋殿と申けるが朴翁居士の幽居尾口村をとぶらひ玉ひしついでこの山にのぼりて懷古詩

　寛平草創梵王臺　物換星移已二廢頽一
　源氏弟兄棲隱處　登臨只見白雲堆キウ

按小右記天元五年之卷源惟正卿ノ二子惟章遠理出家ソ隱ニテ千年山金仙寺ニ一因ナメノ句中云ニ爾

祭祠部類大嘗條下

永仁六年大嘗會の歌の中に丹波國千年の里を　參議經尹

ずおきつ島守の神とは別段の儀なり

○ねよとの鍾

萬葉第四笠女郎

みな人をねよとのかねは打なれど

君をし思へばいねがてぬかも

御釋云宿與殿金は亥の時の鐘なり日本紀天武紀云十三年冬十月己卯朔壬辰逮于人定大地震これ同じ日本紀に日沒を酉の時とし昏時を戌の時とよめるごとく亥の時に人寢て定まればかくは義訓せり延喜式第十六陰陽寮式云諸時擊鼓子午各九下丑未八下寅申七下卯酉六下辰戌五下巳亥四下並鍾依刻數いねがてぬかもはいねあへぬかななりかものかすみてよむなり

○玉津しま

御釋いはく續日本紀云神龜元年冬十月丁亥朔辛卯天皇聖武なり幸紀伊國云々甲午至海部郡玉津島頓宮留十有餘日云々又詔曰登山望海此間最好不勞遠行足以遊覽故改弱濱名為明光浦宜置守戸勿令荒穢春秋二時差遣官人奠祭玉津島之神明光浦之靈忍海手人大海等兄弟六人除手人名從外祖父從五位上守連通姫この玉津島の神を衣通姫といひそめたるは推量するに聖武天皇弱浦を明光浦と名を改め玉ひ紀に守連通姫といふ事などの有によりて好事の者のいひ出せるにや續日本紀をば日本紀などのやうに古來も翫び來らざる歟に依て章句の錯亂文字の差舛等すくなからねば今引く文も津守連通姓といふを津を脫し姓を誤て姫に作れりとおぼえたり津守連通は玉津島の祝部大海が母は通が娘なるにより手人といふは其頃賤しき戸のやうなる事にて通が姓の連に從がはせて忍海連になさせ玉へるなるべし

○修學寺八景和歌

修學晩鐘　堯然法親王

この寺は瀧のながれにひゞきそふ

入相のかねもよそにかはりて

村路晴嵐　中務卿知忠親王

夕嵐吹のこしてや山もとの

雲よりさきにかへる里人

遠岫歸樵　道晃法親王

ながむれは暮るゝもをしくはるぐと

柴おひつれてかへる山人

る所以は續日本紀第十五聖武紀に天平十五年五月に孝謙天皇時に太子にてまし〳〵けるに五節を舞しめ玉ひて橘諸兄公を以て元明天皇の太上皇にてまし〳〵けるに奏し玉ふ詔にみえたり其上天武の御製ならば如斯は取用らるまじき歟或は天女が歌ひけるともいへどそれにても過量なるべきにや

續日本紀を考ふるに天平十五年五月癸卯宴群臣內裏皇太子親儛五節右大臣橘宿禰諸兄奉詔奏太上天皇曰天皇大命爾坐而奏賜久掛母畏伎飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命天下乎平賜比所思坐久上下乎齊倍和氣无動久靜加爾令有示八禮等樂等二都並志氏平久長久可有登隨神母所思坐氏此乃舞乎始賜比造賜比伎聞食氏與天地共爾絶事無久彌繼爾受賜波利行牟物等之皇太子斯王爾學志頂令荷氏我天皇大前爾貢事乎奏

今按この詔書の趣は禮記に禮節民心樂和民聲政以行之刑以防之禮樂刑政四達而不悖則王道備矣又いはく樂至則無怨禮至則不爭揖讓而治天下者禮樂之謂也又いはく樂也者聖人之所樂也而可以善民心其感人深其移風易俗故先王著其敎焉かやうの本文にかなはせ玉ふ天武天皇の叡慮より五節に舞樂を造らせ玉ふと見えたり天女現形して舞たるよりおこれりといふは例の中古の人の憶說妄談なるべしすべて歌書には正史にかなはざる僞りおほし

○おきつ嶋もり

萬葉第四卷笠女郎
八百日ゆく濱のまさごも我戀に
あにまさらめや奥津島もり

御釋云神代上卷にいはく於是日神先食其十握劍化生兒瀛津島姫命亦名市杵島姫命されば奥津島守は奥にます神なり八百日ゆく濱の眞砂も我戀の數にはまさらじとたとふるによりてやがて其まさらぬ事は奥津島姫の知しめさんと僞なき事を海邊に便りある神をかけていふなり土佐日記に「我髮の雪といそべの白波といづれまされりおきつ島守」と貫之のよめるは此歌をおもひてなるべし　爲章按ずるに萬葉第二十家持の歌に「今替る新防人が船出する海原の上に浪なさきそね」とよまれ後鳥羽院の我こそは新島守よとあそばせしは申に及ば

楊貴妃　基熙公
玉のをのなが、らぬしも長き世に
殘す恨やうきさゝめごと

赤壁　道晃法親王
さかづきのひかりもそひて思ふどち
あくるも忘らぬ小舟さす也

陶淵明　道寛法親王
かはりゆく世の名もよそにうつろはぬ
菊に心をそめしかしこさ

黄河　雅章卿
君が代は千世のかぎりにすむ河の
幾たびすめる數は忘られじ

老子　弘資卿
あさくやは數ふればなき小車の
わきてことなる道の敎は

楓橋　光雄卿
とまり船ふたゝびよせし昔さへ
月おつる江の波にうかびて

唐堯　通茂卿
一年の月日の數を定め置て
授けし時は今もたがはず

渭濱　雅喬卿
濁りなき流は釣の跡とめて
見て知る名さへ世々にかしこき

今按その頃五山の僧におほせて菅家芳野山聖德太子天橋立弘法須磨浦道風神泉苑晴明武藏野といふ題にて唐詩を作らしめたまひ易然といふ題號は後水尾法皇の名付させ玉ひけり其侍どもは歌におよばされば寫し侍らず

○五節のはじめ

萬葉第五山上憶良哀(カナシム)二世間難一レ住長歌句にをとめらがをとめさびすもから玉をたもとにまかし云々
御釋ニ云天武天皇吉野にまし〳〵ける時琴をひかせ玉ひて御心をすまし給ふに向ひの峯にあやしき雲立て天女現形(ケギヤウ)して舞事忘ばしなり其時帝
をとめ子がをとめさびすも韓玉を
たもとにまきてをとめさびすも
とよませ給へりといひ傳ふるはもし此憶良の四句に古風をおもひて第二の句を再び返して一首としていひ傳るにや　天武天皇の五節の舞作らせ給へ

見る君なれば今更たれをかおもはんとなり思草を
うけて思はんといへり

○易然集 或は抄 寛文十二年壬子冬

孔　子　　御製 後水尾院

たれ道をうけつがざらん四をたち
　四を教る跡しならはゞ

盧山瀑布　　新院御製 後西院

昔たれすみけん庵の名に殘る
　山より高き瀧のしら波

揚貴妃　　基熈公 近衛殿

くらべ見む色香もいざやしら露に
　一たびゑめる花のかほばせ

赤　壁　　道晃法親王 照光院

此夕さかなもとめて露霜の（にイ）
　たち葉の後の月をこそ見れ（めイ）

陶淵明　　道寛法親王 聖護院

聲なきは有にまされることわりを
　しるたもむきのしらべ高しも

黄　河　　雅章卿 飛鳥井

千々の秋なかばにすめる河の名や（千代の秋もイ）
　うすきもみぢの色をかるらん

老　子　　弘資卿 日野

關の戸にあらはす千々のこと葉こそ
　かくれて名なき道しるべなれ

楓　橋　　光雄卿 烏丸

月もおち霜みてる夜の明がたに
　近き聲聞かねぞ身にしむ

唐　堯　　通茂卿 中院

かしこしなしづのをだまきいやしきも
　よきをばあげてゆづる位は

渭　濱　　雅喬王 白川

あひにあひぬ心の水もにごりなき
　名におふはまに釣たれし人

易然の後詠

孔　子　　御　製

吾道はひとつもてこそとばかりに
　殘すをしへも知る人やしる

盧山瀑布　　新院御製

瀧津浪昔聞しもあらはねば
　わがかきながすたぐひやさしき

順の和名にも蕣和名木波知須とばかり出されけるにや今の點は後にあらためたるか下學集に宋人の詩を引て云槿花籬下點ニ秋事ヲ早有ニ牽牛上リ竹來ルト槿花と牽牛花とかくのごとく別なるに朗詠集に牽牛花と題すべきを槿花と書て漢にも槿花の詩文をとられて和漢混亂せるは四條大納言のあやまりなり

今按右の引用の書の中に陸機疏云舜一名木槿とあれば槿をあさがほとよみたるより詩經の舜華をも後人あさがほのはなと點じたるにや公任卿とてもあやまりあるまじきにあらねば其あやまりをはやくあらためて今よりはあさがほの題には牽牛花とか、まほしく

○鹿火屋

御釋云説々あれど山田に猪鹿のつく所に少き屋作りて塵埃なにくれの臭き物に火をくゆらかし烟をたて鹿をやらひやるをいふと意得べし或は香火屋またば置蚊火など字をかりて書る跡もあるによりてまどふ人もあれど用ふべからず云々又火の濁てよみて顯昭が飼屋の説にまがふべからず

○おもひ草

萬葉第十

道のべのを花が下のおもひ草

今さらになに物かおもはむ

御釋云おもひ草の事先達の説々あれどよりどころたしかならざれば信じがたし今按尾花がもとにかぎらず物の陰に生ひたる陰草をすべて思草といふか六帖に思ひ痩といふ題に入れたる歌

初蒔の麻生の下草陰しげみ

有かなきかにわびつゝぞふる

櫻麻の苧生の下草やせたれど

たとふばかりもあらず我身は

蟬の鳴雲の上なる陰草の

かげにやせみのこひやせぬらん

これら陰草はやする物なればよそへよめりされば陰草のやするは下思にやする人に似たる意にて思ひぐさとは名付たる歟此集第十一に「我せこにわがこひをれば吾やどの草さへおもひうらかれにけり」此くさゝへ思ふといふは思草の意にて我戀やすれば我宿の陰草さへ物思ふやうに玄なへてうらかる、となり中略されば今の歌の意は尾花の陰に生たる草のごとく思ひ痩てそのかひありてあひ

三笠山みねの梢に陰なびく
星の位はくもらざらなん
後宇多院

時しあれは谷より出る鶯に
世をたすくべき人をとはゞや 御

古語曰天子之職莫大於擇相宰相之職莫大於進賢宰相不以進賢爲急而惟以貨殖爲心非爲上爲德爲下爲民之意

今按今の世の大樹幕下より列國の大名たる御身は執政以下の諸役人を撰び用ひらるゝ事簡要たるべしその人をえらび用ふる事は其主人の眼正しからずしてはえらびそこなひふるべしそれには四書五經資治通鑑などの學問をたしなみ玉ふべしこれらの書は大工の準繩のごとしあやまりて刻薄の人奸佞の人を用ひらるれば士庶百姓の憂をまねきて隨て滅亡のあやうきにいたる事古今の跡あらはなるものなり

○長歌短歌

これは文字のまゝにていとも意得やすき事なるをふるくは誤りおぼえたる先達おほかりみな萬葉集を見られざりし故なり萬葉に歌一首並短歌と書れたるにて三十一字のは短歌なる事明らかなれば長きは長歌といはざれども勿論の事なる上に第十三卷に載たるよみ人しらずの長歌一首ありてその反歌一首の後に註していはく

右二首但或云此短歌者防人妻所作也然則應知長歌亦此同作焉

これ分明に長短をことわられたり

○あさがほ

萬葉集御釋云これに二種ありて久しくまがひ來れり一つには牽牛花(和名阿佐加保)これ常に歌にもよみ俗にもいふ朝貌也和語の意は朝に見る顏の意なり花はすべてうつしきものなれば女にたとへていへり夕顏もおなじ擊壤集にのせたる牽牛花の詩よくかなへり 二つには槿花朗詠集に見えたり埤雅云々爾雅云々(此間に引用の書おほし今略之)これらによるに槿花はきはちすといふべきを此和名流布せず俗にはむくげといふは木槿の音の訛なり(今按此ころ關東にてきけば木槿のはなをきはちすといへり)詩鄭風云有女同車顏如舜華流布の本の點かくのごとしもし天暦のころまではきはちすの花のごとしとよみたるかの故に

源氏物語に御帳の前に御硯などうち散らして手習すて給へるをとりて（中略）草にも眞名にもさま〴〵めづらしきさまに書まぜ玉へり　又云手を書たるにもふかき事はなくてこゝかしこてんながにはしりがき云云紫式部が比のは右の歌合の書ざまより又古風なるべしそれより前貫之のころは又々古體にして今の眼にてはちとよみときがたき姿なるべし然るに近世古筆家に貫之の手跡なりとて大かた後世の假名に書たる物を重寶にするはいともおぼつかなし貫之より後の人の寫し置たるをあやまり傳へたるにや侍らむ

○字

萬葉集第十六云有二大舍人土師宿禰水通一字曰二志婢麻呂一也於時大舍人巨勢朝臣豐人字曰二正月麻呂一又曰有二吉田連老一字曰二石麻呂一

玉海（月輪禪定兼實公日記）曰安元三年四月二十日宣旨依レ奉レ射二神輿一給二獄所一輩

平利家字平治同家兼字平五田使俊行字難波五郎藤原通久字加藤太同成直字早尾十郎同光景字新次郎

爲章按ずるにこれらの說によれば今の世に俗名といふを古くは字といへり唐山の風にはかなはざらめど本朝の故質なれば尤此說をも用ふべし

○求賢　順德院

三韓の人また唐人おほく渡り來りこなたの人もあまた入唐したればおのづから習ひ傳へ侍らまし賴長の御息今麻呂のかゝれたる以呂波の字樣はおもふに古風なるべし左にうつす俊賴のかゝれたる字樣を見ておもひやるべし

○俊賴朝臣の手跡

西山公の御本に俊賴あそん眞筆の十五番歌合ありその假名のやつしやう

左　貫之

右　輔昭

大體かくのごとしその頃までは文字の正體たしかなり今の世のいろは假名はあまり簡便にやつし過て文字の本體うせ侍りぬ右の歌合の中にて拾ひうつすに

今のわ　今のそ　今のみ　今のき　今のい

今のな　今のつ　今のも　今のを　今のよ

出じとおもへど言のしげゝく

いろにも出じといふを葉の字のそひたるは言にもといふべきをことの葉といふ類なり壬二集にも寄海雜

淡路島なにはをかけて見渡せば
波の色葉のあしで也けり

以上契沖師説なり按ずるに日本紀古事記に歌をかかれたるを見るに常に目どほき字を一字づゝ音を用ひて佛經の陀羅尼をみるがごとくにかゝれたるはそれよりむかし漢字の渡り來ての書體のまゝ歟但舍人親王以下のしわざか萬葉に載たる人麻呂集の歌などはおほく訓を用ひて三十一字の歌をわづかに十字前後にかゝれたりそれより後家持卿の前かどよりにや義訓假(カリ)字の風おこりてたとへば戀水と書てなみだ丸雪とかきてあられとよむ類は義訓なりこれらは其前後の歌人たち心々に才智をいどみて書れたるにやとおもふ又たゞの詞のつるかもといふに鶴鴨と訓を假て書たる事おほし其外は呉音漢音和訓もしは和字など無窮に書れたる中にかの神道者流のいふやうなる文字は一字もなし四十七字のいろは字もめぢかき字をえらびて呉音漢音和訓うちまじへ國音の有かぎりをあつめて古風長歌の體に作られたり作者を空海師といふは實にや何にもふるき文にしるしたる物なしとぞ釋日本紀日本紀纂疏などの説は一向に信用しがたし空海は悉曇の音學にも通じ又能書といひ才智英俊といひいろは歌もまた弘法のおもむきなればその作といはんも遠からぬ説なるべし

片假名はそれより前吉備公の作といへどもこれ又古き物に其證なし宇治拾遺に嵯峨天皇の御時かたかなの子文字十二かきて小野篁によませられたればねこのこのこねこしゝのこのこしゝとよみときたりといふ物語を載られたるをおもふにいかさまにも嵯峨の御時よりよほど前かたに出きたるなるべし吉備公は在唐二十五年の間に官位殿門禮樂までも習ひとりて歸り玉ひ大內裏以下の制度を始て朝廷の尊嚴をいやましたる程の器なれば漢字を略して片假名作られん事これ又遠からぬ説なるべし　今のいろはの字樣を空海師よりといふはいかが侍らんさま〴〵の草書はそれよりはるかの前に

年山紀聞 第六

○いろは

台記久安六年正月十二日記ノ云今日今麻呂參ニ御前ニ依レ敕書ニ以呂波ニ

今按台記は宇治左府頼長公の日記なり久安は近衛院の年號今麻呂は頼長の御息なり童子の時いろはを習ふ事ふるくよりなり此便りに曾て承り置しいろはの正字をしるす

以吳漢同音呂同上波同上仁吳音略保吳音へ説々あり奥にしるす止和訓知吳漢同音利同上

奴吳音留同上遠吳音略和吳音加吳漢同音与同上太漢音略礼同曾同川和訓祢吳漢同略

奈吳音略良同上武吳音宇吳漢同爲同上乃吳音略トノ與レ能通用那ナト那於吳音久同也吳漢同末吳音

計吳音略不吳漢同己吳音江和訓て吳漢同略安吳漢同略さ吳漢同き同由吳音女和訓

美吳音之吳漢同惠吳音比吳漢同毛吳音同世吳音寸吳音略

此四十七字みな漢音吳音ばかりにて和訓なしといへるはあやまれりこれより前日本紀古事記に載られたる歌專ら音を用ひられたれども苫トとまの略迹トあとの略津ツかやうの字は和訓なるを見る人は此疑ひなかるべし　への字へホツとも又梵字の〻點とも或は反の字のへを取とも邊の字のへをとりたるとも説々いづれにか侍らんりの字は利の旁をとりたるをおもへば反か邊かのへを用ひられたるも知べからず萬葉等に毎々反邊の一字をへといふ所に用ひられたり片假名全假名通用すまじきにもあらず　川の字は下に見えたり漢字のわたらざりし前に此國には文字有たるにやなかりしにやおぼつかなしあらば梵字胡字阿蘭陀字の樣なるべし神道家にて神代の文字とて靈符の字のやうなるを秘し侍れど字樣まことしからず後の人のしわざと見ゆ又日本紀等の史にも今より國字を止て漢字を用ひよとの詔敕なども見えずかへすぐ\もおぼつかなき事なり八雲立などの神詠よりはじめ神武御製等いかにして傳へられたるにや

萬葉集第十八家持の長歌に安我末川君我アカマツキミカ我待君也續日本後紀第十五濱主が上表の中に歌を載たるに萬飛多天萬川流也マヒタテマツル舞獻されば つもじ片假名にはツとかけるも川の草なるべし此外にむづかしき字とおもへるは叶ふべくもおぼえ侍らず色葉雖句イロハニホヘトとこゝろうべし色者雖句とおもふはあし、萬葉第十秋相聞のうたに

〽　もみぢ葉に置しら露の色葉にも

年山紀聞 第六

目錄

○續千載集の歌

法皇御製

いとゞまた民安かれといはふかな

我身世にたつ春のはじめは

唐の德宗も始初淸明其行事無レ愧ニ於先王ニとあり
いづれの人主も世を嗣はじめ玉ふころは御身もち
正しく臣下のあひしらひもよきものなるが後々は
色におぼれ酒にふけり土木をこのみ萬事我まゝに
なりて舊老諫爭の人をいみきらひ新進便佞の人を
ゑたしみたまふより政事みだれて諸臣の心はなれ
民庶うらみて世の中おだやかならずなりゆく事な
りよく〳〵たしなみてわが身世にたつ始初をかへ
り見たまふべし

年山紀聞第五終

て原佐と稱し仁齋と號しけるわかきより心を經學に專らにして博く學びたり宋儒理學の風をきらひて直に論語孟子によりて身をもおこなひ人をもをしへけるその趣は童子問卷三にみえたり此外語孟字義中庸發揮論語孟子の古義などいふ書をつくりて弟子にさづけゝる委しき事はその子伊藤原藏長胤が書たる行狀にのせたればこゝにはゑるさず爲章は弟子の數にはあらざりしかども過し年その講說を聞人品をも知たり物やはらかに愛相よく謙退ふかくまことに君子とはかうやうの人なるべしとおぼえ侍りされど程朱の學風をきらひてみづからの見識を立たれば世の人にくきものにおもひけるもとより歌學はせざりしかども折にふれ興によりては口にまかせたる歌記憶せし計を

菊の花をみて

秋をへてつひに紅葉ぬ松はあれど
　霜に花さく庭のむら菊

題しらず

上が上かぎりもあらじ我よりも
　下の下なる人をみるべく

人ばかりおとりしもせじ月も日も
　空にひかりのかはりなき世は

述懷

我身世にふるから小野のもとかしは
　もどかしとゑも人の見るらん

父の三年の喪のはてに

三年とて定めしかずの限りあれば
　けふぬぎすつる藤衣かな

前庭をながめて

風わたる竹のかれ葉をそのまゝに
　梢にとむるさゝがにの糸

七夕

さかしらに誰れいひ初めてたなばたの
　こよひなき名の空にみつらん

月をながめて

代々を經て詠し人の數にまた
　我をもゆるせ秋の夜の月

戒愼恐懼の意を

思ひとれば此身の外に道もなし
　身を守るこそ道をゑるなれ

陽理矣此道也昉乎玄古漸乎中葉
大寳
延喜之間彬々其彌文之密殆軼姫周用以建大中植
有極而鞏
皇圖于億萬斯年使義軒迄漢唐不能儔焉猗歟盛
哉維我先人夙披往史思求古今君臣事蹟逮讀
典故諸籍則有以睹夫禮敎之用其切若斯矣私
以諸公卿大夫士諳練其事能讀源氏記藤氏抄江
氏次第以叙述見聞者前後數十百家所載造因隆
殺瑣儀末節旁及綸命聽令書疏議論爲至周備
參而取之皆足以資例徵而代殊人異彼詳此
畧未聞有裒爲一大成典可憾也乃多方請借
募致就所獲以造編書則標原名文則仍舊簡
芟其蕪汰其冗引歸其類綜以恒例臨時
總之五百一十卷附圖三卷二十易秋春成雖
僭越之不揣而編摩之稍力矣往嘗憑右大臣藤原
公規奏
太上皇以撰次
稱
旨特出秘閣書若干帙勗俾增緝先人之生其榮
也不肖孤綱條不克扢揚成業笥藏之久適
値
大將軍幕下勵政餘暇留
心典章
命而訪求之懼感仍發不知所厝謹以繕寫
呈
上先人之歿其榮也而玆編光價因以騰軒暲曜幾
與古律令格式並行搢紳子弟就採一二肄于綿
蕞試于
廟廷俾之小補
祖
宗之丕憲而側弼
邦家之休治焉則先人之所以恪
奉於
上者賴而盡矣榮其躬也哉
寶永七年寅庚八月
權中納言從三位源朝臣綱條謹序

○處士維楨

京堀川出水通を下る所に居たりし儒士なり伊藤氏に

城へ歸り玉ふとて村松山日高寺水戸御領のうちを一見し別當の龍藏院といふに立よりやすみたまふ折ふし床上の盆石を見て

しらざりき遠き境の海山も
手にとる石の上に見むとは

と書つけ龍藏院に見せられしを後に西山公の御覽に入侍りしかばその僧にかはりて御返し

しらざりき遠き境のなさけをも
手にとる文の上にみむとは

○もろこし船

元祿三年西山へ御隱居の時にてや有けん江戸をたゝせ玉ふあした年頃したしく參られし人々御名殘をしみの詩歌どもおほき中に堀田宮內一之のぬしのよめる

はるかにも思ひなされてしたふぞよ
もろこし船のわかれならねど

御返し

いとゞ猶名殘をぞ思ふ老の浪
たち歸るべき世をもしらねば

折ふし雨ふり侍りたるに御輿の內より送の人々にむかひて

立わかれ又逢こともしら雲の
ひまなき雨をなみだとは見よ

或人のいはく右二首の御歌は元祿七年の春將軍家へ御對面のため西山より江戸へ出させたまひて御歸國の時の御詠なりといへりなほ尋ぬべし

○禮儀類典序

在昔
神祖
聖宗之建レ邦也惟敬以事レ天凡百臣工之奉レ君也惟恪以寅レ治上下勤恤靡レ遑而其畏保勵翼同寅協恭之實積而溢レ表流融顯著遂將下形而爲二視瞻容色之則一動而爲中進退揖揚之度上飾以爲二辨裳珮纓之章一列以爲中觴豆醴羞之數宮廬車旂之制上而以レ之格二鬼神一而紀二人類一以レ之施二王朝一而推二州邦一而家而鄉位置等品纖悉曲折整然不レ可二毫爽一焉蓋仰而思二其隆一也可レ想三邪僻不レ設僭忒不レ萠胥以儼二立鎔範規矩之中一則民志厥何以不レ定君綱厥何以不レ張尊卑辨而天地位矣貴賤差而陰

べしあづまへ下りし道記に寛永十四丁丑十月日露底軒宗好とあり

○櫻　戸

日野亞相弘資卿中院亞相通茂卿武家傳奏にて毎年歳首の敕使とて彌生のころ江戸へ下りおはして　大樹幕下および御三家尾張侯紀伊侯水戸侯の藩邸へむかひ玉ふいづれのたびにか有けん小石川邸のはなざかりを見せたまひたりし時　西山公干時宰相の御詠

櫻戸の花をあるじとたのまずば

いかで待べき雲の上人

兩卿の歌をもうつし置侍りたるがいづこへかまぎれはべりけん今さぐり得ず

又いづれの年いかなる敕使にてか秋の末つかた通茂卿江戸へ下り玉ふ時　西山公より菊をおくりたまひたる謝狀のおくに

手折つる心もふかき色に香に

垣ねの露をおもひやられて

御返し

ことの葉のふかき心の色かには

露もはえなき宿のしら菊

○都　鳥

中院内府通茂公于時前大納言いかなるゆゑによりてかゑばらくこもりおはせし頃　西山公干時宰相より角田川の都鳥本ノマヽにて香筐をつくらせ內に何くれの名香に金銀にて花紅葉の形をきざみまじへて贈りとぶらはせたまふとて

すみだ川波まにあさる都どり

やがて雲井に立やかへらん

御返し

思ひきやしづむ身くづを都鳥

心にかけてこと、はんとは

また　西山公中納言にならせ玉ふを內府公より賀しまゐらせらる、御文のするに

待えたる惠みの露や紫の

色こき袖にさぞあまるらん

今按この御返歌をわすれ侍りたり後日に問もとめて頭書にも加ふべし

○盆石の歌

奥州岩城の城主內藤左京亮義概朝臣は和歌をこのみて藩邸へもたび〳〵參りたまへり或とし江戸より岩

讎にいたるまでの恒例と御踐祚より國忌薨奏の臨時を類聚せさせたまふそのところを彰考別館となづけて水戸城内にかまへられたり總裁には前右兵衞尉藤原爲實をまねかせ玉ひて貞享丙寅の秋より編纂をはじめらる書目あれども略してのせず參館のともがら總裁一人考勘十五人書寫二十八人校合十八人出納四人撿察三人隔日に辰の半漏にまゐりて未の半刻に玄りぞくたゞし書體を仙洞へ奏覽しかつは群卿批評をうけたまはんために四方拜御藥朝賀三節會朝覲行幸二宮大饗などを類聚して今出川の内府公規公にたのみきこえさせたまふ　君侯もとより武林に生れさせ給へば有識の道にはうと〳〵しくなでふ事かあらんと搢紳のともがらおもひけち玉ふめるに凡例にかゝせたまふごとくいさゝかも御私の才學をまじへられずたゞ舊記のまゝにまかせて公事一會を首尾とゝのひて採摘し部類たがふことなく編集せられたればみな感賞してのたまはくあはれ朝廷さかりなる世なりせば敕撰の書ならましをいつしか公武地をかへてかうやうのくはだてをあづまの奥にておもひたちたまふことよなどそゞろに淚もよふすかた〴〵もおはしけるとぞ仙洞叡感淺からずして禮儀類典と題號をたまはりかつ書目にもれたる撰集祕記新儀式後伏見院御記深心院關白記後深心院關白記など借し下されまた官庫に見えざる記錄をめし借らせ給ふおほよそかくのごとき祕書珍記をこの一館にあつめさせ玉ふはかの史傳のおぼしたちより事おこりて京師田舍にたよりをもとめ名山靈區のおくまでをあまねくさぐり尋ねてこゝらの年をへてこそむなぎにみち牛もあせするばかりになんなり侍りぬ爲章むかし都のうちにそだち侍りたれどかうやうにあまたの舊記を見聞ことは侍らざりしを今は日ごとにふるき代々の事どもをまのあたりのやうに熟覽し侍る幸のいたりも身におはずぞおぼえ侍るいにしへの人はよろこぶことあればかならず玄るすとかいふ事をおもひいでゝいさゝかこれをかきつく

○隱士岡本宗好

京外の白川にこもり居てよめる歌

のがれきてすめば都の白川も
　　浮世に遠き秋風ぞふく

宗好が履歷とひあはせてかさねて頭書にも書つく

典御編集の場なり家兄前右兵衛尉爲實その總裁にてぞ侍し

○西山公江戸へ赴かせ給ふを送り

奉る和歌并序　藤原爲實

我中なごんどの遯の上九を得おはして西山にまくらを高ふし給ふる後はじめて武城にとて出立玉ふは元祿七の春きぬ本ノマヽさらぎ末の八日になん山里に殘りといゝまる人びとはさらなりなべての木すら鳥すらまでも行するはるかなる御さかえをよろこび且はかりそめの御名殘をもをしみ思ひ奉れる心なくてやはとぞ覺え侍る人なみに御ことぶきを聞えあぐるもかへりてはおほそれおもひ侍れど御道すがらをいのり奉ることの葉はさへの神の手むけにもなどかならざらんやとて蜂腰五首をつらねて御ともにさぶらふ中村顧言ぬしが馬をひかへてさゝげ侍り

たび衣たもとゆたけきよろこびを
御池の鳥の音にも立らし

むさしのゝはなはありともみねの松
まつらんいろを君わすれめや

さきいづる花の梢もいかゞ見ん
君をまつまのはるのやま里

わかれても今かへり來んうれしさの
いろにやかねてにほふ梅が香

一すぢにいのるこゝろのまことをば
道のちまたの神もうけずや

按に元祿七年の春幕府憲廟御たいめんありたきよしにて西山より江戸小石川の邸へ上らせたまふ

○彰考別館の記

藤原爲章

あが君封域のまつりごとに御心をもちひ給ひて仁刑あやまちたまはねば士にむらいなるふるまひなく民によこしまなるうたへを聞ずしておのづから筑波山の風も枝をならさず那珂の湊浪しづかなるまゝの御いとまに武備文事ふるきあとをゑたひおこさせ玉ふなかに本朝の史傳くはしからずして古人の履歴かくれうづもれぬるをうれはしみたまひて武州小石川の藩邸に彰考館といふをたてゝ四方の儒生をめしあつめ神武よりはじめ後小松院にいたるまで本紀列傳をえらびたまふがなほもゝしきやふるき大宮の公事ども年々にすたりもてゆくをほいなうおぼしてかの餼羊にもたぐひねかしとて舊記のうち四方拜より追

之

一論文考事各當竭力若有他所駁則虚心議之勿執獨見

一在席勿怠惰放肆

この館にして神武天皇より後小松帝までの本紀ならびに公武諸臣の列傳を史漢の體に撰ばせたまふ其中に神功皇后を后妃傳に大友皇子を帝紀に載せ三種神器の吉野よりかへりたるまでを南朝を正統とし玉ふなん　西山公の御決斷なりけらし館の諸儒たちさまざま議論ありて　御顔ばせを犯したる輩も有しかどもこれ計は　某に許してよ當時後世われを罪する事を玄るといへども大義のかゝるところいかんともしがたしとて他の議論を用ひたまはず此館の藏書には瓢の形の中に彰考館といふ字をえりたる印を押たり

〇彰考別館紅葉の宴詩歌の序

藤原爲實

吾相公緑の岡より御かへさのついで此館に入らせ玉ふは神無月中の九日なり人々格勤の有樣を見そなはし且はねぎらはせ給て御さかづき何くれとあかち玉ふ折しも軒端の楓そめわたしてまことにきさらぎの花よりもくれなゐふかきに夕附日さへかげさし添てあたりのおはしまをてらせばことさらにめでおはしてや、打ずし給ふと見奉るほどにやがて四七の玉韻なりぬすなはち森の利渉をして是をかゝしめ猶このともがらのをもめして一卷となさしめこのみたちにさぶらふ人々にくだし玉ふ唐もやまともおのがじゝ思ひをのべ侍るべきよし仰するに或は龍田川の錦をおもひあるは呉江の霜をねたみ心々の風情をあらはすかゝる仰をうけ給り傳ふる爲實まことにざえ短くこと葉つたなくしてさらにおもひよるふしも侍らぬを此まゝにもだしはてんのかしこまりにたへずしてひなりぶとかやひとつつゞりいでしをそのまゝ一卷の數にもらさせ給はぬなんこがねにまじるいさごの心地しておもてのあせをさめがたくぞはんべる

万代につたへててらせもみぢ葉の
いろもはえある軒のひかりを

按ずるに是は貞享四年　西山公（時に宰相）御在藩の秋の事なるべし彰考別館は水戸城内に搆られて禮儀類

まづひとよりとあはすたか人

十二月雪の内に早梅咲たる所　通　躬

雪にまづほころびそむる宿の梅

陰なびくべき春や待らん

色紙形不書作者　前大納言實業卿書之

杖和歌　通躬詠之　前大納言基時卿書之

此杖にいはひぞそむることしより

はるかに花のさかゆかんよを

翌日饗膳及屏風杖等贈二阿爺許一返歌

はる〴〵と花のさかゆく杖なれば

つたへて世々に千代はかぞへん

書二短冊一結二付件杖一返二授通躬一

爲章按ずるに慈親長者の齡を賀する事公武ともに同じ心なり古き儀式は今にうつりがたき事も有ぬべし右の次第はちかく當時の儀なれば武家にて賀をまうけ侍らば衣冠は袴肩衣にかへ歌遊は能の謡にかへ披講は只よみあげてもありなんまづ大體を知りて置べし

○遊女妙

明月記建仁三年五月十三日御幸記ニ雨降時々止巳時參二上御向殿一小時還御遊女着座神崎の妙すへりて顚仆

今按これは西行と贈答ありし遊女なり新古今にても妙とよむべし

○將　棊

圍碁雙六はふるくより物にも見えたれど將棊はいつ頃よりといふ事をしらず同記四年十二月十日宇治御幸記其傍置二圍碁雙六將棊等盤一とあり後日に家兄爲實の云く台記に大將棊といふ物みえたり其文にいはく　康治元年九月十二日參二新院一於二御前一與二師仲朝臣一指二大將棊一余負

○彰考館

明暦年中武州小石川の邸中高き地に建給ひて彰考館三字の額は則ち　西山公の御筆なりこの文字は左傳序に彰レ往考レ來といふよりとり給ふとぞ額の傍に

史館警

一會館者可辰半入

未刻退

一書策謹不可汚壞

紛失之

一囂談諍論宜最戒

さかゆく宿の春はつきせじ　雅季

七十の殘りのほどもことしより
いまいく千とせ宿にかぞへん

屏風和歌

正月澤邊に若菜つむ所　實業卿

春はまつ心は野べの澤水に
ともなひ出て摘若菜かな

二月松に櫻の立ならびたる所　通躬

松にのみ千年はいはじ世とゝもに
ちらでともなふ花もこそあれ

三月たがへすところ　實陰卿

ながき日はいとまをしまでかへす田に
しづも心のゆたねまくらし

四月簾に葵かけたる家居に時鳥鳴わたる所　通誠卿

今日にあふ釣簾のあふひに千代かけて
なく音かたらへ山郭公

五月橘の咲たる所月も有　通清

花の香は幾世ふりぬるたちばなに
今もむかしの月やとふらん　定基

六月みな月はらひする所

おいの浪よるせにはらふ御祓河
けふより千世の秋を待とて　通誠

七月ませに萩薄かきたる所

七十の秋をはじめに幾千世も
かくこそはみめ萩もすゝきも

八月海邊に雁のあそぶ所落るかりもあり　實陰卿

おくれけむ波路の友もしたひきて
うらなれゆくや秋の鴈がね

九月山の紅葉に夕日出たる所　定基

夕日影てりそふ紅葉いろぞこき
しぐれも霜もした染にして

十月入江の蘆邊に鶴のむれゐる所　通清

浪よするあしべはさむき冬の日も
心のどかにあそぶ友づる

十一月鷹狩する所　實業卿

みかり野や分ゆくいぬにたつ鳥を

七十のよはひをちよのはじめにて
　猶行すゑの春もつきせじ　　通茂

なゝそぢの今日のまとゐのそのまゝに
　いざ万代もともにかぞへん　　基時

とし〴〵にさかえむ和歌の浦波を
　ふべきよはひの數にとらばや　　基量

すゑ遠くいはふ齢はこの宿の
　松のちとせにとりそへてみん　　實業

千世かけていく七十の春かへん
　まつかげなびく松をためしに　　通躬

代々の跡にこえてさか行老らくに
　ことぶきそへん春もいく春　　永福

いく春か宿にかぞへん七十や
　ことしを千世のはじめにはして

七十をかぞへはじめて今年より
　千世のさかえを待やたのしき　　惟庸

千世の春もかくしこそみめ七十の
　としのはじめに契ることぶき　　基長

老の春を今日の若菜に摘そめて
　八そぢ百とせ千代もかぞへん　　定基

行末もあかぬ心にまかすべき
　よはひはいく世七そぢの春　　通清

七十の春をかさねて今よりや
　千世万代も宿に契らん　　輔通

ことしより千年の春も和歌の浦に
　よる白波をかぞへてぞへん　　輝光

七十のけふを千年のはじめにて　　實岑

主人饗

赤木机一脚 建仁例也長二尺五寸弘一尺五寸高八寸五分面松重ノ二重織物

綾伏組 蘇芳濃薄二筋表差也 組末總ノ角有二玉藥一 心葉松 上巳

大概摸二久安例一 打敷 松重如二机面一長四尺八寸弘二尺七寸二幅 飯垸一口 様器 汁物

二坏 蚫汁實盛別坏 窪坏二口 海月老海鼠 小窪二坏口 酢鹽 干物二

口 魚條焼蛸 生物二坏 鯛鯧 菓子二坏 梨子柿 箸匕 有レ臺鶴洲濱形恒例机饗箸臺 様器

用二土器一准二久安ノ例一作レ鶴 追物二坏 雉足零餘子焼 酒盞一口 折敷三枚

書二蝶鳥一 銀片口銚子一口 机饗用二銚子一又久安ノ例也

公卿肴物 衝重 人別一合高七寸余 生物二坏 鯛生鳥 干物二坏 魚條焼蛸

小窪器二口 酢鹽 箸臺 土器 酒盞一口 用二深草例平皿一 折敷一枚 様器

瓶子一口 様器

諸役事

褰簾事

主人陪膳 前源中納言 通躬

同役送 左近中將定基 同通清

公卿肴物 諸大夫 前美濃守仲義 薩摩守源盛清

初献勸盃 前美濃守仲義 瓶子薩摩守源盛清 二献勸盃 定基

瓶子 仲義 三献勸盃 通躬 瓶子 侍從雅季

歌遊 笙 前大納言基量卿 通躬 定基 篳篥 通清

地下召人 前肥後守高秀宿禰笛 前伯耆守近家笛 左近將監近任笙

朗詠 東岸西岸 初反 初句 基量卿詠レ之 第二句 通躬詠レ之 第三句 定基詠レ之 第二反 初句 定基 第二句 基量卿 第三句 通躬 篳篥 通清 笙 近任 笛 高秀

嘉辰令月 三反 初反 通躬 第二反 基量卿 第三反 定基 篳篥 如先 笙 近任 笛 近家

召人座青侍敷レ之

披講 文臺 仲義 圓座 仲義盛清替役レ之

置二不參人和歌一 仲義 置二主人和歌一 定基

在座公卿 前大納言基量卿 前大納言實業卿 前中納言通躬

讀師 實業卿 講頌 通躬 通清 講二和歌一儀

殿上人二反 公卿三反 主人和歌五反

人々裝束 主人 直衣白單衣 基量卿 直衣 實業卿 直衣 通躬 直衣紅單衣籠括 定基 直衣紅綾打衣出之紅單衣下括腹白 通清 衣冠紅單衣 諸大夫 各衣冠單衣 地下ノ召人 各布衣

懷紙和歌

寄歲祝　通誠

鶴龜の齡に契れ萬代の

はじめとけふを祝ふ行する　熙定

へにかはれり
今按逢と藍とかよはしてよまれたるをそしりたりげに尤もなる事なりかやうに中頃の先達不吟味なりしゆゑに假名つかひみだれてわけもなくなれり四聲をわきまへぬ人の詩を作れるがごとし此外中古の歌にかやうの不吟味あまた見えたり

○賀儀定基朝臣の作なり

七十賀（中院儀）

當日平明裝二束殿一（東面）其儀懸二簾於四面一副二南簾西第一間一立二四季屛風二帖一鋪二高麗端一帖一爲二主人座一（其西置二鳩杖一）副二北簾下一鋪二高麗端二帖一（東西行）東折同端一帖（南北行）爲二公卿座一東面簾卷レ之

刻限主人出座（褰二南簾東ノ間一出レ之）次公卿着座（南面西上）次居二主人膳一（息公卿倍膳　庶子殿上人役送）次居二汁物追物等一次酒盞（銚子）次主人三酌之後陪膳復座　次居二公卿肴物一　次一献（五位ノ諸大夫勸盃六位ノ諸大夫瓶子）

凡納言家如レ此儀先例不二分明一如二大臣家大饗一則初献主人也今日主人勸盃無二便宜一又如二賀茂祭近衛使出立儀一則初献殿上四位二献垣下公卿也今日來會公卿皆賓客而不二垣下一又無レ便考二舊例一天治二年待賢門院養產九ヶ夜皆諸大夫勸二初献盃一（見二左園花大臣有仁公記一）

次二献（殿上ノ四位勸盃　五位諸大夫取二瓶子一）次三献（息公卿勸盃　殿上ノ五位取二瓶子一）次殿上人着二公卿座末一次諸大夫置二管絃ノ具一　次地下ノ召人着二簀子座一先レ是鋪二菅圓座一　次呂（双調）調子次春庭樂只拍子次朗詠（東岸西岸柳）次鳥破（樂拍子）次同急　次律（平調）調子次萬歲樂（樂拍子）次朗詠（嘉辰令月）　次三臺鹽急

今日歌遊准二久安富家禪閤七十賀儀一件時催馬樂也其曲調斷絕仍以二朗詠一代之

次諸大夫立二文臺一（硯筥蓋）次諸大夫鋪二讀師以下座一（菅圓座）　次諸大夫置二不參之人和歌一　次在座ノ公卿以下各置二和歌一　次息殿上人起座着二主人座下一賜二和歌一置二文臺上一　次讀師着座　次講師着座　次講頌人々着座　次講二和歌一　次各起座（以二下臈一爲レ先）　次主人起座入二簾中一（息公卿褰レ簾如レ先）

屛風

高五尺月次倭繪裏形薄蘇芳遠菱文緣赤地錦（依二類聚雜要抄一調レ之）建仁依二延喜例一用二四帖一和歌色紙形

鳩杖有二和歌一建仁家長日記云和歌繡二杖袋一其日後京極攝政記云造二竹形一和歌書二竹葉一同日之記甚有二相違一但爲家卿自筆記亦載二書レ竹之由一仍用二後京極說一

の跡なり此比は住持もなく庵も破れ侍り智證の跡は金仙寺なり聖海のなみだの事はつれ〴〵艸にみえたり宮ゐは出雲の社なり國分寺の智觀和尚もまた法友なり愛太子山白雲寺は天台宗なり　そもそも先考此山住にて清閑の福をうくる事十八年にして元錄十五年壬午八月二十三日七十六歳にして身まかりたまひぬ法號は長德院眞門一傳居士尾口村の内平野の上の山に葬る此記をとりいでゝ追慕のなみだを硯の水にそへ侍りぬ

○冬の鹿

拾遺集
神無月しぐれしぬらし葛の葉の
　うらこかるねに鹿もなく也

○八重ざくら

新古今集に八重ざくらを折て人のつかはし侍りければ

道命法師

白雲の立田の山の八重ざくら
　いづれを花とわきて折けん

内大臣に侍りける時望山花といへる心をよみ侍りけるに

京極前關白太政大臣

しら雲のたなびく山のやへざくら
　いづれを花と行てをらまし

契沖師いはくしら雲のたなびき立山に八重櫻よまんこといかゞ歌は打まかせてよむ事も有べけれどもこれらは口拍子にかゝりて實事わすれたりといふべし撰者もまた意を用ひられざりしに似たる歟

○嵯峨の隱君子

玉海兼實公日記　治承四年八月四日云大外記賴業眞人語曰、嵯峨隱君子算道命期勘文不可改平安宮之由有所見貞觀之頃依大極殿炎上時人可有遷都之由謳歌隱君子聞之云桓武聖主鑒此地久可為帝都之故上新處營給也其記文長今略之

○かなづかひ

契沖師がいはく俊成卿の歌に
たのまずばしかまのかちの色をみよ
　あゐそめてこそふかくなるなれ

萬葉には以と爲遠と於これらをさへかよはせる事なしまして以爲と比など更にかよはさず後世はいにし

ひたれば先生と翁と世をことにする事をわすれて身をあはせたるをおもふ東光寺浄泉庵はよるひるとなく來りて碁うちものがたりす或はいざなひてかの名付おきたまひし岩ほにのぼれば谷のひゞき嘯の聲をのこす洞の戸ぼそはくだけたえてしら雲のみぞうづ高き耳あらひ玉ひけん泉もあせておとかすかなり池の塘草青けれどはちすはにほはず竹のこみち今は民の家ゐとなりぬ雪をながむる橋ばしらもながらのためしよそならず梅の立えは枯れ殘れど鶯もやどりとらずさてもかの世をさり玉ふは元龜のはじまる年なれば百とせに十とせ餘りの露霜にやあれにけん山人さりて曉の猿かなしぶといひけんもおもひいでぬ園の名をだにむなしうなさじと御忌日四月十一日ごとにかならず琴をしらべて法樂にそなふ今さへかゝれば後々の子孫はいづこそのほどゝいふ事をもわきまへしらじとつたなき筆にうつし家にも傳はれとて

ちとせ山八のさかひをうつし繪の
これだにのこれとふ人のため

とぞいふもじ日かげのどやかに風やはらかなるをりは智證大師千とせの末もとよみし寺院の跡ををがみてはやく法の水のたえにしをいぶかり聖海上人なみだおとしけん宮居に詣でゝその駒犬をたづぬあるひはすそわの田井に根芹を摘み沼の淺みにひしを拾ひしげき木陰にくさびらをかり清き流に竿をなげもしは國分寺をとぶらひて禪門の商量をはげみ愛太子の峯をよぢて敎乘の議論をいどむおほよそこの山ずみのたのしみあめつちのあひだにまたたぐふ人あらじとみづからたれりとしひとりほこりて餘年を雲水にはふらかしすみやかに草と同じく朽なん事をあまなふ時に貞享三のとし卯月三日の夜隱士朴翁ねざめのまくらをもたげてしるしをはりぬ

爲章按ずるにこれは先考六十歳の作にてぞ侍し阿爺は右京亮定明法雲院宗慶居士後妙莊嚴院の宮は伏見宮貞淸親王なり雲竹子は野田氏京師の能書にて侍し靜齋公は久我前中納言通名卿也瑞岩寺は禪宗見窓見外二代の和尚は先考の法友なり千とせ川は馬路村池尻村の西をながるゝ川也俗に大川とも大井川ともいへり明智日向守光秀はたれ〳〵もしれり先生の集とは陶靖節の集也東光禪師は現在せり浄泉庵は東光寺中興大中和尚祇溪長松軒の次男老年に隱居

とにといふ詩を書付みな靜齋公の筆なり窓のほとりに明窓淨机筆硯紙墨皆極精良自是人生一樂といふを板に書たるは雪峯といひし朝鮮のはかせなりたくはふる物琵琶琴おの〳〵ひとつ笛はいきともしくなりてえしもふかねとすがたのめでたければうちもやらず文ばこ圍碁のばんからやまとのうつし繪ひとはこみなかすかなる住居の友とうとまれず此所のさまちとせ山ひがしによこをれて松のあらしうき世の塵をはらひ白雲みやこの夢をへだつ南は山祇の森こずゑものふりて池のみどりもいとふかく藤浪さへたちかゝりてやよひのすゑにはさながらむらさきの雲にほひみちたりすこしひつじさるのかた一里計りに白妙のついぢ高くおほそらにそびへたるなんよろづ代ふべき龜山の城なりこの見渡さるゝぞ山里めかずうるさけれど城市のいそがはしかなるを思ひやるにつけて翁が心しづかに世のにごりのがれしよろこびをすゝむるなかだちとかへりて嬉しきものにながめなしぬ西には瑞岩の山おろしはげしくて主人公をよびさまし千とせ川水たえずしてゆくものはかくのごとしとさとりぬ北に竹のはやしみどりをふかめて春の鳥夏の風秋は月に冬は雪によろしく四の時なさけすぐさぬすがたをあはれむこなたの軒に猗翠の字をかけて茶室をかまへその具をたくはふ湯のにゆる音いとにあらずたけにあらずかきねのすゞ虫にまがひ木ずゑの蟬に似たりねられぬよひの耳に友なひめさむるあしたさらにこゝろも淸し尾口の里はおはしまのもとにつゞきたればもりあかすかと田の面のいなむしろ吹しく風をまくらにぞ聞といふにかなへり此里はおほぢの御時まで御母かたのしる所なりしを明智光秀といふものにかすめられてのち領主もうつりかはりたれどなほふるきよし思ふ人おほくて此かたゐおきなをもあはれめばよろづにたよりあしからず今はむそぢにみちたれば鬢の霜ふかくはだへの波よせまされどひとみのうるほひさのみにかはかねばつねにおしまづきにより居て文をひらき見ぬ世の人にまじはり生れぬ時のよしあしをかうがへしらぬさかひの海山にさまよひたゞつれ〴〵わぶる事をしらずことに先生の集はむかしよりめなれてそのみさをゆかしければかならずこれを讀よむごとにあぢはひます〳〵ながうして翁がおもむきにかな

なしくくちなんもみづからは心やすくて中々うれしきさいはひならし

右の八境は丹波國桑田郡千年山下尾口村（今は小口村と書り出雲村の北箕田村の南）にあり管雲洞（千年山中に有）嘯月岩（同上）洗耳泉（同上）愛蓮塘（東光寺の前の池の塘なり）吟雪橋（小口村の中南北に今は石橋をわたしたり）賞竹徑（今の南町といふ所にあり）嗅梅塢（出雲と小口の間にあり）抱琴園（東光寺の西隣長松軒の隱栖なり定實定明定爲傳へて住れたり爲實爲章等が産地）なり長松軒卒後百年に過ぬれば今はさだかに知人まれなり先考（朴翁定爲）と新之允定正などは傳へおぼえて先年その所々をしへられたりされど百餘年の後に見れば風景おもしろからず名跡ともいはれぬさまなり長松軒の傳は後にうつし侍るべし

○隱士朴翁に贈ること葉　　西　山　公

我家に隱君の曾祖長松軒の書玉ふ八境の記をうつしもつ事とし久しつねにそのこと葉のうるはしきを賞しその文字のさだかならぬを憂ふ此ごろかの眞蹟を隱君よりつたへかりてもとより持しとあはせ校るに日ごろよみときがたかりし文字はやくこゝろを得たりよろこび思ふ事かぎりなし今ぞ眞蹟を返しおくるにたゞにもたさんも無下なればとてこしをれひとつ書付てその山びこの笑を催す

はるかにもあふぎこそ見れ千年山
山としたかき君がみさををを

今按これは先年續拾葉集あつめさせ給ふ時の事にてぞ侍し其御志とげずしてかくれ玉ひぬすべて古人の爲に殘念なることなり

○山家の記　　朴　翁　居　士

千とせ山のふもと抱琴園はおほぢはじめて隱れすませ玉ふ所にして阿爺につたへてなほ庭のたゞずまひおもしろくすみなし玉ふを此翁またはやうより後妙莊嚴院の宮にめされ侍しかばみつのこみちあれまさりて久しくうづらの床とゆづり置てしをみやづかへかへし世のまじはりたちてのち更にむかしのいしずゑをや〻西にはこびてかやが軒ば竹のとぼそいといぶせけれど膝をいる〻にたれりとて容齋と名づくよものかべに靖節先生歸隱の國をみづからうつしそのこと葉を雲竹子にか〻しむこのひだりにつゞきたる軒に嘯傲のもじをか〻げて堂の名とし東軒のも

もゆらあるよし書たれど證を出さず爲章大坂東高津にまかりて萬葉集の事聞侍し次でに師のものがたりに夫木第二十二に神祇伯顯仲卿の家集を出していはく

曉やをじまが磯のまつかせに

衣かさねよゆらのうら人

此由良丹後國與謝郡にありまた新拾遺集旅部に大納言通具

とまりするをじまが磯の浪枕

さこそはふかめ與謝のうら風

この歌に與謝の浦にをじまをよみ合せられたるに顯仲の歌を引合せて見るに丹後にも由良ある事明らかなりとかたられき實にも曾禰好忠は丹後掾なりければ所ㇾ居の名所をよみ侍りてん一首の釋は改觀鈔に見えたり

○千年山に八境を題する記

長松軒惟翁

みやこをいで、十とせ餘り一とせのほどちとせの山のみねのましらにともなひ尾口のさとの里人と乞たしみてよろづの事のぞむこゝろをやすめひとつのみちさとらまほしかれどひが〳〵しきほんじやうのあらためがたくてひたすら花鳥のいろねにふけりやうやくえんかのかたくなしきやまひにふせり猶やむまじき心のすきにやそこら見そなはしてふかき洞の戸に隠れてはぬしなき雲を乞るよしにものしたひらかなる岩ほにうづくまりてよひ〳〵ごとの月にうそぶきよき泉にけがれたる耳あらふもかしこかりし人のまねめきてをこがまし草の乞とねにおりゐては濁にしまぬはちすをあはれみあるはから歌のおもむきもす、むにやと谷川の一木橋に雪をながめ或はくれ竹のこみちにたゝずみて心むなしきまじはりを結びすがはらのおとゞのさのみめでけんも色にのみはあらざめりとにほひゆかしく梅がえをよぢあるは十あまり三の緒をしらべて靜なる壺のあめつちをあがものと乞むるも千年の山の名にかなふやま人とし人はいふめりされはかゝるゐなかずま居もおのれのみかはふし見の里の露にたもとをそぼち魚の山べのあらしにくしけづり給ふとほつおやもおはしけるぞやされどそをまねびたまへ侍るにはあらずおのづから竹のそのふにおひたつふしをにくまれ谷のむもれ木む

梢よりあらそひおつるもみぢばの
　もろくなり行我身なりけり

かくれさせたまふ日

おとにのみ聞しも今日は身の上に
　わけやのばらん死出の山道

なき人の三年忌によみ給へる長歌

はじめあれば　かならずをはり　あることを
かねてよりしも　聞しかど　あだにも人を
なしはてゝ　見ぬめのうちの　うつせ貝
むなしき名のみ　のこりつゝ　とてもかへらぬ
あだなみの　かなはぬ世とは　おもへども
過にしかたを　手ををりて　ほどなき事を
かぞふれば　三とせのけふに　めぐりきて
そのおもかげも　なつかしや　ひるはひめもす
なきくらし　夜はすがらに　おもひねの
暁かけて　なく千鳥　よそに聞ても
ぬるゝ袖かな

返歌

なき人のその面かげもかみな月
　しぐれに袖や猶ぬらすらん

爲章按ずるに書樓の記といふ御和文もありしかどえうつしとり侍らず此　姫君は近衞關白信尋公の御むすめ尋子と申まゐらせける承應三年御十七歳にして　西山公（二十七歳三位中將）に嫁し萬治元年閏十二月二十三日江戸駒込の御別莊にてかくれさせたまふ（二十一歳）法光院圓容覺心と申す後に哀文夫人と謚まゐらせらる御生質の美なるのみならず詩歌をさへこのみ玉ひて古今集いせ物語はそらにおぼえ八代集源氏物語などをよく覺えたまひしとぞまた三體詩をも暗記したまひけるとぞながらへさせたまはゞいかにいみじき御ざえにてか侍らまし御早世のほどをしみ奉るべき事なり　西山公御物語のつひで此御上におよびてはうち泪をたれさせたまひける御互に御ざえありけるいもせの御中らひいかにむつまじくやおはしましけん

〇ゆらのと

ゆらのとを渡る舟人かぢをたえ
　行へもしらぬこひのみちかな

曾丹が歌にて百人一首にのりてより諸鈔に紀伊の國のゆらと定められたり契沖師が改觀鈔に丹後に

註には子負たる女をとらへて人柱に立たりといへり今程猿樂などの能には男を人柱に立られけりとも見ゆ凡ながらの橋の事古の歌仙も在所をばたしかに不知と云々わだの邊のあたりにかけたる橋と云々

爲章按に此伏見殿宮御方とは貞常親王の御事なるべし契冲師が書たる物に文德實錄を引ていはく仁壽三年九月戊子朔戊辰攝津國奏言長柄三國兩河頃年橋梁斷絶人馬不レ通請准二堀江川一置二一雙船一以通二濟渡一許レ之橋あれば河ある事なれど長柄の橋とのみよみて河はよみならはずよせあらばよむべし

○泰姫君の御詩歌

たまく記憶せしばかりを書付

梅なかばひらくる

梅の花かたえばかりに咲そめて
ふかきいろ香は猶やをしめる

月映梅花

春霄深月淸雲上　梅蘂逞レ香玉滿レ枝
此景有レ誰得二繪盡一　曉風一陣撲レ鼻吹ク

聞花

花ざかりその人傳に聞しより
しらぬ山路もゆく心かな

水鷄

月ならでさすともみえぬ槇の戸を
叩く水鷄に夢ぞ驚く

せみ

春秋をしらで過てふうつせみの
おのがあはれやなきくらすらん

きりぐす

なきあかす小篠がもとのきりぐす
いかなるふしをおもひそめけん

九月十三日

紅葉隨レ風舞二闌前一　賦レ詩酌レ酒不レ成レ眠
嬋娟明月中秋外　復賞今霄婁宿天

名所によする戀

夜もすがら思ひあかしのうらみつゝ
しほたれ増る袖の上かな

題しらず

今日はとひあすはとはるゝ夢のよに
なき人忍ぶ我もいつまで

御病中に

年山紀聞 第五

○露と乏づく

末の露本のしづくや世の中の
おくれ先だつためしなるらん

契沖師の物語に此歌を古來もよく聞わけられざりしやらん續古今集に

本末究竟等の意を有家卿

「あさぢ原風をまつまの末の露つひにはそれも本のしづくを」とよまれたりその外の人々も此定にて末の露と見ればやがて本の乏づくとなると意得られたり然らばおくれ先だつためしといふ詮聞えずこれは末の露と本の滴いづれまづ消て何れ乏ばし殘らんとも乏りがたきを人の世の老少不定なるためしにたとへたるなり六帖に雨と露と滴と別々に出せるにて心得べし露のおちかゝるを乏づくといふとのみおもはるゝより有家卿以下の歌よみふりなり

○立レ志

新千載集に　藤原信良

水くきの岡べのさゝの一ふしを
この世に殘すことの葉もがな

續拾遺集　丹波經長朝臣

仕へこし身は下ながら我道の
名をや雲井の代々にとゞめむ

此世に殘す一ふしを願ひわが道の名をおもへるともにこゝろざしを立たる人なるべしまことに中人以上と生れて志を立ざるは奴僕にひとしかるべしその志の立やうを最初によく〳〵わきまふべし

○ながらの橋

中原康富朝臣日記曰嘉吉三年四月二日丁亥參二伏見殿一宮御方被レ仰云古今序ながらの橋もつくるなりとよめるは盡と造との二儀あり長久の名ある橋も盡はてぬ我戀はいまだ緣なしとよめる心なり一にはふりはてぬれば又造ル義もありとなり又ふりぬる物は長柄の橋と我となりけりともよめりふりたる事と云習歟弘仁三年に造らるゝよし國史に見えたれば弘仁より伊勢が時分まで百年の內也ふりぬると可レ讀條如何然者弘仁は新造歟不レ可レ辨之由も見えたり又古老傳二人柱たてられたりともみゆ最初の事とも見えず密勘の

年山紀聞 第五

目錄

るしみけるに彌作おのれが膝を枕にあたへて撫さすりなどいたはりやりていやしけり母魚肉をおもふ時は彌作ちかき水邊にはしり行て何にてもあさり歸りて味をとゝのへすゝめけるおほよそよのつね母にあたふる飲食をば神佛などに奉る物のごとくにきよめえらびておのれは其餘りのあら／＼しくよごれたるをたべける母もし寺院の談義を聞まほしくいひ或はしたしきもの丶方へゆかむなどいふ時は彌作手をひき腰をおし脊中に負などしつゝ母の面白かるべき物語うちして行歸りける彌作四十歳に及ぶまでかくおこなひければ其里人もいとをしきものにいひあひ郡奉行などいふ人ども丶傳へ聞て不便なる事に思ひけり過し延寶二年　西山公御在藩のをりふしたま／＼玉造へわたらせたまふ時此事を聞しめして御嘆賞のあまり御馬の前にめしいでゝ田畠黄金など賜ひつゝ御感淺からざりけりそれより家の內もやゝゆたかになりていよ／＼孝志をあつくして同じき八年に母身まかりける時も奴婢をたのまずみづから醫師の方へ行あつらへてはしり歸りては煎じあたへなど志をつくしなき跡のかなしみは他人のなみだをさへおとさせけり其後に妻をむかへて農業をつとめければほど／＼に富さかえけるにつけてもあはれ母の世に有し時かくあらましかばよろこびたまはましものをとてくやみなきけり元祿七年甲戌に六十歳なほ世におこなひ侍るとぞ

今按中村新八郎顧言遺文の中に彌作傳一篇あり爲章みづからかへり見るに先考先妣の在世の時これぞとおもふ孝志をもつくさゞりしなん無念餘りある事にこそいかなればさもいやしき彌作が心操にはおとり侍りけんかし今や神主を拜して膳をそなへ香をたきなきさけびてもかひなし父母もたらん人のこれをよみたまはゞ其生前にはやく孝行をつくしたまへかし沒後の悔何の益か侍らん

年山紀聞 第四終

君が千とせを松にのこして

藤原忠顯 荻半五郎

幾とせかふかき恵の露を今
袖のなみだにそへてしぼるゝ

清原長秀 牧木工介

驚し心をおもひしづめてぞ
なみだは袖におちもそめける

藤原治之 岡見治平

誰しばし招もとめむ西山や
雲がくれゆくあかつきのかげ

有間治部少輔光近は廣橋儀同三司兼賢公の孫なり伏見宮貞致親王に仕へて爲實爲章とはらからのやうに交り侍りける致仕して素朴居士と號し京師塔段にすまひしがとし頃ゆゑありて御恩顧ありけり此訃音を聞てよみておくり侍りける

いかならんなげきのもとにもるしづく
思ひやるだに袖のひがたき

四方の人あがめあふぎし西山の
たかきによらぬならひかなしき

千代までと誰ゝ心をつくばねの
よけくはあらでうしや世の中

○孝子彌作

常陸の國行方郡玉造村に彌作といふ民あり生れつき實やかにして母につかへて至孝なり家に田產なければ傭力(ひとにやとはれ)てわたらひける寒夜にも衣衾(ふすま)なければ母のさむきをかなしみて彌作がきたる物を脫(ぬぎ)て母におほふに母もまた彌作がさむからん事をうれへてたがひにあひゆづりぬ母のことばにそむくをおそれてもとのごとくうちきて母のよく眠りたるをうかゞひてひそかにおほひきせてあとまくらをつくろひとゝのへ彌作も其かたはらにふしぬあるひは爐火をたきて母をあたゝめ彌作は火をまもりながら居ねぶりなどしけり人にやとはれもしは役にさゝれて他に出る時はとなりむかひの家にゆきて母をかへり見たびねかしとてなみだぐみてたのみつゝ出けり手づから燒飯して午餐(ひるめし)にあたふればいつもうちいたゞきてふところにいれてひねもす人のためにはたらきながらくらはずして夕さりは家にもて歸り母にあたへておのれはけふは某が酒のませ或は某が何くれくはせ侍れば腹ふくれたりといひのがれける母時々頭痛の病をく

往事　頭辨輝光
はかなしな昨日のことゝ見しもみな
あはれ一夜の夢の世の中
無常　右中將有慶
有はてぬ習をしればなき數に
もるゝもつひの夢の世の中
釋教　前大納言實業
したふぞよ鶴の林のいにしへも
けさふる雪の木々にしられて
此外諸方より追悼の詩歌文章あつめて一大冊なり哀挽餘響と名付たるを過し癸未の十一月三十日小石川よりの大火に燒侍りぬなほうちおぼえたるばかりをとて左にうつす
船橋式部少輔清原經賢は故ありて先年出家して眞言宗となり常覺と名のり自息軒と號すもとより親しきゆゑあれば家兄爲實の水戸の家に養ひたるを
西山公きこしめして扶助し給ひ折々御山居に參りて御つれ〴〵のかたらひ人なりしが御薨去の明る春御墓まうでに梅花を手向るとて
咲はまづ誰にかとをる梅の花
おもはぬ山に手向つゝかな
鹿島郡宮田郷岩船山願入寺惠明院如晴上人は本願寺常如上人の弟なりしを延寶の始まねかせ玉ひていともしたしくもてなし給ふ薨去の後雪のふる日御墓まうでして
小野山や雪ふみわけて君を見し
ためしを苔の下にとふかな
三の教まどはぬ君が行さきは
ひとつこゝろの月やてらさむ
薨じたまふとしのしはすつごもりに　中山備前守信敏（藩府第一の補相也）
今日といへば殘る月日もなき影を
したふおもひよいつつきぬべき
西山の御跡へまゐりたるにいつしか人げすくなく軒ばの松のみつれなくたてりければ　市川味禪翁（三左衛門弘道入道）
君まさで今はた誰かみねの松
ひとりいく代の春かへなまし　源行正（肥田十大夫）
祈りこしみぎりの山のかひぞなき

なき世まで誰かしたはぬ何事も
　正せる道のふかきこゝろを
伏見宮邦永親王の御姉繁子女王は元祿帝の女御に入内有べかりしを故ありてその儀やみ侍りければ永く深窓におはしまして學問和歌にのみ御心をいれさせ給ふよし爲實爲章が日頃の物語を　西山公聞たまひてめづらしき歌書どもをたび〳〵參らせられて遂に御いとをしきものに訪ひ申させ給ふを姫君もとし頃御嬉しき事におぼしたるに此訃音を聞しめして右衛門督の局して仰せ下されし御歌
常陸の權中納言源のあそむその國の西山といふところにてはかなくなりたまひぬるよしをきゝて
よろづ代といのりしこともむかしにて
　さだめなき世ぞ更にかなしき
七そぢや三とせの暮をはつか餘り
　殘りおほくもおもほゆる哉
左にうつす十首はとしごろ申かはさせたまふ御かたぐ〳〵題をまうけてよみて贈りたまふ
時　雨　　前大納言通茂
雲と今消しも同じ七十の
　老のたもとぞきくにしぐるゝ
落　葉　　參議實陰
あく時もあらじ千種のもみぢ葉を
　さそふ習もうき嵐かな
寒　草　　前中納言通躬
野邊の色の秋は千種と見しも今
　夢とぞしのぶ艸の冬がれ
冬　月　　左中將通清
見はやさん人もことしはなきやどの
　月や時雨にさぞくもるらし
歳　暮　　左少將實岑
行年の名殘にそへてしぼるらし
　なき影したふ袖のなみだも
述　懐　　左中將定基
恨あれや心の友とたのみこし
　身は五とせをあはで過ぬる
此朝臣は五年前より書籍の御許借にて申かはさせたまひて御對面はいまだなかりしなり
懐　舊　　前中納言實種
末とほくながれての名はとゞむとも
　かへらぬ水のあはれ世の中

誦年十三抵武江 義公稟祿之使就懋齋野傳肆業研覃經義咀嚼史鑑孤往獨契議論夐出人意表藻思敏贍咸謂青出於藍既長與修彰考館史書淹貫密察多所發明旁通 皇朝典故雖詞意深邃事實不可捉摸者考究研覈能得其要領櫛比縷折歷歷如覩目前至今當史局者見所論著莫不難其精確長於編削殆劉道原揭曼碩之流亞也 義公知其能善遇之屢使京師購求遺書使予長崎與清人張斐接斐稱其才元祿九年 鳳山公擢爲近侍掌編修事素底羸多病至是增劇不能視事以十二月十二日終年不滿強仕一歲矣妻森氏生一女葬豐島郡谷中鄉養泉敎寺從其志也嗚呼居士有經濟之具而不見於施爲有博洽之才而未盡其底蘊接人和煦溫醇謙遜寡言知與不知皆悅慕之而制行端方有毅然不可奪之操家道轗軻雖得於 君而貧病乘除無年無子窮耶通耶銘曰

才不勝德命胡不臧惟其卓乎有立是以久而彌彰

大井廣貞建
安藤爲章

正德四年甲午　水戸府下士
安積覺撰

雪蘭子が人品おほむねこの碑文に見えたり過し元祿二年爲章と同じく京上して一とせの程なづさひ侍りぬ今此小石河にすまひて折々その墓を訪ひ侍るに妻も一女もはやく死したれば碑をたつる人もなく後々は亡廢せんを見るに忍びず松隣子（大井介衞門廣貞居士の吹擧にて彰考館の總裁なり）森尙謙加藤宗伯神代木工大夫熹矢野長九郎重好中島平治爲貞など聞てみなむかし居士と云たしく交りたる朋友なればおの／＼助力して碑石成就しなほ碑位をも養泉寺に安置して永く冥福を修し侍る事になりぬ

○哀悼の歌

元祿十三年十二月六日　西山公薨したまふ事京師へもはやく聞え侍りけるに淸水谷大納言實業卿とし頃舊記歌書の事にて申かはさせたまひければ爲章が許へおほせ下されける

聞にその千里へだつる涙さへ
おどろく袖にかけてしぼる丶

廿八日に薨去なり

○釋萬葉集の跋

萬葉集之不明于世也久矣如顯昭仙覺雖纔窺一班未能通其全況其他哉　常陽水戸西山梅里公負文武才藩于一方政治之暇把玩此集思爲之解凡歷幾年所功成爲卷五十題曰釋萬葉集辱聞愚嗜之日久使其臣定藤子爲章賚藁本來命加校正其爲書也解辭達意考字正點或遠參和漢古今之典或近就集中比較前後自相發明精詳周備無有餘蘊揭作者之意于千歲之上解學者之惑于千歲之下眞如宵得燈而渡得船　公之賜不大哉何更須愚有所增減也因述其意以爲跋

元祿庚辰孟秋星夕

難波東高津圓珠庵契沖拜書

義公ことしの春より痞積の病おこり玉ひて御不食ましま〳〵けるがはやく神議にゐらせたまひてにや正月末にて侍し御釋を大坂へ持上り契沖に委しく一覽し伏藏なく是非をゐるし申べきよしをあつらへよとのたまひしかば爲章二月に水戸を發して東高津のかたはらに寄宿して七月の末まで契沖翁に對話し何くれの不審を申はるけ侍りけり御不食月々におもらせ玉ふよしうけ玉はりしかば八月の末つかた水戸に下向し西山へ參りゐかゞの御答を申たるにいともよろこばせ給ひしぞかしはたして其年の十二月六日に薨去ましま〳〵ける契沖師も明るとしの正月廿五日に身まかられけり　義公は文武兼備の英將契沖は古今無比の歌學その間に徘徊せしは身の幸にてぞ侍りしそれもはやうたゝねの夢とさめはてたる人間世を觀して懷舊のなみだおさへがたうぞ侍る

○雪蘭居士大串元善碑陰

居士歿之明年弟僧高順礱石使余碑之末及書罹災石焚訖不能成今茲僚友井松隣藤年山諸君買石立之徵余舊文愴然不能記感其篤誼悲且泣曰余與居士相知之厚不但骨肉忍使其墳無碑乎吾負吾友久矣因人成事錄々固不足齒雖然諸君周旋之敢不銘乎居士諱元善字子平姓平氏平野鞠于祖母大串氏冒其氏稱平五郎號雪蘭父五郎兵衛母佐藤氏生于京師幼小聰悟絶倫過目成

○和漢同趣

萬葉第二十天平勝寶六年四月二十八日大伴家持の歌に

八千種に草木をうゑて時ごとに　さかん花をし見つゝ忍のばる

御釋云鷗陽永叔種花詩云淺深紅白宜相間先後仍須次第栽我欲四時携酒去莫敎一日不花開これ國は和漢をわかち人は先後をへだてたれどよく似たる歌なり

○おきなが河

萬葉第廿にには鳥の於吉奈我河はたえぬとも云々

御釋云にほ鳥はよく潛て息長ければ息長河とつゞけたり源氏の注又連歌家の說に澳の中を指てながれ入る河と心得るは深く考へぬ僻事なり奈我とかける假名にも心を付べし又日本紀の天武紀上にも息長横河と書り近江の坂田郡にあり

○男房　女房

小右記永觀三年四月晦日御產記以十貫賜男房十貫給女房とあり盛衰記にも男方を男房と書たり是等の例によりてにや　西山公先年太田鄉久昌寺にて和歌披講おこはなれたる時女の聽聞所を女房男がたを男房とし僧衆のを僧房と標すべきよし命じたまふ

○くそふく

かげろふ日記（道綱母の日記）五月五日所云く此ごろはめづらしげなうほとゝぎすのむらがりくそふくにおりゐたるなどいひのゝしるなれど空をうちかけりて二こゑ三聲聞えたるは身にゑみてをかし

又

明惠上人の歌に

山寺は法師くさくて居たからず　心きよくばくそふくにても

今按くそふくは廁などをいふか

○二　禁

舊記に二禁といふは何にてもすべて瘡なり長秋記（時師卿日記）元永二年九月廿日參梁園御二禁有增氣云々廿一日云々廿三日參梁園丹波重忠語云宮御瘡與一昨日同事也云々宮仰云於瘡者不知增減此兩三日辛苦甚敢不可存命者云々

右者家兄（爲實）の拔書にありき梁園は輔仁親王とぞ

はらひのこせるうき雲もなし

こよひしもからにやまとによむ歌の
　心々を月にとはゞや

秋　夕

あはれをもおもひたどらぬ夕さへ
　そこはかとなく秋はかなしき

忍　戀

此まゝにたへて志のぶの森の露
　消ははつともいろにいでめや

夜をつらねて待戀

たのめつゝこれよあまたのいつはりに
　こりぬこゝろぞ我ながらうき

以上　本院の御前にて當座〳〵によみたまへるよし本院は後水尾帝の皇女御母は東福門院にておはしける御諡は明正院と申奉れり

〇由　旬

長阿含經增一阿含經起世經竝云須彌山高八萬四千由旬倶舍論作八萬由旬智度論作三百三十六萬里森尚謙云由旬長短諸説不一智度論云由旬大者八十里中者六十里下者四十里名義集云印度國俗乃三十里聖教所載唯十六里按倶舍論云七麥爲一指節二十四指節爲一肘四肘爲一弓五百弓爲一拘盧舍八拘盧舍爲一踰繕那踰繕那乃由旬同今以日本里數計之一由旬二十四町餘也

〇一　里

風俗通三百六十步　公羊注疏三百步　輟耕錄二百四十步　日本一里七千餘步

〇隱岐直淸

字は文左衛門と稱す三浦壹岐守明敬朝臣に仕へてその參政（俗に用人といふ）をつとめたり彰考館の一松拙（字は又之進）と舊友なりけらしことし正德三年の夏一松氏が亭を訪來り見しやそれともわかぬばかりに三十餘年をへだて丶たがひにむそぢふりにし事ども語りあひ武夫のかひ〳〵しき眼にもさすがなみださしぐみつゝ當座に直淸がよめる

年を經て逢見し人の面かげや
　我すがたみのかゞみなるらん

返　し　一松拙

廻りあひて名のりをせずばもろともに
　しらぬ翁とみてや過まし

開山見性坊阿闍梨きたられしがその弟子智玄律師はもとより殊勝念佛者にて俗縁もちかゝりければ側にそひ居て淨土の法文をしへ聞えられしにかぎりとおぼえて念佛したまへと高やかに呼いけられし時目をひらき見あけて

あらざらん此世の外のすみ所
　もとめにをとてにしにこそゆけ

とばかりありて事きれ玉ひぬ叔父定賀姉督子は十八歳にてつとそひ居られしかばたしかに聞とりてやがて書付おかれたり後に中院内府通茂公其時中納言聞玉ひて和泉式部が句と伊勢物語のこと葉といかに口なれ耳ふるしても今はの病苦之きりなる中にてにをはをもたがへずかくつらねられしは奇特のためしなるべしこれも年頃この道すきの冥加なりとてかへすぐ稱歎ましくけり家兄爲實過し頃平生の歌の殘れるを拾ひて一集となし通茂公于時大納言へ見せ申されければ奥書をかき加へたまへり

此集上下卷山田氏龜子法號淨心院霞屋妙仲眞尼所詠和歌也眞尼從少好歌暗記三代集讀源氏狹衣等曾侍于　本院仙院被召今式部局長子右兵衞尉爲實編纂請於題名予曰彼　仙院賜稱可謂後代美談也因名今式部家集云

延寶乙卯季春　　通茂

集にもれたる歌九首本院小督の局の尼になりて北野におはしたるがもとに自筆もちたまへるをこひ得てこゝにうつす

澤若菜
春はまだあさ澤水のうすこほり
　とくる日かげにわかなをぞつむ

月の前梅
かすむ夜の月をあはれむ袖の上に
　をりしもさそふ風の梅が香

ほとゝぎす
夕月夜かげほのかなる雲まより
　さやかになのる山ほとゝぎす

雨の後の蟬
夕立の過ればやがてなく蟬の
　聲もすゞしき森の下かげ

八月十五夜
名にしおふ月のかつらの下風に

浮于徳也古之婦人不已才稱已徳稱及漢班婕好曹大家輩始已才顯而徳亦媲焉魏晋澆漓猶有辛憲英明敏端慧豫料成敗若蔡文姫流君子不取焉夫才徳兼備者丈夫且難矧在婦人乎苟或有之希世而一見若一靜者其殆庶幾乎典壼閨三十餘年内人咸懷其惠婉戀貞淑頗通書史所詠倭歌不下一千首晩年悉焚其稿止留三百五十餘首間作詩亦焚之所留和歌必其可傳者而所焚未必皆不可傳者取舍之嚴毅然不顧而處身範物操守之篤益可知矣友人安藤爲章耋正成卷題曰蝶夢集敍其才徳徴曰紫娘之言可謂擬於其倫者也余久忝近侍熟知其爲人雖列之於古之婦女良無所媿儻使之爲丈夫從容政事之堂贊襄徽猷必有可觀此非余之私言而輿人之誦也一靜名吉子村上氏更稱左近既老削髮爲尼自制名曰脩之字一靜

正徳癸巳之秋　　澹泊齋安積覺跋

○今式部のおもと

先妣山田氏（亀子）は丹州桑田郡千年郷中村（出雲村の南）の産一睡軒山田道夢居士の四女なり居士は連歌を好て秀逸の句おほく愛太子山の興意法師宇都谷の圓立法師など、名をひとしうせられたり山田氏記憶つよき生れつきにて居士のかたはらにならびて古歌三千首ばかり暗におぼえ給へば幸に歌よむ事を敎へて寛永の女帝のおりゐさせ玉ふ仙洞にゆかりの女房のさぶらはれたるによせて宮づかへの心ようゐに過されけるころ先考（朴翁）の嫡母河合氏そのかたち心ざまうるはしく裁縫にさとく手かき歌よむかたにさへまめなるよし傳へ聞てわりなく乞むかへつゝ二十歳の時先考に配せられけり先考もとより歌連歌藝古の折ふしこゝろざしあひかなひていともむつましく督子爲實爲章久子うちつゞき産生ありけりよのつねかの仙院にも東福門院御所あるひは好君の御方（伏見宮の御息所）など何くれの御遊にも參りなれてうち／＼御歌あそばさるるくさはひつたなからざりしかば今式部のおもと、召しはやさせ給ひけり嗚呼かなしきかな生縁かぎりありて寛文八年戊申正月十一日の夜病の床にかくれたまひぬ時に三十九歳遺骸は東山眞如堂の葬地にをさめ法號は淨心院霞屋妙仲眞尼と申牌位をすなはち玉藏院に安置し侍りぬ其折の戒師には北野西雲寺の

曉別戀

小夜衣なにかさねけんしのゝめの
　明るわびしき名殘おもへば

述懐

かくて世にいつまで草のいつとなく
　あはれはかなき歎をやせん

求むとて何かはかなふ世の中に
　待ならひけんわれぞはかなき

露むすぶ草の庵のかりの世に
　しばしの夢はなげかざらなん

姉なりける人のむすめを養ひて富永大藏元長のぬしにめあはせけるがはかなくなりしころ

ねぎごとも今はあだなれ露の身の
　消てかへらぬ世のならひには

年頃座禪などつもりけるが或時

思ふともおもはぬとしもおもはねば
　思ひの外におもひ入ぬる

水戸へ下るとて長岡といふ所の松原にて

ときはなる君が御蔭にたちなれて
　榮行末やながをかの松

岩船の願入寺にまうで侍しに松陰の岩ねをめぐりて清水のながるゝをあるじの上人瑛兼上人なり祝の瀧と名づけたまふよしのたまひしかば

松高き祝の瀧のしら糸は
　千代をかけてや結びおくらん

流轉生死の意を

吹風にちるかと見れば又ぞおく
　はかなや六つの道しばの露

いくたびか浮世の中にまよふらん
　かへらぬ道の關もりもがな

上品上生の心を

ます鏡むかふ心のまことより
　佛のかげはうつりきにけり

辭世今按正德二年壬辰七月二十三日卒七十二歳法名脩之一靜大眞尼

又も來ん人をみちびくえにしあらば
　八の苦しみたえまなくとも

跋

閨閣ノ才子世必竝ニ稱ス淸紫ヲ其實ハ紫優レリ於淸ニ蓋巳ニ才不

りふしごとによみいでたる口ずさみをもみづからこしはなれたりと思ひけちてにやおほかたそのをりすぐさずかいやりすてられしかば身の、ちに殘れるはかずいとすくなくてわづかに三百五十余首やまとふみ六篇を猶子村上時長此ごろ拾ひものして心の花にぬる蝶の夢といふ歌のこと葉をもてやがて集に名付家にひめおき侍らんをゑかく〳〵しるしてよとのたまはするが難波津のよしあしをもてとかくいふなんそのほいにもあらざめるうへ何がしがおよぶべきことにしもあらねばうち置侍りてたゞ年ごろ見もし聞もしたる婦德のこれはしもとなんつくまじきは此人なめりといはまの水のつぶ〳〵とかたりつたへまほしくて夏野ゆくをじかのつの、みじかき筆のつたなさをわする、ものならし

ふぢ原のため章

集中の歌のうち覺えたるを書付

三十の年の元日に

忍へ身に春は立つてふけふだにも
　　としのみそぢにかなふこゝろを

子の日に人々さそひて後樂園にあそびて

子日して引手あまたの姫小松
　　いづれの袖に千代をこむらん

山里の花を（今按此里は駒込御別荘なり）

あはれとも誰にかたらん山里に
　　ひとりながむる花の下かげ

橋　螢

橋姫の思ひをうぢの河波に
　　もえて螢のかげみだるらん

白蓮を

白妙のはちすが上の露のまも
　　いさぎよからんこゝろともがな

薄

我宿の一むらすゝきほにいでゝ
　　たのめもおかぬ誰まねくらん

秋のけしきを

萩の露をばながもとに虫鳴て
　　見せも聞せも秋のあはれさ

朝　霜

吹まよふ落葉が上も風たえて
　　しづかにむすぶけさの初霜

むかし紫の君が雨夜の品定に女の是はしもと難つくまじきはかたくもあるかなと書いで丶かみなかしものしな〴〵をわきまへおほよそ五十四帖のうちこ丶らの人のうへをむかし物がたりにうつしてをしへとなしいましめをのこせり又かの日記にまさしくその世にありし女どちのさまをしるしたるをみるに物語と同じおもむきにして婦徳ゆたけき人のこと葉なるべしひとへにざえをもていひつたふるは梅に菊にいろ香をのみめで丶霜にほこり雪をしのぐのみさををわする丶に似たりいでやそのをしへにかなへらん女のためしにはあが左近のつぼねをやとり出侍らまし此人村上長治ぬしの家に生れてかたちなん世の人にまされりけるまだあげまきの頃より近衛殿下信尋公の櫻の御所に召し出られ

泰姫君のこなたへいらせたまふにしたがひ奉りて

義公より今の　主公につたへとし久しきみやづかへのほどかぎりなき人のまじらひにつ丶しみをこたらず紫のいひけむいと口をしくねぢけがましきおぼえなくひとへにものまめやかにしづかなる心のおもむきをまもりおいらかにのどやかにわれさかしく人をなきになさずおもにく丶ひきいらずまたひた丶けくさまよひさしいでずよきほどに折をりのありさまにしたがひすべてよろづの事なだらかにかたちよりは心なんまさりたりけるとみなしのび侍るぞかし

義公と姫君の御かたと玉くしげふたみあひかなはせ玉ひつ丶おほんざえあるいもせの御中にならひてもとよりのさとしさも打あひたれば五經三史の道々しきふみをよみからのやまとの歌にもたど〳〵しからずものかくこともいにしへやうのまことのすぢをこまやかにまねびりちのしらべは女のものやはらかにかきならしたるつま音けしうはあらずなどいひつゞけむもあまりものほめがちにやされどよろづたちいらぬさまにおぼめかしくもてなしかの一といふもじをだにかきわたしにく丶していと手つ丶にこめきたる人よと見ればはかなきあだごとをもまことの大事をもいひあはせんにかひなからずおほやけわたくしにつけてしねんに耳にも目にもとめていたりふかくをとこにて見侍らばはか〴〵しき世のかためともなるべきまことのうつはものなるべしとたれ〳〵もいひあへりしぞかしさるは歌にまつはれぬ心からを

酸くして苦ければ美味にあらず凡橘と柑とも詳らかにはわかちがたかるべし　皇神の神とは垂仁天皇なり

○山たちばな

萬葉第四春日王　あし引の山橘の色に出て

かたらひつきてあふこともあらむ

御釋云山橘は言塵抄云世俗にやぶ柑子といふ物也髪そぎの時山菅にそへたる草なり　今按此集にあまたよめる中に第七寄草歌の中にあり六帖にもゑかなり清少納言に木はといへる中に山橘とあるはおぼつかなし延喜式造酒式の大嘗會神供物の註文に弓絃葉。寄生。眞前葛。日蔭。山孫組。山橘子。袁等賣草。各二擔とあり實の珊瑚の如くなる物なれば色に出てといふべき序におけり古今に友則歌にも山橘のいろに出ぬべしとよめり

○うけらが花

萬葉第四東歌　こひしけば袖もふらむを武藏の、

うけらが花の色につなゆめ

御釋云發句は戀しければなり或は戀しくば歟字氣良はをけらにて白朮なり和名鈔云爾雅注云朮儲律反和名平介良云々本草綱目云夏開花紫碧色　又云莖端生花淡紫碧紅數色云々かくのごとく花の咲ものなれば其花のごとくゆめ／＼色に出なと人をいましむる也俊頼朝臣の長歌にうけらが花の咲ながらひらけぬことのいぶせさに云々是は萬葉にうけらが花とよめる歌どもをひらけぬと意得られけるなめり此卷にうけらが花とよめる歌みな色に出るをかりて其如く色に出なとよめり本草の諸説もさきながらひらけぬ意見えず　爲章按ずるに古人は萬葉をくはしく沙汰せられざりし故にかやうの誤りおほくその誤りを又うけつぎて歌學に胡亂なることあまた見ゆめり俊頼などのあやまりをうけてうけらが花ひらけぬよしに今も意得たる人おほし

○通茂公の歌

藩邸の侍醫板垣法橋眞庵宗膽を京師へ上せられし時幸に百八一首和歌の講義を中院通茂公へうけたまはり侍しによみてたまはせし歌

おくまでもなほたづね見よをぐら山

くらきしるべに道もまよはで

○蝶夢集の序跋西山公の侍女左近局の集也

夢ぢをさそふ山ほとゝぎす

返　し

夏のよの夢ぢはかなき跡の名を
雲井にあげよ山ほとゝぎす

明日廿四日婦人をさし殺し勝家切腹して中村文荷といふものに首をうたせ文荷もやがて其刀にて自害しぬ文荷が歌にいはく

思ふどち打つれつゝも行道の
しるべや死出のやまほとゝぎす

右の二件は寮友故大串平五郎元善が物語なり秀吉遺事に出たりとぞ三木柴田城を守りて死し婦人もいさぎよく夫の手にかゝり治忠文荷主人に従て切腹みな豪雄の氣象おもひ見るにさわやかなり歌をさへつたなからずよみ置たるはためしすくなくぞ侍る

○渚　鳥

萬葉第七よみ人しらず
まとかたの湊のすどり浪たてば
つまよびたてゝへにちかづくも

御釋云圓方の湊は伊勢也渚鳥は八雲御抄に海洲也と注せさせ給ふは何れの鳥にまれ洲に居る意にや

今按第十一に大海の荒磯の渚鳥とよみたるに又みさごゐる洲にをる舟ともみさごゐるあら磯ともよみたれば渚鳥とはみさごをいふかと聞ゆ毛詩云關々雎鳩在河之洲今の歌につまよびたてゝといふも此詩にかなへる歟

○山　菅

和名鈔云本草曰麥門冬（和名夜末須介）御釋云瑠璃の色して山橘の大きさなる實のなるなり萬葉第七に「妹がため菅の實とりに行われを山路まよひて此日暮しつ」とよみ其外山に菅をおほくよみ文字を山草とも書るはかならず此麥門冬としも聞えねば只山に生ふる菅なるべし

○たちばな

萬葉第十八天平感寳元年閏五月廿三日大伴家持卿の長歌に　かけまくもあやにかしこし　すめろぎの　神のおほ御世に　田道間守　常世にわたり（下略）

御釋云和名抄曰橘一名金衣（和名太知波奈）南方草木狀云白華赤實皮馨香有美味　今按此橘といふは今の世に蜜柑と名付る菓なり俗にたちばなといふは柑子に似て少さく皮のいろ黄にしてあかゝらず味も少

もまた勇傑のかひありてはやく諫言を用ひたまふ事後世人君のまねびさせたまふべき美事なるべし

○辭世の歌

天正八年播州東郡の守護三木の城主別所小三郎長治舎弟彦之進友之伯父山城守賀相（ヨシスケ）等秀吉公と防戰かなはざりしかば籠城し諸卒の命をたすけてみづから切腹せん事を秀吉に約じ共に妻子を殺して自殺しぬ城中より命をたすかりて出たるものかの辭世の書たるをもて出て人にしめしける

長治

今はたゞ恨もあらず諸人の
命にかはる我身とおもへば

長治妻

もろともに消はつるこそうれしけれ
おくれ先だつならひなる世に

友之

命をもをしまざりけり梓弓
末の代までの名をおもふとて

友之妻

たのめこし後の世までにつばさをも
雙る鳥の契うれしき

賀相妻

後の世の道もまよはじおもひ子を
我身にそへて行末のそら

三宅肥前入道治忠は長治が家臣にて殉死せしに

君なくばうき身の命何かせん
殘てかひのある世なりとも

又

天正十一年四月秀吉公北國に赴き柴田修理亮勝家を攻玉ひし時勝家さしもの良將なりしかども防戰利をうしなひて同廿三日の夜としごろしたしき家臣又あまたの女房を本城一所によびあつめて今生名殘の酒宴をなし夜ふけぬれば勝家夫婦しばらく閨に入て婦人にむかひつゝそこは故内府公信長の御妹なれば秀吉もたすけ奉るべし明朝此城より出たまひて恙なくおはせよと再三いさめけれども婦人もろともに死ん事をちぎりて何くれとはかなき物語の折ふし杜鵑の聲を聞て

小谷御方信長公妹

さらぬだに打ぬるほどもなつの夜の

主人より身のいとまをたまはりて流浪人となり或は商賣の利を失ひて貧困のなげきをこりつみ其外生るかぎりの苦患のさま〲なるも皆一定の數とおもひあきらめてなげきをはるけ侍るべき事なり

○蟻とほし

瑯邪代醉編にいはく小說云孔子得九曲珠欲穿不得遇二女教以塗脂於線使蟻通焉本朝にてありとほしの故事は此小說をかたりうつせるにや

○もなかの月

正德三年の八月十五夜小石川の藩邸へ　養仙院君わたらせ玉ひたるに　主公の御詠

こよひ三五の月くまなきをりしも養仙院の君問きましてもろともに賞したまへば庭のけしきもはえあるこゝちして猶幾秋のひかりをも柱の陰にまちえばやとてなん

従三位　綱條

秋もなかば月ももなかのこよひしも
君がひかりを　そへてくまなき

今按養仙君はじめは八重姬君と申て憲廟の御女故中將君吉孚の御室にして主公の御よめ君なり寶永六年の冬御やもめにならせ玉ひてより本殿をさりて邸中山の御殿にすませたまふ

○雄略の皇后

此帝葛城山に狡獵したまふ時嗔猪ありて草の中より暴に出で人を追ふ獵從みな恐れて或は樹にのぼりにげさりぬ天皇舍人某に詔してのたまはく猛獸といへども人に逢ては憚る汝逆射てかつ刺殺と云かるにその舍人懦弱て樹にのぼりて色をうしなへり嗔猪直に來りて天皇に向ふて噬奉らんとす天皇もとより勇壯まし〲ければ弓を以て刺止め脚をあげて踏殺給へりさてかの舍人を斬むとし玉ふを皇后幡梭姬諫てのたまはく陛下田獵を樂しみ玉ふすらよからざるに況や嗔猪の故を以て人を殺したまふは慈愛なき御心なりと天皇すなはち皇后と共に御車に上りて歸りたまひつゝ萬歲と呼て人は皆禽獸を得つ朕は善言を獵得たりとよろこばせ玉ふ　日本紀雄略紀に見えたり

今按此皇后の御諫言はまことに賢后と申べし雄略

とある前齋院の三字は后の宮といふを書寫のあやまりなるべし其夜やがて內の御前へま見え奉りしは實にめづらしき高名なるべし式部がありさま云々紫日記にもみるにはあやしきまでおいらかにこと人かとなんおぼゆるとぞみないひ侍るにはづかしく人にかうおいらかものと見おとされてけるとは思ひ侍れどたゞこれぞ我心とならひもてなし侍るありさまと書たるは前後の文によくかなへりすべて源氏よむ人はまづ紫日記をくはしく見るべし爲章かつて紫家七論といふもの作りて源氏は式部が一手に出てあの才氣にてはさのみことぐ〳〵しくおどろく物語にあらず思ひの外たやすく作りたるなるべしと論じ侍りたり先達はかの日記をくはしくよまれず物語のみをよみてことぐ〳〵しくおどろかれたり

○天子の法諱

台記（頼長公日記）久安三年六月十八日云法皇談話及我朝古事（法皇好見古記明我朝舊事）仰云後三條院法名人不知之不見日記朕獨知之金剛行申又仰云我朝天子出家時法名多是三字雖誤所行已久余奏云何以知誤乎仰云寬平法皇法名空理灌頂號金剛覺灌頂時名之灌頂後御消息奥猶書空理不書金剛覺則知僧灌頂號猶男字而古賢以爲金剛覺是法名不知有空理之御諱是故天子法諱三字又有金剛之字雖古賢不免失誤依知此事朕名空覺也

按法皇鳥羽院御事也

○吉凶前に定る

もろこしの卜珝と郭璞とふたりながら妙に易學に通じたる人にてぞ侍りしある時郭璞つら〳〵卜珝を見てそこにはかならず兵厄をまぬかれたまはじといふ卜珝がいはく吾は四十一歲にして大將軍となりて禍をうけて死ぬべしそなたにもまた終をよくしたまはじ郭璞がいはく吾わざはひは江南にてあるべしといふ後にはたして卜珝は劉聰が大將となりて軍にまけて死しぬ郭璞は王敦がために殺されたり

今按此二人易道にくはしくして其身の吉凶をあらかじめ玄れりさらばその禍をさくる用意もすべき事なれど避るにさけられぬ運數をしれるなるべしおよそ生死禍福みな一定の數あり或は子におくれ妻に別れて思ひを胸にこがしあるひはたのめる

万十一
鴨川ののちせゑづけみ後もあはむ
　妹には我は今ならずとも
御釋云後瀬は下瀬の意なり神代記云上瀬是太疾下瀬是太弱云々今按ゑづけみは弱の義なり

○白酒　黒酒

萬葉第十九天平勝寶四年十一月二十五日新嘗會肆宴乃歌
　天地と久しきまでによろづ代に
　　つかへまつらんくろきゑろきを
　　　従三位知奴麻呂眞人

延喜式第四十造酒式云新嘗會白黒二酒料云々又云造酒者米一石以一斗八升六合爲糵七斗一升四合爲飯合水五斗各等分爲二甕甕得酒一斗七升八合五勺熟後以久佐木灰三升和合一甕口方稱黒貴其一甕不和是稱白貴

白酒黒酒の制はくさきの灰を入るといれざるによりての名なり

○紫式部

今は昔物語云今はむかし越前守爲時とてざえあり世にやさしかりける人は紫式部が親なり此爲時が源氏は作りたりこまやかなる事どもをむすめにはか丶せたりけるとぞ前齋院の宮此事を聞召てむすめをめし出たりける初て參りける夜内のお前關白殿などいかなることをかせさせ給ふべきなど申させ給て殿の申させ玉ひたるたゞ今夜見えさせたまふべきぞと申させ給ひければやがて其夜さしむかひ見えさせたまひけり世にめづらしくめでたき事といひの丶しりけり式部が有さまか丶るめでたきことゞも作り出したる人ともおぼえす裳からぎぬきたるすがたやう體もてなしなどいとあやしう心もとなげにてぞ侍りける此源氏作りたる事さま〴〵に申傳たり參りて後に作りたりとも申いづれかまことならん

　爲章按ずるに源氏物語の大綱は爲時が作りてこまやかなる事を式部にか丶せたりといふ説は文章のくさりをもわきまへぬ無下の人の申傳へなるべし巻々の意を見るにをとこにては思ひもよらぬ事のみにて決して婦女の趣向なるうへ言葉のつゞき一人の筆ならでは書くだされぬくさりなり一部にわたりてくはしくよむ人は此説に迷ふべからず前齋院の宮此事を聞召てむすめをめし出たりける

向ふす極。たにくゝの。さわたるきはみ

御釋云第六に高橋虫麻呂もかくよみたるに谷潜と書り心は谷くゝりにて蝦の異名なりかへるはいかなる谷にも有て水をくゞれば此名をおふせたるなるべし草をくゞる鳥とて鷦をかやくきといふが如し延喜式第八祈年祝詞に谷蟆能狹度極とあるをたにかまと點ぜるも後人のあやまれる點なりこれをもたにくゝと點ずべし

〇勤臣

天平勝寶元年に駿河守猶原造東人に賜へる姓なりいそしのおむとよむべし文德實錄第四に見えたり東人は九經に通じたる名儒と載せられたり

〇いなせ

萬葉第十六に否も諾も下略

御釋云諸本いなもうもと點ず今按日本紀に諾をせとよめりしかればいなもせもとよむべし後の歌にもいなせともいひはなたれずとよめり

〇玉はゞき

萬葉第十六卷の中の題に詠二玉掃。鎌。天木香。棗一歌此

御釋云玉掃は第二十に寶字二年正月三日内裏にて王臣に玉箒を賜りて肆宴ありける時に家持の始春のはつ子のけふの玉箒とよめるに付て先達の異說まち〳〵なれど今の題並に歌に依るに玉箒は草の名なりと見えたりされどいかなる草といふ事をしらず字書を見るに帚によろしき草多し爾雅に云荓王蔧郭璞注云王帚也似レ藜其樹可三以爲二掃蔧一江東呼レ之曰二落帚一又云葥馬帚注似レ蓍可三以爲二掃蔧一玉篇云甍莫耕ノ切草可レ爲レ帚ニ著此中に先達の說に蓍をいふと申されたれば王蔧これにちかきにや以上題下の御釋なり

玉はゞきかりこ鎌麻呂むろのきと
なつめがもとゝかきはかむため

御釋云鎌に麻呂の名を付て奴などのやうにいひなせり

御追考云たまはゞきかりこ鎌丸とよみたれば玉は後に付たる褒詞にあらず初よりの名なり但帚とばかりは木竹にてしたるをもいへば初名付る時にこと葉をくはへて只の帚に簡びけるなり本草地膚の下に獨帚落帚王蔧王帚掃帚これらの異名に叶へり王帚を玉篇には玉帚に作れり

〇後瀨

ちどりはくれど君ぞきまさず

御釋云もゝとむれと同音にて通ずれば群てはむとよめるか又おの〳〵榎の實を守りゐてはむといふにや　百千鳥は鳥のおほきなり百鳥とも五百つ鳥ともよめるに同じ百千鳥といふ鳥の一名にあらず二たびたゝみていふ時百を捨て千鳥といふにてもしるべし八雲御抄に鶯の所に又榎實をくふと遊ばされたるは鶯を百ちどりと云說に依て此歌を思召たがへられたるが一首の意は第七に鳥はすだけど君は音もせずとよめるとおなじ

〇なまじひ

萬葉四山口女王
物思ふと人に見えじとなまじひに
常におもへり有ぞかねつゝ

御釋云奈麻強は慭の字なり和語の意は生強也生とは熟すべき物のまだ熟せぬにいへる詞なりなま心なま上達部などいふ類なり強は其なましきをうちおかで強てなすこゝろなり今の俗語に或はなまなかとも申めるはなま〳〵にして半なる意なり假令水をわかすに火の氣のとほりもはてぬは水にもあらず湯にもあらずしてわろきやうなるが慭なりされば此歌の意思ひを人に得しもしのびあへぬゆゑに色にみせじとおもひしはなまじひなる事なりとなり

〇やさしき　うつくしき

玉島の此川上にいへはあれど
君をやさしみあらはさずありき

御釋云我住所は此川上にあれど君は心ありてはづかしき人なればさきに問たまひつれどそこのほどとあらはしても答へ申さゞりきとなりやさしみは恥かしきなり俗に情ある人をやさしき人といふは情ありて恥かしき人といふなり美麗なる人をば人のうつくしめばうつくしき人といふがごとししかるを美麗をうつくしと體に訓して心得やさしきをも則情ある事と思ふは誤なり古今に年のおもはむことぞやさしき竹取物語にきのふけふみかどののたまはむことにつかむも人聞やさし云々　源氏眞木ばしらに今はしか今めかしき人を渡してもてかしづかむかたすみに人わろくてそひものしたまはんも人聞やさしかるべし是等みなはづかしきなり

〇谷くゝ

萬葉第五山上憶良令ㇾ反二惑情一長歌の中に　天雲の

みなみのかたに出玉ひて惟光めしてこのもちひかう
かず〳〵に所せきさまにはあらであすのくれにまゐ
らせよ惟光ねのこはいくつかつかうまつらすべう侍
つらんとまめだちて申せば三がひとつにてもあらん
かしとのたまふにこゝろえはてゝたちぬ
河海抄に亥の子の餅は色いろなり三日夜の餅は一
色なれば數々にはあらでといふなり　契冲師がい
はく所せきさまにはあらでといふにてしるべし數
はたゞ數のおほきなりいろ〳〵をいふにはあら
ず亥のこの餅のおほかりしその三分が一ばかりせ
よとのたまへるなるべし紫の上の事は嫁娶の本式
にもあらでぬすみとり給へる事なればたゞいはひ
のしるしばかりにて穩便ならむがためなりみつが
一つを今の世にはみつの物ひとつといへり常のこ
と葉なれども本文はあり史記云晉悼夫人食二輿人之
城レ杞者一絳縣人或二年長一矣無レ子而往與二於食一有二
與疑レ年使二之年一曰臣小人也不レ知レ紀レ年臣生之歳
正月甲子朔四百有四十五甲子矣其季三之一也吏走
問二諸朝一師曠曰魯叔仲惠伯會二郤成子承匡一之歳也
七十三年矣

○とのゐもの
赤染衞門家集にかたたがへに來たる人のとのゐ物を
出したればつとめていひたる
　よやどりの朝の原の女郎花
　　うつり香にてや人はとがめむ
返し
　宿かせば床さへあやな女郎花
　　いかで移れる香とかこたへん
宇治拾遺に平貞文が本院侍從が局へしのびたる所に
云つぼねに行たれば人出きて上になれば案內申さん
とてはしの方にいれていぬ見れば物のうしろに火ほ
のかにともしてとのゐ物とおぼしき衣ふせごにかけ
てたきものしめたるにほひなべてえならず云々
宿直物の事此外にも書拔おき侍りたりかさねて探
りいでゝしるすべしたゞ夜着の事なりしかるを禁
中にて殿上人の宿直する名をしるしたる札を入た
る袋なる故にとのゐ物の袋といふといふ說は無下
に物よまぬ人の作り言なり
○もゝちどり
萬十六
吾門のゑのみもりはむ百千鳥

年山紀聞 第四

○後柏原院御製

をさめしる我世いかにと浪風の
　八十島かけてゆくこゝろかな

按ずるに此御代は足利家の末になりて京都の騷亂諸國の蜂起としぐ〳〵に兵革のみなればおのづから禁中を守護する輩もなく天子はたゞ御名のみにて衰周のむかしにもおとりたる世の中なれども天子といふ御名のたふとさは外の人のよまぬ御歌ぞかしされば儒道に名の一字を眼目とせられし事はげにゆゑある事なるべしさても天子大樹より列國の大名たちまでも此御製を座右の銘として天下國家を治めたまはゞ士農工商おの〳〵其所を得て王道にちかゝるべし

○揚名介

薩戒記（定親卿日記）應永卅三年三月廿七日除目所レ今度右府臨時被申之文揚名介中文也件文云被レ任二常陸介一
　正六位上藤原朝臣國貞
　　望諸國揚名介

　應永卅三年三月廿七日

廿九日記云揚名介事自レ院以二葉室中納言一被二尋下一云揚名介先例任國竝請文等可二注進一者此事迷惑凡任國山城上野上總常陸近江等之由見二抄物一此事大内記爲清朝臣後日談曰上皇就二揚名介事一被レ尋二仰少納言良賢入道常宗一常宗注二進五箇國一其時被レ散二御不審一云々此事若以二如二源氏物語之説一可レ定二一國一之由思召所今度申文望二諸國揚名介一云々依レ之御不審出來歟云々或古人物語云圓明寺關白見二物賀茂祭一之時山城介渡之由人々稱レ之圓明寺殿被仰云揚名介渡ルニヤト被レ仰人々聞レ之其後諸使等渡二大略一之時又同揚名介渡ルヨト被レ仰了揚名介祕事也而無二左右一山城使渡之時被二仰出一忽覺悟爲レ令レ隱二揚名介事一後々毎度被レ仰云々此時以來人々皆揚名介知二山城介事一云々

爲章按ずるに賀茂祭の揚名介は山城介に限るべし源氏物語のは何れの國と定めがたし右の諸國の間なるべし作り物語なれば只あるじの留守をいはんためまでに書るなるべし

○三がひとつ

葵の卷にそのよさりゐのこのもちひまゐらせたり君

年山紀聞 第四

目錄

でそのやまひいえけりこれ世の中の養母繼母のいましめとなり侍りてん更に家婢をえらびて綱治にめさせその婢をもまたいとをしきものにをしへみちびきて裁縫何くれまで女職ならはせたり古人のいはくおよそ婦人のむまれつき妬を甚しとすもし妬なければ百拙を掩ふべしとぞ嗚呼霄子や妬うすければ世の中の妻女のをしへとなり侍らましまた綱治久しく召つかひたる若侍おほけなく霄子に心をかけてさま〴〵にいひなびけんとせしが或時綱治他行せし留守にそのねやにしのび入しを兼て用意やしたりけんかねよきわきざしにてかひ〴〵しく切ければたゞうゝといふ聲ばかりにて死にけりかたはらの衣裳うちかけてさりげなくものし綱治歸りたるにはじめてしか〴〵のおもむきはじめをはりを語りけるとぞおよそ女の密夫する事かくれてもあらはれてもたま〳〵聞えて其身一生の耻のみならずおやはらからまでの名をけがす事なるに此霄子のいさぎよきこゝろもちひ綱治手をもいたはらす家のうちのさわぎもなきふるまひはまたためしすくなくぞ侍る以上婦德を思ふにもろこしの書に賢女節婦烈女などこと〴〵しくしるしたるにはいやまさりてぞおぼえ侍る正德二年春より病づきて同じき七月廿四日に卒去年四十二歲江戶駒込の大乘寺といふにほうぶり妙珠院月澄日冷とおくり名せりまことにをしむべくたふとむべき貞烈の婦人ならざらめやも

年山紀聞第三終

させ玉ふらめそもこの山のとのづくり南にむきて谷水をみはしのもとにたゝへたり松のはしらにちがやぶき蘆のわたどの板びさし小萩がまがき柴の門さしてむかしになぞらへばひじりの御代のまつりごとその身のをごりしりぞけてたみのちからをますといふをしへまもりて四の書五の經のまき〳〵をひもとき玉ふそのあまりやまとしまねの神のみち關の戸ざしにあらはせし李氏のこと葉のそれのみか佛のときし千々の法さぐりきはめてまどひなしなほ春秋の花もみぢをりにふれたるからうたのなさけもふかき山のおくさびしともいざしら坂のしらずきしかた行するもならふ人なき此君のこよひ幽賞をうれしとおもひ玉ふるよし聞えあげ侍るべしといとうるはしきこゝろのみ耳にとゞまりて醉のねぶりおどろきさめぬえりかいつくろひおまへに參ればおほん盃のめぐりなかばにしてさぶらふ人々今やうとり〳〵うたひにぎはふに君はいとのどやかにながめほれて今宵はじめてあふ三五の秋とずしおはするほどなりけり

此拙き言葉を臼坂の寓舍にて書おき侍りしを侍醫井上玄桐ひきかなぐりて御つれ〳〵なぐさめに御覽に入れ侍りしかば長歌の變體めづらしき趣向なれども御うへを過稱するはあが家の佛たふとしといふ類なるべし又歌はぬしからといひしごとく名ある人のこれを作りたらばこそかたりも傳へめとて笑はせ玉ひぬおもひ出ればこれも一場の夢さめにけり

○長山霄子

霄子は水戸府城の士長山七平某が女に奉行職師岡左衞門綱治妻なり夫妻のあはひむつまじく奴婢をかへりみてめぐみありすべて內ををさむるの婦德うるはしきが中に善助綱常は家婢の所生なりしをやがてみづからの子としその婢をふかくいたはりて湊村の某に嫁せしめ綱常を愛育する事わが所生のごとくなれば母子の情いさゝかもへだつることなく綱常もまた孝行ふた心なくもとよりかの家婢のうめるといふ事十四五歲まではしらずぞ侍しそのをさなかりし時病をうれへたりしに霄子醫藥をなめこゝろむるあまり人めをつゝみて夜にまぎれ神崎寺の觀世音菩薩へすあしゝて參詣し祈りける感應のことわりむなしから

て懷舊あさからぬまゝ書うつし侍り

○西山の賦幷序

藤原爲章

萬葉集に布勢海賦立山賦二上山賦と題したる長歌あり清輔朝臣奥義抄の序にも長歌をもろこしの賦になぞらへられたりそのもろこしの賦には古俳律文の四のすがたありいはゆる長歌は性情を專らにしてこと葉あつく六義をかねてすがたゆたかなればまことに古賦の正しき體といふべし今や爲章かの文賦にならふて長歌の變體を製すすなはちはじめをはり文にして中ごろ長歌なるものありあるひは前半篇は長歌にして後半篇は文または文と長歌とたがひに問答するものありあゝ性情ますます遠して六義をうしなふのそしりをゑるといへども好事のくせにそゝのかされて識者の笑をわするゝものなり賦していはく

これ元祿四かへりの秋名にしおふ望月の夜爲章宴にはんべりてゑへることはなはだしやをらゑぞきておはしまによりかゝりつらづゑつきておぼえずまどろみぬ夢のたましひかろらかにとひて西山のいたゞきにのぼる山しづかに松ふかうしておのづからうき世の人げあとたゆる岩ねづたひもたどりなく空すみわたり露おちて桂かをれるあまつ風たかまのはらのすめ神の宮ゐにしもや來にけるとあやしみ見れば久かたの嫦娥のかたちいときよらに氷綃の衣をひき翠鳳の冠をいたゞき瓊紋の履をふみ雲のみづら星のまなじり光彩あたりをかゞやかし爲章をむかへていはく中納言の君としごとにこよひの佳會をもよほして逸詞雄篇みな廣寒のよそほひをまし蟾精のひかりをみがくといへども猶人間富貴のけはひ天上のまなこをよろこばしめがたかりしに今霄なんはじめて此山水のきよければながれたづねてすむかげもすゞしきよはの更行を空にをしみてうば玉のひと夜を千夜にのばへまし今はむかしへ有きてふ佐竹の氏の世世へてもしらでかくれし不老澤(おいぬさは)そこの玉藻の時しあれば君がかる手にあらはるゝ山もうれしとよろこびの聲ふきつたふ久慈(くじ)のはま網引(あびき)の魚をはこびきて太田の市のにぎはひも增井の寺はほどちかしひがしにあたる瑞龍(すいりう)のたかねは君がかぞいろの御靈のひかりかぎりなくするゑのむまごのさかえをぞまもりてら

かしこさのおのが心につながれて
　うきをましらのなく聲をきけ
世を渡る人の上にもかけて見よ
　何かこゝろのまゝの繼はし

○さゞなみ

玉葉集湖邊松
よせ歸り浦風あらきさゞなみに
　しづえをひたす志賀の濱松

契冲師がいはく浦風のあらきに猶さゞ波なるはことわりおぼつかなし

○にほふといふことば

玉葉集
はつせめの峯の櫻の花かつら
　空さへかけてにほふ春風

又いはくにほふとは色にて有ぬべかりけるを春風とてはてたるにて梅が香をやどらせたらむ心ちするにや

○櫻の本色

玉葉集
けさよりは立田の櫻色ぞこき
　夕日や花の時雨なるらん

又云くこれは櫻の本色をわすれたる歌なりたくみをもとむればや、もすればかやうになるなり

月前旅行

玉葉集從二位行家
こえやせん夜は深くとも逢坂の
　鳥の音またば月もこそいれ

これは關のことわりをわすれてよまれけるにや

○ひゞきのなだ

壬生忠見集に伊豫にいきたるによしあるうかれめのいひたる

　音にきゝめにはまだみずはりまなる
　　ひゞきのなだと聞はまことか

此なだの有所この歌に分明なり

○老の鶯

元祿六年二月のころにて侍し西山より湊村の御別莊へ渡らせ玉ひたる折しも座前の梅さかりなりければ白井民部伊胤口にまかせて「千代ふべき君が御園の梅が香のふかき恵をあふぎてぞ見る」と申侍しにそのまゝ御返し

西　山　公

　千代ふべき若枝の梅の花の香を
　　たむけにうくる老の鶯

其時あそばせし短尺を此ごろおもひかけず拜見し

此外わすれ侍りたり

○反　名

公卿補任云大伴宿禰旅人（天平二年十月朔任ニ大納言一改ニ名淡等一）今按名をあらためられしとあるは誤なり旅人を淡等とも多比等（タビト）ともかゝれたるは史を不比等（フヒト）とかき馬飼（ウマカヒ）を宇合など書れたる類にて反名なり此反名の事その頃はやりたりと見ゆ萬葉第五天平元年十月七日に大伴淡等謹状（シテス）とあり（二年ト元年の字にも心をつくべし）そのうへ續日本紀聖武紀に旅人薨とあれば始終あらためられぬ事明かなり反名といふ事を知らぬ人の所爲なるべし又安積覺（サトル）（字覺兵衛）より文の次で中古にも紀長谷雄を發昭とかき三善清行（ヤス）を居逸と書申されて候

○家持は美男

業平の容貌うるはしかりしを世にいひ傳ふるは伊勢物語をよむ人おほきゆゑなるべし家持の事は萬葉集ふるくより流布せざりしゆゑに人しらず萬葉第十七巻平郡氏女郎（クリノイラツメ）が歌十二首の御釋に家持は風流の美男なりけるにや第三に笠女郎（カサノイラツメ）が託馬野の紫ふかくおもひそめしより第四第八および今この女郎にいたるまであまたの女の心をくだけり

○隱士石外

石外わかきほどは長野采女と名のりて眞田伊豆守信幸朝臣に仕へたり劒術の諸流を極め手かく事大かた能書にて侍し神道家にたちいりて道をたふとみ禪敎の學に深く歌林にさへあそびてよめる歌おほく侍しがみなわすれたりたま〳〵記憶せしとて東湖禪師の唱へられ侍し

みよし野は櫻の外に峯もなし
花やつもりて山となりけん

人の家にて庭のさくらを

一木こそ靜にはみれ咲つゞく
山は花より心ちるもの

隱遁の後は左右軒と號しける正德三年より二十年ばかりあなた東海道の沼津にて身まかりぬ七十二歳にて有けるもとより隱逸の志ふかく妻子をももたず侍りけるとぞ

○吉川惟足

神路山にふかくわけ入て正直の敎をひろく江戸にひろめつひにその道をもて　大樹へ召れ家を起せし人なり歌をもよみ侍りける

ふ松虫とよまれ候も閑居友より出申候又申候悦目抄序に萬葉のこと葉なればとてちるぞめでたきなど云云是は古今にあり御存の如く萬葉集にはまたく無御座候まぢかき事の物わすれかなと存候

○辭世　烏丸亞相資慶卿

さめにけり五十年の夢よ見しやなに
　龍田のにしき三よしの丶雲

松平大和守直矩朝臣

限りあればえらぬ昔にかへるなり
　跡はかはらぬ代々の月花

今按大和守殿の歌ことばの作りやうはみよしの丶雲にたちおよばざらめどかはらぬ代々をおぼしやりたる意の花は咲まさりて感情ふかくや侍らまし此朝臣は元祿八年亥四月十五日卒去五十五歲號天祐院鐵船道罷居士

○杉若柯求翁歌　松響堂と號す江戶に住して歌このみたる人也元祿三年に七十歲卒

七十になりける春

けさぞ身のおもひて知やいにしへも
　まれなる年の春をむかへて

春月幽

ふかき夜のあはれをこめてあかずみる
　月はかすみのなかぞらのかげ

古鄕春月

里はあれて空にかすめる光のみ
　のこる難波の春の夜の月

風靜花薰

梢さへうごかぬ花の春風に
　猶をり〳〵に香はさそひきて

神無月のころ甲斐國にまかりし武藏野にて鹿のなくを聞て

むさし野や秋より後もかれのこる
　草のはつかにをじかなくなり

待逢戀

霄のまのしげき人めに待ふけて
　かはす枕の夢ぞみじかき

信濃國に住ける姉の身まかりしころ

心のみかよひしきそのかけ橋も
　たえてふみ見ぬ世となるはうし

後京極攝政

おほふべき袖こそなけれ世の中に
　まづしき民のさむき夜な〳〵

春宮太夫師兼卿

千首 なべて世の民の愁のふかき江に
　身をつくしてもすくひてし哉

一雙の好歌合なり此心を以て君を輔佐し侍らば伊周といふとも恥べからず上をこやしてをごりををしふる人臣は此兩公の罪人といふべし

○ふるき女の名

伊勢齋宮寮頭藤原相通といひしもの、妻を藤原の小忌古曾と云けるよし小右記に見えたり水戸城下吉田社の文書のうちに字男云女の名あり假名はあさをとこ書たり今の世にてはおかしき名なるべし

○市人稱官名

本朝にても末の世には冶工筆工のたぐひまでも官名を稱する事になりぬもろこしも同じ事なり陸容菽園雜記曰吏人稱外郎者古有中郎外郎皆臺省官故僭擬以尊之今人稱郎中鑷工稱待詔磨工稱博士師巫稱太保茶酒稱院使皆然此艸率名分不明之舊習也國初有禁

○ひめはじめ

資益王日記明應十年正月一日云諸社之遙拜之後三獻有之次看經次御コワ次比目始　海人藻芥 中御門宣方卿ノ子恵命院僧正宣守ノ作 曰公家御膳飯者强飯也執柄家等如此姫ノ飯全分畧儀也但人々依好惡用之强飯時飯湯也而近代姫飯時ヲモユマイラセヨト召不叶理者也

按和名集編糅 和名比女或説云非米非粥之義也 とありて其次別粥を出して和名之留加由薄糜也とあれば編糅はひたすらの粥にあらず暦にひめはじめとあるは年始に編糅を喰はしむる事なるべし

○色葉和難　閑居の友

契沖師よりの文にいはく和難集の中を考へ候尊氏將軍以來天台宗僧撰と見え申候然に慈鎭和尚の作あるひは顯昭の作など申候得共この兩人の手より出とは見えず拙き物御座候閑居の友と申書も慈鎭の作と申候披らき見申候入宋の事御座候松尾澄月房慶政上人作と存候此僧へ家隆卿の餞別歌ありて入宋致され又明恵上人と得意と見え候明恵傳にもまた末集に入たる僧歟道心者にて候　長嘯子もろこしもなれば有て

○源氏目録の長歌

逍遙院内府 實隆公

源氏のすぐれて やさしきは はかなくきえし
きりつぼよ よそにて見えし は、きゞは
われからねになく うつせみや やすらふ道の
夕がほは わかむらさきの いろことに
にほふすゑつむ 花のかに にしきと見えし
紅葉の賀 かぜをいとひし 花のえむ
むすびかけたる あふひぐさ さかきの枝に
おくしもは はなちる里の ほと、ぎす
すまのうらみに しづみにし しのびてかよふ
あかしがた たのみしあとの みをつくし
しげき蓬生 秋ふかみ 水にせきやの
かげうつし しらぬゑあはせ おもしろや
やどにたえせぬ まつかぜも ものうきそらの
うすぐもよ 世はあさがほの はなのつゆ
ゆかり思ひし をとめ子が かけつゝゑのぶ
玉かつら らうたき春の はつねのひ
ひらくる花に まふこてふ ふかきほたるの
おもひこそ そのなつかしき とこなつや
やり水涼しき かゞり火の のわきの風に
ふきまよひ ひかりくもらぬ みゆきには
花もやつるゝ 藤ばかま まきのはしらは
わすれしを 折る梅がえは にほふやと
とけにし藤の うら葉かな なにとてつみし
わかなぞも もりのかしはぎ ならのはよ
よこぶえのねは おもしろや やどのすゞむし
こゝろうく くらき夕ぎり 秋ふかみ
みのりをさとりし いそのあま まぼろしの身の
ほどもなく くもかくれにし 夜半の月
きく名もにほふ ひやうぶきやう うつろふ紅梅
色ふかし しのぶふしなる たけ川や
やそうぢ川の はしひめの のがれはてにし
しひがもと ともにむすびし あげまきは
はかなくもゆる さわらびも もとの色なる
やどり木や やどりとめこし あづまやの
のちの名もうき 舟のうち 契りあだなる
かげろふを おのがすさみの 手ならひは
はてぞゆかしき 夢のうきはし

○民の愁

公薨し玉ひしころ館の總裁中村顧言（字新八郎）奉悼の詩十首の中に其四

立言皆大義　修史最精明
特筆壬申亂　雄論南北爭
牝雞難繼統　姦猾不逃情
異代酬知己　建碑弔成

○弔楠公文

今井弘濟

浩濤乎沙之渺遠兮淡路以望洋亂峯欝紆之境横控播州而爲疆人煙扶疎乎丘岡雲樹上下於斜陽蓋以三海之勝界宜乎兵庫之爲名仄聞楠公死節於斯湊河即其古戰場也特詣墓壟敬弔魂靈嗚呼哀哉寒威凛冽之歳惟有松柏而凌霜國家喪亂之秋特降剛正而示貞昔者元弘之際王道凌遲武臣放横帝怒整旅大怒伏刑當斯之時髦彦如雲英俊似星裂土分第功銘旗常天下初定人仰治平何意皇綱紊解禍復起于蕭牆女謁行兮藤房去讒説進兮護良死於是足利叛亂赤松颺起州郡烏合姦雄虎視向之所謂壯夫健將變成特勇脅主之子循吏文人翻爲責降恐後之士斯時也貞烈慷慨整暇從容始則奮佐命之威終則全殺身之義畧埒樂毅而有餘忠比諸葛爲匹者唯有楠公而已公嘗遇風雲之會得挺龍鳳之姿夢兆有類乎傅巖猷謀不恥於下邳深抱盡瘁之志遂擧勤王之師沉毅難察攻守奇策誰測正奇轉化因敵剛柔隨宜巧盡守備墨翟之所以全孤城能用小技田文之所以養鷄鳴及其朝廷失鹿元師敗外公之良策不用嘉謀無取既受節度于人進退不由乎己卒練而法嚴雖曰節制之兵將能而君御遂成羆麋之軍於是公回天之力無施貫日之忠彌純鷙擊電掃烈氛于雲蹀血吃創沙石朱殷遂決必死之心忽殞不貲之身嗚呼噫嘻死或重于泰山或輕于鴻毛公之云亡謂之人乎謂之天乎然而數百歳之下聞公之義者儒夫立頑夫廉老者壯窮者堅是大有裨于風化也一抔孤墳萬代功名梅之先春兮公德惟芳松之後凋兮公節惟貞對墓樹而懐古望山河而悲傷（墓上有梅松二株）

今井弘濟字は小四郎水戸の產舜水先生の弟子彰考館に侍り先年西國へつかはされし時湊川の廣嚴寺へたちより硯を借て書付し文なり

名にしおはゞあけの衣はときぬはで
　綠の糸をよれる靑柳

契沖翁のいはくみをつくし立たる所をみをつくしと名付るごとくかうふり柳ある所をやがて名付たるなるべしふせ屋におふるはゝき木の例ならば冠のなりにえげれる柳の有けるにや

○建レ碑弔二正成一

元祿五年の秋にてぞ侍りし楠正成は忠義始終もつはらにして王事に死したる人ながら墓表のあらざるを

西山公ねんなき事におぼして佐々介三郎宗淳を攝津國湊川につかはされ碑をたて田地をその近邊にもとめて廣嚴寺に寄附せられ永冥福を修し侍るべきよし命じ玉ひぬその碑面の八字は八分書うすき紙に御みづから筆を染てつかはされけり

嗚呼忠臣楠子之墓

碑陰には曾て舜水先生のかゝれし正成畫像の讃辭を刻まれたり

忠孝著二乎天下一日月麗二乎天一天地無二日月一則晦蒙否塞人一心廢二忠孝一則亂賊相尋乾坤反覆余聞楠公諱正成者忠勇節烈國士無雙蒐二其行事一不レ可レ概見大抵公之用レ兵審二強弱之勢於幾先一決二成敗之機於呼吸一知人善任體レ士推レ誠是以謀無レ不レ中而戰無レ不レ剋誓二心天地一金石不レ渝不二爲レ利回一不二爲レ害怵一故能興二-復王室一還二於舊都一諺曰前門拒レ狼後門進レ虎廟謨不レ臧元-兇接レ踵搆二殺國儲一傾二-移鍾簴一功垂レ成而震レ主策雖レ善而弗レ庸自レ古未レ有下元師妬レ前庸臣專レ斷而大將能立二功於外一者上卒レ之以レ身許レ國之レ死靡レ他觀二其臨レ終訓一レ子從容就レ義託レ孤寄レ命言不レ及レ私自レ非二精忠貫レ日能如レ是整而暇乎父子兄弟世篤二忠貞一節孝萃二於一門一盛矣哉至レ今王公大人以及二里巷之士一交レ口而誦說之不レ衰其必有二大過レ人者一惜乎載筆之者無レ所二考信一不レ能下發中揚其盛美大德上耳

右故河攝泉三州守贈正三位近衞中將楠公贊明徵士舜水朱之瑜字魯璵之所レ撰勒代二碑文一以垂二不朽一

後の二行は　西山公の御筆なりされば　西山

がある べき

○ふたむら山

堀河院中宮の上總が歌に

時鳥ふたむら山やこえつらん

あけはてゝのみ聲の聞ゆる

又いはくこの歌かゞみとも玉くしげともいはでふたむら山といふをそれになしてあけはてゝのみといひてはいかゞ侍るべき

○自棄のいましめ

わりなしや人こそ人といはずとも

みづから身をや思ひすつべき

續古今集に出て紫式部歌なり吟じ味ふに自暴自棄の戒となりぬべし其頃才女多き中に此式部は婦徳うるはしき生質の程此歌ならでもその日記の趣にてはかりしられたり又源氏物語をよくみぬ人はただ誨淫の書のやうにのみおもへるが日記とくらべ合せてみるにもはら女の誡(いましめ)にまうけて風儀用意を諷諫したる物なりくはしく源氏物語七論といふをさいつころ爲章しるし侍りぬ當否は後の人の考をまち侍るになん

○黃河そが菊

後葉和歌集序にそがきくのいろなる河一たびすみてと書たるは黃河の五百年に一たびすむといふ故事とそが菊は黃菊なりといふ說を用ひたり此序は長門守藤原爲經入道寂超が作なり崇德近衞の朝の人にて大原三寂のうちなり近きころ飛鳥井雅章卿は「千代の秋なかばにすめる河の名やうすきもみぢの色をかるらん」とよみたまへり

按ずるに右の序の一本にそがきくのいづちかは一たびすみてとあるはあしき本筋なり契冲師がいはくい徐をい川と書たがへ又後にいつをい津と寫しかへたるなるべしなるとちと又書たがふべしまたるの字落したる傳轉のあやまりと見えたりといへり今は伏見宮貞致親王の御本に依れり

○かうふり柳 契冲ものがたり

拾遺集にかうふり柳を見て　　仲文

河柳いとはみどりに有ものを

いづれかあけの衣なるらむ

うつほ物語菊の宴になにはのはらへにかうふり柳にいたりたまひて大宮

花も世に似ぬいろ香みすらし

余近歳愛玩牡丹
上皇嘗賜
内園奇品公侯亦各見恵當時稱名品絶種者
遂爲園裏物清水谷藤亞相以嗜好相符賦和歌
見贈不勝感慰漫綴唐詩一絶酧之博噱

斯花今古擅佳名　愛賞不分緇素情
春樹暮雲相潤久　何時得會洛人評

一品公辨法親王

○沙玉集

此集は後崇光院（後花園帝の御父 伏見殿の始祖）の御集なり先年御親筆をおもひかけずこの江戸にて拝し侍りぬ御歌數二千餘首も侍りけんかし其うちを四五十首も書抜侍りしを火災にうせたりたゞ二首記憶殘れるまゝ

袖露

世を秋の物おもふ袖の露ばかり
野分の風もはらはざりけり

埋火

さえこほる霜夜の床にふしわびて
起いでゝ向ふ埋火のもと

○童形の懐紙

親長卿日記曰文明五年七月廿七日内裏和歌御會伏見殿宮御方（無官無位 御童形）御懐紙重様を論ぜられたる所無官童形は公卿上にかさねべきよし後花園院の御時及御沙汰了云々此度も其例たるべきよし議論有しが所詮可被交女房懐紙之中治定せり

今按伏見宮邦高親王御童形の時也

○耳にさはる歌

俊成卿九十賀屏風春帖に花　有家卿

けふまでは梢ながらの山ざくら
あすは雪とぞふる里の空

契沖師いはく歌は面白きを九十になる人は耳にさはるべくや用意あるべき事也

○をろのはつ尾

新拾遺集に湖上水鳥

にほ鳥はをろのはつをにあらねども
かゞみの山の陰になくなり

契沖師いへらく萬葉に山鳥のをろのはつをにかゞみかけとよめるをろは雄にてろは助たる語なりされば今の歌をろとのみいひて山鳥とせん事やいか

○新續古今集の序

天なり地さだまりて云々しかのみならず左のおほいまうちぎみ源朝臣えびすをたひらぐるいくさの君のつかさをかねてあづさ弓やなぎのいとなみゑげきはかりごとをとばりの内にめぐらし云々

今按に柳營は周亞父が故事より將軍を申て營は軍營にて和名にいほりと訓したりさしもの兼良公もおぼしめしあやまりて經營の營となされたり　以上契沖

○常世の國

垂仁紀日本紀曰時天照大神誨倭姫命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也　又曰田道間守至自常世國　雄略紀曰水江浦島子到蓬萊山歷覩仙衆

これらは神仙の境あるひはもろこしなどを指ていへるやうに聞ゆ

舊事紀云天照太神中略乃入于天窟閉磐戸而幽居焉中略往常世國　日本紀第一云少彥名命行至熊野之御碕遂適常世鄕　第三云三毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何爲起波瀾以灌溺乎則蹈浪秀而往常世鄕矣　第四雄略紀曰不謂遘疾彌留至於大漸

これは黄泉に神さり玉ふをいふ　物語なり

○牡丹の和歌并序

清水谷亞相實業卿

一品宮さいつころより木芍藥を庄園にかずしらずうゑたまひて愛憐せらるゝひもときわたる花ざかりには天香まことにあまつそらにもみてる心地すわきて桐壼一もとは父帝の手づからうゑたまひて咲はじめし花なれば雲のうへ洞のうちならではさらにたぐひあらざるをや世こぞりてとりぐにもてはやすめれとなずらひにたばさるべき素艶はまたなきものならじもとよりから人の花王といへるも今この花にこそと思へるさまなりむかしよりうとからずおぼさるゝ宮なれば花の頃はかならず參りて根撥に高下をゑるほどならずとも蓓蕾を見てだに奇葩の品をも論ずべきに遠きさかひなるはたやすくまうづべき道なきをうらむるころ幸にこの花の歌よみてまゐらすべき命あれば蕪詞一篇をつゞりて卑懐をのべかつ賡和を乞ことゑかり

ふかみ草千ひろの竹の園生には

契冲師物がたりにいはく此卿は南朝にて右大將大納言を經てまた累代の人なるを北朝の後の集に明魏法師とて載られたるは心なきに似たり又此卿の書たまふ仙源抄跋を林家の道春法印の野槌に明魏はをおえゑいゐの類うちまぜて自由に書べきやうにのたまへるよし延政門院のかさねもじ牛のつの文字の所にかかれたりいま仙源抄跋をくはしく見るに長親卿の説は一理ありてみえたり林氏は明魏の説何にありとは申されねども必定かの跋の見ざまかはりてぬれぎぬをきせられたりとおぼゆ

○大伴と大友

又いはくこれは別姓なり大伴は道臣命の末にして昔の武將の家なり淳和帝位につかせ給てより御名大伴なる故に大の字をさりてたゞ伴とよぶ大友は近江滋賀郡の郷名なり大和物語に黒主の事かけるかの郡の住人と見えたり長明抄に滋賀明神は黒主なりといふも證なり古今集眞名序にすなはち大友黒主とかけり和歌の作者に大伴黒主とかけるは傳寫の人本源をしらぬ誤なり

○後拾遺集の序

此序はすなはち通俊卿かゝれたるに後撰には古今の歌をふたゝびとらず拾遺には古今後撰の歌をとらずとあるは此集どもをよく見られぬと知れたり後撰に古今の歌あまたあり拾遺にまた兩集の歌ふたゝび出たる事おほしわづか三部の集をもおぼえられずして撰者となられたる事不審也　又按ずるに古今後撰の作者の歌は今とらずとあれば庵主と後撰の增基と別人なる事しられたり

○千載集の序

大和みことの歌はちはやふる神代よりはじまりてならの葉の名にたふ宮にひろまれり云々此やまとみことの歌といふ詞新後拾遺の序にもありみことは御言歟山にみ山雪にみゆきなどいふ類みは眞なり萬葉に眞草をみくさと點せる是也萬葉第十六に妹が御袖とよめり至尊ならでも本朝に御の字すこしよくいふ所には用ひたればやまとみこともやまとこと葉といふ意にや尊命の字共にみことゝ訓して貴人にいひ敕詔の字をみことのりとよむに聞ならひて此詞耳に立也又喜撰式に敕撰のよし書れたるは不審なり　濱成式は表にそのよしあり

文武於鳳詔と書たるは右御製の言葉を思へるなるべし其全篇にいはく

嗚乎我
公而至此耶
公之德可以鎮山河山河不能容
公之身於日東
公之氣可以蓋萬夫萬夫不克囘
公之車於蒼穹量包天地骸何不與天地久長才拔萬類骨胡爲與萬類俱亡鼓盪武武於鳳詔仙化奚鞭麟之遙拾收墜葉於扶桑玉碎奈與霜林飄天將使史策垂成而廢耶又安知非使文星殆昌倏銷歟忠臣孰使之嗚呼亂賊誰使之嘲吒又將孰使之師蹈海魯仲連而僊通信妻文籍乎嗚乎
公惟知其可以益人而不知其末益己惟知其可以據古傳後而不知其末必同調於里耳惟知慨三良嫉姦猾而不知因循徇流孱懦恐毀惟知惜名器揭綱常而不知納笑宮闈求媚俗吏嗚乎世以爲智歟所知者義人以爲不智歟所不知者利故正笏幕府內外仗信猶之九鼎陳廟華夷可鎮誰謂重器無烹粥之進婆娑林丘

遐邇傳誦猶之芻虞出藪四海爲頌誰謂瑞物無術轡之用夷齊逝矣誰不子厥子而惟倫厥倫文王邈矣誰厥君而厥臣以臣西山之嚮
公擇而居梅里之馨
公題以碑桃橋烟鎖龍塋雲歸別春會剪梅之詞已矣已矣臣將何期嗚乎哀哉

栗山成信拜

○子を思ふやみ

續古今集　前大納言基良卿

たらちねの心のやみをしるものは
子を思ふ時の涙なりけり

續千載集　源有長朝臣

しるらめや子を思ふやみの夜の鶴
わが世ふけゆく霜になくとは

子をおもふなみだ夜の鶴のなくねいづれも心の闇ふかくよまれて勝負おもひあきらめがたく侍れば持と申べしやとてよき一つがひの歌合なるべしこれらの歌を見て親に孝心うすき人は禽獸にひとしかるべし

○右大將長親卿法名明魏耕雲と號す

なるに敕撰ならましかばかくまでおぼつかなくは
侍らじかし

○鳳足硯銘并序　西山公

夫硯者大道之藪澤也聖賢漁筆海筌經典騷人
獵墨林蹄文章豁然鑑往古儼然誡來今此
莫匪一涓一滴之餘澤也
斯硯
太上法皇之舊物也若州所産其色凝紫溫潤如玉長一
尺許濶七寸許厚一寸三分質存天生不加琢磨
名曰鳳足蓋取諸米元章硯史語也
今上聖主常置几案間晨夕之左右之如覩羮
墻然
御愛豈在一硯
叡思在於孝耳臣聞
孝理行於上
德敎加於下萬邦靡然嚮風黎民於變時雍天爲之
示嘉祥地爲之呈靈瑞左史所記右史所書布
在方策
功化永垂豈非所謂立身行道揚名於後生者乎哉
孟子曰五十而慕者是之謂也今茲
天和二年秋忝
敕臣作之銘臣素慣弓馬曾疎鉛槧臨紙幾汗
顏操筆屢措手然而
王事無盬戰兢以銘曰
覽
玄德光爰止
御牀不聽歸昌足履文章磨民墨場致
君軒唐

○寛文帝の御製

鳳足はさるあやしきうつはものにしもあらねど
故院の御硯なればとて端溪の秀石にもかへずこゝに
宰相中將源のあそむ武を備へ文を兼總代の名士なり
よりて命じてかの硯の銘をゑるさしむその文心忠義
の氣をふくみこと葉金玉の聲をなせりこれにむくふ
るにわれ何をかかせんたゞとほくこの硯をつたへて久
しく此文をのこさんといふ言葉にいはく
　つたへゆくすゞりの石のよはひもて
　　代々にのこらむことの葉ぞこれ
西山薨じ玉ふ時彰考館總裁栗山源助成信が誄盪

令

川上のいつもの花のいつも〳〵
　きませわがせこ時しけめやも

此歌第四巻と第十巻に出たり

をとめらが袖ふる山のみづ垣の
　久しき代より思きわれは

此歌も第九巻と第十巻

さよ中と夜は深ぬらしかりがねの
　聞ゆる空に月渡る見ゆ

此歌も第九巻と第十巻にのせられたりかやうの類なり後の撰集にもたま〳〵撰者の覺えたがひて一集の中にふた〻び出たる歌もあれど只一二首の事なり舊記のごとく萬葉もし敕撰にて諸兄公以下諸大夫達のえらびたまはんにはたとひ十首前後は重復ありとも四十八首までの多きには至らざるべしされはこそ家持卿年々見聞に随て書のせ〳〵置れていまだ清書におよばざりし故なるべし　又古今集雜下に貞觀の御時萬葉集はいつばかり作れるぞと問せ玉ひければよみて奉れる

文屋有季

神無月時雨ふりおけるならの葉の
　名におふ宮の古ごとぞこれ

今按萬葉集中終の年號天平寶字より淸和天皇貞觀の始までわづか百年のあひだに此集の事上ざまにおぼつかなくなりて末ざまなる有季に敕問ありしを思ふにも敕撰ならぬ事𛀁られたりもし諸兄公以下奉敕の集ならましかば舍人親王の日本紀などと並び行れて顯然たる大典ならまし又古今の詞書は有季が家集をそのま〻にて寫し載せられたりとおぼゆるにいつばかり作れるぞと敕問の御詞も私撰の物とおぼしめしたるやうに聞ゆる歟うるはしき敕撰の物とおぼしめさば「いづれのおほん時にかえらばせ玉ふぞ」など有べき事のやうに覺ゆ有季がならの葉の名におふ宮のふることと〻よみたるは奈良宮の敕撰といふ儀歟あるひは奈良宮の時代の私撰の物といふ儀か心得たるやうおぼつかなし奈^ナ樂^ラは七代おはしますをならの葉の名におふ宮とのみよみて何れの御代と𛀁らる〻歟此敕答の歌よみやうおぼつかなし或は平^ナ城^ラの帝と心得たる歟平城の大同元年より貞觀元年まではわづかに五十四年

こそさふらめ古き撰者たちにかやうのひが事する人おほく見えたり今按これはかの道の記をうつしあやまりて高砂やとありたる本につきて吟味もなく集にとられけるなるべしまことに敕撰の集とても意をつけてよむべき事なり

○雲の聲

新後撰集戀　　權中納言師時

忍ぶれど物おもふ人はうき雲の
　空に聲する名をのみぞたつ

契沖師のいはく是は雲の聲をなき名のたつにそへられたり　曾禰好忠家集詞書に石間の水の立かへり青柳のいとくり返し見れば心にそなへるもゝち（百千）のうたひとつすつべきなくあまたのこと葉のうちにくものこゑ（雲聲）のそらごと見えず云々此くものこゑをくものうへと書たる本はあし

○衣かつき

今川了俊の書たる物に和歌不審といふもの一卷有其中に云く内裏にて節會の夜爲兼卿きぬかつきをけさうせられけるに夜さりよと仰られければ此女房見かへしてあの顏やうにてと申けるを袖をひかへて

さればこそよるとはちぎれかつらぎの
　神もわが身もおなじこゝろに

又いはく是も内裏にて節會の夜爲世卿きぬかつきをけさうせられけるをこの女房あらけなくつきたほし申てあの年やうしてと申ければおきなほりて

はかなくも人のこゝろのあらいそに
　おもひかけゝる老のなみかな

今按似たる事のそのころ節會の夜などはいづれの上達部殿上人もかやうのたはぶれ有ぬべけれどかかる當座の名歌なければ何によりてか人もいひつたへ侍らましかつらぎの神も爲兼卿のためにまもりをそへあら磯の浪は爲世卿の袖にをりふしよくかけゝるなるべし

○萬葉集は敕撰ならず

此事は　西山公釋萬葉集をえらび玉ふ時二十卷の中をくはしく考へられてまたく敕撰の體にあらず大伴家持卿わかきころより私にあつめ置れたるものなりと證據正しく論じたまへり後に契沖師書置たる物を見るに集中全同の歌およそ四十八首に及べり假

漂ニ泊交趾暹羅之間一艱苦萬狀往而復返蓋志有レ爲而事竟無レ成也其在ニ長崎一貧不レ能レ支門人安東守約析ニ俸之半一而養レ之寛文五年我　水戶侯梅里公聞ニ其學植德望一厚禮而聘㊟徵君慨然赴焉待以ニ賓師一禮遇甚隆每ニ引見談論一依レ經守レ義啓沃備至歎ニ授學者一亹々不レ倦雖ニ老而疾一手不レ釋レ卷天和二年四月十七日卒ニ於江戶駒籠之第一享年八十有三葬ニ於常陸久慈郡大田鄉瑞龍山下一　梅里公謚曰ニ文恭先生一彰ニ其德一也親題ニ其墓一曰ニ明徵君一成ニ其志一也其在ニ鄉里一子男二人大成大咸妻葉氏所出女高繼室陳氏所出皆先歿

徵君嚴毅剛直動必以レ禮學務ニ適用一博而能約爲レ文典雅莊重筆翰如レ流平居不ニ妄言笑一惟以ニ邦讐未レ復爲レ憾切レ齒流涕至レ老不レ衰明室衣冠始終如レ一魯王敕書奉持隨レ身未ニ嘗示一レ人歿後始出今猶見在凡古今禮儀大典皆能講究致ニ其精詳一至ニ於宮室器用之制農圃播殖之業一靡レ不ニ通曉一如ニ其遺文一則有レ集存焉

元祿乙亥之夏

○をさ〳〵

此詞の始は萬葉集第十四東歌に等夜乃野爾乎佐藝禰良波里乎佐乎左毛禰奈敝古由惠爾波伴爾許呂波要

この意はゐのびてもの申けるむすめの有けるに其母の聞つけて狩人の兎をねらふごとくうかゞひて見つけられしがをさ〳〵も寢ぬ女ゆゑに母にきらはれたるとなりころはえはきらはえなり　大和物語に云故兵部卿の宮この中納言の君にゐのびてねたまひそめてけり時どきおはしまして後此宮をさ〳〵とひたまはざりけり云々　源氏物語はゝきゞにつれ〴〵とふりくらしてゐめやかなる霄の雨に殿上にもをさ〳〵人ずくなに御とのゐ所も例よりはのどやかなる心ちするに云々是等を合せて心得るにをさ〳〵は大かたともすこぶるともいはむがごとし

○遠江の道記

增基法師の作なりその中にいはく

夜ふけて鹿のなくに

高師山松のこずゑにふく風の
身にしむ時ぞ鹿もなきける

新拾遺秋下に此歌の五文字を高砂やと載せられたるにつきて契沖師のいはく右の歌は高師山にてよめるうへ高師山と置てこそ歌に感ずる所もさふらへ高砂やとありてはいかゞ侍らんさらば高砂のと

と同じ事なるべし

○權の北の方

世繼物語に東三條兼家公に本室なくして家の女房大輔といふをつかひ給ひて時めかしたまひけるを權の北の方にてめでたしと書たり女どちのさがなき言葉ときこゆれどいにしへのは雅にぞ侍し

○後龜山院御製新葉集

あつめては國のひかりとなりやせん
　わが窓てらす夜半の螢は

古語曰帝王之學匪藝匪文畏天之威主德爲最後世の大樹幕下匪藝匪文の御學問をつとめたまひて天が下のひかりとなさせたまふべき御事なるべしそれに次で一國一城の侯伯よりなほその次々もおなじ事なるべし

○明故徵君文恭先生碑陰

安積覺

徵君姓朱氏諱之瑜字魯璵號舜水明浙江紹興府餘姚縣人曾祖詔誥贈榮祿大夫祖孔孟誥贈光祿大夫考正總督漕運軍門誥贈光祿大夫上柱國妣金氏前封安人誥贈一品夫人有三子焉徵君其季也生於萬曆二十八年穎悟夙成九歲喪父哀毀踰禮及長受業吏部左侍郎朱永祐精研六經特通毛詩少抱經濟之志有識期以公輔擢自南京松江府儒學學生舉恩貢生考官吳鍾巒貢劄稱爲開國來第一天啓以降政理廢弛國是日非故絕志於仕進而有高蹈之風崇禎末蒙徵辟不就弘光元年又徵即授重職其薦出於荊國公方國安而大學士馬士英當國徵君不欲累於姦黨故辭不受臺省交章劾其偃蹇不奉朝命徵君星夜逃于舟山時清兵渡江天下靡然薙髮變服徵君惡之乃浮于海直來我邦轉抵交趾復還舟山監國魯王駐蹕舟山文武諸臣交薦之豫料其敗上疏固辭凡蒙徵辟始自崇禎前後十二皆力辭焉監國九年魯王特敕徵之徵君適在交趾奉敕歔欷欲往赴之會安南國王撤取流寓識字之人差官廳以徵君國王召見逼而使拜徵君長揖不拜君臣大怒將殺之徵君毫無沮喪辨折彌厲久而感其義烈反相敬重既而欲還舟山謝恩陳情聞其已陷進退失據於是熟察時勢已去不可復振決意稅駕因住長崎實我萬治之二年也流落海外幾十五年數至我邦

秀歌の中の秀歌とて撰ばれたるにも有べからずおほくはまめやかなる歌のよきをえらばれたりとみえたり 以上契沖説 と書たるはこの百首十分精撰とおもはざりし書ざま契沖が眼はいと高くぞ侍りし在世に此明月記の趣を見せ侍らぬぞ念なき事に侍る所詮は蓮生入道が撰にてもあれ定家卿も同意におもはれたればこそ染筆はしたまひけれ契冲がいはゆるまめやかなる歌のよきをあつめたる物よとみてもてあそぶべくこそ

かく筆にまかせて書ちるし置たる後に釣月庵主より此頃或所にて定家卿自筆の百人一首の一巻を見侍りたりこれは色紙形にはあらでこまやかに事つらねたる一巻にてぞ侍し其奥書寫しやり侍る此一巻もとは京師にて或納言家のいとまづしくおはせしが富家の金をかりたまふとて質といふにあたへたまひしかどもふたゝび本家にかへるべき術なくして轉傳しつゝ今は江戸にて某氏の寶となれるを便り有りて見侍るになんとぞ其奥書にいはく

嘉禎二年 丙申 建春三月廿六日未刻家隆卿來臨内々約諸候撰歌依所望不憚老筆九十七首書寫禁他見可給候

右壬生ェ遣　　明静 判アリ

釣月庵主私云百首之内三首闕候は寂蓮定家家隆ノ歌三首不被書之候

此事を彰考館にて語り侍りしかば或人のいはくぞれは往年古筆商人某といふもの藩邸へもて參りて好價を望み侍りたるに奥書の年號嘉禎よりはるかの前にてありしかば右の明月記の文を申聞せて汝が似せやう拙しと笑らひかへしゝ物なるべしそれを又年次あらため似せたりと見えたりとなん爲章がおろかなる心にてはいかにとも決定しがたし但し此奥書の文體は日記の書ざまにて奥書ともみえず又全文日記ともいはれずいかさまにもいぶかしきものなり

○つぼね

世繼物語若ばえの卷に里の人々は參りて臺盤所にてはかなく屛風木丁ばかりをひきつぼねてひまもなくゐたり

按につぼねといふ詞のもとは是にて心得べし紫日記にも屛風ひきつぼねとありしやうにおぼゆ花のつぼみ又からかさなどをひらきつぼむるといふ詞

母は宇都宮彌三郎賴綱が女なり賴綱入道して蓮生といへり此入道の事歟爲家卿を中院大納言と申せしも賴綱が婿なれば後に中院の地を讓りまゐらせなどして爲家の居たまひし故にやさてもこの色紙形は彼入道の懇望によりて定家卿京にて筆を染たまふなり（みづから小倉山莊にて書たまふよしにいふは如何）歌を撰びたるも彼入道にや雖二極メテ見ルニ苦キ事一トヲ懃ニ染メ筆ヲ送レ之ヲ古來人ノ歌各々一首とある書やうはたゞ染筆のみにて定家卿の撰ともみえざる歟蓮生法師も歌よみて集にも入たる人なれば是ばかりの物撰ばむことかたかるまじさて又今の世の百人一首は後鳥羽順德を卷尾に載せたるは誰にても後に次第をあらためられたるにや但し當時の臣下なる故に及二家隆雅經卿一二とかゝれたる歟右の明月記の文を以て見れば此百首の事先達の說うたがはしくおぼえ侍りかの契冲師はさしもこまやかなる考にてありしかども此明月記の文を見ざりし故に改觀抄（百人一首註）のおもむき先達の說によれり云かれども（以下改觀抄）此百首に入べきがいらぬもあり入たるも作者のむねとおもはぬもあるべければ人の見ぬ所におされけるを後に子息爲家卿書あつめて作者の名をつけて世にひろめらるといへりされどその末の人びともてあそばで久しくうづもれけるにやとおぼしきことあり續後拾遺集に定家卿

難波なる身をつくしてもかひぞなきみじかき蘆のひとよばかりは

新後拾遺集に雅經卿

思ひ入山にても又なく鹿のなほうきときや秋のゆふぐれ

初の歌は元良親王と伊勢が歌とを以てよまれたれど此百首の中の皇嘉門院別當が歌に詞も似こゝろもかはらず後の歌は俊成卿の歌をかすめられたり此百首そのころもてあそばましかばいまひく所の二首えらび取らるべからずや又家隆卿風そよぐならの小川の歌は新勅撰集に載て寬喜元年によまれたるをこゝに取られたれば新敕撰より後などに此百首をばえらばれけるにや又詠歌大概などに取られぬ歌ども、入たればかならず作者おの〳〵の

年山紀聞 第三

○百人一首

此和歌の事を先達の說に新古今は花を先として實をかたはらにせられたるを定家卿の心にかなはざるゆゑにむかし今の歌の中に實ある歌を百首すぐりて色紙形にみづから書てひそかに小倉山莊の障子に押れたるを定家卿かくれ給ひて後爲家卿とりあつめて作者の名をしるし給ひしより二條家の骨髓となれりといへりしかるに明月記(定家卿日記)をよみていさゝか不審おこれり先記を拔書して今按をしるし申べし

嘉禎元年四月(今按四條院の年號定家卿ことし七十四歳なり)

十二日 甲戌 (今按今日など定家卿出京して嵯峨の山莊に到り給ふとみゆれども明月記傳寫の誤おほければたしかに考へかたし)

十三日 乙亥 日出以前出賢寂冷泉來嵯峨(賢寂宅也) 午終金吾相具少將來暫可在中院云々

今按賢寂冷泉は兩人の名と見えたり何人といふ事いまだ考へず金吾は爲家卿なり此年參議右衛門督なり少將は爲氏なり此四人京より嵯峨に來られしなり中院は後にも見えたり或人云く賢寂は寂蓮なりと

十九日 辛巳 金吾來明日可出京云々 (今按爲家卿中院より定家卿の山莊へ來られしなり)

五月

一日 癸巳 午終自中院頻招請雖怖壁耳依難逃乘輿入北土門出逢入道引率三人子弟皆好士云々列坐東庇予金吾左京彼入道在南面中務加東面始連歌過半之間窮屈入障子西乍臥聞之

今按怖壁耳とは定家卿の身の上歟あるひは中院入道が身にはゞかる子細ありたるなるべし　土門の下出逢の上には脫文あるべし總て文章のつゞかぬ所は落字あるべし　入道の事は後に申べし金吾は爲家卿京より又さがへ來られしなり左京中務はいまだ不考

五日 丁酉 早旦乘輿參栖霞寺(此間略す) 次拜阿彌陀堂河原大臣所安云々 退出(此間も略す) 食訖出宿所出京過左近馬場(此間も略す) 午時歸入蓬門(今按今日定家卿嵯峨を出て京へ歸りたまふなり)

廿七日 己未 予本自不知書文字事嵯峨中院障子色紙形故予可書由彼入道懇切雖極見苦事愁染筆送之古來人歌各一首自天智天皇以來及家隆雅經卿

そも〳〵中院入道は誰といふことをしらず爲氏の

年山紀聞第三

目録

おとらぬ人品なりけらし長流が述作は累塵集萍水集續歌林良材枕詞燭明抄萬葉名寄等なり

年山紀聞 第二終

泉なる泉と聞ばすむが上に
　すまん久井のそこぞしらるゝ
山居せむとあらましけるころ
世の中のわたらひ草をふみからし
　山路のわらびいつかつまゝし
契冲が山住とぶらはんとおもへど冬のうち
はなるまじければ春かのさわらびの生出る
ころにといひつかはしたればかれよりおこ
せたりける
さわらびのもえむ春にとたのむれば
　まづ手を折て日をやかぞへん
そのかへしに
岩そゝぐ久井のたるひとけなばと
　われさわらびの折いそぐなり
山家のこゝろを
うしとても宿かりそめし椎が本
　しひてわが世はこゝに過さん
世の中の波のさわぎをうれしくも
　吉野の瀧の聲にかへつる
位山みねなる人をふもとゝも
　わがみよしの、奥よりぞみる
山里にけふきて見ればあらましに
　年へしわれをまつぞふりぬる
年ふれば花より外もみなれ木の
　しる人おほくなれる山里
わが袖の苔を山風はらふより
　心も塵の外にいでにき
岩ねふみかためし心今更に
　うき世にうごきいでんわれかは
我ぞ此谷の戸さゝで守るべき
　古巣あづけよ春のうぐひす
捨る身は虎もおそれぬおく山に
　猶世のうたは蜂ふかれつゝ
栗柴をかきほとするを便にて
　なれくる山のこのは猿かな
今さらにうき世のことは山里の
　す戸のかけがねかけじとぞ思ふ
爲章按ずるに長流が歌大かたこれらの風體なり長
流は儒學まさり契冲は佛學にふかし在家出世のさ
まはかはりたれども清操ともにむかしの隱逸にも

まにしるせるなるべし

○隱士長流

わかき時は下河邊彦六共平と名告(ナノリ)たり和州宇多の產父は小崎氏(名を忘れたり)いかなる故にか母の氏をとなへ侍りけるもとより妻子なくして中年より津の國難波のかたはらに隱居をもとめ靜かに書をよみ中にも歌學をこのみ萬葉集古今集伊勢物語などは暗記したりその學問おのづから傳へ聞えて大坂の富人おほく弟子となれり生得世にへつらはぬ人がらにて心のおもむかぬ折は富家の招にも應せず訪來れる人にも物いはずまくらを高してあるひは眠り或は書をよみて心にまかせて過しける　西山公その才を聞しめして召けれども終にしたがはざりしかば紙筆をたまはりて萬葉の註を乞たまふにも心におもむきたる時は一二首づゝ註してまたをこたりがちに侍しまゝはたさずして貞享三年(丙寅)六月三日身まかり侍りぬ(六十三歲)圓珠庵の契冲師とまじはりふかゝりければ遺稿をあつめて晩華集と名づけたりその集の中の歌

　述懷のこゝろを

桂川こゝろにかけし一枝も
　をられぬ水に身はしづみつゝ

　きることかたきやまとことのは

よみとよむ我ことの葉はあしわかの
　うらみやせまし住吉の神

和歌の浦をしらぬ板井の蛙だに
　聲はこと葉の數にやはあらぬ

わかの浦にいたらぬまでも紀の國や
　心なくさのやまとことのは

末の集の歌どものむかしの歌におほくおとりゆくと見ゆる

難波津のながれにおふるあしつゝの
　末の世見えてうすきことの葉

契冲が山にかくれてよめる誹諧の歌に「世の中にうめる心は山柿の岩ほにおちてくだけぬるかな」とよめるを聞て

世をうみのやたよりみてぞこのもしき
　その山柿にみのなれる人

契冲がすめる所は泉の國泉郡久井といふ山里なりければよみてつかはしける

をし貴妃がむかしをおもひいづめれば風吹おくる野邊の草葉の露と、もにきえにしあとぞはたにげなからずやはあるしかるを何のゆゑありてかきよらなれる花なんこれやひとしといふめるはいとはしたなくぞ聞ゆか、るうらみのそこはかとなくおもひたゆたふま、しかすがにやみなんもかつくちをしとてにぶきふんでのほこさきをにらきいさ、かこ、にしるして一えだの梅によすはなもし心あらばこれが和答せよとぞことしよろこびやすき春江東の遊子それがし日新齋のうちにしてつゆをしたて侍る

按ずるに慶安のはじめは　西山公まだ二十一二歳にもやおはしましけんもろこしもこ、も世にぬけ出たる人は才智はやく秀でたるものにこそ其頃御方仕に仕へまゐらせし老人の語り侍しはまだ十四五の御時より學問このみたまひて夜など大かたは鷄鳴までも書をよみたまひたるとぞ貴公子の梅ぬすみたまふは好古事となるべし御老年までこの花をこのみ給ひて白坂より西山まで六七町の谷あひに梅と桃を二千本あまりうゑさせ給ひたるが年々にしたがひて花盛のころはたぐひなくぞ侍し

○安レ分無レ求　無名氏鶴林玉露にのせたり

膠擾勞レ生　待二足後一何時是足　據二見定一隨二家豐儉一　便堪二龜縮一　得意濃時休レ進レ歩　須レ知世事多二翻覆一　謾教三人白二了少年頭一　徒碌碌誰不レ愛二黃金屋一　誰不レ羨二千鍾祿一　奈三五一行不二是這般題目一　枉費二心神一空計較　兒孫自有二兒孫福一　也不レ須三採レ藥訪二神仙一　唯寡欲

ちかきころ清水谷亞相實業卿の歌にも

おもへ猶あかぬ心にまかせては
　身の程々につきぬねがひを

○平家物語誤契沖師物語

千載集にみこにおはしましける時鳥羽殿にわたらせたまへりける頃池上花といへる心をよませ給ふける

院御製

池水に汀の櫻ちりしきて
　なみのはなこそさかりなりけれ

これを平家物語には大原御幸の道にてよませたまへりと書りおもふにそのころ千載集あまねく流布せざりしゆゑ平家の作者人の傳へあやまりたるま

木のことなきも物ごとになぞらへてもてあそぶ人まさきのかづら長きよにたえず晉の陶淵明が菊を東籬の下にとり濂溪の翁ははちす葉のにごりにしまぬをたのしみぬともにゆゑあるにやかれすらしかりいはんやむめのひとりあでなるみさをつくりてたてるぞこよなうめでたしとみゆなかにも雪のふりたる曉などの我身もひえゐるやうにおぼえて空のけしきはげしかりしにおやのいさめかけにと覺えてひらけさしつゝをかしきばかりの匂なりこれぞ難波の冬ごもりとはいふべかりけるをあらたまの春のあしたはひときはまさりてみゆ夕ばえの色はなやかにあやまたずて月はいでけりな人めも枝もおなじ色にうつされてそれともみえずかをたづねてとながめしみつねがことまでおもひいでぬいとしろうおきまさるしもかとあやまたれてとぶとりもまなこをぬすまれこてふのはらわたもたちぬべくみはやされ影もなめに窓にさし入りたるけはひはいみじきゑしといへども筆かぎりありければいと匂ひなしされはもろこしにもわれにひとしき人やありけらし上林の園松風のうてな何遜がながめし廣平が賦せしもことならず庾嶺の春のふたゝびにほへるぞよのつねのとしよりもをさをさおもしろかるべけれ世の中に花のはかぜといひけんもにげなからず玉色明道にたとへ深衣の司馬かといぶかりし人こそあなれいともかしこしはい所の月のこゝろもとなきをかなしみとひもて行にやひと夜のうちに千里をしのぎしといひつたへけんもはたかはゆしかるをたれか草木は心なきとやはいふめるいにしへをきゝ今をみるにつけてもはなこそあるじ梅や友なんとおもふ物からともすれば日ぐらしさしむかひふる文なんどとりちらしつゝもろこしのうたどもうちずんじぬればみるにしたがひてうたてはかなきことこそおほかめれむかしつ人のまことにまれあだごとにまれかゝるいさぎよきはなもて國の城のそれすらかたぶけんとすらむ女にそへしぞうたてはかなしな柳子がいはゆる羅浮の山は見はてぬ夢のなごりをとゞめ壽陽公主のひたひよそほへるすがたのえんなるこやの眞人のたをやかに雪のはだへのいとみやびにらうたけしもさぞありけん飛燕がかろやかなるすがた久かたの日かりのどけき春の日にかゞやきていとゆふのみだるゝ世となし侍らんはいとくち

をらでそのまゝ見るよしもがな

今按　西山公まだいとわかくて少將殿と申せしころの御筆なり讃州太守は御兄賴重朝臣の御事なり

○梅花記

西　山　公

花時鳥月雪のときと永福門院のよませたまふもさる物から春はあけぼのゝやう〳〵しろく成ゆくまゝによもの山々はかすみわたりてあやしのしづのゝきばちかくうぐひすのはなやかに鳴いでたる青柳のいとほそくあやめもゆらになびきあひつゝ櫻は青葉がちにて庭の木だちもこぐらき中に卯の花の垣ほにのみとおもはずしも咲かゝりて山ほとゝぎすまちがほなるに軒のたち花はむかしおもはずしもあらずややみはいとさらなり月の頃もほたるの三つ四つふたつなどとびちがひたるまどのまへはふみなんずしつべくおぼえていとをかし秋はゆふぐれのゆふ日はなやかにさして山ぎはいとちかくなりたるにかりもこゝら鳴わたりて頃しも月やあがれる紅葉やさかりなどあらそひいひのゝしるもげにおぼえてあはれふかしやうやく木がらしの風身にいとふなりもてゆくまゝにすゝきのかれ葉のかしらに霜おきまよひ虫の聲もかれ〴〵に枕にちかききり〴〵すのおのが衣のつゞりさせてふとてまことに折にふれ時につけつゝ物のあはれは侍るめれど梅のはなのいよやかなるありさまのいづれなみせんともおぼえずいとやんごとなしいづれの所にかありけん今はわすれつ梅の木のあるをもてる人なんありしほどにやつがれ日をわたり月をへてもとめしかどもあるじの人つひにゆるさずいかがし侍らんとおもひわづらふほどある夜雨いたうふりぬかのあるじのまへをとほりにけるついで今ぞかうとふとおもひいでゝひそかにこれをぬすみみづからねこじておひつゝからふじて行ありさま人やきゝつくらんとせちにしのびたる心のうちいとけうありて白玉かなにぞととひしあくた河のほとりましておもひわたさる色にめづる心のはなはだしさはわれも人もかはらざりけりつひにそのふにうつしてよるひるとなく此十とせがをち心をつくしあいしもてあそぶといへども槖駝がをしへにしたがひて子のごとくしすつるがごとくせよかへりみることなくおもんはかる事なしそれいにしへより今の時にいたるまで草

尾乃長永夜乎一鴨將宿

右の歌は作者未ㇾ詳うたなるを本歌を新千載戀二に人丸とのせ或本の歌を拾遺集戀三に人丸とてのせらる此誤りをおもふに右の歌より五首過て問答の歌に眉根掻鼻火紐解待八方下略この註に右上見ニ柿本朝臣人麻呂之歌中ニ但以ニ問答ニ故累載ニ於茲ニ也とあるをすべて上にわたりたる註と見あやまりて作者を人丸と定められけるなるべし此註は眉根掻一首をさしての筆なるものをすべて中頃の人人萬葉集にうとかりし故かやうのことおほしあしびきの山鳥の尾の歌を百人一首といふ物にのせて以後今はたれ〳〵も口なれ耳ふればおどろかし申なり

○讃州太守に答へたまふ和歌序

せうと拾遺の御もとよりとてせうそこにそへて紅の梅一枝もてきたれりさながら驛使の春に逢心ちしてむはらのつゆに口すゝぎひらき見るにいみじき序ぐしたるやまと歌なりたうとさもたゆくまき返しつゝちたびとなくこれをすし腹にあぢはふればきのふやつがれふりはへとぶらひたてまつらんとあらかじめちかひものせしかども父命もろいことなふしてそのこともだしてやみにしかば此ごろ外よりねこじてうつし給ひし軒ばの梅にほひあくまでさきみつるをともに見はやし給はんと吹くる風も袖をおほふばかりにおもほし給ひしすぢいとねんごろにまめやかなりし御心ばえのいたらぬくまなくいともかしこしやまとこと葉のかみさびたけたかうむくさの玉みがゝれいで九つの玄なおのづからそなはりいともありがたきすがたいへばさら也まことや山部柿本の風ふたたび吹かへし貫之躬恒が跡こゝに見るかといぶかりしもおぼろげの事にはあらざりけりなきくならく王仁が難波の宮にそへし歌も御はらからの御事なればそれもこれもつらなる枝はたかきもくだれるもかうぞあらまほしきわざなんめりなにやかやとおもひたゆたふまゝにながき春の日もくれかゝるまゝに玄かすがにやむべきにあらねば豹尾をものするあざけりをわすれけふのほそぬのはたはりせばくしてあやなきよしなしごとを岩間の水のつぶ〳〵とかいつくればいとゞあやしうこそ

わがために待しそのふの梅がゝを

述懐

まきのやに音だにたてぬ春雨の
　しづかにて世にふるよしもがな

二十九になりける年

我身いまみそぢもちかの鹽がまに
　けぶりばかりの立ことぞなき

題しらず

冬ふかき越路の雪は我なれや
　めづらしげなく世にもふるかな

かくしつゝ老その森や霜かれん
　もゆとしげるとめをうつすまに

足引の山をぬくてふ手力を
　身にはおもはずこゝろにもかな

おもへども松のみさをのおよばねば
　しだり柳に我やならはん

よそになど蓼はむ虫をおもふらん
　世のからきにも人ならひけり

世の中の心つくしにそむかずば
　のりのみちのくいつかいたらん

○女貧レ家

陳蕃上疏曰又采女數千食レ肉衣レ綺脂油粉黛不レ可レ貲計鄙諺言盜不レ過二五女門一以二女貧一レ家也今後宮之豈不レ貧レ國乎（上下略）

この上疏のおもむきは無用の費おほき事のみを述たり按ずるに國家をまづしうせざる前に先その主人の精髓をまづしうして次で命をはろぼされまし高きもくだれるも色欲をつゝしむべき事なり

○清少納言

契冲翁いはく古説に清少納言は老の後四國の邊にさすらへたるよしありたしかなる出所あることにや續千載集雜中に老の後こもりゐて侍りけるを人の尋てまうできたりければ

　　清少納言

とふ人に有とはえこそいひ出ね
　我やはわれとおどろかれつゝ

此詞書によれば都のかたほとりにこもりゐけるなるべし

○誤定二作者一

萬葉集第十一に　念友念毛金津足檜之山鳥尾之永此夜乎　或本の歌に曰足日木乃山鳥之尾乃四垂

作り契冲は長流が沒後に家集をえらびて序をかけりともに難波にかくれ萬葉の古風をこのみて近代の風にへつらはず同氣あひ得たる耐久明といふべし湧吟に載たる契冲師が歌

山家のこゝろを

忘れても都のかたにながめせば
　風吹とぢよ嶺のしら雲

山里に折たく眞柴めづらしく
　花より外の香ににほひつゝ

都人庭にうつせる山にだに
　わがしら雲をゑばしかさばや

山河の龜のこゝろを心にて
　尾をひくことをならひてぞすむ

やま里のおどろの道の青つゞら
　くりひろふべきうなゐだにこず

述懷の歌の中に

山にても猶わすられぬこのみゆゑ
　心の猿はしづけくもなし

ちからをもいれぬ歌さへおもにとや
　つらづえつけど腰のをるらん

われこそはあしの下をれひとふしの
　有とて誰か有と見るべき

としの暮に

山里の柴をりくぶる冬ごもり
　煙ぞ春にまづかすみゆく

病しける時

ひるよりも夜は誰をかともし火の
　咲散る花もひとりのみ見て

曉更寢覺

ともし火の殘る光のかすかにも
　ねざめの床にかねは聞ゆる

世中饑饉のとし

かまど山民のけぶりのたゆるより
　恒のこゝろもたゞずなりゆく

題しらず

陸ゆけば駒のあなゆみ波の上は
　舟やすからぬ世の中のみち

春のおもしろく秋のあはれなる心を

春秋をくらぶの山の花もみぢ
　かすみも霧も下にやはたつ

さるまじきふるまひをもしむくつけき詞をもいひあひ侍るぞかし聖人そこを憂へたまひてかの自然の道理なる物はづかはしきたしなみの情にもとづきて敎をたて給へり夫婦の別のみならずすべて人倫のまじはりはたしなみの情第一なりたしなみは敬の字にもかよふべし物はぢせずたしなみなければ禽獸にもおとりもてゆくものなりよく／＼わきまふべしと仰られける頓機なる御答にして忝かも我等ごときおろかなるものも心を得る御敎なるべし

〇漫吟集序 契沖師の集也 隱士長流

昔のころもつゞりの袖にやまと歌もてあそびし人ふるくはまづあしがら山に舟木きりそめしたくみのこき出ていにしあとのしら波たちつゞきあるは世をうぢ山の峰の雲より人のさかひをはなれたる一首をつたへあるは石上ふるの山邊の霞にきえながらの瀧もとゞろに高き名を殘しあやしきためしにはまた天の川の水をひきて苗代水にいひながしたる人も有けんそれよりさきに出たる人は僧といへどすべてみな歌の林のひた人のみぞおほかる忝かるを淺香の山の井ながれを尋てくみならふ道のいつとなく坂くだりぬと見しより今の世までのあひだにはたゞ西行寂然らを上にたて、下にやう／＼ならふべき桑門の歌よみをよびを折て十まではふしがたしとさだめきぬるをはるかにちとせの後に出つゝ滿誓沙彌が古き斧のえをつたへて八雲たつ山のしげみわけいりたてよこにたつきの音をなして岩垣ぬまのかくれ昔の人の見いでざるところをみいでゝ物名俳諧の歌にいたりていひのこせる事なく無常をのべたる長歌はその詞のおほかること和歌の浦より千里の濱のまさごをつくせりいまだ我國にかゝる長篇を見ざればかのから人の十とせをへてなせりとかいふなる都ふたつの賦にぞいひつゞくべき猶こゝろみに土になぐれば玉のひゞき數しらずこれなん僧契沖がみづからえたるこがねのつもりなりけるをわれとも／＼にそのはこをひらき見て中にいまだちひさきものをばところ／＼取すてゝえらびさだむ此こがね世をへてくちずまじければ今より後かのちにもやまと歌に心をえて見る事あきらかならん人は是を見あらはし聞ことさとからん人は是におどろかざらめやは

爲章按ずるに長流は契沖が生前に歌を集めて序を

此一條不審の事ニ候雄略記の意も浦島子が歸たればこそ蓬萊に至たることは知れ候へ語は別卷ありと候得ば此條を記したる書もありと見え候又萬葉第九の歌明らかに天長よりは遙の先に歸候國史の中にさへかやうの不審なる事御座候雖然慥なる史の文に候得ば萬九の御釋に御引加可被成候哉

右は契冲師より書おこせし物なり　西山公久しく日本後紀を探りたまふといへども眞の本を得たまはずいにしころ京師より一本來りしを彰考館にて吟味せられたるにはやう僞書にてぞ侍し契冲翁の見たる本も此筋としられたり近き頃師盤禪師のあつめたる僧傳の中にも浦島子が事を載たるに右のごとく天長に蓬萊より歸りたるよしを書たるは此老師もかの本筋に依りたりとみえたり契冲師盤はともに博才の人なれ共かうやうの吟味はいかでか彰考館の學者たちに及ばんやさても此僞書作りたる人は何ものぞや害を後世に殘す事すくなからずにくむに堪たる罪人なり契冲いへるごとく萬葉第九にて見れば浦島子は淳和の天長よりはるかの以前に歸りたるものなりかつまた右の文章も國史に類せざる書ざまなり眞の日本後紀は類聚國史と日本紀略に引れたるのみぞたしかなる全本はいつの頃より絶はて丶侍るらんむかし梓行の不自由なりし世に公家にあるひは二三部などうつし持たまへるが度々の火災に燒うせたるにぞ侍らん類聚國史も今は全部つたはらず

○夫婦の別

御夜話の折ふし或人申さく五倫の中に夫婦のべつといふ事小學等の書面ばかりにては何とやらん十分心におちがたしいかゞ侍らんやとおのかじゝ申あひける時　仰にいはくそれはいと心えやすき理なりおのおの妻もたる身はおぼえ侍るらん嫁娶の夜媒人侍女房饗膳なにくれと程々の禮をつくしたがひに衣紋つくろひたしなみふかく九獻の盃かはし新まくらとりどりに後朝の對面もなにとなく物はづかはしくたしなみあへる心もちやがて別なりこれ自然の道理にして他の敎によらず其心もちひを後〳〵までもわすれずば夫婦ながくむつまじく愛相よかるべしされど年月ふるま丶に心やすさの過てたがひに物はづかはしきたしなみうせて氣隨になりもてゆくよりさま〴〵

の月なれば雷の聲のをさまりはつる故に無雷月とはいふなるべし同集に神の如聞ゆる瀧とよめるも後撰集に「ちはやふる神にもあらぬ我中の雲井はるかになりもゆくかな」とよめるも雷神なり伊勢物語に神さへいといみじうなりと云々神なるさわぎに云々此外猶證歌おほし考へて玄るべしとのたまはせたり

○安元の火

玉海安元三年四月廿八日云曉更人告云夜前火猶未レ消京中人屋多以燒亡中略以二使者一訪二二位中將及源大納言等一各報云以二存命一爲レ事云々納言文車六兩之内三兩全於二其殘一雖レ引二於輪破一令二燒失一了云々隆季卿文書不レ殘二一紙一燒失了云々又隆職文書多以燒了宮中文書拂底歟凡實定隆季資長忠親雅頼俊經等皆富二文書一家也今悉遭二此災一我朝衰滅其期已至歟又尹明文書六千卷同時燒了云々燒亡所々大極殿以下八省院一切不殘

會昌門　應天門　朱雀門　神祇官八神御正體燒失　民部省圖帳倉不燒亡云々　主計寮　主税寮　式部省　眞言院兩界曼陀羅同以燒亡　主水司　大學寮孔子御影奉取出之　勸學院等云々

公卿之家中略此外殿上人以下不レ知二幾多一凡東富小路南六角西朱雀北大内併以燒亡古來未レ有二如レ此事一云々

按ずるに人みな古書の失亡をいふに應仁の兵火をのみかたりてこの安元の天災をしらず其頃は異域の書いまだ多く渡りきたらざれば文書といふは神書國史あるひは諸家の日記歌書等なるべしふかく惜むべき事なり

○日本後紀の僞書

日本後紀第十七云天長二年今歳浦島子歸レ郷雄略天皇御宇入レ海至レ今三百四十七年也浦島子者丹後國水江浦人也昔釣二得大龜一變成二婦人一國色無雙卽爲二夫婦一被二婦引級一到二於蓬萊一通二得長生一銀臺金闕錦帳繡屛仙樂隨風綺饌彌レ日居レ之三年春月初暖羣鳥和鳴煙霞瀁蕩花樹競開問二歸歟之計一婦曰列仙之陬一去難二再來一縱歸二故郷一定非二往日一浦島子爲レ訪二親舊一強催二歸駕一婦與二一宮一曰愼莫レ開レ此若不レ開者自再相逢浦島子至二本郷一林園零落親舊悉亡逢レ人問レ之曰昔聞浦島子仙化而去漸過二百年一爰悵然如レ失二步於邯鄲一心中大恠開レ匣見レ之於レ是浦島子忽變二衰老皓白人一不レ去而死

ほしたるを藤原の宮より叡覧ましく〵たる御即興と見ゆほすてふはほすといふ義なれば文字にもかなはず又人づてにきこしめしたるやうにて叡慮の即興にもそむきぬべし字のまゝほしたり或はさらせりと點じてはともにいひはて、こと葉も古質なりなど思ひていづれの世の人かほすてふとあらためてやさしくけだかからんとおもはれされどふるき歌は古質にてこそ時代の風もしられて殊勝なりすべて撰集に古歌の詞をあらためて當時の風にしなさる、事意得がたし又此御製を近代の註に春はかく山に霞たなびきてさだかにもあらざりしに夏來りて明白に見ゆるを白妙の衣とはよみなさせたまふなど、釋したるは香久山の宮とて宮殿の有しを考られず今の眼をもての癖案なるべし今按此御製百人一首に載てあまねく人のしりたる故にたまたまも右の正義を用ふる人もあらんやとて書付侍りぬ後に契沖師の百人一首改觀抄といふ物を見侍れば御説とまたく同じ

〇耕雲千首に

しづのをが門田の春にあはれなる

かへすく〵も秋をたのみて

五代後周世宗留ᵣ心農事ᵣ常刻ᵣ木爲ᵣ農夫蠶婦ᵣ置ᵣ之殿庭ᵣこの外古歌古事おほし尋て知べしせばくもひろくも土地をたもつ人は民間の艱苦をしりてあはれみ給ふべしされどその主人としてあまねく下の情をしるべきにあらねばそれぐ〵の有司の人がらをえらびて用るなん主人の職といふべしむかしよりの世を見るにたゞ上の御爲に聚斂する人を忠とのみおもひて却て下の恨を負する惡人といふことを察したまはず耕雲は大納言長親卿なり南朝に仕へて名譽有し人なり

〇神無月

十月を神無月と名付るを奥義抄には此月諸神出雲の大社に集りたまふ故に名付るとありつれぐ〵草には此月太神宮の御許へ諸神あつまりたまふ故に名づくといへどおぼつかなしと書たり　西山にて御夜話の次で此事に付て仰にいはく萬葉集第十三の歌に霹靂之日香天之九月乃鍾禮乃落者といふ歌あり月令には仲秋之月雷始收ᵣ聲とあれどそれは大方の事にて右の歌には九月にさへ霹靂をよめりされば十月は純陰

これは伏見宮圓實照院貞致(ユキ)親王過し頃嚴廟へ御對顔のため江戸下向まし〱ける時の御詠なり當時は親王攝家より以下こと〲く大樹家の御代始には御對面とて下向まし〱ける此例古來なき事ゆゑ御述懷と聞ゆる歟

○別　戀　　　慈光寺中務大輔冬仲朝臣

心の外にいそぐさへうき
はしたなくあけ過ばとて衣〲を

このぬし始は圓實照院の諸大夫なりしがもとより慈光寺の家にて代々藏人所にさふらひければ親王より申させたまひて極﨟までつとめられけり學問は細野爲景朝臣歌は中院通村公の御門弟にて螢雪の功つもりし人なり先考内匠頭定爲朝臣とむつまじく兄弟ばかりのまじはりなりしかば爲章又十四五歳の頃よりこの人に歌よむことならひ侍りておほくは夜にいりて詠草もてまゐり子丑の漏までそこはかとなく去どけなき事のみ問聞侍りしにぬしは霄より袴うちきて膝をもなほさずいさゝかも怠慢のけしきなくいつも心よくあひしらひて歸されけるおもひ出れば寛厚の長者にてぞ侍りし謙退ふかき生れつきにて　禁裏院中の御會に出頭の外はみづからの歌を人に見せほこる事なかりしかば公家より外にしりたる人すくなし源氏物語に熟しておもふどちの懇望にはうち〱講せられける家兄前右兵衛尉爲實今は内匠と稱すの古今集傳授はこのぬしよりつたへられける年頃の歌百二三十首うつしとめ侍りたるを過し頃の火災にうしなひ侍りたり右の一首のみ記憶のこれるまゝ書付侍り今は泉下におはすればかさねて其子孫にかりて寫し侍らまし

○持統天皇

春過て夏きにけらし白妙の
衣ほすてふあまのかくやま

これは萬葉集第一に春過而夏來良之白妙能衣乾有天之香來山と書れたる御製なり　西山にて御夜話のついで仰にいはく第二の句きたるらしとかきぬらしとか點ずべし來の一字をきにけらしとは集中の例點じがたし第四の句は流布の本にもころもさらせりと點したり或はころもほしたりと點ずべし此御製は衣がへの節香來山の宮にまし〱て夏衣

得道字　小池友賢伊之助

舊事風流迹如ㇾ掃　蒼茫人世入ㇾ愁早
王孫不ㇾ歸春欲ㇾ回　霜冷青草湖畔道

得矣字　木下寅亮平三郎

淋漓遺墨鳳鶱翔　想見西園公子美
星沒銀潢慘逐深　風摧玉樹情何已
呂臻大學寶藏家　蘇軾御書輝滿ㇾ紙
盛德古今於不ㇾ忘　忽然長逝維時矣

此一卷を志のぶ草と名づくべきよしのたまひし備州眞人信敏もわづかに一とせをへだて丶ことし（かのとの卯）やよひはじめの八日いえがたきやまひに身まかり給ふこれもなほみそぢあまり三とせのよはひになんありける（梁山一雲居士と稱す）あはれうるはしき藩府の御うしろ見にておはしければ上中志もをしみあへることとおしはかるべし予もとし久しくかへり見をうけうちとなくむつびたまひてそのきはまでもかたはらはなれずあつかひきこえ侍しかばかの御うへを志たひ奉りし時のたもとをさらにしぼりそへ侍りて　爲章

しのぶ草露のかけてもおもひきや
またうゑそへて袖ぬれんとは

〇中務家集

袖ひぢてうゑし春よりまもる田を
誰かはしらで狩にきつらん

五代唐明宗敕解縱五方鷹隼馮道曰陛下可ㇾ謂仁及禽獸矣唐主曰不ㇾ然朕昔嘗從武皇獵時秋稼方熟有ㇾ獸逸入田中遣ㇾ騎取ㇾ之比ㇾ及ㇾ得ㇾ獸餘稼無ㇾ幾以ㇾ是獵有ㇾ損無ㇾ益故不ㇾ爲耳　中務はいかなる故事によりてよみたるにや此歌を見る人は鷹がり鹿狩など時節考へられべき事なり民の艱苦をおもはぬ人は無下に心なしといふべし漢武帝嘗入南山下射獵馳騖禾稼之地民皆號呼罵詈されば　西山公かつて御在藩の時に講武のためとて城下の士庶をひきゐて鷹狩鹿がりなどしたまふにも秋稼をはり春耕いまだおこらざる時節をえらびたまふて百姓のわづらひにならぬやうにとのみのたまひける

〇富士の歌

東路にくだり行世のうきふしも
忘れて向ふ富士の山まゆ

天何爾命何爾　由來受玉不卑
縱然吹簫徜徉　餘韻遠不可知
逝者若逐流水　解纜以自瑤池
膏車百里及　策馬千里之
千里萬里不得覓　光陰代謝空相移
只令人間有涕從　數字寓意一幅貽

得所字　松浦守約新之允

德輝不久照　仙遊倏風擧
歡樂餘風光　瞻望迷處所
行雲惹愁懷　落雁送哀語
悠々寤寐間　斷腸何多緒

得先字　多湖直源三郎

夙爲士民表　聲望有誰先
問寢孝子意　謙抑德日全
譬如卞氏玉　韜光却粹然
久要天下寶　奈何不壽年
常悲人事乖　忍看時序遷
傍苑梅猶發　入樓月欲圓
宿昔歡娛物　風流皆堪憐
音容無由覓　此恨深九淵
峴山今在否　有涙碑可鐫

得後字　三宅緝明九十郎

萬金擲冀北　六閑列殿後
爛斑雲錦色　色別成隊部
餵以玉山芻　候飽親試走
輕塵夕不起　涼蔭交槐柳
徐々按中道　虬舞始蚴蟉
一揮珊瑚鞭　電影忽紛糾
縱爾朱汗滴　兩轡齊在手
將橫行沙塞　而圍獵楚藪
感君愛所萃　知我恩難負
公子今何在　仰天酸嘶久

得則字　佐治昆理平次

從罷視膳朝　後來何所則
多材兼韜鈐　餘事及翰墨
既同抱烏號　空敎仰鴻德
揹鷹呼蒼天　浮雲慘無色

得近字　森保定丈助

美人錦瑟紅羅粉　薄霧淡烟長袖隱
尋跡無由入白雲　桃源路遠何山近

入池舞魚龍　徹幽驚蚰蝎
天心猶未至　風悲雲靄々
懸象光彩沈　萬籟歡聲遏
哀響虫添怨　哽咽情難奪
錦帷仰遺影　我懷靡由達

得事字　森尚謙

一朝玉樹摧　滿城盡哀毀
主鬯業未央　謝世行何駛
風鑑更英明　天姿本純粹
忠誠出孝心　武備兼文事
藝圃曾精勤　經筵恒講義
馭臣恩有餘　奉上敬無貳
養素遠浮靡　好問納讜議
侍讀都如夢　攀輀唯添涙
永歎望帝傍　馨德欽所遺

得有字　中村惠迪紋四郎

寂寥霜後園　滿目皆烏有
美玉忽全埋　恩光長不朽
月沈曉鴈悲　雨暗風葉走
往事夢須臾　醒來偏疾首

得終字　大井廣助衛門

雲昏天慘月朦朧　斷雁聲哀號北風
榮錫將膺靑社寄　美才今見黑頭公
百年入夢龍眠熟　半夜無人鶴馭空
愁似長江流不盡　千廻萬轉幾時終

得始字　鵜飼眞泰權平

三山不可航　縹緲阻弱水
聞道瑤臺頭　鳴珂戲仙子
鈞天星斗表　去人幾萬里
又傳張廣樂　嘗宴軒轅氏
云何無何鄉　一逝到輒止
冥茫音信絕　洋々遠耶邇
呼天天不應　憑誰當相理
明月如有意　低光照烏几
霜凄心一愴　風葉鳴不已
耿々夜向曙　何復故原始

得知字　一松拙叉之進

公元閬苑一仙子　十二樓中福祿茨
嘗辱侍玉席　講餘及我私
風彩今如視　德容寧已而

しのぶたもとの露ぞひがたき
中山
従五位下備前守丹治眞人信敏
あともたゞしき道のをしへを
したふぞよながきかたみとみづぐきの

寶永六年己丑孟冬十二日

水戸世子従三位行左近衛中將源公逝去其病間手書物有本末事有終始知所先後則近道矣十六字藏之篋底家臣従五位下備前守丹治眞人信敏偶聞其事切求得之以爲遺物恭敬珍藏追慕悲泣之餘分押其文字以爲韻各作懐舊之詩而抑憂戚嗚呼在則人亡則書手澤現存雖不能讀清容洋々如在其上一字一涙萬感萬嘆察其哀情不堪哀痛余亦依其求備其員乃作一律以述餘意

天降龍種欲貽厥　遠入佳城嘆鬱鬱
墨瀋流芳擒藻詞　彩雲認跡留朱紱
羽林儀表武維揚　宗室雋望氣未屈
豈意常山圭璧珍　埋光長作地中物

寶永六年己丑仲冬
大學頭林藤信篤

得有字　中村顧言新八郎

粲々園中梅　結夢映軒牖
群芳欽歛襟　桂菊求爲偶
霜雪不得欺　清標凜相守
中有蘭麝薫　臨風心期久
明日春滿城　應在百花右
暴風無意思　一朝委草莽
幽人驚周章　如失左右手
桃李何多榮　樗櫟何多壽
洒涙訴蒼昊　茫然空搔首
寒禽迷空林　飛鳴無所有

得本字　安積覺覺兵衛

秀潤仰儀表　風範欽凝遠
問安奉晨昏　省躬化宮壼
暇豫憂民瘼　彌縫敦邦本
豈意瓊樹姿　摧折歸閬苑
丹旐激悲風　繐帷驚晼晩
悵望遼海鶴　雲霄何日返

得末字　酒泉弘彦太夫

氷輪上高空　明輝照毫末

時の間もわすれやはするありし世の
ふかきめぐみをしたふ心は
法橋恕安 竹田 以下五人ハ醫師

この葉散る宿はむかしをおもひねの
夢ぢさだかに見るとしもなき
法橋元昌 今井

ろもかいもとる手物うし君まさで
みいけの舟のよるべなき身は
田中通庵

おしなべてあふぎしたはぬ人もあらじ
なれしむかしのひろき惠みは
吉田愼齋

しきたへの袖もくちなんこしかたを
たえず忍ぶの露のみだれに
大橋德甫

るりをしきゑがける軒も今はたゞ
むかし語りの夢ぞはかなき
中原惟清 今井新平

ともすれは袖にながるゝなみだがは
やどれる月にむかし尋ねて
源春可 狩野文八

きかばやとせめてたづぬる人も哉
忍ぶにたへぬむかし語りを
敬勝 岡山次郎左衛門

はしたかのみかりの風もなつかしく
いはでぞ忍ぶ有しむかしを
一成 林平四郎

見し夢のさめてくやしき枕には
むかしをしのぶなみだ露けき
源信行 小原政之允

ちゞになほしのぶむかしのことの葉に
おき餘る露のかわくまもなき
菅原直宣 吉見治部衛門

にしにいる月は過にし名殘ぞと
おもふにつけてしたふ山のは
藤原爲章 安藤右平

ちとせをもかけてたのみし玉かづら
おもかげさらずしのばれてうき
藤原治之 岡見治平

かみな月時雨ふりにし君が代を

心にはわすれぬもの、ありし世を
　したふばかりはえこそいはれね
　　従五位下下野守丹治眞人（中山）直好
とゞまらぬ月日にそひていにしへを
　しのぶにたへぬあとの水ぐき
　　従五位下主水正源（山野邊）義達
しきたへのまくら露けく之たふかな
　むかしを見つる夢の名殘に
　　藤原宏綱宇都宮彌三郎
うかりける世のならひかなきのふまで
　見しも夢なるむかしがたりは
　　従五位下玄蕃頭藤原（伊藤）友嵩
したふぞよ治る國のまつりごと
　ふるきをすてぬ世々のむかしを
　　久滿丸信成男童形中山主殿信順後任東市正
ありす川ありしみかげをみづくきの
　ながれての世も猶之たふらし
　　源和貴山本勘平
流水のかへらぬを見ても日にそひて
　むかしの夢を之のぶかなしさ
　　藤原重陽谷小左衞門
せめてこのよるのころもをかへしても
　したふむかしを夢にだにみむ
　　藤原爲實安藤内匠
むさし野のゆかりともなき草木だに
　ふしあふことのいつをはてなる
　　源徳基岡田新太郎
事にふれ折につけつゝなげかれて
　たれもむかしのめぐみをぞ思ふ
　　平伊胤白井忠左衞門
うかりけりもとのしづくや末の露と
　消にしたまのむかしがたりは
　　源綱治師岡與左衞門
すぎし世をおもひつゞけてしのぶにも
　猶あまりある泪わりなき
　　源之幹三木左太夫
るゐもなくかしこき君がいにしへを
　あふげばいとゞ袖ぞぬれそふ
　　藤原陳員小野覺太夫

たてまつらぬ事に侍りたるにこの一まきながく眞人の家につたへなほ誰々のうち聞にもとゞめはんべりければそのかぐはしき御名は空行月のくもりなく山した水のたえやらずながれての世までも斐ある君子つひにわするべからずとしたひ奉らん事しかしながら眞人の志の誠によれるなるべし眞人その誠をおしひろめ　藩府の御政をたすけて賢良をすゝめ士林のならはしを正し民庶のしわざをはげましたまはゞかの御水くきのをしへむなしからずして鹿島がたなみしづかに筑波根の木ずゑ枝をならさぬよろこびのみありて　世子猶いますがごとくの御蔭をあふぎ奉りてんもまた眞人のこゝろざしに依べしといふ事しかなり

藤原爲章

懷舊

高壽院 故中山備前守信成妻 備前守信敏養母

もち月の雲かくれにし君が世を
したふ心ぞいとゞやみなる

圓壽院 信敏實母 故備前守信治妾

野べは今霜にかれゆく朝な夕な
むかししのぶのたねぞしげれる

本智院 信敏姉信治女 中山勘解由直正母

ほどもなき夢と見ながらさめやらぬ
やみのうつゝにしのぶはかなさ

瑞仙院 信敏姪故市正信行女 故堀田外記妻

むかしともおもひぞあへぬきのふけふ
ありしみかげはめのまへにして

俊子 信敏妻鍋島 紀伊守元武妹

またさらにとめてぞしたふいにしへの
おもかげうつす水ぐきの跡

繁子 信敏養女 實信成女

つくづくとうちまもりつゝしたふかな
むかしおぼゆる水ぐきの跡

從四位下豊前守丹治眞人直重 黑田本氏中山

秋に見し庭のちぐさもむかしにて
木かげさびしき松の夕風

從五位下隱岐守丹治眞人信庸 中山

理のまゝに身をおこなひし君があとを
しのぶにたへぬ涙とぞしれ

丹治眞人直正 中山勘解由

き東坡赤壁賦にその音をよく形容して書たり此ころ我國にてはこも僧といふものこれを吹て活計のなかたちとして上つかたの人はいやしき物のやうにおぼしめされたり或人のいはくこも僧の尺八は洞簫とは形ちもかはれりとぞ

○しのぶ艸序

物有本末といふは大學のふるごとなるをいまあらたに一ひらのきぬにうつしたまへるは吾水戸の世子三位中將君（西山公の御孫今の主公の御嫡御いみなは吉孚御あさなは子惠ことし十月十二日に薨したまふ御よはひ二十五歳恭伯と謚たてまつれり）御やまひひまありし時の御筆にして備前守丹治眞人信敏の申こはれし御かたみぐさなりけらし眞人ののたまへらくおほよそ書は心の畫にしてその人を思ひ見る事これにしくものなしいはむやこの十六字は徳を明らかにし身ををさむるを本として家におこなひ民の末葉にかゝるめぐみの露ふかきことばときゝにたれば世子ひそかにわれをゝしへたまへるにもや侍りけんかしされば御筆の跡といひ道のをしへといひ至重ますものあらじとて掛軸あらたにものし御五十日にあたれるゆふべ壁にかゝげて前に香案をそなへかつ拜しかつなげきながらそのふるき御うへをしのびたてまつるやまと歌からうたを披講せらるゝにあらかじめかの文字をあかちくばりてすべて五十一首になん（披講は御あらましの御本意をとげまゐらせらるゝとぞ其式別にしるす）おの〳〵したひかなしび奉る心のおもむきこと葉の外にあらはれたればけふのむしろにつらなれるともがらみななみだをひそめうけて　世子の世をはやうせさせたまひぬるを更にいたみ奉り眞人の志の誠を　神靈もいかによろこびうけさせたまへらんなどうちさゝやきてまかり侍りぬ時に寶永六のとししはすはじめの二日になんありけるぞも〳〵

世子孝敬のみさをあつくして問安をこたりたまはず溫良の御ほんじやううるはしくして慈愛ふかくつねに儒雅のともがらをしたしみて御つれ〴〵の折ふしは御みづからもうち〳〵經傳を講じたまひて議論をくはしくしあづさ弓とり〴〵の兵術をこゝろみさせ馬はことにその情をしらせたまひなどなにをひだりに何を右にとかゆくすゑたのもしきあめがしたの御うしろみがねにものせさせたまひたれどいまだ主鬯の御つとめのみにてまし〳〵たればあまねく人しり

是貞のみこの家の歌合によめる

藤原としゆきの朝臣

秋萩の花さきにけり下略

さればよみ人しらずの歌なるに何の書によりてか猿丸大夫とはたしかに名を出しけんそのうへ眞名序に黑主之歌古猿丸大夫之次也とあれば黑主よりも古き人としられたるにそれが是貞親王の家に參りて忠峯敏行など、會せん事笑ふに堪たり是貞は光孝帝第一の御子宇多帝同母兄なりこの家の歌合は寛平年中の事と見えたり

○世繼物語今いはゆる榮花ものがたりなり

この物語四十帖をいつのころよりか赤染衞門が作といひならはしそのうへ誰の書たるにか目錄系圖一卷を添たるに赤染衞門記ㇾ之とあり　爲章つらく考ふるに赤染が作にしては時代かなはずその筆ざまにあらざるところおほければ私考一卷しるして彰考館へ納め侍りぬ事ながければこゝにはのせずまた大鏡第四の奧に世繼の名と標して一月宴二花山たづぬる中納言より末々の卷の名を出したるはみな榮花物語の卷々の名なりまた續世繼の序にいはくおほぢはむげにいやしきものに侍りき后の宮になん仕へまつり侍りける名は世繼と申きおのづからも聞せたまふらん口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり下略

同第十四藤浪の卷にいはく世繼入道おほきおとゞ道長公ナリの御榮えを申さんとて下略また增鏡の序に言く世繼とか四十帖の艸子にて延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなる下略是等みな榮花物語さして世繼とか、れたるに赤染が作といはずおほぢはむげにいやしきものに侍り名は世繼と申きとあればふるくは男子の作とおもはれたること爲章が考をまたずぞ侍りける又拾芥抄に載たる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは今の榮花物語なり

○尺　八

源氏末摘花に例の御あそびならす大ひちりきさくはちの笛などのおほこゑをふきあげつゝ云々續世繼第三内宴の卷に後白川天皇の保元三年正月廿二日内宴をおこなはるゝ所に尺八といひて吹たえたる笛このたびはじめてふき出したりとみえたり

今按尺八の笛ふるきものなり保元のも中興とみえたり唐山モロコシにては洞簫といふよし心越禪師かたられ

りは後生なり古今の序にては同時の人のやうに見ゆるが二人ともに諸國の椽目などにてをはられけるなるべし後世の躬恒忠峯のたぐひに身はいやしけれども歌にはあやしくたへなる人なるべし山邊と書たるはあやまりなり山邊は種姓また別なり

今按萬葉集のうち大伴家持の詞書に幼年未レ遑二山柹之門一裁歌之趣詞失二乎藂林一矣とかゝれたるをおもへば兩歌仙の名はやく世にあらはれたり

○猿丸大夫

この人は尸姓も見えず國史萬葉等ふるき物に一向沙汰なしたゞ古今集眞名序にのみ大友黒主之歌古猿丸大夫之次也とみえたるまでにて猿丸と名の出たる歌一首もなく左の註にこの歌はある人のいはく猿丸が歌となんと書たる所もなく公任卿の撰びたまひしといふ三十六人歌仙の歌のうちに猿丸大夫とてをちこちのたづきもしらぬ山中にといふ歌をあげたりこれは古今集にて題も讀人もしれぬ歌なりもし勅勘の人などにて集には名をあらはしにくき故によみ人しらずとは書たれども別猿丸の歌といふ事を古今の撰者にても其他の先達などのしるされたる物の公任卿のころまでは殘りたるによりてたしかに名を定めたまへるにや今に至ては不審なきにしもあらずまた三十六人歌仙家集といふ物に人麻呂猿丸等の家集あれどもみな萬葉古今等のうちよりぬきあつめて後人の强て名をつけたる物と見ゆれば信用しがたし鴨長明が方丈記に田上川をわたりて猿丸大夫が墓をたづぬと書たるをおもふにいかさまにもいにしへ其人ありたれども微官あるひは早世などやしたりけんおぼつかなきことなるべし今の世に流布する百人一首といふ物におく山にもみぢふみわけの作者を猿丸大夫とつけたるは誰人の所爲ぞやこの歌も古今集秋の上に

是貞のみこの家の歌合のうた

たゞみね

山里は秋こそことにわびしけれ　鹿のなくねにめをさましつゝ

讀人しらず

おく山にもみぢふみわけなく鹿の　聲きく時ぞ秋はかなしき

題しらず

歌二首あり又

是貞のみこの家の歌合によめる
藤原としゆきの朝臣
秋萩の花さきにけり下略

されば よみ人しらずの歌なるに何の書によりてか猿丸大夫とはたしかに名を出しけんそのうへ眞名序に黒主之歌古猿丸大夫之次也とあれば黒主よりも古き人としられたるにそれが是貞親王の家に參りて忠峯敏行など、會せん事笑ふに堪たり是貞は光孝帝第一の御子宇多帝同母兄なりこの家の歌合は寛平年中の事と見えたり

○世繼物語今いはゆる榮花ものがたりなり

この物語四十帖をいつのころよりか赤染衞門が作といひならはしそのうへ誰の書たるにか目錄系圖一卷を添たるに赤染衞門記レ之とあり　爲章つら〳〵考ふるに赤染が作にしては時代かなはずその筆ざまにあらざるところおほければ私考一卷しるして彰考館へ納め侍りぬ事ながければこゝにはのせずまた大鏡第四の奥に世繼の名と標して一月宴二花山たづぬる中納言より末々の卷の名を出したるはみな榮花物語の卷々の名なりまた續世繼の序にいはくおほぢはむげにいやしきものに侍りき后の宮になん仕へまつり侍りける名は世繼と申きおのづからも聞せたまふらん口にまかせて申ける物語とゞまりて侍るめり下略同第十四藤浪の卷にいはく世繼入道おほきおとゞの道長公ナリ御榮えを申さんとて下略また增鏡の序に言く世繼とか四十帖の艸子にて延喜より堀河の先帝まではすこしこまやかなる下略是等みな榮花物語さして世繼とかゝれたるに赤染が作といはずおほぢはむげにいやしきものに侍り名は世繼と申きとあればふるくは男子の作とおもはれたること爲章が考をまたずぞ侍りける又拾芥抄に載たる定家卿の押紙にも世繼物語とあるは今の榮花物語なり

○尺　八

源氏末摘花に例の御あそびならす大ひちりきさくはちの笛などのおほこゑをふきあげつゝ云々續世繼第三内宴の卷に後白川天皇の保元三年正月廿二日内宴をおこなはるゝ所に尺八といひて吹たえたる笛このたびはじめてふき出したりとみえたり

今按尺八の笛ふるきものなり保元のも中興とみえたり唐山にては洞簫といふよし心越禪師かたられ

りは後生なり古今の序にては同時の人のやうに見ゆるが二人ともに諸國の椽目などにてをはられけるなるべし後世の躬恒忠峯のたぐひに身はいやしけれども歌にはあやしくたへなる人なるべし山邊と書たるはあやまりなり山邊は種姓また別なり

今按萬葉集のうち大伴家持の詞書に幼年未レ逕ニ山柿之門一裁歌之趣詞失ニ乎蘘林一矣とかゝれたるをおもへば兩歌仙の名はやく世にあらはれたり

○猿丸大夫

この人は尸姓も見えず國史萬葉等ふるき物に一向沙汰なしたゞ古今集眞名序にのみ大友黒主之歌古猿丸大夫之次也とみえたるまでにて猿丸と名の出たる歌一首もなく左の註にこの歌はある人のいはく猿丸が歌となんと書たる所もなく公任卿の撰びたまひしといふ三十六人歌仙の歌のうちに猿丸大夫とてをちこちのたづきもしらぬ山中にといふ歌をあげたりこれは古今集にて題も讀人もしれぬ歌なりもし勅勘の人などにて集には名をあらはしにくき故によみ人しらずとは書たれども別ニ猿丸の歌といふ事を古今の撰者にても其他の先達などのしるされたる物の公任卿のころまでは殘りたるによりてたしかに名を定めたまへるにや今に至ては不審なきにしもあらずまた三十六人歌仙家集といふ物に人麻呂猿丸等の家集あれどもみな萬葉古今等のうちよりぬきあつめて後人の強て名をつけたる物と見ゆれば信用しがたし鴨長明が方丈記に田上川をわたりて猿丸大夫が墓をたづぬと書たるをおもふにいかさまにもいにしへ其人ありたれども微官あるひは早世などやしたりけんおぼつかなきことなるべし今の世に流布する百人一首といふ物におく山にもみぢふみわけの作者を猿丸大夫とつけたるは誰人の所爲ぞやこの歌も古今集秋の上に

是貞のみこの家の歌合のうた　たゞみね

山里は秋こそことにわびしけれ
鹿のなくねにめをさましつゝ

讀人しらず

おく山にもみぢふみわけなく鹿の
聲きく時ぞ秋はかなしき

題しらず

歌二首あり又

あるひは伯叔父兄弟にてもやありけんかし柹本の姓は臣なりけるを天武十三年に朝臣と賜へり續日本紀には聖武の御代從五位下柹本朝臣建石外從五位下柹本朝臣濱名從五位下柹本朝臣市守等なり孝謙の御代に外從五位下柹本朝臣小玉ひとりみえたり文德實錄仁壽元年に柹本朝臣枝成といふ人從五位下に叙したりこれらのうちに人丸の子孫などもやあるらん萬葉集に人丸の歌はみな藤原宮と標題したる下に載たれば天武持統文武の朝の人にて聖武の御代までは存命なかりしなり萬葉のころは律令をかたくまもりて崩天子薨三位以上卒四五位死六位以下至二庶人一の字みだりならざりしに人麻呂在二石見ノ國一臨レ死とかゝれたれば六位以下なる事明らかなり委しくは釋萬葉に論ぜられたり今は御物語の趣をうち覺えたるまゝにあら／＼しく書つけ侍り又元明天皇和銅三年に都を奈良平城ともへ遷させたまひたればそれより以下をならの御時と申べし古今集の序に奈良の御時おほきみつの位柹本人丸とかゝれたるは時代をも官位をもよく考へられざりしなりおもふにそのころは國史も萬葉も梓行なかりしかば或は官庫にひめおかせたまふまでにて誰々も考索にくはしからざるがゆゑなるべし又柹本人丸入唐の事は拾遺集の外は何にもたしかなる物にみえず拾遺はあやまりおほきものなり孝謙天皇の御時勝寶四年正月以二正七位下山口ノ忌寸人麻呂一爲二新羅使一また袋草子に遣唐使大伴宿禰佐手麻呂の事をいふ中に上道人麻呂玉手ノ人麻呂と出たりかやうの同名異人をあやまり傳へたるをふかく沙汰せずして柹本人麻呂となせるなるべし　又古今集傳授の系とて百年ばかりあなたの人かけるとおぼしき手跡にて正三位權大納言柹本人麻呂卿と書たる物をさへ見侍りぬいかなる人の作りけん一笑にたへたりそれに赤人を宰相とせりこの系の事後日に一松又之進拙語りていはく先年畠山牛庵宅にて見侍りしが連歌師兼載法師が手跡にまがひなきよし牛庵申けるとぞ牛庵は藩邸の醫師にてありしが古筆をこのみてそのめきゝに名を得たり

○山部赤人

顯宗天皇の御代に播磨國司來目部小楯といふ人に始て山部の氏を賜はりたり赤人も其後とはしられたれどまさしく父祖官位は國史に見えず萬葉集に神龜元年より天平八年までの歌みえたりしかれば人麻呂よ

よもにけぶりて今ぞとみぬる

日本紀竟宴和歌二卷は宗尊親王眞跡のうつしなり

又按に後撰に天智天皇秋の田のかりほの庵の笘をあらみといふ御製も日本紀古事記などに載られたる御歌の體よりもはるかに後の世の風と見ゆこれも疑しき御歌なり代々敕撰の集といふものに撰者たち不吟味なる事おほく見ゆれば一向に信用しがたし　又いはく續古今集賀に九月ばかり菊花を

聖武天皇

百しきにうつろひわたる菊の花
にほひぞまさるよろづ代の秋

この歌もとは何に出たるにかおほよそ萬葉集には菊をよめる歌一首もなし又歌のすがた更に上古の體にあらず

○古萬葉集の序（文は扶桑拾葉集第一卷に載られたり今略之）

この一篇中御門宣胤卿の親筆を　西山公わかき御時に京師よりもとめ出たまひていともめづらしきものにおもほし中院通茂公日野弘資卿へも見せあはせたまひて扶桑拾葉集の卷頭に載せたまへりその後萬葉二十卷に熟しておもほし合するにまたく不類にして後人の僞作あきらかなり宣胤卿もいさゝか萬葉をこのみたまへるとは見ゆれどさのみ吟味にも及ばずうつしおかれたるなるべしさて拾葉集より扳すてたくおぼしけれども既に奏覽をはりて梓行せさせたまひたれば御心にまかせられぬまゝ釋萬葉集のうちにくはしく論じおかせたまひぬこの序の事は後に契冲翁もうなづき申さゞりけり

○裏さびし

古歌にうらさびしうらかなしなどよめるうらは心さびしなといふ義なりそれを浦にも又は衣のうらにもいひかけたるものなり毛詩の古點に不ㇾ屬二于毛一不ㇾ離二于裏一とよめるに意づき萬葉第十四に心もとなくといふべきをうらもとなくとよめるに合せて契冲講じたり

○柹本人麻呂

日本紀古事記を考るに柹本氏は孝照天皇の御子天足彥國押人命の後なりちかく人丸の父祖とおぼしきも人丸も國史に見えず日本紀（天武紀）に柹本臣猨といふ人は續日本紀（元明紀）に和銅元年四月從四位下柹本朝臣佐留卒とあるに同人なりこれ人麻呂と同時と見ゆれば

年山紀聞 第二

○時代不同の歌

續後拾遺集　　前中納言定房

一すぢに人をも身をもおもふかな
　うつ墨繩のすぐなれとのみ

雪玉集　　前内大臣實隆

なにごとものりをこえ行世の人の
　心にかたき闕もりもがな

すみ繩のすぐなる心よりおもひよればおのづから敎誡となることといづれかおとりまさり侍らんおほよそ和歌は狂言綺語にして花鳥風月神祇釋敎閨情の料とのみおもひ過し侍りたるにかゝる目出たきいさめのやまとことばはやがて聖經賢傳にもをさをさたがふまじくなんこれらの心つきて身をつゝしみ行をたしなみ侍らば和歌の德實にも天地神明もにかよひ侍らまし

○君主の明

萬葉集第十九　　中納言家持

秋の花くさぐさにあれど色別に
　見し明らむるけふのたふとさ

御釋云臣下の才德忠功を程々につけて見そなはしわくる折ふし秋のつかさめしの頃なれば喩へて秋の花とはいへり　今按まことに臣下の才と不能をよく見わけてそれぞれにめしつかはれ忠と佞とを察して進め退けらるゝ事君主の明と申べし

○疑はしき歌

契冲師いはく新古今集賀部に仁德天皇の御歌とて

高き屋にのぼりて見ればけふりたつ
　民のかまどはにぎはひにけり

この御製上古のすがたにあらずもし元慶六年日本紀竟宴に仁德天皇を題に得たてまつりて誰ぞのよみたまへるにや朗詠集に刺史の歌とす刺史は國の守なればもはら此歌の心あるべき故に意を得てとられけるかもしまた延喜六年日本紀竟宴に藤原左大臣時平のよみたまへる歌のかくあらたまりたる歟おほかた似たる詠なり

爲章按に延喜六年に左大臣時平公の仁德天皇といふ題を得てよみたまへる歌は

たかどのにのぼりて見ればあめのした

年山紀聞 第二

目錄

手跡をならひたればなま〳〵の右筆はづかしくものしける毎日卯のはじめに起て小蒲團に安座し前に机をおきその上に筆硯のみをのせたりこれは門弟の清書もち來りたる時みちびきをしふる料とぞ公家のいへ〳〵にも正惠が筆をならひたまふ御方ありけれどあなたへ參る事なきまゝこゝに來りたまふ時も送迎する事もなくよのつねの弟子のつらにぞあひしらひけるひねもす儒佛の書をよむ事もなく花鳥風月をももてあそばず茶器より以下翫好する物もなしたゞ端座して泥塑人のごとく夜の戌の刻までかりそめにも横に臥ことなく戌の漏を聞てはやがていねけるにも夜のふすまめくものもたくはへずして紙子といふもの二つみつうちきてふせり爲章ある時問ていはくかく毎日何事もしたまはねばつれ〳〵にぞ侍らまし書籍はよき友にてさふらふになでうよみたまはずや正惠答ていへらく治國經濟の身にあらねば儒書に用なし地獄をにくみ極樂のねがひもなければ佛書に用なし長生久視ののぞみあらざれば道書に用なしもとより詩歌このまねばそのかたのふみよまむとも思はずすべて書をよめば及ばぬ願望おこりて心いそがはしきものなれば我はたゞ晝はおき夜はいねたるまでにて既にとし久しくならひつゝつれ〳〵わぶる心も侍らず爲章又いはくしからば先生は莊子の座忘か列子の心死か禪家の百不思量などをまねびたまふにや正惠微笑してよしそなたよりは何とも名つけたまへ我はたゞ夜はいねひるは座して生涯をはたし侍らまし無用のものがたりをやめはやくかへりて手習學問にこゝろをいれたまへといはれて手をもみて退ぬ元祿某の年月日正惠七十六歲にて病中にも横臥せず醫藥をもちひず身まかり侍りぬ

このごろ書肆にて續本朝名公墨寶といふものを見れば正惠翁が筆跡は載られたれどもその人品小傳もみえねばいさゝかこゝに書つけ侍りぬ手跡にかくれて心性をやしなひ世間一切ノ聲色嗜好洗得シ淨ク一切ノ榮辱得喪看得シ破したる眞の隱逸といふべし

年山紀聞第一終

歌合につがひ侍らば勝負いづれにか侍らんまことに人と生れて聖賢の書をよまずばうたてき事なるべし讀てもまた身をたしなまずばかひなからまし

○隱士正惠

わかきほどは岡尾庄六正惠(マサチカ)と稱すその生國をわすれ侍りまだ十四五歳の時父母にはなれ京師の商家に緣有てやしなはれたり人がら志めやかにしてよろづにさとく侍りしかば家翁たのもしくおもひ後にはわが家をもゆづりてんとあらましける庄六天性手かく事をこのみてひるのいとまをぬすみ夜はよふくるまで手習に心をつくしける廿五歳の時家翁病づきて身まかり侍るに庄六を子にして家をゆづりてんといふ庄六おもへらく商家となりては人にへつらひ利倍をむねとする業なんみづからの堪る所にあらずとて固辭して他人にゆづりのがれぬ家翁金五十兩を庄六にあたへて行末の產となさしむそれより建仁寺の內某院の寮舍をかりて儒佛老莊の書にわたりて手跡を三井寺の尊悟僧正にまなびて數年のあひだ建仁寺より三井まで風雨をいとはずかよひたりかの五拾金を書籍紙筆にのみ用ひけり僧正逝去に及て庄六が志をあはれみて尊圓親王より尊朝親王に至るまでの眞蹟一櫃をゆづりたびけり是を得ていよ〳〵まねびたれば大かた御家流の能書の名をあまねくしりて京師の人庄六にまねぶともがら數十人におよびぬさるはその門弟いひあはせて衣棚出水なる所につかはしき家をもとめてわりなく招請しおきければ門弟いよ〳〵おほくなりて主從三四人ともしからでぞおくりける金銀をあたふればひらきても見ず舊門人大文字屋宗清入道といふものにあづけものして飮食衣服の資となしたりそのかみかの寮舍に入し頃おもへらく人は妻子あるゆゑにこそ世にのぞみも出くれとて廿五歳より誓て男女の色欲をたちもとゞりをはなちいはゆるなでつけ髮して正惠(シヤウヱ)と名をあらためける京の家に移りし日より門弟故舊の招にも應せずまた我かたへ人を饗應する事もなく父母とかの家翁が忌日にその墓へ參詣する外はつひに門を出る事なし門弟も十八九歳よりのち元服したる人のみ一月のうち一日まぜに十五日おの〳〵清書をもち來りてみちびきをうけ、り家僕兩人ありしが年久しく仕へておのづから

なしといはんをれるこゝろのうれしきはといふに同じく見るべきかわがために花を惜む心ならばいとちひさきをこそ折べきにかゝる枝を折て心させるは惜むべき花をさへ惜まずと見えてうれしきとにや清少納言にも大きなる櫻の枝を折てかめにさすを面白き事にいへり其間に用心かはるべし

○節　儉

西山公常にのたまへらく天下國家の主より士庶人にいたるまで儉約を第一の德とす今や天下久しくをさまりて人々おぼえずしらずに衣服馬鞍腰刀のかざりもろ／＼の器物食物家作りにおよぶまで男女ともに奢侈におもむきたるゆゑにその國用家費たらはず是しかしながら上たる人の心をもちひられずたゞ榮花にのみならひくらし玉ふよりその風俗おのづから下におよべりあまさへへつらひの進献に美をつくしなほその執事近習の輩に至るまでもおの／＼美物をあたへておひげの塵をはらふ此風一たびおこなはれて後々は天下の窮困となれりいはんや土木をこのみ玉ふ代には諸國の手つだひをかりたまふゆゑに國主萬金をつひやす國主くるしむゆゑにその士農工商をゑへたげて一國の困窮となれり治平久しければいづれの世もこれなり舜禹の德をゑたふまでこそあらざらめせめて漢の文帝の節儉にましませし故に天下ゆたかに人々其所を得て安堵のおもひをなせし時を人主は目あてにして身もちをつゝしむべき事なり士庶人のせばき家の內とても程々にしたがひて儉約をまもれば親類友だちをたすけやすく子孫に藝術をしふるもまどしからず但し節儉と吝嗇とまぎるゝものなり此あひだをよく／＼わきまふべし吝嗇なれば上たる人には諸人なつかず下だるものも親族朋友むつましからずして人倫の義理をかく事のみなりなどこまやかにをしへかたらせたまひたれど十が一をだにおぼえ侍らずその大意なりともとていさゝか書つけ侍りぬ

新續古今雜　　　　權中納言通俊

たづねずばかひなからましいにしへの
　　代々のかしこき人の玉づさ

夫木集

うたてなどやまとにはあらぬから文の
　　跡をまなばぬ身と成にけん

璽及ヒ傳國璽ト一ヲと見えたり大刀と契は二物なり

○官　底

職原鈔准大臣乃下ニ擬階ノ奏連署之ノ時被レ尋二問官底一ヲと點したり官底ニと點すべし其ノ故は公卿補任弘安六年源基資ノ下擬階ノ奏連署之時被レ尋二問法家一ニとあり

小右記寛仁二年十二月廿日ノ文ニ賀茂ノ神領ト叡山領ト相論ノ所ニ抑々天台四至ノ官府在ニ天台一歟又官府之案在ニ官底一歟　同記ニ大嘗會ノ事官底ニ無ニ前例一と云文もあり　山槐記仁安二年四月廿三日ノ文靱負廳年始政始于レ今懈怠廳底陵遲之基也　長秋記 后宮大夫師時卿記 長承元年五月十五日陣定ノ文ニ長和ノ官府粟田左大臣長者云々符ノ案皆ナ在リ二官底一ニなど、見えたりされば官底ノ底ノ字を誤テ官位の程ライヲ被ニ尋問一と心得るはあし、舊記に官底と指は外記局の事也職原鈔の文も公卿補任のごとく被レ尋ニ問法家一ニと改め見れば不審なし後日ニ佐治理平次毘ノ云底ノ字韻會ニ引ニ海錄碎事ヲ宋人ノ所編曰凡公文中書ニ謂ニ之ヲ草ト樞密院ニ謂ニ之ヲ底ト三司ニ謂ニ之ヲ檢ト秘府ニ有ニ梁朝ノ宣底三卷一コノ梁ハ五代ノ梁ナリ

五代史安重誨傳論曰予讀ニ梁宣底一ヲ云々 コノ傳論ハ歐陽永叔所編ナリ されば案すなはち底なり本朝にてももとは唐の字の用ひやうなるべきを後にあやまられたるなるべし

○擬階ノ奏

吉記 吉田大納言經房卿記 壽永元年七月六日ニ云外記ノ史生季俊持コ來擬階ノ奏ヲ一加レ署返ニ給之一ヲ

○藍　尾

山槐記 忠親公日記 仁安二年六月二十五日ニ云今日列見也 此間略之 有ニ藍尾ランビ一 自註 大辨取レ杓ヲ入ニ酒於盃一ニ退立靡レ靴ヲ唱レ平ヲ予以ニ右ノ手一取レ盃飲レ之如レ元置レ之不レ波セテ寄遣次ニ又大辨盛レ酒次第如レ元ノ予又タ飲レ之如レ此合三度也謂ニ之ヲ藍尾ト一也 家兄の云く藍尾の字は白氏文集にも見えたり

○歌の聞やう

契沖師が書おこせたる物にいはく赤染衛門家集に人の櫻の枝のおほきなるを折ておこせたる時

わがためにをれる心はうれしくて
花をしますと見ゆる枝かな

つれ〴〵艸の注にはてはおほきなる枝を折といふ所にこの歌を引る心は上下の句の心を別に見てちひさき枝をこゝろざゝばうれしくて心あるほども見えんを大きなる折れるは情なしとなり打きゝてはさも聞ゆれど案ずるにいかでか向ふざまに心ざせる人を情

も侍るかなをしむべき事にも侍るこゝにやつがれ彼の翁がともがきの數にまじはれる事としはとをといひつゝみつのはまべに同じくしほたれぬれどももとよりつゞりのそでにして尾花よりもせばければ何のひろひおけるみるめもなきをくゝつむなしからむとは忝りたまはで聞おけることもや有思ふやうもやあると木こりにも問ひ草かりにもはかりたまへれば彼翁がまだいとわかゝりし時かたばかりしるしおけるにおのがおろかなる心を添て萬葉代匠記と名付て是をさゝぐおほくはおのがむねより出て憚おほけれどなめかたのこほりなめげなるつみをわすれてあしほの山のあしかるとがをもゆるし玉ふべし誠にざへはあしつゝよりもうすくしてかほはほゝの木ばかりあつけれどたゞこれせりをつみて忝づくの田井をとはのあふみにそへ奉るものなりとあられふりかしまのさきのかしこまり申になむありける

今按　西山公の萬葉このませたまふ事此序にてもしるべしかくのごとく諸方の才士にとひはかりたまひて好説をあつめて釋萬葉五十冊をえらませたまひけるまた此序にて見れば長流は契冲よりまさりたるやうなれどこれは契冲が謙退の詞なり二人の書おきたる物を見るに契冲は今すこしこまやかなる所をよく考へたる學問なりされば歌學の才は長流にまされり此序も今やうをぬけ出て古風なる筆ざまなるべし

按これ序文元祿のはじめころの作と覺えたり意たかく詞古めきて近來めづらしき文章といふべし常陸の名所をのみいへるも　西山公に奉りしには新奇と申べし　西山公萬葉このみたまふことこの序にいへるごとく二十卷を大かたそらにおぼえたまへりされば此集は歌の根源なるにいにしへよりこれをうと〳〵しくもてなして古今より以下にてよろづ沙汰するがゆゑに歌學にあやまりおほくなり來りたり

○傳國璽

三種ノ神器を傳國璽といふ人ありこれ臆説なり小右記（小野宮實資公）長和五年正月廿二日云ク御讓位ノ式從ニリ大納言許一被ニ見セ送一ラ傳國璽不レ知ニ何物一仍テ被レ尋ニ其事一天長十年ノ記ニ見ニ大刀契（タイトケイ）一仍テ件ノ記昨日送レ之ヲ即被レ載ニセ式文一ニ了ル　又云ク大臣以下列ニシテ左仗ノ前一ニ相ニ待寶劔神

長壽樂を舞たるにあだかも少年のごとし舞をはりて
歌を奉りていはく
　おきなとてわびやはをらん草も木も
　　さかゆる時に出て舞てん
紀には萬葉かきに文字を用られたりその明るとし
も百十四歳にて舞たり剛健なる老人なり

○くすしき
宇治拾遺第二右近將監下野ノ厚行となりの死人を我
家よりいだす所に厚行が妻子ども我家の門より隣の
死人出す人やある有まじき事なりといひあへり厚行
ひが事ないひぞたゞ厚行がせんやうにまかせて見た
まへ物忌しくすしくいむやつは命もみじかくはかば
かしき事なしたゞ物いまぬは命も長く子孫もさかゆ
いたく物いみくすしきは人といはず 下略
今按源氏物語品定のほうげづきくすしからんとい
ふ詞これに合て講ずべし

○代匠記の序 西山公に奉りし序なり
契沖阿闍梨
西山公は清和源氏なる故に水ノ尾より出でといへり
みなの河その水の尾より出てながれ久しき源の朝臣
物部の道をならはし玉ふいとまに文の道をもこのみ
たまひてひだり右をそなへ給ふ五つの車牛はあへげ
と積つくさす四つのくら棟をさゝへてをさむばかり
なるをあかず見玉ふるとて菅の根の春の日にもゆふ
けの時をうつし山鳥の尾の秋の夜にもねよとの鐘を
かぞへたまはでからやまとの歌も月雪の時につけた
るなさけの世にきこゆる櫻川の波のはなこと葉の林
の枝にかよひなさかの海の玉藻心の池の水にうかべ
りゑかあるのみにあらずゑたのうきしま誠すくなき
をおきてつく波山の高く神さびたるをとり玉ふとや
まと歌の中にはわきて萬葉集をもてあそびて弓と、
もに手にとりつるぎとひとしく身をはなち玉ふこと
なしそも〳〵古くより此集をばしはすの月夜見る人
まれにしてたまさかに見る人も峰のしら雲たゞよそ
目なりければなかごろ是をとくとせしものもへみに
あしをゑがきていとゞ狐の疑ひをむすべり此ことを
をしみ給ひて下河邊長流と云ものつたへおける文あ
りてよくこの集をとくよしを聞たまひてこれが抄つ
くるべきよしをおほせらる筆をとらんとする折しも
少し心地そこなひてためらふとせしほどにいつとな
くあつしれて年經て身まかりぬる事はさいはひなく

このみかどの世を思ふゆゑに物おもふ身はとよませたまふにあはせて此御製を拜吟し奉るにかけまくはかしこけれどまことに人主の御歌と申すべし天下國家のあるじたる御身は座右に書付てこの御志をしたひ玉ふべき御製と申すべし但し內に慈愛惻隱の御心ふかくて年月おだやかにをさめたまはばおのづから道ある世ぞと人はしる事に侍るべしようせずば外をかざるのつひえいでき侍るべし

○松蟲鈴むし

おの／＼聲によりて名つけたり色をもていはゞ黑はまつ蟲あめいろなるはすゞむし賀茂の神官むしえらびして禁裏院中に奉る事ふるくよりゑかなり關東にてはとりちがへておぼえたり

○三十六人集

先師圓珠庵契沖阿闍梨の云く三十六人集はみづから集めたるもあり後に人のあつめたるもあり貫之集などのやうにみづからあつめたるだにいかなる故にかあらんおぼつかなき事まじればまして後にあつめたるには疑のこらざるにあらず又康秀喜撰黑主貞文棟梁元方千里深養父忠房等を除てこれらには及ぶまじき後の作者を入られたる事おほきもおぼつかなし人麻呂の集はひたぶる信じ難きものなり萬葉集の中よりぬしえらぬ歌までぬき出たり六十よこくを物の名によめる歌は殊に用るにたらぬものなりさすがに歌のすがた延喜天曆の後の作者のしわざなるべし「ふるみちにわれやまどはんいにしへの野中の草もしげりあひにけり」是は拾遺集の物名にもやまとをよみて讀人不知なり

爲章按ずるに先師の隨筆を河社と名つけられたり河社の事を卷頭にかゝれたればなり先年西山公の釋萬葉集えらばせたまふ時命をうけて大坂東高津なる圓珠庵のかたはらに旅宿し侍りしころ河社をも借り寫し侍りしを此小石川にて類燒せしはいとも念なき事なりそれに此三十六人集の難義をあまたのせられたり今こゝに載するは家兄爲實の曾て抄寫しおかれたるが反古堆の中にありしをだにとて寫し侍るなり

○濱主

續日本後紀承和十二年正月に伶人外從五位下尾張ノ連濱主といふもの百十三歲にして帝のお前にて和風

以上宣胤卿の歌なり

同記大永五年二月廿五日聖廟御法樂和歌

閑庭薄　かたみとて植けんたれをえのすゝき
風一むらの庭のつゆけさ　康親

名所擣衣　さよふかみうちたゆむまや立いでゝ
月に衣をさらしなの里　應猷

深夜千鳥　ふけぬとてなくやいそぢの友千鳥
わが世おどろく夢のまくらに　資直

怨戀　もしほ草かきつくしてもあまのすむ
うらみを人にいつもらすべき　濟俊

旅行　友なくて旅にはゆかんかりそめも
あふ人あればわかれぢもうし　御製

同　こしかたを思ふにつけてはる〳〵と
こゆべき山を見るもくるしき　伊長

同　今さらになにかはかりねあとさきの
よの中やどを夢路なる身は　宗清

寄水懷舊　汲てしれ世はみなすゑのにごりにも
その水上の清き心を　康親

○仲麻呂の詩

阿部仲麻呂ふりさけ見ればの歌は古今集に載たれば人みなしりたり詩一首文苑英華二百九十六巻にみえたり

啣レ命使ニ本國一　朝衡 唐ニテノ名ナリ或ハ晁衡トモ書タリ

啣レ命ヲ將レ辭レ國　非レ才忝スニ侍臣一ヲ
天中戀ヒニ明主一ヲ　海外憶ニ慈親一ヲ
伏奏達シニ金闕一ニ　騑驂去ニ玉津一ヲ
蓬萊鄕路遠ク　若木故園鄰
西望懷ヲレ恩ヲ日　東歸感レ義ヲ辰
平生一寶劍　留メテ贈ルニ結ビシレ交ヲ人一ニ

歌詩おの〳〵一首ながく天地の間に殘れるも不可思議の事なり

○伊勢の上人

永祿元年日記 記者不詳 後ノ六月三日中山亞相 神宮ノ傳奏 被レ談ク云去月廿三日神宮 外宮 上棟無事ニ令ニ沙汰一之由注進有之或比丘尼號ニ上人一 先皇ノ御代被レ下ニ上人號一女房初例歟 名はし號ニ慶光院ト以ニ諸國勸進之力一此ノ上棟取リ立ル者也內々又タ內宮ノ上棟存立ト云々雖ニ不相應ノ之事一末世如レ此之儀神慮有ニ子細一歟不ニ測知一事也

○後鳥羽院御製

奥山のおどろが下もふみわけて
道ある世ぞと人にしらせむ

書傳ふべきことの葉ぞなき

返　歌

契りをば淺からずこそ結しか
　　木の下水の何よどむらむ

今按報狀の歌は俊成卿なり返歌は兼實公なり師弟子と云られたり

○中古の冠

三長記（長兼卿日記）承元二年十二月廿五日東宮（順德院なり）御元服記ニ云々　次加冠理髮兩人起座退下各々被レ參二于北ノ廟被レ改二御衣服一之所上ニ　又內府左大將自レ本令レ候二此所一被レ理二改御髻ヲ一又御冠令レ廣レ之御冠師候二恭禮門ノ內ニ是先例也取二出針絲等一放二延ノベ御冠ヲ閉テニ付之一少進棟基持參了

今按今の世の冠はかやうに卽座に放延べくもなし靴の沓も今は紐を細き銅にて引まはし釘クギにて打付たりすべて衣冠の制古樣にては侍らじ

○貝の歌

宣胤卿日記文明十三年三月十日ニ云々　又貝五　裏ウチノ歌ノ事自リ二一條前ノ宰相ノ方一所望書樣ノ事尋ムトニ一條亞相ニ一首ノ時キ上句可レ在レ右ニ　此事雖二度々令レ書爲二後證一今注レス之

同記長享三年八月九日云々今日自二中山黃門一貝ノ歌ノ事所望書樣ノ事一條亞相ノ返事如斯但シ貝ノ左右ニ各々一首書レ之贈答ノ歌書ノ之間贈右ニ答タフ左ニ所書也古今戀ノ歌書レ之

貝ノ裏ノ歌ノ事左右ニ一首をわけ候て御書候はゞ右の出貝ニ上句を可書候歟以前承候し忘却候（其分に先年御尋被成候時申つる歟）

同記の中に

春聲　沓のなるあられはしりの雲の上に
　　この殿うたふ月ぞさえ行

夏聲　光あるかざり車のたますだれ
　　かけてあふひぞけふを時めく

海邊時鳥　山ちかきすまのうらはのほとゝぎす
　　なみこゝもとに聲ぞまぎるゝ

秋聲　やすくねぬちかきまもりの夜めぐりに
　　夜ながきころやしげく聞らむ

寄月占戀　この暮の月にやすらふつじうらも
　　逢はずはまつや空を恨みん

無常　いつよりかなき數ならんとばかりを
　　ある世に思ふほどのあはれさ

其後ノ儀式ハ依テ二平日之德行一諡號シ或以テ二後院ノ御所一
證成（此二字本ノマヽ）追號有二山陵之由緒一有二庵號之遺詔一
彼是非レ一ニ者乎
勸修寺前中納言（教秀卿申詞これも前後を略す）
如ハ二爲長卿ノ記ノ者元明天皇ノ敕命ニ以テ二其國其郡一ヲ可レ
爲ニ諡號ト一之由分明也

○梅雨（よみやう）

同記長享二年十月二日和歌披講之記ニ梅雨ト云題アリ爲
富卿は音にて梅雨（ハイウ）とよむべしと云々親長卿は是ヲ笑テ
若シさみだれと可讀歟としるされたり
爲章按ずるに古き家々の集あるひは女房の日記な
どに歌の題を書たる所を見るにたとへば立春をた
つはる初春をはつはる早春をはやきはるなど假名
にて書たるを思へばいかに漢字にて書たればとて
よまるゝかぎりは國音によむが古風としられたり
されば梅雨も親長卿ののたまひしやうにさみだれ
とよむが正義なるべし五月雨も梅雨もみな萬葉か
きの義訓とするべし

○慶德庵

同記長享三年三月十二日ノ記慶德庵（舊院ノ御代祇候貞久三位姨）一昨
日死去七十八歲歟貞久令レ書レ影令レ見レ之處臨終ノ詠
歌（年來數寄也不便云々）

殘してもなにゝかはせんあだし野の
くさ葉にきゆる露のおもかげ

○龜居（筒居丈六居）

同記明應六年三月廿六日宣胤ニ返書ニ龜居筒居丈六居
龜居ハ膝ヲ突テ居候筒居ハ膝ヲ突候ハテックバヒタル
居樣歟ト覺候
今按丈六居ハ座像ノ佛ニ譬たる名目なるべし

○王氏の是定

小右記長元四年三月一日ニ云式部卿親王可レ被レ留（トヽメ）ニ王
氏ノ爵ノ之是定ヲ一歟今年可レ有ニ朔旦ノ叙位一以ニ他ノ親王ヲ一
可レ令ニ是定一歟
今按橘氏ノ是定をのみ沙汰して王氏にも是定の人
ある事を世の人しらずこの式部卿親王は敦平なり

○兼實公俊成卿贈答

玉海治承四年二月卅日戊午俊成入道之許ニ送ル二消息ヲ一
自筆爲レ謝ニ一日ノ之遺味ヲ一也其次テ和歌ノ抄物爲ニ勞熱一
可ニ傳受一之由示シ送ル報狀ニ云
ふりにける木の下水の淺ければ

こゝの夜日にはとをかを」と申せしは連歌の始とするか上下合せて見れば旋頭歌の始にてもあるなり

○物の名

仲文集に紀の國の郡どもをよめる　いと伊都　なか那賀　なくさ名草　ありた在田　あま海部　ひたか日高　むろ牟漏

いとながき夜はなくさますあまりあり
たえずひたかんむろにすまばや

三十一字の中に七郡十七字をかくしたるはやすからぬ事なり

新拾遺集に　しやう　ふえ　ひちりき　こと　ひは
讀人しらず

うしやうし花匂ふえに風かよひ
ちりきて人のことゝひはせず

これは草庵集にあるをいかで頓阿法師とはしるされざりけん不審なる事なり

○みをつくし

萬葉十二卷水咫衝石心盡而といふ歌の御釋ニ云延喜式第五十雜式ニ云ッ凡ッ難波津ノ頭海中立ニ澪漂一云々字は澪漂とかけど名の意は水脉津籤にてつは助語なり此歌に水咫衝石とかけたる咫の字不審なり音訓ともにをと用ふべき證を見ずもし越の字の傳寫のあやまりにや云々

今按水脉に木を立おきてしるしとすれば往來の舟それを目あてにするなりされば水脉に立る籤といふ意なり

○婚姻の和歌

元祿中久我三位中將輔通卿へ一條殿姫君成君と申す　御婚姻の時中將殿より中院通茂卿代作なり

そこひなき心のほどぞわきかへる
岩井の清水いはずともしれ

かへし成君の御方　野々宮中將定基朝臣代作

世々を經て絶ぬ後こそ汲しらめ
岩井の清水そこひなしとは

この婚姻の贈答もたえて久しくなりぬるをかやうにおこしたまふ事殊勝なることとなるべし

○天子の論號

親長卿日記ニ後花園院ノ院號定ノ時中院大納言通秀申詞をのせられたり文長ければ前後を略す
凡ッ論法ノ事起ニ於周道ニ遠ク及ニ日域一者歟神武已來至ニ文武一ニ四十二代ハ者是レ淡海公ノ所レ製事已幽合也

義也故ニ自由之讀也何ッ後乃京極殿ト可レ申ス事有ニ其ノ煩ニ哉

〇盃彼岸

源順集ニ七月十五日ぼむもたせて山寺にまうづる所

けふのためをれる蓮の葉をひろみ

露おく山に我は來にけり

蜻蛉の日記 左大將道綱母の作なり にいはく二月も十よ日になりぬ 中略 ひがむにいりぬれば 略

今按時正を彼岸といふ事ふるくよりなり

〇うはぶみ

又いはく 道綱母此時西山の鳴瀧邊に居たまへり 内侍のかむ のとの より訪たまへる御かへりに心ぼそくかき〳〵てうはぶみに西山よりとかいたるをいかゞおぼしけん 上下略

今按日本紀にも題ウハブミと點じたり今の世にはうはがきといふ但し伊勢物語にうはがきにむさしあぶみとかきてとあれば是も古き詞也

〇かしく

又いはく八月まつほどにそこにひゞしうもてなしたまふとか世にいふめるそれはしもうめきもきこえてんかしくとあり 上下略すこれも文のこと葉なり

女の文にかしくと書事古くよりなり日本紀に恐懼の字をかしこしと點したるに同じ意なり阿那恐アナカシコといふあなは古事記の自註に甚切なる時の詞とあれば誠恐などいはむが如し字を假りて穴賢と書たるに付て俗説あり用ゆべからず

〇旋頭歌

萬葉古今集などふるくは五七七。五七七とよめり

續千載集に　　　俊成卿

みどり子と。おもひし人も。老ぬとて。

そむく世を。見るかなしさは。夢かうつゝか

かへし　　　隆　信

ありてなき。夢もうつゝも。たれにかく。

とはれまし。君が見る世に。そむかざりせば

五七五七々とよめるは此外になし　續草庵集に六地藏に法樂し侍し六句の歌

月はいり。五　また日はいでぬ。七　中ぞらの。五

やみをてらすは。七　曉との。七　ちかひなりけり。七

これは五七五七七七によみたり又按ずるに日本紀に載せたる日本武尊の「にひはりつく波を過ていく夜かねつる」とのたまふに秉燭者の「か丶なへて夜には

心有流水自淸淨といふ事を

行河の淸きながれにおのづから

心の水もかよひてぞすむ

上近章が江戸より訪來れるに

かた糸の又もよりきてけふこゝに

あふことのねはしる人ぞしる

御弟大炊頭賴雄朝臣の訃音を聞たまひて

山ふかく世をのがれても世の中の

うきは問きてぬるゝ袖かな

稻葉氏なる人身まかりし時

はかなしやこむといひつゝいなば山

松をしるしの塚に見る世は

いたくわづらはせ玉ふ秋のころ

風をいたみみだるゝ草の露の上に

しばし宿かる月のはかなさ

大樹殿下 憲廟 の侍醫謙德院玄建法印を西山へまゐらせられて江戸へかへり侍りける時「筑波山しげき惠みを千代までといのりつゝたつたびごろも」かなと申侍りければ

千代までといのりつゝ立たび衣

きても又みよ草の庵を

丹波の國千年山の隱士朴翁安藤居士がもとよりの文に「松たかき千とせの山の名にかけて君をぞいのる萬代までに」と申おこせたりしに

山の名の千年は君にゆづり置て

よみぢとをくも我や別れん

西山公もとより武林の豪傑なる御生質なりしを武は文を基とせざれば經濟謀略ともに鄙拙なりとはやく御心づきて御としわかき程より藩政講武の御いとまには經義をくはしくし歷史をこのみたまひたれば詩歌はただ興に筆にまかせらるゝのみにてねりたまふ事なくぞ侍し朴翁居士は爲章が先考なり

○よみくせ

和長卿日記云凡儒中故實者天子之追號後字用音讀大臣稱號之時後字用訓讀是通法之故實也後深草院一號者後字用訓讀云々其樣御不孝之讀不聞好之義也 後深草院 又大臣稱號之內後京極殿之一號人皆後字用音歟是無殊事只以言好之

ぎすうはのそらにもおとづるゝかな　香玉詠藻は　泰姫君の御集なり

夕立

夕だちの風にきほひてなる神の
ふみとゞろかす雲のかけ橋

山家納涼

石そゝぐ音も涼しな山里の
かけひにあまる庭のやり水

殘暑

風のおともまだ秋淺き草の戸は
殘るあつさも一しほにして

月前草花

露むすぶ尾ばなが末を吹風に
さえ行月のかげぞこぼるゝ

雲間月

たちぬはぬ天津少女の雲の袖
つゝみあまりていづる月かげ

八月十五夜那珂の湊にて

名に高き月をみなとの浦風に
雲も跡なくはるゝ空かな

ながめやる海づら遠く雲はれて
波より出る月のさやけさ

月の夜人々とひきて糸竹しらべ侍りければ

行雲もたちとまるべくいと竹の
聲すみのぼる秋の夜の月

暗夜聞鴈

むば玉のよわたるかりやこれぞ此
からす羽にかくもじの一つら

初冬紅葉

置むすぶ霜より後の松ならで
又あらはるゝみねのもみぢば

落葉

くれなゐにちるもみぢ葉を吹まきて
風も色ある山里の庭

埋火

ねざめする板間のあらし音さえて
わが世もふくる埋火のもと

萬葉の詞をとりて海といふ事を

天雲のそゝへのきはみはる〴〵と
おなじみどりのおきの鹽さい

年號六年は廢帝卽位の四年なり靺鞨國は舊唐書北狄傳に見えたり在(ニリ)京師(ノ)東北六千餘里(ニ)東至(ニ)於海(ニ)西接(ニ)突厥(ニ)南界(ニ)高麗(ニ)北鄰(ニ)室韋(ニ)とありすなはち肅愼の地なりとぞ　又按(ニ)續日本紀天平勝寶六年の下に太宰府に勅して國の行程を牌(ニ)志るさしむといふ事あり壺の碑もその類とみえたり

○西山の御詠たまたま記憶せしばかりを書つく

初春鶯

うぐひすの聲のあやをもおりはへて
霞の衣春は來にけり

春水

氷ゐし池の心も春くれは
風のまにまにとけてのどけき

霞

花鳥の色ねもあれどおしなべて
霞むや春のしるしなるらん

山家梅

山ふかみ人は問こぬ柴の戸に
ひとり春しる軒のむめがえ

春月

八重霞へだつるかげを見ればなほ
心づくしの春の夜の月

花のころ

老らくの身につむ年はわすられて
花待えたる春ぞ嬉しき

春の色はこの一枝にこもりくの
はつ瀬の山の花のおもかげ

白雪の八重たつ山のかくれかも
花さくころは人にとはるゝ

雨後花

露をもき花は軒ばに白妙の
雲を殘してはるゝ雨かな

殘花

色も香も今はめづらしさくら花
この山かげに春を殘して

夜聞郭公

ほとゝぎすなく一聲に中たえて
わたしもはてぬ夢のうき橋

後に香玉詠藻を拜見し侍るにこのほとゝぎすの御歌は西山公まだわかき御時御臺所泰姫君の御方へまゐらせられたるなりこの御返歌に　いとゞさへさびしきやどをほとゝ

助神作徒之大合言喩字故ニ無レ翼ッ長ク飛ヒ無レ根ッ更固シ
右のいしふみ荒野の中にむなしく埋れある由を
西山公聞しめして佐々介三郎宗淳に命じたまひ石
をたゝみ碑亭を立て再興せさせたまふその時宗淳
が私考に
右那須ノ國造ノ碑在リ二下野那須ノ郡湯津上ノ里一ニ碑ニ云
永昌元年己丑四月飛鳥浄見原ノ大宮那須ノ國造追大
壹那須宣事提評督被レ賜歳次ル二庚子一年正月二壬子ノ
日辰節彌故意斯麻呂等立ツレ碑ヲ貞享四年ノ之秋予奉テ二
君命ヲ一至ニ那須ニ一親寫ス二碑文ヲ一元年ノ上ノ二字不ニ甚タ分
明ナラ一乃摸印メ見レ之永昌ノ二字也然モ本邦無ニ永昌ノ號一
焉飛鳥浄見原天武朝也天武有ニ朱鳥ノ號一永昌ノ字形
稍似ニ朱鳥一想ニ是レ歳月ノ之久キ字體訛缺也因テ推シテ爲ニ
朱鳥ト歸後考レ之朱鳥元年ハ歳在ニ丙戌一ニ而此曰ニ己
丑ト則非ニ朱鳥一也明矣今按唐ノ武后永昌元年歳在テ二
己丑ニ而當ニ持統ノ三年一ニ此時本邦年號闕ク故ニ假ニ用
異域ノ年號ヲ乎彌故ノ二字於レ義不レ安疑ハ是物故之訛
乎庚子ノ年ハ是文武ノ四年也蓋シ那須ノ國造天武ノ朝ノ
人物而歴ニ仕持統文武一ニ者也凡上世碑碣今存ニ于世一ニ
者ノ此碑ト與ニ陸奥ノ壺ノ碑一也而壺ノ碑爲ニ好事ノ者一往
往摸寫此ノ碑在テ二荒墳茂艸之間一ニ無ニ人ノ識ル一レ之者一自レ
非ニ我君侯好ノ古之深一ニ安ッ得レ傳ルコトヲ二之ヲ世間一ニ乎死者
若シ有レ知ラハ那須ノ國造忻ニ々然タラン於地下一ニ焉

○壺　碑

奥州宮城郡市川村にあり佐々介三郎宗淳先年
西山公の命をかうふりて一覽のためにかの所にいたりてこ
れをうつし侍りぬ今加レ點ヲ　高サ六尺三寸横三尺一寸厚一尺

多賀城

去レ京ヲ一千五百里
去ニ蝦夷ノ國界ヲ一一百廿里
去ニ常陸ノ國界ヲ一四百十二里
去ニ下野ノ國界ヲ一二百七十四里
去ニ靺鞨ノ國界ヲ一三千里

此城神龜元年歳次ニ甲子ニ按察使兼鎮守將軍從四位上
勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歳次ニ壬
寅ニ參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使
鎮守將軍藤原惠美朝臣朝獦修造也
天平寶字六年十二月一日
按ずるに大野東人は糺職大夫果安の子なり天平十
四年十一月卒す朝獦は惠美押勝が三男なり寶字八
年九月十八日誅せられたり天平寶字は孝謙天皇の

ごとし柏は石なり岩門にある石といふ詞なり石をかしはといふ本説は日本紀景行紀云ク天皇初メ將レ討レ賊ヲ次ニ于柏峽大野ニ其ノ野ニ有レ石長サ六尺廣サ三尺厚サ一尺五寸天皇祈之曰朕得レ滅ニ土蜘蛛ヲ者將レ蹶ニ茲ノ石ヲ如ニ柏葉ノ而擧焉因テ蹶レ之則如レ柏上ニ於大虛ニ故號ニ其ノ石ヲ曰ニ蹈石ト也これに依て かしはとも又ほめて玉柏ともいふなり

○十二ひとへ

此名目ふるき物に見えたる は源平盛衰記卷四十三ノ十三葉の裏ニ女院は御燒石ト御硯ノ箱トを御袂に宿入御身ヲ重メツヽキテ海ニ入給フ 此間略之 彌生ノ末ノ事なれば 藤重ノ十二單ノ御衣ヲ召云々

○月　代

玉海 兼實公日記 安元二年七月八日建春門院崩御の記にいはく自ニ件ノ簾中ニ時忠卿出レ首 其鬢不レ正月代太見苦メ面色殊損 亦ニ左大臣以下ニ云 下略

爲章按ずるに時忠卿は女院の兄なれば御簾中へ出入せられたるべし月代の事ふるきものには此記にはじめて見えたり撰集抄は西行法師の作のよし 但後人の添入とおぼしき所もあり これにも月代といふ事あり

○菊の歌

萬葉集には一首もみえずそれよりのち桓武天皇の御製を類聚國史七十五卷に載られていはく延暦十六年十月癸亥曲宴酒酣ニノ

皇帝歌テ曰ク己乃己呂乃志具禮乃阿米介菊乃波奈知利曾之奴倍岐阿多良蘇乃香乎賜ニ五位已上衣被ー

今按いまも菊の花は九月中ごろもしくは末つかたより十月までさかりなり萬葉に淡路廢帝天平寶字年中までの歌を載られたるに一首も見えざるは稱德光仁の御代あるひは桓武のころなどもろこしより菊のわたりたるにや

○那須の碑

墓の竪八間横七間碑の高四尺三寸濶壹尺五寸厚八寸八行十九字すべて百五十二字

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須ノ國造追大壹那須ノ宣事提評督被レ賜歲次庚子年正月二壬子日辰節彌故意斯麻呂等立碑銘偲云尒

仰惟殞公ハ廣氏ノ尊胤國家ノ棟梁一世ノ之中重被ニ貳照ニ一命ノ之期連見ニ再甦ニ碎レ骨視レ髓豈ニ報ニ前恩ヲ是以テ曾子ノ之家無レ有ニ嬌子ー仲尼ノ之門無レ有ニ罵者ー行レ孝ヲ之子不レ改ニ其ノ語ヲ銘夏堯心澄神照乾六月童子意香

るべし清浄なるさまなりあしはらの繁りたるほとりの小屋は上古おのづから質素の體さも侍るべし余理姫は事代主ノ神のむすめ神武の嫡后にして綏靖天皇の御母君なり是より皇統萬々世に傳はりて日のもとのひかりあまねく照させたまへば此狭井河の波はかの出雲八雲になほたちまさりておぼえ侍れば王道哥林にたふとむべき御製なるべしそもそも夫婦は人倫の初め父子兄弟君臣朋友の道もここに基ゐすれば聖人やがて別の字をもて教を立たまへり心ある人はくはしく問正し侍るべき所なり

○公事根元

この書を後成恩寺殿 兼良公 の撰とのみおもひ侍りつるにそれよりさき年中行事歌合の奥書にして後普光園院殿 良基公 の作なりそれを兼良公抄出して題號をあらため将軍家へまゐらせられたるなるべし

○眉ぬき歯くろめ

紫式部日記寛弘五年十二月に云くつごもりの夜つゐなはいととくはてぬればはくろめつけなどはかなきつくろひどもすとてうちとけゐたるに 云々 とりかへばや 作者未詳彰考館の御本は合册にて四册あり の中に云くかしらあらはせなどして髪もかきたれなどして見ればあまのほどにふさ／＼とかゝりたり眉ぬきかねつけなど女びさせたれば 云々 建内記 時房公日記 永享三年十二月ニ云ク予ガ女 九歳 有ニ祝着ノ事一歯久呂美三筆予付ニ初之一ヲ眉毛スク事母是ヲヌク次ニ三献 云々

按ずるにとりかへばやは源氏さ衣などより後に作れる艸子と見ゆ宣耀殿 實は男也 權中納言 實は女也 兄妹をとりかへて作れり

○小兒の額に犬の字

大府記 為房卿日記 康和五年八月廿七日ニ云東宮遷ニ御高松ノ第一ニ戌ノ四刻御出宗通卿御額ニ奉レ書ニ犬ノ字一ヲ先日ハ女房奉仕為房卿の子息 顯隆卿 日記には戌ノ刻行啓依下テ可レ奉レ書ニ阿也都古人一ヲ事上以レ予為ニ御使一被レ申レ院

為章按ずるに犬ノ字をかく事を阿也都古人をかくともいひけんかし

○いはとかしは

萬葉第七よみ人しらず
吉野川いはとかしはとときはなす
　　我はかよはんよろづ代までに

御釋云いはとゝ云は唯岩と云にはあらず岩ある河カハ門ト也第十三に川の瀬のいはとわたりてとよめるが

今霄雅頌聲　五

元長卿日記永正三年二月七日
賦耕於東郊各分一字　詩　探得翁字
權中納言元長
天氣降和春雨濃平
田水蘸識年豐勸農
只在東郊舍耒耜荷來
白髮翁

同五年正月廿五日內裏之御會
春日同賦宮梅動　詩與詩以紅爲韻
宮樓簾颭帶香風樹々
梅花白又紅御宴最宜
動詩與羅浮春色滿樽
中

宣胤卿日記文龜二年正月二十五日禁裏御月次御會
春日同詠竹不改色　和歌
權大納言藤原宣胤　名字ハ歌ヨリ少サガルヘシ

うへそへて君そ千とせの春もみむうてなのたけの常盤かきはに

此字配分今日各々不レ然又未ノ三字ノ事不レ加二眞名一可レ爲二三字一云々依レ人不レ然今日爲廣卿吳多計ト書レ之

二水記　鷲尾隆康卿日記也
春日詠花色春　和歌
從二位藤原隆康
長閑なるはるをひかりと彌年の花にくはゝる千代の陰かな

中殿御會以前タル間不書應製臣上等之字高檀紙二枚ヲ重テ書之ヲ高サ一尺三寸二分端作ノハシ三寸五分斗ナリ高檀紙聊ヒロキ間一寸アマリ縮ナリ懷紙寸法古今無定樣云々雖然大方聞合テ書之畢二枚重事是又無益事歟然とも當時料紙以外輕薄タル間以了管如此也古クモ又カリアリト云々今度人々所爲區々也

○神武天皇御製　人の世となりて三十一字のはじめ也　古事記
芦原のしけこき小屋に菅たゝみいやさや敷てわがふたりねし

これは伊須氣余理姫の狹井河　大和國城上郡　の家に行幸したまひ一宿御寢まして後に余理姫入內し玉ひたる時よませたまへりしけこきは繁きなり菅たゝみは菅疊なりいやさやは彌清にて夢疊八野敷たまふな

七種をおもひつみける
程も嬉しな
かきりなく君もふるすな
行すゑのしるへとたのむ
千世の榮えを
もてはやすなさけそ
くむに淺からぬ
世に七十のかす
ならぬ名を

〇和歌に闕字

宣胤卿日記永正四年閏十月一日ニ云自二濃州左衞門督一基音卿狀到來先日ノ返事也有歌

心ある　君にとはれて三とせふる
あつまのたひのうさもわすれつ

彼ノ狀ニ云歌ニ闕字平出ノ事近代不見及候公宴などにも無其儀候歟但シ京極黄門 建仁元年之度 峯月照松と云題にて

さしのほる
君を千とせとみ山より
松をそ月の色に出ける

とか、れ候此外不見候御所見ノ事候はゞ承度候 此歌黄門自筆ノ懷帋先年於二此ノ金吾ノ許一一見シ了誠ニ公宴可レ有二故實一歟平出まては嚴重之事也

〇社頭の文臺

明月記定家卿日記 建永二年三月七日ニ云御二幸賀茂ノ社一有二歌合一以二榊ノ枝一爲二文臺一枝ノ本ヲ向二御社ノ方一以二木ノ葉面一可レ爲レ上之由有レ仰其儀了テ又幸二上御社一有二歌合一以二松ノ枝一爲二文臺一ト

〇詩歌の懷紙

岡屋關白兼經公日記建長二年六月廿七日余カ詩ノ書樣如レ斯書二高檀紙一

夏日同賦聖恩覃草木
應製一首 以榮爲韵
攝政從一位臣藤原朝臣兼經上
我后聖恩人識否遍覃　九
草木萬方平殿前再　八
奏金芝色省下重開　八
瑞折榮太昊氏風傳　八
盛德汾陽縣月契長生　九
微臣扶老侍斯席悅矣　九

る殘りをだにとて年月の次第にもよらずその事の類をもわかたずなほこのごろの事をも只筆のまゝにうつして老のものわすれに備へ侍るなりもしあまりのよはひも侍らば取捨して淸書せまほしくなむ

〇七十賀

中院内府通茂公于時前大納言は　西山公と和歌の友がきむつまじく申かはさせたまふ元祿十三年四月十三日かの誕生の日をえらび七十の賀をまゐらせられける内府の御門弟なりとてその賀使に爲章を京師へのぼせられ侍りぬ目錄の中に壽桃とあるは大きなる饅頭に紅をもておの〳〵壽の字を書たり長壽香は大淸よりわたりたるながき線香なり壽燭は長き蠟燭を金銀の箔にてかざり下の穴に五色の絲をさし入たり壽麪はいとも長き索麪なり仙禽は鶴にてぞ侍し

謹　具

壽燭貳樹

長壽香貳百枝

壽麪壹筐

壽桃百顆

仙禽雙翼

壽酒朋樽

壽詞壹章

奉　申

賀　敬

前權中納言西山源御諱拜

これより別紙也

賦短律一章恭奉祝

中院前亞相古稀初度

七旬華旦月南極

爛儲精轆々蒲輪

轆欣々槐木榮嚴

霜高氣節藝圃檀

歌名仁者元惟壽

何爲美老彭

庚辰四月十三日

前權中納言西山源御諱拜

大納言殿より和したまふ歌の書體

和壽章芳韻和歌

散位源通茂

和かえよとわかなにまさる

年山紀聞　第一

安藤爲章

○西山

常陸の國久玆の郡太田の郷の西にあたりて十町ばかりもあなた白坂といふ里の奥なり水戸府城より太田までは五里ほどなり

梅里公（また常山とも稱したまふ御いみな光圀御あざなは子龍）この山に隱居し給ふは元祿四年辛未五月九日になんありける（于時前權中納言六十四歳）それより前に山あひの木をきり草をかり土をたひらかにして松の柱かやが軒端竹あめる扉かりそめなる御かまへなり此御かまへの時くちたる櫓をほり出したるを見ればいづれのむかしまではこの山の麓までも久玆の海などや入きたり侍りけむ今はその海までは一里にあまり侍らまし陵谷の變はかりがたき事なるべしこの山に入らせたまひて後の詩歌などには西山樵夫ともか丶せたまふさふらふともがらもあるはとし老あるは病つきて府城の奉公に堪がたきをわづかに五六十人ばかりえらびつかはせたまふその人人私の家居もこ丶かしこ谷のくま〲松の木かげにかりそめながら物きよくしつらひたればかの桃源の仙郷もかくやあらましとおぼえ侍り軒ばの山より流る丶泉をた丶へておまへの池とし鴛鴨などあそばせ谷あひの田の面には丹頂の鶴ひとつがひやしなはれたりおましの左右にはからやまとの書の外は剰物なし御友なひには彰考館（江戸小石川の藩邸にあり）の學者たち四五人づ丶かはり〲に參りて詩歌の唱和あるひは本朝史記釋萬葉集以下御編集の議論どもおもしろかりし年月にぞ侍りしあるひはまた神職出家のともがら御領常陸のうちはいふにも及ばず江戸よりもちかき國國よりも年ごろ御めぐみを得たる輩えたひ參りて學問なにくれの物がたりども聞えまゐらせて御在藩の御時よりは中々なれむつび奉られける此山中にすみ玉ふ事おほよそ十とせに及びて元祿十三年十二月六日に薨したまふ御諡は　義公と申す西山より一里ばかりなる瑞龍山にはうふりその儀儒禮をもちひらる（希世の名將のかく一たびすませたまへば後々は名所の數にてぞ侍らまし）爲章も水戸に侍し時參り仕へ侍りたれば今此御うへに及ては懷舊のむねいたましくなみだをすゞりの水にそへ侍るぞかし其あいだ見もし聞もしたる事どもをふところ紙に書付おき侍しが過しとし小石川の回祿にぬすまはれた

年山紀聞第一

目錄

年山記聞は年山安藤爲章博士の筆にまかされたるものなり此頃めづらなる文好む人のしわざにやあらん書ぬきたるが連りはふはあれど全きは彰考館の御ものとかやみることかたくなんおぼえしを彼はかせのこのかみ素軒爲實博士のはつこ爲端ぬしは橋本經亮ぬしに從ひて國つまなびする人にしあなれば勸めて彼御本をまうし出して世に公にせしむとなり凡世に隨筆てふものは多かめれど御くにぶりともろこしぶりのかたわきたるをこは然らずその故はもとより三史五經にくらからぬ人の　西山義公につかへまつりしのちは同じく召に從ひてつどへるはかせたちの名たゝるをともとして見きゝをひろめはた契冲あざりのもとへゝ御使になんしば〳〵いきかひたまへればこなたのいにしへぶりの廢れたるをおこせる時にあひてめづらなるかうがへのせちをもえつもとよりかの君のつどへさせたまへるくさ〳〵の書ども大かたの世にまれらなるが多かめるをわたしみて心にとゞめ筆にうつしかれこれいづちもかよはしてまなびに富たるぬしからかた〳〵よらぬ中ぞらの心の月のくまなきにことばの花のにほひも深きはさることぞかしこれなん世にひろまらば誰ためもよきたまものとぞいふべきやつかりは何のわいだめなき山かつの老しれたるものからこの書をよみて暑のかたぶくをしらねばいでさらばいさゝけもはしがきせよと橋もとぬしのもとめ給へるまに〳〵つたなき筆を染ぬ

閑田庵蒿蹊

年山紀聞序終

刻年山紀聞序

先輩年山安藤子以冠冕之裔長于輦轂之下與其兄素軒竝以通典故見稱及其應聘本藩也入則侍
義公出則在史局偏接一時名士又嘗屢奉使京畿之間常與契冲師周旋異聞不尠其平生耳目所覩記隨筆爲冊凡六名曰年山紀聞嗚呼久者易失遠者難記年山沒距今殆百年猶如交臂一堂聽其唔語者獨賴此書之存則不爾幸乎且其萬葉諸說以下稱
義公之言者雖卒出一時談話之餘亦皆滄海遺珠崑山片玉尤可珍也近時此書頗爲世所推傳播千里而讀者或恨其多謬誤頃有京人欲上梓者就肥後守橘朝臣謀諸余余喜其擧取年山手書原本謄寫一通以贈橘君時素軒玄孫爲端在京師爲橘君門人橘君卽使爲端重校再訂然其書固屬一時隨筆語涉疑似者爾不少皆存其舊不輙改之云余嘗西遊與橘君有舊因使余序其由故題卷首爾

寛政十一年己未春三月

水戸　小宮山昌秀序

友人　吉田尚典本助書

以上

百家說林續編上卷

目録

百家說林

續編上